

令和4年版

犯罪白書

—新型コロナウイルス感染症と刑事政策—
—犯罪者・非行少年の生活意識と価値観—



法務省 法務総合研究所 編

本書は再生紙を利用しております。

はしがき

我が国の犯罪情勢は、刑法犯の認知件数が令和3年も戦後最少を更新するなど、全体としては改善傾向が続いている。しかし、個別に見ると、児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺等は、検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にあるほか、大麻取締法違反は、若年層を中心に検挙人員が増加し続けているなど、予断を許さない状況にある。出所受刑者全体の2年以内再入率は、低下傾向にあり、令和2年の出所受刑者の2年以内再入率は前年に引き続き16%を下回ったが、満期釈放等による出所受刑者の再入率は仮釈放による出所受刑者よりも相当に高い状態で推移しており、再犯防止対策の更なる充実強化が求められる。

このような状況の中で、令和3年は、2年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により我が国の国民生活・経済・社会が大きな変容を余儀なくされたところ、同感染症が我が国の犯罪動向・犯罪者処遇に与えた影響等については、今後の犯罪予防や犯罪者処遇の在り方を検討するに当たり、できる限り明らかにしておくことが望ましい。そこで、本白書では、「新型コロナウイルス感染症と刑事政策」と題して特集を組み（第7編）、刑法犯や注目すべき犯罪について、月別の犯罪動向や関係する指標との対比を見るなどして同感染症感染拡大下における犯罪動向を分析するとともに、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階において、処遇の現状や各施設における同感染症対策を概観するなどし、同感染症が我が国の犯罪動向・犯罪者処遇に与えた影響等についての分析を試みた。

また、平成29年に閣議決定された再犯防止推進計画では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等が重点課題として位置付けられるなど、犯罪者・非行少年の特性に応じた処遇の重要性がより一層高まっており、犯罪・非行の動向等の客観的指標に加え、犯罪者・非行少年の生活意識や価値観という主観的な部分についても、それぞれの特性を十分に把握する必要がある。法務総合研究所は、これまで少年鑑別所に観護措置によって入所した少年等を対象として、その生活意識や価値観について調査・分析した結果を紹介してきたところ、幅広く犯罪者・非行少年について調査・分析を行う重要性から、本白書では、「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観」と題して特集を組み（第8編）、犯罪や非行に至った原因やその再発にまつわる要因等に焦点を当て、関連する社会情勢の変化や、犯罪者等の動向などを概観するとともに、犯罪者・非行少年の生活意識や価値観に関する特別調査の結果を分析して、その特徴を明らかにし、今後の指導や支援の在り方、再犯防止対策の在り方等について検討した。

令和3年を中心とする最近の犯罪動向と犯罪者処遇の実情を扱った本白書のルーティーン部分が、犯罪情勢の定点観測を行うための素材として、効果的な刑事政策の立案の基盤となるとともに、各特集部分が、新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症の感染拡大等の社会問題が生じた場合における新たな刑事政策の在り方や、犯罪者・非行少年の特性を踏まえた犯罪予防・再犯防止対策等に関する様々な問題を検討する上での基礎資料として、広く活用されれば幸いである。

終わりに、本白書の作成に当たり、最高裁判所事務総局、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係各機関から多大な御協力を頂いたことに対し、改めて謝意を表する次第である。

令和4年12月

法務総合研究所長 上 富 敏 伸

凡 例

【罪名・用語・略称】

第1 罪名等の定義

罪名等の定義は、特に断らない限り、次のとおりとするほか、各統計資料の区分による（特別法の略称は、第3の1参照）。

1 刑法犯

【**刑法犯**】は、刑法（明治40年法律第45号）及び次の特別法に規定する罪をいう。ただし、後記2及び3に該当する刑法の罪を除く。[注1] (ア) ㉞、㉟、(イ) ㊲、(ウ) ㊳及び(エ) ㊴参照

- ①爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）②決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）③印紙犯罪処罰法（明治42年法律第39号）④暴力行為等処罰法（大正15年法律第60号）⑤盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）⑥航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）⑦人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）⑧航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）⑨人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）⑩組織的犯罪処罰法（平成11年法律第136号）

(1) 刑法犯の基本罪名には、次の罪を含む。[注1] (ア) ㉞～㉟及び(ウ) ㊳参照

- ①未遂 ②予備 ③教唆及び幫助 ④強盗致死傷等の結果的加重犯 ⑤業務、目的、身分等による刑法上の加重減軽類型 ⑥盗犯等の防止及び処分に関する法律による加重類型

(2) 次に掲げる刑法犯の罪名には、括弧内の罪名を含む。[注1] (ア) ㉞、㉟、(ウ) ㊳及び(エ) ㊴参照

- ①殺人（自殺関与、同意殺人）②強盗（事後強盗、昏酔強盗、強盗殺人、強盗・強制性交等）③傷害（現場助勢）④脅迫（強要）⑤窃盗（不動産侵奪）⑥公務執行妨害（封印等破棄）⑦偽造（刑法第2編第16章から第19章までの罪における文書等の各偽造（不実記載・不正作出等を含む。）及び同行使（供用等を含む。））⑧職権濫用（特別公務員暴行陵虐）⑨強制性交等（準強制性交等、監護者性交等、強姦（平成29年法律第72号による改正前の刑法177条及び178条2項に規定する罪をいう。)) ⑩強制わいせつ（準強制わいせつ、監護者わいせつ）

2 危険運転致死傷

【**危険運転致死傷**】は、自動車運転死傷処罰法（平成25年法律第86号）2条、3条、6条1項及び2項に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。[注1] (ア) ㉟、(イ) ㊲及び(ウ) ㊳

3 過失運転致死傷等

【**過失運転致死傷等**】は、自動車運転死傷処罰法4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに自動車運転過失致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪をいう。以下同じ。）、業務上（重）過失致死傷をいう。[注1] (ア) ㉞及び(イ) ㊲

4 特別法犯

【**特別法犯**】は、前記1ないし3以外の罪をいい、条例・規則違反を含む。[注1] (ア) ㉞及び(エ)

㉞参照

(1) 【**道交違反**】は、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び保管場所法（昭和37年法律第145号）の各違反をいう。

(2) 【**交通関係4法令違反**】は、道交違反に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の各違反を加えたものをいう。

(3) 【**交通法令違反**】は、交通関係4法令違反に、道路運送法（昭和26年法律第183号）、道路

法（昭和27年法律第180号）、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の各違反を加えたものをいう。

[注1] 各統計資料による場合の特則

(ア) 警察庁の統計による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、刑法（後記㊦に該当するものを除く。）及び次の特別法に規定する罪をいう。
- ①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律 ⑤航空機の強取等の処罰に関する法律 ⑥航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 ⑦人質による強要行為等の処罰に関する法律 ⑧組織的犯罪処罰法 ⑨火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号） ⑩流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第103号） ⑪サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号） ⑫公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号） ⑬公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号）
- ① 第1編第1章及び第3編第1章第1節における「刑法犯」の一部並びに第4編第7章及び第8章における「刑法犯」は、平成14年から26年は危険運転致死傷を含む。
- ㊦ 「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を、「傷害」は、同法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含み、「暴力行為等処罰法違反」は、同法2条及び3条に規定する罪をいう。
- ㊥ 「窃盗」は、不動産侵奪を含まない。
- ㊤ 「器物損壊」は、信書隠匿を含む。
- ㊦ 「過失運転致死傷等」は、自動車運転致死傷処罰法4条、5条、6条3項及び4項に規定する罪並びに道路上の交通事故に係る自動車運転過失致死傷、過失致死傷及び業務上（重）過失致死傷をいう。

(イ) 検察統計年報による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、前記1の罪に加え、危険運転致死傷を含む。
- ① 「過失運転致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車による交通犯罪以外の業務上（重）過失致死傷を除く。

(ウ) 矯正統計年報及び保護統計年報による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、前記1の罪に加え、危険運転致死傷を含む。
- ① 「暴行」は、凶器準備集合を含む。

(エ) 司法統計年報による場合

- ㊦ 「刑法犯」は、刑法及び次の特別法に規定する罪をいう。
- ①爆発物取締罰則 ②決闘罪に関する件 ③暴力行為等処罰法 ④盗犯等の防止及び処分に関する法律
- なお、自動車運転致死傷処罰法違反は、「特別法犯」に含まれる。
- ①「偽造」は、刑法第2編第16章の罪（通貨偽造の罪）及び同編第19章の罪（印章偽造の罪）を含まない。

第2 用語の定義

本白書における用語の定義は、特に断らない限り、次のとおりとする。

1 警察等

- (1) **【認知件数】** 警察が発生を認知した事件の数をいう。[注2] 参照
- (2) **【発生率】** 人口10万人当たりの認知件数をいう。
- (3) **【検挙件数】** 警察等が検挙した事件の数をいい、検察官に送致・送付した件数のほか、微罪処分にした件数等を含む。[注2] 参照
- (4) **【検挙率】** $\frac{\text{検挙件数}}{\text{認知件数}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

なお、検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

- (5) **【検挙人員】** 警察等が検挙した事件の被疑者の数をいう。[注2] 参照

2 検察・裁判

- (1) **【検察庁新規受理人員】** 検察官認知又は直受の事件及び司法警察員（特別司法警察員及び国税庁監察官を含む。）から送致・送付された事件の人員をいう。
- (2) **【起訴率】** $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (3) **【起訴猶予率】** $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (4) **【公判請求率】** $\frac{\text{公判請求人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (5) **【通常第一審】** 地方裁判所及び簡易裁判所において行われる通常の公判手続をいい、略式手続を含まない。
- (6) **【終局処理】** 検察統計年報による場合は、検察庁間の移送及び中止によるものを、司法統計年報又は最高裁判所事務総局の資料による場合は、裁判所間の移送及び回付によるもの（第3編第2章及び第8編第3章第2節においては、更に併合審理され、既済事件として集計しないもの）を、それぞれ除外した事件処理をいう。
- (7) **【全部執行猶予率】** $\frac{\text{全部執行猶予人員}}{\text{有期懲役} \cdot \text{禁錮人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。

3 矯正・更生保護

- (1) **【入所受刑者】** 裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所するなどした受刑者をいい、矯正統計年報における「新受刑者」に相当する。
- (2) **【初入者】** 受刑のため刑事施設に入所するのが初めての者をいう。
- (3) **【再入者】** 受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
- (4) **【満期釈放等】** 出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
- (5) **【仮釈放率】** $\frac{\text{仮釈放者}}{\text{満期釈放者} + \text{一部執行猶予の実刑部分の刑期終了者} + \text{仮釈放者}} \times 100$ の計算式で得た百分比をいう。
- (6) **【全部（一部）執行猶予者の保護観察率】** $\frac{\text{保護観察付全部（一部）執行猶予言渡人員}}{\text{全部（一部）執行猶予言渡人員}} \times 100$

の計算式で得た百分比をいう。

4 少年

(1) 少年

- ① **「年少少年」** 14歳以上16歳未満の者をいう。
- ② **「中間少年」** 16歳以上18歳未満の者をいう。
- ③ **「年長少年」** 18歳以上20歳未満の者をいう。

(2) 非行少年

- ① **「犯罪少年」** 罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。
 - ② **「触法少年」** 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
 - ③ **「 \triangleleft 犯少年」** 保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。
- (3) **「児童自立支援施設・児童養護施設送致」** 家庭裁判所終局処理における児童自立支援施設・児童養護施設送致には、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
- (4) **「少年院入院者」** 少年院送致の決定により新たに入院した者をいい、矯正統計年報における「新収容者」に相当する。

5 その他

- (1) **「pt」** 「ポイント」の略記。ポイントとは、比率の差をいう。
- (2) **「人口比」** 特定のグループに属する者の人口10万人当たりの人員をいう。
- (3) **「女性比」** 又は **「女子比」** 男女総数のうち、女性又は女子（20歳未満の場合）の占める比率をいう。
- (4) **「少年比」** 少年及び20歳以上の者の総数のうち、少年の占める比率をいう。
- (5) **「高齢」・「高齢者」** 65歳以上の者をいう。
- (6) **「来日外国人」** 我が国にいる外国人のうち、特別永住者、永住者、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。ただし、警察庁の統計又は同庁刑事局の資料による場合、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。
- (7) **「前科」** 有罪の確定裁判を受けたことをいう。
- (8) **「処遇」** 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。
- (9) **「全部執行猶予」** 刑法25条に規定する刑の全部の執行猶予をいう。なお、本白書では、平成25年法律第49号による改正前の刑法25条に規定する刑の執行猶予についても「全部執行猶予」という。
- (10) **「一部執行猶予」** 刑法27条の2及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）3条に規定する刑の一部の執行猶予をいう。
- (11) **「仮釈放」** 一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放を含む。

[注2]

特別法犯の「検挙件数」、「検挙人員」は、平成28年以前は「送致件数」、「送致人員」をいい、過失運転致死傷等（前記[注1]（ア）㊦参照）及び危険運転致死傷（平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪については、道路上の交通事故に係るものに限る。）は、「送致件数」を「認知件数」及び「検挙件数」として、「送致人員」を「検挙人員」として、それぞれ計上している。

なお、「送致件数」とは、警察が送致・送付した事件の数をいい、「送致人員」とは、警察が送付・送致した事件の被疑者の数をいう。

第3 略称

1 特別法の略称

我が国の主な特別法の略称は、次のとおりとする。なお、特別法に係る罪名については、図表中では、表題・脚注を除き、「違反」を省略する。

| [略称] | [法令名] |
|----------------|--|
| 医薬品医療機器等法… | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） |
| 外為法…………… | 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号） |
| 海洋汚染防止法…………… | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号） |
| 刑事収容施設法…………… | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号） |
| 携帯電話不正利用防止法… | 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号） |
| 裁判員法…………… | 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号） |
| 再犯防止推進法…………… | 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号） |
| 私事性的画像被害防止法… | 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号） |
| 児童買春・児童ポルノ禁止法… | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号） |
| 児童虐待防止法…………… | 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号） |
| 自動車運転死傷処罰法… | 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号） |
| 銃刀法…………… | 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号） |
| 出資法…………… | 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号） |
| 心神喪失者等医療観察法… | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号） |
| ストーカー規制法…………… | ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号） |
| 精神保健福祉法…………… | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） |
| 組織的な犯罪処罰法…………… | 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号） |
| 鳥獣保護管理法…………… | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） |
| 出会い系サイト規制法… | インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号） |
| 毒劇法…………… | 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） |
| 特殊開錠用具所持禁止法… | 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号） |
| 独占禁止法…………… | 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号） |
| 特定商取引法…………… | 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号） |
| 入管法…………… | 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号） |
| 入札談合等関与行為防止法… | 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号） |
| 廃棄物処理法…………… | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） |

- 配偶者暴力防止法……配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）
- 犯罪収益移転防止法…犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）
- 風営適正化法……風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
- 不正アクセス禁止法…不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- 暴力行為等処罰法……暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）
- 暴力団対策法……暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- 保管場所法……自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）
- 麻薬特例法……国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）
- 麻薬取締法……麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）
- 酩酊防止法……酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）
- 労働者派遣法……労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）

2 国名の略称等

- (1) 国名の略称は、各統計資料における略称等を参考にした。
- (2) 「中国」は、特に断らない限り、台湾及び香港等を含む。

【資料源】

第1 資料の種類

統計、図表その他の計数資料は、特に法務省の大臣官房司法法制部、刑事局、矯正局及び保護局並びに出入国在留管理庁から提供を受けたもの及び関係諸機関の調査等に基づくもののほか、以下の官庁統計によるものである。

- 警察庁の統計（警察庁刑事局）
- 検察統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- 司法統計年報（最高裁判所事務総局）
- 矯正統計年報（法務省大臣官房司法法制部）
- 保護統計年報（法務省大臣官房司法法制部）

[注3]

- (1) 警察庁の統計は、「令和（昭和又は平成）〇年の犯罪（昭和38年まで「犯罪統計書」）」をいう。
- (2) 総務省統計局の人口資料は、同局の人口推計をいい、国勢調査実施年には、国勢調査人口を含む。
- (3) 昭和47年以前の統計資料には、同年5月14日以前の沖縄県該当分の数値を含まない。
- (4) 平成元年の統計資料には、昭和64年1月1日から同月7日までの数値を含む。
- (5) 令和元年の統計資料には、平成31年1月1日から同年4月30日までの数値を、令和元年度の統計資料には、平成31年4月1日から同月30日までの数値をそれぞれ含む。

第2 資料の範囲

統計資料は、原則として、令和4年7月末日までに入手し得た範囲内で、令和3年分までを集録した。

令和3年までの統計の中で、後日、当該関係機関から異なる数値が公表される場合は、次年度以降の犯罪白書において適宜訂正する扱いとする。

【図表の表示方法】

第1 図表番号

図及び表の番号は、編、章、節の数字の後に一連番号を付して表示した（例えば、**2-2-2-1** 図は、第2編第2章第2節の第1図を示す。）。

第2 数字等の表示

- 1 表中の数字等は、次のように表示している。
 - (1) 「-」 該当数が0のとき又は非該当のとき
 - (2) 「0」 該当数が四捨五入して1にならないとき
 - (3) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき
 - (4) 「…」 資料のないとき又は母数が0のときの比率
- 2 図中の数字は、次のように表示している。
 - (1) 「0」 該当数が0のとき又は非該当のとき
 - (2) 「0.0」 四捨五入して0.1にならないとき

【その他】

第1 計数処理方法

構成比、比率等は、それぞれ四捨五入した。したがって、構成比の和が100.0にならない場合がある。

また、各比率間の和や差を求めるときは、四捨五入する前に各数値の和や差を算出し、得られた数値を四捨五入する方法によっており、各数値を四捨五入した上で、和や差を算出する方法によって得られる数値とは一致しないこともある。

例 12.76と7.53の差を求めるとき

「12.76 - 7.53」で得られた「5.23」を四捨五入して「5.2」とする方法によっており、「12.8 - 7.5」で得られる「5.3」とは一致しない。

第2 本白書の「資料編」は、CD-ROM版にのみ掲載し、紙面からは省いている。

本白書にある「CD-ROM資料○-○参照」とは、CD-ROM版にある「資料編」のエクセルデータを参照という趣旨である。

また、「CD-ROM参照」とは、CD-ROM版にある図表のエクセルデータを参照という趣旨である。

CD-ROM版にある図表及び資料編のエクセルデータの一部については、「統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法について」（令和2年12月18日統計企画会議申合せ）に従って作成されたものも掲載している。

目次

はしがき

凡例

第1編 犯罪の動向

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 刑法犯 | 2 |
| 第1節 主な統計データ | 2 |
| 1 認知件数と発生率 | 3 |
| 2 検挙人員 | 5 |
| 3 検挙率 | 6 |
| コラム1 刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み | 7 |
| 第2節 主な刑法犯 | 9 |
| 1 窃盗 | 10 |
| 2 強制性交等・強制わいせつ | 12 |
| 3 その他の刑法犯 | 14 |
| 第2章 特別法犯 | 21 |
| 第1節 主な統計データ | 21 |
| 第2節 主な特別法犯 | 23 |
| 第3章 諸外国における犯罪動向 | 25 |
| 第1節 諸外国における犯罪 | 25 |
| 1 殺人 | 25 |
| 2 強盗 | 26 |
| 3 窃盗 | 26 |
| 4 性暴力 | 28 |
| 第2節 国外における日本人の犯罪 | 28 |

第2編 犯罪者の処遇

| | |
|-----------|----|
| 第1章 概要 | 30 |
| 1 新規立法の動向 | 31 |
| 2 法テラスの活動 | 32 |
| 第2章 検察 | 33 |

| | | |
|------------|---------------------|----|
| 第1節 | 概説 | 33 |
| 第2節 | 被疑事件の受理 | 34 |
| 第3節 | 被疑者の逮捕と勾留 | 35 |
| 第4節 | 被疑事件の処理 | 36 |
| 第3章 | 裁判 | 39 |
| 第1節 | 概説 | 39 |
| 第2節 | 確定裁判 | 40 |
| 第3節 | 第一審 | 40 |
| 1 | 終局裁判 | 40 |
| 2 | 科刑状況 | 42 |
| 3 | 裁判員裁判 | 44 |
| 4 | 即決裁判手続 | 47 |
| 5 | 公判前整理手続 | 47 |
| 6 | 勾留と保釈 | 48 |
| 第4節 | 上訴審 | 49 |
| 第4章 | 成人矯正 | 51 |
| 第1節 | 概説 | 51 |
| 1 | 刑事施設等 | 51 |
| 2 | 刑事施設における処遇 | 51 |
| 第2節 | 刑事施設の収容状況 | 51 |
| 1 | 刑事施設の収容人員 | 51 |
| 2 | 刑事施設の収容率 | 52 |
| 3 | 入所受刑者 | 53 |
| 4 | 出所受刑者 | 55 |
| 第3節 | 受刑者の処遇等 | 57 |
| 1 | 処遇の概要 | 57 |
| | コラム2 若年受刑者に対する処遇の充実 | 59 |
| 2 | 作業 | 62 |
| 3 | 矯正指導 | 63 |
| 4 | 就労支援 | 65 |
| 5 | 福祉的支援 | 65 |
| 6 | 受刑者の釈放等に関する情報の提供 | 66 |
| 第4節 | 刑事施設の運営等 | 66 |
| 1 | 刑事施設視察委員会 | 66 |
| 2 | 給養・医療・衛生等 | 66 |
| 3 | 民間協力 | 67 |
| 4 | 規律・秩序の維持 | 67 |
| 5 | 不服申立制度 | 68 |
| 第5節 | 未決拘禁者等の処遇 | 68 |
| 第6節 | 官民協働による刑事施設等の整備・運営 | 69 |
| 第5章 | 更生保護 | 70 |

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1節 | 概説 | 70 |
| 1 | 更生保護における処遇 | 70 |
| 2 | 更生保護の機関 | 70 |
| 第2節 | 仮釈放等と生活環境の調整 | 70 |
| 1 | 仮釈放等 | 70 |
| 2 | 生活環境の調整 | 73 |
| 第3節 | 保護観察 | 74 |
| 1 | 保護観察対象者の人員等 | 74 |
| 2 | 保護観察対象者に対する処遇 | 78 |
| 3 | 保護観察対象者に対する措置等 | 84 |
| 4 | 保護観察の終了 | 84 |
| 第4節 | 応急の救護・更生緊急保護の措置等 | 85 |
| 第5節 | 恩赦 | 87 |
| 第6節 | 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動 | 87 |
| 1 | 保護司 | 87 |
| 2 | 更生保護施設 | 88 |
| 3 | 自立準備ホーム | 90 |
| 4 | 民間協力者及び団体 | 91 |
| 5 | 更生保護協会等 | 92 |
| 6 | 犯罪予防活動 | 92 |

第6章 刑事司法における国際協力 93

| | | |
|-----|-------------------------|-----|
| 第1節 | 刑事司法における国際的な取組の動向 | 93 |
| 1 | 京都 kongress の成果の具体化 | 93 |
| 2 | 国際組織犯罪対策及びテロ対策 | 95 |
| 3 | 薬物犯罪対策 | 95 |
| 4 | マネー・ローンダリング対策 | 96 |
| 5 | 汚職・腐敗対策 | 96 |
| 6 | サイバー犯罪対策 | 97 |
| 7 | 国際刑事裁判所 | 97 |
| 第2節 | 犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し | 98 |
| 1 | 犯罪者の国外逃亡 | 98 |
| 2 | 逃亡犯罪人の引渡し | 98 |
| 第3節 | 捜査・司法に関する国際協力 | 99 |
| 1 | 捜査共助 | 99 |
| 2 | 司法共助 | 99 |
| 3 | 刑事警察に関する国際協力 | 99 |
| 第4節 | 矯正・更生保護分野における国際協力 | 100 |
| 1 | 国際受刑者移送 | 100 |
| 2 | 矯正・更生保護に関する国際会議 | 101 |
| 第5節 | 刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等 | 101 |
| 1 | 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力 | 101 |
| 2 | 法制度整備支援 | 102 |
| 3 | 矯正建築分野における協力 | 102 |

第3編 少年非行の動向と非行少年の処遇

| | |
|--------------------------------|-----|
| 第1章 少年非行の動向 | 104 |
| 第1節 少年による刑法犯 | 104 |
| 1 検挙人員 | 104 |
| 2 属性による動向 | 105 |
| 3 罪名別動向 | 108 |
| 4 共犯事件 | 109 |
| 第2節 少年による特別法犯 | 110 |
| 1 検挙人員 | 110 |
| 2 薬物犯罪 | 111 |
| 3 交通犯罪 | 112 |
| 第3節 ぐ犯少年 | 113 |
| 第4節 不良行為少年 | 114 |
| 第5節 家庭と学校における非行 | 115 |
| 1 家庭内暴力 | 115 |
| 2 校内暴力 | 116 |
| 3 いじめ | 116 |
| 第2章 非行少年の処遇 | 117 |
| 第1節 概要 | 117 |
| 1 少年法等の改正について | 118 |
| 2 家庭裁判所送致までの手続の流れ | 118 |
| 3 家庭裁判所における手続の流れ | 119 |
| 4 保護処分に係る手続の流れ | 120 |
| 第2節 検察・裁判 | 121 |
| 1 検察（家庭裁判所送致まで） | 121 |
| 2 家庭裁判所 | 121 |
| 第3節 少年鑑別所 | 124 |
| 1 概説 | 124 |
| 2 入所・退所の状況 | 124 |
| 3 鑑別 | 127 |
| 4 観護処遇 | 128 |
| 5 非行及び犯罪の防止に関する援助 | 129 |
| 第4節 少年院 | 130 |
| 1 概説 | 130 |
| 2 少年院入院者 | 130 |
| 3 少年院における処遇 | 134 |
| コラム3 少年法等の改正後の少年院における処遇の実際について | 137 |
| 4 出院者 | 140 |
| 5 少年院の運営等 | 141 |
| 第5節 保護観察 | 143 |

| | | |
|--------------------|--------------------------|-----|
| 1 | 概説 | 143 |
| 2 | 少年の保護観察対象者 | 143 |
| 3 | 少年の保護観察対象者に対する処遇 | 145 |
| 4 | 少年の保護観察対象者に対する措置 | 148 |
| 5 | 少年の保護観察の終了 | 149 |
| | コラム4 少年の保護観察対象者への就労支援の取組 | 150 |
| 第3章 少年の刑事手続 | | 152 |
| 第1節 | 概要 | 152 |
| 1 | 起訴と刑事裁判 | 152 |
| 2 | 刑の執行 | 152 |
| 3 | 仮釈放 | 152 |
| 第2節 | 起訴と刑事裁判 | 153 |
| 1 | 検察庁での処理状況 | 153 |
| 2 | 通常第一審の科刑状況 | 154 |
| 第3節 | 少年の受刑者 | 155 |

第4編 各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇

| | | |
|-----------------|------------------|-----|
| 第1章 交通犯罪 | | 158 |
| 第1節 | 交通犯罪関係法令の改正状況 | 158 |
| 1 | 自動車運転死傷処罰法 | 158 |
| 2 | 道路交通法 | 158 |
| 第2節 | 犯罪の動向 | 159 |
| 1 | 交通事故の発生動向 | 159 |
| 2 | 過失運転致死傷等・危険運転致死傷 | 161 |
| 3 | ひき逃げ事件 | 163 |
| 4 | 道交違反 | 164 |
| 第3節 | 処遇 | 165 |
| 1 | 検察 | 165 |
| 2 | 裁判 | 167 |
| 3 | 矯正 | 169 |
| 4 | 保護観察 | 169 |
| 第2章 薬物犯罪 | | 170 |
| 第1節 | 犯罪の動向 | 170 |
| 1 | 覚醒剤取締法違反 | 170 |
| 2 | 大麻取締法違反等 | 172 |
| 3 | 危険ドラッグに係る犯罪 | 173 |
| 第2節 | 取締状況 | 174 |
| 1 | 覚醒剤等の押収量の推移 | 174 |

| | | |
|------------|----------------------------------|-----|
| 2 | 密輸入事案の摘発の状況 | 175 |
| 3 | 麻薬特例法の運用 | 176 |
| 第3節 | 処遇 | 177 |
| 1 | 検察・裁判 | 177 |
| 2 | 矯正 | 178 |
| 3 | 保護観察 | 180 |
| 第3章 | 組織的犯罪・暴力団犯罪 | 181 |
| 第1節 | 組織的犯罪 | 181 |
| 第2節 | 暴力団犯罪 | 181 |
| 1 | 組織の動向 | 181 |
| 2 | 犯罪の動向 | 182 |
| 3 | 処遇 | 186 |
| 第4章 | 財政経済犯罪 | 189 |
| 第1節 | 税法違反 | 189 |
| 第2節 | 経済犯罪 | 190 |
| 第3節 | 知的財産関連犯罪 | 193 |
| 第5章 | サイバー犯罪 | 194 |
| 第1節 | 概説 | 194 |
| 第2節 | 不正アクセス行為等 | 195 |
| 第3節 | その他のサイバー犯罪 | 196 |
| 第6章 | 児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪 | 197 |
| 第1節 | 児童虐待に係る犯罪 | 197 |
| 第2節 | 配偶者からの暴力に係る犯罪 | 198 |
| 第3節 | ストーカー犯罪等 | 200 |
| 1 | ストーカー犯罪 | 200 |
| 2 | 私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等） | 203 |
| 第7章 | 女性犯罪・非行 | 204 |
| 第1節 | 犯罪・非行の動向 | 204 |
| 第2節 | 処遇 | 206 |
| 1 | 検察 | 206 |
| 2 | 矯正 | 207 |
| 3 | 保護観察 | 211 |
| 第8章 | 高齢者犯罪 | 213 |
| 第1節 | 犯罪の動向 | 213 |
| 第2節 | 処遇 | 216 |
| 1 | 検察 | 216 |
| 2 | 矯正 | 217 |
| 3 | 保護観察 | 219 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第9章 外国人犯罪・非行 | 220 |
| 第1節 外国人の在留状況等 | 220 |
| 1 外国人新規入国者等 | 220 |
| 2 不法残留者 | 220 |
| 3 退去強制 | 220 |
| 第2節 犯罪の動向 | 221 |
| 1 刑法犯 | 221 |
| 2 特別法犯 | 223 |
| 第3節 処遇 | 224 |
| 1 検察 | 224 |
| 2 裁判 | 226 |
| 3 矯正 | 227 |
| 4 保護観察 | 227 |
| 第4節 外国人非行少年の動向と処遇 | 228 |
| 1 外国人犯罪少年の動向 | 228 |
| 2 外国人非行少年の処遇 | 229 |
| | |
| 第10章 精神障害のある者による犯罪等 | 230 |
| 第1節 犯罪の動向 | 230 |
| 第2節 処遇 | 230 |
| 1 検察・裁判 | 230 |
| 2 矯正 | 230 |
| 3 保護観察 | 231 |
| 4 精神保健福祉法による通報 | 231 |
| 第3節 心神喪失者等医療観察制度 | 232 |
| 1 審判 | 232 |
| 2 指定入院医療機関による医療 | 233 |
| 3 地域社会における処遇 | 234 |
| | |
| 第11章 公務員犯罪 | 235 |

第5編 再犯・再非行

| | |
|------------------------------------|-----|
| 第1章 再犯防止推進法に基づく再犯防止施策 | 238 |
| 1 再犯防止推進法及び再犯防止推進計画 | 238 |
| 2 再犯防止施策の取組状況 | 238 |
| | |
| 第2章 再犯・再非行の概況 | 239 |
| 第1節 検挙 | 239 |
| 1 刑法犯により検挙された再犯者 | 239 |
| 2 刑法犯により検挙された20歳以上の有前科者 | 240 |

| | | |
|-----|---------------------------|-----|
| 3 | 薬物犯罪により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者 | 242 |
| 第2節 | 検察・裁判 | 243 |
| 1 | 起訴人員中の有前科者 | 243 |
| 2 | 全部及び一部執行猶予の取消し | 245 |
| 第3節 | 矯正 | 246 |
| 1 | 再入者 | 246 |
| 2 | 出所受刑者の再入所状況 | 248 |
| 3 | 出所受刑者の再入率の推移 | 251 |
| 4 | 再入者の再犯期間 | 253 |
| 第4節 | 保護観察 | 253 |
| 1 | 保護観察開始人員中の有前科者 | 253 |
| 2 | 保護観察対象者の再処分等の状況 | 255 |
| 第5節 | 少年の再非行・再犯 | 259 |
| 1 | 少年の再非行 | 259 |
| 2 | 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴 | 260 |
| 3 | 少年院出院者の再入院等の状況 | 261 |
| 4 | 少年の保護観察対象者の再処分の状況 | 263 |

第6編 犯罪被害者

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| 第1章 | 統計上の犯罪被害 | 266 |
| 第1節 | 被害件数 | 266 |
| 第2節 | 生命・身体への被害 | 268 |
| 第3節 | 性犯罪被害 | 269 |
| 第4節 | 財産への被害 | 269 |
| 第5節 | 被害者と被疑者の関係 | 270 |
| 第6節 | 国外における日本人の犯罪被害 | 271 |
| 第2章 | 刑事司法における被害者への配慮 | 272 |
| 第1節 | 刑事手続における被害者の関与 | 272 |
| 1 | 被害申告及び告訴 | 272 |
| 2 | 起訴・不起訴等に関する被害者等への通知 | 272 |
| 3 | 不起訴処分に対する不服申立制度 | 273 |
| 4 | 公判段階における被害者等の関与 | 275 |
| 5 | 矯正・更生保護段階等における被害者等の関与 | 277 |
| 6 | 少年事件における被害者等への配慮 | 278 |
| 7 | 法テラスによる被害者等に対する支援 | 279 |
| 8 | 地方公共団体における被害者支援に向けた取組 | 280 |
| 第2節 | 犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等 | 281 |
| 1 | 犯罪被害給付制度 | 281 |
| 2 | 国外犯罪被害弔慰金等の支給制度 | 281 |

| | | |
|-----|-----------------|-----|
| 3 | 被害回復給付金支給制度 | 281 |
| 4 | 被害回復分配金支払制度 | 281 |
| 5 | 自動車損害賠償保障制度 | 281 |
| 6 | 地方公共団体による見舞金制度等 | 282 |
| 第3節 | 人身取引被害者保護 | 282 |

第7編 新型コロナウイルス感染症と刑事政策

| | | |
|-----|---|-----|
| 第1章 | はじめに | 284 |
| 第2章 | コロナ禍における社会情勢 | 285 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症に関連する主な社会の出来事 | 285 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症感染者数等の推移 | 286 |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間等の推移 | 288 |
| 4 | 新型コロナウイルス感染症感染拡大下における人流の動向 | 290 |
| 第3章 | コロナ禍における犯罪の動向等 | 292 |
| 第1節 | 新型コロナウイルス感染症に関連する犯罪等 | 292 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗した犯罪 | 292 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における経済対策として 新設された制度を悪用した犯罪 | 293 |
| 3 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る国民生活安定緊急措置法違反 | 295 |
| 4 | その他新型コロナウイルス感染症に関連する犯罪 | 295 |
| 第2節 | 主要な犯罪の動向 | 296 |
| 1 | 刑法犯認知件数の推移 | 296 |
| 2 | 交通事故の発生状況等の推移 | 306 |
| 3 | 少年による刑法犯 | 308 |
| | コラム5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下での諸外国における 犯罪動向等 | 311 |
| 第3節 | 特に注目すべき犯罪の動向 | 315 |
| 1 | 特殊詐欺 | 315 |
| 2 | サイバー犯罪 | 316 |
| 3 | 児童虐待・配偶者からの暴力 | 317 |
| 4 | 薬物犯罪 | 319 |
| 5 | 来日外国人犯罪 | 320 |
| 第4章 | 刑事司法の各段階における新型コロナウイルス感染症の影響・対策 | 323 |
| 第1節 | 検察 | 323 |
| 1 | コロナ禍における検察の処遇状況 | 323 |
| 2 | 感染症予防・感染拡大防止策 | 324 |
| 第2節 | 裁判 | 325 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 1 | コロナ禍の影響 | 325 |
| 2 | 感染症予防・感染拡大防止策 | 326 |
| 第3節 | 矯正 | 327 |
| 1 | 感染症予防・感染拡大防止策 | 327 |
| | コラム6 矯正施設における新型コロナウイルス感染症対策 | 328 |
| | コラム7 米国の刑務所等における被収容者の新型コロナウイルスへの感染状況等 | 330 |
| 2 | コロナ禍における処遇等 | 331 |
| 第4節 | 更生保護 | 332 |
| 1 | 感染症予防・感染拡大防止策 | 332 |
| 2 | コロナ禍における処遇等 | 332 |
| | コラム8 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における更生保護の実践例 | 333 |
| | コラム9 英国におけるコロナ禍での社会内処遇の実施状況等 | 336 |
| 第5章 | まとめ | 338 |
| 第1節 | コロナ禍における犯罪の動向等 | 338 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症に関連する犯罪の発生 | 338 |
| 2 | 主な犯罪の動向 | 338 |
| 3 | 特に注目すべき犯罪の動向 | 339 |
| 第2節 | 刑事司法の各段階における新型コロナウイルス感染症の影響・対策 | 340 |
| 1 | 検察 | 340 |
| 2 | 裁判 | 340 |
| 3 | 矯正 | 341 |
| 4 | 更生保護 | 341 |
| 第3節 | コロナ禍における犯罪の動向と犯罪者処遇の経験等を踏まえた犯罪予防策、処遇の在り方等 | 341 |
| 1 | コロナ禍における犯罪の動向等を踏まえた犯罪予防策 | 341 |
| 2 | コロナ禍における犯罪者処遇の経験を踏まえた処遇の在り方等 | 342 |

第8編 犯罪者・非行少年の生活意識と価値観

| | | |
|-----|------------------|-----|
| 第1章 | はじめに | 344 |
| 第2章 | 近年の社会情勢や国民の意識の変化 | 346 |
| 1 | 人口・経済等の変化 | 346 |
| 2 | 家族関係の変化 | 348 |
| 3 | 交友関係の変化 | 349 |
| 4 | 学校生活の変化 | 350 |
| 5 | 就労状況の変化 | 352 |
| 6 | 地域との関わりの変化 | 354 |

| | | |
|------------|-------------------------------------|------------|
| 7 | 日常生活・自己意識の変化 | 356 |
| 第3章 | 年齢層、犯罪・非行の類型及び進度に着目した犯罪者等の動向 | 360 |
| 第1節 | 検挙 | 360 |
| 1 | 検挙人員の推移 | 360 |
| 2 | 検挙された者の犯行の動機 | 362 |
| 3 | 20歳以上の検挙された者の前科の有無の構成比 | 362 |
| 第2節 | 検察・裁判 | 363 |
| 1 | 検察 | 363 |
| 2 | 裁判 | 366 |
| 第3節 | 矯正 | 368 |
| 1 | 刑事施設 | 368 |
| 2 | 少年鑑別所 | 374 |
| 3 | 少年院 | 377 |
| 第4節 | 保護観察 | 379 |
| 1 | 仮釈放率の推移 | 379 |
| 2 | 保護観察対象者の動向 | 379 |
| 3 | 保護観察対象者の特徴 | 382 |
| | コラム10 周囲の支援等を受け、対象者の意識に変化が認められた事例 | 392 |
| 第4章 | 特別調査 | 395 |
| 第1節 | 調査の概要 | 395 |
| 1 | 調査の対象者 | 395 |
| 2 | 調査の概要 | 397 |
| 第2節 | 年齢層の違いによる比較 | 397 |
| 1 | 周囲の環境に対する意識 | 397 |
| 2 | 自分に関する意識 | 405 |
| 3 | 犯罪・非行に対する意識 | 409 |
| | コラム11 男女の違いによる比較 | 413 |
| 第3節 | 犯罪・非行類型の違いによる比較 | 415 |
| 1 | 周囲の環境に対する意識 | 415 |
| 2 | 自分に関する意識 | 422 |
| 3 | 犯罪・非行に対する意識 | 425 |
| 4 | 非行少年について | 430 |
| 第4節 | 犯罪・非行の進度の違いによる比較 | 430 |
| 1 | 周囲の環境に対する意識 | 430 |
| 2 | 自分に関する意識 | 435 |
| 3 | 犯罪・非行に対する意識 | 437 |
| 4 | 非行少年について | 441 |
| 第5節 | 前回までの調査との比較 | 441 |
| 1 | 周囲の環境に対する意識 | 441 |
| 2 | 自分に関する意識 | 447 |
| 3 | 犯罪・非行に対する意識 | 449 |

| | |
|---|-----|
| 第5章 おわりに | 453 |
| 第1節 近年の社会情勢や国民の意識の変化 | 453 |
| 1 人口、家庭生活、交友関係等の変化 | 453 |
| 2 学校生活、就労等の変化 | 453 |
| 第2節 犯罪者・非行少年の動向等 | 453 |
| 1 検挙状況等 | 453 |
| 2 処理状況等 | 454 |
| 3 矯正 | 454 |
| 4 更生保護 | 455 |
| 第3節 犯罪者・非行少年の生活意識と価値観の特徴等を踏まえた処遇の 在り方等 | 455 |
| 1 年齢層の違いによる特徴とそれを踏まえた処遇の在り方等 | 455 |
| 2 犯罪・非行類型の違いによる特徴とそれを踏まえた処遇の在り方等 | 456 |
| 3 犯罪・非行の進捗の違いによる特徴とそれを踏まえた処遇の在り方等 | 458 |
| 4 まとめ | 459 |
| 事項索引 | 461 |

資料編目次（※CD-ROM収録）

- 資料1-1 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙率・検挙人員
- 資料1-2 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙人員（罪名別）
- 資料1-3 刑法犯 検挙率（罪名別）
- 資料1-4 特別法犯 検察庁新規受理人員（罪名別）
- 資料2-1 検察庁新規受理人員（罪名別）
- 資料2-2 検察庁終局処理人員（罪名別）
- 資料2-3 地方裁判所における死刑・懲役・禁錮の科刑状況（罪名別）
- 資料2-4 刑事施設の一日平均収容人員
- 資料2-5 年末在所懲役受刑者人員（刑期別）
- 資料2-6 仮釈放・少年院仮退院審理事件 審理開始・許可等人員
- 資料2-7 保護観察開始人員・全部又は一部執行猶予者の保護観察率
- 資料2-8 保護観察開始人員（罪名別、男女別）
- 資料3-1 少年・20歳以上の者の刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員・人口比・少年比
- 資料3-2 少年による刑法犯 検挙人員・人口比（年齢層別）
- 資料3-3 少年による刑法犯 検挙人員（罪名別）
- 資料3-4 触法少年による刑法犯 補導人員（非行名別）
- 資料3-5 少年による刑法犯 罪名別検挙人員（男女別、年齢層別）
- 資料3-6 少年による特別法犯 検挙人員（罪名別）
- 資料3-7 家庭裁判所終局処理人員（ぐ犯の態様別）
- 資料3-8 犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比（年齢層別）
- 資料3-9 犯罪少年の検察官処遇意見・家庭裁判所終局処理結果の各構成比（年齢層別）
- 資料3-10 少年保護事件 家庭裁判所終局処理人員（処理区分別、非行名別）
- 資料3-11 少年鑑別所入所者の人員・一日平均在所人員（男女別）
- 資料3-12 少年入所受刑者の人員（男女別、年齢層別、刑期別）
- 資料4-1 交通事故 発生件数・死傷者数・死傷率等の推移
- 資料4-2 覚醒剤取締法違反等 検察庁終局処理人員
- 資料4-3 覚醒剤取締法違反等 通常第一審における有罪（懲役）人員（刑期別）
- 資料4-4 財政経済犯罪 起訴・不起訴人員
- 資料4-5 財政経済犯罪 通常第一審における懲役刑科刑状況
- 資料4-6 サイバー犯罪 検察庁終局処理人員
- 資料4-7 外国人の検察庁終局処理人員
- 資料4-8 来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（罪名別）
- 資料4-9 被告人通訳事件 通常第一審における有罪人員・科刑状況（懲役・禁錮）の推移
- 資料4-10 F指標入所受刑者人員（国籍別）
- 資料4-11 外国人の保護観察開始人員（国籍別）
- 資料5-1 再入者人員（罪名別、男女別）
- 資料5-2 入所受刑者の入所度数別人員（罪名別）
- 資料5-3 再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）

第1編

犯罪の動向



法務省赤れんが棟

【写真提供：法務省大臣官房秘書課】

第1章
第2章
第3章

刑法犯
特別法犯
諸外国における犯罪動向

第1節 主な統計データ

令和3年における刑法犯の主な統計データは、次のとおりである。

なお、この節では、これまでの犯罪白書の統計との比較の便宜上、危険運転致死傷・過失運転致死傷等に係る数値も参考値として掲載している（交通犯罪については、第4編第1章参照）。

令和3年の主な統計データ（刑法犯）

| | | (前年比) | [平成14年比] |
|------------------|----------|----------------------|-------------|
| ① 認知件数 | | | |
| 刑法犯 | 568,104件 | (- 46,127件、 - 7.5%) | [- 80.1%] |
| 窃盗を除く刑法犯 | 186,335件 | (- 10,605件、 - 5.4%) | [- 60.9%] |
| (参考値) | | | |
| 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 | 289,185件 | (- 11,504件、 - 3.8%) | [- 65.6%] |
| うち危険運転致死傷 | 697件 | (- 33件、 - 4.5%) | [+ 116.5%] |
| うち過失運転致死傷等 | 288,488件 | (- 11,471件、 - 3.8%) | [- 65.7%] |
| ② 検挙件数 | | | |
| 刑法犯 | 264,485件 | (- 14,700件、 - 5.3%) | [- 55.4%] |
| 窃盗を除く刑法犯 | 103,469件 | (- 5,029件、 - 4.6%) | [- 45.1%] |
| ③ 検挙人員 | | | |
| 刑法犯 | 175,041人 | (- 7,541人、 - 4.1%) | [- 49.6%] |
| 窃盗を除く刑法犯 | 90,681人 | (- 3,437人、 - 3.7%) | [- 45.6%] |
| (参考値) | | | |
| 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 | 297,307人 | (- 11,256人、 - 3.6%) | [- 65.9%] |
| うち危険運転致死傷 | 694人 | (- 38人、 - 5.2%) | [+ 115.5%] |
| うち過失運転致死傷等 | 296,613人 | (- 11,218人、 - 3.6%) | [- 66.0%] |
| ④ 発生率 | | | |
| 刑法犯 | 452.7 | (- 34.3) | [- 1,785.8] |
| 窃盗を除く刑法犯 | 148.5 | (- 7.6) | [- 225.1] |
| (参考値) | | | |
| 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 | 230.4 | (- 7.9) | [- 428.6] |
| うち危険運転致死傷 | 0.6 | (- 0.0) | [+ 0.3] |
| うち過失運転致死傷等 | 229.9 | (- 7.9) | [- 428.9] |
| ⑤ 検挙率 | | | |
| 刑法犯 | 46.6% | (+ 1.1pt) | [+ 25.8pt] |
| 窃盗を除く刑法犯 | 55.5% | (+ 0.4pt) | [+ 16.0pt] |

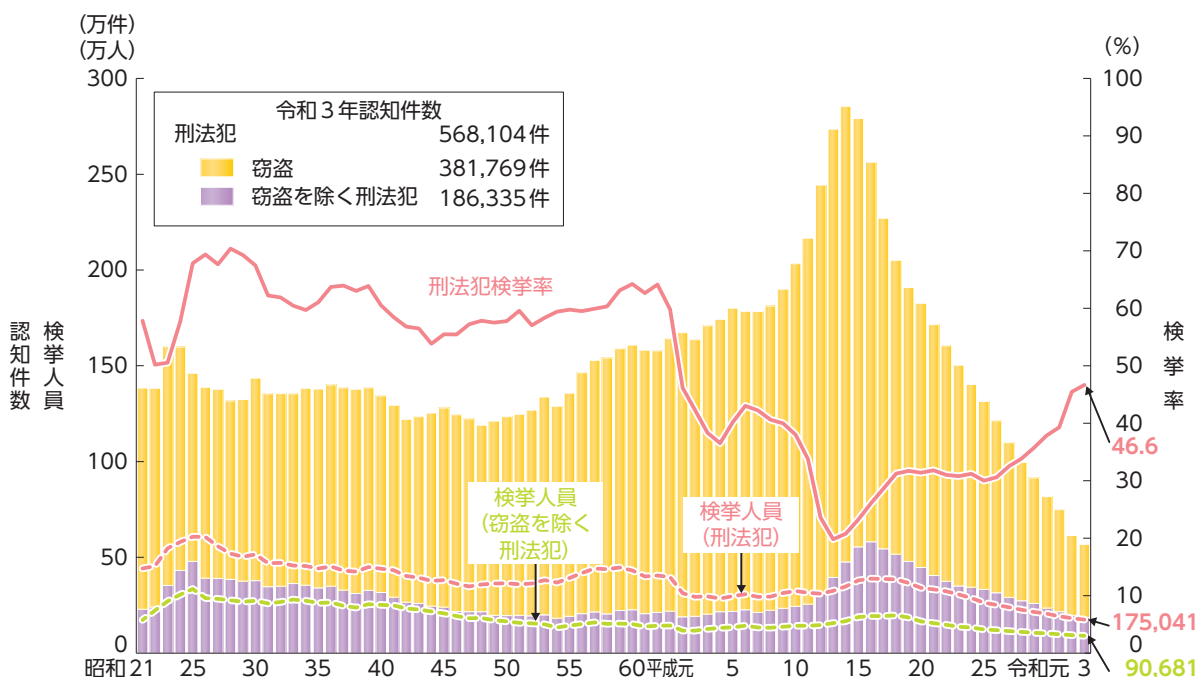
注 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。

刑法犯の認知件数、検挙人員及び検挙率の推移（昭和21年以降）は、1-1-1-1図のとおりである（CD-ROM資料1-1参照）。

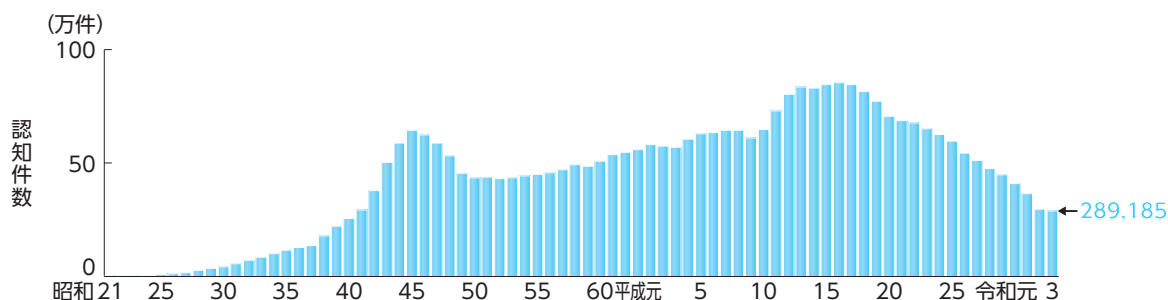
1-1-1-1図 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移

（昭和21年～令和3年）

① 刑法犯



② (参考値) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の「①刑法犯」は、業務上(重)過失致死傷を含まない。
 4 昭和40年以前の「②(参考値)危険運転致死傷・過失運転致死傷等」は、道路上の交通事故に係らない業務上(重)過失致死傷を含む。

1 認知件数と発生率

刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、14年には285万3,739件にまで達したが、15年に減少に転じて以降、19年連続で減少しており、令和3年は56万8,104件（前年比4万6,127件（7.5%）減）と戦後最少を更新した。戦後最少は平成27年以降、毎年更新中である。平成15年からの認知件数の減少は、刑法犯の7割近くを占める窃盗の認知件数が大幅に減少し続けた（本章第2節1項参照）ことに伴うものである。

刑法犯の発生率の動向は、認知件数の動向とほぼ同様である。平成8年（1,439.8）から毎年上昇し、14年には戦後最高の2,238.5を記録したが、15年から低下に転じ、25年からは毎年戦後最低を記録している（1-1-1-1図CD-ROM参照）。

令和3年における刑法犯の認知件数・発生率等を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

1-1-1-2表 刑法犯 認知件数・発生率・検挙件数・検挙人員・検挙率（罪名別）

(令和3年)

| 罪名 | 認知件数 | 発生率 | 検挙件数 | 検挙人員 | 検挙率 |
|-----------|-------------------|---------------|-------------------|------------------|---------------|
| 総数 | 568,104 (-46,127) | 452.7 (-34.3) | 264,485 (-14,700) | 175,041 (-7,541) | 46.6 (+1.1) |
| 殺人 | 874 (-55) | 0.7 (-0.0) | 883 (-30) | 848 (-30) | 101.0 (+2.8) |
| 強盗 | 1,138 (-259) | 0.9 (-0.2) | 1,130 (-228) | 1,460 (-194) | 99.3 (+2.1) |
| 放火 | 749 (-37) | 0.6 (-0.0) | 664 (-36) | 534 (-48) | 88.7 (-0.4) |
| 強制性交等 | 1,388 (+56) | 1.1 (+0.1) | 1,330 (+33) | 1,251 (+74) | 95.8 (-1.6) |
| 凶器準備集合 | 6 (+1) | 0.0 (+0.0) | 4 (-) | 12 (-10) | 66.7 (-13.3) |
| 暴行 | 26,436 (-1,201) | 21.1 (-0.8) | 23,257 (-1,058) | 23,993 (-890) | 88.0 (-0.0) |
| 傷害 | 18,145 (-818) | 14.5 (-0.6) | 15,585 (-1,305) | 17,525 (-1,301) | 85.9 (-3.2) |
| 脅迫 | 3,893 (+115) | 3.1 (+0.1) | 3,373 (+74) | 2,964 (+102) | 86.6 (-0.7) |
| 恐喝 | 1,237 (-209) | 1.0 (-0.2) | 1,072 (-184) | 1,230 (-285) | 86.7 (-0.2) |
| 窃盗 | 381,769 (-35,522) | 304.2 (-26.6) | 161,016 (-9,671) | 84,360 (-4,104) | 42.2 (+1.3) |
| 詐欺 | 33,353 (+2,885) | 26.6 (+2.4) | 16,527 (+1,257) | 10,400 (+2,074) | 49.6 (-0.6) |
| 横領 | 13,028 (-2,514) | 10.4 (-1.9) | 10,135 (-2,643) | 9,617 (-2,456) | 77.8 (-4.4) |
| 遺失物等横領 | 11,746 (-2,408) | 9.4 (-1.9) | 9,056 (-2,502) | 8,680 (-2,312) | 77.1 (-4.6) |
| 偽造 | 1,893 (-197) | 1.5 (-0.1) | 1,428 (-130) | 991 (-32) | 75.4 (+0.9) |
| 贈収賄 | 47 (+15) | 0.0 (+0.0) | 52 (+28) | 79 (+41) | 110.6 (+35.6) |
| 背任 | 63 (+1) | 0.1 (+0.0) | 51 (-7) | 60 (-3) | 81.0 (-12.6) |
| 賭博・富くじ | 130 (+12) | 0.1 (+0.0) | 121 (+9) | 518 (+23) | 93.1 (-1.8) |
| 強制わいせつ | 4,283 (+129) | 3.4 (+0.1) | 3,868 (+102) | 2,903 (+143) | 90.3 (-0.3) |
| 公然わいせつ | 2,431 (-32) | 1.9 (-0.0) | 1,846 (+62) | 1,452 (+73) | 75.9 (+3.5) |
| わいせつ物頒布等 | 1,050 (+62) | 0.8 (+0.1) | 917 (+30) | 563 (-5) | 87.3 (-2.4) |
| 公務執行妨害 | 2,094 (-24) | 1.7 (-0.0) | 2,036 (-36) | 1,597 (-69) | 97.2 (-0.6) |
| 失火 | 244 (+17) | 0.2 (+0.0) | 129 (+3) | 116 (+17) | 52.9 (-2.6) |
| 住居侵入 | 9,780 (-1,241) | 7.8 (-0.9) | 5,678 (-679) | 3,425 (-257) | 58.1 (+0.4) |
| 略取誘拐・人身売買 | 389 (+52) | 0.3 (+0.0) | 365 (+30) | 376 (+110) | 93.8 (-5.6) |
| 盗品譲受け等 | 733 (-142) | 0.6 (-0.1) | 714 (-98) | 607 (-102) | 97.4 (+4.6) |
| 器物損壊 | 56,925 (-7,164) | 45.4 (-5.4) | 8,463 (-113) | 4,563 (-359) | 14.9 (+1.5) |
| 暴力行為等処罰法 | 10 (-10) | 0.0 (-0.0) | 12 (-8) | 20 (-5) | 120.0 (+20.0) |
| その他 | 6,016 (-47) | 4.8 (-0.0) | 3,829 (-102) | 3,577 (-48) | 63.6 (-1.2) |

(参考値)

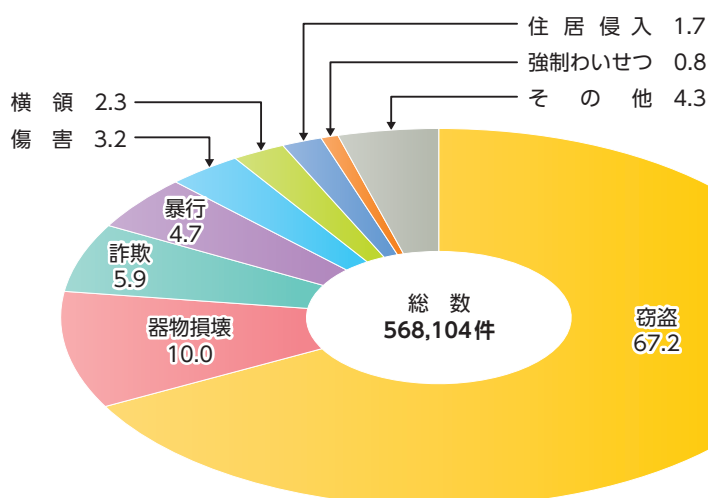
| | | | | | |
|----------|-------------------|--------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 危険運転致死傷 | 697 (-33) | 0.6 (-0.0) | 697 (-33) | 694 (-38) | 100.0 (-) |
| 過失運転致死傷等 | 288,488 (-11,471) | 229.9 (-7.9) | 288,488 (-11,471) | 296,613 (-11,218) | 100.0 (-) |

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「遺失物等横領」の件数・人員は、横領の内数である。
 3 ()内は、前年比である。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

令和3年における刑法犯の認知件数の罪名別構成比は、1-1-1-3図のとおりである。

1-1-1-3図 刑法犯 認知件数の罪名別構成比

(令和3年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

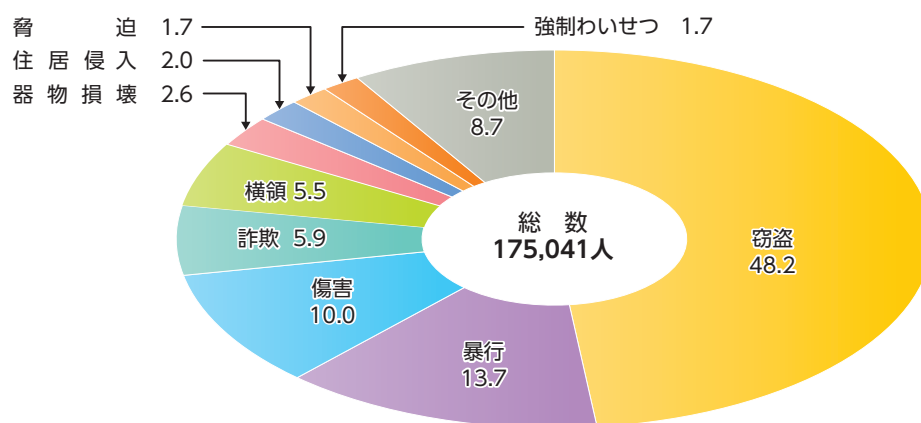
2 検挙人員

刑法犯の検挙人員は、平成13年から増加し続け、16年には38万9,027人を記録したが、17年から減少に転じ、25年からは毎年戦後最少を更新しており、令和3年は17万5,041人（前年比7,541人（4.1%）減）であった（1-1-1-1図CD-ROM参照）。

令和3年における刑法犯の検挙人員の罪名別構成比は、1-1-1-4図のとおりである（罪名別の検挙人員については、1-1-1-2表参照）。

1-1-1-4図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和3年)

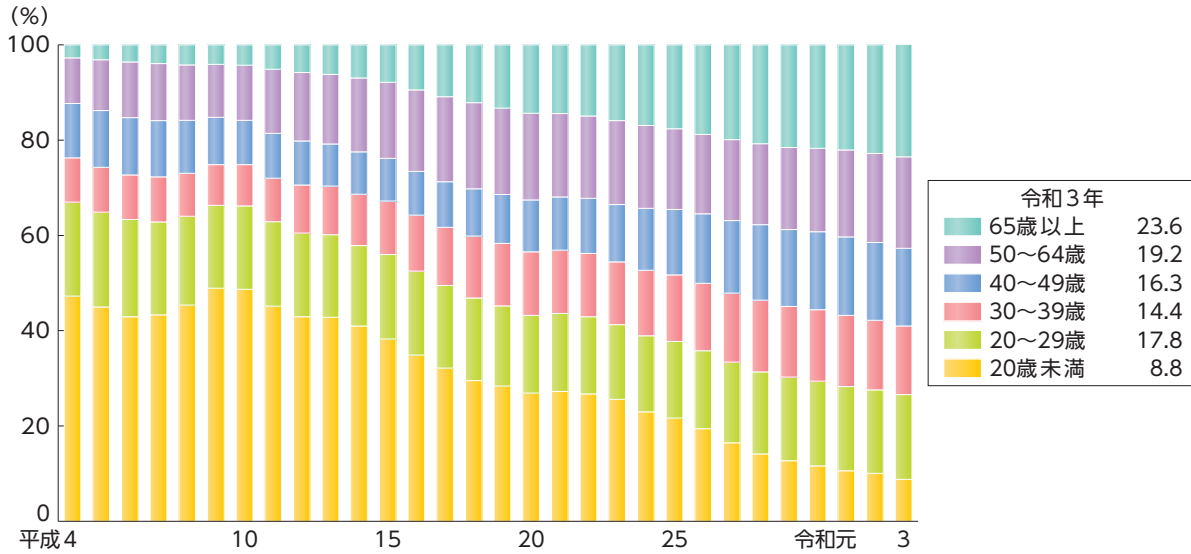


注 1 警察庁の統計による。
2 「横領」は、遺失物等横領を含む。

刑法犯について、検挙人員の年齢層別構成比の推移（最近30年間）を見ると、1-1-1-5図のとおりである（男女別の年齢層別検挙人員の推移については、CD-ROM参照）。65歳以上の高齢者の構成比は、平成4年には2.7%（7,741人）であったが、令和3年は23.6%（4万1,267人）を占めており、検挙人員に占める高齢者の比率の上昇が進んでいる（高齢者犯罪の動向については、第4編第8章参照）。一方、20歳未満の者の構成比は、平成4年には47.3%（13万4,692人）であったが、その後減少傾向にあり、令和2年に9.8%（1万7,904人）と、昭和48年以来初めて10%を下回り、令和3年は8.8%（1万5,349人）であった（少年非行の動向については、第3編第1章参照）。

1-1-1-5 図 刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成4年～令和3年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

令和3年における刑法犯の検挙人員を罪名別に見るとともに、これを男女別に見ると、1-1-1-6表のとおりである（女性犯罪の動向については、第4編第7章参照）。

1-1-1-6 表 刑法犯 検挙人員（罪名別、男女別）

(令和3年)

| 罪名 | 総数 | 男性 | 女性 | 女性比 |
|-----------|-----------------|---------|--------|-------|
| 刑法犯 | 175,041 (100.0) | 135,802 | 39,239 | 22.4 |
| 殺人 | 848 (0.5) | 664 | 184 | 21.7 |
| 〔 嬰 児 殺 〕 | 8 (0.0) | - | 8 | 100.0 |
| 強盗 | 1,460 (0.8) | 1,356 | 104 | 7.1 |
| 放火 | 534 (0.3) | 395 | 139 | 26.0 |
| 暴行 | 23,993 (13.7) | 20,577 | 3,416 | 14.2 |
| 傷害 | 17,525 (10.0) | 15,860 | 1,665 | 9.5 |
| 恐喝 | 1,230 (0.7) | 1,102 | 128 | 10.4 |
| 窃盗 | 84,360 (48.2) | 56,639 | 27,721 | 32.9 |
| 〔 万 引 き 〕 | 50,369 (28.8) | 29,225 | 21,144 | 42.0 |
| 詐欺 | 10,400 (5.9) | 8,398 | 2,002 | 19.3 |
| 横領 | 9,617 (5.5) | 8,294 | 1,323 | 13.8 |
| 遺失物等横領 | 8,680 (5.0) | 7,553 | 1,127 | 13.0 |
| 偽造 | 991 (0.6) | 755 | 236 | 23.8 |
| その他 | 24,083 (13.8) | 21,762 | 2,321 | 9.6 |

注 1 警察庁の統計による。
2 () 内は、罪名別構成比である。
3 [] 内は、犯行の手段であり、殺人又は窃盗の内数である。
4 「遺失物等横領」は、横領の内数である。

3 検挙率

刑法犯の検挙率は、平成7年から毎年低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録したが、14年から回復傾向にあり、一時横ばいで推移していたものの、26年以降再び上昇しており、令和3年は46.6%（前年比1.1pt上昇）であった（1-1-1-1 図 CD-ROM参照）。

令和3年における刑法犯の検挙率を罪名別に見ると、1-1-1-2表のとおりである。

コラム1 刑法犯以外も含めた犯罪の全体像を捉えるための試み

犯罪白書では、これまで我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯、特別法犯、危険運転致死傷・過失運転致死傷等といった分類に従い、その分類ごとに動向を概観・分析してきた。分類ごとに犯罪の性質等が異なることから、このような分類に沿った詳細な分析は重要であり、今後も継続していくべきと考えるが、他方で、我が国における犯罪の全体像を捉えようとするときは、この分類ごとに見るだけでは必ずしも十分ではない。

そこで、このコラムでは、我が国における犯罪の全体像を把握するため、まずは（ア）刑法犯、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等、（ウ）特別法犯（交通法令違反を除く。）及び（エ）交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。）について、横並びにして比較すべく、それぞれの検挙件数の合計を見ることとした。警察以外により検挙されたものも含め、令和3年における司法警察職員による上記（ア）ないし（エ）の検挙件数及び構成比を見ると、**図1**のとおりである。刑法犯の検挙件数は、全体の約3割を占めているにすぎないことが分かる。

もっとも、**図1**は、飽くまでも司法警察職員による検挙件数を合算したものであるから、我が国における犯罪の全体像をできる限り把握するためには、検挙には至らなかった犯罪についても考慮する必要がある。そこで、（ア）刑法犯については、警察による認知件数を、（イ）危険運転致死傷・過失運転致死傷等については、人身事故件数を、（ウ）特別法犯（交通法令違反を除く。）及び（エ）交通法令違反（道交違反（反則事件）を除く。）については、検挙件数をそれぞれ用いて合算することを試みたのが**図2**である。**図2**は、厳密には概念が一致しない数値を合算した図であることに留意が必要であるものの、検挙に至らなかった犯罪の存在をイメージすることが可能である。

図1

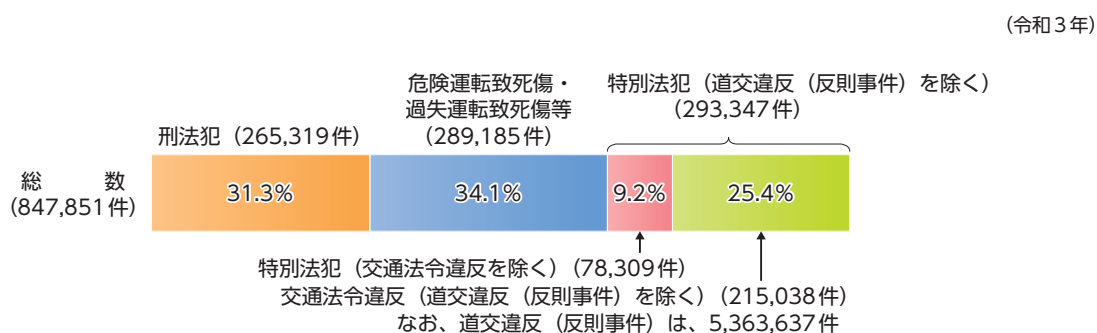
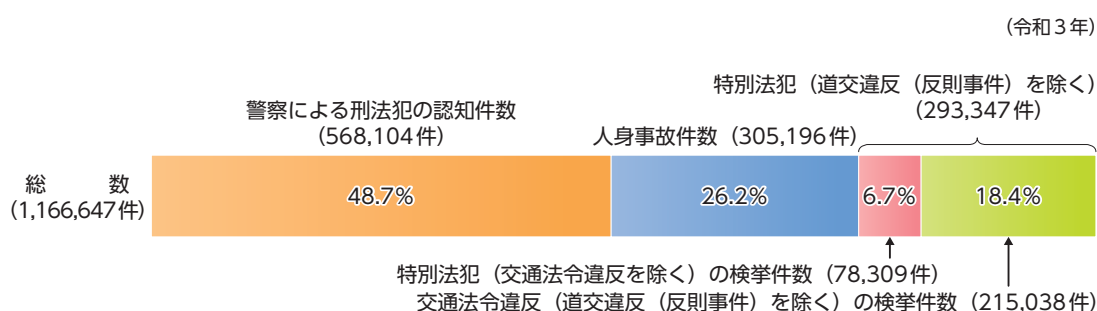


図2

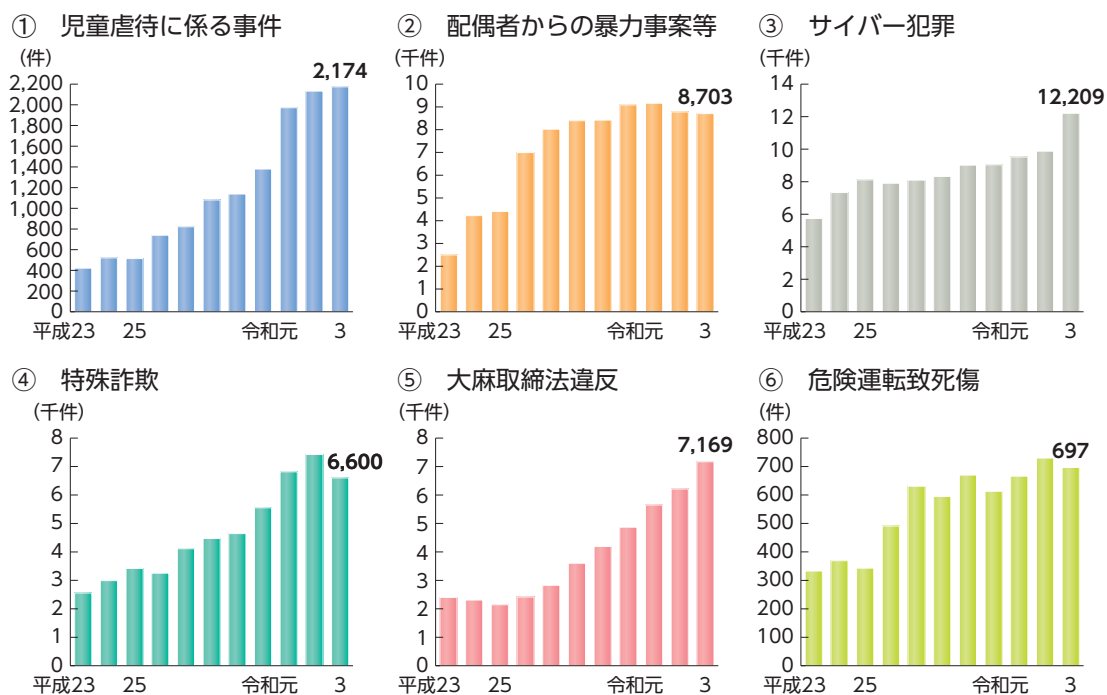


以上のほか、警察等の司法警察職員が把握できなかった犯罪が存在することにも、留意すべきである。すなわち、被害者が犯罪被害に遭いながらも、警察等への届出等を行わなかったいわゆる暗数も存在するのであり、我が国における犯罪の脅威は、これらをも考慮して考える必要がある。

個別の犯罪類型ごとに見ても、我が国における犯罪情勢がまだまだ決して安心できる状況にはないことが分かる。図3のとおり、例えば、児童虐待に係る事件、配偶者からの暴力事案等、サイバー犯罪、特殊詐欺、大麻取締法違反及び危険運転致死傷は、いずれも検挙件数が増加傾向又は高止まり状態にあり、特に留意が必要である。

図3

(平成23年～令和3年)



以上のとおり、我が国の犯罪情勢については、改善傾向が続いている一方で、留意すべき点もあることからすれば、その詳しい動向について、引き続き注視していく必要がある。

注 図1 (1) 法務総合研究所が資料を入手し得た数値で作成した(詳細はCD-ROM参照)。(2) 警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医業・生活衛生局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料、水産庁資源管理部の資料及び法務省矯正局の資料による。(3) 警察による交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)の検挙件数は、送致件数を計上している。(4) 警察以外による検挙件数は、漁業監督官(吏員)によるものを除き、送致件数を計上している。(5) 罪種が不詳のものは、刑法犯に計上している。

図2 (1) 危険運転致死傷・過失運転致死傷等については、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる人身事故件数の数値を参考として用いた。特別法犯(交通法令違反を除く。)及び交通法令違反(道交違反(反則事件)を除く。)については、刑法犯における警察による認知件数におおよそ匹敵すると考えられる数値は検挙件数であることから、これを参考として用いた。(2) 「人身事故」は、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うものをいう。(3) 「刑法犯の認知件数」及び「人身事故件数」は、警察において把握したものに限る。(4) 図1の脚注(1)、(3)及び(4)に同じ。(5) 警察庁の統計、警察庁交通局の統計、厚生労働省医業・生活衛生局の資料、厚生労働省労働基準局の資料、経済産業省産業保安グループの資料、国土交通省海事局の資料、海上保安庁の資料及び水産庁資源管理部の資料による。

図3 (1) ①・②は警察庁生活安全局の資料、③は警察庁サイバー警察局の資料、④は警察庁刑事局の資料、⑤は厚生労働省医業・生活衛生局の資料、⑥は警察庁の統計に、それぞれによる。(2) 詳細については、①につき第4編第6章第1節、②につき同章第2節、③につき同編第5章、④につき第1編第1章第2節3項(4)、⑤につき第4編第2章第1節2項、⑥につき同編第1章第2節2項を、それぞれ参照。

第2節 主な刑法犯

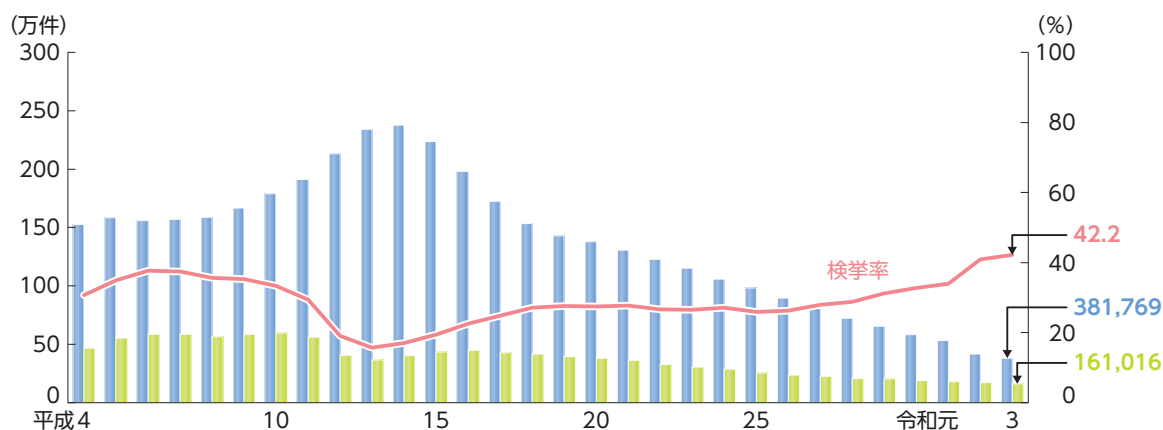
窃盗は、認知件数において刑法犯の7割近くを占める(1-1-1-3図参照)。その認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)を見ると、1-1-2-1図①のとおりである。平成7年から13年まで、認知件数の増加と検挙率の低下が続いていたが、14年から検挙率が上昇に転じ、認知件数も、戦後最多を記録した同年(237万7,488件)をピークに15年から減少に転じた。認知件数は、26年以降、毎年戦後最少を更新し続け、令和3年は、38万1,769件(前年比3万5,522件(8.5%)減)であった。検挙件数は、平成17年から減少し続けており、令和3年は、16万1,016件(同9,671件(5.7%)減)であった。検挙率は、前年より1.3pt上昇し、42.2%であった(1-1-1-1図CD-ROM参照)。

窃盗を除く刑法犯の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移(最近30年間)は、1-1-2-1図②のとおりである。認知件数は、平成16年に58万1,463件と戦後最多を記録した後、17年から減少し続け、令和3年は、18万6,335件(前年比1万605件(5.4%)減)であった。検挙率は、平成16年に37.8%と戦後最低を記録した後、緩やかな上昇傾向にあり、令和3年は55.5%(同0.4pt上昇)であった(1-1-1-1図CD-ROM参照。新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における窃盗の認知件数の動向については、第7編第3章第2節1項参照)。

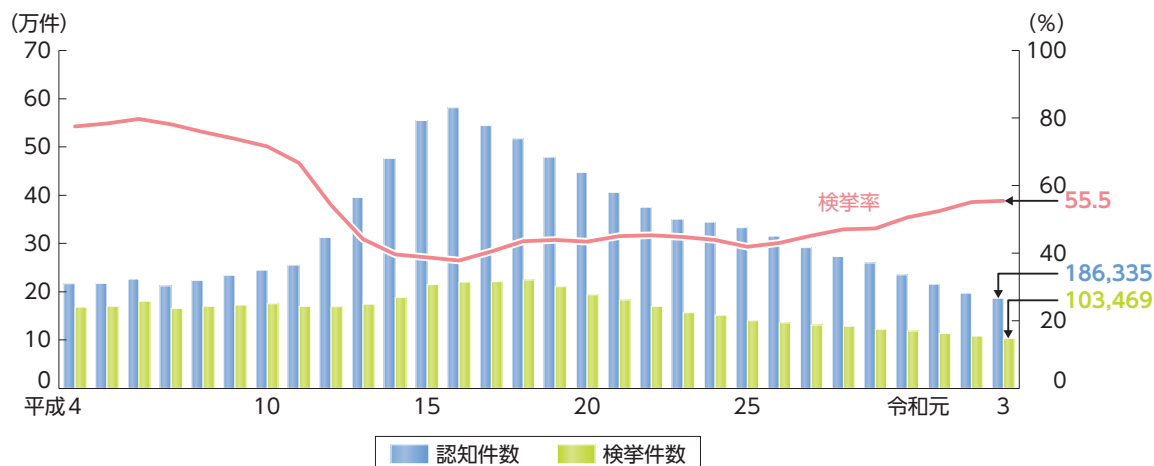
1-1-2-1図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移(窃盗・窃盗を除く刑法犯別)

(平成4年～令和3年)

① 窃盗



② 窃盗を除く刑法犯



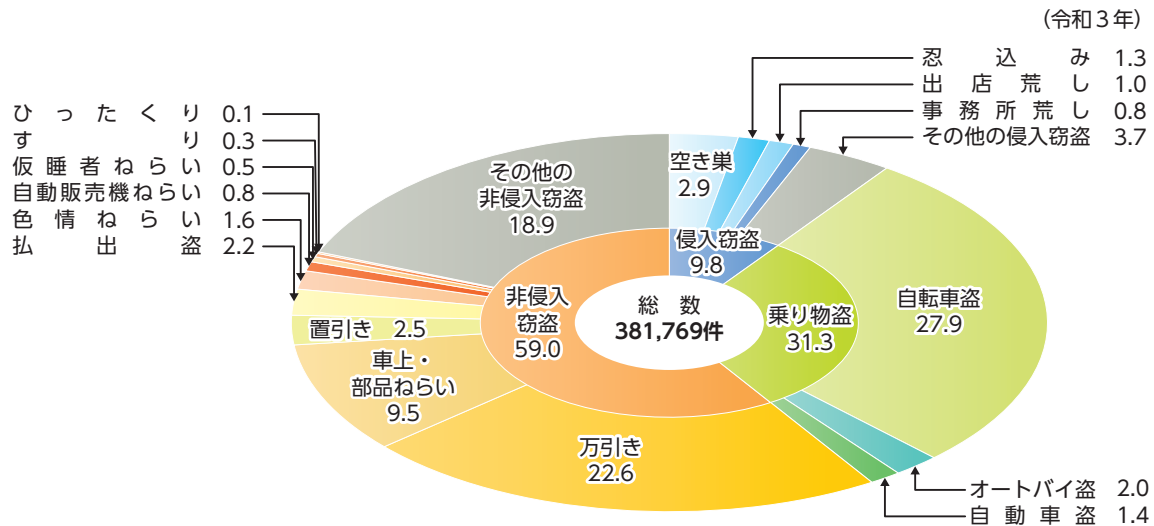
注 1 警察庁の統計による。

2 ②の平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

1 窃盗

令和3年における窃盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-2図のとおりである（手口別の認知件数については、CD-ROM参照）。

1-1-2-2図 窃盗 認知件数の手口別構成比



注 1 警察庁の統計による。
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するものをいう。

認知件数の推移（最近30年間）を態様別に見ると、1-1-2-3図①のとおりであり、手口別に見ると、1-1-2-3図②のとおりである。

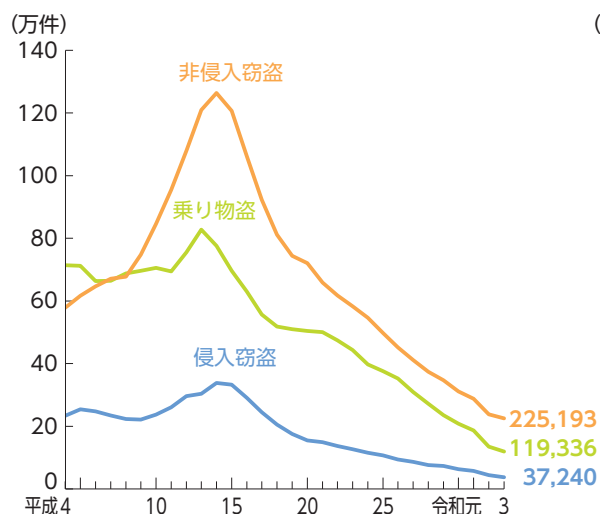
なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における窃盗の態様別、手口別の認知件数の動向については、第7編第3章第2節1項参照。

特殊詐欺（本節3項（4）参照）に関係する手口である払出盗（不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM（CDを含む。）から現金を窃取するもの）及び職権盗（公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、隙をみて金品を窃取するもの）の認知件数は、近年増加傾向にあったが、令和3年は払出盗が8,431件（前年比6.0%減）と前年から減少し、職権盗が2,228件（同21.5%減）と前年に引き続き大きく減少した（警察庁の統計による。）。

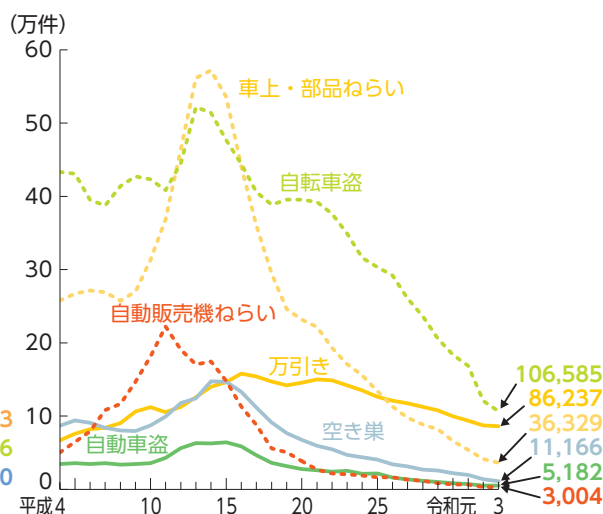
1-1-2-3 図 窃盗 認知件数の推移 (態様別、手口別)

(平成4年～令和3年)

① 態様別



② 手口別

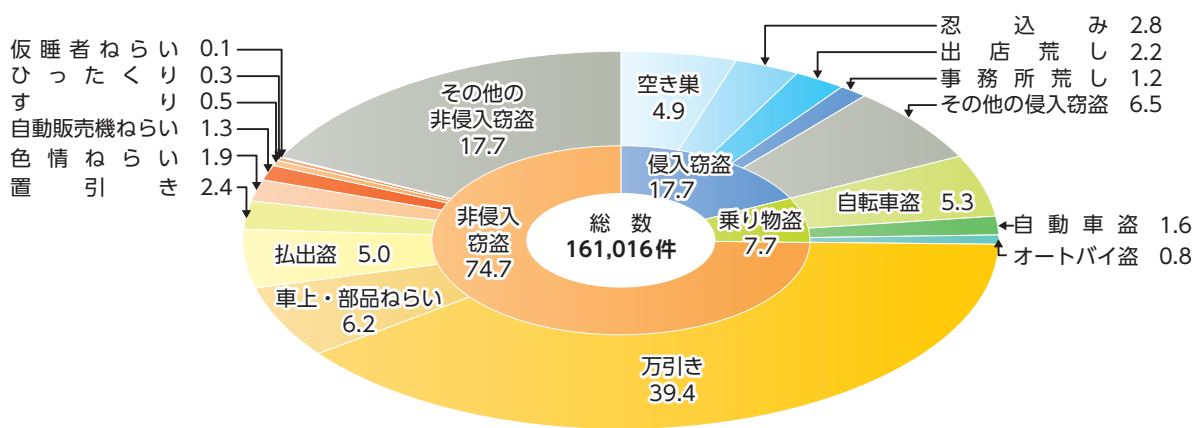


注 警察庁の統計による。

令和3年における窃盗の検挙件数の手口別構成比は、1-1-2-4 図のとおりである (手口別の検挙件数については、CD-ROM参照)。

1-1-2-4 図 窃盗 検挙件数の手口別構成比

(令和3年)



注 1 警察庁の統計による。
 2 「払出盗」は、不正に取得し、又は不正に作成したキャッシュカード等を利用してATM (CDを含む。) から現金を窃取するものをいう。

令和3年の窃盗の検挙率を態様・手口別で見ると、侵入窃盗 (76.4%)、非侵入窃盗 (53.4%)、乗り物盗 (10.4%) の順であったところ、非侵入窃盗のうち万引きは73.6%であった (警察庁の統計による)。

2 強制性交等・強制わいせつ

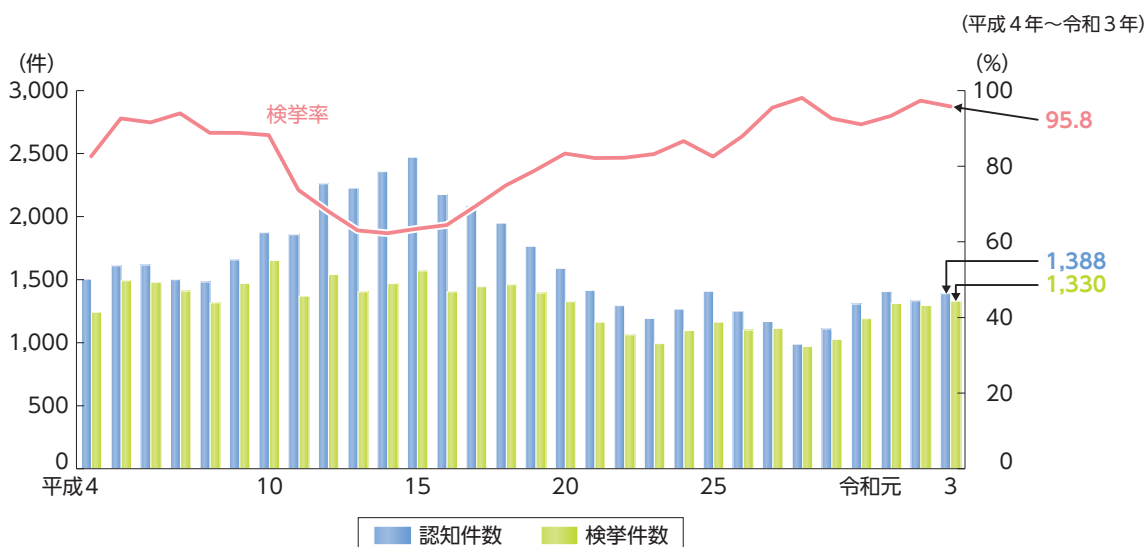
平成29年6月、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が成立し、同年7月に施行された。同法により、①従来の強姦が**強制性交等**に改められ、被害者の性別を問わなくなり、かつ、性交（姦淫）に加えて肛門性交及び口腔性交をも対象とし、法定刑の下限が引き上げられ、②**監護者わいせつ・監護者性交等**が新設され、18歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じたわいせつ行為や性交等が処罰されることとなり、また、③強姦、強制わいせつ等（同法による改正前の刑法176条、177条及び178条に規定する罪）の罪は親告罪であったが、これらの罪は、改正時に、監護者性交等の罪と共に、非親告罪とされた。

強制性交等（前記改正前は強姦及び準強姦であり、改正後は強姦、準強姦、準強制性交等及び監護者性交等を含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、**1-1-2-5図**のとおりである。認知件数は、平成9年から増加傾向を示し、15年に2,472件を記録した後、23年まで減少し続け、24・25年にやや増加したものの、26年から再び減少し、28年は昭和57年以降で最少の989件であった。その後、平成29年から令和元年までやや増加し、2年は前年より減少したが、3年は前年より増加して1,388件（前年比56件（4.2%）増。なお、前記改正によって対象が拡大した点には留意する必要がある。）であり、うち女性を被害者とするものは1,330件であった（**6-1-3-1表**参照）。検挙件数も、平成15年に1,569件を記録した後、減少傾向にあったが、29年から増加傾向にあり、令和3年は1,330件（同33件（2.5%）増）であった。検挙率は、平成10年から低下し、14年に62.3%と戦後最低を記録した後は上昇傾向にあり、27年以降は、いずれの年も90%台と高水準で推移しており、令和3年は95.8%（同1.6pt低下）であった。

このうち、令和3年における監護者性交等の認知件数は88件、検挙件数は82件（検挙率は93.2%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

なお、肛門性交のみ、口腔性交のみ、又は肛門性交及び口腔性交のみを実行行為とする強制性交等について、令和3年に第一審判決があったものとして法務省刑事局に対し各検察庁から報告があった件数は、83件であった（法務省刑事局の資料による。）。

1-1-2-5図 強制性交等 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



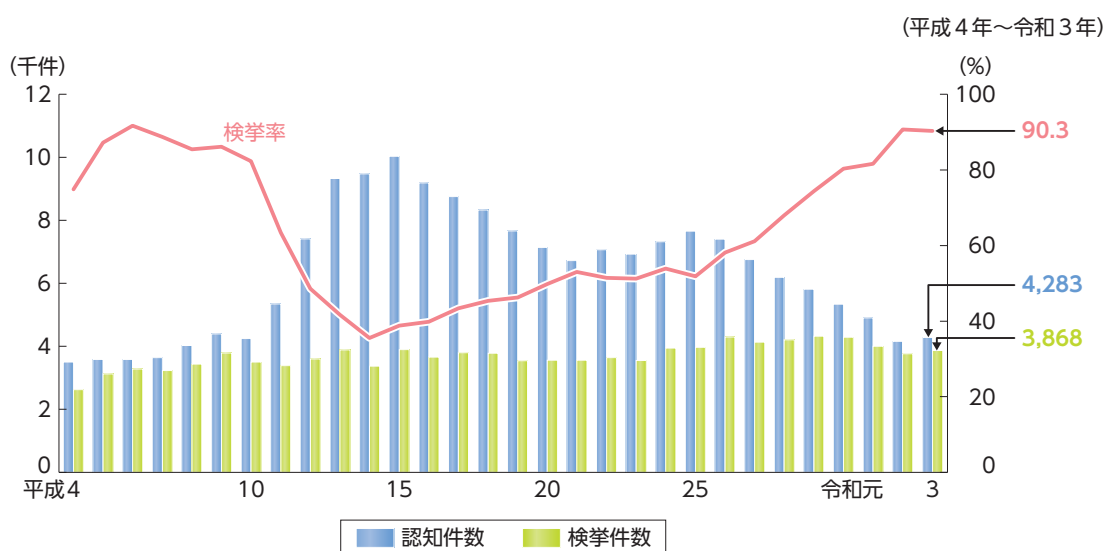
注 1 警察庁の統計による。

2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

強制わいせつ（前記改正前は準強制わいせつを含み、改正後は準強制わいせつ及び監護者わいせつを含む。）の認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近30年間）は、1-1-2-6図のとおりである。認知件数は、平成の初期から増加傾向にあったが、平成11年から13年にかけて前年比25.8～38.6%の勢いで増加し続け、15年には昭和41年以降で最多の1万29件を記録した。その後、平成21年まで減少し、22年から25年まで増加傾向にあったが、26年から減少し続け、令和2年には前年比746件（15.2%）減と大きく減少したところ、3年は前年よりやや増加して4,283件（前年比129件（3.1%）増。なお、前記改正によって対象が縮小（口腔性交及び肛門性交が、強制性交等の対象行為となった。）及び拡大（監護者わいせつが新設された。）した点には留意する必要がある。）であった。検挙件数は、平成5年から25年までは3,000件台、26年から30年までは4,000件台で推移していたが、令和元年に再び3,000件台となり、3年は3,868件（同102件（2.7%）増）であった。検挙率は、平成11年に前年比18.9pt、12年に同14.8pt低下し、14年には35.5%と昭和41年以降で最低を記録したが、その後は上昇傾向にあったところ、令和3年は前年からわずかに低下し、90.3%（同0.3pt低下）であった（CD-ROM参照）。

このうち、令和3年における監護者わいせつの認知件数は102件、検挙件数は99件（検挙率は97.1%）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

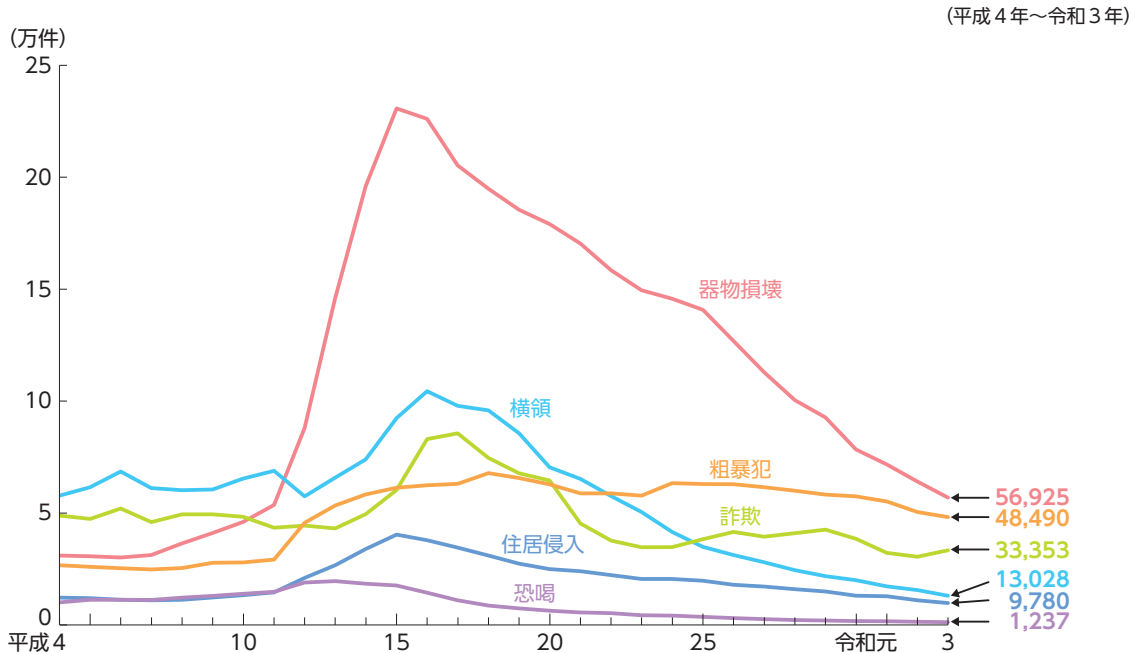
1-1-2-6図 強制わいせつ 認知件数・検挙件数・検挙率の推移



3 その他の刑法犯

窃盗及び強姦性交等・強制わいせつを除く刑法犯について、主な罪名・罪種ごとに認知件数の推移（最近30年間）を見ると、1-1-2-7図のとおりである。

1-1-2-7図 その他の刑法犯 認知件数の推移（罪名・罪種別）

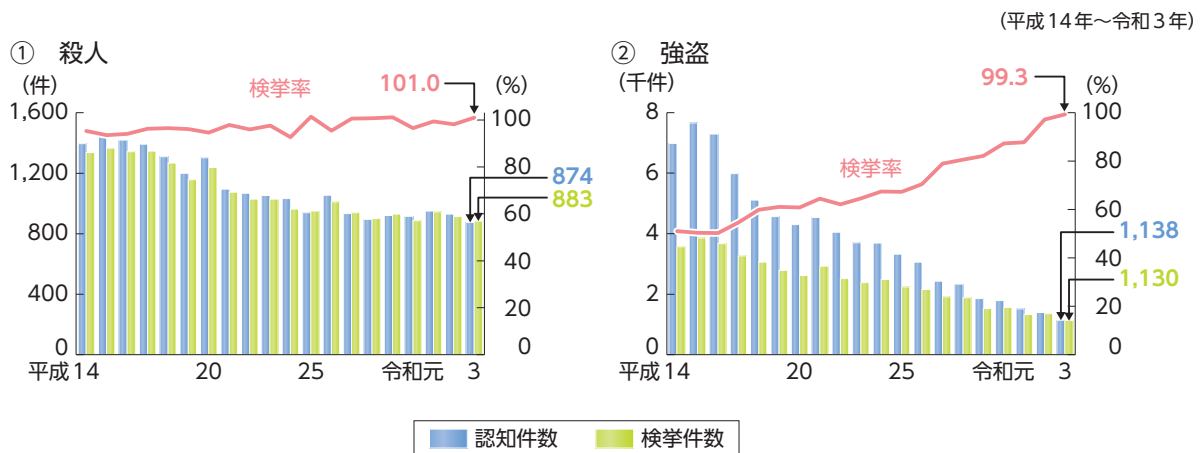


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「粗暴犯」は、傷害、暴行、脅迫、凶器準備集合及び暴力行為等処罰法違反をいう。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。

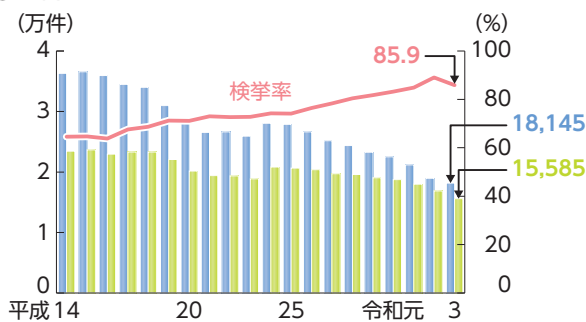
認知件数、検挙件数及び検挙率の推移（最近20年間）を罪名別に見ると、1-1-2-8図のとおりである（詳細については、CD-ROM資料1-2及び1-3参照）。

なお、盗品譲受け等、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、略取誘拐・人身売買、通貨偽造、文書偽造等及び賭博・富くじの認知件数等についてはCD-ROM参照。

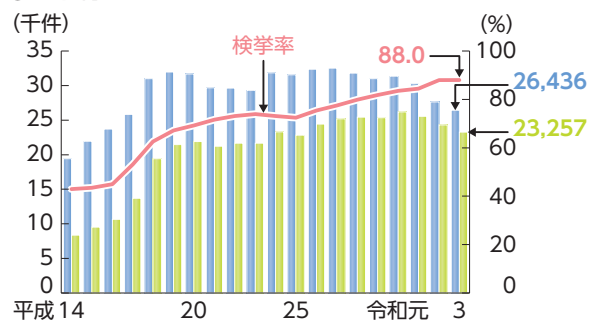
1-1-2-8図 刑法犯 認知件数・検挙件数・検挙率の推移（罪名別）



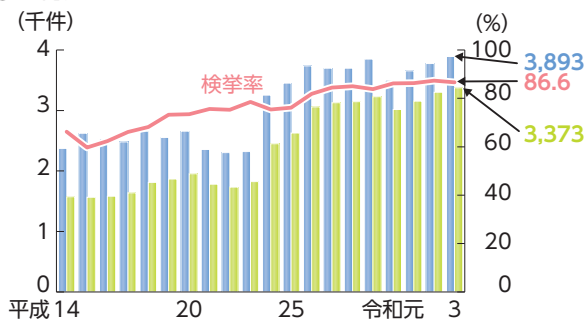
③ 傷害



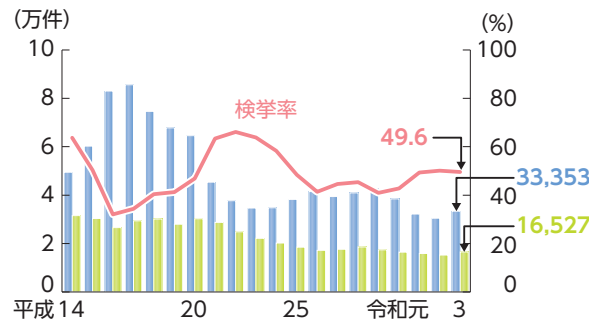
④ 暴行



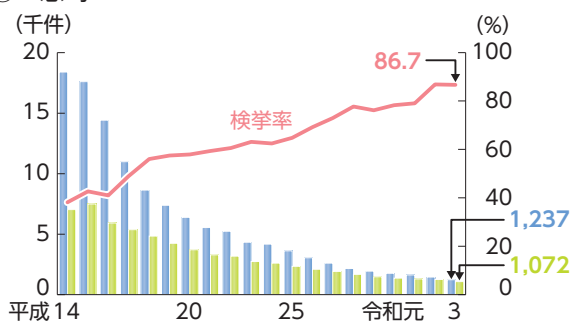
⑤ 脅迫



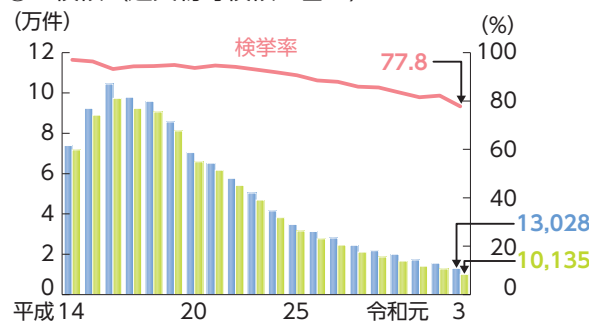
⑥ 詐欺



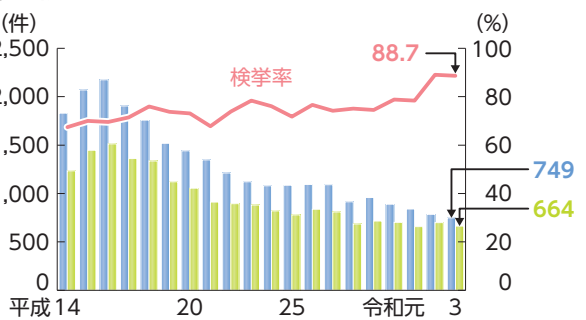
⑦ 恐喝



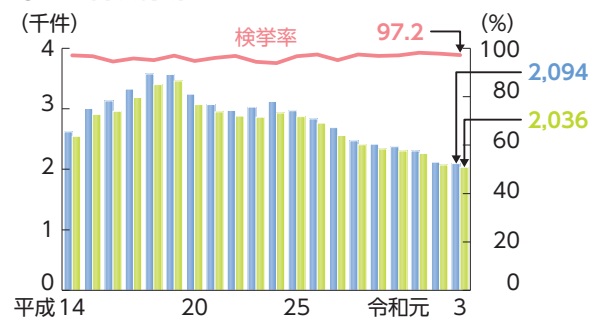
⑧ 横領 (遺失物等横領を含む)



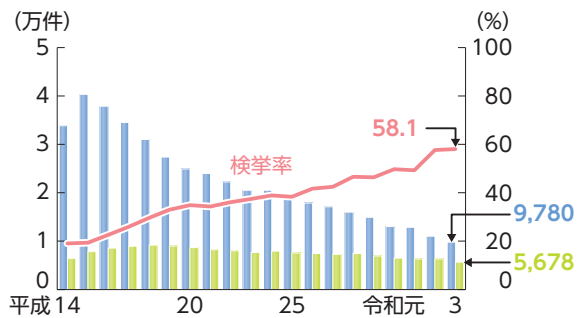
⑨ 放火



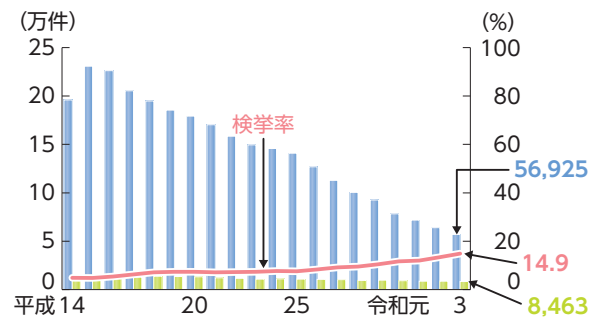
⑩ 公務執行妨害



⑪ 住居侵入



⑫ 器物損壊



■ 認知件数 ■ 検挙件数

注 1 警察庁の統計による。
2 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

(1) 殺人 (1-1-2-8図①)

殺人の認知件数は、平成16年から28年までは減少傾向にあり、その後はおおむね横ばいで推移していたが、令和3年は戦後最少の874件（前年比55件（5.9%）減）であった。検挙率は、安定して高い水準（3年は101.0%）にある。

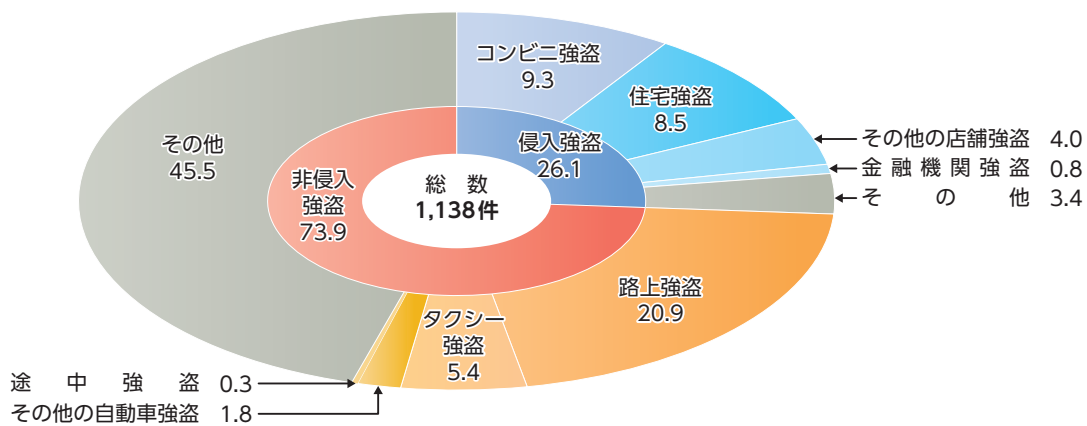
(2) 強盗 (1-1-2-8図②)

強盗の認知件数は、平成15年に昭和26年以降で最多の7,664件を記録した後、平成16年から減少傾向にあり、令和3年は1,138件（前年比259件（18.5%）減）と戦後最少を更新した。検挙率は、平成17年から上昇傾向にあり、令和3年は99.3%（同2.1pt上昇）であった。

令和3年における強盗の認知件数の手口別構成比は、1-1-2-9図のとおりである。

1-1-2-9図 強盗 認知件数の手口別構成比

(令和3年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「タクシー強盗」及び「その他の自動車強盗」は、自動車に乗車中の者から自動車又は金品を強取するもの（暴行・脅迫を加えて運賃の支払を免れるものを含む。）をいう。
 3 「途中強盗」は、金品を輸送中の者又は銀行等に預金に行く途中若しくは銀行等から払戻しを受けて帰る途中の者であることを知った上で、その者から金品を強取するものをいう。

(3) 傷害・暴行・脅迫 (1-1-2-8図③～⑤)

傷害の認知件数は、平成15年に3万6,568件を記録した後、16年から減少傾向にあり、令和3年は1万8,145件（前年比818件（4.3%）減）であった。暴行の認知件数は、平成18年以降おおむね高止まりの状況にあり、2万9,000件台から3万2,000件台で推移していたが、令和元年から減少しており、3年は2万6,436件（前年比1,201件（4.3%）減）であった。脅迫の認知件数は、平成12年以降2,000件台で推移していたが、24年に大きく増加し、同年以降は3,000件台で推移しており、令和3年は3,893件（同115件（3.0%）増）であった。いずれの検挙率も、平成16年前後からおおむね上昇傾向にある。

(4) 詐欺(1-1-2-8図⑥)

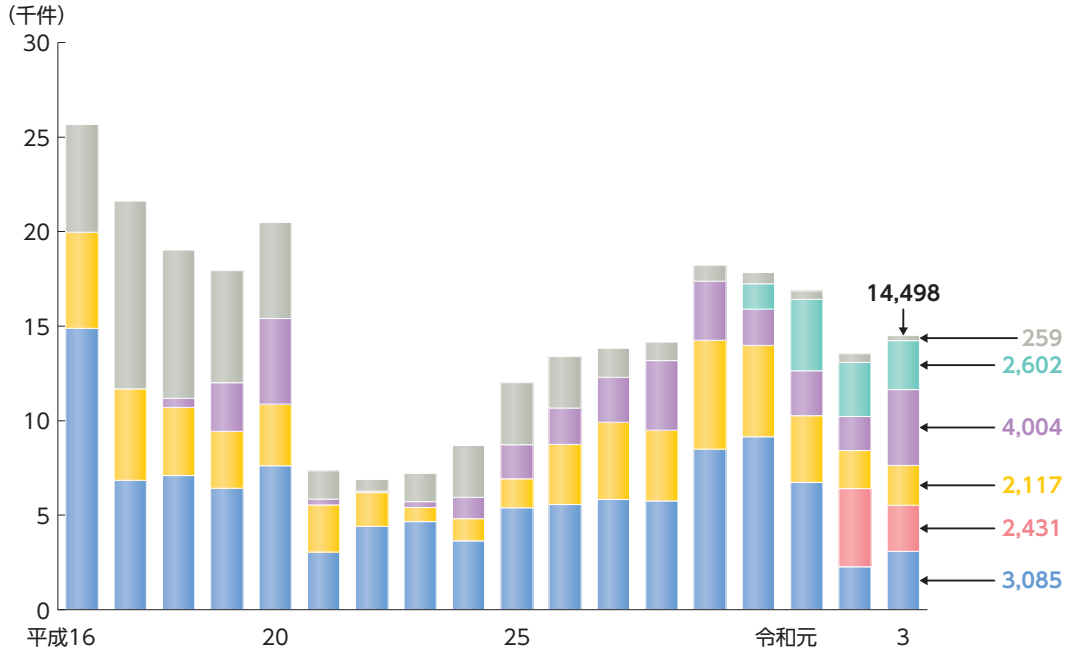
詐欺の認知件数は、平成17年に昭和35年以降で最多の8万5,596件を記録した。その後、平成18年から減少に転じ、24年からは増加傾向を示していた。その後、30年から再び減少したが、令和3年は、前年から増加し、3万3,353件(前年比2,885件(9.5%)増)であった。検挙率は、平成16年に32.1%と戦後最低を記録した後、17年から上昇に転じ、23年から26年までの低下を経て、その後は上昇傾向にあったが、令和3年は、前年からわずかに低下し、49.6%(同0.6pt低下)であった。

特殊詐欺(被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗(警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するもの)を含む。)の総称)の認知件数、検挙件数及び被害総額(現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額(以下「ATM引出し額」という。)の総額をいう。ただし、ATM引出し額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年までは、オレオレ詐欺に係るもののみを計上している。)の推移(統計の存在する平成16年以降)は、1-1-2-10図のとおりである。令和3年は、還付金詐欺(税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件)の認知件数が、前年と比較して2,200件(122.0%)増加した一方、預貯金詐欺(親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る(脅し取る)もの)の認知件数は、前年と比較して1,704件(41.2%)減少した。3年の特殊詐欺全体としての被害総額は、約282億円(前年比1.1%減)であった(警察庁刑事局の資料による)。

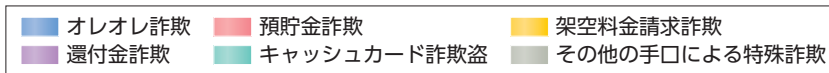
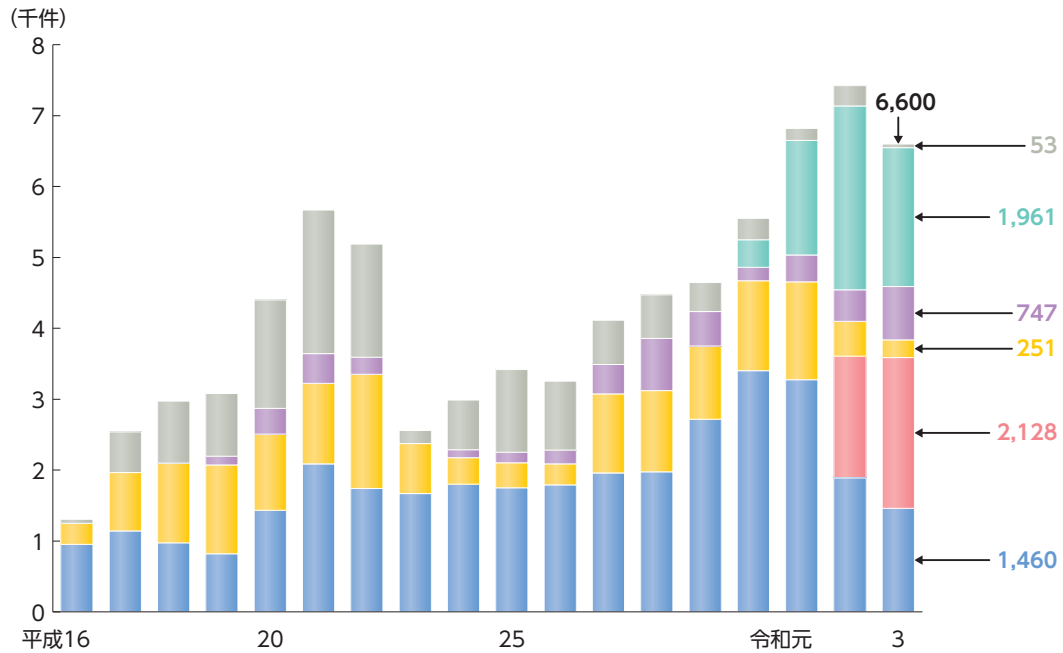
なお、新型コロナウイルス感染症に関連する特殊詐欺を始めとした詐欺事案については、第7編第3章第1節1項(2)を、同感染症の感染拡大下における経済対策として新設された制度を悪用した詐欺事案については、同節2項を、同感染症の感染拡大下における特殊詐欺の動向については、同章第3節1項を、それぞれ参照。

(平成16年～令和3年)

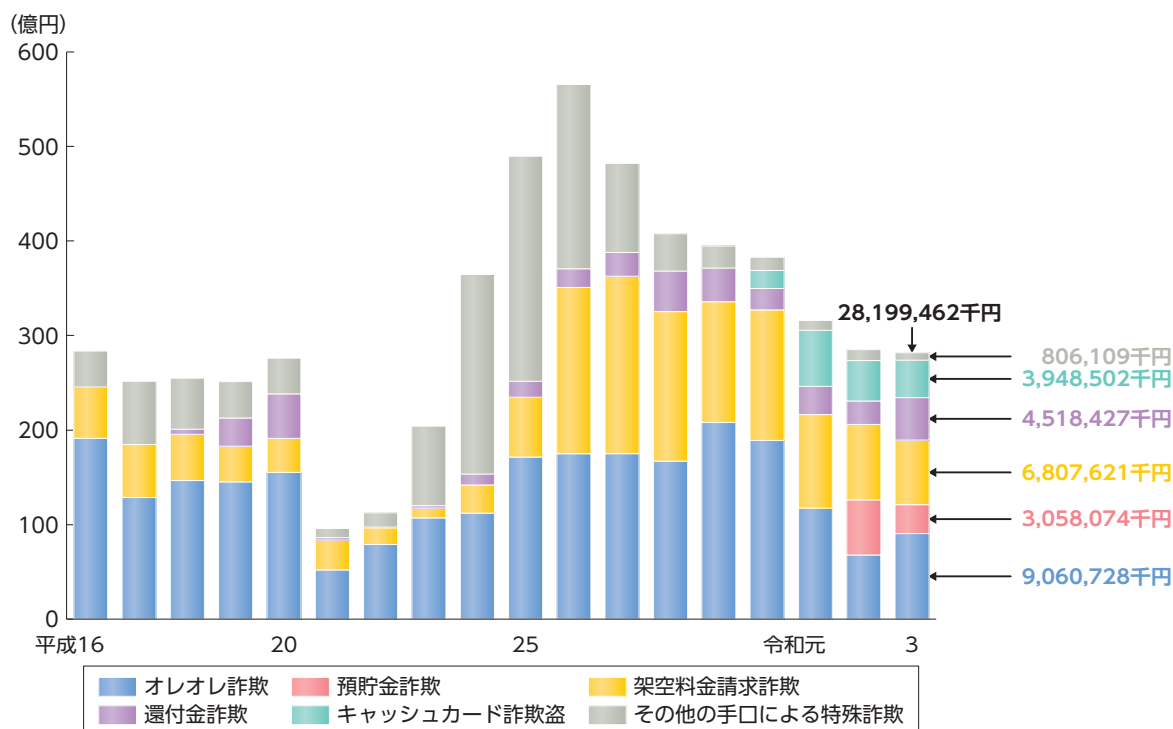
① 認知件数



② 検挙件数



③ 被害総額



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
- 2 「特殊詐欺」は、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称である。
- 3 「オレオレ詐欺」は、親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
- 4 「預貯金詐欺」は、親族、警察官、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続が必要であるなどの名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る（脅し取る）ものをいい、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。
- 5 「架空料金請求詐欺」は、未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る（脅し取る）ものをいう。
- 6 「還付金詐欺」は、税金還付等に必要な手続を装って被害者にATMを操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得る電子計算機使用詐欺事件又は詐欺事件をいう。
- 7 「キャッシュカード詐欺盗」は、警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている」等の名目により、キャッシュカード等を準備させた上で、隙を見るなどし、同キャッシュカード等を窃取するものをいう。
- 8 「その他の手口による特殊詐欺」は、特殊詐欺のうち、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺をいう。
- 9 各数値は、次の類型の合計である。
 平成16年～17年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺及び融資保証金詐欺
 18年～21年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金詐欺
 22年～29年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺
 30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年～3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
- 10 「被害総額」は、現金被害額及び詐欺又は窃取されたキャッシュカード等を使用してATMから引き出された額の総額をいう。ただし、同キャッシュカード等を使用してATMから引き出された額については、平成21年以前は被害総額に含まれず、22年から24年まではオレオレ詐欺に係るもののみを計上している。
- 11 金額については、千円未満切捨てである。

(5) 恐喝 (1-1-2-8図⑦)

恐喝の認知件数は、平成13年に1万9,566件を記録した後、14年から減少し続けており、令和3年は1,237件（前年比209件（14.5%）減）であった。

(6) 横領 (1-1-2-8図⑧)

横領（遺失物等横領を含む。）の認知件数は、平成16年に戦後最多の10万4,412件を記録した後、17年から減少し続けており、令和3年は1万3,028件（前年比2,514件（16.2%）減）であった。

(7) 放火 (1-1-2-8図⑨)

放火の認知件数は、平成16年に2,174件を記録した後、17年から減少傾向にあり、令和3年は749件（前年比37件（4.7%）減）であった。

(8) 公務執行妨害 (1-1-2-8図⑩)

公務執行妨害の認知件数は、平成18年に戦後最多の3,576件を記録した後、19年から減少傾向にあり、令和3年は2,094件（前年比24件（1.1%）減）であった。

(9) 住居侵入 (1-1-2-8図⑪)

住居侵入の認知件数は、平成15年に戦後最多の4万348件を記録した後、16年から減少傾向にあり、令和3年は9,780件（前年比1,241件（11.3%）減）であった。

(10) 器物損壊 (1-1-2-8図⑫)

器物損壊の認知件数は、平成15年に23万743件を記録した後、16年から減少し続けており、令和3年は5万6,925件（前年比7,164件（11.2%）減）であった。検挙率は、平成15年まで低下した後、16年から上昇傾向にあり、令和3年は14.9%（同1.5pt上昇）であったが、依然、刑法犯全体と比べて著しく低い。

第1節 主な統計データ

令和3年における特別法犯の主な統計データは、次のとおりである。

令和3年の主な統計データ（特別法犯）

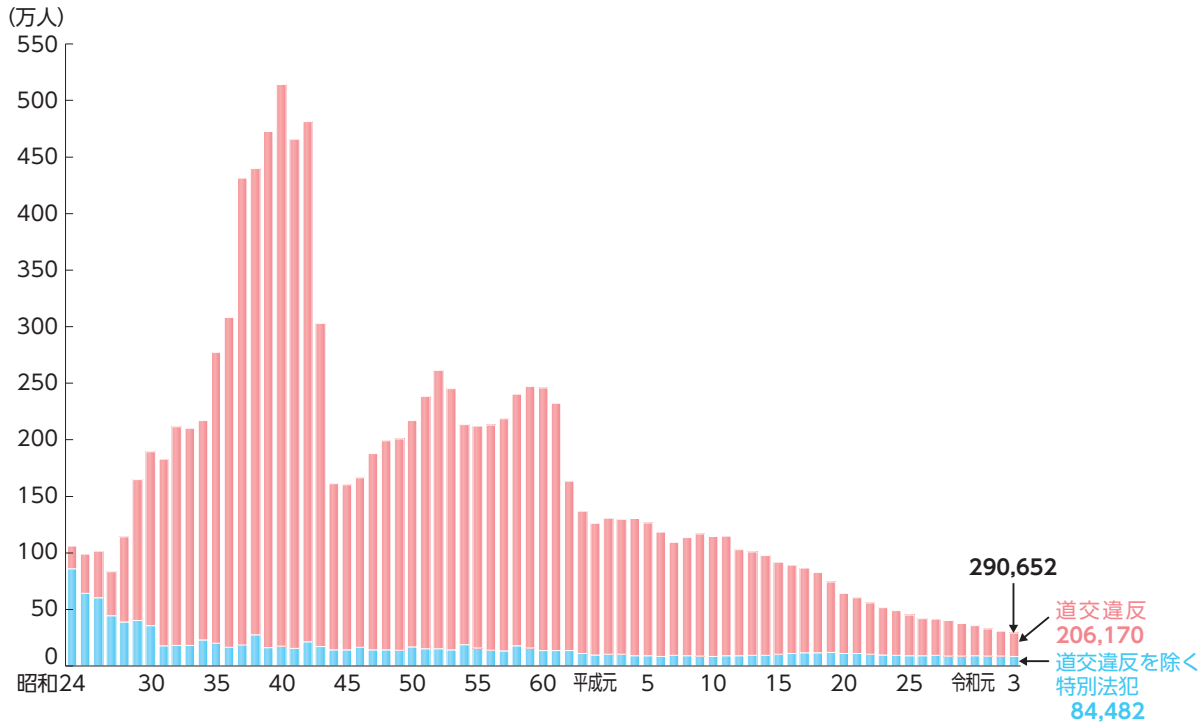
| | 検察庁新規受理人員 | （構成比） | （前年比） |
|-------------------|-----------|----------|--------------------|
| ① 道路交通法違反 | 205,354人 | (70.7%) | (−13,186人、−6.0%) |
| ② 覚醒剤取締法違反 | 12,820人 | (4.4%) | (−824人、−6.0%) |
| ③ 大麻取締法違反 | 8,217人 | (2.8%) | (+974人、+13.4%) |
| ④ 軽犯罪法違反 | 7,636人 | (2.6%) | (−631人、−7.6%) |
| ⑤ 廃棄物処理法違反 | 7,607人 | (2.6%) | (−58人、−0.8%) |
| ⑥ 銃刀法違反 | 5,401人 | (1.9%) | (−422人、−7.2%) |
| ⑦ 入管法違反 | 5,212人 | (1.8%) | (−2,224人、−29.9%) |
| ⑧ 児童買春・児童ポルノ禁止法違反 | 3,093人 | (1.1%) | (+29人、+0.9%) |
| ⑨ 自動車損害賠償保障法違反 | 3,088人 | (1.1%) | (−124人、−3.9%) |
| ⑩ 犯罪収益移転防止法違反 | 2,448人 | (0.8%) | (−54人、−2.2%) |
| その他 | 29,776人 | (10.2%) | |
| 総数 | 290,652人 | (100.0%) | (−16,916人、−5.5%) |
| | 【平成14年総数】 | | 【平成14年比】 |
| | 976,232人 | | [−685,580人、−70.2%] |

注 1 検察統計年報による。
2 「道路交通法違反」は、保管場所法違反を含まない。

特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、**1-2-1-1図**のとおりである（罪名別の人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。その人員は、特別法犯全体では、43年に交通反則通告制度が施行されたことにより大幅に減少した後、50年代は200万人台で推移していたが、62年に同制度の適用範囲が拡大された結果、再び大幅に減少した。平成元年から11年までは増減を繰り返していたが、12年からは22年連続で減少しており、18年からは、昭和24年以降における最少を記録し続けている。他方、道交違反を除く特別法犯では、平成13年から増加し、19年（11万9,813人）をピークとして、その後は増減を繰り返しながら緩やかな減少傾向にあり、令和3年は8万4,482人（前年比3,855人（4.4%）減）であった（CD-ROM参照）。

1-2-1-1 図 特別法犯 検察庁新規受理人員の推移

(昭和24年～令和3年)

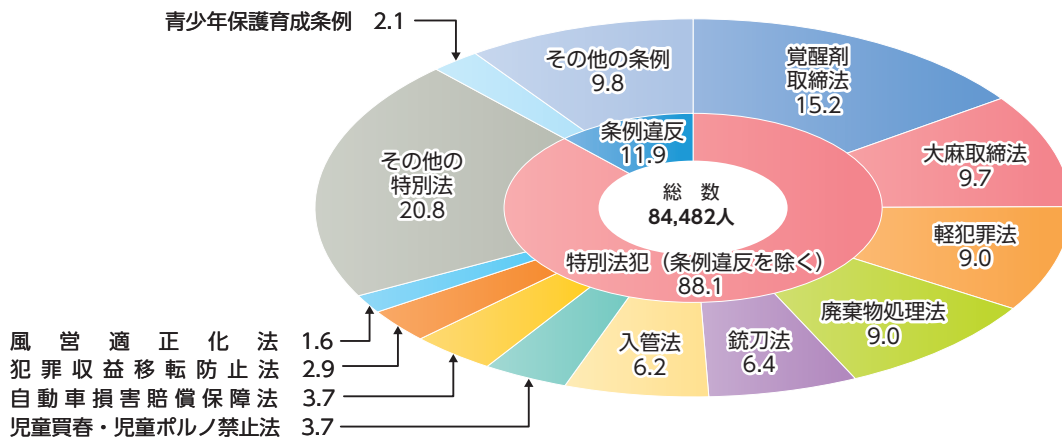


注 1 刑事統計年報及び検察統計年報による。
 2 「道交違反」は、道路交通法（昭和35年法律第105号）による廃止前の道路交通取締法（昭和22年法律第130号）及び同法施行令（昭和28年政令第261号）、同法による廃止前の自動車取締令（昭和8年内務省令第23号）並びに昭和28年総理府令第54号による廃止前の道路交通取締令（昭和22年内務省令第40号）の各違反を含む。

令和3年における道交違反を除く特別法犯の検察庁新規受理人員の罪名別構成比は、1-2-1-2 図のとおりである。

1-2-1-2 図 特別法犯 検察庁新規受理人員の罪名別構成比

(令和3年)



注 1 検察統計年報による。
 2 道交違反を除く。

迷惑防止条例違反の痴漢事犯の検挙件数（電車内以外で行われたものを含む。）は、近年減少傾向にあり、平成27年以降2,700～3,200件台で推移していたところ、令和2年（1,915件）に大きく減少（前年比874件（31.3%）減）し、3年は1,931件（同16件（0.8%）増）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第2節 主な特別法犯

主な特別法犯の検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）は、1-2-2-1図のとおりである。なお、交通犯罪、薬物犯罪、財政経済犯罪及びサイバー犯罪については、第4編第1、2、4及び5の各章をそれぞれ参照。

銃刀法違反は、平成21年（6,989人）をピークに一時減少傾向となったが、24年以降はおおむね横ばいとなっており、令和3年は5,401人（前年比7.2%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。なお、3年6月、同法が改正され（令和3年法律第69号）、人の生命に危険を及ぼし得る威力を有するクロスボウについて、所持の禁止の対象とするとともに、所持許可制に関する規定を整備し、不法所持に対する罰則の新設等が行われた（4年3月施行）。

廃棄物処理法違反は、平成19年（8,879人）をピークに20年以降は7年連続で減少し、27年以降はおおむね横ばいで推移していたが、令和2年（7,665人）に増加し（前年比8.8%増）、3年は7,607人（同0.8%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。なお、平成29年6月、同法が改正され（平成29年法律第61号）、産業廃棄物管理票の交付・写し送付・回付義務違反、虚偽交付、虚偽記載、写し保存義務違反等産業廃棄物管理票に関連する罰則の法定刑の引上げ等が行われた（30年4月施行）。

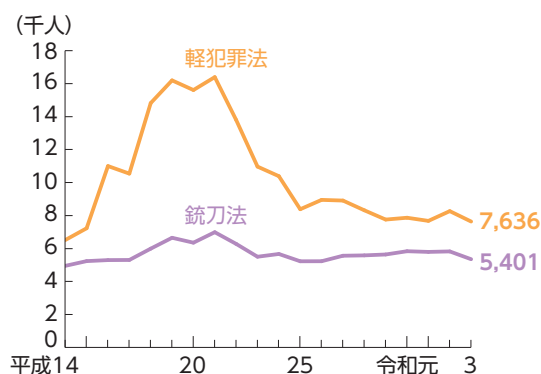
風営適正化法違反は、平成19年（4,900人）をピークに減少傾向にあり、令和3年は1,336人（前年比14.9%減）であった（CD-ROM資料1-4参照）。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反は、平成11年の同法施行後増加傾向にあり、29年以降は3,000～3,500人台で推移しており、令和3年は3,093人（前年比0.9%増）であった（CD-ROM資料1-4参照）。

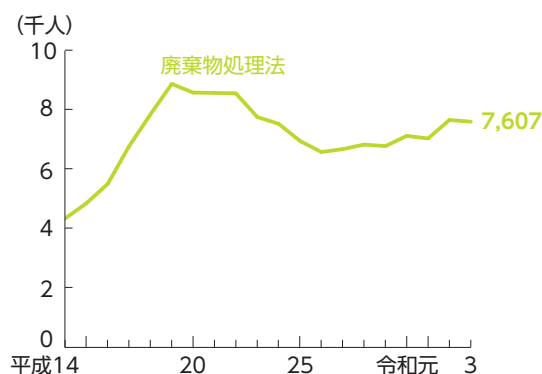
なお、配偶者暴力防止法違反については第4編第6章第2節、ストーカー規制法違反及びいわゆるリベンジポルノ等の行為を処罰することなどを内容とする私事性的画像被害防止法違反については同章第3節をそれぞれ参照。

(平成14年～令和3年)

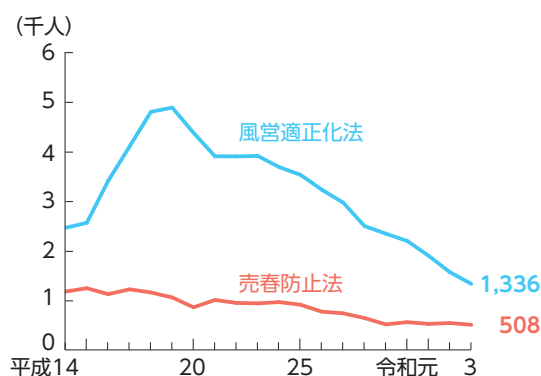
① 保安関係



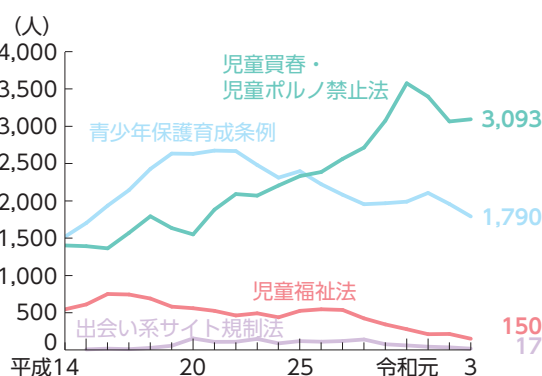
② 環境関係



③ 風紀関係



④ 児童買春・児童ポルノ禁止法等



注 検察統計年報による。

令和3年における**公職選挙法**（昭和25年法律第100号）違反の検察庁新規受理人員は、前年の566人から468人に減少した（CD-ROM資料1-4参照）。

令和3年における各種選挙違反の検挙人員（警察が検挙した公職選挙法違反に限る。）は、前年の45人から215人に増加した。違反態様別に見ると、「買収、利害誘導」が117人（54.4%）と最も多く、次いで、「選挙の自由妨害」及び「詐偽登録、虚偽宣言等、詐偽投票、投票の偽造・増減、代理投票における記載義務違反」がそれぞれ24人（11.2%）、「文書図画に関する制限違反」が14人（6.5%）の順であった（警察庁の統計による。）。

なお、令和2年6月には、公職選挙法が改正され（令和2年法律第41号）、住所要件を満たさない者の立候補を抑止するため、地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」が追加され、前記宣誓内容に虚偽があった場合についても処罰対象とされた（同年9月施行）。

第1節 諸外国における犯罪

この節では、韓国、フランス、ドイツ、英国（イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。以下この節において同じ。）及び米国の5か国の犯罪動向を紹介し、我が国と対比する。

統計資料については、**国際連合（国連）薬物・犯罪事務所（UNODC：United Nations Office on Drugs and Crime）**（注1）が実施し、公表しているデータ（dataUNODC）を使用する（注2）。UNODCの犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS：United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）においては、各犯罪を定義した上で、共通の調査票を用いて各国に照会し、回答を集計して、各国の犯罪情勢等に関する指標として公表する手法が採られている。UN-CTSで用いられている各犯罪の定義と各国における各犯罪の定義とは必ずしも一致しないため、各国がUN-CTSの犯罪の定義とは異なる定義により集計した数値を回答し、UN-CTSの統計数値として公表されることがあり得ること、各国における統計の取り方や精度は必ずしも同一ではないこと、限られた犯罪の発生件数等から各国の犯罪動向を即断することはできないことなど、留意すべき点はあるものの、これらの国の近年の犯罪指標の推移を示すことは、国際的な犯罪情勢を考察する上で参考となるものと考えられる。

本白書では、犯罪情勢を検討する上で重要な犯罪類型である殺人、強盗、窃盗及び性暴力について、前記5か国と我が国の犯罪指標の推移を掲載する（なお、本白書作成時点において入手かつ対比可能であった各年の数値を掲載しており、その範囲は犯罪ごとに異なる。また、UN-CTSの調査票では、各国は以前に回答した数値を修正することが可能であり、数値の変更が少なくないことや今後とも数値の変更があり得ることに留意する必要がある。）。

注1 国連薬物・犯罪事務所（UNODC）は、不正薬物及び犯罪に関する調査・分析、国連加盟国の不正薬物・犯罪・テロリズムに関する各条約の締結・実施及び国内法整備の支援、国連加盟国に対する不正薬物・犯罪・テロ対策における能力向上のための技術協力の提供等を行うほか、国連経済社会理事会の機能委員会である麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）（第2編第6章第1節参照）等の事務局を務めている。

注2 dataUNODCから入手できなかった数値等のうち日本の数値については、**1-3-1-2表**、**1-3-1-3表**及び**1-3-1-4表**の各表の脚注1のとおりである。

1 殺人

この項でいう「殺人」とは、dataUNODCにおける「Victims of intentional homicide」をいう。各国における「殺人」の発生件数及び発生率（人口10万人当たりの発生件数をいう。以下この節において同じ。）の推移（令和元年（2019年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-1表**のとおりである。

1-3-1-1表 各国における殺人の発生件数・発生率の推移

(2015年～2019年)

| ① 日本 | | | ② 韓国 | | | ③ フランス | | |
|-------|------|-----|-------|------|-----|--------|-------|-----|
| 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 |
| 2015年 | 363 | 0.3 | 2015年 | 375 | 0.7 | 2015年 | 1,012 | 1.6 |
| 2016 | 362 | 0.3 | 2016 | 356 | 0.7 | 2016 | 884 | 1.4 |
| 2017 | 306 | 0.2 | 2017 | 301 | 0.6 | 2017 | 813 | 1.3 |
| 2018 | 334 | 0.3 | 2018 | 309 | 0.6 | 2018 | 779 | 1.2 |
| 2019 | 319 | 0.3 | 2019 | 297 | 0.6 | 2019 | 861 | 1.3 |

| ④ ドイツ | | | ⑤ 英国 | | | ⑥ 米国 | | |
|-------|------|-----|-------|------|-----|-------|--------|-----|
| 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 |
| 2015年 | 682 | 0.8 | 2015年 | 622 | 0.9 | 2015年 | 15,883 | 4.9 |
| 2016 | 963 | 1.2 | 2016 | 758 | 1.1 | 2016 | 17,413 | 5.4 |
| 2017 | 813 | 1.0 | 2017 | 779 | 1.2 | 2017 | 17,294 | 5.3 |
| 2018 | 788 | 0.9 | 2018 | 723 | 1.1 | 2018 | 16,374 | 5.0 |
| 2019 | 623 | 0.7 | 2019 | 760 | 1.1 | 2019 | 16,669 | 5.1 |

注 1 dataUNODC (令和4年(2022年)8月17日確認)及び国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版(World Population Prospects 2019)による。
 2 「殺人」は、dataUNODCにおけるVictims of intentional homicideをいう。
 3 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口(各年7月1日時点の推計値)10万人当たりの発生件数である。
 4 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

2 強盗

この項でいう「強盗」とは、dataUNODCにおける「Robbery」をいう。各国における「強盗」の発生件数及び発生率の推移(令和元年(2019年)までの最近5年間)を見ると、1-3-1-2表のとおりである。

1-3-1-2表 各国における強盗の発生件数・発生率の推移

(2015年～2019年)

| ① 日本 | | | ② 韓国 | | | ③ フランス | | |
|-------|-------|-----|-------|-------|-----|--------|---------|-------|
| 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 |
| 2015年 | 2,426 | 1.9 | 2015年 | 1,446 | 2.8 | 2015年 | 104,116 | 161.5 |
| 2016 | 2,332 | 1.8 | 2016 | 1,149 | 2.3 | 2016 | 32,876 | 50.8 |
| 2017 | 1,852 | 1.5 | 2017 | 967 | 1.9 | 2017 | 30,956 | 47.7 |
| 2018 | 1,787 | 1.4 | 2018 | 821 | 1.6 | 2018 | 28,553 | 43.9 |
| 2019 | 1,511 | 1.2 | 2019 | ... | ... | 2019 | 28,524 | 43.8 |

| ④ ドイツ | | | ⑤ 英国 | | | ⑥ 米国 | | |
|-------|--------|------|-------|--------|-------|-------|---------|-------|
| 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 |
| 2015年 | 44,666 | 54.6 | 2015年 | 53,270 | 80.9 | 2015年 | 328,100 | 102.3 |
| 2016 | 43,009 | 52.3 | 2016 | 61,440 | 92.7 | 2016 | 332,800 | 103.0 |
| 2017 | 38,849 | 47.0 | 2017 | 79,212 | 118.7 | 2017 | 320,600 | 98.6 |
| 2018 | 36,756 | 44.2 | 2018 | ... | ... | 2018 | 281,300 | 86.0 |
| 2019 | 36,052 | 43.2 | 2019 | ... | ... | 2019 | 268,000 | 81.4 |

注 1 「発生件数」は、dataUNODC (令和4年(2022年)7月3日確認)による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかった2017年から2019年までの「日本」の数値は、警察庁刑事局の資料による。
 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版(World Population Prospects 2019)による。
 3 「強盗」は、dataUNODCによる場合は、同資料における「Robbery」をいう。
 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口(各年7月1日時点の推計値)10万人当たりの発生件数である。
 5 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
 6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

3 窃盗

この項でいう「窃盗」とは、dataUNODCにおける「Burglary」、「Theft of a motorized vehicle」及び「Theft」という三つの種類の総計をいう。各国における「窃盗」の発生件数及び発生率の推移(令和元年(2019年)までの最近5年間)を手口別に見ると、1-3-1-3表のとおりである。

1-3-1-3表 各国における窃盗の発生件数・発生率の推移

(2015年～2019年)

① 日本

| 年次 | 窃盗 | | 侵入盗 | | 自動車盗 | | その他の窃盗 | |
|-------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| | 発生件数 | (発生率) | | | | | | |
| 2015年 | 547,030 | (427.4) | 86,373 | (67.5) | 49,307 | (38.5) | 411,350 | (321.4) |
| 2016 | 486,933 | (381.1) | 76,477 | (59.9) | 35,959 | (28.1) | 374,497 | (293.1) |
| 2017 | 450,117 | (353.0) | 73,122 | (57.3) | 30,397 | (23.8) | 346,598 | (271.8) |
| 2018 | 398,262 | (313.1) | 62,745 | (49.3) | 23,920 | (18.8) | 311,597 | (245.0) |
| 2019 | 363,862 | (286.8) | 57,808 | (45.6) | 18,398 | (14.5) | 287,656 | (226.8) |

② 韓国

| 年次 | 窃盗 | | 侵入盗 | | 自動車盗 | | その他の窃盗 | |
|-------|---------|---------|--------|---------|-------|-------|---------|---------|
| | 発生件数 | (発生率) | | | | | | |
| 2015年 | 317,721 | (625.2) | 67,260 | (132.3) | 4,608 | (9.1) | 245,853 | (483.7) |
| 2016 | 254,283 | (498.8) | 47,745 | (93.6) | 3,501 | (6.9) | 203,037 | (398.2) |
| 2017 | 222,171 | (434.8) | 35,681 | (69.8) | 2,733 | (5.3) | 183,757 | (359.6) |
| 2018 | 212,226 | (414.7) | 32,710 | (63.9) | 2,707 | (5.3) | 176,809 | (345.5) |
| 2019 | 220,462 | (430.4) | 30,853 | (60.2) | 2,652 | (5.2) | 186,957 | (365.0) |

③ フランス

| 年次 | 窃盗 | | 侵入盗 | | 自動車盗 | | その他の窃盗 | |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 発生件数 | (発生率) | | | | | | |
| 2015年 | 1,944,688 | (3,017.2) | 379,253 | (588.4) | 168,072 | (260.8) | 1,397,363 | (2,168.0) |
| 2016 | 1,925,847 | (2,978.1) | 382,910 | (592.1) | 161,512 | (249.8) | 1,381,425 | (2,136.2) |
| 2017 | … | (…) | 382,828 | (590.4) | … | (…) | 874,768 | (1,349.1) |
| 2018 | … | (…) | 355,283 | (546.7) | … | (…) | 859,978 | (1,323.2) |
| 2019 | … | (…) | 353,067 | (542.1) | … | (…) | 878,413 | (1,348.7) |

④ ドイツ

| 年次 | 窃盗 | | 侵入盗 | | 自動車盗 | | その他の窃盗 | |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|--------|--------|-----------|-----------|
| | 発生件数 | (発生率) | | | | | | |
| 2015年 | 1,869,447 | (2,285.7) | 463,929 | (567.2) | 56,563 | (69.2) | 1,348,955 | (1,649.3) |
| 2016 | 1,782,844 | (2,169.1) | 432,730 | (526.5) | 59,633 | (72.6) | 1,290,481 | (1,570.0) |
| 2017 | 1,575,718 | (1,906.3) | 365,182 | (441.8) | 54,114 | (65.5) | 1,156,422 | (1,399.0) |
| 2018 | 1,459,327 | (1,755.6) | 326,409 | (392.7) | 50,440 | (60.7) | 1,082,478 | (1,302.2) |
| 2019 | 1,385,109 | (1,658.5) | 311,231 | (372.7) | 48,557 | (58.1) | 1,025,321 | (1,227.7) |

⑤ 英国

| 年次 | 窃盗 | | 侵入盗 | | 自動車盗 | | その他の窃盗 | |
|-------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 発生件数 | (発生率) | | | | | | |
| 2015年 | 1,986,414 | (3,016.1) | 427,805 | (649.6) | 88,591 | (134.5) | 1,470,018 | (2,232.0) |
| 2016 | 2,116,118 | (3,191.8) | 435,779 | (657.3) | 103,932 | (156.8) | 1,576,407 | (2,377.8) |
| 2017 | 2,261,010 | (3,388.4) | 459,600 | (688.8) | 118,456 | (177.5) | 1,682,954 | (2,522.1) |
| 2018 | 2,273,426 | (3,386.0) | 443,035 | (659.9) | 126,516 | (188.4) | 1,703,875 | (2,537.7) |
| 2019 | … | (…) | … | (…) | … | (…) | … | (…) |

⑥ 米国

| 年次 | 窃盗 | | 侵入盗 | | 自動車盗 | | その他の窃盗 | |
|-------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 発生件数 | (発生率) | | | | | | |
| 2015年 | 8,024,200 | (2,500.7) | 1,587,600 | (494.8) | 713,100 | (222.2) | 5,723,500 | (1,783.7) |
| 2016 | 7,928,500 | (2,454.5) | 1,516,400 | (469.5) | 767,300 | (237.5) | 5,644,800 | (1,747.5) |
| 2017 | 7,682,900 | (2,363.4) | 1,397,000 | (429.7) | 772,900 | (237.8) | 5,513,000 | (1,695.9) |
| 2018 | 7,196,000 | (2,200.0) | 1,230,100 | (376.1) | 748,800 | (228.9) | 5,217,100 | (1,595.0) |
| 2019 | 6,925,700 | (2,104.7) | 1,117,700 | (339.7) | 721,900 | (219.4) | 5,086,100 | (1,545.6) |

注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和4年（2022年）7月3日確認）による。ただし、dataUNODCから数値が入りできなかった2017年及び2018年の「日本」の「発生件数」の数値は、警察庁刑事局の資料による。また、dataUNODCと警察庁刑事局の資料の数値が異なる2019年の「日本」の「窃盗」及び「その他の窃盗」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。

2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。

3 dataUNODCによる場合、「侵入盗」は同資料における「Burglary」を、「自動車盗」は同資料における「Theft of a motorized vehicle」を、「その他の窃盗」は同資料における「Theft」を、それぞれいう。

4 「日本」の「自動車盗」はオートバイ盗を含み、車上・部品ねらいを含まない。

5 ()内は、発生率（前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数）である。

6 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入り可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。

7 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

4 性暴力

この項でいう「性暴力」とは、dataUNODCにおける「Sexual violence」をいう。各国における「性暴力」の発生件数及び発生率の推移（令和元年（2019年）までの最近5年間）を見ると、**1-3-1-4表**のとおりである。なお、性犯罪については、一般に暗数が多いとされており、発生件数（認知件数）の統計のみによる比較には一定の制約があることに留意する必要がある。

1-3-1-4表 各国における性暴力の発生件数・発生率の推移

(2015年～2019年)

| ① 日本 | | | ② 韓国 | | | ③ フランス | | |
|-------|-------|-----|-------|--------|------|--------|--------|------|
| 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 |
| 2015年 | 7,922 | 6.2 | 2015年 | 21,286 | 41.9 | 2015年 | 33,283 | 51.6 |
| 2016 | 7,177 | 5.6 | 2016 | 22,200 | 43.5 | 2016 | 35,528 | 54.9 |
| 2017 | 6,918 | 5.4 | 2017 | 24,110 | 47.2 | 2017 | 39,943 | 61.6 |
| 2018 | 6,647 | 5.2 | 2018 | 23,478 | 45.9 | 2018 | 48,135 | 74.1 |
| 2019 | 6,305 | 5.0 | 2019 | 23,537 | 45.9 | 2019 | 55,229 | 84.8 |

| ④ ドイツ | | | ⑤ 英国 | | | ⑥ 米国 | | |
|-------|--------|------|-------|---------|-------|-------|---------|------|
| 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 | 年次 | 発生件数 | 発生率 |
| 2015年 | 34,265 | 41.9 | 2015年 | 118,760 | 180.3 | 2015年 | 126,100 | 39.3 |
| 2016 | 37,166 | 45.2 | 2016 | 135,445 | 204.3 | 2016 | 132,400 | 41.0 |
| 2017 | 34,815 | 42.1 | 2017 | 166,104 | 248.9 | 2017 | 135,666 | 41.7 |
| 2018 | 40,585 | 48.8 | 2018 | 178,356 | 265.6 | 2018 | 143,765 | 44.0 |
| 2019 | 40,724 | 48.8 | 2019 | … | … | 2019 | 143,224 | 43.5 |

- 注 1 「発生件数」は、dataUNODC（令和4年（2022年）8月17日確認）による。ただし、dataUNODCから数値が入手できなかった2017年から2019年までの「日本」の「発生件数」は、警察庁刑事局の資料による。
- 2 人口は、国連経済社会局人口部の世界人口推計2019年版（World Population Prospects 2019）による。
- 3 「性暴力」は、dataUNODCによる場合は、同資料における「Sexual violence (Rape, Sexual assault and Other acts of sexual violence)」をいう。ただし、米国については、同資料における「Sexual violence (Rape)」のみのデータである。
 なお、「日本」の「性暴力」は、強制性交等（強姦、準強姦、準強制性交等及び監護者性交等を含む。）及び強制わいせつ（準強制わいせつ及び監護者わいせつを含む。）をいう。
- 4 「発生率」は、前記人口推計に基づく人口（各年7月1日時点の推計値）10万人当たりの発生件数である。
- 5 dataUNODC又は警察庁刑事局の資料において、「発生件数」の数値が入手可能であった年につき、「発生件数」及び「発生率」を示している。
- 6 「英国」は、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドをいう。

第2節 国外における日本人の犯罪

日本人の出国者数は、令和2年（2020年）が317万4,219人（前年比84.2%減）、令和3年（2021年）が51万2,244人（同83.9%減）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人による犯罪は、令和2年（2020年）は173件（前年比58.6%減）、218人（同44.9%減）であった。罪名・罪種別に犯罪件数を見ると、**1-3-2-1表**のとおりである。国外における日本人による犯罪の件数は、例年に比べて減少しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で出国者数が大幅に減少したこともその一因と考えられる。

1-3-2-1表 国外における日本人の犯罪件数

(令和2年(2020年))

| 総数 | 殺人 | 薬物関係 法令違反 | 傷・害 暴行 | 強制性交 等・強制 わいせつ | 強盗 | 窃盗 | 詐欺 | 外国為替 ・関税関係 法令違反 | 出入国 ・査証 | 道路交通 関係法令 違反 | 売買春 | 銃器等 関係法令 違反 | その他 |
|----------------|------------|--------------|--------------|----------------------|----|-------------|------------|-----------------------|--------------|--------------------|------------|-------------------|--------------|
| 173 (100.0) | 3 (1.7) | 14 (8.1) | 20 (11.6) | 2 (1.2) | - | 12 (6.9) | 9 (5.2) | 4 (2.3) | 59 (34.1) | 7 (4.0) | 1 (0.6) | - | 42 (24.3) |

- 注 1 外務省領事局の資料による。
- 2 「出入国・査証」は、不法滞在等をいう。
- 3 「その他」は、脅迫・恐喝を含む。
- 4 ()内は、構成比である。

第2編

犯罪者の処遇



刑事施設における職業訓練の様子
【写真提供：法務省矯正局】



協力雇用主広報ポスター
【画像提供：法務省保護局】

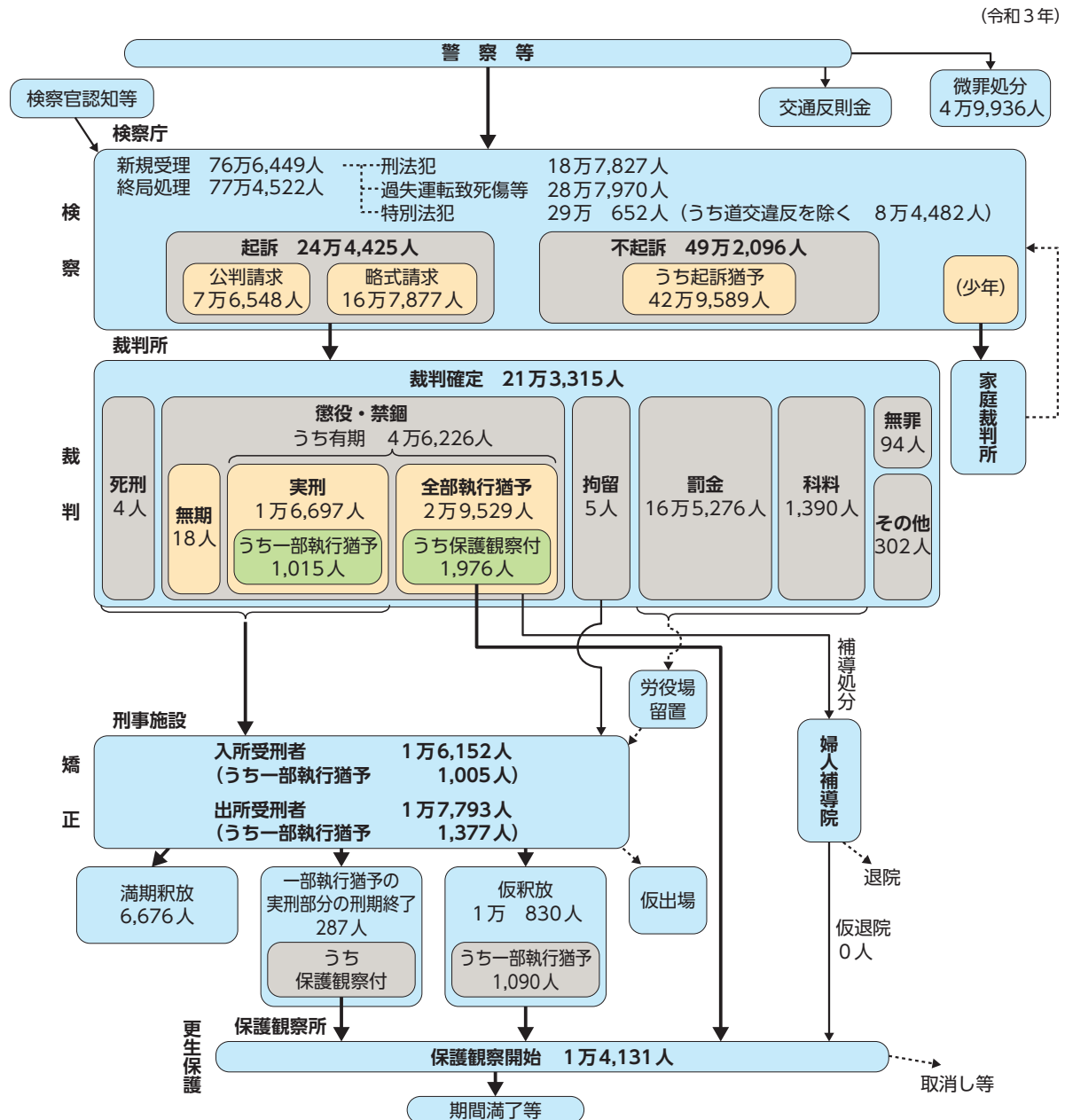
| | |
|-----|--------------|
| 第1章 | 概要 |
| 第2章 | 検察 |
| 第3章 | 裁判 |
| 第4章 | 成人矯正 |
| 第5章 | 更生保護 |
| 第6章 | 刑事司法における国際協力 |

第1章

概要

警察等で検挙された者は、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で処遇を受けるが、令和3年にこれらの各段階で処遇を受けた人員は、2-1-1図のとおりである（非行少年に対する処遇の概要については、3-2-1-1図参照）。

2-1-1 図 犯罪者処遇の概要



注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 各人員は令和3年の人員であり、少年を含む。
 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察付一部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。
 7 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

1 新規立法の動向

(1) 刑法等の改正等

法務大臣は、平成29年2月、法制審議会に対し、少年法（昭和23年法律第168号）における「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方等について諮問を行い（諮問第103号）、同審議会において、調査審議が行われ、令和2年10月、法務大臣に対する答申がなされた。

この答申においては、①罪を犯した18歳及び19歳の者について、家庭裁判所への送致、同裁判所における手続・処分、刑事事件の特例等に関する法整備を行うこと、②犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、自由刑の単一化、若年受刑者に対する処遇調査の充実、刑の全部の執行猶予制度の拡充等の法整備その他の措置を講ずることなどが掲げられた。このうちの①については、令和3年5月に少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。第3編第2章第1節1項参照）が成立した。

また、法務大臣は、令和3年9月、法制審議会に対し、侮辱罪の法定刑について諮問を行い（諮問第118号）、同審議会において、調査審議が行われ、同年10月、法務大臣に対する答申がなされた。

この答申においては、侮辱罪の法定刑を1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料とすることが掲げられた。

前記諮問第103号に対する答申のうちの前記②及び前記諮問第118号に対する答申については、令和4年3月、刑法等の一部を改正する法律案及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案が国会に提出され、同年6月13日、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が成立した。これにより、①侮辱罪の法定刑について、「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げること、②懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする、③再度の刑の全部の執行猶予の言渡しをすることができる対象者の範囲を拡大するなど刑の執行猶予制度を拡充することなどを内容とする刑法及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等の一部改正並びに④施設内・社会内処遇に関する規定の整備を内容とする刑事収容施設法、更生保護法（平成19年法律第88号）、更生保護事業法（平成7年法律第86号）、少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）の一部改正が行われた（①は令和4年7月7日施行、②から④は5年12月まで又は7年6月までに段階的に施行）。

(2) 公判期日への出頭及び刑の執行を確保するための刑事法の整備に関する検討

法務大臣は、令和2年2月、法制審議会に対し、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備について諮問を行い（諮問第110号）、同審議会において、調査審議が行われ、3年10月、法務大臣に対する答申がなされた。

(3) 刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備に関する検討

法務大臣は、令和3年5月、法制審議会に対し、逮捕状・勾留状の呈示や起訴状謄本の送達を始めとして、刑事手続を通じて犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための法整備の在り方等について諮問を行い（諮問第115号）、同審議会において、調査審議が行われ、同年9月、法務大臣に対する答申がなされた。

(4) 性犯罪に対処するための法整備に関する検討

法務大臣は、令和3年9月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための法整備について諮問を行い（諮問第117号）、同審議会は、刑事法（性犯罪関係）部会において、調査審議を行っている。

(5) マネー・ローンダリング罪の法定刑に関する検討

法務大臣は、令和4年1月、法制審議会に対し、マネー・ローンダリング罪の法定刑について諮問を行い（諮問第119号）、同審議会において、調査審議が行われ、同年2月、法務大臣に対する答申がなされた。

(6) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する検討

法務大臣は、令和4年6月、法制審議会に対し、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備について諮問を行い（諮問第122号）、同審議会は、刑事法（情報通信技術関係）部会において、調査審議を行っている。

(7) 犯罪収益等の没収に関する検討

法務大臣は、令和4年6月、法制審議会に対し、犯罪収益等の没収について諮問を行い（諮問第123号）、同審議会において、調査審議が行われ、同年9月、法務大臣に対する答申がなされた。

2 法テラスの活動

日本司法支援センター（通称「**法テラス**」。以下「法テラス」という。）では、被疑者・被告人に国選弁護人を、少年に国選付添人を選任する必要がある場合に、裁判所等からの求めに応じ、法テラスと契約している弁護士の中から、国選弁護人・国選付添人の候補を指名して裁判所等に通知する業務等を行っている。令和3年度の法テラスにおける国選弁護人候補の指名通知請求等の受理件数は、被疑者に関するものが7万2,308件（前年度比3,765件減）、被告人に関するものが4万6,594件（同3,482件減）であり、国選付添人候補の指名通知請求の受理件数は2,604件（同337件減）であった（法テラスの資料による。）。

第1節 概説

警察等が検挙した事件は、**微罪処分**（刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。）の対象となったものや交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、全て検察官に送致される。なお、令和3年に微罪処分により処理された人員は、4万9,936人（刑法犯では、微罪処分により処理された人員は4万9,924人であり、全検挙人員に占める比率は28.5%）であった（警察庁の統計による。）。

検察官は、警察官（一般司法警察員）及び海上保安官、麻薬取締官等の特別司法警察員からの送致事件について捜査を行うほか、必要に応じて自ら事件を認知し、又は告訴・告発を受けて捜査を行い、犯罪の成否、処罰の要否等を考慮して、起訴・不起訴を決める。

平成28年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）により、刑事手続を時代に即したより機能的なものとするため、刑事手続における証拠の収集方法の適正化及び多様化等が図られ、これにより、検察官が行う捜査に関連するものとして、①取調べの録音・録画制度の導入、②証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の導入、③犯罪捜査のための通信傍受（以下この節において「通信傍受」という。）の対象犯罪の拡大、④通信傍受の手続の合理化・効率化等がなされた（③については、同年12月施行、②については、30年6月施行、①及び④については、令和元年6月それぞれ施行）。

なお、検察庁における取調べの録音・録画は前記改正法施行以前から実施されており、令和2年度の検察庁における身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者取調べの録音・録画実施件数（前記改正法により録音・録画義務の対象とされた事件以外の身柄事件において実施したものを含む。）は、9万6,840件であり、平成27年度（5万9,411件）の約1.6倍の水準であった（最高検察庁の資料による。）。

また、検察庁では、平成27年10月以降、児童が被害者又は参考人である事件において、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察又は児童相談所からの情報提供を受け、警察や児童相談所の担当者と検察官とが被聴取者の聴取方法等について協議を行って対応方針を検討し、三機関のうちの代表者が児童から聴取をする取組（以下この節において「代表者聴取」という。）を実施している。

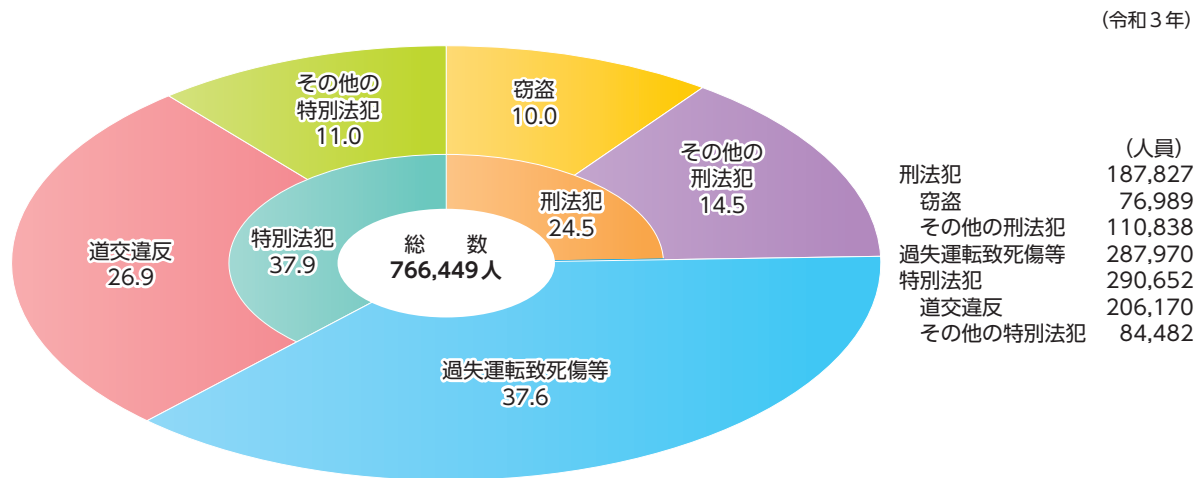
代表者聴取の実施件数のうち、検察・警察・児童相談所の三者が連携して実施したものの実施件数は、平成28年度は204件であったが、令和2年度は1,334件と平成28年度の約6.5倍の水準に増加した。検察・警察・児童相談所のうち二者が連携して実施したものを加えた実施件数の総数は、令和2年度は2,124件であった（法務省刑事局の資料による。）。

第2節 被疑事件の受理

令和3年における検察庁新規受理人員の総数は、76万6,449人であり、前年より3万7,303人(4.6%)減少した。刑法犯の検察庁新規受理人員は、平成19年から減少し続けており、令和3年は18万7,827人(前年比3.7%減)であった。過失運転致死傷等は、平成17年から減少し続けており、令和3年は28万7,970人(同4.4%減)であった。特別法犯は、平成12年から減少し続けており、令和3年は29万652人(同5.5%減)であったが、そのうち道交違反を除く特別法犯は、8万4,482人(同4.4%減)であった(CD-ROM資料2-1参照)。

令和3年における検察庁新規受理人員の罪種別構成比は、2-2-2-1図のとおりである。

2-2-2-1図 検察庁新規受理人員の罪種別構成比



注 検察統計年報による。

令和3年における検察庁新規受理人員(過失運転致死傷等及び道交違反を除く。)のうち、検察官が自ら認知し、又は告訴・告発を受けたのは、5,474人であった(検察統計年報による)。

第3節 被疑者の逮捕と勾留

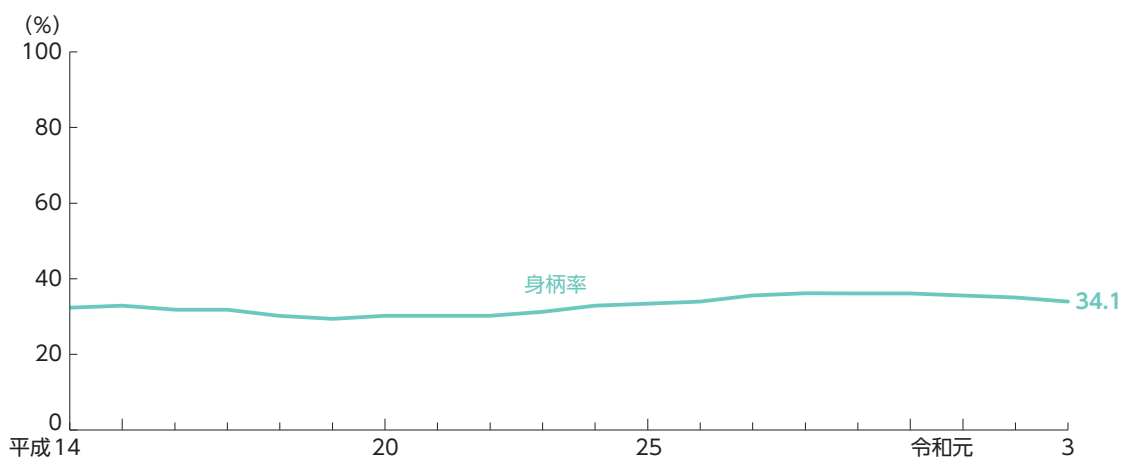
検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、全被疑者（法人を除く。）に占める身柄事件の被疑者人員の比率（身柄率）、**勾留請求率**（身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率）及び**勾留請求却下率**（検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率）の推移（最近20年間）は、**2-2-3-1 図**のとおりである。

勾留請求率は、平成14年以降、90%台前半で推移している。勾留請求却下率は、18年以降、毎年上昇していたが、令和2年から低下に転じ、3年は4.1%（前年比0.1pt低下）であった。

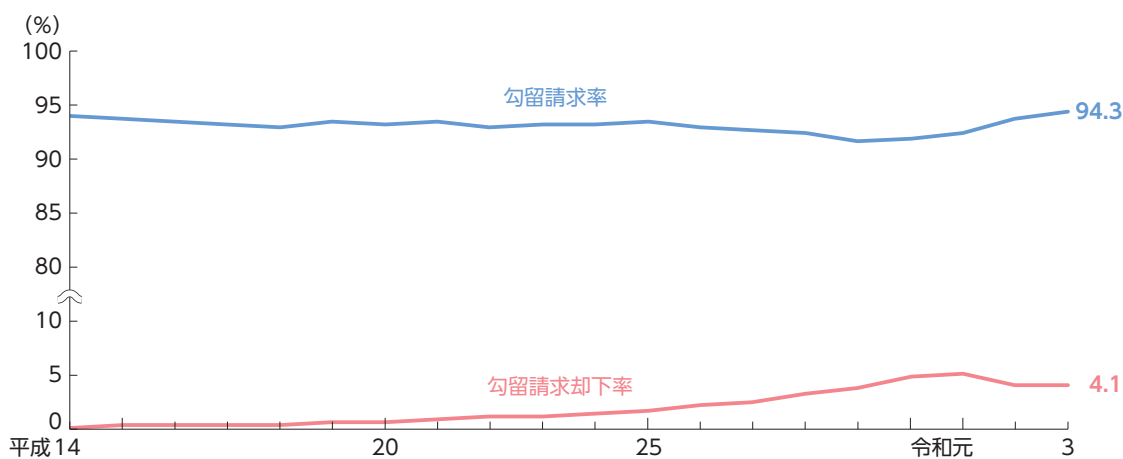
2-2-3-1 図 検察庁既済事件の身柄率・勾留請求率・勾留請求却下率の推移

（平成14年～令和3年）

① 身柄率



② 勾留請求率・勾留請求却下率



注 1 検察統計年報による。
 2 「身柄率」は、検察庁既済事件の被疑者人員に占める身柄事件（警察等で被疑者が逮捕されて身柄付きで検察官に送致された事件及び検察庁で被疑者が逮捕された事件）の被疑者人員の比率をいう。
 3 「勾留請求率」は、身柄事件の被疑者人員に占める検察官が勾留請求した人員の比率であり、「勾留請求却下率」は、検察官が勾留請求した被疑者人員に占める裁判官が勾留請求を却下した人員の比率をいう。
 4 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 5 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。

令和3年における検察庁既済事件について、被疑者の逮捕・勾留人員を罪名別に見ると、**2-2-3-2表**のとおりである。

2-2-3-2表 検察庁既済事件の身柄状況（罪名別）

（令和3年）

| 罪 名 | 総 数 (A) | 逮 捕 関 係 | | | | 勾 留 関 係 | | | | |
|-----------------|------------|-------------|-------------------|----------------------|------------|------------|------------|---|------------------------------|--|
| | | 逮捕され ない者 | 警察等で 逮捕後 釈放 | 警察等で 逮捕・身 柄付送致 | 検察庁 で逮捕 | 認 容 (D) | 却 下 (E) | 勾 留 請求 率 $\frac{D+E}{B+C}$ (%) | 身 柄 率 $\frac{B+C}{A}$ (%) | |
| 総 数 | 271,489 | 172,158 | 6,698 | 92,511 | 122 | 83,815 | 3,565 | 94.3 | 34.1 | |
| 刑 法 犯 | 187,727 | 116,471 | 5,606 | 65,571 | 79 | 58,864 | 2,685 | 93.8 | 35.0 | |
| 放 火 | 720 | 257 | 9 | 453 | 1 | 445 | 4 | 98.9 | 63.1 | |
| 強 制 わ い せ つ | 4,010 | 1,829 | 29 | 2,152 | — | 2,023 | 98 | 98.6 | 53.7 | |
| 強 制 性 交 等 | 1,500 | 635 | 1 | 864 | — | 855 | 2 | 99.2 | 57.6 | |
| 殺 人 | 1,186 | 726 | 3 | 457 | — | 453 | 2 | 99.6 | 38.5 | |
| 傷 害 | 18,593 | 8,419 | 873 | 9,297 | 4 | 8,115 | 408 | 91.6 | 50.0 | |
| 暴 行 | 14,643 | 8,375 | 1,260 | 5,001 | 7 | 3,676 | 472 | 82.8 | 34.2 | |
| 窃 盗 | 76,587 | 51,649 | 1,730 | 23,187 | 21 | 21,245 | 778 | 94.9 | 30.3 | |
| 強 盗 | 1,695 | 965 | 2 | 727 | 1 | 721 | 4 | 99.6 | 42.9 | |
| 詐 欺 | 17,437 | 9,058 | 91 | 8,275 | 13 | 8,198 | 43 | 99.4 | 47.5 | |
| 恐 喝 | 1,756 | 433 | 17 | 1,304 | 2 | 1,270 | 7 | 97.8 | 74.4 | |
| そ の 他 | 49,600 | 34,125 | 1,591 | 13,854 | 30 | 11,863 | 867 | 91.7 | 28.0 | |
| 特 別 法 犯 | 83,762 | 55,687 | 1,092 | 26,940 | 43 | 24,951 | 880 | 95.7 | 32.2 | |
| 銃 刀 法 | 5,426 | 4,223 | 278 | 923 | 2 | 736 | 50 | 85.0 | 17.0 | |
| 大 麻 取 締 法 | 8,201 | 3,240 | 53 | 4,908 | — | 4,763 | 84 | 98.8 | 59.8 | |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 12,734 | 3,780 | 42 | 8,909 | 3 | 8,869 | 16 | 99.7 | 70.0 | |
| 入 管 法 | 5,080 | 1,421 | 35 | 3,622 | 2 | 3,586 | 11 | 99.3 | 71.3 | |
| 地 方 公 共 団 体 条 例 | 10,466 | 6,707 | 450 | 3,304 | 5 | 2,050 | 566 | 79.1 | 31.6 | |
| そ の 他 | 41,855 | 36,316 | 234 | 5,274 | 31 | 4,947 | 153 | 96.1 | 12.7 | |

- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
 4 「逮捕されない者」は、他の被疑事件で逮捕されている者等を含む。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 「地方公共団体条例」は、公安条例及び青少年保護育成条例を含む地方公共団体条例違反である。

第4節 被疑事件の処理

検察官が行う起訴処分には、公判請求と略式命令請求があり、不起訴処分には、①訴訟条件（親告罪の告訴等）を欠くことを理由とするもの、②事件が罪にならないことを理由とするもの（心神喪失を含む。）、③犯罪の嫌疑がないこと（嫌疑なし）又は十分でないこと（嫌疑不十分）を理由とするもののほか、④犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないこと（起訴猶予）を理由とするものなどがある。

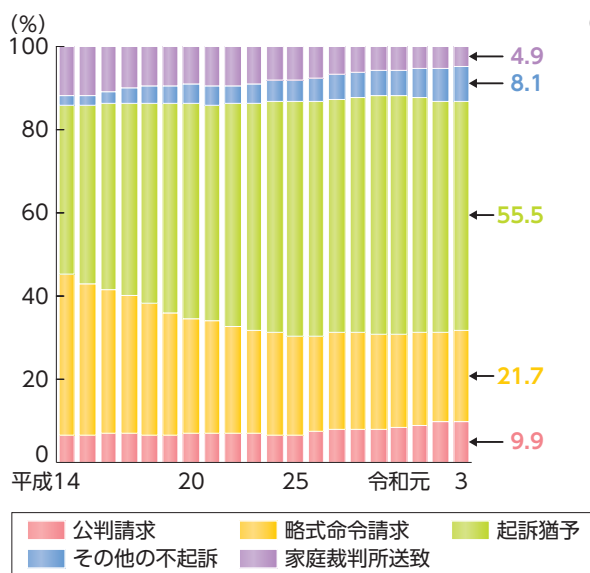
検察庁終局処理人員総数（過失運転致死傷等及び道交違反を含む。以下この節において同じ。）について、処理区分別構成比及び公判請求人員・**公判請求率**の推移（最近20年間）は、**2-2-4-1図**のとおりである。令和3年における検察庁終局処理人員総数は、77万4,522人（前年比3万2,958人（4.1%）減）であり、その内訳は、公判請求7万6,548人、略式命令請求16万7,877人、起訴猶予42万9,589人、その他の不起訴6万2,507人、家庭裁判所送致3万8,001人であった。公判請求人員は、平成17年から減少傾向にあり、令和3年は前年より2,935人（3.7%）減少した。公判請求率

は、平成14年から26年までは7%台で推移していたが、同年以降上昇傾向にあり、令和3年は10.4%（前年比0.0pt低下）であった（CD-ROM参照。罪名別の検察庁終局処理人員については、CD-ROM資料2-2参照）。

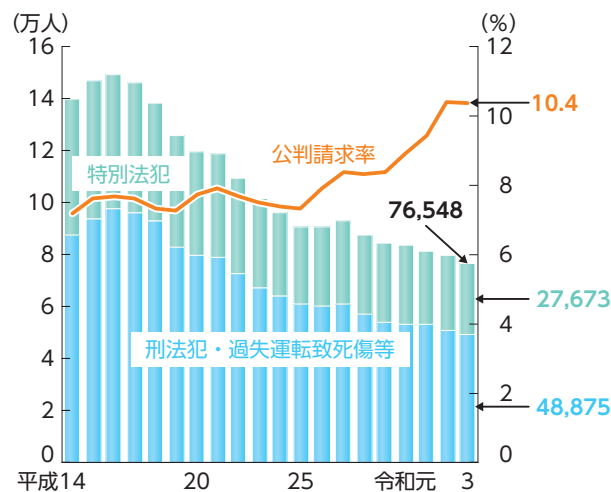
2-2-4-1 図 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比・公判請求人員等の推移

(平成14年～令和3年)

① 検察庁終局処理人員総数の処理区分別構成比



② 公判請求人員・公判請求率



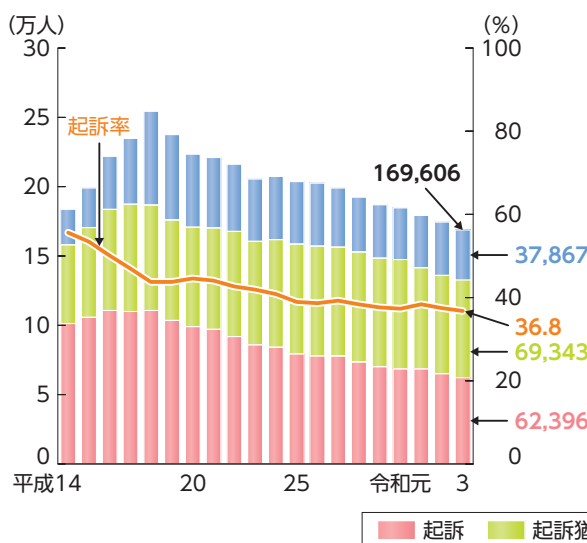
注 検察統計年報による。

起訴、起訴猶予及びその他の不起訴の人員並びに起訴率の推移（最近20年間）を、刑法犯、道交違反を除く特別法犯に分けて見ると、2-2-4-2図のとおりである。なお、令和3年における検察庁終局処理人員総数の起訴率は、33.2%であった（2-2-4-1図CD-ROM参照）。

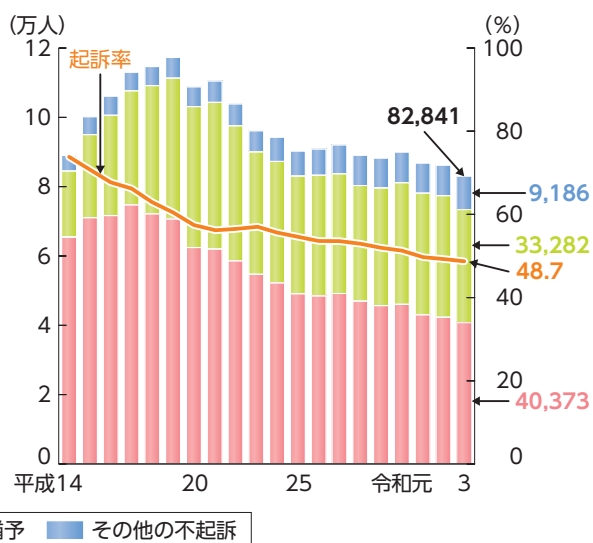
2-2-4-2 図 起訴・不起訴人員等の推移

(平成14年～令和3年)

① 刑法犯



② 道交違反を除く特別法犯



注 検察統計年報による。

令和3年における不起訴処分を受けた者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）の理由別人員は、**2-2-4-3表**のとおりである。起訴猶予により不起訴処分とされた者の比率は、平成14年と比較して3.8pt低下したのに対し、嫌疑不十分（嫌疑なしを含む。）により不起訴処分とされた者の比率は、3.0p上昇した（CD-ROM参照）。

2-2-4-3表 不起訴人員（理由別）

(令和3年)

| 総数 | 起訴猶予 | 嫌疑不十分 | 告訴の取消し等 | 心神喪失 | その他 |
|--------------------|-------------------|------------------|----------------|--------------|----------------|
| 149,678 (100.0) | 102,625 (68.6) | 33,183 (22.2) | 6,141 (4.1) | 432 (0.3) | 7,297 (4.9) |

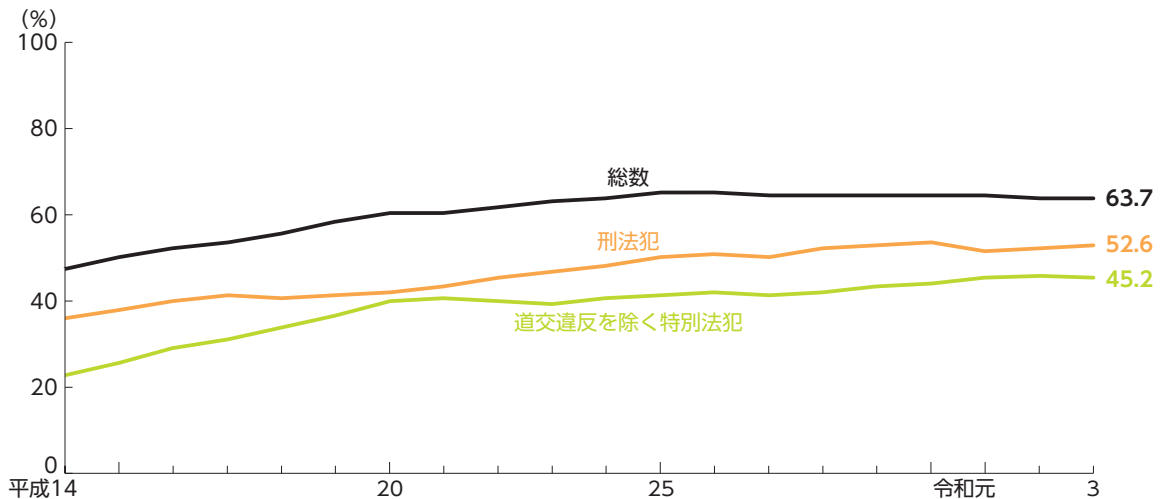
- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「嫌疑不十分」は、嫌疑なしを含む。
 4 「告訴の取消し等」は、親告罪の告訴・告発・請求の欠如・無効・取消しである。
 5 「その他」は、時効完成、被疑者死亡等である。
 6 ()内は、構成比である。

検察庁終局処理人員総数、刑法犯及び道交違反を除く特別法犯の**起訴猶予率**の推移（最近20年間）を見ると、**2-2-4-4図**のとおりである（過失運転致死傷等及び道交違反の起訴猶予率の推移については**4-1-3-2図** CD-ROM、罪名別・年齢層別の起訴猶予率については**4-8-2-1図**をそれぞれ参照）。

なお、検察庁と保護観察所等が連携して行う「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」については、本編第5章第4節参照。

2-2-4-4図 起訴猶予率の推移

(平成14年～令和3年)



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「総数」は、刑法犯、過失運転致死傷等及び特別法犯の総数をいう。

第1節

概説

刑事事件の第一審は、原則として、地方裁判所（罰金以下の刑に当たる罪及び内乱に関する罪を除き、第一審の裁判権を有する。）又は簡易裁判所（罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博罪等の一定の罪について、第一審の裁判権を有する。）で行われる。

通常第一審の裁判は、公判廷で審理を行う公判手続により行われ、有罪と認定されたときは、刑の免除がされる場合を除き、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留又は科料の刑が言い渡される。なお、簡易裁判所は、原則として禁錮以上の刑を科することはできないが、窃盗等の一定の罪については、3年以下の懲役を科することができる。3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金を言い渡された者については、情状により、一定期間、刑の全部又は一部の執行が猶予されることがあり（罰金刑については全部執行猶予のみ）、事案によっては、その期間中、保護観察に付されることがある。また、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる事件を除き、明白軽微な事件については、**即決裁判手続**によることができ、この手続では、懲役又は禁錮の言渡しをする場合は、刑の全部の執行猶予の言渡しをしなければならない。簡易裁判所においては、**略式手続**による裁判を行うこともでき、その場合、書面審理に基づいて100万円以下の罰金又は科料の裁判を行う。略式命令を受けた者は正式裁判を請求することができ、その場合、公判手続による裁判に移行する。

地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審判決に対しては、高等裁判所に控訴をすることができ、控訴審判決に対しては、最高裁判所に上告をすることができる。

第2節 確定裁判

裁判確定人員の推移（最近10年間）を裁判内容別に見ると、2-3-2-1表のとおりである。裁判確定人員総数は、平成12年（98万6,914人）から毎年減少し、令和3年は、21万3,315人（前年比3.5%減）となっており、最近10年間でおおむね半減している（CD-ROM参照）。その減少は、道交違反の略式手続に係る罰金確定者の減少によるところが大きい（4-1-3-2図CD-ROM参照）。同年の無罪確定者は、94人であり、裁判確定人員総数の0.044%であった。

また、令和3年に一部執行猶予付判決が確定した人員は1,015人（前年比21.8%減）であり、その全員が有期の懲役刑を言い渡された者であった（CD-ROM参照）。

2-3-2-1表 裁判確定人員の推移（裁判内容別）

（平成24年～令和3年）

| 年次 | 総数 | 有罪 | | | | | | | | | | | 無罪 | |
|-----|---------|----|------|--------|--------|---------|--------|---------|-------|------|---------|----|-------|-----|
| | | 死刑 | 無期懲役 | 有期懲役 | | | 有期禁錮 | | | 罰金 | 拘留 | 科料 | | |
| | | | | 一部執行猶予 | 全部執行猶予 | 全部執行猶予率 | 全部執行猶予 | 全部執行猶予率 | | | | | | |
| 24年 | 408,936 | 10 | 38 | 58,215 | … | 32,855 | 56.4 | 3,227 | 3,122 | 96.7 | 344,121 | 5 | 2,868 | 82 |
| 25 | 365,291 | 8 | 38 | 52,725 | … | 29,463 | 55.9 | 3,174 | 3,058 | 96.3 | 306,316 | 4 | 2,559 | 122 |
| 26 | 337,794 | 7 | 28 | 52,557 | … | 30,155 | 57.4 | 3,124 | 3,051 | 97.7 | 279,221 | 4 | 2,417 | 116 |
| 27 | 333,755 | 2 | 27 | 53,710 | … | 31,620 | 58.9 | 3,141 | 3,068 | 97.7 | 274,199 | 5 | 2,247 | 88 |
| 28 | 320,488 | 7 | 15 | 51,824 | 855 | 30,837 | 59.5 | 3,193 | 3,137 | 98.2 | 263,099 | 6 | 1,962 | 104 |
| 29 | 299,320 | 2 | 18 | 49,168 | 1,525 | 29,266 | 59.5 | 3,065 | 2,997 | 97.8 | 244,701 | 5 | 1,919 | 130 |
| 30 | 275,901 | 2 | 25 | 47,607 | 1,567 | 28,831 | 60.6 | 3,159 | 3,099 | 98.1 | 222,841 | 1 | 1,834 | 123 |
| 元 | 245,537 | 5 | 16 | 46,086 | 1,452 | 28,044 | 60.9 | 3,076 | 3,021 | 98.2 | 194,404 | 3 | 1,556 | 96 |
| 2 | 221,057 | 2 | 19 | 44,232 | 1,298 | 27,163 | 61.4 | 2,738 | 2,691 | 98.3 | 172,326 | 5 | 1,366 | 76 |
| 3 | 213,315 | 4 | 18 | 43,556 | 1,015 | 26,905 | 61.8 | 2,670 | 2,624 | 98.3 | 165,276 | 5 | 1,390 | 94 |

注 1 検察統計年報による。

2 「総数」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除を含む。

3 平成28年の「一部執行猶予」は、同年6月から12月までに一部執行猶予付判決が確定した人員である。

第3節 第一審

1 終局裁判

2-3-3-1表は、令和3年の通常第一審における終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。通常第一審における終局処理人員は、最近10年間では減少傾向にあり、3年は4万8,537人（前年比2.2%減）であった（司法統計年報による。）。

2-3-3-1表

通常第一審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

(令和3年)

| 罪 名 | 総 数 | 有 罪 | | | | | | | 罰金等 |
|---------------------|----------------|-----|-----------|--------|-------------|--------------|-------------|-------|-------|
| | | 死 刑 | 懲 役 ・ 禁 錮 | | | | | 罰 金 | |
| | | | 無 期 | 有 期 | 一部執行 猶 予 | 保 護 観 察 付 | 全部執行 猶 予 | | |
| 総 数 | 48,537 (91) | 3 | 18 | 45,900 | 970 | 967 | 29,283 | 1,921 | 2,254 |
| 地 方 裁 判 所 | 45,404 (88) | 3 | 18 | 43,459 | 970 | 967 | 27,569 | 1,751 | 1,658 |
| 刑 法 犯 | 22,388 | 3 | 17 | 21,335 | 32 | 32 | 11,535 | 1,180 | 899 |
| 公 務 執 行 妨 害 | 239 | — | — | 198 | — | — | 130 | 9 | 41 |
| 放 火 | 192 | — | — | 188 | — | — | 114 | 43 | — |
| 偽 造 | 436 | — | — | 433 | — | — | 361 | 5 | 2 |
| わ い せ つ 等 | 1,375 | — | — | 1,358 | 9 | 9 | 736 | 173 | 5 |
| 殺 人 | 264 | 3 | 8 | 244 | 1 | 1 | 56 | 24 | — |
| 傷 害 | 2,347 | — | — | 2,032 | 7 | 7 | 1,280 | 149 | 294 |
| 過 失 傷 害 | 32 | — | — | 28 | — | — | 27 | — | 2 |
| 窃 盗 | 10,697 | — | — | 10,310 | 12 | 12 | 4,948 | 514 | 338 |
| 強 盗 | 487 | — | 9 | 476 | — | — | 103 | 34 | — |
| 詐 欺 | 3,369 | — | — | 3,351 | 1 | 1 | 1,987 | 82 | — |
| 恐 喝 | 311 | — | — | 308 | — | — | 204 | 24 | — |
| 横 領 | 495 | — | — | 468 | — | — | 264 | 20 | 24 |
| 毀 棄 ・ 隠 匿 | 460 | — | — | 394 | — | — | 256 | 23 | 63 |
| 暴 行 為 等 処 罰 法 | 246 | — | — | 218 | — | — | 99 | 8 | 26 |
| そ の 他 | 1,438 | — | — | 1,329 | 2 | 2 | 970 | 72 | 104 |
| 特 別 法 犯 | 23,016 | — | 1 | 22,124 | 938 | 935 | 16,034 | 571 | 759 |
| 公 職 選 挙 法 | 6 | — | — | 3 | — | — | 2 | — | 2 |
| 銃 刀 法 | 105 | — | — | 69 | — | — | 26 | 4 | 33 |
| 児 童 福 祉 法 | 55 | — | — | 54 | — | — | 37 | 2 | 1 |
| 大 麻 取 締 法 | 2,273 | — | — | 2,270 | 33 | 33 | 1,960 | 71 | — |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 6,587 | — | 1 | 6,558 | 881 | 878 | 2,518 | 248 | — |
| 麻 薬 取 締 法 | 371 | — | — | 368 | 16 | 16 | 294 | 10 | — |
| 麻 薬 特 例 法 | 100 | — | — | 99 | — | — | 57 | 2 | — |
| 税 等 法 | 250 | — | — | 162 | — | — | 152 | — | 86 |
| 出 資 法 | 81 | — | — | 79 | — | — | 72 | — | 2 |
| 道 路 交 通 法 | 5,360 | — | — | 5,078 | 1 | 1 | 4,220 | 86 | 240 |
| 自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法 | 4,299 | — | — | 4,187 | — | — | 3,935 | 59 | 89 |
| 入 管 法 | 1,834 | — | — | 1,776 | — | — | 1,767 | 1 | 55 |
| 廃 棄 物 処 理 法 | 174 | — | — | 127 | — | — | 117 | 1 | 45 |
| 組 織 的 犯 罪 処 罰 法 | 62 | — | — | 60 | — | — | 30 | — | 1 |
| そ の 他 | 1,459 | — | — | 1,234 | 7 | 7 | 847 | 87 | 205 |
| 簡 易 裁 判 所 | 3,133 (3) | … | … | 2,441 | — | — | 1,714 | 170 | 596 |
| 刑 法 犯 | 2,867 | … | … | 2,441 | — | — | 1,714 | 170 | 383 |
| 住 居 侵 入 | 83 | … | … | 66 | — | — | 45 | 5 | 16 |
| 傷 害 | 99 | … | … | — | — | — | — | — | 83 |
| 過 失 傷 害 | 1 | … | … | — | — | — | — | — | 1 |
| 窃 盗 | 2,581 | … | … | 2,339 | — | — | 1,653 | 164 | 226 |
| 横 領 | 52 | … | … | 36 | — | — | 16 | 1 | 16 |
| 盗 品 讓 受 け 等 | — | … | … | — | — | — | — | — | — |
| そ の 他 | 51 | … | … | — | — | — | — | — | 41 |
| 特 別 法 犯 | 266 | … | … | — | — | — | — | — | 213 |
| 公 職 選 挙 法 | 2 | … | … | — | — | — | — | — | 2 |
| 銃 刀 法 | 12 | … | … | — | — | — | — | — | 8 |
| 道 路 交 通 法 | 84 | … | … | — | — | — | — | — | 63 |
| 自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法 | 60 | … | … | — | — | — | — | — | 43 |
| そ の 他 | 108 | … | … | — | — | — | — | — | 97 |

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「総数」は、免許、公訴棄却、管轄違い及び正式裁判請求の取下げを含む。

3 「罰金等」は、拘留、科料及び刑の免除を含む。

4 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。

5 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

6 「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。

7 「横領」は、遺失物等横領を含む。

8 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。

9 「税法等」は、所得税法、法人税法、相続税法、地方税法、消費税法及び関税法の各違反をいう。

10 () 内は、無罪人員で、内数である。

令和3年における有期の懲役刑又は禁錮刑を言い渡された総数に占める全部執行猶予率は63.8%であった。同年に一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は970人であり、罪名別では、覚醒剤取締法違反が881人（90.8%）と最も多く、次いで、大麻取締法違反33人（3.4%）、麻薬取締法違反16人（1.6%）の順であった。

なお、通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）については、3-3-2表参照。

2 科刑状況

(1) 死刑・無期懲役

通常第一審における死刑及び無期懲役の言渡人員の推移（最近10年間）を罪名別に見ると、2-3-3-2表のとおりである。

最近10年間における死刑の言渡しは、殺人（自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。）、強盗致死（強盗殺人を含む。以下この章において同じ。）又は強盗・強姦等致死に限られている。

2-3-3-2表 通常第一審における死刑・無期懲役言渡人員の推移（罪名別）

（平成24年～令和3年）

① 死刑

| 年次 | 総数 | 殺人 | 強盗致死及び強盗・強姦等致死 |
|-----|----|----|----------------|
| 24年 | 3 | 2 | 1 |
| 25 | 5 | 2 | 3 |
| 26 | 2 | — | 2 |
| 27 | 4 | 2 | 2 |
| 28 | 3 | 1 | 2 |
| 29 | 3 | 3 | — |
| 30 | 4 | 2 | 2 |
| 元 | 2 | 2 | — |
| 2 | 3 | 2 | 1 |
| 3 | 3 | 3 | — |

② 無期懲役

| 年次 | 総数 | 殺人 | 強盗致死傷及び強盗・強姦等 | その他 |
|-----|----|----|---------------|-----|
| 24年 | 39 | 20 | 19 | — |
| 25 | 24 | 6 | 17 | 1 |
| 26 | 23 | 2 | 19 | 2 |
| 27 | 18 | 7 | 10 | 1 |
| 28 | 25 | 9 | 16 | — |
| 29 | 21 | 7 | 13 | 1 |
| 30 | 15 | 8 | 6 | 1 |
| 元 | 18 | 5 | 13 | — |
| 2 | 12 | 3 | 8 | 1 |
| 3 | 18 | 8 | 9 | 1 |

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、自殺関与、同意殺人及び予備を含まない。
 3 「強盗致死（傷）」は、強盗殺人を含む。
 4 「強盗・強姦等（致死）」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦（致死）をいい、29年以降は強盗・強姦等（致死）及び同改正前の強盗強姦（致死）をいう。

(2) 有期懲役・禁錮

令和3年における通常第一審での有期の懲役・禁錮の科刑状況は、2-3-3-3表のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況については、CD-ROM資料2-3参照）。

なお、通常第一審における科刑状況に関し、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反については4-1-3-4表、覚醒剤取締法違反についてはCD-ROM資料4-3、財政経済犯罪についてはCD-ROM資料4-5、外国人である被告人に通訳・翻訳人の付いた事件についてはCD-ROM資料4-9をそれぞれ参照。

2-3-3-3表 通常第一審における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況

(令和3年)

① 3年を超える科刑状況

| 罪名 | 総数 | 25年を超え 30年以下 | 20年を超え 25年以下 | 15年を超え 20年以下 | 10年を超え 15年以下 | 7年を超え 10年以下 | 5年を超え 7年以下 | 3年を超え 5年以下 |
|------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|---------------|
| 地方裁判所 | 2,977 | 13 | 18 | 58 | 129 | 274 | 477 | 2,008 |
| 殺人 | 174 | 6 | 8 | 36 | 48 | 29 | 27 | 20 |
| 傷害 | 118 | — | 1 | — | 8 | 18 | 23 | 68 |
| 窃盗 | 713 | — | — | — | — | 9 | 42 | 662 |
| 強盗 | 324 | 5 | 7 | 4 | 23 | 64 | 91 | 130 |
| 詐欺 | 408 | — | — | — | — | 16 | 54 | 338 |
| 恐喝 | 17 | — | — | — | — | — | 3 | 14 |
| 強制性交等・ 強制わいせつ | 356 | — | — | 10 | 17 | 55 | 130 | 144 |
| 銃刀法 | 17 | — | — | — | — | 5 | 6 | 6 |
| 薬物犯罪 | 641 | 2 | 1 | 6 | 21 | 50 | 56 | 505 |
| 自動車運転 死傷処罰法 | 52 | — | — | — | 3 | 12 | 10 | 27 |

② 3年以下の科刑状況

| 罪名 | 総数 | 2年以上3年以下 | | | 1年以上2年未満 | | | 6月以上1年未満 | | | 6月未満 | | |
|------------------|--------|----------|------------|------------|----------|------------|------------|----------|------------|------------|------|------------|------------|
| | | 実刑 | 一部執行 猶予 | 全部執行 猶予 | 実刑 | 一部執行 猶予 | 全部執行 猶予 | 実刑 | 一部執行 猶予 | 全部執行 猶予 | 実刑 | 一部執行 猶予 | 全部執行 猶予 |
| 地方裁判所 | 40,482 | 5,104 | 425 | 7,279 | 4,956 | 514 | 13,062 | 2,397 | 29 | 6,445 | 456 | 2 | 783 |
| 殺人 | 70 | 13 | — | 53 | 1 | 1 | 3 | — | — | — | — | — | — |
| 傷害 | 1,914 | 159 | 4 | 421 | 258 | 3 | 655 | 183 | — | 196 | 34 | — | 8 |
| 窃盗 | 9,597 | 1,819 | 6 | 1,653 | 1,884 | 3 | 2,778 | 924 | 3 | 515 | 22 | — | 2 |
| 強盗 | 152 | 48 | — | 103 | — | — | — | 1 | — | — | — | — | — |
| 詐欺 | 2,943 | 569 | 1 | 1,131 | 321 | — | 826 | 65 | — | 30 | 1 | — | — |
| 恐喝 | 291 | 48 | — | 102 | 36 | — | 101 | 3 | — | 1 | — | — | — |
| 強制性交等・ 強制わいせつ | 882 | 138 | 6 | 445 | 74 | 2 | 219 | 4 | 1 | 2 | — | — | — |
| 銃刀法 | 52 | 5 | — | 6 | 9 | — | 5 | 8 | — | 14 | 4 | — | 1 |
| 薬物犯罪 | 8,655 | 1,958 | 408 | 1,109 | 1,682 | 504 | 2,311 | 148 | 17 | 1,402 | 37 | 1 | 8 |
| 自動車運転 死傷処罰法 | 4,135 | 63 | — | 626 | 82 | — | 2,439 | 51 | — | 858 | 4 | — | 12 |
| 簡易裁判所 | 2,441 | 50 | — | 215 | 441 | — | 1,170 | 235 | — | 329 | 1 | — | — |
| 窃盗 | 2,339 | 50 | — | 214 | 434 | — | 1,139 | 201 | — | 300 | 1 | — | — |

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「一部執行猶予」は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反をいう。

(3) 罰金・科料

令和3年における第一審での罰金・科料の科刑状況は、2-3-3-4表のとおりである。

2-3-3-4表 第一審における罰金・科料科刑状況（罪名別）

(令和3年)

① 通常第一審

| 罪 名 | 総 数 | 罰 金 | | | | | | | 科 料 |
|------------|-------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-----|
| | | 100万円 以 上 | 100万円 未 満 | 50万円 未 満 | 30万円 未 満 | 20万円 未 満 | 10万円 未 満 | 5万円 未 満 | |
| 総 数 | 2,249 | 154 | 245 | 795 | 626 | 334 | 70 | 23 | 2 |
| 公務執行妨害 | 53 | — | 3 | 35 | 13 | 1 | 1 | — | — |
| 傷 害 | 377 | — | 22 | 102 | 135 | 107 | 11 | — | — |
| 過失傷害 | 3 | 1 | — | 1 | — | 1 | — | — | — |
| 窃 盗 | 564 | — | 27 | 204 | 307 | 25 | — | 1 | — |
| 公職選挙法 | 4 | — | 1 | 2 | 1 | — | — | — | — |
| 風営適正化法 | 19 | 6 | 12 | — | 1 | — | — | — | — |
| 銃 刀 法 | 41 | — | — | 4 | 10 | 26 | 1 | — | — |
| 道 路 交 通 法 | 303 | — | 48 | 175 | 11 | 5 | 49 | 15 | — |
| 自動車運転死傷処罰法 | 132 | 9 | 51 | 42 | 14 | 15 | — | 1 | — |
| そ の 他 | 753 | 138 | 81 | 230 | 134 | 154 | 8 | 6 | 2 |

② 略式手続

| 罪 名 | 総 数 | 罰 金 | | | | | | | 科 料 |
|----------|---------|-------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------|
| | | 100万円 | 100万円 未 満 | 50万円 未 満 | 30万円 未 満 | 20万円 未 満 | 10万円 未 満 | 5万円 未 満 | |
| 総 数 | 166,459 | 287 | 14,104 | 41,977 | 17,704 | 20,330 | 56,001 | 14,796 | 1,260 |
| 過失運転致死傷等 | 34,816 | 85 | 6,482 | 12,819 | 6,899 | 8,514 | 8 | 9 | — |
| 道 交 違 反 | 95,977 | 7 | 4,156 | 16,885 | 1,872 | 2,737 | 55,465 | 14,699 | 156 |
| 公務執行妨害 | 485 | — | 26 | 322 | 117 | 19 | 1 | — | — |
| 窃 盗 | 5,201 | — | 471 | 2,019 | 2,486 | 220 | 3 | 2 | — |
| そ の 他 | 29,980 | 195 | 2,969 | 9,932 | 6,330 | 8,840 | 524 | 86 | 1,104 |

- 注 1 司法統計年報による。
 2 ①は、懲役・禁錮と併科されたものを除く。
 3 ①は、略式手続から移行したものを含む。
 4 ①において、「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、傷害致死及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含まない。
 5 ①において、「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。
 6 ②において、「過失運転致死傷等」は、自動車運転死傷処罰法4条並びに6条3項及び4項に規定する罪を除く。

3 裁判員裁判

裁判員裁判（裁判員の参加する刑事裁判）の対象事件は、死刑又は無期の懲役・禁錮に当たる罪に係る事件及び法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役・禁錮に当たる罪（強盗等を除く。))であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件である。ただし、被告人の言動等により、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがある、そのために裁判員等が畏怖し裁判員の職務の遂行ができないなどと認められる場合には、裁判所の決定によって対象事件から除外される（令和3年において、同決定がなされた終局人員は8人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。また、審判に著しい長期間を要する事件等は裁判所の決定によって対象事件から除外される（同年にはそのような決定はなかった（最高裁判所事務総局の資料による。）。）。なお、対象事件に該当しない事件であっても、対象事件と併合された事件は、裁判員裁判により審理される。

裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理（移送等を含む。以下この節において同じ。）人員の推移（最近5年間）を罪名別に見ると、**2-3-3-5表**のとおりである。令和3年の新規受理人員の総数は、前年から21.0%減少して793人となったところ、強盗致傷の新規受理人員が前年から55.3%減少して136人となったほか、覚醒剤取締法違反及び強盗致死の新規受理人員がいずれも前年から63.6%減少し、それぞれ28人、12人となるなど、前年からの減少幅が大きかった。一方、殺人の新規受理人員は、前年から1.4%増加して220人となり、罪名別で最も多かった。

2-3-3-5表 裁判員裁判対象事件 第一審における新規受理・終局処理人員の推移（罪名別）

(平成29年～令和3年)

| 区分 | 総数 | 殺人 | 強盗致死 | 強盗致傷 | 強盗・強制性交等 | 傷害致死 | 強制性交等致死傷 | 強制わいせつ致死傷 | 危険運転致死 | 現住建造物等放火 | 通貨偽造 | 銃刀法 | 覚醒剤取締法 | 麻薬特例法 | その他 |
|--------|-------|-----|------|------|----------|------|----------|-----------|--------|----------|------|-----|--------|-------|-----|
| 新規受理人員 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29年 | 1,122 | 278 | 19 | 253 | 21 | 96 | 69 | 90 | 18 | 105 | 24 | 16 | 102 | 2 | 29 |
| 30 | 1,090 | 250 | 23 | 281 | 24 | 82 | 49 | 104 | 7 | 115 | 23 | 16 | 96 | 1 | 19 |
| 元 | 1,133 | 255 | 21 | 222 | 18 | 71 | 55 | 77 | 16 | 100 | 25 | 7 | 252 | 1 | 13 |
| 2 | 1,004 | 217 | 33 | 304 | 28 | 57 | 47 | 90 | 22 | 97 | 6 | 9 | 77 | — | 17 |
| 3 | 793 | 220 | 12 | 136 | 25 | 82 | 47 | 69 | 25 | 87 | 15 | 5 | 28 | — | 42 |
| 終局処理人員 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29年 | 993 | 230 | 21 | 195 | 17 | 108 | 57 | 81 | 25 | 91 | 18 | 9 | 68 | 22 | 51 |
| 30 | 1,038 | 247 | 17 | 203 | 19 | 109 | 63 | 85 | 13 | 100 | 9 | 10 | 98 | 30 | 35 |
| 元 | 1,021 | 242 | 25 | 209 | 23 | 80 | 46 | 71 | 8 | 101 | 18 | 14 | 116 | 32 | 36 |
| 2 | 933 | 197 | 11 | 202 | 13 | 44 | 44 | 68 | 14 | 84 | 8 | 2 | 190 | 22 | 34 |
| 3 | 928 | 237 | 27 | 226 | 21 | 69 | 42 | 64 | 25 | 77 | 4 | 5 | 80 | 27 | 24 |

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 3 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判の対象事件であったものの人員をいい、1通の起訴状で複数の異なる罪名の裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（移送等を含み、裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。）であり、有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪、移送等の場合は、当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）にそれぞれ計上している。
 5 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 6 「強盗・強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強盗強姦を含む。
 7 「強制性交等致死傷」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦致死傷を含む。
 8 「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪である。
 9 「通貨偽造」は、偽造通貨行使を含む。
 10 「その他」は、拐取者身の代金取得等、身の代金拐取、保護責任者遺棄致死、爆発物取締罰則違反等である。ただし、終局処理人員の「その他」は、裁判員裁判の対象事件ではない罪名を含む。

令和3年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件（裁判員裁判の対象事件及びこれと併合され、裁判員裁判により審理された事件。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったもの及び裁判員法3条1項の除外決定があったものは含まない。以下この節において同じ。）における審理期間（新規受理から終局処理までの期間をいう。以下この節において同じ。）の平均は12.6月（前年比0.6月増）であり、6月以内のものが12.6%（同0.9pt上昇）を占め、そのうち3月以内のものはなかったのに対し、1年を超えるものが39.5%（同5.5pt上昇）を占めた。また、開廷回数の平均は5.1回であり、3回以下が16.7%、5回以下が71.6%を占めた（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2-3-3-6表は、令和3年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件について、無罪の人員及び有罪人員の科刑状況等を罪名別に見たものである。同年の裁判員裁判対象事件についての第一審における判決人員の総数は、904人（前年比1人減）であった。

2-3-3-6表 裁判員裁判対象事件 第一審における判決人員（罪名別、裁判内容別）

（令和3年）

| 罪 名 | 総数 | 無罪 | 有 罪 | | | | | | | | | | | | | | 免訴 | 家裁へ移送 |
|-------------|-----|----|-----|-----|---------|-------|-------|-------|------|------|------|--------|--------|----|----|-------|----|-------|
| | | | 死刑 | 懲 役 | | | | | | | | | | 禁錮 | 罰金 | | | |
| | | | | 無期 | 20年を超える | 20年以下 | 15年以下 | 10年以下 | 7年以下 | 5年以下 | 3年以下 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 実刑 | 一部執行猶予 | 全部執行猶予 | | | 保護観察付 | | |
| 総 数 | 904 | 9 | 2 | 16 | 29 | 51 | 106 | 183 | 156 | 140 | 46 | 1 | 163 | 91 | - | - | - | 3 |
| 殺 人 | 230 | 2 | 2 | 6 | 14 | 36 | 47 | 28 | 26 | 18 | 13 | - | 38 | 22 | - | - | - | - |
| 強盗致傷 | 215 | 1 | - | - | 1 | - | 12 | 53 | 62 | 45 | 8 | - | 33 | 20 | - | - | - | - |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 79 | 2 | - | 1 | 2 | 6 | 19 | 33 | 12 | 3 | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| 現住建造物等放火 | 75 | - | - | - | - | 1 | 1 | 3 | 11 | 17 | 4 | - | 38 | 20 | - | - | - | - |
| 傷害致死 | 69 | 1 | - | - | 1 | - | 8 | 16 | 14 | 16 | 6 | - | 4 | 1 | - | - | - | 3 |
| 強制わいせつ致死傷 | 63 | 3 | - | - | - | - | - | 2 | 4 | 11 | 9 | 1 | 34 | 23 | - | - | - | - |
| 強制性交等致死傷 | 42 | - | - | - | - | 4 | 4 | 12 | 11 | 8 | - | - | 3 | 3 | - | - | - | - |
| 強盗致死 | 27 | - | - | 9 | 9 | 3 | 3 | 2 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 麻薬特例法 | 26 | - | - | - | - | - | 1 | 10 | 4 | 10 | - | - | 1 | 1 | - | - | - | - |
| 危険運転致死 | 25 | - | - | - | - | - | 3 | 11 | 5 | 4 | 2 | - | - | - | - | - | - | - |
| 強盗・強制性交等 | 20 | - | - | - | 2 | 1 | 7 | 9 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 保護責任者遺棄致死 | 6 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 1 | - | 3 | 1 | - | - | - | - |
| 拐取者身の代金取得等 | 6 | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 銃 刀 法 | 5 | - | - | - | - | - | - | 2 | 1 | 1 | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| 偽造通貨行使 | 4 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4 | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | 12 | - | - | - | - | - | - | 1 | 2 | 3 | 2 | - | 4 | - | - | - | - | - |

注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。
 3 上訴審における破棄差戻しの判決により係属したものを含む。
 4 有罪（一部無罪を含む。）の場合は処断罪名に、無罪の場合は裁判終局時において当該事件に掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判の対象事件の罪名（複数あるときは、法定刑が最も重いもの）に、それぞれ計上している。
 5 懲役・禁錮には、罰金が併科されたものを含む。
 6 「殺人」は、自殺関与及び同意殺人を除く。
 7 「強制性交等致死傷」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦致死傷を含む。
 8 「その他」は、傷害等の裁判員裁判対象事件ではない罪名を含む。

4 即決裁判手続

令和3年に即決裁判手続に付された事件の人員を罪名別に見ると、**2-3-3-7表**のとおりである。同年に地方裁判所において即決裁判手続に付された人員は137人（前年比25人減）、簡易裁判所においては8人（同3人増）であった。

2-3-3-7表 即決裁判手続に付された事件の人員（罪名別）

（令和3年）

| 区分 | 総数 | 公務執行妨害 | 住居侵入 | 窃盗 | 大麻取締法 | 覚醒剤取締法 | 麻薬取締法 | 道路交通法 | 入管法 | その他 |
|-------|-----------------|------------|------------|---------------|---------------|---------------|------------|--------------|---------------|---------------|
| 地方裁判所 | 137 (46,735) | - (241) | - (481) | 6 (11,219) | 23 (2,305) | 22 (6,705) | 1 (381) | 6 (5,409) | 78 (1,847) | 1 (18,147) |
| 簡易裁判所 | 8 (3,291) | - (18) | - (87) | 8 (2,668) | - (-) | - (-) | - (-) | - (93) | - (1) | - (424) |

- 注 1 司法統計年報による。
 2 即決裁判手続により審判する旨の決定があった後に有罪陳述・即決裁判手続によることへの同意を撤回したことなどにより同決定が取り消された者を含まない。
 3 ()内は、通常第一審の終局処理人員（移送等を含む。）である。

5 公判前整理手続

充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があるときは、第一回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理する**公判前整理手続**が行われることがある。裁判員法により、裁判員裁判の対象事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。また、裁判所において、審理状況等を考慮して必要と認めるときは、第一回公判期日後に、公判前整理手続と同様の手続により事件の争点及び証拠を整理する**期日間整理手続**が行われることがある。

令和3年に地方裁判所で終局処理がされた通常第一審事件のうち、公判前整理手続に付された事件の人員は1,104人であり、期日間整理手続に付された事件の人員は150人であった（司法統計年報による。）。

令和3年に公判前整理手続に付された事件の地方裁判所における審理期間の平均は13.5月（前年比0.4月増）であり、平均開廷回数は5.7回（同0.7回増）であった（司法統計年報による。）。

また、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件となったものを除き、令和3年に第一審で判決に至った裁判員裁判対象事件における公判前整理手続の期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）の平均は10.5月（前年比0.5月増）であり、公判前整理手続期日の回数については、平均は4.7回で、6回以上の割合は28.9%（同0.4pt低下）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

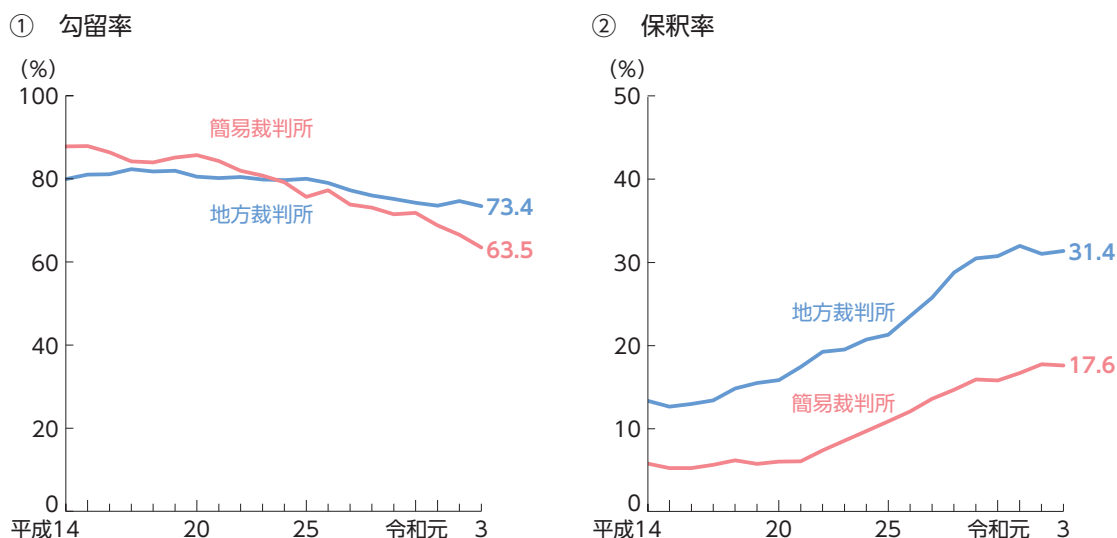
6 勾留と保釈

2-3-3-8図は、通常第一審における被告人の勾留率（終局処理人員に占める勾留総人員の比率）・保釈率（勾留総人員に占める保釈人員の比率）の推移（最近20年間）を地方裁判所・簡易裁判所別に見たものである。勾留率については、地方裁判所では、平成14年から26年までは、17年（82.3%）をピークに80%前後で推移した後、26年以降低下傾向にあり、令和3年は73.4%（前年比1.2pt低下）であった。簡易裁判所では、平成21年までは83～87%台で推移していたが、同年以降は低下傾向を示し、24年以降は一貫して地方裁判所の勾留率を下回っており、令和3年は63.5%（同3.0pt低下）であった。

保釈率については、地方裁判所の方が簡易裁判所よりも約7～15pt高い水準で推移している。地方裁判所では、平成15年（12.7%）を境に16年から上昇傾向にあり、令和3年は31.4%（前年比0.4pt上昇）であった。簡易裁判所でも、平成16年（5.3%）を境に上昇傾向にあるが、令和3年は17.6%（同0.1pt低下）であった。

2-3-3-8図 通常第一審における被告人の勾留率・保釈率の推移（裁判所別）

（平成14年～令和3年）



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「勾留率」は、移送等を含む終局処理人員に占める勾留総人員の比率をいう。
 3 「保釈率」は、勾留総人員に占める保釈人員の比率をいう。

令和3年の通常第一審における被告人の勾留状況を終局処理人員で見ると、2-3-3-9表のとおりである。

2-3-3-9表 通常第一審における被告人の勾留状況

（令和3年）

| 区分 | 終局処理総人員 (A) | 勾留総人員 (B) | 勾留期間 | | | 保釈人員 (C) | 勾留率 $\frac{B}{A}$ (%) | 保釈率 $\frac{C}{B}$ (%) |
|-------|-------------|-------------------|-----------------|------------------|-----------------|----------|-----------------------|-----------------------|
| | | | 1月以内 | 3月以内 | 3月を超える | | | |
| 地方裁判所 | 46,735 | 34,315 (100.0) | 8,255 (24.1) | 17,063 (49.7) | 8,997 (26.2) | 10,783 | 73.4 | 31.4 |
| 簡易裁判所 | 3,291 | 2,089 (100.0) | 362 (17.3) | 1,570 (75.2) | 157 (7.5) | 368 | 63.5 | 17.6 |

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「終局処理総人員」は、移送等を含む。
 3 () 内は、構成比である。

第4節 上訴審

令和3年における通常第一審の終局裁判に対する上訴率（公訴棄却の決定、正式裁判請求の取下げ及び移送等による終局を除く終局処理人員に対する上訴（控訴及び跳躍上告）人員の比率）は、地方裁判所の裁判については11.6%、簡易裁判所の裁判については6.9%であった。同年の高等裁判所における控訴事件の終局処理人員を受理区分別に見ると、被告人側からの控訴申立てによるものが5,264人（98.7%）、検察官からの控訴申立てによるものが54人（1.0%）、双方からの控訴申立てによるものが13人（0.2%）、破棄差戻し・移送等によるものはいなかった（司法統計年報による。）。

令和3年における高等裁判所の控訴審としての終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見ると、**2-3-4-1表**のとおりである。高等裁判所の控訴審としての終局処理人員は、平成25年以降、5,700人台から6,100人台で推移していたが、令和2年に5,300人台に減少し、3年も5,331人（前年比1人減）であった（司法統計年報による。）。

破棄人員513人について破棄理由を見ると、判決後の情状によるものが337人と最も多く、次いで、事実誤認（71人）、量刑不当（58人）の順であった（二つ以上の破棄理由がある場合は、それぞれに計上している。司法統計年報による。）。また、第一審の有罪判決が覆されて無罪となった者は15人であり（司法統計年報による。）、第一審の無罪判決が覆されて有罪となった者は、検察官が無罪判決を不服として控訴した18人のうち11人であった（検察統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の控訴事件について見ると、令和3年の終局処理人員は377人（前年比18.2%増）であり、そのうち控訴棄却が305人と最も多く、控訴取下げが24人、公訴棄却が2人であった。破棄人員は46人であり、破棄のうち自判が43人（自判内容は、有罪が35人、一部有罪が3人、無罪が5人）、差戻し・移送が3人であった（司法統計年報による。）。

2-3-4-1表

控訴審における終局処理人員（罪名別、裁判内容別）

(令和3年)

| 罪 名 | 総数 | 破 棄 | | | | | | 差戻し・移送 | 控訴棄却 | 取下げ | 公訴棄却 |
|-------------|-------|-----|-----|------|----|----|----|--------|------|-----|------|
| | | 自 判 | | | | | | | | | |
| | | 計 | 有罪 | 一部有罪 | 無罪 | 免訴 | | | | | |
| 総 数 | 5,331 | 499 | 474 | 10 | 15 | - | 14 | 3,836 | 957 | 25 | |
| 刑 法 犯 | 3,221 | 406 | 393 | 8 | 5 | - | 7 | 2,251 | 540 | 17 | |
| 公務執行妨害 | 32 | 2 | 1 | 1 | - | - | - | 26 | 4 | - | |
| 放 火 | 29 | 5 | 5 | - | - | - | - | 20 | 4 | - | |
| 偽 造 | 47 | 2 | 2 | - | - | - | 1 | 36 | 8 | - | |
| わいせつ等 | 249 | 54 | 52 | 2 | - | - | 1 | 173 | 21 | - | |
| 殺 人 | 92 | 7 | 6 | 1 | - | - | - | 80 | 4 | 1 | |
| 傷 害 | 355 | 39 | 38 | 1 | - | - | 1 | 271 | 44 | - | |
| 過失傷害 | 23 | 2 | 2 | - | - | - | - | 19 | 2 | - | |
| 窃 盗 | 1,385 | 134 | 131 | 1 | 2 | - | 2 | 948 | 289 | 12 | |
| 強 盗 | 159 | 25 | 25 | - | - | - | - | 113 | 21 | - | |
| 詐 欺 | 486 | 91 | 90 | 1 | - | - | - | 311 | 83 | 1 | |
| 恐 喝 | 50 | 5 | 5 | - | - | - | - | 36 | 9 | - | |
| 横 領 | 82 | 19 | 19 | - | - | - | - | 50 | 12 | 1 | |
| 毀棄・隠匿 | 37 | 3 | 2 | 1 | - | - | - | 23 | 11 | - | |
| 暴力行為等処罰法 | 32 | 2 | 2 | - | - | - | - | 21 | 8 | 1 | |
| そ の 他 | 163 | 16 | 13 | - | 3 | - | 2 | 124 | 20 | 1 | |
| 特 別 法 犯 | 2,110 | 93 | 81 | 2 | 10 | - | 7 | 1,585 | 417 | 8 | |
| 公職選挙法 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | |
| 銃 刀 法 | 17 | - | - | - | - | - | 1 | 15 | - | 1 | |
| 大麻取締法 | 67 | 5 | 5 | - | - | - | - | 44 | 18 | - | |
| 覚醒剤取締法 | 1,157 | 42 | 35 | - | 7 | - | 1 | 786 | 326 | 2 | |
| 麻薬取締法 | 31 | 3 | 2 | - | 1 | - | - | 25 | 3 | - | |
| 麻薬特例法 | 9 | - | - | - | - | - | - | 6 | 3 | - | |
| 出 資 法 | 4 | - | - | - | - | - | - | 3 | 1 | - | |
| 道 路 交 通 法 | 407 | 13 | 11 | 2 | - | - | - | 367 | 23 | 4 | |
| 自動車運転致死傷処罰法 | 145 | 9 | 8 | - | 1 | - | 2 | 120 | 14 | - | |
| 入 管 法 | 16 | 1 | - | - | 1 | - | - | 11 | 4 | - | |
| そ の 他 | 256 | 20 | 20 | - | - | - | 3 | 208 | 24 | 1 | |

注 1 司法統計年報による。

2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。

3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。

4 「過失傷害」は、刑法第2編第28章の罪をいい、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪を含む。

5 「横領」は、遺失物等横領を含む。

6 「毀棄・隠匿」は、刑法第2編第40章の罪をいう。

令和3年に言い渡された控訴審判決に対する上告率（控訴棄却の決定、控訴の取下げ、公訴棄却の決定及び移送・回付による終局を除く終局処理人員に対する上告人員の比率）は、44.5%であった。最高裁判所の上告事件の終局処理人員（第一審が高等裁判所であるものがある場合には、これを含む。）は、平成25年以降、1,800人台から2,100人台で推移しており、令和3年は1,852人（前年比1.5%減）であり、その内訳は、上告棄却が1,578人（85.2%）、上告取下げが263人（14.2%）と続く。破棄については、3人（自判が1人、差戻し・移送が2人）であった（司法統計年報による。）。

第一審が裁判員裁判の上告事件について見ると、令和3年の終局処理人員は168人で、その内訳は、上告棄却が155人、上告取下げが11人、破棄が1人（自判）、公訴棄却が1人であった（司法統計年報による。）。

第1節 概説

刑を言い渡した有罪の裁判が確定すると、全部執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行される。懲役、禁錮及び拘留は、**刑事施設**において執行される。なお、拘禁刑の創設に係る刑法等の改正については、本編第1章1項(1)参照。

罰金・科料を完納できない者は、刑事施設に附置された労役場に留置され、労役を課される(労役場留置)。法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)2条により監置に処せられた者は、監置場に留置される。

売春防止法(昭和31年法律第118号)5条(勧誘等)の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女性は、**婦人補導院**に收容される。なお、令和4年5月に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)により、売春防止法が改正されて補導処分の規定が削除され、婦人補導院は、6年4月1日に廃止される。

1 刑事施設等

刑事施設には、刑務所、少年刑務所及び拘置所の3種類がある。**刑務所及び少年刑務所**は、主として受刑者を收容する施設であり、**拘置所**は、主として未決拘禁者を收容する施設である。令和4年4月1日現在、刑事施設は、本所が73庁(刑務所59庁(社会復帰促進センター4庁を含む。)、少年刑務所6庁、拘置所8庁)、支所が105庁(刑務支所8庁、拘置支所97庁)である(法務省矯正局の資料による。)。刑事施設には、労役場が附置されているほか、監置場が一部の施設を除いて附置されている。

現在、婦人補導院は、東京に1庁置かれている。令和3年には、婦人補導院への入院はなかった(矯正統計年報による。)

2 刑事施設における処遇

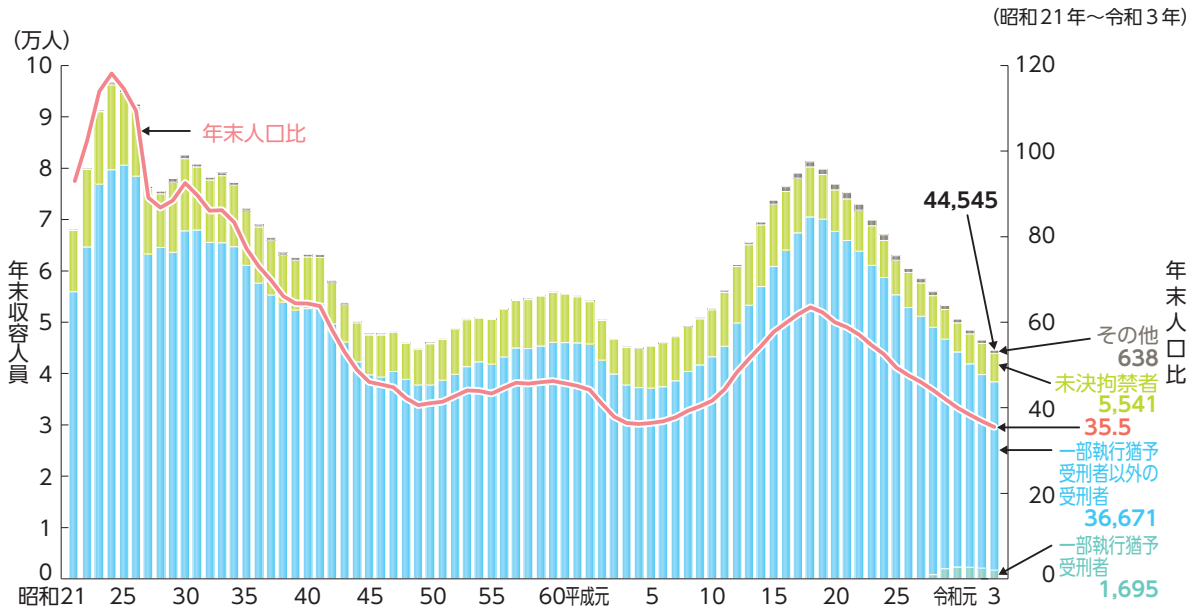
刑事施設に收容されている未決拘禁者、受刑者等の被收容者の処遇は、刑事收容施設法に基づいて行われている。未決拘禁者の処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その逃走及び罪証の隠滅の防止並びにその防御権の尊重に特に留意して行われる。受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行われる。受刑者には、矯正処遇として、作業を行わせるほか、改善指導及び教科指導が行われる。

第2節 刑事施設の收容状況

1 刑事施設の收容人員

刑事施設の被收容者の年末收容人員及び人口比の推移(昭和21年以降)は、**2-4-2-1図**のとおりである(女性については**4-7-2-3図**、一日平均收容人員の推移についてはCD-ROM資料**2-4**をそれぞれ参照)。年末收容人員は、平成18年に8万1,255人を記録したが、19年以降減少し続け、令和3年末現在は4万4,545人(前年末比4.3%減)であり、このうち、受刑者は3万8,366人(同3.6%減)であった。なお、3年における刑事施設の受刑者の年末收容人員のうち、**一部執行猶予受刑者**は、1,695人(同18.9%減)であった。

2-4-2-1 図 刑事施設の年末収容人員・人口比の推移

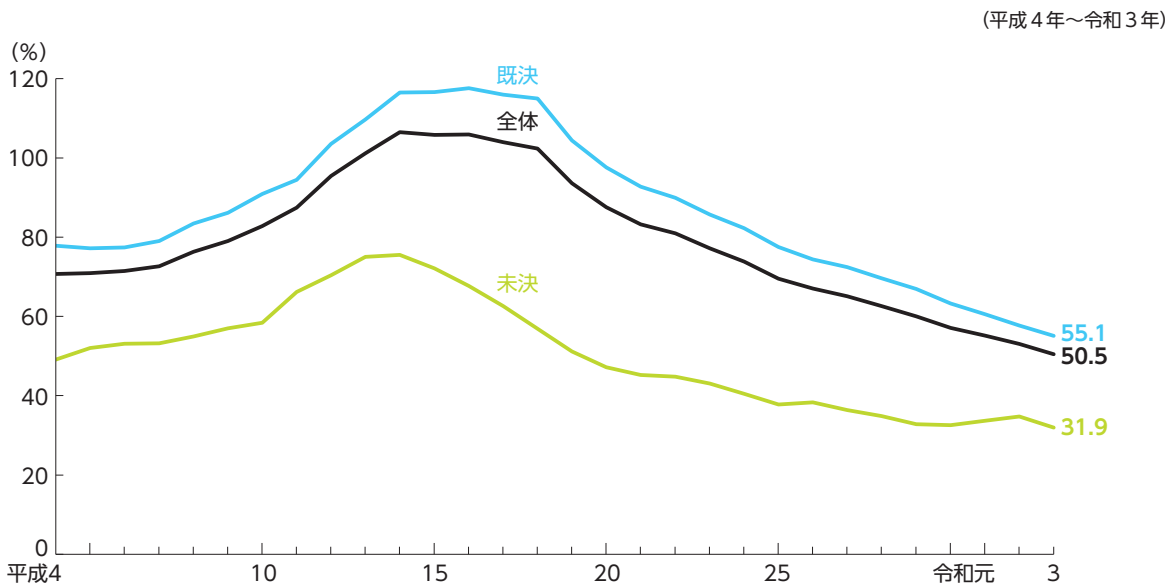


- 注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「年末収容人員」は、各年末現在における収容人員である。
 3 「その他」は、死刑確定者、労役場留置者、引致状による留置者、被監置者及び観護措置の仮収容者である。
 4 「年末人口比」は、人口10万人当たりの各年末現在における収容人員である。
 5 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

2 刑事施設の収容率

刑事施設の収容率の推移（最近30年間）は、2-4-2-2図のとおりである（女性については、4-7-2-3図参照）。令和3年末現在において、収容定員が8万8,250人（このうち既決の収容定員は7万554人、未決の収容定員は1万7,696人）であるところ、収容人員は、4万4,545人（前年末比1,979人（4.3%）減）であり、このうち既決の人員は3万8,895人（同1,460人（3.6%）減）、未決の人員は5,650人（同519人（8.4%）減）であった。収容率は、全体で50.5%（同2.6pt低下）であり、既決では55.1%（同2.6pt低下）、未決では31.9%（同2.8pt低下）であった（CD-ROM参照）。

2-4-2-2 図 刑事施設の収容率の推移



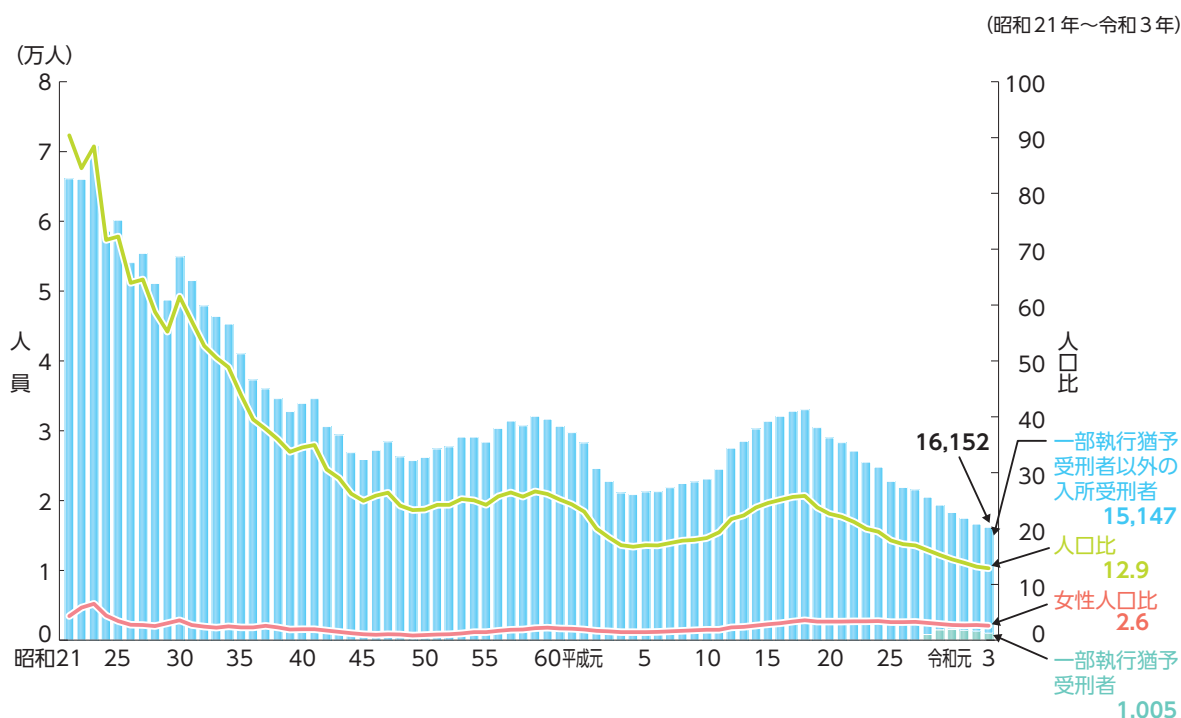
- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「収容率」は、各年末現在における収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 3 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 4 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

3 入所受刑者

(1) 人員

入所受刑者の人員及び人口比の推移（昭和21年以降）は、**2-4-2-3図**のとおりである。その人員は、平成19年から減少し続け、令和3年は1万6,152人（前年比2.8%減）と戦後最少を更新した（CD-ROM参照。女性については**4-7-2-4図**、年齢層別及び高齢者率については**4-8-2-2図**をそれぞれ参照）。

2-4-2-3図 入所受刑者の人員・人口比の推移



注 1 行刑統計年報、矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、人口10万人当たりの入所受刑者人員であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の入所受刑者人員である。

令和3年における受刑者の入所事由別人員は、**2-4-2-4表**のとおりである。

2-4-2-4表 受刑者の入所事由別人員

(令和3年)

| 総数 | 新入所 | 仮釈放の取消し | | 一部執行猶予の取消し | 仮釈放及び一部執行猶予の取消し | 刑執行停止の取消し | 労役場からの移行 | 逃走者の連戻し | 留置施設等からの移送 |
|-------------------|------------------|--------------|-------------|-------------|-----------------|------------|--------------|---------|--------------|
| | | 一部執行猶予なし | 一部執行猶予あり | | | | | | |
| 17,237 (100.0) | 16,152 (93.7) | 346 (2.0) | 18 (0.1) | 78 (0.5) | 6 (0.0) | 2 (0.0) | 487 (2.8) | - | 148 (0.9) |

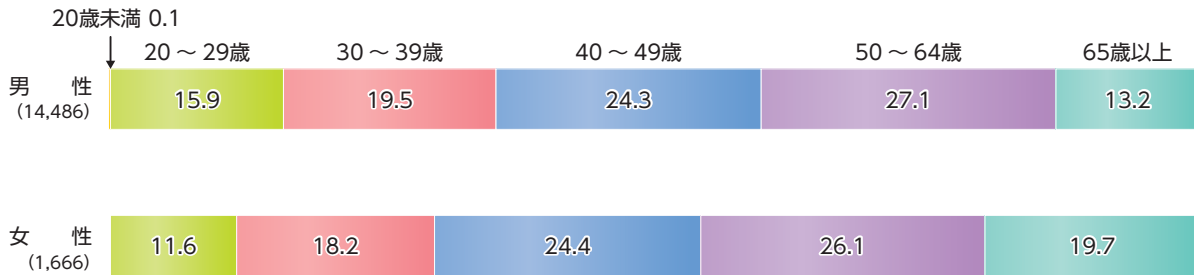
注 1 矯正統計年報による。
 2 「新入所」は、裁判が確定し、その執行を受けるため新たに入所した者をいう。死刑の執行を受けた者を含み、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）による受入受刑者及び少年処遇から成人処遇に移行した受刑者を含まない。
 3 「仮釈放の取消し」の「一部執行猶予あり」は、実刑期に係る仮釈放の取消しにより復所等した者（入所時に刑の一部執行猶予の取消しがなされている者を除く。）、「仮釈放及び一部執行猶予の取消し」は、実刑期に係る仮釈放及び刑の一部執行猶予の取消しにより復所等した者をいう。
 4 ()内は、構成比である。

(2) 特徴

令和3年における入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、**2-4-2-5図**のとおりである（女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移については、**4-7-2-5図**参照）。

2-4-2-5 図 入所受刑者の年齢層別構成比（男女別）

(令和3年)

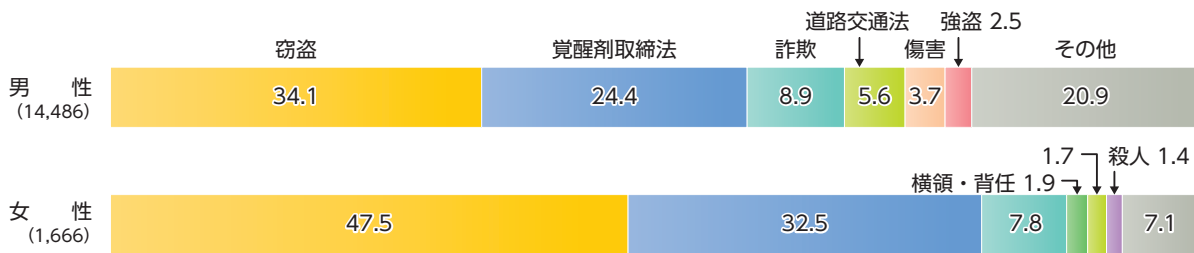


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 () 内は、実人員である。

令和3年における入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見ると、2-4-2-6図のとおりである（高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、4-8-2-3図参照）。

2-4-2-6 図 入所受刑者の罪名別構成比（男女別）

(令和3年)

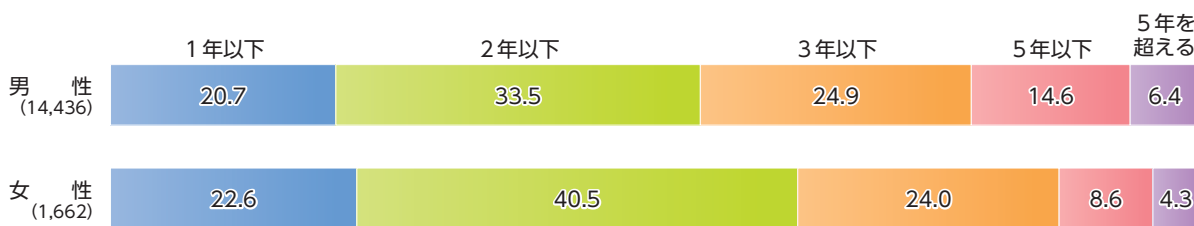


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 () 内は、実人員である。

令和3年の入所受刑者について、刑の種類を見ると、懲役1万6,098人(99.7%)、禁錮47人(0.3%)、拘留4人であった(矯正統計年報による。)。懲役受刑者の刑期別構成比を男女別に見ると、2-4-2-7図のとおりである(懲役受刑者の刑期別の年末収容人員の推移については、CD-ROM資料2-5を参照)。

2-4-2-7 図 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比（男女別）

(令和3年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 4 「5年を超える」は、無期を含む。
 5 () 内は、実人員である。

4 出所受刑者

(1) 人員

令和3年における受刑者の出所事由別人員は、**2-4-2-8表**のとおりである。出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）に占める満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。）の比率は、39.1%（前年比1.7pt低下）であった（CD-ROM参照）。

2-4-2-8表 受刑者の出所事由別人員

(令和3年)

| 総数 | 満期釈放等 | 満期釈放 | 一部執行猶予の実刑部分の刑期終了 | 仮釈放 | 一部執行猶予なし | 一部執行猶予あり | 不定期刑終了 | 恩赦 | 刑執行停止 | 労役場への移行 | 留置施設等への移送 | 逃走 | 死亡 |
|--------|-----------------|-------|------------------|------------------|----------|----------|--------|----|-------|---------|-----------|----|------------|
| 18,667 | 6,963 (39.1) | 6,676 | 287 | 10,830 (60.9) | 9,740 | 1,090 | - | - | 12 | 494 | 152 | - | 216 [3] |

- 注 1 矯正統計年報による。
 2 ()内は、満期釈放等と仮釈放の合計に対する比率である。
 3 []内は、死刑の執行を受けた者であり、内数である。

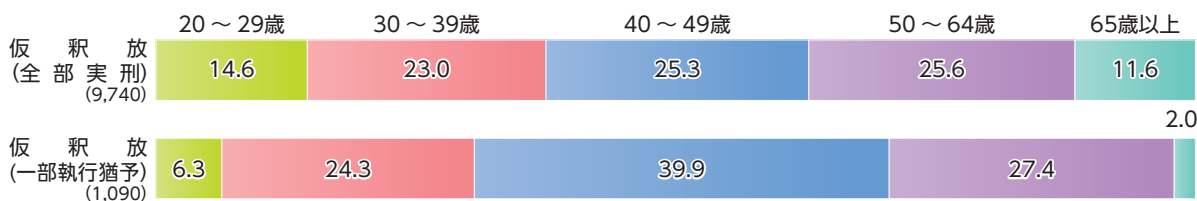
(2) 特徴

令和3年における出所受刑者の年齢層別構成比を出所事由別に見ると、**2-4-2-9図**のとおりである。

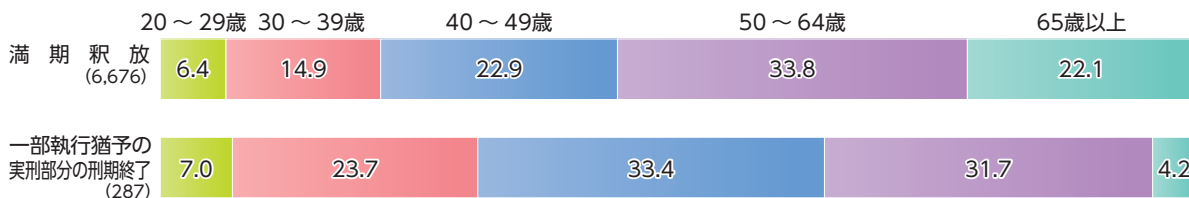
2-4-2-9図 出所受刑者の年齢層別構成比（出所事由別）

(令和3年)

① 仮釈放



② 満期釈放等



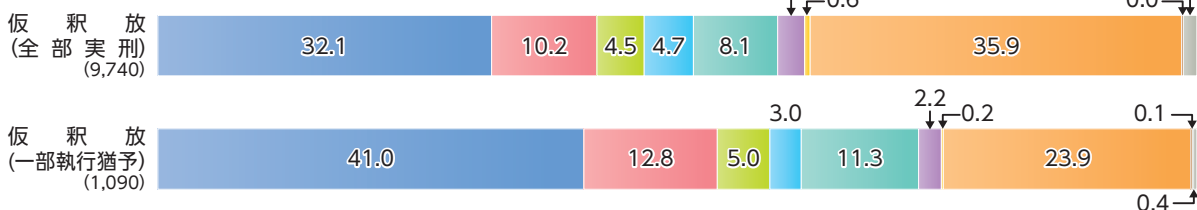
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所時の年齢による。
 3 ()内は、実人員である。

令和3年における出所受刑者の帰住先別構成比を出所事由別に見ると、**2-4-2-10図**のとおりである（男女別については、**4-7-2-6図**参照）。

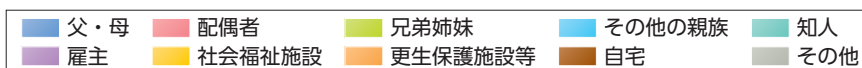
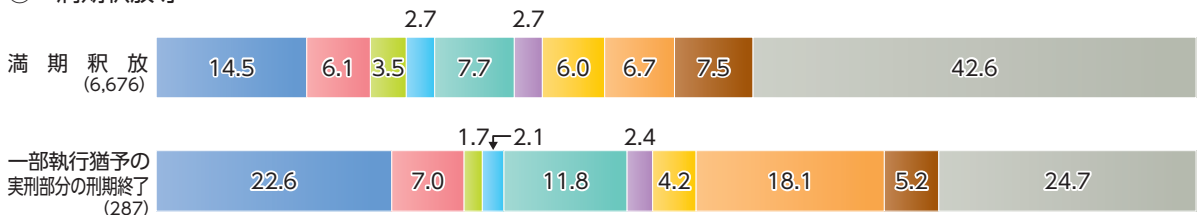
2-4-2-10 出所受刑者の帰住先別構成比（出所事由別）

(令和3年)

① 仮釈放



② 満期釈放等

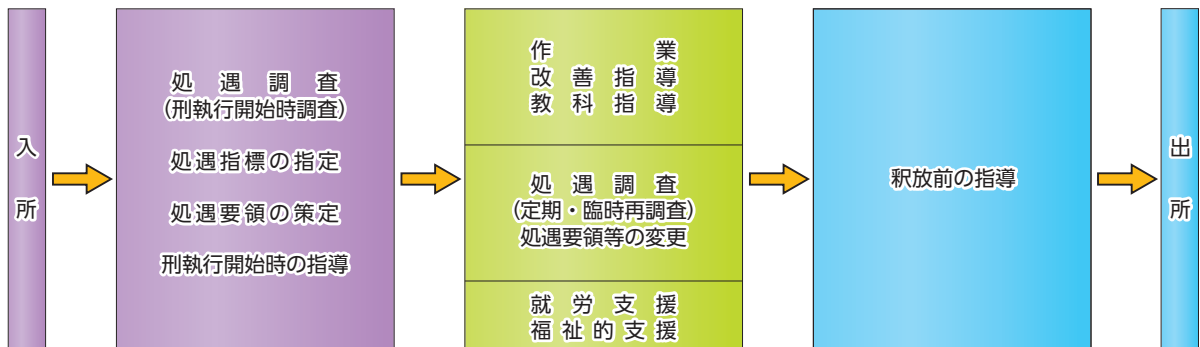


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 ()内は、実人員である。

① 処遇の概要

受刑者の処遇は、刑事収容施設法に基づき、受刑者の人権を尊重しつつ、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを目的として行う。その流れは、2-4-3-1図のとおりである。

2-4-3-1図 受刑者処遇の流れ



(1) 処遇指標及び処遇要領

受刑者の処遇の中核となるのは、矯正処遇として行う作業（次項参照）、改善指導及び教科指導（本節3項参照）である。矯正処遇は、個々の受刑者の資質及び環境に応じて適切な内容と方法で実施しなければならない（個別処遇の原則）。

そのため、各刑事施設では、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用し、受刑者の資質及び環境の調査（処遇調査）を行っている。また、新たに刑が確定した受刑者で、26歳未満の者及び特別改善指導（本節3項（2）参照）の受講に当たり特に調査を必要とする者等には、調査センターとして指定されている特定の刑事施設で精密な処遇調査が行われている。また、受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握するために開発を進めている受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）のうち、一部機能の運用を開始し、原則として、全受刑者を対象に、刑の執行開始時に行う処遇調査においてGツールを実施し、それによって得られる結果や情報を処遇の参考としている。

刑事施設では、刑の執行開始時に処遇調査（調査センターでの処遇調査を含む。）を行い、その調査結果を踏まえ、受刑者に処遇指標を指定する。処遇指標は、矯正処遇の種類・内容、受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗から構成される。処遇指標の区分及び令和3年末現在の符号別の人員は2-4-3-2表のとおりである。処遇指標は、その指定がなされるべきものは、重複して指定され、処遇指標を指定されることで、受刑者の収容される刑事施設と矯正処遇の重点方針が定まる。

なお、令和4年9月から、若年受刑者に対する処遇の充実のため、新たに女性の若年受刑者に対する精密な処遇調査を行う調査センターを美祢社会復帰促進センターに設置したほか、受刑者の属性に新たな属性を追加するなどの一部改正がなされた処遇指標による運用が開始されている（コラム2参照）。

① 矯正処遇の種類及び内容

| 種 類 | 内 容 | | 符 号 |
|------|--------|----------------|-----|
| 作業 | 一般作業 | | V0 |
| | 職業訓練 | | V1 |
| 改善指導 | 一般改善指導 | | R0 |
| | 特別改善指導 | 薬物依存離脱指導 | R1 |
| | | 暴力団離脱指導 | R2 |
| | | 性犯罪再犯防止指導 | R3 |
| | | 被害者の視点を取り入れた教育 | R4 |
| | | 交通安全指導 | R5 |
| | | 就労支援指導 | R6 |
| 教科指導 | 補習教科指導 | | E1 |
| | 特別教科指導 | | E2 |

② 受刑者の属性及び犯罪傾向の進捗

(令和3年末現在)

| 属性及び犯罪傾向の進捗 | 符 号 | 人 員 |
|---|-----|--------|
| 拘留受刑者 | D | 1 |
| 少年院への収容を必要とする16歳未満の少年 | Jt | — |
| 精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者 | M | 169 |
| 身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者 | P | 283 |
| 女子 | W | 2,953 |
| 日本人と異なる処遇を必要とする外国人 | F | 1,129 |
| 禁錮受刑者 | I | 92 |
| 少年院への収容を必要としない少年 | J | 5 |
| 執行すべき刑期が10年以上である者 | L | 4,226 |
| 可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人 | Y | 1,591 |
| 犯罪傾向が進んでいない者 | A | 8,688 |
| 犯罪傾向が進んでいる者 | B | 15,530 |

注 1 矯正統計年報による。

注 2 複数の処遇指標が指定されている場合は、符号の欄において上に掲げられているものに計上している。

受刑者には、刑の執行開始時の処遇調査の結果に基づいて、矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法（例えば、具体的にどのような方法や期間・回数で薬物依存離脱指導を行うかなど）が**処遇要領**として定められ、矯正処遇はこの処遇要領に沿って計画的に実施される。

また、矯正処遇の進展に応じて、定期的に又は臨時に処遇調査を行い、その結果に基づき、必要に応じ処遇指標及び処遇要領を変更する。

コラム2 若年受刑者に対する処遇の充実

刑事施設においては、若年受刑者に対する処遇の充実について、令和4年度から「若年受刑者ユニット型処遇」（以下「ユニット型処遇」という。）として新たな試みが始まっている。これは、2年10月、法務大臣からなされた諮問第103号に対する法制審議会の答申を踏まえた取組であり（第2編第1章1項（1）及びコラム3参照）、以下では、その実情を紹介する。

前記答申においては、犯罪者に対する処遇を一層充実させるため講じられることを期待する施策の一つとして、若年受刑者を対象とする処遇内容の充実が挙げられた。具体的には、刑事施設において、少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者をいう。）の「特性に応じた処遇」の充実を図るとされ、①少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行うもの、②特に手厚い処遇が必要な者について、少年院と同様の建物・設備を備えた施設に収容し、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇を行うものが示された。これを踏まえ、法務省において検討が進められ、①については「ユニット型処遇」（4年9月運用開始）、②については「少年院転用型処遇」（少年院である市原学園を転用し、5年度内に運用開始予定）と整理・位置付けられ、若年受刑者に対する処遇の充実が図られることとなった。以下では、既に運用が開始されている①の取組について紹介する。

1 「ユニット型処遇」の枠組み

教育的な処遇が効果的であると思われる若年受刑者を対象とし、小集団に編成したユニットを設け、少年院における矯正教育の知見等を活用しつつ、個々の特性に応じた処遇を実施することとしており、以下の指針が設けられている。

- (1) おおむね30名以下の小集団に編成したユニットにおいて共同生活を送らせることによって、基本的な生活能力、対人関係能力等を向上させ、自主性、自律性、社会性等の伸長を図る。
- (2) ユニット型処遇を行っている期間においては、各種指導に充てる時間についても十分に確保する。
- (3) 矯正処遇の内容・方法を検討するに当たっては、対象受刑者の特性に応じたものとなるよう、少年院における矯正教育等の手法や知見等を活用する。
- (4) 円滑な社会復帰を図る上で、必要に応じて、更生保護官署が行う生活環境の調整への積極的な協力、出所後の就労に係る丁寧な各種支援、対象受刑者の学力の状況を踏まえた重点的な教科指導・修学支援等を行う。

2 実施庁

- (1) 川越少年刑務所（男性受刑者）
- (2) 美祢社会復帰促進センター（女性受刑者）

3 対象者

処遇指標（2-4-3-2表②参照）に新たに設けられた属性：U「おおむね26歳未満の者のうち、小集団を編成して、少年院における矯正教育の手法や知見等を活用した矯正処遇を実施する必要があると認められるもの」に指定された者（以下「ユニット対象者」という。）

なお、Uの判定基準は、以下のとおりであり、前記実施庁において決定する。

- (1) 犯罪傾向が進んでいない、①少年受刑者（JA）又は②少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者のうち可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と

認められる20歳以上26歳未満のもの（YjA）の処遇指標を指定された者のうち、執行刑期がおおむね9月以上で、心身に著しい障害が認められないなどの基準を満たす者
(2) 犯罪傾向が進んでいない、可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる20歳以上26歳未満の者（少年審判で検察官送致となった時に20歳未満であった者を除く。）（YA）の処遇指標を指定され、かつ、執行刑期がおおむね1年以上で、心身に著しい障害が認められないなどの基準を満たす者のうち、小集団を編成して矯正処遇を行う効果が高いと認められる者

以上がユニット型処遇の取組の概要であるが、ここで、活用することとされた少年院における矯正教育の手法やノウハウについて検討する。少年院における矯正教育の特徴の一つとして、「個別担任制」（在院者ごとに担任職員を個別に指定）と「チーム処遇」（寮に所属する複数の職員による指導）の実施が挙げられる。少年院では、生活の場と教育の場が一致し、職員が日夜交替で指導等に当たっているなどの特質があるところ、基本的に、個別担任制を敷いた上で、「寮」と呼ばれる集団生活の場において、職員は在院者に対し、矯正教育における各指導場面だけでなく、日常的な生活全般を含めた各場面を通じて、きめ細やかな指導・助言を行うとともに、在院者の身近なモデルとして交流を重ねている。そこでは、信頼関係や更生的風土が重要とされ、職員は、それらを土台とした上で、在院者一人一人の事情や課題を理解し、それぞれの最善の利益を考慮しながら、指導等に当たることが求められている。

刑事施設においても、少年受刑者に対しては、従来から個別担任制が採られていたところ（第3編第3章第3節参照）、ユニット対象者に対しても、個別担任制が導入されることとなったほか、少年院における矯正教育の手法やノウハウを活用した処遇が、具体的には「対話ベース・モデル」という形で示されている。

このモデルの基本方針は、ユニット対象者が、人間としての誇りや自信を取り戻し、再犯に至ることなく健全な状態で社会復帰を遂げることができるよう、刑務官等の刑事施設の職員が、ユニット対象者一人一人の事情、心情等を理解し、共感的に接しながら信頼関係を築くよう努めつつ、対話を通じて、規律の内面化、改善更生を目指すものとされている。この基本方針の下、川越少年刑務所及び美祢社会復帰促進センターにおいては、刑務官が作業以外の矯正処遇に積極的に関与しながら、可能な限り小グループによるワークを取り入れた指導を実施しているほか、それぞれの人的、設備的、環境的な特長をも生かしつつ、矯正処遇の全般において他者との対話を通じて自身の罪に向き合わせ、今後の社会生活について考えを深めさせるような働き掛けを展開している。

このように、これらの刑事施設においては、若年受刑者に対する処遇の充実が図られているところであるが、こうした試みに先立ち、平成17年5月、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律50号）が成立したことに伴い、監獄法（明治41年法律第28号）が一部改正され、全ての刑事施設において、「受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実」を掲げ、平成18年以降、作業のほか改善指導及び教科指導を新たに加えた矯正処遇の推進にも注力し、着実にその成果を重ねてきたところである。

そして、令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律が成立し、新たに「拘禁刑」が創設されたことで、刑事施設における矯正処遇の在り方は、更に大きく変革を遂げようとしている。これまで作業が中心であった矯正処遇は、各受刑者の再犯防止を一層推進するべく、受刑者の自覚に訴えながら、これまで以上に受刑者の特性に応じた処遇を展開していくことと

なる。4年度から開始された、対話をベースとしつつ、特性に応じた処遇を行うことを旨とするユニット型処遇の充実は、正にその礎ともなり得る取組であり、この先駆的な試みの成果が注目される。



CAD技術科教室
(川越少年刑務所)



対人関係円滑化指導「SSTプログラム」指導場面
(美祿社会復帰促進センター)

【写真提供：法務省矯正局】

(2) 制限の緩和と優遇措置

受刑者の自発性や自律性を涵養^{かん}するため、受刑者処遇の目的（改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成）を達成する見込みが高まるに従い、順次、規律・秩序維持のための制限を緩和することとし、その制限が緩和された順に第1種から第4種までの区分を指定し、定期的に、及び随時、前記の見込みを評価し、その評価に応じて、制限区分の指定を変更している。各区分に指定された受刑者の制限の内容は、第4種では、原則として居室棟内で矯正処遇等を行うこと、第3種では、主として刑事施設内の居室棟外（工場等）で矯正処遇等を行うこと、第2種では、刑事施設外での矯正処遇等が可能となること、第1種では、居室に施錠をしないことなどである。令和4年4月10日現在、刑事施設本所73庁並びに刑務支所8庁及び大規模拘置支所4庁（札幌、横浜、さいたま及び小倉）合計85庁の施設における受刑者の制限区分別人員は、第1種284人（0.8%）、第2種5,938人（15.8%）、第3種2万5,928人（69.1%）、第4種794人（2.1%）、指定なし4,552人（12.1%）であった（法務省矯正局の資料による。）。

また、受刑者に改善更生の意欲を持たせるため、刑事施設では、定期的に受刑態度を評価し、良好な順に第1類から第5類までの優遇区分に指定し、良好な区分に指定された受刑者には、外部交通の回数を増やしたり、自弁（自費購入又は差入れを受けること。以下この章において同じ。）で利用できる物品の範囲を広げたりするなどの優遇をした処遇を行っている。令和4年4月10日現在、前記85庁の施設における受刑者の優遇区分別人員は、第1類769人（2.1%）、第2類6,075人（16.2%）、第3類1万6,517人（44.1%）、第4類3,110人（8.3%）、第5類3,173人（8.5%）、指定なし7,852人（20.9%）であった（法務省矯正局の資料による。）。

なお、受刑者の自発性や自律性を涵養^{かん}し、社会適應性を向上させ、その改善更生及び円滑な社会復帰を目指すため、開放的施設として6施設（旭川刑務所西神楽農場、網走刑務所二見ヶ岡農場、市原刑務所、広島刑務所尾道刑務支所所有井作業場、松山刑務所大井造船作業場及び鹿児島刑務所（農場区））が指定されている。

(3) 外出・外泊

受刑者は、受刑者処遇の目的を達成する見込みが高く、開放的施設で処遇を受けているなど、一定

の要件を備えている場合において、円滑な社会復帰を図る上で、釈放後の住居又は就業先の確保、家族関係の維持・調整等のために外部の者を訪問し、あるいは保護司その他の更生保護関係者を訪問するなどの必要があるときに、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設から外出し、又は7日以内の期間で外泊することを許されることがある。令和3年度の実績は、外出19件、外泊0件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 作業

(1) 概況

懲役受刑者には、法律上、作業が義務付けられている（労役場留置者も同様である。）。このほか、禁錮受刑者及び拘留受刑者も希望により作業を行うことができる。令和3年度における作業の一日平均就業人員は、3万7,035人であった。また、禁錮受刑者は、4年3月末現在で、79.8%が作業に従事していた（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 作業の内容等

受刑者は、作業として職業訓練を受けることがあるほか、生産作業（物品を製作する作業及び労務を提供する作業で、木工、印刷、洋裁、金属等の業種がある。）、**社会貢献作業**（労務を提供する作業であって、公園等の除草作業等社会に貢献していることを受刑者が実感することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰に資すると刑事施設の長が特に認める作業）、自営作業（刑事施設における炊事、清掃、介助、矯正施設の建物の修繕等の作業）の中から、受刑者の希望も参酌し、適性に応じて指定される。なお、令和3年度において社会貢献作業を実施した施設数及び対象受刑者数は、31庁（刑務支所を含む。）276人であった（法務省矯正局の資料による。）。

作業は、刑事施設内で行うものが大部分であるが、刑事施設が管理する構外作業場で行うものもあり、さらに、刑事施設の外の事業所の協力を得て、受刑者を職員の同行なしに、その事業所に通勤させて業務に従事させる（職業訓練を受けさせることを含む。）こともある（**外部通働作業**）。令和4年3月末現在、外部通働作業を実施しているのは、2庁4人であった（法務省矯正局の資料による。）。なお、前記の外出、外泊及び外部通働作業の運用に当たっては、GPS機器が活用されている。

作業の収入は、全て国庫に帰属する。令和3年度における作業による歳入額は、約26億6,000万円であった（法務省矯正局の資料による。）。

他方、受刑者には、従事した作業に応じ、作業報奨金が原則として釈放時に支給される。作業報奨金に充てられる金額（予算額）は、令和3年度には、一人1か月当たり平均で4,516円であった（法務省矯正局の資料による。）。また、同年の出所受刑者が出所時に支給された作業報奨金の金額を見ると、5万円を超える者が37.4%、1万円以下の者が16.8%であった（矯正統計年報による。）。

(3) 職業訓練

刑事施設では、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、**職業訓練**を実施している。職業訓練には、総合訓練、集合訓練及び自庁訓練の三つの方法がある。総合訓練は全国の刑事施設から、集合訓練は主に各矯正管区単位で、自庁訓練は刑事施設ごとに、それぞれ適格者を選定して実施している。男性受刑者に対する総合訓練は、同施設として指定された7庁（山形、福井、山口及び松山の各刑務所並びに函館、川越及び佐賀の各少年刑務所）で実施している。女性受刑者に対する職業訓練は、各女性施設で実施している一部の職業訓練種目について、他の女性施設からも希望者を募集して実施している。

刑事施設では、令和3年度には、ビジネススキル科、溶接科、フォークリフト運転科、情報処理技術科等のほか、同年度に新たに開講されたコールセンター科、調剤・介護事務科及び販売戦略科を合

わせ合計56種目の職業訓練が実施され、1万957人がこれを修了し、溶接技能者、ボイラー技士、情報処理技術者等の資格又は免許を取得した者は、総数で6,413人であった（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設では、出所後の就労先への定着を図り、再犯防止につなげていくことを目的として、在所中に内定を受けた者等を対象に、内定を受けた事業所等において一定期間就労を体験させる職場体験制度が職業訓練の一環として位置付けられた上で実施されている。

3 矯正指導

刑執行開始時の指導、改善指導、教科指導及び釈放前の指導の四つを総称して**矯正指導**という。

(1) 刑執行開始時の指導

受刑者には、入所直後、原則として2週間の期間で、受刑等の意義や心構え、矯正処遇を受ける上で前提となる事項（処遇制度、作業上の留意事項、改善指導等の趣旨・概要等）、刑事施設における生活上の心得、起居動作の方法等について指導が行われる。

(2) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるために行うもので、一般改善指導及び特別改善指導がある。

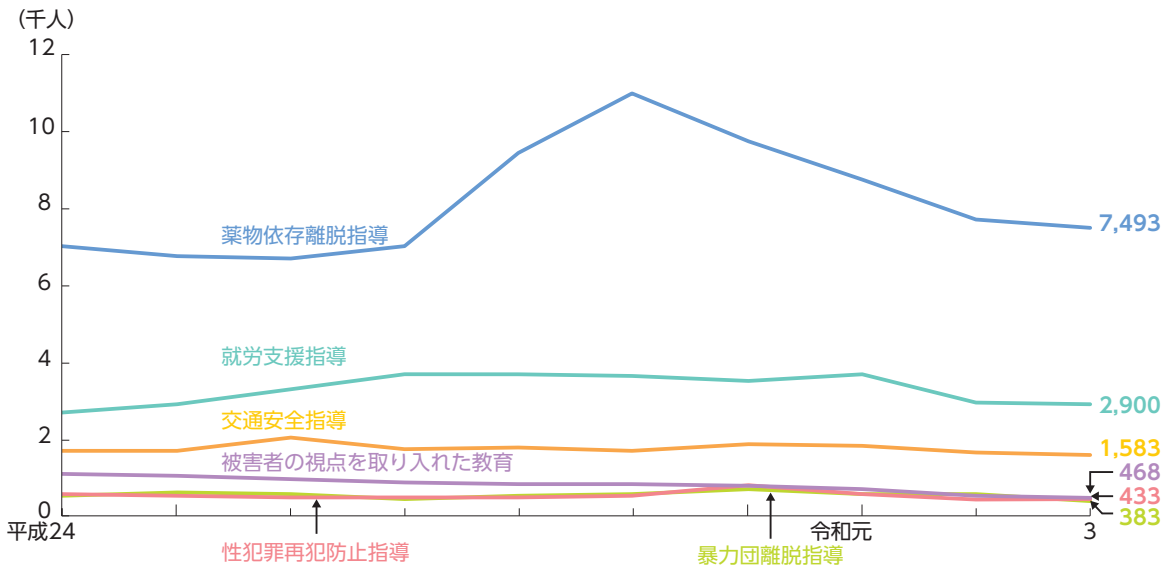
一般改善指導は、講話、体育、行事、面接、相談助言その他の方法により、①被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせること、②規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し、心身の健康の増進を図ること、③生活設計や社会復帰への心構えを持たせ、社会適応に必要なスキルを身に付けさせることなどを目的として行う。また、高齢又は障害を有する受刑者のうち、特別調整等の福祉的支援を必要とする者又は受講させることにより改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者を対象に、出所後の円滑な社会生活を見据えた多様な指導を実施することを目的とした「社会復帰支援指導プログラム」が策定され、全国的に展開されている。

特別改善指導は、薬物依存があったり、暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善に資するよう特に配慮して行う。現在、①「**薬物依存離脱指導**」（薬物使用に係る自己の問題性を理解させた上で、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせるなど。令和3年度の実施指定施設数は74庁。）、②「**暴力団離脱指導**」（警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなど。同35庁。）、③「**性犯罪再犯防止指導**」（性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯に至らないための具体的な方法を習得させるなど。性犯罪者調査、各種プログラムの実施、メンテナンスの順に行われる。同20庁。）、④「**被害者の視点を取り入れた教育**」（罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるなどし、被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなど。同75庁。）、⑤「**交通安全指導**」（運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させるなど。同54庁。）及び⑥「**就労支援指導**」（就労に必要な基本的スキルとマナーを習得させ、出所後の就労に向けての取組を具体化させるなど。同65庁。）の6類型の特別改善指導を実施している。薬物依存離脱指導については、標準プログラムを複線化した必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存があると認められる者全員に対して実施するもの（同年度の受講開始人員は4,206人））、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの（同1,190人））、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの（同1,648人））を受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、組み合わせて実施している。

特別改善指導の受講開始人員の推移（最近10年間）は、2-4-3-3図のとおりである。

2-4-3-3図 特別改善指導の受講開始人員の推移

(平成24年度～令和3年度)



注 1 法務省矯正局の資料による。
2 受講開始人員は、延べ人員である。

(3) 教科指導

教科指導とは、学校教育の内容に準ずる指導である。社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う教科指導（補習教科指導）のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しても、その学力に応じた教科指導（特別教科指導）を行っており、令和3年度の教科指導の受講開始人員は、補習教科指導が734人、特別教科指導が314人であった（法務省矯正局の資料による。）。

法務省と文部科学省の連携により、刑事施設内において、高等学校卒業程度認定試験を実施し、また、指定された4庁の刑事施設において、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。令和3年度の受験者数は354人であり、合格者数は、高卒認定試験合格者が147人、一部科目合格者が200人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入させ、地元中学校教諭、職員等が、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえた指導を行っているところ、昭和30年度から令和3年度までに770人が卒業している。また、近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程に受刑者を編入させ、指導を行う取組を実施している刑事施設も2庁あり、所定の課程を修了したと認められた者には、当該高等学校の卒業証書が授与されている。このうち、全国の刑事施設から希望者を募集して実施している松本少年刑務所では、昭和41年度から令和3年度までに192人が卒業し、盛岡少年刑務所では、昭和51年度から令和3年度までに154人が卒業している。

(4) 釈放前の指導

受刑者には、釈放前に、原則として2週間の期間で、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与や指導が行われる。

4 就労支援

法務省は、受刑者等の出所時の就労の確保に向けて、刑事施設及び少年院に就労支援スタッフを配置するとともに、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。この施策は、刑事施設、少年院、保護観察所及びハローワークが連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援を行うものであるが、その一環として、刑事施設では、支援対象者に対し、ハローワークの職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している（保護観察所における就労支援については、本編第5章第3節2項（9）参照）。

また、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている。

さらに、受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、全国8か所の全ての矯正管区に設置されている**矯正就労支援情報センター室**（通称「コレワーク」）が、受刑者等の居住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を收容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などとして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。また、刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主等を刑務所出所者等雇用支援アドバイザーとして招へいし、刑務所出所者等の雇用前後における事業主の不安や疑問等の相談に応じられる体制を整備するとともに、同アドバイザーによる事業主への相談会を実施（令和3年度は15回実施し、延べ72人参加）したほか、事業主等に対する就労支援セミナーを開催（同年度は18回開催し、延べ253人参加）した。

このほか、日本財団及び関西の企業7社が発足させた日本財団職親プロジェクトは、少年院出院者や刑務所出所者に就労先・住まいを提供することで、円滑な社会復帰を支援するとともに、再犯者率の低下の実現を目指しており、令和4年5月末現在で、157社が参加している（日本財団の資料による。）。

5 福祉的支援

法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、矯正施設と保護観察所において**特別調整**を実施している（概要については、本編第5章第2節2項参照）。この取組では、福祉関係機関等との効果的な連携が求められるところ、その中心となるのは、厚生労働省の地域生活定着促進事業により整備が進められ、各都道府県が設置した**地域生活定着支援センター**であり、この取組によって司法と福祉との多機関連携による支援が行われている。

刑事施設においては、特別調整を始めとする福祉的支援を必要とする者に対応するため、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する非常勤職員を配置しているほか、**福祉専門官**（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している。令和4年度の社会福祉士の配置施設数は67庁、精神保健福祉士の配置施設数は8庁、福祉専門官の配置施設数は57庁（刑務支所を含む。）である。また、認知能力や身体機能の低下した高齢受刑者等に対し、専門的な知識・経験を有する者が介助を行うため、介護福祉士及び介護専門スタッフ（介護職員実務者研修又は介護職員初任者研修の修了者等）を配置している。同年度の配置施設数は、介護福祉士が8庁、介護専門スタッフが40庁であった（法務省矯正局の資料による。）。

さらに、女性の受刑者を收容する刑事施設における医療・福祉等の問題に対処するため、これらの施設が所在する地域の医療・福祉等の各種団体の協力を得て、**女子施設地域連携事業**を行っている（第4編第7章第2節2項（1）イ参照）。

6 受刑者の釈放等に関する情報の提供

法務省は、警察において、犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応を迅速に行うことができるようにするための協力として、次のとおり、警察庁に対し、重大事犯者を中心に一定の罪を犯した受刑者に関する情報を提供している。

平成17年6月から、刑事施設等の長は、警察庁に対し、13歳未満の者に対する強制わいせつ、強制性交等（強姦）、わいせつ目的略取誘拐、強盗・強制性交等（強盗強姦）等に係る受刑者について、釈放予定日のおおむね1か月前に、釈放予定日、入所日、帰住予定地等の情報を提供している。令和4年5月31日までに情報提供した対象者数は、2,417人であった（法務省矯正局の資料による。）。

これに加え、平成17年9月から、法務省は、警察庁に対し、殺人、強盗等の重大な犯罪やこれらの犯罪に結び付きやすいと考えられる侵入窃盗、薬物犯罪等に係る受刑者について、毎月、釈放（予定）日、入所日、出所事由等の情報を提供している。令和4年5月31日までに情報提供した対象者数は、延べ約39万4,000人であった（法務省矯正局の資料による。）。

第4節 刑事施設の運営等

1 刑事施設視察委員会

刑事施設には、法務大臣が任命する10人以内の外部の委員で構成され、刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べる刑事施設視察委員会が刑事施設（本所）ごとに置かれている。令和3年度の活動状況は、会議の開催417回、刑事施設の視察153回、被収容者との面接344件であり、委員会が刑事施設の長に対して提出した意見は408件であった（法務省矯正局の資料による。）。

2 給養・医療・衛生等

被収容者には、食事及び飲料（湯茶等）が支給される。令和4年度の20歳以上の受刑者一人一日当たりの食費（予算額）は528.5円（主食費96.83円、副食費431.67円）である。高齢者、妊産婦、体力の消耗が激しい作業に従事している者や、宗教上の理由等から通常の食事を摂取できない者等に対しては、食事の内容や支給量について配慮している。また、被収容者には、日常生活に必要な衣類、寝具、日用品等も貸与又は支給されるが、日用品等について自弁のものを使用することも認めている。なお、同年度の刑事施設の被収容者一人一日当たりの収容に直接必要な費用（予算額）は、2,179円である（法務省矯正局の資料による。）。

刑事施設には、医師その他の医療専門職員が配置されて医療及び衛生関係業務に従事している。さらに、専門的に医療を行う刑事施設として、医療専門施設4庁（東日本成人矯正医療センター並びに岡崎、大阪及び北九州の各医療刑務所）を設置しているほか、医療重点施設9庁（札幌、宮城、府中、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡の各刑務所並びに東京拘置所）を指定し、これら13庁には、医療機器や医療専門職員を集中的に配置している。

矯正医官の人員は、令和4年4月1日現在で295人（前年比4人減）であり、定員の約9割にとどまっている（法務省矯正局の資料による。）。

3 民間協力

(1) 篤志面接

刑事施設では、必要があるときは、**篤志面接委員**に、被収容者と面接し、専門的知識や経験に基づいて助言指導を行うことを依頼している。その助言指導の内容は、被収容者の種々の悩みや、家庭、職業及び将来の生活に関するものから、趣味・教養に関するものまで様々である。令和3年末現在、篤志面接委員は、993人であり、その内訳は、教育・文芸関係者317人、更生保護関係者102人、法曹関係者83人、宗教・商工・社会福祉関係者248人、その他243人である。篤志面接の実施回数は、2年は8,235回（前年比32.9%減）、3年は7,646回（同7.2%減）であり、同年における内訳は、趣味・教養の指導3,898回、家庭・法律・職業・宗教・保護に関する相談1,480回、悩み事相談785回、その他1,483回であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 宗教上の儀式行事・教誨

刑事施設では、**教誨師**（民間の篤志の宗教家）に宗教上の儀式行事や教誨（読経や説話等による精神的救済）の実施を依頼し、被収容者がその希望に基づいてその儀式行事に参加し、教誨を受けられるように努めている。令和3年末現在、教誨師数は、1,678人であり、宗教上の儀式行事・教誨の実施回数は、集団に対して、2年は6,520回（前年比30.0%減）、3年は6,198回（同4.9%減）であり、個人に対して、2年は5,559回（同11.6%減）、3年は4,262回（同23.3%減）であった（法務省矯正局の資料による。）。

4 規律・秩序の維持

被収容者の収容を確保し、刑事施設内における安全で平穏な生活と適切な処遇環境を維持するためには、刑事施設の規律・秩序が適正に維持されなければならない。そのために、刑事施設では、被収容者が遵守すべき事項を定めており、被収容者がこれを遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わないときは、懲罰を科することがある。令和3年に懲罰を科せられた被収容者は、延べ2万9,903人であり、懲罰理由別に見ると、怠役（正当な理由なく作業を怠ること。34.6%）が最も高い比率を占め、次いで、抗命（5.6%）、物品不正授受（4.5%）及び被収容者に暴行（4.3%）の順となっている（矯正統計年報による。）。

令和3年に刑事施設で発生した逃走、殺傷等の事故の発生状況は、**2-4-4-1表**のとおりである。

2-4-4-1表 刑事施設における事故発生状況

(令和3年)

| 総数 | 逃走 | | 自殺 | 被収容者 殺傷 | 作業上 死亡 | 事故死 | 火災 | その他 |
|---------|----|----|---------|------------|-----------|-----|----|-----|
| | 件数 | 人員 | | | | | | |
| 15 (13) | - | - | 13 (13) | 2 (-) | - | - | - | - |

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 「逃走」については、事故発生件数及び人員であり、「逃走」以外については、事故発生件数である。また、() 内は、死亡人員である。

3 「被収容者殺傷」の傷害は、全治1か月以上のものである。

5 不服申立制度

刑事施設の処置に対する被収容者の不服申立制度としては、一般的な制度として、民事・行政訴訟、告訴・告発、人権侵犯申告等がある。また、被収容者は、刑事収容施設法に基づき、刑事施設の長による一定の措置（信書の発受の差止めや懲罰等の処分等）については、その取消し等を求める審査の申請・再審査の申請を、刑事施設の職員による一定の事実行為（被収容者の身体に対する違法な有形力の行使等）については、その事実の確認を求める事実の申告をすることができる（いずれも、まず、矯正管区の長に対して申請・申告を行い、その判断に不服があるときは、法務大臣に対して、申請（再審査の申請）・申告を行うことができる。）ほか、自己が受けた処遇全般について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができる。被収容者の不服申立件数の推移（最近5年間）は、2-4-4-2表のとおりである。

2-4-4-2表 被収容者の不服申立件数の推移

(平成29年～令和3年)

| 年次 | 審査の申請 | 再審査の申請 | 事実の申告 | | 法務大臣に対する苦情の申出 | 訴訟 | 告訴・告発 | その他 |
|-----|-------|--------|-------|-----|---------------|-----|-------|-------|
| | | | 管区長 | 大臣 | | | | |
| 29年 | 3,348 | 1,128 | 1,282 | 312 | 2,381 | 326 | 484 | 1,182 |
| 30 | 4,063 | 1,292 | 973 | 342 | 3,872 | 164 | 477 | 1,023 |
| 元 | 5,424 | 2,232 | 1,017 | 476 | 4,922 | 199 | 477 | 1,070 |
| 2 | 5,591 | 2,489 | 1,415 | 504 | 4,560 | 170 | 685 | 990 |
| 3 | 4,117 | 1,729 | 1,393 | 606 | 4,040 | 168 | 623 | 827 |

- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「告訴・告発」の件数は、被収容者が捜査機関宛てに発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。
 3 「その他」は、人権侵犯申告、付審判請求等であり、監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は含まない。

第5節 未決拘禁者等の処遇

未決拘禁者の処遇は、逃走及び罪証隠滅を防止するとともに、被疑者又は被告人としての防御権を尊重しつつ、適正な収容を確保するよう配慮しながら行っている。昼夜、居室内で処遇を行うのが原則であり、居室は、できる限り単独室としている。

未決拘禁者は、受刑者と異なり、衣類・寝具は自弁のものを使用するのが一般的であり、飲食物・日用品も、規律・秩序の維持その他管理運営上の支障を及ぼすおそれがない限り、広範囲に自弁のもの摂取・使用が認められている。書籍等（新聞紙及び雑誌を含む。）の閲覧は、懲罰として書籍等の閲覧を停止されている場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならず、罪証隠滅の結果を生ずるおそれなく、かつ、刑事施設の規律・秩序を害する結果を生ずるおそれがない限り許される。面会及び信書の発受は、刑事訴訟法上の制限があるほか、懲罰として面会及び信書の発受の停止をされている場合、被収容者において負担すべき外国語の翻訳・通訳の費用を負担しない場合、罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある場合又は刑事施設の規律・秩序の維持上やむを得ない場合にも、制限を受けることがある。また、面会は、弁護士等との場合を除いて、原則として職員が立ち会い、信書の内容については検査が行われる。

なお、被勾留者等は、刑事施設に収容することに代えて留置施設に留置することができるとされており（代替収容）、被勾留者は、起訴前においては留置施設に収容される場合が多い。令和3年度に留置施設に代替収容された者の一日平均収容人員は、7,306人であった（法務省矯正局の資料による。）。

死刑の判決が確定した者は、その執行に至るまで他の被収容者と分離して刑事施設に拘置される。

死刑確定者の処遇においては、必要に応じ、民間の篤志家の協力を求め、その心情の安定に資すると認められる助言、講話等を実施している。令和3年末現在、死刑確定者の収容人員は、107人であった（矯正統計年報による。）。

第6節 官民協働による刑事施設等の整備・運営

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、刑事施設の整備・運営にPFI（Private Finance Initiative）手法（公共施設等の建築、維持管理、運営等を民間の資金・ノウハウを活用して行う手法）の活用が図られ、現在、美祢社会復帰促進センター（収容定員1,296人、うち女性796人）及び島根あさひ社会復帰促進センター（収容定員2,000人）がPFI手法により運営されている。

これらの社会復帰促進センターにおいては、民間のノウハウとアイデアを活用した各種の特色あるプログラムに基づく職業訓練や改善指導を実施している。

このほか、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、大阪拘置所、加古川刑務所及び高知刑務所では被収容者に対する給食業務の民間委託を、静岡刑務所、笠松刑務所、喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センターでは刑事施設の運営業務の一部の民間委託を、それぞれ行っている。

これらに加えて、矯正研修所、東日本成人矯正医療センター、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所等が集約されている国際法務総合センターでは、それらの維持管理及び運営業務の一部について、PFI手法を活用した民間委託を行っている。

第1節 概説

① 更生保護における処遇

保護観察付全部・一部執行猶予者は、執行猶予の期間中、保護観察に付される。また、受刑者は、地方更生保護委員会の決定により、刑期の満了前に仮釈放が許されることがあるが、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される。保護観察付一部執行猶予者が仮釈放された場合は、仮釈放期間中の保護観察が終了した後、執行猶予期間中の保護観察が開始される。保護観察に付された者は、保護観察所の保護観察官及び民間のボランティアである保護司の指導監督・補導援護を受ける。

犯罪をした者及び非行のある少年に対する更生保護における処遇は、更生保護法に基づいて行われている。なお、令和3年法律第47号による更生保護法等の改正については、第3編第2章第1節参照。

② 更生保護の機関

更生保護の機関には、法務省に置かれている**中央更生保護審査会**（委員長と委員4人で組織する合議制の機関）、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている**地方更生保護委員会**（3人以上15人以内の委員で組織する合議制の機関）及び地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている**保護観察所**がある。中央更生保護審査会は、法務大臣への個別恩赦の申出等の権限を有し、地方更生保護委員会は、矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院の許否を決定するなどの権限を有している。保護観察所は、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護の実施、犯罪予防活動の促進等の業務を行っている。

第2節 仮釈放等と生活環境の調整

① 仮釈放等

仮釈放は、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするものであり、その審理は地方更生保護委員会が行う。

仮釈放は、懲役又は禁錮の受刑者について、有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の法定期間を経過した後、許すことができる。仮釈放を許すかどうかについては、①悔悟の情及び改善更生の意欲があるかどうか、②再び犯罪をするおそれがないかどうか、③保護観察に付することが改善更生のために相当であるかどうかを順に判断し、それらの基準を満たした者について、④社会の感情が仮釈放を許すことを是認するかどうかを最終的に確認して判断される。

また、地方更生保護委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、処遇の最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、仮退院を許す。

地方更生保護委員会において、被害者等から申出があったときは、仮釈放等審理において、その意見を聴取している（第6編第2章第1節5項参照）。

(1) 仮釈放審理等

仮釈放審理を開始した人員（平成28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）は、20年から減少傾向にあったが、令和3年は1万2,091人（前年比0.8%増）であった。このうち一部執行猶予者の人員は、1,180人（同3.8%減）であった（CD-ROM資料2-6参照）。

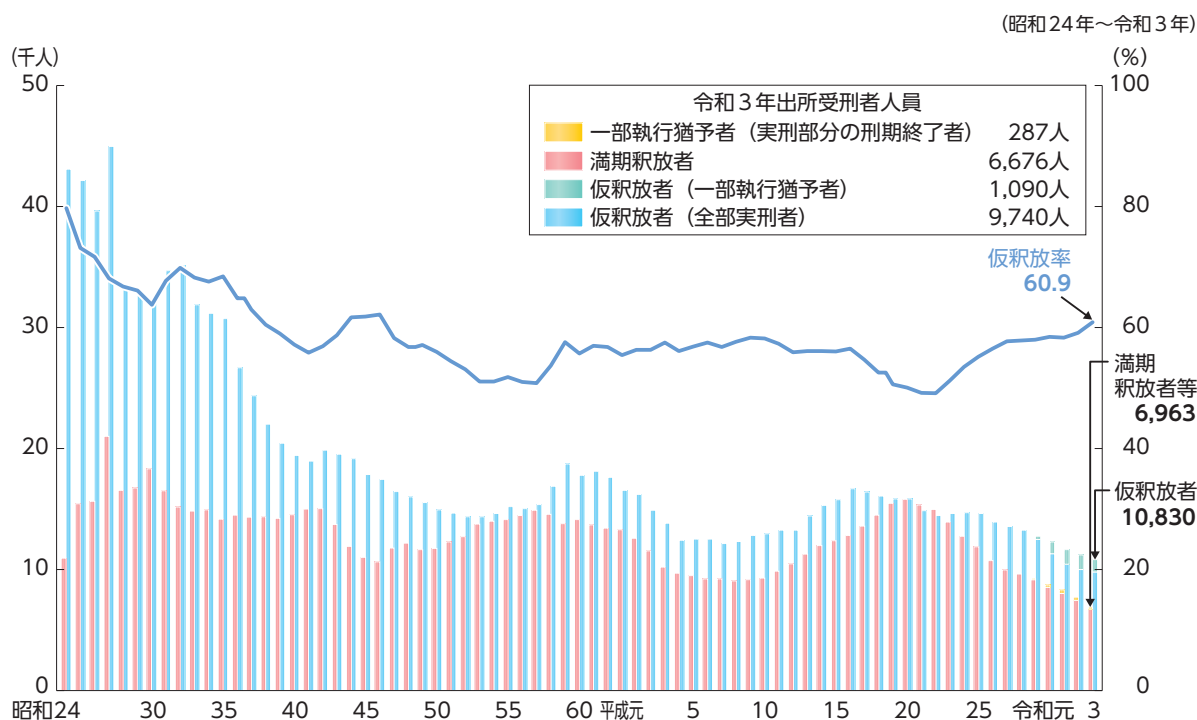
令和3年に、仮釈放が許可された人員と許可されなかった人員（仮釈放の申出が取り下げられた者を除く。）の合計に占める後者の比率は、3.8%（前年比0.2pt上昇）であったところ、このうち一部執行猶予者について見ると0.7%であった（CD-ROM資料2-6参照）。

少年院からの仮退院を許可された人員は、平成15年以降減少傾向にあり、令和3年は1,524人（前年比10.9%減）であった（CD-ROM資料2-6参照）。

(2) 仮釈放者の人員

出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率の推移（昭和24年以降）は、2-5-2-1図のとおりである。仮釈放率は、平成17年から6年連続で低下していたが、23年に上昇に転じて再び50%を超え、令和3年は60.9%（前年比1.7pt上昇）であった。これを男女別に見ると、男性が59.5%（同2.0pt上昇）、女性が74.0%（同0.1pt低下）であった（CD-ROM参照）。

2-5-2-1 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



注 1 行刑統計年報及び矯正統計年報による。

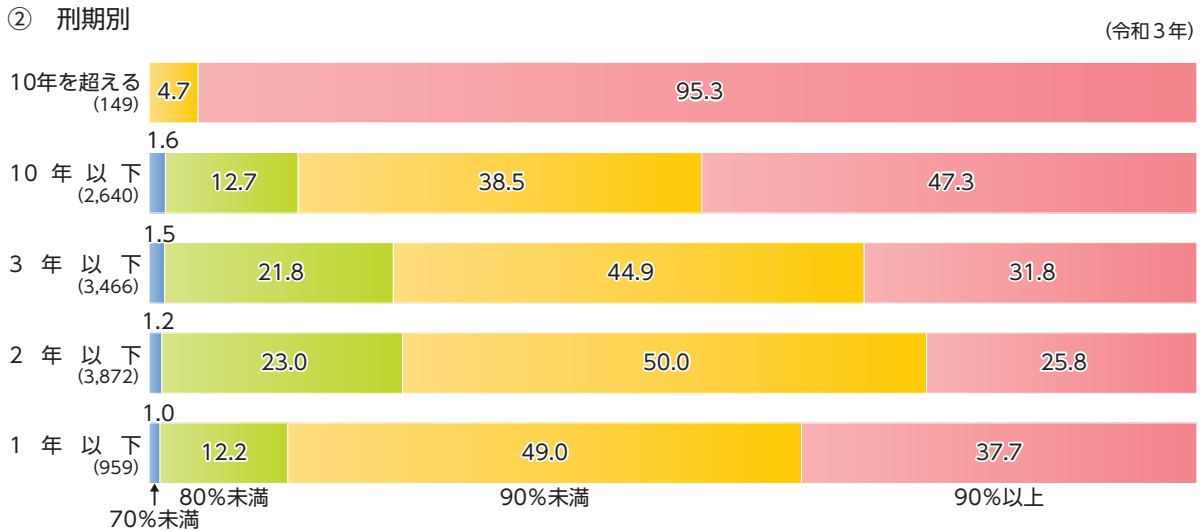
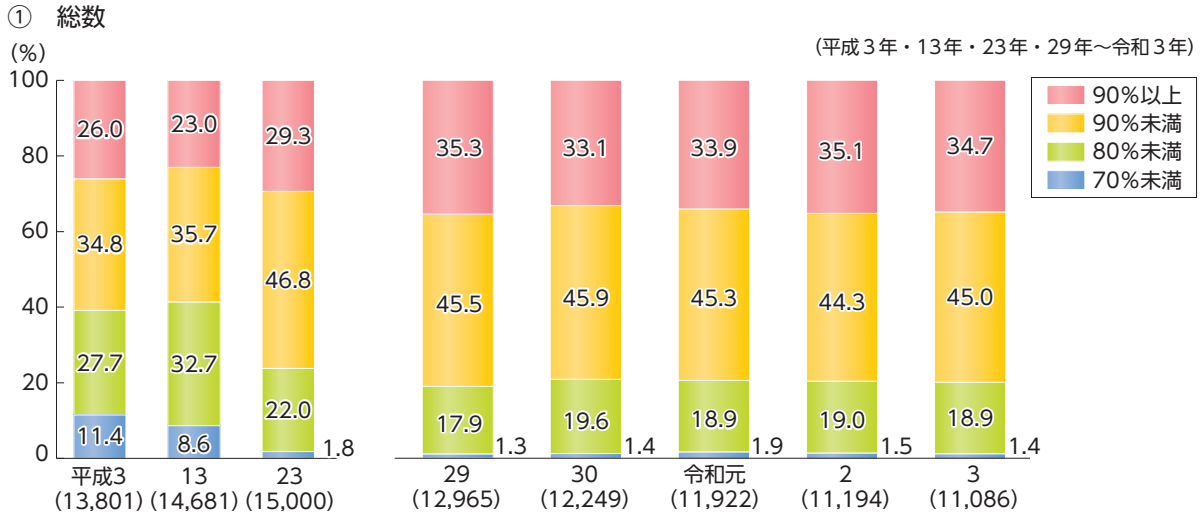
2 「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

3 女性の満期釈放者等及び仮釈放者の人員の推移等については、CD-ROM参照。

(3) 刑の執行率

2-5-2-2図は、定期刑受刑者の仮釈放許可人員について、**刑の執行率**（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）の区分別構成比の推移（平成3年・13年・23年・29年～令和3年）を見るとともに、同年の同人員の刑の執行率を刑期別に見たものである。

2-5-2-2 図 定期刑の仮釈放許可人員の刑の執行率の区分別構成比の推移等



注 1 保護統計年報による。
 2 定期刑の仮釈放許可人員のうち、一部執行猶予の実刑部分についての仮釈放許可人員は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 3 一部執行猶予の場合、実刑部分の刑期に基づく。
 4 () 内は、実人員である。

(4) 無期刑受刑者の仮釈放

2-5-2-3表は、無期刑の仮釈放許可人員の推移（最近10年間）を刑の執行期間別に見たものである。

2-5-2-3 表 無期刑仮釈放許可人員の推移（刑の執行期間別）

(平成24年～令和3年)

| 刑の執行期間 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 総数 | 4 | 8 | 4 | 11 | 6 | 9 | 10 | 15 | 9 | 6 |
| 20年以内 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 25年以内 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 30年以内 | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| 35年以内 | 4 | 8 | 2 | 11 | 5 | 7 | 10 | 9 | 3 | 3 |
| 35年を超える | - | - | 1 | - | 1 | 2 | - | 6 | 6 | 3 |

注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 無期刑の仮釈放が取り消された後、再度仮釈放を許された者を除く。

2 生活環境の調整

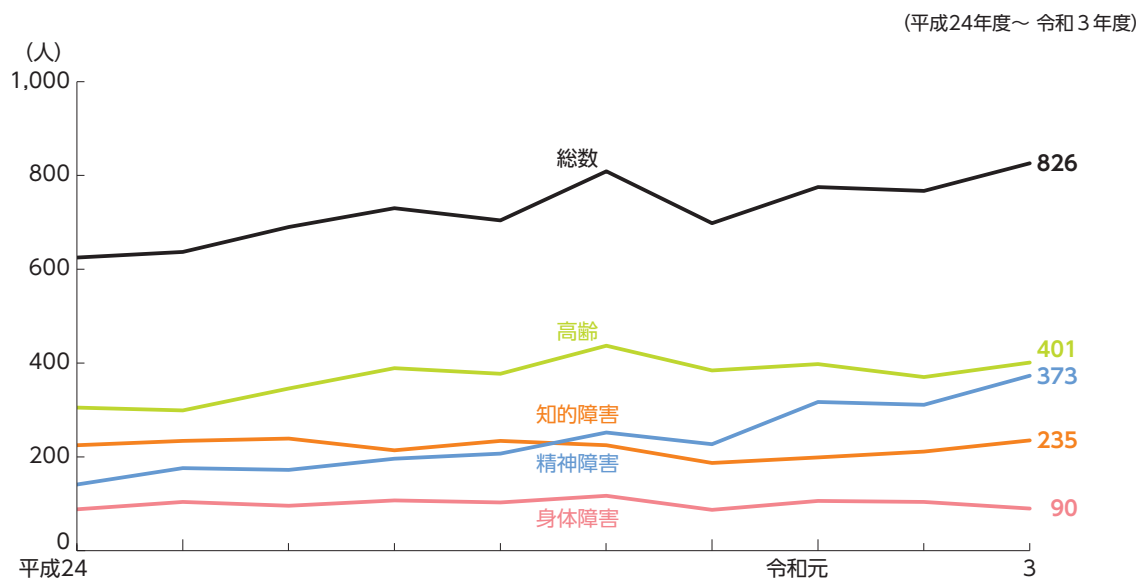
受刑者の帰住予定地を管轄する保護観察所は、刑事施設から受刑者の身上調査書の送付を受けるなどした後、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を確認、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境作りを働き掛ける**生活環境の調整**を実施している。この結果は、仮釈放審理における資料となるほか、受刑者の社会復帰の基礎となる。

刑の一部執行猶予制度の導入に伴う更生保護法の一部改正により、平成28年6月から、保護観察所が行う生活環境の調整について、地方更生保護委員会が指導・助言・連絡調整を行うこと、受刑者に対する調査を行うことが可能となり、調整機能の充実化が図られた。また、保護観察付一部執行猶予者について、猶予期間に先立って仮釈放がない場合、実刑部分の執行から猶予期間中の保護観察へ円滑に移行できるよう、地方更生保護委員会が、生活環境の調整の結果を踏まえて審理し（**住居特定審理**）、その者が居住すべき住居を釈放前に特定することができるようになった。令和3年に住居特定審理を経て住居が特定された者は、240人（前年比23人増）であった（保護統計年報による。）。

令和3年に生活環境の調整を開始した受刑者の人員は、3万1,847人（前年比1.6%増）であり、このうち保護観察付一部執行猶予者の人員は2,491人であった（保護統計年報による。）。

高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、**特別調整**（本編第4章第3節5項参照）を実施している。具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その者が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設等及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する**地域生活定着支援センター**（厚生労働省の地域生活定着促進事業により設置）に依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。特別調整の終結人員（少年を含む。）の推移（最近10年間）は、**2-5-2-4図**のとおりである。特別調整の終結人員は、平成24年度から増加傾向にあり、令和3年度は826人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-2-4図 特別調整の終結人員の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。
 2 終結人員は、少年を含む。
 3 終結人員は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。

第3節 保護観察

保護観察は、保護観察対象者の再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、その者に通常の社会生活を営ませながら、保護観察官と、法務大臣から委嘱を受けた民間のボランティアである保護司が協働して実施する（事案に応じて、複数の保護観察官又は保護司が担当する場合もある。）。保護観察官及び保護司は、面接等の方法により接触を保ち行状を把握することや、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの**指導監督**を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助等の**補導援護**を行う。

保護観察対象者は、家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者（**保護観察処分少年**）、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**少年院仮退院者**）、仮釈放を許されて保護観察に付されている者（**仮釈放者**）、刑の執行を猶予されて保護観察に付されている者（**保護観察付全部執行猶予者**及び**保護観察付一部執行猶予者**）及び婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者（**婦人補導院仮退院者**）の5種類である。なお、令和4年法律第52号による売春防止法の改正により、6年4月1日から、婦人補導院は廃止される（本編第4章第1節参照）。

保護観察対象者は、保護観察期間中、**遵守事項**を遵守しなければならず、これに違反した場合には、仮釈放の取消し等のいわゆる不良措置が執られることがある。遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして法律で規定されている**一般遵守事項**と、個々の保護観察対象者ごとに定められる**特別遵守事項**とがあり、特別遵守事項は、主として次の五つの類型、すなわち、①犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動をしないこと、②健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行又は継続すること、③指導監督を行うため事前に把握しておくことが特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項について、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること、④特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること（本節2項（3）参照）、⑤社会貢献活動を一定の時間行うこと（本節2項（10）参照）の中から、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内で具体的に定められる。また、保護観察対象者には、遵守事項のほか、改善更生に資する生活又は行動の指針となる**生活行動指針**が定められることがあり、遵守事項と共に、指導の基準とされる。

1 保護観察対象者の人員等

（1）保護観察開始人員の推移

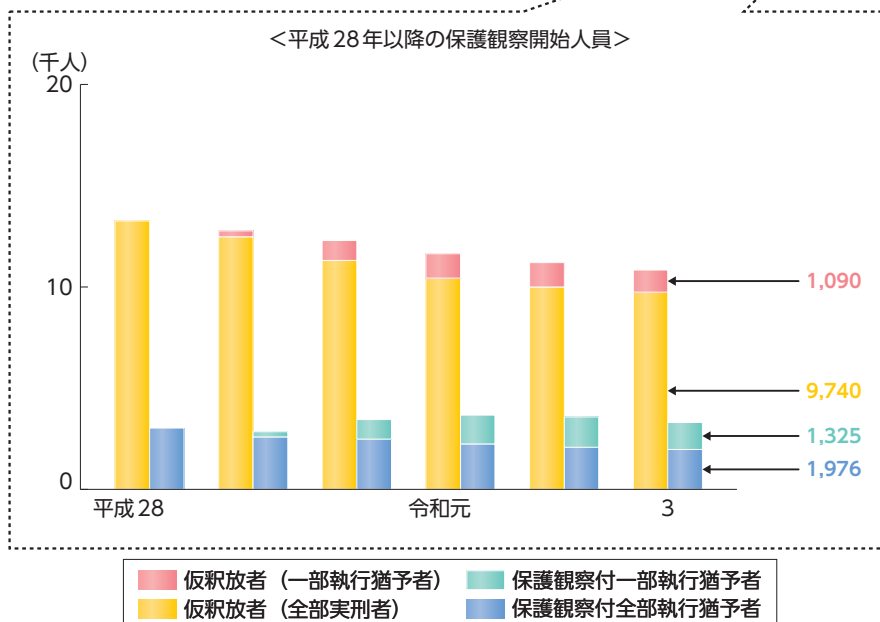
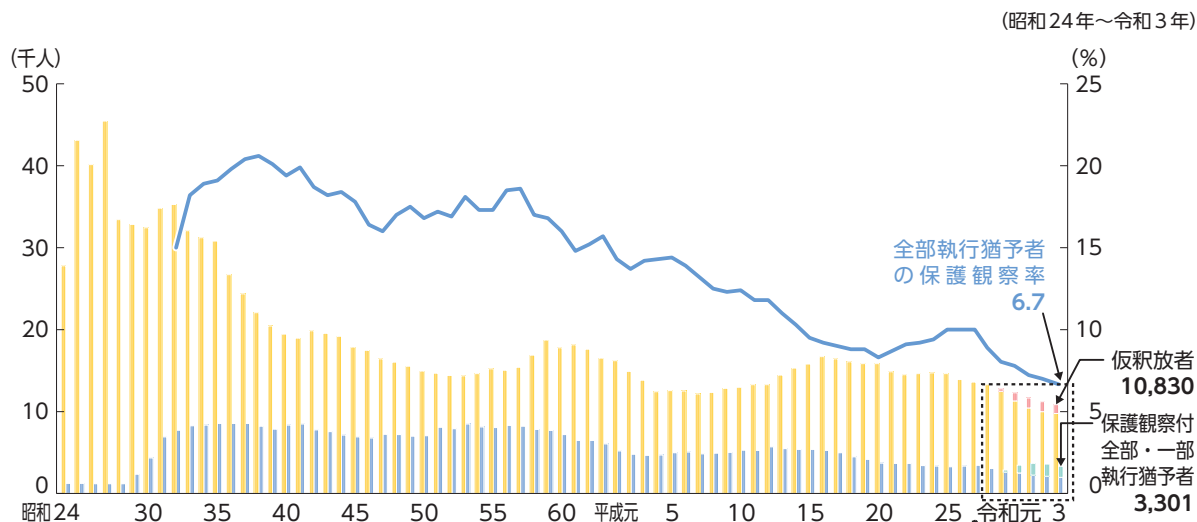
2-5-3-1 図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員の推移（昭和24年以降）並びに**全部執行猶予者の保護観察率**の推移（32年以降）を見たものである。なお、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、事件単位の延べ人員である（特に断らない限り、以下この項において同じ）。

令和3年の保護観察開始人員については、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者のいずれも前年より減少した（前年比2.5%減、同9.2%減、同5.4%減、同11.4%減）。全部執行猶予者の保護観察率は、平成20年までの低下傾向が21年に上昇に転じた後、25年から27年まで10.0%が続いていたが、28年以降再び低下し、令和3年は6.7%と前年より0.3pt低下した（一部執行猶予者の保護観察率についてはCD-ROM資料2-7参照）。

なお、令和3年には、婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付された者はいなかった（CD-ROM資料2-7参照）。

2-5-3-1 図

保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移



注 1 法務統計年報、保護統計年報及び検察統計年報による。
 2 「全部執行猶予者の保護観察率」については、検察統計年報に全部執行猶予者の保護観察の有無が掲載されるようになった昭和32年以降の数値を示した。
 3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和3年末の保護観察対象者の人員は、仮釈放者（全部実刑者）が3,857人（前年末比1.8%減）、仮釈放者（一部執行猶予者）が348人（同8.8%増）、保護観察付全部執行猶予者が6,972人（同5.9%減）、保護観察付一部執行猶予者が2,608人（同3.0%減）であった（保護統計年報による。）。

(2) 保護観察対象者の特徴

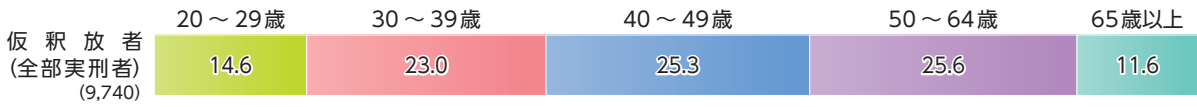
ア 年齢

2-5-3-2 図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和3年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見たものである。

2-5-3-2 図 保護観察開始人員の年齢層別構成比

(令和3年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

イ 罪名

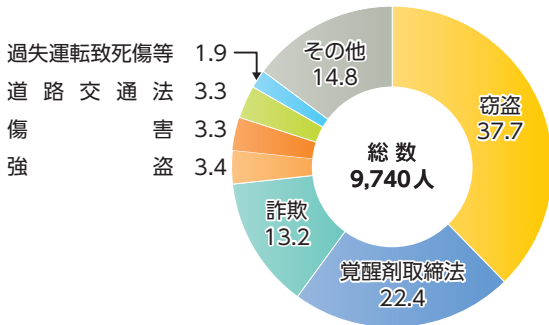
2-5-3-3 図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和3年における保護観察開始人員の罪名別構成比を見たものである。

2-5-3-3 図 保護観察開始人員の罪名別構成比

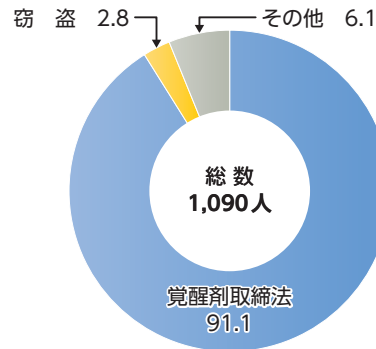
(令和3年)

① 仮釈放者

ア 全部実刑者

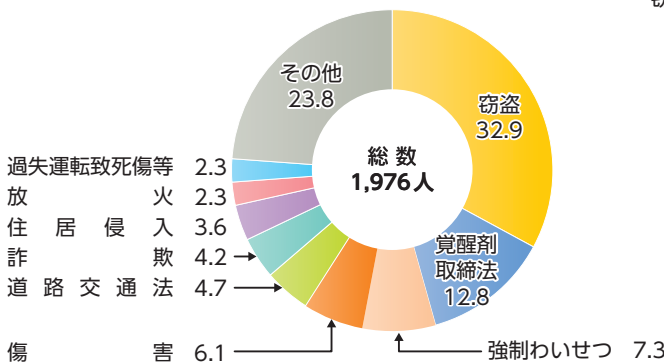


イ 一部執行猶予者

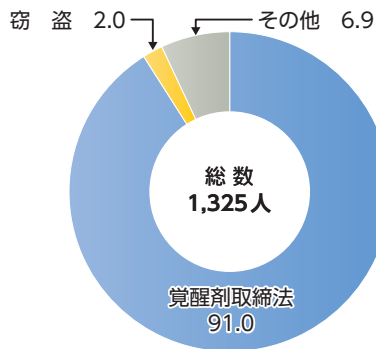


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 全部執行猶予者



イ 一部執行猶予者

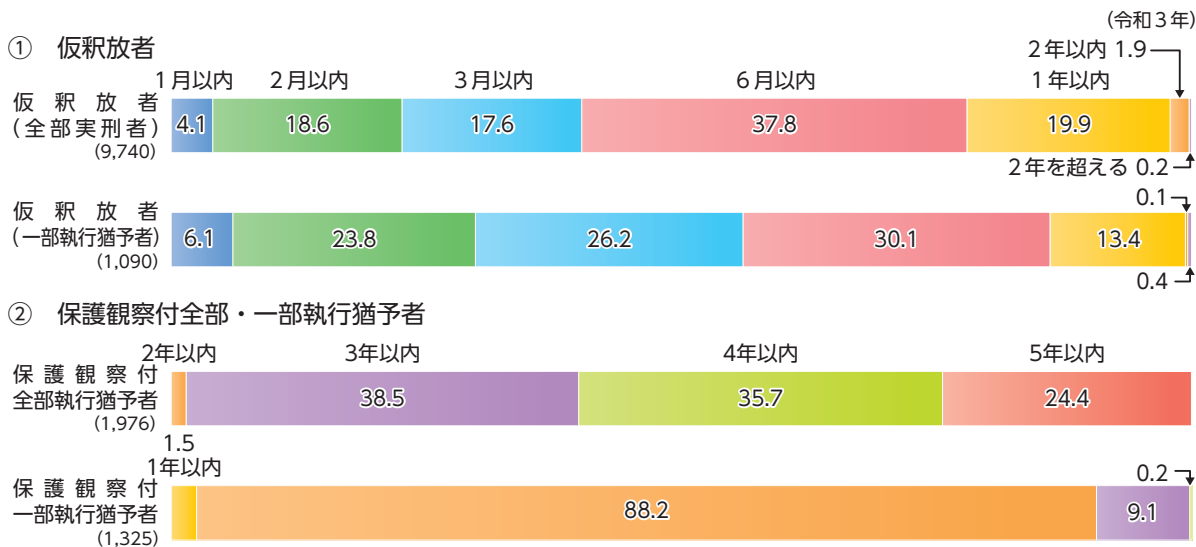


注 保護統計年報による。

ウ 保護観察期間

2-5-3-4図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和3年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。

2-5-3-4図 保護観察開始人員の保護観察期間別構成比

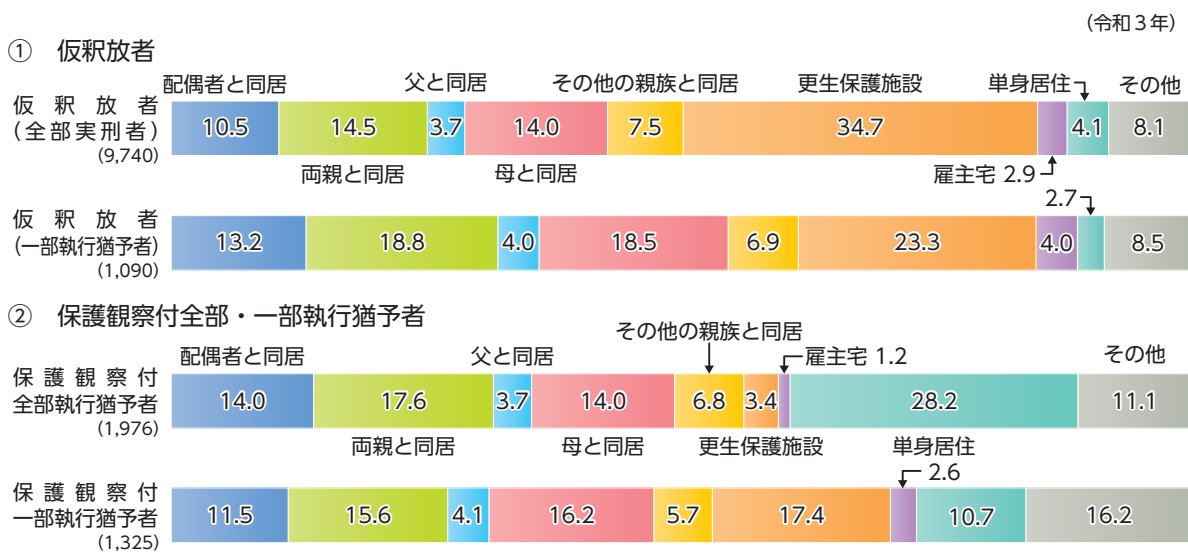


注 1 保護統計年報による。
 2 仮釈放者の「2年を超える」は、無期を含む。
 3 ()内は、実人員である。

エ 居住状況

2-5-3-5図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和3年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見たものである。

2-5-3-5図 保護観察開始人員の居住状況別構成比



注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「その他」は、居住状況が不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

2 保護観察対象者に対する処遇

保護観察対象者の処遇は、原則として、保護観察官と保護司が協働して実施するほか、定期駐在制度（保護観察官が、市町村や公的機関、各更生保護施設等、あらかじめ定められた場所に、毎週又は毎月等定期的に出張し、保護観察対象者やその家族等関係者との面接等を行うもの）を併せて実施している。

(1) アセスメントに基づく保護観察の実施

保護観察対象者に対するより効果的な処遇を実施するため、令和3年1月から、CFP（Case Formulation in Probation/Parole）を活用した**アセスメントに基づく保護観察**を実施している。

CFPは、理論的かつ実証的な根拠を基盤とし、再犯リスクの程度の評価や処遇方針の決定に資する情報の収集及び分析の方法を構造化したアセスメントツールであり、平成30年10月からの試行期間を経て導入したものである。

具体的には、保護観察対象者の属性、犯罪・非行歴等に基づいて再犯リスクの程度を評定するとともに、家庭、家庭以外の対人関係、就労・就学、物質使用、余暇、経済状態、犯罪・非行等の状況、心理・精神状態の8つの領域ごとに犯罪や非行に結びつく要因及び改善更生に資する事項（強み）を抽出し、これらの相互作用、因果関係等について分析して図示することなどにより、犯罪や非行に至る過程や、処遇による介入対象とすべき要因を明らかにするものである。

保護観察の実施に当たっては、これらの分析結果等を踏まえて保護観察対象者ごとに接触頻度等の処遇密度（処遇区分）を定めるとともに、保護観察の実施計画を作成するなどして、指導監督・補導援護その他の措置を適期適切に行い、処遇の実効性を高めている。

(2) 類型別処遇

類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性等に焦点を当てた処遇を実施するものである。令和3年1月に、保護観察の実効性を一層高めることを目的として、類型に新たに「ストーカー」、「特殊詐欺」、「嗜癖的窃盗」及び「就学」を加え、「暴力団等」及び「薬物」について認定対象を拡大するなどしたほか、各類型が着目する領域にまとめられ、全体の構造が体系化された。同年末における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の類型認定状況は、**2-5-3-6表**のとおりである。

(令和3年末現在)

| 領域区分 | 類型 | 仮釈放者 (全部実刑者) | 仮釈放者 (一部執行猶予者) | 保護観察付 全部執行猶予者 | 保護観察付 一部執行猶予者 |
|--------|-------|-----------------|-------------------|------------------|------------------|
| 関係性領域 | 児童虐待 | 19 (0.5) | — | 112 (1.6) | 2 (0.1) |
| | 配偶者暴力 | 16 (0.4) | — | 105 (1.5) | 12 (0.5) |
| | 家庭内暴力 | 16 (0.4) | 1 (0.3) | 111 (1.6) | 6 (0.2) |
| | ストーカー | 7 (0.2) | — | 194 (2.8) | 3 (0.1) |
| 不良集団領域 | 暴力団等 | 51 (1.3) | 6 (1.7) | 44 (0.6) | 84 (3.2) |
| | 暴走族 | 1 (0.0) | — | 2 (0.0) | 1 (0.0) |
| | 特殊詐欺 | 521 (13.5) | — | 230 (3.3) | 2 (0.1) |
| 社会適応領域 | 就労困難 | 1,135 (29.4) | 54 (15.5) | 1,042 (14.9) | 336 (12.9) |
| | 就学 | 1 (0.0) | — | 10 (0.1) | — |
| | 精神障害 | 474 (12.3) | 58 (16.7) | 1,250 (17.9) | 520 (19.9) |
| | 発達障害 | 21 (0.5) | 4 (1.1) | 182 (2.6) | 13 (0.5) |
| | 知的障害 | 60 (1.6) | 1 (0.3) | 266 (3.8) | 21 (0.8) |
| | 高齢 | 481 (12.5) | 3 (0.9) | 681 (9.8) | 73 (2.8) |
| 嗜癖領域 | 薬物 | 1,031 (26.7) | 329 (94.5) | 1,159 (16.6) | 2,331 (89.4) |
| | アルコール | 410 (10.6) | 10 (2.9) | 708 (10.2) | 151 (5.8) |
| | 性犯罪 | 237 (6.1) | 6 (1.7) | 1,044 (15.0) | 47 (1.8) |
| | ギャンブル | 476 (12.3) | 11 (3.2) | 385 (5.5) | 51 (2.0) |
| | 嗜癖的窃盗 | 136 (3.5) | 1 (0.3) | 327 (4.7) | 9 (0.3) |

注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。

2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。

3 発達障害及び知的障害は、精神障害の内数である。

4 ()内は、令和3年末現在、保護観察中の仮釈放者(全部実刑者)、仮釈放者(一部執行猶予者)、保護観察付全部執行猶予者又は保護観察付一部執行猶予者の各総数(類型が認定されていない者を含む。)のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

(3) 専門的処遇プログラム

ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対しては、指導監督の一環として、その傾向を改善するために、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法(自己の思考(認知)のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法)を理論的基盤とし、体系化された手順による処遇を行う**専門的処遇プログラム**が実施されている。

専門的処遇プログラムとしては、**性犯罪者処遇プログラム**、**薬物再乱用防止プログラム**、**暴力防止プログラム**及び**飲酒運転防止プログラム**の4種があり、その処遇を受けることを特別遵守事項として義務付けて実施している。

性犯罪者処遇プログラムは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものであり、コア・プログラムを中核として、導入プログラム、指導強化プログラム及び家族プログラムを内容とする。このうちコア・プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けている。

薬物再乱用防止プログラムは、依存性薬物(規制薬物等(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律2条1項に規定する規制薬物等)、指定薬物(医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物)及び危険ドラッグ(その形状、包装、名称、販売方法、商品種別等に照らして、過去に指定薬物が検出された物品と類似性があり、指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いのある物品)をいう。以下(3)及び(6)において同じ。)の使用を反復する傾向を有する者に対し、依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させるとともに、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させ、実践させるものであり、コアプログラム、コアプログラムの内容を定着・応

用又は実践させるためのステップアッププログラム及び簡易薬物検出検査を内容とする。なお、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の規定により保護観察に付された者については、原則として、薬物再乱用防止プログラムを受けることを猶予期間中の保護観察における特別遵守事項として定めている。

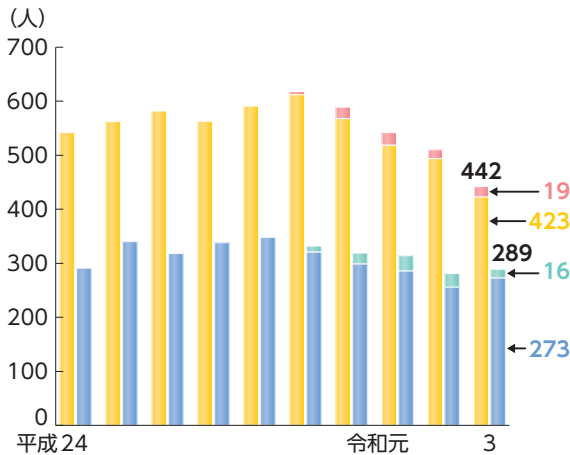
暴力防止プログラムは、身体に対する有形力の行使により、他人の生命又は身体の安全を害する犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する者に対し、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得を促すとともに、同種の再犯をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。なお、令和元年10月から、児童に対する虐待行為をした者について、暴力防止プログラムの対象者には当たらない場合であっても、その問題性に適合し、かつ改善更生に資する処遇を行うことを目的として、同プログラム（児童虐待防止版）が試行されている。

飲酒運転防止プログラムは、飲酒運転を反復する傾向を有する者に対し、アルコールが心身及び自動車等の運転に与える影響を認識させ、飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させるとともに、再び飲酒運転をしないようにするための具体的な方法を習得させ、前記傾向を改善するものである。

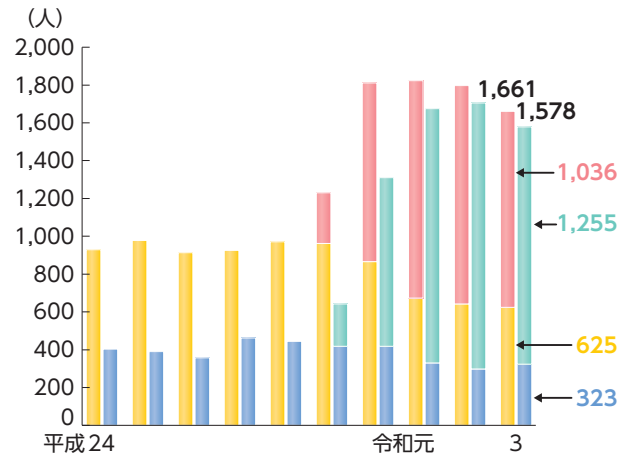
これらの専門的処遇プログラムは、特別遵守事項として義務付けて実施する以外に、必要に応じて生活行動指針として定めるなどして実施することもある。専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近10年間）は、[2-5-3-7図](#)のとおりである。

(平成24年～令和3年)

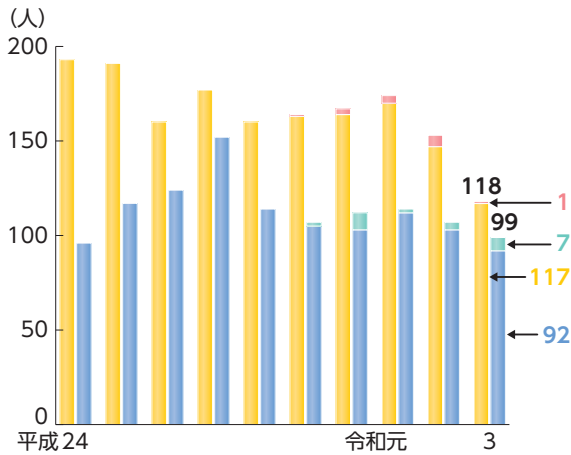
① 性犯罪者処遇プログラム



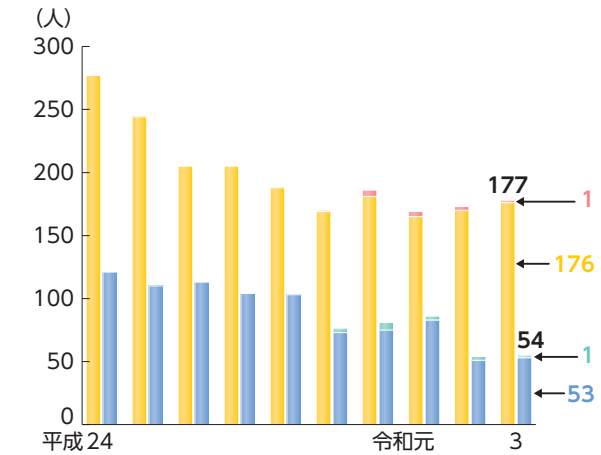
② 薬物再乱用防止プログラム



③ 暴力防止プログラム



④ 飲酒運転防止プログラム



注 1 法務省保護局の資料による。

2 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成24年から28年5月までは、「覚せい剤事犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。

3 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。

4 「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

5 仮釈放期間満了後、一部執行猶予期間を開始した保護観察付一部執行猶予者については、「仮釈放者(一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」の両方に計上している。

(4) しょく罪指導プログラム等

自己の犯罪により被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者には、**しょく罪指導プログラム**による処遇を行うとともに、被害者等の意向にも配慮して、誠実に感謝等の措置に努めるように指導している。令和3年にしょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は、371人であった(法務省保護局の資料による。)

なお、平成25年4月から、法テラス(本編第1章2項及び第6編第2章第1節7項参照)と連携し、一定の条件に該当する保護観察対象者が被害弁償等を行うに当たっての法的支援に関する手続が実施されている(令和3年度までの処理件数は27件であった(法テラスの資料による。))。

(5) 特定暴力対象者に対する処遇等

仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、暴力的性向があり処遇上特に注意を要する者で、児童虐待、配偶者暴力、家庭内暴力、ストーカー、暴力団等、精神障害、薬物、アルコールのいずれかの類型に認定された者等を**特定暴力対象者**とし（なお、令和3年1月の類型別処遇の一部改正に伴い、対象となる類型が変更された。）、保護観察官が直接、又は直接的関与を強化した保護司との協働態勢で、処遇を実施している。同年に特定暴力対象者として認定された人員（受理人員）は、仮釈放者（全部実刑者）が182人、仮釈放者（一部執行猶予者）が1人、保護観察付全部執行猶予者が40人、保護観察付一部執行猶予者が9人であった（法務省保護局の資料による。）。

このほか、保護観察所と警察との間において、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察実施上の特別遵守事項及びそれぞれが把握した当該対象者の問題行動等の情報を共有し、再犯を防止するための連携強化を図っている。

(6) 薬物事犯者に対する処遇

薬物事犯者の保護観察対象者に対し、薬物依存に関する専門的な知見に基づき、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行うことにより、効果的な保護観察を実施するため、令和4年4月1日現在、28庁の保護観察所において**薬物処遇ユニット**が設置されている（法務省保護局の資料による。）。なお、同ユニットが設置されていない保護観察所においても、同ユニットに準じて、薬物事犯者に係る処遇体制が整備されている。

ア 自発的意思に基づく簡易薬物検出検査

依存性薬物の所持・使用により保護観察に付された者であって、薬物再乱用防止プログラム（本項（3）参照）に基づく指導が義務付けられず、又はその指導を受け終わった者等に対し、必要に応じて、断薬意志の維持等を図るために、その者の自発的意思に基づいて**簡易薬物検出検査**を実施することがある。令和3年における実施件数は5,045件であった（法務省保護局の資料による。）。

イ 他機関等との連携による地域での薬物事犯者処遇

保護観察所は、依存性薬物に対する依存がある保護観察対象者等について、民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、依存性薬物の使用経験のある者のグループミーティングにおいて、当該依存に至った自己の問題性について理解を深めるとともに、依存性薬物に対する依存の影響を受けた生活習慣等を改善する方法を習得することを内容とする**薬物依存回復訓練**を実施している。令和3年度に同訓練を委託した施設数は50施設であり（前年比10施設増）、委託した実人員は、628人（同124人増）であった（法務省保護局の資料による。）。

また、保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある保護観察対象者の改善更生を図るための**指導監督**（本節参照）の方法として、医療・援助を受けることの指示等（**通院等指示**）を行っているところ、一定の要件を満たした者について、コアプログラムの開始を延期若しくは一部免除し、又はステップアッププログラムの開始を延期若しくは一時的に実施しないことができる。令和3年において、コアプログラムの開始を延期した件数は91件、ステップアッププログラムを一時的に実施しないこととした件数は104件であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、薬物犯罪の保護観察対象者が、保護観察終了後も薬物依存からの回復のための必要な支援を受けられるよう、保護観察の終了までに、精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラムや薬物依存症リハビリテーション施設等におけるグループミーティング等の支援につなげるなどしている。令和3年度において、保健医療機関等による治療・支援を受けた者は536人であった（法務省保護局の資料による。）。

(7) 窃盗事犯者に対する処遇

窃盗事犯者は、保護観察対象者の多くを占め、再犯率が高いことから、嗜癖的な窃盗事犯者に対し

では、その問題性に応じ、令和2年3月から、「窃盗事犯者指導ワークブック」や自立更生促進センターが作成した処遇プログラムを活用して保護観察を実施している（女性の保護観察対象者のうち、窃盗事犯者に対する処遇については、第4編第7章第2節3項参照）。

（8）中間処遇制度

無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる**中間処遇**を行っており、令和3年は40人に対して実施した（法務省保護局の資料による。）。

（9）就労支援

出所受刑者等の社会復帰には、就労による生活基盤の安定が重要な意味を持つため、従来から保護観察の処遇において就労指導に重きを置いているが、法務省は、厚生労働省と連携し、出所受刑者等の就労の確保に向けて、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している（本章第6節4項（3）参照）。また、令和3年度は、保護観察所23庁が**更生保護就労支援事業**を実施しており、このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている（法務省保護局の資料による。）。

なお、令和3年度に刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施した保護観察所において、就職活動支援が終了した者は延べ2,476人であり、そのうち延べ1,963人（79.3%）が就職に至った（法務省保護局の資料による。）。

（10）社会貢献活動

保護観察対象者による**社会貢献活動**は、自己有用感の涵養、規範意識や社会性の向上を図るため、公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行うことを内容とするものである。活動の実施においては、他者とコミュニケーションを図ることによって処遇効果が上がることを期待し、更生保護女性会員やBBS会員等の協力者を得て行われることが多い。令和元年に実施要領が改訂され、実施回数や対象者の選定がより柔軟に行われるようになった。

令和4年3月末現在、活動場所として2,069か所（うち、福祉施設1,027か所、公共の場所806か所）が登録されている。また、実施回数、参加延べ人数について、2年度は、379回（前年比663回減）、665人（同1,113人減）であったが、3年度は、322回（前年比57回減）、554人（同111人減）であった。3年度の参加延べ人数の内訳は、保護観察処分少年225人、少年院仮退院者26人、仮釈放者119人、保護観察付全部・一部執行猶予者184人であった（法務省保護局の資料による。）。なお、実施回数及び参加人員については、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から期日の延期等、活動計画が変更された影響が続いていると考えられる。

（11）自立更生促進センター

親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない仮釈放者、少年院仮退院者等を対象とし、保護観察所に併設した宿泊施設に宿泊させながら、保護観察官による濃密な指導監督や充実した就労支援を行うことで、対象者の再犯防止と自立を図ることを目的に設立された国立の施設を**自立更生促進センター**といい、全国に四つの施設がある。北九州自立更生促進センター（平成21年6月開所、定員男性14人）及び福島自立更生促進センター（22年8月開所、定員男性20人）は、仮釈放者等を対象とし、犯罪傾向等の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を行っている。自立更生促進センターのうち、主として農業の職業訓練を実施する施設を**就業支援**

センターといい、少年院仮退院者等を対象とする北海道の沼田町就業支援センター（19年10月開所、定員男性12人）、仮釈放者等を対象とする茨城就業支援センター（21年9月開所、定員男性12人）が、それぞれ運営されている。各施設における開所の日から令和4年3月末までの入所人員は、北九州自立更生促進センターが350人、福島自立更生促進センターが153人、沼田町就業支援センターが79人、茨城就業支援センターが193人である（法務省保護局の資料による。）。

3 保護観察対象者に対する措置等

(1) 良好措置

保護観察対象者が健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると思われる場合に執られる措置として、不定期刑の仮釈放者について刑の執行を受け終わったものとする**不定期刑終了**及び保護観察付全部・一部執行猶予者について保護観察を仮に解除する**仮解除**がある（少年の保護観察対象者に対する良好措置については、第3編第2章第5節4項（1）参照）。令和3年に、不定期刑終了が決定した仮釈放者はなく、仮解除が決定した保護観察付全部執行猶予者は78人、保護観察付一部執行猶予者は1人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

保護観察対象者に遵守事項違反又は再犯等があった場合に執られる措置として、仮釈放者に対する**仮釈放の取消し**、保護観察付全部・一部執行猶予者に対する**刑の執行猶予の言渡しの取消し**及び婦人補導院仮退院者に対する婦人補導院に再収容する**仮退院の取消し**がある（少年の保護観察対象者に対する不良措置については、第3編第2章第5節4項（2）参照）。

保護観察対象者が出頭の命令に応じない場合等には、保護観察所の長は、裁判官が発する引致状により引致することができ、さらに、引致された者のうち、仮釈放者及び少年院仮退院者については地方更生保護委員会が、保護観察付全部・一部執行猶予者については保護観察所の長が、それぞれ一定の期間留置することもできる。令和3年中に引致された者（保護観察処分少年及び少年院仮退院者を含む。）は185人で、そのうち留置された者は175人であった（保護統計年報による。）。

なお、所在不明になった仮釈放者については、刑期の進行を止める**保護観察の停止**をすることができる。令和3年にこの措置が決定した仮釈放者は135人であった（保護統計年報による）。また、所在不明となった仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の所在を迅速に見出すために、保護観察所の長は、警察からその所在に関する情報の提供を受けているが、平成17年12月からの試行期間を含め令和4年3月末までの間に、この情報提供により3,504人（仮釈放者2,123人、保護観察付全部執行猶予者1,349人、保護観察付一部執行猶予者32人）、当該情報提供によらない保護観察所の調査により1,918人（同786人、1,116人、16人）の所在が、それぞれ判明した（法務省保護局の資料による。）。

4 保護観察の終了

2-5-3-8図は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、令和3年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者のうち、一部執行猶予者1,062人については、1,033人が仮釈放の期間を満了（うち1,032人が引き続き保護観察付一部執行猶予者として保護観察を開始）し、28人が仮釈放の取消しで終了した。一方、保護観察付一部執行猶予者で執行猶予の期間を満了して保護観察を終了した者は987人で、刑の執行猶予の言渡しの取消しで終了した者は390人であった（CD-ROM参照）。

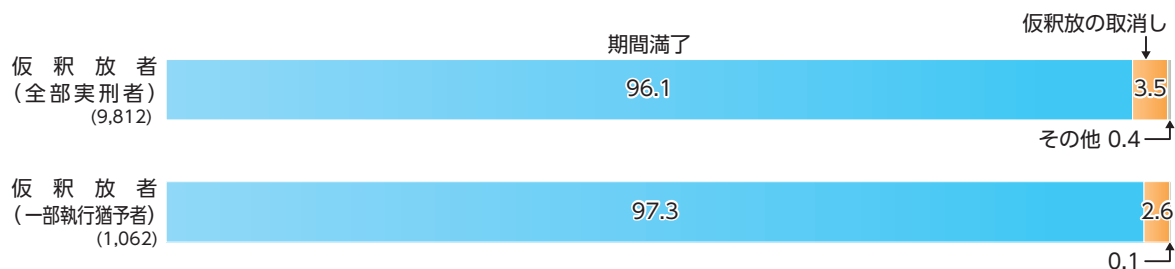
取消しで保護観察が終了した者の割合について見ると、仮釈放者（仮釈放の取消し）よりも保護観

察付全部執行猶予者（刑の執行猶予の言渡しの取消し）の方が著しく高い。しかしながら、仮釈放者は、保護観察期間が6月以内である者が4分の3以上を占めている一方、保護観察付全部執行猶予者は、2年を超えて長期間にわたる者がほとんどである（2-5-3-4図 CD-ROM参照）という保護観察期間の違いに留意する必要がある。

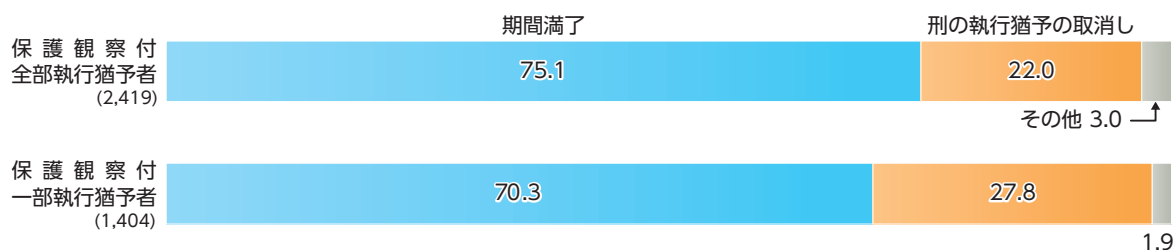
2-5-3-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比

(令和3年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



- 注 1 保護統計年報による。
 2 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。
 3 () 内は、実人員である。

第4節 応急の救護・更生緊急保護の措置等

保護観察所では、保護観察対象者が、適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合は、医療機関、福祉機関等から必要な援助を得るように助言・調整を行っているが、その援助が直ちに得られないなどの場合、保護観察対象者に対して、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置（**応急の救護**）を講じている。

また、満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は料金の言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対しても、その者の申出に基づいて、応急の救護と同様の措置である**更生緊急保護**の措置を講じている。更生緊急保護は、刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

2-5-4-1表は、令和3年における応急の救護等（補導援護としての措置を含む。以下この章において同じ。）及び更生緊急保護の措置の実施状況を見たものである。

(令和3年)

| 対象者の種類 | 保護観察所において直接行う保護 | | | | | | | 更生緊急保護への委託 |
|-----------------|-----------------|---------|------|------|------|------|------------------|---------------|
| | 総数 | 主な措置別人員 | | | | | | |
| | | 宿泊 | 食事給与 | 衣料給与 | 医療援助 | 旅費給与 | 一時保護事業を営む者へのあつせん | |
| 応急の救護等 | 4,839 | 18 | 172 | 590 | 5 | 74 | 626 | 6,009 (639) |
| 仮釈放者 | 4,191 | 17 | 92 | 521 | 3 | 27 | 289 | 4,958 (274) |
| 全部実刑 | 3,931 | 17 | 83 | 496 | 3 | 25 | 268 | 4,609 (237) |
| 一部執行猶予 | 260 | — | 9 | 25 | — | 2 | 21 | 349 (37) |
| 保護観察付全部・一部執行猶予者 | 432 | — | 57 | 37 | 2 | 34 | 241 | 726 (241) |
| 一部執行猶予 | 174 | — | 17 | 19 | 2 | 14 | 64 | 427 (112) |
| 全部執行猶予 | 258 | — | 40 | 18 | — | 20 | 177 | 299 (129) |
| 保護観察処分少年 | 103 | — | 13 | 4 | — | 8 | 57 | 92 (48) |
| 少年院仮退院者 | 113 | 1 | 10 | 28 | — | 5 | 39 | 233 (76) |
| 更生緊急保護 | 5,062 | 16 | 205 | 574 | 9 | 263 | 1,646 | 4,388 (1,294) |
| 全部実刑の刑の執行終了 | 3,278 | 16 | 92 | 191 | 3 | 122 | 567 | 2,741 (635) |
| 刑の執行免除 | 1 | — | — | — | — | — | — | — |
| 全部執行猶予 | 675 | — | 50 | 144 | 1 | 53 | 402 | 651 (258) |
| 一部執行猶予 | 6 | — | — | — | — | — | — | — |
| 起訴猶予 | 676 | — | 40 | 162 | 4 | 57 | 443 | 629 (230) |
| 罰金・科料 | 301 | — | 16 | 63 | 1 | 23 | 196 | 263 (119) |
| 労役場出場・仮出場 | 109 | — | 7 | 14 | — | 8 | 35 | 76 (43) |
| 少年院退院・仮退院期間満了 | 16 | — | — | — | — | — | 3 | 28 (9) |

注 1 保護統計年報による。

2 「主な措置別人員」は、1人について2以上の保護の措置を実施した場合は、実施した保護の措置別にそれぞれ計上している。

3 「更生保護施設等へ宿泊を伴う保護の委託」は、前年から委託中の人員を含む。

4 ()内は、自立準備ホーム等の更生保護施設以外への委託であり、内数である。

5 「応急の救護等」は、補導援護としての措置を含む。

6 婦人補導院仮退院、刑の執行停止及び補導処分終了による対象者は、令和3年はいなかった。

起訴猶予者、保護観察に付されない全部執行猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者については、検察庁等と保護観察所が連携し、必要性や相当性が認められる者を対象として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービス等に係る調整や就労支援等の社会復帰支援を内容とする「起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等」を行っている。令和3年度において、保護観察所が検察庁から事前協議を受け、更生緊急保護の重点実施等を行った対象者は、340人であった（法務省保護局の資料による。）。

地域生活定着支援センター（本章第2節2項参照）により、高齢又は障害のある被疑者・被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う「被疑者等支援業務」が実施されていることを踏まえ、保護観察所は、更生緊急保護の重点実施等の対象者のうち、高齢又は障害により福祉サービス等を必要とする者については、本人が支援を希望する場合に、地域生活定着支援センターと連携した支援を行っている。

また、満期釈放者については、再犯防止対策の充実強化に向けて、更生保護施設等の一時的な居場所の確保、更生保護施設を退所した者に対する相談支援の充実（本章第6節2項参照）等の取組を進めている。さらに、保護観察所に社会復帰対策官を配置するなどして、帰住先の確保や地域への定住等に困難が見込まれる矯正施設被收容者に対して、生活環境の調整、出所後の保護観察及び満期釈放となった場合の更生緊急保護における継続的支援を行うこととしている。

第5節 恩赦

恩赦は、憲法及び恩赦法（昭和22年法律第20号）の定めに基づき、内閣の決定によって、刑罰権を消滅させ、又は裁判の内容・効力を変更若しくは消滅させる制度であり、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の5種類がある。恩赦を行う方法については、恩赦法において、政令で一定の要件を定めて一律に行われる政令恩赦と、特定の者について個別に恩赦を相当とするか否かを審査する個別恩赦の2種類が定められている。また、個別恩赦には、常時行われる常時恩赦と、内閣の定める基準により一定の期間を限って行われる特別基準恩赦とがある。個別恩赦の審査は、中央更生保護審査会が行っている。

令和3年中に行われた恩赦は、常時恩赦だけであり、同年に恩赦となった者は、刑の執行の免除が1人、復権が9人であった（保護統計年報による。）。

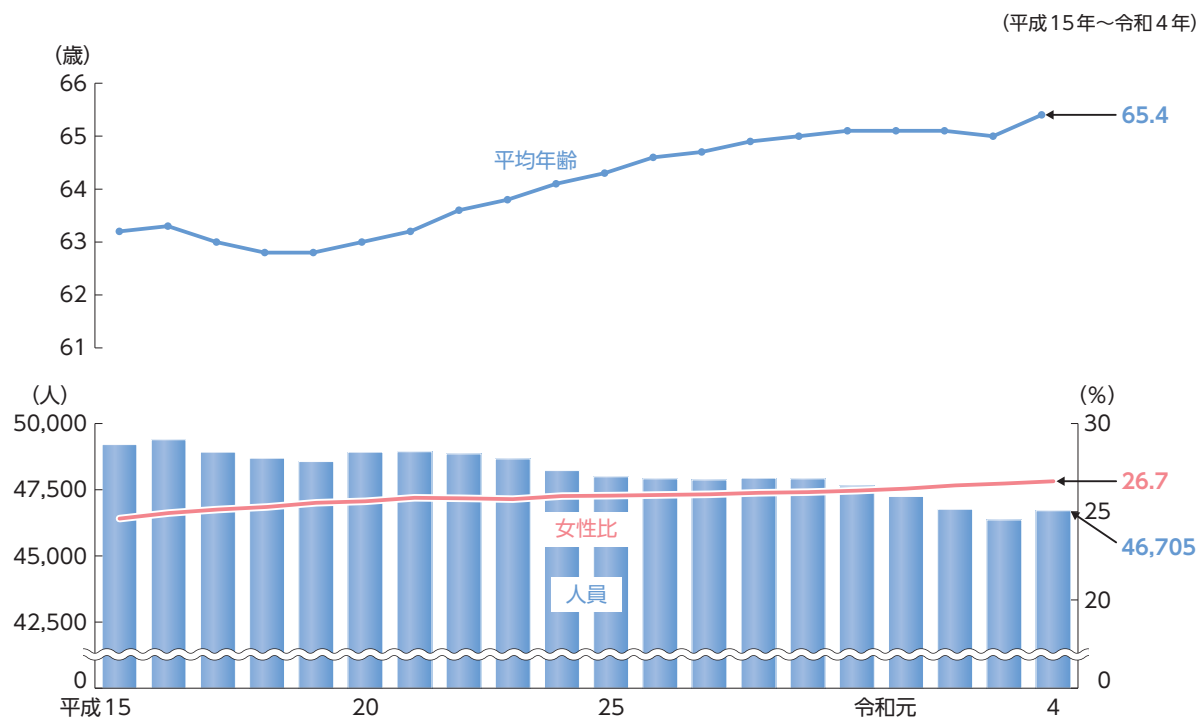
第6節 保護司、更生保護施設、民間協力者等と犯罪予防活動

1 保護司

保護司は、犯罪をした者や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、保護司法（昭和25年法律第204号）に基づき、法務大臣の委嘱を受け、民間人としての柔軟性と地域性を生かし、保護観察官と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、地方公共団体と連携して犯罪予防活動等を行っている。その身分は、非常勤の国家公務員である。

令和4年4月1日現在、保護司は、全国を886の区域に分けて定められた保護区に配属されている。保護司の人員、女性の比率及び平均年齢の推移（最近20年間）を見ると、**2-5-6-1図**のとおりである。保護司の定数は、保護司法により5万2,500人を超えないものと定められているところ、保護司の人員は減少傾向にある（CD-ROM参照）。

2-5-6-1図 保護司の人員・女性比・平均年齢の推移



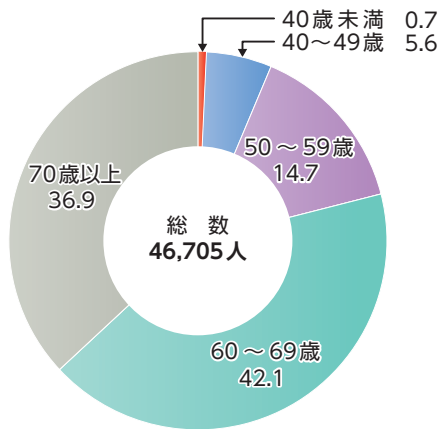
注 1 法務省保護局の資料による。
2 各年1月1日現在の数値である。

2-5-6-2図は、令和4年1月1日現在における保護司の年齢層別・職業別構成比を見たものである。

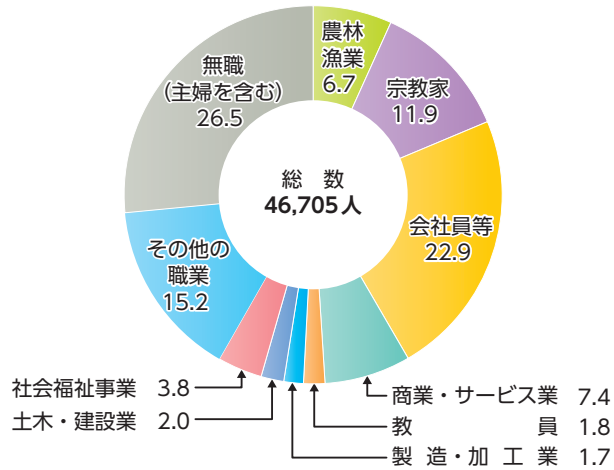
2-5-6-2図 保護司の年齢層別・職業別構成比

(令和4年1月1日現在)

① 年齢層別



② 職業別



注 1 法務省保護局の資料による。
2 「その他の職業」は、貸家・アパート経営、医師等である。

保護司会（保護司が職務を行う区域ごとに構成する組織であり、保護司の研修や犯罪予防活動等を行う。）がより組織的に個々の保護司の処遇活動に対する支援や地域の関係機関・団体と連携した更生保護活動を行う拠点として、全国全ての保護司会に**更生保護サポートセンター**が設置されており、令和3年度の利用回数は8万3,808回であった（法務省保護局の資料による。）。

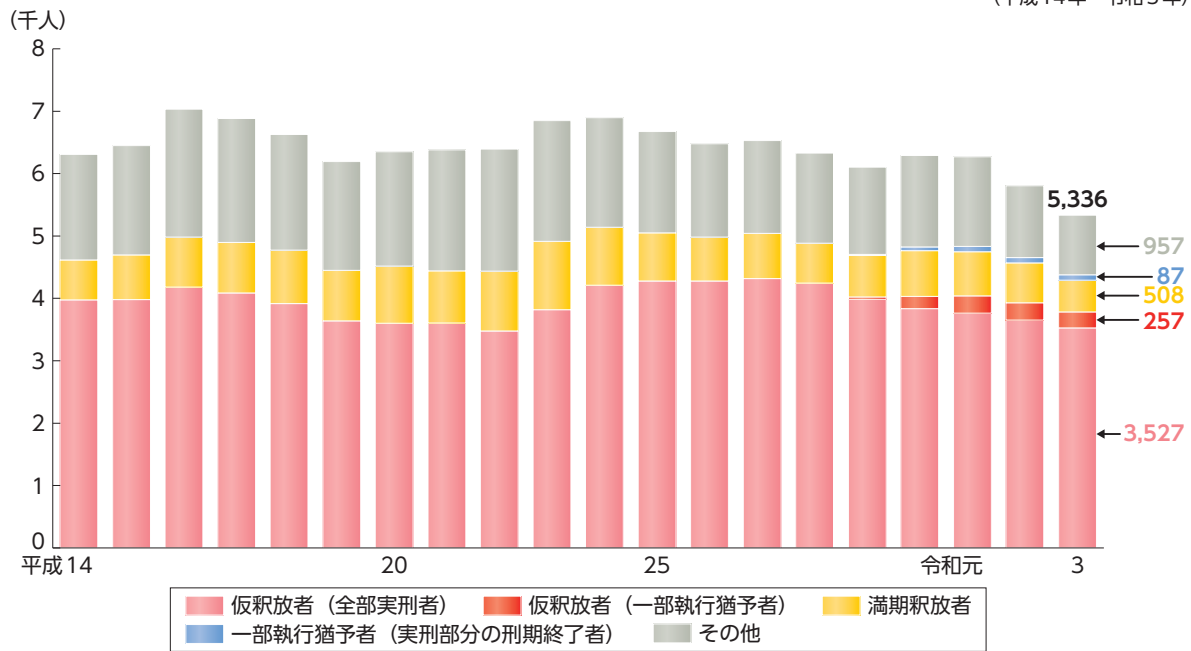
2 更生保護施設

更生保護施設は、主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援している施設である。

令和4年4月1日現在、全国に103施設があり、更生保護法人により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性の施設88、女性の施設7及び男女施設8である。収容定員の総計は、2,405人であり、男性が2,214人（うち少年314人）、女性が191人（うち少年51人）である（法務省保護局の資料による。）。

令和3年における更生保護施設への委託実人員は、6,888人（うち新たに委託を開始した人員5,336人）であった（保護統計年報による。）。更生保護施設へ新たに委託を開始した人員の推移（最近20年間）は、2-5-6-3図のとおりである。

(平成14年～令和3年)



注 1 保護統計年報による。

2 種別異動の場合（仮釈放者（全部実刑者）において、仮釈放期間の満了後も引き続き刑の執行終了者として収容の委託を継続する場合等）を除く。

3 「その他」は、保護観察処分少年、少年院仮退院者、保護観察付全部執行猶予者、婦人補導院仮退院者、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者、保護観察の付かない全部執行猶予者、起訴猶予者等である。

4 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和2年度における更生保護施設退所者（応急の救護等及び更生緊急保護並びに家庭裁判所からの補導委託のほか、任意保護（更生緊急保護の期間を過ぎた者に対する保護等、国からの委託によらず、被保護者の申出に基づき、更生保護事業を営む者が任意で保護すること）による者を含む。）の更生保護施設における在所期間は、3月未満の者が50.3%、3月以上6月未満の者が37.3%、6月以上1年未満の者が11.6%、1年以上の者が0.8%であり、平均在所日数は79.9日であった。退所先については、借家（33.3%）、就業先（16.3%）の順であった。退所時の職業については、労務作業（42.0%）、サービス業（7.2%）の順であり、無職は39.8%であった（法務省保護局の資料による。）。

更生保護施設では、生活技能訓練（SST）、酒害・薬害教育等を取り入れるなど、処遇の強化に努めており、令和3年度においては、SSTが26施設、酒害・薬害教育が35施設で実施されている（法務省保護局の資料による。）。

また、更生保護施設では、適当な帰住先がなく、かつ、高齢又は障害を有する者を一時的に受け入れ、その特性に配慮しつつ、社会生活に適應するための指導や退所後円滑に福祉サービスを受けるための調整等を行うことを内容とする**特別処遇**を実施している。特別処遇を行う施設（**指定更生保護施設**）として、全国で77施設が指定されており（令和4年4月1日現在）、3年度に特別処遇の対象となったのは、1,803人（前年比9人（0.5%）減）であった（法務省保護局の資料による。）。

さらに、依存性薬物に対する依存からの回復に重点を置いた処遇を実施する更生保護施設（**薬物処遇重点実施更生保護施設**）として、全国で25施設が指定されており（令和4年4月1日現在。法務省保護局の資料による。）、薬物処遇に関する専門職員が配置されている。

平成29年度からは、更生保護施設を退所するなどして地域に生活基盤を移した者に対し、更生保護施設に通所させて、生活相談に乗り、必要な指導や助言を行ったり、継続的に薬物処遇を受けさせたりする**フォローアップ事業**が行われている。令和3年度からは、施設退所者等の自宅を訪問するな

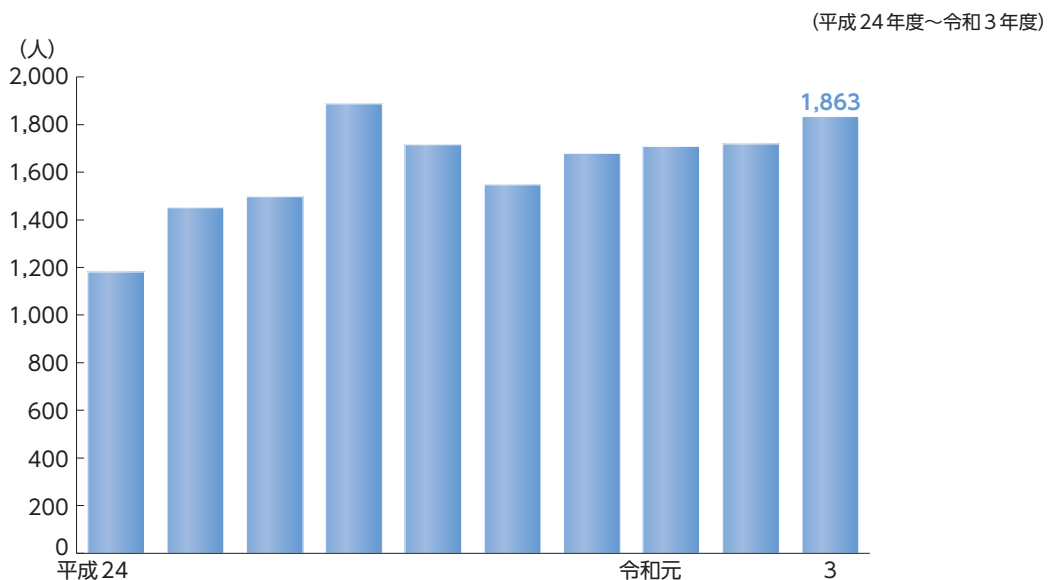
どして継続的な支援を行う**訪問支援事業**が全国8施設で行われている。3年度にフォローアップ事業による支援を実施した人員は400人、訪問支援事業による支援を実施した人員は104人であった（法務省保護局の資料による。）。

このほか、従前の運用では仮釈放期間が比較的短期間である薬物依存のある受刑者について、早期に仮釈放し、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう、地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施する**薬物中間処遇**が試行されており、9施設で実施されている（令和4年4月1日現在。法務省保護局の資料による。）。

3 自立準備ホーム

適当な住居の確保が困難な者について、更生保護施設だけでは定員に限界があることなどから、社会の中に更に多様な受皿を確保する方策として、「緊急的住居確保・自立支援対策」が実施されている。これは、あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者にも、保護観察所が、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託するものである。この宿泊場所を**自立準備ホーム**と呼ぶ。令和4年4月1日現在の登録事業者数は、473（前年同日比26（5.8%）増）となっている。自立準備ホームへの委託実人員の推移（最近10年間）は、**2-5-6-4図**のとおりである。3年度の委託実人員は1,863人、委託延べ人員は12万9,198人であった。自立準備ホームには、薬物依存症リハビリテーション施設も登録されており、薬物依存のある保護観察対象者を委託するなどしているところ、同年度の同施設への委託実人員は318人、委託延べ人員は2万3,321人であった（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-4図 自立準備ホームへの委託実人員の推移



- 注 1 法務省保護局の資料による。
2 前年度からの繰越しを含む。

4 民間協力者及び団体

(1) 更生保護女性会

更生保護女性会は、地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である。犯罪・非行予防活動として、地域住民を対象に、子ども食堂の実施や子育て支援地域活動、近隣の更生保護施設に対する食事作り等の援助、社会貢献活動（本章第3節2項（10）参照）等の保護観察処遇への協力等を行っている。令和4年4月1日現在における更生保護女性会の地区会数は1,275団体、会員数は13万3,395人であった（法務省保護局の資料による。）。

(2) BBS会

BBS会は、非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体であり、近年は学習支援等も行っている。令和4年1月1日現在におけるBBS会の地区会数は451団体、会員数は4,400人であった（法務省保護局の資料による。）。

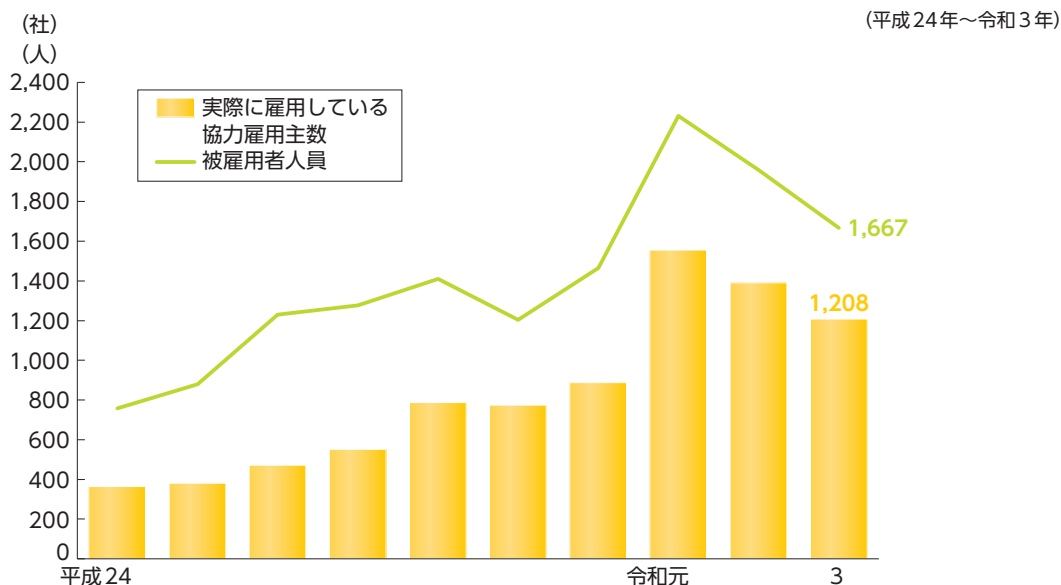
(3) 協力雇用主

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主である。

令和3年10月1日現在における協力雇用主は、2万4,665社（前年同日比452社（1.9%）増）であり、その業種は、建設業が過半数（55.5%）を占め、次いで、サービス業（15.9%）、製造業（9.4%）の順である（法務省保護局の資料による。）。

2-5-6-5図は、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の人員の推移（最近10年間）を見たものである。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は、令和3年10月1日現在、1,208社であり、平成24年4月（364社）と比べて約3.3倍であった。

2-5-6-5図 実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数・被雇用者人員の推移



注 1 法務省保護局の資料による。

注 2 平成30年までは各年4月1日現在の数値であり、令和元年以降は10月1日現在の数値である。

保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用し、就労継続に必要な技能及び生活習慣等を習得させるための指導及び助言を行う協力雇用主に対して、平成27年4月から、年間最大72万円（最長1年間）の**刑務所出所者等就労奨励金**を支給する制度が実施されている。令和3年度に刑務所出所者等就労奨励金を新たに適用した件数は3,213件であった（法務省保護局の資料による。）。なお、4年4月から、18、19歳の保護観察対象者等の就労・職場定着を促進するため、協力雇用主が勤務時間外に職場定着に必要なフォローアップを実施した場合等の要件を満たす場合に、就労・職場定着強化加算金を支給する制度を開始した。

5 更生保護協会等

各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（令和4年4月1日現在、全国で67事業者（法務省保護局の資料による。））は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設等の円滑な活動を支えるための助成、研修のほか、更生保護に関する広報活動等も推進している。

6 犯罪予防活動

更生保護における**犯罪予防活動**は、世論の啓発、社会環境の改善等多岐にわたる。具体的な活動として、地域社会での講演会、非行相談、非行問題を地域住民と考えるミニ集会等、住民が参加する様々な行事や、学校との連携強化のための取組等が行われている。これらの活動は、保護観察所、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護協会等が年間を通じて地域の様々な関連機関・団体と連携しながら実施している。

また、犯罪予防等を目的として、法務省の主唱により、毎年7月を強調月間として、「**社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～**」が展開されており、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントが実施されている。令和3年の「社会を明るくする運動」の行事参加人数は、約87万人であった。同年は、2年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、例年同様の取組を行うことが困難なところもあったが、対面に限らない多様な発信方法による広報啓発活動が展開された。

なお、再犯防止推進法においては、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を**再犯防止啓発月間**に定めるとともに、国及び地方公共団体は再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならないとされており、「社会を明るくする運動」においても、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進することとしている。

保護司等民間ボランティアの活動に対する新型コロナウイルス感染症の影響については、第7編第4章第4節及びコラム8参照。



第72回社会を明るくする運動ポスター
【写真提供：法務省保護局】

第1節

刑事司法における国際的な取組の動向

国際連合（以下この章において「国連」という。）においては、平成4年（1992年）に経済社会理事会の下に機能委員会として設置された**犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）**が、毎年会合を開いて犯罪防止及び刑事司法分野の政策決定を行っているところ、我が国は設立当初から同委員会のメンバー国に選出されており、毎年の会合において積極的に関与している。

また、犯罪防止及び刑事司法分野における国連最大規模の国際会議である**国連犯罪防止刑事司法会議（ कांग्रेस ）**が、この分野に関する政策の大綱の決定、意見交換等を目的として、国連の主催により、昭和30年（1955年）から5年ごとに開催されている。

令和3年（2021年）3月、京都市の国立京都国際会館において、第14回 कांग्रेस（**京都 कांग्रेस**）が開催された。昭和45年（1970年）には、京都市がヨーロッパの都市以外では初めて開催都市となって第4回 कांग्रेसが開催されており、京都 कांग्रेसは、第4回 कांग्रेसからおよそ50年ぶりの我が国での開催であった。

さらに、令和5年（2023年）は日ASEAN（東南アジア諸国連合）友好協力50周年の節目に当たり、我が国は、日ASEAN特別首脳会議を日本で開催し、日ASEAN関係を新たな段階に引き上げる考えであるところ、法務省としても、これを機に、これまでの取組を総括し、更に深化させるべく、ASEAN各国から法務・司法大臣を日本に招き、日ASEAN特別法務大臣会合を実施することとしている。

1 京都 कांग्रेसの成果の具体化

京都 कांग्रेसでは、成果文書として「持続可能な開発のための2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進に関する京都宣言」（**京都宣言**）という政治宣言が全会一致で採択された。今後、国際社会が京都宣言の内容を実施していくことが重要であり、我が国は、同宣言の着実な実施に向け、以下の三つを柱とした取組を積極的に進め、法の支配に裏打ちされた新たな国際秩序形成を主導することとしている。

(1) アジア太平洋刑事司法フォーラム

ア 意義

「京都宣言」では、国際協力及び法執行機関等を対象とした地域ネットワーク構築等の重要性が確認された。もっとも、我が国が属するアジア太平洋地域においては、捜査共助の制度・運用に対する各国相互の理解不足等により、同分野における国際協力にはなお改善の余地があるほか、我が国が積極的に進めている東南アジア諸国における刑事司法分野の技術支援についても、効率的な国際協力を推進するため、他の支援国との情報共有や意見交換をすることが有効である。

そこで、法務省は、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との共催でアジア太平洋地域における刑事実務家による情報共有課題解決型プラットフォームとして「**アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP：Criminal Justice Forum for Asia and the Pacific）**」を定期開催することとし、各国の刑事実務家による相互理解・信頼を促進し、知見を共有することなどにより、アジア太平洋地域における一層の国際協力を進めている。

イ これまでの実績

令和4年(2022年)2月、東京において、「第1回アジア太平洋刑事司法フォーラム」が開催され、20の国・機関から閣僚・次官級の参加があった(海外参加者はオンライン方式)。

開会式では、我が国の法務大臣による開会挨拶の後、UNODCの事務局長からメッセージがあった。

全体会合では、「京都宣言の実施に向けて：犯罪と戦うためのアジア太平洋における国際協力の強化」という全体テーマに関し、各国・機関の代表団長がステートメントを行い、我が国からは法務事務次官がステートメントを行った。

その後、捜査共助と矯正保護分野の国際協力に関する二つの分科会に分かれ、「各国中央当局に関する理解を深める：効果的な捜査共助実施のための基本原則とグッドプラクティスの共有」、「コロナ禍における刑務所運営及び犯罪者処遇の課題と展望」のテーマの下、各国・機関の実務家が情報共有や意見交換を行った。

(2) 法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム

ア 意義

令和3年(2021年)2月に実施された**京都コンgress・ユースフォーラム**では、安全・安心な社会の実現に向けた40項目の勧告が採択され、京都コンgressに提出された。同勧告は、京都コンgressの議論に若者ならではの新鮮な視点を提供するものであり、各国から高い評価の声が寄せられた。「京都宣言」においても、ユースフォーラムの開催などを通じた若者のエンパワーメントの重要性が指摘された。

そこで、法務省では、UNODCの協力の下、「**法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム(Col-YF: Global Youth Forum for a Culture of Lawfulness)**」を定期的に開催することとした。「法遵守の文化」とは、国民が、法及びその執行が公正・公平であると信頼し、これらを尊重する文化をいい、「法の支配」を支えるものである。同ユースフォーラムが、法の支配や司法をめぐる現代の課題に関する若者の理解を深め、互いのバックグラウンドや価値観を理解・共有し、多様性を許容してネットワークや友情を育む場となるよう、また、若者の声を国連に届けることができる場となるよう努めている。

イ これまでの実績

令和3年(2021年)10月、東京において、「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」が開催され、来場参加とオンライン参加を合わせて41か国から約120名の若者が参加した。

開会式では、我が国の法務大臣による開会挨拶の後、承子女王殿下から若者の未来を創造する力に対する期待のお言葉があり、オープニングアクト兼基調講演では、ピアニストの西川悟平氏が「七本指のピアニストー夢を言葉にし続けることで奇跡は起こる」のテーマで講演を行った。その後、「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」という全体テーマの下、「成年年齢に達することと社会への参画」及び「コロナ後の犯罪防止・刑事司法(包摂的社会の実現に向けた若者の役割)」を議題とする分科会に分かれ、熱心に議論が行われた。

この議論の結果は「勧告」として採択され、令和3年(2021年)11月に行われたコミッションにおいて、同勧告が提出されるとともに、ユースフォーラムの議長が若者代表としてスピーチを行った。

(3) 再犯防止国連準則策定の主導

「京都宣言」では、マルチステークホルダー・パートナーシップを始めとする再犯防止施策の充実について詳細な記載が設けられるなど、同分野に対する高い関心が示されたことから、法務省は、外務省と連携し、京都コンgressの成果の一つとして、再犯防止に関する国連準則の策定を主導してい

くこととした。

国連準則は、各国における立法や施策立案の際に参照されることを通じ、各国の施策の充実に重要な役割を果たすものである。我が国は、再犯防止推進計画を策定し、国、地方公共団体、民間の団体等が相互に連携協力して取組を進め、着実にその効果を上げてきているところ（第5編第1章参照）、このような官民連携による社会復帰支援などの日本の強みを最大限反映させるべく、再犯防止に関する準則策定に向けてリーダーシップを発揮することとしている。

2 国際組織犯罪対策及びテロ対策

(1) 国連における取組

国際組織犯罪対策について、国連は、平成12年（2000年）、**国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）**を採択した。この条約は、組織的な犯罪集団への参加、マネー・ロンダリング及び腐敗行為の犯罪化、犯罪収益の没収、犯罪人の引渡し、捜査共助等について定めたものである。また、平成13年（2001年）までに、この条約を補足する「人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」（人身取引議定書）、「陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書」（密入国議定書）及び「銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書」（銃器議定書）も採択された。我が国は、平成15年（2003年）に国際組織犯罪防止条約、平成17年（2005年）に人身取引議定書及び密入国議定書の締結について、それぞれ国会の承認を受け、同年6月に刑法等を、平成29年（2017年）6月に組織的犯罪処罰法等を改正して、国内担保法を整備し、同年7月、同条約及び両議定書を締結した。

テロ対策については、従来から、国連等様々な国際機関において、テロリストをいずれかの国で処罰できるようにすることなどを目的とした国際条約等が作成され、我が国は、テロ防止対策に関する13の国際条約について締結済みである。

(2) G7/G8における取組

G7（フランス、米国、英国、ドイツ、日本、イタリア及びカナダ（議長国順）の総称。なお、平成10年（1998年）から平成26年（2014年）までは、前記7か国にロシアを加えた8か国について、「G8」と総称された。）において、昭和53年（1978年）、テロ対策専門家会合（通称ローマ・グループ）が発足し、国際テロの動向等について意見交換が行われてきた。また、平成7年（1995年）のG7サミットにおいて、国際組織犯罪に取り組む上級専門家会合（通称リヨン・グループ）の設立が決定され、リヨン・グループでは、国際組織犯罪に対処するための捜査手法や法制等について議論等が行われている。平成13年（2001年）の米国における同時多発テロ事件以降は、これらは統合され、ローマ/リヨン・グループとなり、年数回程度継続的に会合が開催されている。

3 薬物犯罪対策

国連は、昭和36年（1961年）の「1961年の麻薬に関する単一条約」、昭和46年（1971年）の「向精神薬に関する条約」に引き続き、昭和63年（1988年）、**麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約**を作成した。我が国は、これらの条約を締結し、国内法を整備している。

さらに、平成2年（1990年）、平成10年（1998年）及び平成28年（2016年）には、国連麻薬特別総会が開催されたほか、国連経済社会理事会の下部機関として設立された麻薬委員会（CND：Commission on Narcotic Drugs）が毎年開催され、我が国は、昭和36年（1961年）以降、平成22年（2010年）から平成23年（2011年）までを除き、継続して委員国を務めている。

平成3年（1991年）には、国連の麻薬関連部局等の機能を統合した国連薬物統制計画が設置された。国連薬物統制計画は、平成9年（1997年）、犯罪防止刑事司法計画と統合され、国連薬物統制犯罪防止事務所が設立された後、平成14年（2002年）に改称して現在のUNODCとなった。我が国は、UNODCが中心となって取り組んでいる国際的な薬物犯罪対策への協力にも力を入れている。

4 マネー・ローンダリング対策

平成元年（1989年）にG7サミットの宣言を受けて設立された**金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）**は、平成2年（1990年）にマネー・ローンダリング対策に関する40の勧告（平成8年（1996年）及び平成15年（2003年）に改訂）を、平成13年（2001年）にテロ資金供与に関する8の特別勧告（平成16年（2004年）に改訂され、9の特別勧告となった。）をそれぞれ採択し、平成24年（2012年）には、従来の40の勧告及び9の特別勧告を統合・合理化する一方で、大量破壊兵器の拡散に関与する者の資産凍結の実施、法人・信託等に関する透明性の向上、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の温床となるリスクが高い分野における対策の重点化等を求める勧告を採択した。

我が国も、FATF参加国の一員として、**犯罪収益移転防止法**に基づき、金融機関等の特定事業者による顧客の身元等の確認や疑わしい取引の届出制度等の対策を実施し、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を外国関係機関に提供するなどしているほか、金融庁が共同議長を務めるFATFの政策企画部会やその他の作業部会において、暗号資産を始めとする新たな規範の策定及びその実施に向けた議論・検討において主導的な役割を果たすなどしており、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策における国際的な連携に積極的に参加している。

国内においては、平成26年（2014年）、いわゆるマネロン・テロ資金対策関連三法が成立し、①公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第113号）により、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定等が整備され、②犯罪収益移転防止法の改正（平成26年法律第117号）により、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等が定められたほか、③国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。いわゆる国際テロリスト財産凍結法）が制定され、国際テロリストとして公告又は指定された者に係る国内取引が規制されることとなった。

FATFは、各国における勧告の遵守状況の相互審査を行っている。令和3年（2021年）6月には、FATFの全体会合において、第4次対日相互審査報告書が採択され、同年8月30日に公表された。国内では、同報告書で指摘された事項に対応するべく、同月にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が設置され、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する行動計画」が策定され、同行動計画に基づき、令和4年（2022年）5月に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」が決定された。同基本方針では、我が国を取り巻きリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、対策の効果を高めていくこととしている。

5 汚職・腐敗対策

平成9年（1997年）、経済協力開発機構（OECD：Organisation for Economic Co-operation and Development）において、**国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約**が採択された。我が国は、この条約を締結済みであり、その国内担保法として、平成10年（1998年）、

不正競争防止法（平成5年法律第47号）の改正により外国公務員等に対する不正の利益の供与等の罪が新設され（平成11年2月施行）、同罪については、その後、国民の国外犯処罰規定の追加、自然人に対する罰則強化、法人に対する公訴時効期間の延長等の改正がなされている。

国連は、平成15年（2003年）、自国及び外国の公務員等に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗行為の犯罪化のほか、腐敗行為により得られた犯罪収益の他の締約国への返還の枠組み等について定めた**腐敗の防止に関する国際連合条約**を採択した。我が国は、平成18年（2006年）に同条約の締結について国会の承認を受け、平成29年（2017年）に同条約を締結した。

令和3年（2021年）には、国連腐敗特別総会が開催され、腐敗対策に関する政治宣言が採択された。

6 サイバー犯罪対策

平成13年（2001年）に欧州評議会において採択された**サイバー犯罪に関する条約**は、①コンピュータ・システムに対する違法なアクセス、コンピュータ・ウイルスの製造等の行為の犯罪化、②コンピュータ・データの捜索・押収手続の整備等、③捜査共助・犯罪人引渡し等について定めたものである。我が国は、平成24年（2012年）、同条約を締結した。この条約の国内担保法として、平成23年（2011年）、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）が成立し、不正指令電磁的記録作成等の罪が新設されるなどした。

7 国際刑事裁判所

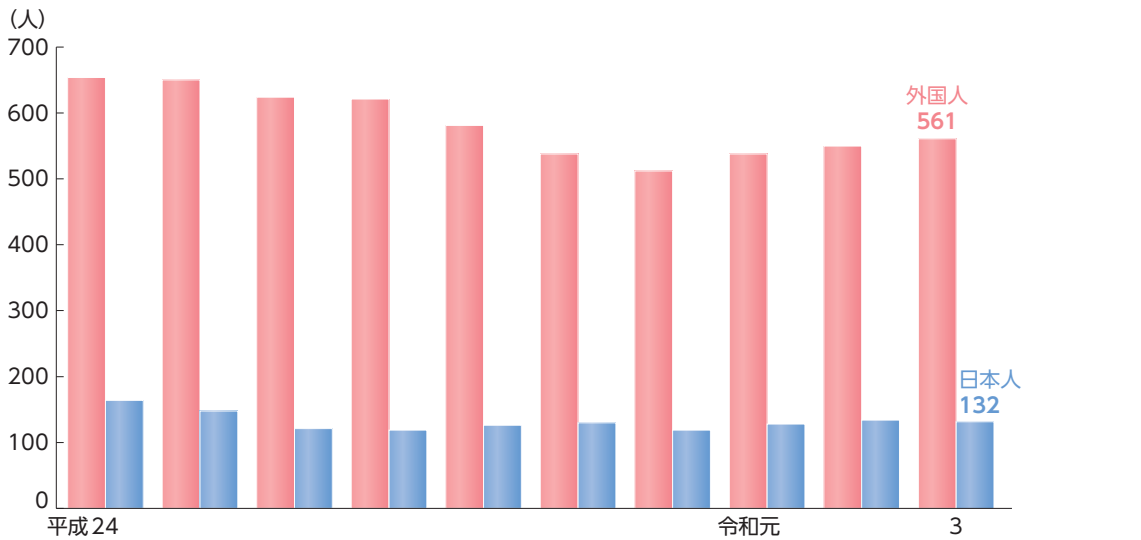
平成10年（1998年）、国連主催の外交会議において、**国際刑事裁判所に関するローマ規程**が作成され、平成14年（2002年）の発効を経て、オランダのハーグに国際刑事裁判所（ICC：International Criminal Court）が設置された。我が国は、平成19年（2007年）に国際刑事裁判所の加盟国となり、これまで通算3人の日本人が裁判官に就任している。

第2節 犯罪者の国外逃亡・逃亡犯罪人の引渡し

1 犯罪者の国外逃亡

日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者であって、主として警察が捜査対象としているものの人員の推移（最近10年間）を日本人と外国人の別に見ると、2-6-2-1図のとおりである。

2-6-2-1図 国外逃亡被疑者等の人員の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。人員は、各年末現在のものである。
2 「外国人」は、無国籍・国籍不明の者を含む。

2 逃亡犯罪人の引渡し

我が国は、逃亡犯罪人引渡条約を締結していない外国との間で、**逃亡犯罪人引渡法**（昭和28年法律第68号）に基づき、相互主義の保証の下で、逃亡犯罪人の引渡しの請求に応ずることができるとともに、その国の法令が許す限り、逃亡犯罪人の引渡しを受けることもできる。これに加えて、**逃亡犯罪人引渡条約**を締結することで、締約国間では、一定の要件の下に逃亡犯罪人の引渡しを相互に義務付けることになるほか、我が国の逃亡犯罪人引渡法で原則として禁止されている自国民の引渡しを被要請国の裁量により行うことを認めることにより、締約国との間の国際協力の強化を図ることができる。我が国は、アメリカ合衆国（昭和55年（1980年）発効）及び大韓民国（平成14年（2002年）発効）との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結している。

外国との間で逃亡犯罪人の引渡しを受け、又は引き渡した人員の推移（最近10年間）は、2-6-2-2表のとおりである。なお、我が国から外国に逃亡犯罪人の引渡しを要請する際には、検察庁が依頼する場合と警察等が依頼する場合とがある。

2-6-2-2表 逃亡犯罪人引渡人員の推移

(平成24年～令和3年)

| 区分 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 外国から引渡しを受けた逃亡犯罪人 | - | 3 | 2 | - | - | 2 | - | - | - | 2 |
| 外国に引き渡した逃亡犯罪人 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | 1 | 2 | 5 | - | - |

注 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。

第3節 捜査・司法に関する国際協力

1 捜査共助

我が国は、**国際捜査共助等に関する法律**（昭和55年法律第69号）に基づき、相互主義の保証の下で、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等の共助を行い、逆に、相手国・地域の法令が許す範囲で、我が国の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、アメリカ合衆国（平成18年（2006年）発効）、大韓民国（平成19年（2007年）発効）、中華人民共和国（平成20年（2008年）発効）、中華人民共和国香港特別行政区（平成21年（2009年）発効）、欧州連合（平成23年（2011年）発効）、ロシア連邦（平成23年（2011年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和4年（2022年）発効）との間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結し、現在30以上の国・地域との間で円滑な捜査共助体制を構築している。

外国・地域との間で、我が国が捜査共助等を要請し、又は要請を受託した件数の推移（最近10年間）は、**2-6-3-1表**のとおりである。なお、捜査共助等について、我が国から要請する際には、検察庁からの依頼に基づく場合と警察等からの依頼に基づく場合とがある。

2-6-3-1表 捜査共助等件数の推移

（平成24年～令和3年）

| 区 分 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
|-----------------|------------|--------------|------------|------------|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 捜査共助等を要請した件数 | 17 (12) | 17 (6) | 17 (10) | 12 (6) | 12 (8) | 8 (4) | 24 (9) | 12 (7) | 13 (6) | 7 (4) |
| 捜査共助等の要請を受託した件数 | 62 (37) | 138 (101) | 78 (60) | 54 (44) | 85 (67) | 110 (95) | 156 (125) | 186 (160) | 169 (137) | 199 (187) |
| 捜査共助等の要請を受託した件数 | 98 (78) | 76 (61) | 62 (49) | 70 (46) | 79 (67) | 54 (45) | 94 (83) | 64 (61) | 81 (74) | 113 (93) |

- 注 1 法務省刑事局及び警察庁刑事局の資料による。
 2 「捜査共助等を要請した件数」欄の上段は検察庁の依頼によるもの、下段は警察等の依頼によるもの（警察が依頼した捜査共助の要請件数並びに特別司法警察職員が所属する行政庁及び裁判所が法務省刑事局を經由して依頼した捜査共助等の要請件数）である。
 3 ()内は、当該年に発効し、又は既に発効している刑事共助条約又は協定の締約国・地域との間における共助の要請・受託の件数で、内数である。

2 司法共助

司法共助とは、我が国と外国との間で、裁判所の囑託に基づいて、裁判関係書類の送達や証拠調べに関して協力することをいい、我が国の裁判所が外国の裁判所に対して協力する場合は、外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法（明治38年法律第63号）に基づいてなされる。令和3年（2021年）において、我が国の裁判所から外国の裁判所又は在外領事等に対する刑事司法共助の囑託はなく、外国の裁判所から我が国の裁判所に対する刑事司法共助の囑託は、書類の送達が27件、証拠調べが2件であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

3 刑事警察に関する国際協力

国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）は、加盟警察機関間での迅速かつ確実な情報交換を行うための独自の通信網を運用するほか、指紋、DNA、国外逃亡被疑者・国際犯罪者、紛失・盗難旅券、盗難車両等の各種データベースを整備し、国際的なデータバンクとしての機能を果たしている。また、ICPOの枠組みで発展してきた各種の国際手配制度を通じ、被手配者である国外逃亡被疑者等の所在発見を求めたり（青手配書）、被手配者の犯罪行為につき警告を発し、各国警察に注意を促す（緑手配書）など、全加盟警察機関の組織力を活用して犯罪防止活動や捜査の進展を図っている。

ICPO経由での国際協力件数の推移（最近10年間）は、2-6-3-2表のとおりである。

2-6-3-2表 ICPO経由の国際協力件数の推移

(平成24年～令和3年)

① ICPOルートによる捜査協力件数

| 区分 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 捜査協力を要請した件数 | 504 | 473 | 371 | 318 | 294 | 327 | 445 | 424 | 385 | 414 |
| 捜査協力の要請を受けた件数 | 2,752 | 2,920 | 3,021 | 1,993 | 1,698 | 1,815 | 1,693 | 1,545 | 1,277 | 1,181 |

② ICPOを通じた情報の発信・受信状況

| 区分 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数 | 63,810 | 76,104 | 88,196 | 94,737 | 79,525 | 79,340 | 74,998 | 78,114 | 66,490 | 78,585 |
| 警察庁からの発信数 | 4,801 | 3,761 | 3,666 | 2,856 | 2,469 | 2,440 | 2,333 | 2,116 | 1,535 | 1,548 |
| 警察庁の受理数 | 46,354 | 58,561 | 67,098 | 72,368 | 56,130 | 55,338 | 51,486 | 54,858 | 46,268 | 58,680 |
| 国際手配書の受理数 | 12,655 | 13,782 | 17,432 | 19,513 | 20,926 | 21,562 | 21,179 | 21,140 | 18,687 | 18,357 |

注 警察庁刑事局の資料による。

第4節 矯正・更生保護分野における国際協力

① 国際受刑者移送

我が国は、外国の刑務所等で拘禁されている者等をその本国に移送してその刑の執行の共助を行うため、平成15年（2003年）に多国間条約である**刑を言い渡された者の移送に関する条約**に加入したほか、タイ王国（平成22年（2010年）発効）、ブラジル連邦共和国（平成28年（2016年）発効）、イラン・イスラム共和国（平成28年（2016年）発効）及びベトナム社会主義共和国（令和2年（2020年）発効）との間で二国間条約を締結している。我が国は、これらの条約の下、締約国との間で、**国際受刑者移送法**（平成14年法律第66号）に基づき、受刑者移送を行っている。

令和3年（2021年）における我が国からの送出移送人員（執行国別、罪名別）は、2-6-4-1表のとおりである。なお、同年における我が国への受入移送はなかった（法務省矯正局の資料による。）。令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置（検疫の強化等）、航空旅客便の減便等の影響により、外国の官憲への引渡しが困難となり、送出移送人員が前年より大幅に減少したものの、令和3年（2021年）には、水際対策の一部緩和、関係省庁等との連携強化により、14人の引渡しを実施した（前年比6人（75.0%）増）。令和4年（2022年）には、3月末までに5人を引渡し済みである。

2-6-4-1表 受刑者送出移送人員（執行国別、罪名別）

(令和3年)

| 執行国 | 人員 | 麻薬取締法 | 麻薬特例法 | 大麻取締法 | 医薬品医療機器等法 | 覚醒剤取締法 | 関税法 | 入管法 |
|--------|----|-------|-------|-------|-----------|--------|-----|-----|
| 総数 | 14 | 4 | 2 | 2 | 1 | 12 | 11 | 1 |
| イラン | 3 | 2 | 2 | 1 | — | 2 | 1 | 1 |
| 英国 | 5 | 2 | — | 1 | 1 | 4 | 4 | — |
| イタリア | 1 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| スウェーデン | 1 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| ドイツ | 1 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| フランス | 1 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| ポルトガル | 1 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| ルーマニア | 1 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |

注 1 法務省矯正局の資料による。

2 1人の受刑者につき数罪ある場合には、それぞれの罪名に計上している。

2 矯正・更生保護に関する国際会議

(1) アジア太平洋矯正局長等会議

アジア太平洋矯正局長等会議 (APCCA : Asian and Pacific Conference of Correctional Administrators) は、アジア太平洋地域の矯正行政の責任者等が、意見交換及び情報共有を行う国際会議である。我が国は、過去3回(昭和57年(1982年)、平成7年(1995年)及び平成23年(2011年))にわたり会議を主催している。令和2年(2020年)及び令和3年(2021年)は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により開催されなかった。令和4年(2022年)は、シンガポールにおいて、APCCAとしては初めてオンライン会議システムを用いた方法により開催された。

(2) 世界保護観察会議

世界保護観察会議は、社会内処遇の発展や、国際ネットワークの拡大を期して、世界各国の実務家や研究者等が意見交換等を行う会議である。我が国は、平成29年(2017年)に会議を主催した。第5回会議は、令和4年(2022年)、カナダで開催された。

第5節

刑事司法分野における国際研修・法制度整備支援等

1 国連アジア極東犯罪防止研修所における協力

国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI : United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) は、日本国政府と国連の協定に基づき、昭和37年(1962年)に設置された、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)を中核とする国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関(PNI : United Nations Crime Prevention and Criminal Justice Programme Network Institutes)の一つであり、法務総合研究所国際連合研修協力部により運営され、刑事司法分野における研修、研究及び調査を実施することにより、世界各国の刑事司法の健全な発展と相互協力の強化に努めている。

UNAFEIでは、毎年、世界中の開発途上国の警察官、検察官、裁判官、矯正職員、保護観察官等を対象として、国際研修(年2回)、国際高官セミナー(年1回)及び汚職犯罪対策に特化した「汚職防止刑事司法支援研修」(年1回)を実施してきた。このほか、UNAFEIは、世界各国や国連等の要請を受け、特定の国・地域を対象とする研修や共同研究等を実施しており、現在は、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー及びカンボジア、ネパール、東ティモール、フィリピン、ベトナム等の刑事司法関係機関を対象とした研修・共同研究等を実施している。令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、これらの研修・セミナーの多くは実施されなかったが、令和3年度(2021年度)は、同感染症の情勢を踏まえつつ、オンライン会議システムを用いた方法を取り入れて実施した。

UNAFEIは、令和2年度(2020年度)に開催された京都コンGRESのフォローアップ(本章第1節1項)として、令和3年度(2021年度)から、新たな二つの取組を始めている。一つは、包摂的な社会に向けた再犯者、児童・女性等を含む弱者に対する刑事司法的対処をテーマとした国際研修(年1回)であり、もう一つは、日本の大学生や大学院生、海外からの留学生を対象としたユース国際研修(年1回)である。いずれもオンライン会議システムを用いて実施した。また、再犯防止の国連準則策定に向けて、国連主催の専門家会合に2回にわたって出席した。

UNAFEIの研修に参加した刑事司法関係者（日本人を含む。）は、142の国・地域から、6,200人以上となっている（令和4年（2022年）3月現在）。

また、UNAFEIは、PNIの一員として、毎回コミッション（本章第1節参照）やコンGRESSに出席するとともに、他のPNIとも緊密な連携を取りながら、犯罪防止や刑事司法に関する国連の政策の立案・実施に協力し、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の推進にも努めている。

2 法制度整備支援

我が国による法制度整備支援は、その多くが政府開発援助（ODA）の枠組みで、法務省、外務省、最高裁判所、**独立行政法人国際協力機構（JICA）**や学識経験者等の関係者の協力により行われてきた。法務省は、平成13年（2001年）、これを所管する部署として法務総合研究所内に**国際協力部（ICD：International Cooperation Department）**を設置し、職員の派遣、支援対象国の関係者の研修等の支援活動を活発に展開している。我が国は、平成6年（1994年）にベトナムに対する支援を開始して以来、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、モンゴル、中国、東ティモール、ネパール、ミャンマー、バングラデシュ等の主としてアジア諸国に対して支援を行ってきている。支援の内容としては、民商事法分野のものが中心であるが、刑事法分野でも、ベトナム等の東南アジア4か国、南アジア2か国及び中央アジア1か国に対する支援を実施している。

また、法務総合研究所は、近年、複数の国の研究機関等との間で協力覚書を交換している。平成30年（2018年）12月にはラオス国立司法研修所、令和元年（2019年）7月にはウズベキスタン最高検察庁アカデミー、令和2年（2020年）1月にはカンボジア王立司法学院、そして令和3年（2021年）8月にはモンゴル国立法律研究所との間でそれぞれ協力覚書を交換し、ICDが中心となり、同覚書に基づく共同研究活動を実施している。

3 矯正建築分野における協力

アジア矯正建築会議（ACCFA：Asian Conference of Correctional Facilities Architects and Planners）は、アジア諸国における矯正建築分野での最新技術の情報共有や技術協力を図ることを目的として、平成24年（2012年）に東京で開催された第1回会議以降、毎年、アジア各国で開催されており、我が国は、法務省大臣官房施設課において、会議の設立及びその後の会議運営について中心的・主導的な役割を果たしている。

令和元年（2019年）10月から11月にかけて再び東京で開催された第8回会議には、13か国及びUNAFEI等4機関が参加し、矯正施設整備における設計者、企画者及び利用者の協働、矯正施設が処遇プログラムの遂行に果たす役割、矯正施設の維持管理等のための持続可能な環境の実現、矯正施設の特異性に対応する技術等について議論がなされた。

第3編

少年非行の動向と 非行少年の処遇



少年鑑別所における地域援助（模擬）の様子
【写真提供：法務省矯正局】



立ち直りと関係する食材を使った寄付メニュー
「立ち直りのワンプレートアクション」
【写真提供：法務省保護局】

- 第1章 少年非行の動向
- 第2章 非行少年の処遇
- 第3章 少年の刑事手続

この編において、非行少年とは、家庭裁判所の審判に付すべき少年、すなわち、①犯罪少年、②触法少年及び③ぐ犯少年をいう（少年法3条1項）。

第1節 少年による刑法犯

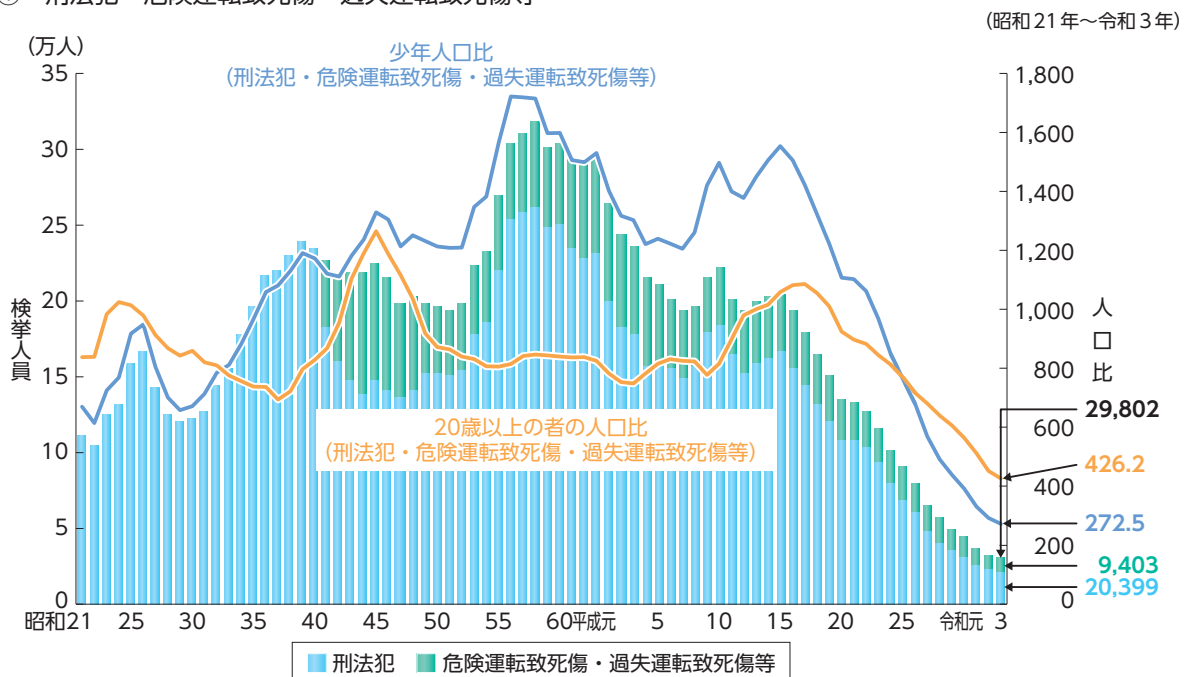
1 検挙人員

少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員（触法少年の補導人員を含む。特に断らない限り、以下この節において同じ。）並びに人口比の推移（昭和21年以降）は、**3-1-1-1 図①**のとおりである（CD-ROM資料**3-1**参照）。少年による刑法犯、危険運転致死傷及び過失運転致死傷等の検挙人員の推移には、昭和期において、26年の16万6,433人をピークとする第一の波、39年の23万8,830人をピークとする第二の波、58年の31万7,438人をピークとする第三の波という三つの大きな波が見られる。平成期においては、平成8年から10年及び13年から15年にそれぞれ一時的な増加があったものの、全体としては減少傾向にあり、24年以降戦後最少を記録し続け、令和3年は戦後最少を更新する2万9,802人（前年比7.1%減）であった。

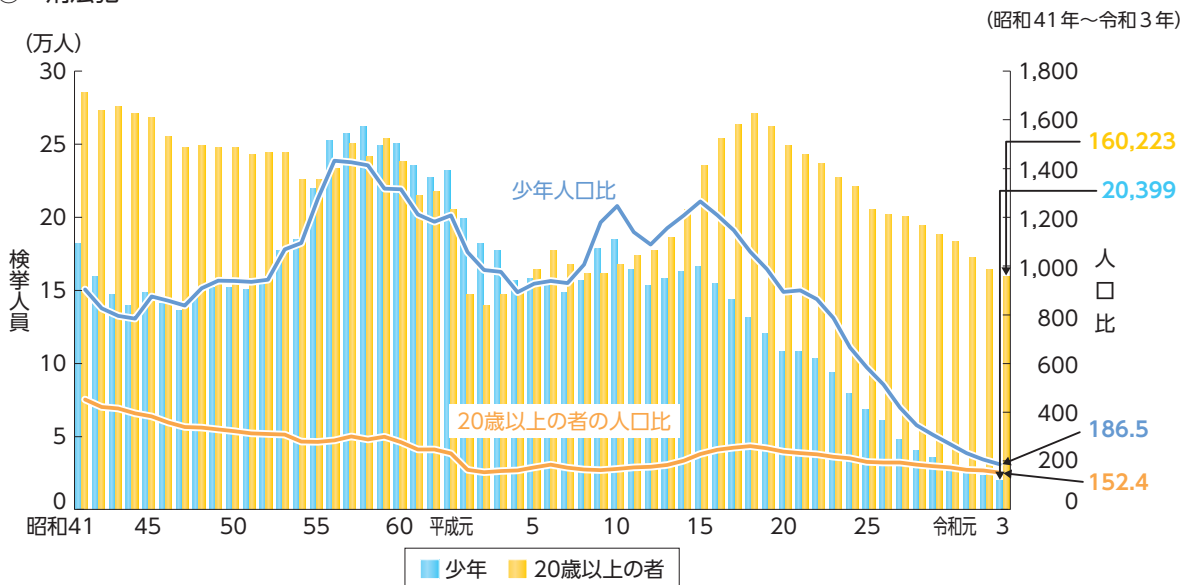
3-1-1-1 図②は、少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を20歳以上の者と比較して見たものである。少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少し続けており、令和3年は2万399人（前年比9.5%減）であった。少年の人口比についても低下傾向が見られ、3年は186.5（同9.3%減）と人口比の最も高かった昭和56年（1,432.2）の約8分の1になっており、20歳以上の者の人口比と比較すると依然として約1.2倍と高いものの、20歳以上の者の人口比にそれほど大きな変動がないため、その差は減少傾向にある。

3-1-1-1 図 少年による刑法犯等 検挙人員・人口比の推移

① 刑法犯・危険運転致死傷・過失運転致死傷等



② 刑法犯



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、20歳以上の者として計上している。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「20歳以上の者の人口比」は、20歳以上の者10万人当たりの、それぞれの検挙人員である。
 5 昭和40年以前は、道路上の交通事故に係らない業務上（重）過失致死傷はもとより、道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷についても、「刑法犯」に含めて計上している。
 6 ①において、昭和45年以降は、過失運転致死傷等による触法少年を除く。

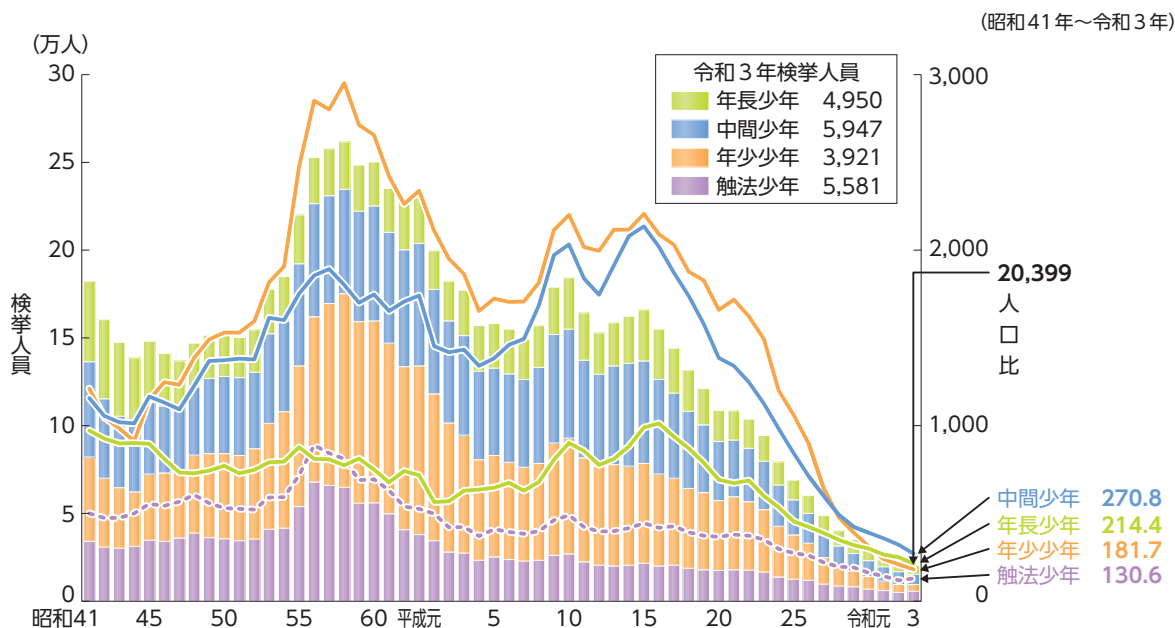
2 属性による動向

(1) 年齢層別動向

ア 年齢層別検挙人員・人口比の推移

少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を年齢層別に見ると、3-1-1-2 図のとおりである（CD-ROM資料3-2参照）。令和元年以降は、年少少年の人口比が中間少年及び年長少年の人口比をいずれも下回っている。

3-1-1-2 図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（年齢層別）

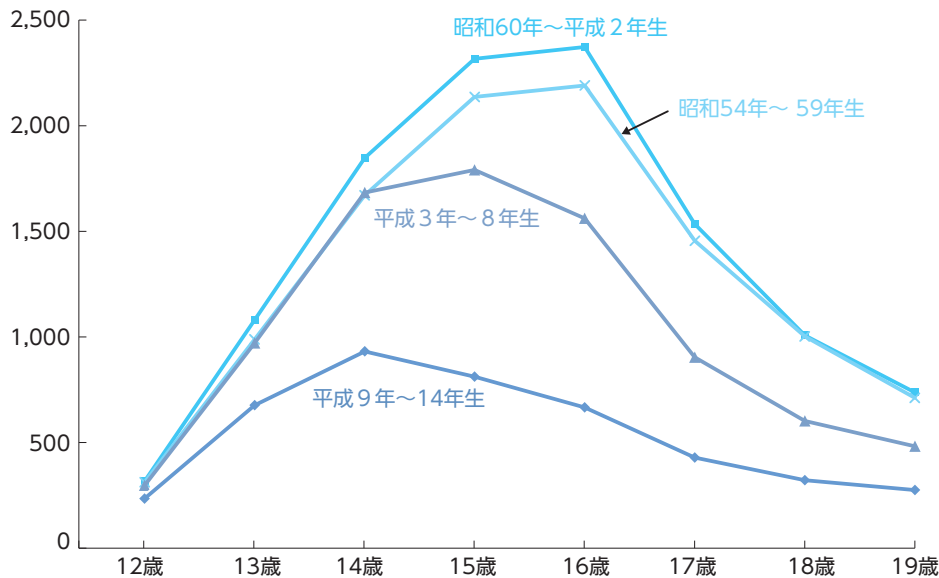


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 検挙人員中の「触法少年」は、補導人員である。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 5 「人口比」は、各年齢層の少年10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員である。なお、触法少年の人口比算出に用いた人口は、10歳以上14歳未満の人口である。

イ 非行少年率

3-1-1-3図は、少年の成長に伴う非行率の変化を知るために、出生年（推計）が昭和54年から平成14年までの者について、6年ごとに世代を区分し、各世代について、12歳から19歳までの各年齢時における**非行少年率**（各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。以下この項において同じ。）の推移を見たものである。昭和54年～59年生まれの世代は、ピークが16歳の2,190.3となっている。昭和60年～平成2年生まれの世代も、ピークは16歳であるが、2,372.7に上昇している。平成3年～8年生まれの世代は、ピークが15歳になり、1,790.7に低下している。平成9年～14年生まれの世代は、ピークが14歳と更に下がり、931.3に低下している。同世代の非行少年率は、12歳から19歳までの各年齢時において、全世代の中で一貫して最も低い。

3-1-1-3図 少年による刑法犯 非行少年率の推移



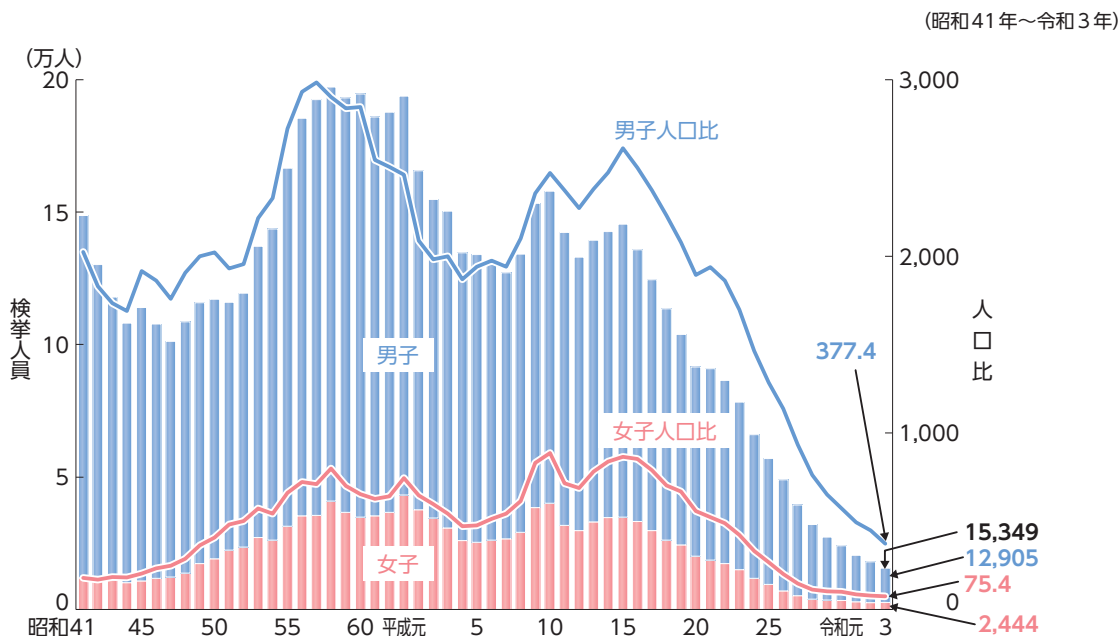
- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 平成14年から26年の検挙人員については、危険運転致死傷によるものを含む。
 4 「非行少年率」は、各世代について、当時における各年齢の者10万人当たりの刑法犯検挙（補導）人員をいう。

(2) 男女別動向

3-1-1-4図は、犯罪少年による刑法犯の検挙人員及び人口比の推移（昭和41年以降）を男女別に見たものである（なお、20歳以上の女性と少年女子の検挙人員及び女性比の推移は、4-7-1-1図参照）。

女子比は、平成20年以降低下し続けていたが、29年から上昇に転じ、令和3年は15.9%（前年比1.6pt上昇）であった（CD-ROM参照）。

3-1-1-4図 少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）

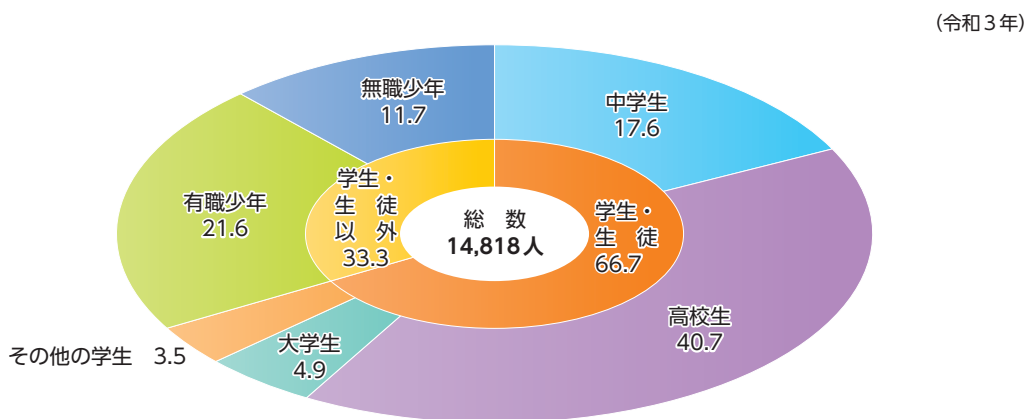


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
- 2 犯行時の年齢による。
- 3 触法少年の補導人員を含まない。
- 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
- 5 「男子人口比」は、14歳以上の男子少年10万人当たりの、「女子人口比」は、14歳以上の女子少年10万人当たりの、それぞれ刑法犯検挙人員である。

(3) 就学・就労状況

令和3年における犯罪少年による刑法犯の検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、3-1-1-5図のとおりである。

3-1-1-5図 少年による刑法犯 検挙人員の就学・就労状況別構成比



- 注 1 警察庁の統計による。
- 2 犯行時の就学・就労状況による。
- 3 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
- 4 触法少年の補導人員を含まない。

3 罪名別動向

令和3年における少年による刑法犯の検挙人員（男女別）及び少年比を罪名別に見ると、**3-1-1-6表**のとおりである（CD-ROM資料**3-3**、**3-4**及び**3-5**参照）。

なお、特殊詐欺（第1編第1章第2節3項（4）参照）による少年の検挙人員について見ると、令和3年は433人（前年比58人（11.8%）減）であり、特殊詐欺による検挙人員全体の18.2%を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

3-1-1-6表 少年による刑法犯 検挙人員・少年比（罪名別、男女別）

（令和3年）

| 罪 名 | 総 数 | | 男 子 | 女 子 | | 少年比 |
|-----------|--------|---------|--------|-------|------|------|
| | | | | | 女子比 | |
| 総 数 | 20,930 | (100.0) | 17,296 | 3,634 | 17.4 | 11.6 |
| 殺 人 | 43 | (0.2) | 32 | 11 | 25.6 | 5.1 |
| 強 盗 | 238 | (1.1) | 221 | 17 | 7.1 | 16.3 |
| 放 火 | 58 | (0.3) | 46 | 12 | 20.7 | 10.3 |
| 強 制 性 交 等 | 170 | (0.8) | 168 | 2 | 1.2 | 13.4 |
| 暴 行 | 1,362 | (6.5) | 1,209 | 153 | 11.2 | 5.5 |
| 傷 害 | 1,933 | (9.2) | 1,751 | 182 | 9.4 | 10.9 |
| 恐 喝 | 326 | (1.6) | 282 | 44 | 13.5 | 25.9 |
| 窃 盗 | 10,869 | (51.9) | 8,292 | 2,577 | 23.7 | 12.4 |
| 詐 欺 | 1,028 | (4.9) | 859 | 169 | 16.4 | 9.9 |
| 横 領 | 1,290 | (6.2) | 1,161 | 129 | 10.0 | 13.2 |
| 遺失物等横領 | 1,270 | (6.1) | 1,143 | 127 | 10.0 | 14.3 |
| 強制わいせつ | 444 | (2.1) | 437 | 7 | 1.6 | 14.4 |
| 住 居 侵 入 | 979 | (4.7) | 907 | 72 | 7.4 | 26.9 |
| 器 物 損 壊 | 881 | (4.2) | 768 | 113 | 12.8 | 17.3 |
| そ の 他 | 1,309 | (6.3) | 1,163 | 146 | 11.2 | 9.9 |

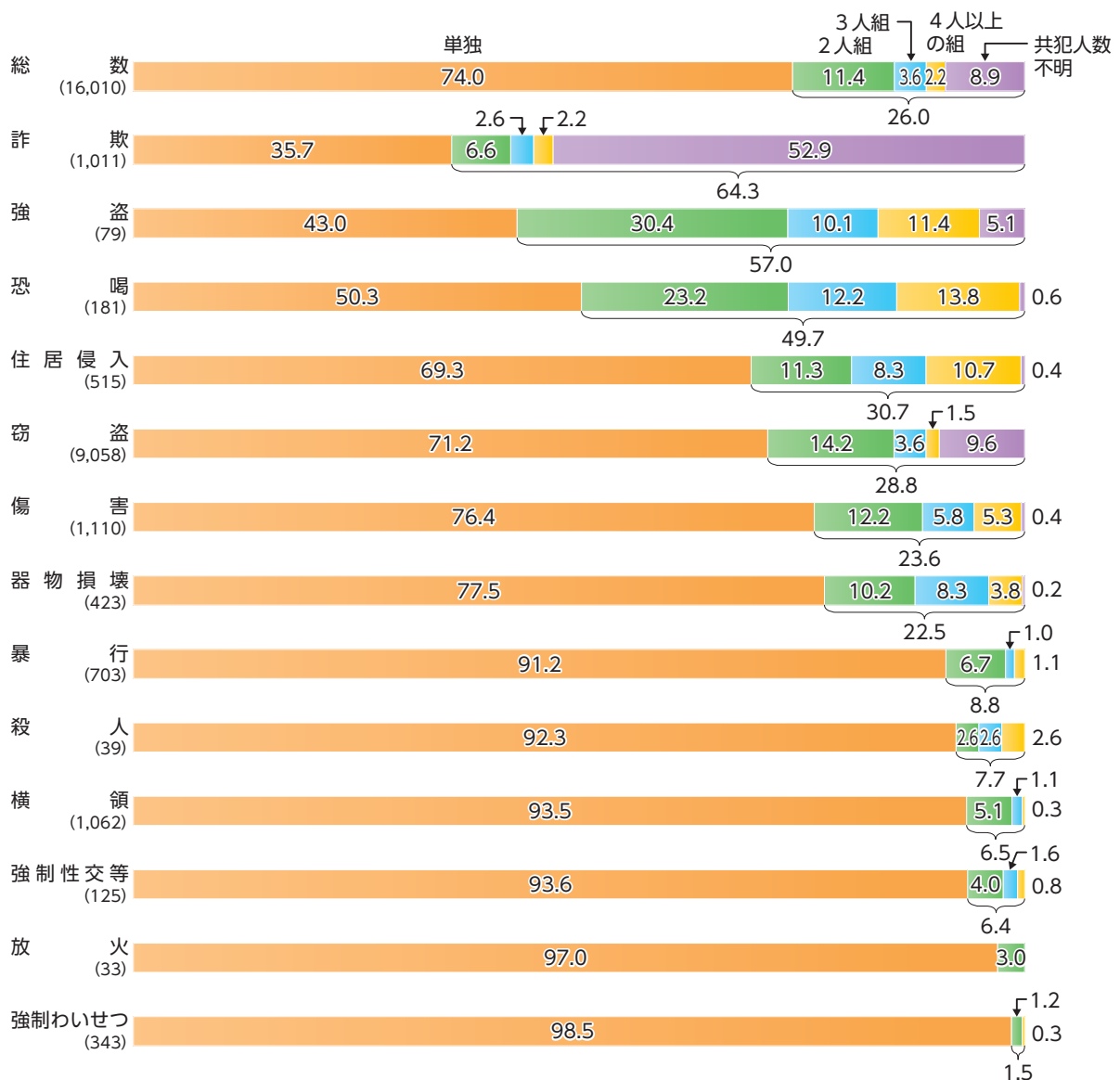
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年の補導人員を含む。
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「遺失物等横領」は、横領の内数である。
 6 () 内は、構成比である。

4 共犯事件

令和3年における刑法犯の検挙事件（触法少年の補導件数を含まない。また、捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）のうち、少年のみによる事件（少年の単独犯又は少年のみの共犯による事件）での共犯率（共犯による事件数（共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを含む。）の占める比率をいう。）・共犯者数別構成比を主な罪名別に見ると、3-1-1-7図のとおりである。総数では、少年のみによる事件での共犯率は26.0%であり、20歳以上の者のみによる事件（20歳以上の者の単独犯又は20歳以上の者のみの共犯による事件）での共犯率（12.4%）と比べて高い（CD-ROM参照）。

3-1-1-7図 少年のみによる刑法犯 検挙事件の共犯率・共犯者数別構成比（罪名別）

（令和3年）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 触法少年の補導件数は含まない。
 4 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 5 「共犯人数不明」は、共犯事件であるものの、共犯者の人数が明らかでないものを計上している。
 6 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 7 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 8 () 内は、件数である。

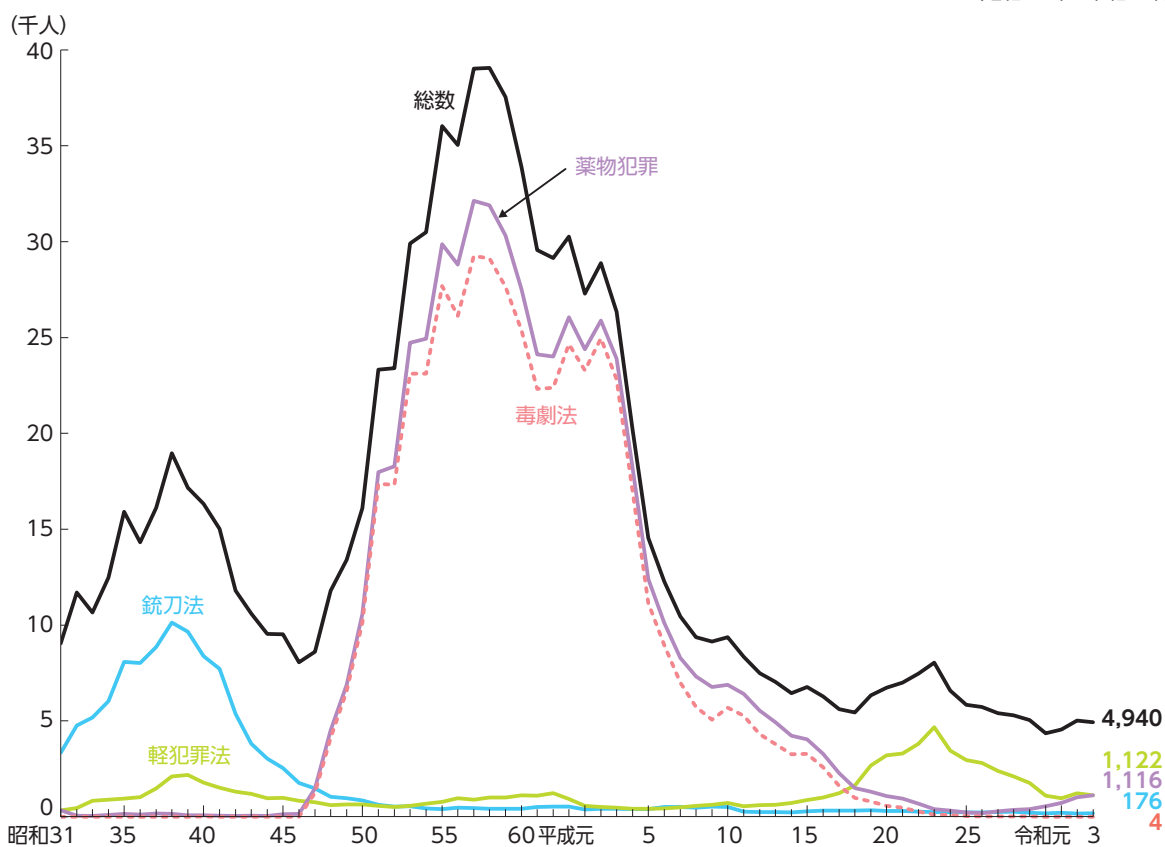
第2節 少年による特別法犯

1 検挙人員

犯罪少年による特別法犯（平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法（昭和22年法律第130号）違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙人員の推移（昭和31年以降）は、3-1-2-1図のとおりである（罪名別検挙人員については、CD-ROM資料3-6参照）。その総数は、38年（1万8,967人）と58年（3万9,062人）をピークとする大きな波が見られた後、平成3年から18年にかけて大きく減少した。19年に増加に転じ、24年から再び減少し続けた後、令和元年から再び増加に転じたが、3年は4,940人（前年比1.6%減）であった。罪名別に見ると、薬物犯罪（覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。以下この節において同じ。）の人員は、昭和57年（3万2,129人）をピークとする大きな波が見られた後、平成26年（190人）を底として、翌年からは増加し続けている。軽犯罪法違反の人員は、平成18年以降一貫して特別法犯の中で最も多く、同年以降の軽犯罪法違反の人員を違反態様別に見ると、30年及び令和元年は「業務妨害の罪」（同法1条31号）が最も多かったが、その他の年は「田畑等侵入の罪」（同法1条32号）が最も多い（警察庁の統計による。）。

3-1-2-1図 少年による特別法犯 検挙人員の推移

(昭和31年～令和3年)

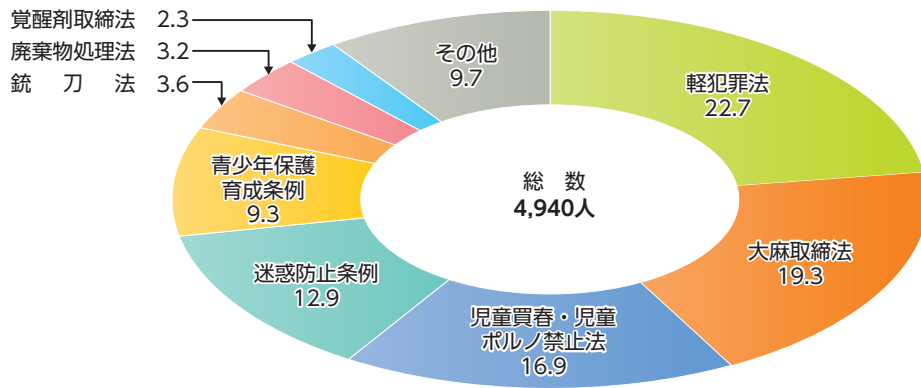


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 「薬物犯罪」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び毒劇法の各違反をいう。
 5 平成15年までは交通関係4法令違反（昭和36年までは道路交通取締法違反を含む。）を除き、平成16年以降は交通法令違反を除く。

令和3年における犯罪少年による特別法犯の検挙人員の罪名別構成比は、3-1-2-2図のとおりである。

3-1-2-2図 少年による特別法犯 検挙人員の罪名別構成比

(令和3年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。
 4 交通法令違反を除く。

2 薬物犯罪

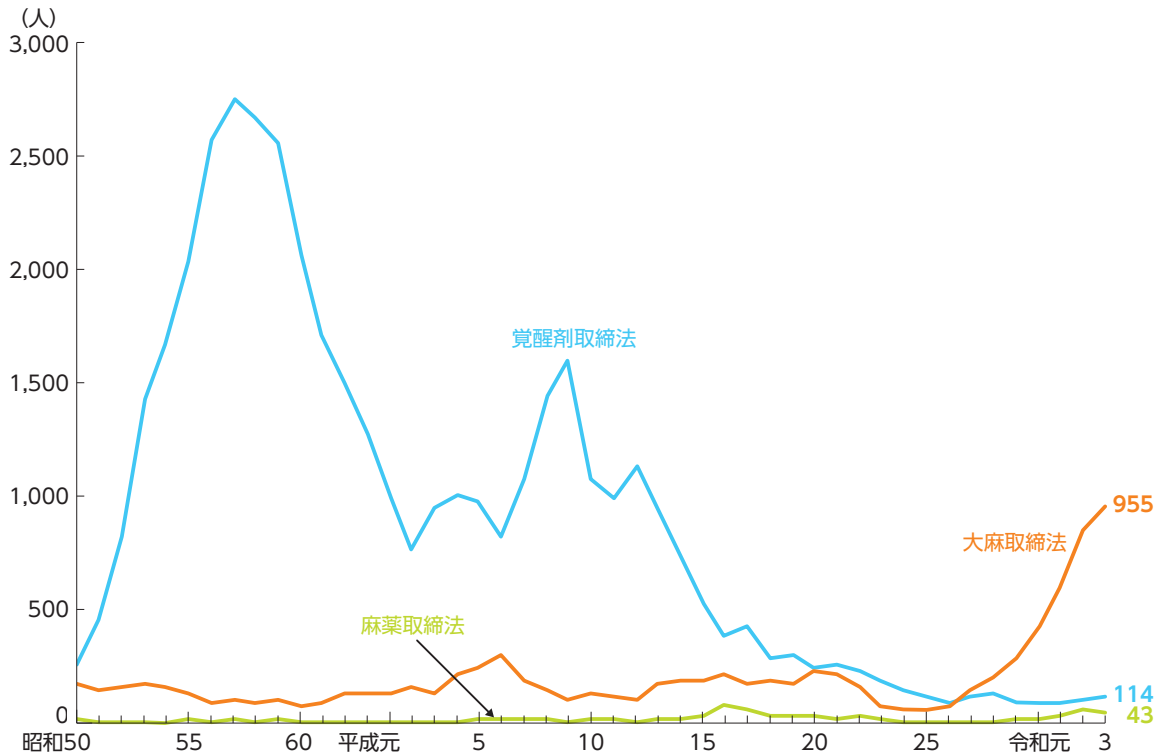
犯罪少年の薬物犯罪においては、昭和47年に毒劇法が改正されてシンナーの乱用行為等が犯罪とされた後、同法違反が圧倒的多数を占め、その検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）は、57年にピーク（2万9,254人）を迎え、その後は大きく減少し、令和3年は4人であった（3-1-2-1図及びCD-ROM資料3-6参照）。

犯罪少年による覚醒剤取締法、大麻取締法及び麻薬取締法の各違反の検挙人員の推移（昭和50年以降）は、3-1-2-3図のとおりである。覚醒剤取締法違反は、57年（2,750人）及び平成9年（1,596人）をピークとする波が見られた後、10年以降は大きく減少し、令和3年は114人（前年比18人増）であった。大麻取締法違反は、平成6年（297人）をピークとする波が見られた後、増減を繰り返していたが、26年から8年連続で増加しており、令和3年は955人（前年比102人（12.0%）増）であった。麻薬取締法違反は、昭和50年以降、おおむね横ばいしないしわずかな増減にとどまっていたが、平成29年から増加傾向にある。

3-1-2-3 図

少年による覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

(昭和50年～令和3年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 触法少年を含まない。

3 交通犯罪

犯罪少年による道路交通法違反の取締件数（軽車両以外の車両等の運転によるものに限る。ただし、教唆・幫助犯は除く。）は、昭和60年に193万8,980件を記録した後、減少傾向が続き、令和3年は11万5,256件（前年比7.1%減）であった（警察庁交通局の資料による。）。

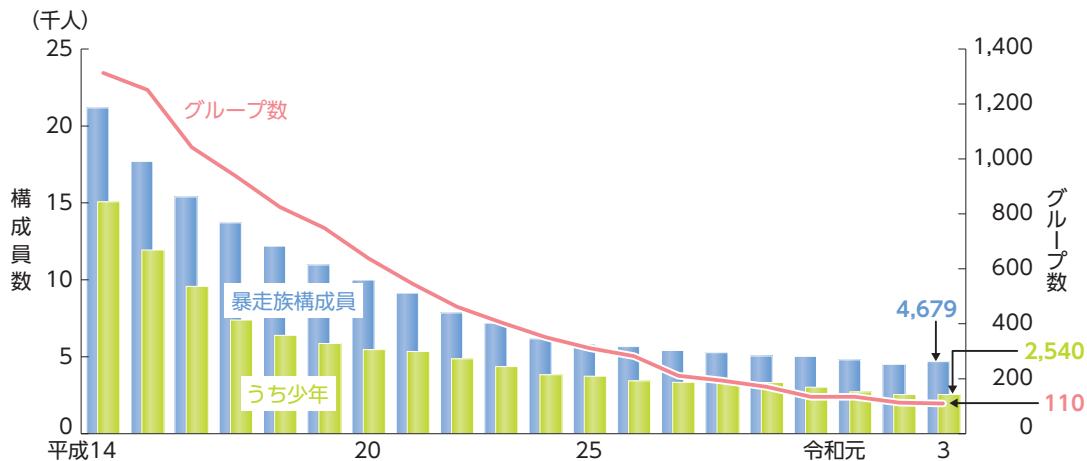
令和3年における犯罪少年による危険運転致死傷の検挙人員は57人（前年比9人増）であり、そのうち、致死事件の検挙人員は12人（同6人増）であった（警察庁の統計による。）。

暴走族の構成員数及びグループ数の推移（最近20年間）は、**3-1-2-4 図**のとおりである。

3-1-2-4 図

暴走族の構成員数・グループ数の推移

(平成14年～令和3年)

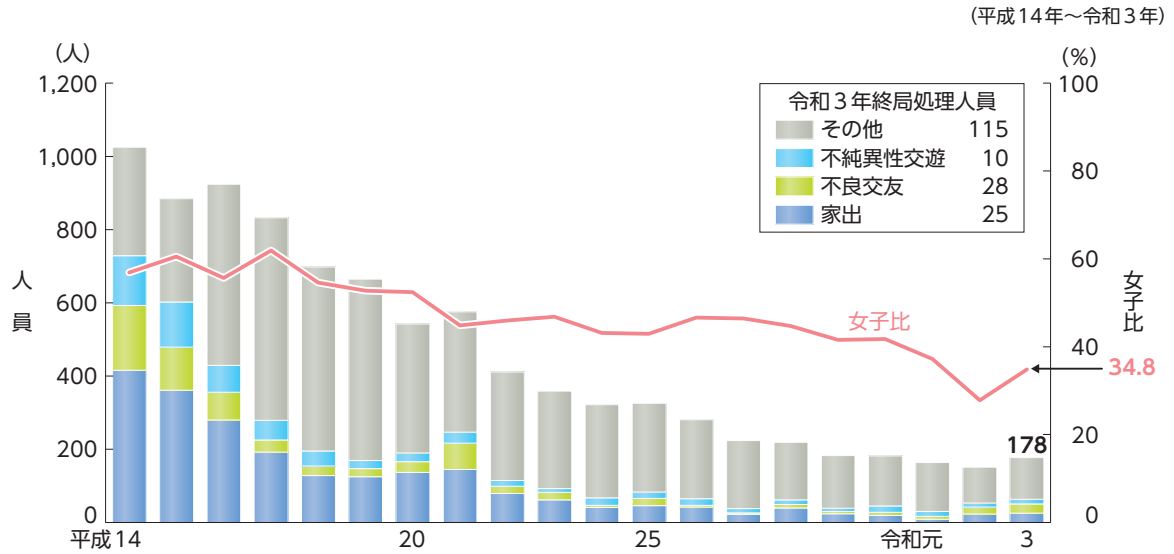


- 注 1 警察庁交通局の資料による。
 2 共同危険型暴走族（爆音を伴う暴走等を集団で行う暴走族をいう。）に限る。

少年について、態様別の家庭裁判所終局処理人員及び女子比の推移（最近20年間）を見ると、**3-1-3-1 図**のとおりである（CD-ROM資料**3-7**参照）。令和3年における家庭裁判所終局処理人員は178人（前年比17.9%増）、女子比は34.8%（同7.0pt上昇）であった。

なお、令和3年における家庭裁判所終局処理人員のうち、行為時の年齢が14歳未満の者は26人（前年比16人増）であった（司法統計年報による。）。

3-1-3-1 図 家庭裁判所終局処理人員（少年の態様別）・女子比の推移



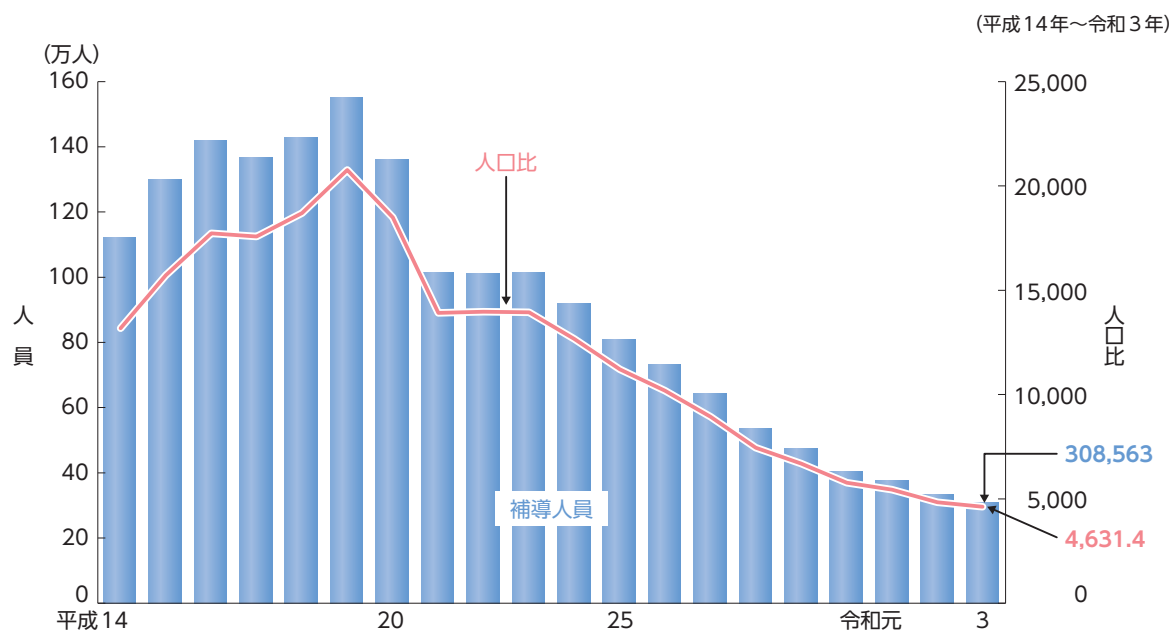
注 1 司法統計年報による。
 2 所在不明等による審判不開始及び不処分を除く。

第4節 不良行為少年

不良行為少年（犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。）の補導人員及び人口比の推移（最近20年間）を見ると、3-1-4-1図のとおりである。令和3年における補導人員は30万8,563人（前年比7.4%減）、人口比は4,631.4（同351.5低下）であった。

また、令和3年における補導人員を態様別に見ると、深夜はいかい15万8,202人（51.3%）、喫煙9万2,786人（30.1%）の順に多く、この2態様で補導人員総数の8割以上を占めた（警察庁生活安全局の資料による。）。

3-1-4-1図 不良行為少年 補導人員・人口比の推移

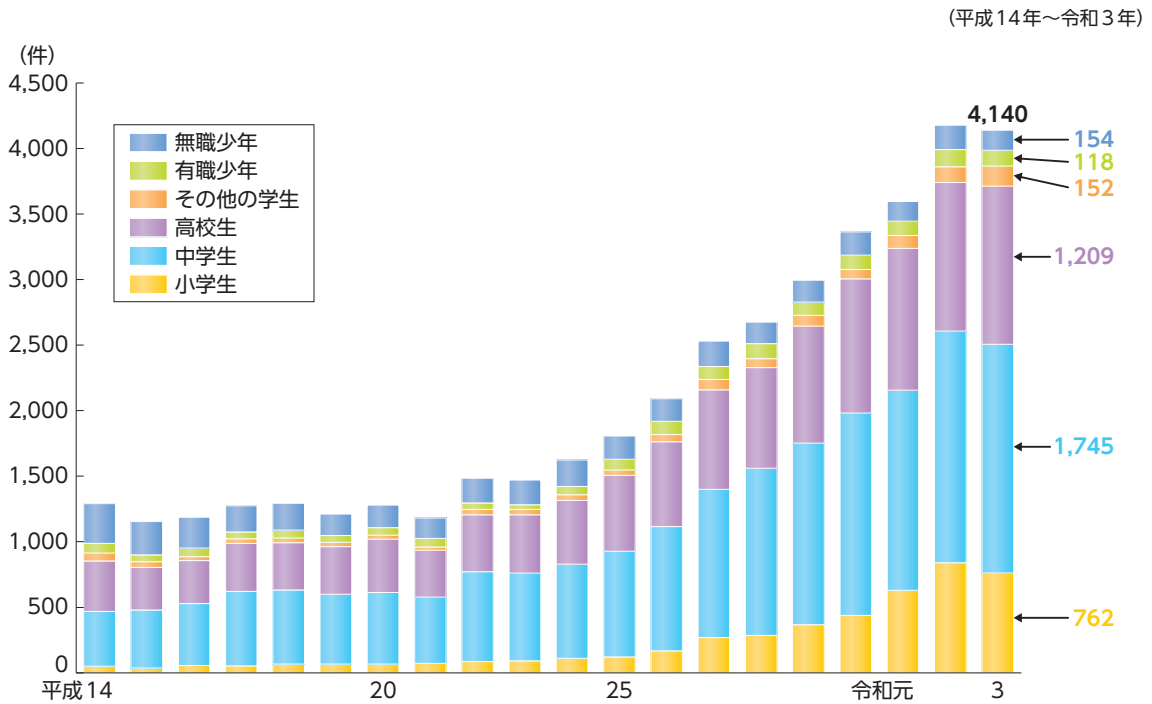


- 注 1 警察庁生活安全局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「不良行為少年」は、犯罪少年、触法少年又はぐ犯少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
 3 「人口比」は、少年10万人当たりの補導人員である。なお、人口比算出に用いた人口は、14歳以上20歳未満の人口である。

1 家庭内暴力

少年による家庭内暴力事件の認知件数の推移（最近20年間）を就学・就労状況別に見ると、3-1-5-1図のとおりである。認知件数の総数は、平成24年から増加し続けていたが、令和3年は前年よりわずかに減少し、4,140件（前年比0.9%減）であった。特に、近年、小学生が大きく増加しており、3年は減少に転じたものの、762件（同9.3%減）であった。

3-1-5-1 図 少年による家庭内暴力 認知件数の推移（就学・就労状況別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 犯行時の就学・就労状況による。
 3 一つの事件に複数の者が関与している場合は、主たる関与者の就学・就労状況について計上している。
 4 「その他の学生」は、浪人生等である。

令和3年における家庭内暴力事件の対象について、同居している家族の内訳を見ると、母親が2,352件と最も多く、次いで、父親が533件、兄弟姉妹が453件、同居の親族が161件の順であり、同居している家族以外では、家財道具等が615件、その他が26件であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 校内暴力

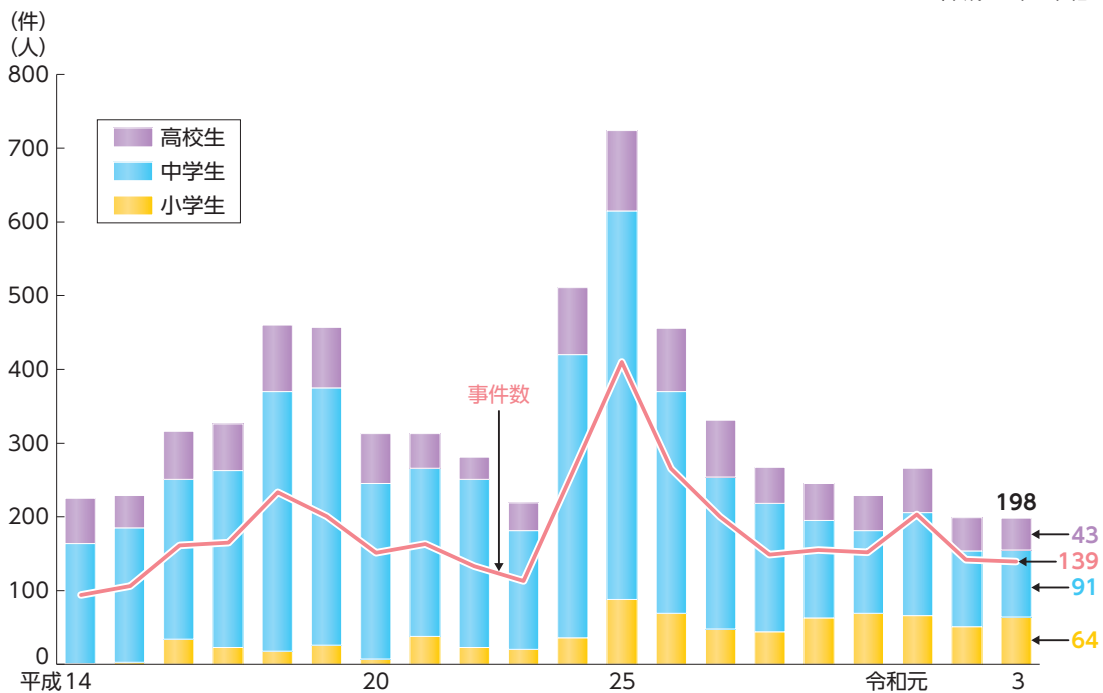
校内暴力事件の事件数及び検挙・補導人員は、事件数では昭和58年に2,125件を、検挙・補導人員では56年に1万468人を、それぞれ記録した後は大きく減少し、その後の増減を経て、平成26年以降減少し続けていたが、令和3年は前年より増加し、587件（前年比15.8%増）、625人（同13.8%増）であった。検挙・補導された者の就学状況を見ると、かつては、中学生が圧倒的に多い状況が続いていたが、平成26年以降、中学生の総数に占める構成比が低下し続け、令和3年は、中学生が353人（56.5%）、小学生が170人（27.2%）、高校生が102人（16.3%）であった。中学生の検挙・補導人員は、平成26年以降、令和2年までは減少し続けており、令和3年は前年より増加したものの、減少が始まる直前の平成25年（1,569人）と比べると約2割となった。一方、小学生の補導人員は、平成24年から増加傾向にあり、平成28年以降は高校生の検挙人員を上回っている（警察庁生活安全局の資料による。）。

3 いじめ

警察において取り扱ったいじめに起因する事件の事件数及び検挙・補導人員の推移（最近20年間）を見ると、3-1-5-2図のとおりである。事件数及び検挙・補導人員は、昭和60年に638件、1,950人を記録して以降、63年の97件、279人まで大きく減少し、その後の増減を経て、令和3年は139件（前年比2.1%減）、198人（同0.5%減）と、いずれも前年よりわずかに減少した（CD-ROM参照）。

3-1-5-2図 いじめに起因する事件 事件数・検挙・補導人員の推移

(平成14年～令和3年)



- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
2 「いじめに起因する事件」とは、いじめによる事件及びいじめの仕返しによる事件をいう。

第2章

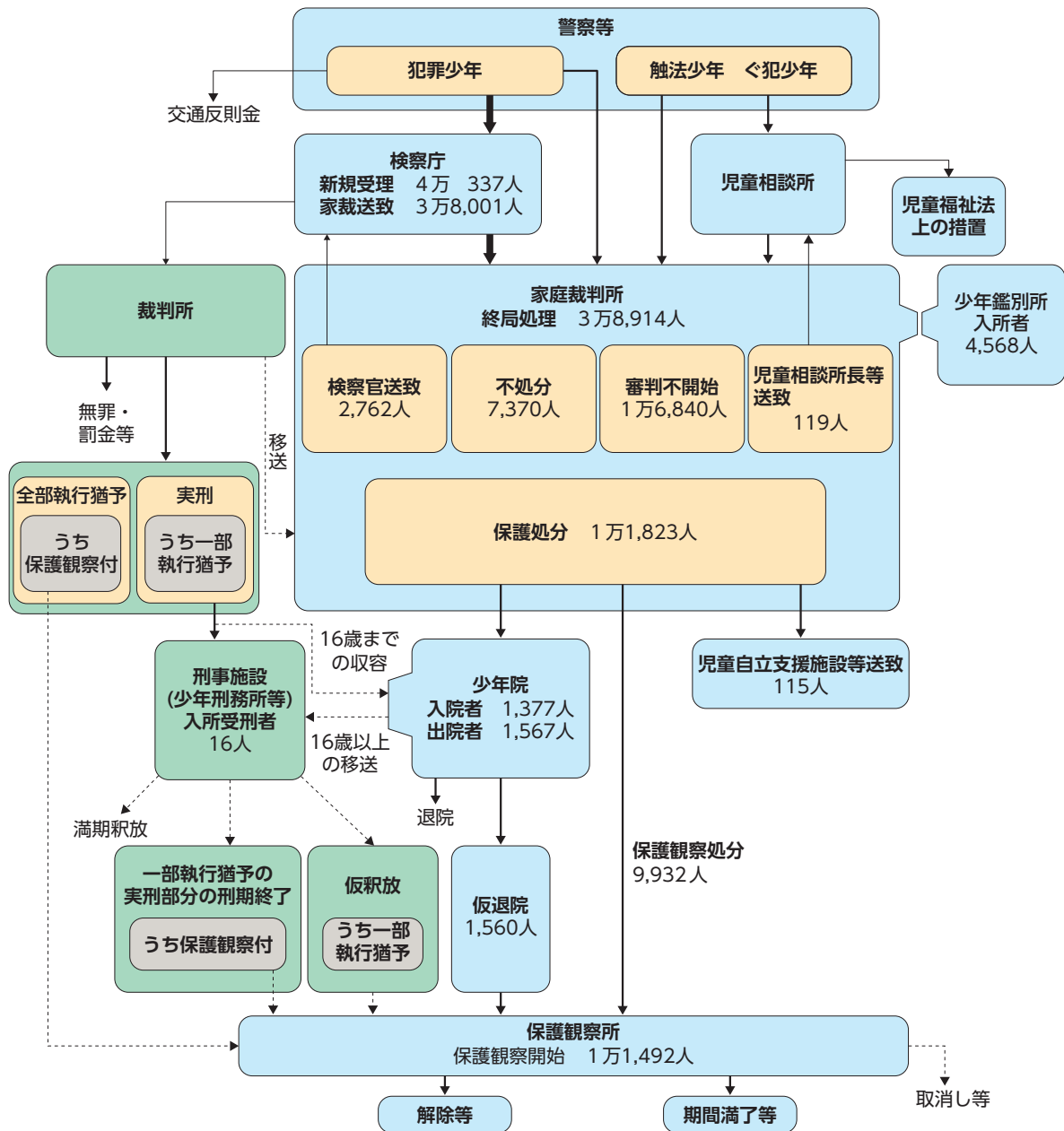
非行少年の処遇

第1節 概要

非行少年に対する手続の流れは、3-2-1-1図のとおりである（少年に対する刑事処分に係る手続（同図の緑色部分）については、本編第3章参照）。

3-2-1-1図 非行少年処遇の概要

（令和3年）



注 1 検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。
 7 本図及び数値は少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）施行前の手続による。

1 少年法等の改正について

令和3年5月、**少年法等の一部を改正する法律**（令和3年法律第47号。以下この編において「改正法」という。）が成立し、4年4月から施行された。改正法は、選挙権年齢や成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18・19歳の者が社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になった一方で、成長途上にあり可塑性を有する存在であることなどに鑑み、18・19歳の者が罪を犯した場合に、その立場に応じた取扱いとするため、少年法を改正し、これらの者を「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例を定めるなど、所要の規定を整備したものである（本改正に係る法務大臣の法制審議会に対する諮問（諮問第103号）及びこれに対する同審議会の答申につき第2編第1章1項（1）参照）。

具体的には、18歳以上の少年を**特定少年**と呼称することとした上で、①家庭裁判所が原則として検察官に送致しなければならない事件に、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件を加え、②保護処分は、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内においてしなければならないこととするとともに、ぐ犯をその対象から除外するなどの規定の整備が行われた（本節3及び4項参照）。また、③特定少年について、刑事事件の特例に関する規定のうち、不定期刑、換刑処分（労役場留置の言渡し）の禁止の規定等を適用しないものとするなどの規定が設けられ（本編第3章第1節1項参照）、さらに、特定少年のときに犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に関する規定を適用しないこととされた。

また、改正法により、更生保護法が改正され、前記②の保護処分に係る保護観察に付された特定少年を保護観察処分少年（本章第5節2項（1）参照）に加えるなどの規定の整備が行われた。さらに、改正法により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第5種を追加する（本章第4節3項（1）参照）などの規定の整備が行われた。

2 家庭裁判所送致までの手続の流れ

（1）犯罪少年

警察等は、少年（特定少年を除く。）の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、罰金以下の刑に当たる犯罪の被疑事件は家庭裁判所に送致し、それ以外の刑に当たる犯罪の被疑事件は検察官に送致する。検察官は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、又は家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料するときは、事件を家庭裁判所に送致する。そのため、検察官は、少年が満20歳に達した場合や、犯罪の嫌疑がなく、家庭裁判所の審判に付すべき事由もない場合などを除き、事件を家庭裁判所に送致しなければならない。

他方、特定少年の被疑事件については、警察等は、捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があると思料するときは、罰金以下の刑に当たる犯罪であっても、交通反則通告制度に基づく反則金の納付があった道路交通法違反を除き、検察官に送致する。

（2）触法少年及びぐ犯少年

触法少年及び14歳未満のぐ犯少年については、家庭裁判所は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、審判に付することができる。

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を発見した者は、これを都道府県等の福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないこととされており、触法少年及び14歳未満のぐ犯少年が要保護児童である場合には、この通告対象となる。都道府県知事又は児童相談所長は、通告を受けた少年について、家庭裁判所の審判に付することが適当

であると認めた場合には、家庭裁判所に送致する。

警察官は、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者を発見した場合に、事件の調査をすることができるが、その結果、少年の行為が、一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れるものであると思量する場合等には、事件を児童相談所長に送致しなければならない。都道府県知事又は児童相談所長は、送致を受けた少年のうち一定の重大な罪に係る刑罰法令に触れる行為を行った触法少年については、原則として、家庭裁判所に送致しなければならないが、それ以外の少年についても、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めた場合は、家庭裁判所に送致する。

他方、14歳以上のぐ犯少年（特定少年を除く。）を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。ただし、警察官又は保護者は、ぐ犯少年について、家庭裁判所に送致・通告するよりも、まず児童福祉法（昭和22年法律第164号）による措置に委ねるのが適当であると認めるときは、児童相談所に通告することができる。

3 家庭裁判所における手続の流れ

（1）家庭裁判所の調査

家庭裁判所は、検察官等から事件の送致等を受けたときは、事件について調査しなければならないが、家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。

（2）少年鑑別所の鑑別

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、観護措置の決定により、少年を少年鑑別所に送致する。この場合、少年鑑別所は、送致された少年を収容して、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づいて、収容審判鑑別を行うとともに、必要な観護処遇を行う。

（3）家庭裁判所の審判等

家庭裁判所は、調査の結果に基づき、審判不開始、審判開始等の決定をする。

少年やその保護者等は、付添人を選任することができるが、弁護士以外の者を選任するには、家庭裁判所の許可を要する。

審判は、非公開で行われるが、家庭裁判所は、一定の重大事件の被害者等から審判の傍聴の申出があった場合、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、傍聴を許すことができる（第6編第2章第1節6項参照）。

また、家庭裁判所は、犯罪少年の一定の重大犯罪に係る事件において、その非行事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができる。家庭裁判所は、この場合において、少年に弁護士である付添人がないときは、弁護士である付添人（国選付添人）を付さなければならない。

他方、家庭裁判所は、保護処分を決定するため必要があると認めるときは、相当の期間、少年を家庭裁判所調査官に直接観察させる試験観察に付することができる。

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又はその必要がないと認めるときは、不処分の決定をする。他方、調査又は審判の結果、児童福祉法上の措置を相当と認めるときは、事件を都道府県知事又は児童相談所長に送致し、本人が20歳以上であることが判明したときは、事件を検察官に送致する。また、調査又は審判の結果、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致するが、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって犯行時に16歳以上の少年に係るもののほか、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって犯行時に特定少年に係るもの及び選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件であって犯行時に特定少年に係るものについては、原則として事件を検察官に送致しなければならない（いわゆる**原則逆送**）、送致を受けた検察官は、原則

として当該事件を起訴しなければならない。家庭裁判所は、これらの場合以外は、**保護処分**をしなければならないが、保護観察、児童自立支援施設・児童養護施設送致（18歳未満の少年に限る。）又は少年院送致（おおむね12歳以上の少年に限る。）のいずれかの決定を行う。

特定少年に対する保護処分については、特例が設けられている。具体的には、ぐ犯を理由として保護処分をすることができず、保護処分をするときは、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、6月の保護観察、2年の保護観察又は少年院送致のいずれかをしなければならない（罰金以下の刑に当たる罪の事件については、6月の保護観察に限る。）。2年の保護観察においては、保護観察の遵守事項に違反した場合に、一定の要件の下で少年院に収容することができ、その場合に収容することができる期間は、裁判所が、保護観察の決定と同時に、1年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して定める。また、少年院送致の決定をするときは、その決定と同時に、3年以下の範囲内において犯罪の軽重を考慮して収容する期間を定める。

少年、その法定代理人又は付添人は、保護処分の決定に対し、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、高等裁判所に抗告をすることができる。他方、検察官は、検察官関与の決定があった事件について、非行事実の認定に関し、決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。

4 保護処分に係る手続の流れ

（1）家庭裁判所の決定による保護観察

家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年は、保護観察官又は保護司から、改善更生のために必要な指導監督及び補導援護を受ける。

保護観察に付された者（特定少年を除く。）の保護観察期間は、原則として20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間）又は保護観察が解除されるまでである（特定少年の保護観察期間については本節3項（3）、保護観察の概要については本章第5節をそれぞれ参照）。

（2）児童自立支援施設・児童養護施設送致

児童自立支援施設・児童養護施設送致の決定を受けた少年は、児童福祉法による施設である児童自立支援施設又は児童養護施設に入所措置される。

（3）少年院収容と仮退院後の保護観察

家庭裁判所の決定により少年院送致とされた少年（以下（3）において、家庭裁判所の決定により少年院送致とされ、少年院に収容された者を「在院者」という。）は、少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受ける。

在院者（特定少年を除く。）の収容期間は、原則として20歳に達するまでであるが、少年院の長は、20歳に達した後も、送致の決定のあった日から1年間に限り、収容を継続することができる。在院者は、収容期間の満了により退院するが、家庭裁判所は、一定の場合には、少年院の長の申請により、23歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定をする。さらに、家庭裁判所は、在院者の精神に著しい障害があり、医療に関する専門的知識及び技術を踏まえて矯正教育を継続して行うことが特に必要な場合には、少年院の長の申請により、26歳を超えない期間を定めて、収容を継続する決定を行い、同決定を受けた在院者は、第3種の指定を受けた少年院に収容される（特定少年の収容期間については本節3項（3）、少年院処遇の概要については本章第4節3項をそれぞれ参照）。

他方、在院者については、生活環境の調整を行い、地方更生保護委員会の決定により、収容期間の満了前に**仮退院**を許される（第5種少年院（本章第4節3項（1）参照）に収容された者を除く。）ことがある。この場合、仮退院を許された者は、仮退院の期間中、保護観察に付される。

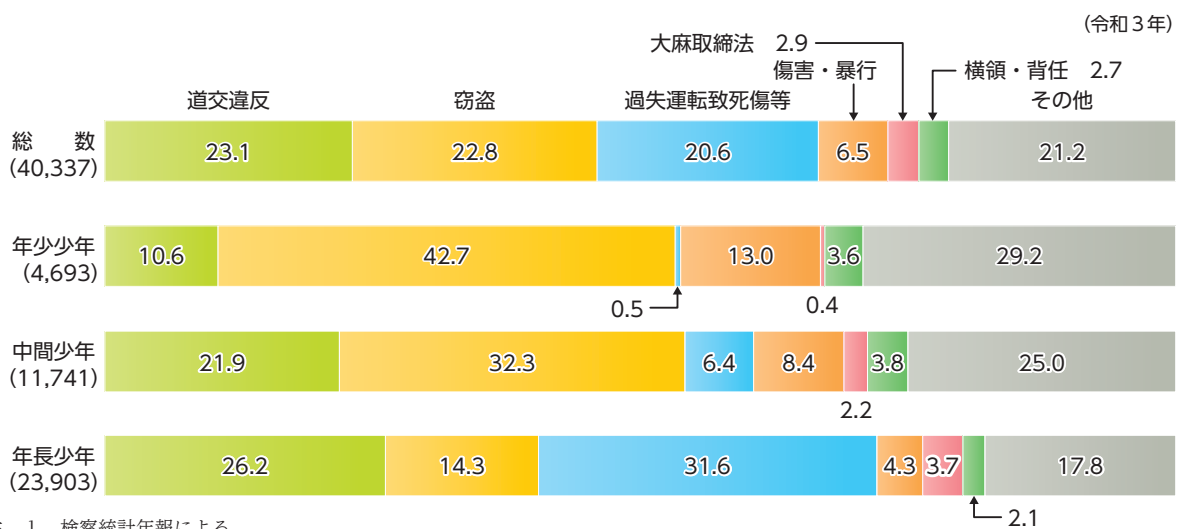
1 検察（家庭裁判所送致まで）

(1) 受理状況

令和3年における犯罪少年の検察庁新規受理人員は、4万337人（少年比5.3%）であった。その内訳は、刑法犯が1万8,861人（同10.0%）、過失運転致死傷等が8,329人（同2.9%）、特別法犯が1万3,147人（同4.5%）であり、道交違反を除いた特別法犯は3,815人（同4.5%）であった（検察統計年報による。）。

3-2-2-1図は、令和3年における犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比を年齢層別に見たものである。犯罪少年の検察庁新規受理人員・人口比の推移については、CD-ROM資料3-8参照。

3-2-2-1図 犯罪少年の検察庁新規受理人員の罪名別構成比（年齢層別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 受理時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 ()内は、人員である。

(2) 家庭裁判所への送致

検察官は、少年事件を家庭裁判所に送致するとき、どのような処分が相当であるかについて意見を付けることができる。令和3年における家庭裁判所の終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）のうち年長少年（8,208人）について、検察官が刑事処分相当との意見を付けた割合は4.7%、家庭裁判所が検察官送致（刑事処分相当）の決定をした割合は5.1%であった（法務省刑事局の資料による。）。検察官処遇意見等の状況については、CD-ROM資料3-9参照。

2 家庭裁判所

(1) 受理状況

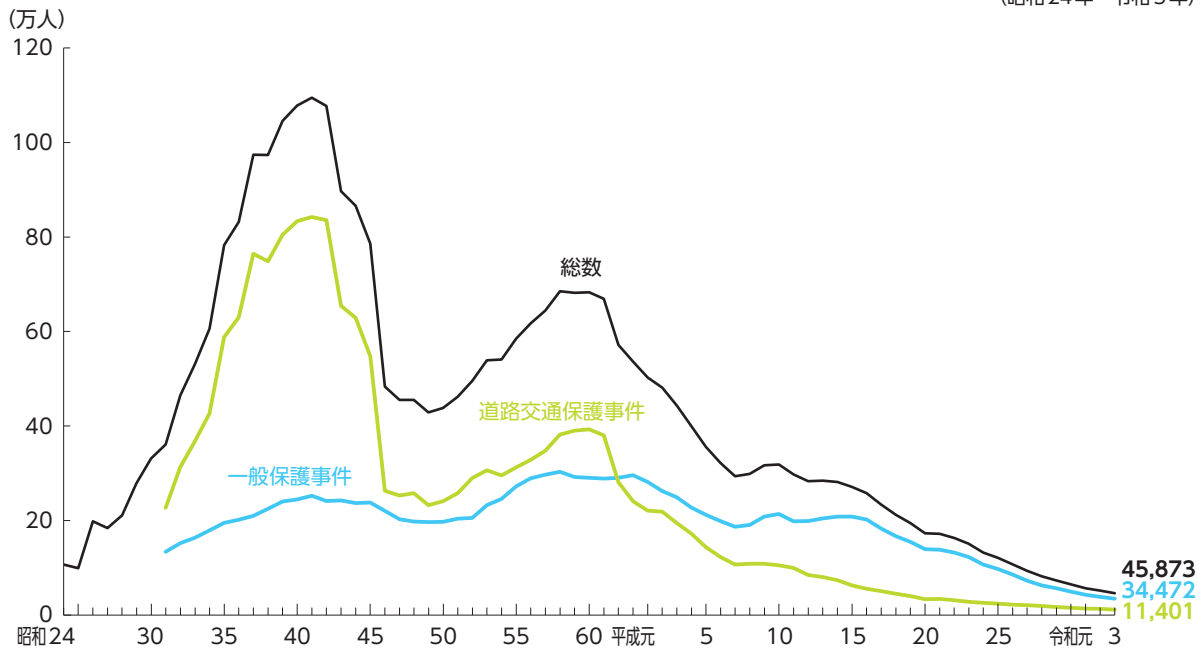
少年保護事件の家庭裁判所新規受理人員の推移（昭和24年以降）は、3-2-2-2図のとおりである。

一般保護事件（道交違反に係るもの以外の少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和41年及び58年のピークを経て、しばらく減少傾向にあった後、20万人前後で推移していたが、平成16年以降、毎年減少しており、令和3年は3万4,472人（前年比10.6%減）であった。

道路交通保護事件（道交違反に係る少年保護事件。以下この項において同じ。）の家庭裁判所新規受理人員は、昭和45年の交通反則通告制度の少年への適用拡大、62年の同制度の反則行為の拡大により急減した後、近年も減少傾向にあり、令和3年は1万1,401人（前年比11.9%減）であった。

3-2-2-2 図 少年保護事件 家庭裁判所新規受理人員の推移

(昭和24年～令和3年)



注 1 司法統計年報による。
2 内数である一般保護事件と道路交通保護事件の区分については、統計の存在する昭和31年以降の数値を示した。

(2) 処理状況

ア 終局処理の概要

令和3年における少年保護事件について、①一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐぐ犯を除く。）、②過失運転致死傷等保護事件（過失運転致死傷等及び危険運転致死傷に係る少年保護事件）、③道路交通保護事件の別に、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、3-2-2-3 図のとおりである。処理区分別・非行名別の終局処理人員については、CD-ROM資料3-10参照。

3-2-2-3 図 少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比

(令和3年)

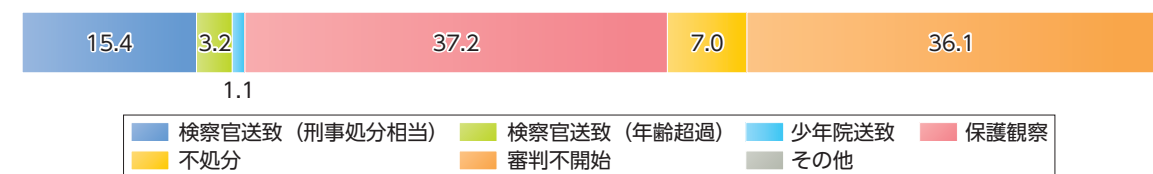
① 一般保護事件（過失運転致死傷等保護事件及びぐぐ犯を除く）(20,653)



② 過失運転致死傷等保護事件 (8,052)



③ 道路交通保護事件 (10,021)



注 1 司法統計年報による。
2 「過失運転致死傷等保護事件」は、過失運転致死傷等及び危険運転致死傷に係る少年保護事件である。
3 「道路交通保護事件」は、道交違反に係る少年保護事件である。
4 「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致である。
5 () 内は、実人員である。

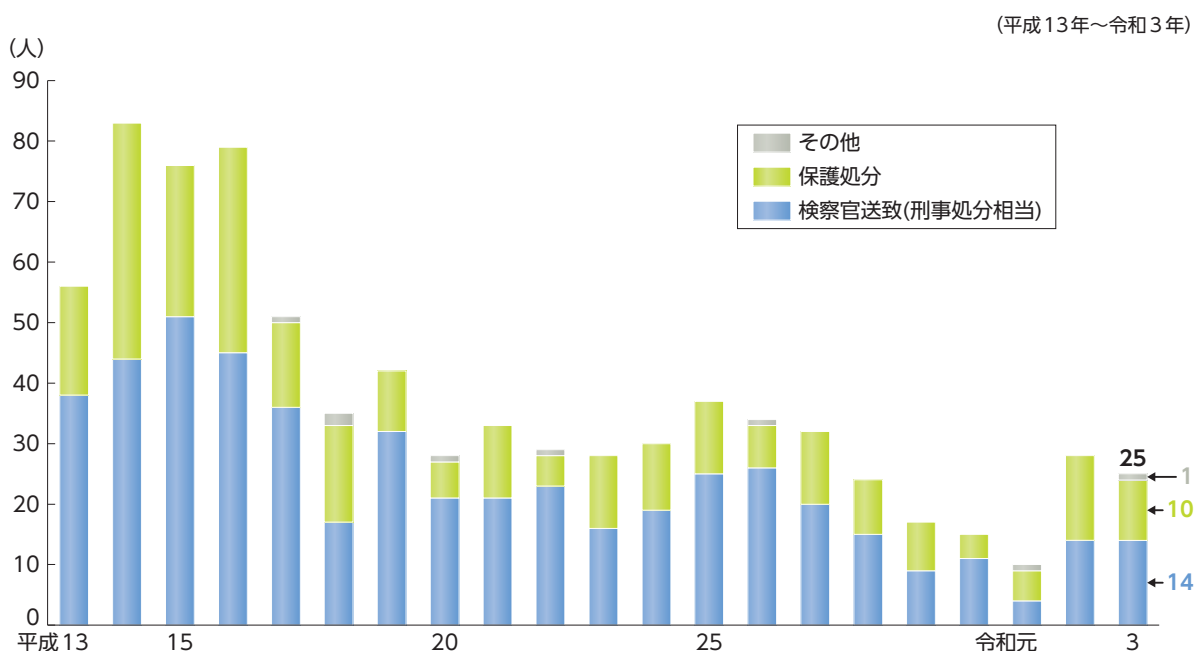
イ 原則逆送事件の処理状況

犯行時16歳以上の少年による故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪の事件については、家庭裁判所は、原則として検察官に送致しなければならないが、これに該当する原則逆送事件の終局処理人員（年齢超過による検察官送致を除く。以下イにおいて同じ。）の推移（原則逆送制度が開始された平成13年以降）は、**3-2-2-4図**のとおりである。14年（83人）のピーク後は、おおむね減少傾向にあったが、令和2年（28人）は増加し（前年比18人増）、3年は25人（同3人減）であった。

平成13年4月以降令和3年末までの間における原則逆送事件の終局処理人員の合計は792人であり、このうち501人（63.3%）が検察官送致決定を受けている。

なお、改正法により、令和4年4月1日からは、特定少年に係る事件のうち、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係るものが、原則逆送事件に追加されている（本章第1節1項参照）。

3-2-2-4図 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員の推移（処理区分別）



- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 3 年齢超過による検察官送致を除く。
 4 平成13年は、原則逆送制度が開始した同年4月1日以降の人員である。
 5 「その他」は、不処分及び審判不開始である。

令和3年における家庭裁判所の終局処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見ると、**3-2-2-5表**のとおりである。

3-2-2-5表 原則逆送事件 家庭裁判所終局処理人員（罪名別、処理区分別）

| 罪 名 | 終局処理人員 | 検察官送致 (刑事処分相当) | 保護処分 | 少年院送致 | | | 保護 観察 | 不処分 | 審 判 不開始 |
|---------|--------|-------------------|------|------------|------------|------------|----------|-----|------------|
| | | | | 第1種 少年院 | 第2種 少年院 | 第3種 少年院 | | | |
| | | | | 総 数 | 25 | 14 | | | |
| 殺 人 | 7 | 1 | 6 | 5 | — | — | 1 | — | — |
| 傷 害 致 死 | 12 | 8 | 3 | 2 | — | — | 1 | — | 1 |
| 危険運転致死 | 6 | 5 | 1 | 1 | — | — | — | — | — |

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「殺人」は、既遂に限る。
 3 少年法55条により地方裁判所から移送されたものを除く。
 4 年齢超過による検察官送致を除く。

第3節 少年鑑別所

1 概説

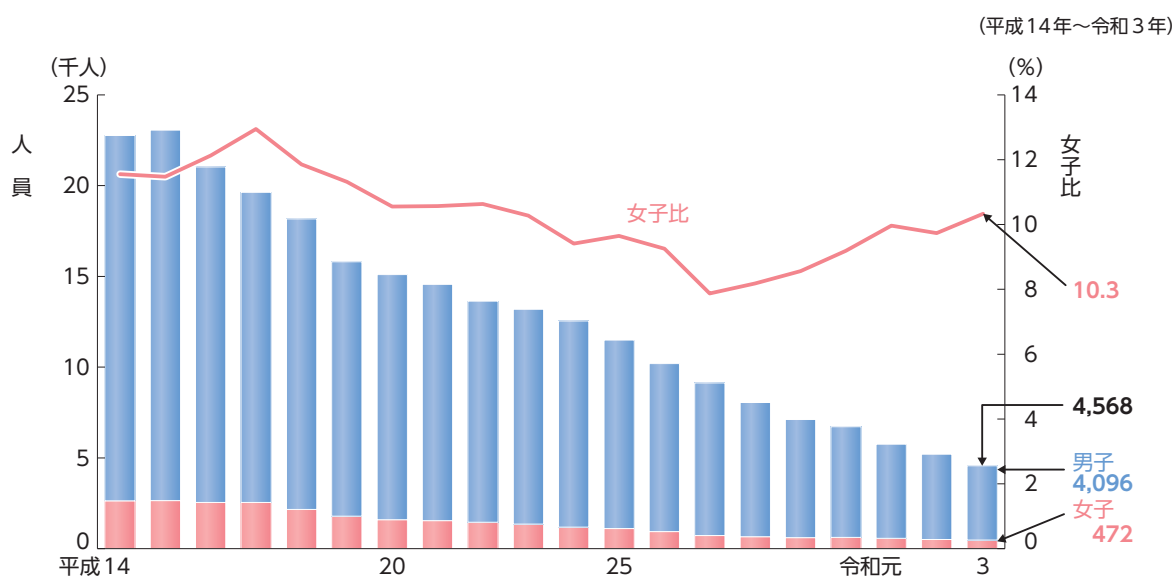
少年鑑別所の業務は、①専門的知識及び技術に基づいた鑑別を実施すること、②在所者の情操の保護に配慮し、その者の特性に応じた観護処遇を実施すること、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を実施することである。少年鑑別所は、令和4年4月1日現在、全国に52庁（分所8庁を含む。）が設置されている。

2 入所・退所の状況

(1) 入所人員の推移

少年鑑別所の入所者（観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいう。）の人員（男女別）及び女子比の推移（最近20年間）は、3-2-3-1図のとおりである。その人員は、平成8年から増加し、15年（2万3,063人）に昭和45年以降最多を記録したが、その後、18年連続で減少し、令和3年は4,568人（前年比12.1%減）であった（CD-ROM資料3-11参照）。3年におけるその人員の内訳は、観護措置による者が86.8%、勾留に代わる観護措置による者が6.9%であった（矯正統計年報による。）。

3-2-3-1 図 少年鑑別所入所者の人員（男女別）・女子比の推移



注 1 矯正統計年報による。

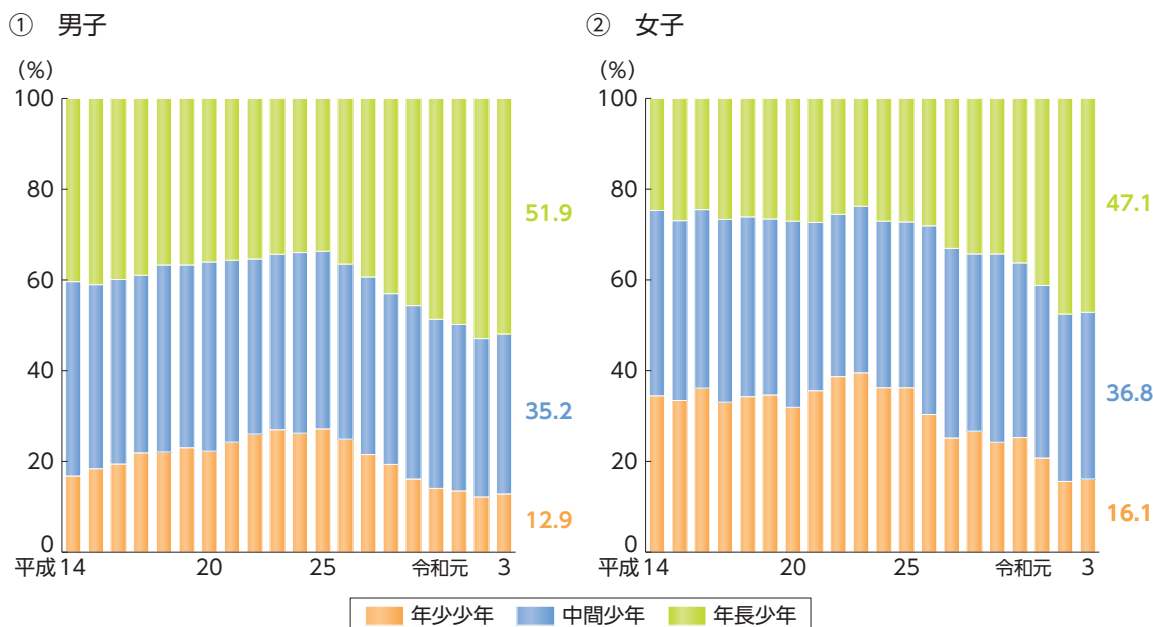
注 2 「入所者」は、観護措置（少年鑑別所送致）、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致、少年院在院者の鑑別のための収容等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し、施設間の移送又は仮収容により入所した者は含まない。

(2) 被收容者の特徴

3-2-3-2図は、少年鑑別所被收容者（観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。以下同じ。）の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見たものである。

3-2-3-2図 少年鑑別所被收容者の年齢層別構成比の推移（男女別）

(平成14年～令和3年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、当該年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。

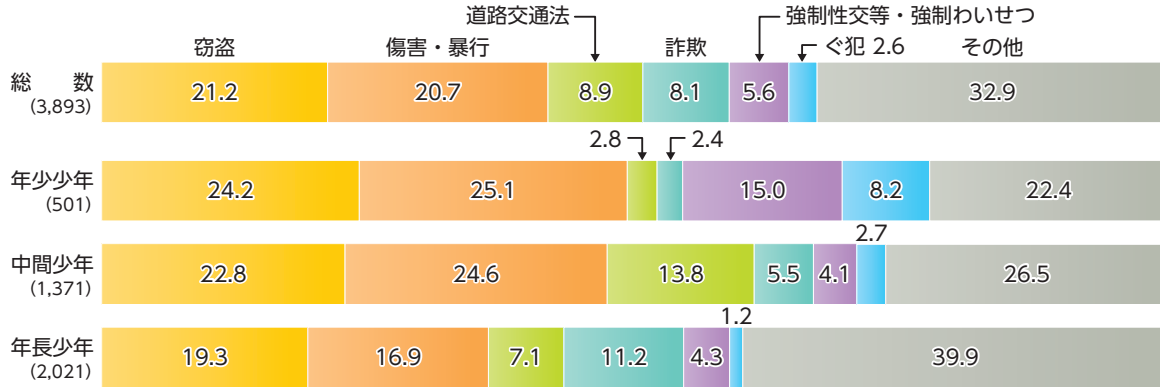
3-2-3-3図は、令和3年における少年鑑別所被收容者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子は、年少少年及び中間少年では傷害・暴行の構成比が最も高く、年長少年では窃盗が最も高かった。また、ぐ犯及び覚醒剤取締法違反の構成比が、女子と比べて顕著に低い（男子におけるぐ犯は2.6%、覚醒剤取締法違反は1.5%。CD-ROM参照）。女子は、年齢層が上がるにつれて、覚醒剤取締法違反の構成比が高くなっている。

3-2-3-3 図

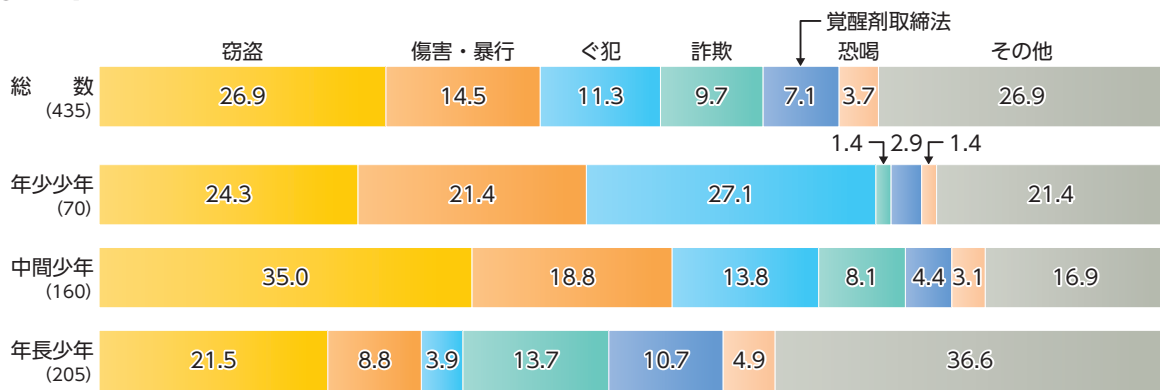
少年鑑別所被收容者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

(令和3年)

① 男子



② 女子



注 1 矯正統計年報による。

注 2 「被收容者」は、観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所した者で、かつ、令和3年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。

注 3 少年鑑別所退所時の年齢による。

注 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。

注 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

注 6 () 内は、実人員である。

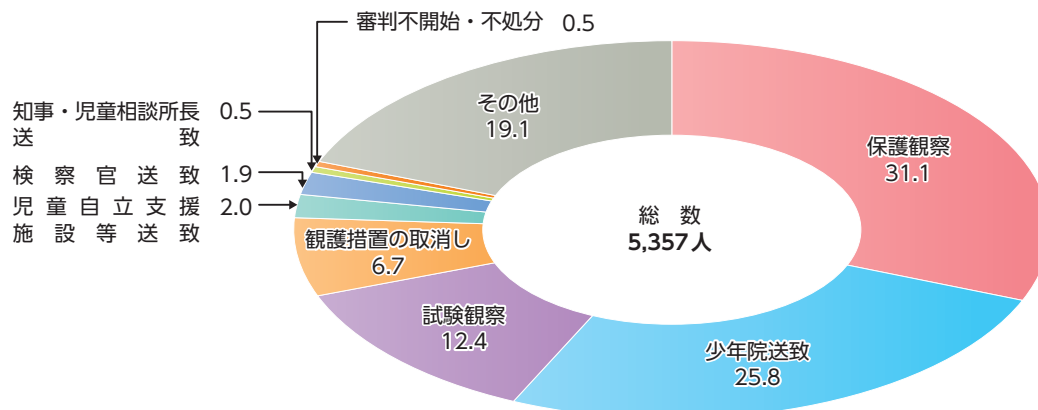
(3) 退所事由

令和3年における少年鑑別所の退所者の退所事由別構成比は、3-2-3-4図のとおりである。

3-2-3-4 図

少年鑑別所退所者の退所事由別構成比

(令和3年)



注 1 矯正統計年報による。

注 2 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。

注 3 「その他」は、施設間の移送、少年院在院者の鑑別のための收容の終了、仮收容の終了、同行指揮等により退所した者である。

3 鑑別

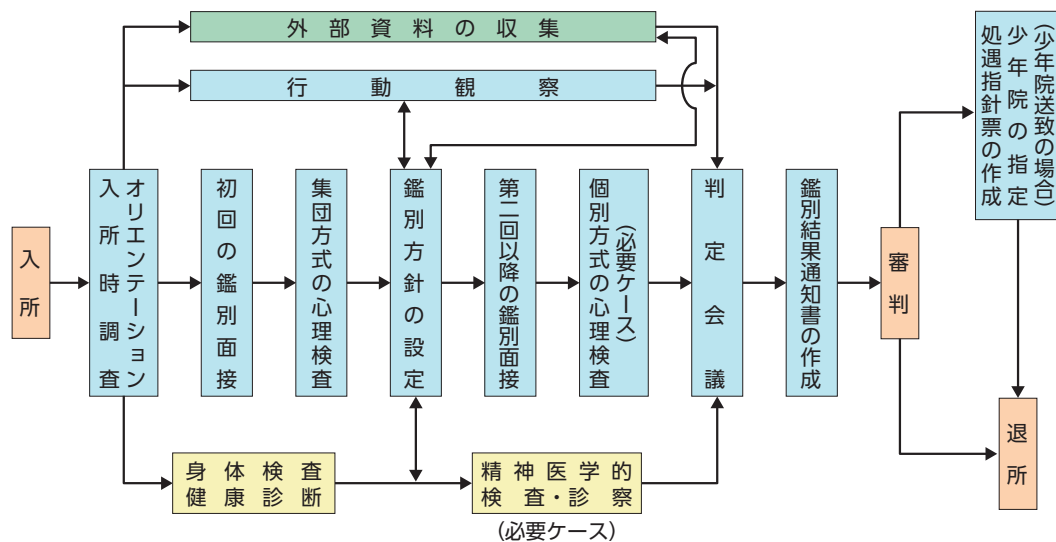
鑑別（非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。）は、家庭裁判所の求めに応じて行う**審判鑑別**、家庭裁判所以外の関係機関の求めに応じて行う**処遇鑑別**に大別される。

(1) 審判鑑別

ア 収容審判鑑別

審判鑑別のうち、観護措置の決定により少年鑑別所に収容されている者に対して行う鑑別を**収容審判鑑別**という。収容審判鑑別の標準的な流れは、3-2-3-5図のとおりである。少年鑑別所では、鑑別面接、心理検査、行動観察、医学的検査及び診察の結果に、外部から得られた情報を加えて検討し、在宅保護（保護観察等）、収容保護（少年院送致等）等の処遇に係る判定を行う。判定の結果は、鑑別対象者の資質の特徴、非行要因、改善更生のための処遇指針等と共に鑑別結果通知書に記載されて家庭裁判所に送付され、審判の資料となる。審判の結果、保護観察や少年院送致の決定がなされた場合には、それぞれ、保護観察を行う保護観察所及び送致先の少年院に送付され、処遇の参考に供される。また、法務省矯正局では、「再犯防止に向けた総合対策」の一環として、少年の再非行防止に資するための調査ツールである**法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）**を開発し、少年鑑別所において運用している。MJCAは、心理学、犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、少年鑑別所における実証データに基づき、統計学的な分析を経て開発したもので、対象者の再非行の可能性等を把握するとともに、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上等、何を目標とした働き掛けを行えば再非行を防止できるのかを明らかにしようとするものである。なお、令和4年4月1日から、同ツールの実施適用範囲が拡大され、原則として全ての少年院在院者にも実施されるようになった。

3-2-3-5図 少年鑑別所における収容審判鑑別の流れ



3-2-3-6表は、令和3年に収容審判鑑別を終了した者について、鑑別の判定と審判における決定等との関係を見たものである。

3-2-3-6表 収容審判鑑別の判定と審判決定等との関係

(令和3年)

| 鑑別の判定 | 審判決定等 | | | | | | | | | |
|-----------------|------------------|-------------------|-----------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|---------------|------------|
| | 総数 | 終局決定 | | | | | 未了 | | | その他 |
| | | 保護処分 | | | 知事・児童相談所長送致 | 検察官送致 | 審判不開始・不処分 | 観護措置の取消し | 試験観察 | |
| 保護観察 | 少年院送致 | 児童自立支援施設・児童養護施設送致 | | | | | | | | |
| 総数 | 3,969 (100.0) | 1,657 (41.7) | 1,366 (34.4) | 105 (2.6) | 27 (0.7) | 40 (1.0) | 20 (0.5) | 90 (2.3) | 663 (16.7) | 1 (0.0) |
| 保護不要 | 16 (100.0) | 14 (87.5) | 1 (6.3) | — | — | — | — | — | 1 (6.3) | — |
| 在宅保護 | 1,330 (100.0) | 1,093 (82.2) | 15 (1.1) | 1 (0.1) | 15 (1.1) | — | 6 (0.5) | 39 (2.9) | 161 (12.1) | — |
| 収容保護 | | | | | | | | | | |
| 少年院 | 2,440 (100.0) | 535 (21.9) | 1,334 (54.7) | 17 (0.7) | 1 (0.0) | 15 (0.6) | 13 (0.5) | 47 (1.9) | 478 (19.6) | — |
| 児童自立支援施設・児童養護施設 | 138 (100.0) | 12 (8.7) | 4 (2.9) | 87 (63.0) | 11 (8.0) | — | 1 (0.7) | — | 23 (16.7) | — |
| 保護不適 | 45 (100.0) | 3 (6.7) | 12 (26.7) | — | — | 25 (55.6) | — | 4 (8.9) | — | 1 (2.2) |

- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護措置により入所し、かつ、令和3年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。）を計上している。
 3 「その他」は、観護措置変更決定等である（検察官送致決定後在所した者を除く。）
 4 ()内は、鑑別の判定ごとの審判決定等別構成比である。

イ 在宅審判鑑別

審判鑑別のうち、少年鑑別所に収容されていない者に対して、少年鑑別所に来所させて行う鑑別等、収容審判鑑別以外のものを**在宅審判鑑別**という。令和3年における在宅審判鑑別の受付人員は231人であった（矯正統計年報による。）。

(2) 処遇鑑別

地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めによる鑑別を処遇鑑別という。処遇鑑別では、処遇の経過、課題及びその分析、今後の処遇指針等について鑑別結果通知書を作成し、各機関における対象者の処遇に資することとしている。令和3年における処遇鑑別の受付人員の内訳は、地方更生保護委員会又は保護観察所が2,365人、少年院又は刑事施設が1,206人、児童自立支援施設又は児童養護施設が6人であった（矯正統計年報による。）。

4 観護処遇

少年鑑別所では、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）に基づき、在所者の法的地位に応じた処遇を行うとともに、その特性に応じた適切な働き掛けによってその健全な育成のための支援を行っている。健全な育成のための支援としては、在所者の自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っている。また、在所者の情操を豊かにし、健

全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習や文化活動等に関する助言・援助を行っており、各少年鑑別所の実情に応じて、外部の協力者による学習支援や就労等に関する講話、季節の行事等の機会を設けている。

5 非行及び犯罪の防止に関する援助

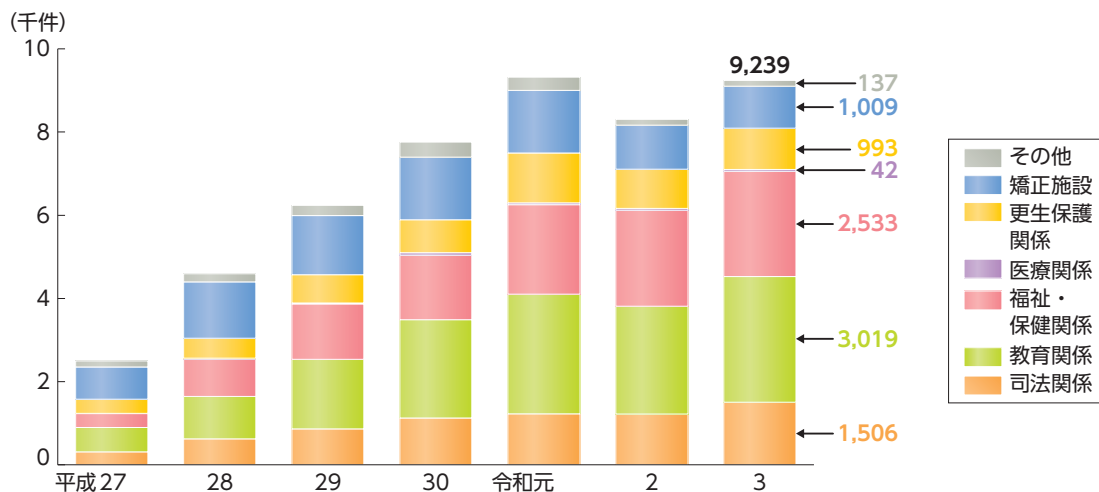
少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における**非行及び犯罪の防止に関する援助**（以下「地域援助」という。）を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関等のニーズに幅広く対応している。

令和3年に実施した地域援助のうち、少年、保護者等の個人からの依頼に基づく援助の実施人員は、延べ5,610人（前年比1,298人増）であった（矯正統計年報による。）。

また、機関・団体からの依頼に基づく援助の実施状況の推移（地域援助が開始された平成27年以降）を依頼元機関等別に見ると、**3-2-3-7図**のとおりである。令和3年においては、依頼元機関等のうち、学校や教育委員会等の「教育関係」の構成比が最も高く、実施件数の約3分の1を占めているほか、児童相談所や地域生活定着支援センター等の「福祉・保健関係」、都道府県警察や検察庁等の「司法関係」といった多様な機関等に対して援助を実施している。実施件数の総数は、元年（9,317件）から2年（8,305件）は減少したものの、3年は、9,239件であり、前年と比べて934件増加した。依頼元機関等別では、「教育関係」、「司法関係」、「福祉・保健関係」の順に前年より増加（それぞれ429件増、284件増、225件増）した一方、「矯正施設」は前年と比べて54件減少した（CD-ROM参照）。

3-2-3-7図 機関等からの依頼に基づく地域援助の実施状況の推移（依頼元機関等別）

（平成27年～令和3年）



- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 機関又は団体からの依頼に基づく援助に限り、個人からの依頼に基づく相談等への対応は除く。
 3 「司法関係」は、都道府県警察、検察庁、裁判所その他司法に関する機関又は団体である。
 4 「教育関係」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）1条に定める学校、都道府県及び市町村等の教育委員会その他教育に関する機関又は団体である。
 5 「福祉・保健関係」は、児童相談所、地域生活定着支援センター、児童自立支援施設、児童養護施設、保健所、精神保健福祉センターその他福祉・保健に関する機関又は団体である。
 6 「医療関係」は、医療法（昭和23年法律第205号）1条の5に定める病院及び診療所その他医療に関する機関又は団体である。
 7 「更生保護関係」は、地方更生保護委員会、保護観察所、保護司会、更生保護法人その他更生保護に関する機関又は団体である。
 8 「矯正施設」は、刑事施設、少年院及び婦人補導院である。
 9 「その他」は、非行及び犯罪の防止に資する活動、青少年の健全育成に資する活動等を実施する機関又は団体である。
 10 平成27年は、地域援助が開始された同年6月からの実施状況について計上している。

第4節 少年院

1 概説

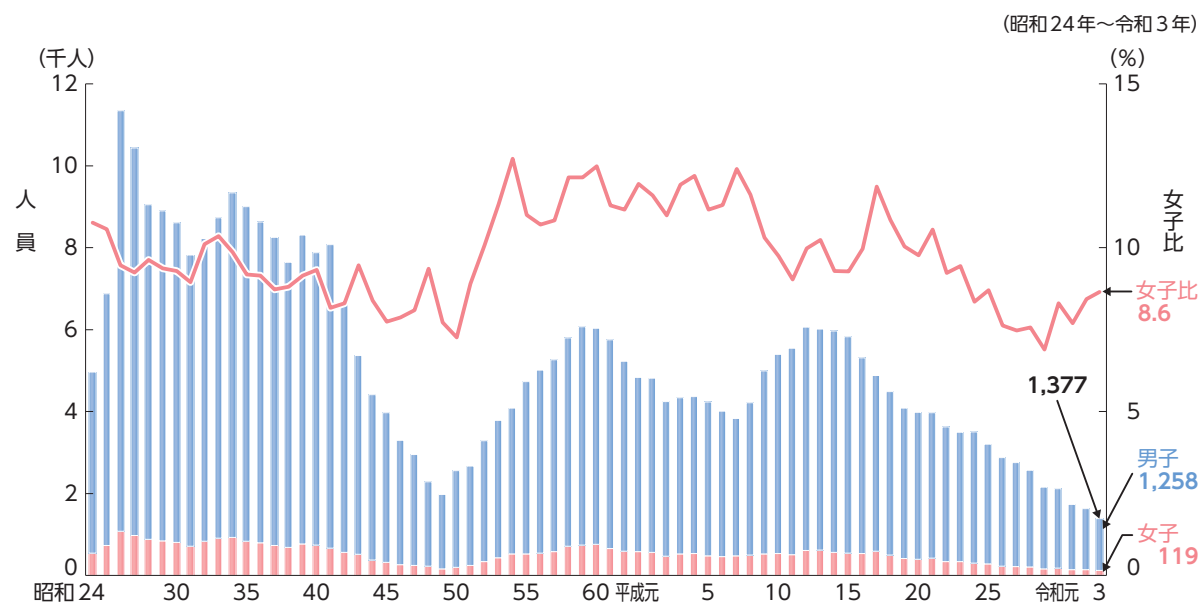
少年院は、主として、家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設である。令和4年4月1日現在、全国に46庁（分院6庁を含む。）が設置されている。

2 少年院入院者

(1) 少年院入院者の人員の推移

3-2-4-1図は、少年院入院者の男女別の人員及び女子比の推移（昭和24年以降）を見たものである。入院者の人員は、最近25年間では、平成12年（6,052人）をピークに減少傾向が続いており、令和3年は1,377人（前年比15.2%減）であり、昭和24年以降最少であった。また、令和3年の女子比は、前年より0.2pt上昇した。

3-2-4-1図 少年院入院者の人員（男女別）・女子比の推移



注 少年矯正保護統計、少年矯正統計年報及び矯正統計年報による。

(2) 少年院入院者の特徴

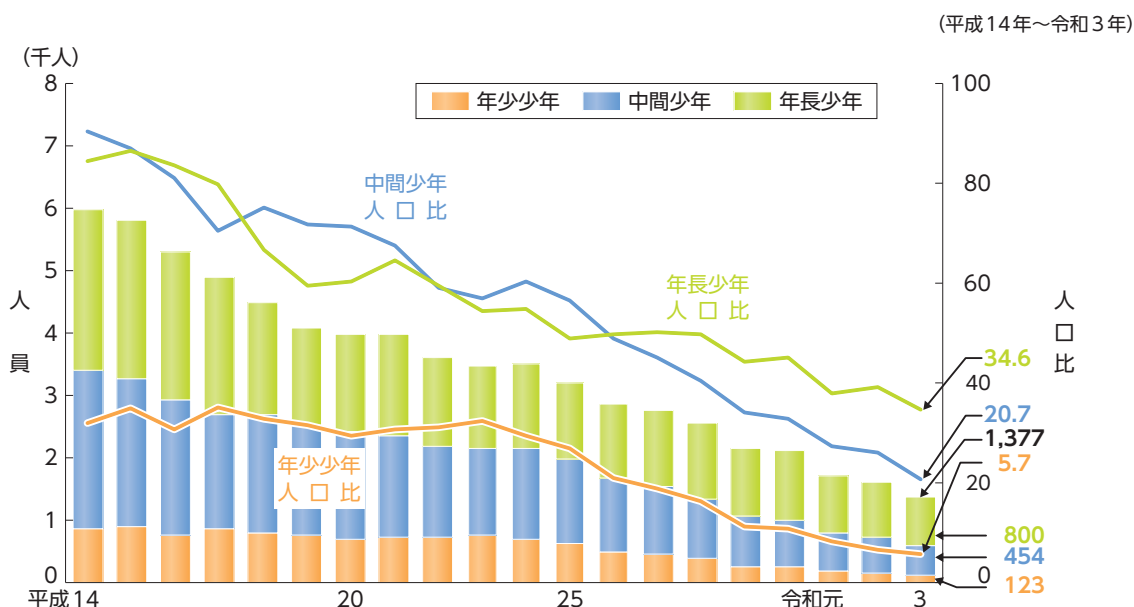
ア 年齢

3-2-4-2図は、少年院入院者の人員及び人口比の推移（最近20年間）を年齢層別に見たものである。その人員は、年長少年（入院時に20歳に達している者を含む。以下（2）において同じ。）では、平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、令和3年は前年（900人）よりも減少し、800人（前年比11.1%減）であった。中間少年では、年長少年と同様に平成13年をピークとして、その後、おおむね減少傾向にあり、令和3年は454人（同22.1%減）であった。年少少年（入院時に14歳未満の者を含む。以下（2）において同じ。）も、平成24年から毎年減少しており、令和3年は123人（同12.8%減）であった。3年の年齢層別構成比は、年長少年（58.1%）が最も高く、次いで、中間少年（33.0%）、年少少年（8.9%）の順であった（CD-ROM参照）。

令和3年における年長少年、中間少年及び年少少年の人口比は、いずれも前年と比べ低下している。

なお、令和3年における14歳未満の少年院入院者は、7人（男子5人、女子2人）であった（矯正統計年報による。）。

3-2-4-2図 少年院入院者の人員・人口比の推移（年齢層別）



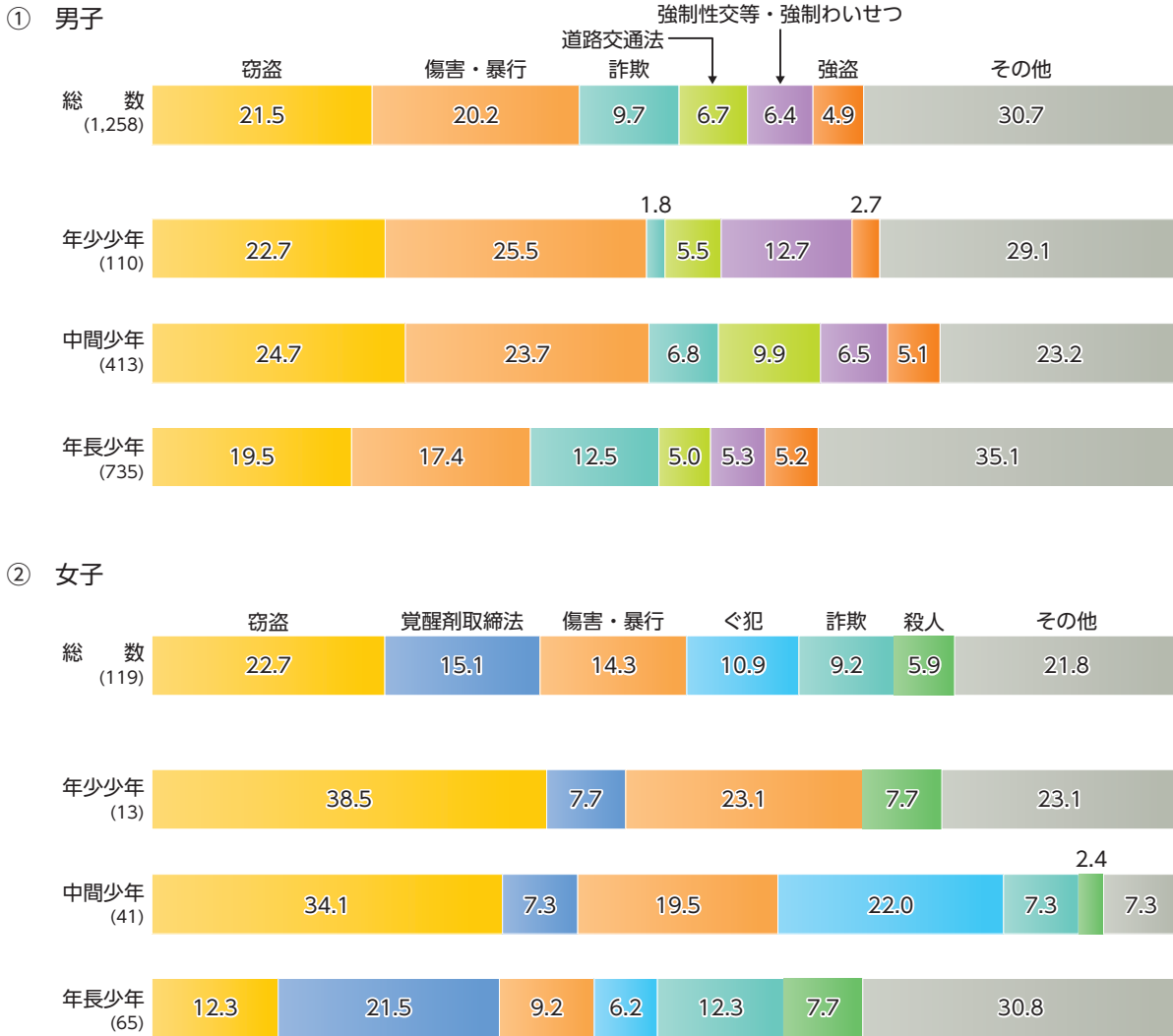
- 注 1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの少年院入院者の人員である。

イ 非行名

3-2-4-3図は、令和3年における少年院入院者の非行名別構成比を男女別に見るとともに、これを年齢層別に見たものである。男子の構成比を見ると、中間少年及び年長少年では窃盗（それぞれ24.7%、19.5%）、傷害・暴行（それぞれ23.7%、17.4%）の順に高く、中間少年では道路交通法違反（9.9%）、年長少年では詐欺（12.5%）がそれぞれ続く。一方、年少少年では傷害・暴行（25.5%）が最も高く、次いで、窃盗（22.7%）、強制性交等・強制わいせつ（12.7%）の順となっている。女子の構成比を見ると、総数では、窃盗（22.7%）が最も高く、次いで、覚醒剤取締法違反（15.1%）、傷害・暴行（14.3%）の順に高く、年齢層が上がるにつれて、窃盗及び傷害・暴行の構成比が低くなり、年長少年では他の年齢層に比べると覚醒剤取締法違反（21.5%）及び詐欺（12.3%）の構成比が高くなっている。また、女子は、男子と比べ、覚醒剤取締法違反及びぐ犯の構成比が顕著に高い（女子の少年院入院者の特徴については、第4編第7章第2節2項（2）参照）。

3-2-4-3 図 少年院入院者の非行名別構成比（男女別、年齢層別）

（令和3年）



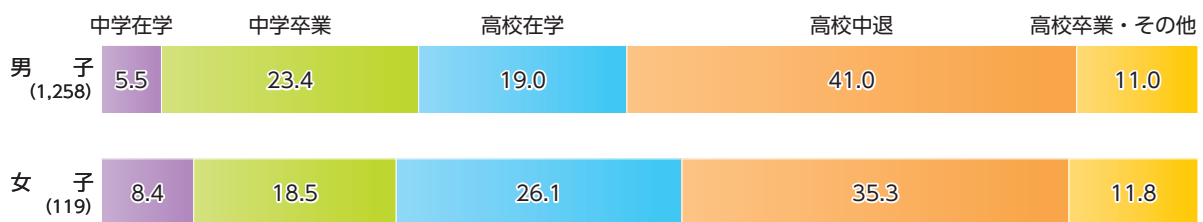
注 1 矯正統計年報による。
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 ()内は、実人員である。

ウ 教育程度、就学・就労状況

3-2-4-4 図及び3-2-4-5 図は、令和3年における少年院入院者の教育程度別構成比及び就学・就労状況別構成比を、いずれも男女別に見たものである。

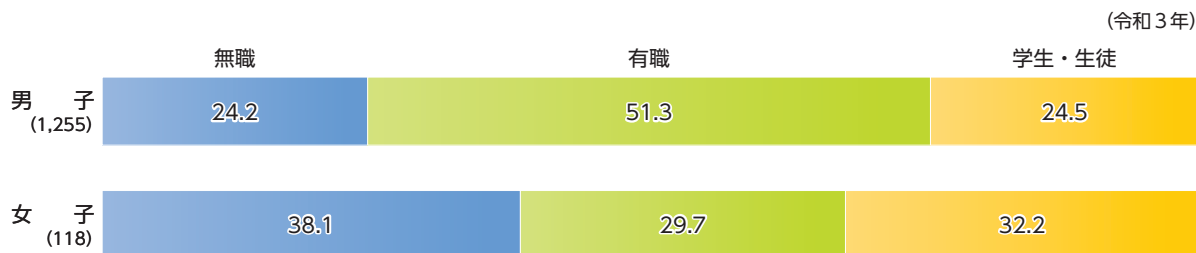
3-2-4-4 図 少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）

（令和3年）



注 1 矯正統計年報による。
 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就労状況である。
 3 「その他」は、高等専門学校在学・中退、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業である。
 4 ()内は、実人員である。

3-2-4-5図 少年院入院者の就学・就労状況別構成比（男女別）

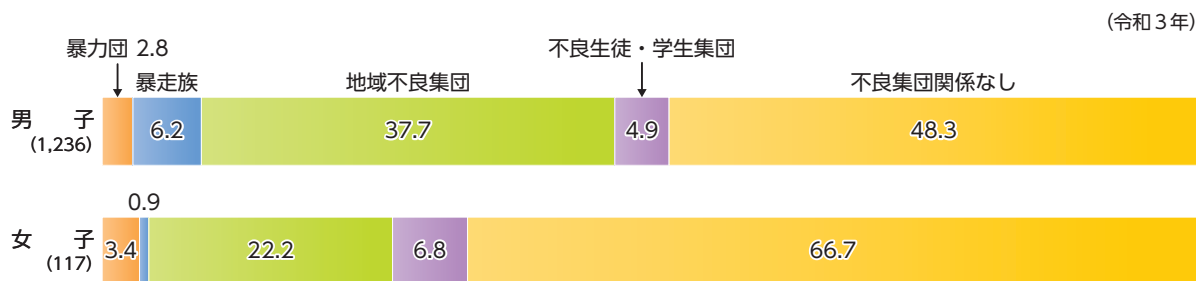


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 就学・就労状況は、非行時による。
 3 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

エ 不良集団関係

3-2-4-6図は、令和3年における少年院入院者の不良集団関係別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-6図 少年院入院者の不良集団関係別構成比（男女別）

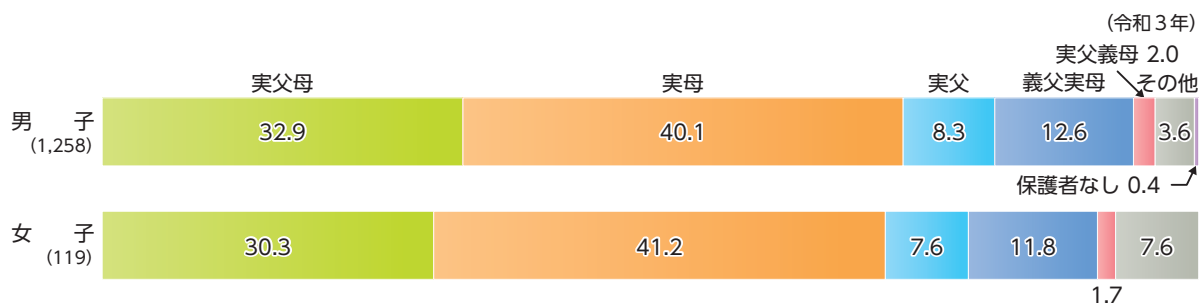


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不良集団関係は、非行時による。
 3 不良集団関係が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

オ 保護者の状況

3-2-4-7図は、令和3年における少年院入院者の保護者状況別構成比を男女別に見たものである。

3-2-4-7図 少年院入院者の保護者状況別構成比（男女別）

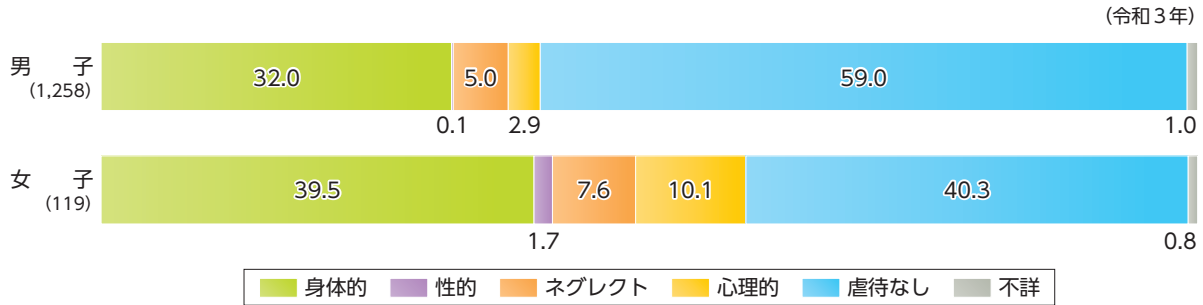


- 注 1 矯正統計年報による。
 2 保護者状況は、非行時による。
 3 「その他」は、養父（母）等である。
 4 () 内は、実人員である。

カ 被虐待経験

3-2-4-8図は、令和3年における少年院入院者の保護者等からの被虐待経験別構成比を男女別に見たものである。ただし、ここでいう被虐待経験の有無・内容は、入院段階における少年院入院者自身の申告等により把握することのできたものに限られている点に留意する必要がある。

3-2-4-8図 少年院入院者の被虐待経験別構成比（男女別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 虐待の定義は、児童虐待防止法による。ただし、ここでは保護者以外の家族による少年に対する虐待や、18歳以上の少年に対する虐待も含む。
 3 「身体的」は、少年の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えることをいい、「性的」は、少年にわいせつな行為をすること又は少年をしてわいせつな行為をさせることをいい、「ネグレクト」は、少年の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ることをいい、「心理的」は、少年に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをいう。
 4 複数の類型に該当する場合は、主要なもの一つに計上している。
 5 ()内は、実人員である。

3 少年院における処遇

改正法により、少年院法が改正され、少年院の種類として新たに第5種を追加する（本章第1節1項参照）などの規定の整備が行われた（令和4年4月1日施行）ほか、同改正を踏まえて矯正教育に係る規程が見直され、第5種少年院における矯正教育課程や矯正教育の内容が新たに定められた（特定少年に係る少年院における処遇の詳細については、本項（1）及び（2）並びにコラム3をそれぞれ参照）。

（1）少年院の種類及び矯正教育課程

少年院には、次の①から⑤までの種類があり、それぞれ、少年の年齢、犯罪的傾向の程度、心身の状況等に応じて、以下の者を収容している。なお、⑤は、前記少年院法の改正により、新たに設置された種類である。

- ① 第1種 保護処分の執行を受ける者（⑤の者を除く。②及び③において同じ。）であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満のもの（②の者を除く。）
- ② 第2種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだ、おおむね16歳以上23歳未満のもの
- ③ 第3種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満のもの
- ④ 第4種 少年院において刑の執行を受ける者
- ⑤ 第5種 2年の保護観察に付されている特定少年であって、かつ、当該保護観察中に遵守すべき事項を遵守しなかったと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認められ、少年院に収容する旨の決定を受けた者

少年院においては、在院者の特性に応じて体系的・組織的な矯正教育を実施するため、**矯正教育課程**が定められている。矯正教育課程は、在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、在院者が社会生活に適応するために必要な能力その他の事情に照らして一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたものである。

少年院の種類（第5種を除く。）ごとに指定された矯正教育課程は、**3-2-4-9表**のとおりであり、令和3年における少年院入院者の矯正教育課程別人員は、**同表**の人員欄のとおりである。なお、第5種少年院における矯正教育課程については、コラム3参照。

3-2-4-9表 少年院入院者の人員（矯正教育課程別）

(令和3年)

| 少年院の種類 | 矯正教育課程 | 符号 | 在院者の類型 | 矯正教育の重点的な内容 | 標準的な期間 | 人員 |
|---------|----------|--|--|---|---------|------------|
| 第1種 | 短期義務教育課程 | SE | 原則として14歳以上で義務教育を終了しない者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの | 中学校の学習指導要領に準拠した、短期間の集中した教科指導 | 6月以内の期間 | 4 (0.3) |
| | 義務教育課程Ⅰ | E1 | 義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの | 小学校の学習指導要領に準拠した教科指導 | 2年以内の期間 | — |
| | 義務教育課程Ⅱ | E2 | 義務教育を終了しない者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日が終了したもの | 中学校の学習指導要領に準拠した教科指導 | | 42 (3.1) |
| | 短期社会適応課程 | SA | 義務教育を終了した者のうち、その者の持つ問題性が単純又は比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの | 出院後の生活設計を明確化するための、短期間の集中した各種の指導 | 6月以内の期間 | 173 (12.6) |
| | 社会適応課程Ⅰ | A1 | 義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上等、社会適応上の問題がある者であって、他の課程の類型には該当しないもの | 社会適応を円滑に進めるための各種の指導 | 2年以内の期間 | 536 (38.9) |
| | 社会適応課程Ⅱ | A2 | 義務教育を終了した者のうち、反社会的な価値観・行動傾向、自己統制力の低さ、認知の偏り等、資質上特に問題となる事情を改善する必要があるもの | 自己統制力を高め、健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導 | | 144 (10.5) |
| | 社会適応課程Ⅲ | A3 | 外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者 | 日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導 | | 2 (0.1) |
| | 支援教育課程Ⅰ | N1 | 知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの | 社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導 | | 67 (4.9) |
| | 支援教育課程Ⅱ | N2 | 情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの | 障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導 | 2年以内の期間 | 86 (6.2) |
| 支援教育課程Ⅲ | N3 | 義務教育を終了した者のうち、知的能力の制約、対人関係の持ち方の稚拙さ、非社会的行動傾向等に応じた配慮を要するもの | 対人関係技能を養い、適応的に生活する習慣を身に付けるための各種の指導 | 258 (18.7) | | |
| 社会適応課程Ⅳ | A4 | 特に再非行防止に焦点を当てた指導及び心身の訓練を必要とする者 | 健全な価値観を養い、堅実に生活する習慣を身に付けるための各種の指導 | 28 (2.0) | | |
| 第2種 | 社会適応課程Ⅴ | A5 | 外国人等で、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者 | 日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種の指導 | 2年以内の期間 | — |
| | 支援教育課程Ⅳ | N4 | 知的障害又はその疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの | 社会生活に必要な基本的な生活習慣・生活技術を身に付けるための各種の指導 | | — |
| | 支援教育課程Ⅴ | N5 | 情緒障害若しくは発達障害又はこれらの疑いのある者及びこれに準じた者で処遇上の配慮を要するもの | 障害等その特性に応じた、社会生活に適応する生活態度・対人関係を身に付けるための各種の指導 | | — |
| 第3種 | 医療措置課程 | D | 身体疾患、身体障害、精神疾患又は精神障害を有する者 | 心身の疾患、障害の状況に応じた各種の指導 | — | 37 (2.7) |
| 第4種 | 受刑在院者課程 | J | 受刑在院者 | 個別的事情を特に考慮した各種の指導 | — | — |

注 1 矯正統計年報による。
2 () 内は、矯正教育課程別の構成比である。

(2) 矯正教育

少年院における処遇の中核となるのは**矯正教育**であり、在院者には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導の五つの分野にわたって指導が行われる。少年院の長は、個々の在院者の特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、方法、期間等を定めた個人別矯正教育計画を作成し、矯正教育はこれに基づき実施される。

少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1級、2級及び3級に区分されており、在院者は、まず3級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行し、これに応じて、その在院者にふさわしい処遇が行われる。

前記の五つの分野における指導の主な内容は、以下のとおりである。

ア 生活指導

少年院においては、在院者に対し、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を行う。生活指導は、①基本的な生活訓練、②問題行動指導、③治療的指導、④被害者心情理解指導、⑤保護関係調整指導及び⑥進路指導について、全体講義、面接指導、作文指導、日記指導、グループワーク等の方法を用いて行われている。

また、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、令和3年度までは6種類の**特定生活指導**が実施されており、3年における各指導の受講終了人員は、①**被害者の視点を取り入れた教育**が48人、②**薬物非行防止指導**が303人、③**性非行防止指導**が126人、④**暴力防止指導**が333人、⑤**家族関係指導**が339人、⑥**交友関係指導**が695人であった（法務省矯正局の資料による。なお、4年度からは、成年に達した者を対象とした「成年社会参画指導」が加わり、7種類となっている。成年社会参画指導については、コラム3参照）。

このうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、**重点指導施設**が指定され、指導の充実が図られている。令和3年度は、薬物非行防止指導では11庁、性非行防止指導では2庁が重点指導施設に指定されており、これらの施設においては、他の少年院からも対象者を受け入れるなどして、グループワーク等による重点的かつ集中的な指導が実施されている。

さらに、女子少年については、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する処遇プログラムが行われている（詳細については、第4編第7章第2節2項（2）参照）。

イ 職業指導

少年院においては、在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために必要な職業指導を行っている（令和4年度から再編された職業指導の概要については、コラム3参照）。

令和3年における出院者（退院又は仮退院により少年院を出院した者に限る。以下この節において同じ。）のうち、在院中に指定された職業指導の種目において、溶接、土木・建築、情報処理等の資格・免許を取得した者は延べ人員で1,330人、それ以外の資格取得講座において、小型車両系建設機械運転、フォークリフト運転、危険物取扱者等の資格・免許を取得した者は延べ人員で1,763人であった（法務省矯正局の資料による。）。

ウ 教科指導

少年院においては、義務教育未終了者及び社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる在院者に対しては、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行う。そのほか、高等学校への編入若しくは復学、大学等への進学又は就労等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行うことができる。令和3年における出院者のうち、中学校又は高等学校への復学が決定した者は、それぞれ

22人、54人であり、在院中に中学校の修了証明書を授与された者は、58人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、法務省と文部科学省の連携により、少年院内において、高等学校卒業程度認定試験を実施しており、同年度の受験者数は443人、合格者数は、高卒認定試験合格者が169人、一部科目合格者が260人であった（文部科学省総合教育政策局の資料による。）。

エ 体育指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるため必要な体育指導が行われている。体育指導においては、各種スポーツ種目等を通じて、日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、遵法の精神や協調性を育むような指導に留意している。

オ 特別活動指導

特別活動指導においては、在院者の情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うため、自主的活動、クラブ活動、情操的活動、行事及び社会貢献活動が行われている。このうち、社会貢献活動としては、社会に有用な活動を通じて規範意識、社会性の向上等を図ることを目的として、公共施設における清掃活動等が行われている。

コラム3 少年法等の改正後の少年院における処遇の実際について

少年院においては、令和4年4月から施行された改正法を踏まえ（本章第1節1項及び本節参照）、新たな枠組み・指導体制等を構築した上で、更なる矯正教育等の充実強化に着手している。少年院の処遇の実際について、以下の3点を紹介する。

第一は、**特定少年**（本章第1節1項参照）に対する矯正教育の実施である。これは、法制審議会諮問第103号答申において、罪を犯した18歳及び19歳の者は、民法上等で「成年」として位置付けられる一方、可塑性を有する存在であり、18歳未満の者とも20歳以上の者とも異なる取扱いをすべきであるとされたことを踏まえ、検討が開始されたものであり、令和3年1月以降、外部有識者を交えた検討会での議論等を経て、その方向性が取りまとめられた。そこで確認された方向性は、特定少年を「民法上等の成年であり、責任ある主体として積極的に社会参加すべき存在」として位置付け、新たな教育プログラムを策定・導入するというものであった。この教育プログラムの内容・方法等については、その後検討が重ねられ、最終的には、**成年社会参画指導**という特定生活指導（本節3項（2）ア参照）が新たに開発された。同指導の受講者全員に統一的に実施されるプログラムは、ワークブック「大人へのステップ」に基づいて実施され、指導時間数は12単元（1単元100分）となっている。各単元のテーマは、「大人になる」、「非行・犯罪について」、「契約について」、「訴訟について」、「結婚について」など多岐にわたっている。成年であることの自覚及び責任を喚起するとともに、社会参加に必要な知識を付与すること等を指導目標にしており、これまでの少年院における矯正教育の枠組みを拡充する指導内容・方法等となっている。

第二は、第5種少年院の運用の開始である。第5種少年院には、以下の表のとおり、二つの矯正教育課程が設置されている。

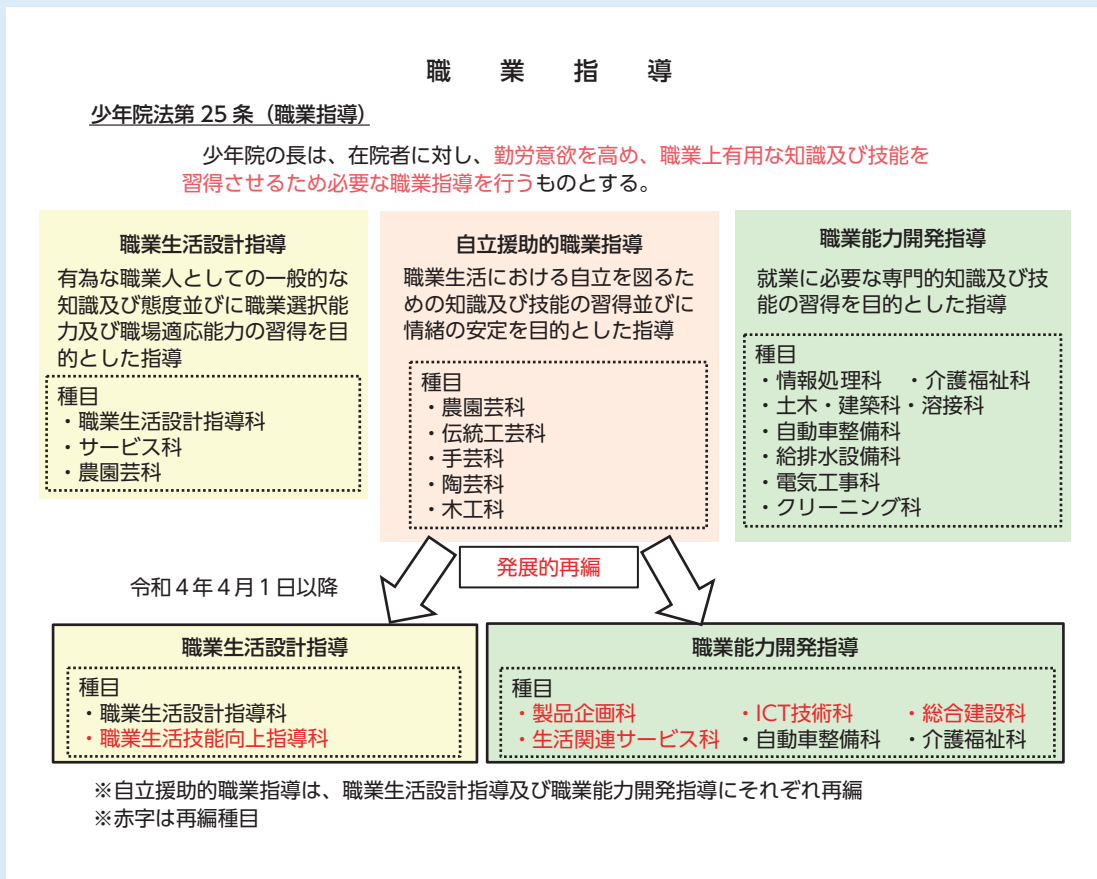


成年社会参画指導 ワークブック「大人へのステップ」
【写真提供：法務省矯正局】

| 少年院の種類 | 矯正教育課程 | 符号 | 在院者の類型 | 矯正教育の重点的な内容 | 標準的な期間 |
|--------|-------------|----|---|----------------------------|---------|
| 第5種 | 保護観察復帰指導課程Ⅰ | P1 | 保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者のうち、その者の持つ問題性が比較的軽く、早期改善の可能性が大きいもの | 保護観察を再開するための、短期間の集中した各種の指導 | 3月以内の期間 |
| | 保護観察復帰指導課程Ⅱ | P2 | 保護観察再開に向けた社会適応上の指導を要する者（保護観察復帰指導課程Ⅰに該当する者を除く。） | 保護観察を再開するための、集中した各種の指導 | 6月以内の期間 |

第5種少年院在院者に対しては、**保護観察復帰プログラム**が新たに開発され、少年院と保護観察所が連携して実施することとされている。これは、当該在院者が「ありたい自分」に向かう一連のプロセスの一部として保護観察を位置付け、少年院職員や保護観察官等と対話を深めながら、更生することへの動機付けを高めることを指導目的としており、動機づけ面接の行動変容の理論に基づく教材とミーティングを効果的に組み合わせた指導内容となっている。同教材に基づく指導時間数は10単元（1単元：個別指導の場合50分、集団指導の場合100分）であり、各単元は、「今の自分」、「私の大切なもの」、「ありたい自分」、「強みと資源」、「私のロードマップ」などをテーマとしており、保護観察官や保護司の参加が推奨される単元も含まれている。ミーティングは、退院後の更生に向けて必要な事項等の話し合いをするため、当該在院者のほか、少年院職員、保護観察官又は保護司、家族やその他の支援者を参加者として、複数回実施することとされている。少年院と保護観察所の密接な連携を前提とした初めての試みであり、その効果が注目される。

第三は、職業指導種目の再編である。前記の外部有識者を交えた検討会は、主として18歳及び19歳の者に対する矯正教育の在り方について議論されたものであるが、課題の一つとして「時代のニーズに対応した職業指導種目の設置」が挙げられたことを踏まえ、今回の再編につながったものである（概要については、以下の図を参照）。



これまで、職業指導は、①「職業能力開発指導」、②「自立援助的職業指導」及び③「職業生活設計指導」の三つの指導に分かれていたが、②が発展的に①及び③それぞれに再編され、再編後は、①及び③の二つの指導に大別されることになった。

それぞれの指導において、職業指導種目も再編され、例えば、新設された種目である**ICT技術科**は、プログラミング教育などICTに係る知識の習得等がねらいとされ、従来の電気工事科、溶接科、土木建築科等が統合された**総合建設科**は、複数の資格取得に向けた知識・技術の習得等がねらいとされている。このほか、従来の農園芸科、木工科、手芸科、陶芸科等が統合された**製品企画科**は、製品企画から制作、展示、販売までを体験することがねらいとされているなど、より実践・社会的視点を考慮した発展的再編になった。

このように、改正法の施行を機に、少年院では、新たな枠組み・指導体制等について検討が重ねられ、特定少年を含む在院者に対する矯正教育の充実強化が図られている。ところで、少年院は、大正12年（1923年）1月に初めて、東京に多摩少年院が、大阪に浪速少年院が開設され、令和5年（2023年）に100周年を迎える。この間、少年院は、処遇に関する知見・ノウハウを着実に蓄積し、少年院送致となった非行少年の処遇に係る専門機関としての役割を果たしてきたものであるが、今般、特定少年に対する処遇、保護観察中に遵守すべき事項を遵守しなかった特定少年を保護観察に復帰させることを目的とした新たなプログラムの開発・実施、若年受刑者処遇における矯正教育の手法やノウハウの活用（コラム2参照）など、その役割・機能を更に拡充しつつある。改正法施行後の少年院における処遇の実際は、時代のニーズに応えた更なる充実強化にほかならず、次の100年に向けての新たな知見・ノウハウの蓄積が期待される。

（3）保護者に対する協力の求め等

少年院においては、在院者の保護者等に対し、在院者の処遇に関する情報の提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する教育活動への参加依頼等を通じて、在院者の処遇への理解と協力を得よう努めている。令和3年に保護者等の参加を依頼した少年院の主な教育活動としては、保護者等と在院者が共同で活動し、相互理解を深めさせることなどを目的とした**保護者参加型プログラム**を延べ87回（保護者等の参加人員は延べ400人）、保護者等に在院者の処遇や円滑な社会復帰に向けた支援内容に関する理解を深めさせることを目的とした**保護者会**を延べ674回（同1,538人）、家族間のコミュニケーション等に関する**講習会**を延べ109回（同425人）実施した（法務省矯正局の資料による。）。)

また、少年院においては、家族関係を調整する上で必要があると認められる場合のほか、在院者と保護者等との間で、将来の進路や出院後の生活、被害弁償等の重要な問題について話し合う必要があると認められるなどの場合、在院者を少年院の特に区分した場所に収容し、同所にその保護者等を宿泊させる方法により面会をさせることができる（**宿泊面会**）が、令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、宿泊面会の実施がなかった（法務省矯正局の資料による。）。)

（4）関係機関等に対する協力の求め等

少年院においては、家庭裁判所等の関係機関を始めとして、学校、病院、民間の篤志家等に対して協力を求め、その専門的な知識・技術を活用して在院者の改善更生を図っている。

民間の篤志家として、篤志面接委員、教誨師、更生保護女性会員、BBS会員等が支援活動を行っている。**篤志面接委員**は、在院者に対し、種々の悩みについての相談・助言、教養指導等を行っており、令和3年末現在、391人を少年院の篤志面接委員として委嘱している（法務省矯正局の資料によ

る。)**教誨師**は、在院者の希望に応じて宗教教誨を行っており、同年末現在、329人を少年院の教誨師として依頼している（法務省矯正局の資料による。第2編第4章第4節3項参照）。**更生保護女性会員、BBS会員**等は、定期的に少年院を訪問し、様々な形で少年院の処遇を支援している（同編第5章第6節4項（1）及び（2）参照）。

（5）社会復帰支援

少年院は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、保護観察所と連携して、適切な帰住先を確保すること、医療及び療養を受けることを助けること、修学又は就業を助けることなどの社会復帰支援を行っている。

法務省においては、厚生労働省と連携し、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**の一環として、少年院在院者に対してハローワークの職員による職業相談等を実施しており（第2編第4章第3節4項参照）、また、障害を有し、かつ、適当な帰住先がない在院者に対して、出院後速やかに福祉サービスを受けることができるようにするための**特別調整**を実施している（同節5項及び同編第5章第2節2項参照）。

令和3年における出院者のうち、就労支援の対象者に選定されて支援を受けた者は444人（28.3%）、そのうち就職の内定を得た者は145人（出院者の9.3%、就労支援を受けた者の32.7%）であった（矯正統計年報による。出院者の進路については、本節4項（1）参照）。

さらに、少年院においては、高等学校等への復学等を希望している在院者又は中学校への復学等が見込まれる在院者に対し、出院後の円滑な復学等を図るために行う修学支援についても充実が図られている。全在院者に対し、「学ぶ」ことの意義、学校の種類、学校卒業後の進路等について情報提供することを目的とした**修学支援ハンドブック**が配布されているほか、転学又は入学が可能な学校や、利用可能な経済的支援等に係る情報収集と提供を民間の事業者に委託する修学支援情報提供等請負業務（通称「**修学支援デスク**」）が整備され、在院者がこれを利用して転入学に関する具体的な情報を得られる。令和3年度における修学支援デスクの利用状況は、進路希望依頼が235件、調査報告が700件であった（法務省矯正局の資料による。）。)

なお、法務省は、令和3年8月から、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業を開始した。これは、法務省との間で成果連動型民間委託契約を締結した受託者（共同事業体）が、非行少年を対象として、少年院在院中から出院後まで継続して、最長1年間の学習支援を実施するというものである。

4 出院者

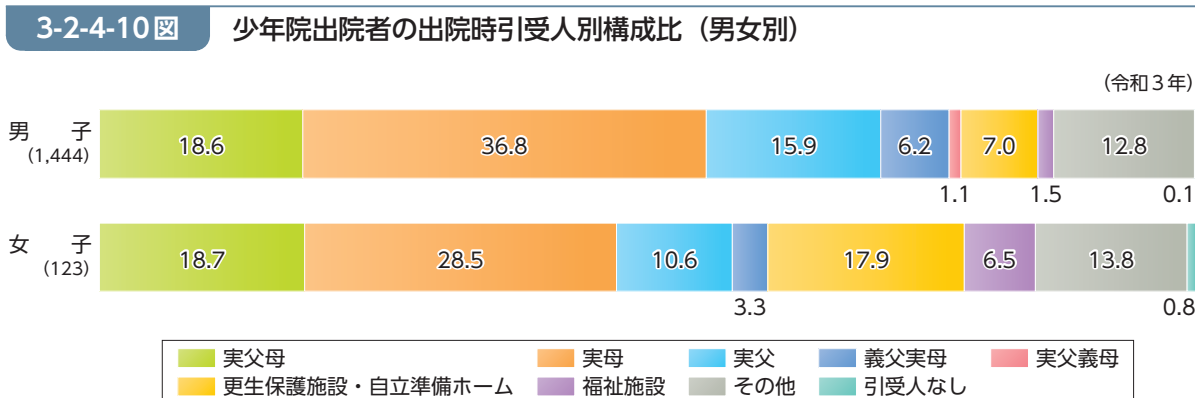
（1）出院状況・進路

令和3年における少年院の出院者は1,567人であり、このうち1,560人（99.6%）が仮退院によるものであった。仮退院者の平均在院期間を出院時の矯正教育課程別に見ると、短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者では147日、SE及びSA以外の対象者では379日であった（矯正統計年報による。）。)

出院者の進路は、36.1%が就職決定、1.2%が進学決定、1.4%が中学校復学決定、3.4%が高等学校復学決定、0.4%が短期大学・大学・専修学校復学決定であり、40.8%が就職希望、13.1%が進学希望、1.7%が進路未定であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。)

(2) 帰宅先

令和3年における出院者の出院時引受人別構成比を男女別に見ると、3-2-4-10図のとおりである。



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「その他」は、養父（母）、雇主等である。
 3 () 内は、実人員である。

(3) 出院者等からの相談

少年院においては、出院者又はその保護者等から、出院者の交友関係、進路選択等について相談を求められた場合において、相当と認めるときは、少年院の職員がその相談に応じている。また、他の機関が対応をすることが適当である場合には、他の適切な機関を紹介するとともに、仮退院した者に係る相談を求められた場合には、保護観察所と連携して対応に当たっている。令和3年における出院者又はその保護者等からの相談件数は841件であり、そのうち主な相談内容の件数（重複計上による。）は、交友関係が146件、家族関係が138件、進路選択が122件であった（法務省矯正局の資料による。）。

5 少年院の運営等

(1) 少年院視察委員会

各少年院には、法務大臣が任命する7人以内の外部の委員で構成され、少年院を視察し、その運営に関し、少年院の長に対して意見を述べる少年院視察委員会が設置されている。在院者は、委員による面接を希望する場合には、これを申し出ることができるほか、委員会に対する意見等がある場合には、意見等を記載した書面を少年院内に設置された提案箱に投かんすることができる。令和3年度における少年院視察委員会の活動状況は、会議の開催196回、少年院の視察62回、在院者との面接396件であり、同委員会が少年院の長に対して提出した意見は291件であった（法務省矯正局の資料による。）。

(2) 保健衛生・医療

在院者には、できる限り戸外で、健全な心身の成長を図るため適切な運動を行う機会が与えられている。運動においては、矯正教育における体育指導とは異なり、在院者の自主性が尊重されている。また、少年院においては、職員である医師等又は少年院の長が委嘱する医師等が、在院者の診療を行い、必要な医療上の措置を執っている（第2編第4章第4節2項参照）。

なお、令和4年4月1日現在、専門的に医療を行う少年院（第3種）として、東日本少年矯正医療・教育センター及び京都医療少年院の2庁が設置されている。

(3) 規律・秩序の維持

在院者の処遇の適切な実施を確保し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るのにふさわしい安全かつ平穏な共同生活を保持するためには、少年院の規律及び秩序は適正に維持されなければならない。そのため、少年院においては、少年院法により定められた要件や手続等に基づき、少年院の規律及び秩序を害する反則行為をした在院者に対して、不利益処分である懲戒を行うことがある。懲戒は、少年院の規律及び秩序の維持を主たる目的としつつ、当該在院者の規範意識を喚起する教育的機能を持つものであり、①厳重な訓戒（少年院の長が、反則行為をした在院者にその非を教え、今後を戒めるもの）、②20日以内の謹慎（反則行為をした在院者を集団処遇から離脱させ、居室内で処遇することで反省を促すもの）の2種類がある。令和3年における出院者（1,567人）のうち、在院中に、厳重な訓戒の処分を受けた者は177人、20日以内の謹慎の処分を受けた者は348人であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

(4) 不服申立制度

不服申立制度として、救済の申出及び苦情の申出の制度がある。救済の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について苦情があるときに、法務大臣に対して、救済を求める申出をすることができる制度であり、苦情の申出は、自己に対する少年院の長の措置その他自己が受けた処遇について、監査官及び少年院の長に対して申出をすることができる制度である。令和3年における救済の申出件数は、53件であった（法務省矯正局の資料による。）。

第5節

保護観察

1 概説

少年は、家庭裁判所の決定により保護観察に付される場合のほか、保護観察所で生活環境の調整（第2編第5章第2節2項参照）を行い、地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院が許された場合にも、保護観察に付される。

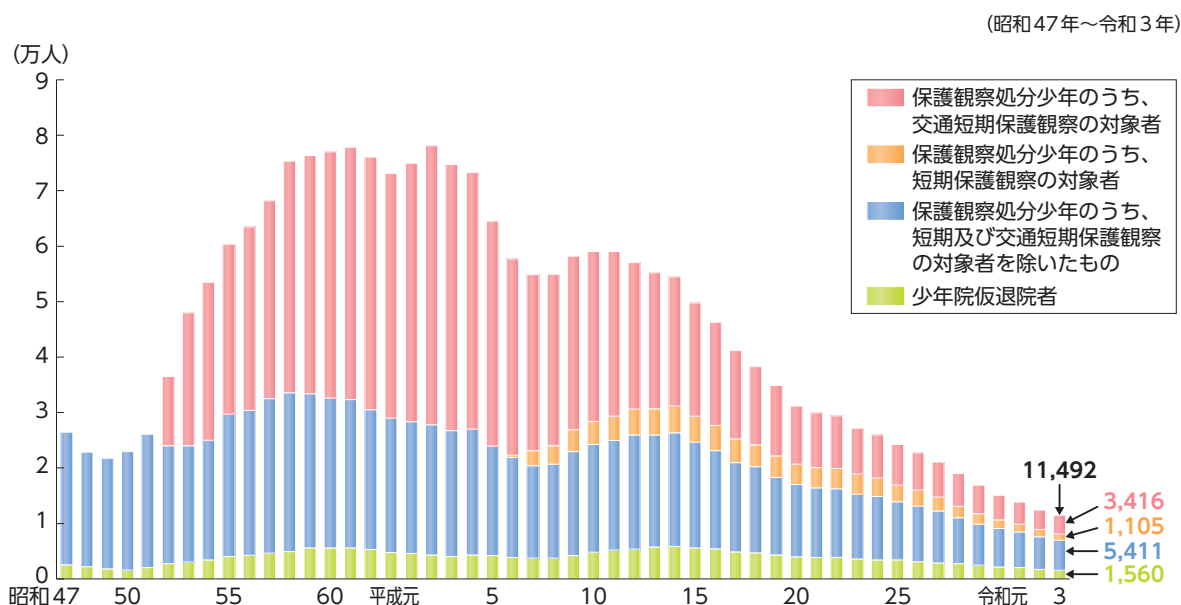
家庭裁判所は、少年を保護観察に付する決定をする場合（ただし、令和4年4月に施行された改正法（第3編第2章第1節1項参照）により、特定少年については、2年の保護観察に付する決定をする場合に限る。）、短期保護観察又は交通短期保護観察が相当である旨の処遇勧告をすることがあり、その場合、保護観察はこの勧告に従って行われる。短期保護観察は、交通事件以外の非行少年であって、非行性の進捗がそれほど深くなく、短期間の保護観察により更生が期待できる者を対象とするものである。交通短期保護観察は、交通事件による非行少年であって、一般非行性がないか又はその進捗が深くなく、交通関係の非行性も固定化していない者を対象とするものであり、通常の処遇に代えて、集団処遇を中心とした処遇を集中的に実施している。

2 少年の保護観察対象者

(1) 保護観察開始人員の推移

保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）及び**少年院仮退院者**（少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者）について、保護観察開始人員の推移（最近50年間）を見ると、**3-2-5-1図**のとおりである。保護観察処分少年の保護観察開始人員は、平成11年以降減少し続け、令和3年は9,932人（前年比801人（7.5%）減）であった。少年院仮退院者の保護観察開始人員は、平成9年から14年まで増加していたが、その後、減少傾向にあり、令和3年は1,560人（同132人（7.8%）減）であった（CD-ROM資料**2-7**参照）。

3-2-5-1図 少年の保護観察開始人員の推移



注 1 保護統計年報による。
2 「交通短期保護観察」及び「短期保護観察」については、それぞれ制度が開始された昭和52年、平成6年以降の数値を計上している。

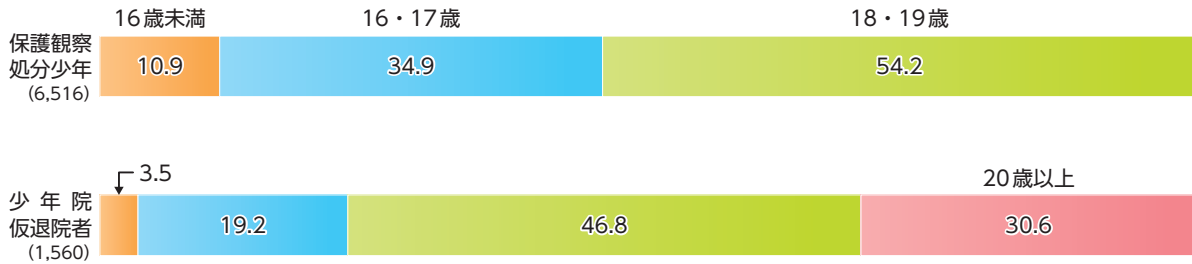
(2) 保護観察対象者の特徴

ア 年齢

保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察開始人員の年齢層別構成比を見ると、**3-2-5-2図**のとおりである。

3-2-5-2図 少年の保護観察開始人員の年齢層別構成比

(令和3年)



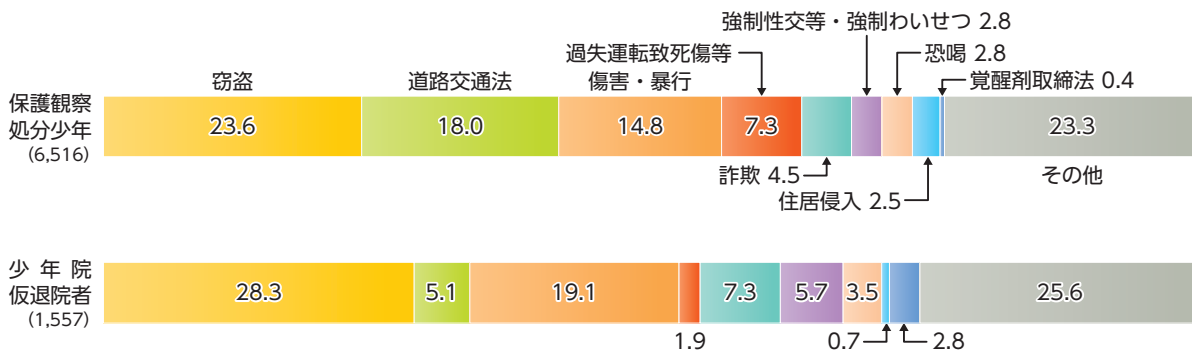
- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

イ 非行名

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察開始人員の非行名別構成比を見ると、**3-2-5-3図**のとおりである。保護観察処分少年では、男女共、窃盗が最も高く、次いで、道路交通法違反、傷害・暴行の順であった。少年院仮退院者では、男子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、詐欺の順であり、女子は窃盗が最も高く、次いで、傷害・暴行、覚醒剤取締法違反の順であった（CD-ROM参照）。

3-2-5-3図 少年の保護観察開始人員の非行名別構成比

(令和3年)

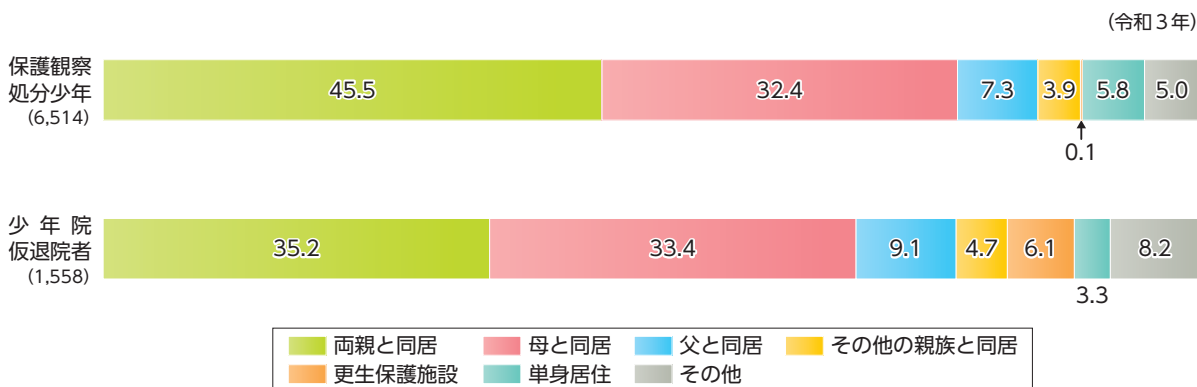


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 少年院仮退院者は、施設送致申請に基づき少年法26条の4第1項の決定により少年院に収容され仮退院した3人を除く。
 5 () 内は、実人員である。

ウ 居住状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察開始人員の居住状況別構成比を見ると、3-2-5-4図のとおりである。

3-2-5-4図 少年の保護観察開始人員の居住状況別構成比

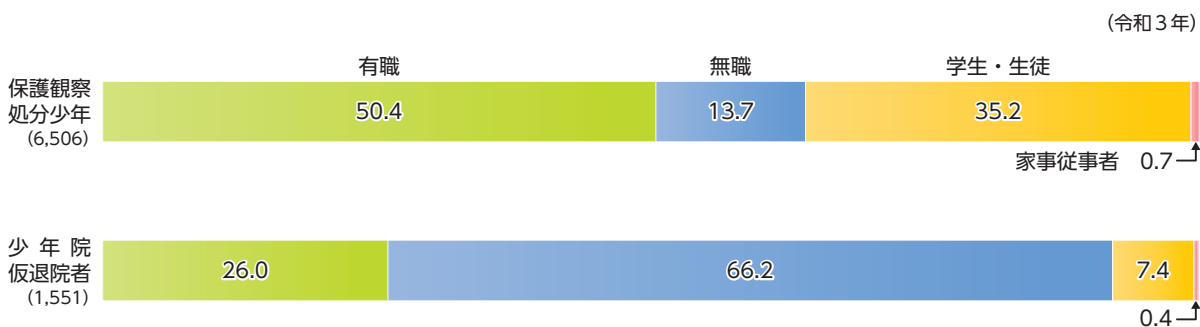


- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察開始時の居住状況による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 「その他の親族と同居」は、配偶者（内縁関係にある者を含む。以下同じ。）と同居を含まない。
 5 「その他」は、配偶者と同居、雇住宅等である。
 6 居住状況が不詳の者を除く。
 7 () 内は、実人員である。

エ 就学・就労状況

保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察開始時の就学・就労状況別構成比を見ると、3-2-5-5図のとおりである（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。

3-2-5-5図 少年の保護観察開始人員の就学・就労状況別構成比



- 注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察開始時の就学・就労状況による。
 4 就学・就労状況が不詳の者を除く。
 5 () 内は、実人員である。

3 少年の保護観察対象者に対する処遇

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する処遇は、基本的に、特定暴力対象者に対する処遇、専門的処遇プログラム及び中間処遇制度を除き、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者に対する処遇と同様である（第2編第5章第3節2項参照）。

(1) 類型別処遇

保護観察処分少年（短期保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。その他、令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であり、6月の保護観察に付された者を除く。以下（1）において同じ。）及び少年院仮退院者に対しても、**類型別処遇**（第2編第5章第3節2項（2）参照）が実施されている。令和3年末現在における保護観察処分少年及び少年院仮退院者の類型の認定状況を見ると、**3-2-5-6表**のとおりである。

3-2-5-6表 少年の保護観察対象者の類型認定状況

(令和3年末現在)

| 領域区分 | 類 型 | 保護観察処分少年 | | 少年院仮退院者 | |
|--------|-----------|----------|--------|---------|--------|
| 関係性領域 | 児 童 虐 待 | 4 | (0.1) | — | |
| | 配 偶 者 暴 力 | 34 | (0.5) | 3 | (0.2) |
| | 家 庭 内 暴 力 | 110 | (1.5) | 55 | (3.1) |
| | ス ト ー カ ー | 44 | (0.6) | 5 | (0.3) |
| 不良集団領域 | 暴 力 団 等 | 16 | (0.2) | 22 | (1.2) |
| | 暴 走 族 | 278 | (3.8) | 89 | (5.0) |
| | 特 殊 詐 欺 | 276 | (3.8) | 144 | (8.0) |
| 社会適応領域 | 就 労 困 難 | 643 | (8.8) | 423 | (23.5) |
| | 就 学 | 1,178 | (16.1) | 151 | (8.4) |
| | 中 学 生 | 239 | (3.3) | 15 | (0.8) |
| | 精 神 障 害 | 848 | (11.6) | 440 | (24.5) |
| | 発 達 障 害 | 525 | (7.2) | 257 | (14.3) |
| | 知 的 障 害 | 279 | (3.8) | 157 | (8.7) |
| 嗜癖領域 | 薬 物 | 686 | (9.4) | 267 | (14.9) |
| | ア ル コ ー ル | 173 | (2.4) | 84 | (4.7) |
| | 性 犯 罪 | 663 | (9.1) | 217 | (12.1) |
| | ギ ャ ン ブ ル | 36 | (0.5) | 24 | (1.3) |
| | 嗜 癖 的 窃 盗 | 23 | (0.3) | 3 | (0.2) |

- 注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 中学生は、就学の内数である。
 4 発達障害及び知的障害は、精神障害の内数である。
 5 ()内は、令和3年末現在、保護観察中の保護観察処分少年（交通短期保護観察及び短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の各総数（類型が認定されていない者を含む。）のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

(2) 凶悪重大な事件を起こした少年に対する処遇

殺人等の凶悪重大な事件を起こして保護観察に付された少年（保護観察処分少年及び少年院仮退院者）は、生活環境の調整及び保護観察の実施において特段の配慮を要するため、重点的な処遇期間（保護観察開始後1年間）を定め、保護観察官の関与を深めるとともに、しよく罪指導プログラム（第2編第5章第3節2項（4）参照）を実施するなど、被害者への対応に関する助言指導も行っている。

(3) 専門的処遇プログラム

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しては、その者の非行事実等に照らして必要と認められる場合、その特性等に十分配慮した上で、**専門的処遇プログラム**を受けることを生活行動指針として定め、当該プログラムが実施されることがある（第2編第5章第3節2項（3）参照）。令和4年4月以降は、各専門的処遇プログラムの対象者のうち、18歳以上で、当該プログラムを受けることを特別遵守事項として定める必要性が認められるものについては、原則として、当該プログラムを受けることを特別遵守事項として定めている。

(4) 社会貢献活動

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、社会性の向上、自己有用感の^{かん}涵養、規範意識の強化等を図るため、**社会貢献活動**が実施されており、平成27年6月からは、特別遵守事項として定めて義務付けられている。令和3年度は322回（前年比57回減）実施され、延べ人員として、225人（同128人減）の保護観察処分少年、26人（同17人減）の少年院仮退院者が参加した（法務省保護局の資料による。社会貢献活動の内容等については、第2編第5章第3節2項（10）参照）。

(5) 就労支援・修学支援等

保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対しても、法務省と厚生労働省が連携して実施している**刑務所出所者等総合的就労支援対策**に基づく計画的な就労支援及び**更生保護就労支援事業**による寄り添い型の就労支援が行われている（第2編第5章第3節2項（9）参照）。令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であって、就労に係る遵守事項が設定された者のうち、就労意欲に乏しいものや、当面就労の見込みがないものなどに対しては、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育むことを目的とするジョブキャリア学習を実施している。また、沼田町就業支援センターでは、将来の就農に意欲を持つ保護観察処分少年、少年院仮退院者及び若年仮釈放者を宿泊させて、実習農場等において職業訓練を実施している（同項（11）参照）。

保護観察所は、学校等の関係機関と連携した修学支援に取り組んでおり、令和3年度から、一部の保護観察所において、修学の継続のために支援が必要と認められる保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対し、個々の対象者の抱える課題等に応じて、学習支援、学校等の関係機関とのケース会議、キャリア教育講演会等の実施などを組み合わせた支援を実施する修学支援パッケージを試行的に行っている。

(6) 保護者に対する措置

保護観察所においては、少年の保護観察対象者の保護者に対し、少年の生活実態等を把握して適切にその監護に当たるべきことや、少年の改善更生を妨げていると認められる保護者の行状を改めるべきことについて指導又は助言を行うほか、少年の非行に関連する問題の解消に資する知識等の提供を目的とする講習会や、保護者同士が子育てに関する経験、不安や悩みを話し合う**保護者会**を開催するなどしている。令和3年度においては、講習会・保護者会等が20回（前年比3回減）実施され、67人（前年比24人減）が参加した（法務省保護局の資料による。）。

(7) 更生指導

令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、6月の保護観察に付された者については、比較的軽微な罪を犯し、その問題性が比較的小さく、遵守事項違反の場合の収容の仕組みがなくても改善更生を図ることができると想定されることから、不良措置（本節4項（2）参照）を執ることができない枠組みで処遇を行っており、毎月1回、保護観察官に対し自己の生活状況について報告させるとともに、個々の課題に応じて、期間中に1回から数回、交通講習や社会貢献活動等の必要な講習等を受けさせる処遇（**更生指導**）を行っている。ただし、生活環境の改善・調整など補導援護の措置を特に継続して行う必要があると認められ、家庭裁判所からその旨の処遇勧告がなされた場合などには、必要に応じて担当保護司を指名し、毎月1回以上、保護観察官又は保護司を訪問させて生活状況を報告させ、状況に応じて必要な補導援護の措置を行っている。

4 少年の保護観察対象者に対する措置

(1) 良好措置

保護観察処分少年は、原則として、20歳に達するまで（その期間が2年に満たない場合には2年間。令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、6月又は2年の保護観察に付された者については当該期間。）保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると思えられるに至ったときは、保護観察所の長の判断により、**解除**の措置が執られて保護観察は終了する。また、保護観察所の長の判断により、一定期間、指導監督、補導援護等を行わず経過を観察する**一時解除**の措置が執られることもある。少年院仮退院者は、少年院の収容期間（収容すべきであった期間）の満了まで保護観察を受けるが、保護観察を継続しなくとも確実に改善更生することができると思えられるに至ったときは、保護観察所の長の申出に基づき地方更生保護委員会が退院を決定し、保護観察は終了する。令和3年に解除となった者（交通短期保護観察の対象者を除く。）は5,629人、一時解除となった者は4人、退院となった者は135人であった（保護統計年報による。）。

(2) 不良措置

保護観察所の長は、保護観察処分少年（令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であり、6月又は2年の保護観察に付された者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、これを遵守するよう**警告**を発することができ、なお遵守事項を遵守せず、その程度が重いときは、家庭裁判所に対し、新たな保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致又は少年院送致の決定をするように申請（**施設送致申請**）することができる。また、保護観察所の長は、新たにぐ犯事由があると認めるときは、家庭裁判所に**通告**することができる。令和3年に警告がなされた者は36人、施設送致申請がなされた者は2人、通告がなされた者は5人であった（保護統計年報及び法務省保護局の資料による。）。

令和4年4月以降、保護観察所の長は、保護処分時に特定少年であり、2年の保護観察に付された者が遵守事項を遵守せず、その程度が重いと思えるときは、家庭裁判所に対し、少年院に収容する旨の決定（**収容決定**）を申請することができ（ただし、保護観察に付された際に1年以下の範囲内で定められた収容可能期間を満了していないときに限る。）、家庭裁判所の決定により、当該者は収容可能期間の範囲内で少年院に収容される。その場合、家庭裁判所の決定があった時から保護観察は停止し、地方更生保護委員会の決定により退院が許され釈放された時又は収容可能期間が満了した時から保護観察の期間は再び進行する。

少年院仮退院者（令和4年4月以降は、保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった者を除く。）が遵守事項を遵守しなかったときは、保護観察所の長の申出と地方更生保護委員会の申請を経て、家庭裁判所の決定により、少年院に再収容（**戻し収容**）することがある。令和3年に戻し収容となった者は、4人であった（保護統計年報による。）。

令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、少年院に送致となった少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったときは、地方更生保護委員会の**仮退院の取消し**決定により、再び少年院に収容されることがある。

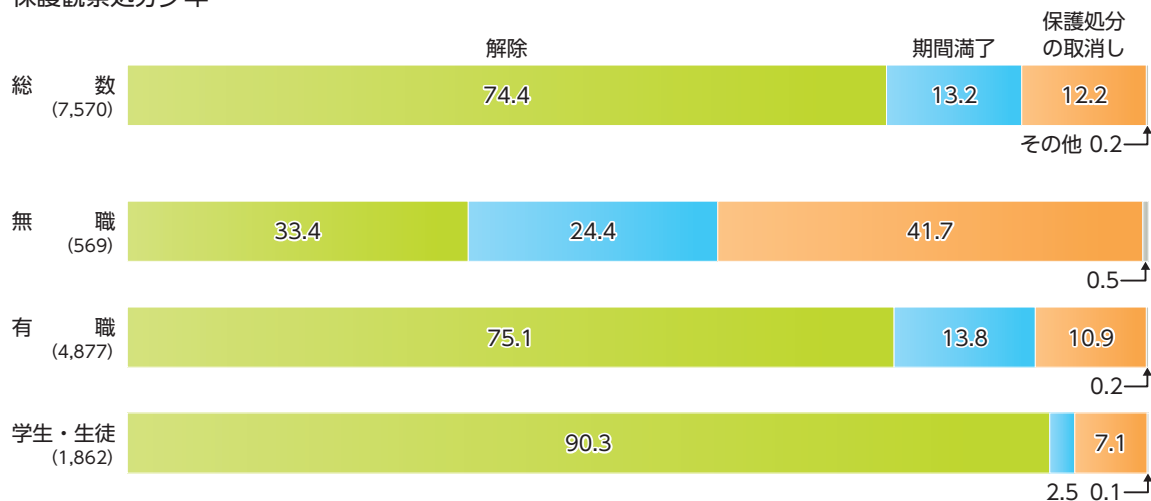
5 少年の保護観察の終了

保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、令和3年における保護観察終了人員の終了事由別構成比を総数及び保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、3-2-5-7図のとおりである。保護観察終了時に無職である者は、保護観察処分少年では41.7%、少年院仮退院者では25.7%が、保護処分の取消し（競合する新たな処分を受けたことなどにより、保護処分が取り消されること）で終了している（年齢層別の人員については、CD-ROM参照）。

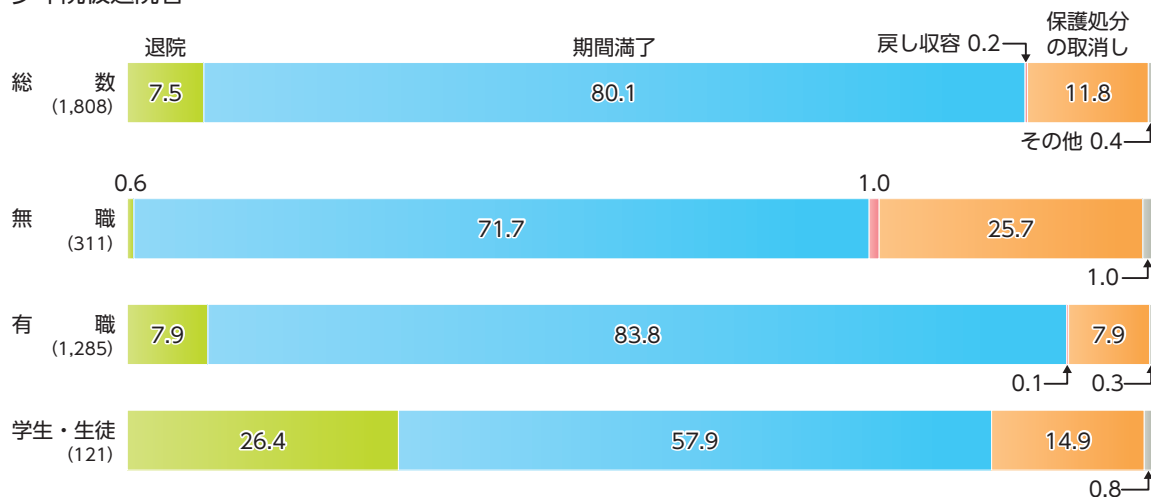
3-2-5-7図 少年の保護観察終了人員の終了事由別構成比（総数、終了時の就学・就労状況別）

（令和3年）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



注 1 保護統計年報による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「総数」は、「無職」、「有職」及び「学生・生徒」のほか、家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を含む。
 4 「保護処分の取消し」は、保護観察開始前の非行・犯罪によって、競合する新たな処分を受けたことにより、前の保護処分が取り消される場合等を含む。
 5 「その他」は、死亡等である。
 6 ()内は、実人員である。

コラム4 少年の保護観察対象者への就労支援の取組

令和3年に保護観察を終了した少年のうち、保護観察終了時に無職であった者は、有職又は学生・生徒であった者と比べ、再処分率が高くなっており（5-2-5-6図参照）、不安定な就労状況が再非行のリスクを高める一方、就労を確保し継続して生活を安定させることは、非行からの立ち直りに欠かせない。保護観察所は、少年の保護観察対象者についても、CFPを活用したアセスメント（第2編第5章第3節2項（1）参照）により、非行に結び付く要因（問題）又は改善更生を促進する要因（強み）の一つとして、他の事項との相互作用や因果関係等について分析した上で就労等に関する処遇方針を決定している。就職の見込みのない者や短期間で離転職を繰り返し、不就労や離転職が非行に結び付いていると認められる者等については、就労が困難な背景を踏まえ、ハローワーク等の関係機関による支援につなげたり、地方公共団体の支援制度等の各種社会資源を活用したりするなど、必要な支援を検討・実施している。

このコラムでは、岐阜保護観察所が更生保護就労支援事業（第2編第5章第3節2項（9）参照）の取組等を通じて、少年の保護観察対象者に対して行っている就労支援の一端を紹介する。更生保護就労支援事業は、保護観察対象者等が適切に就職活動を行えるよう支援する就職活動支援及び協力雇用主のもとで就労した場合に確実に職場に定着できるよう支援する職場定着支援から成る事業であり（職場定着支援については令和2年度から実施）、同保護観察所管内には、平成29年度に更生保護就労支援事業所が設置され、就労支援に関する専門的知識及び経験を有する就労支援員が業務に当たっている。同保護観察所は、就労が課題となる少年に対し、まずは保護観察官や担当保護司が、日頃の面接において、就労への動機付けを高めることを意識した働き掛けを行っている。特に、度々転職する少年については、仕事を辞めようとする前や、辞めた場合でも早期に介入し、少年から事情を聞き、就労意欲が喚起されるように留意している。少年の中には、就職活動の方法等に関する知識が乏しい者や、仕事や学校生活でのつまずき体験等から意欲を失っている者もおり、就職活動を行うために寄り添った支援を行うことが適当な者について、本人の同意を得て、同事業所の就職活動支援の対象としている。少年院在院者で支援が適当と思われる者についても、少年院等と協議し、在院中に支援対象として選定することがある。

支援に当たっては、まず、就労支援員が支援対象者との面談等を行い、職歴、免許の有無、希望する職種等を把握し、就労支援計画を策定している。面談では自発的に話したがる少年も多く、就労支援員は、支援対象者が関心を持っていることや趣味等の話題をきっかけに話しやすい雰囲気を作るなどし、根気強く信頼関係を構築するように配慮している。支援においては、本人に適した職業の情報を提供し、就職活動の方法や採用面接に関する助言や面接の付添いなどを行っている。しかしながら、少年の中には、支援の途中で連絡をしても応じなくなる者や、支援を辞退してしまう者もある。友人・知人等のついでで就職したと述べながら、就労の実態が把握できなかつたり、自分の意思がはっきりしないまま周囲に流されて働き始め、不安定な雇用形態等が理由ですぐに辞めたりすることがあるほか、就職を巡って、保護者と意見が対立し、親子関係が悪化してしまうこともある。同事業所は、保護観察所に少年の状況を報告する中で、保護観察官との間で対応について協議しており、問題が生じた場合には保護観察官が少年と面接をしたり、保護者への働き掛けを行ったりして、再非行に至らないよう指導を行っている。

同事業所では、令和元年度から3年度までに、支援対象として22人の少年が選定されており、辞退や転居により途中で支援を打ち切った者もいたが、自分で就労先を見つけた者を含

め15人の少年が就職した。少年は、就職しても、職場に定着するのが難しいことが多いため、職場定着支援を行うことで職場定着がより確実なものになると見込まれ、少年及び協力雇用主が同意した場合には、保護観察所において、同事業所が行う職場定着支援の対象に選定している。同事業所では、本人にこまめに連絡し、困っていることや悩んでいることなどについて話を聞き、就労態度や対人コミュニケーションに関して助言するなどしている。そのほか、就労支援員が職場訪問するなどして、勤務状況等を把握するとともに、協力雇用主に対し、本人の適性に応じた職務内容の設定や適切な指導方法に関する助言を行うなどのフォローアップを行っている。このような継続的かつきめ細かな支援によって、少年が就労を継続し、自立した生活を送ることにつながっていると思われる。

岐阜保護観察所は、更生保護就労支援事業を含む様々な取組により、就労支援に取り組んでいるが、就労に結びつかなくても、就労意欲を喚起したり、将来の目標に目を向けさせたりするためにも、職場体験が有効な手段であると考えている。令和3年度には、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、残念ながら、保護観察対象者が関心を示した職種の職場体験を実施できなかったものの、今後も、地域の機関・団体と連携し、協力雇用主会の協力を得て、個々の少年の特性や事情に応じた支援を行っていきたいと考えている。また、4年度から、特定少年に対する指導として、ジョブキャリア学習（本節3項（5）参照）が導入されたことから、職場体験のほか、更生保護就労支援事業所の職員による講話や協力雇用主（第2編第5章第6節4項（3）参照）を交えた座談会等の実施を検討しており、職業人生のスタート段階にある特定少年の職業意識を醸成することができるよう準備している。

第1節 概要

① 起訴と刑事裁判

検察官は、家庭裁判所から刑事処分相当として少年の事件の送致を受けた場合、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、原則として、公訴を提起しなければならない。

起訴された少年の公判の手続は、20歳以上の者の場合とほぼ同様である。ただし、裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分に付するのが相当であると認めるときは、決定で、事件を家庭裁判所に移送する。

少年を有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、刑の執行を猶予する場合を除き、処断すべき刑の範囲内において、長期（15年を超えることはできない。）を定めるとともに、長期の2分の1（長期が10年を下回るときは、長期から5年を減じた期間。以下この項において同じ。）を下回らない範囲内において短期（10年を超えることはできない。）を定めて、不定期刑を言い渡す。また、不定期刑の短期は、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の2分の1を下回らず、かつ、長期の2分の1を下回らない範囲内において、処断刑の下限を下回る期間を定めることができる。ただし、改正法により、特定少年に対しては、20歳以上の者と同様に、不定期刑ではなく最長30年以下の範囲で定期刑を言い渡すこととなった（令和4年4月施行。改正法の概要については、本編第2章第1節1項参照）。

犯行時18歳未満の者には、死刑をもって処断すべきときは無期徒刑を科さなければならず、無期徒刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。

② 刑の執行

少年の受刑者は、主として少年刑務所に収容され、20歳以上の受刑者と分離し、特に区画した場所での刑の執行を受ける。ただし、改正法により、特定少年については、この限りでなくなった（令和4年4月施行）が、18歳及び19歳の少年の受刑者と20歳以上の受刑者との接触については、個々の少年の受刑者の情操に配慮し、必要な措置を講ずることとされた。懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対しては、16歳に達するまでは、少年院で刑の執行をすることができる。

③ 仮釈放

少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者については、無期徒刑の言渡しを受けた者は7年（ただし、犯行時18歳未満であったことにより死刑をもって処断すべきところを無期徒刑の言渡しを受けた者については10年）、犯行時18歳未満であったことにより無期徒刑をもって処断すべきところを有期徒刑の言渡しを受けた者はその刑期の3分の1、不定期刑の言渡しを受けた者はその刑の短期の3分の1の期間をそれぞれ経過した後、仮釈放を許すことができる。ただし、改正法により、特定少年のときに刑の言渡しを受けた者については、この限りではなくなり、20歳以上のときに懲役又は禁錮の言渡しを受けた者の仮釈放（第2編第5章第2節1項参照）と同様の扱いとなった（令和4年4月施行）。

① 検察庁での処理状況

3-3-2-1表は、令和3年における逆送事件（少年法20条に基づき家庭裁判所から検察官に送致された事件）の検察庁処理人員を罪名別に見るとともに、これを処理区分別に見たものである。

3-3-2-1表 逆送事件 検察庁処理人員（罪名別、処理区分別）

(令和3年)

| 罪 名 | 総 数 | 起 訴 | 家庭裁判所に再送致 | | 不起訴・中止 |
|-----------------|-------|-------|-----------|-----|--------|
| | | | 公判請求 | 再送致 | |
| 総 数 | 1,525 | 1,472 | 158 | 18 | 35 |
| 刑 法 犯 | 85 | 79 | 73 | 4 | 2 |
| 放 火 | — | — | — | — | — |
| 強制わいせつ・強制性交等 | 5 | 5 | 5 | — | — |
| 殺 人 | 1 | 1 | 1 | — | — |
| 傷 害 | 16 | 14 | 13 | 1 | 1 |
| 窃 盗 | 33 | 33 | 33 | — | — |
| 強 盗 | 2 | 1 | 1 | — | 1 |
| 詐 欺 | 11 | 11 | 11 | — | — |
| 恐 喝 | 2 | 2 | 2 | — | — |
| そ の 他 | 15 | 12 | 7 | 3 | — |
| 危 険 運 転 致 死 傷 | 5 | 5 | 5 | — | — |
| 過 失 運 転 致 死 傷 等 | 61 | 55 | 30 | 1 | 5 |
| 特 別 法 犯 | 1,374 | 1,333 | 50 | 13 | 28 |
| 道交違反を除く特別法犯 | 10 | 5 | 3 | 3 | 2 |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | — | — | — | — | — |
| そ の 他 | 10 | 5 | 3 | 3 | 2 |
| 道 交 違 反 | 1,364 | 1,328 | 47 | 10 | 26 |

- 注 1 検察統計年報による。
 2 移送及び年齢超過後の処分を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

2 通常第一審の科刑状況

3-3-2-2表は、令和3年における少年の通常第一審での科刑状況を罪名別に見るとともに、これを裁判内容別に見たものである。

3-3-2-2表 通常第一審における少年に対する科刑状況（罪名別、裁判内容別）

(令和3年)

| 罪 名 | 有罪 総数 | 死刑 | 無期 懲役 | 有期懲役・禁錮 | | | | | | 罰金 | 家裁 移送 |
|------------------------|----------|----|----------|--------------|-------------|--------------|-------------|----|---|----|----------|
| | | | | 不定期刑 | 定 期 刑 | | | | | | |
| | | | | | 一 部 執 行 猶 予 | | 全 部 執 行 猶 予 | | | | |
| | | | | 保 護 観 察 付 | | 保 護 観 察 付 | | | | | |
| 総 数 | 57 | - | - | 16 | 40 | - | - | 40 | 2 | 1 | 4 |
| 刑 法 犯 | 12 | - | - | 7 | 5 | - | - | 5 | - | - | 4 |
| わいせつ等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 殺 人 | 3 | - | - | 3 | - | - | - | - | - | - | - |
| 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 |
| 窃 盗 | 4 | - | - | 1 | 3 | - | - | 3 | - | - | - |
| 強 盗 | 2 | - | - | 2 | - | - | - | - | - | - | - |
| 詐 欺 | 3 | - | - | 1 | 2 | - | - | 2 | - | - | - |
| 恐 喝 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| そ の 他 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 |
| 特 別 法 犯 | 45 | - | - | 9 | 35 | - | - | 35 | 2 | 1 | - |
| 覚醒剤取締法 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 道 路 交 通 法 | 23 | - | - | 1 | 21 | - | - | 21 | - | 1 | - |
| 自 動 車 運 転 死 傷 処 罰 法 | 21 | - | - | 8 | 13 | - | - | 13 | 1 | - | - |
| そ の 他 | 1 | - | - | - | 1 | - | - | 1 | 1 | - | - |

- 注 1 司法統計年報による。
 2 「わいせつ等」は、刑法第2編第22章の罪をいう。
 3 「傷害」は、刑法第2編第27章の罪をいう。
 4 裁判時20歳未満の者に限る。

少年入所受刑者（懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年であって、その刑の執行のため入所した受刑者をいう。）の人員は、昭和41年には1,000人を超えていたが、その後、大幅に減少し、63年以降は100人未満で推移し、令和3年は16人（前年比3人減）であった。3年における少年入所受刑者の人員を刑期（不定期刑は、刑期の長期による。）別に見ると、無期が0人、5年を超える者が9人、3年を超え5年以下の者が2人、3年以下の者が5人であった（CD-ROM資料3-12参照）。なお、同年は、少年入所受刑者中、一部執行猶予受刑者はいなかった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

少年の受刑者については、心身が発達段階にあり、可塑性に富んでいることから、刑事施設ではその特性に配慮した処遇を行っている。すなわち、処遇要領の策定（第2編第4章第3節1項（1）参照）に関しては、導入期、展開期及び総括期に分けられた処遇過程ごとに、矯正処遇の目標及びその内容・方法を定めている。また、矯正処遇の実施に関しては、教科指導を重点的に行い、できる限り職業訓練を受けさせ、一般作業に従事させる場合においても、有用な作業に就業させるなどしている。さらに、令和4年4月1日以降、改善指導の実施に関しても、犯した罪の大きさや被害者等の心情等を認識させるとともに、出所後の進路選択や生活設計を具体的に検討させ、社会復帰に対する心構えを身に付けさせるよう配慮するほか、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）の施行により成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、18歳以上の少年の受刑者については、民法上成年として扱われる年齢であることに鑑み、各種法令上の成年としての権利とそれに伴う責任等について理解させ、成年としての自覚を促すよう配慮することとされた。

加えて、少年の受刑者ごとに1人以上の職員を指定し（個別担任制）、その個別担任において、他の職員と緊密な連携を図りつつ、個別面接、日記指導等の個別に行う指導を継続的に実施している（少年の受刑者を含む若年受刑者に対する処遇の充実に向けた取組については、コラム2参照）。

なお、少年院において刑の執行をするときには、少年には、矯正処遇ではなく、矯正教育を行う（3-2-4-9表参照）。

第4編

各種犯罪の動向と 各種犯罪者の処遇



刑事施設における特別改善指導（模擬）の様子
【写真提供：法務省矯正局】



保護観察所における集団処遇（模擬）の様子
【写真提供：法務省保護局】

- | | |
|------|---------------------------|
| 第1章 | 交通犯罪 |
| 第2章 | 薬物犯罪 |
| 第3章 | 組織的犯罪・暴力団犯罪 |
| 第4章 | 財政経済犯罪 |
| 第5章 | サイバー犯罪 |
| 第6章 | 児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪 |
| 第7章 | 女性犯罪・非行 |
| 第8章 | 高齢者犯罪 |
| 第9章 | 外国人犯罪・非行 |
| 第10章 | 精神障害のある者による犯罪等 |
| 第11章 | 公務員犯罪 |

第1節 交通犯罪関係法令の改正状況

① 自動車運転死傷処罰法

平成25年11月、自動車の運転による死傷事件に対して、運転の悪質性や危険性等の実態に応じた処罰ができるようにするため、**自動車運転死傷処罰法**が成立し、26年5月に施行された。この法律において、①従来の危険運転致死傷罪が刑法から移されて規定されるとともに、危険運転致死傷罪の新たな類型として、通行禁止道路において重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転して人を死傷させた場合が追加され、②アルコール、薬物又は病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、アルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合が、従来の危険運転致死傷罪より刑の軽い、新たな危険運転致死傷罪として新設された。また、③従来の自動車運転過失致死傷罪が刑法から移されて過失運転致死傷罪として規定されるとともに、④アルコール又は薬物の影響で正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転して過失により人を死傷させ、その運転のときのアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる行為をした場合が、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪として新設され、⑤危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪及び過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪を犯した時に無免許運転であったときは、刑を加重する規定が新設された。

さらに、令和2年法律第47号による改正では、いわゆるあおり運転に関し、自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、①車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転して人を死傷させた場合、②高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせて人を死傷させた場合が、危険運転致死傷罪の新たな類型として追加された（令和2年7月施行）。

② 道路交通法

道路交通法については、平成27年法律第40号による改正で、一定の違反行為をした75歳以上の運転者に対して臨時認知機能検査を行い、その結果が直近において受けた認知機能検査の結果と比較して悪化している場合に臨時高齢者講習を実施することとされたほか、運転免許証の更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された者には、その者の違反状況にかかわらず、臨時適性検査の受検又は医師の診断書提出を要することとされた（平成29年3月施行）。

令和元年法律第20号による改正では、①自動車の自動運転技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定が整備されるとともに、②自動車等を運転中に携帯電話等を使用する行為等の法定刑が引き上げられた（①は令和2年4月に、②は元年12月にそれぞれ施行）。

また、令和2年法律第42号による改正では、①他の車両等の通行を妨害する目的で、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反（通行区分、急ブレーキ禁止、車間距離保持等の規定違反）行為をした者を妨害運転（あおり運転）として処罰する規定や、妨害行為により高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい

交通の危険を生じさせた者を加重処罰する規定等を新設し、②一定の違反行為をした75歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合、運転免許証の更新期間満了日の前6か月以内に、運転技能検査を受けなければならず、公安委員会は、運転技能検査の結果が、一定の基準に達しない者には運転免許証の更新をしないことができるとするなどの高齢運転者対策を充実・強化した（①は令和2年6月に、②は4年5月にそれぞれ施行）。

さらに、令和4年法律第32号による改正では、①特定自動運行に係る許可制度が創設され、②新たな交通主体である㊦電動キックボード等の特定小型原動機付自転車や㊧自動配送ロボット等の遠隔操作型小型車の交通方法等に関する規定が整備されるとともに、③運転免許証と個人番号カードの一体化に関する規定が整備されるなどした（①及び②㊦は令和5年4月までに、②㊧は6年4月までに、③は7年4月までにそれぞれ施行）。

第2節 犯罪の動向

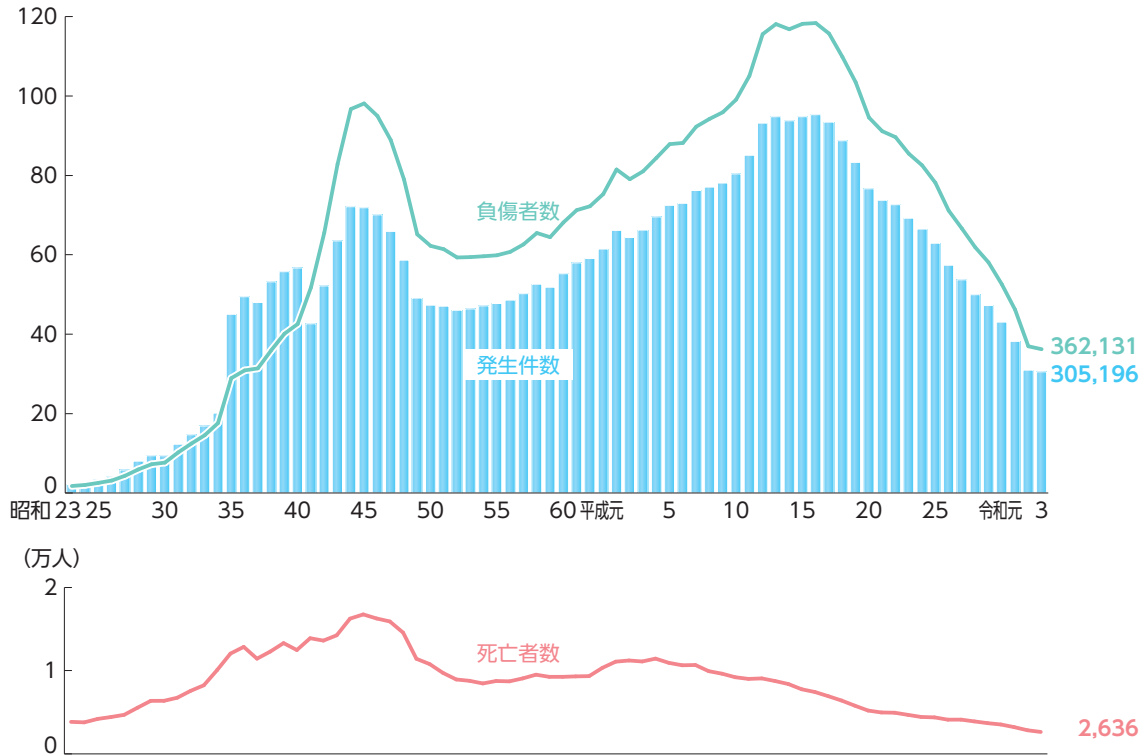
① 交通事故の発生動向

交通事故（道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。以下この節において同じ。）の発生件数及び交通事故による死傷者数の推移（23年以降）は、**4-1-2-1図**のとおりである（詳細については、CD-ROM資料**4-1**参照）。発生件数及び負傷者数は、平成17年以降減少し続けており、令和2年はいずれも前年から大きく減少してそれぞれ30万9,178件（前年比18.9%減）、36万9,476人（同20.0%減）であったが、3年は、それぞれ30万5,196件（前年比1.3%減）、36万2,131人（同2.0%減）であった。死亡者数も、平成4年（1万1,452人）をピークに減少傾向にあり、令和3年は2,636人（同203人減）と、前年に引き続き3,000人を下回り、昭和23年以降最少を更新した（CD-ROM資料**4-1**参照）。

4-1-2-1 図

交通事故 発生件数・死傷者数の推移

(昭和23年～令和3年)

(発生件数：万件)
(負傷者数：万人)

- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「発生件数」は、道路交通法2条1項1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故に係るものであり、昭和41年以降は、人身事故に限る。
 3 「発生件数」及び「負傷者数」は、昭和34年以前は、2万円以下の物的損害及び1週間以下の負傷の事故を除く。
 4 「死亡者」は、交通事故により発生から24時間以内に死亡した者をいう。

交通事故の発生件数（第一当事者（事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。以下この項において同じ。）が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を第一当事者の年齢層別に見ると、4-1-2-2図のとおりである。少年が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成13年から減少し続けており、令和3年（8,870件）は平成14年（4万9,624件）の約6分の1の水準であった。また、20～29歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数も、13年から減少傾向にあり、令和3年（5万1,041件）は平成14年（24万6,902件）の約5分の1の水準であった。一方、65～74歳の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、19年（7万3,609件）まで増加し続けた後は、横ばいないし減少傾向にあったが、26年（6万7,900件）以降は減少し続けており、令和3年は4万2,131件（前年比1.5%減）であった。75歳以上の者が第一当事者の交通事故の発生件数は、平成25年（3万4,759件）まで増加し続けた後、おおむね横ばいないしわずかな減少にとどまっていたが、30年（3万1,935件）以降は減少し続けており、令和3年は2万5,530件（同1.1%減）であった（CD-ROM参照）。

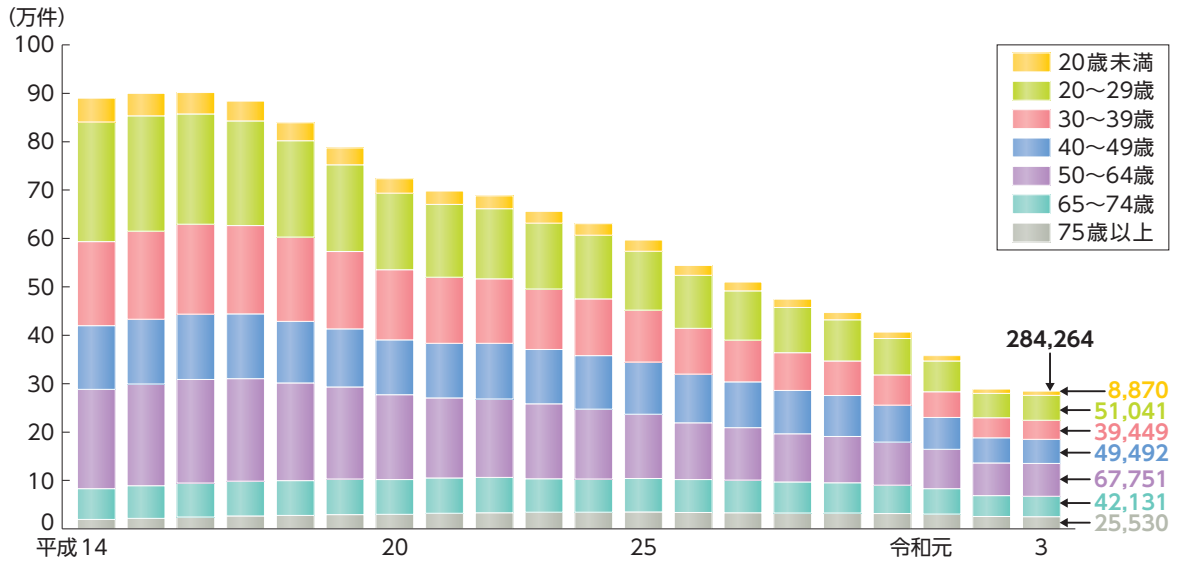
交通事故の発生件数における高齢者率（第一当事者が高齢者であるものが占める比率をいう。）は、上昇し続けており、令和3年は23.8%（前年比0.1pt上昇）であった。

なお、交通事故による死亡者数を年齢層別に見ると、そのうちの高齢者が占める比率は、令和3年は57.7%（前年比1.4pt上昇）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-2 図

交通事故 発生件数の推移（第一当事者の年齢層別）

(平成14年～令和3年)



- 注 1 警察庁交通局の統計及び資料による。
 2 「第一当事者」とは、事故当事者のうち最も過失の重い者をいい、過失が同程度の場合は、人身損傷程度が軽い者をいう。
 3 第一当事者が自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者に係るものに限る。
 4 事故発生時の年齢による。

② 過失運転致死傷等・危険運転致死傷

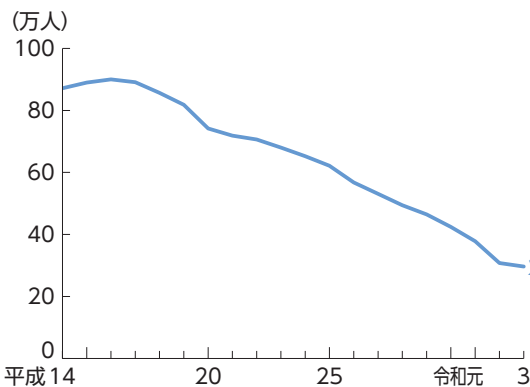
過失運転致死傷等の検挙人員の推移（最近20年間）及び危険運転致死傷の検挙人員の推移（平成14年以降）を見ると、4-1-2-3 図のとおりである。過失運転致死傷等の検挙人員は、16年（90万119人）をピークにその後は減少し続けており、令和3年は29万6,613人（前年比3.6%減）であった。危険運転致死傷の検挙人員は、平成14年から25年まで、270人台から420人台で推移した後、26年5月に自動車運転死傷処罰法の施行により処罰範囲が拡大されるなどすると、27年以降、その検挙人員は590人台から730人台で推移しており、令和3年は694人（同5.2%減）であった。

4-1-2-3 図

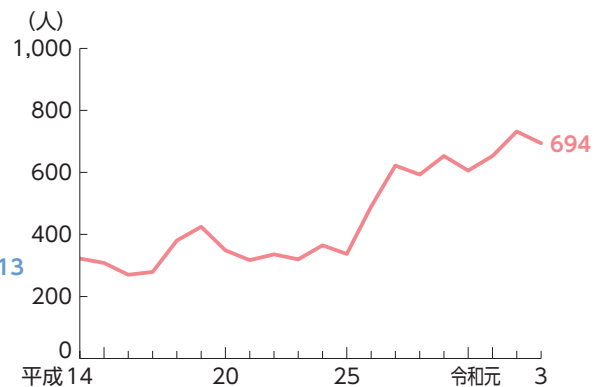
過失運転致死傷等・危険運転致死傷 検挙人員の推移

(平成14年～令和3年)

① 過失運転致死傷等



② 危険運転致死傷



注 警察庁の統計による。

令和3年における危険運転致死傷・過失運転致死傷等の罪名別検挙人員は、**4-1-2-4表**のとおりである。同年の危険運転致死傷の検挙人員694人のうち致死事件は45人（前年比3人増）で、3年の過失運転致死傷等の検挙人員29万6,613人のうち致死事件は2,255人（同292人減）であった（CD-ROM参照）。

なお、犯罪少年による危険運転致死傷の検挙状況については、第3編第1章第2節3項参照。

4-1-2-4表 危険運転致死傷・過失運転致死傷等 検挙人員

(令和3年)

| 罪 名 | 検 挙 人 員 | 致 傷 致 死 | |
|------------------------|---------|---------|-------|
| | | 致 傷 | 致 死 |
| 自動車運転死傷処罰法 | 291,095 | 288,829 | 2,266 |
| 危険運転致死傷(2条) | 388 | 356 | 32 |
| 危険運転致死傷(3条) | 255 | 243 | 12 |
| 無免許危険運転致傷(6条1項) | 41 | 41 | … |
| 無免許危険運転致死傷(6条2項) | 10 | 9 | 1 |
| 過失運転致死傷 | 289,204 | 287,000 | 2,204 |
| 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱 | 90 | 88 | 2 |
| 無免許過失運転致死傷 | 1,103 | 1,088 | 15 |
| 無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱 | 4 | 4 | — |
| 刑 法 | 6,212 | 6,178 | 34 |
| 危険運転致死傷 | — | — | — |
| 自動車運転過失致死傷等 | 263 | 252 | 11 |
| 重過失致死傷 | 4,283 | 4,273 | 10 |
| 過失致死傷 | 1,666 | 1,653 | 13 |

注 1 警察庁交通局の統計による。

2 「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法4条に規定する罪をいう。

3 「無免許過失運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法6条4項に規定する罪をいう。

4 「無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱」は、自動車運転死傷処罰法6条3項に規定する罪をいう。

5 「刑法」は、道路上の交通事故に係る事案に限る。

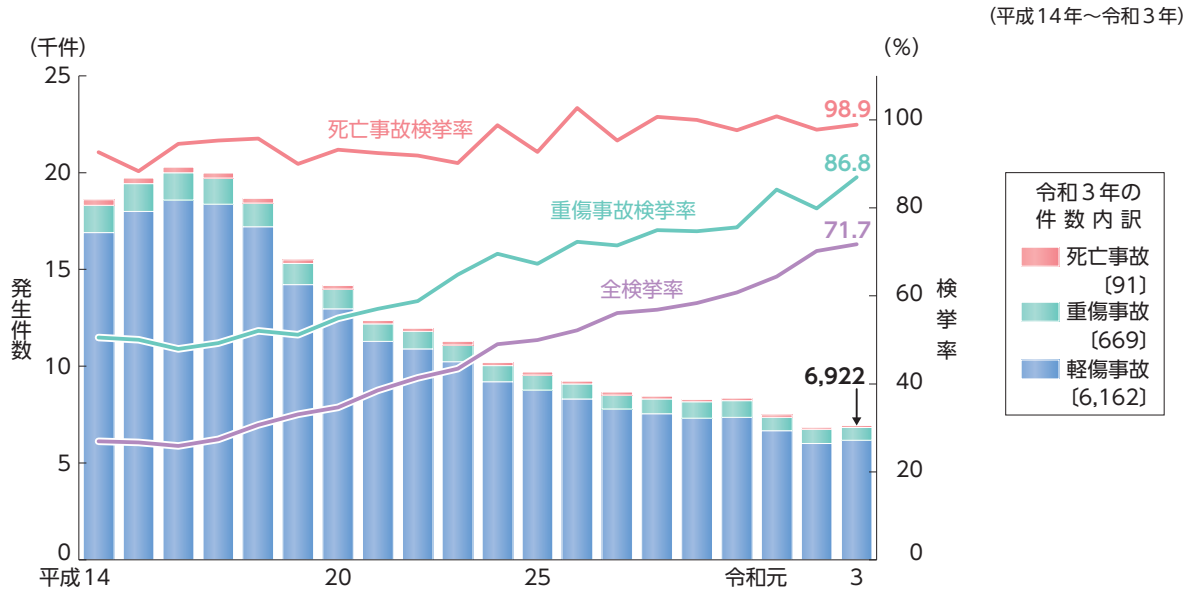
6 「刑法」の「危険運転致死傷」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪をいう。

7 「自動車運転過失致死傷等」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条1項前段及び2項に規定する罪をいう。

3 ひき逃げ事件

ひき逃げ事件（人の死傷を伴う交通事故に係る救護措置義務違反）の発生件数及び検挙率の推移（最近20年間）は、4-1-2-5図のとおりである。発生件数は、平成12年以降急増した後、17年から減少傾向にあったが、令和3年は前年比92件（1.3%）増の6,922件であった（CD-ROM参照）。全検挙率は、平成16年には25.9%を記録したが、翌年から上昇し続けており、令和3年は71.7%であった。死亡事故に限ると、検挙率は、おおむね90%を超える高水準で推移している。

4-1-2-5図 ひき逃げ事件 発生件数・検挙率の推移



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
 2 「全検挙率」は、ひき逃げの全事件の検挙率をいう。
 3 「重傷」は交通事故による負傷の治療を要する期間が1か月（30日）以上のもの、「軽傷」は同未満のものをいう。
 4 検挙件数には、前年以前に認知された事件に係る検挙事件が含まれることがあるため、検挙率が100%を超える場合がある。

4 道交違反

道交違反の取締件数は、告知事件（交通反則通告制度に基づき反則事件として告知された事件をいう。以下この項において同じ。）と送致事件（非反則事件として送致される事件をいう。以下この項において同じ。）を合わせた件数であり、平成15年以降800万件台で推移していたが、23年に800万件を下回ると、それ以降は減少傾向を示し、令和3年は557万936件（前年比20万9,353件（3.6%）減）であった。その取締件数の内訳は、告知事件536万3,637件、送致事件20万7,299件であった（警察庁交通局の統計による。）。

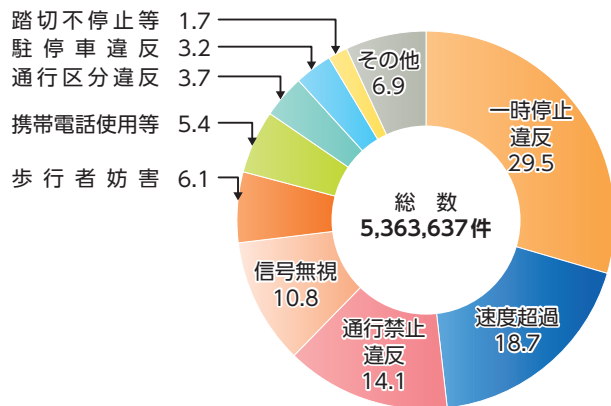
令和3年における道交違反の告知事件及び送致事件について、違反態様別構成比を見ると、**4-1-2-6図**のとおりである。

なお、犯罪少年による道路交通法違反の取締状況については、第3編第1章第2節3項参照。

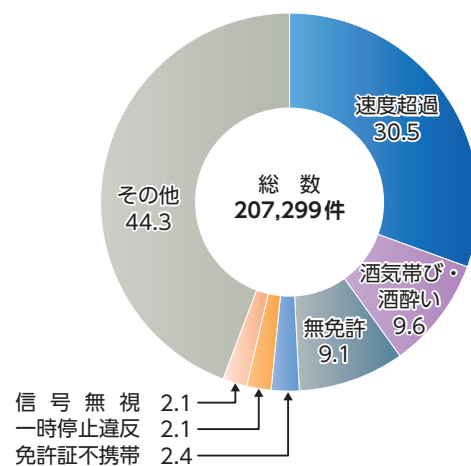
4-1-2-6図 道交違反 取締件数（告知事件・送致事件）の違反態様別構成比

（令和3年）

① 告知事件



② 送致事件



- 注 1 警察庁交通局の統計による。
2 ②において、軽車両等による違反は「その他」に計上している。

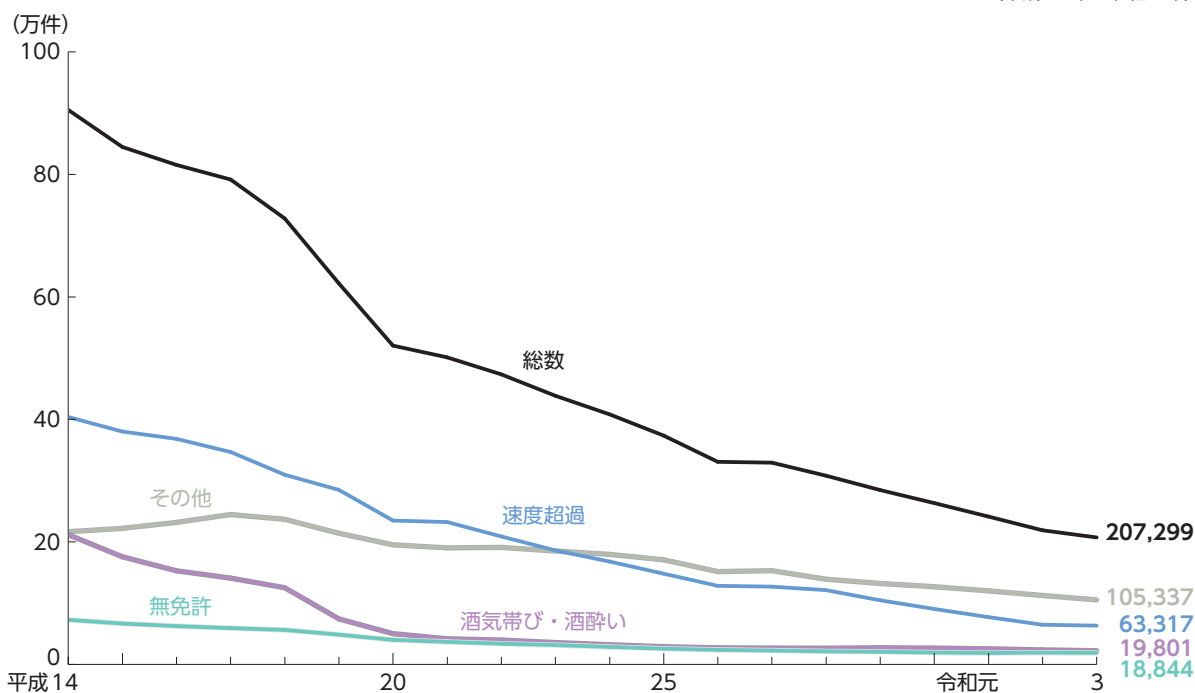
告知事件については、平成17年には816万5,633件まで増加したが、22年からは減少傾向にあり、令和3年は、前記のとおり536万3,637件（前年比19万7,698件（3.6%）減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

送致事件の取締件数の推移（最近20年間）を見ると、**4-1-2-7図**のとおりである。その総数は、平成12年から減少し続け、令和3年は前記のとおり20万7,299件（前年比5.3%減）であった。違反態様別に見ると、無免許運転は、平成10年以降、減少傾向にあり、令和3年は1万8,844件（同2.0%減）であった。速度超過は、平成14年以降、減少し続けている。酒気帯び・酒酔いは、12年に急減すると、それ以降減少し続け、25年に3万件を下回った後は、おおむね横ばい状態にあったが、30年以降再び減少し続けており、令和3年は1万9,801件（同11.8%減）と、平成期最多であった平成9年（34万3,593件）の約17分の1の水準であった（CD-ROM参照）。令和3年における妨害運転（妨害運転により著しい交通の危険を生じさせた場合の加重処罰規定を含む）は96件であった（警察庁交通局の資料による。）。

なお、近年、自転車を含む軽車両の違反に係る送致事件が増加していたが、令和3年の送致件数は2万1,906件（前年比14.0%減）であった（警察庁交通局の統計による。）。

4-1-2-7 図 道交違反 取締件数（送致事件）の推移

(平成14年～令和3年)



注 1 警察庁交通局の統計による。
2 軽車両等による違反は、「その他」に計上している。

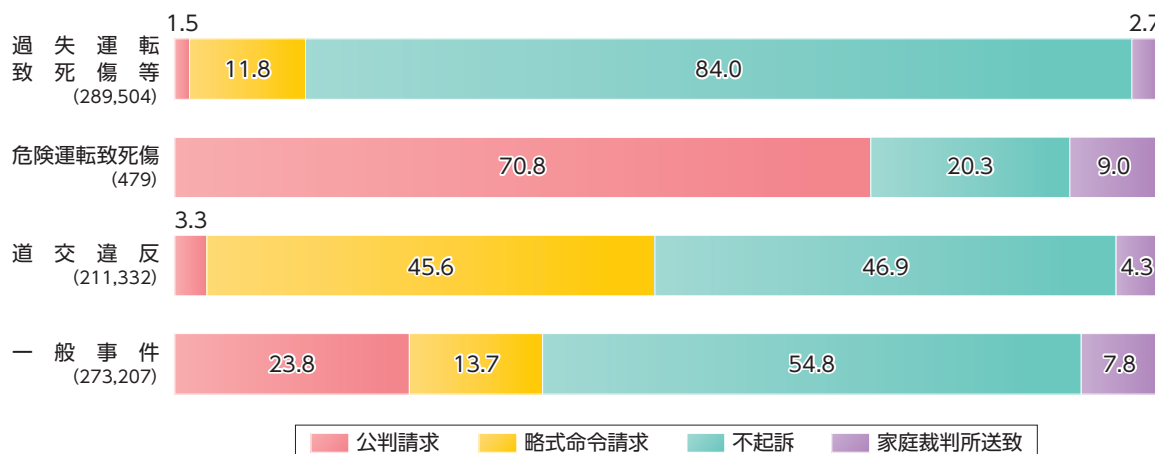
第3節 処遇

1 検察

4-1-3-1 図は、令和3年における交通事件（過失運転致死傷等、危険運転致死傷及び道交違反の事件をいう。以下この節において同じ。）の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、それ以外の事件（以下この項において「一般事件」という。）と比較して見たものである。

4-1-3-1 図 交通事件 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

(令和3年)



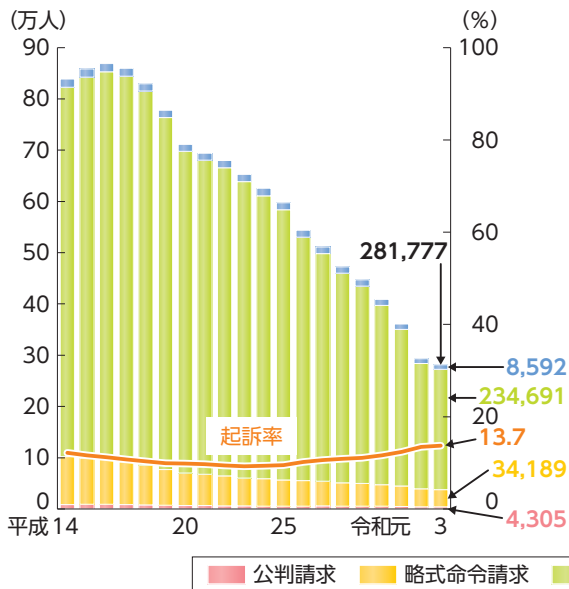
注 1 検察統計年報による。
2 「一般事件」は、過失運転致死傷等、危険運転致死傷及び道交違反以外の事件である。
3 () 内は、人員である。

4-1-3-2図は、過失運転致死傷等及び道交違反の検察庁終局処理人員について、起訴・不起訴人員（処理区分別）及び起訴率の推移（最近20年間）を見たものである。過失運転致死傷等では、起訴猶予率は90%前後で推移しているが、起訴猶予人員は、平成17年以降減少し続け、令和3年は前年よりも9,982人減少した。また、起訴率は、昭和62年に大幅に低下して以降、低下傾向にあったが、平成24年からは緩やかに上昇しており、令和3年は13.7%（前年比0.2pt上昇）であった。道交違反では、起訴・不起訴人員に占める略式命令請求人員の割合は、平成22年以降低下し続けていたが、令和3年は47.6%（同0.2pt上昇）であった。略式命令請求人員は、平成10年以降減少し続けている。起訴率も、昭和60年以降低下傾向にあり、令和3年は51.0%と平成14年（87.3%）と比べて36.3pt低下した（CD-ROM参照）。

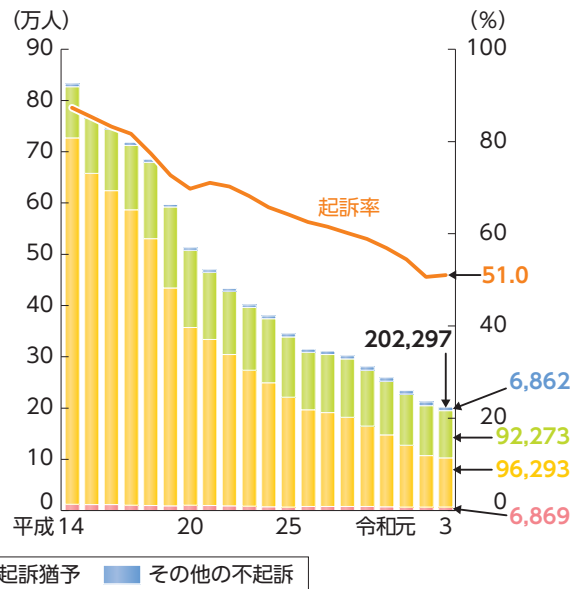
4-1-3-2図 過失運転致死傷等・道交違反 起訴・不起訴人員（処理区分別）等の推移

（平成14年～令和3年）

① 過失運転致死傷等



② 道交違反



■ 公判請求 ■ 略式命令請求 ■ 起訴猶予 ■ その他の不起訴

注 検察統計年報による。

令和3年における危険運転致死傷の公判請求人員について、態様別に見ると、4-1-3-3表のとおりである。なお、「無免許」の者（19人）については、無免許運転で、「飲酒等影響」（2人）、「高速度等」（1人）、「妨害行為」（2人）、「赤信号無視」（9人）又は「飲酒等影響運転支障等」（5人）の各態様による危険運転致死傷を犯した者である（検察統計年報による。）。

(令和3年)

| 総数 | 飲酒等影響 | 高速度等 | 妨害行為 | 赤信号無視 | 通行禁止道路進行 | 飲酒等影響 運転支障等 | 無免許 |
|-----|-------|------|------|-------|----------|----------------|-----|
| 339 | 105 | 20 | 14 | 78 | 3 | 100 | 19 |

注 1 検察統計年報による。

2 「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法2条1号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項前段に規定する罪をいう。

3 「高速度等」は、自動車運転死傷処罰法2条2号及び3号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項後段に規定する罪をいう。

4 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法2条4号、5号及び6号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項前段に規定する罪をいう。

5 「赤信号無視」は、自動車運転死傷処罰法2条7号に規定する罪、令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条5号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項後段に規定する罪をいう。

6 「通行禁止道路進行」は、自動車運転死傷処罰法2条8号に規定する罪及び令和2年法律第47号による改正前の自動車運転死傷処罰法2条6号に規定する罪をいう。

7 「飲酒等影響運転支障等」は、自動車運転死傷処罰法3条に規定する罪をいう。

8 「無免許」は、自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪をいう。

2 裁判

令和3年に交通事故（保管場所法違反を除く。以下この項において同じ。）により通常第一審で懲役又は禁錮を言い渡された者について、これらの罪名ごとの科刑状況を見ると、**4-1-3-4表**のとおりである。危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では8.6%（無免許危険運転致死傷（自動車運転死傷処罰法6条1項及び2項に規定する罪）事件では19.0%）だったのに対し、同致死事件では100%であった。同致死事件では、言渡しを受けた者34人のうち19人の刑は5年を超えている。過失運転致死傷（自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。）事件について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は、同致傷事件では1.3%（無免許過失運転致死傷事件では16.1%）だったのに対し、同致死事件では5.8%（無免許過失運転致死事件では100%）であった。道路交通法違反について見ると、言渡しを受けた者のうち実刑の者の割合は16.9%であった。道路交通法違反では、言渡しを受けた者のうち1年未満の刑の者の割合は76.1%であったが、3年を超える刑の者も8人いた。

令和3年に交通事故で一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者は、道路交通法違反につき1人であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

なお、自動車運転死傷処罰法違反及び道交違反について、第一審における罰金・科料の科刑状況は、**2-3-3-4表**参照。

4-1-3-4表

交通事故 通常第一審における有罪人員（懲役・禁錮）の科刑状況

(令和3年)

| 罪名 | 総数 | 10年を超える | 10年以下 | 7年以下 | 5年以下 | 3年 | | 2年以上 | | 1年以上 | | 6月以上 | | 6月未満 | |
|-----------------------|-------|---------|-------|------|------|-----------|--------|-----------|--------|------------|--------|------------|--------|------------|--------|
| | | | | | | 実刑 | 全部執行猶予 | 実刑 | 全部執行猶予 | 実刑 | 全部執行猶予 | 実刑 | 全部執行猶予 | 実刑 | 全部執行猶予 |
| 危険運転致傷 | 278 | - | - | 1 | 3 | 1 (-) | 14 | 5 (-) | 52 | 12 (-) | 155 | 2 (-) | 33 | - | - |
| 危険運転致死 | 34 | 3 | 11 | 5 | 10 | 2 (-) | - | 3 (-) | - | - | - | - | - | - | - |
| 無免許危険運転致傷(6条1項) | 14 | - | - | - | 1 | - | 2 | - | 7 | 2 (-) | 2 | - | - | - | - |
| 無免許危険運転致傷(6条2項) | 7 | - | - | - | - | - | - | 1 (-) | 2 | - | 4 | - | - | - | - |
| 無免許危険運転致死(6条2項) | 1 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 過失運転致傷 | 2,243 | - | - | - | - | - | 17 | 4 (-) | 140 | 10 (-) | 1,432 | 14 (-) | 624 | 1 (-) | 1 |
| 過失運転致死 | 1,009 | - | - | 1 | 8 | 12 (-) | 103 | 24 (-) | 237 | 14 (-) | 605 | - | 5 | - | - |
| 過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱 | 44 | - | - | - | - | - | - | 1 (-) | 10 | 1 (-) | 30 | 1 (-) | 1 | - | - |
| 過失運転致死アルコール等影響発覚免脱 | 1 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 無免許過失運転致傷 | 546 | - | - | 2 | 1 | - | 9 | 7 (-) | 33 | 41 (-) | 210 | 34 (-) | 195 | 3 (-) | 11 |
| 無免許過失運転致死 | 7 | - | - | 1 | 3 | 1 (-) | - | 1 (-) | - | 1 (-) | - | - | - | - | - |
| 無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱 | 4 | - | - | - | - | - | - | 1 (-) | - | 1 (-) | 2 | - | - | - | - |
| 無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 道路交通法 | 5,078 | - | 2 | - | 6 | 3 (-) | 19 | 24 (-) | 81 | 121 (-) | 956 | 479 (1) | 2,507 | 223 (-) | 657 |

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条及び3条並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪に限る。

3 「過失運転致傷」及び「過失運転致死」は、自動車運転死傷処罰法5条及び平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する罪に限る。

4 罪名区分の()内は、自動車運転死傷処罰法の該当条文である。

5 刑期区分の()内は、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員で、内数であり、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。

3 矯正

令和3年における交通犯罪（危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道路交通法違反をいう。以下この節において同じ。）の入所受刑者人員は1,072人（前年比11.0%増）であり、その内訳は危険運転致死傷が44人、過失運転致死傷等が189人、道路交通法違反が839人であった。なお、3年における交通犯罪の入所受刑者人員のうち、懲役受刑者の占める比率は95.8%であった。禁錮受刑者は45人であり、その内訳は全て過失運転致死傷等であった（矯正統計年報による。）。

4 保護観察

令和3年における交通犯罪の保護観察開始人員は、保護観察処分少年が5,087人（なお、交通短期保護観察の対象者（交通犯罪以外の非行名（保管場所法、道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）による者を含む。以下この項において同じ。）は3,416人（3-2-5-1図参照）、少年院仮退院者が114人、仮釈放者が557人、保護観察付全部・一部執行猶予者が149人（うち一部執行猶予者が2人）であった。同年の保護観察開始人員について、罪名・非行名が危険運転致死傷の者は、保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）が23人、少年院仮退院者が5人、仮釈放者が51人、保護観察付全部・一部執行猶予者が9人（うち一部執行猶予者はいなかった。）であった（保護統計年報による。）。

第1節 犯罪の動向

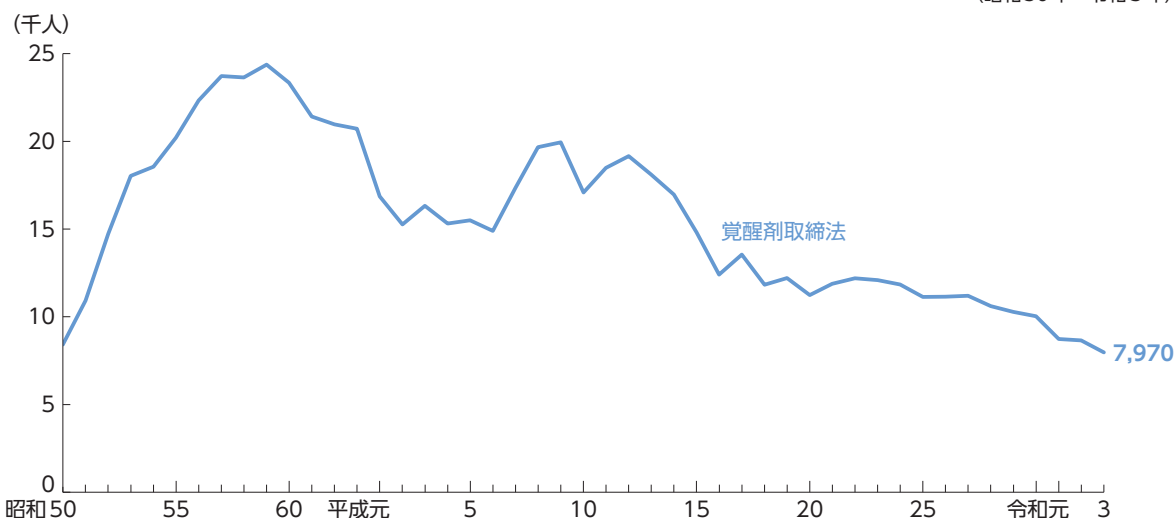
① 覚醒剤取締法違反

覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、**4-2-1-1図**のとおりである。29年（5万5,664人）をピークとして減少した後、増減を繰り返していたが、45年から増加傾向となり、59年には31年以降最多となる2万4,372人を記録した。その後、減少傾向にあったが、平成7年から増加に転じ、9年には1万9,937人に達した。13年からは、減少傾向にあり、令和3年は7,970人（前年比7.9%減）であった（CD-ROM参照。なお、検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の20歳以上の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、**5-2-1-4図①**参照。

4-2-1-1図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移

（昭和50年～令和3年）



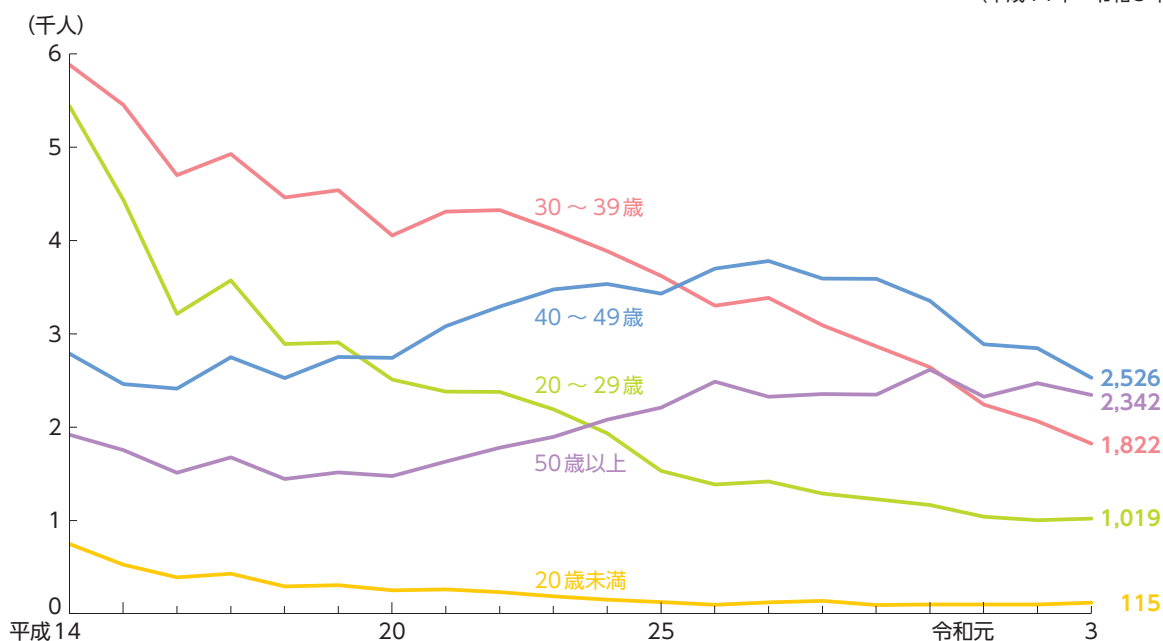
- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。

覚醒剤取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近20年間）は、**4-2-1-2図**のとおりである。20歳未満、20歳代及び30歳代の検挙人員は、減少傾向にある。令和3年の検挙人員の年齢層別構成比を見ると、40歳代が最も多く（32.3%）、次いで、50歳以上（29.9%）、30歳代（23.3%）、20歳代（13.0%）、20歳未満（1.5%）の順であった。

なお、令和3年の覚醒剤取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、大学生が18人（前年比10人増）であり、高校生が10人（同1人減）、中学生は1人（同1人増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-2図 覚醒剤取締法違反 検挙人員の推移（年齢層別）

（平成14年～令和3年）



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。

4-2-1-3表は、令和3年に覚醒剤取締法違反により検挙された者（警察が検挙した者に限る。）のうち、営利犯で検挙された者及び暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下この項において同じ。）の各人員を違反態様別に見たものである。同年の営利犯で検挙された者の比率は5.8%であり、暴力団構成員等の比率は39.0%であった。

4-2-1-3表 覚醒剤取締法違反 営利犯・暴力団構成員等の検挙人員（違反態様別）

（令和3年）

| 区分 | 総数 | 密輸入 | 所持 | 譲渡し | 譲受け | 使用 | その他 |
|---------|-----------------|--------------|-----------------|---------------|--------------|-----------------|--------------|
| 総数 | 7,824 | 83 | 2,568 | 306 | 112 | 4,552 | 203 |
| 営利犯 | 455 (5.8) | 78 (94.0) | 259 (10.1) | 113 (36.9) | 5 (4.5) | - | - |
| 暴力団構成員等 | 3,051 (39.0) | 17 (20.5) | 1,002 (39.0) | 177 (57.8) | 31 (27.7) | 1,754 (38.5) | 70 (34.5) |

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 4 ()内は、各違反態様による検挙人員に「営利犯」又は「暴力団構成員等」の人員がそれぞれ占める比率である。

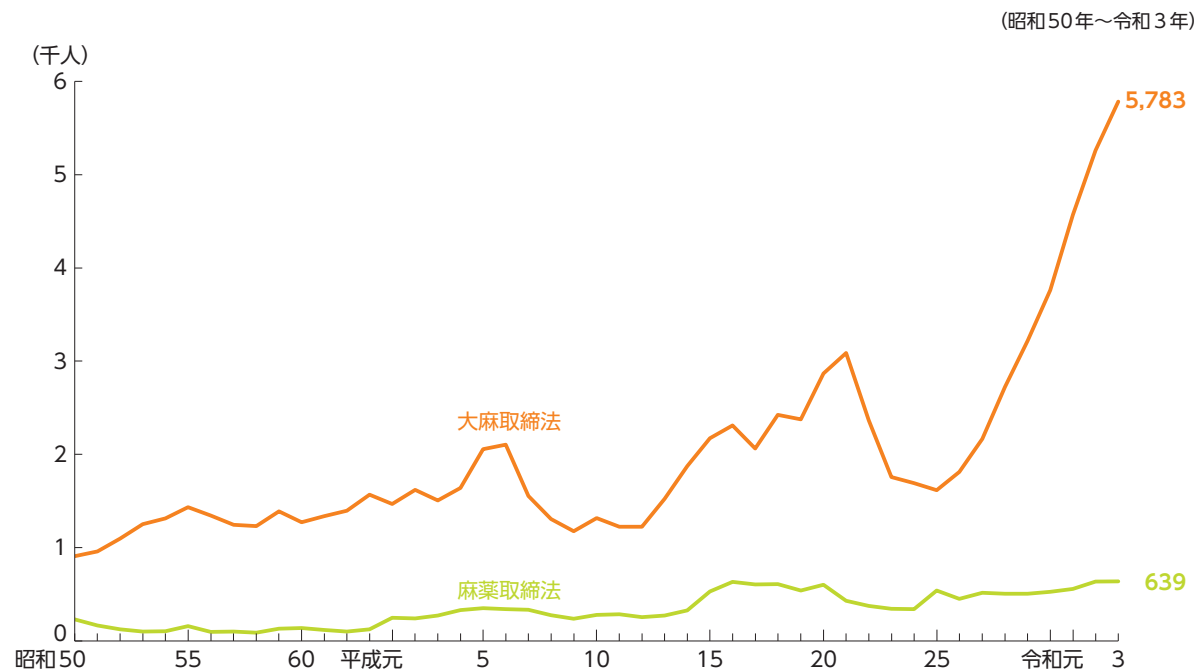
覚醒剤取締法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）のうち、外国人の比率は、平成20年以降、5%台から8%台で推移しており、令和3年は7.3%（568人）であった。国籍等別に見ると、韓国・朝鮮（117人、20.6%）が最も多く、次いで、ブラジル（103人、18.1%）、フィリピン、ベトナム（それぞれ77人、13.6%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。なお、これら国籍等別の検挙人員を見るに当たっては、各国籍等別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある（本編第9章第1節参照）。

2 大麻取締法違反等

大麻取締法（昭和23年法律第124号）及び麻薬取締法の各違反（それぞれ、大麻及び麻薬・向精神薬に係る麻薬特例法違反を含む。以下この項において同じ。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）の推移（昭和50年以降）は、**4-2-1-4図**のとおりである（検察庁新規受理人員については、CD-ROM資料**1-4**参照）。大麻取締法違反は、平成6年（2,103人）と21年（3,087人）をピークとする波が見られ、22年以降は減少していたが、26年から8年連続で増加している。29年からは、昭和46年以降における最多を記録し続けており、令和3年は5,783人（前年比9.9%増）であった（CD-ROM参照）。

なお、大麻取締法違反の20歳以上の検挙人員に占める同一罪名再犯者の比率については、**5-2-1-4図②**参照。

4-2-1-4図 大麻取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）

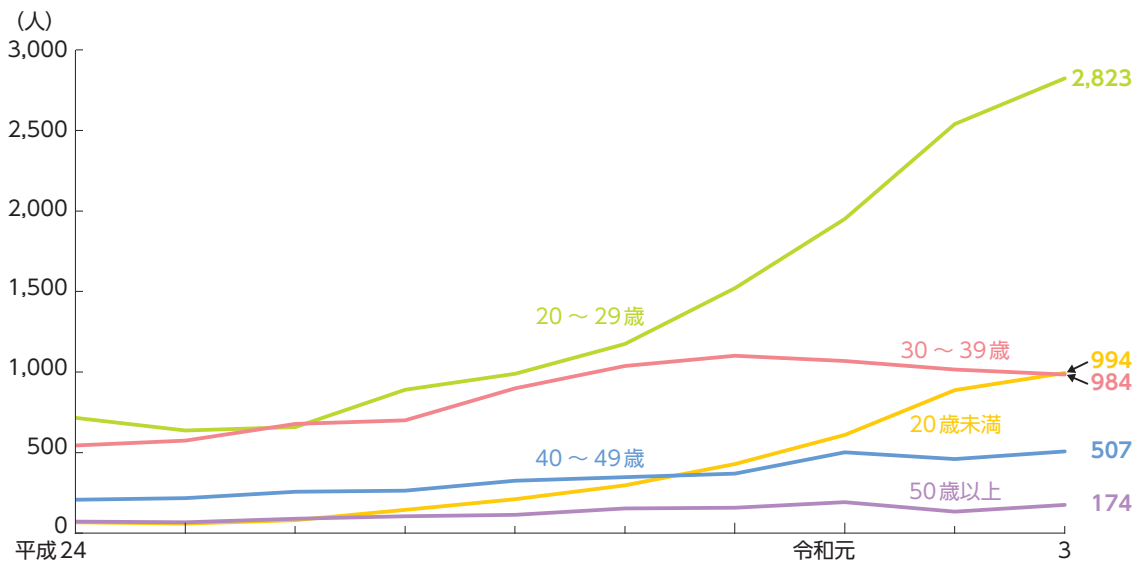


- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。ただし、平成19年までは、厚生労働省医薬食品局、警察庁刑事局及び海上保安庁警備救難部の各資料により、20年から27年までは、内閣府の資料による。
 2 大麻及び麻薬・向精神薬に係る各麻薬特例法違反の検挙人員を含む。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「大麻取締法」は、大麻リキッドに係る検挙人員を含む。

大麻取締法違反の年齢層別の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）の推移（最近10年間）は、**4-2-1-5図**のとおりである。平成24年以降、20歳代及び30歳代で全検挙人員の約7～8割を占める状況が続いているが、30歳代の検挙人員が令和元年以降3年連続で減少したのに対し、20歳代の検挙人員は、26年から増加し続けており、令和3年は2,823人（前年比11.1%増）であった。一方、20歳未満の検挙人員も、平成26年から増加し続けており、令和3年は994人（同12.1%増）であった。

なお、令和3年の大麻取締法違反の検挙人員（就学者に限る。）を就学状況別に見ると、中学生が8人（前年と同じ）、高校生が186人（前年比27人増）、大学生が232人（同13人増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

(平成24年～令和3年)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 大麻に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
 4 大麻キッドに係る検挙人員を含む。

毒劇法違反の検挙人員（警察が検挙した者に限る。）は、昭和50年代後半は3万人台で推移し、60年代以降も2万7,000人台から3万1,000人台で推移していたが、平成3年からは減少傾向が続き、令和3年は165人（前年比8.3%減）であった（警察庁の統計による。）。

あへん法（昭和29年法律第71号）違反（あへんに係る麻薬特例法違反を含む。）の検挙人員（特別司法警察員が検挙した者を含む。）は、昭和46年以降、100人台から400人台で推移していたが、60年（443人）をピークとして、その後大きく減少し、平成20年以降は30人未満で推移しており、令和3年は16人（前年比1人増）であった（4-2-1-4 図 CD-ROM 参照）。

3 危険ドラッグに係る犯罪

いわゆる**危険ドラッグ**（規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがら）をいう。以下この項において同じ。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物をいう。以下この項において同じ。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。以下この項において同じ。）に係る犯罪の検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）の推移（最近5年間）を適用法令別に見ると、4-2-1-6表のとおりである。

令和3年の指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員は111人（前年比20人減）であるが、そのうち60人（同22人減）は、指定薬物の単純所持・使用等の検挙人員（同法84条28号に規定される所持・使用・購入・譲受けに係る罪による検挙人員のうち、販売目的等の供給者側の検挙人員を除く。）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

4-2-1-6表 危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員の推移（適用法令別）

（平成29年～令和3年）

| 適用法令 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総数 | 651 | 396 | 182 | 150 | 145 |
| 医薬品医療機器等法（薬事法） | 578 | 346 | 165 | 131 | 111 |
| 麻薬取締法 | 56 | 48 | 17 | 19 | 34 |
| 交通関係法令 | 1 | 1 | — | — | — |
| その他の | 16 | 1 | — | — | — |

- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 警察が検挙した人員に限る。
 3 複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名に計上している。
 4 「危険ドラッグ」は、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん及びけしがらを用いる。）又は指定薬物（医薬品医療機器等法2条15項に規定する指定薬物を用いる。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標ぼうしながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。
 5 「医薬品医療機器等法（薬事法）」は、危険ドラッグから指定薬物が検出された場合の検挙人員である。
 6 「麻薬取締法」は、危険ドラッグから麻薬が検出された場合の検挙人員である。
 7 「交通関係法令」は、危険運転致死傷、過失運転致死傷等、道路交通法違反の検挙人員である。
 8 「その他」は、覚醒剤取締法違反、危険ドラッグ服用に係る保護責任者遺棄致死、各都道府県の薬物乱用防止に関する条例違反等のほか、指定薬物以外の医薬品医療機器等法違反を含む。
 9 「交通関係法令」及び「その他」は、指定薬物として指定されていない薬物が検出され、当該薬物について、検挙後に指定薬物として指定された場合等を含む。

令和3年における危険ドラッグ乱用者の検挙人員（危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員のうち、危険ドラッグの販売等により検挙された供給者側の検挙人員を除いたものをいう。）は、123人であり、年齢層別では、40歳代（33人、26.8%）が最も多く、次いで、20歳代（31人、25.2%）、50歳以上（30人、24.4%）、30歳代（26人、21.1%）、20歳未満（3人、2.4%）の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。)

第2節 取締状況

1 覚醒剤等の押収量の推移

覚醒剤等の薬物の押収量（警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した薬物の合計量）の推移（最近5年間）は、4-2-2-1表のとおりである（あへんについては、CD-ROM参照）。覚醒剤の押収量は、令和元年に平成元年以降最多の2,649.7kgを記録したが、令和2年（824.4kg）は前年の3分の1以下に急減し、3年は998.7kg（前年比21.1%増）であった（CD-ROM参照）。

4-2-2-1表 覚醒剤等の押収量の推移

（平成29年～令和3年）

| 年次 | 覚醒剤 | 乾燥大麻 | 大麻樹脂 | コカイン | ヘロイン | MDMA等錠剤型合成麻薬 |
|-----|--------|-------|------|-------|------|--------------|
| 29年 | 1136.6 | 270.5 | 21.9 | 11.6 | 70.3 | 3,244 |
| 30 | 1206.7 | 337.3 | 3.1 | 157.4 | 0.0 | 12,307 |
| 元 | 2649.7 | 430.1 | 14.8 | 639.9 | 16.7 | 73,915 |
| 2 | 824.4 | 299.1 | 3.6 | 821.7 | 14.8 | 106,308 |
| 3 | 998.7 | 377.2 | 2.9 | 15.1 | 0.0 | 80,623 |

（単位は、kg。ただし、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠）

- 注 1 厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 押収量は、警察、税関、海上保安庁及び麻薬取締部がそれぞれ押収した合計量である。
 3 「乾燥大麻」は、大麻たばこを含み、「大麻樹脂」は、大麻リキッドを含まない。
 4 「MDMA等錠剤型合成麻薬」は、1錠未満切捨てである。

2 密輸入事案の摘発の状況

覚醒剤（覚醒剤原料を含む。以下この項において同じ。）及び大麻の密輸入事案（税関が関税法（昭和29年法律第61号）違反で摘発した事件に限る。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。以下この項において同じ。）の摘発件数の推移（最近5年間）を形態別に見ると、4-2-2-2表のとおりである。覚醒剤の「航空機旅客（航空機乗組員を含む。以下この項において同じ。）による密輸入」は、前年の約10分の1に急減した令和2年（23件）に引き続き、3年も大きく減少し、5件（前年比78.3%減）であった。覚醒剤の「航空貨物（別送品を含む。）を利用した密輸入」は、2年（20件）は急減したが（前年比81.3%減）、3年は50件と前年の2.5倍に増加した。大麻の「航空機旅客による密輸入」も、前年の約3分の1に急減した2年（21件）に引き続き、3年も大きく減少し、6件（前年比71.4%減）であったが、大麻の「国際郵便物を利用した密輸入」は、平成30年以降高止まりの状況にあり、令和3年は159件（同10.4%増）であった（覚醒剤及び大麻の密輸入事案と入国者数の対比等については第7編第3章第3節4項参照）。

4-2-2-2表 覚醒剤等の密輸入事案の摘発件数の推移（形態別）

（平成29年～令和3年）

① 覚醒剤

| 形 態 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
|---------------|----------------|----------------|----------------|-------------|-------------|
| 総 数 | 151 (1,159) | 169 (1,159) | 425 (2,587) | 72 (811) | 95 (912) |
| 航空機旅客による密輸入 | 99 (190) | 91 (160) | 229 (427) | 23 (54) | 5 (35) |
| 国際郵便物を利用した密輸入 | 38 (96) | 52 (50) | 85 (188) | 23 (14) | 33 (52) |
| 商業貨物を利用した密輸入 | 11 (398) | 23 (948) | 109 (367) | 26 (743) | 57 (825) |
| 航 空 貨 物 | 10 (48) | 13 (22) | 107 (325) | 20 (103) | 50 (199) |
| 海 上 貨 物 | 1 (351) | 10 (926) | 2 (43) | 6 (639) | 7 (626) |
| 船員等による密輸入 | 3 (475) | 3 (0) | 2 (1,605) | — (—) | — (—) |

② 大麻

| 形 態 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
|---------------|--------------|--------------|-------------|--------------|--------------|
| 総 数 | 171 (131) | 218 (156) | 242 (82) | 204 (126) | 199 (153) |
| 航空機旅客による密輸入 | 57 (3) | 49 (92) | 60 (28) | 21 (0) | 6 (10) |
| 国際郵便物を利用した密輸入 | 99 (10) | 148 (45) | 167 (49) | 144 (77) | 159 (80) |
| 商業貨物を利用した密輸入 | 12 (118) | 19 (19) | 11 (5) | 39 (48) | 34 (63) |
| 航 空 貨 物 | 10 (18) | 19 (19) | 10 (5) | 36 (48) | 27 (63) |
| 海 上 貨 物 | 2 (100) | — (—) | 1 (0) | 3 (0) | 7 (0) |
| 船員等による密輸入 | 3 (0) | 2 (0) | 4 (0) | — (—) | — (—) |

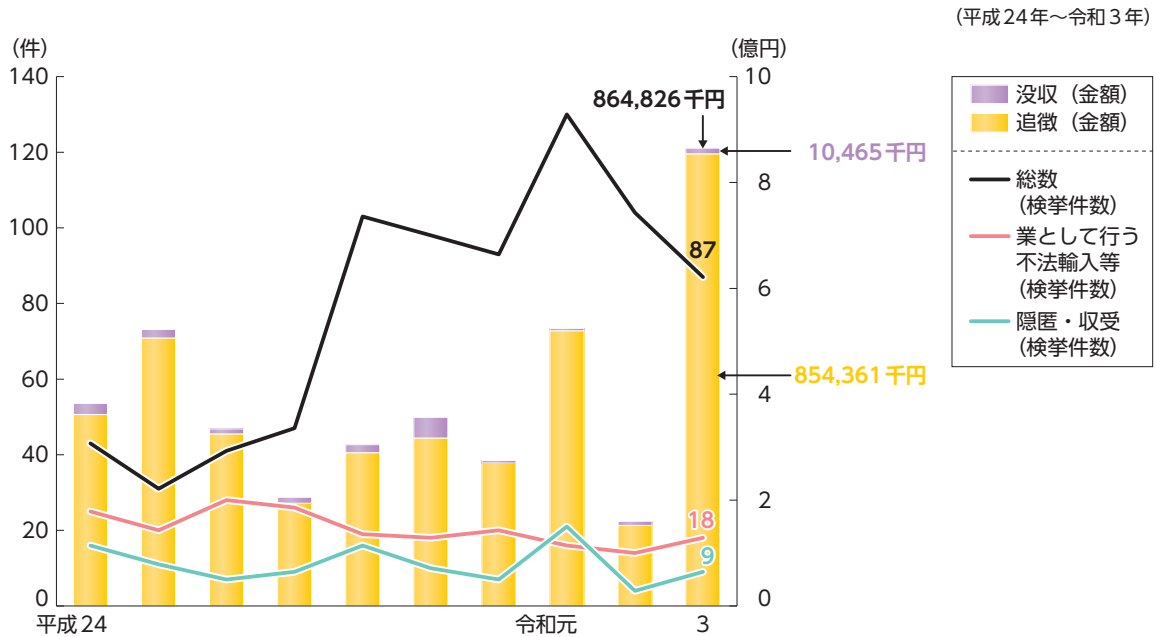
- 注 1 財務省関税局の資料による。
 2 税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3 「覚醒剤」は、その原料を含み、「大麻」は、大麻キッドを含む。
 4 ()内は押収量であり、単位はkgである。
 5 「航空機旅客」は、航空機乗組員を含む。
 6 「商業貨物」は、別送品を含む。
 7 「船員等」は、洋上取引及び船舶旅客を含む。

令和3年における覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数を仕出地別に見ると、地域別では、アジア（30件）が最も多く、次いで、ヨーロッパ（24件）、北米（19件）の順であり、国・地域別では、米国（14件）が最も多く、次いで、マレーシア（11件）、英国（9件）の順であった（財務省関税局の資料による。）。

3 麻薬特例法の運用

麻薬特例法違反の検挙件数及び第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-2-2-3図のとおりである。

4-2-2-3図 麻薬特例法違反 検挙件数・没収・追徴金額の推移



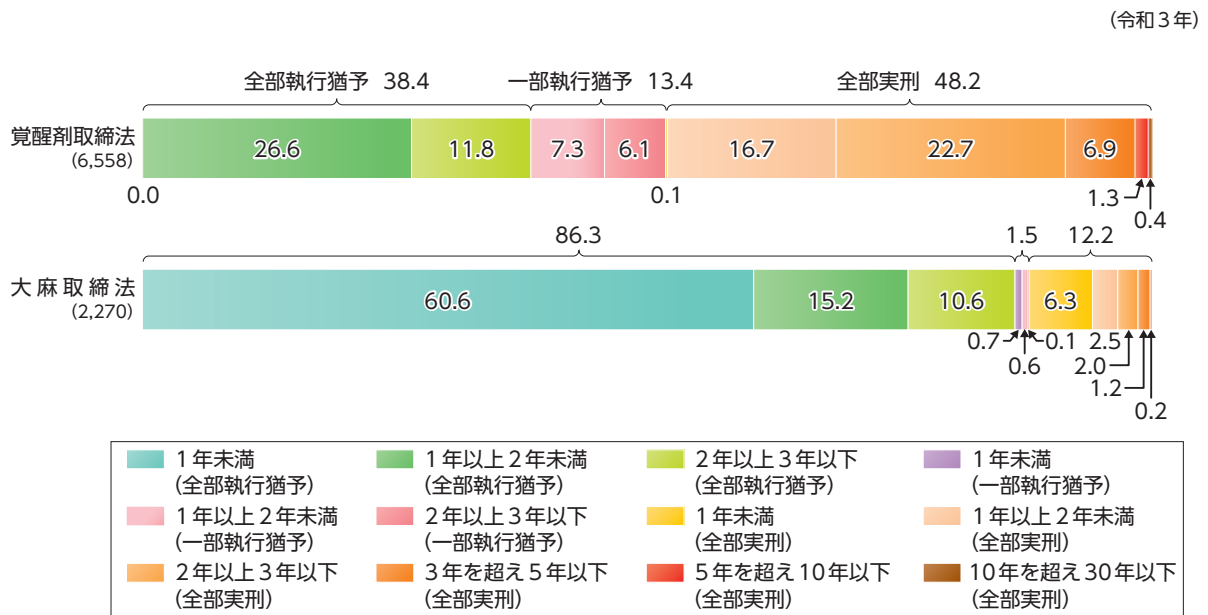
- 注 1 検挙件数は、厚生労働省医薬・生活衛生局の資料による。
 2 没収・追徴金額は、法務省刑事局の資料による。
 3 警察のほか、特別司法警察員が検挙した者を含む。
 4 「総数」は、麻薬特例法5条（業として行う不法輸入等）、6条（薬物犯罪収益等隠匿）、7条（薬物犯罪収益等収受）及び9条（あり又は唆し）の各違反の検挙件数の合計である。
 5 「没収」及び「追徴」は、第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。
 6 共犯者に重複して言い渡された没収・追徴は、重複部分を控除した金額を計上している。
 7 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

1 検察・裁判

令和3年における起訴率及び起訴猶予率は、それぞれ覚醒剤取締法違反では75.4%、9.2%、大麻取締法違反では49.8%、32.8%、麻薬取締法違反では61.6%、16.1%であり、覚醒剤取締法違反の起訴猶予率は、道交違反を除く特別法犯全体（令和3年は45.2%。2-2-4-4図参照）と比較して顕著に低かった（起訴・不起訴人員等については、CD-ROM資料4-2参照）。なお、同年における麻薬特例法違反の起訴率は38.4%、起訴猶予率は46.5%であった。もっとも、同法違反のうち、「業として行う不法輸入等」について見ると、起訴率は92.6%（起訴50人、起訴猶予2人及びその他の不起訴2人）であった。同年において、あへん法違反で起訴された者はいなかった（検察統計年報による。）。

覚醒剤取締法違反及び大麻取締法違反について、令和3年の地方裁判所における有期の懲役の科刑状況別構成比を見ると、4-2-3-1図のとおりである（地方裁判所における罪名別の科刑状況についてはCD-ROM資料2-3を、覚醒剤取締法違反の科刑状況の推移についてはCD-ROM資料4-3をそれぞれ参照）。

4-2-3-1図 覚醒剤取締法違反等 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比



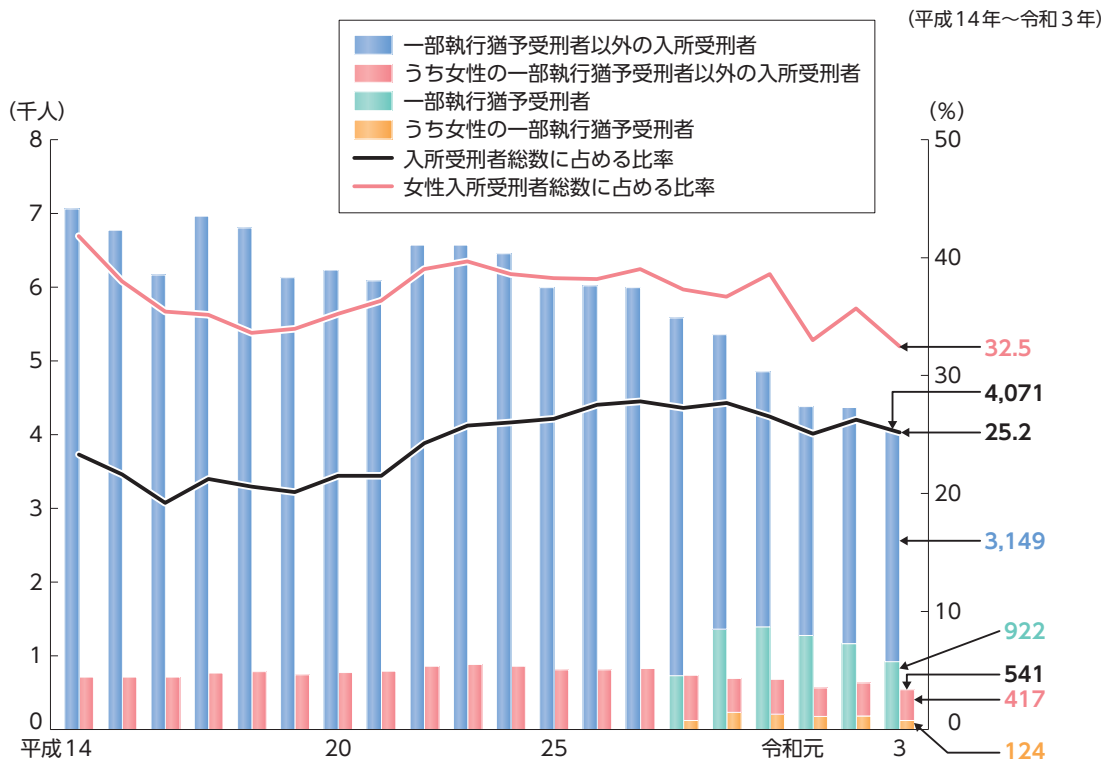
注 1 司法統計年報による。
 2 一部執行猶予は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 3 ()内は、実人員である。

令和3年における覚醒剤取締法違反の少年保護事件について、家庭裁判所終局処理人員を処理区分別に見ると、少年院送致が56人（59.6%）と最も多く、次いで、保護観察24人（25.5%）、審判不開始7人（7.4%）、検察官送致（年齢超過）5人（5.3%）、不処分2人（2.1%）の順であった。なお、検察官送致（刑事処分相当）、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致はいなかった（司法統計年報による。）。

2 矯正

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、4-2-3-2図のとおりである。令和3年における同法違反の入所受刑者人員は、4,071人（前年比296人減）であり、そのうち一部執行猶予受刑者は922人（同242人減）であった（CD-ROM参照）。

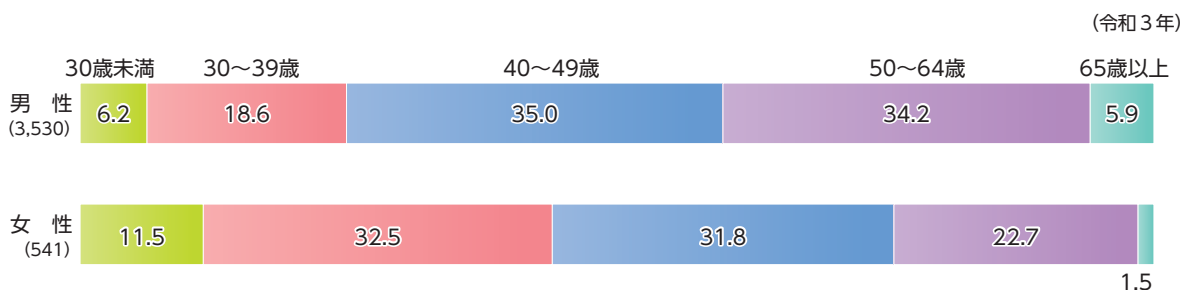
4-2-3-2図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移



注 1 矯正統計年報による。
 2 「一部執行猶予受刑者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和3年における覚醒剤取締法違反の入所受刑者の年齢層別構成比を男女別に見ると、4-2-3-3図のとおりである。

4-2-3-3図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者の年齢層別構成比 (男女別)



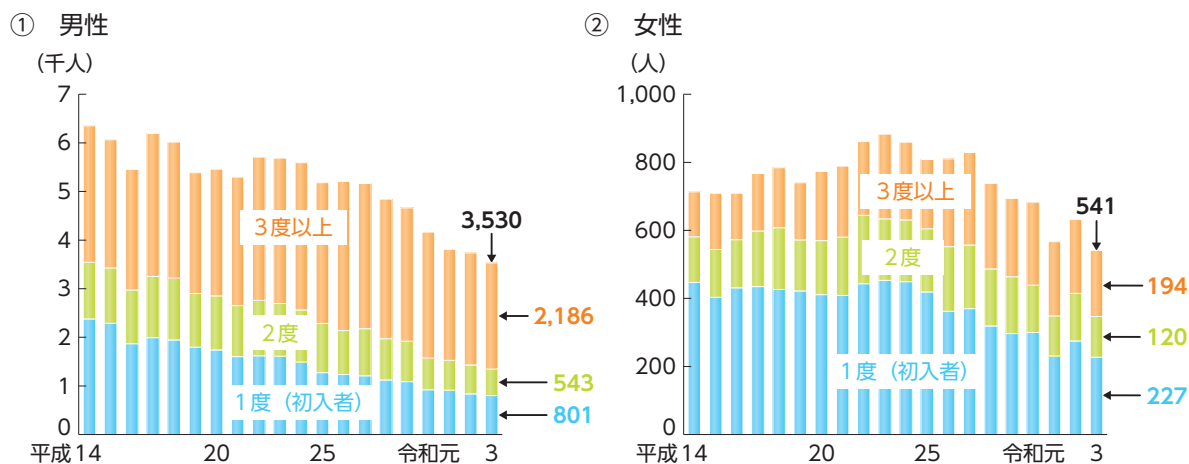
注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

覚醒剤取締法違反の入所受刑者人員の推移（最近20年間）を男女別に見るとともに、これを入所度数別に見ると、**4-2-3-4図**のとおりである。令和3年の男性の入所受刑者は、3,530人（前年比205人減）であり、3度以上の者が61.9%を占め、同年の女性の入所受刑者は、541人（同91人減）であり、初入者が42.0%を占めた。男性は、入所受刑者全体のうち入所度数が3度以上の者の割合が一貫して最も高いのに対し、女性は、初入者の割合が一貫して最も高い（CD-ROM参照）。

なお、覚醒剤取締法違反の出所受刑者の出所事由別5年以内再入率については**5-2-3-8図**を、2年以内再入率の推移については**5-2-3-10図**^③をそれぞれ参照。

4-2-3-4図 覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移（男女別、入所度数別）

（平成14年～令和3年）



注 矯正統計年報による。

3 保護観察

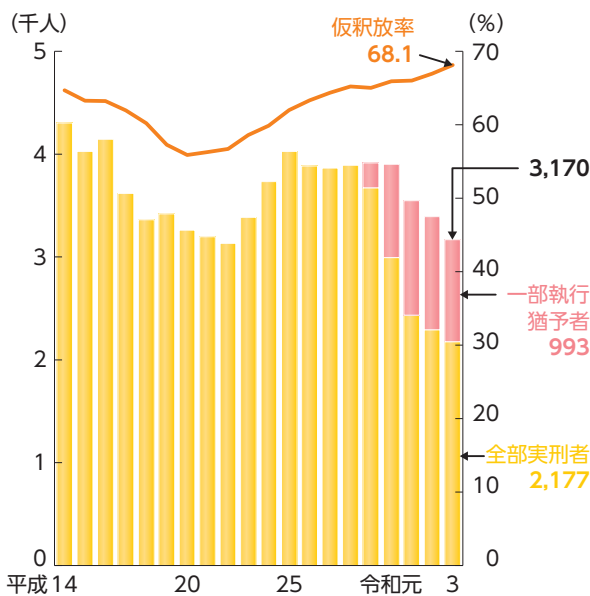
覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員等の推移（最近20年間）は、**4-2-3-5図**のとおりである。平成30年から、仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）の保護観察開始人員は減少し続けている。仮釈放率は、21年から上昇傾向が続き、令和3年は平成14年以降最も高い68.1%（前年比1.2pt上昇）であり、出所受刑者全体の仮釈放率（**2-5-2-1図**参照）と比べると7.3pt高かった。保護観察付全部執行猶予者の保護観察開始人員は、28年から減少していたが、令和3年は252人（前年比15人増）であった。全部執行猶予者の保護観察率は、8%台から13%台で推移しており、3年は10.1%（同0.6pt上昇）であった。保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された翌年の平成29年（208人）から増加し続けていたが、令和3年は1,206人（同163人減）であった。

令和3年の保護観察終了者のうち、覚醒剤取締法違反の仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の取消率（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部・一部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）は、それぞれ3.8%、2.7%、25.2%、28.4%であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。なお、取消・再処分率の推移等については、**5-2-4-3図**CD-ROM参照）。

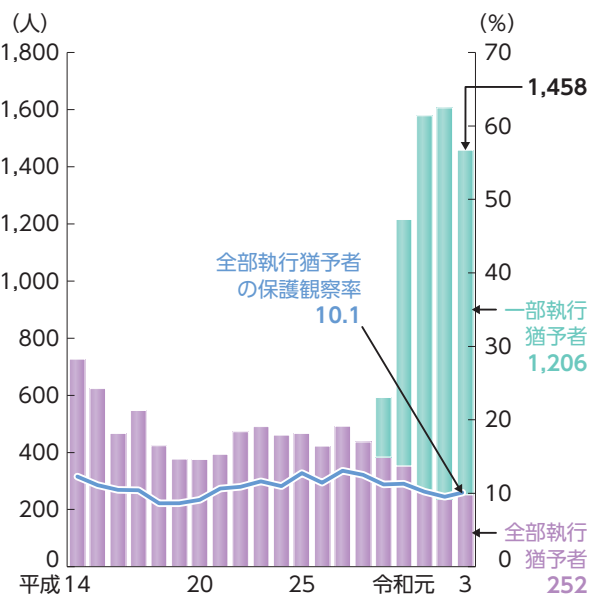
4-2-3-5図 覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員等の推移

（平成14年～令和3年）

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報、検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

第1節 組織的犯罪

組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員及び通常第一審における没収・追徴金額の推移（最近10年間）は、4-3-1-1図のとおりである。

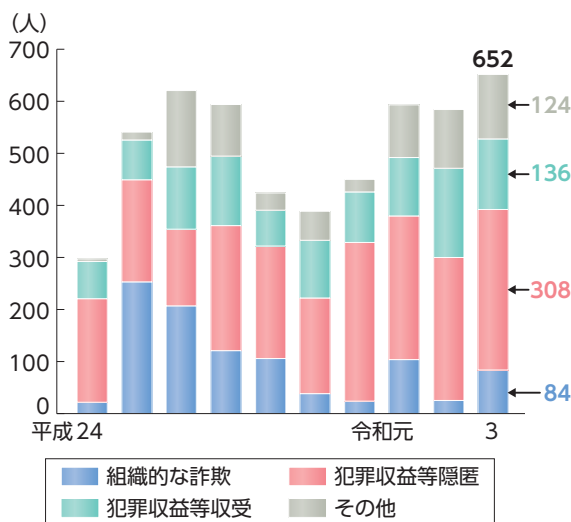
令和3年における組織的犯罪処罰法違反の検察庁新規受理人員のうち、暴力団関係者（集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）は47人（7.2%）であった（検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

なお、平成29年法律第67号による組織的犯罪処罰法の改正により、テロ等準備罪が新設された（平成29年7月施行）が、同罪の新設から令和3年まで、同罪の受理人員はない。

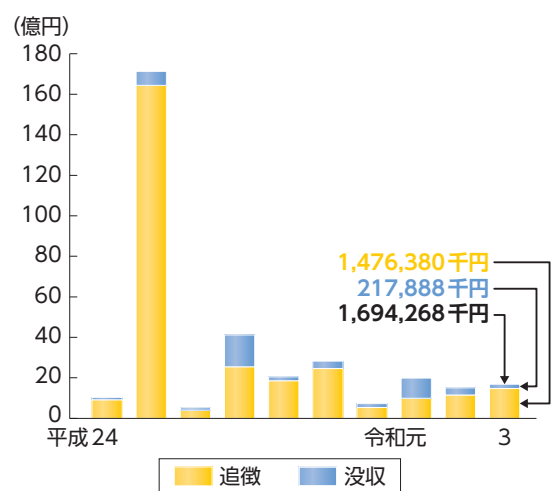
4-3-1-1 図 組織的犯罪処罰法違反 検察庁新規受理人員・没収・追徴金額の推移

（平成24年～令和3年）

① 検察庁新規受理人員



② 没収・追徴金額



注 1 検察統計年報及び法務省刑事局の資料による。

2 「没収」及び「追徴」は、通常第一審における金額の合計であり、千円未満切捨てである。共犯者に重複して言い渡された没収・追徴については、重複部分を控除した金額を計上している。

3 外国通貨は、判決日現在の為替レートで日本円に換算している。

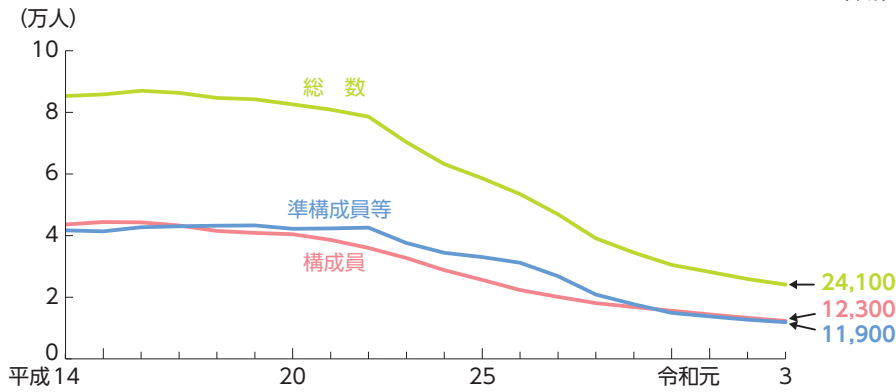
第2節 暴力団犯罪

① 組織の動向

暴力団構成員及び準構成員等（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の人員の推移（最近20年間）は、4-3-2-1図のとおりである。

4-3-2-1 図 暴力団構成員・準構成員等の人員の推移

(平成14年～令和3年)



注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 人員は、各年末現在の概数であり、「構成員」と「準構成員等」の合計は「総数」と必ずしも一致しない。
3 「準構成員等」は、暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

暴力団対策法により、令和3年末現在、25団体が**指定暴力団**として指定されており、六代目山口組、神戸山口組、絆會（任侠山口組）、池田組、住吉会及び稲川会に所属する暴力団構成員は、同年末現在、約9,100人（前年末比約800人減）であり、全暴力団構成員の約4分の3を占めている（警察庁刑事局の資料による。）。

令和3年に暴力団対策法に基づき発出された中止命令は866件（前年比268件減）、再発防止命令は37件（同15件減）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

また、平成24年法律第53号による暴力団対策法の改正により導入された特定抗争指定暴力団等の指定や特定危険指定暴力団等の指定を含む市民生活に対する危険を防止するための規定に基づき、令和4年6月30日現在、2団体が特定抗争指定暴力団等に指定され、1団体が特定危険指定暴力団等として指定されている（官報による。）。

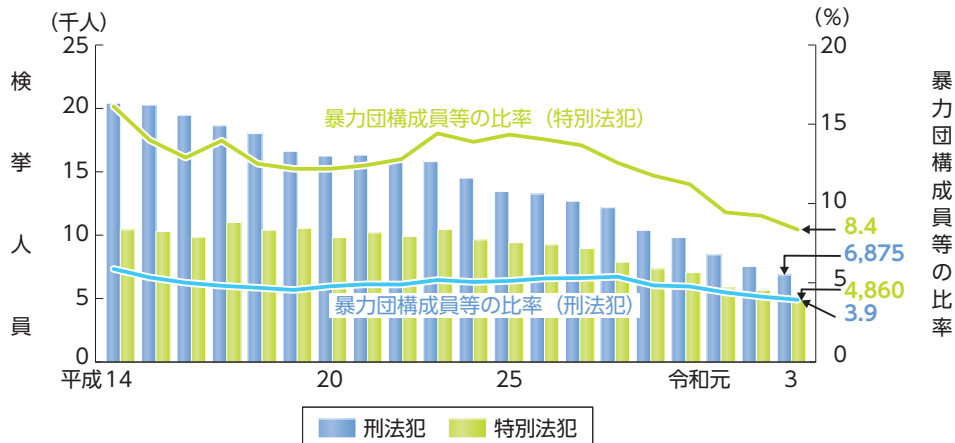
2 犯罪の動向

(1) 検挙人員

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。以下（1）において同じ。）の検挙人員等の推移（最近20年間）を刑法犯と特別法犯（交通法令違反を除く。）の別に見ると、4-3-2-2図のとおりである。

4-3-2-2 図 暴力団構成員等 検挙人員等の推移（刑法犯・特別法犯別）

(平成14年～令和3年)



注 1 警察庁の統計による。
2 特別法犯は、交通法令違反を除く。
3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
4 「暴力団構成員等の比率」は、検挙人員総数に占める暴力団構成員等の比率である。

令和3年における暴力団構成員等の検挙人員及び全検挙人員に占めるその比率を罪名別に見ると、4-3-2-3表のとおりである。

4-3-2-3表 暴力団構成員等 検挙人員（罪名別）

(令和3年)

| 罪 名 | 全検挙人員 | 暴力団構成員等 | |
|-------------|---------|---------|---------|
| | | 人数 | 比率(%) |
| 総 数 | 233,197 | 11,735 | (5.0) |
| 刑 法 犯 | 175,041 | 6,875 | (3.9) |
| 殺 人 | 848 | 91 | (10.7) |
| 強 盗 | 1,460 | 217 | (14.9) |
| 強 制 性 交 等 | 1,251 | 39 | (3.1) |
| 暴 行 | 23,993 | 676 | (2.8) |
| 傷 害 | 17,525 | 1,353 | (7.7) |
| 脅 迫 | 2,964 | 356 | (12.0) |
| 恐 喝 | 1,230 | 456 | (37.1) |
| 窃 盗 | 84,360 | 1,008 | (1.2) |
| 詐 欺 | 10,400 | 1,555 | (15.0) |
| 賭 博 | 504 | 149 | (29.6) |
| 公 務 執 行 妨 害 | 1,597 | 136 | (8.5) |
| 逮 捕 監 禁 | 366 | 93 | (25.4) |
| 器 物 損 壊 | 4,563 | 170 | (3.7) |
| 暴力行為等処罰法 | 20 | 7 | (35.0) |
| 特 別 法 犯 | 58,156 | 4,860 | (8.4) |
| 暴力団対策法 | 20 | 20 | (100.0) |
| 暴力団排除条例 | 92 | 92 | (100.0) |
| 競 馬 法 | 5 | - | |
| 風 営 適 正 化 法 | 926 | 79 | (8.5) |
| 売 春 防 止 法 | 378 | 19 | (5.0) |
| 児 童 福 祉 法 | 130 | 8 | (6.2) |
| 銃 刀 法 | 4,521 | 90 | (2.0) |
| 麻 薬 取 締 法 | 526 | 51 | (9.7) |
| 大 麻 取 締 法 | 5,339 | 764 | (14.3) |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 7,631 | 2,985 | (39.1) |
| 職 業 安 定 法 | 59 | 15 | (25.4) |

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 特別法犯は、交通法令違反を除く。
 5 ()内は、全検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

(2) 銃器犯罪

ア 対立抗争事件

暴力団相互の対立抗争事件数及び銃器（拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃。以下（2）において同じ。）の使用率（対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率）の推移（最近10年間）は、4-3-2-4表のとおりである。

4-3-2-4表 暴力団対立抗争事件 事件数・銃器使用率の推移

(平成24年～令和3年)

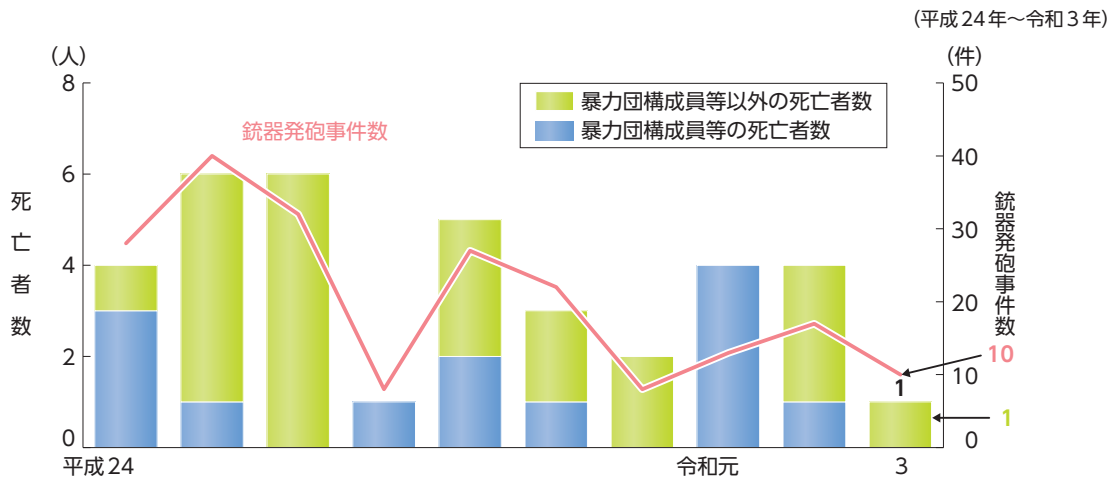
| 年次 | 対立抗争事件数 | | 銃器使用率 |
|-----|---------|---------|-------|
| | 対立抗争事件数 | 銃器使用事件数 | |
| 24年 | 14 | 7 | 50.0 |
| 25 | 27 | 20 | 74.1 |
| 26 | 18 | 9 | 50.0 |
| 27 | — | — | … |
| 28 | 42 | 6 | 14.3 |
| 29 | 9 | 1 | 11.1 |
| 30 | 8 | 1 | 12.5 |
| 元 | 14 | 3 | 21.4 |
| 2 | 10 | 5 | 50.0 |
| 3 | 3 | 1 | 33.3 |

注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 本表は、令和4年3月末現在において確認された数値で作成した。
 3 「対立抗争事件数」は、暴力団間の対立抗争に起因するとみられる事件を計上している。
 4 「銃器使用率」は、対立抗争事件数に占める銃器が使用された事件数の比率である。

イ 銃器使用事件

銃器発砲事件数及びこれによる死亡者数の推移（最近10年間）は、4-3-2-5図のとおりである。

4-3-2-5図 銃器発砲事件 事件数・死亡者数の推移



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

銃器使用犯罪の検挙件数の推移（最近10年間）を拳銃とそれ以外の銃器の別に見ると、4-3-2-6表のとおりである。

4-3-2-6表 銃器使用犯罪 検挙件数の推移（使用銃器別）

(平成24年～令和3年)

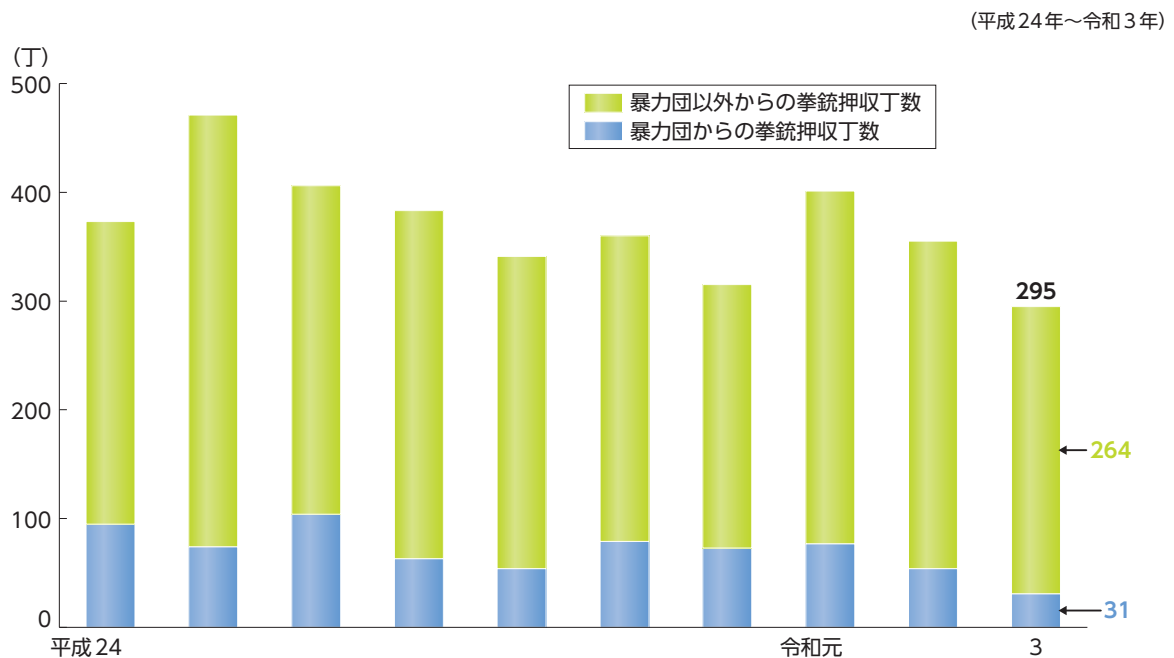
| 年次 | 総数 | 拳銃使用 | | その他の銃器使用 | |
|-----|----|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 暴力団構成員等によるもの | 暴力団構成員等によるもの | 暴力団構成員等によるもの | 暴力団構成員等によるもの |
| 24年 | 26 | 9 | 8 | 17 | 1 |
| 25 | 37 | 18 | 14 | 22 | 4 |
| 26 | 65 | 14 | 14 | 40 | - |
| 27 | 25 | 13 | 13 | 10 | - |
| 28 | 27 | 11 | 11 | 13 | - |
| 29 | 28 | 14 | 14 | 12 | - |
| 30 | 22 | 8 | 8 | 10 | - |
| 元 | 25 | 12 | 12 | 11 | - |
| 2 | 21 | 12 | 9 | 11 | 3 |
| 3 | 20 | 10 | 9 | 6 | 1 |

注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 犯罪供用物として銃器を使用した事件を計上している。ただし、模造拳銃等によるものを除く。
 3 「暴力団構成員等」は、暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。

ウ 拳銃の押収状況

拳銃の押収丁数の推移（最近10年間）は、4-3-2-7図のとおりである。

4-3-2-7図 拳銃押収丁数の推移



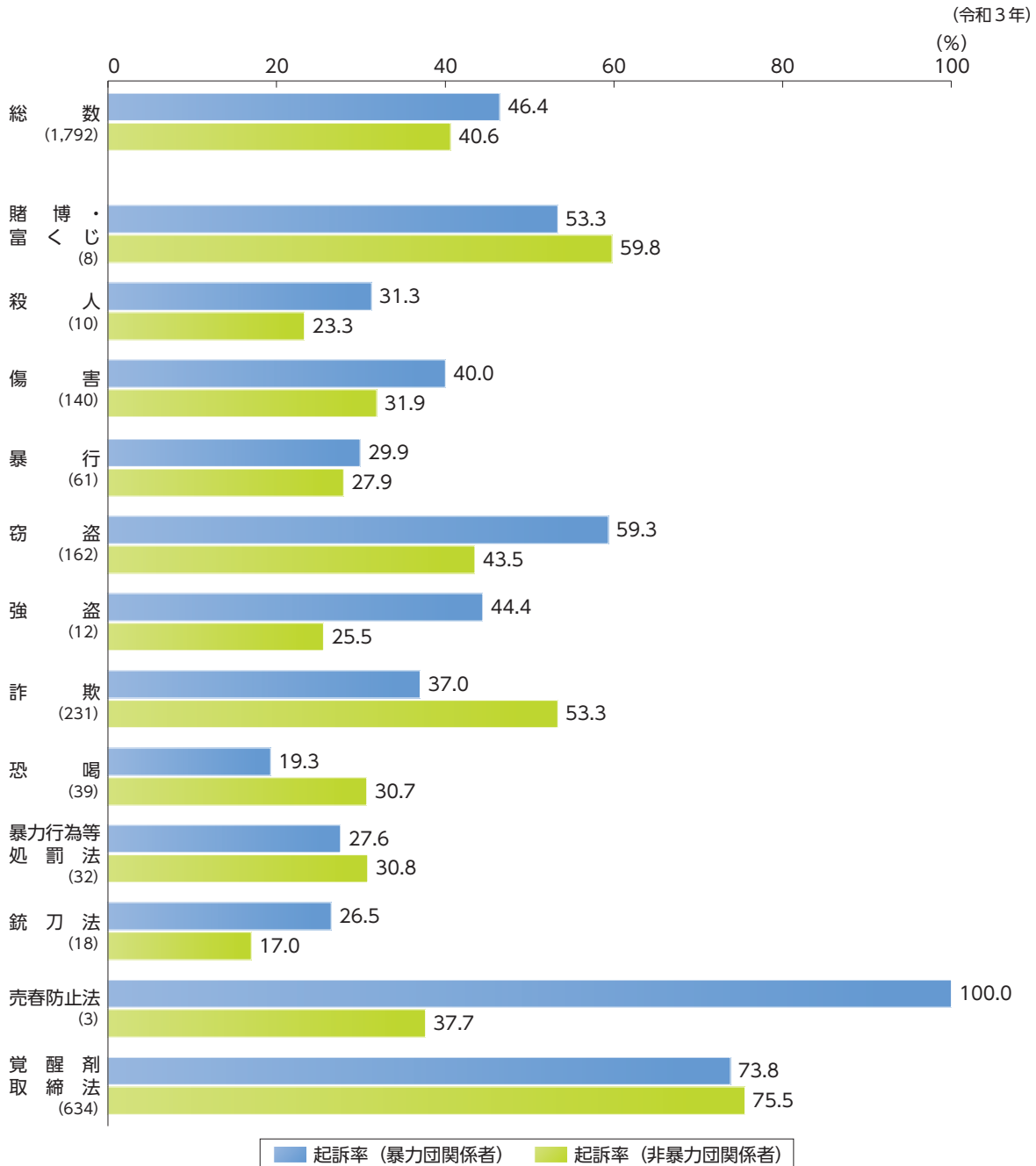
注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「暴力団からの拳銃押収丁数」は、暴力団の管理と認められる拳銃の押収丁数をいう。
 3 「暴力団以外からの拳銃押収丁数」には、被疑者が特定できないものを含む。

3 処遇

(1) 検察

令和3年における暴力団関係者（集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。）の起訴率を罪名別に見ると、4-3-2-8図のとおりである。

4-3-2-8図 暴力団関係者の起訴率（罪名別）



注 1 検察統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「暴力団関係者」は、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の構成員及びこれに準ずる者をいう。

3 「総数」は、過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

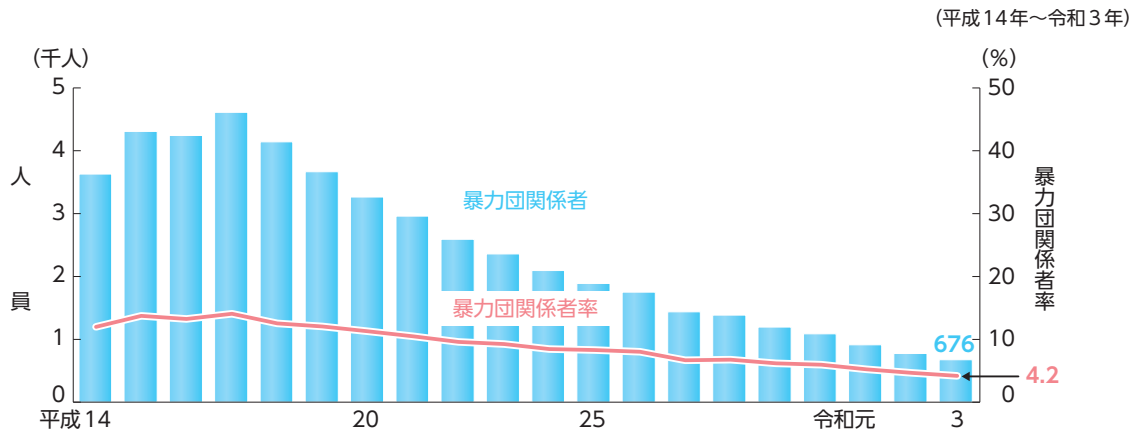
4 () 内は、暴力団関係者に係る起訴人員である。

(2) 矯正

ア 暴力団関係者の入所受刑者人員の推移

暴力団関係者（犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。以下（2）において同じ。）の入所受刑者人員及び暴力団関係者率（入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、**4-3-2-9図**のとおりである。令和3年の入所受刑者中の暴力団関係者について、その地位別内訳を見ると、幹部220人、組員359人、地位不明の者97人であった（矯正統計年報による。）。

4-3-2-9図 暴力団関係者の入所受刑者人員・暴力団関係者率の推移



- 注 1 矯正統計年報による。
2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
3 「暴力団関係者率」は、入所受刑者人員に占める暴力団関係者の比率である。

イ 入所受刑者中の暴力団関係者の特徴

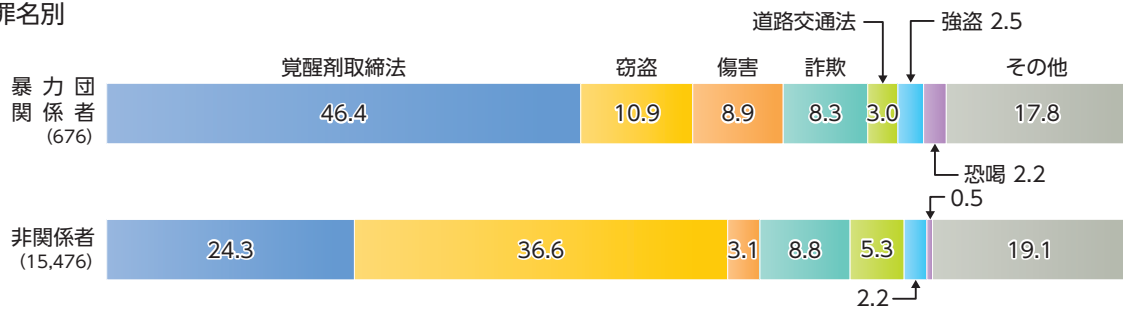
令和3年における入所受刑者のうち、暴力団関係者の年齢層別構成比を見ると、40歳代が30.8%と最も高く、次いで、50歳代（30.3%）、30歳代（17.2%）、20歳代（10.4%）、60歳代（7.4%）の順であった（矯正統計年報による。）。

令和3年における入所受刑者の罪名別・刑期別・入所度数別の構成比を暴力団関係者とそれ以外の者とに分けて見ると、**4-3-2-10図**のとおりである。

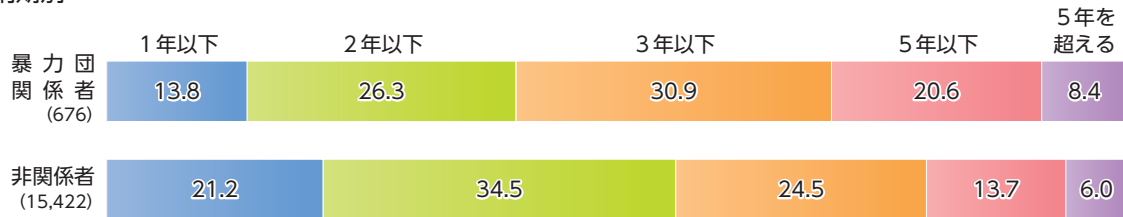
4-3-2-10図 入所受刑者の構成比（暴力団関係者・非関係者別）

(令和3年)

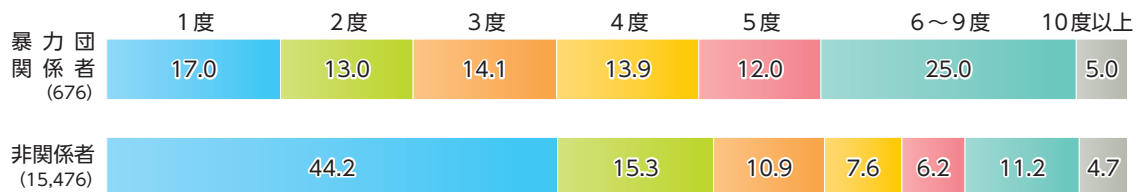
① 罪名別



② 刑期別



③ 入所度数別



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「暴力団関係者」は、犯行時に暴力団対策法に規定する指定暴力団等に参加していた者及びこれに準ずる者をいう。
 3 「②刑期別」について、入所受刑者は、懲役刑の者に限る。
 4 「②刑期別」について、不定期刑は、刑期の長期による。
 5 「②刑期別」について、一部執行猶予の場合、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 6 「②刑期別」について、「5年を超える」は、無期を含む。
 7 ()内は、実人員である。

(3) 保護観察

令和3年の仮釈放者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者（保護観察開始時までに暴力団対策法に規定する指定暴力団等との交渉があったと認められる者をいう。以下（3）において同じ。）の人員及び仮釈放者の総数に占める比率は、840人、7.8%（前年比0.4pt低下）であり、そのうち、一部執行猶予者の暴力団関係者は128人であった。3年の保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員のうち、暴力団関係者の人員及び保護観察付全部・一部執行猶予者の総数に占める比率は、220人、6.7%（同0.0pt上昇）であり、そのうち、保護観察付一部執行猶予者の暴力団関係者は185人であった（保護統計年報による。）。

第4章

財政経済犯罪

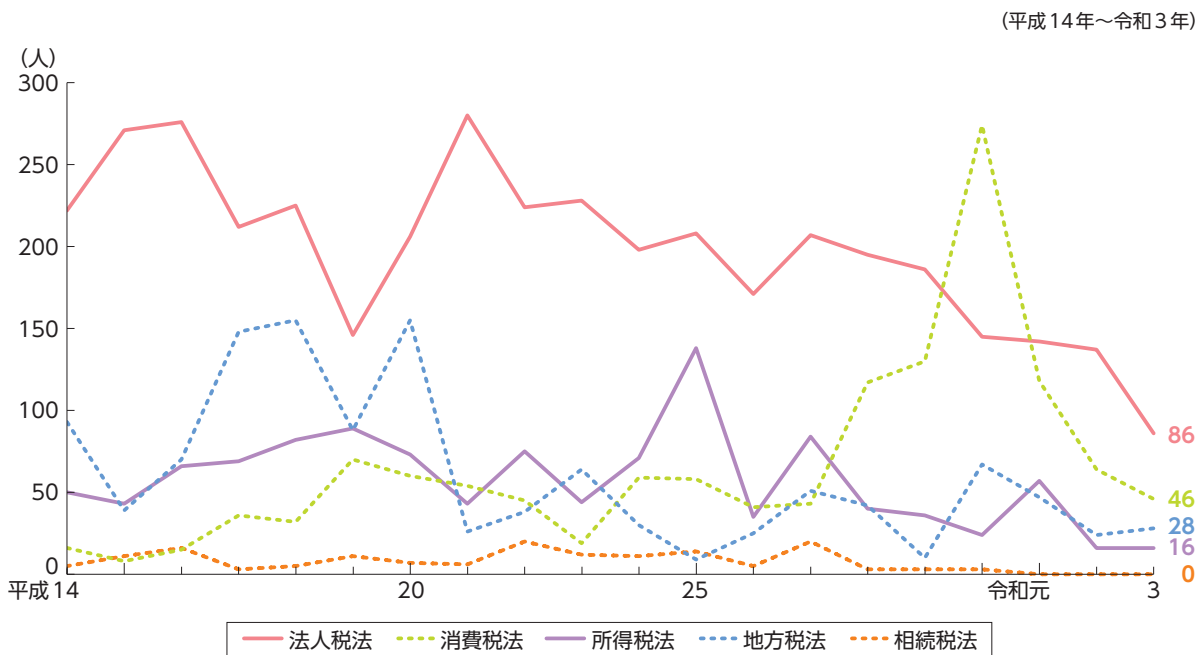
この章で取り上げる財政経済犯罪の起訴・不起訴の人員は、CD-ROM資料4-4参照。通常第一審での懲役刑の科刑状況は、CD-ROM資料4-5参照。令和3年に財政経済犯罪により一部執行猶予付判決の言渡しを受けた者はいなかった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

第1節

税法違反

相続税法（昭和25年法律第73号）、地方税法（昭和25年法律第226号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-1-1図のとおりである。消費税法違反については、平成17年以降、おおむね50人前後で推移した後、金の密輸入事件の増加の影響もあり、28年から30年にかけて急増したが、令和元年以降減少に転じ、3年は46人（前年比28.1%減）であり、最も多かった平成30年（274人）の約6分の1であった（CD-ROM参照）。

4-4-1-1図 税法違反 検察庁新規受理人員の推移



注 検察統計年報による。

国税当局から検察官に告発された税法違反事件の件数及び1件当たりの脱税額の推移（最近5年間）を見ると、**4-4-1-2表**のとおりである。

4-4-1-2表 税法違反 告発件数・1件当たりの脱税額の推移

(平成29年度～令和3年度)

| 年 度 | 所得税法 | | 法人税法 | | 相続税法 | | 消費税法 | |
|------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|
| | 件 数 | 1件当たりの脱税額 | 件 数 | 1件当たりの脱税額 | 件 数 | 1件当たりの脱税額 | 件 数 | 1件当たりの脱税額 |
| 29年度 | 22 | 100.05 | 61 | 92.54 | 3 | 129.00 | 27 | 65.48 |
| 30 | 24 | 107.13 | 55 | 81.27 | 1 | 241.00 | 41 | 94.98 |
| 元 | 20 | 83.25 | 64 | 88.06 | — | … | 32 | 61.72 |
| 2 | 10 | 106.90 | 55 | 69.56 | — | … | 18 | 112.83 |
| 3 | 11 | 81.82 | 43 | 81.84 | — | … | 21 | 78.81 |

(金額の単位は、百万円)

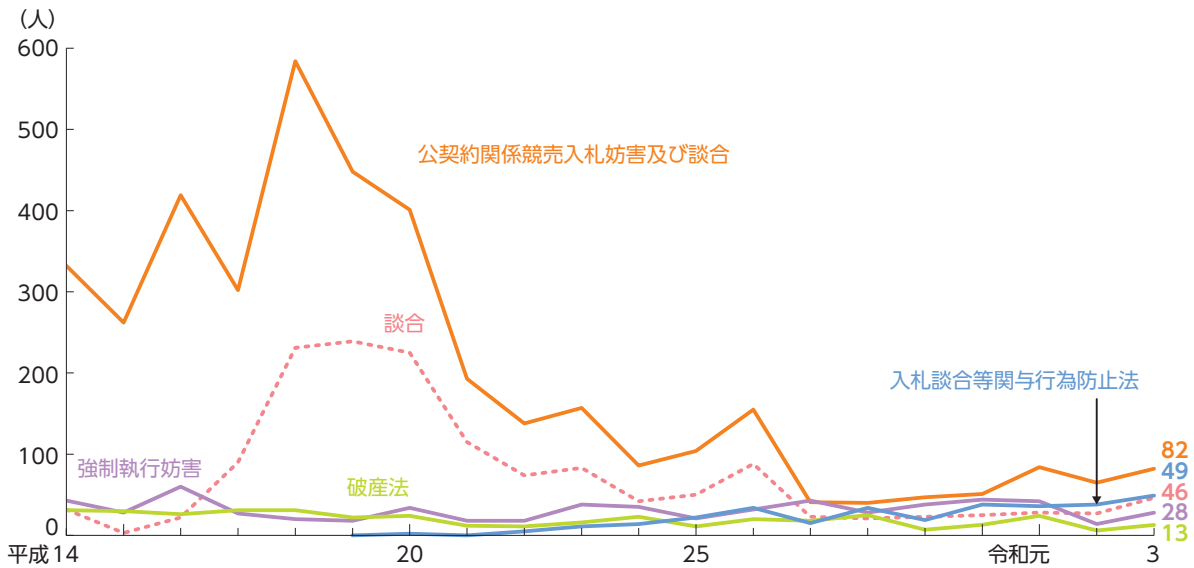
- 注 1 国税庁の資料による。
 2 「脱税額」は、加算税額を含む。
 3 「所得税法」は、源泉所得税に係る違反を含む。

近年、金の密輸入事件が急増傾向にあったことから、金の密輸入に対する抑止効果を高めるために、平成30年3月、関税法が改正され（平成30年法律第8号）、無許可輸出入罪等に対する罰則が強化されるとともに、消費税法が改正され（平成30年法律第7号）、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れた者等に対する罰則の強化が行われた（いずれも同年4月施行）。金の密輸入事件について、令和2事務年度（令和2年7月1日から3年6月30日まで）における処分（税関長による通告処分又は税関長等による告発）件数は、前事務年度（199件）から激減し、20件であった（財務省関税局の資料による。）。

第2節 経済犯罪

強制執行妨害（刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。）、**公契約関係競売入札妨害**（刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。）、**談合、破産法**（平成16年法律第75号による廃止前の大正11年法律第71号を含む。）違反及び**入札談合等関与行為防止法**違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-1図**のとおりである。

(平成14年～令和3年)



注 1 検察統計年報による。

2 「公契約関係競売入札妨害」は、刑法96条の6第1項に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の3第1項に規定する罪を含む。

3 「談合」は、「公契約関係競売入札妨害及び談合」の内数である。

4 「強制執行妨害」は、刑法96条の2、96条の3及び96条の4に規定する罪をいい、平成23年法律第74号による改正前の刑法96条の2に規定する罪を含む。

5 「破産法」(平成16年法律第75号)は、同法による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)違反を含む。

会社法(平成17年法律第86号)・平成17年法律第87号による改正前の**商法**(明治32年法律第48号)、**独占禁止法**及び**金融商品取引法**(昭和23年法律第25号。平成19年9月30日前の題名は「証券取引法」)の各違反について、検察庁新規受理人員の推移(最近20年間)を見ると、**4-4-2-2 図**のとおりである。

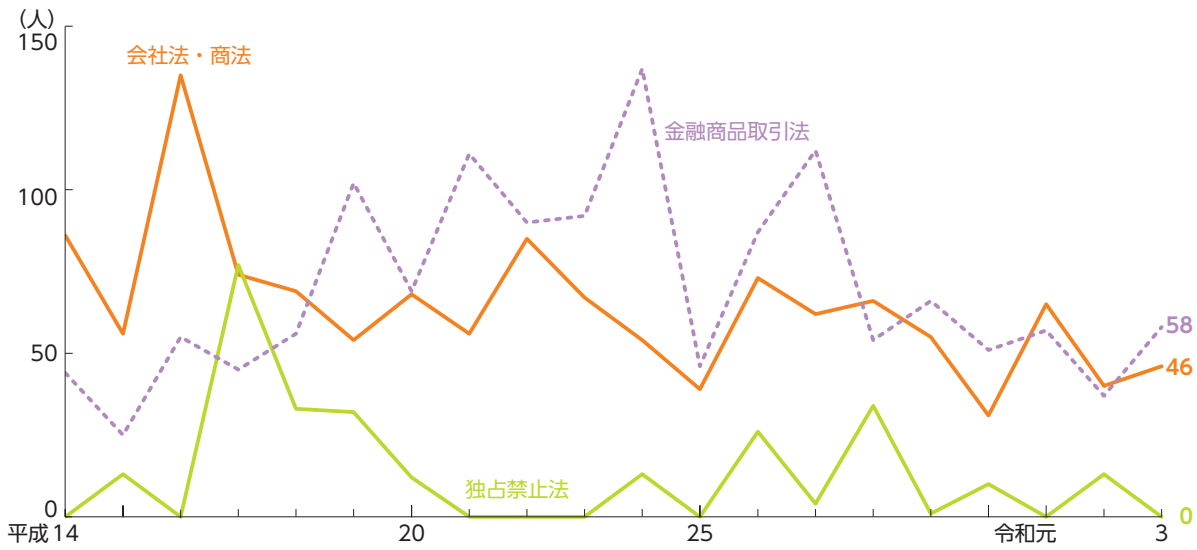
令和元年6月、独占禁止法が改正され(令和元年法律第45号)、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとするなどにより、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、①課徴金減免制度の改正(減免申請による課徴金の減免に加えた、事業者が事件の解明に資する資料の提出等をした場合に、**公正取引委員会**が課徴金の額を減額する仕組み(調査協力減算制度)の導入、減額対象事業者数の上限の廃止等)、②課徴金の算定方法の見直し(課徴金の算定基礎の追加、算定期間の延長等)、③罰則規定の見直し(検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額の引上げ等)等が行われた(①及び②は2年12月、③は元年7月にそれぞれ施行)。なお、3年度における公正取引委員会による独占禁止法違反の告発はなかった(公正取引委員会の資料による。)

平成29年5月、金融商品取引法が改正され(平成29年法律第37号。30年4月施行)、株式等の高速取引行為を行う者に対する登録制が導入されるとともに、登録をしないで高速取引行為を行った者や自己の名義をもって他人に高速取引行為を行わせた者等に係る罰則が新設された。なお、令和3年度における**証券取引等監視委員会**による金融商品取引法違反の告発は、8件・24人(法人を含む。)であり、その内訳は、「インサイダー取引」5件・10人、「相場操縦」1件・8人、「風説の流布・偽計、暴行・脅迫」2件・6人であった(証券取引等監視委員会の資料による。)

また、不正競争防止法も、平成30年5月の改正により、不正競争行為として規制されている技術的制限手段(ID、パスワード等)の効果を妨げる装置の提供等の行為について、規制対象行為として、装置・プログラム等の提供等に加えて、新たにサービスの提供等を追加するとともに、保護対象として、音楽・映像の視聴やプログラムの実行に加えて、新たに情報の処理を追加するなどの規律の強化等が行われた(平成30年法律第33号。同年11月施行)。

4-4-2-2 図 会社法・商法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成14年～令和3年)

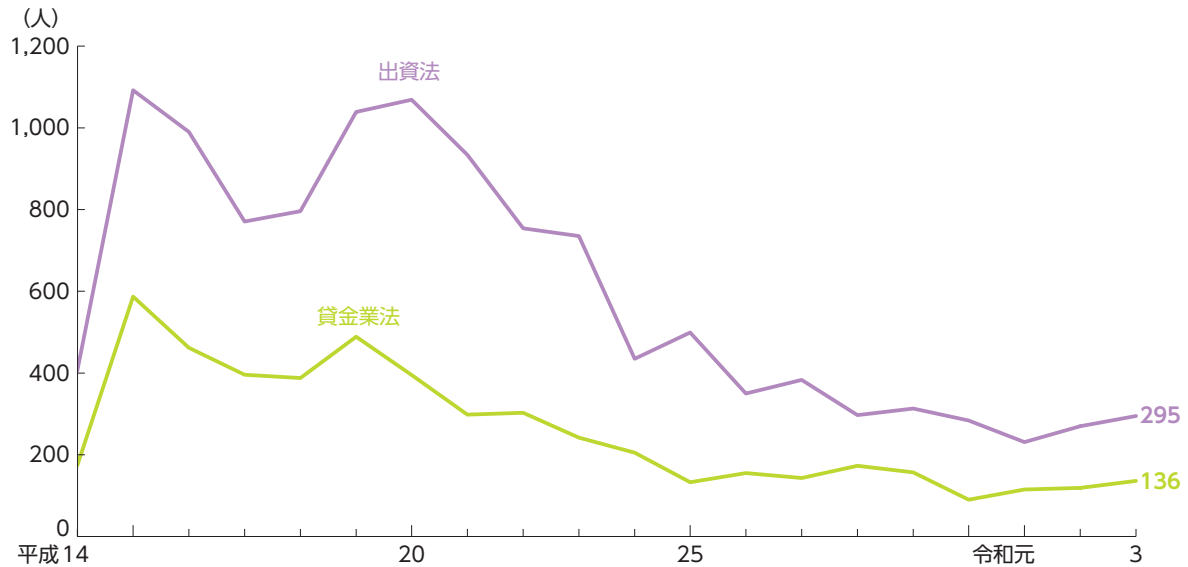


注 1 検察統計年報による。
2 「会社法・商法」は、会社法（平成17年法律第86号）違反及び平成17年法律第87号による改正前の商法（明治32年法律第48号）違反である。

出資法及び貸金業法（昭和58年法律第32号。平成19年12月19日前の題名は「貸金業の規制等に関する法律」）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-4-2-3 図**のとおりである。

4-4-2-3 図 出資法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成14年～令和3年)



注 検察統計年報による。

第3節

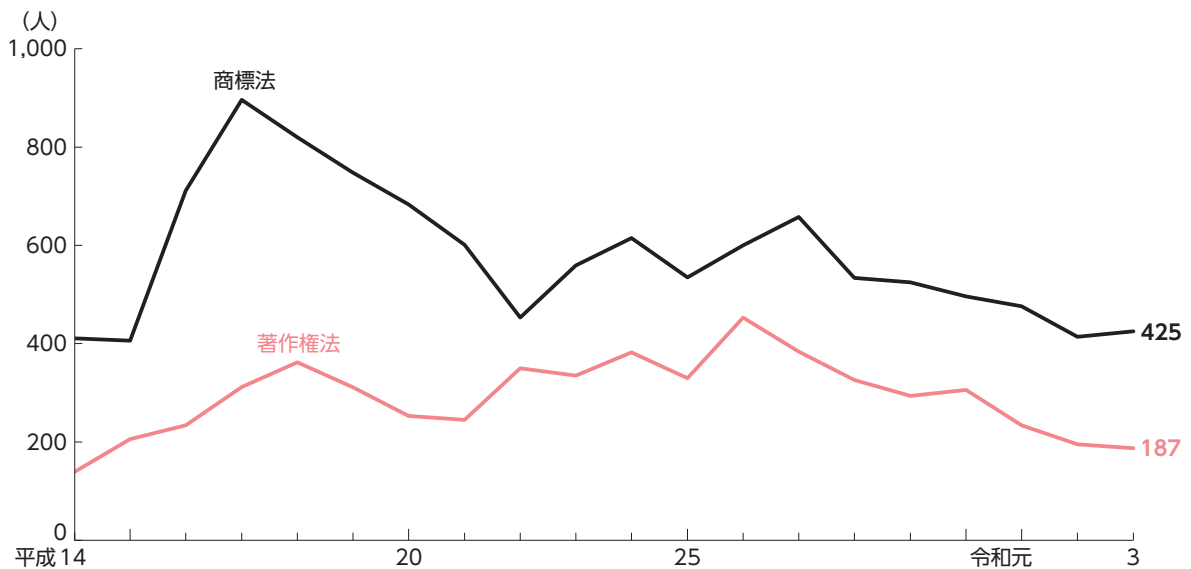
知的財産関連犯罪

商標法（昭和34年法律第127号）及び著作権法（昭和45年法律第48号）の各違反について、検察庁新規受理人員の推移（最近20年間）を見ると、4-4-3-1図のとおりである。

なお、令和2年6月、著作権法が改正され（令和2年法律第48号）、インターネット上のいわゆる海賊版対策の強化として、いわゆるリーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンクを提供する行為やリーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為に対する罰則が新設された（同年10月施行）。また、同改正により、違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制について、その対象を著作物全般に拡大し、違法にアップロードされたものとしながら侵害コンテンツをダウンロードする行為を、一定の要件の下で私的使用目的であっても違法とし、このうち正規版が有償提供されている侵害コンテンツのダウンロードを継続的に又は反復して行う行為に対する罰則が新設された（3年1月施行）。

4-4-3-1図 商標法違反等 検察庁新規受理人員の推移

(平成14年～令和3年)



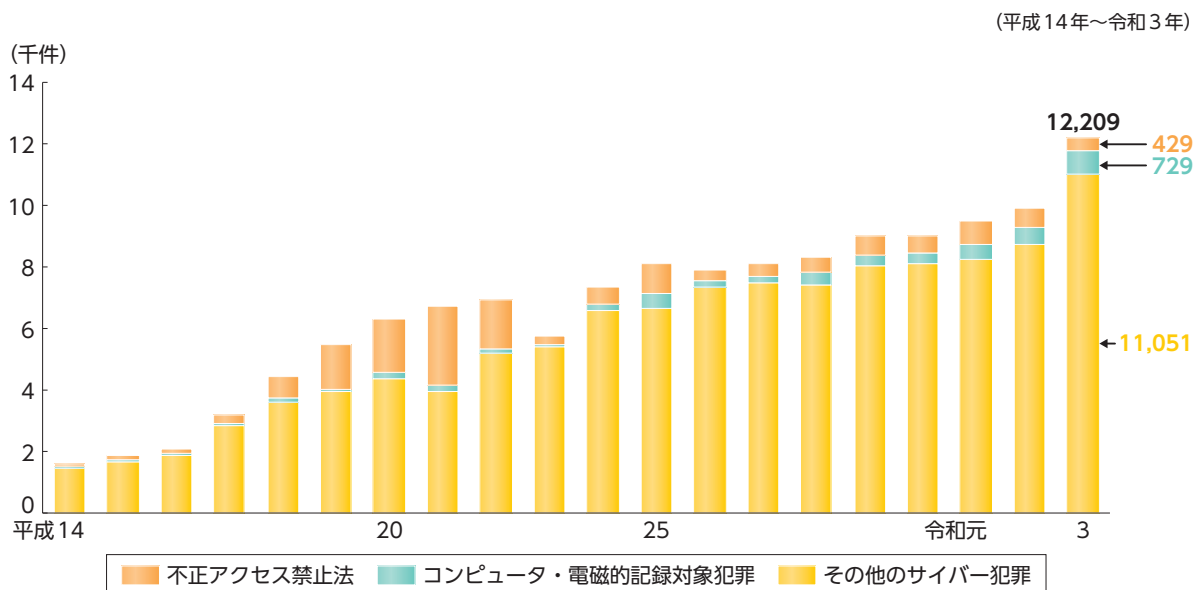
注 検察統計年報による。

第1節 概説

サイバー犯罪（不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。）の検挙件数の推移（最近20年間）は、4-5-1-1図のとおりである（不正アクセス禁止法違反、コンピュータ・電磁的記録対象犯罪については、本章第2節参照。その他のサイバー犯罪については、本章第3節参照。）。サイバー犯罪の検挙件数は、最近20年間では、平成15年以降増加傾向にあり、令和3年は1万2,209件（前年比2,334件（23.6%）増）と、大きく増加した。

令和3年には、感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価として金銭を要求する不正プログラムである「ランサムウェア」による被害が拡大したことが確認されている（警察庁サイバー警察局の資料による。）。なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大下におけるサイバー犯罪の動向については、第7編第3章第3節2項参照。

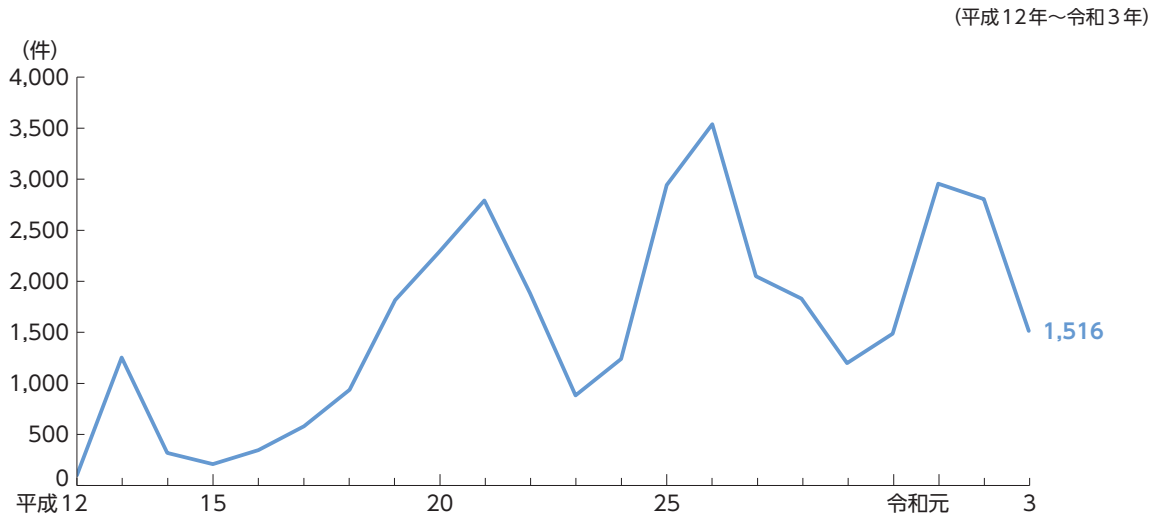
4-5-1-1図 サイバー犯罪の検挙件数の推移



注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「コンピュータ・電磁的記録対象犯罪」は、電磁的記録不正作出・毀棄等（支払用カード電磁的記録不正作出を含む）、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び刑法第2編第19章の2の罪をいう。
 3 「その他のサイバー犯罪」は、詐欺、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反等のサイバー犯罪である。

4-5-2-1図は、不正アクセス行為（不正アクセス禁止法11条に規定する罪をいう。）の認知件数の推移（同法が施行された平成12年以降）を見たものである。不正アクセス行為の認知件数については、増減を繰り返しながら推移し、令和3年は1,516件（前年比1,290件（46.0%）減）であった。

4-5-2-1図 不正アクセス行為 認知件数の推移



- 注 1 警察庁サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。
 2 認知件数は、不正アクセス被害の届出を受理して確認した事実のほか、余罪として新たに確認した不正アクセス行為の事実、報道を踏まえて事業者等から確認した不正アクセス行為の事実その他関係資料により確認した不正アクセス行為の事実中、犯罪構成要件に該当する被疑者の行為の数である。
 3 平成12年は、不正アクセス禁止法の施行日である同年2月13日以降の件数である。

令和3年の不正アクセス行為の認知件数について、被害を受けた特定電子計算機（ネットワークに接続されたコンピュータをいう。）のアクセス管理者（特定電子計算機を誰に利用させるかを決定する者をいう。）別の内訳を見ると、被害は、「一般企業」が圧倒的に多く（1,492件）、「行政機関等」は15件、「プロバイダ」は5件、「大学、研究機関等」は4件であった。また、不正アクセス行為後の行為の内訳を見ると、「インターネットバンキングでの不正送金等」が最も多く（693件、45.7%）、次いで、「インターネットショッピングでの不正購入」（349件、23.0%）、「メールの盗み見等の情報の不正入手」（175件、11.5%）、「知人になりすましての情報発信」（71件、4.7%）の順であった。「インターネットバンキングでの不正送金等」は、前年と比較して1,154件（前年比62.5%）減少した（警察サイバー警察局、総務省サイバーセキュリティ統括官及び経済産業省商務情報政策局の資料による。）。

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪（電磁的記録不正作出・毀棄等、電子計算機損壊等業務妨害、電子計算機使用詐欺及び不正指令電磁的記録作成等）、不正アクセス禁止法違反等の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-5-2-2表のとおりである。不正アクセス禁止法違反の検挙件数は、近年、増減を繰り返しており、令和3年は429件（前年比29.6%減）であった。

なお、罪名ごと（罪名別の統計が存在するものに限る。）の検察庁終局処理人員は、CD-ROM資料4-6参照。

4-5-2-2表

コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等 検挙件数の推移

(平成29年～令和3年)

| 年次 | コンピュータ・電磁的記録対象犯罪 | | | | | 不正指令電磁的記録作成等 | 支払用カード電磁的記録に関する罪 | 不正アクセス禁止法 |
|-----|------------------|--------------|-----------|--------------|--------------|--------------|------------------|-----------|
| | 電磁的記録不正作出・毀棄等 | 電子計算機損壊等業務妨害 | 電子計算機使用詐欺 | 不正指令電磁的記録作成等 | 不正指令電磁的記録作成等 | | | |
| 29年 | 355 | 39 | 13 | 228 | 75 | 579 | 648 | |
| 30年 | 349 | 84 | 9 | 188 | 68 | 405 | 564 | |
| 元 | 436 | 83 | 12 | 325 | 16 | 286 | 816 | |
| 2年 | 563 | 15 | 17 | 511 | 20 | 91 | 609 | |
| 3年 | 729 | 14 | 13 | 692 | 10 | 61 | 429 | |

- 注 1 警察庁の統計及び警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「電磁的記録不正作出・毀棄等」は、「支払用カード電磁的記録に関する罪」の検挙件数のうち、支払用カード電磁的記録不正作出の検挙件数を含めて計上している。
 3 「不正指令電磁的記録作成等」は、刑法第2編第19章の2の罪をいう。

第3節

その他のサイバー犯罪

サイバー犯罪のうち、不正アクセス禁止法違反及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪以外の犯罪（インターネットを利用した詐欺や児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪）の検挙件数の推移（最近5年間）は、4-5-3-1表のとおりである。検挙件数は、平成29年から5年連続で増加し、令和3年は1万1,051件（前年比27.0%増）であった。3年の検挙件数を見ると、詐欺は前年より大幅に増加した（同166.5%増）。性的な事件のうち、児童ポルノに係る犯罪は前年より1.9%増加し、青少年保護育成条例違反は前年より6.0%減少した。

4-5-3-1表

その他のサイバー犯罪 検挙件数の推移（罪名別）

(平成29年～令和3年)

| 区分 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 総数 | 8,011 | 8,127 | 8,267 | 8,703 | 11,051 |
| 詐欺 | 1,084 | 972 | 977 | 1,297 | 3,457 |
| オークション利用詐欺 | 212 | … | … | … | … |
| 脅迫 | 376 | 310 | 349 | 408 | 387 |
| 名誉毀損 | 223 | 240 | 230 | 291 | 315 |
| わいせつ物頒布等 | 769 | 793 | 792 | 803 | 859 |
| 児童買春・児童ポルノ禁止法 | 2,225 | 2,057 | 2,281 | 2,015 | 2,009 |
| 児童買春 | 793 | 672 | 706 | 577 | 544 |
| 児童ポルノ | 1,432 | 1,385 | 1,575 | 1,438 | 1,465 |
| 青少年保護育成条例 | 858 | 926 | 1,038 | 1,013 | 952 |
| 商標法 | 302 | 375 | 327 | 306 | 344 |
| 著作権法 | 398 | 691 | 451 | 363 | … |
| ストーカー規制法 | 323 | 269 | 325 | 347 | 325 |
| その他 | 1,453 | 1,494 | 1,497 | 1,860 | 2,403 |

- 注 1 警察庁サイバー警察局の資料による。
 2 「オークション利用詐欺」は、「詐欺」の内数であり、その数値が入手可能であった年につき数値を示している。
 3 「その他」は、犯罪収益移転防止法違反、売春防止法違反等であり、令和3年は著作権法違反を含む。

令和3年におけるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。ただし、インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）を除く。）に起因する事犯の被害児童数の総数は1,812人であり、主な罪名別に見ると、青少年保護育成条例違反が665人と最も多く、次いで、児童買春・児童ポルノ禁止法違反のうち、児童ポルノ所持、提供等（657人）、児童買春（336人）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

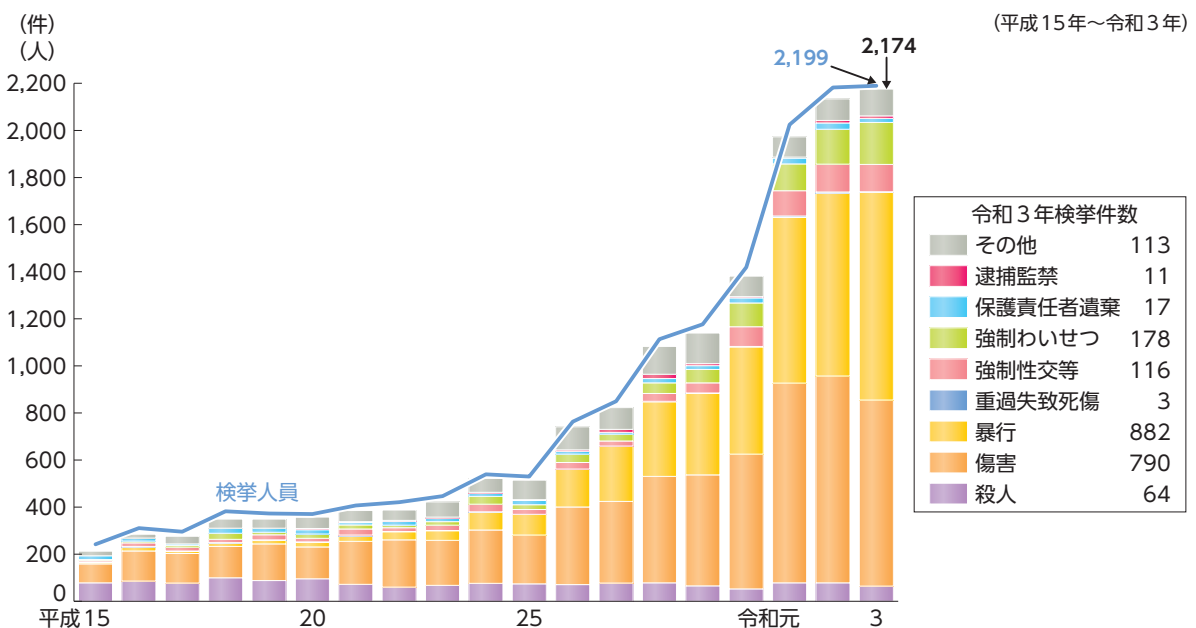
第1節 児童虐待に係る犯罪

近年、児童虐待（保護者によるその監護する18歳未満の児童に対する虐待の行為。児童虐待防止法2条参照）の事例が深刻化及び複雑化していることなどから、**児童虐待防止法**の制定とその改正を始めとする関係法令の整備等によって、児童虐待を防止するための制度の充実が図られている。平成29年法律第69号による改正では、都道府県知事等が、保護者に対し、児童の身邊につきまったりしてはならないことなどを命ずる、いわゆる接近禁止命令の対象が拡大された（平成30年4月施行）。また、令和元年法律第46号による改正では、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことなどが明記された（一部を除き令和2年4月施行）。

児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、近年一貫して増加しており、令和2年度は、20万5,044件（前年度比5.8%増）であった（厚生労働省政策統括官の資料による。）。

4-6-1-1図は、児童虐待に係る事件（刑法犯等として検挙された事件のうち、児童虐待防止法2条に規定する児童虐待が認められたものをいう。以下この節において同じ。）について、罪名別の検挙件数及び検挙人員総数の推移（資料を入手し得た平成15年以降）を見たものである（罪名別の検挙人員については、CD-ROM参照）。検挙件数及び検挙人員は、26年以降大きく増加し、令和3年は2,174件（前年比1.9%増）、2,199人（同0.8%増）であり、それぞれ平成15年（212件、242人）と比べると約10.3倍、約9.1倍であった。罪名別では、特に、暴行や強制わいせつが顕著に増加している。なお、強制わいせつについては、平成29年法律第72号による刑法の改正により、監護者わいせつ等が新設され、処罰対象が拡大した点に留意する必要がある。

4-6-1-1図 児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成15年以降の数値で作成した。
 3 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 4 「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも出産直後の事案を含む。
 5 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 6 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。
 7 「その他」は、未成年者拐取、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

4-6-1-2表は、令和3年の児童虐待に係る事件の検挙人員について、被害者と加害者の関係別及び罪名別に見たものである。総数では、父親等の割合（72.6%）が高いが、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等の割合がそれぞれ82.8%、73.9%と高かった。また、母親等のうち、実母の割合が94.4%とほとんどを占めるのに対し、父親等のうち、実父の割合は65.1%であった。さらに、加害者別に罪名の内訳を見ると、父親等のうち、実父では傷害及び暴行が8割以上を占め、強制性交等及び強制わいせつは1割程度であったが、実父以外では傷害及び暴行が6割程度にとどまり、強制性交等及び強制わいせつが3割弱を占めた。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大下における児童虐待の動向については、第7編第3章第3節3項参照。

4-6-1-2表 児童虐待に係る事件 検挙人員（被害者と加害者の関係別、罪名別）

（令和3年）

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強制性交等 | 強制わいせつ | 児童福祉法 | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-------|----|------|---|-----|------|-------|--------|-------|---------|--------|-----|
| | | | 傷害致死 | | | | | | | | | |
| 総数 | 2,199 | 64 | 799 | 6 | 884 | 15 | 118 | 178 | 3 | 23 | 3 | 112 |
| 父親等 | 1,597 | 11 | 569 | 3 | 632 | 9 | 116 | 176 | 1 | 6 | 3 | 74 |
| 実父 | 1,039 | 10 | 374 | 2 | 482 | 4 | 46 | 79 | - | 4 | 3 | 37 |
| 養父・継父 | 371 | - | 124 | 1 | 93 | 1 | 55 | 71 | 1 | 1 | - | 25 |
| 母親の内縁の夫 | 115 | - | 49 | - | 34 | 2 | 7 | 16 | - | - | - | 7 |
| その他(男性) | 72 | 1 | 22 | - | 23 | 2 | 8 | 10 | - | 1 | - | 5 |
| 母親等 | 602 | 53 | 230 | 3 | 252 | 6 | 2 | 2 | 2 | 17 | - | 38 |
| 実母 | 568 | 52 | 215 | 3 | 239 | 5 | 2 | 2 | 2 | 16 | - | 35 |
| 養母・継母 | 15 | - | 9 | - | 4 | 1 | - | - | - | - | - | 1 |
| 父親の内縁の妻 | 2 | - | 1 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| その他(女性) | 17 | 1 | 5 | - | 8 | - | - | - | - | 1 | - | 2 |

- 注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「殺人」は、無理心中及び出産直後の事案を含む。
 3 「保護責任者遺棄」及び「重過失致死傷」は、いずれも出産直後の事案を含む。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 加害者の「その他」は、祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 7 罪名の「その他」は、未成年者拐取、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

第2節 配偶者からの暴力に係る犯罪

配偶者暴力防止法は、被害者からの申立てを受けて裁判所が加害者に対して発した、被害者の身辺へのつきまといをすることなどを禁止する保護命令に違反する行為（保護命令違反行為）等に対して罰則を設けている。令和元年法律第46号による改正では、被害者保護のために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記された（令和2年4月施行）。

配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（平成22年以降）を見ると、4-6-2-1図のとおりである。配偶者暴力防止法に係る保護命令違反の検挙件数は、平成27年以降減少傾向にあり、令和3年は69件（前年比7件減）であった。その一方で、他法令による検挙件数の総数は、平成23年以降増加傾向にあり、令和3年は8,634件（同68件減）と前年に引き続き減少したが、平成22年の約3.7倍であった。特に、暴行及び暴力行為等処罰法違反の検挙件数が大きく増加している。また、令和3年における強制性交等の検挙件数は、7件（同3件減）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

なお、令和3年における配偶者からの暴力事案等に関する相談件数（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数をいう。）は、8万3,042件（前年比0.5%増）であり、被害者の性別の内訳を見ると、男性が2万895件（25.2%）、女性が6万

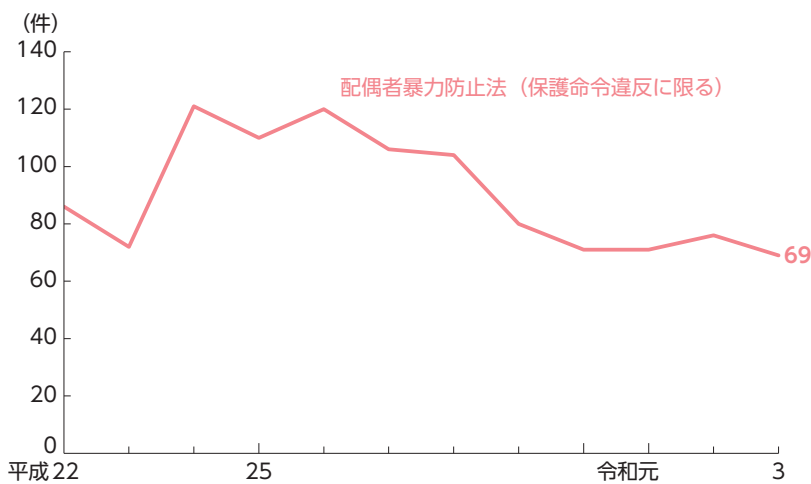
2,147件（74.8%）であった。被害者と加害者の関係別に見ると、婚姻関係が6万2,126件（74.8%）と最も多く、次いで、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係1万5,118件（18.2%）、内縁関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。）5,798件（7.0%）の順であった（いずれも、元々その関係にあったものを含む。警察庁生活安全局の資料による。）。

なお、新型コロナウイルス感染症感染拡大下における配偶者からの暴力に係る犯罪の動向については、第7編第3章第3節3項参照。

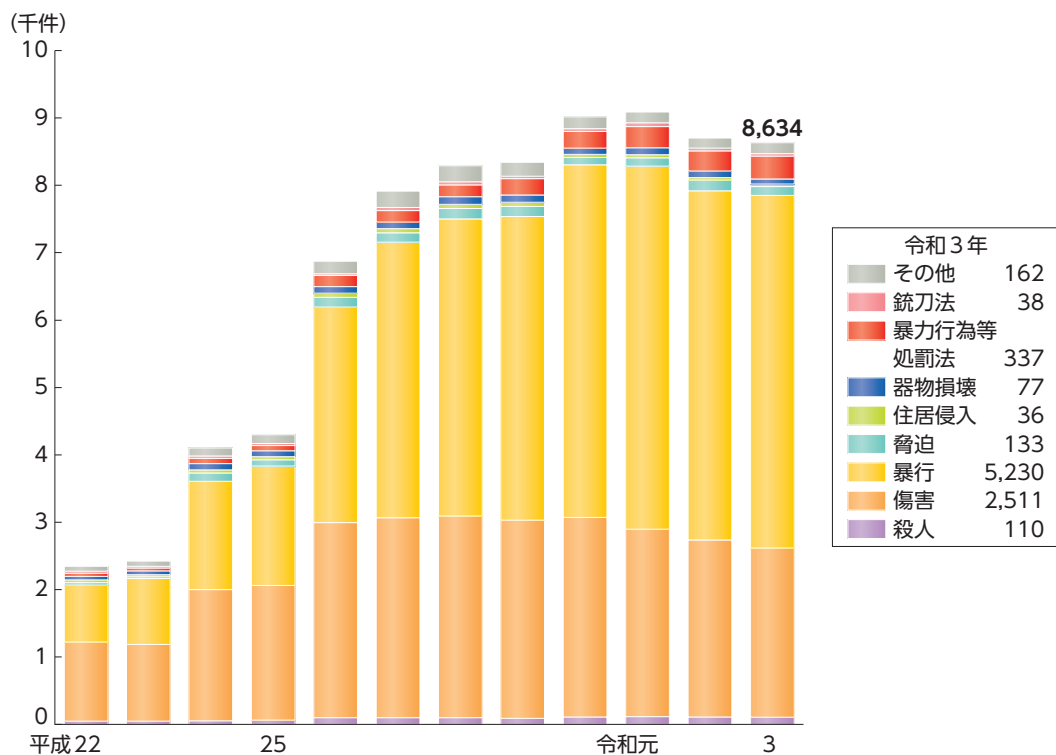
4-6-2-1 図 配偶者からの暴力事案等の検挙件数の推移（罪名別）

（平成22年～令和3年）

① 配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）



② 他法令



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「配偶者暴力防止法（保護命令違反に限る）」による検挙件数は、同法に係る保護命令違反で検挙した件数全てを計上している。
 3 「他法令」による検挙件数は、刑法犯及び特別法犯（配偶者暴力防止法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 4 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 5 「その他」は、公務執行妨害、放火等である。

第3節 ストーカー犯罪等

ストーカー犯罪等には、加害者と被害者とが配偶者や交際相手等の一定の関係にない事案も含まれるが、再被害の防止等に特段の配慮を要するなどの配偶者からの暴力に係る犯罪等との共通点に鑑み、この章で取り上げる。

① ストーカー犯罪

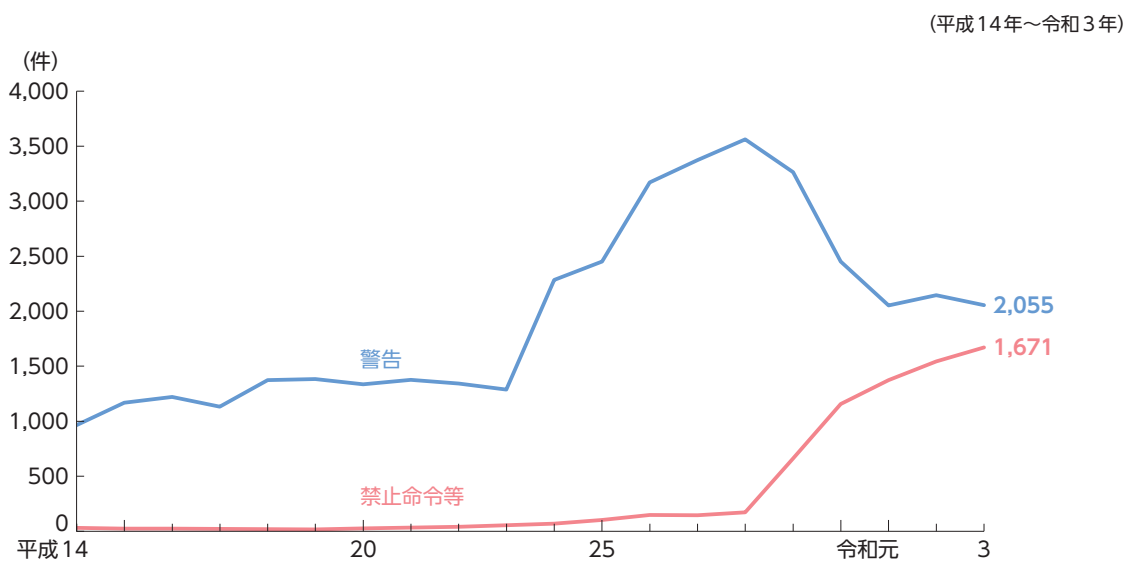
ストーカー規制法は、ストーカー行為（同一の者に対し、恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、恋愛感情等の対象者又はその配偶者等に対し、同法に規定された「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を反復してすること）を処罰するなどストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることを目的としている。

警察署長等は、申出を受けた場合に、つきまとい等をして相手方に不安を覚えさせる行為があり、かつ、更に反復のおそれがあると認めるときには、当該行為をした者に対し、更に反復して当該行為をしてはならない旨を**警告**することができる。また、平成28年法律第102号による改正により、急に加害者の行為が激化して重大事件に発展するおそれがあるなどのストーカー事案の特徴を踏まえて、都道府県公安委員会は、警告の存在を要件とせずに**禁止命令等**をすることなどが可能となった（警告前置の廃止及び緊急禁止命令等。平成29年6月施行）。同改正では、住居等の付近をみだりにうろつく行為、拒まれたにもかかわらず、連続してSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用してメッセージを送信する行為、ブログ等の個人ページにコメント等を書き込む行為等が「つきまとい等」に追加されるとともに、ストーカー行為罪の非親告罪化、ストーカー行為罪等についての法定刑の引上げがなされた（同年1月施行）。

令和3年法律第45号による改正では、相手方が現に所在する場所の付近における見張り等や拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送付する行為が「つきまとい等」に追加される（令和3年6月施行）とともに、相手方の承諾なく、その所持する位置情報記録・送信装置（GPS機器等）に係る位置情報を取得する行為及び相手方の承諾なく、その所持する物にGPS機器等を取り付けるなどの行為が「位置情報無承諾取得等」として規制対象行為に加えられるなどした（同年8月施行）。

ストーカー規制法による警告等の件数の推移（最近20年間）は、4-6-3-1図のとおりである。警告の件数は、平成30年から2,000件台で推移しており、令和3年は2,055件（前年比4.2%減）であった。禁止命令等の件数は、前記平成28年法律第102号が施行されたことにより、平成29年から急増し、令和3年は1,671件（同8.3%増。うち緊急禁止命令等は808件）であった。なお、前記令和3年法律第45号による改正により新たに規制対象に加えられた行為への警告等の令和3年における件数は、現に所在する場所の付近における見張り等や拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送付する行為については、警告が30件、禁止命令等が43件（同年6月の同法施行以降の件数）、位置情報無承諾取得等の行為については、警告が0件、禁止命令等が6件（同年8月の同法施行以降の件数）であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

4-6-3-1図 ストーカー規制法による警告等の件数の推移

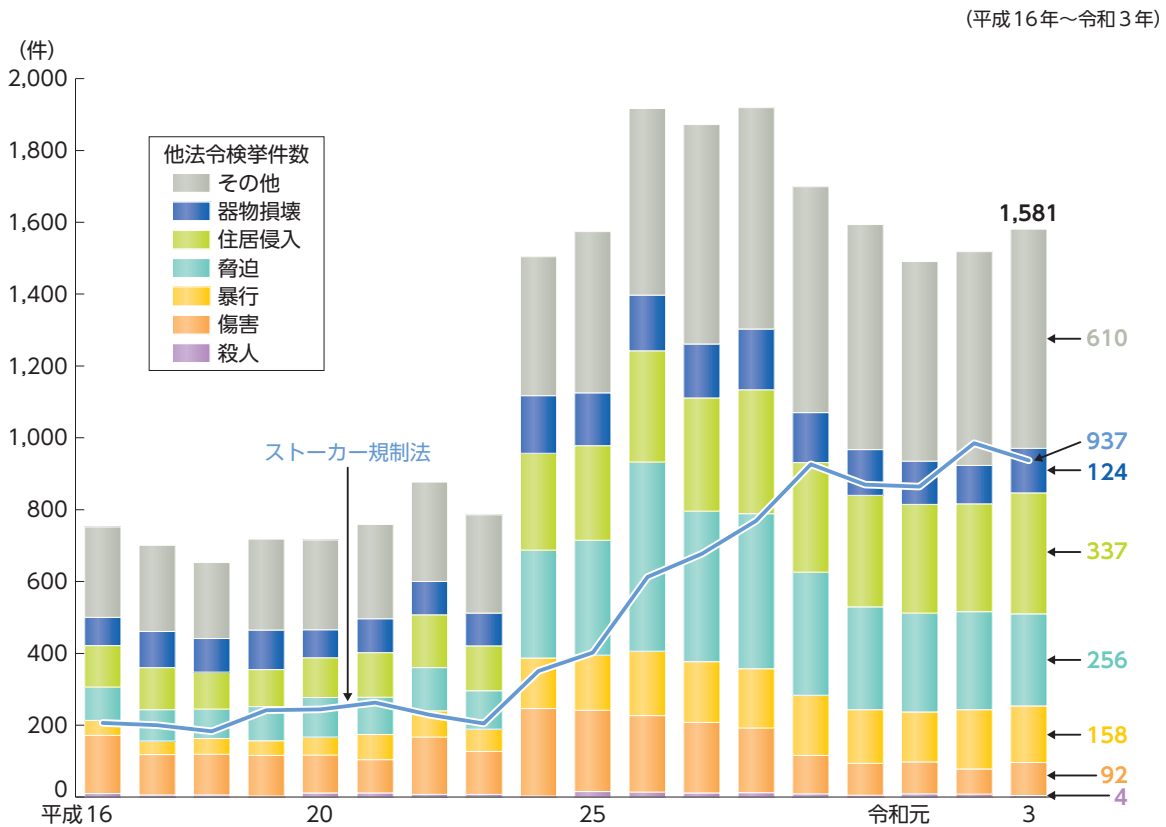


注 警察庁生活安全局の資料による。

ストーカー規制法違反として、ストーカー行為又は禁止命令等違反行為が処罰対象であるほか、ストーカー行為をしている者による行為が殺人、傷害等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。ストーカー事案の検挙件数の推移（資料を入手し得た平成16年以降）を罪名別に見ると、4-6-3-2図のとおりである。

ストーカー規制法違反の検挙件数は、平成24年から著しく増加し、30年以降は860～980件台で推移しており、令和3年は937件（前年比4.9%減）で、著しく増加した平成24年の前年である23年と比べると約4.6倍であった。また、他法令による検挙件数の総数も、24年に著しく増加し、同年以降は1,490～1,910件台で推移しており、令和3年は1,581件（同4.2%増）で、同様に平成23年と比べると約2.0倍であった。

4-6-3-2図 ストーカー事案の検挙件数の推移（罪名別）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 本図は、資料を入手し得た平成16年以降の数値で作成した。
 3 「ストーカー規制法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。
 4 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（ストーカー規制法を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。
 5 「傷害」は、暴力行為等処罰法1条の2及び1条の3に規定する加重類型を、「暴行」、「脅迫」及び「器物損壊」は、同法1条及び1条の3に規定する加重類型を、それぞれ含まない。
 6 「その他」は、迷惑防止条例違反、窃盗、強制わいせつ、銃刀法違反等である。

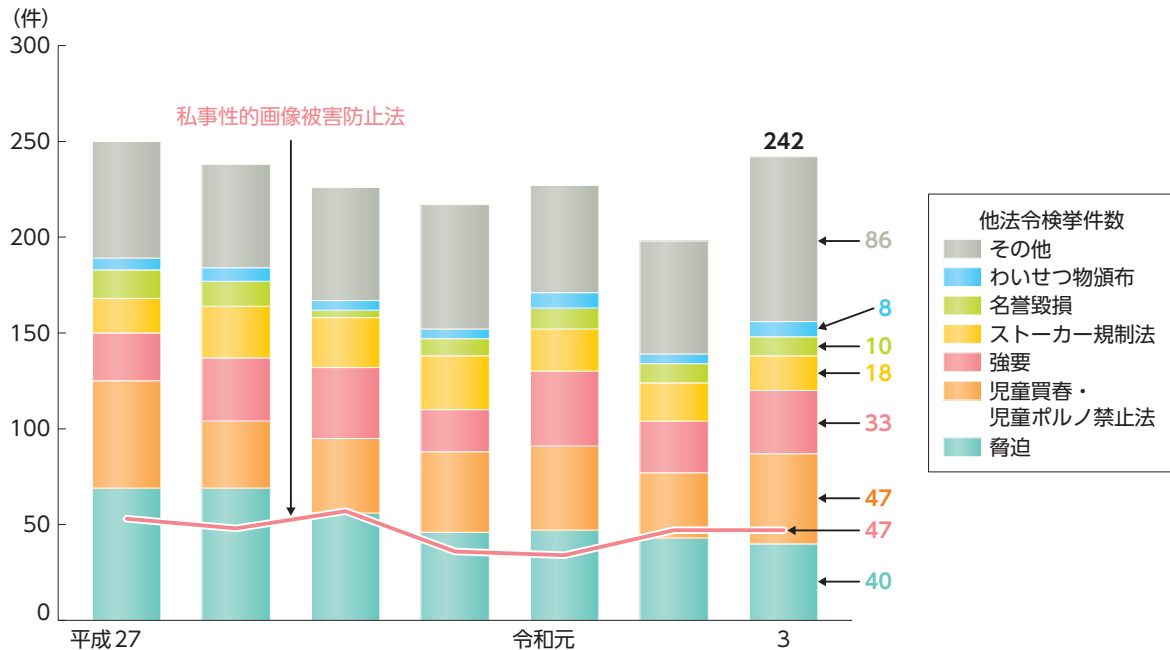
なお、令和3年におけるストーカー事案に関する相談等件数（ストーカー規制法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1万9,728件（前年比2.3%減）であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が7,472件（37.9%）と最も多く、次いで、知人・友人2,524件（12.8%）、勤務先同僚・職場関係2,493件（12.6%）、面識なし1,877件（9.5%）、関係（行為者）不明1,851件（9.4%）、配偶者（内縁・元配偶者を含む。）1,381件（7.0%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

2 私事性的画像被害に係る犯罪（リベンジポルノ等）

私事性的画像被害に係る事案は、**私事性的画像被害防止法**違反で処罰されるほか、脅迫、強要等の刑法その他の法律上の犯罪に該当する場合は、それらによっても処罰されることになる。平成27年以降の私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移を罪名別に見ると、**4-6-3-3図**のとおりである。

4-6-3-3図 私事性的画像被害に係る事案の検挙件数の推移（罪名別）

（平成27年～令和3年）



注 1 警察庁生活安全局の資料による。

2 「私事性的画像被害防止法」による検挙件数は、同法違反で検挙した件数全てを計上している。

3 「他法令検挙件数」は、刑法犯及び特別法犯（私事性的画像被害防止法違反を除く。）の検挙件数であり、複数罪名で検挙した場合には最も法定刑が重い罪名で計上している。

4 「脅迫」は、強要を含まない。また、暴力行為等処罰法1条及び1条の3に規定する加重類型を含まない。

5 「その他」は、暴行、傷害、恐喝、強制性交等である。

6 私事性的画像被害防止法は、平成26年11月27日に施行され、同法3条の規定（第三者が撮影対象者を特定することができる方法で私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供する行為等に対する罰則）は同年12月17日に施行されており、同年における検挙件数は、同法違反0件、他法令7件であった。

なお、令和3年における私事性的画像被害に係る事案に関する相談等件数（私事性的画像被害防止法その他の刑罰法令に抵触しないものも含む。）は、1,628件であり、被害者と加害者の関係別に見ると、交際相手（元交際相手を含む。）が821件（50.4%）と最も多く、次いで、知人・友人（インターネット上のみの関係）326件（20.0%）、知人・友人（インターネット上のみの関係以外）226件（13.9%）、関係（行為者）不明101件（6.2%）、配偶者（元配偶者を含む。）60件（3.7%）、職場関係者31件（1.9%）の順であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

第7章

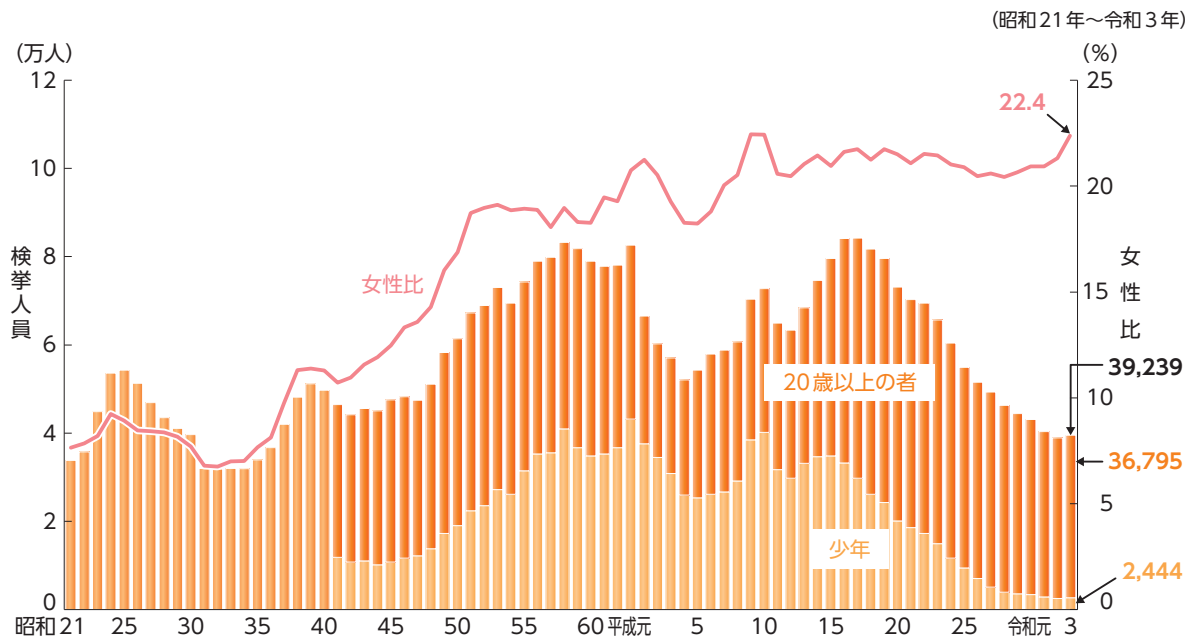
女性犯罪・非行

第1節 犯罪・非行の動向

4-7-1-1 図は、女性の刑法犯について、検挙人員及び女性比の推移（昭和21年以降）を見たものである（罪名別の刑法犯検挙人員及び女性比については、1-1-1-6表参照）。女性の検挙人員は、平成17年に戦後最多の8万4,175人を記録した後、18年から減少し続けていたが、令和3年は3万9,239人（前年比309人（0.8%）増）であった。女性の検挙人員の人口比は、平成18年から低下し続けている（CD-ROM参照）。検挙人員の女性比は、近年20～21%で推移していたが、令和3年は22.4%であった。

女性の検挙人員の少年比は、平成10年に55.2%を記録した後、低下傾向にあり、令和3年は6.2%（前年比0.3pt低下）であった（CD-ROM参照。なお、少年による刑法犯の検挙人員の女子人口比については3-1-1-4図、少年による刑法犯の罪名別検挙人員及び女子比については3-1-1-6表をそれぞれ参照）。

4-7-1-1 図 女性の刑法犯 検挙人員・女性比の推移

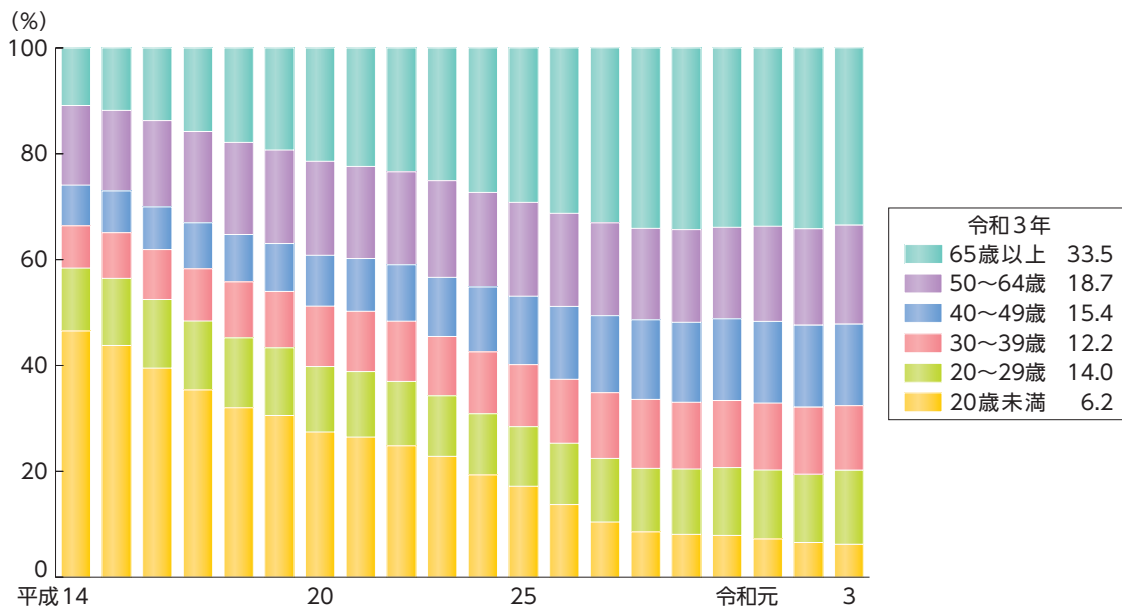


- 注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
- 注 2 犯行時の年齢による。
- 注 3 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。
- 注 4 昭和40年以前は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
- 注 5 20歳以上の者と少年の区分については、統計の存在する昭和41年以降の数値を示した。
- 注 6 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-7-1-2図は、女性の刑法犯の検挙人員について、年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。65歳以上の高齢者の構成比は、平成14年（10.9%）以降、急激に上昇し続け、29年に34.3%に達した後、30年からやや低下傾向にあり、令和3年は33.5%（前年比0.6pt低下）であった。これは、男性（20.7%）と比べて顕著に高く、高齢者の刑法犯検挙人員（4万1,267人）の約3人に1人が女性であった。なお、全年齢では、女性は約5人に1人であった（1-1-1-5図CD-ROM参照）。

4-7-1-2図 女性の刑法犯 検挙人員の年齢層別構成比の推移

(平成14年～令和3年)



注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-7-1-3図は、令和3年における刑法犯の検挙人員について、罪名別構成比を男女別に見たものである。男女共に、窃盗の構成比が最も高いが、女性は7割を超え、男性と比べて顕著に高く、特に、万引きによる者の構成比が高い。なかでも、女性高齢者については、その傾向が顕著である（高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比については、4-8-1-3図参照）。

4-7-1-3図 刑法犯 検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和3年)



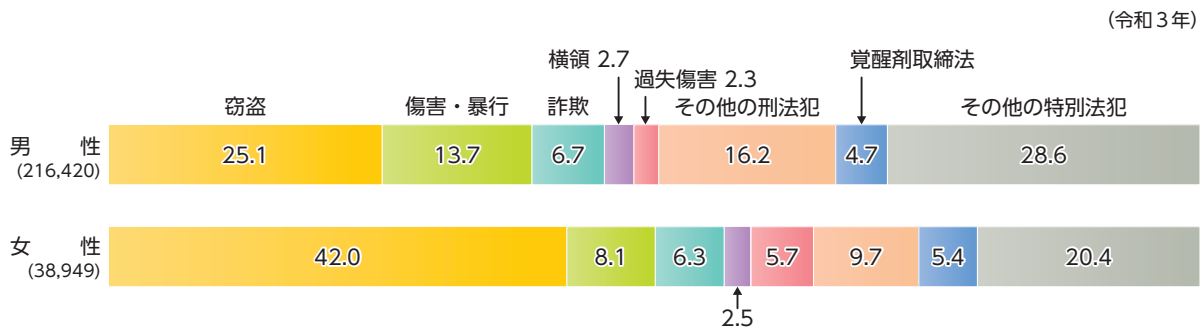
注 1 警察庁の統計による。
 2 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 3 ()内は、人員である。

第2節 処遇

1 検察

4-7-2-1 図は、令和3年における検察庁終局処理人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の罪名別構成比を、男女別に見たものである。

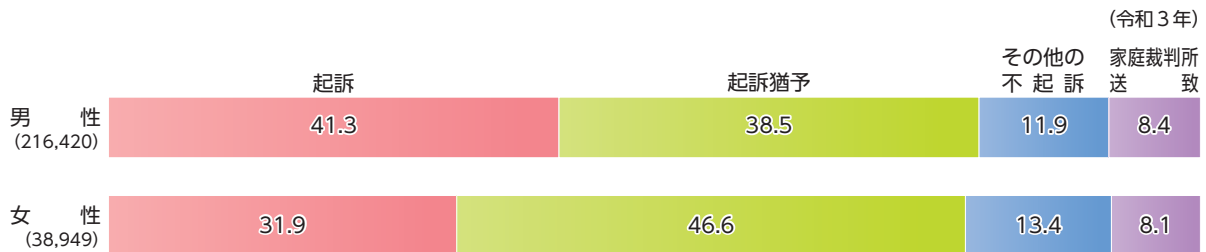
4-7-2-1 図 検察庁終局処理人員の罪名別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、人員である。

4-7-2-2 図は、令和3年における検察庁終局処理人員の処理区分別構成比を、男女別に見たものである。同年の起訴猶予率は、男性が48.2%、女性が59.4%であった（CD-ROM参照）。

4-7-2-2 図 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比（男女別）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 () 内は、人員である。

2 矯正

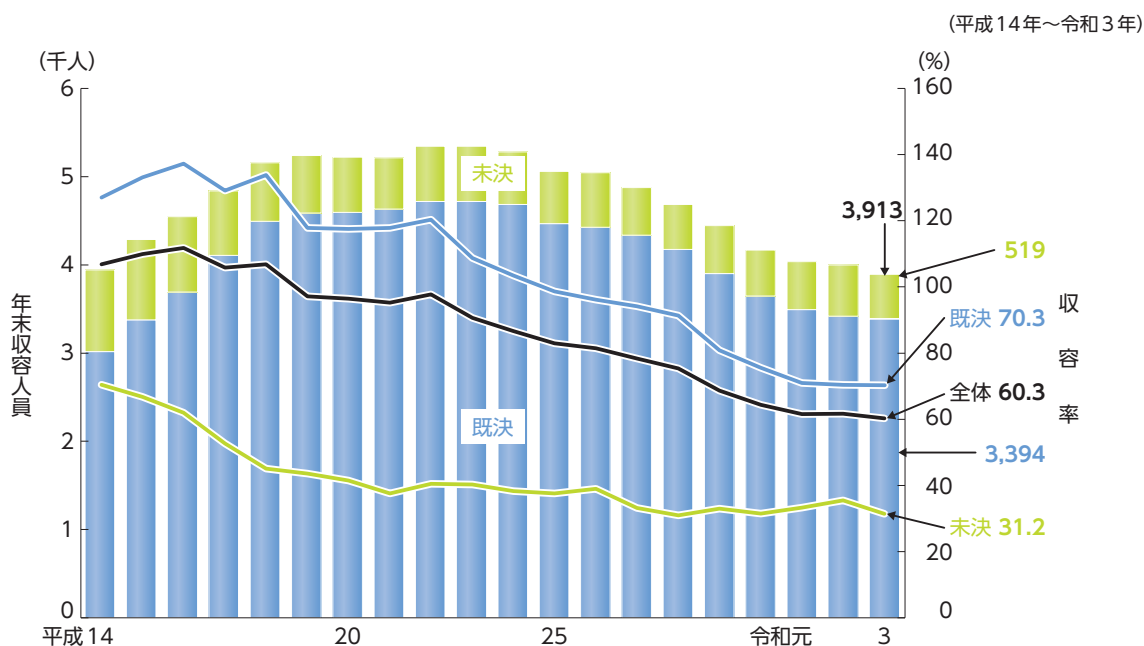
(1) 受刑者

ア 女性受刑者の収容状況

令和4年1月1日現在、女性の受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下（1）において「女性刑事施設」という。）は、栃木、笠松、和歌山、岩国及び麓の各刑務所、札幌、福島、豊橋及び西条の各刑務支所並びに加古川刑務所及び美祢社会復帰促進センターの各女性収容棟である。

4-7-2-3図は、刑事施設における女性被収容者の年末収容人員及び収容率（年末収容人員の収容定員に対する比率）の推移（最近20年間）を見たものである。女性被収容者の年末収容人員は、平成23年まで増加傾向にあったが、24年からは減少し続けている。収容率は、13年から18年までは100%を超えていたが、女性の収容定員が拡大されたこともあって、23年から令和元年まで低下し続けた。3年末現在において、女性の収容定員は6,491人（このうち既決の収容定員は4,828人、未決の収容定員は1,663人）であるところ、その収容率は60.3%（既決70.3%、未決31.2%）であった（なお、男女総数の収容率については、2-4-2-2図参照）。

4-7-2-3図 刑事施設の年末収容人員・収容率の推移（女性）

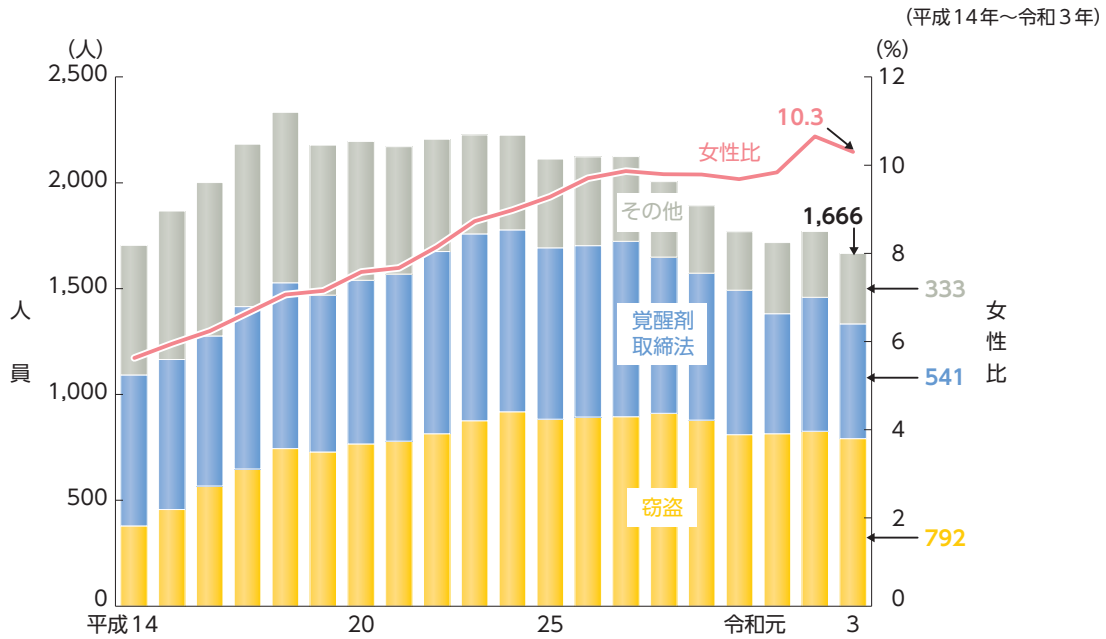


- 注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「年末収容人員」は、各年末現在における収容人員である。
 3 「収容率」は、各年末現在における収容人員の収容定員に対する比率をいう。
 4 「既決」は、労役場留置者及び被監置者を含む。
 5 「未決」は、死刑確定者、引致状による留置者及び観護措置の仮収容者を含む。

4-7-2-4図は、女性入所受刑者の人員（罪名別）及び女性比の推移（最近20年間）を見たものである。女性入所受刑者の人員は、平成18年（2,333人）まで増加し続け、19年に若干減少した後はおおむね横ばいで推移した後、28年から減少傾向にあり、令和3年は1,666人（前年比104人（5.9%）減）であった。罪名別に見ると、窃盗の増加が著しく、3年（792人）は、平成14年（379人）の約2.1倍であり、24年以降は覚醒剤取締法違反を上回っている。女性比は、27年（9.9%）まで上昇し続け、28年から横ばいとなっていたが、令和2年（10.6%）に再び上昇し（前年比0.8pt上昇）、3年は10.3%と、前年に引き続き10%台であった（なお、入所受刑者の女性人口比については、2-4-2-3図参照）。

4-7-2-4 図

女性入所受刑者の人員（罪名別）・女性比の推移

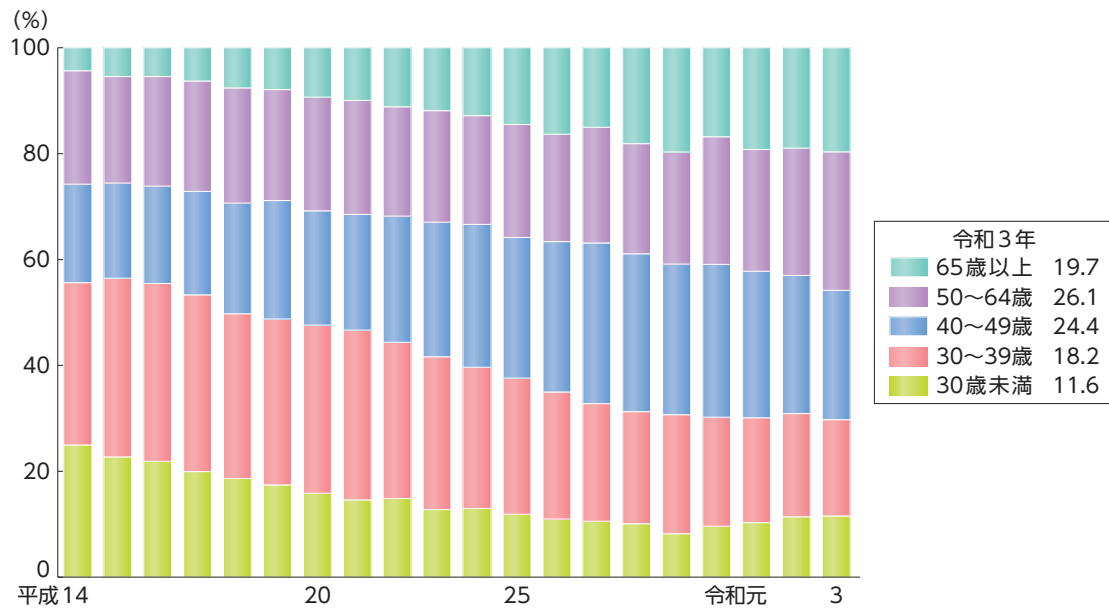


注 矯正統計年報による。

4-7-2-5 図は、女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである（入所受刑者の男女別の年齢層別構成比については、2-4-2-5 図参照）。30歳未満の若年者層の構成比は、平成14年以降低下傾向にあり、30年以降は上昇し続けているものの、25年以降は他の年齢層と比べて構成比が最も低い。40歳代の年齢層の構成比は、14年から上昇傾向にあり、27年（30.4%）をピークに、28年から低下傾向にあり、24年から令和2年までは他の年齢層と比べて構成比が最も高かったが、3年は50～64歳の年齢層の方が高かった。同年齢層の構成比は、平成29年から上昇傾向にあり、令和3年は26.1%（前年比2.1pt上昇）であった。65歳以上の高齢者層の構成比は、平成14年以降上昇傾向にあり、令和3年（19.7%）は平成14年（4.3%）の約4.6倍であった（CD-ROM参照）。なお、令和3年における女性高齢者の罪名別構成比を見ると、窃盗が9割近くを占めている（4-8-2-3 図参照）。

4-7-2-5図 女性入所受刑者の年齢層別構成比の推移

(平成14年～令和3年)

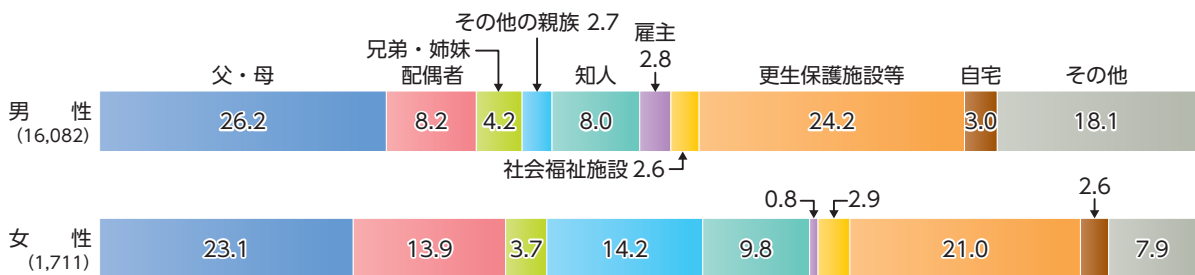


注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

4-7-2-6図は、令和3年における出所受刑者（出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。）の帰住先別構成比を男女別に見たものである。

4-7-2-6図 出所受刑者の帰住先別構成比（男女別）

(令和3年)



注 1 矯正統計年報による。
2 出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。
3 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
5 「更生保護施設等」は、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームを含む。
6 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
8 ()内は、実人員である。

イ 女性受刑者の処遇

女性受刑者については、その特性に応じた処遇の充実を図るため、地域の医療・福祉等の専門家と連携する「女子施設地域連携事業」が推進されているほか、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムが策定・実施されるなどしている。

女子施設地域連携事業は、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、女性刑事施設が所在する地域の医療、福祉、介護等の専門職種とネットワークを作り、専門職種の助言・指導を得て、女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものであり、令和4年1月1日現在、美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとしては、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類のプログラムが実施されている。

また、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、札幌刑務所札幌刑務支所において、令和元年度から5か年の事業計画により、「女子依存症回復支援モデル」が試行されている。同事業では、同刑務支所に設置された「女子依存症回復支援センター」において、グループワーク等の集団処遇が実施されており、そのプログラムは、依存症に関する知識や依存症からの回復の原則、家族関係、子を持つ女性受刑者に対応した内容、女性特有の精神状態の変化や不定愁訴に関する事項等が盛り込まれ、出所後も継続実施できる構成となっている。

(2) 少年院入院者

女子の少年院入院者は、女子のみを収容する少年院（9庁（分院4庁を含む。））又は男女を分隔する施設がある第3種少年院（2庁）のいずれかに収容される。

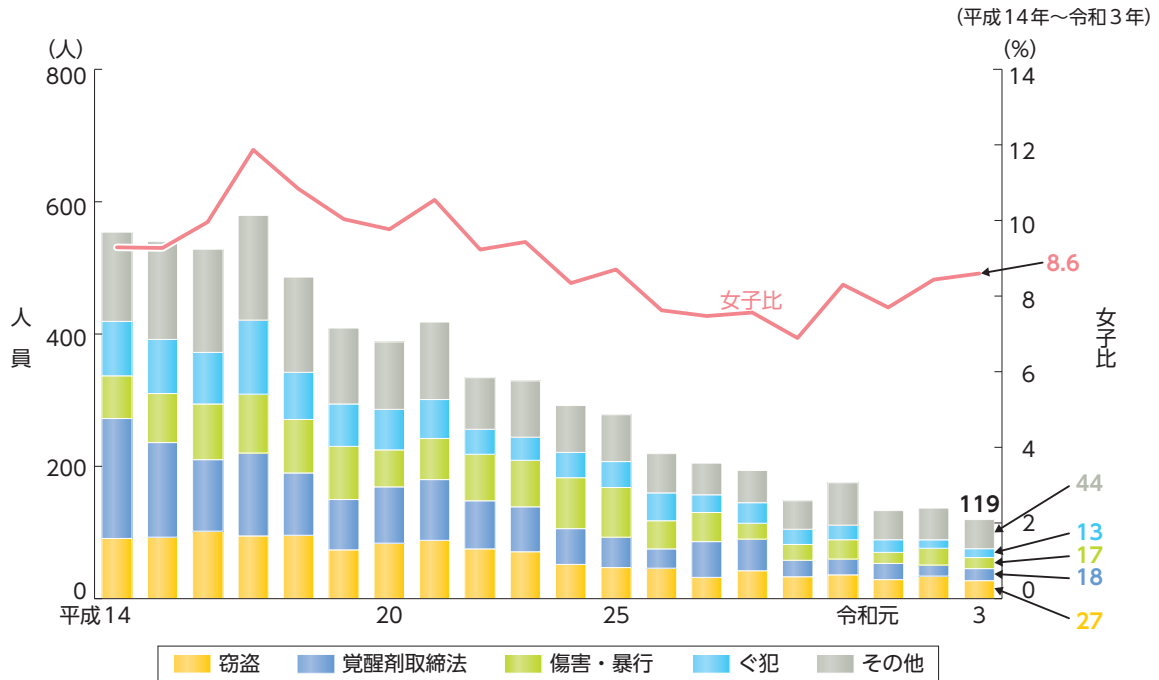
4-7-2-7図は、女子少年院入院者の人員（非行名別）及び女子比の推移（最近20年間）を見たものである。女子の少年院入院者の人員は、平成14年から減少傾向にあり、令和3年は119人（前年比18人（13.1%）減）であった。男子の少年院入院者の人員も減少傾向にあるものの、女子の減少の程度がより大きいことから、女子比は、平成18年以降、緩やかな低下傾向にあり、令和3年は8.6%（同0.2pt上昇）であった（男子の少年院入院者の人員については、3-2-4-1図参照）。非行名別に見ると、平成17年までは覚醒剤取締法違反の人員が他の非行名と比べて最も多かったが、その人員は15年以降減少傾向にあり、令和3年（18人）は平成14年（181人）の約1割であった（少年院入院者の非行名別構成比については、3-2-4-3図参照）。

なお、女子の少年院入院者は、男子と比べ、保護者等からの被虐待経験があるとする者の割合が高い（3-2-4-8図参照）。

女子の少年院入院者の処遇に関しては、平成28年度から、女子少年に共通する処遇ニーズに対応して全在院者を対象に実施する「基本プログラム」（自己開示・他者理解の態度を育て、自尊感情を高めるとともに、状況に適した対応が取れるようにすることを目的とした「アサーション・トレーニング」及びマインドフルネス瞑想を体験的に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上等を目指す「マインドフルネス」）と、特に自己を害する程度の深刻な問題行動を有する在院者を対象に、個々の問題性に応じて実施する「特別プログラム」（自傷、摂食障害及び性問題行動に対するプログラム）が試行されている。

4-7-2-7 図

女子少年院入院者の人員（非行名別）・女子比の推移



注 矯正統計年報による。

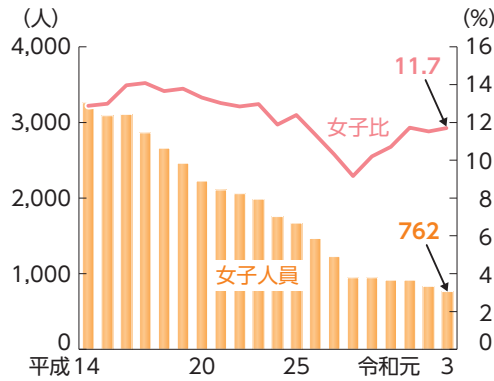
3 保護観察

4-7-2-8 図は、女性の保護観察開始人員及び女子比の推移（最近20年間）を、保護観察の種別ごとに見たものである。保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者の人員は、平成15年から減少傾向にある。いずれの女子比も、近年は低下傾向にあったが、保護観察処分少年については、28年に10%を下回った後、29年からは10～11%台で推移している。少年院仮退院者については、平成30年に6.9%まで低下した後、令和元年からは7～8%台で推移している。仮釈放者の人員は、平成20年まで増加し続けた後、若干の増減を経て、26年から減少傾向にある。女子比は、29年（12.5%）まで上昇傾向にあり、その後は、12%前後で推移しており、令和3年は11.7%（前年比0.8pt低下）であった。保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成12年（674人）をピークとして減少傾向に転じた後、22年からの緩やかな増加と28年からの減少を経て、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加し、令和2年まで500人台で推移していたが、3年は488人（前年比82人減）であった。女子比は、平成23年以降14～15%台で推移している（CD-ROM参照）。

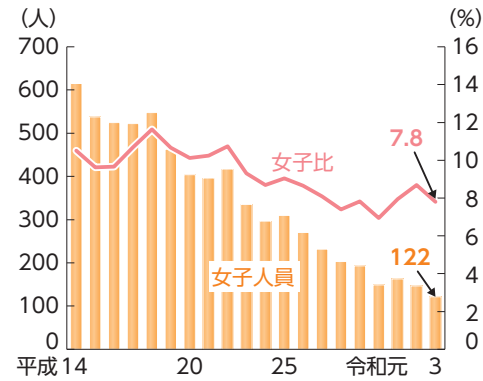
なお、女性の仮釈放率は、令和3年は74.0%であり、平成14年（80.6%）と比べて6.7pt低下しているが、男性の仮釈放率（令和3年は59.5%）と比べて相当に高い（2-5-2-1 図 CD-ROM参照）。

(平成14年～令和3年)

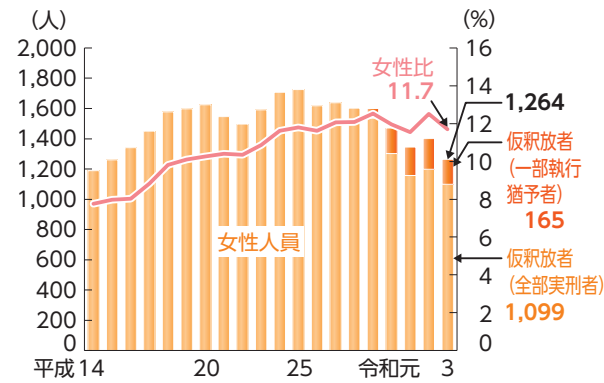
① 保護観察処分少年



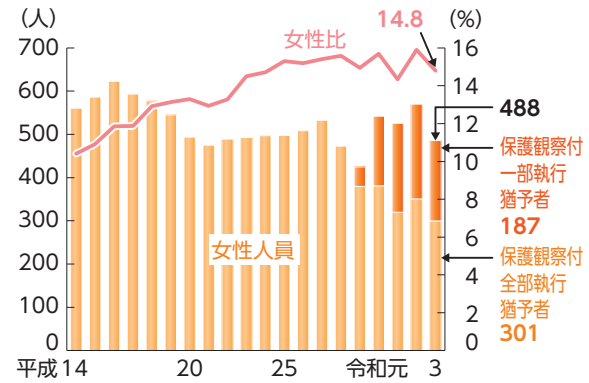
② 少年院仮退院者



③ 仮釈放者



④ 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

注 3 「仮釈放者 (一部執行猶予者)」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

女性の保護観察対象者のうち、その多くを窃盗事犯者が占めている (CD-ROM資料2-8参照) とし、令和2年に嗜癪的な窃盗事犯者を対象とした「窃盗事犯者指導ワークブック」が作成され、それらの者の保護観察の実施に活用されている (第2編第5章第3節2項(7)参照)。特に女性の嗜癪的な窃盗事犯者については、過去の傷付き体験から心理的な問題や対人関係の葛藤を抱え、社会不適応状態に陥って、窃盗を繰り返すに至った者が少なくないことから、窃盗に至った要因のアセスメントを行い、適切な処遇を行うことが有用であるとされる。

第8章

高齢者犯罪

我が国の総人口は、令和3年10月1日現在、1億2,550万人で、高齢者人口は65歳以上では3,621万人（総人口に占める割合は28.9%）であり、70歳以上では2,835万人（同22.6%）である（総務省統計局の人口資料のうち、人口推計による。）。

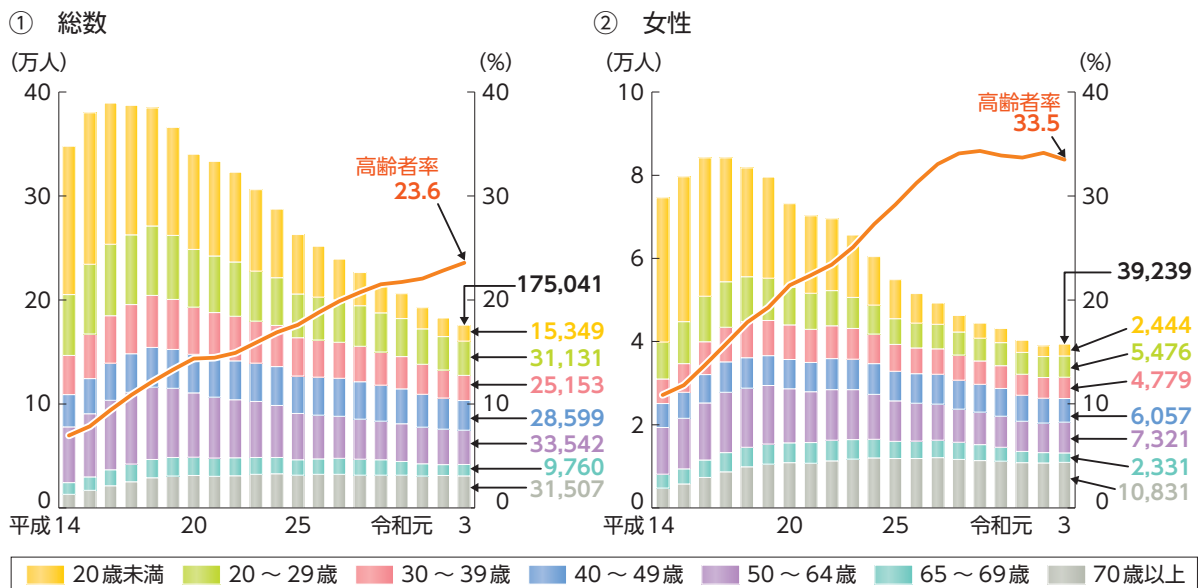
第1節 犯罪の動向

年齢層別の刑法犯検挙人員及び高齢者率（刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。以下この節において同じ。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見ると、4-8-1-1図のとおりである。高齢者の検挙人員は、平成20年にピーク（4万8,805人）を迎え、その後高止まりの状況にあったが、28年から減少し続けており、令和3年は4万1,267人（前年比1.0%減）であった。このうち、70歳以上の者は、平成23年以降高齢者の検挙人員の65%以上を占めるようになり、令和3年は76.3%に相当する3万1,507人（同1.0%増）となった。高齢者率は、他の年齢層の多くが減少傾向にあることからほぼ一貫して上昇し、平成28年以降20%を上回り、令和3年は23.6%（同0.7pt上昇）であった。

女性高齢者の検挙人員は、平成24年にピーク（1万6,503人）を迎え、その後高止まり状況にあったが、28年から減少し続けており、令和3年は1万3,162人（前年比1.0%減）であった。このうち、70歳以上の女性は、平成23年以降女性高齢者の検挙人員の7割を超えるようになり、令和3年は82.3%に相当し、前年と同じ1万831人であった。女性の高齢者率は、平成29年（34.3%）まで上昇し続けた後は横ばいで推移し、令和3年は33.5%（同0.6pt低下）であった。

4-8-1-1図 刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移（総数・女性別）

（平成14年～令和3年）

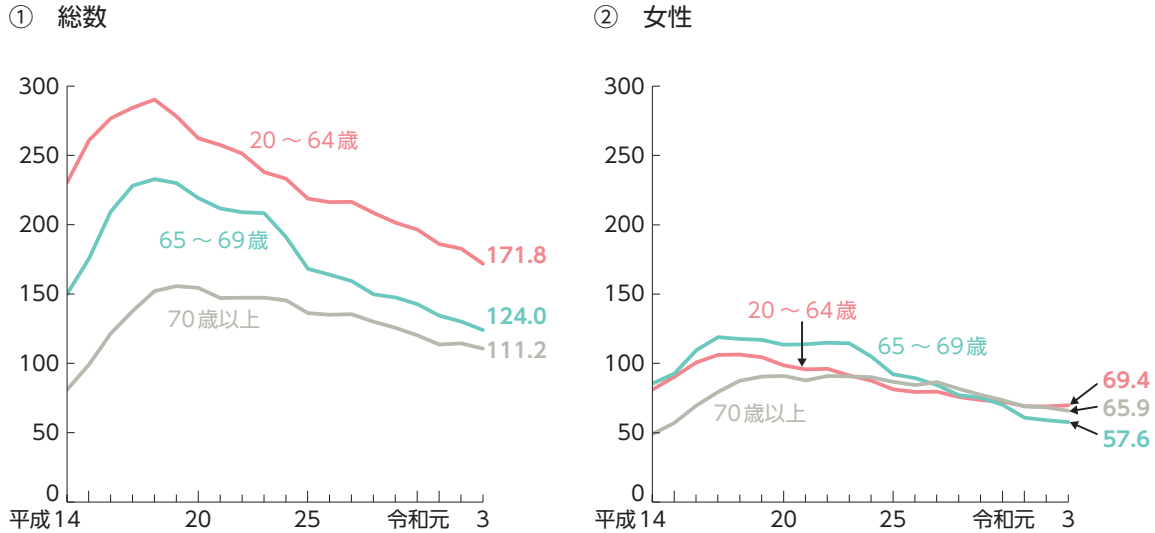


注 1 警察庁の統計及び警察庁交通局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。
 4 「高齢者率」は、総数及び女性の各刑法犯検挙人員に占める高齢者の比率をいう。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を総数・女性別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、4-8-1-2図のとおりである。

4-8-1-2図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（総数・女性別）

(平成14年～令和3年)

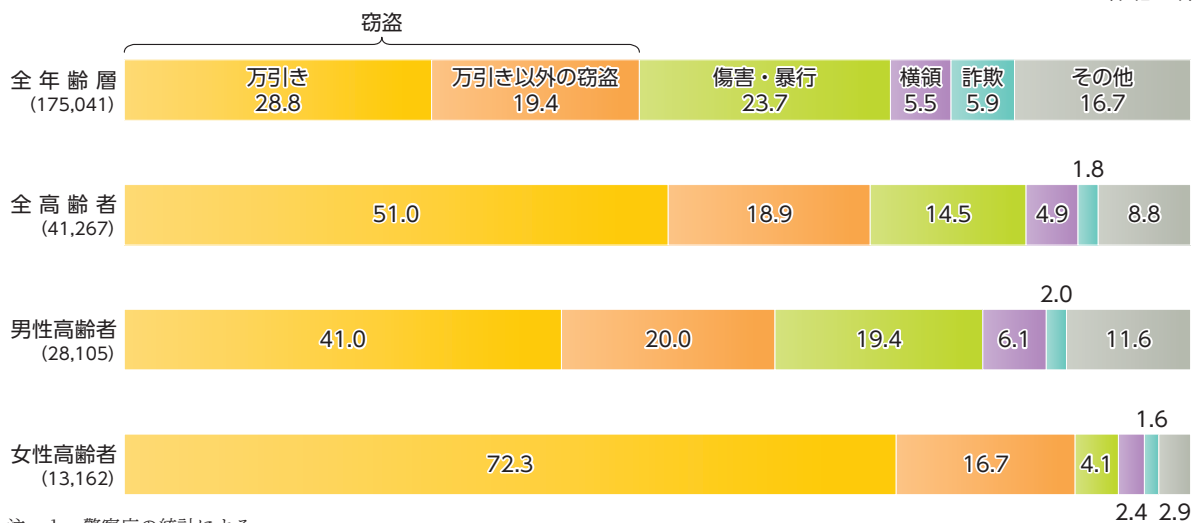


- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの刑法犯検挙人員をいう。
 4 平成14年から26年は、危険運転致死傷を含む。

4-8-1-3図は、令和3年における高齢者の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を男女別に見たものである。全年齢層と比べて、高齢者は窃盗の構成比が高いが、特に、女性高齢者は、約9割が窃盗であり、そのうち万引きによるものの構成比が約8割と顕著に高い。

4-8-1-3図 刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）

(令和3年)



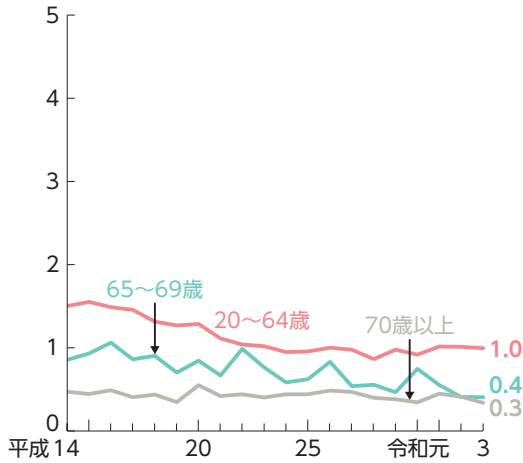
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、人員である。

刑法犯検挙人員の人口比の推移（最近20年間）を主な罪名別で見るとともに、これを年齢層別で見ると、4-8-1-4図のとおりである。

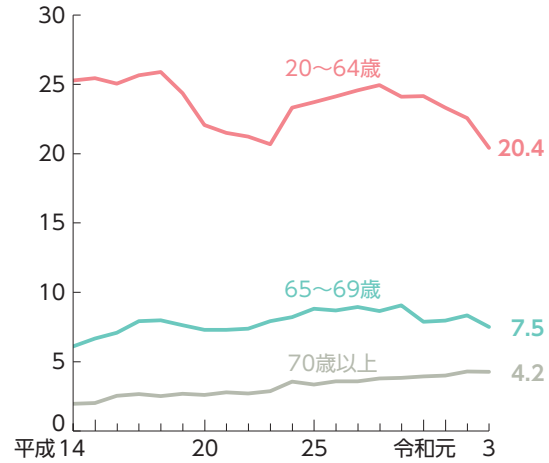
4-8-1-4図 刑法犯 検挙人員の年齢層別人口比の推移（罪名別）

(平成14年～令和3年)

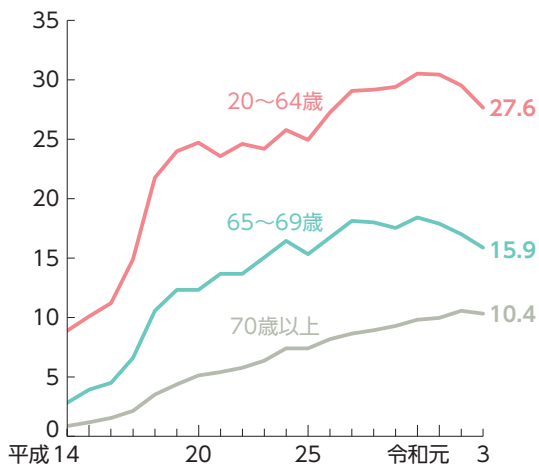
① 殺人



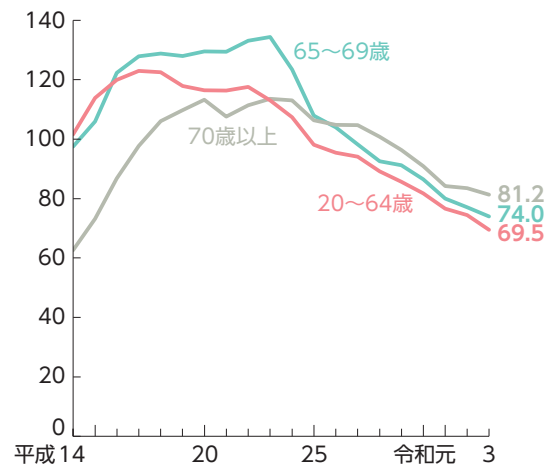
② 傷害



③ 暴行



④ 窃盗



注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの各罪名の検挙人員をいう。

第2節 処遇

1 検察

令和3年の起訴猶予率を罪名別に見るとともに、これを年齢層別に見ると、4-8-2-1図のとおりである。

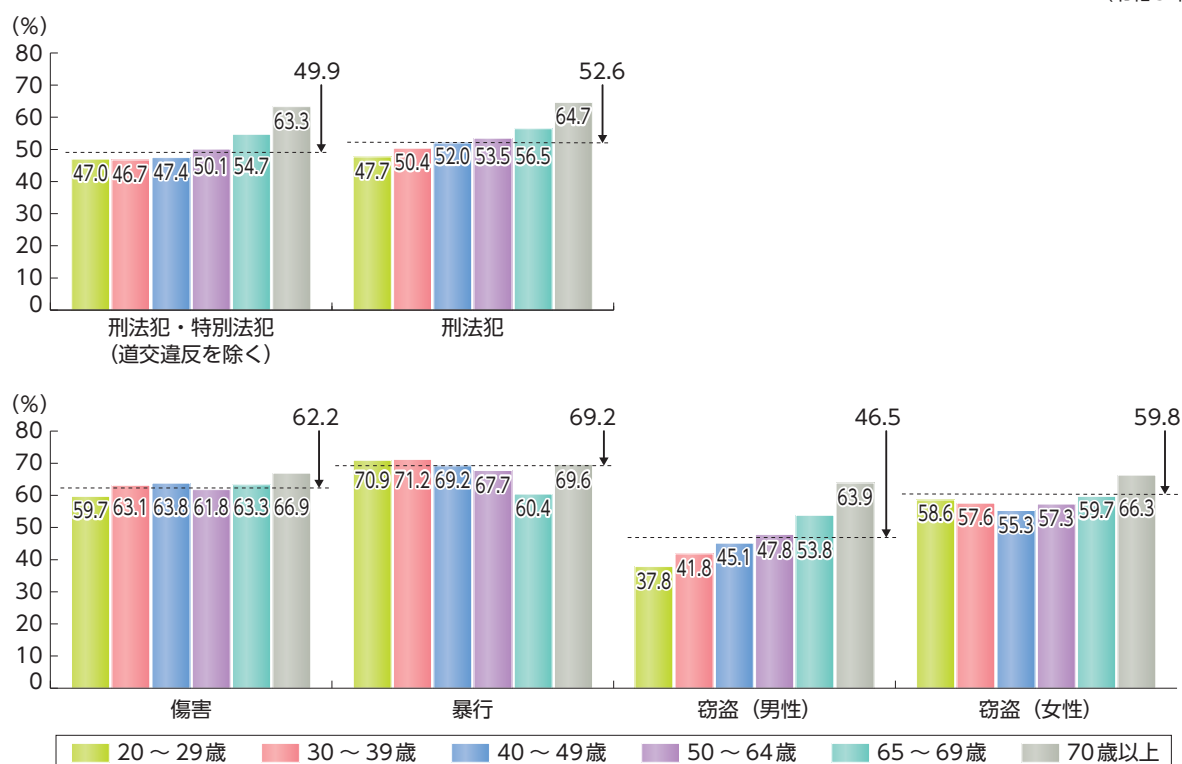
刑法犯及び特別法犯（道交違反を除く。）における65～69歳の者及び70歳以上の者の起訴猶予率は、他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも13.4pt高い。

このうち刑法犯で見ると、件数の多い窃盗の後記の状況を受けて、高齢者の起訴猶予率は、全体で他の年齢層より高く、特に70歳以上の者では全体の起訴猶予率よりも12.0pt高い。

罪名別で見ると、65～69歳の者の起訴猶予率は、傷害では、70歳以上、40～49歳の者に次いで高いのに対し、暴行では、他の年齢層と比べて低かった。70歳以上の者の起訴猶予率は、傷害では、他の年齢層よりも高かったが、暴行では、30～39歳、20～29歳の者に次いで高かった。窃盗について、更に男女別に見ると、70歳以上の男性の起訴猶予率は、他の年齢層よりも顕著に高く、女性の起訴猶予率は、年齢層による差が男性ほど大きくないものの、70歳以上の者は他の年齢層よりも高い。

4-8-2-1図 起訴猶予率（罪名別、年齢層別）

（令和3年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 被疑者が法人である事件を除く。
 4 年齢が不詳の者を除く。
 5 各グラフ上の点線は、全体の起訴猶予率である。

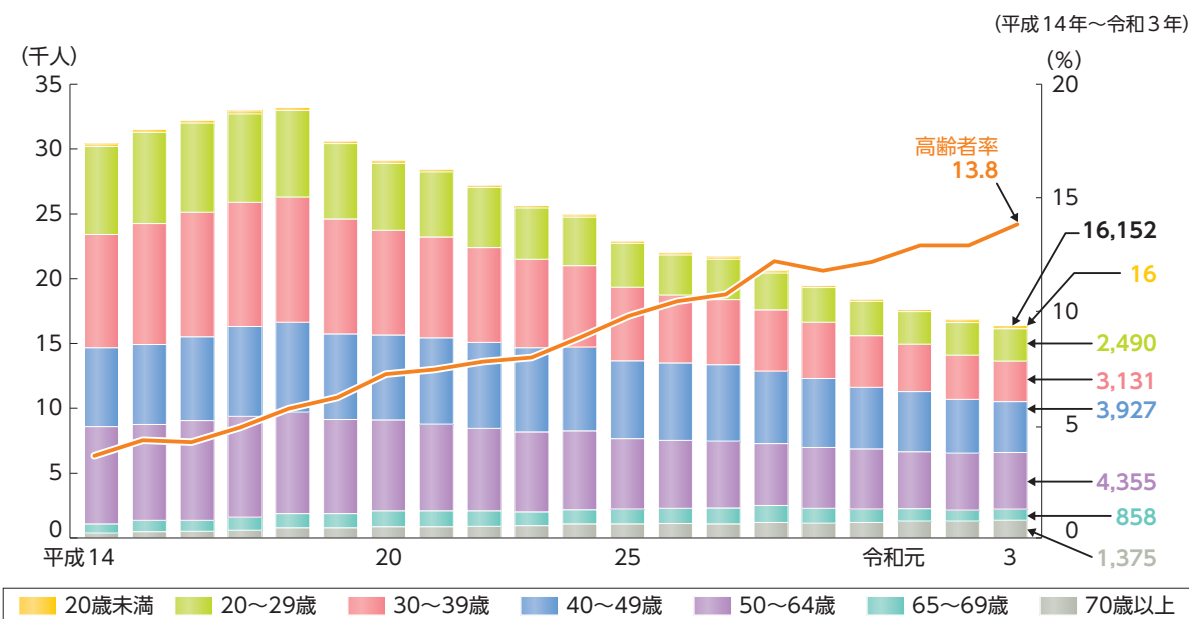
2 矯正

4-8-2-2図は、年齢層別の入所受刑者人員及び高齢者率（入所受刑者に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。

高齢入所受刑者の人員は、平成28年（2,498人）に元年以降で最多となった後、29年以降は2,100人～2,200人台で推移しており、令和3年は2,233人（前年比4.2%増）で、平成14年と比べると約2.0倍に増加している。70歳以上の入所受刑者人員は、同年と比べて約3.6倍と、増加が顕著である。他の年齢層の多くが減少傾向にあることから、高齢者率は、上昇傾向にあり、令和3年は13.8%で、平成14年と比べて10.2pt上昇した。

女性の高齢入所受刑者の人員も、増加傾向にあったが、平成29年（373人）をピークとして、30年以降は290～330人台で推移しており、令和3年は328人（前年比2.4%減）で、平成14年と比べると約4.4倍に増加している。70歳以上の女性の入所受刑者人員は、20年以降に大きく増加し、22年以降は一貫して65～69歳の女性の入所受刑者人員を上回り、25年以降は180～240人台で推移しており、令和3年は236人（前年比3.7%減）で、平成14年の約6.9倍であった。女性の高齢者率も、上昇傾向にあり、令和3年は19.7%で、平成14年と比べて15.3pt上昇している（CD-ROM参照）。

4-8-2-2図 入所受刑者の人員（年齢層別）・高齢者率の推移

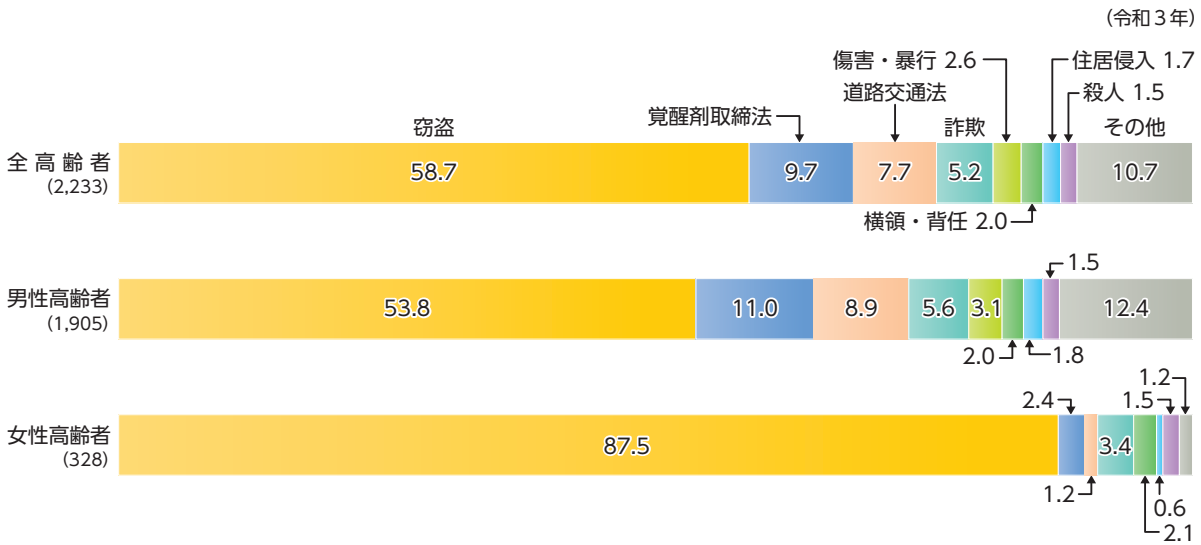


注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、平成15年以降は、不定期刑の受刑者については、入所時に20歳以上であっても、判決時に19歳であった者を、20歳未満に計上している。
 3 「高齢者率」は、入所受刑者総数に占める高齢者の比率をいう。

令和3年における入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が20.2であったのに対し、65～69歳は10.9、70歳以上は4.9であった。同年における女性の入所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が3.9であったのに対し、65～69歳は2.3、70歳以上は1.4であった（矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

4-8-2-3図は、令和3年における高齢の入所受刑者の罪名別構成比を男女別に見たものである。罪名別構成比について全高齢者で見ると、窃盗が最も高く、次いで覚醒剤取締法違反、道路交通法違反の順であった。女性高齢者は、男性高齢者と比べて、窃盗の構成比が顕著に高い（女性入所受刑者の罪名別人員の推移については、4-7-2-4図参照）。

4-8-2-3図 高齢入所受刑者の罪名別構成比（男女別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、実人員である。

平成30年度から、各矯正管区の基幹施設（札幌刑務所、宮城刑務所、府中刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、広島刑務所、高松刑務所及び福岡刑務所）において、入所受刑者のうち、入所時の年齢が60歳以上の者などに対して、認知症スクリーニング検査を実施し、認知症が疑われると判定された受刑者に対して、医師による診察を実施する取組を行っている。令和元年から実施対象施設に栃木刑務所及び和歌山刑務所が追加され、3年においては、973人に対して検査を実施し、そのうち、医師による診察を受けた者が183人、認知症と診断された者が55人であった（法務省矯正局の資料による。）。

3 保護観察

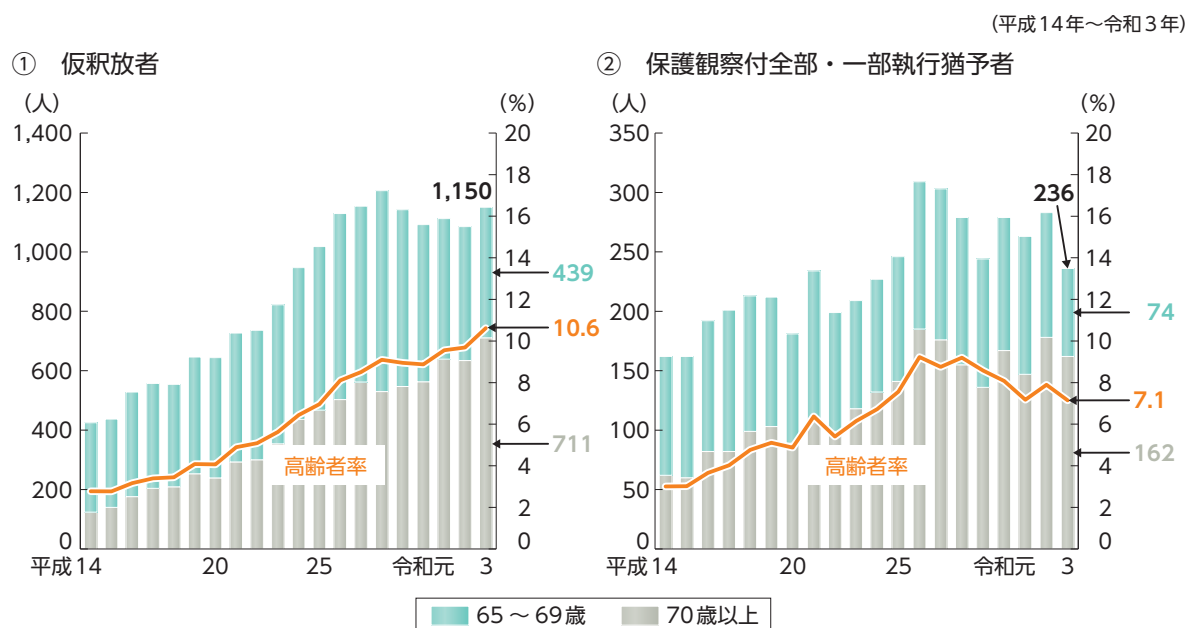
高齢の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察開始人員及び高齢者率（保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を見ると、4-8-2-4図のとおりである（仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者のうち、一部執行猶予者の人員の動向については、CD-ROM参照）。

仮釈放者では、高齢者の保護観察開始人員及び高齢者率は増加・上昇傾向にある。令和3年の高齢者の保護観察開始人員は、平成14年と比べて約2.7倍に増加し、1,150人（前年比65人増）であり、特に、70歳以上の保護観察開始人員は、約5.7倍に増加し、30年以降、65～69歳の人員を上回っている。

保護観察付全部・一部執行猶予者では、高齢者の保護観察開始人員は増減を繰り返しており、高齢者率については、平成26年及び28年に9.2%に達した後は低下傾向にあり、令和3年は7.1%（前年比0.7pt低下）であった。3年の高齢者の保護観察開始人員は、平成14年と比べて約1.5倍に増加した。特に、70歳以上の保護観察開始人員は、約2.6倍に増加し、23年以降、65～69歳の人員を上回っている。

令和3年における保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員を年齢層別に見ると、20～64歳は1,287人、65～69歳は21人、70歳以上は17人となっている（CD-ROM参照）。

4-8-2-4図 高齢者の保護観察開始人員・高齢者率の推移



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 「高齢者率」は、保護観察開始人員に占める高齢者の比率をいう。
 4 「仮釈放者」のうち一部執行猶予の実刑部分について仮釈放となった者及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」のうち保護観察付一部執行猶予者は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

令和3年における仮釈放による出所受刑者の人口比を年齢層別に見ると、20～64歳が14.0であったのに対し、65～69歳は5.6、70歳以上は2.5であった（保護統計年報及び総務省統計局の人口資料による。）。

令和3年の高齢出所受刑者の仮釈放率は、43.6%であり、出所受刑者全体の仮釈放率（60.9%）よりも17.2pt低い（出所受刑者全体の仮釈放率については、2-5-2-1図CD-ROM参照）。年齢層別に見ると、65～69歳は45.1%（前年比2.1pt上昇）、70歳以上は42.8%（同4.2pt上昇）であった。3年の女性の高齢出所受刑者の仮釈放率は、67.6%であり、高齢出所受刑者全体の仮釈放率よりも24.0pt高く、年齢層別に見ると、65～69歳は68.1%（同1.5pt低下）であり、70歳以上は67.4%（同3.9pt上昇）であった（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

第1節 外国人の在留状況等

① 外国人新規入国者等

外国人新規入国者数は、平成25年以降急増し続け、令和元年には約2,840万人に達したが、2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域の指定を始めとした水際対策が開始されたことにより大幅な減少に転じ、同年は358万1,443人（前年比2,482万1,066人（87.4%）減）であり、3年は15万1,726人（同342万9,717人（95.8%）減）であった。3年における外国人新規入国者数を国籍・地域別に見ると、ベトナムが2万4,623人（同72.9%減）と最も多く、次いで、中国（台湾及び香港等を除く。）1万9,374人（同97.7%減）、米国1万3,631人（同93.3%減）の順となっている。在留資格別の構成比は、短期滞在が47.3%と最も高く、次いで、技能実習（15.4%）、留学（7.7%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

在留外国人の年末人員（中長期在留者と特別永住者の合計数）は、27年以降過去最多を更新し続けていたが、令和2年（288万7,116人）に減少に転じ（前年比1.6%減）、3年は276万635人（同4.4%減）であった。同年における在留外国人の人員を国籍・地域別に見ると、中国（台湾を除く。）71万6,606人）が最も多く、次いで、ベトナム（43万2,934人）、韓国（40万9,855人）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

② 不法残留者

我が国の不法残留者（在留期間を経過して我が国に滞在している者）数（平成3年から8年までは各年5月1日現在の、9年以降は各年1月1日現在の各推計値）は、5年に過去最多の29万8,646人を記録した後、徐々に減少し、その後も厳格な入国審査や関係機関の連携による摘発等の総合的対策の効果もあって、26年には6万人を下回り、5年の5分の1未満にまで減少した。27年からは6年連続で増加していたが、令和3年（8万2,868人）に減少に転じ（前年比24人減）、4年は6万6,759人（同1万6,109人減）であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

③ 退去強制

不法残留等の入管法違反者に対しては、我が国から退去させる退去強制手続（平成16年12月2日以降は出国命令手続を含む。以下この項において同じ。）が執られることになる。令和3年に入管法違反により退去強制手続が執られた外国人は、1万8,012人（前年比13.5%増）であった。これを違反事由別に見ると、不法残留が1万6,638人（92.4%）と最も多く、次いで、刑罰法令違反574人（3.2%）、不法入国182人（1.0%）の順であった（出入国在留管理庁の資料による。）。

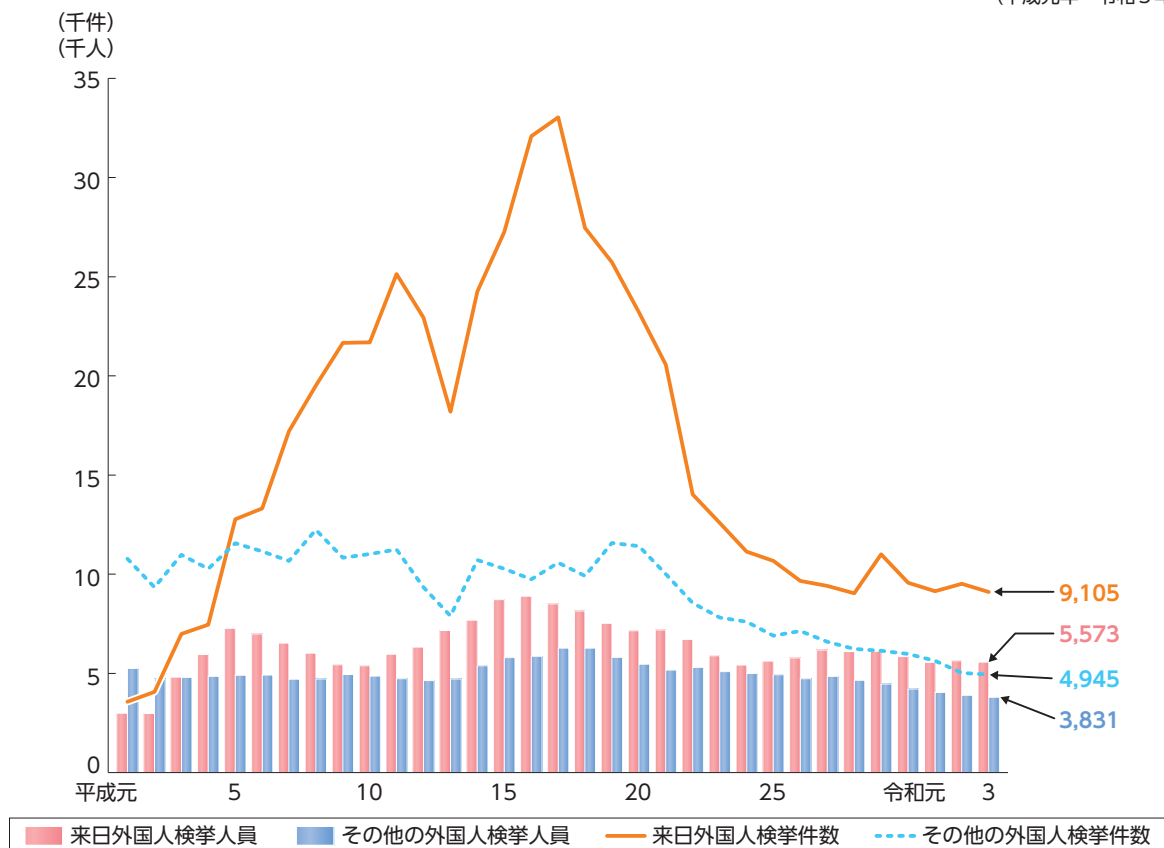
1 刑法犯

外国人による刑法犯の検挙件数は、平成3年以降増加傾向にあり、17年に4万3,622件を記録したが、18年から減少に転じ、29年には一時的に増加した後、30年から再び減少し、令和3年は1万4,050件（前年比3.3%減）であった。また、外国人による刑法犯の検挙人員は、平成11年から増加し、17年に1万4,786人を記録した後、18年から減少し、25年から増減を繰り返した後、再び減少し、令和3年は9,404人（同1.3%減）であった（4-9-2-1図 CD-ROM参照）。3年における刑法犯検挙人員総数（17万5,041人）に占める外国人の比率は、5.4%であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-1図は、外国人による刑法犯の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による刑法犯の検挙件数は、5年からその他の外国人を上回って、17年（3万3,037件）のピーク後に減少し続け、29年に一旦増加に転じ、30年から再び減少に転じた後は、9,000件台で増減を繰り返しており、令和3年は前年よりも407件減少し、9,105件（前年比4.3%減）であった。来日外国人による刑法犯の検挙人員は、平成16年（8,898人）をピークに24年（5,423人）まで減少傾向にあったが、25年からは5,500件台から6,100件台で増減を繰り返しており、令和3年は5,573人（同1.1%減）であった。

4-9-2-1図 外国人による刑法犯 検挙件数・検挙人員の推移

(平成元年～令和3年)

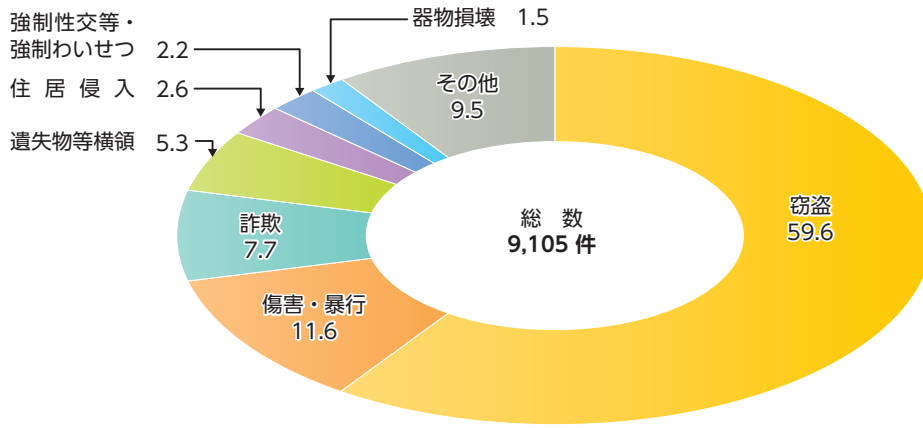


注 警察庁の統計による。

4-9-2-2図は、令和3年における来日外国人による刑法犯の検挙件数の罪名別構成比を見たものである。なお、強盗は0.8%（69件）、殺人は0.6%（54件）であった（警察庁の統計による。）。

4-9-2-2図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の罪名別構成比

(令和3年)



注 1 警察庁の統計による。
2 「強制的性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

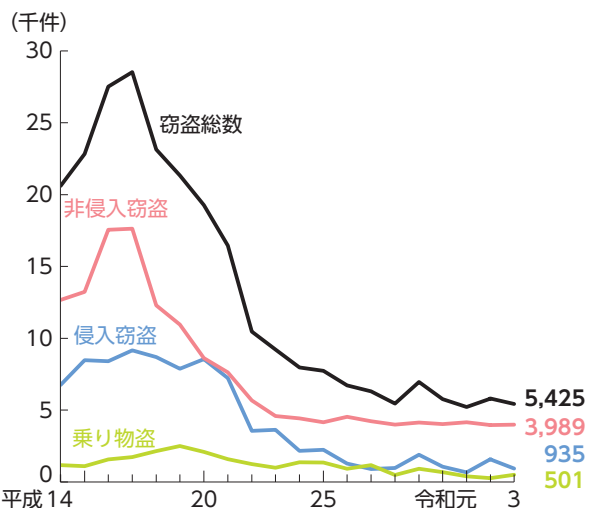
4-9-2-3図は、来日外国人による窃盗、強盗、傷害・暴行等について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

令和3年における来日外国人による窃盗及び傷害・暴行の検挙件数を国籍別に見ると、窃盗は、ベトナムが2,653件（検挙人員937人）と最も多く、次いで、中国1,166件（同603人）、ブラジル303件（同107人）の順であった。傷害・暴行は、中国が245件（同299人）と最も多く、次いで、ベトナム165件（同198人）、フィリピン101件（同116人）の順であった（警察庁の統計による。）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

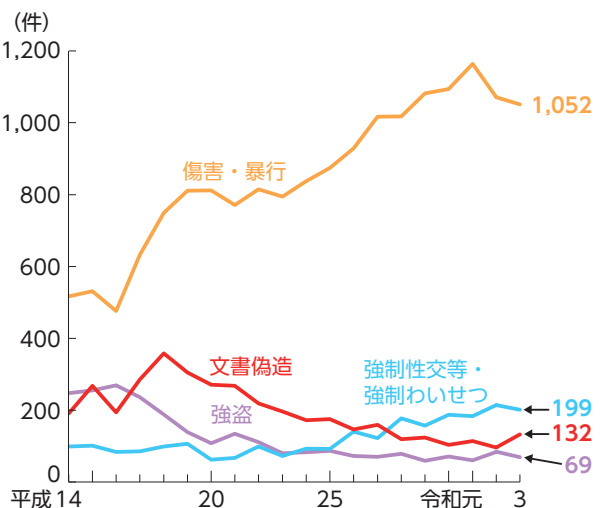
4-9-2-3図 来日外国人による刑法犯 検挙件数の推移（罪名別）

(平成14年～令和3年)

① 窃盗



② 強盗、傷害・暴行、強制的性交等・強制的わいせつ、文書偽造



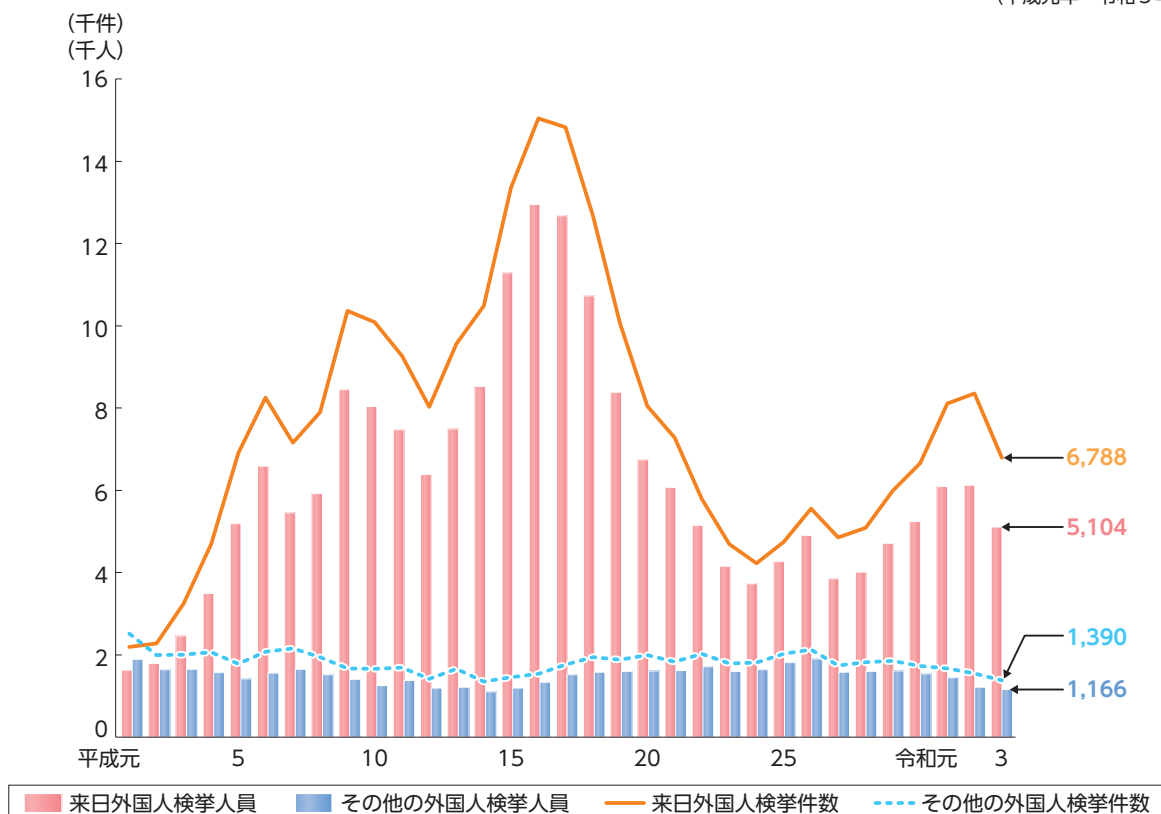
注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
2 「強制的性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制的性交等及び同改正前の強姦をいう。

2 特別法犯

4-9-2-4図は、外国人による特別法犯（交通法令違反を除く。以下この項において同じ。）の検挙件数及び検挙人員の推移（平成元年以降）を、来日外国人とその他の外国人の別に見たものである。来日外国人による特別法犯の検挙件数及び検挙人員は、いずれも、16年をピークに24年まで減少した後、25年からの増減を経て、28年から5年連続で増加していたが、令和3年は減少に転じ、検挙件数6,788件（前年比1,565件（18.7%）減）、検挙人員5,104人（同1,018人（16.6%）減）であった。

4-9-2-4図 外国人による特別法犯 検挙件数・検挙人員の推移

（平成元年～令和3年）



注 1 警察庁の統計による。
2 交通法令違反を除く。

4-9-2-5図は、来日外国人による特別法犯の主な罪名・罪種について、検挙件数の推移（最近20年間）を見たものである。

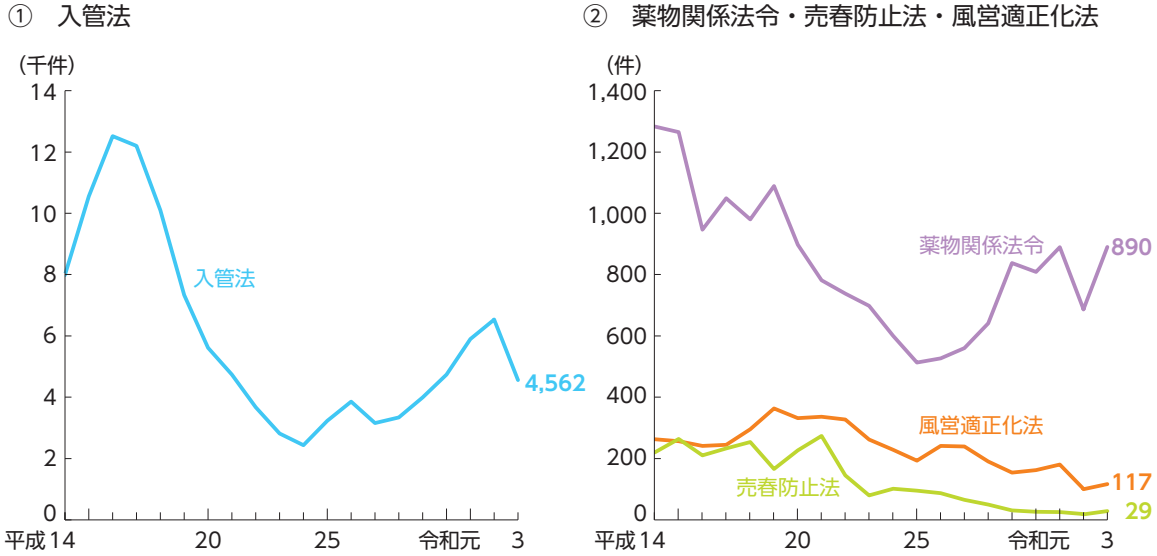
入管法違反の検挙件数は、平成17年から減少していたところ、25年から27年までの増減を経て、28年から増加し続けていたが、令和3年は減少に転じ、4,562件（前年比1,972件（30.2%）減）であった。3年における入管法違反の検挙件数を違反態様別に見ると、不法残留が2,906件と最も多く、次いで、旅券等不携帯・提示拒否（在留カード不携帯・提示拒否及び特定登録者カード不携帯・提示拒否を含む。）663件、偽造在留カード所持等（偽造在留カード行使及び提供・収受を含む。）517件、資格外活動217件の順であった（警察庁刑事局の資料による。）。

令和3年における来日外国人による入管法違反及び覚醒剤取締法違反の検挙件数を国籍別に見ると、入管法違反は、ベトナムが2,109件（検挙人員1,429人）と最も多く、次いで、中国955件（同637人）、タイ325件（同265人）の順であった。覚醒剤取締法違反は、総数が444件（同335人）であり、ブラジルが94件（同66人）と最も多く、次いで、ベトナム86件（同72人）、フィリピン

73件（同55人）の順であった（警察庁の統計による。）。なお、これら国籍別の検挙件数等を見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-2-5 図 来日外国人による主な特別法犯 検挙件数の推移

（平成14年～令和3年）



注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
2 「薬物関係法令」は、覚醒剤取締法、大麻取締法、麻薬取締法、あへん法及び麻薬特例法の各違反である。

第3節 処遇

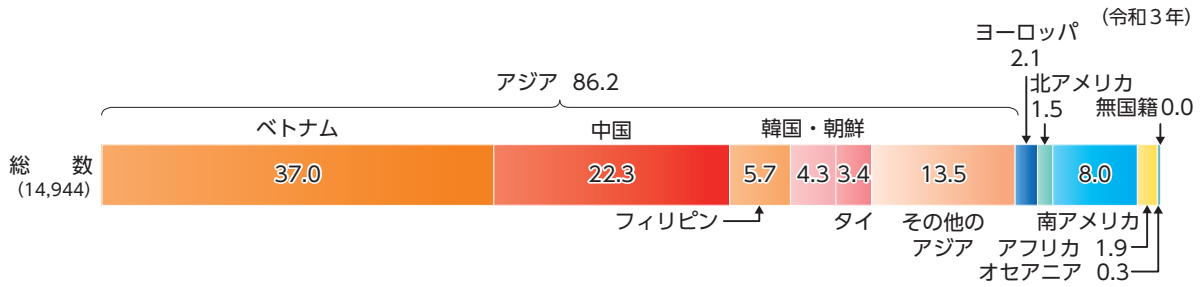
1 検察

(1) 受理状況

令和3年における来日外国人被疑事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比は、4-9-3-1 図のとおりである。統計の存在する平成5年以降一貫して最も高かった中国の構成比を、令和元年にベトナムが上回り、3年も引き続き、ベトナムが37.0%と最も高く、次いで、中国（22.3%）、フィリピン（5.7%）の順であった。罪名を国籍別に見ると、ベトナムは、入管法違反が2,137人と最も多く、次いで、窃盗（1,189人）、傷害（188人）の順であり、中国は、入管法違反が991人と最も多く、次いで、窃盗（636人）、傷害（299人）の順であり、フィリピンは、入管法違反が253人と最も多く、次いで、窃盗（145人）、傷害（116人）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら地域・国籍別の検察庁新規受理人員を見るに当たっては、各地域・国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-3-1 図

来日外国人被疑事件 検察庁新規受理人員の地域・国籍別構成比



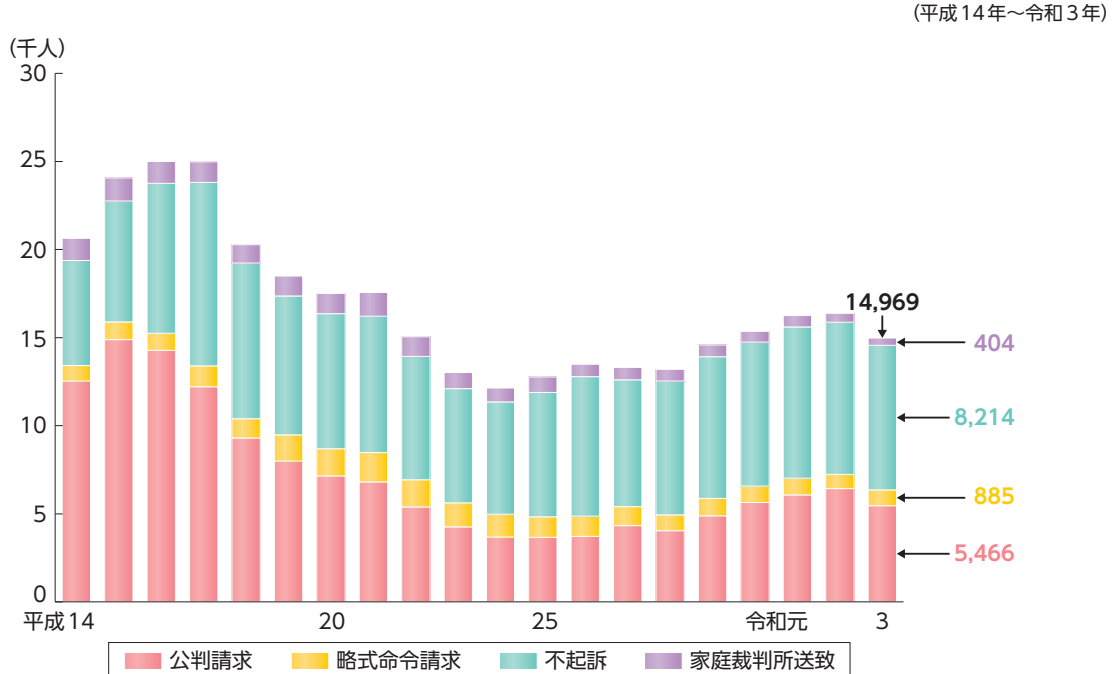
- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。
 4 () 内は、実人員である。

(2) 処理状況

4-9-3-2 図は、来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員の推移（最近20年間）を処理区分別に見たものである。その人員は、平成17年から減少傾向にあった後、23年以降はおおむね横ばいで推移し、29年から増加していたが、令和3年は1万4,969人と前年比で8.6%減少した（CD-ROM資料4-7参照）。なお、3年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員は、日本人を含めた全終局処理人員総数（27万3,686人）の5.5%、外国人被疑事件の終局処理人員（1万9,242人）の77.8%を占めている（CD-ROM資料4-8参照）。

4-9-3-2 図

来日外国人被疑事件 検察庁終局処理人員（処理区分別）の推移



- 注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和3年における来日外国人被疑事件の検察庁終局処理状況を罪名別に見ると、4-9-3-3表のとおりである。来日外国人の起訴率は、日本人を含めた全終局処理人員と比較すると、刑法犯では3.1pt高く、特別法犯では1.9pt低く、入管法違反を除いた特別法犯では4.0pt低い（CD-ROM資料2-2及び4-8参照）。

(令和3年)

| 罪 名 | 全 終 局 処 理 人 員 | [起訴率] | 来日外国人終局処理人員 | | [起訴率] |
|-------------|------------------|--------|-------------|---------|--------|
| | | | 人数 | (%) | |
| 総 数 | 273,686 | [40.7] | 14,969 | (100.0) | [43.6] |
| 刑 法 犯 | 187,562 | [36.8] | 7,064 | (47.2) | [39.9] |
| 住 居 侵 入 | 5,965 | [41.3] | 253 | (1.7) | [38.0] |
| 文 書 偽 造 | 2,526 | [27.1] | 145 | (1.0) | [50.0] |
| 強 制 わ い せ つ | 4,009 | [31.7] | 135 | (0.9) | [29.9] |
| 強 制 性 交 等 | 1,500 | [32.4] | 67 | (0.4) | [29.7] |
| 殺 人 | 1,144 | [23.5] | 39 | (0.3) | [41.0] |
| 傷 害 | 33,223 | [30.2] | 1,320 | (8.8) | [27.1] |
| 窃 盗 | 76,555 | [43.6] | 2,810 | (18.8) | [49.0] |
| 強 盗 | 1,690 | [25.9] | 69 | (0.5) | [66.2] |
| 詐 欺 | 17,422 | [52.7] | 648 | (4.3) | [55.4] |
| 横 領 | 6,873 | [19.8] | 214 | (1.4) | [6.9] |
| 毀 棄 ・ 隠 匿 | 7,647 | [22.4] | 196 | (1.3) | [26.9] |
| 特 別 法 犯 | 86,124 | [48.7] | 7,905 | (52.8) | [46.8] |
| 風 営 適 正 化 法 | 1,365 | [47.1] | 173 | (1.2) | [33.5] |
| 銃 刀 法 | 5,431 | [17.1] | 167 | (1.1) | [22.2] |
| 売 春 防 止 法 | 504 | [38.1] | 24 | (0.2) | [31.8] |
| 大 麻 取 締 法 | 8,196 | [49.8] | 393 | (2.6) | [47.2] |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 12,728 | [75.4] | 580 | (3.9) | [70.8] |
| 関 税 法 | 384 | [63.7] | 114 | (0.8) | [73.2] |
| 入 管 法 | 5,204 | [48.1] | 4,659 | (31.1) | [48.2] |

注 1 検察統計年報による。

2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

3 「来日外国人」は、無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

4 「文書偽造」は、刑法第2編第17章の罪をいい、「毀棄・隠匿」は、同編第40章の罪をいう。また、「傷害」は、暴行及び凶器準備集合を含み、「横領」は、遺失物等横領を含む。

5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

6 () 内は、構成比である。

2 裁判

令和3年における外国人事件（外国人が被告人となった事件）の通常第一審での有罪人員は、4,780人（前年比6.7%減）であり、有罪人員総数に占める比率は、9.9%であった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和3年における被告人通訳事件（被告人に通訳・翻訳人の付いた外国人事件をいう。以下この項において同じ。）の終局人員は、4,126人（前年比7.1%減）であった。通訳言語は34に及び、内訳を見ると、ベトナム語が1,627人（39.4%）と最も多く、次いで、中国語837人（20.3%）、タイ語263人（6.4%）、タガログ語225人（5.5%）、ポルトガル語214人（5.2%）、英語185人（4.5%）、インドネシア語117人（2.8%）の順であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

令和3年における被告人通訳事件の通常第一審での有罪人員（懲役・禁錮に限る。）は、3,773人（前年比8.6%減）であり、全部執行猶予率は、全罪名では89.4%、入管法違反を除くと80.8%であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。なお、3年における被告人通訳事件で、一部執行猶予付判決の言渡しを受けた人員は、4人であった（CD-ROM資料4-9参照）。

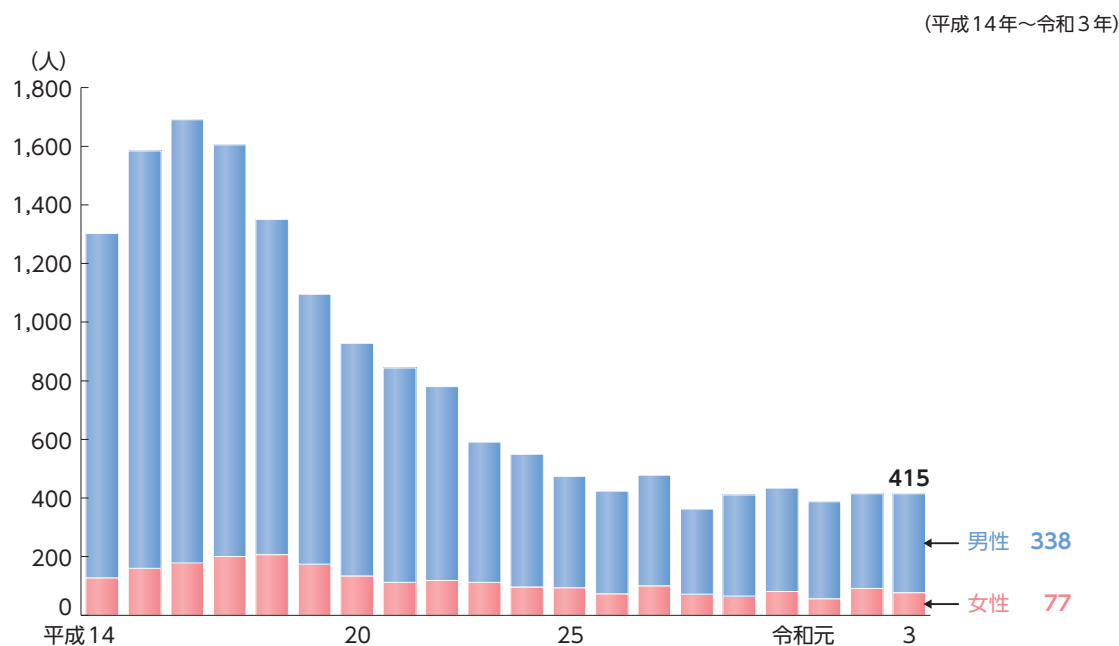
3 矯正

令和3年における外国人の入所受刑者は、695人（前年比3.2%減）であった（矯正統計年報による。）。

外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者は、**F指標受刑者**として、その文化、生活習慣等に応じた処遇を行っている（**2-4-3-2表**参照）。F指標入所受刑者人員の推移（最近20年間）は、**4-9-3-4図**のとおりである。その人員は、平成17年から減少傾向にあったが、近年は400人前後で推移しており、令和3年は415人（前年比0.2%増）であった。3年におけるF指標入所受刑者を国籍別に見ると、ベトナムが93人と最も多く、次いで、中国85人、ブラジル47人の順であった（CD-ROM資料**4-10**参照）。罪名別に見ると、覚醒剤取締法違反が141人と最も多く、次いで、窃盗の121人であった（矯正統計年報による。）。なお、これらF指標入所受刑者人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和3年末現在、F指標受刑者の収容人員は、1,343人（男性1,129人、女性214人）であり、前年末比で5.9%増加した（矯正統計年報による。）。

4-9-3-4図 F指標入所受刑者人員の推移（男女別）



注 矯正統計年報による。

4 保護観察

令和3年における外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、448人（前年比11.3%減）であった（うち、保護観察付一部執行猶予者の保護観察開始人員は27人であった。）。国籍別に見ると、韓国・朝鮮が216人と最も多く、次いで、中国59人、ブラジル41人の順であった（CD-ROM資料**4-11**参照）。来日外国人に限ると、213人（同21.7%減）であり、その内訳は、仮釈放者が198人、保護観察付全部執行猶予者が8人、保護観察付一部執行猶予者が7人であった（保護統計年報による。）。なお、外国人の仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和3年末現在、外国人（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、仮釈放者136

人、保護観察付全部執行猶予者38人、保護観察付一部執行猶予者14人の合計188人（前年末比21.3%減）であった（法務省保護局の資料による。）。なお、外国人の保護観察係属人員については、仮釈放者のうち、119人は退去強制事由に該当し、国外退去済みの者が82人、退去強制手続により収容中の者が21人、仮放免中の者が16人であった（法務省保護局の資料による。）。

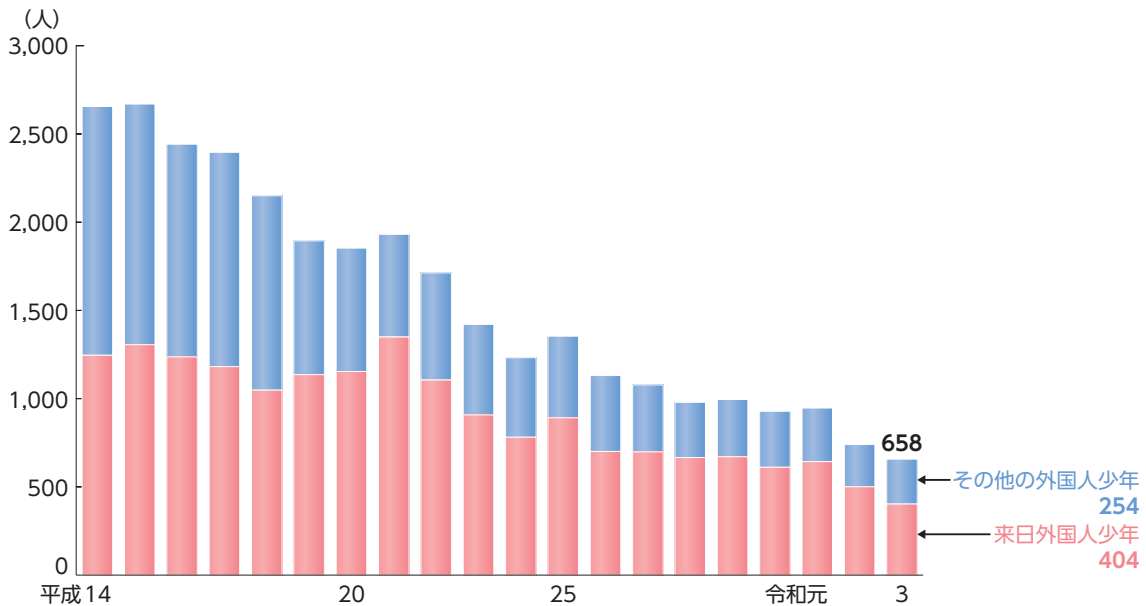
第4節 外国人非行少年の動向と処遇

① 外国人犯罪少年の動向

4-9-4-1 図は、検察庁における外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を来日外国人少年とその他の外国人少年の別に見たものである。

4-9-4-1 図 外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員の推移

（平成14年～令和3年）



- 注 1 検察統計年報による。
 2 検察官の送致に係るものに限る。
 3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 無国籍の者を含み、国籍不詳の者を含まない。

令和3年における来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見ると、ブラジルが107人（26.5%）と最も多く、次いで、中国89人（22.0%）、フィリピン83人（20.5%）、ベトナム28人（6.9%）、ペルー21人（5.2%）の順であった。また、罪名別に見ると、窃盗が202人（50.0%）と最も多く、次いで、傷害（暴行及び凶器準備集合を含む。）49人（12.1%）、横領（遺失物等横領を含む。）25人（6.2%）の順であった（検察統計年報による。）。なお、これら来日外国人犯罪少年の家庭裁判所送致人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

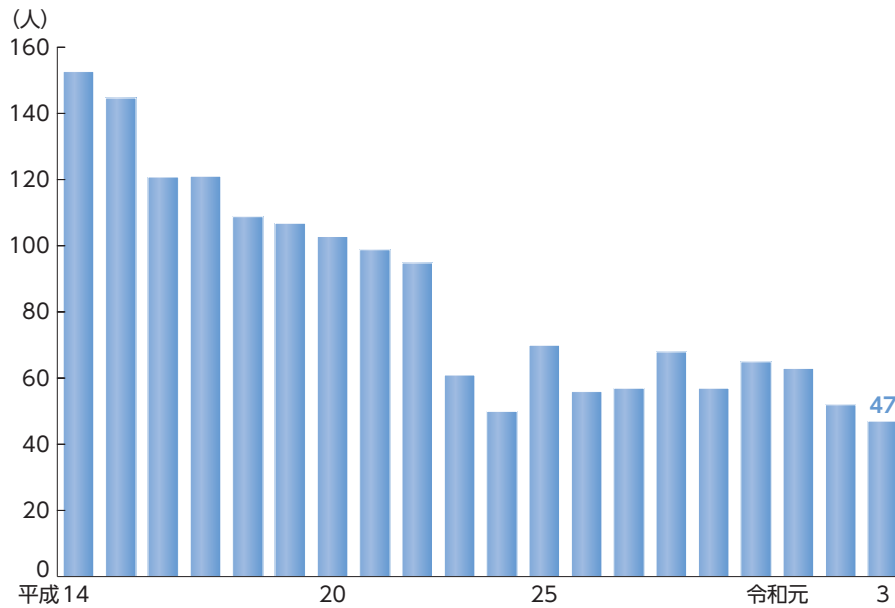
2 外国人非行少年の処遇

(1) 矯正

外国人の少年院入院者の人員の推移（最近20年間）を見ると、**4-9-4-2図**のとおりである。令和3年における外国人の少年院入院者を国籍別に見ると、ブラジルが16人と最も多く、次いで、フィリピン13人、韓国・朝鮮6人の順であった（CD-ROM参照）。なお、これら外国人の少年院入院者の人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

4-9-4-2図 外国人の少年院入院者の人員の推移

(平成14年～令和3年)



注 矯正統計年報による。

少年院では、日本人と異なる処遇上の配慮を要する者を、社会適応課程Ⅲ（A3）又は社会適応課程Ⅴ（A5）に編入し、日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人として必要な意識、態度を養うための各種指導を行っている（**3-2-4-9表**参照）。

(2) 保護観察

令和3年における外国人の保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院仮退院者の保護観察開始人員は、210人であった。その内訳は、保護観察処分少年156人、少年院仮退院者54人であった。国籍別に見ると、ブラジルが55人と最も多く、次いで、フィリピン44人、中国37人の順であった（CD-ROM資料**4-11**参照）。なお、これら外国人の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察開始人員を国籍別に見るに当たっては、各国籍別の新規入国者数・在留者数に違いがあることに留意する必要がある。

令和3年末現在、外国人少年（永住者及び特別永住者を除く。）の保護観察係属人員は、保護観察処分少年91人、少年院仮退院者28人であった（法務省保護局の資料による。）。

第1節 犯罪の動向

4-10-1-1表は、令和3年における精神障害者等（精神障害者及び精神障害の疑いのある者をいう。以下この節において同じ。）による刑法犯の検挙人員と、検挙人員総数に占める精神障害者等の比率を罪名別に見たものである。同年における刑法犯の検挙人員総数のうち、精神障害者等の比率は、0.7%であったが、罪名別で見ると、放火（11.4%）及び殺人（6.4%）において高かった。

4-10-1-1表 精神障害者等による刑法犯 検挙人員（罪名別）

（令和3年）

| 区分 | 総数 | 殺人 | 強盗 | 放火 | 強姦等・強わいせつ | 傷害・暴行 | 脅迫 | 窃盗 | 詐欺 | その他 |
|-------------|---------|-----|-------|------|-----------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 検挙人員総数 (A) | 175,041 | 848 | 1,460 | 534 | 4,154 | 41,518 | 2,964 | 84,360 | 10,400 | 28,803 |
| 精神障害者等 (B) | 1,254 | 54 | 10 | 61 | 26 | 391 | 58 | 265 | 23 | 366 |
| 精神障害者 | 941 | 38 | 7 | 48 | 19 | 305 | 37 | 180 | 18 | 289 |
| 精神障害の疑いのある者 | 313 | 16 | 3 | 13 | 7 | 86 | 21 | 85 | 5 | 77 |
| B/A (%) | 0.7 | 6.4 | 0.7 | 11.4 | 0.6 | 0.9 | 2.0 | 0.3 | 0.2 | 1.3 |

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。
 3 「強姦等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

第2節 処遇

1 検察・裁判

令和3年に検察庁において心神喪失を理由に不起訴処分が付された被疑者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。）は、432人であった（2-2-4-3表参照）。また、同年に、通常第一審において心神喪失を理由に無罪となった者は、4人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

2 矯正

令和3年における入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の人員と、入所受刑者及び少年院入院者の人員の総数に占める比率を精神障害の種別ごとに見ると、4-10-2-1表のとおりである（矯正施設被収容者に対する福祉的支援については、第2編第4章第3節5項及び第3編第2章第4節3項（5）参照）。

(令和3年)

| 種別 | 総数 | うち精神障害を有する者 | | | | | |
|--------|--------|--------------|-----------|----------|-----------|------------|--------------|
| | | 知的障害 | 人格障害 | 神経症性障害 | 発達障害 | その他の精神障害 | |
| 入所受刑者 | 16,152 | 2,475 (15.3) | 297 (1.8) | 66 (0.4) | 414 (2.6) | … | 1,698 (10.5) |
| 少年院入院者 | 1,377 | 413 (30.0) | 95 (6.9) | 4 (0.3) | 9 (0.7) | 231 (16.8) | 74 (5.4) |

注 1 矯正統計年報による。

注 2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害及びその他の精神障害（精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。）を有すると診断された者をいう。

注 3 「入所受刑者」の「その他の精神障害」は、発達障害を含む。

注 4 () 内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

3 保護観察

保護観察対象者のうち、類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）及び第3編第2章第5節3項（1）参照）における「精神障害」の類型に認定された者は、令和3年末現在、3,590人（このうち、「発達障害」は1,002人、「知的障害」は784人）であり、保護観察対象者全体（短期保護観察及び交通短期保護観察の対象者を除く。）に占める比率は15.7%である（2-5-3-6表CD-ROM及び3-2-5-6表CD-ROM参照）。保護観察所では、この類型の保護観察対象者について、必要に応じ適切な医療や福祉上の措置が受けられるように、対象者に助言するほか、医療・福祉機関や家族との連携も図っている（保護観察対象者等に対する福祉的支援については、第2編第5章第2節2項及び第6節2項参照）。

4 精神保健福祉法による通報

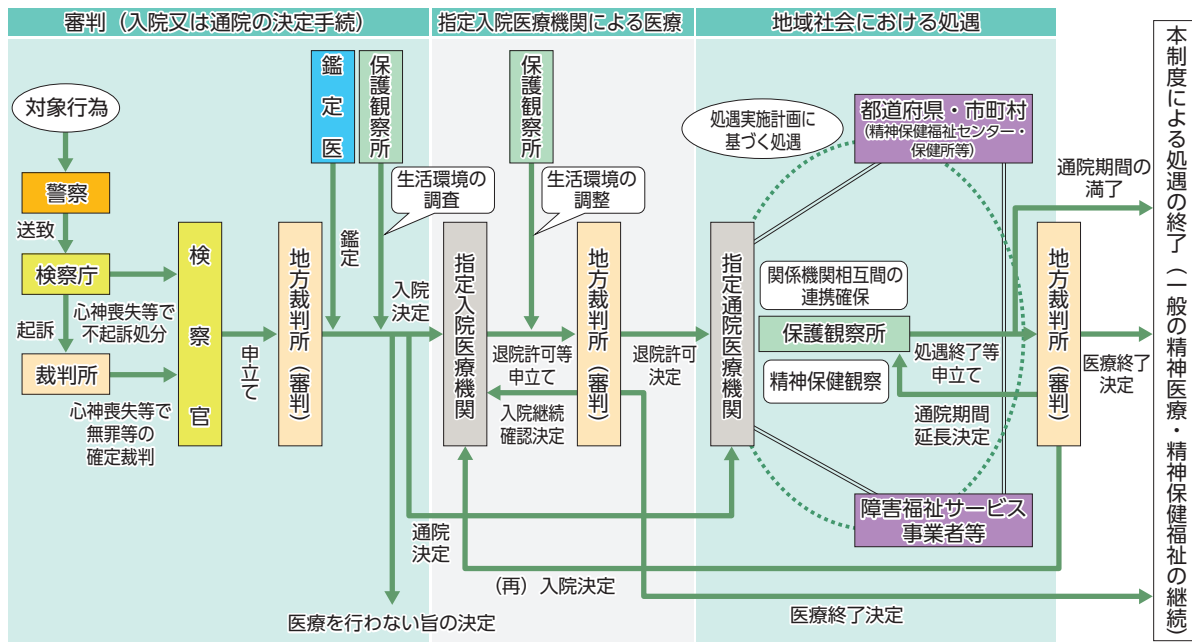
精神保健福祉法により、精神障害者に適時適切な医療及び保護を提供する趣旨から、警察官、検察官、保護観察所の長及び矯正施設の長に対し、精神障害者等に係る通報義務が課せられている。すなわち、①警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、②検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判（懲役若しくは禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをせず、又は拘留の刑を言い渡す裁判を除く。）が確定したときは、心神喪失者等医療観察制度（本章第3節参照）の申立てをしない限り、速やかに、その旨を、③保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知ったときは、速やかに、その旨を、④矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、本人の居住地、氏名等を、それぞれ都道府県知事に（警察官は最寄りの保健所長を経て。矯正施設の長は本人の居住地（居住地がない場合は当該矯正施設の所在地）の都道府県知事に。）通報しなければならない。

令和2年度における精神保健福祉法に基づく都道府県知事への通報件数は、警察官の通報が1万7,392件、検察官の通報が2,376件、保護観察所の長の通報が15件、矯正施設の長の通報が5,163件であった（厚生労働省政策統括官の資料による。）。

第3節 心神喪失者等医療観察制度

心神喪失者等医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療及びその確保のために必要な観察・指導を行うことによって、病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することを目的として、心神喪失者等医療観察法に基づいて運用されている。その手続の流れは、4-10-3-1図のとおりである。

4-10-3-1図 心神喪失者等医療観察法による手続の流れ



1 審判

心神喪失者等医療観察制度の対象となるのは、①対象行為（放火、強制わいせつ及び強姦性交等、殺人、強盗（これらの未遂を含む。）並びに傷害）を行い、心神喪失又は心神耗弱であることが認められ、不起訴処分となった者、②対象行為について、心神喪失を理由に無罪の確定裁判を受けた者、又は、心神耗弱を理由に刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し、その刑の全部の執行猶予の言渡しをしない裁判であって、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者である。これらの対象者については、原則として、検察官の申立てにより審判が行われる。その審判は、地方裁判所において、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体により行われ、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の要否・内容が決定される。審判に当たり、裁判所は、保護観察所の長に対し、対象者の生活環境の調査を求めることができる。令和3年における生活環境の調査の開始件数は、307件であった（保護統計年報による。）。

令和3年における検察官申立人員及び審判の終局処理人員を対象行為別に見ると、4-10-3-2表のとおりである。

| 対象行為 | 検察官申立人員 | | | | 終局処理人員 | | | | | | | |
|-------|---------|-----|------|---------|--------|------|------|-------------|------------------|------------|-----|-------------|
| | 総数 | 不起訴 | 確定裁判 | | 総数 | 入院決定 | 通院決定 | 医療を行わない旨の決定 | 却下 | | 取下げ | 申立て不適法による却下 |
| | | | 無罪 | 全部執行猶予等 | | | | | 対象行為を行ったとは認められない | 心神喪失者等ではない | | |
| 総数 | 310 | 290 | 3 | 17 | 308 | 237 | 24 | 37 | - | 9 | 1 | - |
| 放火 | 90 | 88 | - | 2 | 92 | 71 | 10 | 8 | - | 3 | - | - |
| 強制性交等 | 14 | 13 | - | 1 | 11 | 6 | 1 | 2 | - | 2 | - | - |
| 殺人 | 84 | 73 | 1 | 10 | 79 | 59 | 8 | 11 | - | - | 1 | - |
| 傷害 | 115 | 109 | 2 | 4 | 120 | 95 | 5 | 16 | - | 4 | - | - |
| 強盗 | 7 | 7 | - | - | 6 | 6 | - | - | - | - | - | - |

- 注 1 司法統計年報並びに法務省刑事局及び最高裁判所事務総局の各資料による。
 2 「対象行為」は、一定の刑法の罰条に規定する行為に当たるものをいう（心神喪失者等医療観察法2条1項参照）。
 3 「放火」は、現住建造物等放火、非現住建造物等放火及び建造物等以外放火に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、消火妨害に当たる行為を含まない。
 4 「強制性交等」は、強制わいせつに当たる行為及び平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 「殺人」は、殺人予備に当たる行為を含まない。
 6 「傷害」は、現場助勢に当たる行為を含まない。
 7 「強盗」は、強盗及び事後強盗に当たる行為（ただし、予備に当たる行為を除く。）をいい、昏酔強盗に当たる行為を含まない。
 8 「全部執行猶予等」は、懲役又は禁錮の実刑判決であって、執行すべき刑期がないものを含む。
 9 複数の対象行為が認められた事件は、法定刑の最も重いものに、複数の対象行為の法定刑が同じ場合には対象行為の欄において上に掲げられているものに計上している。

2 指定入院医療機関による医療

(1) 入院による医療

裁判所の入院決定を受けた者は、指定入院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和4年4月1日現在、全国に34の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。）。）に入院し、心神喪失者等医療観察制度に基づく専門的で手厚い医療を受ける。

保護観察所は、対象者の円滑な社会復帰を図るため、入院当初から、退院に向けた**生活環境の調整**を行う。令和3年における生活環境の調整の開始件数（移送によるものを除く。）は249件、同年末現在の生活環境の調整の係属件数は816件であった（保護統計年報による。）。

(2) 退院又は入院継続

指定入院医療機関の管理者は、対象者について、入院を継続させて医療を行う必要があると認める場合は、6月ごとに、入院継続の確認の申立てをしなければならず、他方、入院を継続させて医療を行う必要があると認めることができなくなった場合は、直ちに退院の許可の申立てをしなければならない。対象者又はその保護者若しくは弁護士である付添人は、いつでも、退院の許可又は医療の終了の申立てをすることができる。これらの申立てを受けて、裁判所は、医療継続の要否等を審判により決定する。令和3年には、指定入院医療機関の管理者による退院許可の申立て（回付によるものを除く。）が225件、対象者等による退院許可・医療終了の申立て（回付によるものを除く。）が87件受理された。また、同年における退院許可決定（退院を許可するとともに入院によらない医療を受けさせる旨の決定をいう。以下この節において同じ。）は192件、医療終了決定は34件であった（司法統計年報による。）。

3 地域社会における処遇

裁判所の通院決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）又は退院許可決定を受けた者は、原則として3年間、指定通院医療機関（厚生労働大臣が指定する。令和4年4月1日現在、全国に3,972の機関がある（厚生労働省社会・援護局の資料による。））による、入院によらない医療を受けるとともに、その期間中、継続的な医療を確保することを目的として、保護観察所による**精神保健観察**に付される。

精神保健観察の実施に当たって、保護観察所は、指定通院医療機関や都道府県、市町村等の精神保健福祉関係機関の関係者と協議の上、対象者ごとに処遇の実施計画を定める。各関係機関は、これに基づき、相互に連携を図りながら地域社会における処遇を実施する。処遇の経過に応じて、保護観察所は、処遇に携わる関係機関の参加を得て「ケア会議」を開催し、処遇の実施状況等の情報を共有して処遇方針の統一を図るとともに、処遇の実施計画についても必要な見直しを行う。

令和3年における精神保健観察の開始件数（移送によるものを除く。）は211件（このうち退院許可決定によるものは187件）、終結件数（移送によるものを除く。）は231件（このうち通院期間の満了によるものは157件）、同年末現在の精神保健観察の係属件数は556件であった（保護統計年報による。）。入院によらない医療を受けている者の医療の終了（ただし、通院期間の満了を除く。）や指定入院医療機関への（再）入院についても、裁判所が審判により決定する。同年における医療終了決定は59件、（再）入院決定は9件であった（司法統計年報による。）。

なお、保護観察所に社会復帰調整官が置かれ、生活環境の調査及び調整、精神保健観察の実施、関係機関相互の連携確保等の事務に従事している。

第11章

公務員犯罪

公務員による犯罪には、収賄のように公務員の職務に関してなされるものと、勤務時間外における過失運転致死傷等のように職務に関係なくなされるものがあるが、この章では、両者を併せて扱う。

令和3年における公務員による犯罪の罪名別の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、**4-11-1表**のとおりである。

4-11-1表 公務員による犯罪 検察庁新規受理・終局処理人員（罪名別）

（令和3年）

| 区分 | 新規受理 | | | 終局処理 | | | | | | | | |
|----------|--------|---------|----------|--------|-------|-----|-------|------------|-------|-------|----|-----|
| | 総数 | 司法警察員から | 検察官認知・直受 | 総数 | 起訴 | 公請 | 判求 | 略式命令 請求 | 不起訴 | 起猶 | 訴予 | その他 |
| 総数 | 14,127 | 11,833 | 2,294 | 14,192 | 1,825 | 394 | 1,431 | 12,277 | 8,345 | 3,932 | 90 | |
| 窃盗 | 419 | 396 | 23 | 400 | 87 | 73 | 14 | 301 | 240 | 61 | 12 | |
| 詐欺 | 171 | 126 | 45 | 161 | 21 | 21 | — | 140 | 30 | 110 | — | |
| 横領 | 102 | 67 | 35 | 180 | 11 | 9 | 2 | 168 | 42 | 126 | 1 | |
| 収賄 | 46 | 43 | 3 | 45 | 35 | 35 | — | 10 | — | 10 | — | |
| 偽造 | 755 | 278 | 477 | 807 | 9 | 7 | 2 | 798 | 56 | 742 | — | |
| 職権濫用 | 1,159 | 133 | 1,026 | 1,195 | — | — | — | 1,195 | 8 | 1,187 | — | |
| その他の刑法犯 | 2,298 | 1,748 | 550 | 2,193 | 297 | 110 | 187 | 1,879 | 571 | 1,308 | 17 | |
| 過失運転致死傷等 | 8,070 | 8,068 | 2 | 8,096 | 981 | 37 | 944 | 7,066 | 6,882 | 184 | 49 | |
| 特別法犯 | 1,107 | 974 | 133 | 1,115 | 384 | 102 | 282 | 720 | 516 | 204 | 11 | |

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 法令により公務に従事する職員とみなされる者は含まない。
 3 道交違反を除く。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。

令和3年における収賄の検察庁新規受理人員及び終局処理人員は、**4-11-2表**のとおりである。

4-11-2表 収賄 検察庁新規受理・終局処理人員

（令和3年）

| 区分 | 新規受理 | | | 終局処理 | | | | | | | | |
|--------------|------|---------|----------|------|----|----|----|------------|-----|----|----|-----|
| | 総数 | 司法警察員から | 検察官認知・直受 | 総数 | 起訴 | 公請 | 判求 | 略式命令 請求 | 不起訴 | 起猶 | 訴予 | その他 |
| 総数 | 49 | 46 | 3 | 48 | 38 | 38 | — | 10 | — | 10 | — | |
| 国会議員 | — | — | — | 1 | 1 | 1 | — | — | — | — | — | — |
| 地方公共団体の議会の議員 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | 3 | — | — | — | — | — | — |
| 国家公務員 | 7 | 6 | 1 | 7 | 6 | 6 | — | 1 | — | 1 | — | — |
| 地方公共団体職員 | 36 | 34 | 2 | 34 | 25 | 25 | — | 9 | — | 9 | — | — |
| みなす公務員 | 3 | 3 | — | 3 | 3 | 3 | — | — | — | — | — | — |

- 注 1 法務省刑事局の資料による。
 2 罪名に「収賄」を含む全ての事件を計上している。
 3 「地方公共団体職員」は、地方公共団体の首長を含む。
 4 警察職員は、国家公務員である者も含め「地方公共団体職員」に計上している。
 5 「みなす公務員」は、法令により公務に従事する職員とみなされる者をいう。

第5編

再犯・再非行

広がっています **#再犯防止**
～みんなで描く、誰ひとり取り残さない社会～

「再犯防止」の今。

トランプデン直美と
安東弘樹が
お送りします。

2022.3.19 (土) 午前0時から公開!

Amazonギフト券
3,000円をプレゼント!

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

詳しくは、Youtube法務省チャンネルで検索!
YouTube 法務省チャンネル
<https://www.youtube.com/user/MOJchannel>

再犯防止広報・啓発番組

【画像提供：法務省大臣官房秘書課】

第1章
第2章

再犯防止推進法に基づく再犯防止施策
再犯・再非行の概況

1 再犯防止推進法及び再犯防止推進計画

平成28年12月、議員立法により、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めた**再犯防止推進法**が成立し、同月に施行された。また、平成29年12月には、再犯防止推進法に基づき、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、30年度からの5年間を計画期間とする「**再犯防止推進計画**」を閣議決定した。



【再犯防止推進計画特設ページ】

2 再犯防止施策の取組状況

政府は、「再犯防止推進計画」において、令和4年度末までに実施すべき115の具体的な施策を定め、その施策を推進している（各施策の進捗状況については、「再犯の防止等に関する施策」（「再犯防止推進白書」；https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00009.html）により、毎年国会に報告されている。）。



【再犯防止推進白書特設ページ】

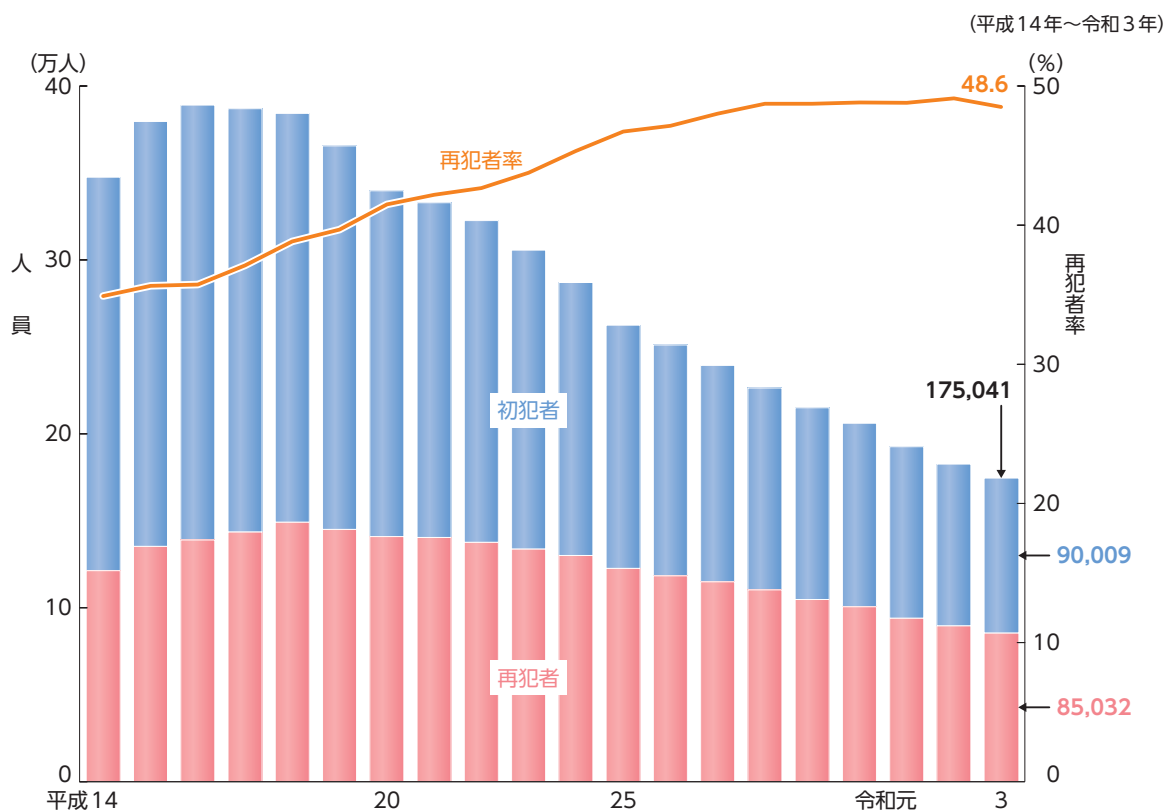
この章では、警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階における再犯・再非行の動向を概観する。

第1節 検挙

1 刑法犯により検挙された再犯者

刑法犯により検挙された者のうち、再犯者（前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。以下この項において同じ。）の人員及び**再犯者率**（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、**5-2-1-1図**のとおりである（再非行少年については、本章第5節1項参照）。再犯者の人員は、平成8年（8万1,776人）を境に増加し続けていたが、18年（14万9,164人）をピークとして、その後は漸減状態にあり、令和3年は平成18年と比べて43.0%減であった。他方、初犯者の人員は、12年（20万5,645人）を境に増加し続けていたが、16年（25万30人）をピークとして、その後は減少し続けており、令和3年は平成16年と比べて64.0%減であった。再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、再犯者率は9年以降上昇傾向にあったが、令和3年は48.6%（前年比0.5p低下）であった（CD-ROM参照）。

5-2-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



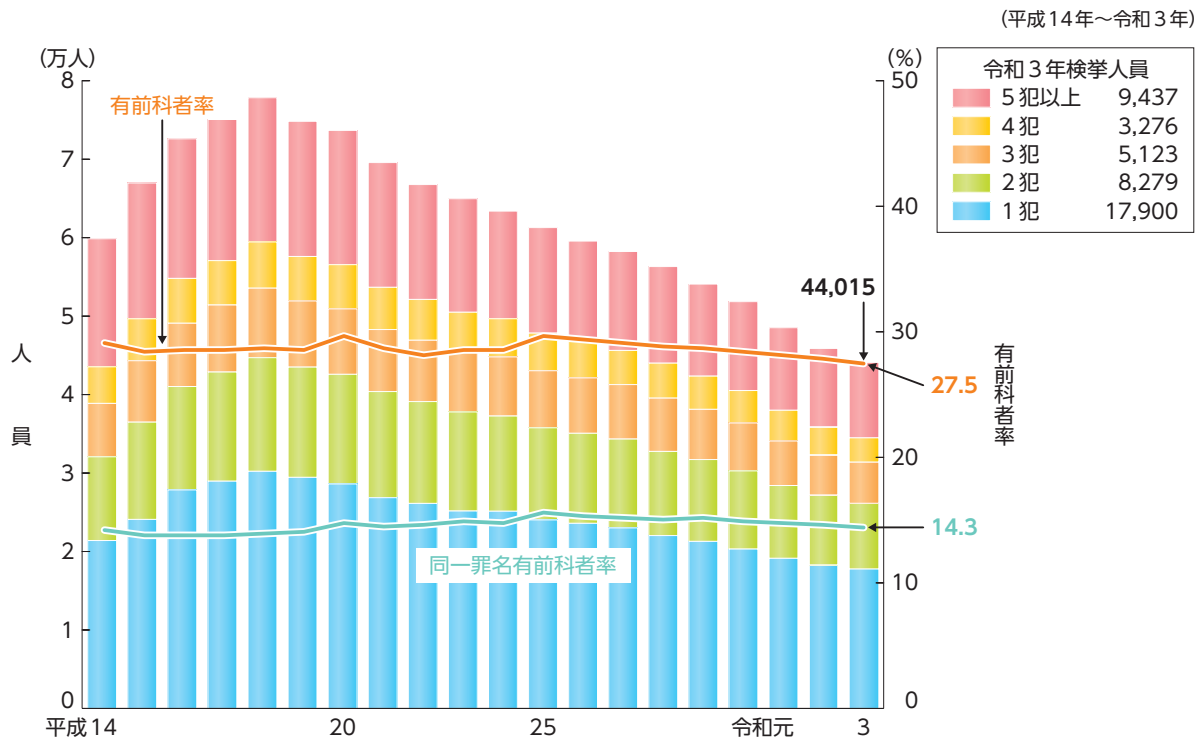
注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

2 刑法犯により検挙された20歳以上の有前科者

刑法犯により検挙された20歳以上の者のうち、有前科者（道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。以下この項において同じ。）の人員（前科数別）及び有前科者率（20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）は、5-2-1-2図のとおりである。有前科者の人員は、平成18年（7万7,832人）をピークに減少し続けているが（令和3年は前年比4.3%減）、20歳以上の刑法犯検挙人員総数が減少し続けていることもあり、有前科者率は、平成9年以降27～29%台ではほぼ一定している。令和3年の有前科者を見ると、前科数別では、有前科者人員のうち、前科1犯の者の構成比が最も高いが、前科5犯以上の者も21.4%を占め、また、有前科者のうち同一罪名の前科を有する者は52.2%であった（CD-ROM参照）。

暴力団構成員等（暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者をいう。）について、令和3年における20歳以上の刑法犯検挙人員の有前科者率を見ると、71.1%と相当高い（警察庁の統計による）。なお、暴力団関係者・非関係者別に見た入所受刑者の入所度数別構成比については、4-3-2-10図③参照。

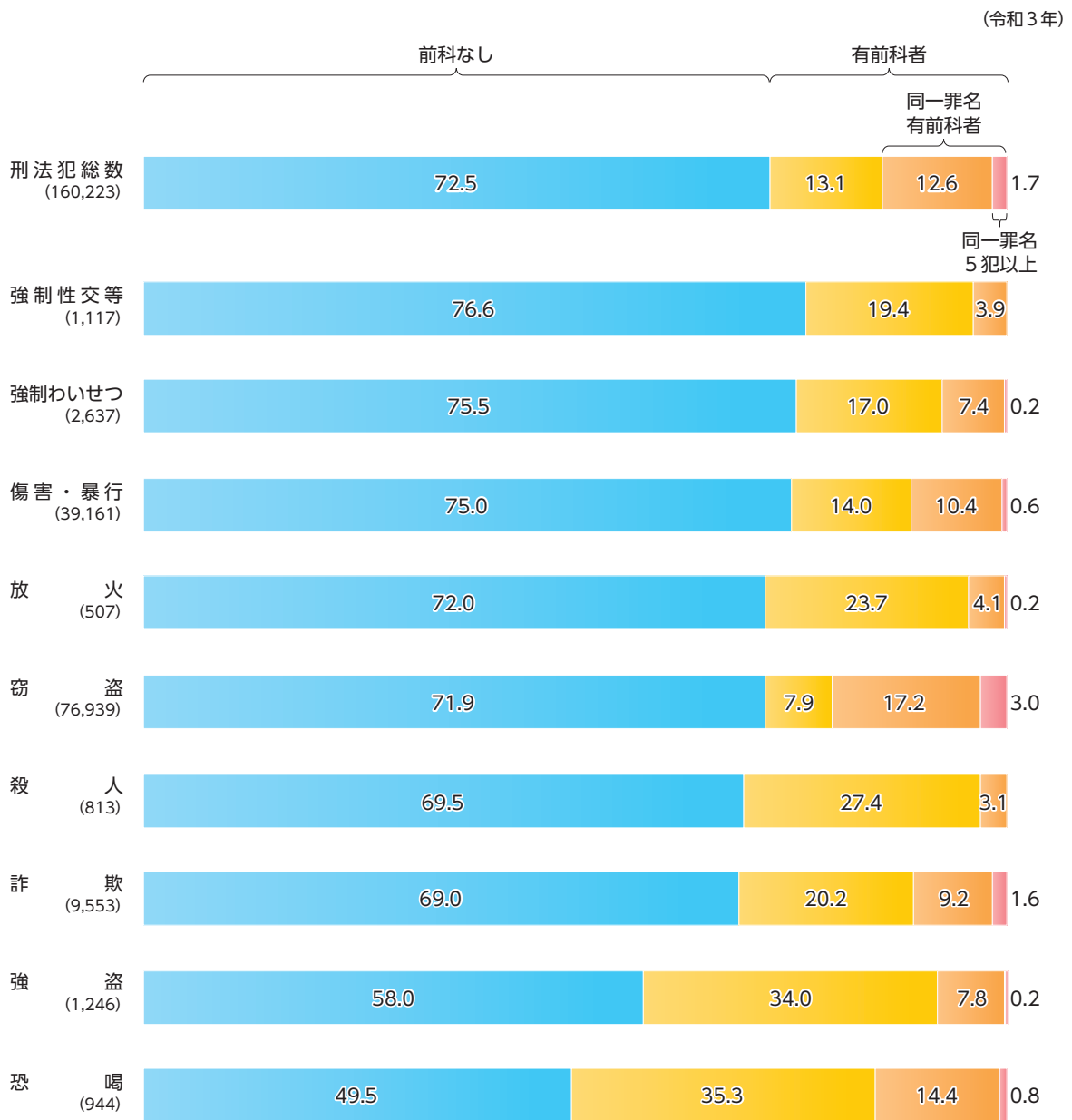
5-2-1-2図 刑法犯 20歳以上の検挙人員中の有前科者人員（前科数別）・有前科者率等の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 「同一罪名有前科者率」は、20歳以上の刑法犯検挙人員に占める、前に同一罪名の前科を有する者の人員の比率をいう。

5-2-1-3図は、令和3年における20歳以上の刑法犯検挙人員の前科の有無別構成比を罪名別に見たものである。

5-2-1-3図 刑法犯 20歳以上の検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有する者をいう。
 4 「同一罪名有前科者」は、前に同一罪名の前科を有する者をいい、「同一罪名5犯以上」は、前に同一罪名の前科を5犯以上有する者をいう。
 5 「強制的性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 ()内は、人員である。

3 薬物犯罪により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

(1) 覚醒剤取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

5-2-1-4図①は、20歳以上の覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下（1）において同じ。）検挙人員（警察が検挙した者に限る。以下この項において同じ。）のうち、同一罪名再犯者（前に覚醒剤取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（1）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の覚醒剤取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（1）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成24年以降上昇し続けていたが、令和3年は前年比で2.0pt低下した68.1%であった。

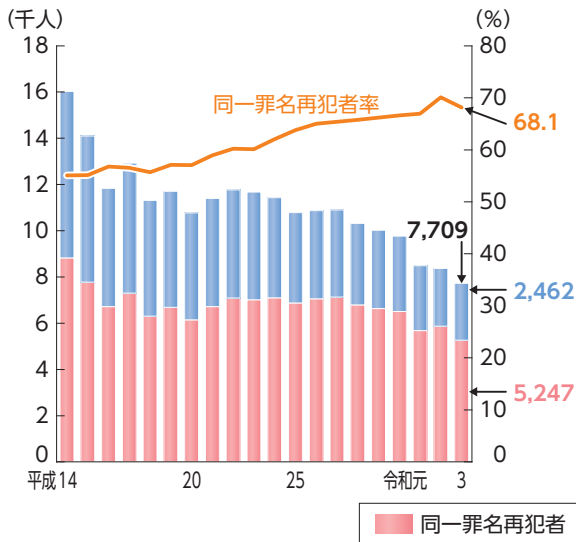
(2) 大麻取締法違反により検挙された20歳以上の同一罪名再犯者

5-2-1-4図②は、20歳以上の大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下（2）において同じ。）検挙人員のうち、同一罪名再犯者（前に大麻取締法違反で検挙されたことがあり、再び同法違反で検挙された者をいう。以下（2）において同じ。）の人員及び同一罪名再犯者率（20歳以上の大麻取締法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。以下（2）において同じ。）の推移（最近20年間）を見たものである。同一罪名再犯者率は、平成16年（10.0%）を底として、翌年から上昇傾向に転じ、27年以降はおおむね横ばい状態で推移しており、令和3年は前年比で0.5pt上昇した24.2%であった。

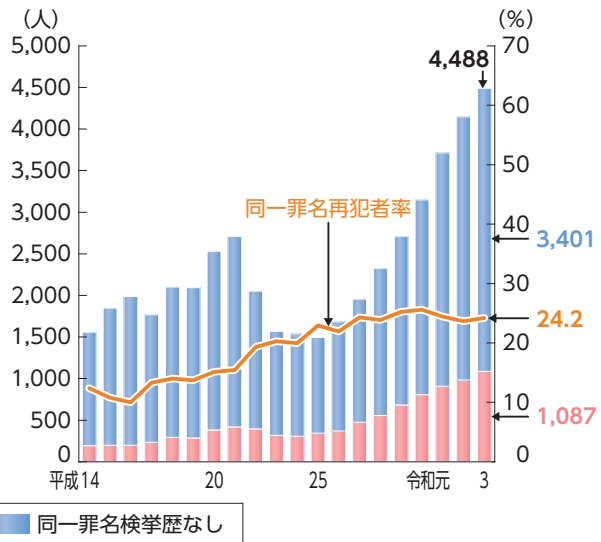
5-2-1-4図 薬物犯罪 20歳以上の検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移

(平成14年～令和3年)

① 覚醒剤取締法



② 大麻取締法



注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 警察が検挙した人員に限る。
 4 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。
 5 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

1 起訴人員中の有前科者

5-2-2-1表は、令和3年に起訴された者（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）のうち、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）を起訴罪名別に見たものである。

5-2-2-1表 起訴人員中の有前科者の人員・有前科者率（罪名別）

(令和3年)

| 罪 名 | 起訴人員 | 有前科者の人員 | 前科の処分内容 | | | | 有前科者率 |
|-------------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|
| | | | 懲役・禁錮 | | | 罰金 | |
| | | | 実刑 | 一部執行猶予 | 全部執行猶予 | | |
| 総 数 | 101,778 | 44,583 | 18,767 | 111 | 12,743 | 12,962 | 43.8 |
| 刑 法 犯 | 62,390 | 28,388 | 11,791 | 18 | 8,459 | 8,120 | 45.5 |
| 放 火 | 233 | 86 | 35 | — | 24 | 27 | 36.9 |
| 住 居 侵 入 | 2,074 | 891 | 372 | 1 | 253 | 265 | 43.0 |
| 強 制 わ い せ つ | 1,187 | 376 | 146 | 1 | 98 | 131 | 31.7 |
| 強 制 性 交 等 | 455 | 119 | 38 | — | 36 | 45 | 26.2 |
| 贈 収 賄 | 111 | 13 | 1 | — | 4 | 8 | 11.7 |
| 殺 人 | 264 | 70 | 38 | — | 11 | 21 | 26.5 |
| 傷 害 | 5,390 | 2,216 | 798 | 4 | 607 | 807 | 41.1 |
| 暴 行 | 3,856 | 1,635 | 492 | — | 424 | 719 | 42.4 |
| 脅 迫 | 824 | 387 | 143 | — | 114 | 130 | 47.0 |
| 窃 盗 | 29,424 | 15,831 | 7,040 | 6 | 4,842 | 3,943 | 53.8 |
| 強 盗 | 406 | 179 | 97 | — | 51 | 31 | 44.1 |
| 詐 欺 | 8,653 | 2,859 | 1,219 | 2 | 969 | 669 | 33.0 |
| 恐 喝 | 417 | 189 | 98 | — | 46 | 45 | 45.3 |
| 横 領 | 1,142 | 469 | 177 | — | 161 | 131 | 41.1 |
| 暴力行為等処罰法 そ の 他 | 544 | 304 | 154 | 1 | 69 | 80 | 55.9 |
| 7,410 | 2,764 | 943 | 3 | 750 | 1,068 | 37.3 | |
| 道交違反以外の特別法犯 | 39,388 | 16,195 | 6,976 | 93 | 4,284 | 4,842 | 41.1 |
| 公 職 選 挙 法 | 80 | 15 | 1 | — | 4 | 10 | 18.8 |
| 軽 犯 罪 法 | 1,055 | 360 | 84 | — | 73 | 203 | 34.1 |
| 風 営 適 正 化 法 | 576 | 178 | 24 | — | 52 | 102 | 30.9 |
| 銃 刀 法 | 901 | 411 | 170 | — | 97 | 144 | 45.6 |
| 売 春 防 止 法 | 171 | 46 | 12 | — | 18 | 16 | 26.9 |
| 児 童 福 祉 法 | 88 | 27 | 4 | — | 12 | 11 | 30.7 |
| 医薬品医療機器等法 | 95 | 16 | 6 | — | 6 | 4 | 16.8 |
| 大 麻 取 締 法 | 3,688 | 1,133 | 315 | 4 | 558 | 256 | 30.7 |
| 麻 薬 取 締 法 | 713 | 220 | 95 | — | 98 | 27 | 30.9 |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 9,507 | 7,337 | 4,989 | 81 | 1,849 | 418 | 77.2 |
| 毒 劇 法 | 156 | 123 | 61 | — | 31 | 31 | 78.8 |
| そ の 他 | 22,358 | 6,329 | 1,215 | 8 | 1,486 | 3,620 | 28.3 |

注 1 検察統計年報による。

2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者、法人及び前科の有無が不詳の者を除く。

3 「有前科者」は、前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。

4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者の人員の比率をいう。

5 複数の前科がある場合は、懲役・禁錮（実刑）、懲役・禁錮（一部執行猶予）、懲役・禁錮（全部執行猶予）、罰金の順序により、最初に該当する刑名をその者の前科として計上している。

6 「実刑」には「一部執行猶予」を含まない。

7 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

8 「横領」は、遺失物等横領を含む。

5-2-2-2表は、令和3年に起訴された者のうち、犯行時に全部執行猶予中、一部執行猶予中、仮釈放中又は保釈中であつた者の人員を起訴罪名別に見たものである。全部執行猶予中の犯行により起訴された者の人員は、5,955人（前年比308人減）であり、その46.5%を窃盗が占めた。保釈中の犯行により起訴された者の人員は、178人（同105人減）であつた（CD-ROM参照）。

5-2-2-2表 起訴人員中の犯行時の身上別人員（罪名別）

（令和3年）

| 罪 名 | 犯 行 時 の 身 上 | | | | | |
|-------------|--------------|--------------|-----------|--------------|-----------|-------|
| | 全部執行猶予中 | 保 護 観 察 中 | 一部執行猶予中 | 保 護 観 察 中 | 仮 釈 放 中 | 保 釈 中 |
| 総 数 | 5,955 (13.4) | 819 | 608 (1.4) | 601 | 474 (1.1) | 178 |
| 刑 法 犯 | 4,117 (14.5) | 588 | 134 (0.5) | 132 | 335 (1.2) | 98 |
| 放 火 | 12 (14.0) | 4 | — | — | — | — |
| 住 居 侵 入 | 105 (11.8) | 26 | 1 (0.1) | 1 | 5 (0.6) | 5 |
| 強 制 わ い せ つ | 36 (9.6) | 13 | 3 (0.8) | 2 | 3 (0.8) | 2 |
| 強 制 性 交 等 | 17 (14.3) | 7 | — | — | — | — |
| 贈 収 賄 | — | — | — | — | — | — |
| 殺 人 | 6 (8.6) | 1 | — | — | — | — |
| 傷 害 | 208 (9.4) | 28 | 16 (0.7) | 15 | 13 (0.6) | 6 |
| 暴 行 | 93 (5.7) | 16 | 6 (0.4) | 6 | 7 (0.4) | 2 |
| 脅 迫 | 55 (14.2) | 8 | 3 (0.8) | 3 | 1 (0.3) | 2 |
| 窃 盗 | 2,768 (17.5) | 382 | 69 (0.4) | 69 | 234 (1.5) | 55 |
| 強 盗 | 31 (17.3) | 4 | 2 (1.1) | 2 | 3 (1.7) | 2 |
| 詐 欺 | 428 (15.0) | 49 | 13 (0.5) | 13 | 51 (1.8) | 12 |
| 恐 喝 | 24 (12.7) | 2 | 3 (1.6) | 3 | 3 (1.6) | 1 |
| 横 領 | 57 (12.2) | 8 | — | — | 7 (1.5) | — |
| 暴力行為等処罰法 | 21 (6.9) | 6 | 2 (0.7) | 2 | 2 (0.7) | 1 |
| そ の 他 | 256 (9.3) | 34 | 16 (0.6) | 16 | 6 (0.2) | 10 |
| 道交違反以外の特別法犯 | 1,838 (11.3) | 231 | 474 (2.9) | 469 | 139 (0.9) | 80 |
| 公 職 選 挙 法 | — | — | — | — | — | — |
| 軽 犯 罪 法 | 16 (4.4) | 3 | — | — | — | 2 |
| 風 営 適 正 化 法 | 15 (8.4) | 2 | — | — | 1 (0.6) | — |
| 銃 刀 法 | 36 (8.8) | 7 | 1 (0.2) | 1 | 2 (0.5) | — |
| 売 春 防 止 法 | 6 (13.0) | — | — | — | — | — |
| 児 童 福 祉 法 | 4 (14.8) | — | — | — | — | 2 |
| 医薬品医療機器等法 | 4 (25.0) | — | 1 (6.3) | 1 | — | — |
| 大 麻 取 締 法 | 240 (21.2) | 28 | 21 (1.9) | 21 | 4 (0.4) | 7 |
| 麻 薬 取 締 法 | 58 (26.4) | 4 | 6 (2.7) | 6 | — | — |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 995 (13.6) | 128 | 428 (5.8) | 426 | 120 (1.6) | 59 |
| 毒 劇 法 | 18 (14.6) | 5 | 1 (0.8) | 1 | — | — |
| そ の 他 | 446 (7.0) | 54 | 16 (0.3) | 13 | 12 (0.2) | 10 |

注 1 検察統計年報による。
 2 過失運転致死傷等又は道交違反により起訴された者及び法人を除く。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 5 () 内は、犯行時に全部若しくは一部執行猶予中又は仮釈放中であつた者の人員の、有前科者（前に罰金以上の有罪の確定裁判を受けた者に限る。）の人員に対する比率である。

2 全部及び一部執行猶予の取消し

5-2-2-3表は、全部執行猶予を言い渡された者について、保護観察の有無別の人員及び取消事由別の取消人員等の推移（最近10年間）を見たものである。再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に全部執行猶予を取り消された者は、平成5年以降毎年増加していたが、19年から減少に転じ、令和3年は3,181人（全部執行猶予取消人員の94.8%）であった（CD-ROM参照）。同年における再犯を事由とする全部執行猶予取消人員の全部執行猶予言渡人員に対する比率は、10.8%であった（なお、取消人員は、当該年に全部執行猶予を取り消された者であり、当該年よりも前に全部執行猶予の言渡しを受けた者も含まれる。このため、厳密には取消人員の言渡人員に対する比率は、実際の全部執行猶予の取消しの比率を意味しないが、そのおおよその傾向を見ることができる。）。

5-2-2-3表 全部執行猶予の言渡人員（保護観察の有無別）・取消人員（取消事由別）の推移

（平成24年～令和3年）

| 年次 | 全部執行 猶予の 言渡人員 (A) | 保護 観察付 (B) | 単 純 執行猶予 (C) | 全部執行 猶予の 取消人員 (D) | 取 消 事 由 | | | | | D A (%) | E B (%) | F C (%) |
|-----|----------------------------|------------------|-----------------------|----------------------------|---------------------|--------------|-----|----------------|-------|---------------|---------------|---------------|
| | | | | | 再 犯 | | 余 罪 | 遵 守 事 項 違 反 | そ の 他 | | | |
| | | | | | 保 護 観 察 中 (E) | そ の 他 (F) | | | | | | |
| 24年 | 35,981 | 3,373 | 32,608 | 5,176 | 869 | 4,006 | 190 | 101 | 10 | 14.4 | 25.8 | 12.3 |
| 25 | 32,527 | 3,259 | 29,268 | 4,580 | 706 | 3,634 | 154 | 82 | 4 | 14.1 | 21.7 | 12.4 |
| 26 | 33,208 | 3,337 | 29,871 | 4,559 | 713 | 3,600 | 158 | 82 | 6 | 13.7 | 21.4 | 12.1 |
| 27 | 34,692 | 3,462 | 31,230 | 4,478 | 763 | 3,490 | 163 | 52 | 10 | 12.9 | 22.0 | 11.2 |
| 28 | 33,975 | 3,023 | 30,952 | 4,346 | 695 | 3,399 | 161 | 73 | 18 | 12.8 | 23.0 | 11.0 |
| 29 | 32,266 | 2,591 | 29,675 | 4,135 | 689 | 3,222 | 155 | 59 | 10 | 12.8 | 26.6 | 10.9 |
| 30 | 31,937 | 2,484 | 29,453 | 3,957 | 600 | 3,160 | 127 | 63 | 7 | 12.4 | 24.2 | 10.7 |
| 元 | 31,068 | 2,244 | 28,824 | 3,695 | 541 | 2,950 | 117 | 73 | 14 | 11.9 | 24.1 | 10.2 |
| 2 | 29,858 | 2,086 | 27,772 | 3,457 | 493 | 2,768 | 121 | 68 | 7 | 11.6 | 23.6 | 10.0 |
| 3 | 29,531 | 1,967 | 27,564 | 3,357 | 450 | 2,731 | 118 | 49 | 9 | 11.4 | 22.9 | 9.9 |

注 1 検察統計年報による。

2 懲役、禁錮及び罰金の全部執行猶予に関するものである。

3 「全部執行猶予の言渡人員」は、裁判が確定したときの人員であり、控訴審又は上告審におけるものを含む。

4 「単純執行猶予」は、全部執行猶予のうち、保護観察の付かないものをいう。

5 「保護観察」は、売春防止法17条1項の規定による補導処分を含む。

6 「取消事由」の「再犯」は刑法26条1号に、「余罪」は同条2号に、「遵守事項違反」は同法26条の2第2号に、「その他」は同法26条3号、26条の2第1号若しくは第3号又は26条の3のいずれかに、それぞれ該当する事由である。

7 「全部執行猶予の取消人員」は、同一人について一つの裁判で2個以上の刑の全部執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合も1人として計上している。

8 「取消事由」の「再犯」の「その他」は、単純執行猶予中の者のほか、仮解除中の者等を含む。

一部執行猶予を言い渡された者のうち、令和3年に同猶予を取り消された者は、412人（前年比48人増）であった。このうち、再犯により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は321人（同39人増。うち保護観察中の者は304人（同45人増））、余罪により禁錮以上の実刑に処せられたことを理由に同猶予を取り消された者は、2年と同じく12人であった（検察統計年報による。）。

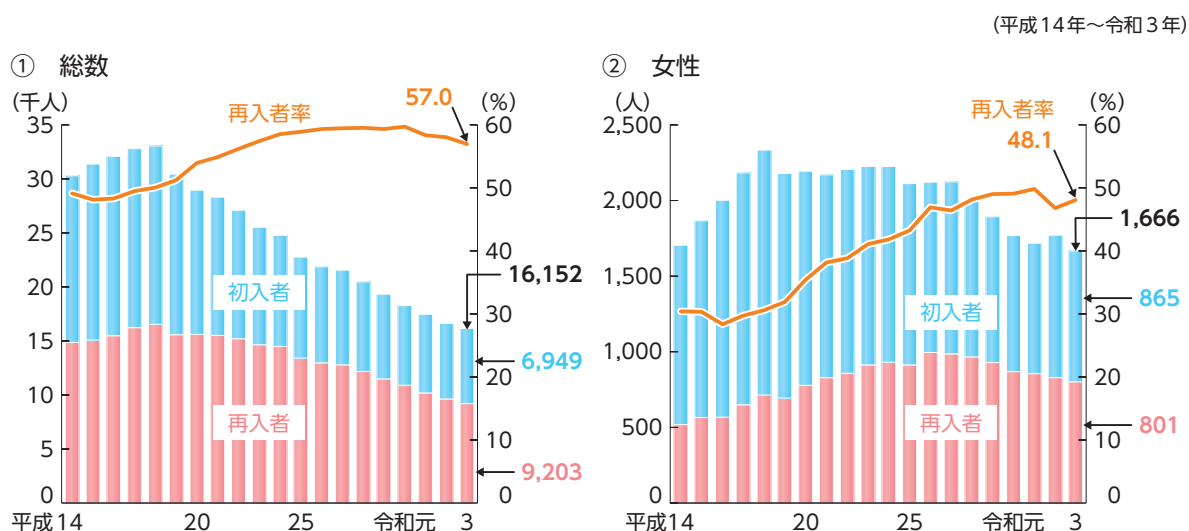
第3節 矯正

① 再入者

5-2-3-1図は、入所受刑者人員のうち、再入者の人員及び再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。以下同じ。）の推移（最近20年間）を総数・女性別に見たものである。再入者の人員は、平成11年から毎年増加した後、18年をピークにその後は減少傾向にあり、令和3年は9,203人（前年比4.5%減）であった。再入者率は、平成16年から28年まで毎年上昇し続けた後、低下傾向にあり、令和3年は57.0%（同1.0pt低下）であった（CD-ROM参照）。

女性について見ると、再入者の人員は、平成11年以降増加傾向にあったが、26年（996人）をピークにその後は減少し、令和3年は801人（前年比3.3%減）であった（CD-ROM参照）。3年における再入者率は、48.1%（同1.3pt上昇）であり、男性と比べると低い（罪名別・男女別の再入者人員については、CD-ROM資料5-1参照）。

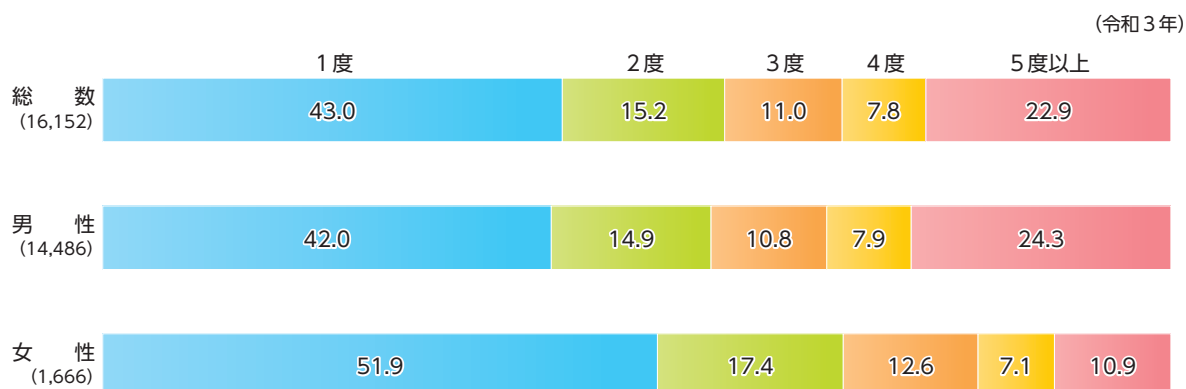
5-2-3-1図 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（総数・女性別）



注 矯正統計年報による。

5-2-3-2図は、令和3年における入所受刑者の入所度数別構成比を総数・男女別に見たものである（罪名別・入所度数別の入所受刑者の人員については、CD-ROM資料5-2参照）。

5-2-3-2図 入所受刑者の入所度数別構成比（総数・男女別）



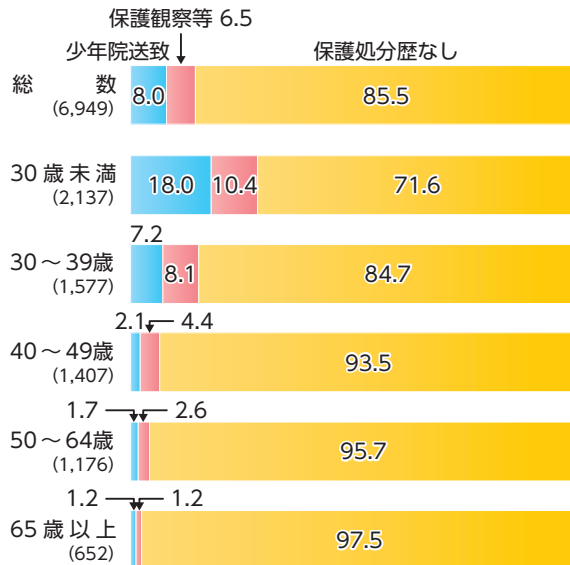
注 1 矯正統計年報による。
2 () 内は、実人員である。

5-2-3-3図は、令和3年における入所受刑者の保護処分歴別構成比を初入者・再入者別にみるとともに、これを年齢層別に見たものである。

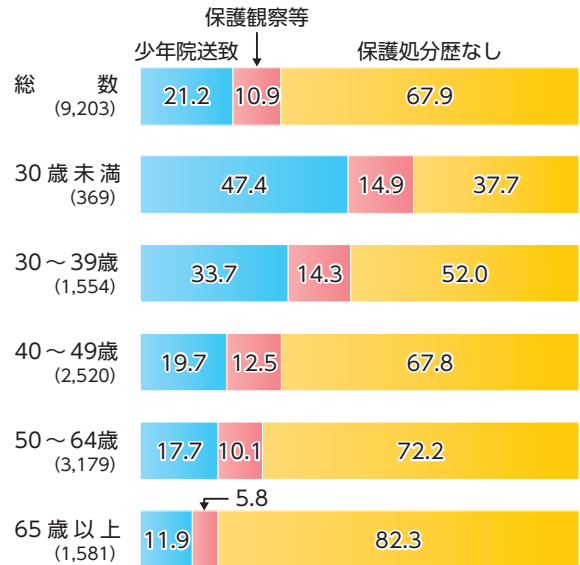
5-2-3-3図 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入者・再入者別、年齢層別）

（令和3年）

① 初入者



② 再入者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 入所時の年齢による。
 3 「保護観察等」は、保護観察及び児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者は「保護観察等」に計上している。
 5 ()内は、実人員である。

5-2-3-4図は、令和3年における入所受刑者の就労状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

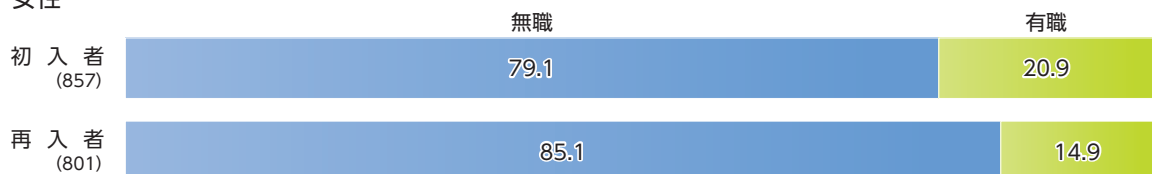
5-2-3-4図 入所受刑者の就労状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

（令和3年）

① 男性



② 女性

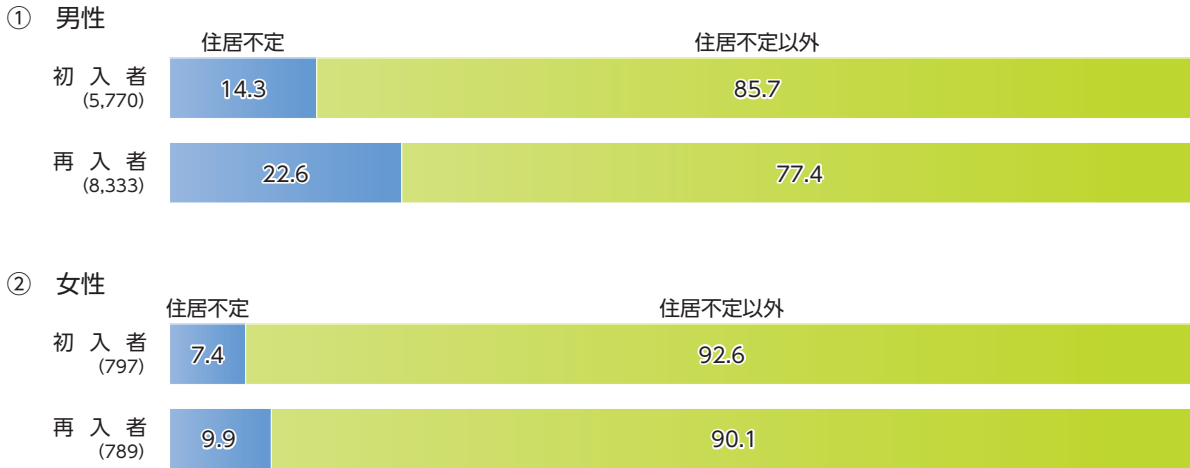


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 5 ()内は、実人員である。

5-2-3-5図は、令和3年における入所受刑者の居住状況別構成比を男女別に見るとともに、これを初入者・再入者別に見たものである。

5-2-3-5図 入所受刑者の居住状況別構成比（男女別、初入者・再入者別）

(令和3年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の居住状況による。
 3 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

2 出所受刑者の再入所状況

この項では、出所受刑者（平成27年以前は、満期釈放又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限り、28年以降は、満期釈放若しくは一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は仮釈放により刑事施設を出所した者に限る。以下この節において同じ。）の再入所状況について概観する。ここで、出所受刑者の**再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所後の犯罪により、受刑のため刑事施設に再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。また、**2年以内再入率**とは、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。5年以内及び10年以内の各再入率も、同様に、各年の出所受刑者人員のうち、出所年を1年目として、それぞれ5年目及び10年目の各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう（以下同じ。）。なお、同一の出所受刑者について、出所後、複数回の刑事施設への再入所がある場合には、その最初の再入所を計上している。

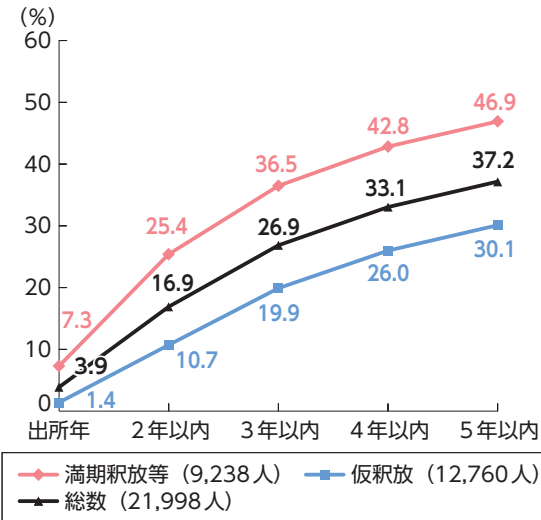
5-2-3-6図は、平成29年及び24年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を出所事由別（満期釈放等又は仮釈放の別をいう。以下この節において同じ。）に見たものである。いずれの出所年の出所受刑者においても、満期釈放者等（満期釈放等により刑事施設を出所した者をいう。以下この節において同じ。）は、仮釈放者よりも再入率が高い。また、29年の出所受刑者について見ると、総数の2年以内再入率は16.9%、5年以内再入率は37.2%と、4割近くの者が5年以内に再入所し、そのうち約半数の者が2年以内に再入所している。24年の出所受刑者について見ると、10年以内再入率は、満期釈放者では55.2%、仮釈放者では35.6%であるが、そのうち5年以内に再入所した者が、10年以内に再入所した者のそれぞれ約9割、約8割を占めている。

5-2-3-6図

出所受刑者の出所事由別再入率

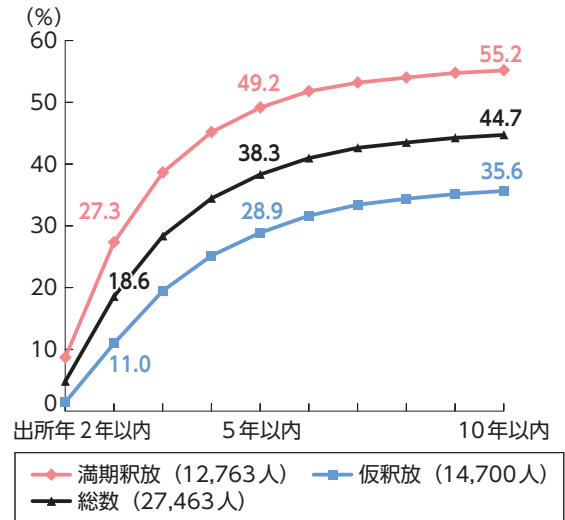
① 5年以内

(平成29年)



② 10年以内

(平成24年)



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

注 3 「再入率」は、①では平成29年の、②では24年の、各出所受刑者の人員に占める、それぞれ当該出所年から令和3年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

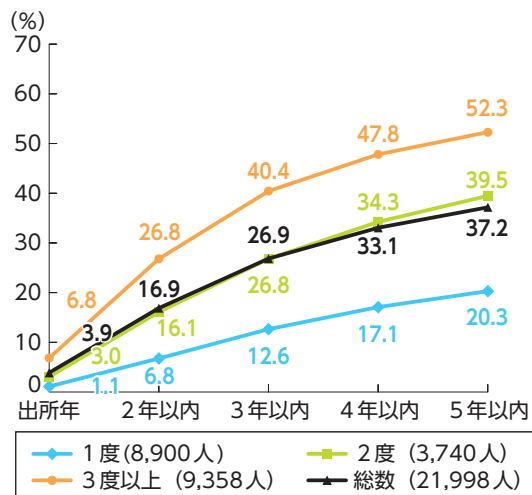
5-2-3-7図は、平成29年及び24年の各出所受刑者について、5年以内又は10年以内の再入率を入所度数別に見たものである。入所度数が多いほど再入率は高く、特に入所度数が1度の者（初入者）と2度の者の差が顕著である。

5-2-3-7図

出所受刑者の入所度数別再入率

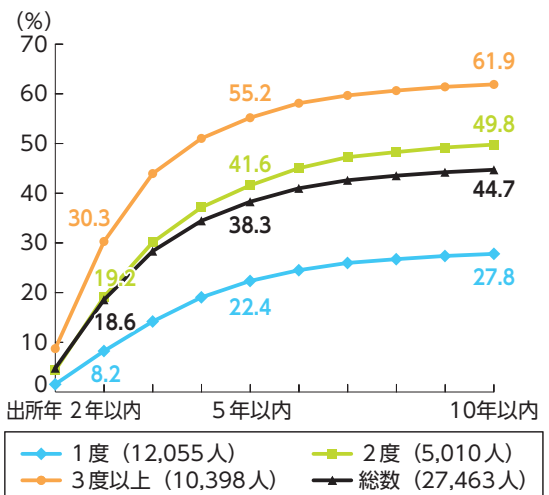
① 5年以内

(平成29年)



② 10年以内

(平成24年)

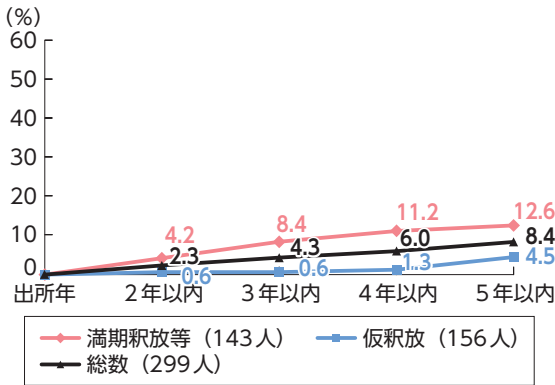


注 5-2-3-6図の脚注に同じ。

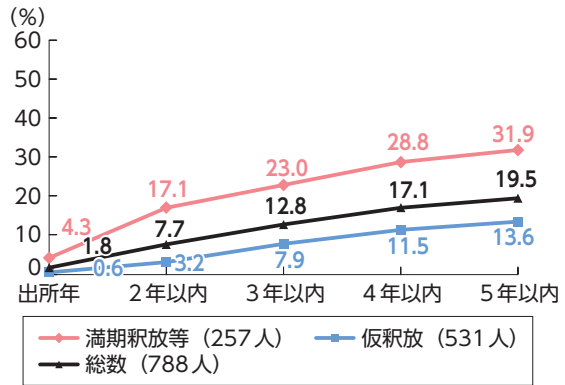
5-2-3-8図は、平成29年の出所受刑者について、出所事由別の5年以内再入率を罪名別に見たものである。満期釈放者等は、窃盗、覚醒剤取締法違反、詐欺、傷害・暴行、強盗の順に、仮釈放者は、覚醒剤取締法違反、窃盗、傷害・暴行、強制性交等・強制わいせつ、強盗の順に、5年以内再入率が高い。

（平成29年）

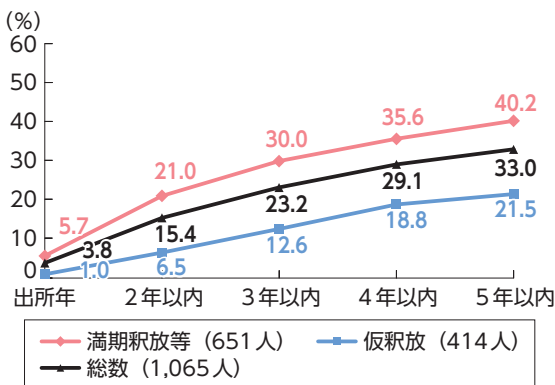
① 殺人



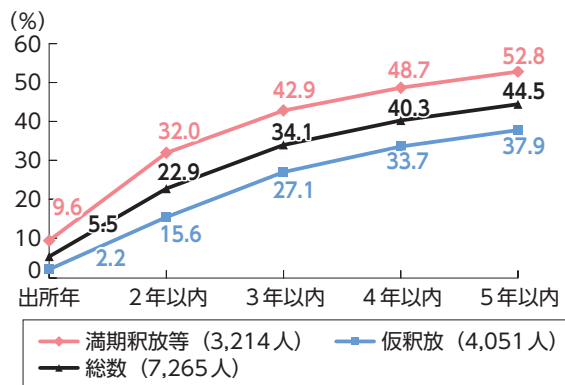
② 強盗



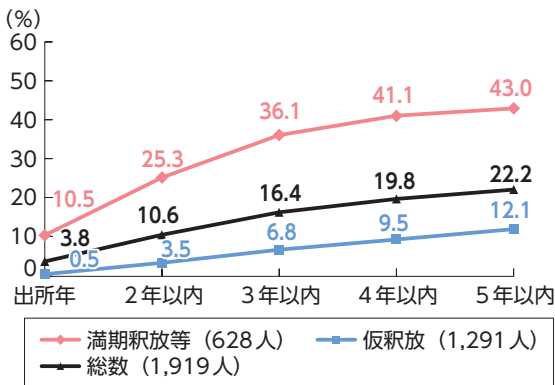
③ 傷害・暴行



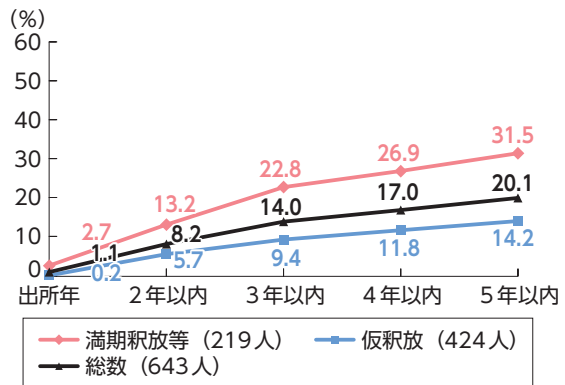
④ 窃盗



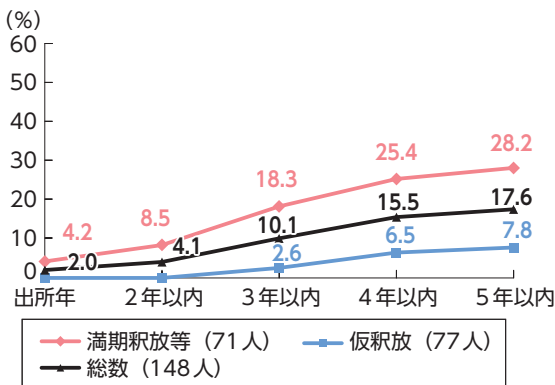
⑤ 詐欺



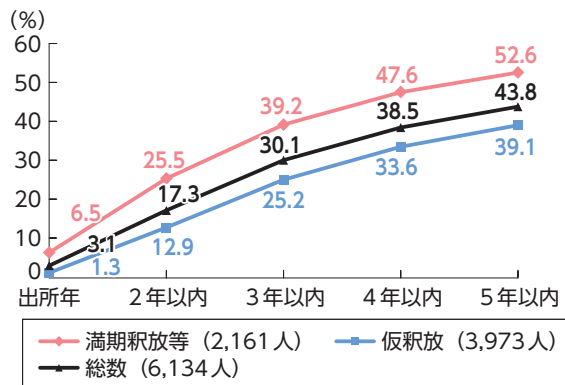
⑥ 強制性交等・強制わいせつ



⑦ 放火



⑧ 覚醒剤取締法



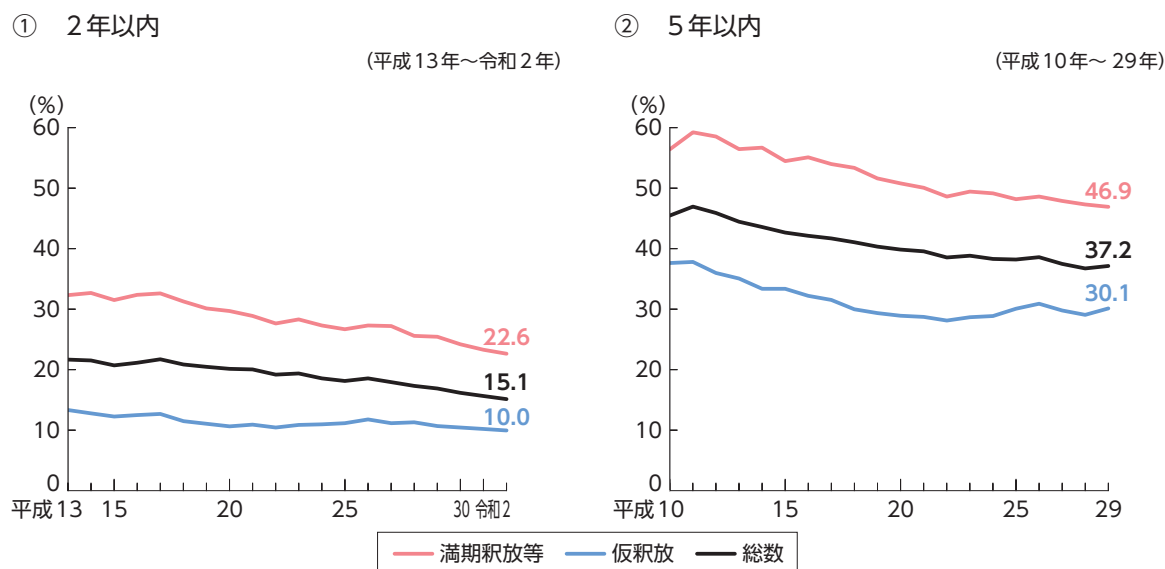
注 1 5-2-3-6図の脚注1及び2に同じ。
 2 「再入率」は、平成29年の出所受刑者の人員に占める、同年から令和3年までの各年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 4 殺人については、平成29年に出所した者のうち、同年末までに再入所した者はいなかった。また、放火については、29年に仮釈放により出所した者のうち、30年末までに入所した者はいなかった。

3 出所受刑者の再入率の推移

5-2-3-9図①は、平成13年から令和2年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。総数の2年以内再入率は、平成11年に23.4%を記録した後、低下傾向にあり、令和元年に15.7%と初めて16%を下回り（政府は、2021年（令和3年）までに16%以下とすることを目標としていた。）、2年は15.1%（前年比0.5pt低下）であった。満期釈放者等も、平成11年に33.9%を記録した後、低下傾向にあり、20年以降は30%を下回り、令和2年は22.6%（同0.7pt低下）であった。仮釈放者の2年以内再入率は、平成23年以降わずかながら上昇し、25年から28年までは11%台で推移していたが、29年から低下し続け、令和2年は10.0%（同0.3pt低下）であった。2年の出所受刑者の2年以内再入率を、平成13年の出所受刑者と比べると、総数では6.5pt、満期釈放者等では9.7pt、仮釈放者では3.4pt、いずれも低下している。なお、令和2年の出所受刑者のうち一部執行猶予受刑者は1,489人であり、そのうち2年以内再入者は156人であった（CD-ROM参照）。

5-2-3-9図②は、平成10年から29年の各年の出所受刑者について、5年以内再入率の推移を出所事由別に見たものである。29年の出所受刑者の5年以内再入率は、10年の出所受刑者と比べて、総数では8.3pt、満期釈放者等では9.5pt、仮釈放者では7.5pt、いずれも低下しており、同年以降で最も高い5年以内再入率を記録した11年の出所受刑者と比べると、総数では9.8pt、満期釈放者等では12.3pt、仮釈放者では7.7pt、いずれも低下している。

5-2-3-9図 出所受刑者の出所事由別再入率の推移



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 3 「再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに再入所した者の人員の比率をいう。

5-2-3-10図は、平成13年から令和2年の各年の出所受刑者について、2年以内再入率の推移を男女別、年齢層別及び罪名別に見たものである。

男性の2年以内再入率は、女性と比べて一貫して高いものの、平成13年以降緩やかに低下しており、令和2年は15.6%と、平成13年と比べて6.7pt低下している。一方、女性の2年以内再入率は、21年に13年以降で最も高い14.4%を記録したものの、令和2年は11.0%と、平成21年に次いで高かった28年（14.2%）と比べて3.2pt低下しており、出所年によって変動がある。

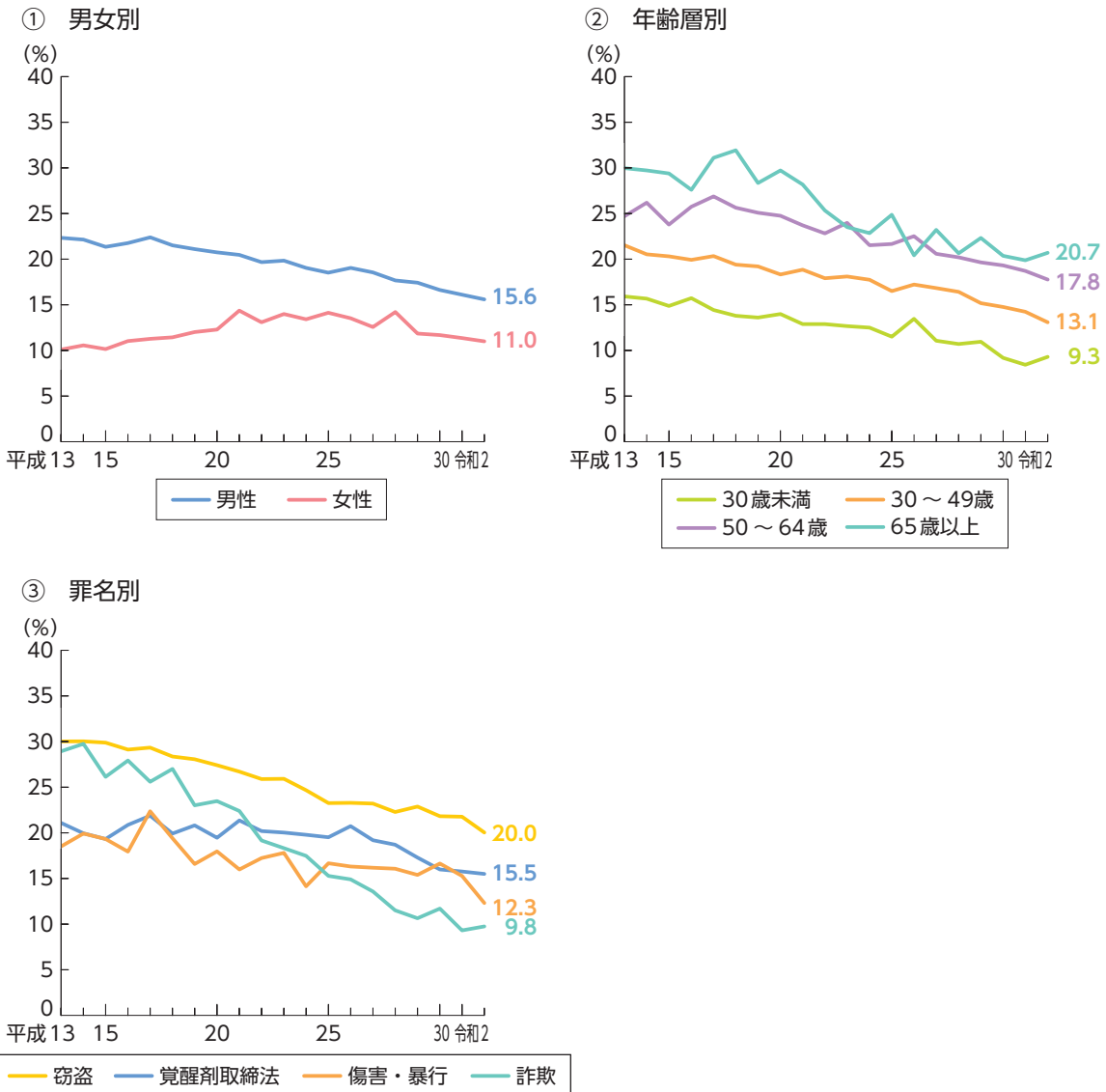
年齢層別の2年以内再入率は、30歳未満の年齢層が一貫して最も低い。50～64歳の年齢層及び

65歳以上の高齢者層は、30歳未満及び30～49歳の年齢層と比べると一貫して高いものの、高齢者層は、出所年によって変動が大きく、令和2年は20.7%と、前年と比べて0.8pt上昇しているが、平成13年と比べると9.3pt低下している（なお、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～64歳の各年齢層の2年以内再入率の推移については、CD-ROM参照）。

罪名別の2年以内再入率は、平成13年以降、窃盗が他の罪名と比べて一貫して最も高いものの、低下傾向にあり、令和2年は20.0%と、平成13年と比べて10.0pt低下している。詐欺は、出所年によって変動があるものの、おおむね低下傾向にあり、令和2年は9.8%と、平成13年と比べて19.1pt低下している。傷害・暴行は、出所年によって変動が大きく、令和2年は12.3%と、平成13年と比べて6.2pt低下している。覚醒剤取締法違反は、27年まで20%前後で推移していたが、以降は低下傾向を示し、令和2年は15.5%と、前年と比べて0.3pt、平成13年と比べて5.6pt、それぞれ低下している。なお、令和2年は、覚醒剤取締法違反が窃盗に次いで高くなっている。

5-2-3-10図 出所受刑者の2年以内再入率の推移（男女別、年齢層別、罪名別）

（平成13年～令和2年）



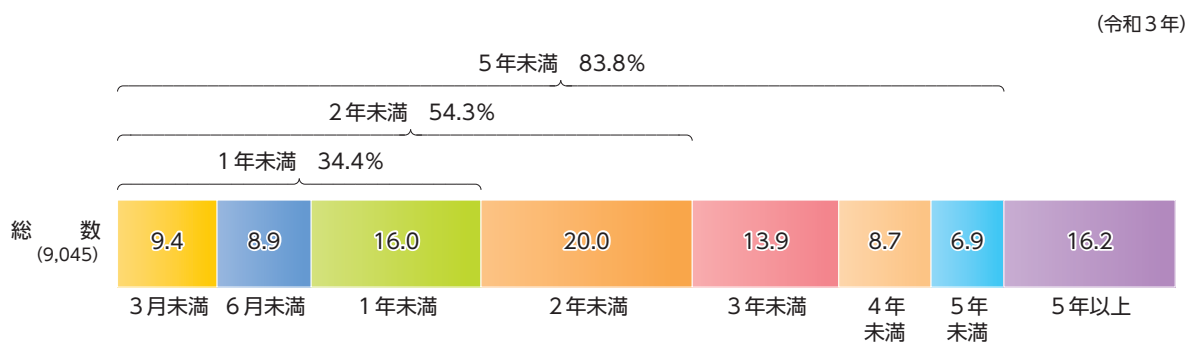
注 1 5-2-3-9図の脚注1及び2に同じ。
 2 「2年以内再入率」は、各年の出所受刑者の人員に占める、出所年の翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。
 3 ②の「年齢層」は、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時の年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

4 再入者の再犯期間

5-2-3-11 図は、令和3年の入所受刑者のうち、再入者の**再犯期間**（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比を見たものである。再入者のうち、前刑出所日から2年未満で再犯に至った者が5割以上を占めている。出所から1年未満で再犯に至った者は34.4%であり、3月未満というごく短期間で再犯に至った者も9.4%いる。また、再入者のうち、前回の刑において一部執行猶予者で仮釈放となった者は290人、実刑部分の刑期終了により出所した者は107人であり、そのうち出所から1年未満で再犯に至った者は、それぞれ111人、45人であった（矯正統計年報による。）。

なお、再入者の再犯期間別人員（前刑罪名別）については、CD-ROM資料5-3参照。

5-2-3-11 図 再入者の再犯期間別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
4 () 内は、実人員である。

第4節 保護観察

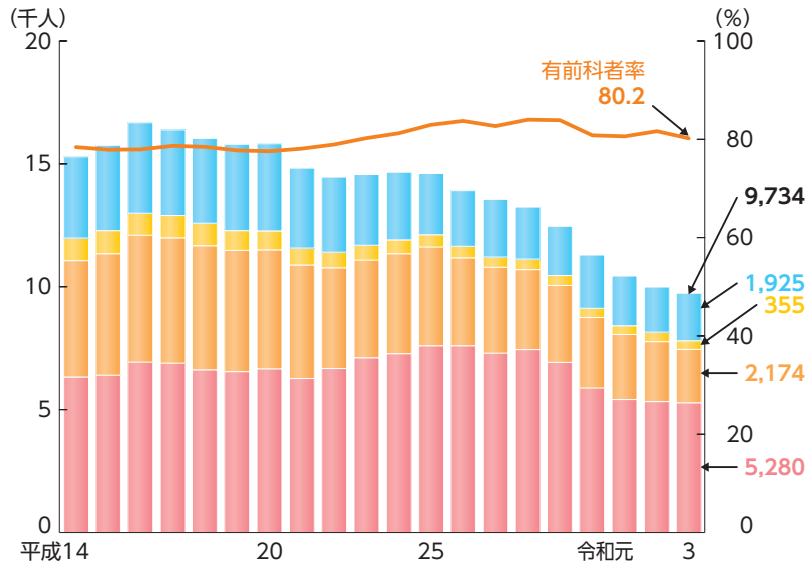
1 保護観察開始人員中の有前科者

平成14年から令和3年までの間に保護観察を開始した仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、有前科者（今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）と前科のない者を別にしつつ、保護観察開始人員の推移を見るとともに、有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。）の推移を見ると、5-2-4-1 図のとおりである。

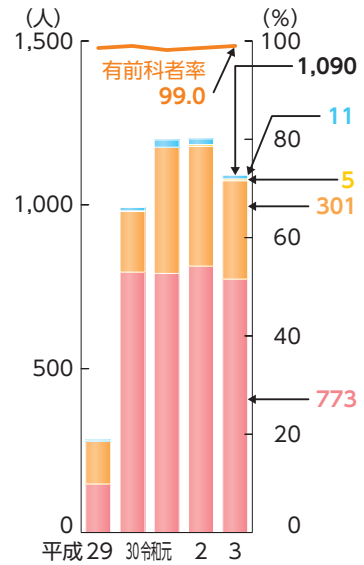
（平成14年～令和3年）

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

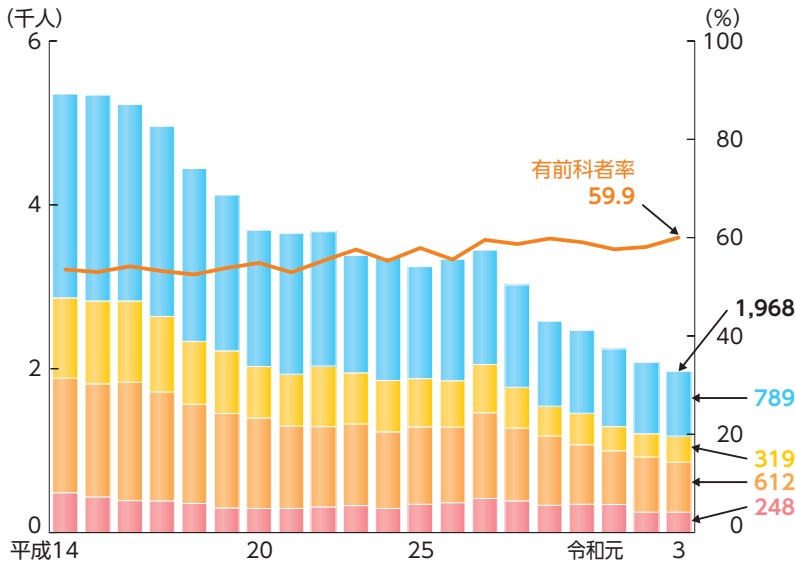


イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

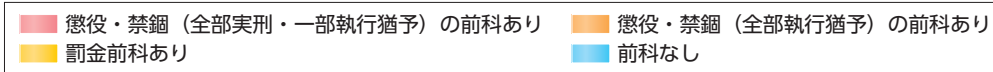
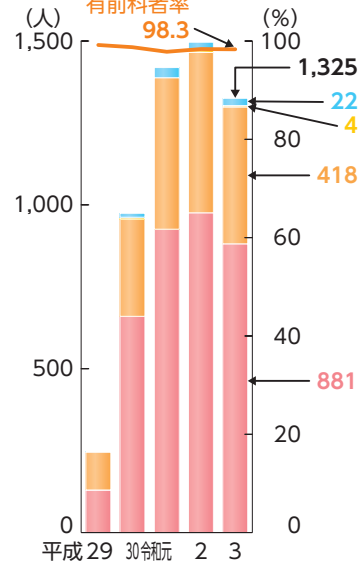


② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者



イ 保護観察付一部執行猶予者



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
- 2 「有前科者」は、今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
- 3 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
- 4 前科の有無が不詳の者を除く。
- 5 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
- 6 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

2 保護観察対象者の再処分等の状況

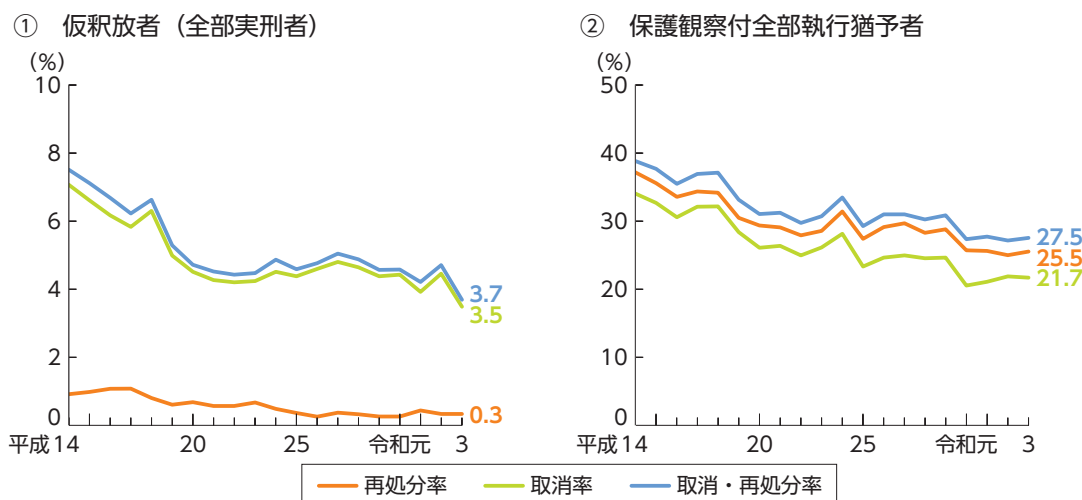
平成14年から令和3年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について、①**再処分率**（保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の占める比率をいう。）、②**取消率**（再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予が取り消された者の占める比率をいう。）及び③**取消・再処分率**（取消又は再処分のいずれかに該当する者（双方に該当する場合は、1人として計上される。）の占める比率をいう。）の推移を見ると、5-2-4-2図のとおりである。

取消率は、仮釈放者（全部実刑者）、保護観察付全部執行猶予者共に、平成14年以降低下傾向にあるが、近年、仮釈放者（全部実刑者）は、4%前後で推移しており、令和3年は3.5%であり、保護観察付全部執行猶予者は、平成30年に20.5%に低下した後、21%前後で推移しており、令和3年は21.7%であった。なお、仮釈放者の再処分率が極めて低いのは、仮釈放者が再犯に及んで刑事裁判を受けることになった場合であっても、仮釈放期間中には刑事裁判が確定しないことが多いことなどが関係していると考えられる。

令和3年に保護観察が終了した仮釈放者（一部執行猶予者）の取消率は2.6%であり、保護観察付一部執行猶予者の取消率は27.7%であった（CD-ROM参照）。

5-2-4-2図 保護観察終了者の再処分率・取消率等の推移

(平成14年～令和3年)



- 注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 3 「取消率」は、保護観察終了人員のうち、再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は保護観察付全部執行猶予を取り消された者の人員の占める比率をいう。
 4 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。

仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者の取消・再処分率の推移を、男女別・年齢層別・罪名別・就労状況別に見ると、5-2-4-3図のとおりである（仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者についてはCD-ROM参照）。

仮釈放者（全部実刑者）を男女別に見ると、男性は平成14年（7.7%）から、女性は16年（6.5%）をピークにいずれも低下傾向にあり、近年は、男性が4～5%台、女性が3～4%台で推移していたが、令和3年は、男女共に、平成10年以降で最も低く、それぞれ3.8%、2.8%であった（CD-ROM

参照)。年齢層別に見ると、近年、同程度の水準で推移しており、令和3年は50～64歳（4.1%）がそれ以外の年齢層よりも高かった。また、罪名別に見ると、窃盗は、近年、7%前後で推移していたが、3年は前年から1.8pt低下し、5.1%であった。覚醒剤取締法違反は、近年、4%前後で推移しており、令和3年は4.0%であった。

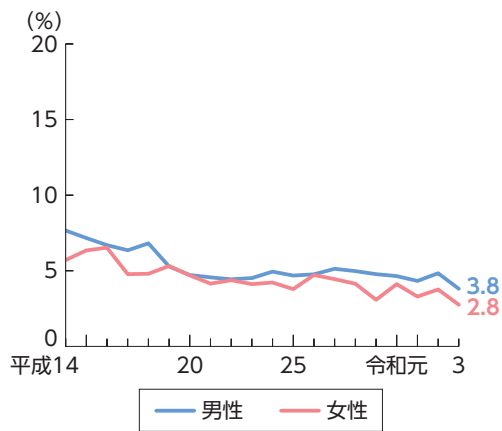
保護観察付全部執行猶予者は、男女別に見ると、近年、同程度の水準で推移していたが、令和3年は女性（22.6%）が男性（28.3%）より5.8pt低くなった（保護観察付一部執行猶予者について見ると、3年は男性が31.3%、女性が21.6%であった（CD-ROM参照）。）。年齢層別に見ると、30歳未満の取消・再処分率が一貫して高い。

5-2-4-3図 保護観察終了者の取消・再処分率の推移（男女別、年齢層別、罪名別、就労状況別）

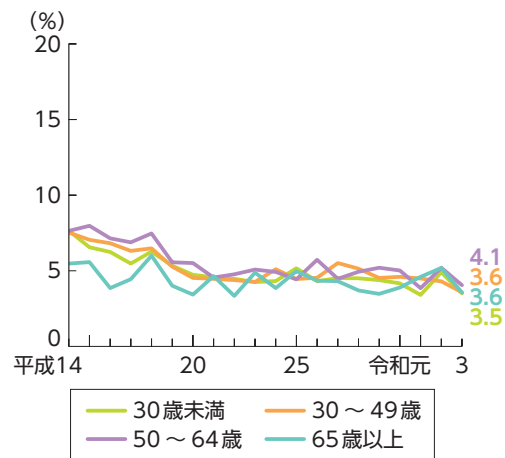
（平成14年～令和3年）

① 仮釈放者（全部実刑者）

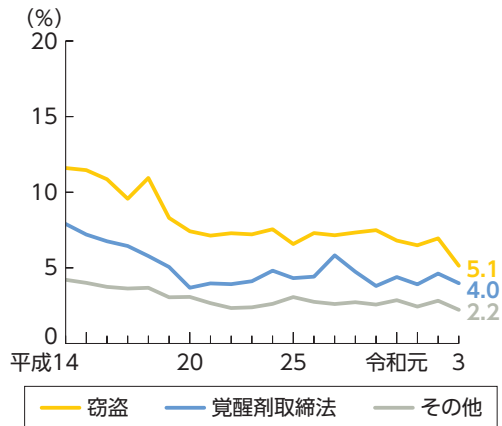
ア 男女別



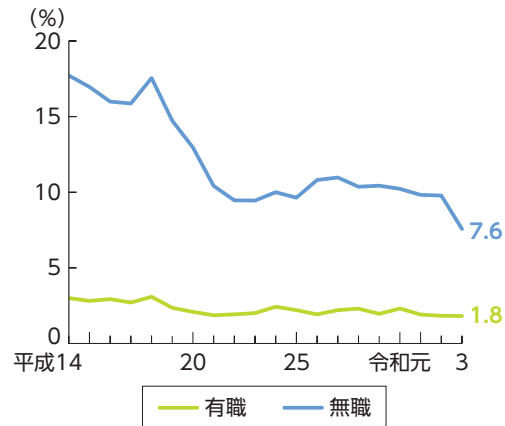
イ 年齢層別



ウ 罪名別

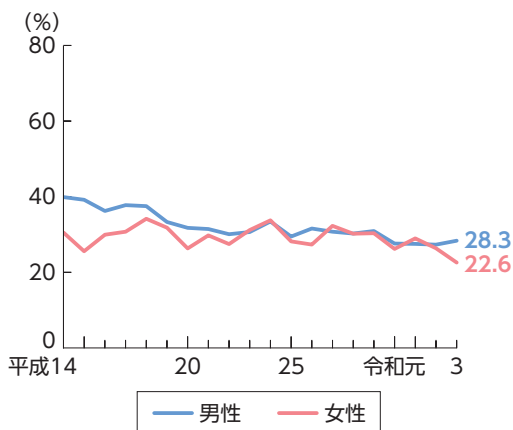


エ 就労状況別

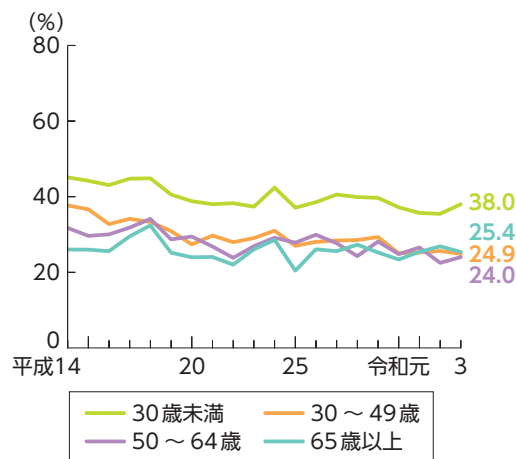


② 保護観察付全部執行猶予者

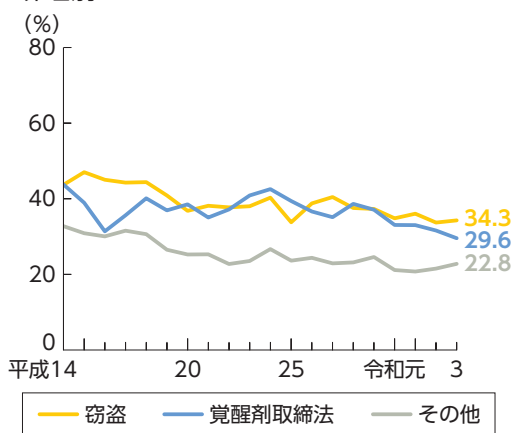
ア 男女別



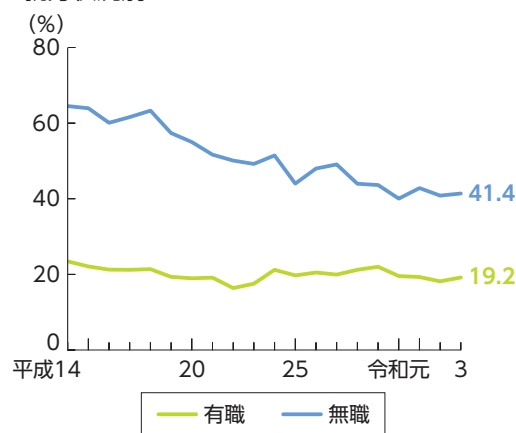
イ 年齢層別



ウ 罪名別



エ 就労状況別



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員のうち、再犯若しくは遵守事項違反により仮釈放若しくは保護観察付全部執行猶予を取り消された者、又は保護観察期間中に再犯により刑事処分（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の占める比率をいう。
 3 イの「年齢層」は、保護観察終了時の年齢による。
 4 エの「就労状況」は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者及び収入のある無職者を除く。

5-2-4-4表は、平成24年から令和3年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者について、保護観察が開始された年ごとに、保護観察が開始された日から5年以内に再犯又は遵守事項違反により仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の人員を見たものである。平成24年から28年の各年に保護観察が開始された仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者について見ると、各年とも、保護観察が開始された日から5年以内に仮釈放又は刑の全部執行猶予の言渡しを取り消された者の比率は、それぞれ4%台、24～25%台であった。

(平成24年～令和3年)

① 仮釈放者

ア 仮釈放者（全部実刑者）

| 年次 | 保護観察 開始人員 (A) | 仮釈放を取り消された者の人員 | | | | | | | | | | | 計 (B) | B/A (%) |
|-----|------------------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|---------|
| | | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | | | |
| 24年 | 14,700 | 445 | 211 | 17 | 5 | 4 | 1 | … | … | … | … | 683 | 4.6 | |
| 25 | 14,623 | … | 418 | 212 | 17 | 6 | 2 | — | … | … | … | 655 | 4.5 | |
| 26 | 13,925 | … | … | 402 | 189 | 23 | 7 | 4 | 1 | … | … | 626 | 4.5 | |
| 27 | 13,570 | … | … | … | 445 | 176 | 11 | 6 | — | 2 | … | 640 | 4.7 | |
| 28 | 13,260 | … | … | … | … | 416 | 172 | 12 | 3 | 1 | — | 604 | 4.6 | |
| 29 | 12,477 | … | … | … | … | … | 364 | 148 | 13 | 5 | 3 | [533] | [4.3] | |
| 30 | 11,307 | … | … | … | … | … | … | 341 | 136 | 11 | 1 | [489] | [4.3] | |
| 元 | 10,442 | … | … | … | … | … | … | … | 267 | 152 | 10 | [429] | [4.1] | |
| 2 | 9,994 | … | … | … | … | … | … | … | … | 281 | 116 | [397] | [4.0] | |
| 3 | 9,740 | … | … | … | … | … | … | … | … | … | 211 | [211] | [2.2] | |

イ 仮釈放者（一部執行猶予者）

| 年次 | 保護観察 開始人員 (A) | 仮釈放を取り消された者の人員 | | | | | | | | | | | 計 (B) | B/A (%) |
|-----|------------------|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|------|-------|---------|
| | | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | | | |
| 28年 | — | … | … | … | … | — | — | — | — | — | — | — | … | |
| 29 | 283 | … | … | … | … | … | 3 | 1 | — | — | — | [4] | [1.4] | |
| 30 | 992 | … | … | … | … | … | … | 20 | 9 | — | — | [29] | [2.9] | |
| 元 | 1,198 | … | … | … | … | … | … | … | 16 | 9 | — | [25] | [2.1] | |
| 2 | 1,201 | … | … | … | … | … | … | … | … | 29 | 8 | [37] | [3.1] | |
| 3 | 1,090 | … | … | … | … | … | … | … | … | … | 20 | [20] | [1.8] | |

② 保護観察付全部・一部執行猶予者

ア 保護観察付全部執行猶予者

| 年次 | 保護観察 開始人員 (A) | 全部執行猶予を取り消された者の人員 | | | | | | | | | | | 計 (B) | B/A (%) |
|-----|------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|---------|
| | | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | | | |
| 24年 | 3,376 | 123 | 305 | 191 | 135 | 71 | 14 | … | … | … | … | 839 | 24.9 | |
| 25 | 3,255 | … | 98 | 315 | 231 | 116 | 54 | 16 | … | … | … | 830 | 25.5 | |
| 26 | 3,348 | … | … | 103 | 320 | 200 | 148 | 37 | 13 | … | … | 821 | 24.5 | |
| 27 | 3,460 | … | … | … | 112 | 331 | 232 | 130 | 53 | 14 | … | 872 | 25.2 | |
| 28 | 3,034 | … | … | … | … | 106 | 303 | 198 | 116 | 51 | 5 | 779 | 25.7 | |
| 29 | 2,595 | … | … | … | … | … | 70 | 236 | 159 | 115 | 46 | [626] | [24.1] | |
| 30 | 2,481 | … | … | … | … | … | … | 66 | 232 | 170 | 110 | [578] | [23.3] | |
| 元 | 2,248 | … | … | … | … | … | … | … | 69 | 181 | 141 | [391] | [17.4] | |
| 2 | 2,088 | … | … | … | … | … | … | … | … | 48 | 172 | [220] | [10.5] | |
| 3 | 1,976 | … | … | … | … | … | … | … | … | … | 51 | [51] | [2.6] | |

イ 保護観察付一部執行猶予者

| 年次 | 保護観察 開始人員 (A) | 一部執行猶予を取り消された者の人員 | | | | | | | | | | | 計 (B) | B/A (%) |
|-----|------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|---------|
| | | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 | | | |
| 28年 | — | … | … | … | … | — | — | — | — | — | — | — | … | |
| 29 | 248 | … | … | … | … | … | — | 34 | 25 | — | — | [59] | [23.8] | |
| 30 | 974 | … | … | … | … | … | … | 24 | 141 | 113 | 9 | [287] | [29.5] | |
| 元 | 1,419 | … | … | … | … | … | … | … | 46 | 163 | 148 | [357] | [25.2] | |
| 2 | 1,496 | … | … | … | … | … | … | … | … | 45 | 186 | [231] | [15.4] | |
| 3 | 1,325 | … | … | … | … | … | … | … | … | … | 46 | [46] | [3.5] | |

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

注 2 保護観察が開始された日から5年以内に、仮釈放、保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者（仮釈放者については、刑法29条2項の規定により、仮釈放中に一部執行猶予の言渡しを取り消され、仮釈放が失効した人員は含まない。）の人員を年次別に計上している。なお、[]内は、開始された日から5年に満たない各年の累積人員及び比率である。

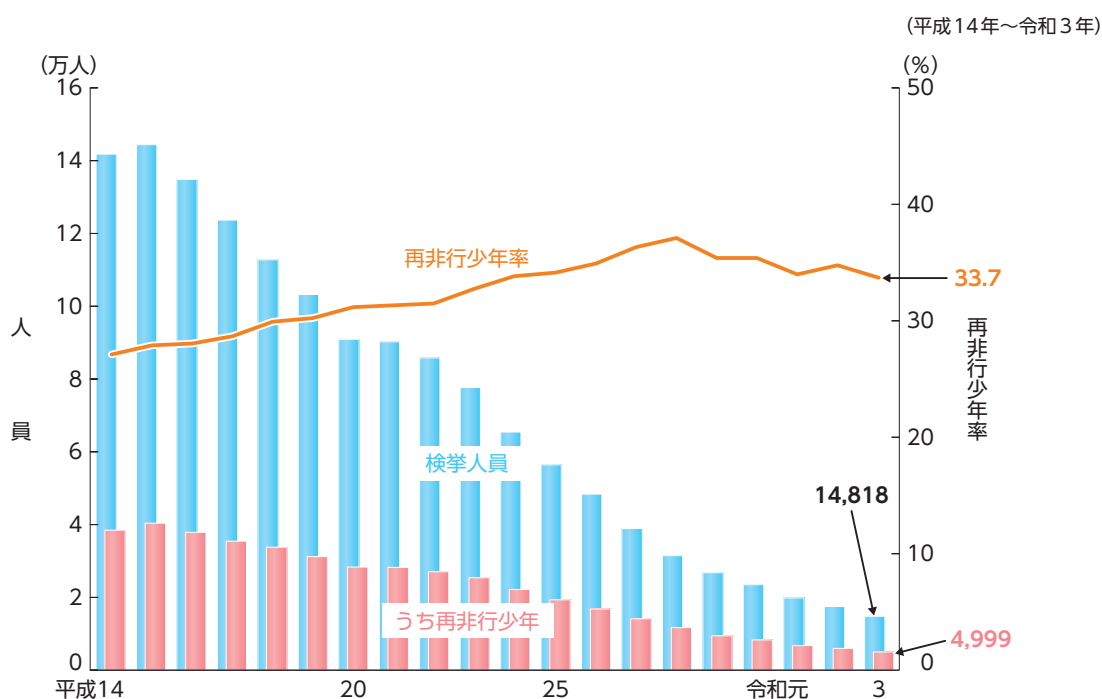
注 3 余罪（刑法29条1項2号・3号）により仮釈放を取り消された者を除く。

注 4 余罪（刑法26条2号・3号、26条の2第3号又は27条の4第2号・3号）により保護観察付全部執行猶予又は保護観察付一部執行猶予を取り消された者を除く。

1 少年の再非行

刑法犯により検挙された少年のうち、再非行少年（前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。）の人員及び**再非行少年率**（少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。）の推移（最近20年間）は、5-2-5-1図のとおりである。再非行少年の人員は、平成9年から増加傾向にあったが、16年以降は毎年減少している。再非行少年率は、10年から28年まで上昇し続けた後、29年以降は低下傾向にあり、令和3年は33.7%（前年比1.0pt低下）であった（CD-ROM参照）。

5-2-5-1図 少年の刑法犯 検挙人員中の再非行少年の人員・再非行少年率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者を除く。
 3 触法少年の補導人員を含まない。
 4 「再非行少年」は、前に道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年をいう。
 5 「再非行少年率」は、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率をいう。

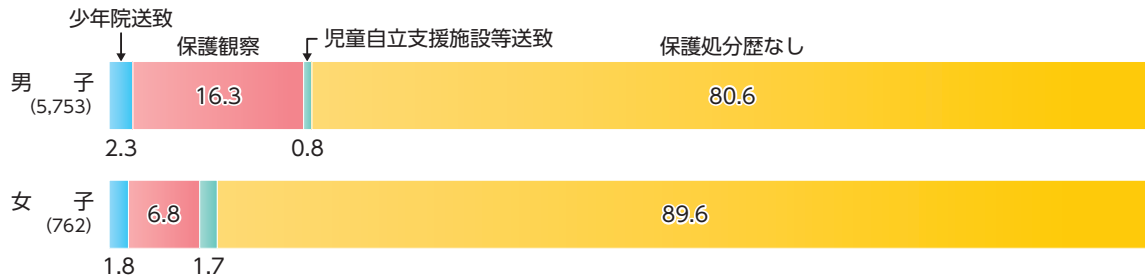
2 保護観察処分少年及び少年院入院者の保護処分歴

令和3年における保護観察処分少年（同年中に保護観察が開始された者に限り、交通短期保護観察の対象者を除く。）及び少年院入院者の保護処分歴別構成比を男女別に見ると、5-2-5-2図のとおりである。

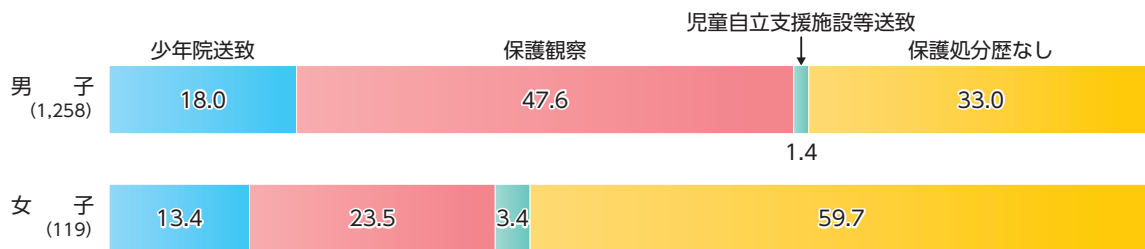
5-2-5-2図 保護観察処分少年・少年院入院者の保護処分歴別構成比（男女別）

（令和3年）

① 保護観察処分少年



② 少年院入院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 保護処分歴が不詳の者を除く。
 6 ()内は、実人員である。

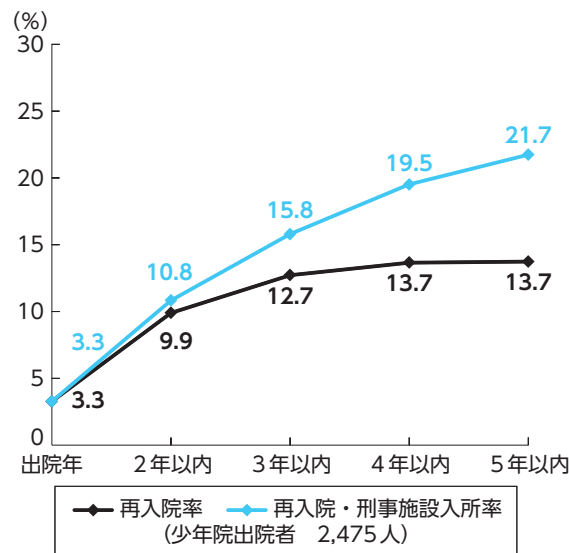
3 少年院出院者の再入院等の状況

この項では、少年院出院者の再入院又は刑事施設への入所の状況について概観する。ここで、**再入院率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいい、**再入院・刑事施設入所率**とは、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率をいう（以下この項において同じ。）。例えば、2年以内再入院・刑事施設入所率とは、各年の少年院出院者人員のうち、出院年を1年目として、2年目、すなわち翌年の年末までに再入院した者又は初入者として刑事施設に入所した者の人員の比率をいい、このうち再入院した者に限ったものを2年以内再入院率という。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-3図は、平成29年の少年院出院者について、令和3年までの各年における再入院率及び再入院・刑事施設入所率を見たものである。再入院率は、2年以内では9.9%、5年以内では13.7%であり、5年以内に再入院した者のうち、約7割の者が2年以内に再入院している（CD-ROM参照）。もっとも、一定の期間が経過した後の再入院率に関しては、出院後の期間の経過に伴い、20歳に達する者が多くなり、そのような者が再犯（再非行）に及んだとしても、通常は保護処分ではなく、刑事処分の対象となるため、再入院には至らないことがある点に留意する必要がある。そこで、再入院・刑事施設入所率を見ると、2年以内では10.8%であるが、その後も上昇しており、5年以内では21.7%であった。

5-2-5-3図 少年院出院者 5年以内の再入院率と再入院・刑事施設入所率

(平成29年)



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

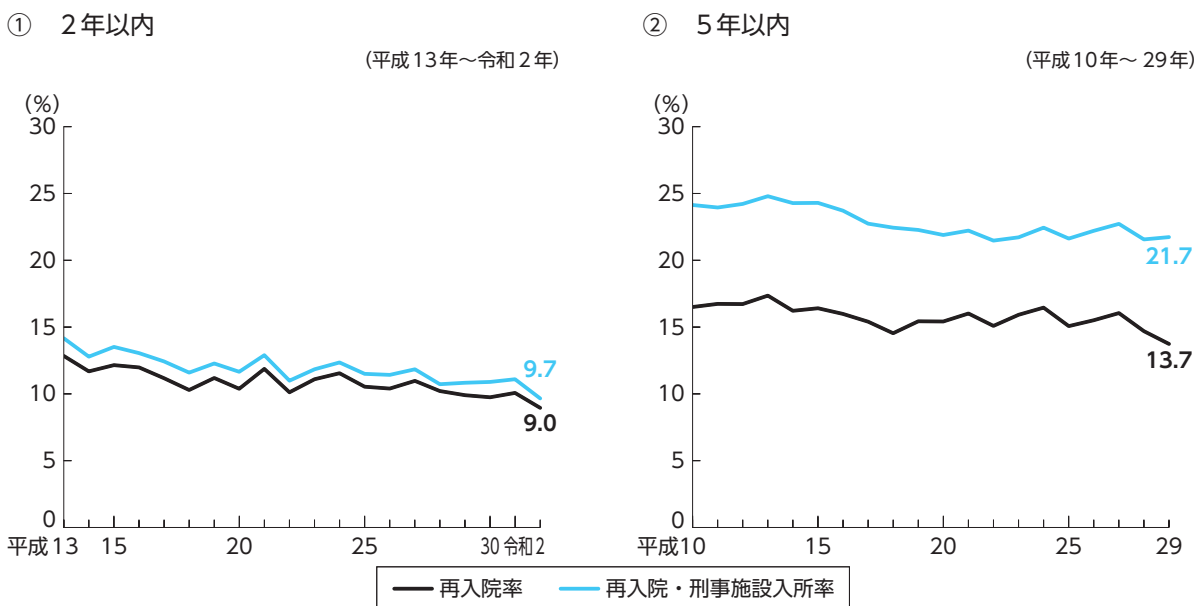
2 「再入院率」は、平成29年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和3年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。

3 「再入院・刑事施設入所率」は、平成29年の少年院出院者の人員に占める、同年から令和3年までの各年の年末までに、新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

5-2-5-4 図①は、平成13年から令和2年の各年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は9～12%台で、再入院・刑事施設入所率は9～14%台でそれぞれ推移している。なお、2年の少年院出院者について、2年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が10.6%、11.4%、女子が6.1%、6.1%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4 図②は、平成10年から29年の各年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率の推移を見たものである。再入院率は13～17%台で、再入院・刑事施設入所率は21～24%台でそれぞれ推移している。なお、29年の少年院出院者について、5年以内の再入院率及び再入院・刑事施設入所率を男女別に見ると、それぞれ、男子が15.8%、24.2%、女子が11.4%、14.5%であった（矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

5-2-5-4 図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移



注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「再入院率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率をいう。
 3 「再入院・刑事施設入所率」は、各年の少年院出院者の人員に占める、出院年を1年目として、①では2年目（翌年）の、②では5年目の、それぞれ年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者又は受刑のため刑事施設に初めて入所した者の人員の比率をいう。なお、同一の出院者について、出院後、複数回再入院した場合又は再入院した後に刑事施設への入所がある場合には、その最初の再入院を計上している。

4 少年の保護観察対象者の再処分の状況

5-2-5-5表は、平成24年から令和3年までの間に保護観察が終了した保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者を除く。以下この項において同じ。）及び少年院仮退院者について、**再処分率**（保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。以下同じ。）の推移を見たものである。保護観察処分少年の再処分率は、16～18%台で推移しており、同年は16.1%（前年比0.2pt低下）であった。他方、少年院仮退院者の再処分率は、17～23%台で推移しており、3年は17.5%（同2.0pt低下）と昭和50年以降で最も低かった（CD-ROM参照）。

5-2-5-5表 保護観察対象少年の再処分率の推移

（平成24年～令和3年）

① 保護観察処分少年

| 年次 | 保護観察 終了人員 | 再処分率 | 処 分 内 容 | | | | | | | |
|-----|--------------|------|---------|-------------|-------------|-----|-----|------------|------|-----|
| | | | 懲役・禁錮 | | | 罰 金 | | 少年院 送 致 | 保護観察 | その他 |
| | | | 実 刑 | 一 部 執行猶予 | 全 部 執行猶予 | 一 般 | 交 通 | | | |
| 24年 | 15,614 | 18.8 | 0.2 | ... | 0.5 | 0.2 | 0.8 | 9.2 | 7.9 | 0.1 |
| 25 | 14,333 | 17.6 | 0.1 | ... | 0.4 | 0.3 | 0.6 | 8.6 | 7.5 | 0.1 |
| 26 | 13,782 | 16.4 | 0.2 | ... | 0.4 | 0.2 | 0.6 | 8.1 | 6.8 | 0.1 |
| 27 | 13,213 | 17.1 | 0.2 | ... | 0.6 | 0.2 | 0.6 | 8.1 | 7.3 | 0.1 |
| 28 | 11,728 | 17.5 | 0.2 | - | 0.6 | 0.3 | 0.7 | 8.0 | 7.7 | 0.1 |
| 29 | 10,584 | 17.2 | 0.2 | - | 0.5 | 0.2 | 0.7 | 8.3 | 7.1 | 0.2 |
| 30 | 9,533 | 16.5 | 0.2 | 0.0 | 0.6 | 0.3 | 0.6 | 8.1 | 6.5 | 0.2 |
| 元 | 8,557 | 16.8 | 0.2 | 0.0 | 0.8 | 0.2 | 0.7 | 7.5 | 7.1 | 0.2 |
| 2 | 7,659 | 16.3 | 0.2 | 0.0 | 0.6 | 0.3 | 0.7 | 7.9 | 6.3 | 0.2 |
| 3 | 7,570 | 16.1 | 0.2 | - | 0.9 | 0.4 | 0.9 | 7.3 | 6.3 | 0.2 |

② 少年院仮退院者

| 年次 | 保護観察 終了人員 | 再処分率 | 処 分 内 容 | | | | | | | |
|-----|--------------|------|---------|-------------|-------------|-----|-----|------------|------|-----|
| | | | 懲役・禁錮 | | | 罰 金 | | 少年院 送 致 | 保護観察 | その他 |
| | | | 実 刑 | 一 部 執行猶予 | 全 部 執行猶予 | 一 般 | 交 通 | | | |
| 24年 | 3,681 | 23.1 | 0.1 | ... | 0.3 | 0.1 | 0.6 | 15.9 | 6.1 | - |
| 25 | 3,354 | 21.2 | 0.2 | ... | 0.2 | 0.1 | 0.4 | 14.2 | 5.8 | 0.1 |
| 26 | 3,312 | 20.8 | 0.3 | ... | 0.4 | 0.2 | 0.6 | 13.7 | 5.7 | - |
| 27 | 3,250 | 20.4 | 0.1 | ... | 0.3 | 0.1 | 0.8 | 12.8 | 6.2 | 0.1 |
| 28 | 3,169 | 22.0 | 0.1 | - | 0.4 | 0.2 | 0.6 | 13.9 | 6.6 | 0.2 |
| 29 | 2,859 | 20.1 | - | - | 0.2 | - | 0.8 | 13.4 | 5.5 | 0.1 |
| 30 | 2,672 | 20.4 | 0.1 | - | 0.3 | 0.0 | 0.6 | 12.8 | 6.3 | 0.3 |
| 元 | 2,292 | 18.8 | 0.1 | - | 0.1 | - | 0.4 | 12.1 | 5.9 | 0.1 |
| 2 | 2,144 | 19.5 | 0.2 | - | 0.2 | 0.0 | 0.4 | 13.5 | 5.0 | 0.0 |
| 3 | 1,808 | 17.5 | - | - | 0.1 | 0.1 | 0.6 | 11.8 | 5.0 | - |

注 1 保護統計年報による。

2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

3 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員の占める比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。

4 「罰金」のうち、「交通」は、過失運転致死傷等（刑法211条に規定する罪については、車両の運転によるものに限る。）並びに交通関係4法令及び道路運送法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。

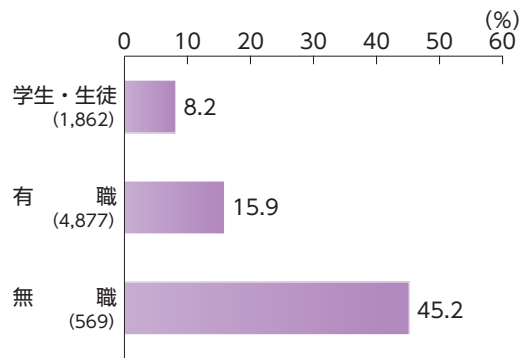
5 「その他」は、拘留、科料、起訴猶予、児童自立支援施設・児童養護施設送致等である。

令和3年に保護観察が終了した保護観察処分少年及び少年院仮退院者について、再処分率を保護観察終了時の就学・就労状況別に見ると、5-2-5-6図のとおりである。保護観察処分少年は、無職（45.2%）が最も高く、次いで、有職（15.9%）、学生・生徒（8.2%）の順であった。少年院仮退院者は、無職（30.2%）が最も高く、次いで、学生・生徒（17.4%）、有職（14.3%）の順であった。

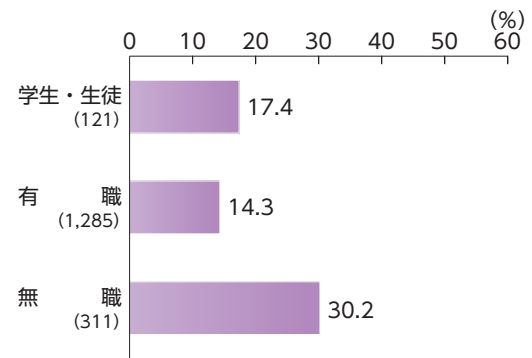
5-2-5-6図 保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

（令和3年）

① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察終了時の就学・就労状況による。ただし、犯罪又は非行により身柄を拘束されたまま保護観察が終了した者については、身柄を拘束される直前の就学・就労状況による。
 4 「再処分率」は、保護観察終了人員のうち、保護観察期間中に再非行・再犯により新たな保護処分又は刑事処分（施設送致申請による保護処分及び起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限る。）を受けた者の人員の占める比率をいう。
 5 家事従事者、定収入のある無職者及び不詳の者を除く。
 6 () 内は、実人員である。

第6編

犯罪被害者



法テラスの犯罪被害者専用Webページ

【画像提供：法務省大臣官房司法法制部】



法テラスの犯罪被害者支援
「カプセルガチャの部屋」(YouTube動画)

【画像提供：法務省大臣官房司法法制部】

第1章

統計上の犯罪被害

第2章

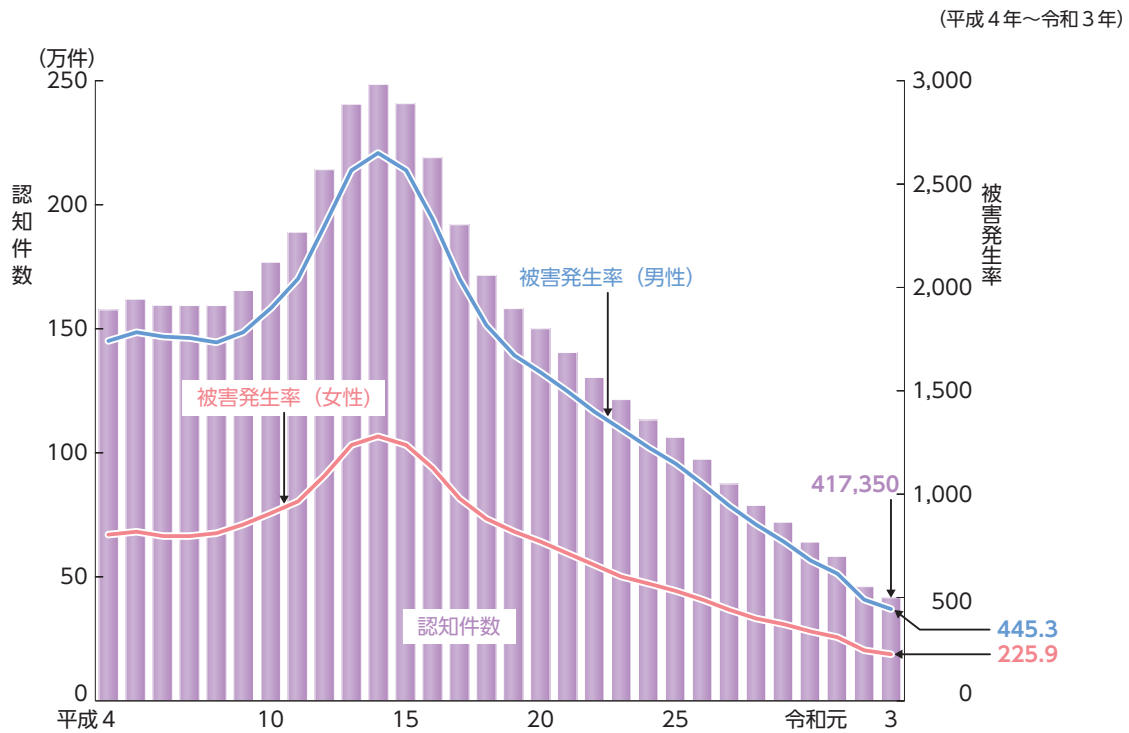
刑事司法における被害者への配慮

この章において、「被害者」とは、犯罪により害を被った者をいうが、放火や公務執行妨害等の社会的・国家的法益が保護法益である犯罪については、家屋の放火により害を被った所有者や居住者等、公務執行妨害罪では暴行を受けた公務員等を「被害者」として扱う。

第1節 被害件数

6-1-1-1 図は、人が被害者となった刑法犯の認知件数及び男女別の被害発生率（人口10万人当たりの認知件数をいう。以下この章において同じ。）の推移（最近30年間）を見たものである。平成14年（認知件数248万6,055件、被害発生率1,950.1）までは増加・上昇傾向にあったが、同年をピークとして、それ以降は減少・低下し続け、令和3年は、共に平成14年の約5分の1以下であった。

6-1-1-1 図 人が被害者となった刑法犯 認知件数・被害発生率（男女別）の推移



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を除く。
 3 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。

6-1-1-2表は、令和3年における、人が被害者となった刑法犯の認知件数を主な罪名別に見るとともに、これを主たる被害者の年齢層別に見たものである。総数（この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計）に占める65歳以上の割合は、16.6%であり、これを罪名別に見ると、詐欺（52.3%）、殺人（27.4%）、横領（21.6%）の順に高い。

各年齢層別に女性被害者が占める割合が最も高いのは、65歳以上であった。年齢層ごとに女性が被害者となった認知件数を見ると、すべての年齢層において、窃盗が最も多く、次いで、13歳未満及び13～19歳では強制わいせつ、65歳以上では詐欺、それ以外の年齢層では暴行の順であった。

6-1-1-2表 人が被害者となった刑法犯 認知件数（主な罪名別、被害者の年齢層別）

（令和3年）

| 罪 名 | 総 数 | | 13歳未満 | | 13～19歳 | | 20～29歳 | | 30～39歳 | | 40～49歳 | | 50～64歳 | | 65歳以上 | |
|---------------|--------------------|-------------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 女子・ 女性 | | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 | 女子 |
| 総 数 | 346,630 (100.0) | 124,191 (35.8) | 8,268 (2.4) | 3,402 (41.1) | 48,779 (14.1) | 16,463 (33.8) | 70,723 (20.4) | 27,437 (38.8) | 51,234 (14.8) | 17,180 (33.5) | 52,810 (15.2) | 16,501 (31.2) | 57,182 (16.5) | 17,231 (30.1) | 57,634 (16.6) | 25,977 (45.1) |
| 殺 人 | 868 | 349 | 55 | 23 | 39 | 25 | 139 | 49 | 116 | 38 | 110 | 43 | 171 | 59 | 238 | 112 |
| 強 盗 | 1,039 | 391 | 5 | 4 | 65 | 32 | 236 | 79 | 168 | 63 | 175 | 53 | 236 | 82 | 154 | 78 |
| 強制性交等 | 1,388 | 1,330 | 171 | 151 | 452 | 435 | 542 | 527 | 126 | 122 | 65 | 64 | 21 | 20 | 11 | 11 |
| 暴 行 | 26,436 | 12,098 | 1,104 | 420 | 2,433 | 1,108 | 5,729 | 3,081 | 4,976 | 2,402 | 4,770 | 2,169 | 4,557 | 1,647 | 2,867 | 1,271 |
| 傷 害 | 18,145 | 7,066 | 849 | 270 | 1,837 | 525 | 4,072 | 1,821 | 3,344 | 1,399 | 3,032 | 1,238 | 3,014 | 1,000 | 1,997 | 813 |
| 脅 迫 | 3,868 | 1,799 | 53 | 23 | 406 | 267 | 799 | 463 | 616 | 258 | 780 | 323 | 790 | 292 | 424 | 173 |
| 恐 喝 | 1,208 | 234 | 2 | - | 268 | 38 | 421 | 87 | 158 | 30 | 174 | 36 | 133 | 25 | 52 | 18 |
| 窃 盗 | 266,361 | 83,611 | 5,168 | 1,771 | 41,419 | 12,416 | 55,148 | 18,797 | 39,200 | 11,523 | 40,854 | 11,290 | 44,441 | 12,650 | 40,131 | 15,164 |
| 詐 欺 | 22,218 | 12,782 | 5 | 2 | 425 | 246 | 2,082 | 1,054 | 2,047 | 929 | 2,484 | 1,004 | 3,556 | 1,292 | 11,619 | 8,255 |
| 横 領 | 427 | 98 | - | - | 7 | 3 | 44 | 12 | 66 | 8 | 98 | 18 | 120 | 23 | 92 | 34 |
| 強 制 わいせつ | 4,283 | 4,111 | 748 | 659 | 1,210 | 1,164 | 1,464 | 1,436 | 409 | 404 | 262 | 260 | 141 | 140 | 49 | 48 |
| 略取誘拐・ 人身売買 | 389 | 322 | 108 | 79 | 218 | 204 | 47 | 31 | 8 | 4 | 6 | 3 | 2 | 1 | - | - |

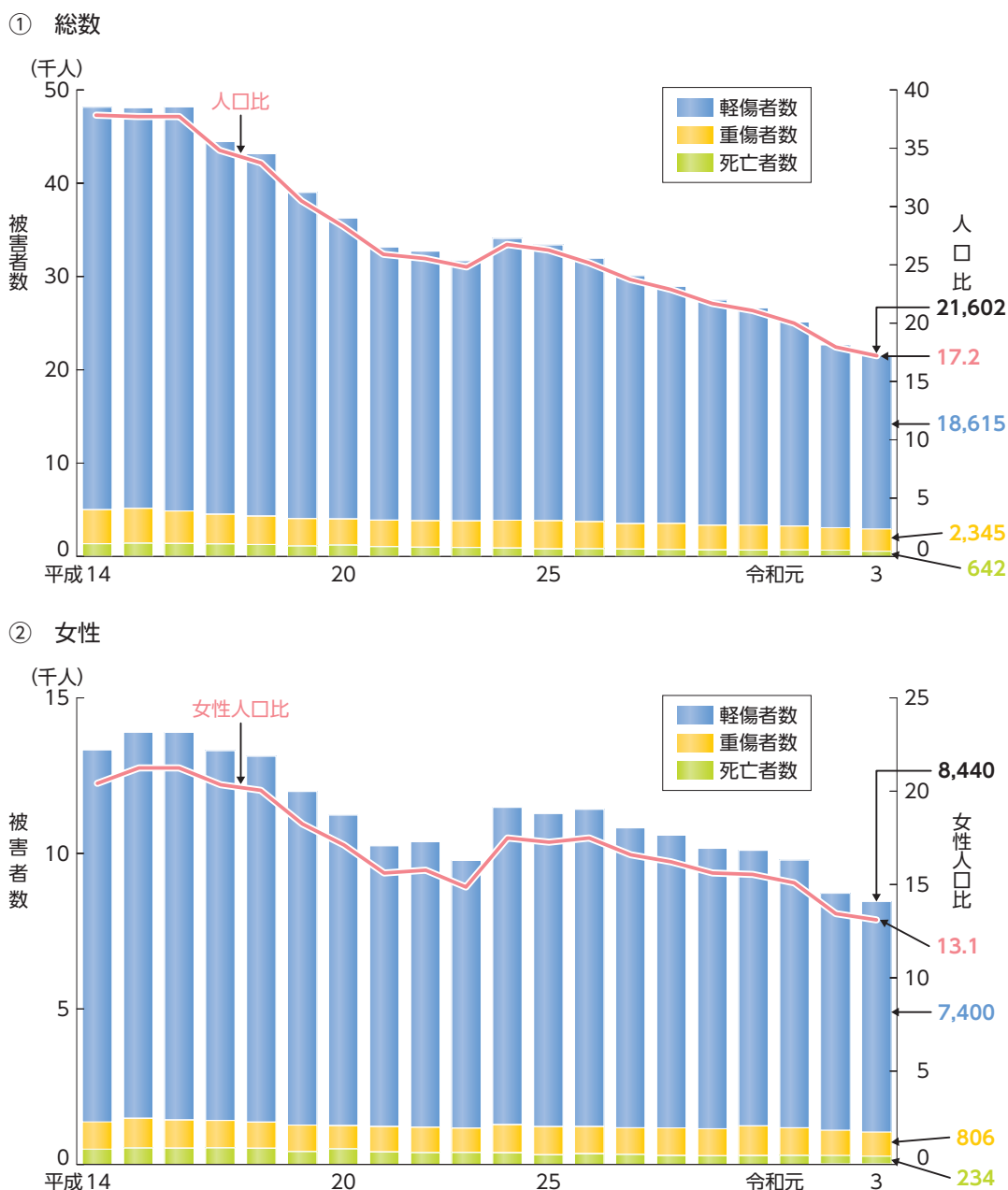
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 3 罪名の「総数」は、この表に掲げた主な罪名の犯罪によって人が被害者となった認知件数の合計である。
 4 「殺人」は、年齢不明のもの1件を除く。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 6 () 内は、各年齢層の構成比である。
 7 [] 内は、女子比又は女性比である。

第2節 生命・身体への被害

6-1-2-1図は、生命・身体に被害をもたらした刑法犯について、被害者（死傷者）の人員及び人口比の推移（最近20年間）を見たものである。死傷者総数は平成16年（4万8,190人）、死亡者数は15年（1,432人）をピークに、それぞれその翌年から減少傾向にある。令和3年の死傷者総数は平成16年と比べて、令和3年の死亡者数は平成15年と比べて、それぞれ2分の1以下であった。死傷者総数に占める女性の比率は、上昇傾向にあり、令和3年は39.1%（平成14年比11.4pt上昇）であった。

6-1-2-1図 生命・身体に被害をもたらした刑法犯 被害者数・人口比の推移（総数・女性別）

（平成14年～令和3年）



- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「重傷者」は、全治1か月以上の負傷者をいい、「軽傷者」は、全治1か月未満の負傷者をいう。
 3 「人口比」は、人口10万人当たりの死傷者総数であり、「女性人口比」は、女性の人口10万人当たりの女性の死傷者総数である。

第3節

性犯罪被害

6-1-3-1表は、強姦性交等・強制わいせつの認知件数及び被害発生率の推移（最近10年間）を見たものである（なお、強姦性交等・強制わいせつに係る刑法改正については、第1編第1章第2節2項参照）。

6-1-3-1表 強姦性交等・強制わいせつ 認知件数・被害発生率の推移

（平成24年～令和3年）

| 年次 | 強姦性交等 | | | | 強制わいせつ | | | |
|-----|-------|-------|------|-------|--------|-------|------|-------|
| | 女性 | | 男性 | | 女性 | | 男性 | |
| | 認知件数 | 被害発生率 | 認知件数 | 被害発生率 | 認知件数 | 被害発生率 | 認知件数 | 被害発生率 |
| 24年 | 1,266 | 1.9 | … | … | 7,144 | 10.9 | 177 | 0.3 |
| 25 | 1,409 | 2.2 | … | … | 7,446 | 11.4 | 208 | 0.3 |
| 26 | 1,250 | 1.9 | … | … | 7,186 | 11.0 | 214 | 0.3 |
| 27 | 1,167 | 1.8 | … | … | 6,596 | 10.1 | 159 | 0.3 |
| 28 | 989 | 1.5 | … | … | 5,941 | 9.1 | 247 | 0.4 |
| 29 | 1,094 | 1.7 | 15 | 0.0 | 5,610 | 8.6 | 199 | 0.3 |
| 30 | 1,251 | 1.9 | 56 | 0.1 | 5,152 | 7.9 | 188 | 0.3 |
| 元 | 1,355 | 2.1 | 50 | 0.1 | 4,761 | 7.3 | 139 | 0.2 |
| 2 | 1,260 | 1.9 | 72 | 0.1 | 3,995 | 6.2 | 159 | 0.3 |
| 3 | 1,330 | 2.1 | 58 | 0.1 | 4,111 | 6.4 | 172 | 0.3 |

- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「被害発生率」は、人口10万人当たりの認知件数（男女別）をいう。
 3 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 4 「強姦性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強姦性交等及び同改正前の強姦をいう。
 5 男性の「強姦性交等」は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が施行された平成29年7月13日以降のものである。

第4節

財産への被害

6-1-4-1表は、強盗、窃盗、詐欺、恐喝、横領及び遺失物等横領（被害者が法人その他の団体である場合を含む。以下この節において「財産犯」と総称する。）について、認知件数（被害者がいない場合を含む。）及び被害額の推移（最近10年間）を見たものである。令和3年の被害総額は、約1,326億円（現金被害額は約939億円）であり、これを罪名別に見ると、詐欺によるものが財産犯による被害総額全体の57.5%を占め、次いで、窃盗によるものが35.7%であった。同年の現金被害額は、詐欺によるものが最も多く、財産犯による現金被害総額の4分の3以上を占めた（特殊詐欺の被害総額等の推移については、1-1-2-10図参照）。

6-1-4-1表 財産犯 認知件数・被害額（罪名別）の推移

（平成24年～令和3年）

| 年次 | 強盗 | | 窃盗 | | | 詐欺 | | 恐喝 | | 横領 | | 遺失物等横領 | | | | | | |
|-----|-------|-------|------|-----------|---------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-----|-----|
| | 認知件数 | 被害額 | 認知件数 | 被害額 | | 認知件数 | 被害額 | 認知件数 | 被害額 | 認知件数 | 被害額 | 認知件数 | 被害額 | | | | | |
| | | 現金被害額 | | 現金被害額 | 現金被害額 | | 現金被害額 | | 現金被害額 | | 現金被害額 | | | | | | | |
| 24年 | 3,691 | 8.3 | 4.2 | 1,059,131 | 1,009.2 | 206.5 | 34,762 | 841.8 | 809.8 | 4,181 | 11.6 | 10.0 | 1,754 | 89.8 | 79.0 | 39,753 | 4.6 | 1.2 |
| 25 | 3,324 | 8.0 | 6.1 | 981,233 | 965.2 | 201.0 | 38,302 | 775.4 | 745.2 | 3,621 | 10.2 | 9.3 | 1,714 | 111.0 | 101.3 | 33,114 | 3.4 | 1.3 |
| 26 | 3,056 | 6.8 | 5.4 | 897,259 | 814.6 | 176.2 | 41,523 | 846.3 | 810.4 | 3,041 | 7.0 | 6.5 | 1,723 | 142.2 | 132.0 | 29,534 | 3.5 | 1.4 |
| 27 | 2,426 | 4.5 | 2.3 | 807,560 | 766.6 | 184.7 | 39,432 | 760.9 | 687.4 | 2,614 | 14.2 | 8.6 | 1,536 | 63.2 | 55.1 | 26,500 | 3.5 | 1.6 |
| 28 | 2,332 | 8.4 | 4.0 | 723,148 | 706.0 | 186.1 | 40,990 | 665.3 | 639.3 | 2,162 | 9.2 | 7.0 | 1,513 | 80.6 | 73.4 | 22,979 | 3.6 | 1.7 |
| 29 | 1,852 | 9.6 | 7.1 | 655,498 | 666.6 | 182.1 | 42,571 | 609.8 | 570.8 | 1,946 | 7.9 | 7.2 | 1,413 | 54.6 | 46.7 | 20,408 | 3.1 | 1.5 |
| 30 | 1,787 | 7.3 | 5.7 | 582,141 | 579.7 | 167.5 | 38,513 | 622.9 | 463.4 | 1,753 | 11.2 | 8.7 | 1,449 | 77.3 | 55.3 | 18,522 | 3.6 | 2.0 |
| 元 | 1,511 | 4.0 | 3.0 | 532,565 | 633.2 | 191.3 | 32,207 | 469.5 | 426.0 | 1,629 | 9.9 | 9.1 | 1,397 | 72.7 | 63.6 | 15,857 | 3.9 | 2.5 |
| 2 | 1,397 | 3.8 | 2.2 | 417,291 | 501.6 | 167.8 | 30,468 | 640.1 | 592.5 | 1,446 | 4.9 | 3.9 | 1,388 | 113.4 | 102.0 | 14,154 | 3.2 | 1.7 |
| 3 | 1,138 | 4.9 | 2.9 | 381,769 | 474.0 | 154.7 | 33,353 | 763.0 | 707.7 | 1,237 | 5.8 | 5.3 | 1,282 | 75.5 | 65.9 | 11,746 | 3.3 | 1.9 |

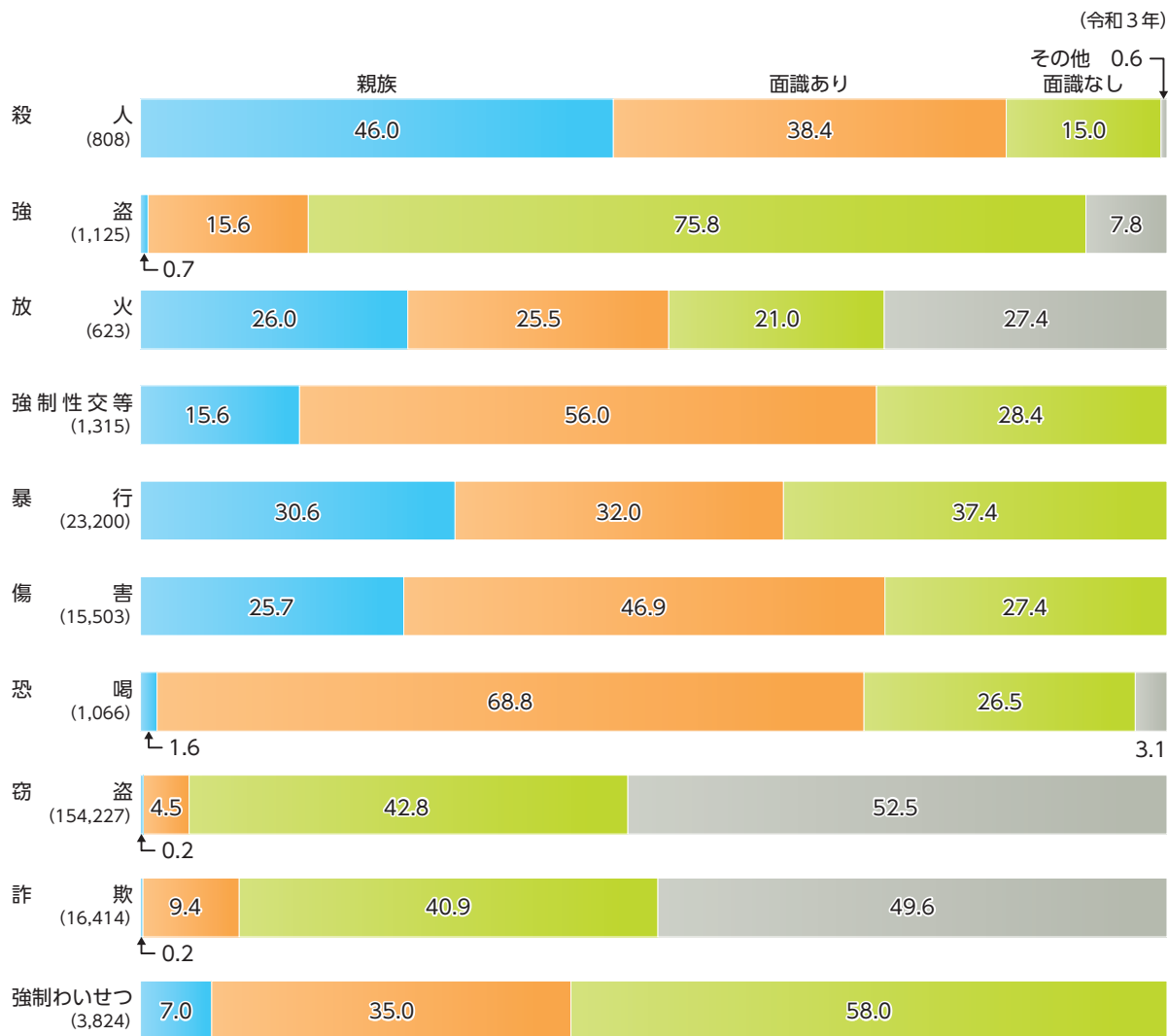
（金額の単位は、億円）

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 被害者が法人その他の団体である場合を含む。
 3 「認知件数」は、被害者がいない場合を含む。

第5節 被害者と被疑者の関係

6-1-5-1 図は、令和3年における検挙件数（捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。）について、主な罪名ごとに、被害者と被疑者との関係別の構成比を見たものである。

6-1-5-1 図 刑法犯 被害者と被疑者の関係別検挙件数構成比（罪名別）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「その他」は、被害者が法人その他の団体である場合及び被害者がいない場合である（殺人の「その他」は、全て殺人予備におけるものである。）
 4 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。
 5 () 内は、件数である。

第6節 国外における日本人の犯罪被害

在外公館が邦人援護事務を通じて把握した国外における日本人の犯罪被害件数は、令和2年（2020年）は1,309件（前年比72.9%減）で、その被害者数は1,446人（同71.0%減）であり、罪名別に犯罪被害件数を見ると、6-1-6-1表のとおりである（外務省領事局の資料による。）。国外における日本人の犯罪被害件数は、例年に比べて減少しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で出国者数が大幅に減少したこともその一因と考えられる。

6-1-6-1表 国外における日本人の犯罪被害件数

(令和2年(2020年))

| 総数 | 殺人 | 傷害・暴行 | 強姦・強制わいせつ | 脅迫・恐喝 | 強盗 | 窃盗 | 詐欺 | 誘拐 | その他 |
|------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|----|-------------|
| 1,309 (100.0) | 5 (0.4) | 53 (4.0) | 10 (0.8) | 24 (1.8) | 80 (6.1) | 942 (72.0) | 154 (11.8) | — | 41 (3.1) |

- 注 1 外務省領事局の資料による。
 2 「その他」は、テロを含む。
 3 ()内は、構成比である。

令和2年（2020年）における国外での日本人の犯罪被害による死亡者数は5人（前年比9人減）、負傷者数は72人（同44人減）であった（外務省領事局の資料による。）。

国外においてテロの被害に遭った日本人の死傷者数の推移（最近10年間）は、6-1-6-2表のとおりである。

6-1-6-2表 国外における日本人のテロ被害死傷者数の推移

(平成23年(2011年)～令和2年(2020年))

| 区分 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 総数 | — | — | 11 | — | 10 | 10 | — | — | 6 | — |
| 死亡者数 | — | — | 10 | — | 6 | 7 | — | — | 2 | — |
| 負傷者数 | — | — | 1 | — | 4 | 3 | — | — | 4 | — |

- 注 外務省領事局の資料による。

刑事司法の各分野においては、**犯罪被害者等基本法**（平成16年法律第161号）に基づき、令和3年3月に策定された**第4次犯罪被害者等基本計画**を踏まえながら、犯罪被害者等のための各種の施策・取組を実施している。

第4次犯罪被害者等基本計画における五つの重点課題

| | |
|-------------------------|------|
| 1 損害回復・経済的支援等への取組 | 37施策 |
| 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 | 87施策 |
| 3 刑事手続への関与拡充への取組 | 41施策 |
| 4 支援等のための体制整備への取組 | 84施策 |
| 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 | 30施策 |



【第4次犯罪被害者等基本計画】

第1節 刑事手続における被害者の関与

① 被害申告及び告訴

被害者は、捜査機関に対して被害届を提出するなどして被害を申告することができるほか、検察官又は司法警察員に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求めて告訴をすることができる。被害の申告及び告訴は、いずれも捜査機関等にとって捜査の端緒となるものであるが、名誉毀損、器物損壊等の親告罪については、告訴が訴訟条件とされており、告訴がなされない場合又は告訴がなされた後に取り消された場合は、検察官は、公訴を提起することができない。親告罪の告訴については、原則として犯人を知った日から6か月の期間を経過したときはこれを行うことができないと定められているが、強制わいせつ等の性犯罪については、告訴をするか否かの判断を迫られることなどにより被害者に生じる精神的負担を解消するため、平成29年法律第72号による刑法の改正（平成29年7月施行）により非親告罪化がなされた。

② 起訴・不起訴等に関する被害者等への通知

検察官は、告訴等があった事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分（不起訴処分）をしたときは、速やかにその旨を告訴人等に通知しなければならない。また、不起訴処分をした場合において、告訴人等から請求があるときは、速やかにその理由を告げなければならない。

さらに、検察官等は、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大な事件や検察官等が被害者等の取調べ等を実施した事件において、被害者等が希望する場合には、事件の処理結果、公判期日及び裁判結果に関する事項について通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、被害者等が特に希望し、相当と認めるときは、公訴事実の要旨、不起訴理由の骨子、公判経過等についても通知を行っている。令和3年においては、事件の処理結果について延べ5万6,416件、公判期日について延べ2万3,578件、裁判結果について延べ4万1,599件の各通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。

3 不起訴処分に対する不服申立制度

公訴権は、原則として検察官に付与されているが、検察官の不起訴処分に対する不服申立制度として、検察審査会に対する審査申立て及び管轄地方裁判所に対する付審判請求（「準起訴手続」ともいう。）の制度がある。

(1) 検察審査会に対する審査申立て

検察審査会（現在、全国に165か所が設置されている。）は、選挙人名簿に基づきくじで選定された11人の検察審査員（任期6か月）により組織され、申立てにより又は職権で、検察官の不起訴処分の審査を行い、「起訴相当」、「不起訴不当」又は「不起訴相当」の議決を行う。

検察審査会法（昭和23年法律第147号）の改正（平成16年法律第62号。平成21年5月施行）により、検察審査会が「起訴相当」の議決を行った事件につき、検察官が再度不起訴処分にした場合又は一定期間内に公訴を提起しなかった場合には、検察審査会は、再審査を行わなければならない、その結果、「起訴をすべき旨の議決」（起訴議決）を行ったときは、公訴が提起されることとなる。この場合、公訴の提起及びその維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、検察官の職務を行う。

検察審査会における事件（再審査に係るものを含まない。）の受理・処理人員の推移（最近5年間）は、**6-2-1-1表**のとおりである。令和3年における受理人員のうち、刑法犯（平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項に規定する自動車運転過失致死傷を含む。）は3,056人であり、罪名別に見ると、職権濫用が906人と最も多く、次いで、文書偽造（642人）、傷害（238人）、詐欺（168人）の順であった。特別法犯（自動車運転死傷処罰法違反を含む。）は805人であり、公職選挙法違反が409人と最も多かった（いずれも延べ人員。最高裁判所事務総局の資料による。）。

6-2-1-1表 検察審査会の事件の受理・処理人員の推移

(平成29年～令和3年)

| 年次 | 受 理 | | | 処 理 | | | | | 未 済 |
|-----|-------|-------|-----|-------|------|-------|-------|-----|-------|
| | 総 数 | 申立て | 職 権 | 総 数 | 起訴相当 | 不起訴不当 | 不起訴相当 | その他 | |
| 29年 | 2,544 | 2,507 | 37 | 2,274 | 1 | 67 | 1,895 | 311 | 954 |
| 30 | 2,242 | 2,215 | 27 | 2,329 | 3 | 81 | 1,958 | 287 | 867 |
| 元 | 1,797 | 1,733 | 64 | 2,068 | 9 | 134 | 1,640 | 285 | 596 |
| 2 | 2,141 | 2,116 | 25 | 1,742 | 11 | 104 | 1,400 | 227 | 995 |
| 3 | 3,862 | 3,835 | 27 | 3,511 | 140 | 242 | 2,821 | 308 | 1,346 |

- 注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 被疑者数による延べ人員であり、再審査に係るものを除く。
 3 「その他」は、審査打ち切り、申立却下及び移送である。
 4 「未済」は、各年末現在の人員である。

検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がされた事件について、検察官が執った事後措置の推移（最近5年間）を、原不起訴処分の理由別に見ると、6-2-1-2表のとおりである。

6-2-1-2表 起訴相当・不起訴不当議決事件 事後措置状況の推移（原不起訴処分の理由別）

（平成29年～令和3年）

| 年次 | 措置済総人員 | | | | 原不起訴処分 | | | | | | | | | | | |
|-----|--------|----|-------|------|--------|----|-------|------|-------|----|-------|------|-----|----|-------|-----|
| | | | | | 起訴猶予 | | | | 嫌疑不十分 | | | | その他 | | | |
| | 総数 | 起訴 | 不起訴維持 | 起訴率 | 総数 | 起訴 | 不起訴維持 | 起訴率 | 総数 | 起訴 | 不起訴維持 | 起訴率 | 総数 | 起訴 | 不起訴維持 | 起訴率 |
| 29年 | 85 | 5 | 80 | 5.9 | 6 | 2 | 4 | 33.3 | 79 | 3 | 76 | 3.8 | - | - | - | ... |
| 30 | 84 | 21 | 63 | 25.0 | 14 | 5 | 9 | 35.7 | 67 | 16 | 51 | 23.9 | 3 | - | 3 | - |
| 元 | 110 | 21 | 89 | 19.1 | 13 | 4 | 9 | 30.8 | 92 | 17 | 75 | 18.5 | 5 | - | 5 | - |
| 2 | 102 | 24 | 78 | 23.5 | 18 | 9 | 9 | 50.0 | 84 | 15 | 69 | 17.9 | - | - | - | ... |
| 3 | 135 | 33 | 102 | 24.4 | 36 | 14 | 22 | 38.9 | 97 | 19 | 78 | 19.6 | 2 | - | 2 | - |

注 1 最高裁判所事務総局の資料による。
 2 「総数」、「起訴」及び「不起訴維持」は、被疑者数による延べ人員である。
 3 「起訴猶予」、「嫌疑不十分」及び「その他」は、原不起訴処分の理由である。「その他」は、嫌疑なし、罪とならず、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。

検察審査会法施行後の昭和24年から令和3年までの間、検察審査会では、合計で延べ18万2,658人の処理がされ、延べ1万9,089人（10.5%）について起訴相当又は不起訴不当の議決がされており、このうち、検察官により起訴された人員は、延べ1,680人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。
 平成21年から令和3年までの間、検察審査会の起訴相当の議決があり、公訴の提起がなされて裁判が確定した事件の人員は、11人（有罪2人（自由刑1人、財産刑1人）、無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）9人）であった（法務省刑事局の資料による。）。
 検察審査会の起訴相当の議決がされた後、検察官が不起訴維持の措置を執り、検察審査会が再審査した事件のうち、平成21年から令和3年までに再審査が開始されたのは、延べ32人であり、起訴議決に至ったものは延べ15人、起訴議決に至らなかった旨の議決は延べ17人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。
 昭和24年から令和3年までの間、検察審査会の議決後起訴された人員（指定弁護士による公訴提起を含む。）の第一審裁判では、1,487人が有罪（自由刑537人、罰金刑950人）、103人が無罪（免訴及び公訴棄却を含む。）を言い渡された（最高裁判所事務総局の資料による。）。

（2）付審判請求

付審判請求は、公務員による各種の職権濫用等の罪について告訴又は告発をした者が、不起訴処分に不服があるときに、事件を裁判所の審判に付するよう管轄地方裁判所に請求することを認める制度である。地方裁判所は、その請求に理由があるときは、事件を裁判所の審判に付する旨の決定を行い、この決定により、その事件について公訴の提起があったものとみなされ、公訴の維持に当たる弁護士（指定弁護士）が裁判所により指定され、この指定弁護士が、その事件について検察官の職務を行う。

令和3年における付審判請求の新規受理人員は1,228人、処理人員は986人であり、付審判決定があった者はいなかった（司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。）。
 また、刑事訴訟法施行後の昭和24年から令和3年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があったとみなされた事件の裁判が確定した件数は22件であり、うち13件が無罪（免訴を含む。）であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。
 令和4年版 犯罪白書

4 公判段階における被害者等の関与

(1) 被害者参加制度

被害者参加制度により、一定の犯罪に係る被告事件の被害者等は、裁判所の決定により被害者参加人として刑事裁判に参加し、公判期日に出席できるほか、検察官の訴訟活動に意見を述べること、情状事項に関して証人を尋問すること、自らの意見陳述のために被告人に質問すること、事実・法律適用に関して意見を述べることなどができる。そして、被害者参加人が公判期日等に出席する場合において、裁判所は、被害者参加人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ったり、適当と認める者を被害者参加人に付き添わせたりすることができる。

被害者参加人は、刑事裁判への参加を弁護士に委託する場合、資力に応じて、法テラスを經由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定を請求することができる。また、公判期日等に出席した被害者参加人は、被害者参加旅費等の支給を受けることができる（同旅費等に関する事務は法テラスが行う。）。

通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-3表**のとおりである。

6-2-1-3表 通常第一審における被害者参加制度の実施状況の推移

(平成29年～令和3年)

| 年次 | 被害者参加 | | 証人尋問 | 被告人問 | 論告・求刑 | 遮へい | 付添い | 弁護士への委託 | 国選弁護士への委託 |
|-----|-------|-------|------|------|-------|-----|-----|---------|-----------|
| 29年 | 1,380 | (333) | 196 | 560 | 667 | 276 | 115 | 1,060 | 553 |
| 30 | 1,485 | (363) | 221 | 605 | 698 | 362 | 149 | 1,184 | 649 |
| 元 | 1,466 | (320) | 204 | 623 | 723 | 318 | 106 | 1,157 | 602 |
| 2 | 1,378 | (301) | 205 | 569 | 688 | 337 | 135 | 1,116 | 614 |
| 3 | 1,523 | (356) | 241 | 681 | 783 | 407 | 149 | 1,246 | 697 |

注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

2 「被害者参加」は、通常第一審において被害者参加の申出があった終局人員のうち、それぞれの被害者参加制度において、被害者参加が許可された被害者等の数（延べ人員）である。（ ）内は、そのうち、裁判員の参加する合議体において審理及び裁判された事件におけるものである。

3 「論告・求刑」は、刑事訴訟法316条の38に規定された事実・法律適用に関する意見陳述をした被害者等の数（延べ人員）である。

(2) 被害者等・証人に配慮した制度

ア 被害者等の意見陳述・証人の保護等

被害者等は、公判期日において、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述し、又は、これに代えて意見を記載した書面を提出することができる。

公判廷における証人を保護するための制度としては、証人尋問の際に、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採る制度、証人を別室に在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話する方法（ビデオリンク方式）によって尋問する制度、適当と認める者を証人に付き添わせる制度がある。これらの制度は、被害者等が公判期日において意見を陳述する場合においても適用される。

刑事手続において被害者の氏名等の情報を保護するための制度としては、**被害者特定事項秘匿決定**及び証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請がある。

被害者特定事項秘匿決定は、性犯罪に係る事件や犯行の態様、被害の状況その他の事情により、氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項（以下アにおいて「被害者特定事項」という。）が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉等が著しく害されるおそれ

があると認められる事件について、被害者等からの申出があり、裁判所が、それを相当と認めるときに、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨を決定するものである。証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請は、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認められるなどの場合に、検察官が、証拠を開示する際に、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人等に知られないように求めるものである。

また、平成28年法律第54号による刑事訴訟法の改正により、①**証人等特定事項秘匿決定**（証人等からの申出により、裁判所が、証人等の氏名、住所等の証人等特定事項を公開の法廷で明らかにしないこととする決定）の制度、②証人等の氏名等の開示について、証人等の身体又は財産に対する加害行為等のおそれがあるときは、防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、検察官が弁護人に当該氏名等を開示した上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することができる、特に必要があるときは、弁護人にも開示せず、代替的な呼称等を知らせることができるとする制度が導入された上、③一定の場合には、証人を同一構内（裁判官等の在席する場所と同一の構内）以外の場所に出頭させてビデオリンク方式により証人尋問を行うことができるようになった（①及び②は平成28年12月施行、③は30年6月施行）。

意見陳述、意見陳述に代えた書面の提出、証人の保護（遮へい、ビデオリンク及び付添い）、被害者特定事項秘匿決定及び証人等特定事項秘匿決定の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

イ 刑事和解及び損害賠償命令制度

刑事被告事件の被告人と被害者等は、両者間の当該被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、共同して、その合意の内容を当該被告事件の公判調書に記載することを求める申立てができる。これが公判調書に記載された場合には、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有し（**刑事和解**）、被告人がその内容を履行しないときは、被害者等はこの公判調書を利用して強制執行の手続を執ることができる。

また、一定の重大犯罪について、被害者等が刑事事件の係属している裁判所に損害賠償命令の申立てを行い、裁判所が有罪判決の言渡しを行った後に引き続き審理を行い、刑事裁判の訴訟記録を取り調べるなどして申立てに対する決定を行う制度（**損害賠償命令制度**）が実施されている。

刑事和解及び損害賠償命令制度の実施状況の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

ウ 記録の閲覧・謄写

裁判所は、被害者等には原則として公判記録の閲覧・謄写を認めることとされている上、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のために必要があり、相当と認めるときは、閲覧・謄写を認めることとされている。被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数の推移（最近5年間）は、**6-2-1-4表**のとおりである。

不起訴事件の記録については、原則として非公開であるが、被害者等が民事訴訟において損害賠償請求権その他の権利を行使するために実況見分調書等の客観的証拠が必要と認められる場合等には、検察官は、関係者のプライバシーを侵害するなど相当でないと認められる場合を除き、これらの証拠の閲覧・謄写を許可している。また、被害者参加制度の対象事件については、被害者等が「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、不起訴事件の記録中の客観的証拠については、原則として、閲覧が認められている。

(平成29年～令和3年)

| 年次 | 意見陳述 | 意見陳述に代えた書面の提出 | 証人の保護 | | | 被害者特定事項秘匿決定 | 証人等特定事項秘匿決定 | 刑事和解 | 損害賠償命 | 公判記録の閲覧・謄写 |
|-----|-------|---------------|-------|----------|-----|-------------|-------------|------|-------|------------|
| | | | 遮へい | ビデオリンク | 付添い | | | | | |
| 29年 | 1,072 | 526 | 1,105 | 225 (…) | 78 | 3,351 | 116 | 26 | 295 | 1,254 |
| 30 | 1,169 | 546 | 1,461 | 317 (15) | 144 | 3,846 | 174 | 18 | 309 | 1,281 |
| 元 | 1,130 | 544 | 1,505 | 341 (23) | 118 | 4,025 | 240 | 18 | 318 | 1,180 |
| 2 | 920 | 536 | 1,237 | 302 (38) | 107 | 3,923 | 156 | 25 | 289 | 1,140 |
| 3 | 995 | 638 | 1,335 | 412 (92) | 133 | 4,266 | 182 | 19 | 344 | 1,333 |

- 注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
- 2 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」、「刑事和解」及び「公判記録の閲覧・謄写」の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。なお、平成28年以前にそれぞれの措置を執る決定等がなされ、かつ、29年にその事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上しており、同年には計上していない。
- 3 「意見陳述」、「意見陳述に代えた書面の提出」、「証人の保護」、「被害者特定事項秘匿決定」及び「証人等特定事項秘匿決定」は、いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被害者等又は証人の数（延べ人員）である。
- 4 「証人等特定事項秘匿決定」の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。
- 5 「刑事和解」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。
- 6 「損害賠償命令」は、地方裁判所において、被害者等からの損害賠償命令の申立てを受けた事件の終局件数である。
- 7 「公判記録の閲覧・謄写」は、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、被害者等が公判記録の閲覧・謄写をした事例数である。
- 8 「ビデオリンク」内の（ ）は、証人を同一構内以外の場所に出頭させ証人尋問が行われた証人の数であり、内数である。なお、制度が開始した平成30年6月からの数値を計上している。

5 矯正・更生保護段階等における被害者等の関与

被害者等が加害者たる受刑者の処遇状況等の通知を希望し、これが相当と認められる場合には、検察官は、刑事施設の長からの通知に基づき、受刑者の処遇状況等に関する事項を当該被害者等に通知している（**被害者等通知制度**）。令和3年は、刑の執行終了予定時期について延べ1万6,150件（目撃者等に対する通知を含む。）、刑事施設における処遇状況について延べ1万7,903件、受刑者の釈放について延べ2,635件（目撃者等に対する通知を含む。）、全部又は一部執行猶予の言渡しの取消しについて延べ183件の通知がそれぞれ行われた（法務省刑事局の資料による。）。

また、再被害防止の観点から転居等の措置を講じる必要があるため、被害者等が特に通知を希望する場合で、検察官が相当と認めるときには、受刑者の釈放予定時期及び帰住予定地等についての通知を行う制度も実施されており、令和3年は、418人に対して通知が行われた（目撃者等に対する通知を含む。法務省刑事局の資料による。）。さらに、被害者等通知制度の一環として、令和2年10月21日から、被害者等からの希望に基づき、それらの者に対し、死刑を執行した事実を通知することとされた。

なお、令和4年法律第67号による刑事収容施設法の改正（第2編第1章1項（1）参照）により、被害者等の心情等の考慮に係る規定が整備された（令和5年12月までに施行）。これにより、刑事施設の長は、①被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取すること、②受刑者の処遇要領（同編第4章第3節1項（1）参照）を策定するに当たっては、被害者等の心情等を考慮すること、③被害者等から聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、改善指導（同節3項（2）参照）を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達すること、などとされた。

更生保護においては、①地方更生保護委員会が、仮釈放審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長が、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ被害者等に通知を行っている（**被害者等通知制度**）。また、②地方更生保護委員会が、刑事施設からの仮釈放及び少年院からの仮退院の審理において、被害者等から仮釈放・仮退院に関する意見等を聴取する**意見等聴取制度**、③保護観察所が、被害者等から被害に関する心情等を聴取し、保護観察中の加害者に伝達する**心情等伝達制度**、④主に保護観察所が、被害者等からの相談に応じ、関係機関等の紹介等を行う**相談・支援**の制度が実施されている。

令和3年における運用状況は、①のうち、仮釈放審理に関する事項について延べ4,014件、保護観察状況に関する事項について延べ6,650件（保護処分を受けた少年の仮退院審理・保護観察状況に関する通知については、本節6項参照）、②が延べ329件（うち仮退院の審理における件数21件）、③が延べ182件（うち加害者が保護処分のものの件数33件）、④が延べ1,634件であった（法務省保護局の資料による。）。

なお、令和4年4月以降、地方更生保護委員会は、保護処分時に特定少年であり、2年の保護観察に付された者が少年院に収容された場合の退院の審理においても、被害者等からの申出に応じて、当該退院に関する意見等を聴取することとしている。

さらに、令和4年法律第67号による更生保護法の改正（第2編第1章1項（1）参照）により、被害者等の心情等を踏まえた処遇等についての規定が整備された（令和5年12月までに施行）。これにより、①更生保護法の規定により執る措置は、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮して行うこととされた。また、②地方更生保護委員会が行う被害者等からの意見等の聴取事項として、対象者の仮釈放中の保護観察及び生活環境の調整に関する意見を加えること等や、③心情等伝達制度に、被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取することを追加すること（心情等聴取・伝達制度とすること）、④指導監督の方法として、被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう必要な指示等の措置を執ることを追加することなどとされた。

心神喪失者等医療観察法に定める対象行為（第4編第10章第3節1項参照）の被害者等については、平成30年7月から、保護観察所において、当該被害者等が希望する場合には、被害者等に対し、対象者の処遇段階等に関する情報を提供しており、令和3年における情報提供件数は29件であった（法務省保護局の資料による。）。

6 少年事件における被害者等への配慮

少年事件については、少年法により、被害者等による少年事件記録の閲覧・謄写の制度、被害者等からの意見の聴取の制度、被害者等に対する審判結果等の通知の制度、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度及び家庭裁判所が被害者等に対して審判の状況を説明する制度がある。令和3年に、被害者等から申出がなされた人員は、少年事件記録の閲覧・謄写が延べ821人（うち相当と認められた人員800人）、意見の聴取が延べ272人（同266人）、審判結果等の通知が延べ780人（同779人）であった。また、同年に、少年審判の傍聴が認められた件数・人員は24件・50人であり、審判状況の説明が認められた被害者等の人員は317人であった（最高裁判所事務総局の資料による。）。

このほか、保護処分を受けた少年の処遇状況等に関する事項についても、被害者等が通知を希望し、これが相当と認められる場合には、少年院の長は、加害少年が収容されている少年院の名称、少年院における教育状況、出院年月日・出院事由等について、地方更生保護委員会は、仮退院審理の開始・結果に関する事項について、保護観察所の長は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者の保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について、それぞれ通知を行っている。令和3年においては、少年院での処遇に関する事項について191件、仮退院審理に関する事項について延べ90件、保護観察状況に関する事項について延べ486件の各通知が行われた（法務省矯正局及び保護局の資料による。）。なお、令和4年4月以降、保護処分時に特定少年であり、2年の保護観察に付された者が少年院に収容された場合にも、それぞれ同様の通知を行うこととしている。また、少年事件においても、意見等聴取、心情等伝達及び相談・支援の各制度が実施されている（制度の概要及び運用状況については、本節5項参照）。

なお、令和4年法律第67号による少年院法の改正（第2編第1章1項（1）参照）により、被害

者等の心情等の考慮に係る規定が整備された（令和5年12月までに施行）。これにより、少年院の長は、①被害者等から被害に関する心情等を述べたい旨の申出があったときは、当該心情等を聴取すること、②在院者の個人別矯正教育計画（第3編第2章第4節3項（2）参照）を策定するに当たっては、被害者等の心情等を考慮すること、③被害者等から聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、生活指導（同章第4節3項（2）ア参照）を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達すること、などとされた。

また、前記更生保護法の改正（本節5項参照）によって整備された規定の内容は、少年についても同様に適用される（ただし、②について、「対象者の仮釈放中」は、「対象者の少年院からの仮退院・退院後」となる。）。

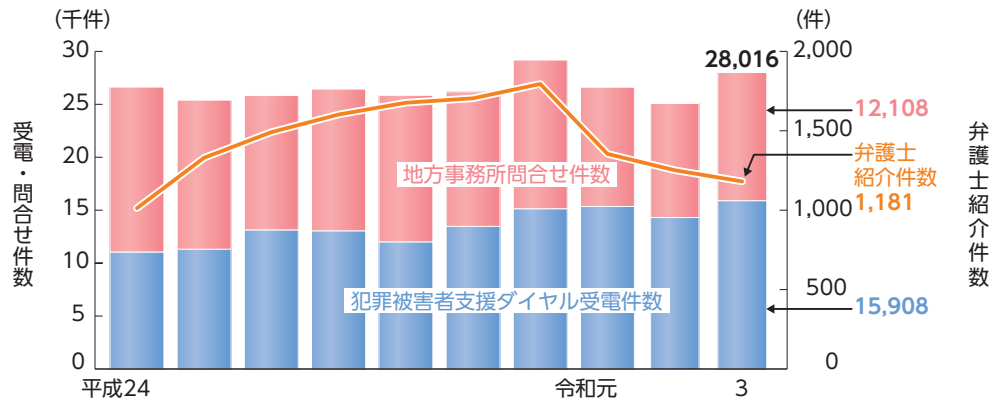
7 法テラスによる被害者等に対する支援

法テラス（第2編第1章2項参照）は、被害者等に対する支援業務を行っている。その業務内容は、コールセンター及び各地方事務所を通じて、刑事手続への適切な関与、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報提供を行うほか、被害者等の支援を行っている機関・団体の支援内容や相談窓口を案内し、被害者等の支援について経験や理解のある弁護士の紹介等を行うものである。また、法テラスは、被害者参加制度が開始されてからは、被害者参加人が法テラスを経由して裁判所に国選被害者参加弁護士の選定請求をするに当たり、法テラスと契約している弁護士を国選被害者参加弁護士の候補に指名して裁判所に通知するなどの業務も行っている。

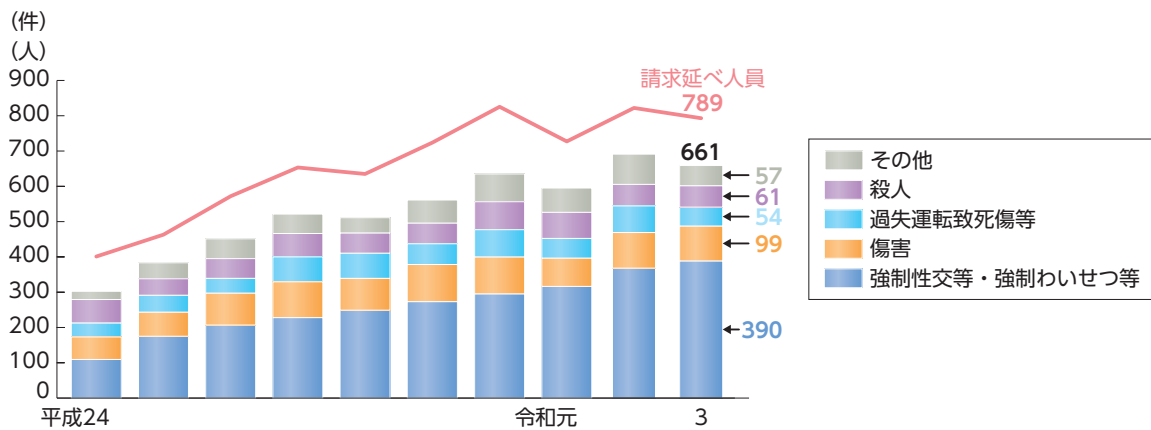
法テラスにおける被害者等に対する支援の実施状況の推移（最近10年間）については、**6-2-1-5** 図のとおりであり、令和3年度における犯罪被害者支援ダイヤルでの受電件数は1万5,908件（前年比1,599件増）、地方事務所での犯罪被害・刑事手続等の問合せ件数は1万2,108件（同1,340件増）であり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介した件数は1,181件（同71件減）であった。また、3年度の被害者参加人からの国選被害者参加弁護士選定請求件数は、661件（請求人員延べ789人）であり、罪名別にその件数を見ると、強制性交等・強制わいせつ等390件（59.0%）、傷害99件（15.0%）、殺人（自殺関与・同意殺人を含まない。）61件（9.2%）、過失運転致死傷等54件（8.2%）であった（法テラスの資料による。）。

(平成24年度～令和3年度)

① 被害者等支援業務



② 国選被害者参加弁護士選定請求件数 (罪名別)・請求延べ人員



注 1 法テラスの資料による。

注 2 「強制性交等」は、平成28年以前は平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦をいい、29年以降は強制性交等及び同改正前の強姦をいう。

注 3 「殺人」は、自殺関与・同意殺人を含まない。

また、平成28年法律第53号による綜合法律支援法（平成16年法律第74号）の改正により、平成30年1月から、法テラスにおいて、ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」及び配偶者暴力防止法上の「配偶者からの暴力」の被害者に対し、必要な法律相談を実施することを内容とする「DV等被害者法律相談援助」が実施されている（児童虐待・配偶者からの暴力・ストーカー等に係る犯罪については、第4編第6章参照）。なお、法テラスにおいては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、地方事務所における面談による法律相談の実施が困難な状況が生じたことから、それを解消すべく、令和2年5月、DV等被害者法律相談援助等につき、面談による法律相談の代替として電話等による法律相談援助を開始し、各地方事務所の実情に応じた運用がなされた。3年度におけるDV等被害者法律相談援助の実施件数は972件（前年比11件減）であり、そのうち99件は電話等による法律相談援助によるものであった（法テラスの資料による。）。

8 地方公共団体における被害者支援に向けた取組

令和3年度以降、第4次犯罪被害者等基本計画の下、地方公共団体に設置された、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の充実・周知の促進や、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定及び計画・指針の策定が行われている。令和3年4月1日現在、全ての地方公共団体に総合的対応窓口が設置されている上、32都道府県、8指定都市及び384市区町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下この章において同じ。）において、犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定され、

47都道府県、12指定都市及び130市区町村において、犯罪被害者等に関する計画・指針が策定されている（警察庁長官官房の資料による。）。

第2節 犯罪被害者等に対する給付金の支給制度等

1 犯罪被害給付制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に基づき、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死亡、重症病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、公的救済や損害賠償を得られない犯罪被害者及びその遺族に対し、**犯罪被害者等給付金**が支給される。令和3年度の犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る犯罪被害者数は288人（裁定件数347件）であり、裁定総金額は約10億888万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

2 国外犯罪被害弔慰金等の支給制度

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、**国外犯罪被害弔慰金**として被害者一人当たり200万円が、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った日本国籍を有する者に対し、**国外犯罪被害障害見舞金**として一人当たり100万円が、それぞれ支給される。令和3年度において、国外犯罪被害弔慰金等の支給裁定に係る国外犯罪被害者数は、1人（裁定件数2件）であり、裁定総金額は200万円であった（警察庁長官官房の資料による。）。

3 被害回復給付金支給制度

組織的犯罪処罰法により、財産犯等の犯罪行為により犯人が被害者から得た財産等（犯罪被害財産）について、一定の場合にその没収・追徴を行うことができ、また、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）により、没収・追徴した犯罪被害財産や外国から譲与を受けたこれに相当する財産を用いて、被害者等に対し、**被害回復給付金**が支給される。令和3年に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは12件であり、開始決定時における給付資金総額は約1億4,260万円であった（官報による。）。

4 被害回復分配金支払制度

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）は、預金口座等への振込を利用して行われた詐欺等の犯罪行為の被害者に対する**被害回復分配金**の支払等のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定めており、これにより、特殊詐欺等による財産的被害の迅速な回復が図られている。令和3年度に金融機関から被害者に対して支払われた被害回復分配金の総額は、約14億7,104万円であった（預金保険機構の資料による。）。

5 自動車損害賠償保障制度

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることなどを目的としている。自動車損害賠償保障制度の中核となっているのは、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下この項において「自賠責保険等」という。）である。

さらに、自賠責保険等を補完するものとして、政府が行っている自動車損害賠償保障事業がある。これは、加害者を特定できない「ひき逃げ事故」や有効な自賠責保険等が締結されていない「無保険」（無共済を含む。以下この項において同じ。）の自動車による事故の場合には、自賠責保険等による救済を受けられないため、政府が被害者に対して損害額をてん補するものであり、その保障金は、同事業が行う損害のてん補の基準に基づき支払われる。令和3年度の自動車損害賠償保障事業による保障金は、ひき逃げ事故について342人、無保険車による事故について157人に支払われた。支払額は、死亡者一人当たり平均約2,130万円、負傷者一人当たり平均約83万円であった（国土交通省自動車局の資料による。）。

なお、政府においては、自動車損害賠償保障事業のほか、自動車事故対策事業として、被害者支援及び事故防止に関する事業を実施しており、これまで有限の積立金を財源に、「当分の間」実施することとされていたものであるところ、令和4年6月、自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第65号）により、同事業が「被害者保護増進等事業」として新たに位置付けられた。これにより、自動車損害賠償保障事業と被害者保護増進等事業を、一体として新たな自動車事故対策事業として実施することとし、その財源として賦課金が拡充するなど、安定的・持続的に事業を実施できる仕組みへの転換が図られた（5年4月1日全面施行）。

6 地方公共団体による見舞金制度等

一部の地方公共団体は、犯罪被害者等に対する見舞金支給制度や生活資金の貸付制度を導入している。令和3年4月1日時点で、犯罪被害者等を対象とする見舞金支給制度を導入している地方公共団体は、8都県、9指定都市及び377市区町村であり、貸付制度を導入している地方公共団体は、3県及び10市区町であった（警察庁長官官房の資料による。）。

第3節 人身取引被害者保護

人身取引は重大な人権侵害であり、平成26年12月、犯罪対策閣僚会議により、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、**人身取引対策行動計画2014**が策定され、労働搾取を目的とした人身取引の防止や男性も含む人身取引被害者に対する一時保護機能の提供等の保護機能の強化等の施策が掲げられている。

発見された女性の人身取引被害者については、必要に応じ、婦人相談所が一時保護を行い、又は民間シェルター等に一時保護を委託するなどして、その保護を行っている。婦人相談所が一時保護を行った被害者数は、令和2年度においては5人、3年度においては11人であり、婦人相談所が民間シェルター等に一時保護を委託した被害者は、2年度においては2人、3年度においては1人であった。なお、婦人相談所が民間シェルター等に人身取引被害者の一時保護委託を実施するようになった平成17年度から令和3年度までに一時保護された人身取引被害者は、累計446人である（厚生労働省子ども家庭局の資料による。）。また、外国人の人身取引被害者については、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にあっても、在留特別許可による法的地位の安定化を図っており、令和3年には、入管法違反の状態にあった人身取引被害者1人（平成17年以降の累計で194人）に在留特別許可がなされた（出入国在留管理庁の資料による。）。

このほか、**国際移住機関（IOM）**は、警察、出入国在留管理庁、婦人相談所等と連携し、人身取引被害者に対する帰国支援等の事業を行っており、令和3年には2か国11人（同事業が開始された平成17年5月以降の累計で9か国354人）に対する帰国・社会復帰支援が行われた（国際移住機関の資料による。）。

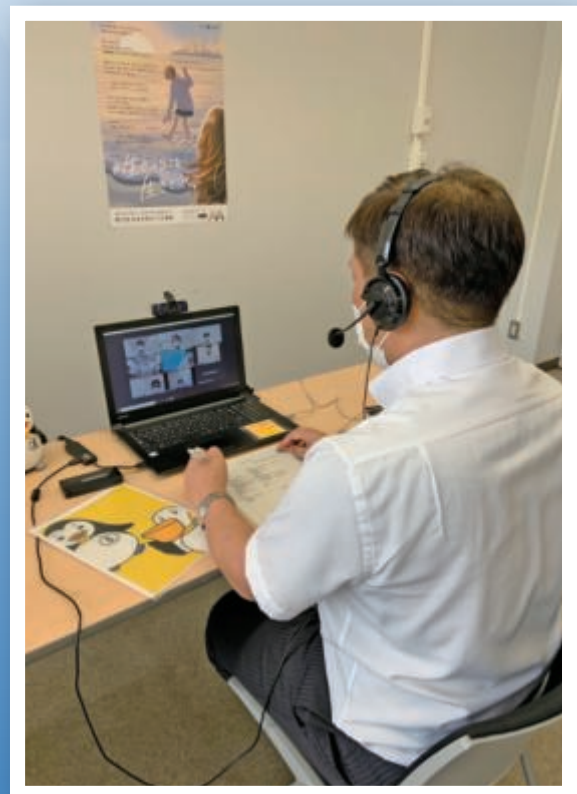
第7編

新型コロナウイルス感染症 と刑事政策



啓発資料「3つの密を避けましょう！」

【出典：首相官邸HPより】



オンラインケア会議の様子

【写真提供：法務省保護局】

- 第1章 はじめに
- 第2章 コロナ禍における社会情勢
- 第3章 コロナ禍における犯罪の動向等
- 第4章 刑事司法の各段階における
新型コロナウイルス感染症の
影響・対策
- 第5章 まとめ

令和元年（2019年）12月に中国湖北省武漢市で、原因不明肺炎（後に新型コロナウイルスに起因することが判明。）の発生が報告された後、新型コロナウイルス感染症は、世界中に感染拡大し、その影響により、我が国の国民生活・経済・社会も大きな変容を余儀なくされた。そして、これに伴い我が国の犯罪動向や刑事司法についても少なからぬ影響を受けた。そこで、本編では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年及び3年における犯罪の動向及び刑事司法の各段階における取組（対策）等について見ていくこととする。本編の構成としては、第2章において、新型コロナウイルス感染症感染拡大下における同感染症に関連した主な社会の出来事や感染者数、人々の移動を伴う動き（人流）の動向等について見た後、第3章において、主要な犯罪や特に注目すべき犯罪の動向について月別で認知件数等の推移を見るなどし、第4章において、刑事司法の各段階に与えた影響や新型コロナウイルス感染症対策について紹介する。これらを踏まえ、第5章において、新型コロナウイルス感染症と刑事政策についての現状等を総括し、将来に向けた展望を試みる。

この章では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下にあった令和2年及び3年における新型コロナウイルスに関連する主な社会の出来事を概観するとともに、同感染症の感染者数（新規陽性者数）・重症者数・死亡者数の推移や感染防止のために執られた対策の一つである緊急事態宣言の期間等について見た後、人々の行動がどのような影響を受けたかを推知する一つの指標として、人々の移動を伴う動き（以下「人流」という。）について見ていくこととする。

1 新型コロナウイルス感染症に関連する主な社会の出来事

令和元年（2019年）12月に中国湖北省武漢市で原因不明肺炎（後に新型コロナウイルスに起因することが判明。）の発生が報告された後、令和3年末までの我が国における新型コロナウイルス感染症に関連した主な社会の出来事は、**7-2-1表**のとおりである。

| 年 | 月日 | 主な出来事 |
|-------------|---|---|
| 2019年（令和元年） | 12月 12日 | 中国湖北省武漢市において原因不明肺炎の発生が報告される |
| 2020年（令和2年） | 1月 12日 | WHOが中国湖北省武漢市の原因不明肺炎は新型コロナウイルスが原因であると発表 |
| | 15日 | 日本における新型コロナウイルス感染症第1例目を確認 |
| | 30日 | WHOが新型コロナウイルス感染症について国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当すると発表 新型コロナウイルス感染症対策本部設置 |
| | 2月 11日 | WHOが新型コロナウイルスをSARS-CoV-2、それによる感染症をCOVID-19と命名 |
| | 13日 | 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策策定 |
| | 3月 2日 | 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業開始 |
| | 13日 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第4号）成立 |
| | 4月 7日 | 緊急事態宣言（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県） |
| | 13日 | 法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針策定 |
| | 16日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（全都道府県） |
| | 27日 | 矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン策定 |
| | 5月 1日 | 持続化給付金制度に係る申請受付開始 |
| | 25日 | 緊急事態を終了 |
| 7月 31日 | ファイザー社とワクチン供給に係る基本合意 | |
| 8月 7日 | アストラゼネカ社とワクチン供給に係る基本合意 | |
| 28日 | 「新型コロナウイルス感染症に係る今後の取組」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定） | |
| 9月 25日 | 「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（中間とりまとめ）」（内閣官房・厚生労働省） | |
| 10月 29日 | モデルナ社とワクチン供給に係る契約締結 | |
| 31日 | 国内陽性者数累積10万人超え | |
| 12月 2日 | 予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）成立 | |
| 2021年（令和3年） | 1月 7日 | 緊急事態宣言（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）（8日から） |
| | 13日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）（14日から） |
| | 2月 3日 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）成立 |
| | 14日 | ファイザー社ワクチンについて特例承認 |
| | 17日 | 医療従事者等のワクチン先行・優先接種開始 |
| | 3月 18日 | 緊急事態を終了（21日をもって） |
| | 4月 5日 | 初のまん延防止等重点措置を実施（宮城県、大阪府、兵庫県） |
| | 12日 | 高齢者のワクチン優先接種開始 |
| | 20日 | 日本における「デルタ株（B.1.617系統の変異株）」第1例目を確認 |
| | 23日 | 緊急事態宣言（東京都、京都府、大阪府、兵庫県）（25日から） |
| | 27日 | 国内死亡者数累積1万人超え |
| | 5月 7日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）（12日から） |
| | 14日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県）（16日から） |
| | 21日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県）（23日から） アストラゼネカ社ワクチン及びモデルナ社ワクチンについて特例承認 |
| 6月 17日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（沖縄県）（21日から） | |
| 7月 8日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（東京都、沖縄県）（12日から） | |
| 30日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県）（8月2日から） | |
| 8月 17日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県）（20日から） | |
| 25日 | 緊急事態宣言の対象区域を変更（北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県）（27日から） | |
| 9月 28日 | 緊急事態を終了（30日をもって） | |
| 11月 30日 | 日本における「オミクロン株（B.1.1.529系統の変異株）」第1例目を確認 | |
| 12月 1日 | ワクチンの追加接種開始（2回目接種を完了した18歳以上の全ての者） | |

注 1 本表の掲載事項は、基本的に、本編に掲載された事項や本編に掲載された事項に関連すると思われる事項を中心に抽出したものである。

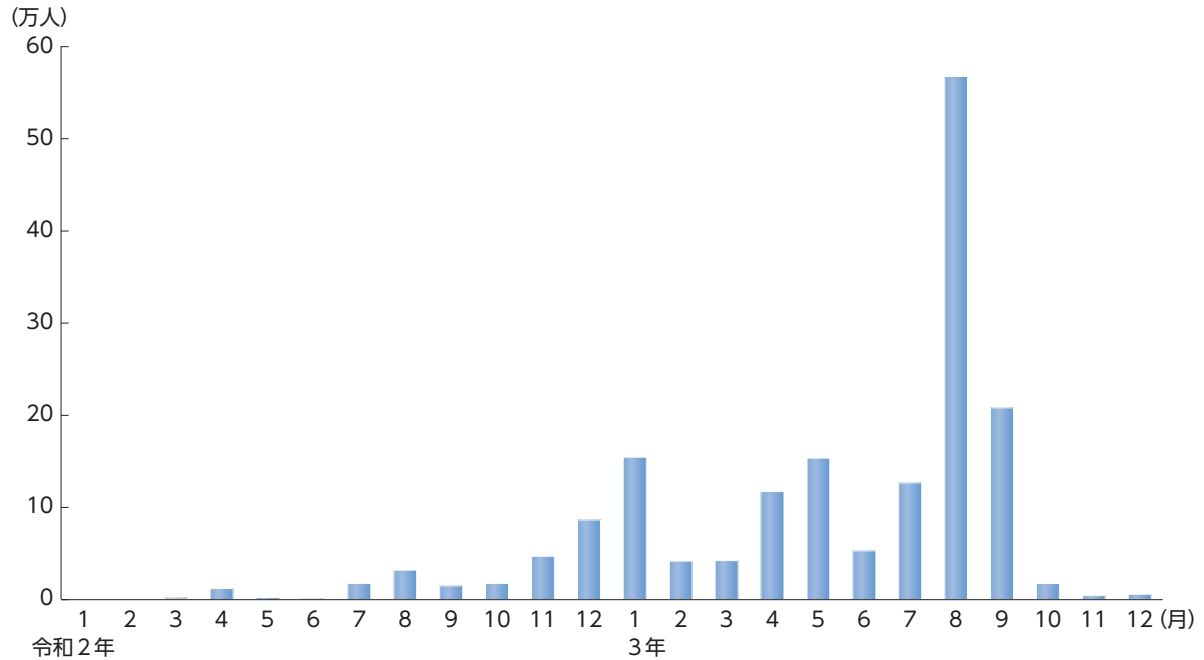
2 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」は、いずれも新型コロナウイルス感染症に係るものである。

2 新型コロナウイルス感染症感染者数等の推移

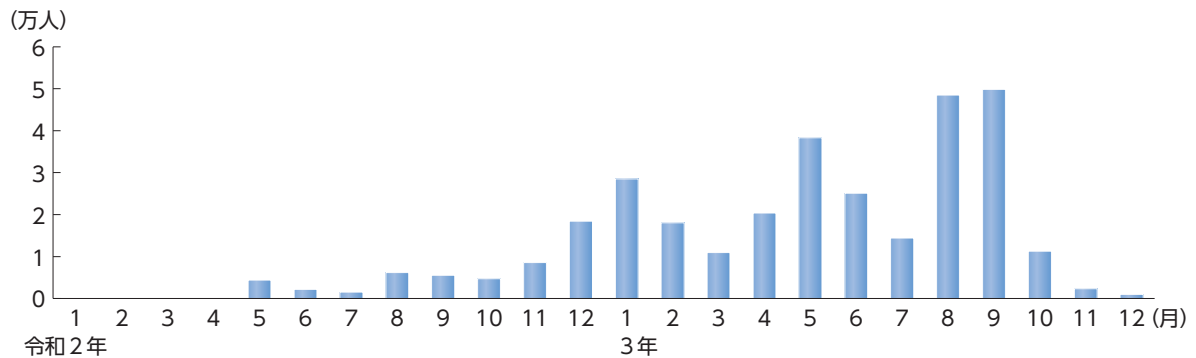
令和2年及び3年における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数、重症者数及び死亡者数を月別に見ると、7-2-2図のとおりである。

(令和2年～3年)

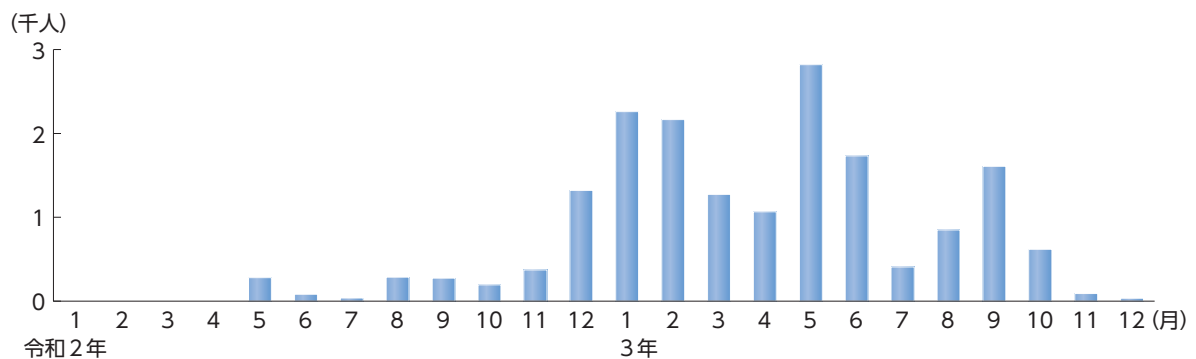
① 新規陽性者数



② 重症者数



③ 死亡者数



注 1 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の資料（令和4年4月24日入手）による。

2 各数値は、地方公共団体が発表した数値又はHER-SYSデータによる。

3 ①は、資料を入手し得た令和2年1月26日以降の数値、②及び③は、資料を入手し得た同年5月9日以降の数値でそれぞれ作成した。

4 ①は、一部地方公共団体において、再陽性者の計上方法が異なる。また、一部地方公共団体において、空港検疫症例の一部を含む。

5 ②及び③は、チャーター便を除く国内事例であり、空港検疫症例を含まない。

6 ②は、原則、人工呼吸器を使用、ECMOを使用又はICU等での治療のいずれかの条件に当てはまる患者の数であるが、一部地方公共団体において、計上方法が異なる。

7 ③は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく報告による新型コロナウイルス感染症の陽性者であって、亡くなった方の数である。

新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、令和2年1月に初めて国内で感染者が確認されて以降、徐々に増加し、同年4月（1万2,089人）に最初のピークを迎えた。その後、一旦は落ち着いたものの、同年8月（3万1,981人）に2度目のピークを迎えた後、同年11月から3年1月（15万4,700人）にかけて急増し、3度目のピークを迎えた。さらに、3年5月及び8月にも4度目及び5度目のピークを迎え、同月に至っては、この2年間において月別で最多となる新規陽性者数（56万7,572人）を記録した。

新型コロナウイルス感染症の重症者数、同感染症に罹患した者の死亡者数の各推移も、新規陽性者数の推移とほぼ同様であり、令和2年から3年までの間にそれぞれ5度のピークを迎えた。もっとも、新規陽性者数については、この間、3年8月が最多であったのに対し、重症者数は、その一月遅れとなる同年9月（4万9,880人）が最多であり、死亡者数は、同年5月（2,819人）のピーク時が最多であった。また、最多を記録した同年8月の新規陽性者数は、一つ前のピーク時である同年5月（15万3,674人）の3.7倍であったのに対し、新規陽性者数に一月遅れてピークを迎え最多となった同年9月の重症者数は一つ前のピーク時である同年5月（3万8,329人）の1.3倍であり、新規陽性者数の増加に比して重症者数の増加は鈍く、重傷者数と同様に同年9月に5度目のピークを迎えた同月の死亡者数（1,607人）は、最多を記録した同年5月の57.0%であり、同月と比べて減少した。

3 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言期間等の推移

新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、政府は、合計3度にわたり新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出したほか、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）を講じるなど、同感染症感染拡大を防止するため、国民に移動を伴う行動の自粛を始めとする感染防止策を呼びかけた。7-2-3図は、全国47都道府県における緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象区域となった期間をまとめたものである。

緊急事態宣言は、令和2年法律第4号による改正後の**新型インフルエンザ等対策特別措置法**（平成24年法律第31号）の規定に基づき、同法に規定する「新型インフルエンザ等」とみなされた新型コロナウイルス感染症（ただし、令和3年法律第5号により、令和3年2月13日以降は、「新型インフルエンザ等」として位置付けられた。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言したものであり、同宣言が解除されるまでの間、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関において、新型コロナウイルス感染症の全国的かつ急速なまん延を抑えるための対応として緊急事態措置が実施された。

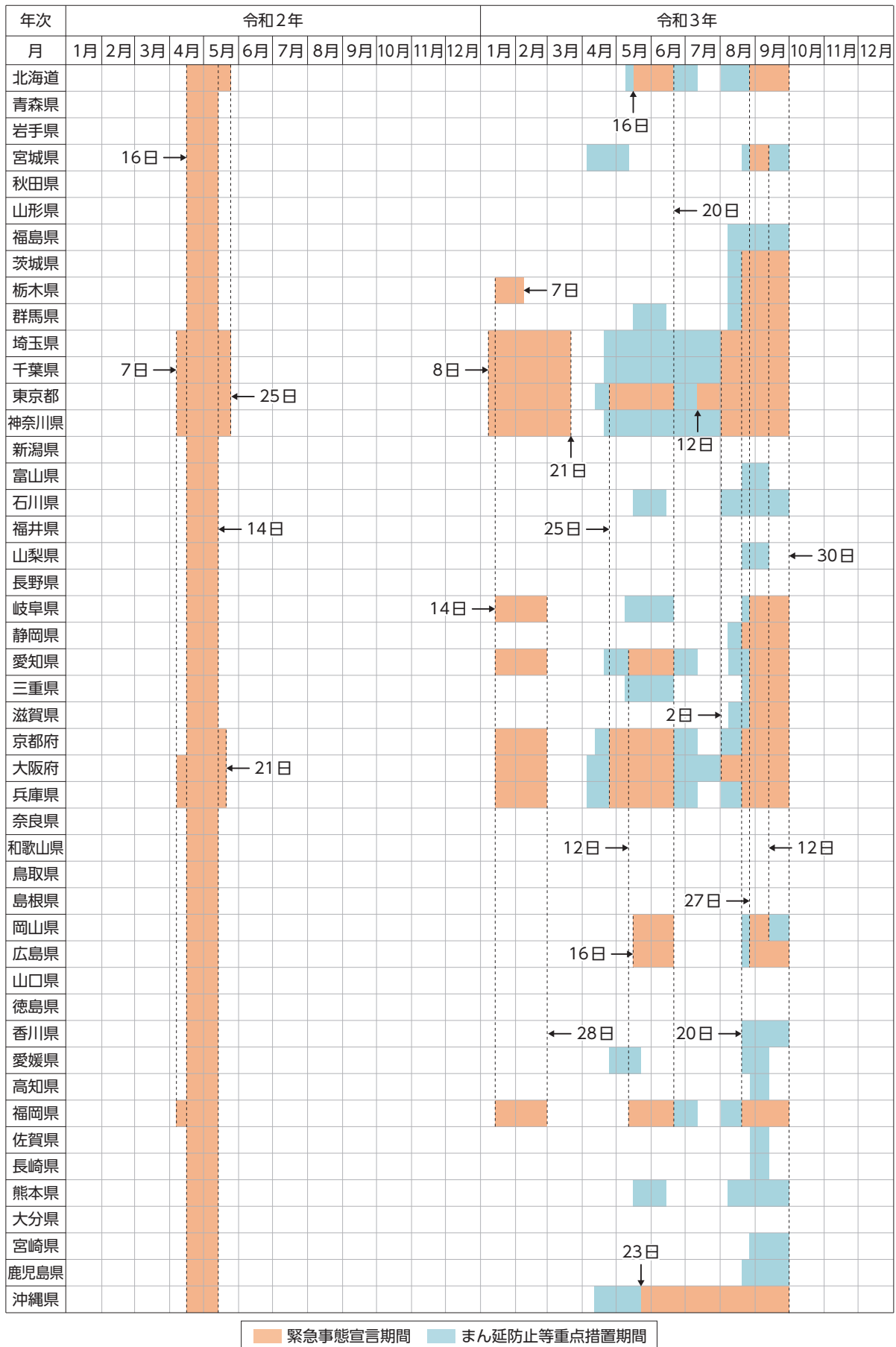
令和2年4月7日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県を対象区域として緊急事態宣言が発出されたことを皮切りに、新規陽性者数が最初のピークを迎えた同月から同年5月にかけて、全国47都道府県が同宣言の対象区域となった（以下「第1回緊急事態宣言」という。）。その後、2年間に緊急事態宣言が発出されることはなかったが、3年1月から東京都を含む4都府県を対象区域として緊急事態宣言が発出され、同年3月までの間、最大で11都府県が同宣言の対象区域となった（以下「第2回緊急事態宣言」という。）。さらに、令和3年4月から東京都、大阪府等の4都府県を対象区域として、またも緊急事態宣言が発出され、同年9月末までの間、最大で21都道府県が同宣言の対象区域となった（以下「第3回緊急事態宣言」という。）。

まん延防止等重点措置は、令和3年法律第5号により新型インフルエンザ等対策特別措置法に新設された規定に基づき、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体が特定地域からの新型コロナウイルス感染症のまん延を抑えるための対応として実施する措置であり、令和3年4月から9月までの間に、全国33都道府県において実施された。

7-2-3 図

緊急事態宣言期間及びまん延防止等重点措置期間の推移

(令和2年～3年)



注 1 内閣官房の資料による。

注 2 図中の日付は、緊急事態宣言期間の開始日又は終了日である。

4 新型コロナウイルス感染症感染拡大下における人流の動向

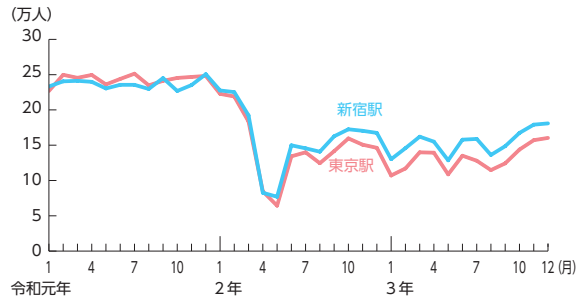
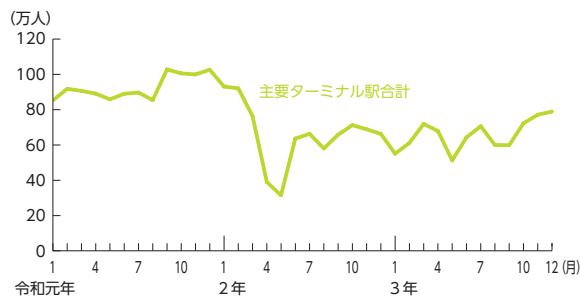
新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、それに伴う緊急事態宣言等による外出自粛要請等により、我が国における人流は、新型コロナウイルス感染症感染拡大前と比べ大きく変化した。その状況を見るため、各地における人流の推移を見るための指標として、東京駅・新宿駅を含む全国の主要5都道府県（東京都、大阪府、愛知県、福岡県及び北海道）のターミナル駅（複数の路線が乗り入れ、列車・バスなどの起点・終点となる駅）と同主要5都道府県の住宅街にある駅の滞在人口（人出）の推移を見たのが、7-2-4図である。ここで、滞在人口（人出）とは、株式会社Agoopの資料（スマートフォンのアプリから取得した位置情報を解析し、ある時点において、ある場所に滞在している人口を推計したもの。以下この編において同じ。）に基いて算出した、駅から半径500メートル以内における午後3時時点の各月の平均人口をいう（以下この編において同じ。）。

東京駅・新宿駅を含む主要5都道府県のターミナル駅の滞在人口（人出）には、ほぼ同様の傾向が見られた。すなわち、当該各駅の滞在人口（人出）は、新規陽性者数の最初のピークが見られ、かつ、第1回緊急事態宣言が発出された令和2年4月及び5月は大きく減少し、その後も新規陽性者数がピークを迎える都度、程度に差はあれ減少した（同年8月、第2回緊急事態宣言が発出された3年1月、第3回緊急事態宣言が発出された同年5月、同年8月など）。また、全国47都道府県の主要駅（各都道府県における令和元年の乗降客数が最も多かった駅。以下この編において同じ。）について、その滞在人口（人出）を分析した結果、多くの駅において、令和2年4月及び5月の滞在人口（人出）が減少するなど、同様の傾向が見られた。

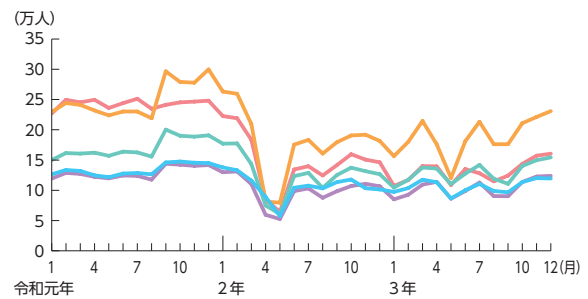
これに対し、住宅街駅（住宅街付近に所在する駅。前記主要5都道府県のターミナル駅のうち、東京駅、大阪駅、名古屋駅、博多駅及び札幌駅と同一の路線にある駅の中から、半径500メートル以内における令和2年1月の午前3時の平均人口を同午後3時の平均人口で除したときに、その比率が最も高かった駅をそれぞれ選出した。）では、第1回緊急事態宣言が発出された2年4月及び5月に滞在人口（人出）が増加しており、住宅街駅の滞在人口（人出）については、当該各駅及びその周辺に所在する住宅の人口も含まれているところ、その間は、それまで通勤等で日中不在としていた人々の多くがテレワーク等により在宅していたことがうかがえた。

(令和元年～3年)

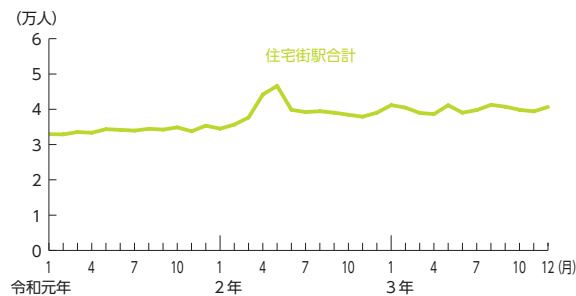
① 東京駅・新宿駅

② 主要ターミナル駅
ア 合計

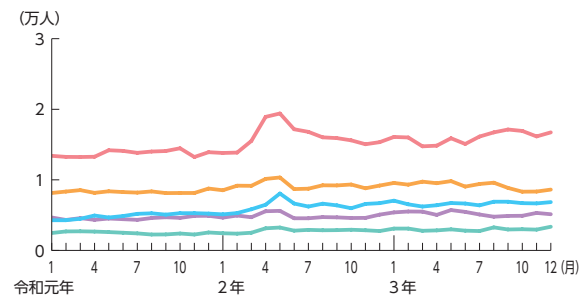
イ 各駅



— 東京駅 — 大阪駅 — 名古屋駅
— 博多駅 — 札幌駅

③ 住宅街駅
ア 合計

イ 各駅



— 東高円寺駅 — 八尾駅 — 丸ノ内駅
— 水城駅 — 厚別駅

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 「滞在人口（人出）」は、株式会社Agoopの資料に基づいて算出した、駅から半径500メートルにおける、午後3時時点の各月の平均人口である。

3 ②アは、東京駅（東京都）、大阪駅（大阪府）、名古屋駅（愛知県）、博多駅（福岡県）及び札幌駅（北海道）の各滞在人口（人出）の合計であり、②イは、当該各駅ごとの滞在人口（人出）である。

4 ③アは、東高円寺駅（東京都）、八尾駅（大阪府）、丸ノ内駅（愛知県）、水城駅（福岡県）及び厚別駅（北海道）の各滞在人口（人出）の合計であり、③イは、当該各駅ごとの滞在人口（人出）である。

第1節

新型コロナウイルス感染症に関連する犯罪等

① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗した犯罪

これまでも大規模自然災害等の国民生活に重大な影響が生じる事象が発生すると、人々の不安や窮状につけ込むような手口の犯罪が発生し、社会問題となってきた。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、多くの国民が、自らや家族の感染、生活の変化、仕事や収入等に不安を感じたり、実際に収入が減少したりする事態が生じ、これら人々の不安や窮状につけ込んだ犯罪が数多く発生した。具体的には、①違法に新型コロナウイルス感染症予防や治療の効果をうたった広告を行うなどの保健衛生事犯（薬事関係事犯（**医薬品医療機器等法**違反、**薬剤師法**（昭和35年法律第146号）違反等に係る事犯をいう。）、医事関係事犯（**医師法**（昭和23年法律第201号）違反、**歯科医師法**（昭和23年法律第202号）違反等に係る事犯をいう。）及び公衆衛生関係事犯（**食品衛生法**（昭和22年法律第233号）違反等に係る事犯をいう。）をいう。以下この項において同じ。）、②新型コロナウイルス感染症に関連した様々な事象を口実とする手口による特殊詐欺を始めとした詐欺事案、③新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等を対象とした違法な高金利貸付けの事案等のヤミ金融事犯（無登録・高金利事犯（**貸金業法**違反（無登録営業）、**出資法**違反（高金利等））及びヤミ金融関連事犯（貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、**携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律**（平成17年法律第31号。いわゆる**携帯電話不正利用防止法**）違反等に係る事犯をいう。）をいう。以下この項において同じ。）及び④新型コロナウイルス感染症に関連したサイバー犯罪等がある。

(1) 保健衛生事犯

新型コロナウイルス感染症に対する健康不安等につけ込んだ保健衛生事犯としては、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品について「新型コロナウイルス抑制効果がある。」などと薬効をうたう広告をした事案や、厚生労働大臣の許可を受けずに製造された医薬品の販売等をした事案等の医薬品医療機器等法違反事件、医師免許を持たない者が、同感染症に関するPCR検査のための検体採取に当たり、医行為を行った医師法違反事件等が発生した。同感染症に関連した保健衛生事犯の検挙事件数（余罪を含む一連の事件として警察が検挙したものをいう。以下この節において同じ。）は、令和2年は14事件、3年は7事件であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

(2) 特殊詐欺を始めとした詐欺事案

大規模な自然災害が発生した後は、災害に便乗した義援金・寄付金などをかたった詐欺が発生するなど、特殊詐欺を実行する犯罪組織は、様々な社会の出来事に便乗した犯行を行う傾向があるところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、これに伴う人々の生活に対する不安や窮状につけ込んだ様々な手口による特殊詐欺事案が確認された。具体的には、行政機関の職員を名のる男から、同感染症関連の給付金の振込みに通帳等が必要であるから、職員を受取に向かわせる旨の電話を受けた事案や、息子を名のる男から、「会社を辞めた人が取引先から1,000万円を借りたが、コロナでうまくいかず行方不明になった。保証人の自分が返さないといけなくなった。」などと電話を受け、現金300万円をだまし取られた事案等が発生した。同感染症の感染拡大下において確認された特殊詐欺の予兆電話は様々なものがあり、「コロナの検査キットを送りますので家族構成を教えてください

ださい。」などと言って、新型コロナウイルス検査をかたったもの、「ワクチンが接種できるようになりました。後日返還するので、まず10万円を振り込んでください。」などと言って、ワクチンの優先接種をかたったもの、「コロナで会社が困っていれば500万から3,000万まで融資します。」などと言って、融資をかたったものなどが全国で相次いで確認された。これら同感染症に関連した特殊詐欺事案の認知件数は、令和2年は55件（被害額は約1億円）、3年は44件（被害額は約1億1,000万円）であり、検挙件数及び検挙人員は、2年は検挙件数13件、検挙人員16人、3年は検挙件数4件、検挙人員7人であった（警察庁刑事局の資料による。）。

また、特殊詐欺以外にも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、マスクが品薄状態になった際には、インターネット上のショッピングサイトにおいてマスクの販売をかたり、利用者が代金を支払っても商品を送ってこない事案等も確認された。

（3）ヤミ金融事犯

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、同感染症の影響等によって資金繰りが厳しくなった経営者に対し、法定利息を大幅に超える利息を受領する約定で金銭を貸し付ける契約をした出資法違反等の事件も発生しており、同感染症に関連したヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員は、令和2年は検挙事件数5事件、検挙人員23人、3年は検挙事件数4事件、検挙人員11人であった（警察庁生活安全局の資料による。）。

（4）サイバー犯罪等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、いわゆるフィッシング（実在する企業・団体等を装って電子メールを送り、その企業・団体等のウェブサイトに見せかけて作成した偽のウェブサイト（フィッシングサイト）を受信者が閲覧するよう誘導し、当該サイトでクレジットカード番号や識別符号を入力させて金融情報や個人情報等を不正に入手する行為）の目的で、行政機関を装い、ワクチン接種や給付金の申請に関連した不審な電子メールを送付してフィッシングサイトへ誘導するなど、同感染症の感染拡大に乗じたサイバー犯罪やその疑いがある事案の発生も確認された。同感染症に関連するサイバー犯罪であると疑われる事案は、令和2年は887件、3年は257件確認された（警察庁サイバー警察局の資料による。）。

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における経済対策として新設された制度を悪用した犯罪

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの国民が生活や事業に影響を受けたことから、これを支援するために各種の給付金等を支給する制度が設けられたが、これらの制度を悪用し、給付金等をだまし取る詐欺（電子計算機使用詐欺を含む。以下この項において同じ。）事案が発生した。具体的には、①持続化給付金制度、②家賃支援給付金制度、③サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）給付金制度、④雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金制度、⑤総合支援資金制度等その他の給付金制度等をそれぞれ悪用した詐欺事案があった。

（1）持続化給付金制度の悪用事案

持続化給付金制度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となるべく、事業全般に広く使える給付金を支給することを目的とした制度であり、令和2年5月から3年2月までの間に約441万件の申請がなされ、約424万件の中小企業・個人事業者に約5.5兆円の給付金が支給されたが、これらの申請の中には、事業を実施していないのに実施しているように装う、売上げの減少理由が同感染症の影響によらないのにそうであるかのように装う、支給対象であるかのように売上高を装うなど、実際は同給付金の支

給要件を満たさないのにこれを満たすかのように装った不正な申請が含まれていた。このような不正な申請により持続化給付金をだまし取った詐欺事案につき、3年末までの検挙件数及び検挙人員は、4年8月17日時点の集計値で検挙件数2,578件、検挙人員2,866人（立件された被害額は合計約25億6,000万円）であった（警察庁刑事局の資料による。）。なお、同月10日時点で、持続化給付金の給付要件を満たさないにもかかわらず誤って申請を行い受給したなどとして同給付金の自主返還の申出が行われた件数は2万2,982件であり、そのうち返還済み件数は1万6,159件、返還済み金額は約173億3,500万円であった（経済産業省の資料による。）。

（2）家賃支援給付金制度の悪用事案

家賃支援給付金制度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い発出された緊急事態宣言（本編第2章3項参照）の延長等により売上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、事業者に対し、その事業のために占有する土地、建物の賃料負担を軽減する給付金の支給を目的とした制度であるが、同給付金の申請の中にも、賃料を実際よりも高く偽って申請するなどの不正な申請が含まれていた。このような不正な申請により家賃支援給付金をだまし取った詐欺事案につき、令和3年末までの検挙件数及び検挙人員は、4年8月17日時点の集計値で検挙件数64件、検挙人員61人（立件された被害額は合計約1億7,400万円）であった（警察庁刑事局の資料による。）。なお、同月10日時点で、家賃支援給付金の給付要件を満たさないにもかかわらず誤って申請を行い受給したなどとして同給付金の自主返還の申出が行われた件数は1,212件であり、そのうち返還済み件数は1,109件、返還済み金額は約8億6,900万円であった（経済産業省の資料による。）。

（3）サービス産業消費喚起事業（Go Toトラベル事業）給付金制度の悪用事案

サービス産業消費喚起事業（Go Toトラベル事業）給付金制度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、全国の旅行業、宿泊業はもとより、旅客運送業や飲食業、物品販売業など地域経済全体が深刻な状況に追い込まれたことから、一定の条件を満たす旅行者に対し、給付金を支給することにより、感染拡大により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的とした制度である。同給付金の申請の中にも、実際は宿泊した事実がないのに宿泊したように装って給付金の申請を行うなどの不正な申請が含まれており、宿泊予約をすることによって、旅行先における商品購入に使用できる「地域共通クーポン」を受け取った後、宿泊予約をキャンセルする手口で「地域共通クーポン」をだまし取るなどの詐欺事案が発生した。このような不正な申請により、同給付金をだまし取った詐欺事案につき、令和3年末までの検挙件数及び検挙人員は、4年8月17日時点の集計値で検挙件数45件、検挙人員14人（立件された被害額は合計約1億4,800万円）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

（4）雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金制度の悪用事案

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金制度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、事業主に対して、休業手当等の一部を助成する制度であるが、これらの助成金の支給申請の中にも、雇用関係のない者を雇用関係があるように装ったり、休業の実態がないのに休業をしたことにするなどの不正な申請が含まれていた。このような不正な申請により雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金をだまし取った詐欺事案につき、令和3年末までの検挙件数及び検挙人員は、4年8月17日時点の集計値で検挙件数24件、検挙人員23人（立件された被害額は合計約1億4,600万円）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

(5) その他の給付金制度等の悪用事案

(1) ないし(4)以外にも、その他の給付金制度等を悪用した詐欺事案も確認されており、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響によって失業するなどして収入が減少し、その収入減少が長期にわたることで日常生活の維持が困難な世帯に生活費を貸与する総合支援資金制度、同感染症の影響によって休業するなどして収入が減少した世帯に生活費を貸与する緊急小口資金制度、同感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった者に対して支給される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金制度、同感染症の感染拡大下において、家計への支援を行うための特別定額給付金制度、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業等により影響を受け、売上げが減少した中小法人・個人事業者に対して、事業の継続を支援するため事業全般に広く使える支援金を給付する一時支援金制度等を悪用し、不正な申請により給付金等をだまし取った詐欺事案があった。これら(1)ないし(4)以外の給付金制度等を悪用した詐欺事案につき、令和3年末までの検挙件数及び検挙人員は、4年8月17日時点の集計値で検挙件数196件、検挙人員208人(立件された被害額は合計約6,490万円)であった(警察庁刑事局の資料による)。

3 新型コロナウイルス感染症対策に係る国民生活安定緊急措置法違反

令和2年当初、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、日本国内において衛生マスクや消毒等用アルコールが不足するようになり、これらの買占めを行った者がインターネット上で高額転売をするなどの社会問題が生じるようになった。その後、国からの増産要請や補助事業により衛生マスクや消毒等用アルコールが増産されるに至ったが、需給バランスの早期の回復が見込めない状態となり、社会的な混乱が続くこととなった。国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)は、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の価格及び需給の調整等に関する緊急措置を定め、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とするものであるところ、前記のとおり、衛生マスクや消毒等用アルコールの供給がひっ迫したことから、国民生活の安定を確保するべく、同法施行令(昭和49年政令第4号)が改正され、衛生マスク及び消毒等用アルコール(以下この項において「衛生マスク等」という。)について、不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した者は、当該購入した衛生マスク等を、不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスク等の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであって、当該衛生マスク等の購入価格を超える価格による譲渡をしてはならないとされ、これに違反した者は処罰対象とされた(衛生マスクにつき、令和2年3月15日から同年8月28日まで。消毒等用アルコールにつき、同年5月26日から同年8月28日まで)。

新型コロナウイルス感染症に関連した同法違反につき、令和3年末までの検挙事件数は、20事件であった(警察庁生活安全局の資料による)。

4 その他新型コロナウイルス感染症に関連する犯罪

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、同感染症に関連する様々な犯罪が発生し、世間の耳目を集めることとなった。具体的には、公共施設や店舗等で、自身が新型コロナウイルス感染者である旨を施設職員や店舗従業員に告知するなどし、公共施設や店舗等の業務を妨害した威力業務妨害等の事案、インターネット上で同感染症の感染者に対し誹謗中傷を行った名誉毀損の事案、マスクの着用をめぐるトラブルとなり暴行を振るうなどした傷害の事案などの発生が確認された。

第2節 主要な犯罪の動向

1 刑法犯認知件数の推移

(1) 認知件数総数の推移

刑法犯の認知件数は、平成15年から減少を続けているところ、令和元年までの5年間における年平均減少率（複数年にわたる減少率から、一年当たりの減少率を求めたもの）は9.2%であったが、2年は61万4,231件（前年比13万4,328件（17.9%）減）であり、3年は56万8,104件（同4万6,127件（7.5%）減）であった（CD-ROM資料1-1参照）。2年及び3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府による緊急事態宣言が発出され、対象地域の都道府県においては、外出自粛を始めとした感染防止に必要な数々の協力要請がなされ、全国的に人の移動や社会経済活動が大きく抑制された。このような人の活動の変化は、刑法犯認知件数の動向にも少なくない影響をもたらしたと見ることができる。

より詳細な動向を見るため、ここでは、刑法犯の認知件数を月別で三つの視点から見ていくこととする。

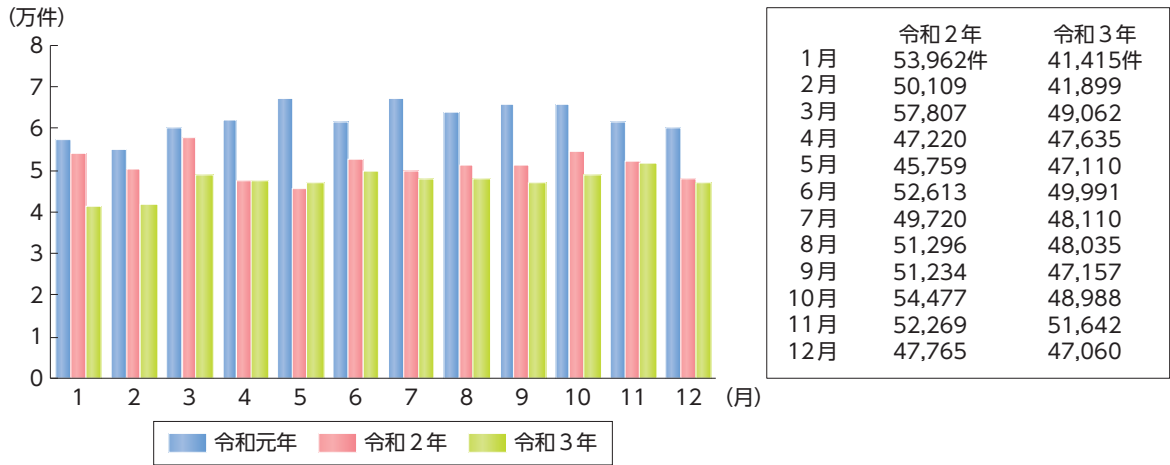
まず、令和元年から3年までの刑法犯認知件数の推移について、月別に単純に比較して見たものが7-3-2-1図①である。前年同月比で最も大きく減少したのは、2年5月（前年同月比32.1%減）であり、次いで、2年7月（同26.3%減）、2年4月（同23.9%減）の順であった。

次に、刑法犯の認知件数の推移には季節変動及び近年の減少傾向が影響した可能性があることを考慮し、平成27年から令和元年までの同月の認知件数の平均値を100とした場合における、元年・2年・3年の各月の指数を比較して見たのが7-3-2-1図②である。元年は、77.4～85.8と8.4ptの差の範囲内で推移していたが、2年は、1月から3月は76前後であったのに対し、4月は63.1、5月は54.8、7月は61.8と月によってばらつきが見られ、その最大値と最小値の差が23.1ptであった。3年は、5月は56.4であったものの、その他の月は59.7から68.0の範囲にあった。

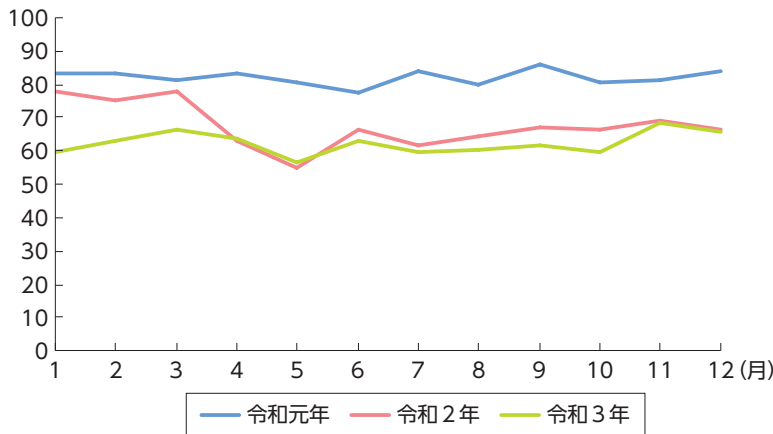
さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における人の活動の変化を見る参考指標として、主要なターミナル駅（東京駅、大阪駅、名古屋駅、博多駅及び札幌駅）付近の滞在人口（人出）の合計（以下「主要ターミナル駅滞在人口（人出）」という。以下この節において同じ。）の推移と、令和元年から3年までの各月の刑法犯認知件数を比較して見たのが、7-3-2-1図③である。主要ターミナル駅滞在人口（人出）は、緊急事態宣言が初めて発出された2年4月から5月にかけて、他の月と比べて顕著に減少しており、主要ターミナル駅滞在人口（人出）の減少・増加に伴い、刑法犯認知件数も減少・増加が見られた。

(令和元年～3年)

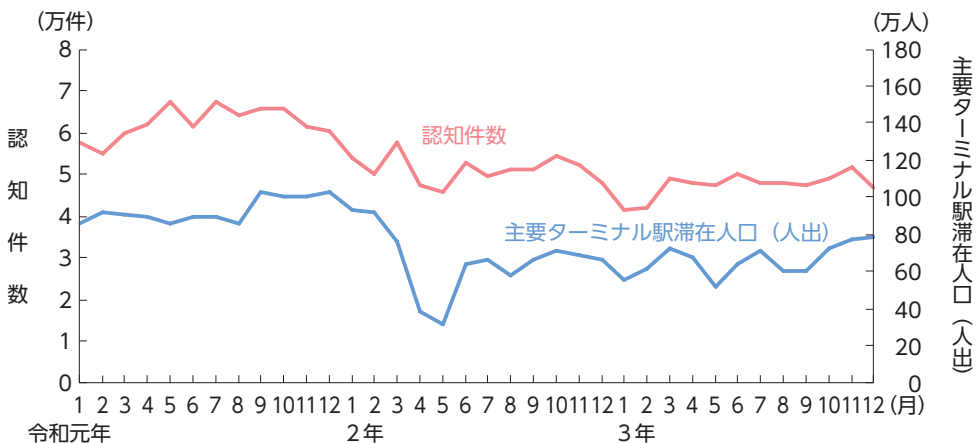
① 認知件数の月別の比較



② 平成27年から令和元年までの同月の平均値との比較



③ 滞在人口 (人出) との比較



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 警察庁刑事局の資料に基づき、各月の認知件数を算出した。
 3 ②は、平成27年から令和元年までの同月の認知件数の平均値を100とした場合における、同年から3年までの各月の指数である。
 4 「滞在人口 (人出)」は、株式会社Agoopの資料に基づいて算出した、駅から半径500メートル以内における、午後3時時点の各月の平均人口である。
 5 「主要ターミナル駅滞在人口 (人出)」は、東京駅 (東京都)、大阪駅 (大阪府)、名古屋駅 (愛知県)、博多駅 (福岡県) 及び札幌駅 (北海道) の滞在人口 (人出) の合計である。

(2) 主な刑法犯認知件数の推移（罪名別）

窃盗を除く刑法犯について、主な罪名ごとに令和元年から3年までの認知件数の推移を見ると、7-3-2-2図のとおりである。刑法犯総数と同様、三つの視点でそれぞれ比較した。

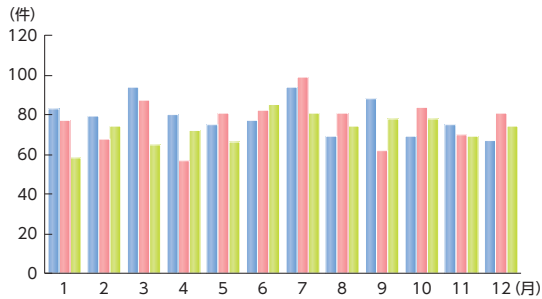
月別に単純に比較して見ると、強制わいせつでは、令和2年4月（前年同月比36.6%減）、5月（同46.1%減）が顕著に減少し、強制性交等では、2年5月（同30.6%減）が顕著に減少した。緊急事態宣言が初めて発出された2年4月から5月について、平成27年から令和元年までの同月の認知件数の平均値を100とした場合における各月の指数を見ると、強制わいせつは2年4月（49.5）及び5月（43.3）が、強制性交等は2年5月（77.0）が、それぞれ顕著に少なかったが、殺人、強盗及び放火には、特異な変化は見られなかった。

7-3-2-2図 主な刑法犯 認知件数の推移（月別、罪名別）

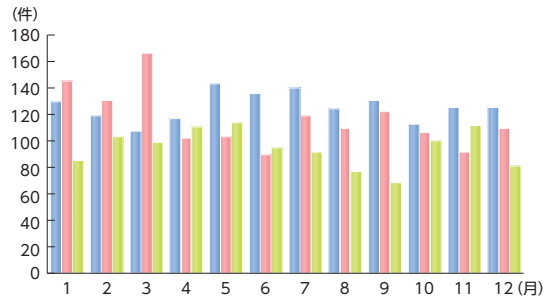
（令和元年～3年）

① 認知件数の月別の比較

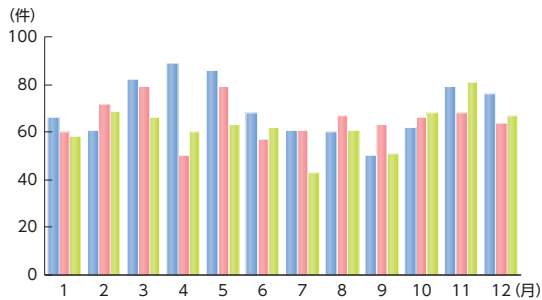
ア 殺人



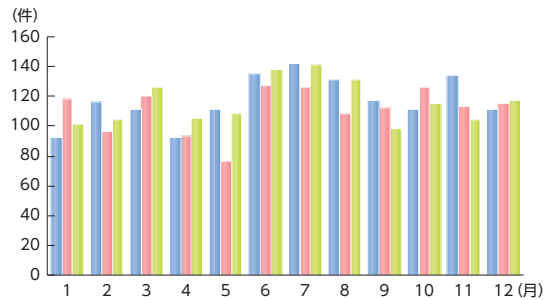
イ 強盗



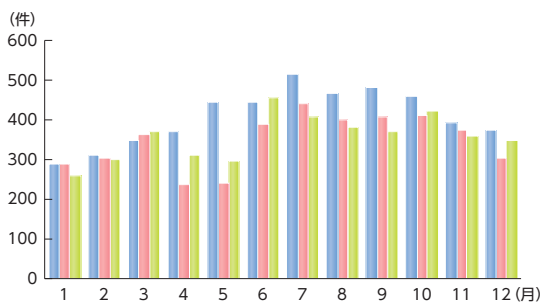
ウ 放火



エ 強制性交等



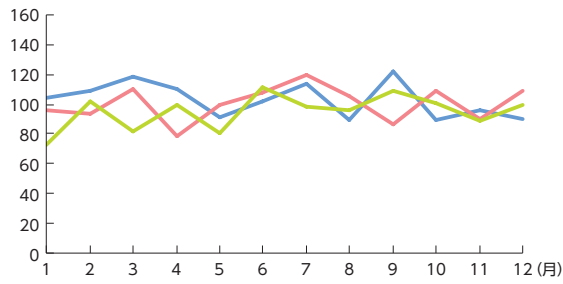
オ 強制わいせつ



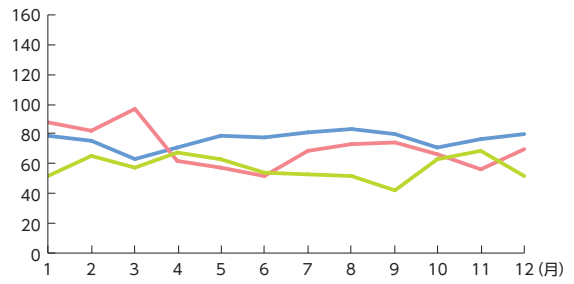
■ 令和元年 ■ 令和2年 ■ 令和3年

② 平成27年から令和元年までの同月の平均値との比較

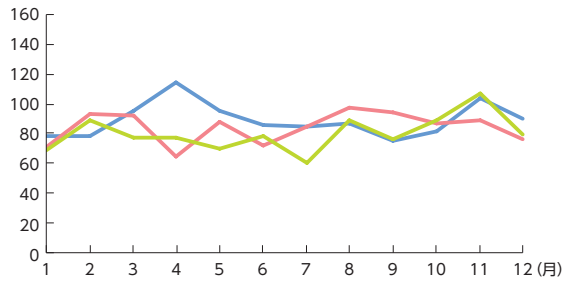
ア 殺人



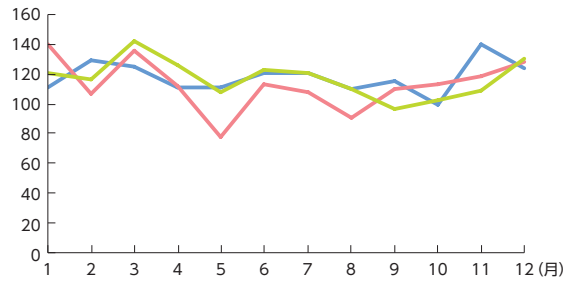
イ 強盗



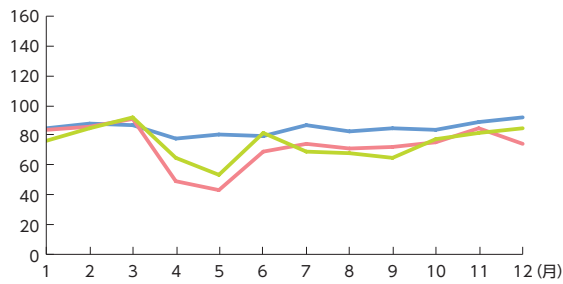
ウ 放火



エ 強制性交等



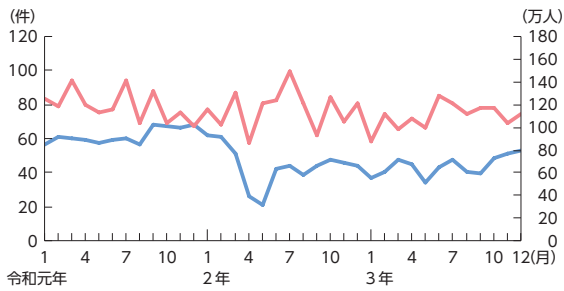
オ 強制わいせつ



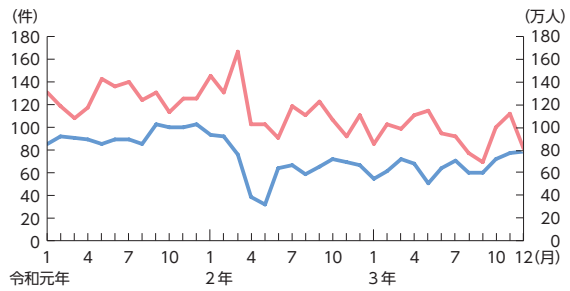
— 令和元年 — 令和2年 — 令和3年

③ 滞在人口（人出）との比較

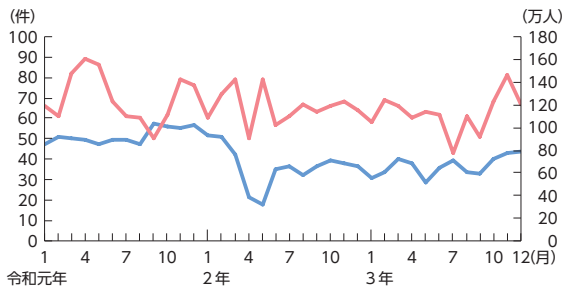
ア 殺人



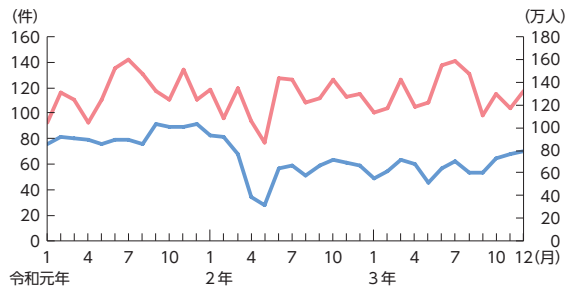
イ 強盗



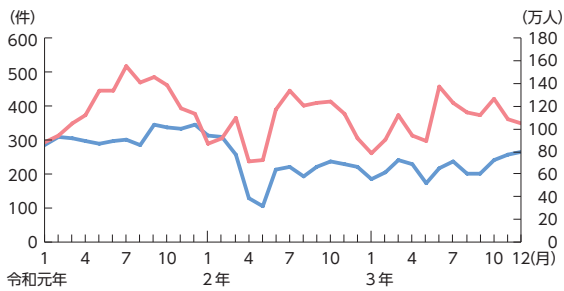
ウ 放火



エ 強制性交等



オ 強制わいせつ



— 認知件数 — 主要ターミナル駅滞在人口（人出）

- 注 1 7-3-2-1図の脚注1ないし5に同じ。
 2 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による刑法改正前の強姦を含む。

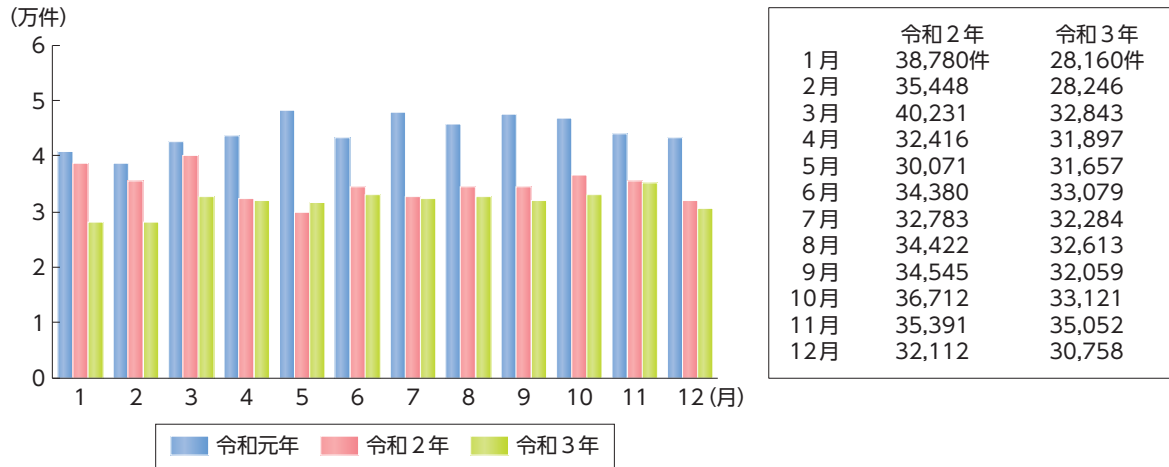
(3) 窃盗の認知件数の推移

認知件数において刑法犯の7割近くを占める窃盗は、平成15年から減少し、令和元年までの5年間の年平均減少率は9.9%であったが、2年は41万7,291件（前年比11万5,274件（21.6%）減）であり、3年は38万1,769件（同3万5,522件（8.5%）減）であった（CD-ROM資料1-2参照）。

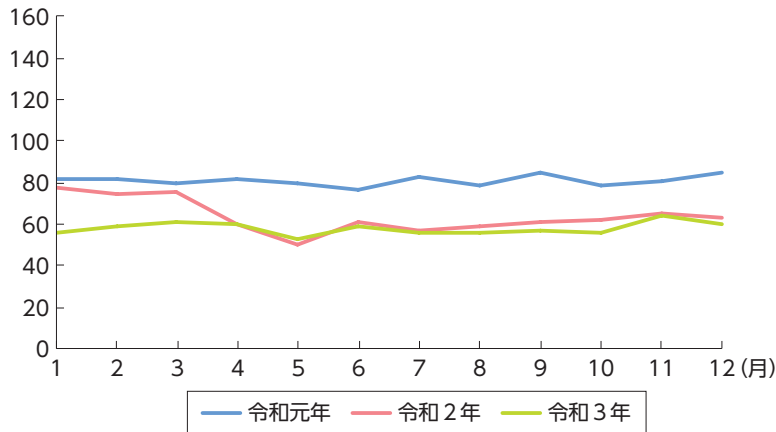
令和元年から3年までの月別の認知件数の推移をこれまでと同様の三つの視点で見ると、7-3-2-3図のとおりである。平成27年から令和元年までの同月の認知件数の平均値を100とした場合における各月の指数を見ると、2年5月は50.0であり、同じ年の他の月と比べて顕著に少なかった。また、窃盗の認知件数の推移について、主要ターミナル駅滞在人口（人出）との関係を見ると、主要ターミナル駅滞在人口（人出）の減少・増加に伴い、窃盗の認知件数も減少・増加が見られた。

(令和元年～3年)

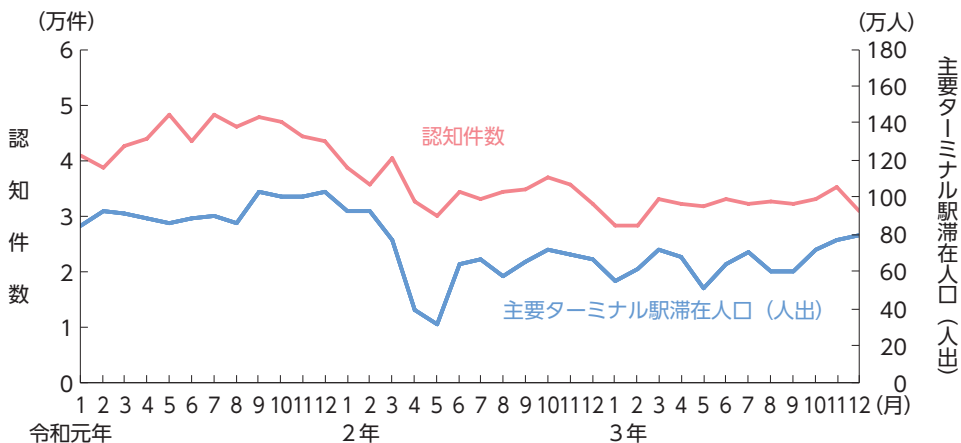
① 認知件数の月別の比較



② 平成27年から令和元年までの同月の平均値との比較



③ 滞在人口 (人出) との比較



注 7-3-2-1 図の脚注1ないし5に同じ。

窃盗の認知件数の推移を態様別に見ると、侵入窃盗及び非侵入窃盗は、平成15年以降、乗り物盗は、平成14年以降、いずれも減少を続けている。侵入窃盗は、令和元年までの5年間における年平均減少率は9.2%であったのに対し、2年は前年比23.7%減、3年は同15.5%減であり、非侵入窃盗は、元年までの5年間における年平均減少率は8.6%であったのに対し、2年は前年比17.2%減、3年は同5.4%減であり、乗り物盗は、元年までの5年間における年平均減少率は11.9%であったの

に対し、2年は前年比27.8%減、3年は同11.6%減であった。

手口別に見ると、侵入窃盗のうち、事務所荒し、空き巣、忍込み及び出店荒しは、いずれも令和2年は前年比23%以上の減少であった。非侵入窃盗のうち、すり、自動販売機ねらい、仮睡者ねらい、ひったくり及び置引きは、いずれも2年は前年比42%以上の大きな減少であった一方、万引きは、元年までの5年間に於ける年平均減少率は5.0%であったのに対し、2年は前年比7.0%減、3年は同1.2%減であった。乗り物盗のうち、自転車盗及び自動車盗は、いずれも2年は前年比27%以上の減少であった。

平成27年から令和3年までの窃盗の手口別の月別認知件数の推移をこれまでと同様の三つの視点で見ると、7-3-2-4図のとおりである。侵入窃盗のうち、住宅対象の侵入窃盗は、2年の5月、7月、12月に前年同月比40%以上の減少であり、非侵入窃盗のうち、すりは、2年中は、3月以降、前年の同月と比べて大幅に減少しており、特に2年5月は前年同月比81.7%減であった(1-1-2-2図CD-ROM参照)。

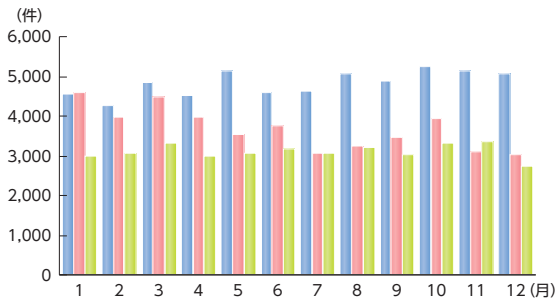
なお、株式会社Agoopの資料に基づいて算出したところ、全国に緊急事態宣言が初めて発出された令和2年4月及び5月は、主要駅における滞在人口(人出)は多くの都道府県において減少した一方、住宅地では増加したところもあり、住宅対象の侵入窃盗の減少は、外出自粛等の要請によるいわゆる「ステイホーム」の影響もあると考えられる(7-2-4図参照)。

7-3-2-4図 窃盗 認知件数の推移(月別、手口別)

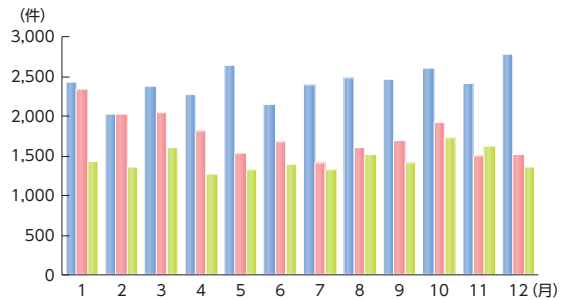
(令和元年~3年)

① 認知件数の月別の比較

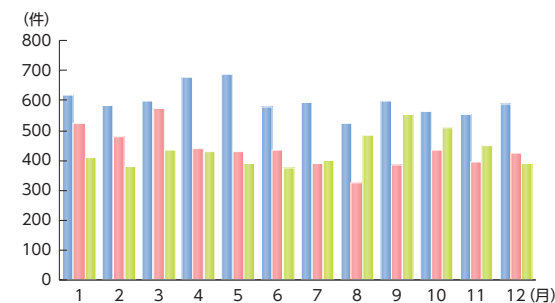
ア 侵入窃盗(総数)



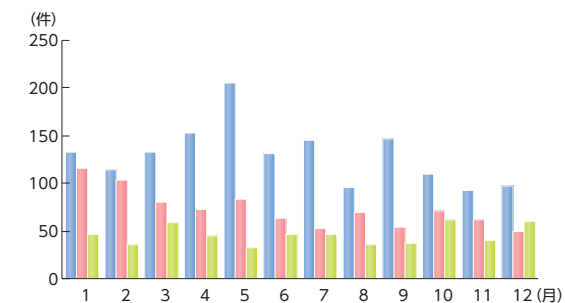
イ 侵入窃盗(住宅対象)



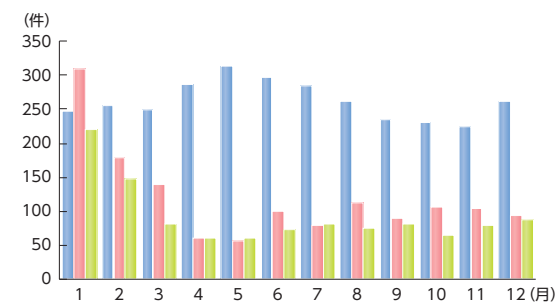
ウ 自動車盗



エ ひったくり



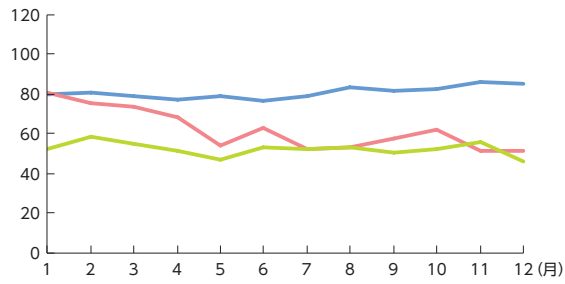
オ すり



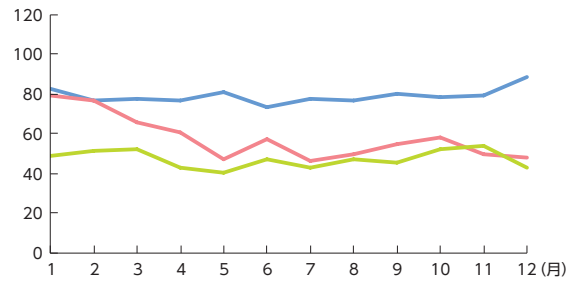
■ 令和元年 ■ 令和2年 ■ 令和3年

② 平成27年から令和元年までの同月の平均値との比較

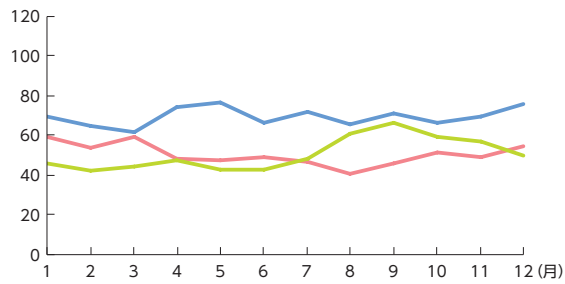
ア 侵入窃盗（総数）



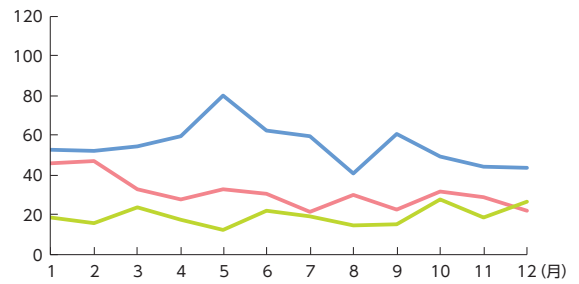
イ 侵入窃盗（住宅対象）



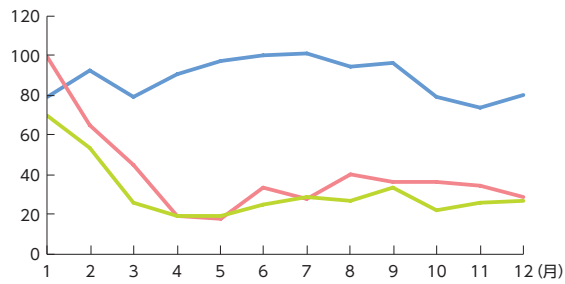
ウ 自動車盗



エ ひったくり



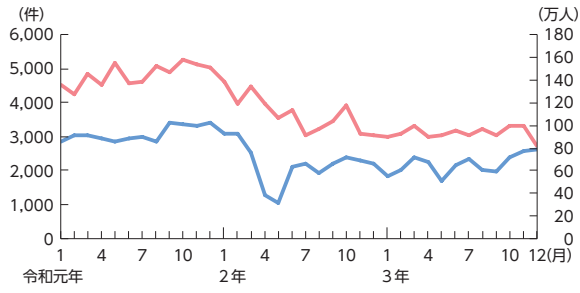
オ すり



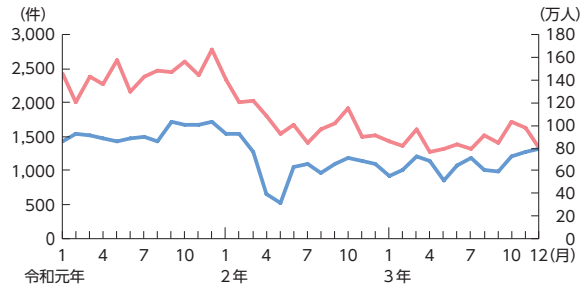
— 令和元年 — 令和2年 — 令和3年

③ 滞在人口（人出）との比較

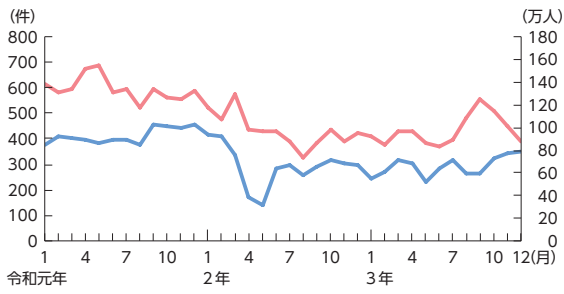
ア 侵入窃盗（総数）



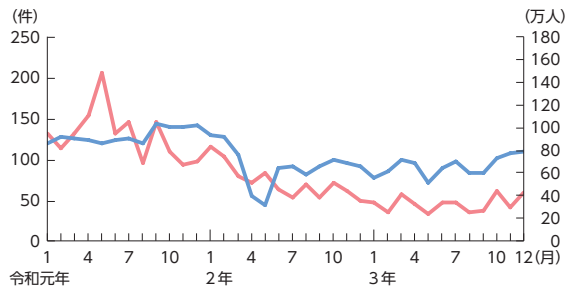
イ 侵入窃盗（住宅対象）



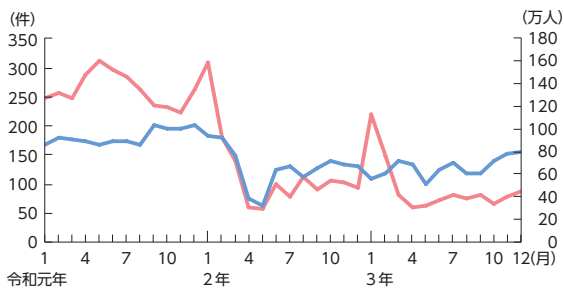
ウ 自動車盗



エ ひったくり



オ すり



— 認知件数 — 主要ターミナル駅滞在人口（人出）

注 1 7-3-2-1図の脚注1ないし5に同じ。
 2 「侵入窃盗（住宅対象）」は、「侵入窃盗（総数）」の内数である。

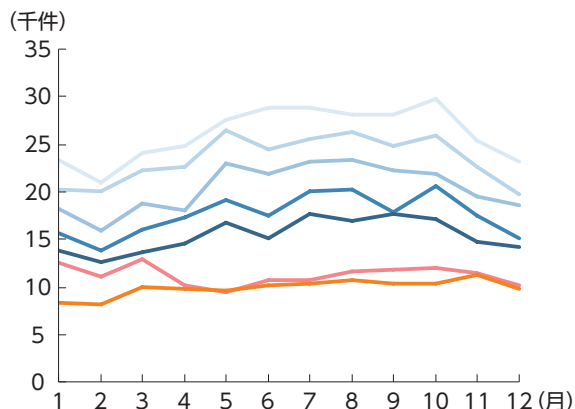
(4) 主な街頭犯罪認知件数（地域別）の推移

7-3-2-5図は、平成27年から令和3年までの主な街頭犯罪認知件数（路上強盗、部品ねらい、車上ねらい、自動販売機ねらい、オートバイ盗及び自転車盗をいう。）の月別の推移を特定警戒都道府県（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。同年4月16日変更）において、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとされた13都道府県）と特定警戒都道府県以外の県で比較したものである。主な街頭犯罪認知件数は、特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の県のいずれにおいても、平成27年以降毎年減少を続けており、令和元年までは各月とも毎年同様の傾向を示していたが、2年5月、7月、8月、9月及び10月には前年同月と比べて特に減少しており、それまでとは特に異なった傾向が見られた。一方、特定警戒都道府県と特定警戒都道府県以外の県では、明らかな相違が見られなかった。なお、全国に初めて緊急事態宣言が発出された2年4月及び5月の主要駅における滞在人口（人出）を前年同月と比べて見ると、特定警戒都道府県における滞在人口（人出）の合計は、顕著に減少しており、特定警戒都道府県以外における滞在人口（人出）の合計も、その減少幅は特定警戒都道府県よりはやや小さいものの、顕著に減少していた。

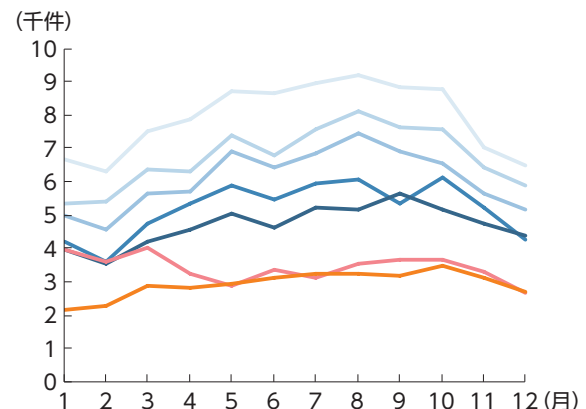
7-3-2-5図 主な街頭犯罪の認知件数の推移（月別、地域別）

(平成27年～令和3年)

① 特定警戒都道府県



② 特定警戒都道府県以外



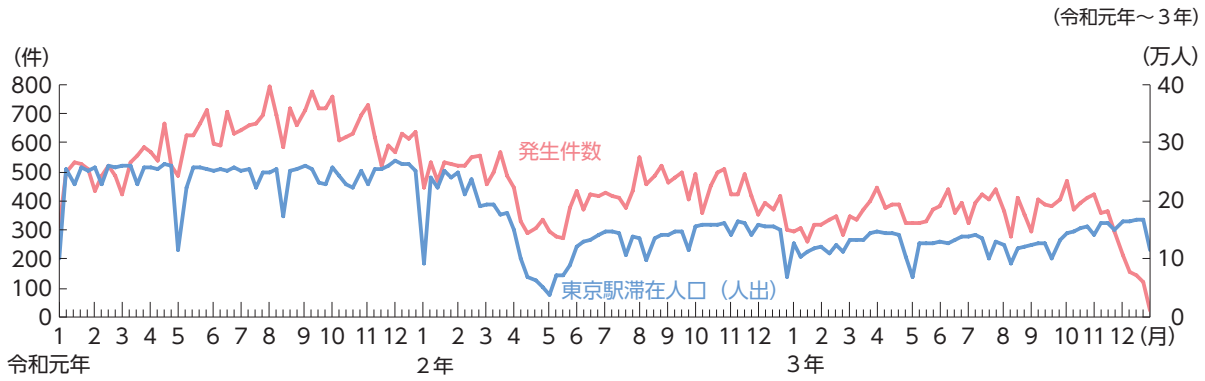
— 平成27年 — 平成28年 — 平成29年 — 平成30年
— 令和元年 — 令和2年 — 令和3年

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 警察庁刑事局の資料に基づき、各月の認知件数を算出した。
3 主な街頭犯罪は、路上強盗、部品ねらい、車上ねらい、自動販売機ねらい、オートバイ盗及び自転車盗をいう。
4 「特定警戒都道府県」は、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県をいう。

(5) 東京都における自転車盗の発生件数の推移

主な街頭犯罪のうち、特に件数が多く、週単位での比較が可能な東京都における自転車盗の発生件数の推移と東京駅における滞在人口（人出）の推移を比較して見ると、7-3-2-6図のとおりである。滞在人口（人出）の減少・増加に伴い、東京都における自転車盗の発生件数も減少・増加が見られた。

7-3-2-6 図 東京都における自転車盗の発生件数の推移（週別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 警視庁生活安全総務課の資料に基づき、各週の発生件数を算出した。
 3 週次定義は、ISO8601に基づき、令和元年、2年、3年についてそれぞれ平成30年12月31日、令和元年12月30日、3年1月4日から始まる週を第1週とし、同年の最終週は4年1月2日までの週とした。ただし、自転車盗の発生件数につき、平成31年1月1週目は同月1日～6日の6日間、令和3年12月5週目は同月27日～31日の5日間の数値を集計したものである。
 4 「東京駅滞在人口（人出）」は、株式会社Agoopの資料に基づいて算出した、東京駅から半径500メートル以内における、午後3時時点の各週の平均人口である。

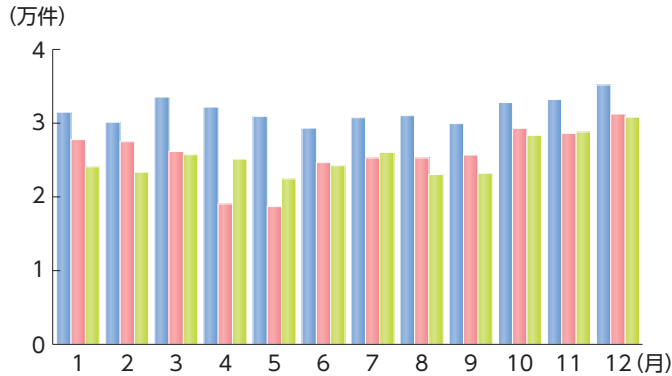
2 交通事故の発生状況等の推移

交通事故の発生件数は、平成17年から減少を続けているところ、令和元年までの5年間における年平均減少率は7.9%であったが、2年は30万9,178件（前年比7万2,059件（18.9%）減）であり、3年は30万5,196件（同3,982件（1.3%）減）であった。交通事故の発生状況等の推移を月別に見ると、7-3-2-7図のとおりである。2年4月及び5月の交通事故の発生件数は、それぞれ前年同月比41.9%減、37.9%減と大幅に減少し、また、2年4月及び5月の重傷者数も、それぞれ前年同月比35.2%減、29.6%減と大幅な減少が見られた。元年・2年・3年における各月第3水曜日の交通量を比較すると、2年4月及び5月は、それぞれ前年同月比13.9%減、同16.4%減であり、交通事故の発生件数等の減少の背景には、このような交通量の減少があったと考えられる。

（令和元年～3年）

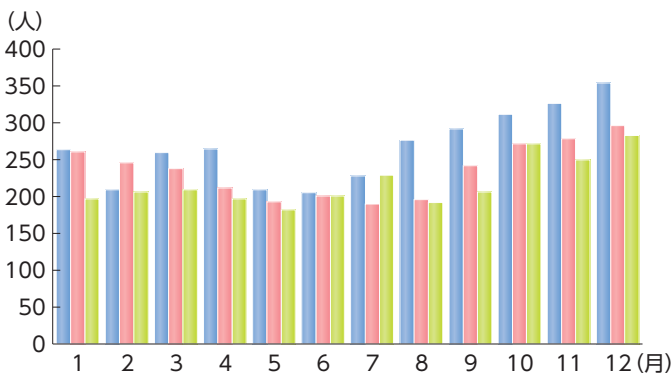
① 交通事故件数・死者数・重傷者数の月別の比較

ア 交通事故件数



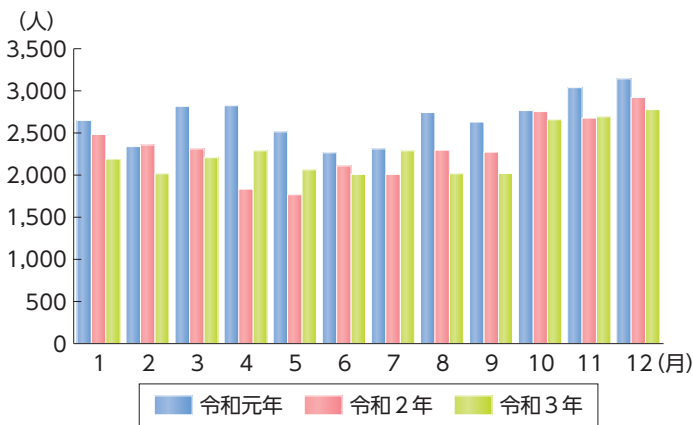
| | 令和2年 | 令和3年 |
|-----|---------|---------|
| 1月 | 27,772件 | 24,074件 |
| 2月 | 27,482 | 23,354 |
| 3月 | 26,152 | 25,717 |
| 4月 | 19,043 | 25,128 |
| 5月 | 18,683 | 22,442 |
| 6月 | 24,641 | 24,229 |
| 7月 | 25,282 | 26,037 |
| 8月 | 25,284 | 23,032 |
| 9月 | 25,675 | 23,213 |
| 10月 | 29,305 | 28,345 |
| 11月 | 28,618 | 28,809 |
| 12月 | 31,241 | 30,816 |

イ 死者数



| | 令和2年 | 令和3年 |
|-----|------|------|
| 1月 | 262人 | 198人 |
| 2月 | 247 | 207 |
| 3月 | 239 | 210 |
| 4月 | 213 | 198 |
| 5月 | 194 | 183 |
| 6月 | 202 | 202 |
| 7月 | 191 | 230 |
| 8月 | 197 | 193 |
| 9月 | 243 | 207 |
| 10月 | 273 | 273 |
| 11月 | 280 | 251 |
| 12月 | 298 | 284 |

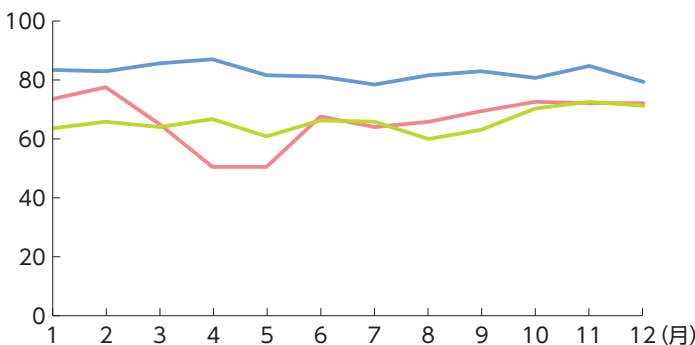
ウ 重傷者数



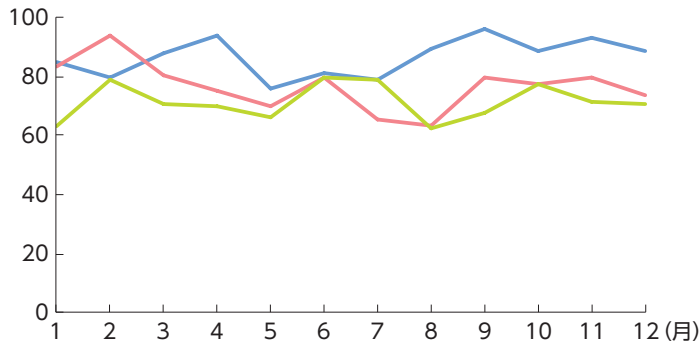
| | 令和2年 | 令和3年 |
|-----|--------|--------|
| 1月 | 2,481人 | 2,189人 |
| 2月 | 2,357 | 2,014 |
| 3月 | 2,308 | 2,203 |
| 4月 | 1,832 | 2,285 |
| 5月 | 1,767 | 2,061 |
| 6月 | 2,109 | 2,009 |
| 7月 | 2,009 | 2,287 |
| 8月 | 2,292 | 2,015 |
| 9月 | 2,274 | 2,018 |
| 10月 | 2,752 | 2,654 |
| 11月 | 2,676 | 2,690 |
| 12月 | 2,918 | 2,779 |

② 平成27年から令和元年までの同月の平均値との比較

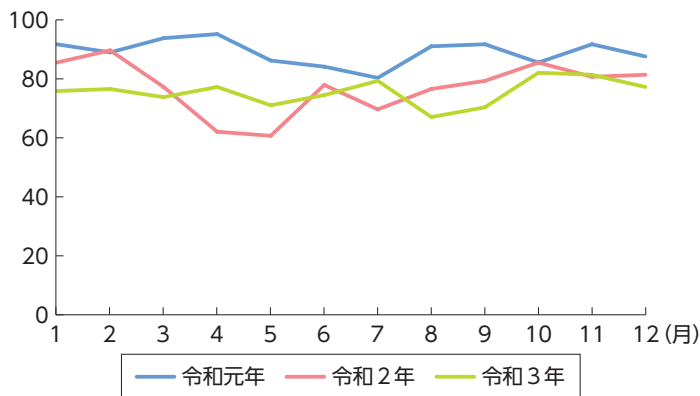
ア 交通事故件数



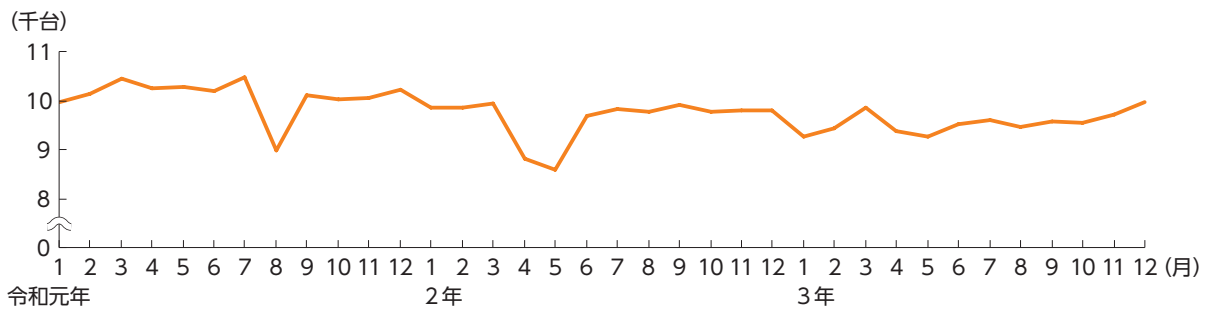
イ 死者数



ウ 重傷者数



③ 月別交通量の推移



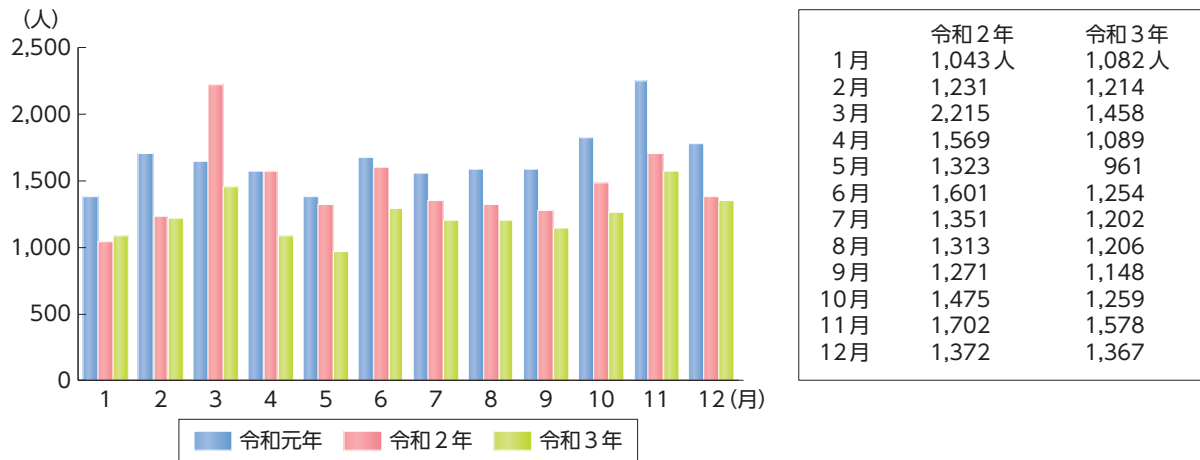
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「交通事故件数」、「死者数」、「重傷者数」及び「月別交通量」は、警察庁交通局の資料による。
 3 ②は、平成27年から令和元年までの同月の平均値を100とした場合における、同年から3年までの各月の指数である。
 4 「月別交通量」は、都道府県警察保有の車両感知器による各月第3週水曜日の交通量を抽出し、車両感知器1台当たりの交通量を算出したものである。

3 少年による刑法犯

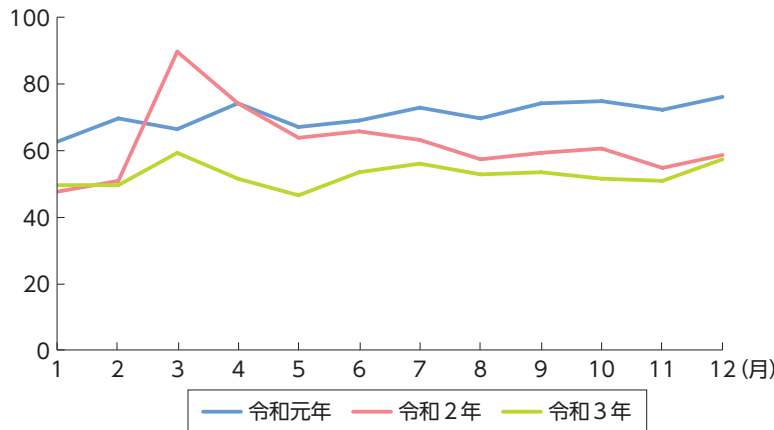
少年（犯行時及び処理時の年齢が共に14歳以上20歳未満の者をいう。以下この節において同じ。）による刑法犯の検挙人員は、令和元年までの5年間における年平均減少率は16.3%であったが、2年は1万7,466人（前年比2,448人（12.3%）減）であり、3年は1万4,818人（同2,648人（15.2%）減）であった。少年による刑法犯の検挙人員の推移をこれまでと同様の三つの視点で月別に見ると、7-3-2-8図のとおりである。令和元年から3年までの少年による刑法犯の検挙人員を単純に比較すると、前年同月比で増加したのは、2年3月（前年同月比35.0%増）、2年4月（同0.4%増）及び3年1月（同3.7%増）であった。

(令和元年～3年)

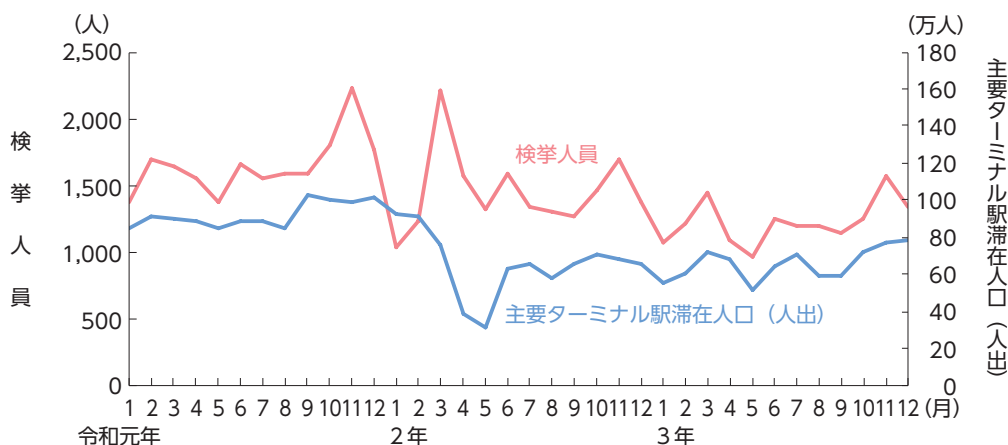
① 検挙人員の月別の比較



② 平成27年から令和元年までの同月の平均値との比較



③ 滞在人口（人出）との比較



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 警察庁刑事局の資料に基づき、各月の検挙人員を算出した。

3 「少年」は、犯行時及び処理時の年齢が共に14歳以上20歳未満の者である。

4 ②は、平成27年から令和元年までの同月の平均値を100とした場合における、同年から3年までの各月の指数である。

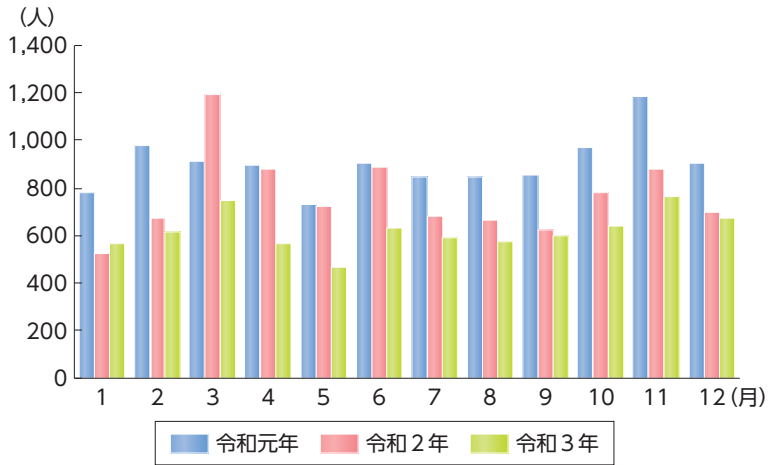
5 「滞在人口（人出）」は、株式会社Agoopの資料に基づいて算出した、駅から半径500メートルにおける、午後3時時点の各月の平均人口である。

6 「主要ターミナル駅滞在人口（人出）」は、東京駅（東京都）、大阪駅（大阪府）、名古屋駅（愛知県）、博多駅（福岡県）及び札幌駅（北海道）の滞在人口（人出）の合計である。

少年による刑法犯の半数以上を占める窃盗の検挙人員の推移をこれまでと同様の三つの視点で月別に見ると、7-3-2-9図のとおりである。

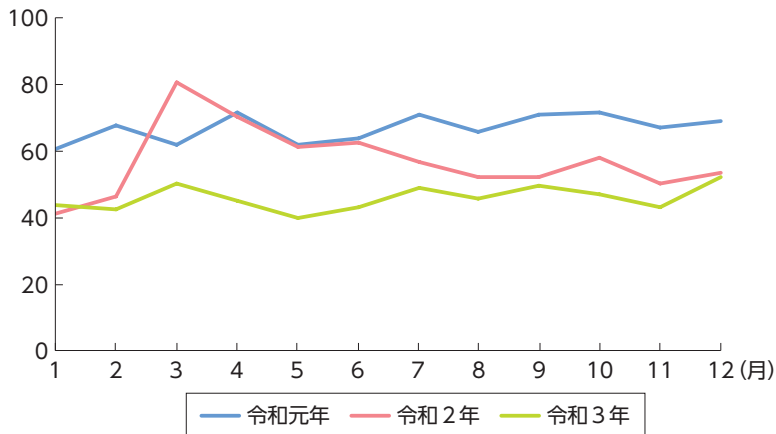
（令和元年～3年）

① 検挙人員の月別の比較

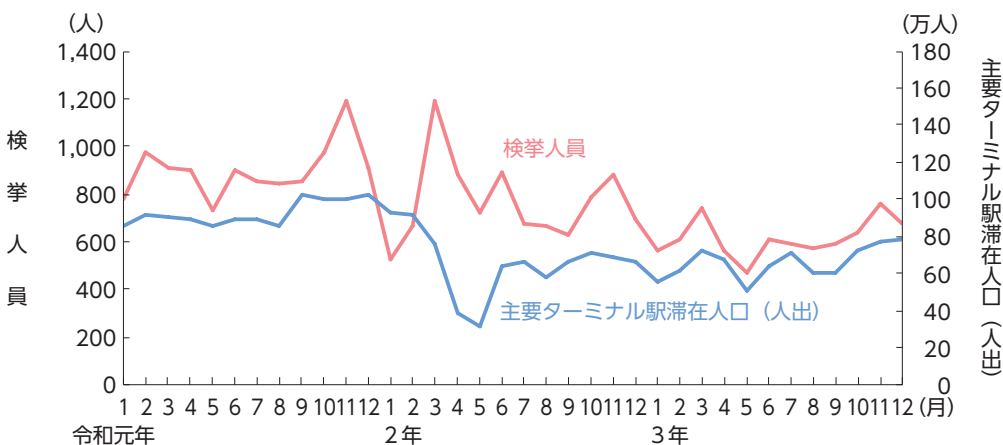


| | 令和2年 | 令和3年 |
|-----|-------|------|
| 1月 | 527人 | 563人 |
| 2月 | 669 | 611 |
| 3月 | 1,195 | 746 |
| 4月 | 882 | 567 |
| 5月 | 726 | 470 |
| 6月 | 890 | 609 |
| 7月 | 678 | 589 |
| 8月 | 665 | 583 |
| 9月 | 626 | 592 |
| 10月 | 784 | 641 |
| 11月 | 881 | 765 |
| 12月 | 699 | 685 |

② 平成27年から令和元年までの同月の平均値との比較



③ 滞在人口（人出）との比較



注 7-3-2-8図の脚注1ないし6に同じ。

窃盗を除く少年による刑法犯の検挙人員を罪名別に見ると、強盗は、令和2年は323人（前年比72人（28.7%）増）、3年は214人（前年比109人（33.7%）減）であり、強制わいせつは、2年は258人（前年比70人（21.3%）減）、3年は266人（前年比8人（3.1%）増）であった（警察庁刑事局の資料による。）。

コラム5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下での諸外国における犯罪動向等

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、全世界において、人と人との関わり方の在り方や経済活動の在り方は大きく変化した。2020年4月の第一週までには、世界人口の半数を超える39億人が、都市封鎖（ロックダウン）（外出制限措置を含む。以下このコラムにおいて「都市封鎖」という。）を始めとする外出や行動を一部制限する措置の下にあり、その後、各国では、同感染症の流行の程度に合わせて、様々な制限措置が執られることとなった（UNODCの資料による。）。これらの変化は、人々の生活の様々な側面に影響を及ぼしており、犯罪もその例外ではない。このコラムでは、同感染症の感染拡大下での諸外国における犯罪動向等について、UNODCが公表したレポート2本の概要を紹介する。以下は、同レポートの内容を要約して紹介したものであり、ここで紹介する分析は、全て同レポートによるものである。

1 「Effect of the COVID-19 pandemic and related restrictions on homicide and property crime」（新型コロナウイルス感染症の世界的な流行とそれに伴う規制が殺人及び財産犯に与えた影響）

本レポートは、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行（以下このコラムにおいて「パンデミック」という。）が殺人、強盗、窃盗（侵入盗を除く。以下このコラムにおいて同じ。）及び侵入盗の四つの犯罪類型に与えた影響を評価するため、都市封鎖前後の犯罪動向の比較を行ったものである。各国・地域の分析結果からは、犯罪動向は、犯罪類型、国・地域及び時期により多様であるということが分かった。

犯罪学における「機会理論」と「緊張理論」の見地から見ると、機会理論からは、都市封鎖は、人の移動や社会的相互作用の制限により犯罪の機会を減少させると予測され、緊張理論からは、都市封鎖によって引き起こされた社会経済的な緊張が、特に社会的弱者に影響を与え、人を犯罪へ駆り立てるような圧力を生み出すと予測される。このように、各見地からは、都市封鎖は、その厳しさや、政府によって提供される社会経済的な支援、その地域における従前からの犯罪動向や刑事政策の内容等の様々な要因によって、犯罪の減少・増加双方の方向に作用し得るものと言える。

（1）殺人

殺人について、世界各地の21か国のデータを分析した。そのうち、中南米の8か国（ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス及びメキシコ）並びに南アフリカ共和国及びカザフスタンでは月別のデータが比較可能であり、これらの10か国のうち7か国において、2020年3月及び4月の殺人被害者数は、2015年から2019年までの同月の平均値と比べ25%以上少なかった。国別に見ると、コロンビア及びグアテマラでは、都市封鎖が始まった後に殺人被害者数が顕著に減少しており、2015年から2019年までの同月の平均値と比較し、2020年4月の殺人被害者数は、コロンビアが32%少なく、グアテマラが26%少なかったものの、同年6月にはパンデミック前の水準に戻った。ブラジルでは、2015年から2019年までの同月の平均値と比べ2020年3月は16%多くなるなど、同年1月から3月は殺人被害者数が増加していたところ、都市封鎖後は減少傾向へ転じた。メキシコでは、中南米の他の国と異なり、2020年3月末からの都市封鎖後も殺人被害者数はほぼ一定であり、2019年と同様の傾向であった。南アフリカ共和国及びカザフスタンでは、2015年から2020年までの間で、それぞれ都市封鎖直後の同年4月、3月に殺人被害者数が最も少なかったが、その減少は一時的なものであった。

ヨーロッパの11か国（アルバニア、クロアチア、ギリシャ、イタリア、ラトビア、リトアニア、北マケドニア、モルドバ、セルビア、スロベニア及びスペイン）の殺人被害者数（北マケドニアとモルドバは殺人加害者数）を2019年10月から2020年8月まで月別に見たとき、まず同11か国の合計を見ると、11か国全てが都市封鎖下にあった同年4月は、他の月より少なかったが、その差はわずかであった。しかし、個々の国を見ると、例えば、イタリア、モルドバ及びスペインでは、制限措置が執られた同年3月又は4月における殺人被害者数が、他の月と比べて顕著に少なかった。ただし、その数か月後にはパンデミック前の水準に戻った。

（2）強盗、窃盗及び侵入盗

強盗、窃盗及び侵入盗について、世界各地の22か国・地域（モンゴル、マカオ（中国）、アルバニア、クロアチア、ギリシャ、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、北マケドニア、モルドバ、セルビア、スロベニア、スペイン、コロンビア、グアテマラ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ニュージーランド、エスワティニ及びナミビア）を分析したところ、強盗、窃盗及び侵入盗は、パンデミックの初期段階においては、その認知件数の減少が確認されている。世界中の国が、新型コロナウイルス感染症の広がりにより社会経済活動を制限したため、これらの犯罪が行われる機会が減少した。前記22か国・地域における、これらの犯罪の認知件数の総数を見ると、同感染症感染拡大の抑制策が実施されている中において、2020年4月は、同年2月と比べて、強盗が58%、侵入盗が58%、窃盗が72%それぞれ減少した。一方で、その減少については、犯罪そのものの減少、犯罪の通報の減少、当局による犯罪の記録の計上や検挙活動の抑制等、異なるメカニズムの結果として起こった可能性が考えられることに留意を要する。

メキシコの70都市における世帯の犯罪被害調査によると、2020年上半期に強盗、窃盗又は侵入盗の被害にあった世帯は、全世帯の21.8%であったが、2019年上半期と比較すると37.5%減、同年下半期と比較すると38.2%減であった。住宅以外の場所における犯罪が最も減少率が大きく、2020年上半期に公共の場で強盗又は窃盗の被害を受けた世帯は8.5%であり、2019年下半期と比較すると47.2%減であった。

前記22か国・地域のうち、データが入手可能であった21か国の中では、2020年3月末までの間に、3か国は厳格な都市封鎖、11か国は必要不可欠な活動以外による外出の制限、4か国は外出自粛要請のみの措置をそれぞれ執っており、その他の3か国は制限措置や要請を行っていなかった。Google COVID-19 Community Mobility Reportsのデータを用いて、これらの国々における都市封鎖に関連する「人の動き」と強盗、窃盗及び侵入盗の認知件数との関係を見ると、同年2月から4月までの人の動きの変化の程度（小売業やレジャースポットへの訪問・滞在）と認知件数の変化の程度との間に強い正の相関があり、厳格な都市封鎖の措置を執った国の方が強盗、窃盗又は侵入盗の減少幅が大きいことが示された。また、スーパーマーケットやドラッグストア、公園、公共交通機関の乗換地点、職場における人の動きについても、同様の相関が見られた。

社会経済の状況別に見ると、中程度の所得がある国でも高所得の国でも、都市封鎖下において、強盗、窃盗及び侵入盗の認知件数が減少し、特に人の動きが減少した国ほどこれらの犯罪の減少幅が大きかった。このことは、これらの国において、強盗、窃盗及び侵入盗に関する変化の大部分は都市封鎖と関連していることを示唆している。一方、低所得国については、データがなく、同様の傾向があったかどうかは分からなかった。

2 「What crime and helpline data say about the impact of the COVID-19 pandemic on reported violence against women and girls」(犯罪統計や相談窓口の統計から見た、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が女性に対する暴力に与えた影響)

パンデミックの始まりの頃から、国際機関を含む世界の共通認識として、都市封鎖は女性に対する暴力及び家庭内暴力を増加させるという懸念があった。これは都市封鎖に伴う制限措置が、女性を家庭に留め、パートナーや家族からの被害に遭う危険性を増加させるのではないかというものである。本レポートは、UNODCが世界各地の34か国から集めたデータに基づき、当局に通報された犯罪や相談窓口へ報告された事件に焦点を当てることにより、新型コロナウイルス感染症の流行が女性に対する暴力に与えた影響についての理解の促進を目的としている。他方で、使用したデータは、行政の犯罪統計や相談窓口の統計であるため、女性が経験する暴力を全て網羅したものではないことには留意が必要である。パンデミック下において、女性は、加害者による報復への恐怖や、友人や家族といったインフォーマルな支援を求める機会が限られること、警察等へのアクセスの困難さといった多様な状況に直面しているため、女性に対する暴力のうち、かなりの件数については報告がなされていないとも言われている。パンデミックにより、このような状況が更に悪化した可能性もある。

(1) 性暴力と家庭内暴力

21か国・地域(アルバニア、マカオ、チリ、クロアチア、エスワティニ、ギリシャ、グアテマラ、アイスランド、ラトビア、リトアニア、メキシコ、モンゴル、ミャンマー、ナミビア、ニュージーランド、北マケドニア、モルドバ、セルビア、スロベニア、スペイン及びウルグアイ)におけるレイプ及び15か国・地域(アルバニア、マカオ、クロアチア、エスワティニ、グアテマラ、アイスランド、ラトビア、リトアニア、ニュージーランド、北マケドニア、モルドバ、セルビア、スロベニア、スペイン及びウルグアイ)におけるその他の性暴力の認知件数の総数を見ると、2020年3月及び4月は、同年2月以前に比べ、顕著に減少している。これは、都市封鎖により人の移動が制限され、対人関係の相互作用や一定の犯罪が起きる機会が制限され、家庭以外で発生する性暴力が減少した可能性が考えられる一方、都市封鎖により、女性が警察や相談窓口へ報告する手段や機会を制限された可能性も考えられる。女性に対する暴力に関する国連特別報告者(国連人権理事会によって任命された専門家)の報告によれば、多くの国では、都市封鎖により裁判所が閉まっていたり業務時間を短縮したりしていたため、刑事手続が遅れていたと言われている。さらに、制限措置により、女性がパートナーに行動を管理されることが増え、支援サービスにつながったり家庭内における暴力を報告したりする機会が限られていたということも考えられる。

英国では、家庭内暴力の被害者調査によると、都市封鎖が行われている間、女性は家庭内暴力に関する支援サービスや心理的サポートへのアクセスが困難になっていた。

南アフリカ共和国では、2020年の4月から6月までの性犯罪の件数を過去4年間の同期間と比較すると、2020年は大幅に減少していた。同国においては、2020年3月23日に都市封鎖が開始されており、この大幅な減少はパンデミック及び都市封鎖と関連している可能性がある。

ブラジルでは、調査対象の各州における2020年3月の家庭内暴力による身体的被害件数は、2019年の同月と比較して複数の州において減少した。もっとも、2020年4月から都市封鎖が開始したりオランダ・ド・ノルテ州における同年3月の同件数は、前年同月よりも増加した。

ホンジュラスでは、2020年1月から4月に集計された家庭内暴力事件数の週別のデータを見ると、都市封鎖から3週間にわたってその数が激減したが、都市封鎖前の2020年当初にも激減した時期があり、都市封鎖の前後で大きな違いは見られなかった。

インドでは、2020年3月25日の都市封鎖から数週間にわたって、それまで減少していた国家女性委員会への苦情相談件数が増加したが、これは、都市封鎖後すぐに、WhatsApp（メッセージアプリ）のチャットで相談ができるようになるなど、アクセスが容易な方法が使用可能となったことなども影響していると推測され、都市封鎖終了後数か月間、苦情相談件数は増加していた。最近の研究によれば、インドにおいて報告された女性に対する暴力の事件数は、都市封鎖後、最初の数週間は減少したものの、都市封鎖が進むにつれて連続して増加した。また、家庭内暴力や女性をターゲットにしたサイバー犯罪の事件数も、都市封鎖がより厳しい地域で増加した。

アメリカのテキサス州では、家庭内暴力の報告件数が、都市封鎖直後の2週間は増加したが、その後は減少した。

（2）相談窓口へ報告された女性に対する暴力

電話相談や家庭内暴力の通報の件数は、イタリア、ペルー及びスペインでは、都市封鎖開始後に増加した。一方、デンマークでは、都市封鎖開始後の最初の3週間はわずかに減少し、その後増加した。国連女性機関（UN Woman）や他の国連機関の報告においても、都市封鎖開始後に、キプロス、フランス、シンガポール及びチュニジアにおける相談窓口の受付件数が増加したことが示されている。

米国の警察が受理した電話の件数に関するデータを用いた調査では、社会的距離を保つための措置導入後の2020年3月から5月までの間、14都市における家庭内暴力の通報件数が7.5%増加したことが示された。

イタリアでは、相談窓口への通報件数は、厳格な都市封鎖が始まった2020年3月9日の週から急増した。都市封鎖直前や2019年の同時期と比較すると、同国における暴力被害者による通報件数は、都市封鎖期間中に約4倍に増加していた。

メキシコでは、2020年3月末の都市封鎖開始から2か月間は、緊急通報窓口への女性に対する暴力に係る通報件数は減少したが、その後都市封鎖前の水準に戻った。

アルゼンチンでは、女性に対する暴力の被害に対応する相談窓口が受けた通報件数は、都市封鎖が差し迫っていることを懸念した女性によるものが急増し、2019年の同時期に比べ高い水準となった。同国における通報件数の急激な増加の理由としては、隔離措置がメキシコよりも厳格であったことや、相談窓口が女性に対する暴力の被害に特化していたため、この種の事案の通報に結び付きやすかったことが考えられる。

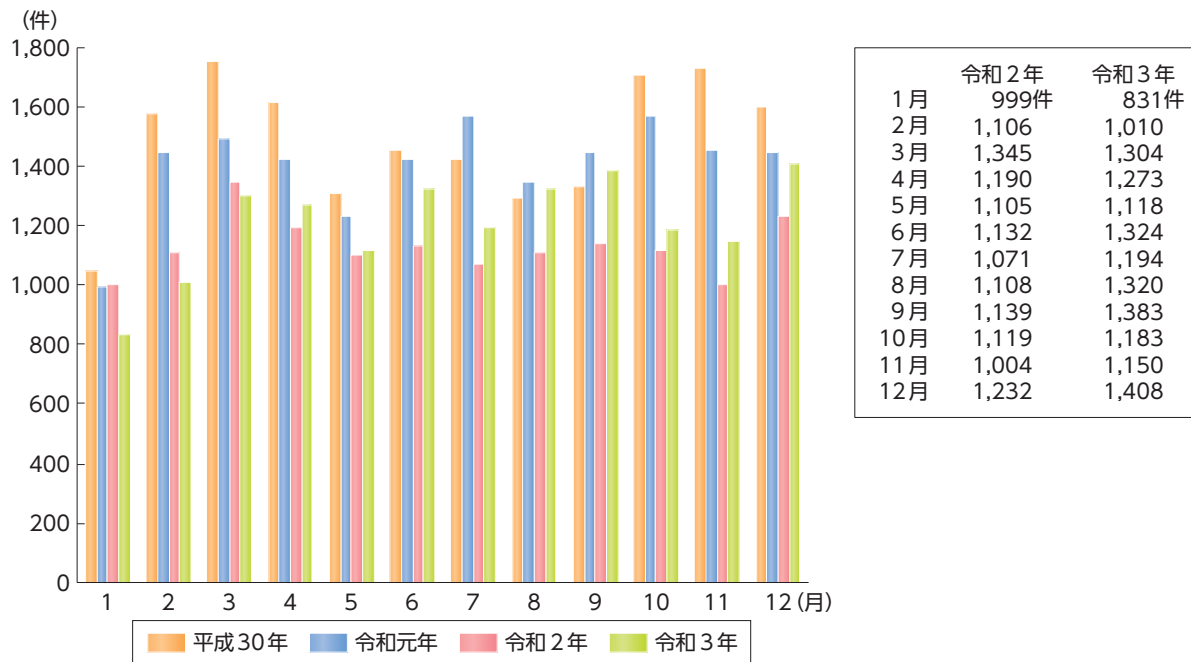
この節では、特に注目すべき犯罪として、特殊詐欺、サイバー犯罪、児童虐待・配偶者からの暴力、薬物犯罪及び来日外国人犯罪の動向について概観する。

1 特殊詐欺

特殊詐欺は、給付金の支給等を始めとした種々の支援策やワクチンの接種に関連し、行政機関の職員等になりすまして現金等をだまし取ろうとする手口が報告されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が認知件数を押し上げる方向に作用した可能性がある一方で、人流の減少が犯行を抑制する方向に作用した可能性もある。そこで、平成30年以降における月別の認知件数の推移を見ると、**7-3-3-1 図**のとおりである。令和2年及び3年の月別の認知件数は、元年の同月の認知件数よりも少なかった（同感染症の感染拡大前の2年1月を除く。）。2年の認知件数は、全体で前年より19.6%減少したところ、月別に見ると、全国47都道府県の主要駅のうち多くにおいて滞在人口（人出）が大きく減少した4月及び5月は、それぞれ前年より16.4%、10.3%の減少に過ぎなかった一方、滞在人口（人出）の減少が小さかったにもかかわらず、7月は前年同月比31.8%減、11月は同30.9%減と大きく減少した。したがって、2年の認知件数は、近年では比較的少ない傾向であったことが認められるものの、多くの主要駅における滞在人口（人出）の減少との関係は確認できなかった。3年の認知件数は、全体で前年より7.0%増加したものの、元年と比べると14.0%低い水準であった。3年の滞在人口（人出）を月別に見ると、多くの主要駅において、1月及び2月は前年同月から大きく減少し、4月及び5月は大きく増加したが、特殊詐欺の認知件数を月別に見ると、1月（前年同月比16.8%減）及び2月（同8.7%減）は他の月よりも少ない傾向が見られた一方で、4月（同7.0%増）及び5月（同1.2%増）は他の月と比べて多い傾向が見られなかった。

7-3-3-1 図 特殊詐欺 認知件数の推移（月別）

（平成30年～令和3年）

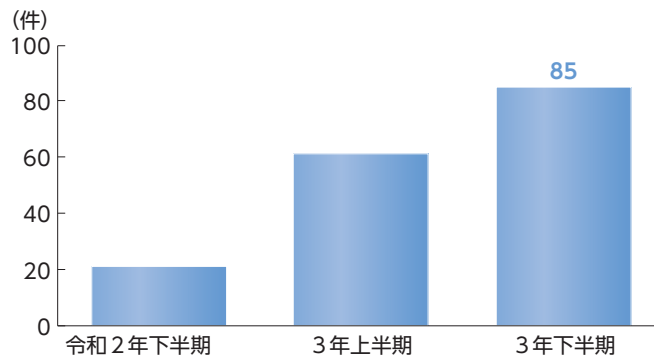


- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 各数値は、次の類型の合計である。
 平成30年～令和元年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗
 2年～3年 オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺、キャッシュカード詐欺盗及び預貯金詐欺
 3 預貯金詐欺は、従来オレオレ詐欺に含まれていた犯行形態を令和2年1月から新たな手口として分類したものである。

2 サイバー犯罪

サイバー犯罪の検挙件数は、近年増加し続けているところ（第4編第5章第1節参照）、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行による経済の不安定化などにより、直接的に金銭を求めるサイバー攻撃も増加している。特に最近国内でも被害が急増しているランサムウェアは、感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価として金銭を要求する不正プログラムである。7-3-3-2図は、令和2年下半期以降における企業・団体等におけるランサムウェア被害の報告件数の推移を見たものである。2年下半期には21件であった報告件数が、3年下半期には85件と前年同期の約4倍に増加した。元年には20.2%であったテレワーク導入企業の割合は、同感染症の感染拡大の影響もあり、2年には47.5%、3年には51.9%と急激に上昇したことから（総務省情報流通行政局の資料による。）、テレワークを実現するためのVPN機器の脆弱性が悪用され、ランサムウェア被害の増加につながった可能性がある。一方で、ランサムウェア被害の増加の要因としては、テレワークの増加以外にも、企業のグローバル化に伴う海外拠点ネットワークの脆弱性の悪用や攻撃手法の高度化・巧妙化・組織化が進んだことなども挙げられていることに留意が必要である。

(令和2年下半期～3年下半期)



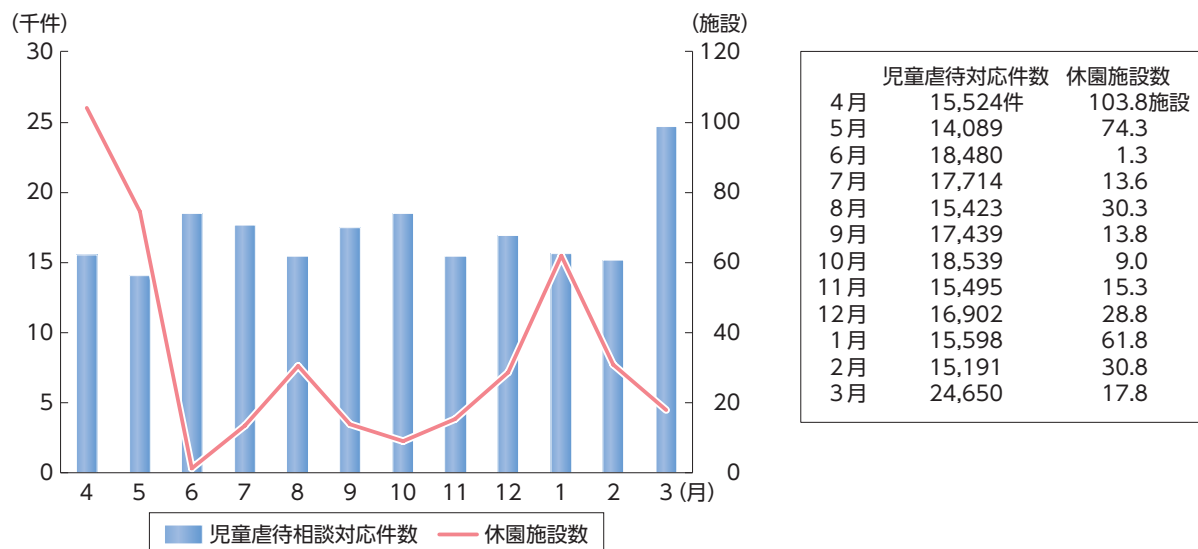
注 警察庁サイバー警察局の資料による。

3 児童虐待・配偶者からの暴力

海外においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う都市封鎖（ロックダウン）下において、家庭内暴力が増加したという調査結果もある（ただし、減少したとの調査結果もある。コラム5参照）。家族が自宅内で一緒に過ごす時間が増えたことが要因の一つと考えられている。我が国においては、児童虐待の検挙件数が近年増加傾向にあり、配偶者からの暴力事案等の検挙件数についても近年高止まりをしているところ（4-6-1-1図及び4-6-2-1図参照）、ここでは、これらの犯罪と関連し得る指標と見比べるなどしつつ、その動向を見ることとする。

月別の数値が入手可能であった令和2年度における保育所等（認可保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所及びへき地保育所）の休園施設数と児童相談所における児童虐待対応件数の推移を見ると、7-3-3-3図のとおりである。なお、児童虐待の被害者は保育所等の児童に限られるものではなく、保育所等の休園施設数については参考指標の一つとして見たものである。休園施設数が最も多かった4月（103.8）の児童虐待対応件数は1万5,524件で、休園施設数が最も少なかった6月（1.3）の児童虐待対応件数は1万8,480件であり、児童虐待対応件数と保育所等の休園施設数との関係は確認できなかった。

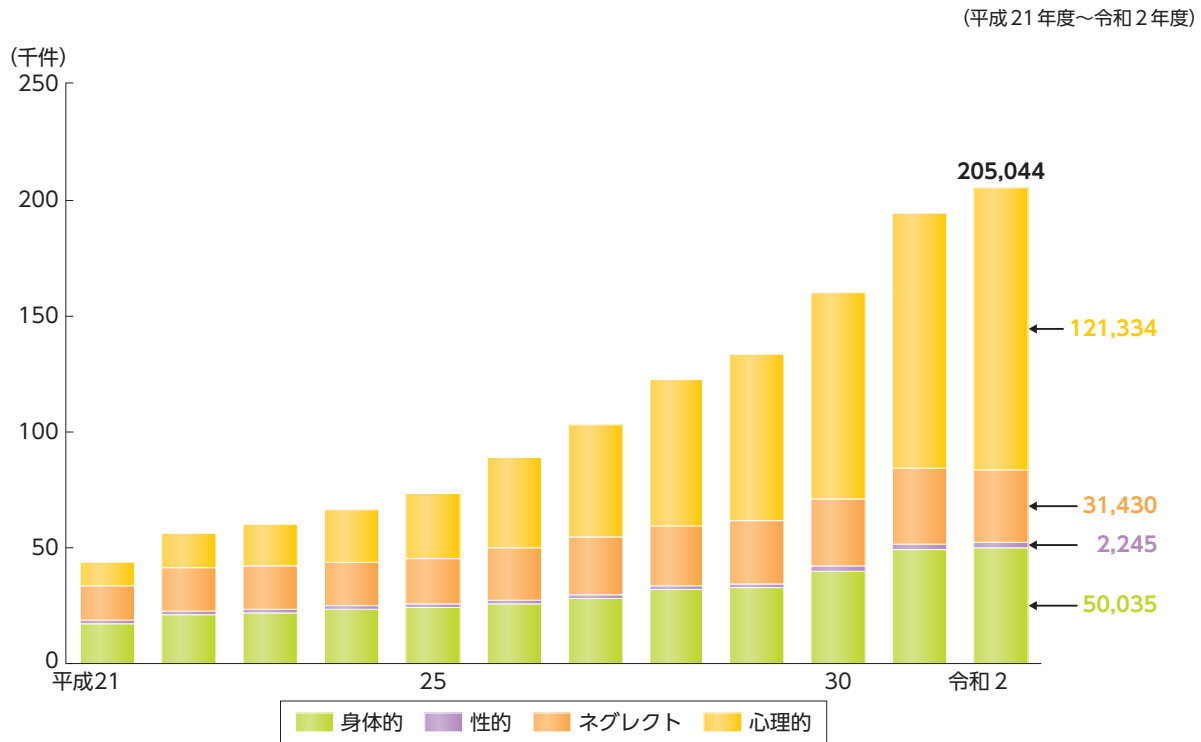
(令和2年度)



- 注 1 厚生労働省子ども家庭局の資料による。
 2 本表は、令和4年4月現在において確認された数値で作成した。
 3 「保育所等」は、認可保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所及びへき地保育所をいう。
 4 「休園施設数」は、当該月の各週の休園施設数の平均である。

平成21年度以降の児童相談所における児童虐待の内容別相談対応件数の推移を見ると、7-3-3-4図のとおりである。児童虐待の相談対応件数は、統計を取り始めた2年度から増加し続けており、令和2年度も過去最高を記録し、20万5,044件となった（厚生労働省子ども家庭局の資料による。）。もっとも、同年度の対前年比は、総数、身体的虐待、ネグレクト及び心理的虐待については平成22年度以降で最も低く、このうちネグレクト（前年度比5.7%減）については、その相談対応件数自体が22年度以降では初めて前年度を下回った。これらのことから、令和2年度においても、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が継続しているものの、その増加は比較的緩やかであったことが認められる。

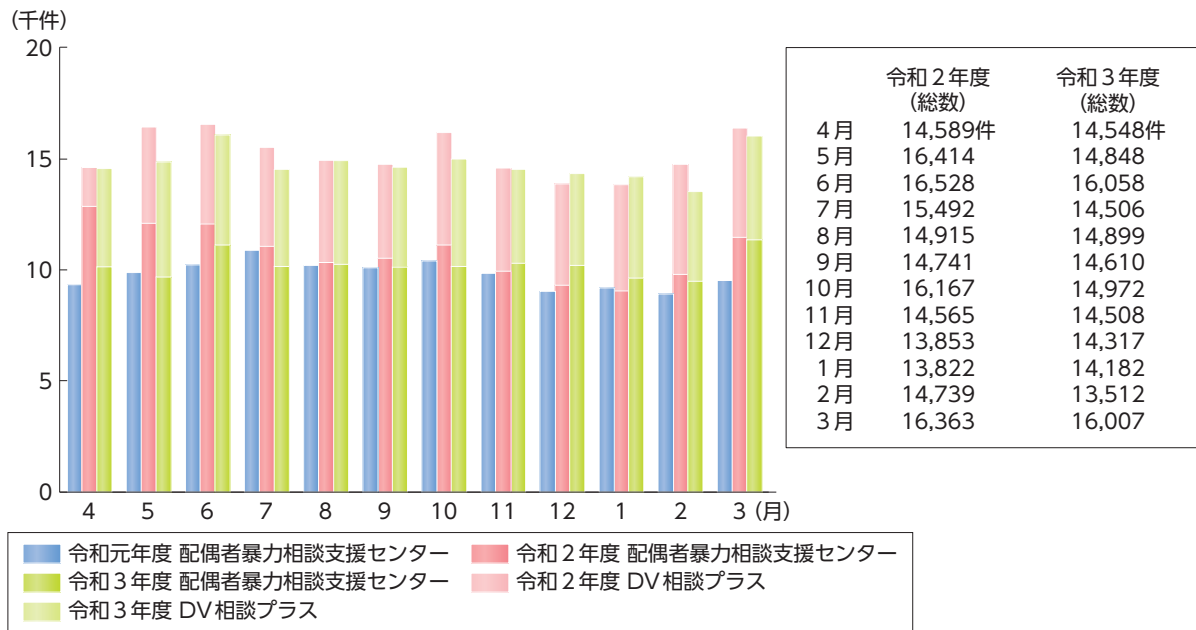
7-3-3-4図 児童虐待の内容別相談対応件数の推移



注 1 厚生労働省子ども家庭局の資料による。
2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

令和元年度以降のDV相談件数の推移を月別で見ると、7-3-3-5図のとおりである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因して、DVの増加・深刻化が懸念されたことを受けて、24時間対応の電話相談、オンライン・チャット（SNS）や電子メールを活用した相談等を実施するため、2年4月20日からDV相談プラスが緊急的に開始されたことから、その前後で相談件数全体を比較することは困難であるが、配偶者暴力相談支援センターへの相談に限って見ると、同センターへの相談が最も多かったのは同月（1万2,848件）であり、次いで、同年5月（1万2,085件）、同年6月（1万2,055件）の順であった。同年の月別の相談件数の対前年比を見ると、4月が37.7%増、5月が22.4%増、6月が18.0%増と、4月から6月にかけて、顕著な増加がみられた。同様に3年の月別の相談件数の対前年比を見ると、4月が21.1%減、5月が20.0%減、6月が7.9%減と、顕著な減少が見られた。これらのことから、元年度は同センターの中に月別の相談件数を集計していない施設があるため、月別の相談件数が実際の相談件数よりも平均1.6%少なく集計されていることを考慮してもなお、2年4月から6月にかけて、同センターへの相談件数が一時的に増加したものと認められる。なお、同年の配偶者からの暴力事案等の検挙件数については、前年から減少した（4-6-2-1図参照）。

(令和元年度～3年度)



注 1 内閣府男女共同参画局の資料による。

2 資料を入手し得た平成31年4月以降の数値で作成した。

3 「DV相談プラス」は、新たな相談窓口としてDV相談プラスが開設された令和2年4月20日から計上している。

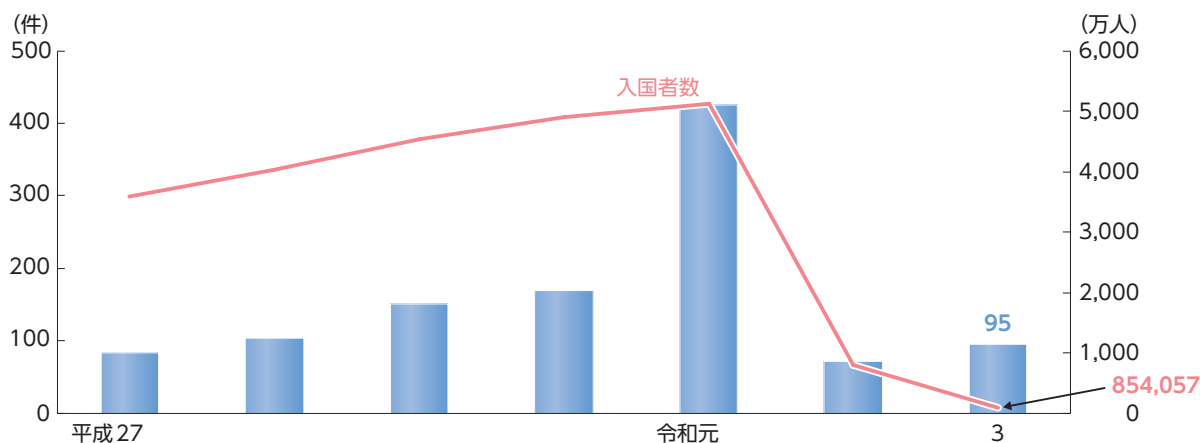
4 令和元年度は、月別の相談件数を集計していない配偶者暴力相談支援センターがあるため、各月の合計と同年度全体の相談件数(11万9,276件)は一致しない。

4 薬物犯罪

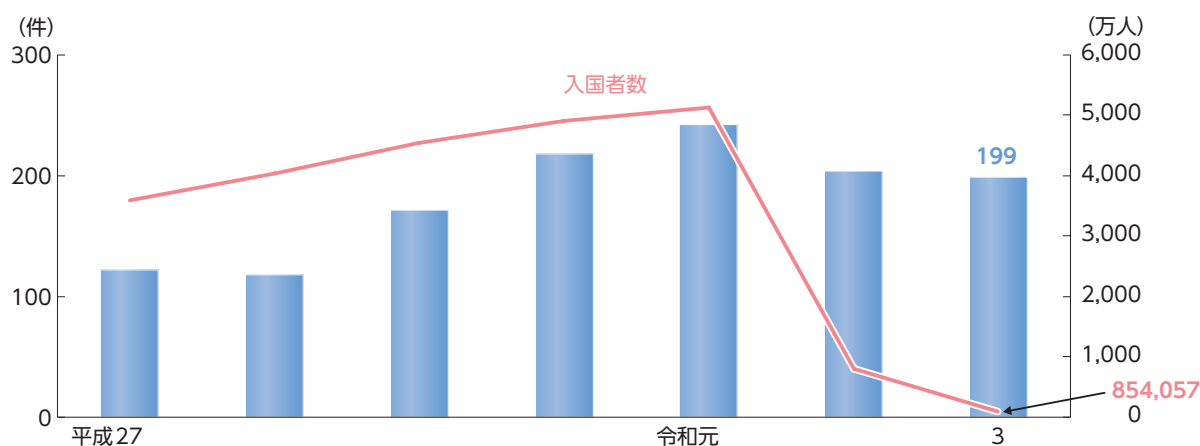
平成27年以降の覚醒剤及び大麻の密輸入事案の摘発件数の推移を入国者数（外国人の入国者数と日本人の帰国者数の合計）と対比して見ると、7-3-3-6図のとおりである。入国者数は、令和2年は元年より84.4%減少し、3年は2年より89.3%減少した。覚醒剤の密輸入事案の摘発件数は、2年は元年より83.1%減少し、大麻の密輸入事案の摘発件数は、2年は元年より15.1%減少した。覚醒剤の密輸入事案の摘発件数の多くは、航空機旅客による密輸入が占めていた（元年は53.9%）ことから、航空機旅客の減少の影響をより大きく受けたのに対し、大麻の密輸入事案の摘発件数の多くは、国際郵便物を利用した密輸入が占めていた（同69.0%）ことから、その影響を大きく受けなかった可能性が考えられる。なお、3年は、覚醒剤の密輸入事案の摘発件数に占める航空貨物の構成比が顕著に上昇した（前年比24.9pt上昇）(4-2-2-2表参照)。

(平成27年～令和3年)

① 覚醒剤



② 大麻



注 1 財務省関税局及び出入国在留管理庁の資料による。

2 摘発件数は、税関が関税法違反で摘発した事件である。ただし、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

5 来日外国人犯罪

外国人新規入国者数は、平成25年以降増加していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年2月に、入管法に基づく水際対策が開始され、さらに、同年4月に水際対策が強化されたことなどにより、大幅な減少に転じ、それに伴い、2年の在留外国人の年末人員も、前年から減少した(第4編第9章第1節1項参照)。7-3-3-7図は、来日外国人による刑法犯の検挙人員の推移(平成27年以降)について、在留資格別、正規滞在・不法残留の別に見るとともに、正規滞在者指数(同年末現在の正規滞在者数を100とした場合における各年末の正規滞在者数の指数)及び不法残留者指数(28年1月1日現在の不法残留者数を100とした場合における各翌年1月1日現在の不法残留者数の指数)と対比して見たものである。正規滞在者指数及び不法残留者指数は共に、令和元年までは前年から増加し、2年及び3年に減少した(2年の技能実習の不法残留を除く)。

刑法犯の検挙人員について見ると、技能実習は、2年に正規滞在、不法残留とも前年から大きく増加し(それぞれ前年比51.9%増、同45.1%増)、3年は不法残留につき前年から22.6%増加した。短期滞在は、正規滞在につき、2年、3年とも前年から大きく減少した(それぞれ前年比47.7%減、同51.2%減)のに対し、不法残留については2年に大きく増加し、前年の2倍となった。留学は、正規滞在につき、2年、3年とも前年から減少したが、不法残留については、2年に前年から減少し

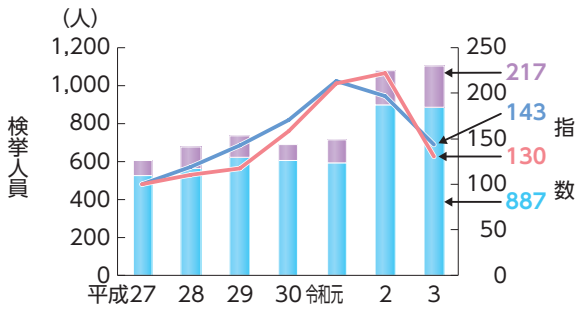
た後、3年は1.2%増加した。

なお、各年末の正規滞在者数（指数）や各翌年1月1日現在の不法残留者数（指数）と、1年間に検挙された延べ人数である検挙人員を一概に比較することは困難であることに留意を要する。

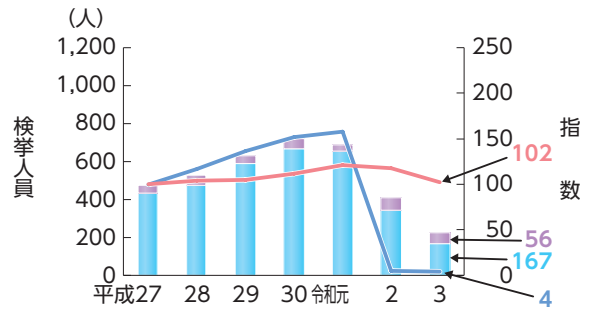
7-3-3-7図 来日外国人による刑法犯 検挙人員等の推移（在留資格別、正規滞在・不法残留別）

（平成27年～令和3年）

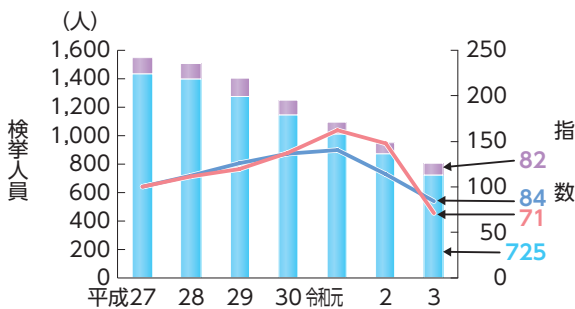
① 技能実習



② 短期滞在



③ 留学



■ 検挙人員（正規滞在） ■ 検挙人員（不法残留）
 — 正規滞在者指数 — 不法残留者指数

注 1 警察庁刑事局及び出入国在留管理庁の資料による。

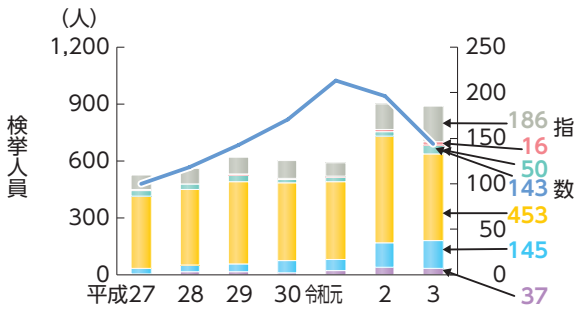
2 「正規滞在者指数」は、平成27年末現在の正規滞在者数を100とした場合における各年末の正規滞在者数の指数をいい、「不法残留者指数」は、平成28年1月1日現在の不法残留者数を100とした場合における各翌年1月1日現在の不法残留者数の指数をいう。

7-3-3-8図は、正規滞在の来日外国人による刑法犯検挙人員の推移（平成27年以降）を在留資格別・罪種別に正規在留者指数と対比して見たものである。令和2年は、技能実習、短期滞在、留学、日本人の配偶者等及び定住者の正規滞在者指数がいずれも元年から減少したところ、刑法犯の検挙人員は、技能実習以外は減少した。3年も、2年に続き、前記各正規滞在者指数が前年から減少したところ、刑法犯の検挙人員は、定住者以外は減少した。刑法犯の犯罪類型別の構成比を見ると、技能実習については、窃盗犯の構成比が減少傾向にあったところ、2年は前年から6.7pt、3年は前年から11.3ptそれぞれ低下した。留学についても、窃盗犯の構成比が減少傾向にあったが、3年は前年から3.4pt上昇した。短期滞在については、窃盗犯の構成比が3年に前年から15.2pt低下した。

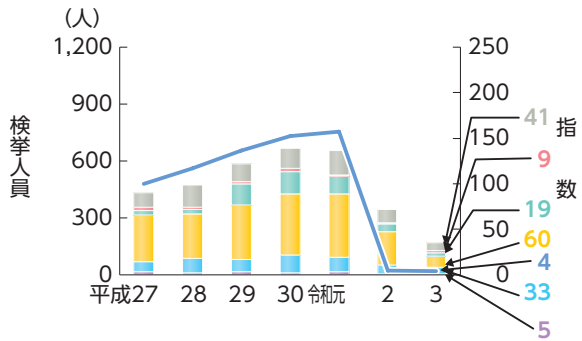
なお、各年末の正規滞在者数（指数）と、1年間に検挙された延べ人数である検挙人員を一概に比較することは困難であることに留意を要する。

(平成27年～令和3年)

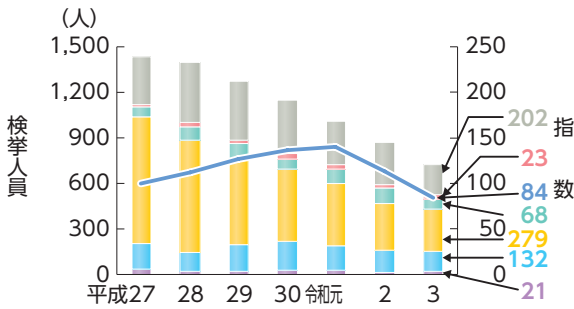
① 技能実習



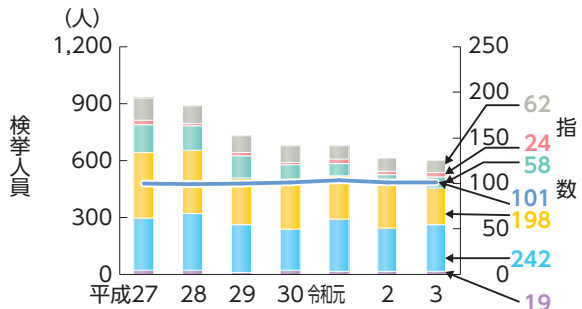
② 短期滞在



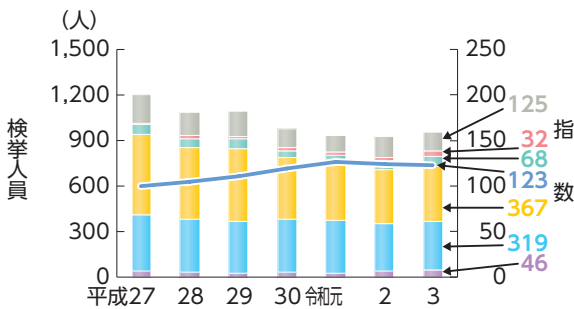
③ 留学



④ 日本人の配偶者等



⑤ 定住者



注 1 警察庁刑事局及び出入国在留管理庁の資料による。
 2 「凶悪犯」は、殺人、強盗、放火及び強制性交等、「粗暴犯」は、暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合、「窃盗犯」は、窃盗、「知能犯」は、詐欺、横領（遺失物等横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に規定する罪、「風俗犯」は、賭博及びわいせつ、「その他の刑法犯」は、公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊及び遺失物等横領等前記に掲げるもの以外をいう。
 3 「正規滞在者指数」は、平成27年末現在の正規滞在者数を100とした場合における各年末の正規滞在者数の指数をいう。

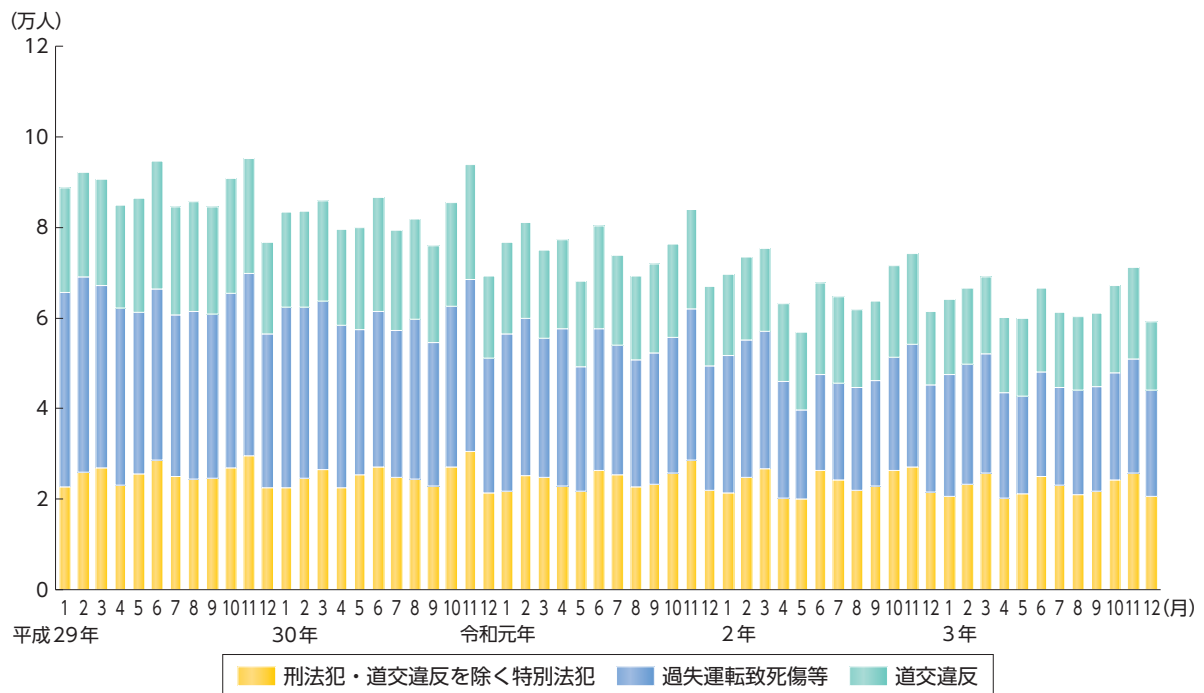
第1節 検察

1 コロナ禍における検察の処遇状況

7-4-1-1図は、検察庁新規受理人員の月別推移（最近5年間）を刑法犯・道交違反を除く特別法犯（危険運転致死傷を含む。以下この項において「刑法犯等」という。）、過失運転致死傷等、道交違反に分けて見たものである。平成30年1月から令和3年12月までの検察庁新規受理人員を前年同月比で見ると、刑法犯等、過失運転致死傷等、道交違反のいずれについても減少傾向にあり、総数が平均7.6%減、刑法犯等が平均2.8%減、過失運転致死傷等が平均10.7%減、道交違反が平均8.0%減であった。総数の前年同月比の減少率が最も大きかったのは、2年4月であり（前年同月比18.3%減）、次いで2年5月（同16.4%減）であった。2年4月における前年同月比は、刑法犯等が11.4%減、過失運転致死傷等が26.1%減、道交違反が12.3%減であり、2年5月における前年同月比は、刑法犯等が7.5%減、過失運転致死傷等が28.3%減、道交違反が9.4%減であった。

7-4-1-1図 検察庁新規受理人員の推移（月別）

（平成29年～令和3年）



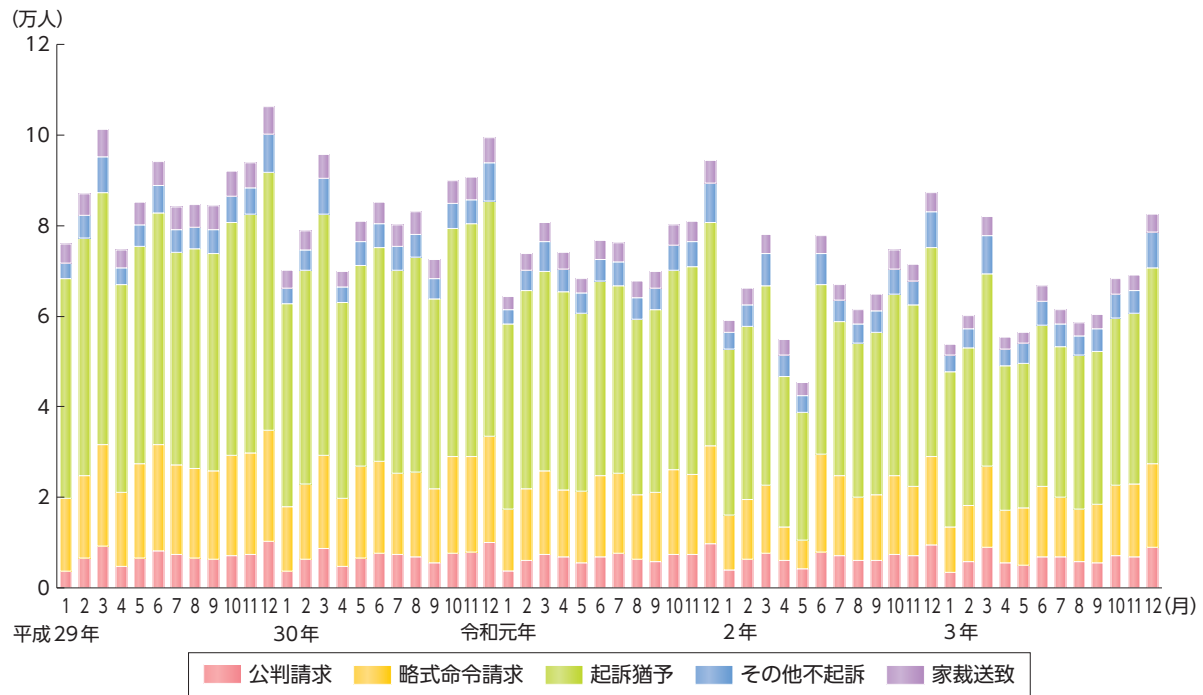
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省の「検察統計月報」に基づき、各月の新規受理人員を算出した。
 3 各月の人員は、「検察統計月報」の公表日時点での暫定値であり、その後の検察統計年報の修正等により実際の人員と異なる場合がある。
 4 「刑法犯・道交違反を除く特別法犯」は、危険運転致死傷を含む。

7-4-1-2図は、検察庁終局処理人員の月別推移（最近5年間）を処理区分別に見たものである。平成30年1月から令和3年12月までの検察庁終局処理人員を前年同月比で見ると、公判請求、略式命令請求、起訴猶予及び家庭裁判所送致は減少傾向、その他不起訴は増減を繰り返しながらもほぼ横ばいで推移しており、総数が平均7.4%減、公判請求が平均1.8%減、略式命令請求が平均6.9%減、起

訴猶予が平均8.1%減、その他不起訴が平均0.5%減、家庭裁判所送致が平均11.5%減であった。総数の前年同月比の減少率が最も大きかったのは、2年5月であり（前年同月比33.8%減）、次いで2年4月（同25.9%減）であった。2年5月における前年同月比は、公判請求が22.8%減、略式命令請求が60.6%減、起訴猶予が28.4%減、その他不起訴が15.2%減、家庭裁判所送致が13.3%減であり、2年4月における前年同月比は、公判請求が13.7%減、略式命令請求が48.8%減、起訴猶予が24.4%減、その他不起訴が1.2%減、家庭裁判所送致が8.4%減であった。

7-4-1-2図 検察庁終局処理人員の推移（月別）

（平成29年～令和3年）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省の「検察統計月報」に基づき、各月の終局処理人員を算出した。
 3 各月の人員は、「検察統計月報」の公表日時点での暫定値であり、その後の検察統計年報の修正等により実際の人員と異なる場合がある。

2 感染症予防・感染拡大防止策

検察においては、「法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」等を踏まえた基本的な感染対策を講じるとともに、新型コロナウイルス感染症感染拡大下においても、必要な業務を継続し、検察庁としての機能を維持するための計画を策定して業務に当たった。

具体的には、警察等の関係機関と緊密な連携を図り、被疑者等に体調不良がある場合には必要な情報を共有し、感染防止に努めたほか、被告人の収容に際しては、収容対象者が新型コロナウイルスに感染していた場合、収容を担当する職員のみならず、収容先の刑事施設においても感染拡大のおそれがあるため、収容対象者の体調を事前に把握できる場合には、その体調についての情報収集を励行するとともに、収容対象者の感染が疑われる状況であることが判明した場合の対応策を事前に構築するなどした。一部の庁では、収容対象者に感染及び感染を疑わせる症状がある場合には、特別に編成された班の職員が収容先の刑事施設までの押送を実施することとしたほか、無症状の感染者であることも想定して、法廷から刑事施設に押送する間に待機する仮留置場の消毒を徹底し、職員のみならず、他の収容者への感染拡大を防止するなどの措置を講じた。

また、職員間における業務継続方策、感染予防・拡大防止策として、在宅勤務・テレワークの活用による出勤職員数の抑制等を実施したほか、事件関係者等の来庁者対応時における感染予防・拡大防止策を講じるなどした。

1 コロナ禍の影響

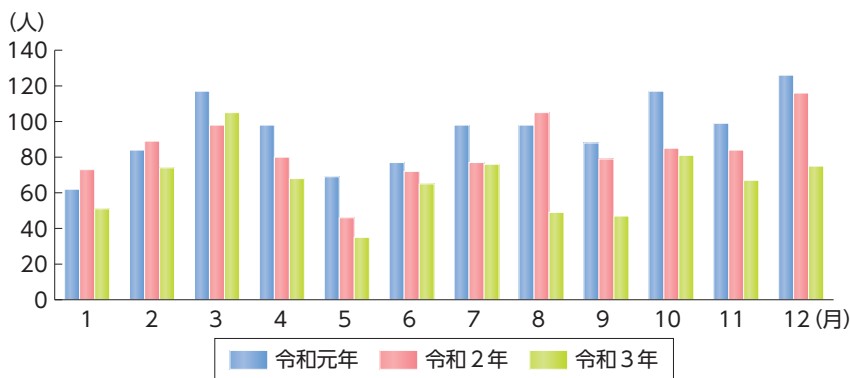
7-4-2-1図は、裁判員裁判対象事件の第一審における新規受理・終局処理人員の推移（最近3年間）について、単純に月別で比較するとともに、平成27年から令和元年までの同月の人員の平均を100として指数化して見たものである。平成28年1月以降の新規受理人員を前年同月比で見ると増減を繰り返しながら推移しており、前年同月比の減少率が最も大きかったのは令和3年8月（前年同月比53.3%減）、次いで3年9月（同41.8%減）であった。

平成28年1月以降の終局処理人員を前年同月比で見ても、同様に増減を繰り返しながら推移しているが、前年同月比の減少率が最も大きかったのは令和2年5月（前年同月比94.7%減）、次いで2年4月（同81.8%減）であった。これらは、後記2のとおり、第1回緊急事態宣言の期間中、裁判員裁判対象事件の期日が延期されたことなどによる影響と考えられる（緊急事態宣言の期間等については、本編第2章3項参照）。

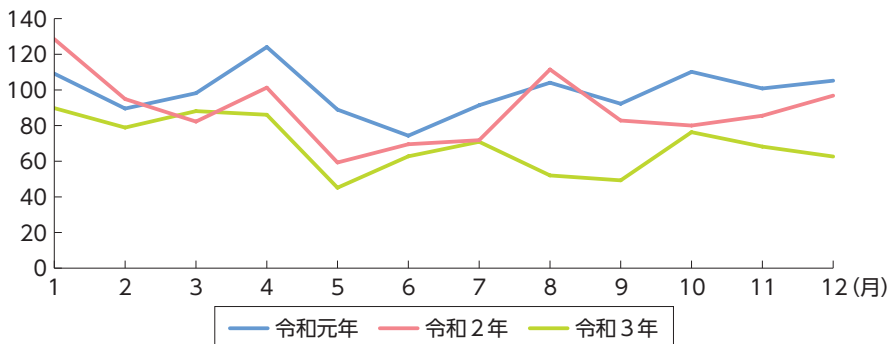
7-4-2-1図 裁判員裁判対象事件 第一審における新規受理・終局処理人員の推移（月別）

（令和元年～3年）

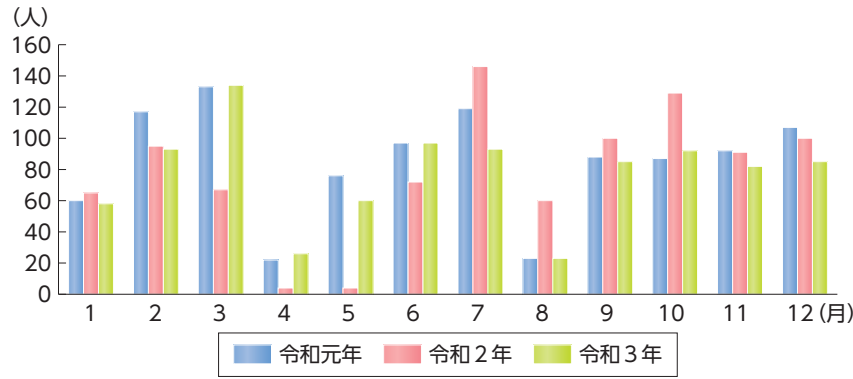
① 新規受理人員
ア 月別の比較



イ 平成27年から令和元年までの同月の平均値との比較

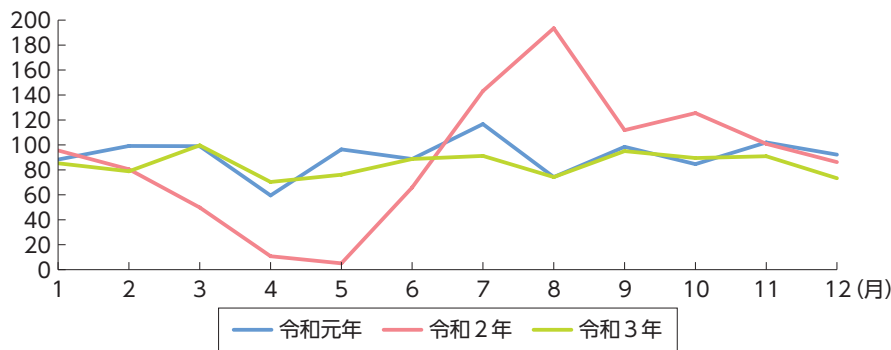


② 終局処理人員
ア 月別の比較



| | 令和2年 | 令和3年 |
|-----|------|------|
| 1月 | 65人 | 58人 |
| 2月 | 95 | 93 |
| 3月 | 67 | 134 |
| 4月 | 4 | 26 |
| 5月 | 4 | 60 |
| 6月 | 72 | 97 |
| 7月 | 146 | 93 |
| 8月 | 60 | 23 |
| 9月 | 100 | 85 |
| 10月 | 129 | 92 |
| 11月 | 91 | 82 |
| 12月 | 100 | 85 |

イ 平成27年から令和元年までの同月の平均値との比較



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「新規受理人員」及び「終局処理人員」は、最高裁判所事務総局の資料による。
 3 新規受理人員は、受理時において裁判員裁判対象事件であったものの人員をいう。
 4 終局処理人員は、裁判員裁判により審理された事件の終局処理人員（決定等で終局したものを含み、裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。）をいう。
 5 イは、平成27年から令和元年までの同月の新規受理・終局処理人員の平均値を100とした場合における、同年から3年までの各月の指数である。

② 感染症予防・感染拡大防止策

(1) 第1回緊急事態宣言発出前

裁判所では、裁判所の「新型インフルエンザ等対応業務継続計画」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を講じており、政府の方針や地域の実情等を踏まえつつ対応を行っていた。令和2年4月の第1回緊急事態宣言発出前は、政府等の示す感染拡大防止策を参考にした感染防止の対応を行った。例えば、東京地方裁判所本庁は、同年2月までは、裁判員裁判対象事件もそれ以外の事件も平常どおりに実施していたが、同月末に同年3月2日からの学校の休校要請がされると、新型コロナウイルス感染症の実態が明らかとなっていない中で、裁判員候補者を裁判所に集めることが適切ではないとの考えの下、事件当事者の意見を聞いた上で、各裁判体の判断により、同月中に裁判員選任手続を予定していた裁判員裁判対象事件の選任手続期日及び公判期日を取り消すなどの対応を行った。

(2) 第1回緊急事態宣言期間中

令和2年4月以降の第1回緊急事態宣言期間中は、多くの裁判期日を取り消すなど、裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小し、裁判所を利用する当事者や職員の移動等をできる限り回避するための対応を行った。

特定警戒都道府県（本編第3章第2節1項（4）参照）に所在する裁判所では、緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、裁判官の間で申合せをするなどした上で、当該状況下でも裁判所として必要な機能を維持できる範囲に業務を縮小することとし

た。例えば、東京地方裁判所本庁は、令状事務、心神喪失者等医療観察法による審判のうち入院命令・決定が出されている事件、被告人が勾留されている事件（追起訴が予定されている事件等を除く。）について、継続業務として業務を行うことを申し合わせた。また、裁判員裁判対象事件以外の事件のうち、被告人が勾留されている事件については、未決勾留の状態をできるだけ早く解消する必要が高いことから、緊急事態宣言下でも原則として審理を行うこととする一方、在宅起訴や被告人が保釈中の事件については、原則として期日を変更した。裁判員裁判対象事件についても、緊急事態宣言期間中に期日が予定されているものは、事件当事者の意見を聞いた上で延期することとしたが、緊急事態宣言期間中も、広い部屋を利用して公判前整理手続を実施したり、電話を利用して公判前整理手続に代わる打合せを行うなどし、審理の再開に向けた準備を進めた。

特定警戒都道府県以外の地域に所在する裁判所では、当該地域における平日の外出自粛要請の有無や内容等を踏まえて業務縮小等の対応を講じるなどした。

（3）第1回緊急事態宣言期間終了後

第1回緊急事態宣言期間が終了した令和2年5月25日以後は、各地の実情等を踏まえ、感染防止措置を講じながら、段階的に業務を再開し、例えば、東京地方裁判所本庁は、裁判員裁判対象事件について、同年6月1日以降に選任手続が予定されていたものから再開した。

その後の同年12月、最高裁判所において、公衆衛生学等の専門的知見に基づき、「裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策」が策定され、裁判所の業務は、3年1月の第2回緊急事態宣言発出後も継続された。

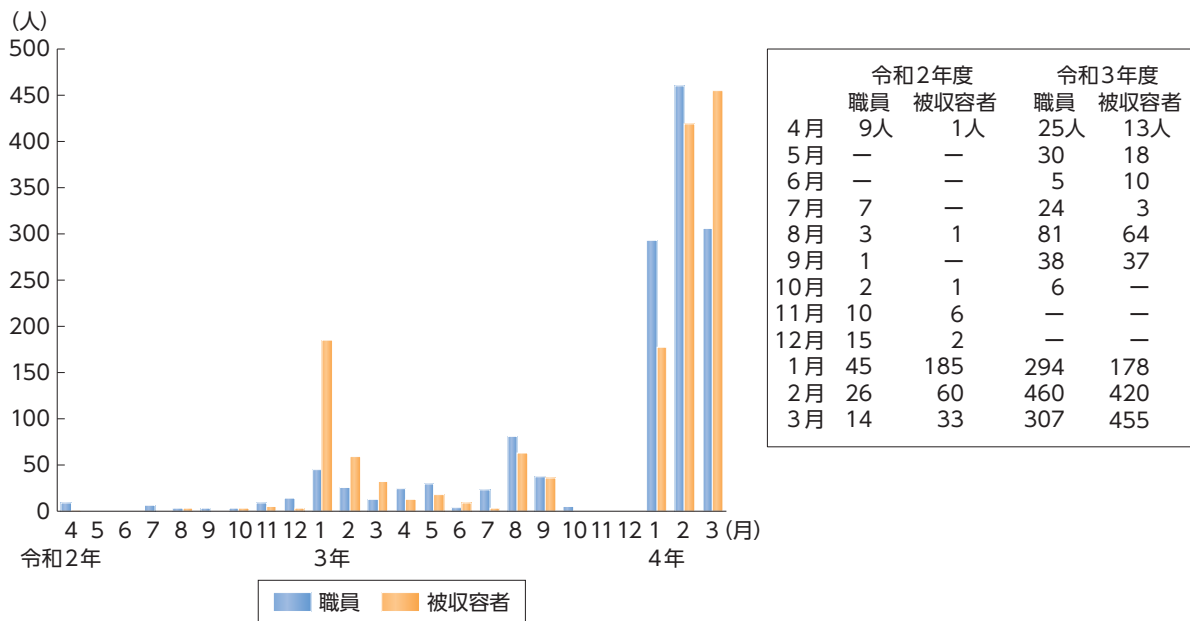
第3節

矯正

1 感染症予防・感染拡大防止策

矯正施設の職員及び被収容者で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された令和2年4月以降の矯正施設における感染者の推移を職員・被収容者別に見ると、7-4-3-1図のとおりである。同年11月から4年6月にかけて、複数の矯正施設でクラスター（患者集団）が発生した。感染者等が発生し、多くの職員を健康観察の対象にするなどして職員が不足した場合には、近隣の矯正施設からの職員だけでなく、必要により、特別機動警備隊（矯正施設において非常事態が発生した場合に、迅速かつ的確に対処するため、平成31年4月に発足した部隊。コラム6参照）の隊員を派遣するなどして対応した。法務省矯正局は、訓練はもとより、感染者等が発生した施設における応援勤務の経験を積んだ同隊の隊員について、感染症予防対策や感染者等が発生した場合の感染症拡大防止対策の助言・指導のために、感染拡大時のリスクが高い矯正施設に派遣するなどし、新型コロナウイルス感染症への対策の強化・推進に努めた。

（令和2年度～3年度）



注 法務省矯正局の資料による。

矯正施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、法務省矯正局は、令和2年4月28日、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」（以下この節において「ガイドライン」という。）を矯正施設に通知した（同年6月及び11月に改訂）。矯正施設は、ガイドラインに基づき、マスクの着用、手洗い、手指消毒、複数の者が使用する場所・備品の消毒、換気、食事等の場面における対面での会話の回避等の対策を講じたほか、在宅勤務・テレワークの活用により、出勤職員数を抑制する措置を執った。その後、同年12月以降のクラスターの発生を受け、矯正施設では、体調不良により出勤を抑制した職員の勤務再開の際の抗原検査の実施や、被収容者の体調不良時の積極的な抗原検査の実施など、感染防止対策が更に強化された。

令和3年2月からは、国内でも、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が開始された。予防接種法（昭和23年法律第68号）において、予防接種の実施主体は、住民登録地の市町村（特別区を含む。）の長とされているところ、被収容者の多くは収容されている矯正施設の所在地に住民登録がなく、住所地外での接種とならざるを得ない。そのため、法務省と厚生労働省、各矯正施設とその所在地の各市町村との間で緊密な調整を行い、希望する被収容者に対する予防接種が実施された。

コラム6 矯正施設における新型コロナウイルス感染症対策 矯正局特別機動警備隊の活動

矯正施設は、新型コロナウイルス感染症に対し、特有の感染リスクを有している。まず、矯正施設は、逃走防止の観点から窓や扉の開放が困難であり、限られた空間の中で作業・教育等を実施していることから、三つの密（密閉・密集・密接）の条件が重複しており、一たび施設内で感染症が発生すれば、感染が拡大するリスクが大きい。そして、同感染症感染拡大下においては、不安等により被収容者の衆情（多くの者の心）が乱れることによって、規律秩序を維持することが困難となるなどのリスクも有している。

令和3年中には、いわゆる第5波の感染拡大期に、複数の矯正施設においてクラスターが発生し、それらの一部の施設では、職員負担が増大し、極めて厳しい状況に陥った。しかし、

各矯正施設は、前記のような特有の感染リスクを抱えながらも、おおむね最小限の感染にとどめ、適切な施設運営を維持した。

新型コロナウイルス感染症感染拡大下にあっても適切な施設運営を維持できた要因としては、令和2年4月27日に、矯正施設感染防止タスクフォースにおいてガイドラインを策定し、その後も、ガイドラインに基づいた同感染症の感染防止対策を講じるとともに、これまで培ってきた知識や技術を生かしつつ、感染防止対策を強固なものとしてきたことが挙げられる。

さて、前記の結果を導き出すに当たっては、各矯正施設の努力に加えて、法務省矯正局長直轄の特別機動警備隊（SeRT（サート）：Special Security Readiness Team）の貢献が大きかった。そこで、特別機動警備隊及びその活動等について紹介したい。

特別機動警備隊は、平成31年4月1日に発足し、東京拘置所に常設されている。その設置目的は、矯正施設における暴動、逃走、天災事変等に対処するほか、矯正施設に対するテロリズム等の非常事態にも対処することである。4個小隊（小隊長以下12人）で編成され、隊長、副隊長及び中隊長以外の隊員の任期は3年となっている。設置目的を達成するための年間訓練項目を定め、輸送・設置・避難所運営部隊、レスキュー部隊、機動警備部隊及び銃器部隊の四つの部隊に分かれて、訓練を実施している。

新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、医療用防護服等の取扱いのほか、ゾーニング（汚染区域と清潔区域の分類）方法に関する訓練を年間訓練項目の一つとしている。そして、同感染症の陽性者が発生した延べ40以上の矯正施設に対し、同訓練を受けた特別機動警備隊が派遣された。派遣先の矯正施設では、陽性者を収容するエリアのゾーニング設定や勤務職員の防護措置及び勤務要領作成等に関する指導を行ったほか、重症化した陽性者の医療刑務所への護送を実施した。また、管区機動警備隊集合訓練等において、感染防止対策の指導を実施し、矯正施設における同感染症の感染拡大を防止し、施設の規律を維持することに大いに貢献した。

併せて、任期を終えた隊員は、各矯正施設の職員として戻った後、特別機動警備隊入隊中に得た知識・技術を各施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に役立てている。

特別機動警備隊は、前記の活動のほか、災害復旧支援活動、暴力団幹部の出所に伴う施設警備、各種イベントにおける広報活動等も行っている。例えば、災害復旧支援活動として、台風19号（令和元年東日本台風）の通過時においては、東京拘置所での避難所開設（令和元年10月12日から翌13日まで）や、長野県須坂市における災害支援（同月17日から同月27日まで）を実施し、3年7月3日に静岡県熱海市で発生した大規模土石流災害においては、静岡県熱海市長から法務省矯正局長宛てに支援を依頼したいとの要望があったことから、同月18日から約2週間、隊員19名が派遣され、現地対策本部での関係機関調整会議・作戦会議に参加し、自衛隊、消防、警察等の関係機関と情報を共有しながら、災害支援を行った。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束した後も、将来的な感染症対策、施設の規律維持、災害対策・対応のための活動は、矯正施設にとって必要であり、今後も特別機動警備隊への期待が大きい。



特別機動警備隊による新型コロナウイルス感染症感染防止対策の指導
(医療用防護服等の装着方法等)の様子
【写真提供：法務省矯正局】

コラム7 米国の刑務所等における被収容者の新型コロナウイルスへの感染状況等

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）が令和3年（2021年）に公表したレポートによると、同年5月までに、全世界の刑務所等において、122か国で55万人近くの被収容者が新型コロナウイルスに感染し、47か国で4,000人近くの被収容者が死亡したと推定されている。

本コラムでは、令和3年（2021年）末現在、新型コロナウイルス感染者が最も多く発生し、かつ、刑務所等に収容されている人口が最も多い国の一つである米国の刑務所等における新型コロナウイルスへの被収容者の感染状況等を紹介する。米国は、連邦、州、郡等ごとに異なる法体系を有していることから、連邦の刑務所等、州の刑務所等及び郡等の施設（ジェイル）等のそれぞれの感染状況を概観した上で、新型コロナウイルスへの感染が拡大した原因等に係る分析の一つを紹介し、最後に、被収容者の臨時の釈放についても言及する。

米国の連邦刑務所等においては、令和2年（2020年）2月末現在、約15万7,000人を収容していたが、令和3年（2021年）末までに、累計で4万3,126人に新型コロナウイルスへの感染が確認され、うち273人が死亡した。連邦刑務所等を所管する連邦行刑局の公衆衛生学の博士による研究では、令和2年（2020年）9月下旬までの新型コロナウイルス感染症による死者数等のデータにより、連邦刑務所等と米国の一般社会における性別・年齢の構成の差を調整した上で同感染症による死亡率を比較し、連邦刑務所等における死亡率が、米国の一般社会の死亡率より約2.6倍高かったと結論付けている。また、カリフォルニア州の刑務所等においては、同年2月末現在、約12万5,000人を収容していたが、令和3年（2021年）末までに、累計で5万2,201人に新型コロナウイルスへの感染が確認され、うち245人が死亡した。同州の刑務所等においては、令和2年（2020年）3月22日に被収容者で初めての新型コロナウイルスへの感染が確認された。その後、感染が急速に拡大し、累計の感染者数が、同年4月12日の週に100人を、同年5月17日の週に1,000人を、同年8月16日の週に1万人を、それぞれ超えるに至った。郡等が運営する施設においては、同年2月末現在、約71万人を収容していたが、新型コロナウイルスに係る多数の大規模感染（クラスター）が発生したと言われている。

カリフォルニア州の行政監査局は、同州の刑務所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る施策等につき監査を実施し、その結果を令和2年（2020年）8月、10月及び令和3年（2021年）2月に公表した。それによると、令和2年（2020年）3月に矯正局が、収容区域に入る全ての職員及び来訪者を対象に健康状況の確認をするように指示したものの、

一部の刑務所等ではその指示が徹底されず、そのことが感染拡大の一因となった可能性があるとのことである。また、マスクその他の個人用防護具（PPE）について、全国的な供給不足の中にあっても、同州の刑務所等で製造されるPPEがあったため、その確保自体には問題がなかったものの、職員や被収容者への着用の指示が徹底されなかったという問題点も指摘している。さらに、感染した場合のリスクが高い被収容者への感染を防止することを目的として、同年5月下旬に、同州の刑務所等の中で最も感染がまん延していた施設に収容されていた被収容者のうち、感染した場合のリスクが高い189人を2施設に移送したことにより、感染の急速な拡大につながったと指摘している。具体的には、感染の有無を確認するための検査を移送日の2週間以上も前に実施するなど、感染の有無の確認が適切に行われなかったことや、移送された被収容者を、板状の扉のある居室で構成される隔離棟ではなく、各居室間の空気の流れを遮断しない格子状の扉の居室で構成され、通路側から5階全ての居室が一望できる構造となっている居室棟に収容したことなどの問題により、移送された被収容者に含まれていた感染者に気付くことができず、他の被収容者に感染が拡大したと結論付けている。

最後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い行われた刑務所等からの臨時的釈放について紹介する。UNODCが令和3年（2021年）7月に公表したレポートによると、刑務所等においては、特に、過剰収容の場合、手指消毒や社会的距離の確保といった同感染症の感染予防のための措置を実施することが極めて困難であることから、同感染症の感染拡大以降、119の国において、少なくとも70万人の被収容者が臨時に釈放され、又は釈放が認められ得る状況に置かれたとのことである。70万人は、令和元年（2019年）末における刑務所等人口の6%強に当たる。米国の連邦刑務所等においても、感染した場合のリスクが高い被収容者につき、刑務所等への収容に代え、在宅拘禁措置を講じており、令和2年（2020年）3月26日から令和3年（2021年）末までの間に、3万6,367人が刑務所等から釈放された。カリフォルニア州でも、令和2年（2020年）3月以降、残刑期が少なく、かつ、暴力犯の罪により収容されていない者その他一定の条件を満たす者を釈放することなどにより、刑務所等人口を2万2,000人以上減少させた。郡等が運営する施設においても、同年3月から6月までの間だけで、同感染症対策等のために約20万8,500人が臨時に釈放され、収容人口が、同年2月末から3月末にかけて17.5%、同月末から4月末にかけて11.3%、それぞれ減少した。

2 コロナ禍における処遇等

令和2年4月16日から、一部の刑事施設では刑務作業（炊事等の施設運営上最低限必要な作業及び医療衛生資材を生産する作業を除く。）及び矯正指導の実施を当面の間見合わせるなど、矯正施設における処遇も大きな影響を受けた。しかし、矯正処遇等の重要性に鑑み、少人数化、十分な換気、人と人との距離の確保等の感染症対策を講じることで、矯正処遇等を再開・継続する取組も行われた。

一部の刑事施設では、令和2年1月に民間企業からの依頼を受けたことをきっかけに、布マスクの製作を開始した。さらに、関係省庁からの要請に応じ、全国42庁（刑務支所を含む。）において、同年5月以降3年3月までに、医療現場で不足していた医療用ガウン（アイソレーションガウン）約140万着を製作した。当時の医療現場での深刻な物資不足に早急に対応するため、医療用ガウンの製作作業は、2年4月16日から当面の間、刑務作業の実施を原則として見合わせていた状況下においても、例外的に実施された。製作された医療用ガウンは、地方公共団体や民間企業に納品され、医療現場等において活用された。一部の少年院でも、社会貢献活動として在院者がマスクを製作し、近隣の社会福祉法人に贈呈された。



刑務所における医療用ガウン製作の様子
【写真提供：法務省矯正局】

新型コロナウイルス感染症の感染防止を図りつつ、適正な外部交通を図るため、刑事施設では、令和3年8月から、刑事収容施設法146条1項に基づく電話による通信の一形態として、一定の要件の下で、遠隔地からでも、オンライン会議システムを用いて、面会と同様にお互いの顔を見ながら意思疎通を行うことが可能とされた。

第4節 更生保護

① 感染症予防・感染拡大防止策

新型コロナウイルス感染症感染拡大下における更生保護業務の運営方針については、全国的な感染拡大の状況等に応じ、法務省保護局から随時通知等により示され、各更生保護官署は、これらの方針に基づき、各管轄地域の感染状況等の実情を考慮して管内の運用方針を定め、庁内、保護司等の民間ボランティア、更生保護施設等の民間団体との間でこれを共有し、感染症予防・感染拡大防止を図った。

② コロナ禍における処遇等

(1) 仮釈放等

仮釈放等審理に係る被収容者への調査については、地方更生保護委員会委員及び保護観察官が矯正施設に赴いて実施しているところ、必要に応じて、矯正施設と協議の上、テレビ会議システムで実施した。

仮釈放等審理に係る被収容者の感染状況については、各矯正施設から速やかに地方更生保護委員会に連絡がなされ、必要に応じて保護観察所へも情報共有が行われた。仮釈放等の許可決定がなされた被収容者について、感染の可能性が認められた場合には、矯正施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が必要な情報共有を行い、引受人等の引受意思を確認するとともに、釈放後の感染防止のための措置等について検討を行った。

(2) 生活環境の調整

受刑者等の帰住予定地の状況を確認、住居、就労先等の生活環境を整えて改善更生に適した環境作りを働き掛けるため、保護観察官又は保護司が引受人等と面接するなどしているところ、必要に応じて、電話等の代替手段により、生活環境の調整を行った。

(3) 保護観察

ア 保護観察における面接

保護観察官及び保護司は、行状を把握し、遵守事項及び生活行動指針を守るよう必要な指示、措置を執るなどの指導監督を行い、また、自立した生活ができるように補導援護を行うため、保護観察対象者と面接するなどしているところ、必要に応じて、電話等の代替手段により、生活状況の把握等を行った。ただし、介入の必要性・緊急性が高い事態が起こった場合や、不良措置を執る必要がある場合は、十分な感染防止対策を講じた上で、保護観察官による面接や質問調査を実施した。

イ 専門的処遇プログラム

保護観察所における専門的処遇プログラムの集団処遇実施回数は、令和元年度は3,125回であったところ、2年度は2,097回、3年度は1,726回であった（法務省保護局の資料による。）。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、集団処遇から個別処遇へ実施方法を切り替え、又はプログラムの実施を延期するなどした例が多かった。プログラムの延期期間中は、ワークブックを自習させ、記入されたワークブックを郵送させた上、電話によって指導するなどの代替措置を講じた。

ウ 社会貢献活動

社会貢献活動につき、令和元年度は1,042回実施し、延べ1,778人の保護観察対象者が参加したところ、2年度は379回実施し、延べ665人の保護観察対象者が参加し、3年度は322回実施し、延べ554人の保護観察対象者が参加した（法務省保護局の資料による。）。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、主な活動実施場所である福祉施設での活動が難しくなるなど、実施場所の確保に支障が生じ、回数等が減少したものの、活動人数を制限し、三つの密（密閉・密集・密接）を避けるなどの感染予防の対策を講じながら、主に、屋外での清掃活動や、保護観察所内での切手整理などの活動を行った。

(4) 更生保護施設

更生保護施設への委託実人員は、令和元年が7,966人（うち新たに委託を開始した人員6,269人）であったところ、2年は7,539人（同5,806人）、3年は6,888人（同5,336人）であった（保護統計年報による。）。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、複数人用の居室であっても個室として運用せざるを得ない場合があったことなどから、委託実人員が大きく減少した。処遇に関しては、集団処遇を個別処遇に切り替えて実施したり、一部をワークシートを活用した学習で代替するなど、様々な影響を受けた。各施設では、マスクの着用等を含めた日常的な感染防止対策の徹底に係る指導、施設の消毒等作業、心身の不調を訴える在所者への対応等の同感染症の感染拡大下特有の業務が増加するなど、施設運営面での影響も生じた。

コラム8 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における更生保護の実践例

このコラムでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、更生保護がどのように活動を継続してきたのか実践例を紹介する。

保護観察は、保護観察官や保護司が保護観察対象者との面接等を行い、生活状況等を把握し、指導監督や補導援護を実施する社会内処遇であるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においては、保護観察対象者等との対面での接触を通じて、双方に同感染症の感染拡大につながるリスクが生じることが懸念され、感染防止策の徹底を図りながら、保護観察対象者の改善更生や再犯防止のために適正に業務を継続していくことが課題となった。同感染

症の感染拡大下における更生保護業務の運営方針については、全国的な感染拡大の状況に応じて、法務省保護局から随時通知等により示され、それぞれの地方更生保護委員会及び保護観察所は、これらの方針に基づき、各管轄地域の感染状況等を考慮して適時適切に管内の運用方針を定め、矯正施設や各保護司会等の民間団体との間でこれを共有し、対応の一貫性を保つとともに、感染防止策の徹底と可能な限りの業務継続とのバランスを保った。

多くの保護観察所は、保護司による保護観察対象者等との面接について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの適用期間中は、電話等の代替手段による生活状況把握にとどめる一方、本人と接触して介入する必要性・緊急性が高い事案については、保護観察官が可能な限りの感染防止策を講じた上で面接を実施するなどの対応を行った。また、電話等による生活状況の把握においても、引受人や保護者等からも本人の状況を聴取するなどして、本人の生活実態の多角的な把握に努めた。これらの期間外においては、多くの保護司が対面で面接を行ったが、チェックシートに基づき、保護観察対象者等と会う前に、発熱、咳等の症状の有無等を電話、メール等で確認し合い、実際に面接を行う際には、マスクを着用し、換気を確認するなどの感染防止策を徹底した。また、保護司自身又はその家族に体調への不安があるなどの事情で、一定期間面接が困難である場合は、保護観察官が保護司と協議した上で保護観察官による面接を実施するなどし、保護司との協働による保護観察処遇が適切に行われるよう対策を講じた。

更生保護施設は、住居や頼るべき人がないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行って、その円滑な社会復帰を支援している施設である（第2編第5章第6節2項参照）。これらの施設は、多くの者が共同生活を送っていることから、感染防止に細心の注意を払いながら業務を継続し、行き場のない者をより多く受け入れて、その更生を助けるという社会的使命との両立に苦心した。東京都内のある更生保護施設では、マスクの着用やアルコールによる手指消毒、毎日の検温の徹底に加えて、施設内での食事の提供についても、食堂での密を回避するために、提供時間を1時間延ばし、食堂内のテーブルの間隔を空け、1テーブル1名ずつで黙食を続けた。こうした対策については、在会者集会や掲示板での共有に加え、令和2年度、3年度の2年で計6回にわたり、薬剤師である保護司の協力を得て、感染防止の基本的事項に関する講話を開催するなどして、入所者の理解を深めた。万が一、入所者の中から濃厚接触者等が生じる事態が発生することもあらかじめ想定し、他の入所者等との接触を可能な限り減らすために、そうした者が出たときに過ごさせる部屋を指定するなどのシミュレーションも行った。

日本の更生保護制度は、保護観察官と保護司の協働を基調としているため、保護司の処遇能力等の向上が非常に重要である。そこで、保護観察所において、法務省保護局長通達に基づき保護司研修を行うとともに、多くの保護司会（第2編第5章第6節1項参照）も、自主研修を開催してきた。しかし、これらの研修は、多くの保護司が一堂に会することから、感染拡大期においては、中止、延期等を余儀なくされた。京都府内の22地区保護司会で組織する京都府保護司会連合会は、毎年11月に、「特別研修会・意見交換会」（以下このコラムにおいて「研修会」という。）を開催し、例年では参加者数600人規模で行ってきた。令和2年度の研修会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一時は中止も検討されたが、感染防止策を講じながら実施できる方策を模索し、講演をライブ配信することとし、保護司は、自宅又は京都府内22地区に1か所ずつ設けられたサテライト会場から、オンラインで参加した。当日は、飲酒運転事故の被害者遺族であり、飲酒運転撲滅活動等を行っているNPO法人理事長

による講演が行われ、視聴会場では、涙を流しながら、講師の話にうなづく保護司の姿もあった。3年度も、ウェブ会議アプリや動画配信サービスを用いて、研修会を開催し、協力雇用主（第2編第5章第6節4項（3）参照）が地域での立ち直り支援をテーマに講演を行った。

更生保護女性会は、地域の犯罪予防や青少年の育成活動、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり（第2編第5章第6節4項（1）参照）、これまで、少年院における矯正教育等への支援、地域住民を対象とした子育て支援地域活動や、近隣の更生保護施設に対する食事作り等による援助等を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、活動の中止、延期等を余儀なくされた。そのような中、愛媛県の松山地区更生保護女性会は、松山市内の更生保護施設に対する食事支援について、手作りの食事の提供までは困難であるものの、令和2年6月から、衛生管理がより確実になされている市販の弁当を届け、更生保護施設入所者を励ます活動を再開したほか、3年11月には、保護観察所の社会貢献活動と合同で、同市内の公園での清掃活動を実施した。さらに、同感染症の感染拡大下において、同県で始まった「シトラスリボンプロジェクト」（同感染症に関する差別・偏見の未然防止及び解消を図るため、シトラス（柑橘類）色のリボンを身につけたりロゴマークを掲示する等の運動）の趣旨に賛同し、シトラス（柑橘類）色のリボンを作り、近所の方々に配布して、運動の趣旨の周知を図るなどの活動を行った。

更生保護においては、犯罪や非行を防止するとともに、犯罪や非行をした人の立ち直りに理解を求めるための犯罪予防活動が各地で取り込まれており、毎年7月を強調月間として行われる「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」（第2編第5章第6節6項参照）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、非接触型の広報を各地で展開した。熊本市においては、令和3年7月に関係機関が一堂に会する「“社会を明るくする運動”熊本市推進大会」を開催するための準備を進めていた矢先、同感染症の感染拡大により、同大会の開催が困難になった。そこで、熊本地震被災からの復興の象徴である熊本城を「社会を明るくする運動」のイメージカラーである黄色にライトアップすることを企画した。このライトアップは、①「社会を明るくする運動」を少しでも多くの人に知ってもらい、考えるきっかけを作ること、②熊本城が熊本地震の被災から復興する姿と、更生を目指す人々が周りの支援を得て立ち直る姿を重ね、更生を目指す人々への応援メッセージとすること、③保護司等、更生を目指す人々を支える方々への応援メッセージとすることを目的として、同運動強調月間の初日である同月1日に行われ、その趣旨等を市の広報誌やラジオ、SNS等を通じて広報した。



「社会を明るくする運動」のイメージカラーでライトアップされた熊本城
【写真提供 熊本市内在住の保護司】

コラム9 英国におけるコロナ禍での社会内処遇の実施状況等

2020年の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、英国においても、同年3月から外出制限措置が執られ、人々の生活は大きな影響を受けた。社会内処遇においても、その実施方法等がそれまでと大きく変わることになった。本コラムでは、主に1度目の外出制限措置下の英国の社会内処遇における「エクセプション・デリバリー・モデル (Exceptional Delivery Model)」の取組について、英国の監査機関である王立保護観察総監 (Her Majesty's Inspectorate of Probation) の報告書 (A thematic review of the Exceptional Delivery Model arrangements in probation services in response to the COVID-19 pandemic) (同年11月) に基づき紹介する。なお、本コラムにおける英国は、イングランド及びウェールズをいう。

2020年3月23日に外出制限措置が発表されたその翌日から、英国の社会内処遇は「エクセプション・デリバリー・モデル」に移行した。これによって、社会内処遇の実務を担う保護観察サービス (NPS: National Probation Service) 及び社会内更生会社 (CRCs: Community Rehabilitation Companies) の多くの事務所は閉鎖され、全ての社会奉仕活動や新たな処遇プログラムの実施が停止され、多くの職員は自宅で勤務することになった。社会内処遇では、保護観察対象者を監督するため、通常は対面による面接が行われるが、「エクセプション・デリバリー・モデル」では、職員は各保護観察対象者の現状のリスクを再評価して、個々の状況に応じて面接等の種類や頻度を見直し、これにより、他者への加害リスクが非常に高いと評価された者を除いて、ほとんどの保護観察対象者については、対面に代わり、電話やメッセージアプリを使用したりモートの面接が行われることになった。一方で、他者への加害リスクが非常に高いと評価された者、拘禁措置が解かれたばかりの者などについては、対面による面接が行われ、「訪問 (door-step visiting)」又は「ドライブスルー」の活用など、各対象者の状況に応じ、必要な面接の機会が確保された。また、電話を持っていない者には、携帯電話が提供されて連絡手段が確保されたほか、住居がない者には、地方自治体の協力もあり緊急宿泊施設が用意された。

外出制限措置により、メンタルヘルスに関する支援、薬物やアルコールの乱用の再発防止のための支援を始めとする社会内処遇に必要な不可欠な様々な支援の提供が困難となった。そのような状況下では、生活環境が比較的安定している対象者は、電話等による新しい監督体制にうまく適応し、職員との連絡を密に取ることができたが、複雑な問題を抱え不安定な状態の対象者は、人間関係から切り離されて孤立し、精神的に不安定になるなどした。新型コロナウイルス感染症感染拡大下においては、様々なデジタル技術を駆使した支援が試みられており、例えば、家庭内暴力の被害者を対象とした「ライブチャット」サービスにより、訓練を受けたカウンセラーにチャットで相談できるようにしたり、孤立した状況にある保護観察対象者を支えるためビデオ通話を活用した面接を行うなどの工夫がなされた。一方で、例えば、相談者が家庭内暴力の加害者と同居している場合、常に加害者が側にいるために、支援者とのビデオ通話が利用できないということもあった。

柔軟な勤務形態は、職員におおむね歓迎された。在宅勤務に必要な電話やデジタル機器は、可能な限り職員へ配備され、管理職が職員との打合せを頻繁に行うなどしたため、職場の人間関係が良好となった。また、在宅勤務を行っている新人保護観察官への業務のフィードバックが効果的に行われた例が見られた。在宅勤務は、移動の少なさや、ビデオ会議により様々な機関との連絡会議への参加を可能にした。一方、在宅勤務の実効性は、職員自身の生活環境にも左右され、例えば他の家族がいる自宅では、複雑なニーズを持つ保護観察対象者

と電話を介したやりとりを行うことの難しさもあり、不安を抱える職員も多かった。

この報告書では、上記の実態を踏まえ、保護観察サービス（NPS）の上級機関である王立刑務所・保護観察庁（Her Majesty's Prison and Probation Service）に対し、関係機関におけるデジタル技術の互換性を確保すること、対面による面接を補完するリモートサービスの選択肢を増やすことなどを提言している。

なお、外出制限措置実施後すぐに「エクセプショナル・デリバリー・モデル」に移行できた背景には、刑事司法機関を管轄する英国司法省において、2010年代初頭からデジタル人材の採用を行って業務におけるITインフラの開発やセキュリティ環境の整備を進めており、専門人材が組織内部にいたという事情があった点にも留意する必要がある。

本章では、新型コロナウイルス感染症感染拡大下における犯罪の動向や犯罪者処遇の実情等について総括しながら、その傾向・特徴や課題を整理し、今後の犯罪予防・犯罪者処遇を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

第1節 コロナ禍における犯罪の動向等

1 新型コロナウイルス感染症に関連する犯罪の発生

新型コロナウイルス感染症感染拡大下においては、同感染症に関連した様々な事象を口実とした詐欺事案やヤミ金融事犯、サイバー犯罪、健康不安等につけ込んだ医薬品医療機器等法違反等の保健衛生事犯等が発生した。これまでも、大規模自然災害等国民生活に重大な影響が生じる事象が発生すると、これに伴う人々の不安や窮状につけ込むような手口の犯罪が発生していたが、同感染症感染拡大下においても同様であった。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大下においては、同感染症により生活や事業に影響を受けた国民に対し、様々な支援を行う各種の給付金等支給制度が設けられたが、これらの給付金等を不正に受け取る詐欺事案も発生し、多数が検挙された。

さらに、転売目的の衛生マスク及び消毒等用アルコールの買占めが横行して供給がひっ迫したため、一定の要件を満たすこれらの転売行為が処罰対象となり、実際にこれらの転売行為をした者が検挙されるに至ったが、その後、需給バランスが回復し、処罰対象ではなくなった。

2 主な犯罪の動向

刑法犯認知件数を見ると、令和2年は前年比17.9%減と前年から大きく減少し、3年も更に減少（前年比7.5%減）したところ、月別で見ると、初めて緊急事態宣言が発出された2年4月及び5月において、それぞれ前年同月比23.9%減、同32.1%減と特に大きく減少した。その後、3年3月までは、前年同月比の減少率はいずれの月も14%を超えており、そのうち20%を超えたのは、2年7月から9月、12月及び3年1月であった。平成27年から令和元年までの同月の認知件数の平均値を100とした指数で見ても、2年4月及び5月は、それぞれ63.1、54.8であり、同年1月から3月までの指数の平均77.0と比べると顕著に低く、同年6月以降も61～68台という低い水準を維持し、3年は、1月、5月、7月、8月及び10月に60を下回った。このように、2年及び3年においては、それ以前と同様に刑法犯の認知件数の減少が見られたが、特に最初の緊急事態宣言があった2年4月及び5月は、近年の減少傾向を考慮しても、それを上回る水準の減少であった。

この傾向は、窃盗においても同様であり、刑法犯の認知件数の減少は、その7割近くを占める窃盗の減少に伴うものであると言える。窃盗の手口別で見ると、侵入窃盗では、その他を除く各手口（空き巣、忍込み、事務所荒らし及び出店荒らし）において、令和2年は前年比23.7～29.6%減といずれも前年からの減少率は昭和49年以降で最高を記録し、令和3年も出店荒らしは前年比26.7%減と更に最高を更新し、空き巣及び事務所荒らしも2年に次ぐ減少率であった（それぞれ前年比19.7%減、同22.2%減）。これに対し、非侵入窃盗では、ひったくり、すり、自動販売機ねらい、置引き及び仮睡者狙いは、2年にいずれも前年比40%以上減と大きく減少し（それぞれ前年比43.5%減、同54.7%減、同49.7%減、同42.2%減、同43.6%減）、そのうち、ひったくり、すり、置引き及び仮

睡者狙いは3年も前年比20%以上減と更に大きく減少した（それぞれ前年比38.0%減、同22.1%減、同24.7%減、同25.5%減）のに対し、万引きは、2年は前年比7.0%減、3年は同1.2%減と減少はわずかであり、払出盗は、2年は同51.1%増と増加し、3年も同6.0%減と減少はわずかであり、手口によって差が見られた。

主な刑法犯では、強制わいせつの認知件数は令和2年4月及び5月、強制性交等は2年5月において、それぞれ平成27年から令和元年までの同月の平均値と比べて顕著に少なかった。

窃盗を始めとする刑法犯認知件数の減少理由については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請（いわゆるステイホーム）により、在宅人口が増加し、駅や繁華街の人流が減少したことから、犯罪被害のターゲットとなる留守宅や通行人等が減少したことなどが考えられる。なお、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う飲食店の営業時間の短縮等により、飲酒機会が減少し、酔余の上の犯行等も減った可能性も考えられるところ、酒気帯び・酒酔い（道交違反）の取締件数は、平成26年から令和元年までは2万5,000～2万7,000件台で推移していたが、2年は2万2,458件（前年比11.7%減）、3年は1万9,801件（同11.8%減）と大きく減少した（4-1-2-7図CD-ROM参照）。また、電車内における事案が多い迷惑防止条例違反の痴漢事犯の検挙件数が2年に大きく減少したこと（第1編第2章第1節参照）についても、企業等の出勤回避、学校等の一斉臨時休業等により、通勤・通学人口が減少したことが影響したものと考えられる。

交通事故も、交通量の減少を背景に、令和2年4月及び5月において、前年同月と比べて大きく減少した。

他方で、少年非行については、全体として減少傾向にある中で、少年の刑法犯検挙人員は、令和2年4月及び5月も前年同月と比べて大きな減少が見られず（前年同月比0.4%増、同4.4%減）、むしろ同年3月には前年同月を大きく上回る（同35.0%増）など、刑法犯認知件数とは異なる動向を示していたものであり、学校等における一斉臨時休業等によりかえって非行の機会が増えたなど、少年特有の事情があった可能性も考えられる。

3 特に注目すべき犯罪の動向

特殊詐欺の令和2年における認知件数は、前年比19.6%減と大きく減少した。その原因や新型コロナウイルス感染症の影響の有無については断定できないものの、同感染症感染拡大下において、人と人との接触が避けられたことにより、面識のない被害者と対面して財物を詐取するなどの態様による犯行が困難となっていた可能性も考えられる。

サイバー犯罪は、令和3年の検挙件数が前年比23.6%増と特に増加しており（第4編第5章第1節参照）、企業・団体等におけるランサムウェア被害の報告件数についても3年下半期において前年同期から大きく増加しているが、その原因としては、テレワークの増加を含む様々な要因が考えられることからすると、今後、新型コロナウイルス感染症感染拡大が落ち着いたとしても、引き続き十分な警戒が必要である。

児童虐待や配偶者からの暴力の相談（対応）件数・検挙件数については、新型コロナウイルス感染症感染拡大以前から増加傾向又は高止まりが続いており、令和2年及び3年における増加又は高止まりが同感染症の影響によるものか否かは判然としない。もっとも、海外では、都市封鎖下において、家庭内暴力が増加したことが報告されている地域もある。我が国においても、外出自粛等により加害者に監視され続けている状態で通報等が困難であった被害者が存在した可能性があり、暗数の存在も考えられるところである。

違法薬物の密輸入は、新型コロナウイルス感染症感染拡大によって、大きな影響を受けた。令和2年は、特に携行型の犯行態様が多い覚醒剤について、航空機旅客による密輸入の摘発件数が前年から激減しており、これは入国者数激減に伴うものと言える。他方で、大麻については、国際郵便物を利

用した密輸入が多かったため、2年の摘発件数は大きく減少しておらず、同感染症の影響をそれほど受けなかった可能性が考えられる。なお、金の密輸入事件の処分件数についても、令和2事務年度（令和2年7月1日から3年6月30日まで）は前事務年度から激減しており（第4編第4章第1節参照）、関税法改正による罰則強化や取締りの強化に加え、入国者数の激減により航空機旅客による犯行が困難となったこともその一因である可能性が考えられる。

来日外国人については、短期滞在の正規滞在者において、新規入国者数が大きく減少した影響を受け、令和2年及び3年の刑法犯検挙人員は大きく減少した。これに対し、技能実習の不法残留者においては、2年、3年共に刑法犯検挙人員は前年と比べて増加したが、不法残留者数自体が、2年1月1日時点で前年同日時点と比べると大きく増加しており、3年1月1日時点においても前年同日と比べて増加していることを考え合わせると、検挙人員の増加は滞在人口の増加に伴うものであった可能性もある。

第2節 刑事司法の各段階における新型コロナウイルス感染症の影響・対策

1 検察

検察庁新規受理人員総数は、初めて緊急事態宣言が発出された令和2年4月及び5月に大きく減少し（前年同月比18.3%減、同16.4%減）、特に在宅事件の多い過失運転致死傷等において、その減少が顕著である（同26.1%減、同28.3%減）。これは司法警察員からの送致件数が減少したことによるものであり、その一因として、新型コロナウイルス感染症感染拡大下における刑法犯の認知件数の減少や過失運転致死傷等の検挙件数の減少等に伴う在宅事件送致件数の減少等が考えられる。検察庁終局処理人員総数についても、2年4月及び5月に大きく減少しているところ（同25.9%減、同33.8%減）、処理区分別に見ると、両月共に略式命令請求の減少が顕著であり（同48.8%減、同60.6%減）、感染防止の観点から、優先順位を付けて事件処理をせざるを得なかった状況がうかがえる。他方で、2年6月は、検察庁終局処理人員総数が前年同月比1.5%増と増加し、中でも公判請求（同14.8%増）、略式命令請求（同20.0%増）、その他不起訴（同34.7%増）が顕著に増加しており、検察庁において、感染防止策を採りながら、できる限り多くの事件処理に努めた状況がうかがえる。

検察庁においては、収容の場面における特別な班編制等、通常とは異なった対応を迫られ、業務の遂行に大きな影響を受けたものの、様々な対応策を採ったことにより、業務の継続が実現された。

2 裁判

第一審における裁判員裁判の新規受理人員総数は、令和2年（1,004人）は前年比129人（11.4%）減、3年（793人）は211人（21.0%）減であったところ、2年は覚醒剤取締法違反（前年比175人減）における総数の減少を上回る減少が、3年は同法違反（同49人減）の減少に加え強盗致傷（同168人減）及び強盗致死（同21人減）の減少が、それぞれ大きく影響している。覚醒剤取締法違反については密輸入事案の減少が、強盗事案については路上強盗や住宅等への侵入強盗の減少が考えられるところであり、いずれも新型コロナウイルス感染症による影響があったと考えられる。

第一審における裁判員裁判の終局処理人員は、初めての緊急事態宣言が発出された令和2年4月及び5月に同年3月以前と比べて大きく減少したが、これは同年3月から5月までの間に指定されていた裁判員等選任手続期日のうち184件（同年の月平均新規受理人員は83.7人）を取り消すなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を採ったためである。多数の候補者が集められる裁判員等選任手続については、同感染症の実態が明らかとなっていない段階で実施するリスクが大きかったものと考えられ、やむを得ない措置であったと言える。他方で、同年6月以降は、特に同年7月から

10月において、裁判員裁判終局処理人員が前年同月を上回るなど（それぞれ前年同月比27人増、37人増、12人増、42人増）、感染防止策を講じつつ、できる限り多くの事件処理に努めた状況がうかがえる。

3 矯正

矯正施設においては、時期により新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加し、複数の施設においてクラスターが発生する事態も生じたが、近隣施設の職員による応援や特別機動警備隊による支援等により、その危機を乗り切った。引き続き感染症対策を充実させながら、処遇への影響を最小化する必要がある、これは容易ではないものの、充実した処遇のため、継続した対応が求められる。

矯正施設における処遇は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、令和2年4月16日から当面の間、一部の刑事施設で刑務作業や矯正指導の実施を見合わせるなど、大きな影響を受けた。そのような中、同感染症の感染防止を図りつつ、処遇を充実させるため、少人数化やオンライン会議システムを用いた外部交通など、新たな取組も行われた。

医療用ガウンの製作については、他の刑務作業を見合わせる中でも継続して実施したものであるが、社会貢献の側面からも有意義であったものであり、今後も社会貢献に資する活動が期待されるところである。

4 更生保護

更生保護においては、法務省保護局による通知等に基づき、各更生保護官署において管内の運営方針を定め、保護司、更生保護施設等との間でもこれを共有し、感染症予防・感染拡大防止に当たった。

仮釈放等審理に係る被収容者への調査、保護観察対象者や受刑者等の帰住先となる引受人等との面接等については、必要に応じてテレビ会議システムや電話等の代替手段によって実施し、また、専門的処遇プログラムや更生保護施設における処遇については、実施方法を集団処遇から個別処遇へ切り替えるなど、従来の対応からの変更を余儀なくされた部分も多かった。更生保護施設への委託実人員は、複数人用居室を個室として運用せざるを得ない場合があったことなどから、令和2年は前年比427人（5.4%）減、3年は同651人（8.6%）減と大きく減少し、各施設においては感染予防等のための在所者の指導などの新たな対応に追われた。

このように、更生保護においても、処遇の在り方等について新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、新たな対応や取組も取り入れながら、処遇を継続した。

第3節

コロナ禍における犯罪の動向と犯罪者処遇の経験等を踏まえた犯罪予防策、処遇の在り方等

1 コロナ禍における犯罪の動向等を踏まえた犯罪予防策

特殊詐欺等、人々の混乱や窮状につけ込んで冷静な判断を失わせる犯罪では、パンデミックも口実として利用される。これらを防止するためには、その手口を新聞やテレビ等で取り上げるなどして注意喚起することが必要である。

また、給付金制度等を悪用した不正受給事案については、徹底した取締りとその公表により、詐欺によるものかは不明であるものの、多くの自主返納事案があった。取締りにより悪質事案を検挙するとともに、積極的な広報も行い、自主返納による被害回復を行うことも重要である。

刑法犯認知件数は、初めて緊急事態宣言が発出された令和2年4月及び5月に大きく減少してお

り、外出自粛等の影響により、犯行機会が減少したものと考えられる。刑法犯認知件数は、その後も前年同月比で大きく減少したまま推移したが、3年4月以降においては、前年同月比で減少傾向は続いていたものの、前年同月から増加した月もあった。「コロナ禍」が収束するか否かにかかわらず、今後の犯罪動向については予断を許さない状況にあると言え、引き続き4年以降の動向を注視していく必要がある。

児童虐待や配偶者からの暴力については、新型コロナウイルス感染症感染拡大下における外出自粛等の影響による暗数の増加も懸念される場所であり、法務総合研究所が実施している犯罪被害実態（暗数）調査を始め、可能な限りその実態解明に努めていくことも重要である。

薬物を始めとする密輸入事案については、今後、入国者数が増加するに伴って増加することも懸念される場所であり、引き続き徹底した取締りを行うなどの水際対策が重要である。

サイバー犯罪については、新たな手口やその対策についての積極的広報を行うとともに、個人・企業・団体等において情報セキュリティ対策を行うなどの予防策を講じることが肝要である。

来日外国人については、今後再び新規入国者数が増加することが考えられることから、例えば、その資格の付与に当たっての審査を十分に実施するほか、入国後の生活状況等について、必要なフォローや受入先である事業者に対する監督を充実させることが犯罪予防にもつながると考えられる。来日外国人犯罪の動向についても、引き続き調査・分析を行い、有効な予防策等の検討を継続していく必要がある。

② コロナ禍における犯罪者処遇の経験を踏まえた処遇の在り方等

刑事司法における各段階において、各機関等が新型コロナウイルス感染症対策として実施した方策は、今後、同感染症を含む感染症がまん延した際の対策に役立つと考えられるほか、副次的に新たな犯罪者処遇の在り方の可能性を示唆したものとも言える。

まず、感染症対策としては、これまで実施してきた出勤職員数抑制のためのテレワーク等の勤務形態の活用や、オンライン会議等リモート方式での会議、面接、面会等を引き続き活用することが考えられる。現在、情報通信技術の進展等に対応するため検討されている刑事手続の電子化（第2編第1章1項（6）参照）も、人と人との物理的な接触の機会を減らすものであり、感染症対策に資する効果も期待できる。

また、刑事司法においては、これまであまり活用されてこなかったオンライン会議等リモート方式での会議、面接、面会等が、今後、新型コロナウイルス感染症感染拡大が収束した後も、充実した処遇を実現するために役立つ手段となり得る。他方で、リモート方式を用いた処遇は、完全には対面による処遇と置き換えることができず、今後、リモート方式の可能性と限界を考慮しながら、より多様かつ効果的な処遇を展開していくことが望まれる。

以上のように、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、関係機関においては、その感染拡大防止のために様々な方策を講じることを余儀なくされたものの、他方で、これらの新たな方策を検討・実施した経験により、これまでにはなかった新たな手段・方法を獲得したとも言える。今回実施した多様な方策を今後の処遇に活用していくことで、より充実した処遇を行うことが期待される。

第8編

犯罪者・非行少年の 生活意識と価値観



職業指導（鉄筋業体験講座）の様子（駿府学園）
【写真提供：法務省矯正局】



第72回社会を明るくする運動リーフレット
【画像提供：法務省保護局】

- 第1章 はじめに
- 第2章 近年の社会情勢や国民の意識の変化
- 第3章 年齢層、犯罪・非行の類型及び進捗に着目した犯罪者等の動向
- 第4章 特別調査
- 第5章 おわりに

再犯防止は、刑事政策上の重要な課題であり、我が国において、国民の暮らしの安全・安心を確保するためにも、国の重要課題の一つである。「再犯防止に向けた総合政策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）では、再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実行することが重点施策として掲げられた。さらに、再犯防止推進法（28年12月施行）では、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）に対する指導及び支援について、「犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。」（同法11条1項）と明記された上、「再犯防止推進計画」（29年12月閣議決定。第5編第1章2項参照）では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等が重点課題と位置付けられ、そのための取組として、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進することとされた。したがって、犯罪者・非行少年の特性に応じた効果的な処遇の重要性がより一層高まっているところ、そのためには、犯罪・非行の動向等の客観的な指標だけでなく、本人の生活意識や価値観という主観面も含めてその者の特性を多角的に把握することが必要である。

法務総合研究所では、これまで平成2年、10年、17年及び23年に、少年鑑別所に観護措置によって入所した少年等を対象に、その生活意識と価値観に関する特別調査を行い（各年版犯罪白書に掲載）、令和3年には、一連の調査では第5回目となる特別調査を行った（以下、令和3年に行った特別調査を「今回の調査」という。）。前記のとおり、犯罪者・非行少年の生活意識や価値観を幅広く把握することの必要性が高まっていることも踏まえ、今回の調査では、その対象者の年齢層を限定せず、また、保護観察対象者まで調査対象を拡大し、犯罪・非行に至った原因や再犯・再非行にまつわる要因等について、主に、年齢層の違いによる比較、犯罪・非行類型の違いによる比較、犯罪・非行の進捗の違いによる比較という観点から分析することとした。

本特集では、各種統計資料等に基づき、生活に深く関わる近年の社会情勢等の変化や、前記三つの観点からの犯罪・非行の動向等について概観するとともに、犯罪者・非行少年の生活意識と価値観という主観的要因を分析し、それらの相補的な視点から、その特徴、リスク要因、改善更生の契機、改善更生のためのニーズ等を明らかにすることを企図し、今後の再犯防止対策に資する効果的な処遇を検討する上で有益な基礎資料を提供することを目指した。

本編の構成は、以下のとおりである。

第2章においては、各種統計資料等に基づき、生活に深く関わる近年の社会情勢や国民の意識の変化を概観する。犯罪者・非行少年の特徴、犯罪・非行の動向等を分析するに当たって、その時々社会情勢等は、国民の生活意識や価値観の形成に影響を及ぼすと考えられる。特に、近年は、少子高齢化、情報通信技術の発達等、生活意識や価値観の変化に大きな影響を与え得る社会情勢等の変動が激しく、年齢層の違いによる比較等に当たっては、それぞれの年齢層の価値観等を形成した当時の社会情勢等の背景事情も合わせて分析・検討することが必要である。そのため、同章においては、通信利用動向等の推移、ひとり親世帯数の推移など家族関係の変化、交友関係の変化、進学率等の学校生活の変化、就職率等の就労状況の変化、地域との関わりの変化、生活に対する満足度、悩みや不安等の日常生活・自分の生き方に関する意識の変化といった生活に深く関わる社会情勢等について、紹介する。

第3章においては、各種統計資料等に基づき、犯罪者・非行少年の年齢層別、犯罪・非行類型別及び犯罪・非行進捗別に、刑事司法手続の各段階における犯罪・非行の動向等を概観する。これらの動向については、その一部が前編までに掲載されている。しかし、第4章で前記三つの観点から犯罪

者・非行少年の生活意識と価値観という主観面についての分析を紹介するに当たって、同じ観点から犯罪・非行の動向等についても概観し、対比することが有益であると考え、年齢層別、犯罪・非行類型別及び犯罪・非行進度別にこれを紹介する。

第4章においては、今回の調査に基づき、主に、年齢層の違いによる比較、犯罪・非行類型の違いによる比較、犯罪・非行の進度の違いによる比較等を行い、それらの視点から犯罪者・非行少年の生活意識と価値観の違いを紹介する。

以上を踏まえ、第5章において、犯罪者・非行少年の実態と処遇の更なる充実に向けた課題や展望等について総括する。

なお、本編における犯罪・非行の類型は、8-1-1表のとおりであり、法務総合研究所において、殺人、傷害致死、強盗などを「重大事犯類型」に、傷害、暴行などを「粗暴犯類型」に、窃盗を「窃盗事犯類型」に、詐欺などを「詐欺事犯類型」に、強制性交等、強制わいせつなどを「性犯類型」に、覚醒剤取締法違反、麻薬取締法違反などを「薬物事犯類型」に、過失運転致死傷等、道路交通法違反などを「交通事犯類型」にそれぞれ分類し、これらの類型に含まれないものを「その他」としている。

8-1-1表 犯罪・非行の類型一覧

| 分類 | 主な罪名・非行名 |
|--------|---------------------------------|
| 重大事犯類型 | 殺人、傷害致死、強盗、放火 |
| 粗暴犯類型 | 傷害、暴行、公務執行妨害、脅迫、恐喝、暴力行為等処罰法、銃刀法 |
| 窃盗事犯類型 | 窃盗 |
| 詐欺事犯類型 | 詐欺、準詐欺、電子計算機使用詐欺 |
| 性犯類型 | 強制性交等、強制わいせつ、わいせつ物頒布等、公然わいせつ |
| 薬物事犯類型 | 覚醒剤取締法、麻薬取締法、毒劇法 |
| 交通事犯類型 | 過失運転致死傷等、道路交通法、危険運転致死傷 |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 警察庁の統計、警察庁刑事局の資料、検察統計年報、司法統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報から集計した。
 3 「殺人」は、検察統計年報では、自殺関与を含まない。
 4 「傷害」は、傷害致死を含まない。ただし、検察統計年報及び司法統計年報では、傷害致死を含み、司法統計年報（刑事編に限る。）では、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に規定する罪を含む。
 5 「強制性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強姦を含む。
 6 「粗暴犯類型」において、警察庁の統計及び司法統計年報（刑事編に限る。）では、凶器準備集合を含み、警察庁の統計では、銃刀法違反を含まない。
 7 「性犯類型」において、司法統計年報（刑事編に限る。）では、淫行勧誘及び重婚を含む。
 8 「薬物事犯類型」において、検察統計年報及び保護統計年報（令和3年に限る。）では、大麻取締法違反を含む。司法統計年報（刑事編に限る。）では、大麻取締法違反及び麻薬特例法違反を含み、毒劇法違反を含まない。矯正統計年報（刑務所・拘留所等）では、毒劇法違反を含まない。
 9 「交通事犯類型」において、司法統計年報（刑事編に限る。）では、業務上（重）過失致死傷、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び同法211条2項に規定する罪を含まない。司法統計年報（少年編に限る。）では、車両運転以外の業務上（重）過失致死傷を含まない。

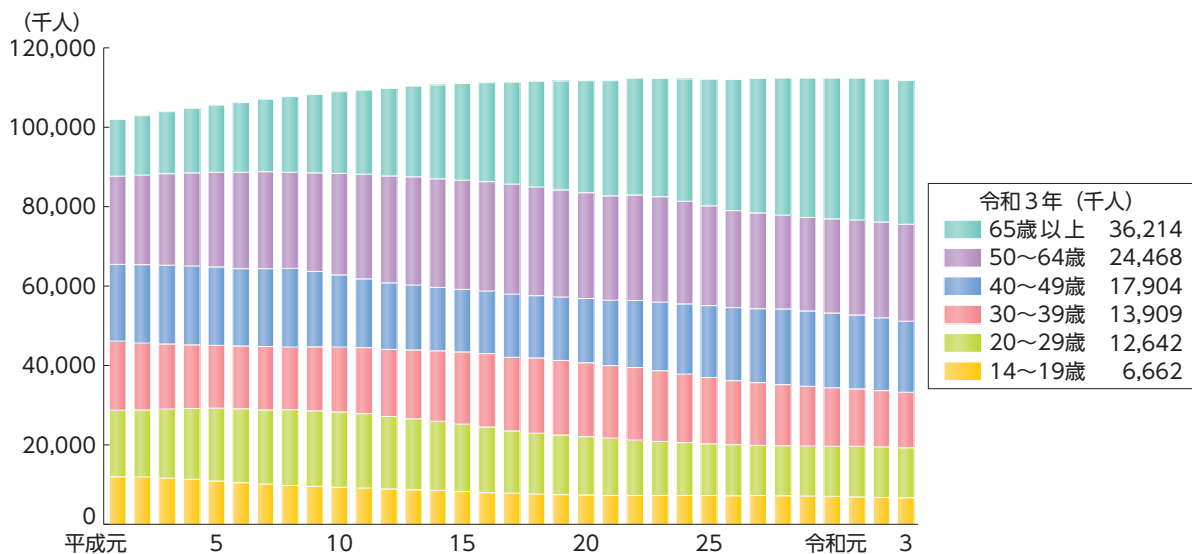
この章では、各種統計資料等に基づき、生活に深く関わる近年の社会情勢や国民の意識の変化について概観する。

1 人口・経済等の変化

8-2-1図は、刑事責任年齢である14歳以上の人口の推移（平成元年以降）を年齢層別に見たものである。少子高齢化が進行し、元年から令和3年までの間に、14歳以上の少年の人口は44.3%、20歳代の人口は24.6%、それぞれ減少した（年少少年、中間少年及び年長少年の人口の推移については、CD-ROM参照）。その一方で、65歳以上の高齢者の人口が約2.5倍に増加しており、このような年齢層別人口の大きな変化は、犯罪・非行の動向はもとより、この章で概観する社会情勢や国民の意識にも影響を及ぼすことが考えられる。

8-2-1 図 14歳以上の人口の推移（年齢層別）

（平成元年～令和3年）

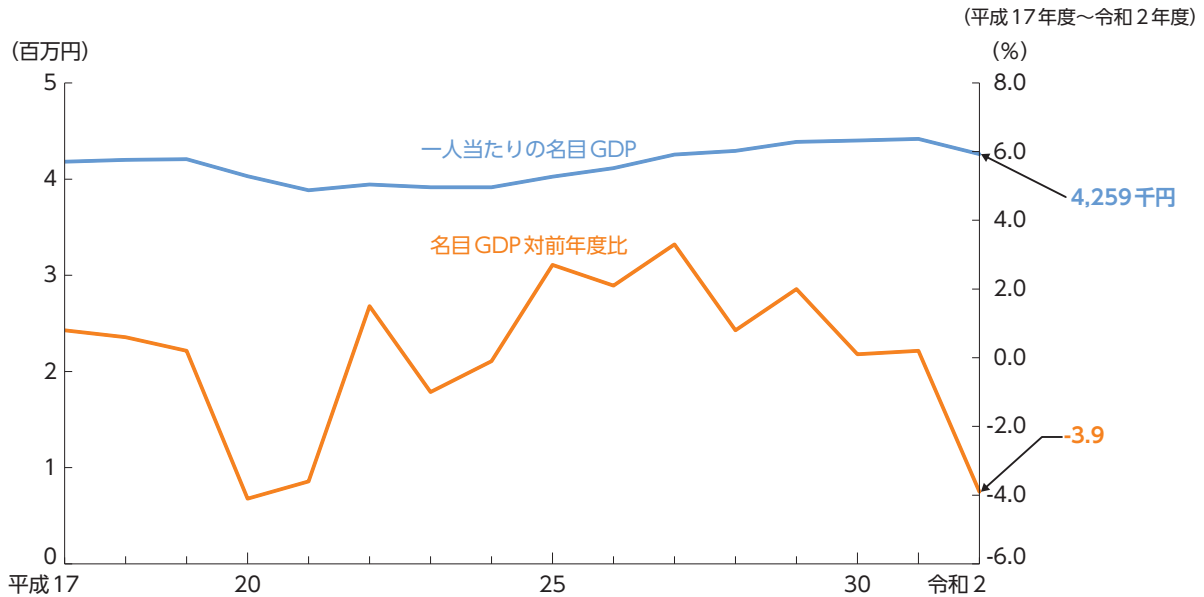


注 総務省統計局の人口推計による。

8-2-2図は、一人当たりの名目GDPと名目GDPの対前年度比の推移（平成17年度以降）を見たものである。20年度及び21年度には、リーマンショック（20年9月）の影響により、名目GDPが大きく落ち込んだほか、23年度にも、東日本大震災の影響によって減少が見られた。その後、我が国の経済は、緩やかな回復基調が続いていたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、名目GDPが再び大きく落ち込んだ。

8-2-2 図

一人当たりの名目GDP等の推移



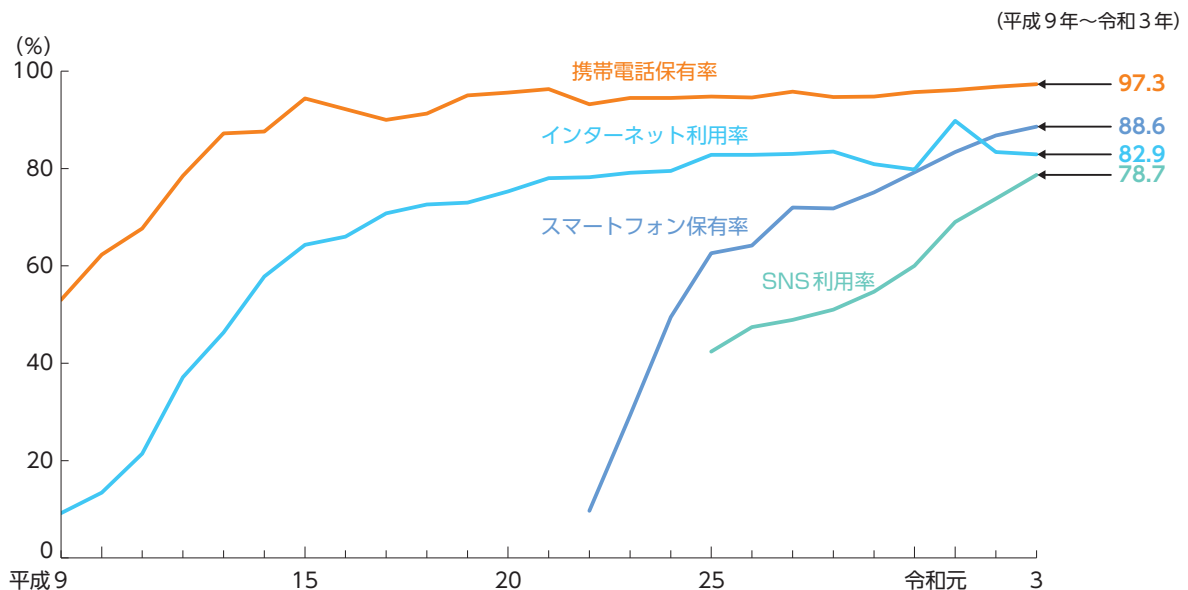
注 1 内閣府経済社会総合研究所の資料による。

2 「一人当たりの名目GDP」は、国内総生産の年度値を各月初人口の年度平均で除したものである。

8-2-3 図は、携帯電話やインターネット等の通信手段の普及・利用率の推移（平成9年以降）を見たものである。いずれも上昇傾向にあり、特に、スマートフォンの保有率は、23年には29.3%であったところ、令和3年には88.6%と急速に上昇した。平成10年に13.4%であったインターネット利用率も、急速に上昇し、17年には70.8%に達した。また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利用率も上昇しており、令和3年の利用率を年代別に見ると、20歳代では93.2%、13歳から19歳まででは90.7%と、特に若年者の利用率が高い（総務省情報流通行政局の資料による。）。スマートフォンやSNSの普及が人間関係の在り方にも影響を及ぼすことが考えられる。

8-2-3 図

通信手段の普及・利用率の推移



注 1 総務省情報流通行政局の資料による。

2 「携帯電話保有率」は、平成21年から24年までは携帯情報端末（PDA）、22年以降はスマートフォン、令和2年まではPHSを含む。

3 「携帯電話保有率」及び「スマートフォン保有率」は、世帯における保有割合である。

4 「インターネット利用率」の調査対象年齢は、平成11年までは15～69歳、12年は15～79歳、13年以降は6歳以上である。

5 「インターネット利用率」の令和元年調査は、調査票の設計が一部例年と異なっている。

6 「SNS利用率」は、インターネット利用者に占める割合であり、Facebook、Twitter、LINE、mixi、Instagram、Skype等の利用をいう。

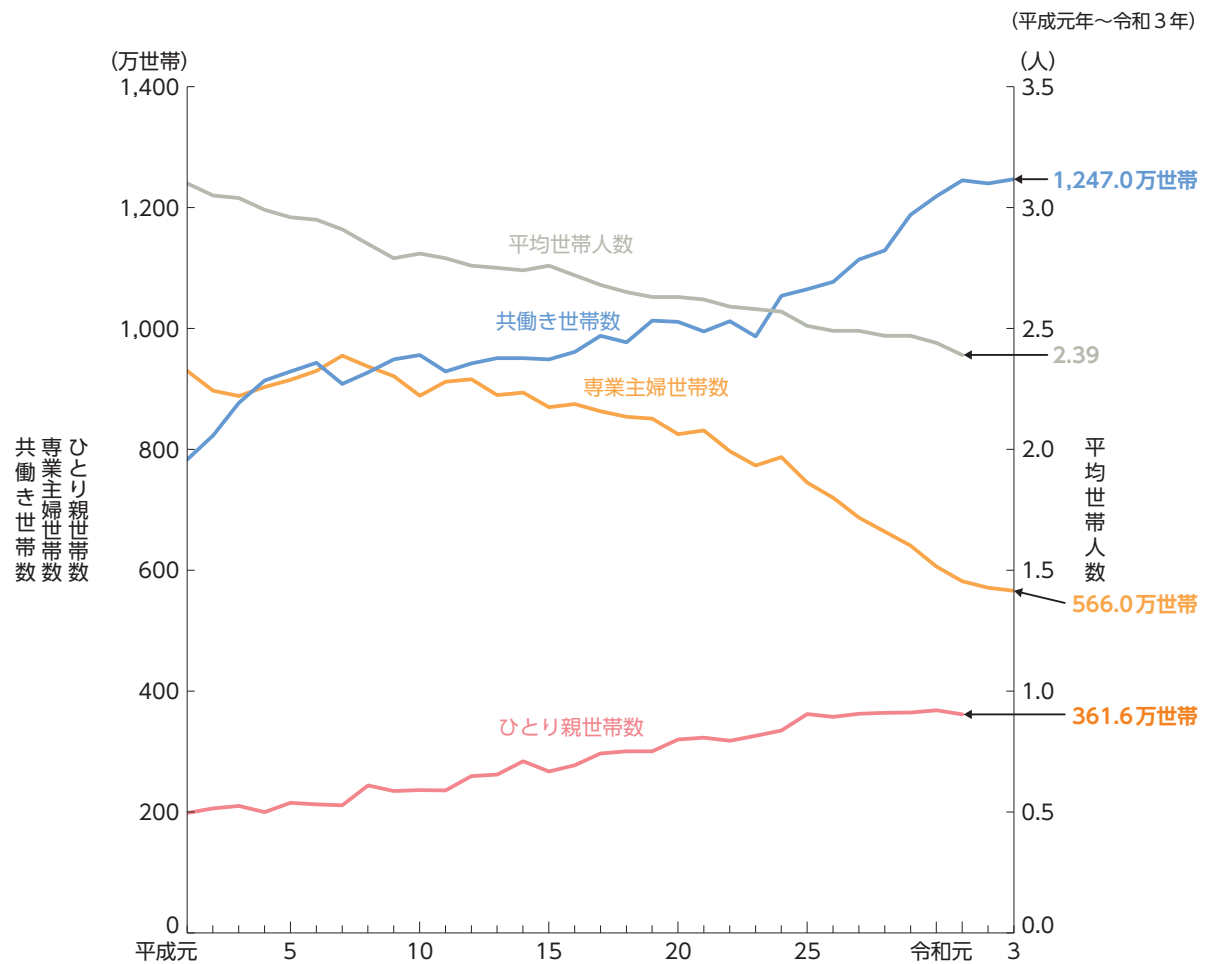
7 「スマートフォン保有率」及び「SNS利用率」は、それぞれ資料を入手し得た平成22年及び25年以降の数値で作成した。

また、令和元年には20.2%であったテレワーク導入企業の割合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、2年には47.5%、3年には51.9%と急激に上昇した（総務省情報流通行政局の資料による。）。職場内で過ごす時間の減少、在宅時間の拡大等が職場内の人間関係や家族関係に影響を及ぼす可能性も考えられる。

2 家族関係の変化

共働き世帯、専業主婦世帯及びひとり親世帯の各世帯数の推移を見るとともに、平均世帯人数の推移（平成元年以降）を見ると、8-2-4図のとおりである。専業主婦世帯数が減少傾向にある一方、共働き世帯数及びひとり親世帯数が増加傾向にある。平均世帯人数は、減少傾向にあり、令和元年は2.39人であった。

8-2-4図 共働き世帯数・専業主婦世帯数・ひとり親世帯数・平均世帯人数の推移

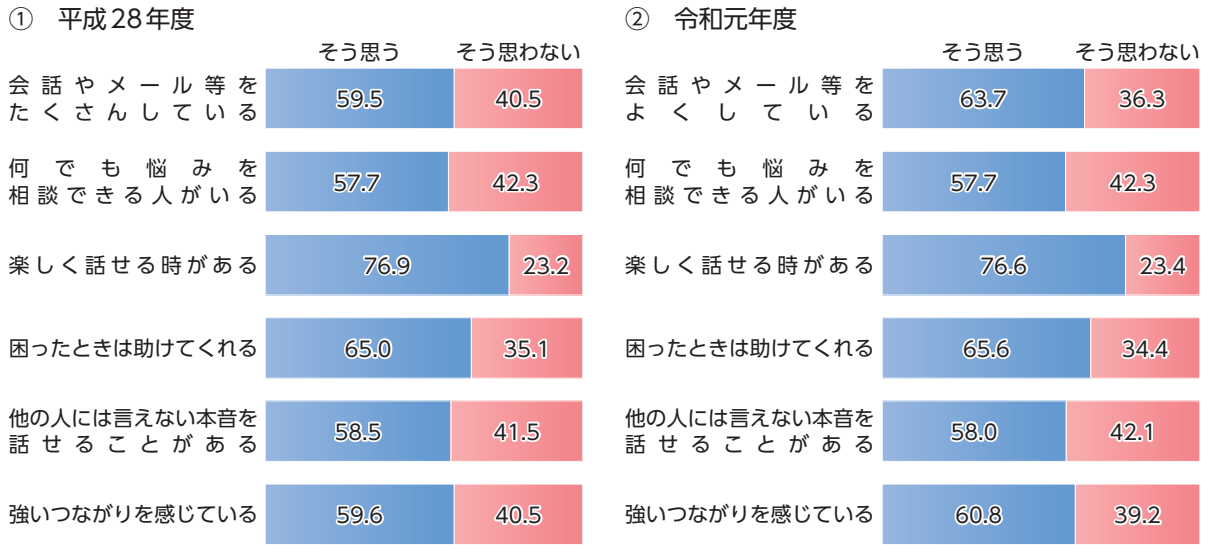


注 1 「共働き世帯数」及び「専業主婦世帯数」は、内閣府「令和4年版男女共同参画白書」、「ひとり親世帯数」及び「平均世帯人数」は、厚生労働省政策統括官の資料による。
 2 各数値は、次の都道府県の数値を除いたものである。
 「平均世帯人数」 平成7年の兵庫県、23年の岩手県・宮城県・福島県、24年の福島県及び28年の熊本県
 「共働き世帯数」 平成23年の岩手県、宮城県及び福島県
 「ひとり親世帯数」 平成7年の兵庫県、23年の岩手県・宮城県・福島県、24年の福島県及び28年の熊本県
 3 「専業主婦世帯」は、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯であり、30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）の世帯をいう。
 4 「共働き世帯」は、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む。）の世帯をいう。
 5 「ひとり親世帯」は、父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。
 6 「平均世帯人数」及び「ひとり親世帯数」は、資料を入手し得た令和元年までの数値で作成した。

3 交友関係の変化

8-2-5図は、内閣府が実施した「子供・若者の意識に関する調査」における「学校で出会った友人との関わり方」について、調査年度別（平成28年度及び令和元年度）に見たものである。令和元年度調査における「会話やメール等をよくしている」という項目に対する「そう思う」（「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計したもの）の構成比は、平成28年度調査から4.2pt上昇し、63.7%であった。

8-2-5図 学校で出会った友人との関わり方



注 1 内閣府政策統括官の資料による。

2 「そう思う」は、「そう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」及び「そう思わない」を合計した構成比である。

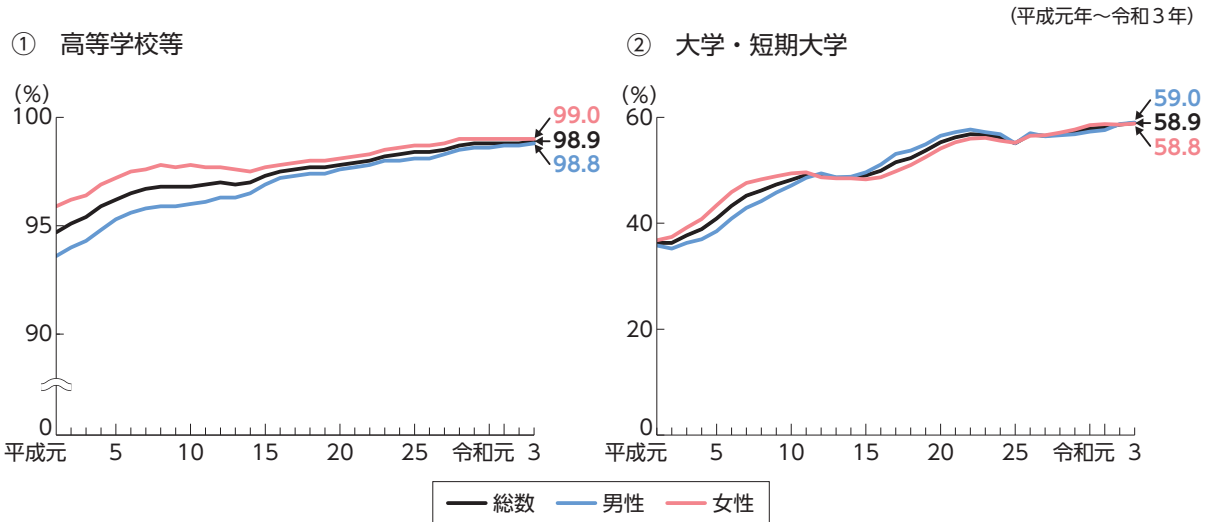
3 平成28年度調査は15歳から29歳までの者、令和元年度調査は13歳から29歳までの者を対象としたものである。

4 標本の大きさは、平成28年度調査が6,000、令和元年度調査が10,000である。

4 学校生活の変化

8-2-6図は、進学率の推移（平成元年以降）を高等学校等及び大学・短期大学別に見たものである。いずれも上昇傾向が見られ、特に、大学・短期大学への進学率は、同年には36.3%であったところ、令和3年には、調査開始以来最高となる58.9%に達した。

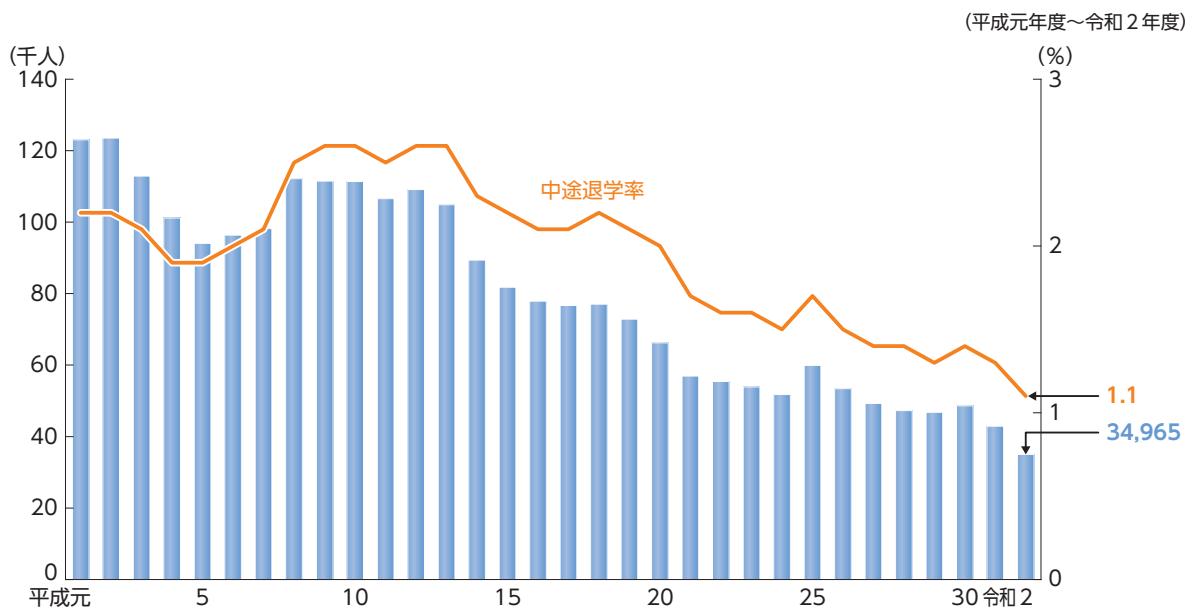
8-2-6図 進学率の推移（高等学校等、大学・短期大学別）



- 注 1 文部科学省総合教育政策局の資料による。
 2 ①は、中学校・義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない。）の占める比率である。
 3 ②は、大学学部・短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む。）を3年前の中学校卒業生、義務教育学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率である。

高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移（平成元年度以降）を見ると、8-2-7図のとおりである。いずれも、10年度代前半以降、減少・低下傾向にあり、令和2年度の中途退学率は、調査開始以来最も低い1.1%であった。

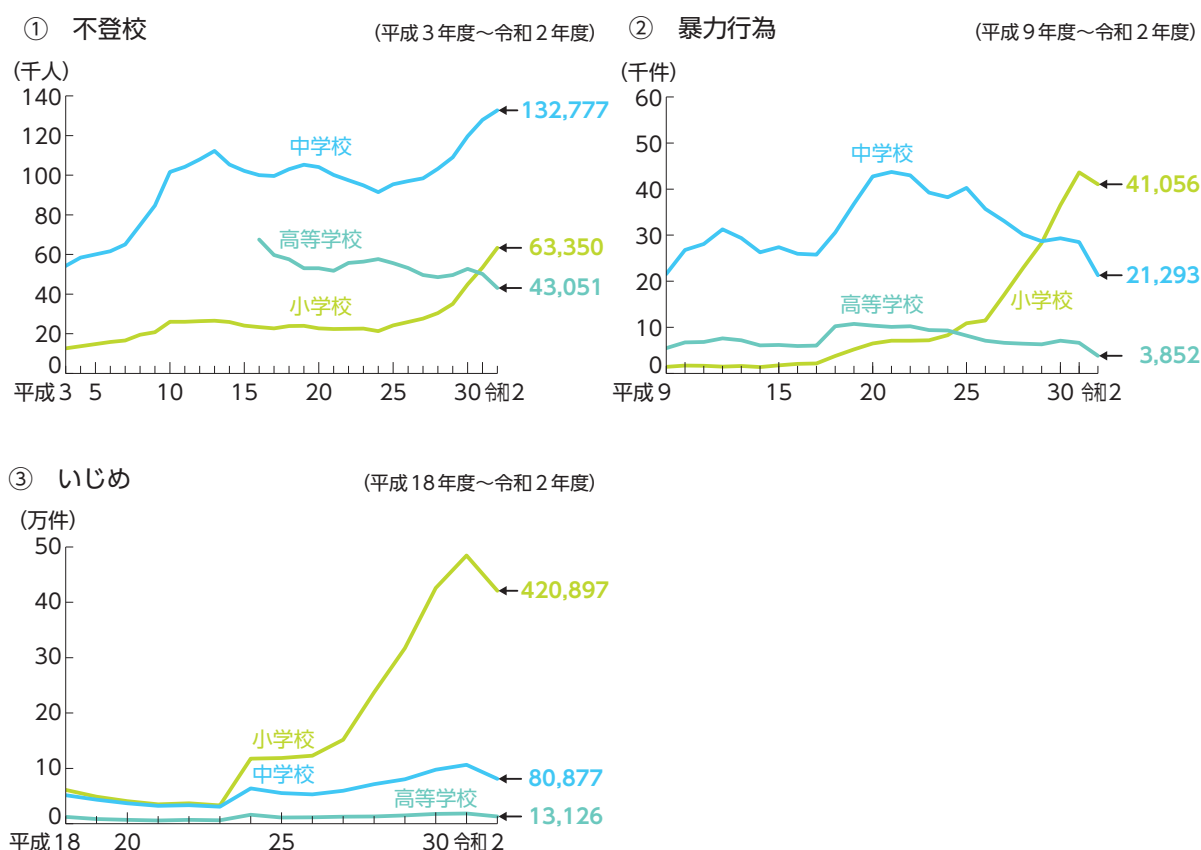
8-2-7図 高等学校 中途退学者数及び中途退学率の推移



- 注 1 文部科学省初等中等教育局の資料による。
 2 「高等学校」は、中等教育学校後期課程を含む。
 3 「中途退学率」は、在籍者数に占める中途退学者数の比率である。
 4 公私立高等学校のほか、平成17年度からは国立高等学校、25年度からは高等学校通信制課程を計上している。

小学校、中学校及び高等学校における不登校の人員並びに暴力行為及びいじめの件数の推移（それぞれ平成3年度、9年度、18年度以降）を見ると、8-2-8図のとおりである。不登校の人員は、近年、小学校において顕著に増加しており、令和2年度（6万3,350人）は、平成23年度の約2.8倍であった。中学校における不登校の人員も、増加傾向が見られ、令和2年度（13万2,777人）は平成23年度の約1.4倍であったが、高等学校における不登校の人員は減少傾向が見られる。暴力行為及びいじめの件数は、小学校においていずれも急激な増加傾向が見られ、令和2年度は、暴力行為の件数（4万1,056件）が平成23年度の約5.7倍、いじめの件数（42万897件）が約12.7倍であった。中学校及び高等学校における暴力行為の件数は、減少傾向が見られる。

8-2-8図 不登校・暴力行為・いじめの推移

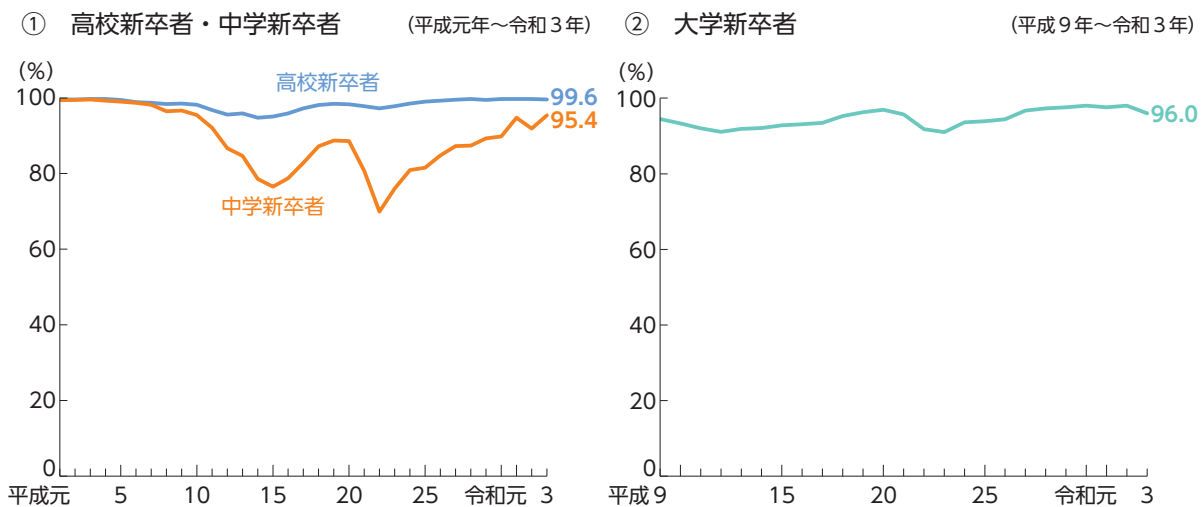


注 1 文部科学省初等中等教育局の資料による。
 2 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。
 3 国公立の小・中・高等学校の人員・件数を計上している（ただし、②は、平成17年度までは公立の学校に限り、②及び③は、25年度からは高等学校に通信制課程を含む。）。
 4 ①は、長期欠席者のうち、不登校を理由とする者の人員である。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く。）をいう。なお、長期欠席者は、令和元年度までは年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒、2年度においては、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒をいう。
 5 ②は、学校外の暴力行為を含む。
 6 ①の「高等学校」は、資料を入手し得た平成16年以降の数値で作成した。

5 就労状況の変化

8-2-9図は、新卒者の就職率の推移（平成元年以降。ただし、大学新卒者については、調査が実施された9年以降）を教育程度別に見たものである。中学新卒者は、16年以降、それまでの低下傾向から上昇に転じたが、リーマンショック後の21年に低下に転じ、その後、23年から再び上昇傾向を示している（令和3年は95.4%）。高校新卒者は、平成14年の94.8%を底として高水準を維持しており、25年以降は99%台で推移している（令和3年は99.6%）。大学新卒者は、リーマンショック後の平成21年に低下に転じ、その後、24年から再び上昇し、27年以降は90%台後半で推移している（令和3年は96.0%）。

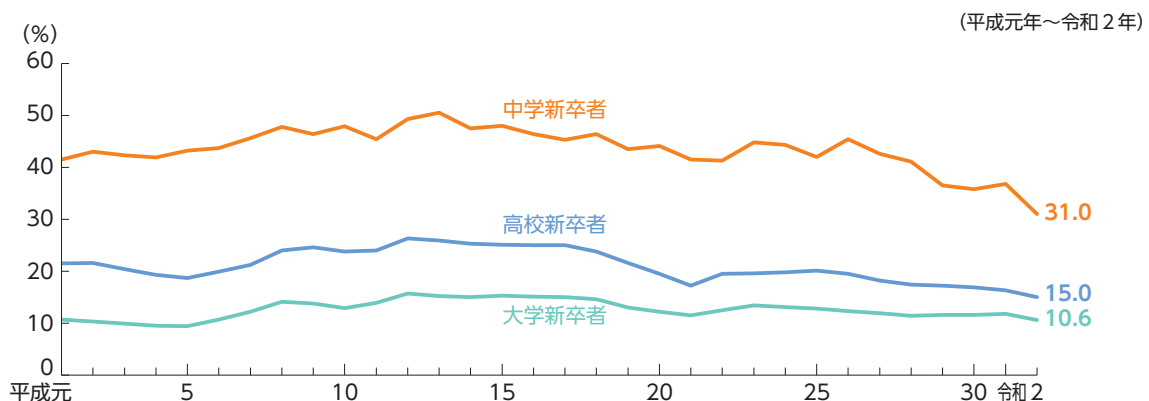
8-2-9図 就職率の推移（教育程度別）



注 1 ①は、厚生労働省の「新規卒者の職業紹介状況」、②は、厚生労働省人材開発統括官及び文部科学省高等教育局の資料による。
 2 高校新卒者及び中学新卒者の就職率は、学校又は公共職業安定所の紹介を希望した者に占める、各卒業年の6月末までに就職した者の比率をいう。
 3 大学新卒者の就職率は、62校の大学で調査対象者を抽出して調査されたものであり、就職希望者に占める、各卒業年の4月1日までに就職した者の比率をいう。
 4 ②は、調査が実施された平成9年から計上している。

8-2-10図は、新卒者の就職後1年間の離職率の推移（平成元年以降）を教育程度別に見たものである。中学新卒者は、28年まで40%以上で推移していたが、29年以降は30%台で推移し、令和2年は31.0%であった。高校新卒者は、おおむね10%台後半から20%台で推移しているが、平成26年以降は低下し続け、令和2年は15.0%であった。大学新卒者は、10%台を下回った平成3年から5年までを除き、おおむね10%台前半で推移し、令和2年は10.6%であった。

8-2-10図 就職後1年間の離職率の推移（教育程度別）

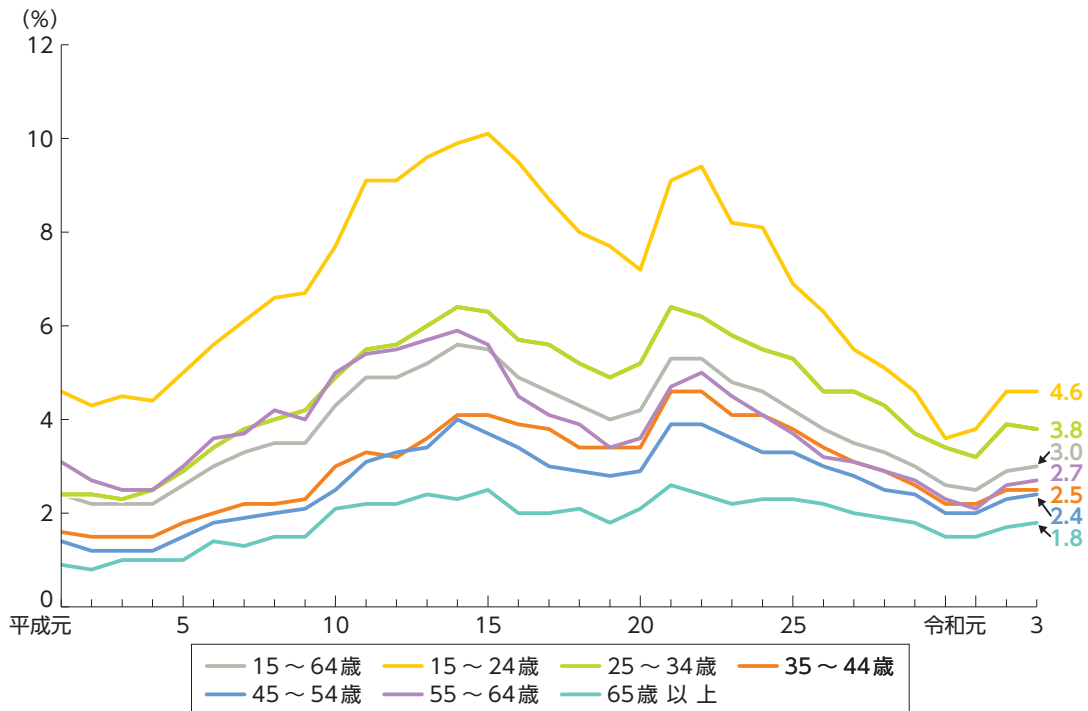


注 1 厚生労働省人材開発統括官の資料による。
 2 離職率は、各年3月新規学卒者と推定される就職者に占める、翌年3月末までに離職した者の比率をいう。

8-2-11 図は、完全失業率（労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（仕事をしておらず、仕事があればすぐ就くことができる者で、調査時に仕事を探す活動等をしていた者）の合計）に占める完全失業者の比率）の推移（平成元年以降）を年齢層別に見たものである。全年齢層において、15年・16年以降、低下傾向を示し、リーマンショック後の21年・22年に上昇し、その後、再び低下傾向にあったが、令和2年に上昇し、3年はほぼ横ばいであった。年齢層別に見ると、15～24歳の者が一貫して最も高く、平成11年以降は、次いで、25～34歳の者が高かった。

8-2-11 図 完全失業率の推移（年齢層別）

（平成元年～令和3年）



注 1 総務省統計局の資料による。

2 「完全失業率」は、労働力人口（15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（仕事をしておらず、仕事があればすぐ就くことができる者で、調査時に仕事を探す活動等をしていた者）の合計）に占める完全失業者の比率である。

8-2-12 図は、内閣府が実施した国民生活に関する世論調査（特に断らない限り、以下この章において「内閣府の世論調査」という。）における「働く目的」について、調査年別（平成13年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別に見ると、全ての調査年において構成比が最も高いのは、「お金を得るために働く」であるところ、平成13年及び23年では5割弱であったが、令和3年は60%を超えた。同年について、年齢層別に見ると、全年齢層の者で、「お金を得るために働く」の構成比が最も高かったが、60歳未満の各年齢層の者では7割台であったのに対し、60歳代の者では約6割、70歳以上の者では約35%であった。他方、同年における「生きがいをみつけるために働く」の構成比は、30歳未満の者を除き、年齢層が上がるほど上昇し、70歳以上の者では3割弱に達した。

8-2-12図 働く目的（年齢層別）

（平成13年・23年・令和3年）

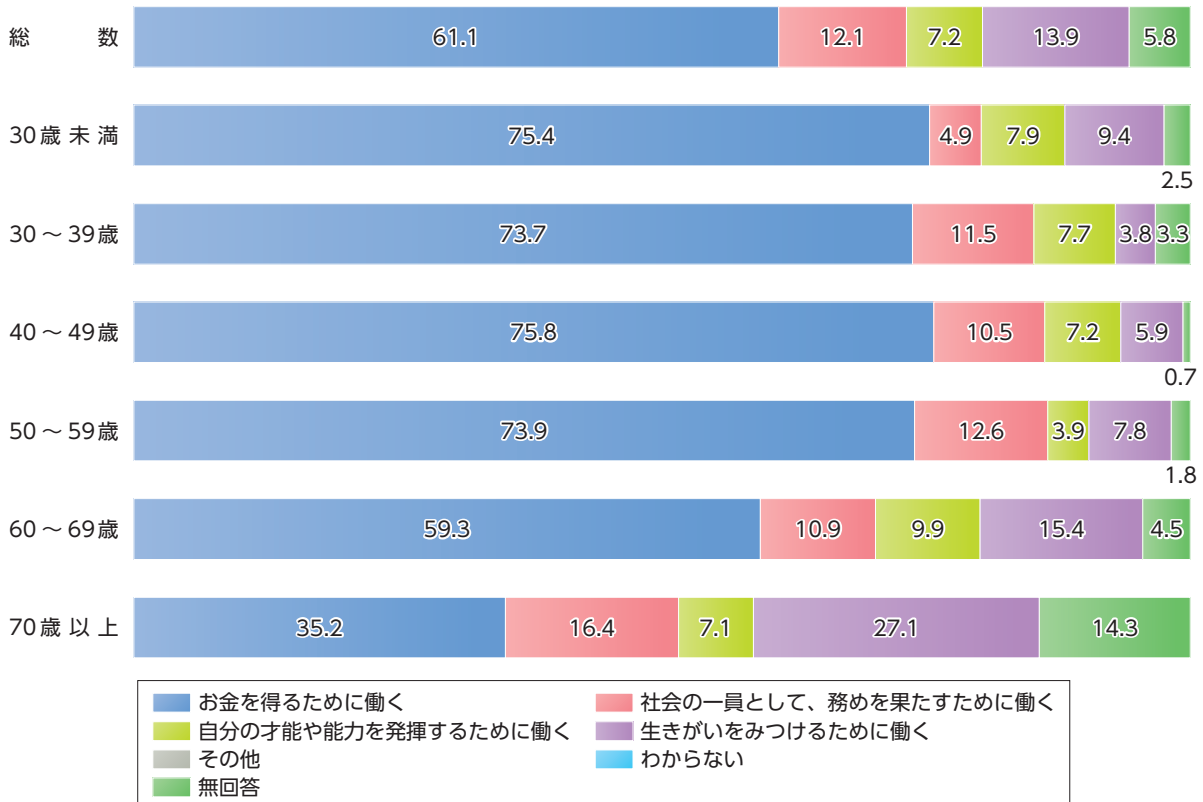
① 平成13年



② 平成23年



③ 令和3年



- 注 1 内閣府の「国民生活に関する世論調査」による。
 2 働く目的は何かという質問に対する回答の構成比である。
 3 凡例中の7項目のうち、平成13年は、「無回答」を含まず、23年は、「無回答」及び「その他」を含まない。また、令和3年は、「その他」及び「わからない」を含まない。
 4 平成13年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。
 5 平成13年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。

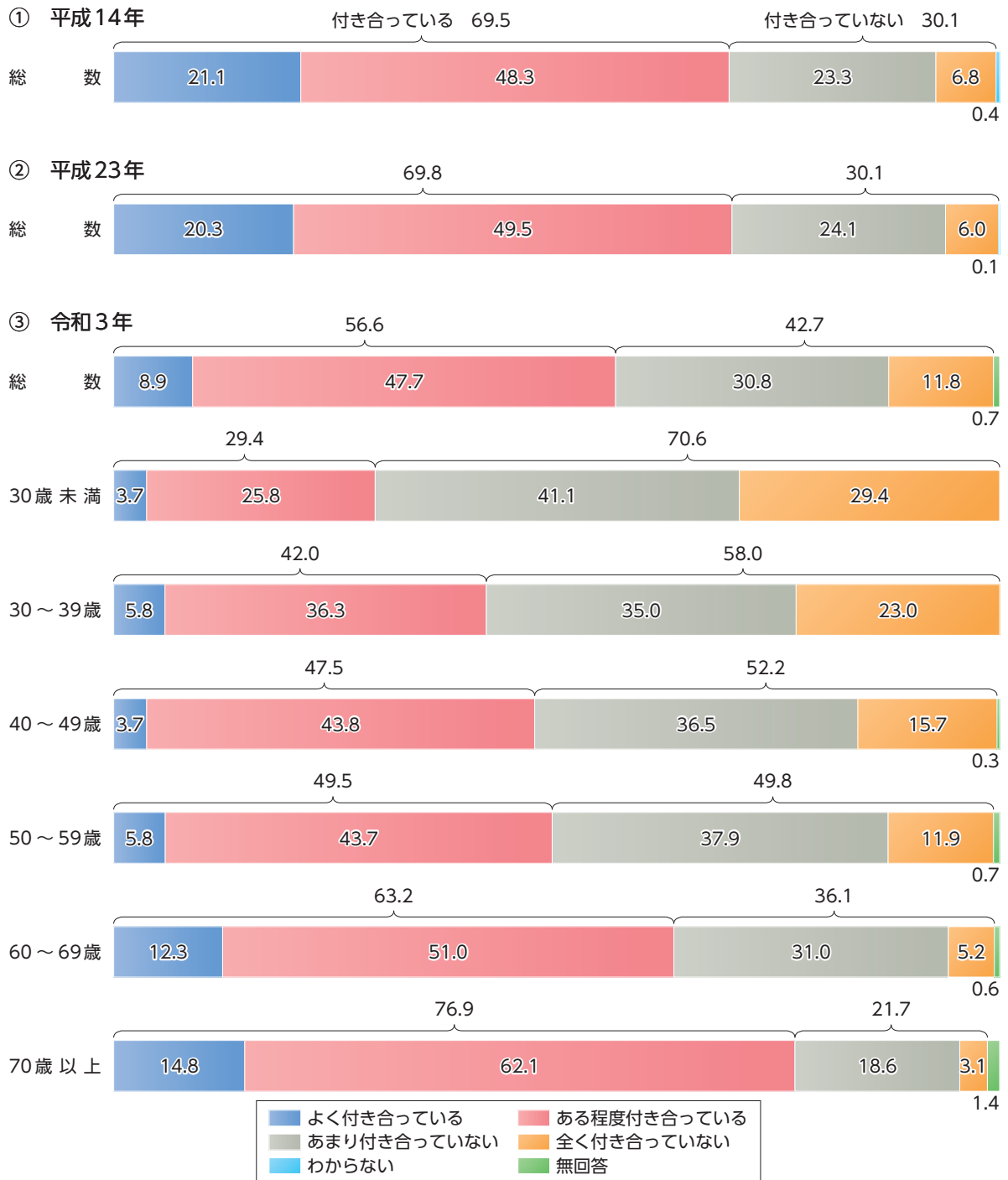
6 地域との関わりの変化

8-2-13図は、内閣府が実施した社会意識に関する世論調査における「現在の地域での付き合い方の程度」について、調査年別（平成14年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別では、平成14年及び23年は、「付き合っている」（「よく付き合っている」及び「ある程度付き合っている」の合計。以下この項において同じ。）とする者の構成比が約7割であったが、令和3年は56.6%であった。一方、「全く付き合っていない」とする者の構成比は、平成23年は6.0%であったが、令和3年は11.8%であった。同年について、年齢層別に見ると、「付き合っている」とする者の構成比は、年齢層が上がるほど上昇し、70歳以上の者（76.9%）が最も高かった。

8-2-13 図

現在の地域での付き合い方の程度（年齢層別）

(平成14年・23年・令和3年)

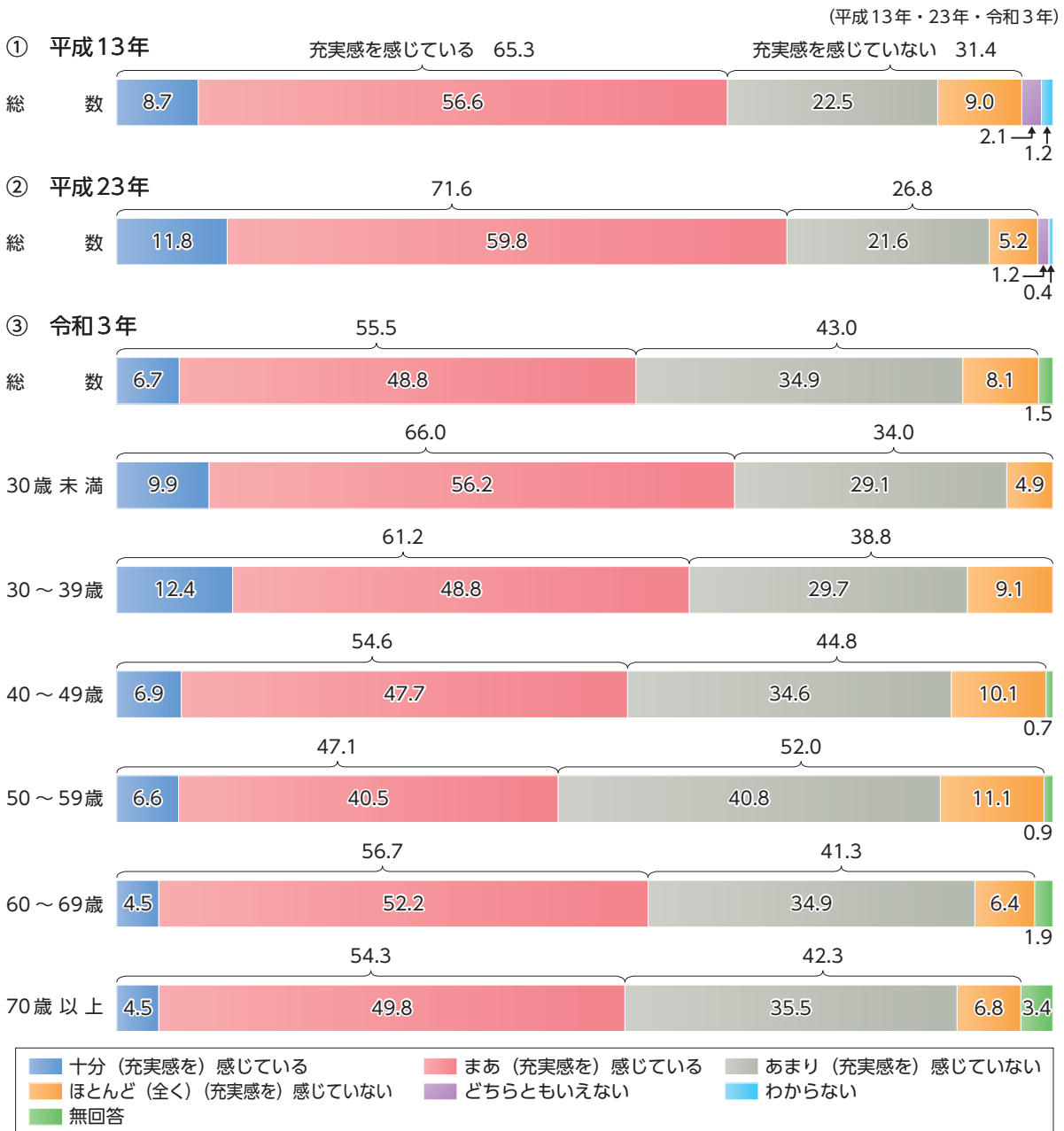


- 注 1 内閣府の「社会意識に関する世論調査」による。
 2 「現在の地域での付き合いの程度」は、平成14年に質問の内容を一部変更した調査項目である。
 3 地域での付き合いをどの程度しているかという質問に対する回答の構成比である。
 4 凡例中の6項目のうち、平成14年及び23年は、「無回答」を含まず、令和3年は、「わからない」を含まない。
 5 平成14年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。
 6 平成14年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。

7 日常生活・自己意識の変化

8-2-14図は、内閣府の世論調査における「現在の生活の充実感」について、調査年別（平成13年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別に見ると、「充実感を感じている」（「十分充実感を感じている」及び「まあ充実感を感じている」の合計。以下この項において同じ。）とする者の構成比は、平成13年が65.3%、23年が71.6%、令和3年が55.5%であった。同年について、年齢層別に見ると、「充実感を感じている」とする者の構成比が最も高いのは30歳未満の者（66.0%）であり、次いで、30歳代の者（61.2%）、60歳代の者（56.7%）の順に高く、最も低いのは50歳代の者（47.1%）であり、同年齢層の者のみが50%を下回った。

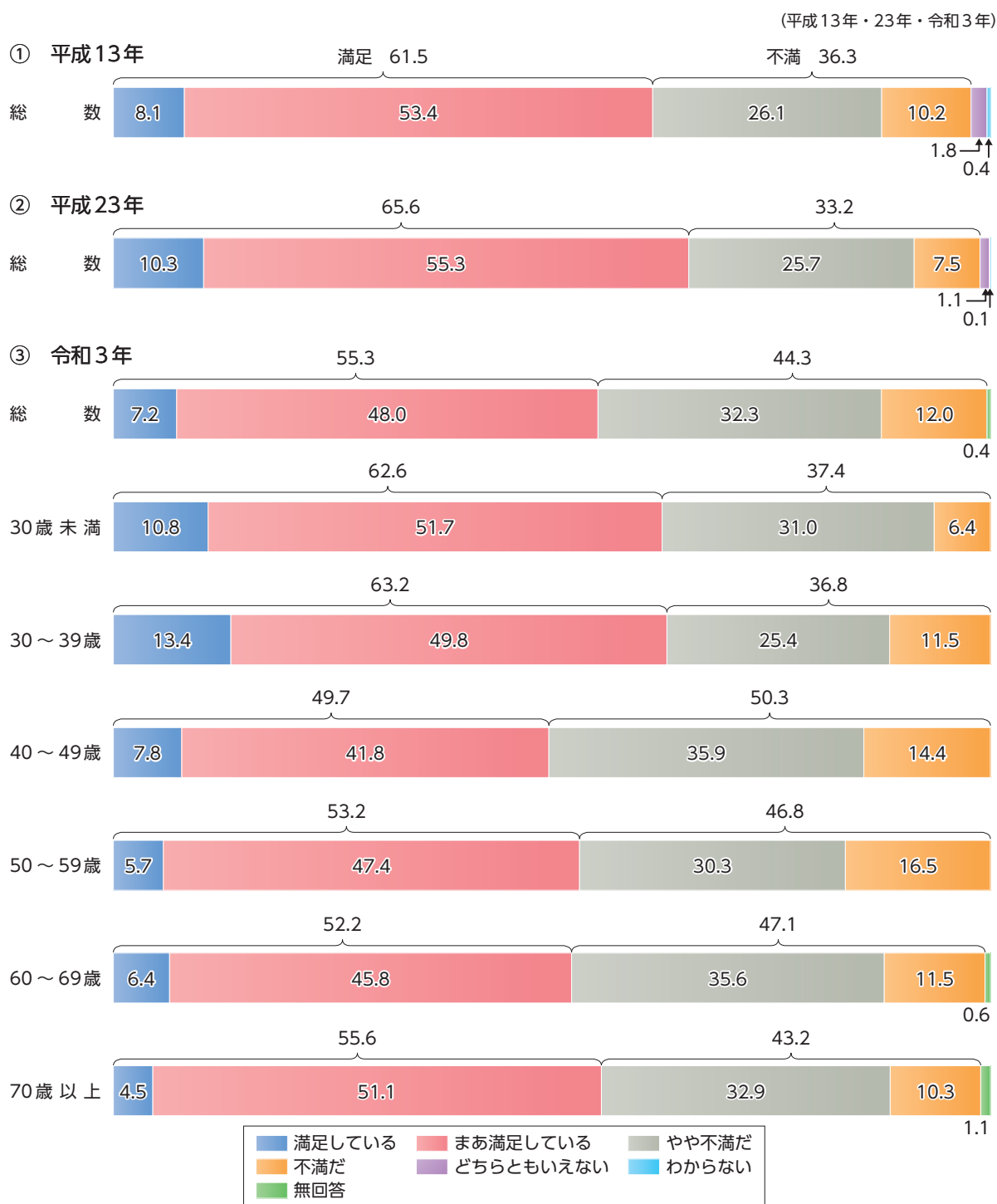
8-2-14図 現在の生活の充実感（年齢層別）



注 1 内閣府の「国民生活に関する世論調査」による。
 2 日頃の生活の中で、どの程度充実感を感じているかという質問に対する回答の構成比である。
 3 凡例中の7項目のうち、平成13年及び23年は、「無回答」を含まず、令和3年は、「どちらともいえない」及び「わからない」を含まない。
 4 平成13年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。
 5 平成13年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。

8-2-15図は、内閣府の世論調査における「現在の生活に対する満足度」について、調査年別（平成13年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別に見ると、「満足」（「満足している」及び「まあ満足している」の合計。以下この項において同じ。）とする者の構成比は、平成13年及び23年では60%台であったが、令和3年では55.3%であった。同年について、年齢層別に見ると、「満足」とする者の構成比が最も高いのは30歳代の者（63.2%）であり、次いで、30歳未満の者（62.6%）、70歳以上の者（55.6%）の順に高く、最も低いのは40歳代の者（49.7%）であった。

8-2-15図 現在の生活に対する満足度（年齢層別）



注 1 内閣府の「国民生活に関する世論調査」による。
 2 全体として、現在の生活にどの程度満足しているかという質問に対する回答の構成比である。
 3 凡例中の7項目のうち、平成13年及び23年は、「無回答」を含まず、令和3年は、「どちらともいえない」及び「わからない」を含まない。
 4 平成13年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。
 5 平成13年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。

8-2-16図は、内閣府の世論調査における「日常生活での悩みや不安」について、調査年別（平成13年、23年及び令和3年）・年齢層別に見たものである。調査年別に見ると、「悩みや不安を感じている」（令和3年については、「感じている」及び「どちらかといえば感じている」の合計。以下この項において同じ。）とする者の構成比について、平成13年及び23年は7割弱であったが、令和3年は8割弱であった。同年について、年齢層別に見ると、「悩みや不安を感じている」とする者の構成比は、30歳未満の者（80.8%）、30歳代の者（80.4%）及び50歳代の者（81.7%）の各年齢層で8割を超え、最も低い70歳以上の者で74.1%であった。ただし、平成13年及び23年は「悩みや不安を感じている」・「悩みや不安を感じていない」・「わからない」の三つの項目から、令和3年は「感じている」・「どちらかといえば感じている」・「どちらかといえば感じていない」・「感じていない」の四つの項目からの選択となっており、項目が異なっていることに留意が必要である。

8-2-16図 日常生活での悩みや不安（年齢層別）

（平成13年・23年・令和3年）

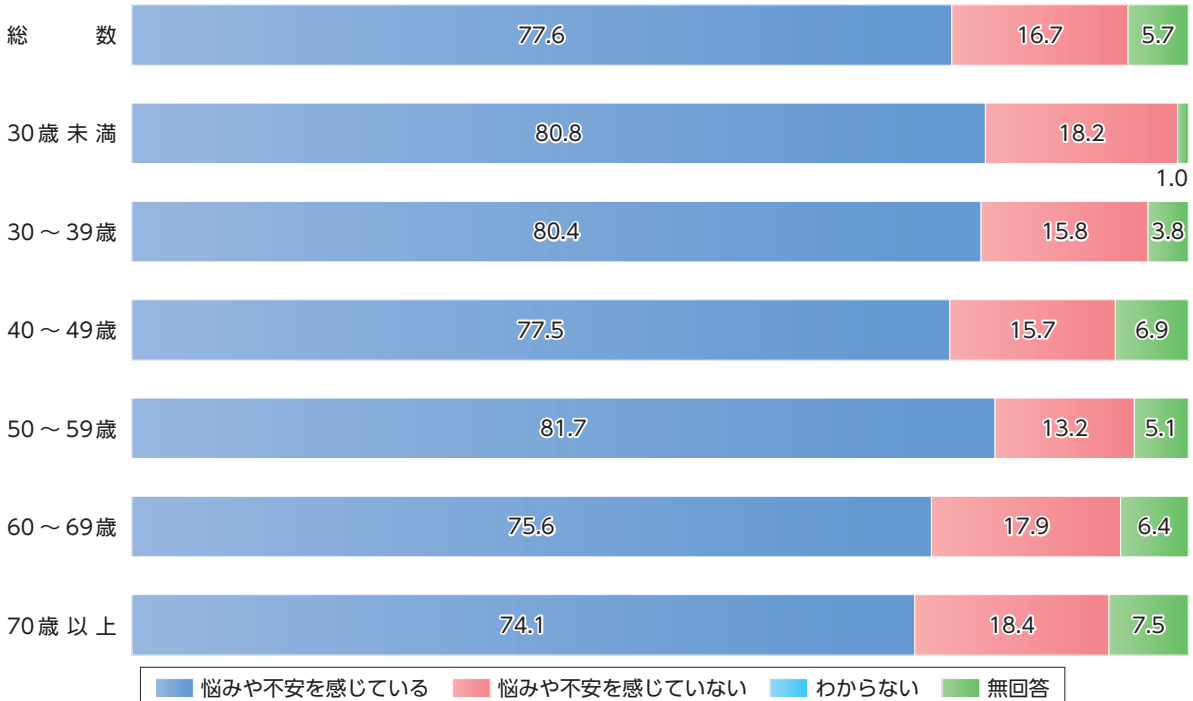
① 平成13年



② 平成23年



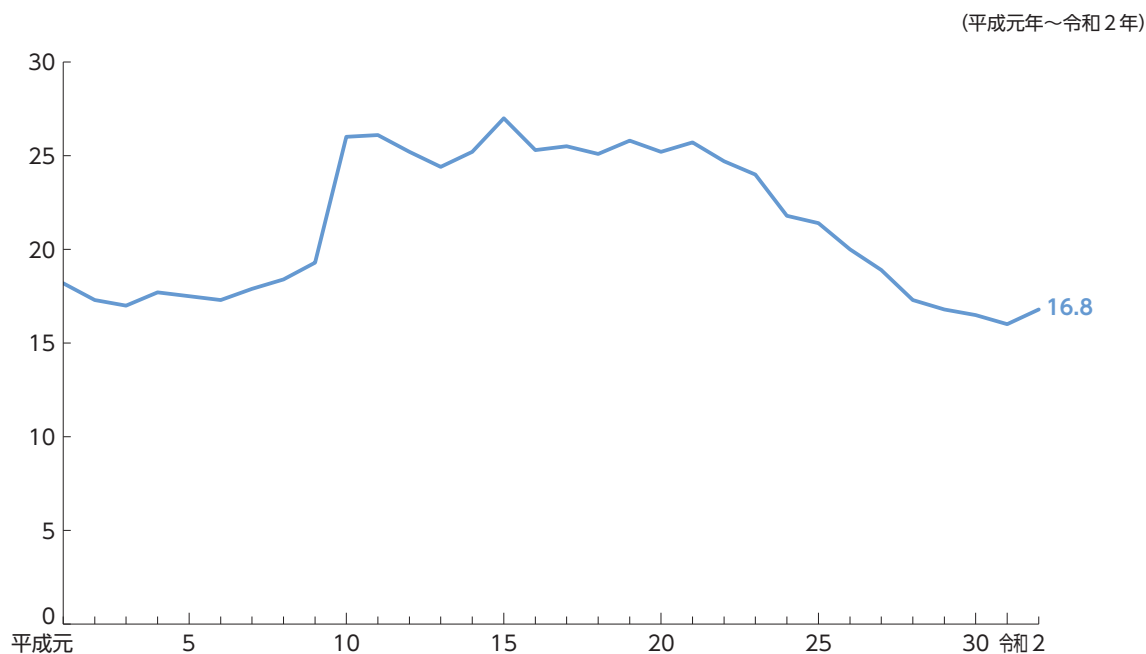
③ 令和3年



注 1 内閣府の「国民生活に関する世論調査」による。
 2 日頃の生活の中で、悩みや不安を感じているかという質問に対する回答の構成比である。
 3 凡例中の4項目のうち、平成13年及び23年は、「無回答」を含まない。また、令和3年は、「わからない」を含まない。
 4 令和3年の「悩みや不安を感じている」は、「感じている」及び「どちらかといえば感じている」を合計した構成比であり、「悩みや不安を感じていない」は、「どちらかといえば感じていない」及び「感じていない」を合計した構成比である。
 5 平成13年及び23年は、20歳以上、令和3年は、18歳以上を対象に実施された。
 6 平成13年及び23年は、調査員による個別面接聴取法により、令和3年は、郵送法により実施された。

8-2-17図は、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の推移（平成元年以降）を見たものである。10年（26.0）に急増（前年比6.7上昇）して、20.0を超えた後、おおむね25.0前後で増減を繰り返したが、22年以降は減少傾向にあり、27年以降は20.0を下回って推移し、令和元年（16.0）は、平成元年以降で最少であった（令和2年は16.8）。

8-2-17図 自殺死亡率の推移



注 1 厚生労働省の「令和3年版 自殺対策白書」による。
2 「自殺死亡率」は、人口10万人当たりの自殺者数である。

この章では、各種統計資料等に基づき、犯罪者・非行少年の年齢層別、犯罪・非行類型別、犯罪・非行進度（前科・保護処分歴の有無）別に、刑事司法手続の各段階における犯罪者等の動向を概観する。

第1節 検挙

1 検挙人員の推移

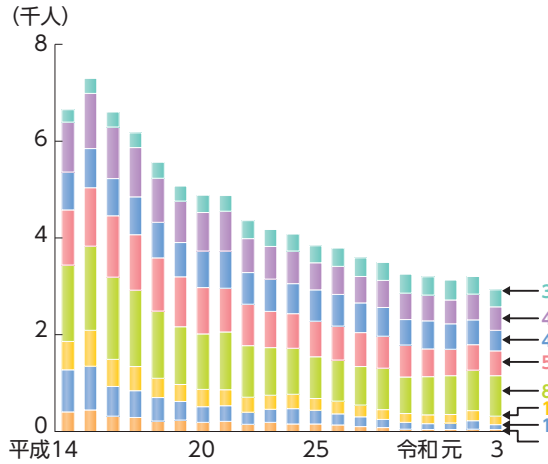
刑法犯の検挙人員の犯罪・非行類型別及び年齢層別推移（最近20年間）は、**8-3-1-1**図のとおりである（各犯罪・非行類型の総数については、CD-ROM参照。なお、薬物事犯類型及び交通事犯類型に関連する年齢層別検挙人員等の推移については、**4-2-1-2**図、**4-2-1-5**図及び**4-1-2-2**図参照）。犯罪・非行類型別に見ると、検挙人員が最も多い窃盗事犯類型は、平成16年をピークとして、その後は減少傾向にあり、重大事犯類型も、同年以降、減少傾向にあるが、粗暴犯類型、詐欺事犯類型及び性犯類型は、増減を繰り返して推移している。

重大事犯類型及び窃盗事犯類型について年齢層別に見ると、非行少年の検挙人員は、平成15年ないし16年以降、大幅な減少傾向を示しているが、65歳以上の者の検挙人員は、増減を繰り返して推移している。

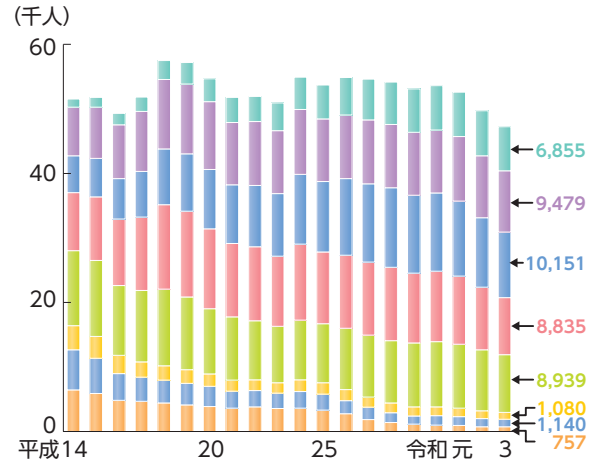
検挙人員の増減は、人口の増減にも影響を受け得るため、各年齢層の検挙人員数の増減を見る場合には、対応する年齢層における人口比にも留意する必要があるところ、令和3年における重大事犯類型の検挙人員を見ると、年少少年の検挙人員・人口比が42人（平成14年比89.6%減）・1.9（同87.1%減）、中間少年の検挙人員・人口比が101人（同88.4%減）・4.6（同85.2%減）、年長少年の検挙人員・人口比が174人（同70.4%減）・7.5（同61.3%減）といずれも大きく減少しているのに対し、65歳以上の者の検挙人員は、354人（同38.3%増）と増加し、人口比は1.0（同9.8%減）と緩やかな減少にとどまっている。また、令和3年における窃盗事犯類型の検挙人員を見ると、年少少年の検挙人員・人口比が2,173人（同93.9%減）・100.7（同92.5%減）、中間少年の検挙人員・人口比が3,166人（同91.0%減）・144.2（同88.4%減）、年長少年の検挙人員・人口比が2,260人（同82.0%減）・97.9（同76.4%減）といずれも大きく減少しているのに対し、65歳以上の者の検挙人員・人口比は、28,850人（同66.0%増）・79.7（同8.3%増）と増加している（CD-ROM参照）。

(平成14年～令和3年)

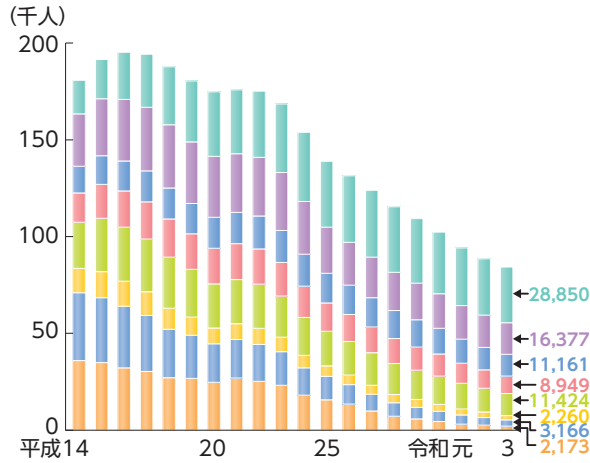
① 重大事犯類型



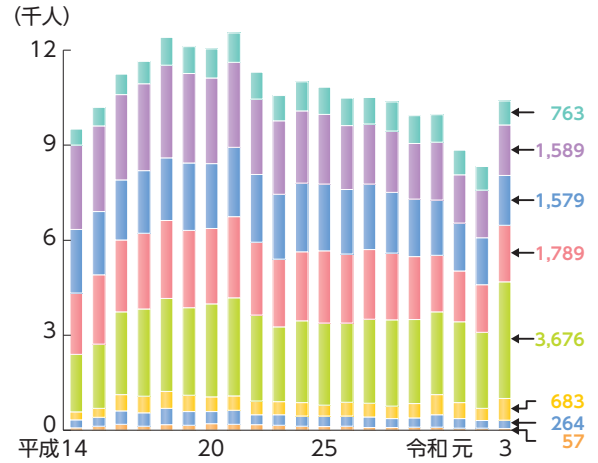
② 粗暴犯類型



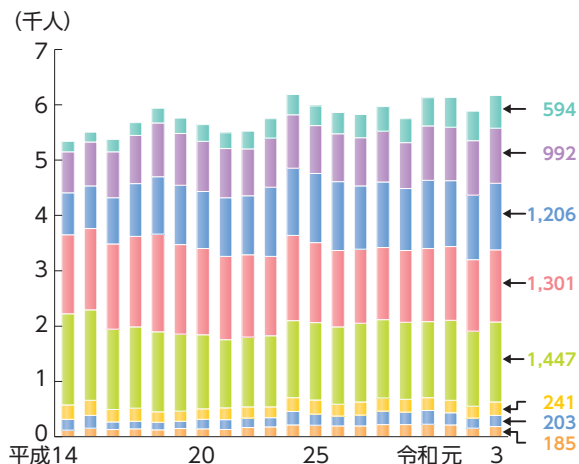
③ 窃盗事犯類型



④ 詐欺事犯類型



⑤ 性犯類型



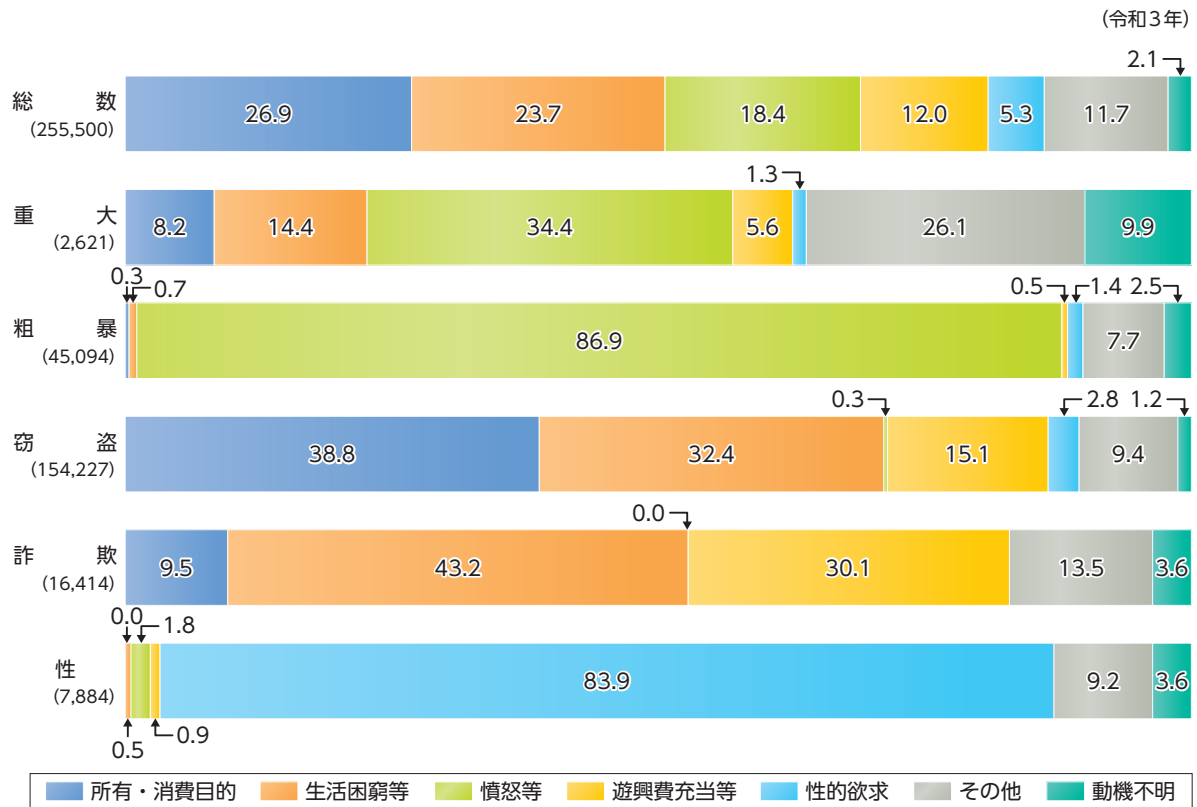
■ 年少少年
 ■ 中間少年
 ■ 年長少年
 ■ 20~29歳
 ■ 30~39歳
 ■ 40~49歳
 ■ 50~64歳
 ■ 65歳以上

注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表の分類による。

2 検挙された者の犯行の動機

刑法犯により検挙された者について、犯行の動機別構成比を犯罪・非行類型（薬物事犯類型及び交通事犯類型を除く。以下この節において同じ。）別に見ると、8-3-1-2図のとおりである。犯行の動機として、粗暴犯類型では憤怒等、詐欺事犯類型では生活困窮等、性犯類型では性的欲求の構成比がそれぞれ最も高かった。動機不明の構成比は、重大事犯類型（9.9%）が、他の犯罪・非行類型（1.2～3.6%）よりも高かった。

8-3-1-2図 刑法犯 検挙された者の犯行の動機別構成比（犯罪・非行類型別）



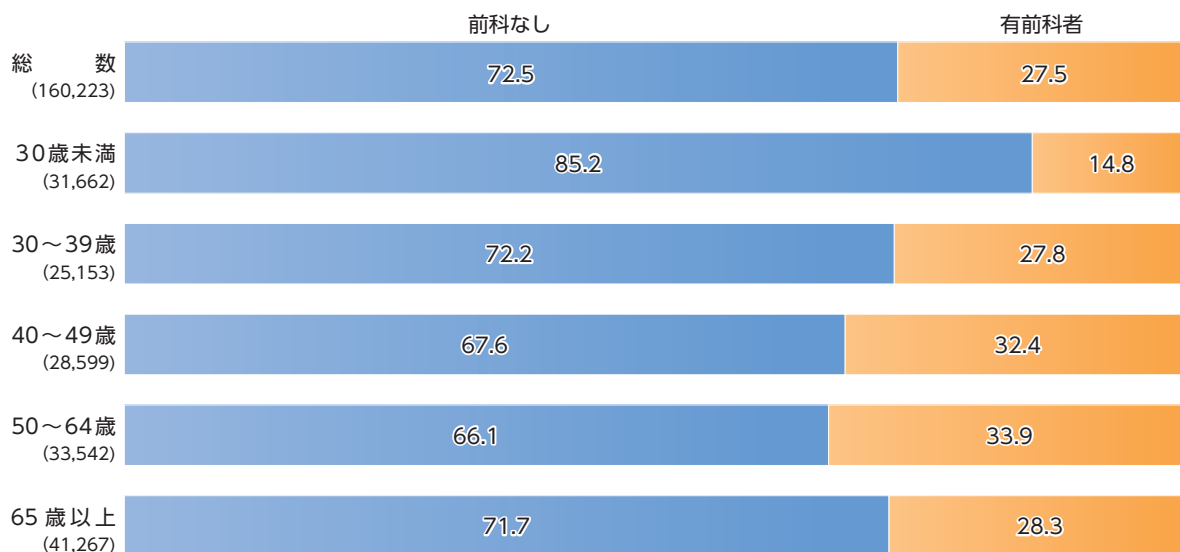
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「犯行の動機」とは、警察が検挙した事件の主たる被疑者の動機・原因をいう。
 3 「生活困窮等」には、債務返済を含む。
 4 「憤怒等」には、怨恨及び痴情を含む。
 5 「遊興費充当等」には、保険金目当て、ぱちんこ依存及びギャンブル依存を含む。
 6 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表の分類による。
 7 () 内は、検挙件数である。

3 20歳以上の検挙された者の前科の有無の構成比

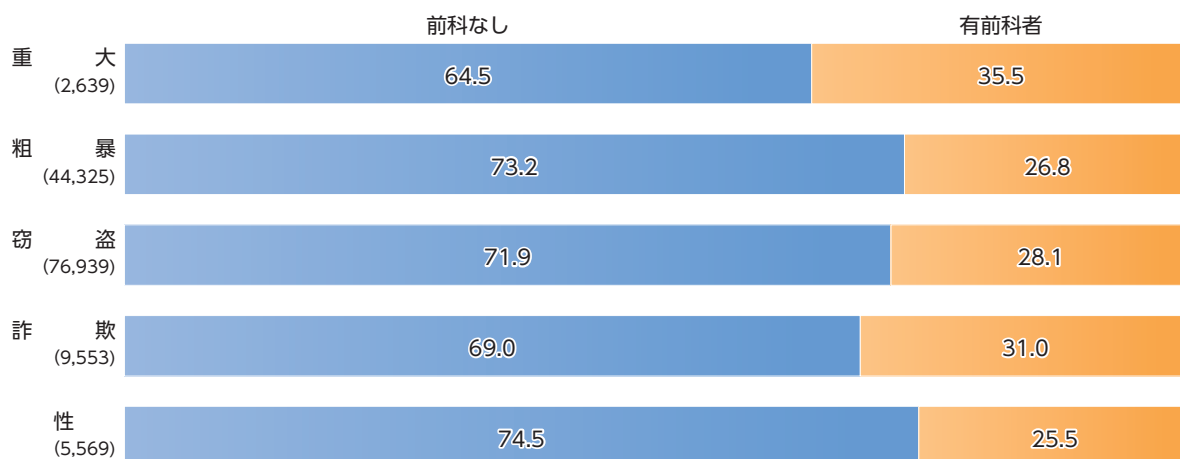
8-3-1-3図は、刑法犯により検挙された20歳以上の者の前科（道路交通法違反を除く犯罪の前科をいう。以下この項において同じ。）の有無別構成比を、年齢層別・犯罪類型別に見たものである。年齢層別に見ると、65歳以上の者を除き、年齢層が上がるにつれて有前科者の構成比が高くなっている。犯罪類型別に見ると、有前科者の構成比は、重大事犯類型（35.5%）が最も高かった。

（令和 3 年）

① 年齢層別



② 犯罪類型別



- 注 1 警察庁の統計及び警察庁刑事局の資料による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「有前科者」は、道路交通法違反を除く犯罪の前科を有するものをいう。
 4 「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。
 5 () 内は、実人員である。

第2節

検察・裁判

① 検察

(1) 検察庁既済事件の被疑者人員

8-3-2-1表は、令和3年における検察庁既済事件の被疑者人員を犯罪・非行類型（交通事犯類型を除く。以下この項において同じ。）別及び年齢層別に見たものである。いずれの年齢層でも、その他を除き窃盗事犯類型の構成比が最も高いが、年少少年や中間少年は、窃盗事犯類型の構成比が約半分を占め、他の非行類型と大きな差がある一方、20歳代の者、30歳代の者、40歳代の者及び50～64歳の者は、窃盗事犯類型の構成比がいずれも4分の1程度であり、次いで構成比が高い粗暴犯類型と大きな差がなかった。

(令和3年)

| 犯罪・非行 類 | 総 数 | 20歳 未 満 | 20歳未満 | | | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～64歳 | 65歳以上 |
|------------|--------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 年少少年 | 中間少年 | 年長少年 | | | | | |
| 総 数 | 271,489 (100.0) | 22,774 (100.0) | 4,013 (100.0) | 8,366 (100.0) | 10,395 (100.0) | 57,351 (100.0) | 44,193 (100.0) | 45,465 (100.0) | 47,154 (100.0) | 37,528 (100.0) |
| 重 大 | 3,551 (1.3) | 194 (0.9) | 22 (0.5) | 66 (0.8) | 106 (1.0) | 548 (1.0) | 320 (0.7) | 307 (0.7) | 353 (0.7) | 270 (0.7) |
| 粗 暴 | 46,482 (17.1) | 3,654 (16.0) | 731 (18.2) | 1,370 (16.4) | 1,553 (14.9) | 8,800 (15.3) | 8,357 (18.9) | 9,380 (20.6) | 9,011 (19.1) | 6,543 (17.4) |
| 窃 盗 | 76,587 (28.2) | 9,218 (40.5) | 1,937 (48.3) | 3,785 (45.2) | 3,496 (33.6) | 14,029 (24.5) | 10,124 (22.9) | 10,366 (22.8) | 12,770 (27.1) | 14,173 (37.8) |
| 詐 欺 | 17,437 (6.4) | 1,119 (4.9) | 43 (1.1) | 262 (3.1) | 814 (7.8) | 6,498 (11.3) | 3,130 (7.1) | 2,705 (5.9) | 2,455 (5.2) | 968 (2.6) |
| 性 | 7,946 (2.9) | 654 (2.9) | 161 (4.0) | 204 (2.4) | 289 (2.8) | 1,680 (2.9) | 1,578 (3.6) | 1,391 (3.1) | 1,203 (2.6) | 650 (1.7) |
| 薬 物 | 22,379 (8.2) | 1,403 (6.2) | 22 (0.5) | 282 (3.4) | 1,099 (10.6) | 6,116 (10.7) | 4,659 (10.5) | 5,262 (11.6) | 3,768 (8.0) | 517 (1.4) |
| そ の 他 | 97,107 (35.8) | 6,532 (28.7) | 1,097 (27.3) | 2,397 (28.7) | 3,038 (29.2) | 19,680 (34.3) | 16,025 (36.3) | 16,054 (35.3) | 17,594 (37.3) | 14,407 (38.4) |

- 注 1 検察統計年報による。
 2 処理時の年齢による。また、「総数」には年齢不詳の者を含む。
 3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 4 既済事由が他の検察庁への送致である事件及び被疑者が法人である事件を除く。
 5 少年法の規定により家庭裁判所から送致された事件を含む。
 6 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表の分類による。
 7 ()内は、構成比である。

(2) 起訴人員の推移

8-3-2-2図は、検察庁における起訴人員の推移（最近20年間）を年齢層別（犯行時の年齢による。以下この項において同じ。）、犯罪類型別（犯行時に少年であったものを含む。以下この項において同じ。）に見たものである。20歳以上の者の各年齢層を見ると、65歳以上の者を除いた各年齢層の起訴人員は、いずれも平成16年から18年をピークとしてその後はおおむね減少傾向を示しているが、20歳代の者については、25年（2万9,075人）に3万人を下回った後は減少傾向から離れ、2万7,000人台から2万8,000人台で推移している。65歳以上の者の起訴人員は、14年から27年まで増加傾向を示した後、その翌年以降はほぼ横ばいで推移している。また、各年齢層における起訴人員の人口比を見ても、65歳以上の者を除いた各年齢層は、16年から19年をピークとして低下傾向を示しているが、65歳以上の者の起訴人員の人口比は、14年以降上昇傾向を示し、19年（39.7）以降は30台後半から40強の間でほぼ横ばいで推移しており、令和3年は35.3であった（8-3-2-2図CD-ROM参照）。

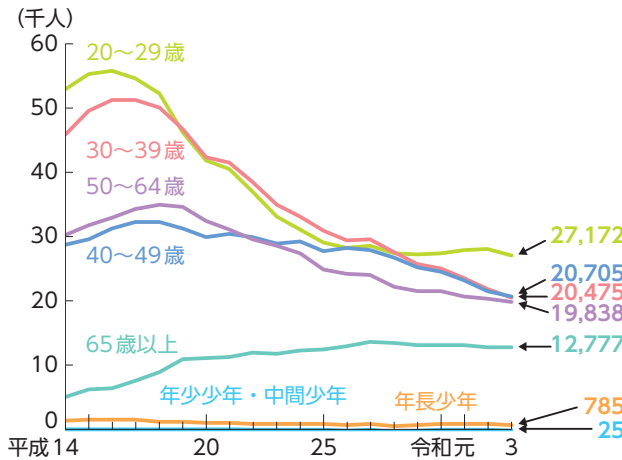
犯罪類型別に起訴人員を見ると、いずれの犯罪類型についても、平成14年ないし18年以降減少傾向を示しているが、令和3年は詐欺事犯類型が増加した（前年比25.4%増）。

8-3-2-2 図

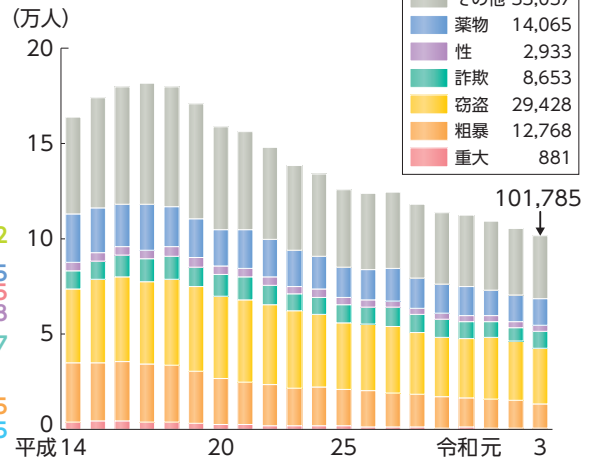
起訴人員の推移（年齢層別、犯罪類型別）

(平成14年～令和3年)

① 年齢層別



② 犯罪類型別



- 注 1 検察統計年報による
 2 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。
 3 ①の「年齢層」は、犯行時の年齢による。
 4 ②の「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。

(3) 起訴・起訴猶予別構成比

8-3-2-3 図は、令和3年における検察庁の終局処理人員について、起訴・起訴猶予別構成比を犯行時の年齢層別及び犯罪類型別に見たものである。

年齢層別のうち、犯行時に20歳以上の者の起訴猶予の構成比を見ると、65歳以上の者のみが6割を超え、それ以外は、いずれの年齢層でも、40%台後半から50%強の間であった。

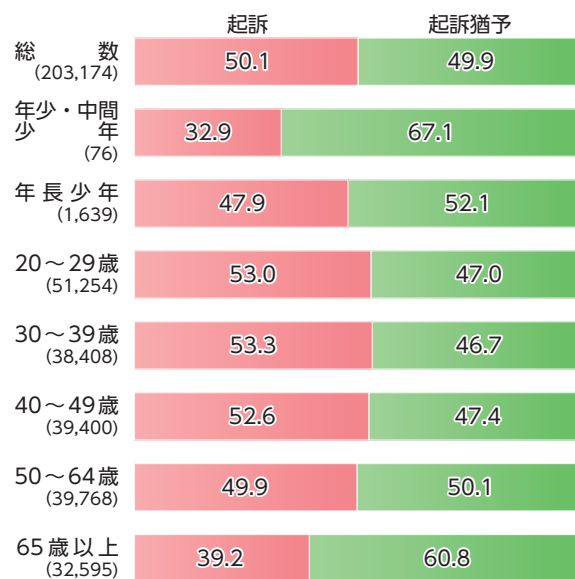
犯罪類型別に起訴猶予の比率を見ると、重大事犯類型（20.3%）及び薬物事犯類型（17.3%）が2割前後と低かった。

8-3-2-3 図

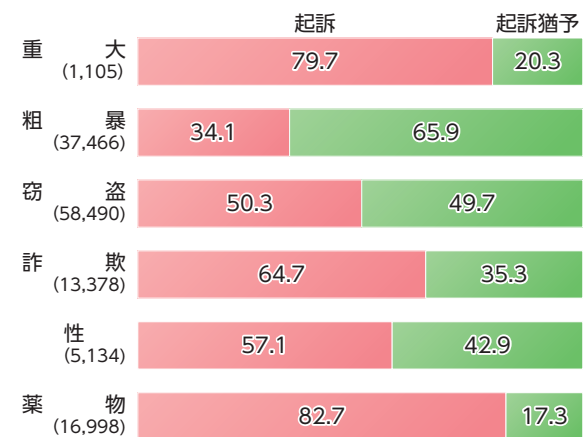
起訴・起訴猶予別構成比（年齢層別、犯罪類型別）

(令和3年)

① 年齢層別



② 犯罪類型別



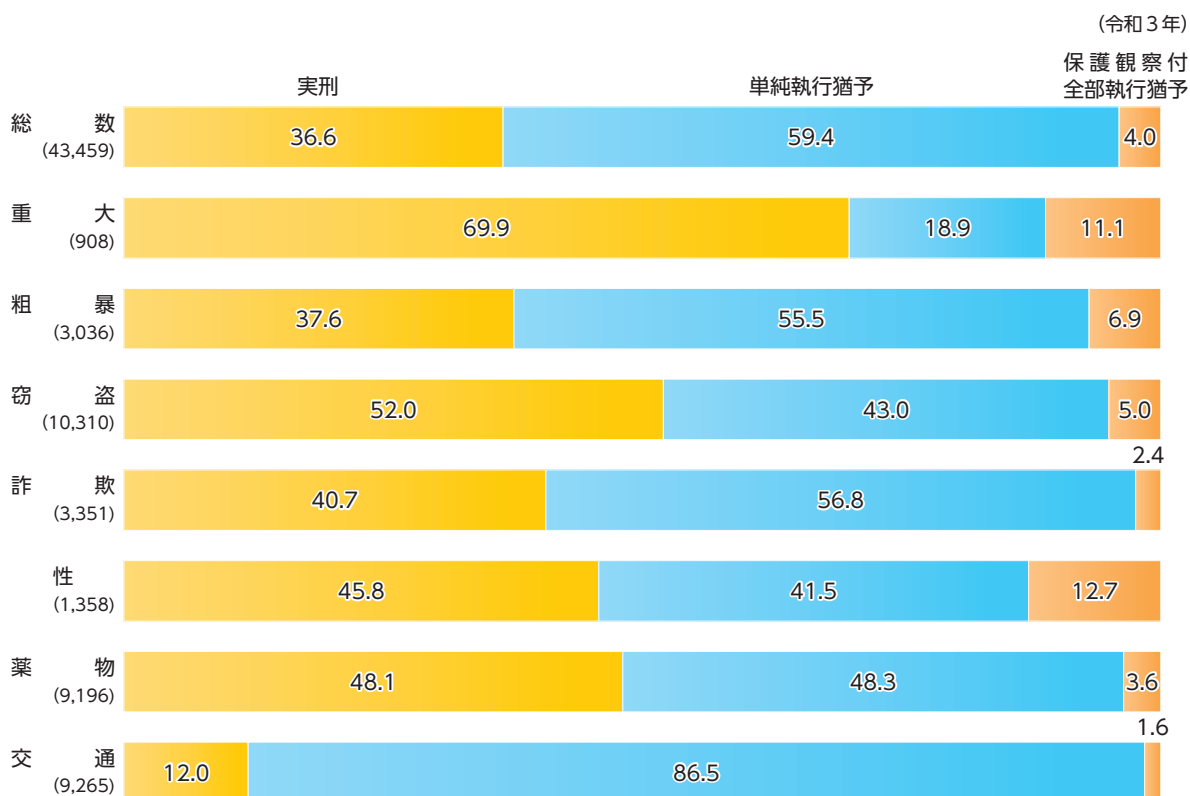
- 注 1 検察統計年報による。
 2 ①の「年齢層」は、犯行時の年齢による。また、「総数」には、年齢不詳の者を含む。
 3 ②の「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。また、被疑者が法人である事件を除く。
 4 () 内は、実人員である。

2 裁判

(1) 地方裁判所における有期刑（懲役・禁錮）の科刑状況

8-3-2-4図は、令和3年の地方裁判所における有期の懲役・禁錮の科刑状況別の構成比を犯罪・非行類型別に見たものである。重大事犯類型は、実刑（一部執行猶予を含む。以下（1）において同じ。）の構成比が最も高く、7割弱であるほか、全部執行猶予のうち保護観察に付される割合も最も高く、4割弱であった。性犯類型は、実刑の構成比が、交通事犯類型、粗暴犯類型、詐欺事犯類型に次いで低い一方、全部執行猶予のうち保護観察に付される割合が、重大事犯類型に次いで高かった（23.5%）。

8-3-2-4図 地方裁判所における有期刑（懲役・禁錮）科刑状況別構成比（犯罪・非行類型別）



- 注 1 司法統計年報による
 2 「実刑」は、一部執行猶予を含む。
 3 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない全部執行猶予である。
 4 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表の分類による。
 5 ()内は、実人員である。

(2) 非行少年の処理区分

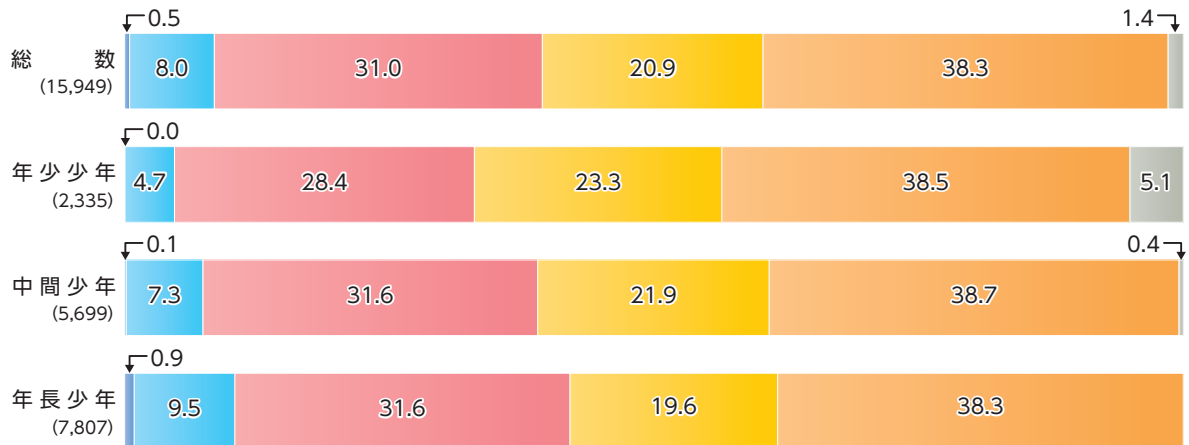
令和3年の少年保護事件（年齢超過による検察官送致、簡易送致、移送・回付で終局した事件及び併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）を除く。）について、家庭裁判所終局処理人員の処理区分別構成比を年齢層別・非行類型（交通事犯類型を除く。以下この項において同じ。）別に見ると、8-3-2-5図のとおりである（なお、交通事犯類型に関連する同構成比については、3-2-2-3図参照）。年齢層別では、非行少年の年齢層が上がるにつれて、検察官送致、少年院送致及び保護観察処分の者の合計人員の構成比が上昇している。非行類型別では、重大事犯類型及び薬物事犯類型において、検察官送致、少年院送致及び保護観察処分の者の合計人員の構成比が9割前後となっており、他の非行類型より顕著に高かった。

8-3-2-5 図

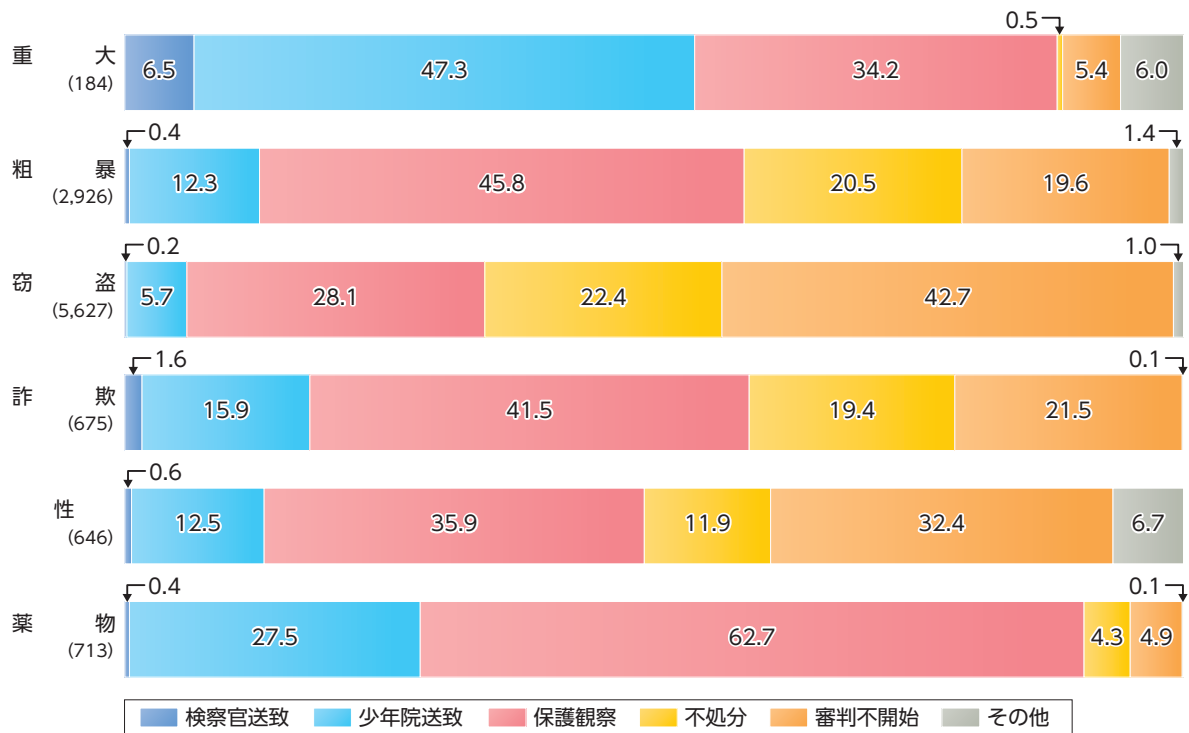
少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比（年齢層別、非行類型別）

(令和3年)

① 年齢層別



② 非行類型別



注 1 司法統計年報による。

注 2 年齢超過による検察官送致、簡易送致、移送・回付で終局した事件及び併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）を除く。

注 3 「その他」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び都道府県知事・児童相談所長送致である。

注 4 ①の「年齢層」は、終局時の年齢による。

注 5 ②の「非行類型」は、8-1-1表の分類による。

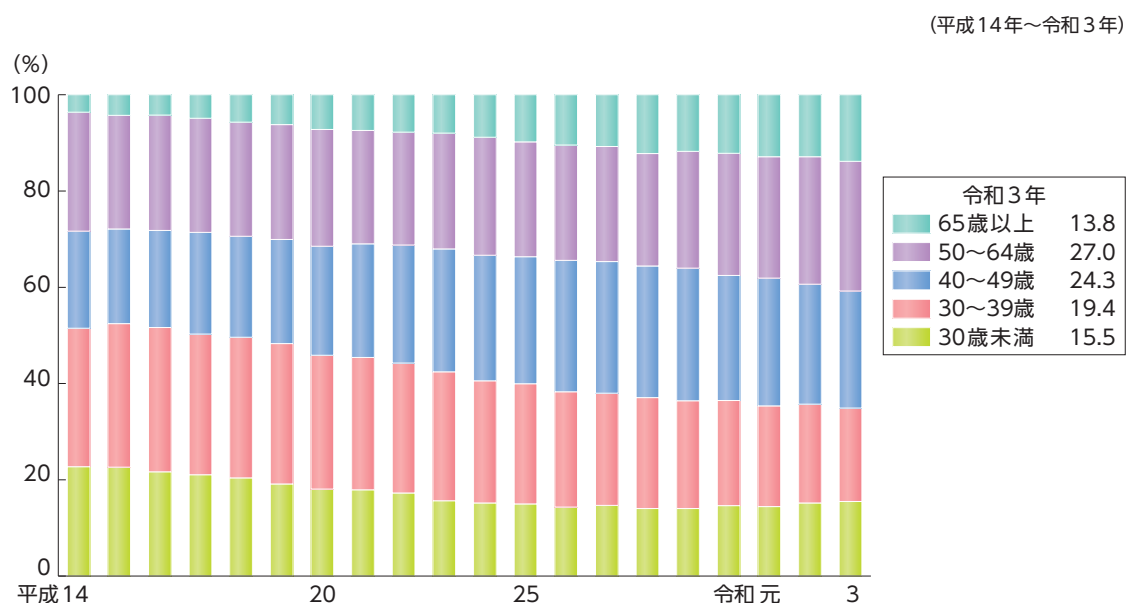
注 6 () 内は、実人員である。

第3節 矯正

1 刑事施設

8-3-3-1図は、入所受刑者の年齢層別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。平成23年までは30歳代の者、24年から令和元年までは40歳代の者、2年以降は50～64歳の者の構成比が、それぞれ最も高くなっている（CD-ROM参照）。50～64歳の者の構成比を除き、低下又は上昇のいずれかの傾向が見られる。まず、低下傾向のものを見ると、30歳未満の者の構成比が、平成26年まで一貫して低下した後、その翌年以降は14～15%台で推移している。また、30歳代の者の構成比が、19年まで30%前後で推移した後、その翌年以降は低下し続け、令和3年は19.4%であった。次に、上昇傾向のものを見ると、65歳以上の者の構成比が、顕著な上昇傾向にあり、同年は13.8%（平成14年の約3.8倍）と最高を記録した。また、40歳代の者の構成比が、29年（27.5%）まで上昇傾向を示した後、30年以降は25%前後で推移している。

8-3-3-1図 入所受刑者の年齢層別構成比の推移



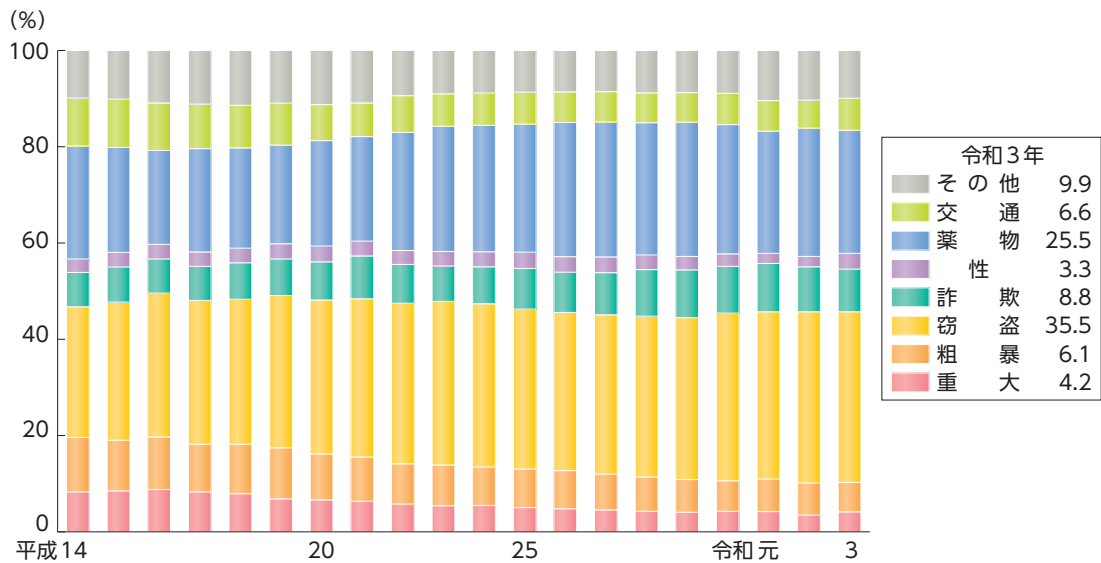
注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

8-3-3-2図は、入所受刑者の犯罪類型別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。窃盗事犯類型の構成比が一貫して最も高く（令和3年は35.5%）、次いで、薬物事犯類型（同25.5%）の順であった。重大事犯類型及び粗暴犯類型は、平成14年と比べてそれぞれ低下傾向にあるのに対し、窃盗事犯類型は上昇傾向にあった。他の犯罪類型の構成比を見ると、詐欺事犯類型は7～10%台、性犯類型は2～3%台、薬物事犯類型は19～28%台、交通事犯類型は5～7%台でそれぞれ推移している。

8-3-3-2 図

入所受刑者の犯罪類型別構成比の推移

(平成14年～令和3年)



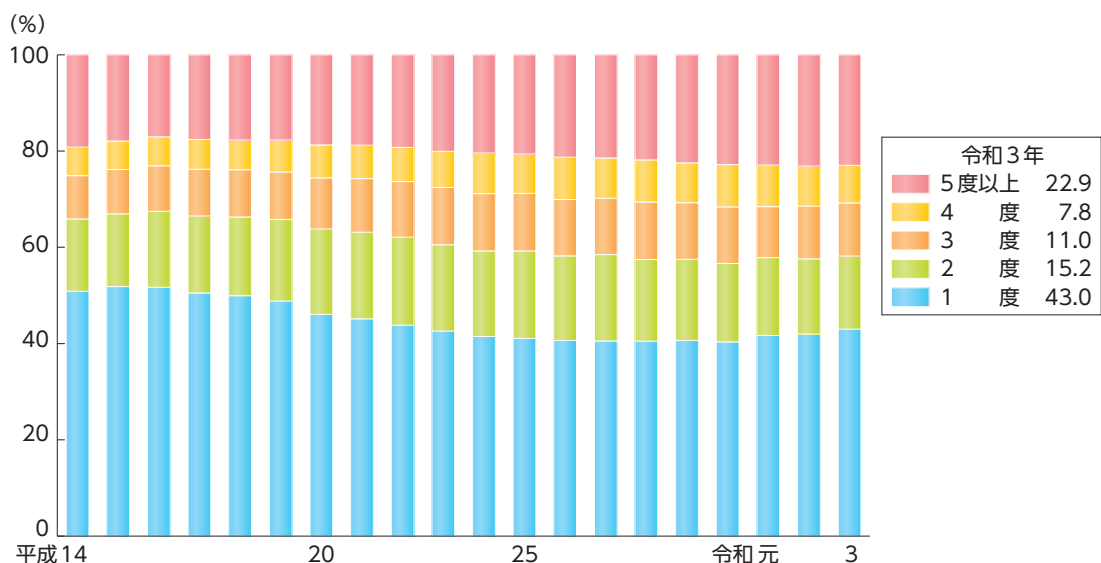
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。

8-3-3-3 図は、入所受刑者の入所度数別構成比の推移（最近20年間）を見たものである。初入者の構成比が一貫して最も高いが、平成15年（51.9%）をピークに、その翌年から低下傾向にあり、22年以降は40～43%台で推移している。2度の者の構成比は、15～18%台で推移している。3度、4度及び5度以上の者の構成比は、それぞれ上昇傾向にあり、3度以上の者の合計人員の構成比は、26年以降令和2年まで、初入者の構成比を上回っていたが、3年は、初入者の構成比が43.0%であり、3度以上の者の構成比が41.8%であった。

8-3-3-3 図

入所受刑者の入所度数別構成比の推移

(平成14年～令和3年)

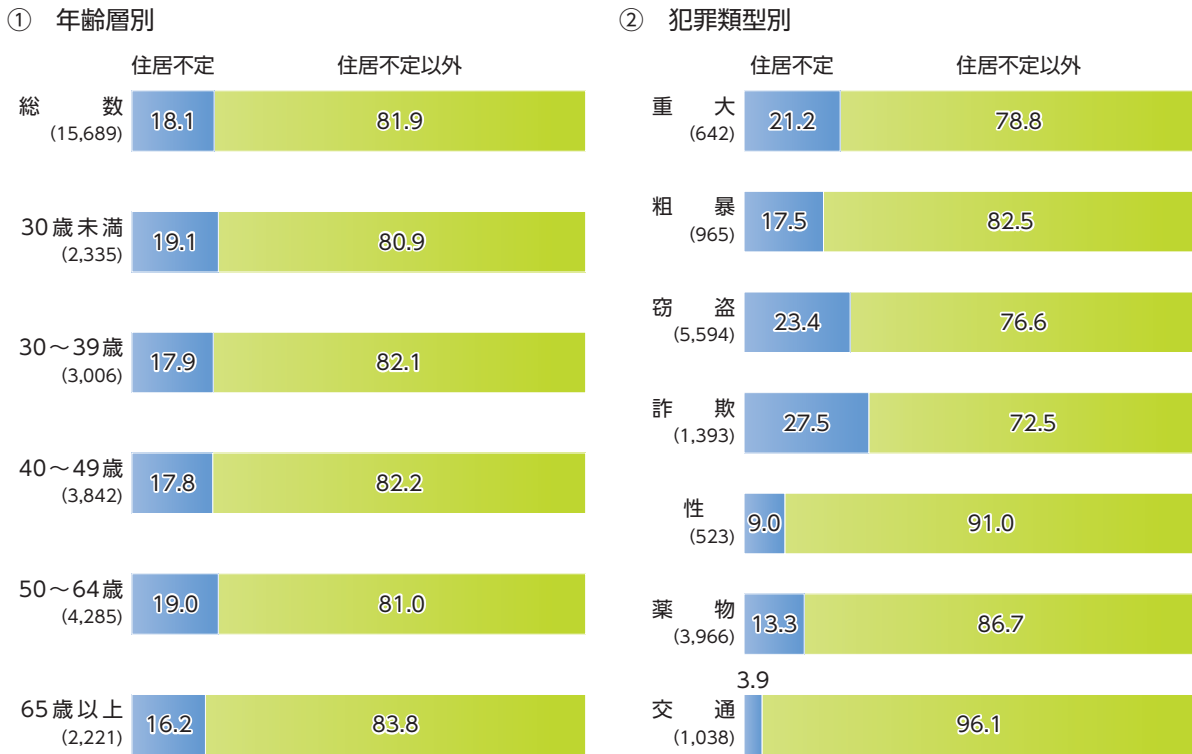


- 注 矯正統計年報による。

8-3-3-4図は、令和3年における入所受刑者の居住状況（犯行時の居住状況による。以下この項において同じ。）別構成比について、年齢層別・犯罪類型別に見たものである。年齢層別では、住居不定の構成比は、いずれの年齢層においても17%前後であった。犯罪類型別では、住居不定の構成比は、詐欺事犯類型（27.5%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（23.4%）、重大事犯類型（21.2%）の順であり、交通事犯類型（3.9%）が最も低かった。

8-3-3-4図 入所受刑者の居住状況別構成比（年齢層別、犯罪類型別）

（令和3年）



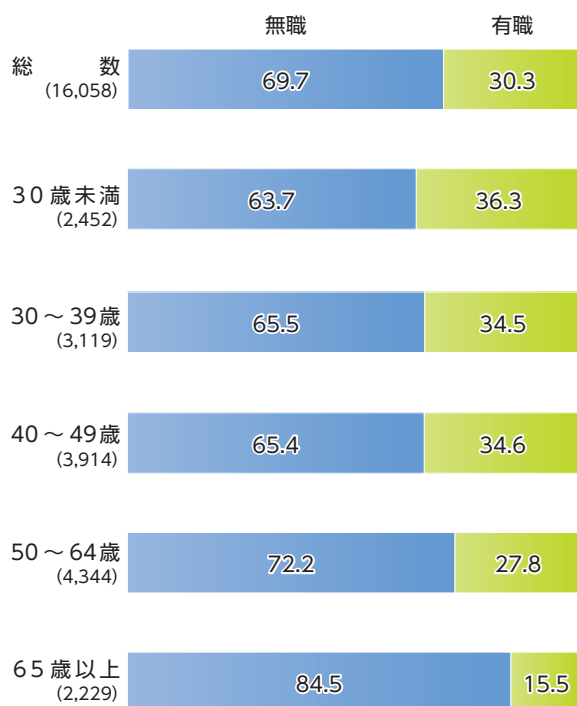
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①の「総数」及び②については、矯正統計年報から、①の「総数」以外については、法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 犯行時の居住状況による。
 4 来日外国人及び居住状況が不詳の者を除く。
 5 「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。
 6 ()内は、実人員である。

8-3-3-5図は、令和3年における入所受刑者の就労状況（犯行時の就労状況による。以下この項において同じ。）別構成比について、年齢層別・犯罪類型別に見たものである。年齢層別では、年齢層が上がるにつれて無職の構成比が高くなる傾向にあり、65歳以上の者では84.5%であった。犯罪類型別では、無職の構成比は、窃盗事犯類型（80.1%）が最も高く、交通事犯類型（41.7%）が最も低かった。

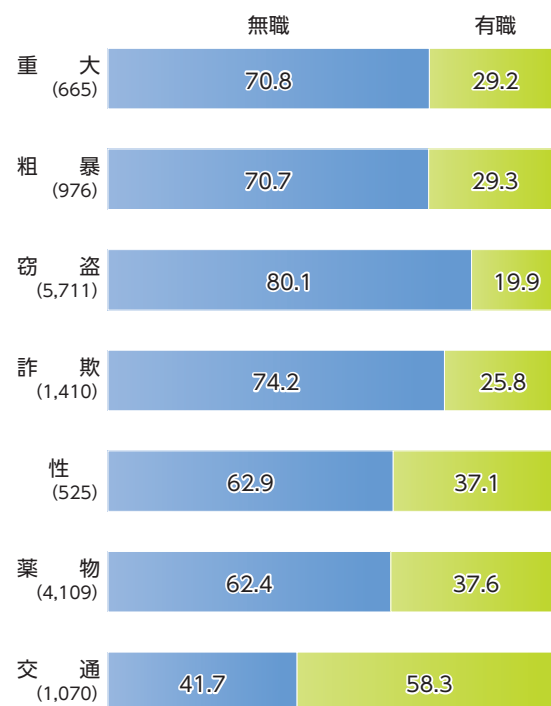
8-3-3-5図 入所受刑者の就労状況別構成比（年齢層別、犯罪類型別）

（令和3年）

① 年齢層別



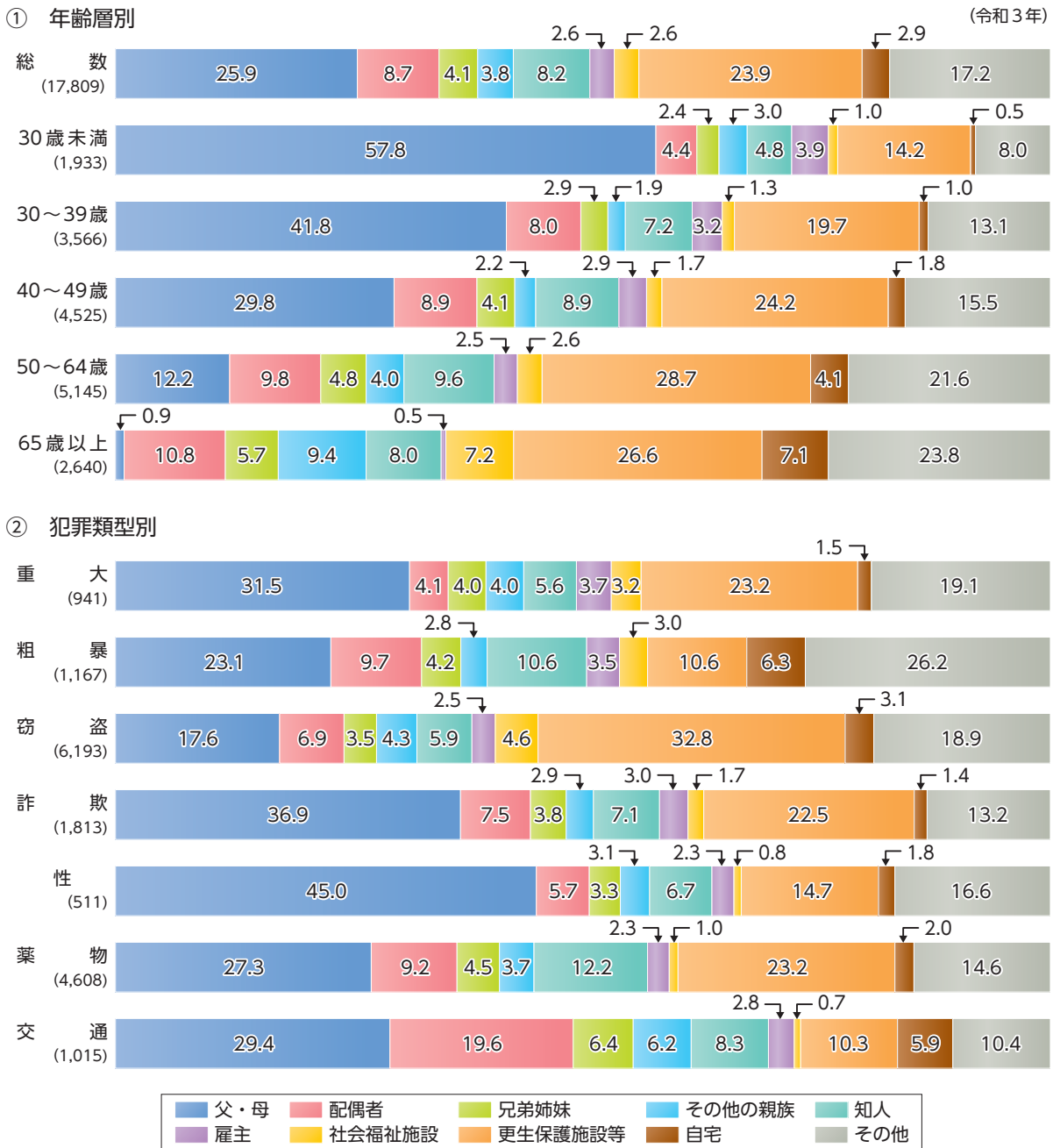
② 犯罪類型別



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①の「総数」及び②については、矯正統計年報から、①の「総数」以外については、法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 犯行時の就労状況による。
 4 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 5 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
 6 「犯罪類型」は、8-1-1表による。
 7 ()内は、実人員である。

8-3-3-6図は、令和3年における出所受刑者の帰住先別構成比について、年齢層別・犯罪類型別にみたものである。年齢層別では、年齢層が上がるにつれて、父・母の構成比が低くなる一方、社会福祉施設、更生保護施設等及びその他の構成比が高くなる傾向にあった。総数では、父・母の構成比(25.9%)が最も高く、次いで、更生保護施設等(23.9%)、配偶者(8.7%)、知人(8.2%)の順であったが、帰住先別に最も多い犯罪類型を見ると、父・母は性犯類型(45.0%)が、更生保護施設等は窃盗事犯類型(32.8%)が、配偶者は交通事故事犯類型(19.6%)が、知人は薬物事犯類型(12.2%)が、それぞれ最も高かった。

8-3-3-6図 出所受刑者の帰住先別構成比(年齢層別、犯罪類型別)

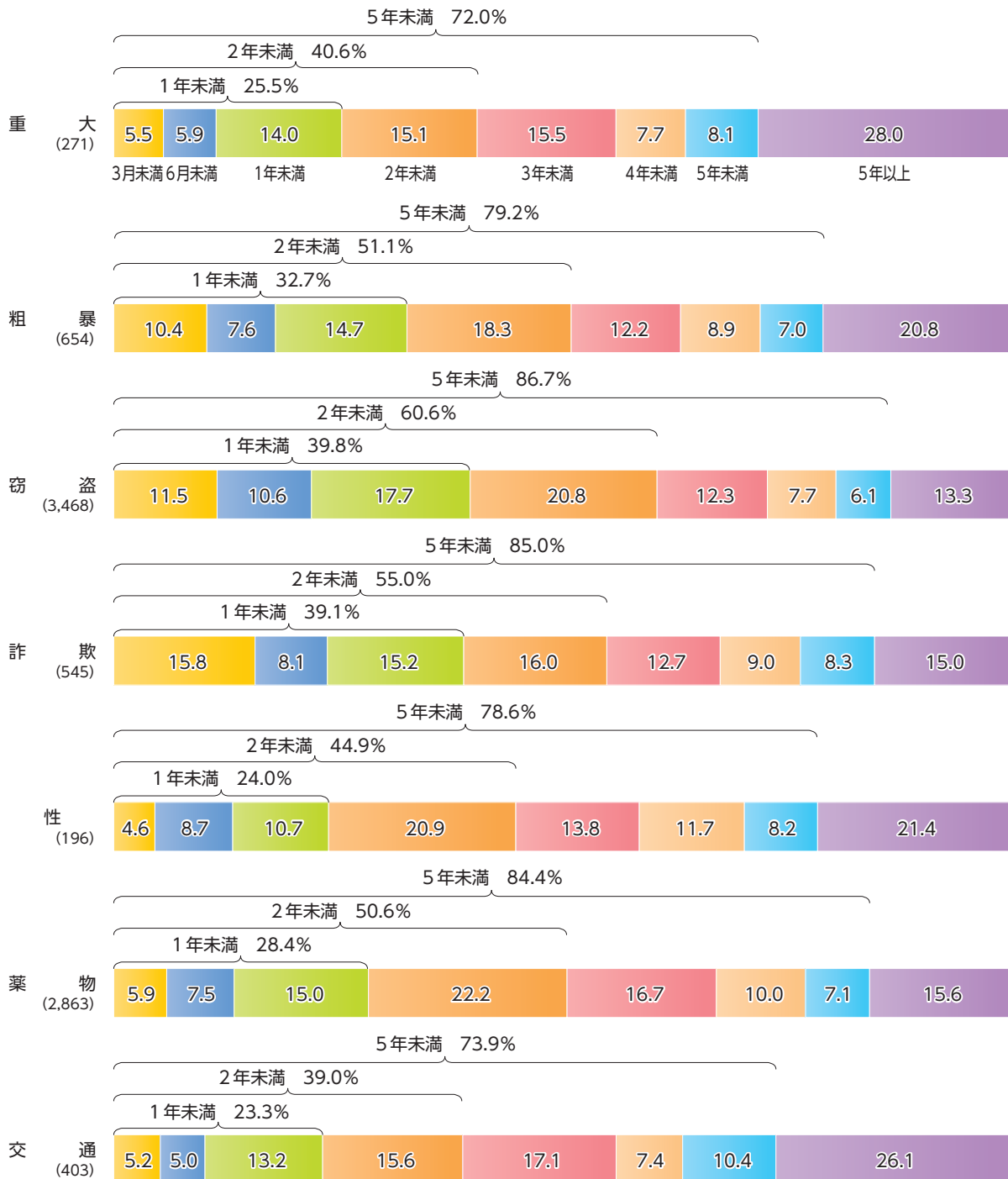


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 5 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームである。
 6 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 8 「犯罪類型」は、8-1-1表の分類による。
 9 ()内は、実人員である。

8-3-3-7図は、令和3年の入所受刑者のうち、再入者の再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。）別の構成比について、犯罪類型別に見たものである。1年未満の者の構成比は、窃盗事犯類型（39.8%）が最も高く、次いで、詐欺事犯者（39.1%）、粗暴犯類型（32.7%）の順であった。他方、5年以上の者の構成比は、重大事犯類型（28.0%）が最も高く、次いで、交通事犯類型（26.1%）、性犯類型（21.4%）の順であった。

8-3-3-7図 再入者の再犯期間別構成比（犯罪類型別）

（令和3年）



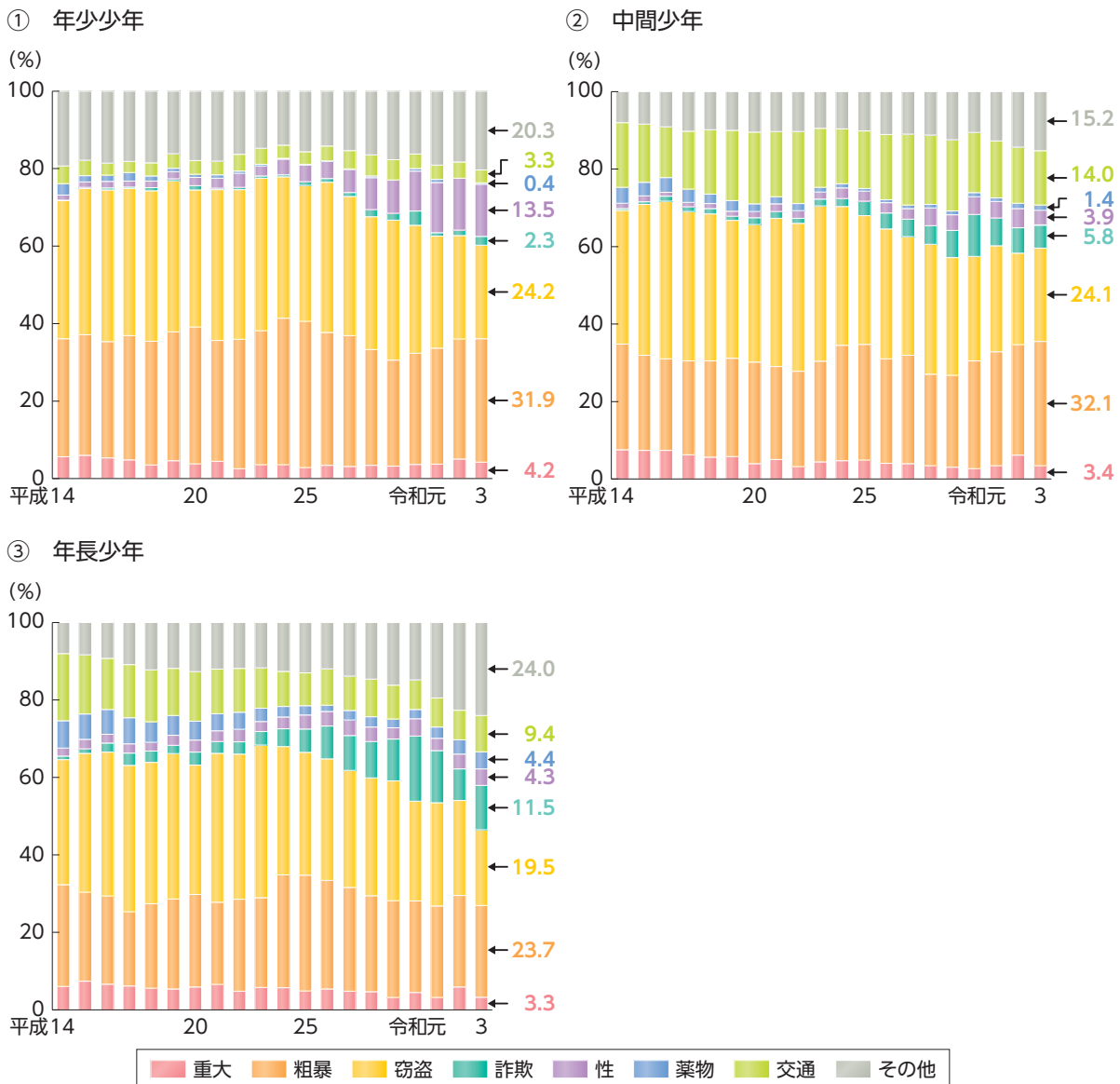
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 4 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 5 「犯罪類型」は、前刑時の罪名により、かつ、8-1-1表の分類による。
 6 ()内は、実人員である。

2 少年鑑別所

8-3-3-8図は、少年鑑別所入所者の非行類型別構成比の推移（最近20年間）について、年齢層別に見たものである。この間、年少少年（14歳未満の者を含む。以下この編において同じ。ただし、第5章第2節1項及び2項を除く。）では粗暴犯類型が、中間少年では交通事犯類型が、年長少年（20歳に達している者を含む。以下この節において同じ。）では詐欺事犯類型及び薬物事犯類型の構成比が、それぞれ他の年齢層に比べて高い傾向にあった。他方、年少少年では、平成14年は1.3%であった性犯類型の構成比が、令和3年には13.5%まで急激に上昇したほか、全ての年齢層において、詐欺事犯類型の構成比が大きく上昇し、同年は平成14年の約12～23倍の水準であった。

8-3-3-8図 少年鑑別所入所者の非行類型別構成比の推移（年齢層別）

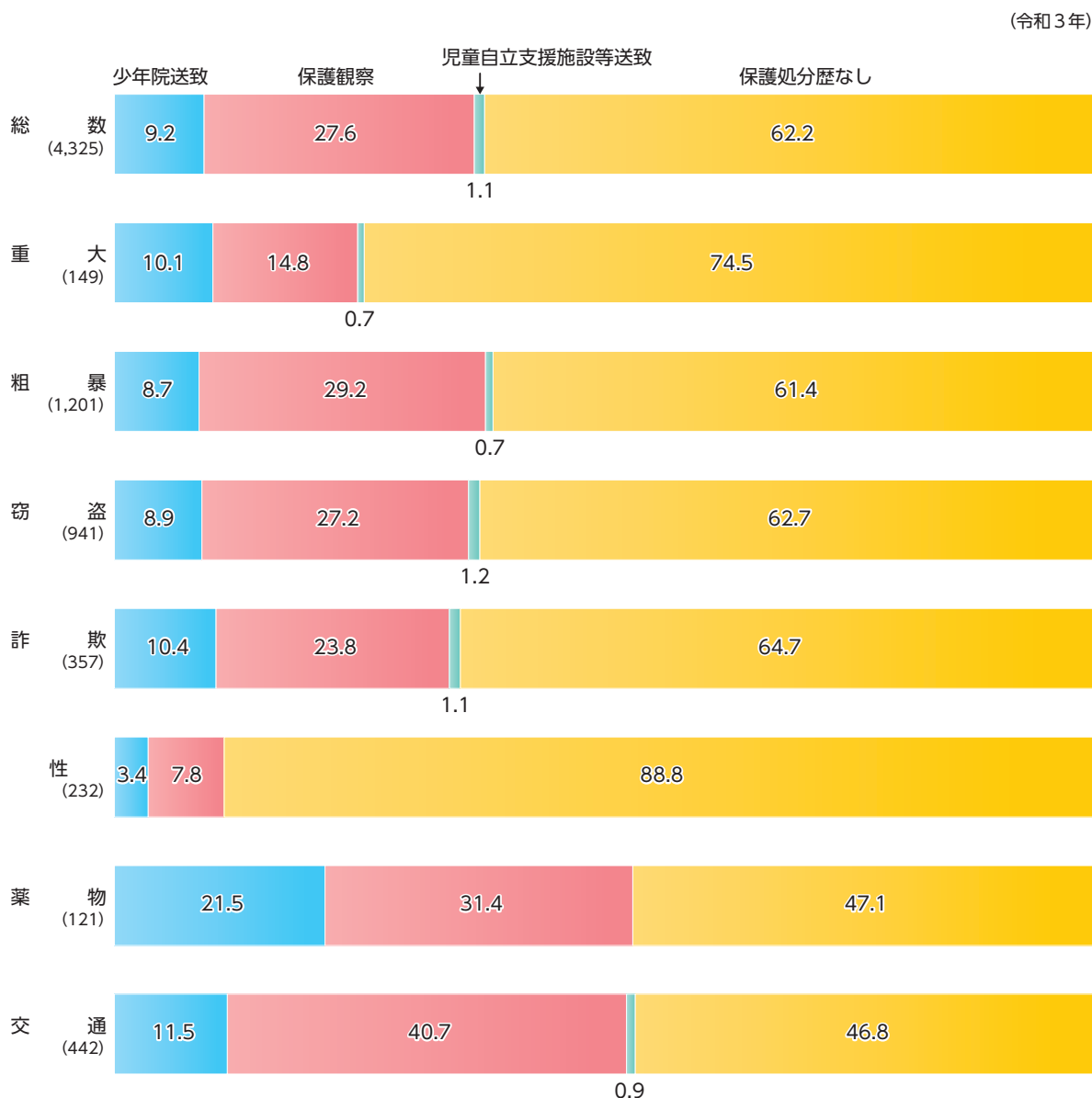
（平成14年～令和3年）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 少年鑑別所退所時の年齢による。
 4 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。
 5 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。

8-3-3-9図は、令和3年における少年鑑別所入所者の保護処分歴別構成比について、非行類型別に見たものである。少年院送致歴がある者の構成比は、薬物事犯類型（21.5%）が最も高く、性犯類型（3.4%）が最も低かった。保護観察歴がある者の構成比は、交通事犯類型（40.7%）が最も高く、性犯類型（7.8%）が最も低かった。保護処分歴がない者の構成比は、性犯類型（88.8%）が最も高く、交通事犯類型（46.8%）が最も低かった。

8-3-3-9図 少年鑑別所入所者の保護処分歴別構成比（非行類型別）

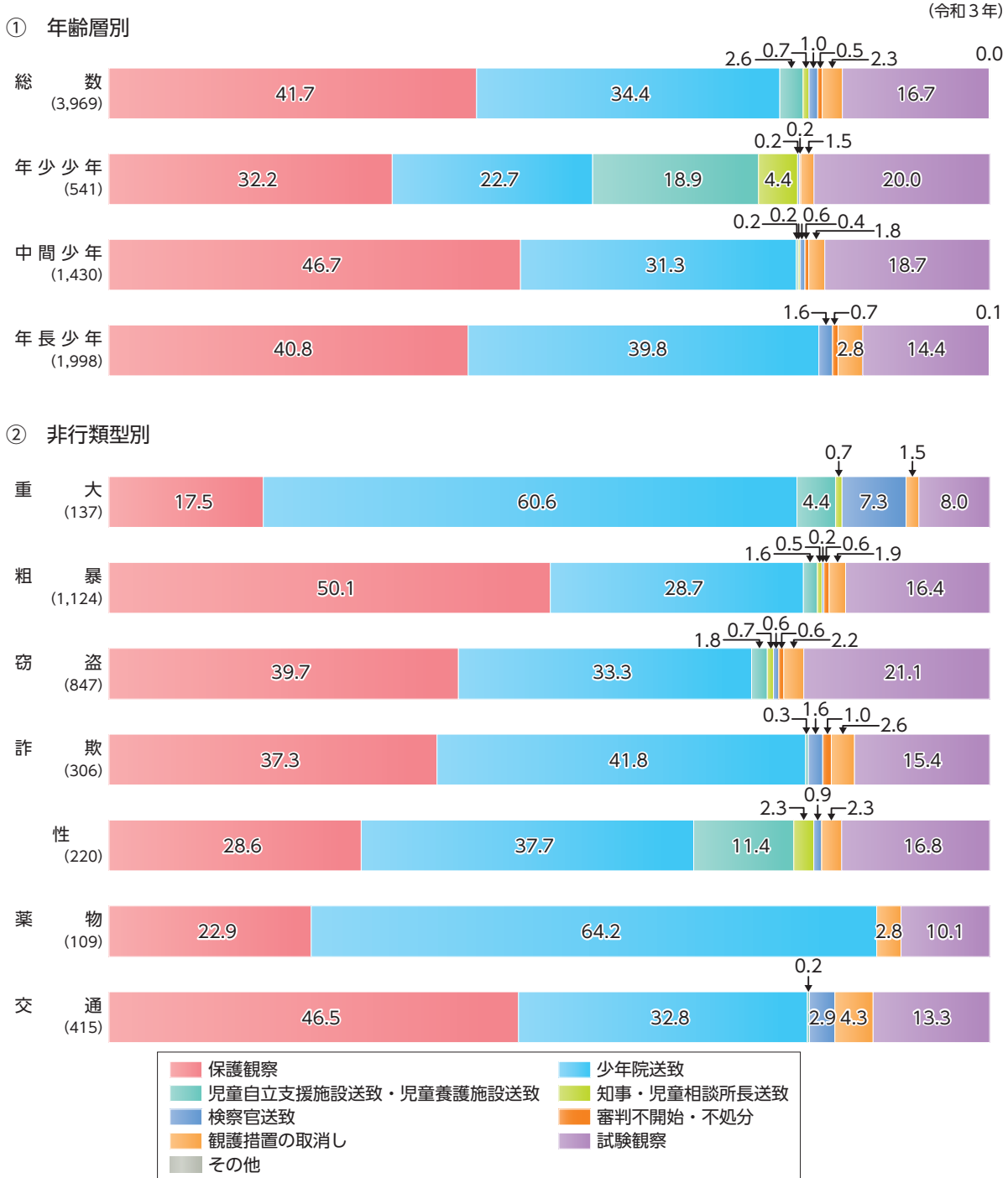


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 4 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。
 5 保護処分歴が不詳の者を除く。
 6 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。
 7 ()は、実人員である。

8-3-3-10図は、令和3年における収容審判鑑別を終了した者の審判決定等別構成比について、年齢層別・非行類型別に見たものである。年長少年は、児童自立支援施設・児童養護施設送致及び知事・児童相談所長送致の対象とならないことなどに留意する必要があるが、年齢層別に見ると、保護観察の構成比は、中間少年（46.7%）が最も高く、次いで、年長少年（40.8%）、年少少年（32.2%）

の順であった。また、少年院送致の構成比は、年少少年が中間少年及び年長少年と比べて低かった。非行類型別に見ると、少年院送致の構成比は、薬物事犯類型及び重大事犯類型が6割を超えているのに対し、粗暴犯類型、窃盗事犯類型及び交通事犯類型が3割程度であった。

8-3-3-10図 収容審判鑑別を終了した者の審判決定等別構成比（年齢層別、非行類型別）



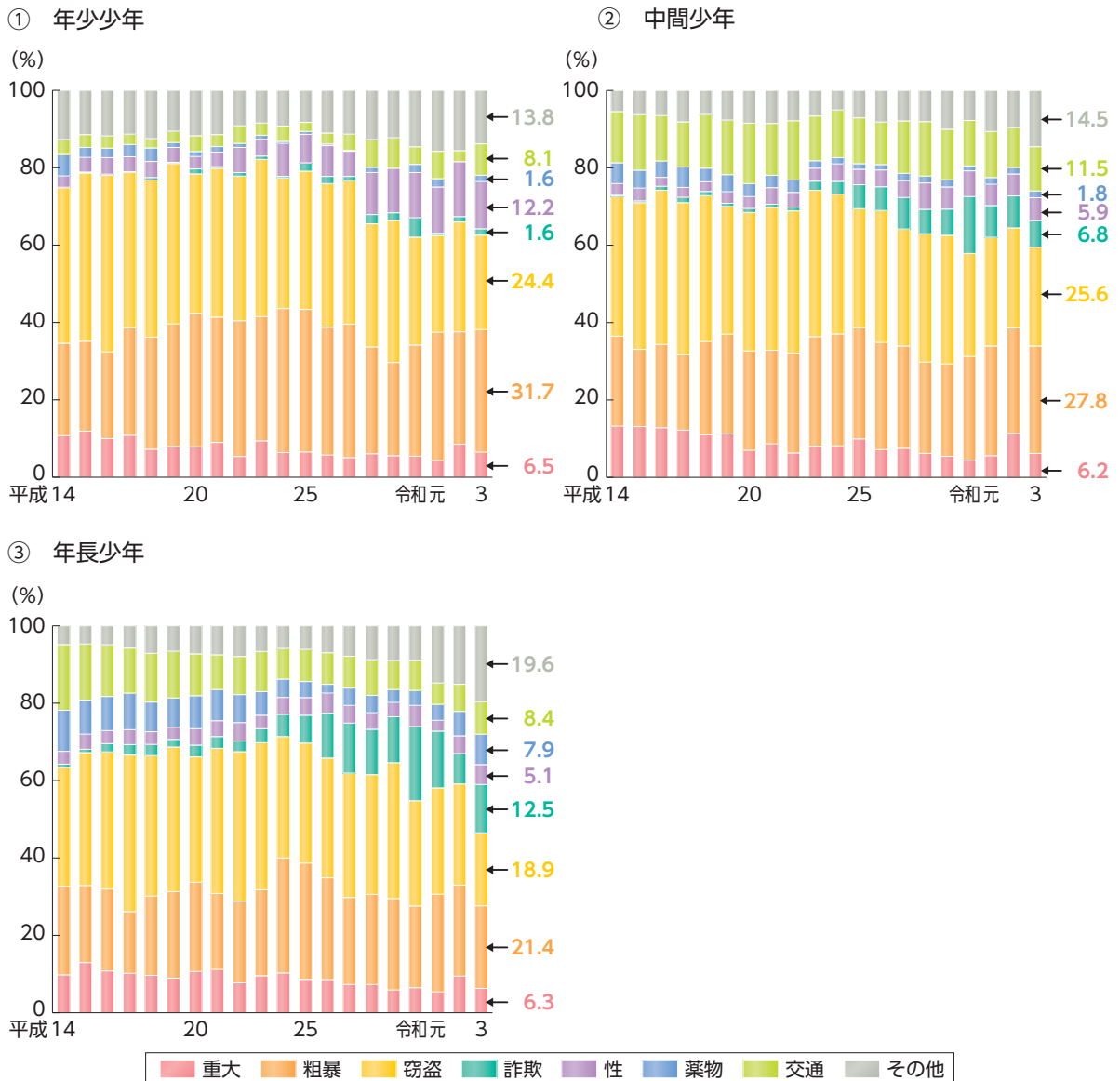
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 観護措置（少年鑑別所送致）又は勾留に代わる観護の措置により入所し、かつ、令和3年に退所した者（ただし、鑑別の判定が保留、判定未了等の者を除く。）を計上している。
 4 「その他」は、観護措置変更決定等である（検察官送致決定後在所した者を除く。）
 5 少年鑑別所退所時の年齢による。
 6 「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。
 7 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。
 8 () 内は、実人員である。

3 少年院

8-3-3-11 図は、少年院入院者の非行類型別構成比の推移（最近20年間）について、年齢層別に見たものである。年少少年では、窃盗事犯類型の構成比は、平成14年から19年までは4割を超えていたが、その後は低下傾向を示し、30年以降は30%を下回っている。粗暴犯類型の構成比は、24年（37.3%）まで上昇傾向を示した後、30年以降は30%前後で推移している。性犯類型の構成比は、14年の2.9%から急激に上昇し、令和3年は12.2%であった。中間少年でも、窃盗事犯類型の構成比は低下傾向が見られる一方、詐欺事犯類型の構成比は、平成30年に最高値（14.7%）を示した後は7%前後で推移しており、令和3年は6.8%（平成14年の約22.7倍）であった。年長少年では、窃盗事犯類型の構成比は、増減を繰り返していたところ、近年低下傾向にあり、令和3年は18.9%であった。中間少年同様、詐欺事犯類型の構成比は、平成30年に最高値（19.2%）を示した後も高い水準にあり、令和2年に10%を下回ったものの、3年は12.5%（平成14年の約15.6倍）であった。

8-3-3-11 図 少年院入院者の非行類型別構成比の推移（年齢層別）

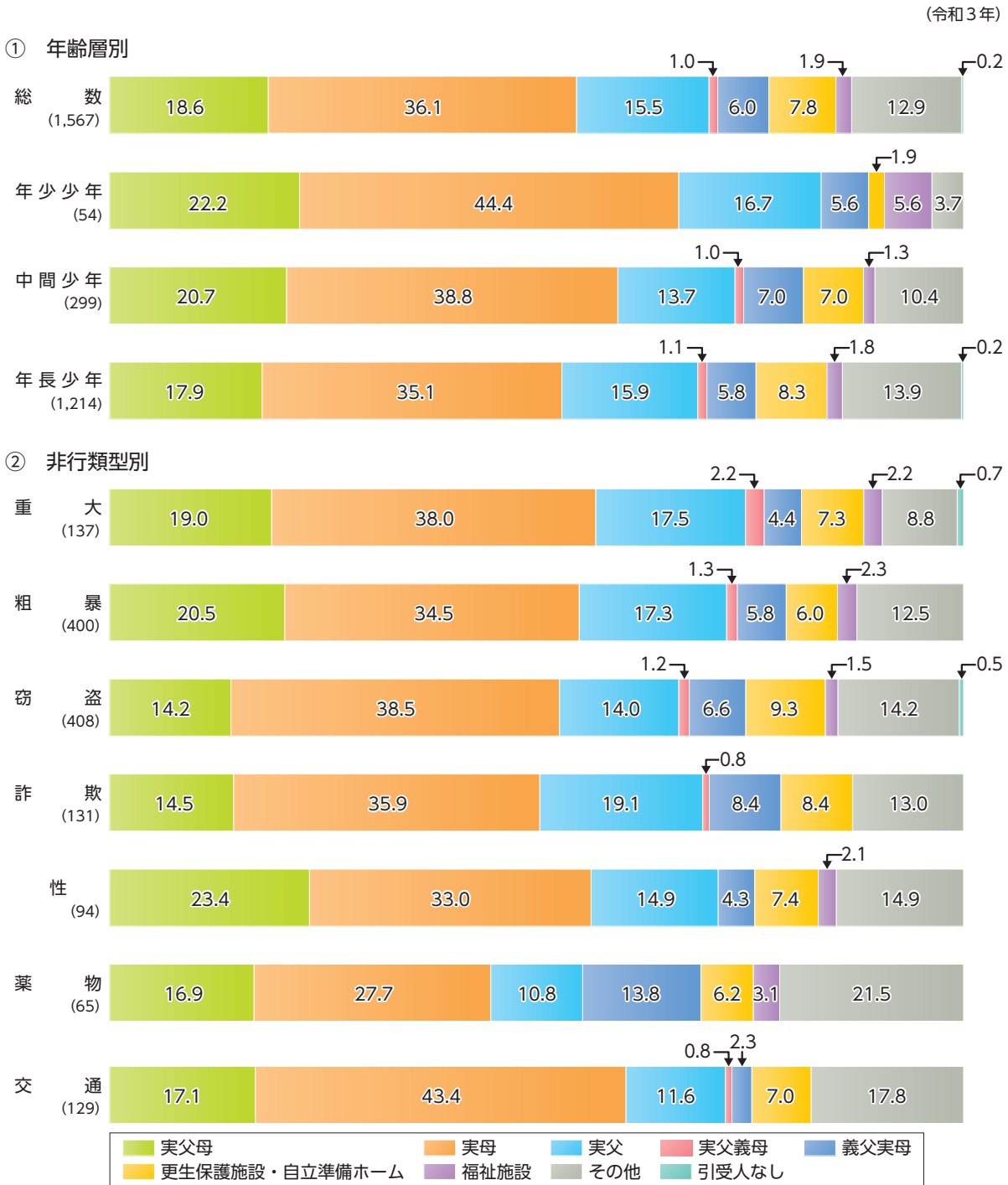
（平成14年～令和3年）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。
 4 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。

8-3-3-12図は、令和3年における少年院出院者の出院時引受人別構成比について、年齢層別・非行類型別に見たものである。年齢層別では、いずれの年齢層についても実母が最も高く（年少少年では44.4%、中間少年では38.8%、年長少年では35.1%）、次いで、実父母（それぞれ22.2%、20.7%、17.9%）、実父（それぞれ16.7%、13.7%、15.9%）の順であった。非行類型別に見ると、実父母の構成比は、性犯類型（23.4%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（20.5%）、重大事犯類型（19.0%）の順であった。実母の構成比は、交通事故類型（43.4%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（38.5%）、重大事犯類型（38.0%）の順であった。

8-3-3-12図 少年院出院者の出院時引受人別構成比（年齢層別、非行類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 「その他」は、養父（母）、雇用主等である。
 4 出院時の年齢による。ただし、「年少少年」は、14歳未満の者を含み、「年長少年」は、20歳に達している者を含む。
 5 「非行類型」は、8-1-1表の分類による。
 6 ()内は、実人員である。

第4節

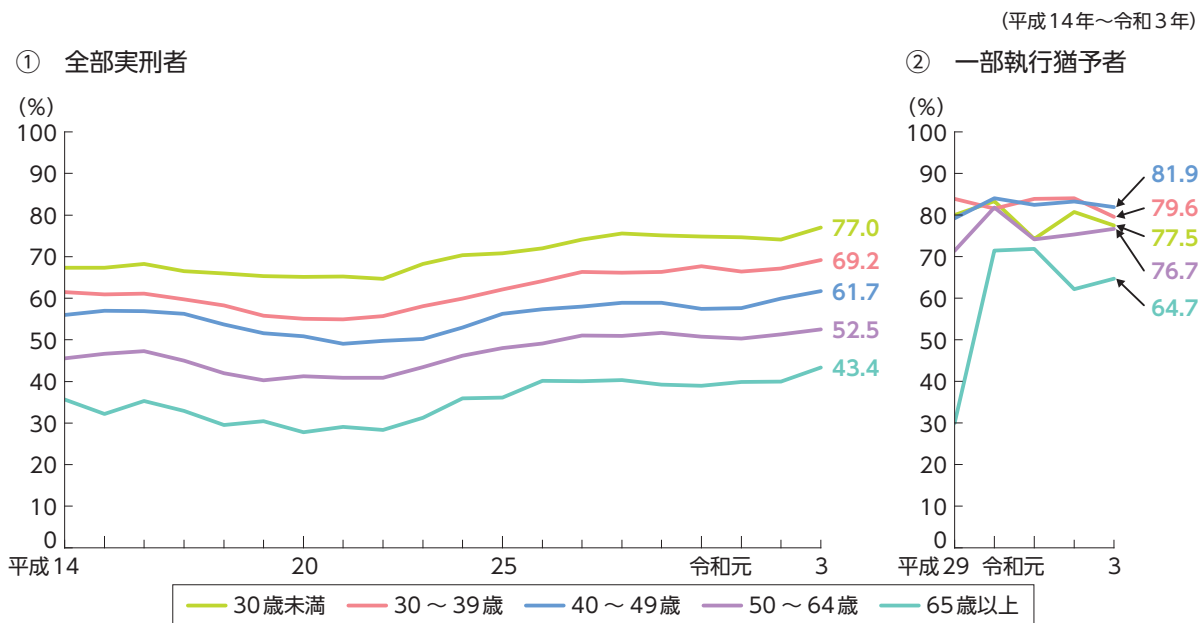
保護観察

この節では、家庭裁判所の決定により保護観察に付された者（保護観察処分少年。ただし、交通短期保護観察の対象者を除く。以下この節において同じ。）、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付された者（少年院仮退院者）、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者について、その動向を概観する。

1 仮釈放率の推移

8-3-4-1図は、出所受刑者（仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了、又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の仮釈放率の推移（最近20年間）を、年齢層別に見たものである。全部実刑者は、年齢層別に見ると、平成14年以降、一貫して年齢層が上がるにつれて、仮釈放率が低くなり、令和3年における65歳以上の者の仮釈放率は43.4%であった。一部執行猶予者は、平成29年以降、一貫して65歳以上の者の仮釈放率が最も低く、令和3年は64.7%であった。

8-3-4-1図 仮釈放率の推移（年齢層別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 出所時の年齢による。
3 「一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

2 保護観察対象者の動向

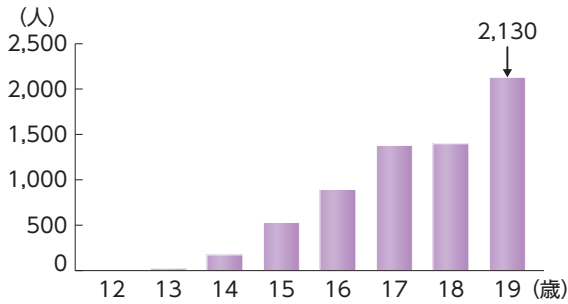
(1) 保護観察開始人員

8-3-4-2図は、令和3年における保護観察開始人員を年齢別に見たものである。保護観察処分少年は、19歳の者が2,130人（32.7%）、少年院仮退院者は、20歳の者が431人（27.6%）と最も多い。仮釈放者を見ると、全部実刑者は、40歳代後半の者が多く、13.1%を占め、一部執行猶予者は、40歳代前半の者が多く、20.9%を占めている。保護観察付全部・一部執行猶予者を見ると、全部執行猶予者は、20歳代前半の者が多く、19.1%を占め、一部執行猶予者は、40歳代前半の者が多く、20.6%を占めている（CD-ROM参照）。

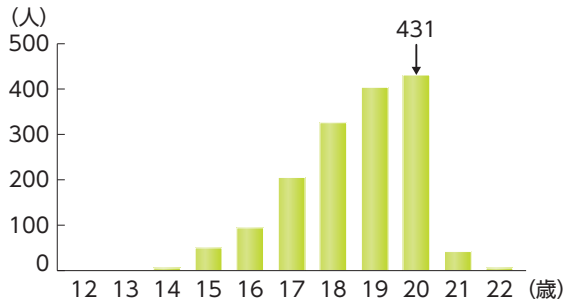
8-3-4-2 図 保護観察開始人員（年齢別）

（令和3年）

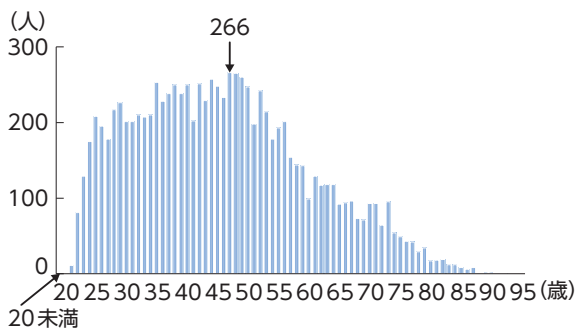
① 保護観察処分少年



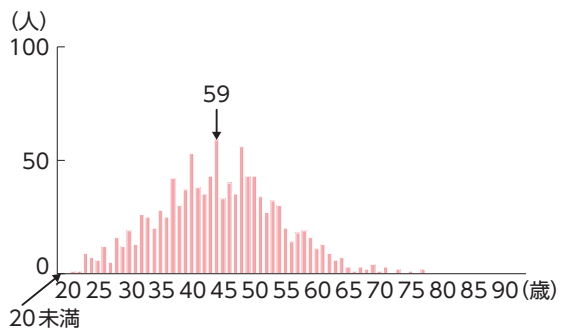
② 少年院仮退院者



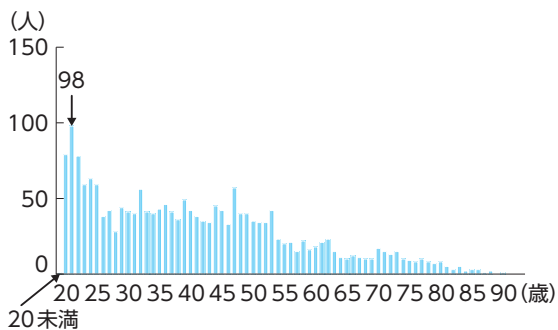
③ 仮釈放者（全部実刑者）



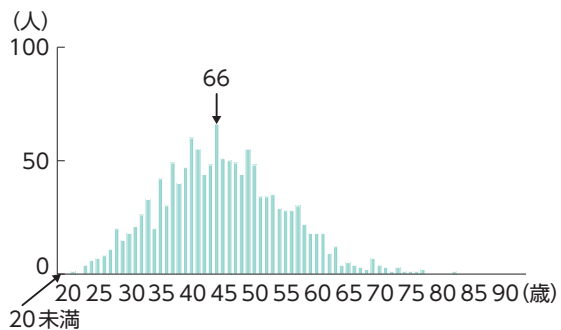
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。

(2) 年齢層の推移

8-3-4-3 図は、保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移（平成14年以降。28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）を見たものである。

保護観察処分少年は、平成14年及び16年から27年までは中間少年が、15年及び28年以降は年長少年の構成比が、それぞれ最も高い。年齢層別に見ると、年少少年の構成比は、25年（26.3%）まで上昇傾向を示した後、低下し続け、令和3年は10.9%であった。中間少年の構成比は、平成20年（42.6%）をピークに、その翌年から低下傾向にあり、令和3年は34.9%であった。年長少年の構成比は、平成24年以降上昇し続け、令和3年は54.2%であった。

少年院仮退院者は、年長少年の構成比が一貫して最も高く、55～77%台と高い水準で推移している。

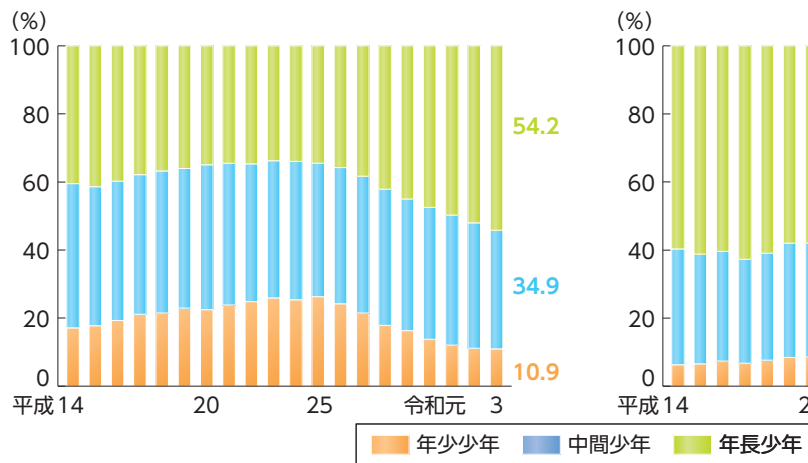
仮釈放者（全部実刑者）は、平成24年までは30歳代の者が、25年から令和2年までは40歳代の者が、3年は50～64歳の者の構成比が、最も高い。30歳代の者の構成比は平成17年から、40歳代の者の構成比は27年から、いずれも低下傾向にある。他方、50～64歳の者の構成比は19年から、65歳以上の者の構成比は15年から、いずれも上昇傾向にあり、令和3年は、それぞれ25.6%、11.6%であった。仮釈放者（一部執行猶予者）は、平成29年は30歳代の者の構成比が、30年以降は40歳代の者の構成比が、それぞれ最も高い。

保護観察付全部執行猶予者は、30歳未満の者の構成比が一貫して最も高く、27～42%台で推移している。65歳以上の者の構成比は、平成23年から上昇傾向にあり、令和3年は10.0%（平成14年の約3.3倍）であった。保護観察付一部執行猶予者は、29年以降、一貫して40歳代の者の構成比が最も高い。

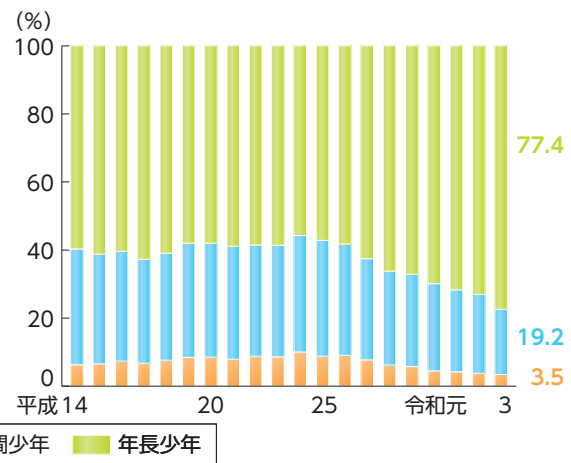
8-3-4-3図 保護観察開始人員の年齢層別構成比の推移

(平成14年～令和3年)

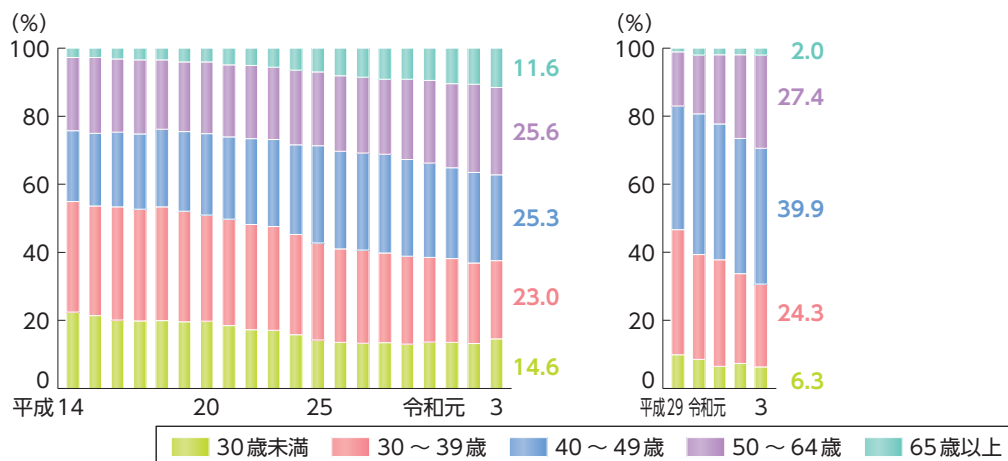
① 保護観察処分少年



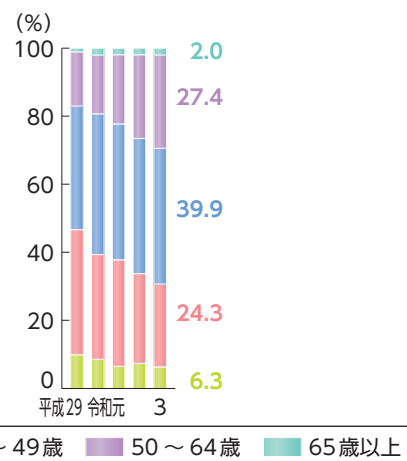
② 少年院仮退院者



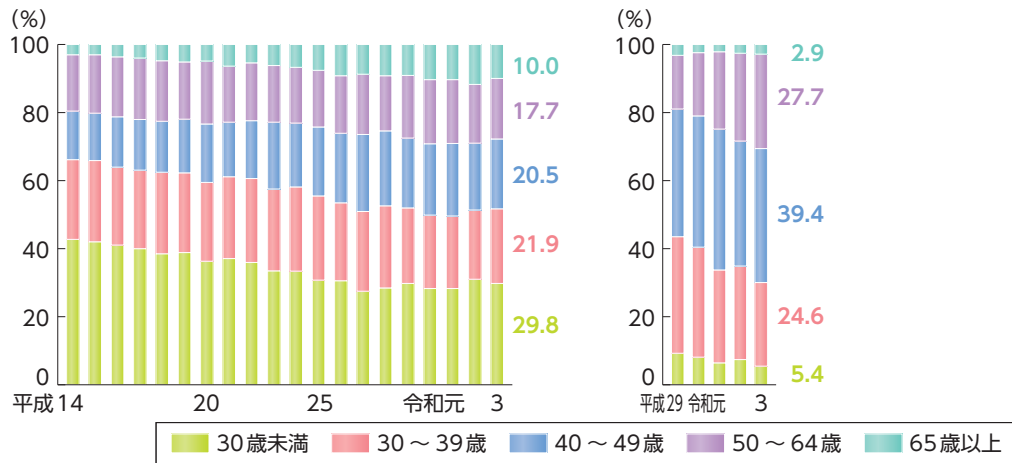
③ 仮釈放者（全部実刑者）



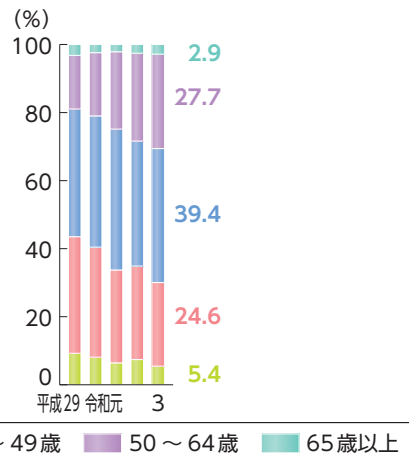
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は20歳以上の者を含む。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。

3 保護観察対象者の特徴

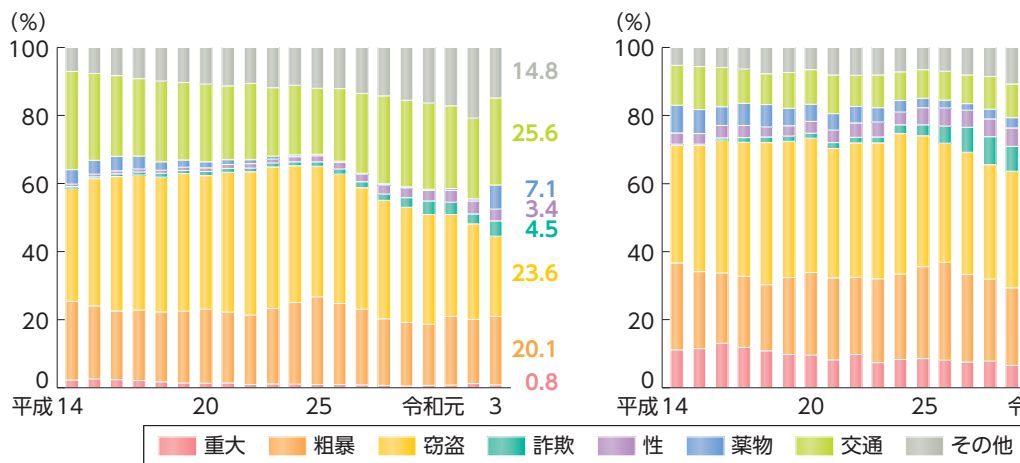
(1) 罪名・非行名

8-3-4-4図は、保護観察開始人員について、犯罪・非行類型別構成比の推移（平成14年以降。28年以降は一部執行猶予者の人員を含む。）を見たものである。保護観察処分少年は、令和2年までは窃盗事犯類型の構成比が、3年は交通事犯類型の構成比が、それぞれ最も高い。少年院仮退院者、仮釈放者（全部実刑者）及び保護観察付全部執行猶予者は、一貫して窃盗事犯類型の構成比が最も高い。他方、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者は、薬物事犯類型の構成比が最も高い（3年は、それぞれ95.0%、95.3%）。

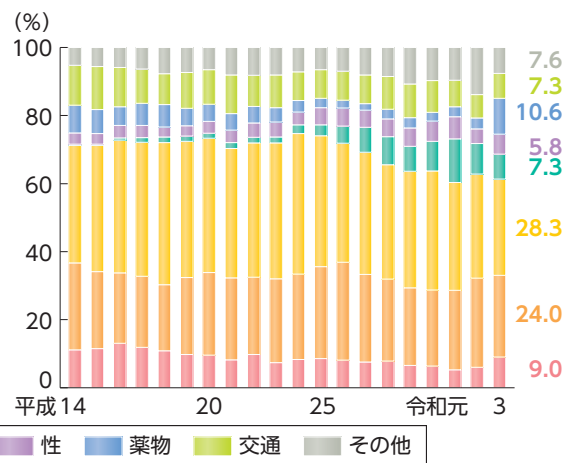
8-3-4-4図 保護観察開始人員の犯罪・非行類型別構成比の推移

(平成14年～令和3年)

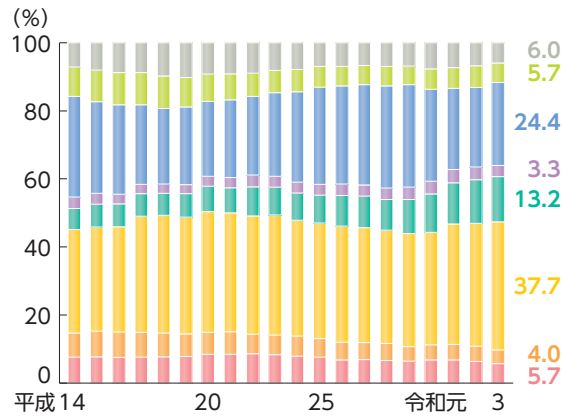
① 保護観察処分少年



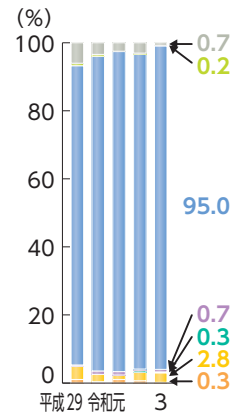
② 少年院仮退院者



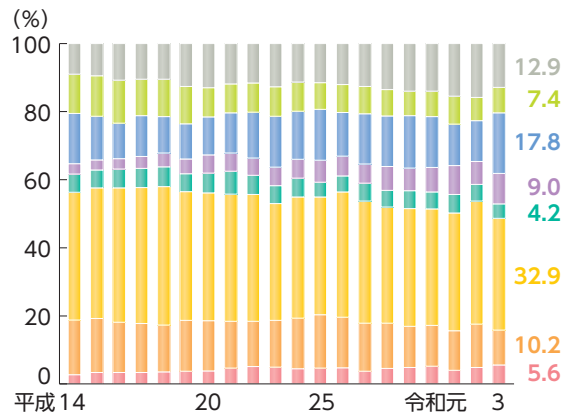
③ 仮釈放者（全部実刑者）



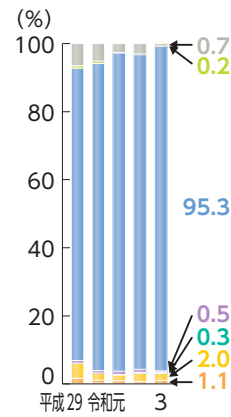
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年はいなかった。
 5 犯罪・非行類型は、8-1-1表の分類による。

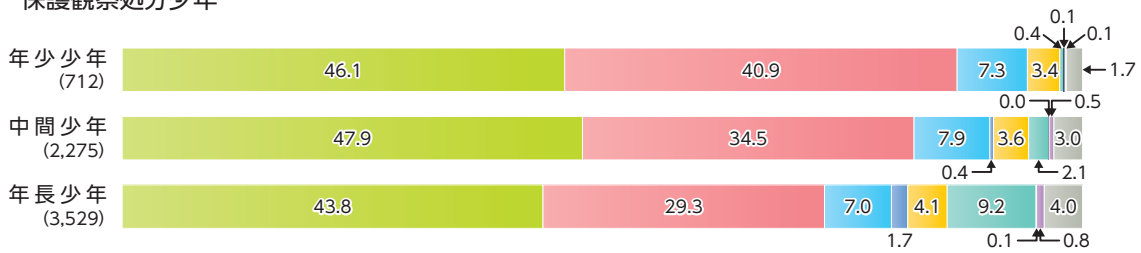
(2) 居住状況

8-3-4-5図は、令和3年における保護観察開始人員について、保護観察開始時の居住状況別構成比を年齢層別に見たものである。保護観察処分少年及び少年院仮退院者は、いずれも年齢層が上がるにつれて、親との同居（「両親と同居」、「母と同居」及び「父と同居」の合計）の構成比が低くなり、年長少年では、それぞれ80.1%、75.9%であった。仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者は、年齢層が上がるにつれて、「更生保護施設」の構成比が高くなっている。65歳以上の者について見ると、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）は約4割が、保護観察付一部執行猶予者は約3割が、「更生保護施設」であるのに対し、保護観察付全部執行猶予者は、「更生保護施設」が3.0%にとどまった。

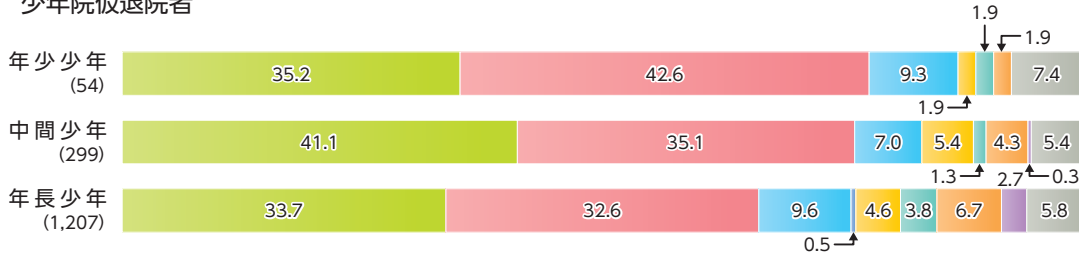
8-3-4-5図 保護観察開始人員の居住状況別構成比（年齢層別）

(令和3年)

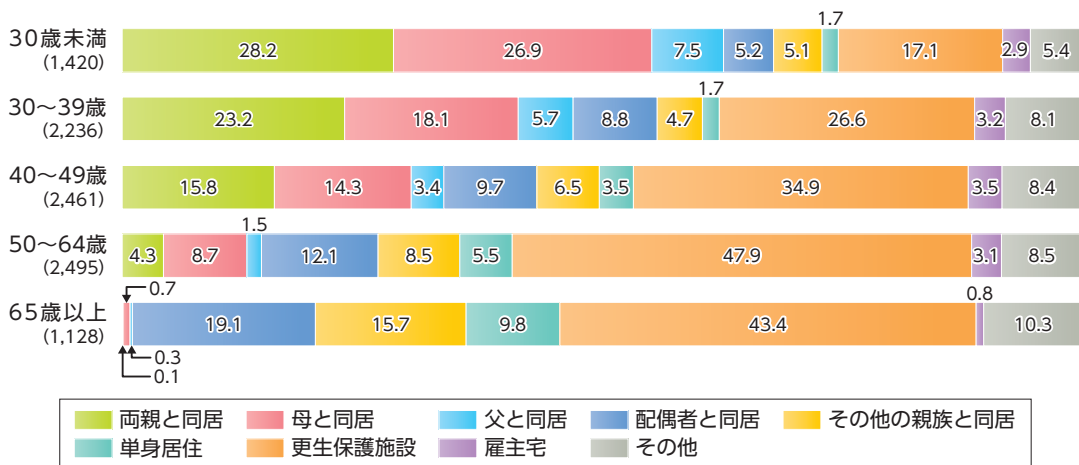
① 保護観察処分少年



② 少年院仮退院者

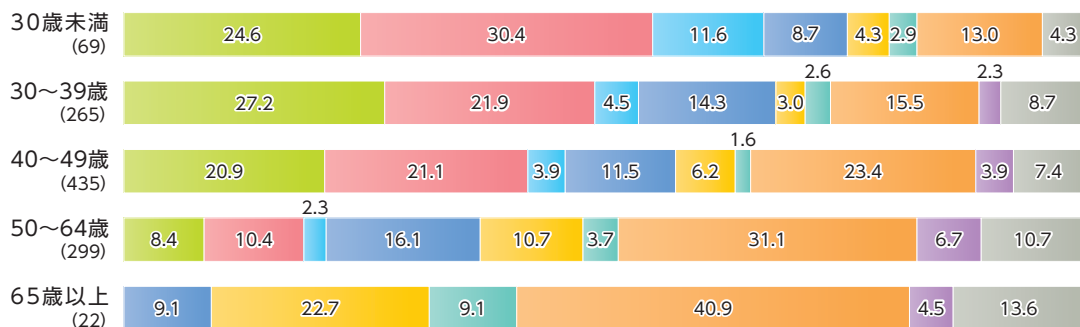


③ 仮釈放者（全部実刑者）

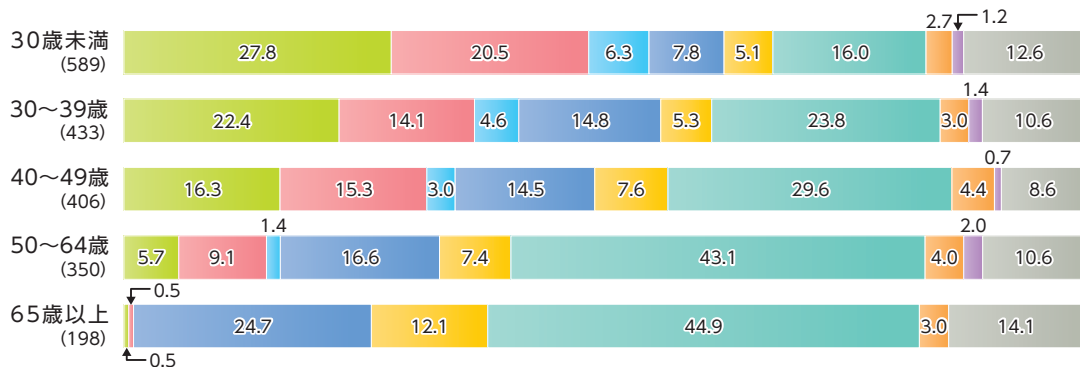


■ 両親と同居
 ■ 母と同居
 ■ 父と同居
 ■ 配偶者と同居
 ■ その他の親族と同居
■ 単身居住
 ■ 更生保護施設
 ■ 雇住宅
 ■ その他

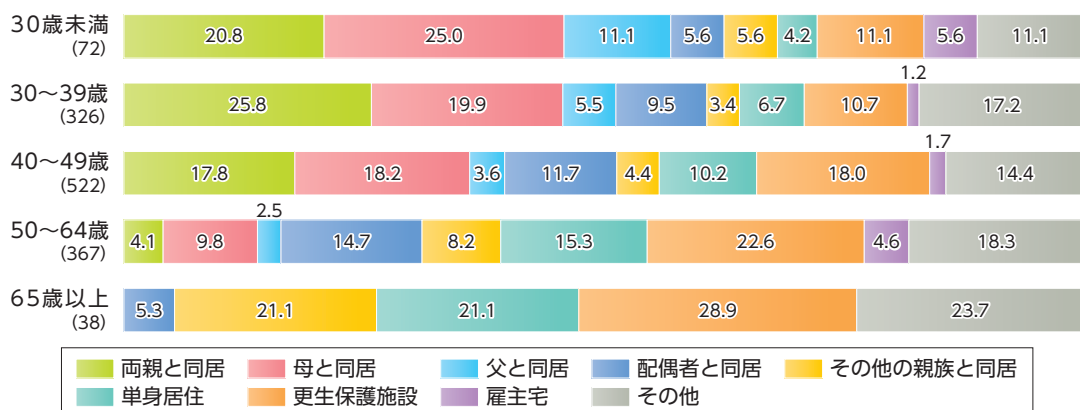
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



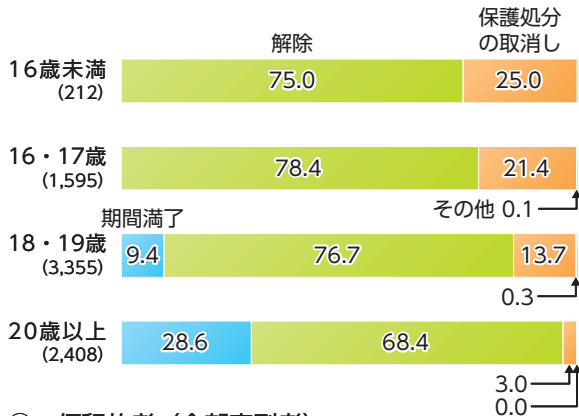
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察に付された日の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は20歳以上の者を含む。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 ()内は、実人員である。

(3) 保護観察終了人員

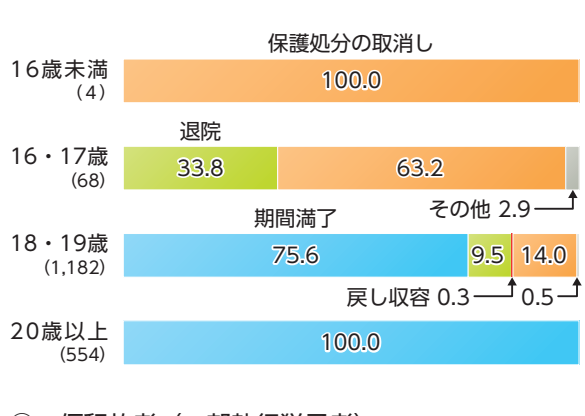
8-3-4-6図は、令和3年における保護観察終了人員について、終了事由（第2編第5章第3節3項及び第3編第2章第5節4項参照）別構成比を年齢層別に見たものである。保護観察処分少年は、いずれの年齢層においても「解除」の構成比が最も高い。少年院仮退院者は、18歳以上では「期間満了」の構成比が最も高く、特に、20歳以上では全員が期間満了で保護観察を終えている。仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者は、いずれの年齢層においても期間満了の構成比が最も高い。

（令和3年）

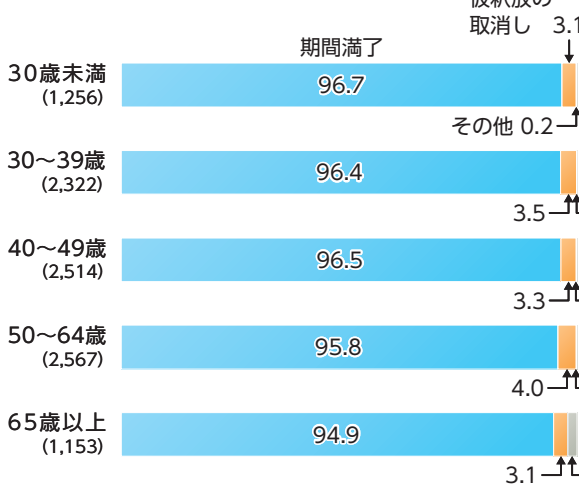
① 保護観察処分少年



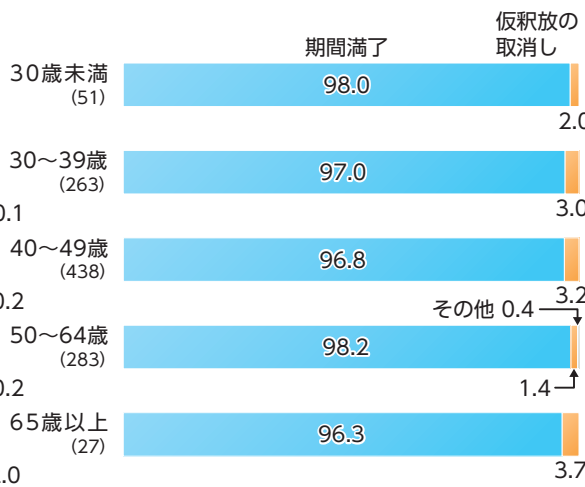
② 少年院仮退院者



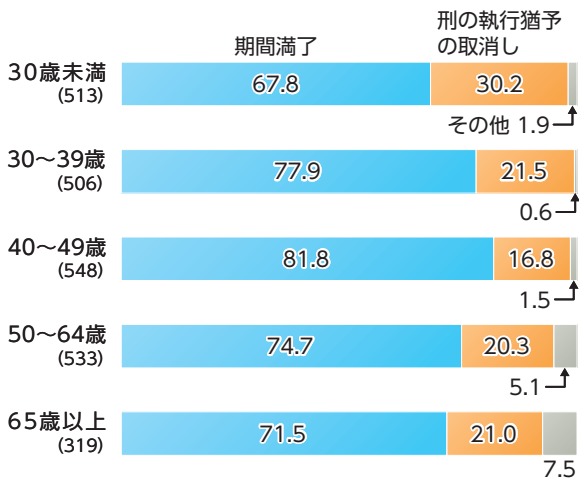
③ 仮釈放者（全部実刑者）



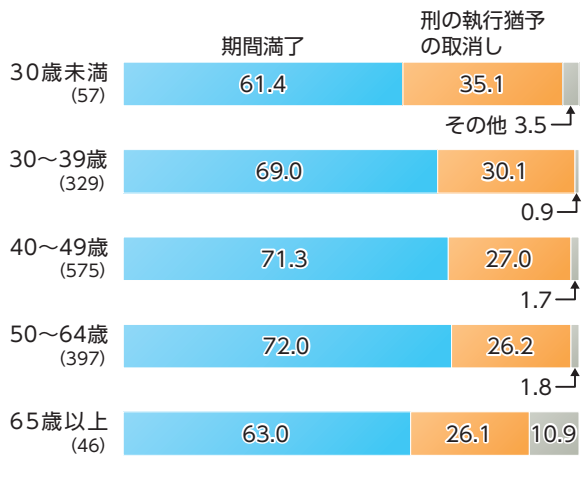
④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



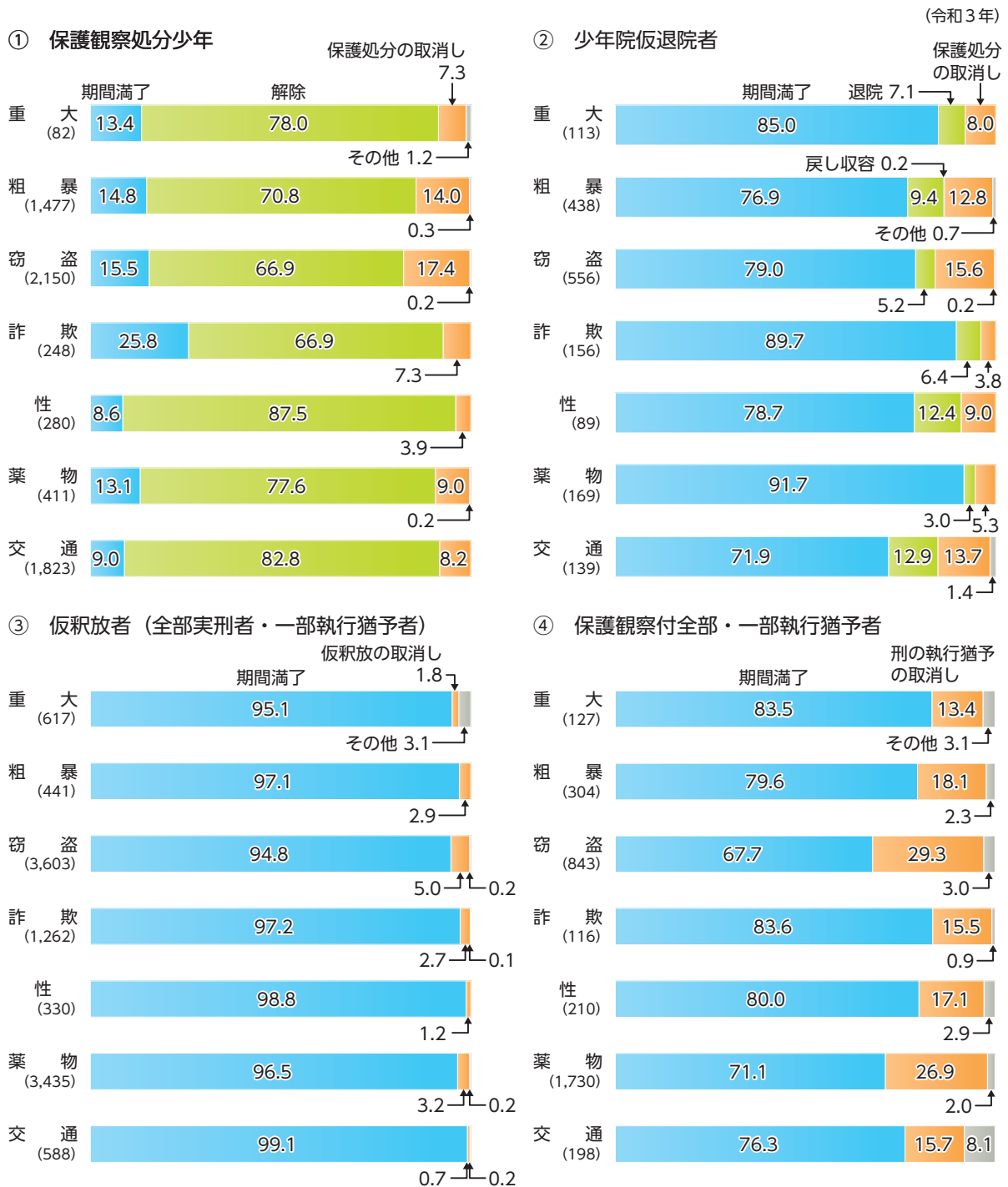
⑥ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 保護観察処分少年及び少年院仮退院者の18・19歳における「期間満了」は、20歳満齢によるものである。
 4 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。
 5 ()内は、実人員である。

8-3-4-7図は、令和3年における保護観察終了人員について、終了事由別構成比を犯罪・非行類型別に見たものである。いずれの犯罪・非行類型においても、保護観察処分少年では「解除」の構成比が、少年院仮退院者、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者では「期間満了」の構成比が、それぞれ最も高い。保護観察付全部・一部執行猶予者において、「刑の執行猶予の取消し」により終了した者の構成比は、窃盗事犯類型（29.3%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（26.9%）の順であった。

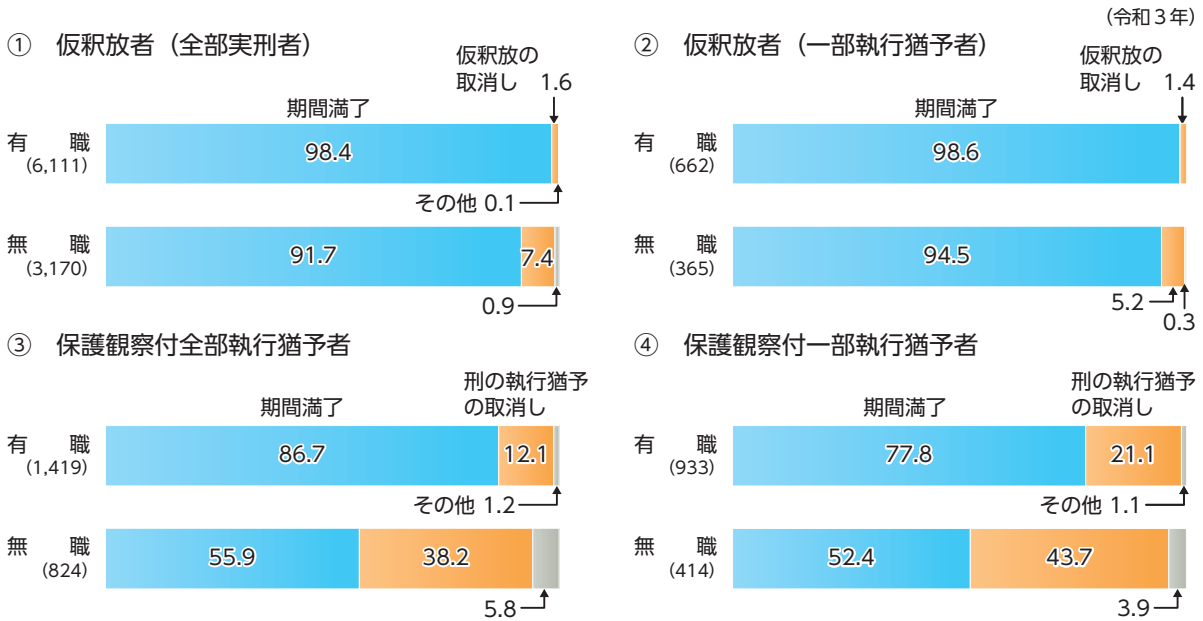
8-3-4-7図 保護観察終了人員の終了事由別構成比（犯罪・非行類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 4 仮釈放者の「その他」は、不定期刑終了、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。
 5 犯罪・非行類型は、8-1-1表の分類による。

8-3-4-8図は、令和3年における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察終了人員について、終了事由別構成比を保護観察終了時の就労状況別に見たものである。仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）は、いずれも保護観察終了時に有職である者の98%以上が期間満了で保護観察を終了しているのに対し、無職である者は、いずれも9割台前半にとどまった。保護観察付全部・一部執行猶予者は、いずれも有職である者と比べて無職である者の刑の執行猶予の取消しの構成比が高く、それぞれ38.2%、43.7%であった。

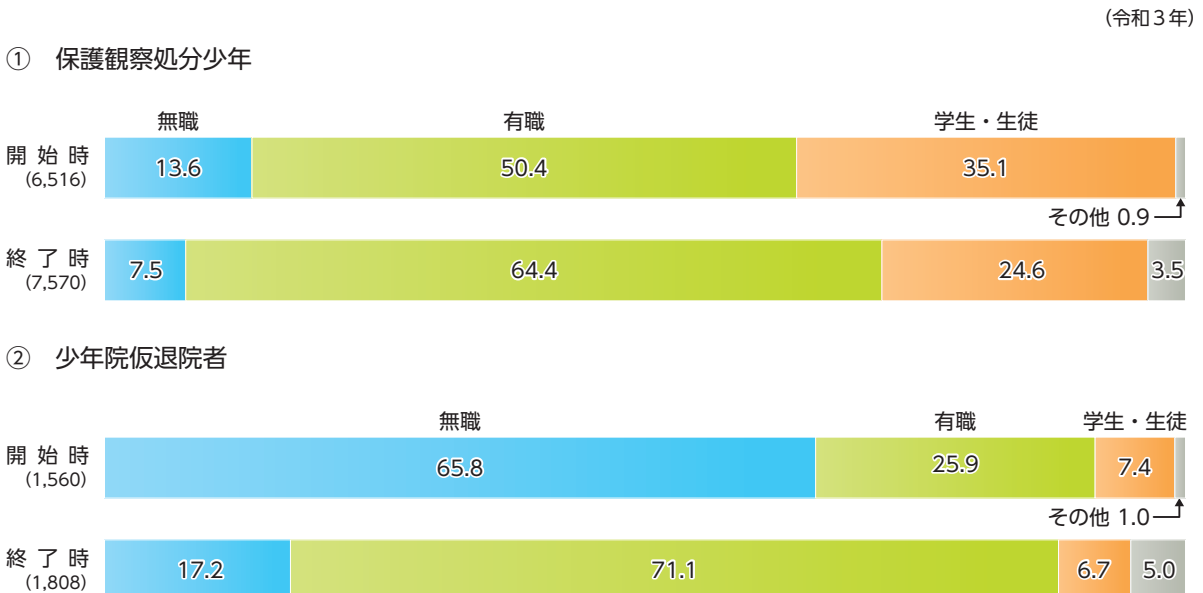
8-3-4-8図 保護観察終了人員の終了事由別構成比（終了時の就労状況別）



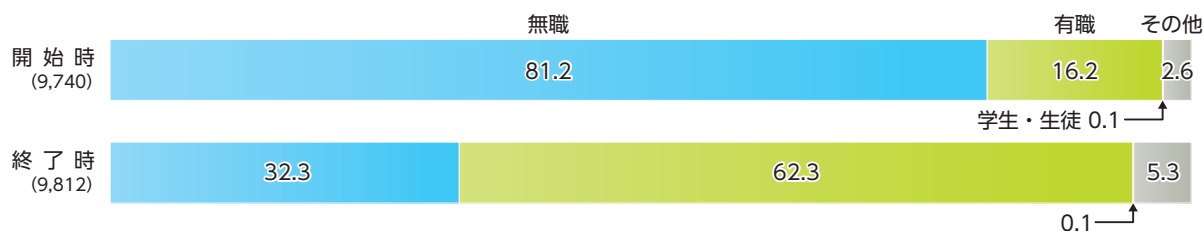
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 就労状況は、保護観察終了時の就労状況により、就労状況が不詳の者を除く。「無職」は、学生・生徒、家事従事者、定収入のある無職者を除く。
 3 「その他」は、死亡等であり、仮釈放者の「その他」は保護観察停止中時効完成を含む。
 4 () 内は、実人員である。

令和3年における保護観察の開始時及び終了時の就学・就労状況を見ると、8-3-4-9図のとおりである。保護観察開始人員と終了人員は、その対象が同一でないことに留意する必要があるが、いずれにおいても、有職であった者の構成比は、開始時よりも終了時の方が高い。

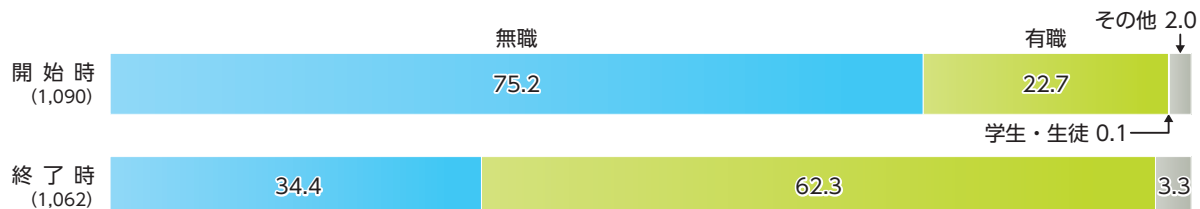
8-3-4-9図 保護観察開始時・終了時の就学・就労状況別構成比



③ 仮釈放者（全部実刑者）



④ 仮釈放者（一部執行猶予者）



⑤ 保護観察付全部執行猶予者



⑥ 保護観察付一部執行猶予者



注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 保護観察処分少年は、交通短期保護観察の対象者を除く。
 3 「その他」は、家事従事者等である。

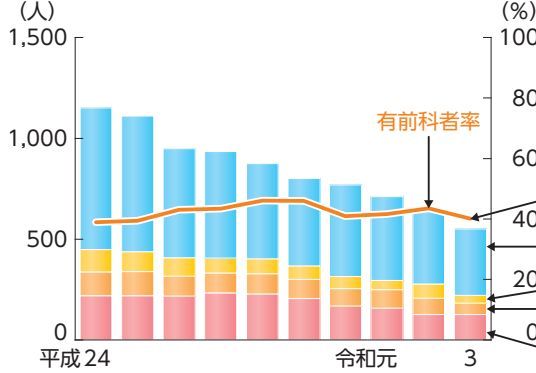
(4) 保護観察開始人員中の有前科者

8-3-4-10図は、平成24年から令和3年までの間に保護観察を開始した仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者について、犯罪類型別に、有前科者（今回の保護観察に係る処分を除き、保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。以下この項において同じ。）と前科のない者を別にして、保護観察開始人員の推移を見るとともに、有前科者率（保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移を見たものである（各犯罪類型における仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）並びに保護観察付全部・一部執行猶予者の総数については、CD-ROM参照）。仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）は、窃盗事犯類型及び薬物事犯類型の有前科者率が一貫して9割を超える高い水準で推移している。一方、重大事犯類型の有前科者率は、仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）ではおおむね4割前後で、保護観察付全部・一部執行猶予者ではおおむね2割前後の水準で推移しており、いずれも犯罪類型別で最も低い。

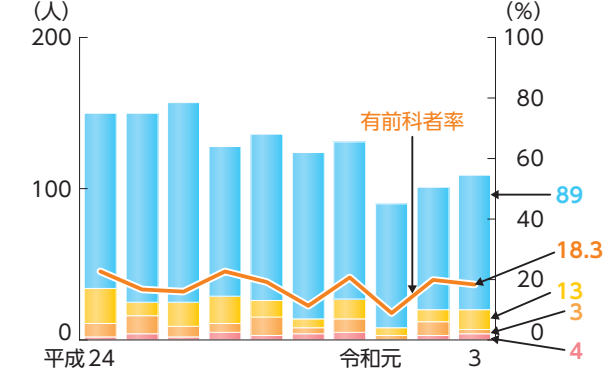
（平成24年～令和3年）

① 重大

ア 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）

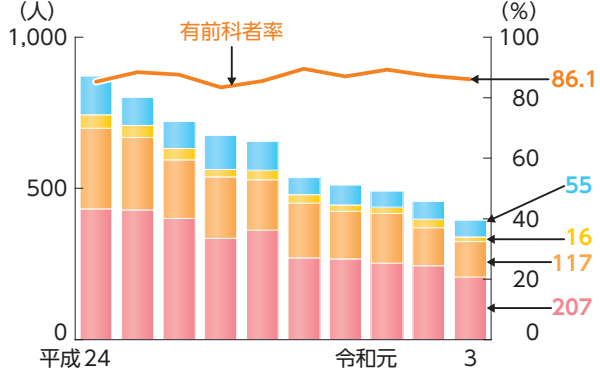


イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

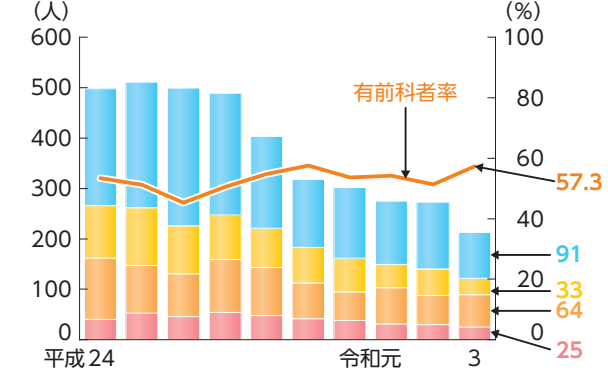


② 粗暴

ア 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）

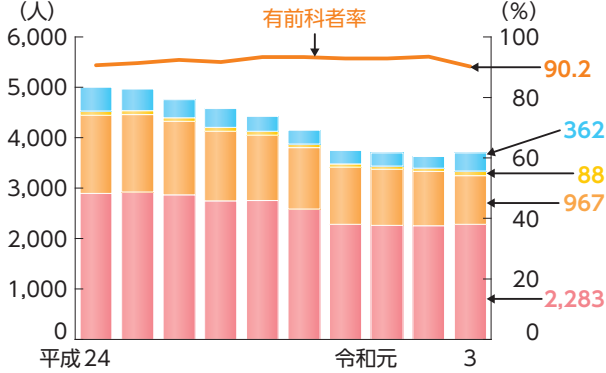


イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

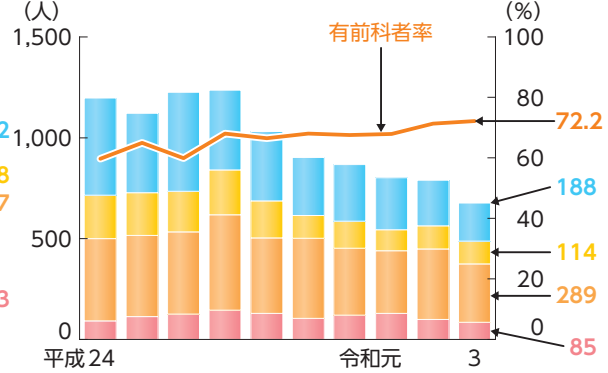


③ 窃盗

ア 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）

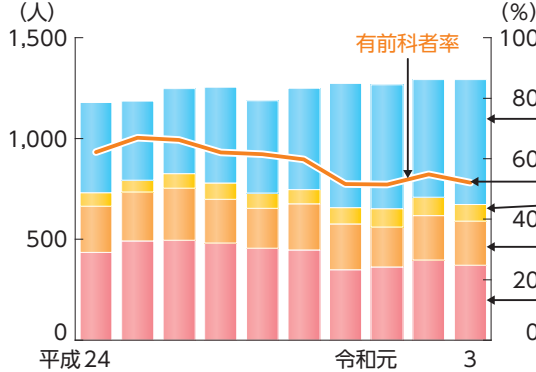


イ 保護観察付全部・一部執行猶予者

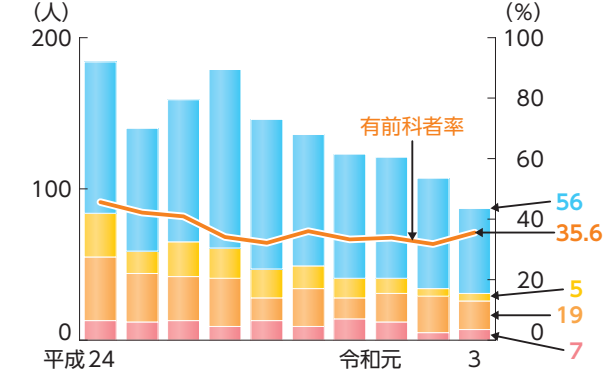


④ 詐欺

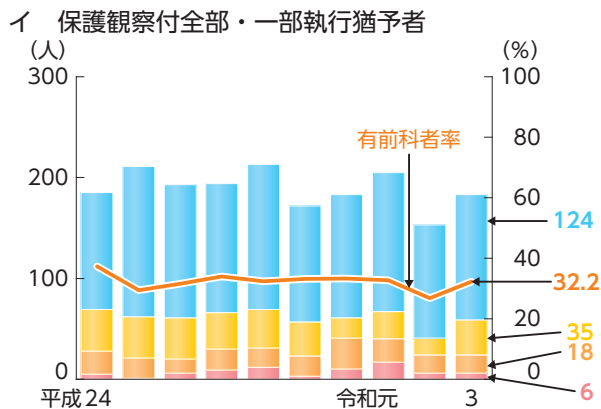
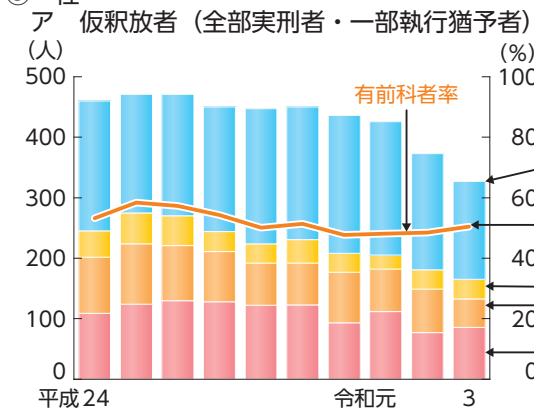
ア 仮釈放者（全部実刑者・一部執行猶予者）



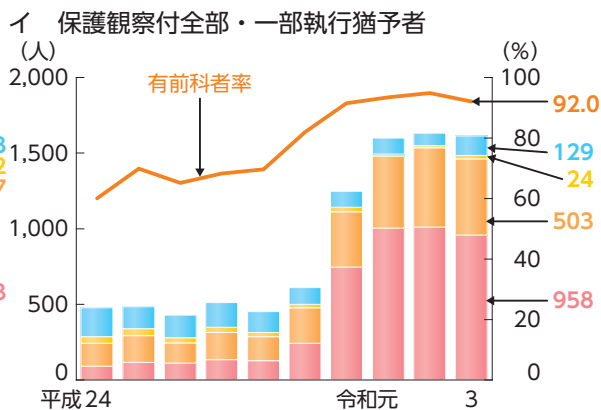
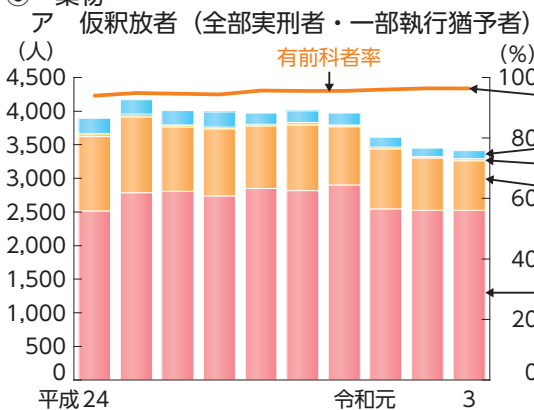
イ 保護観察付全部・一部執行猶予者



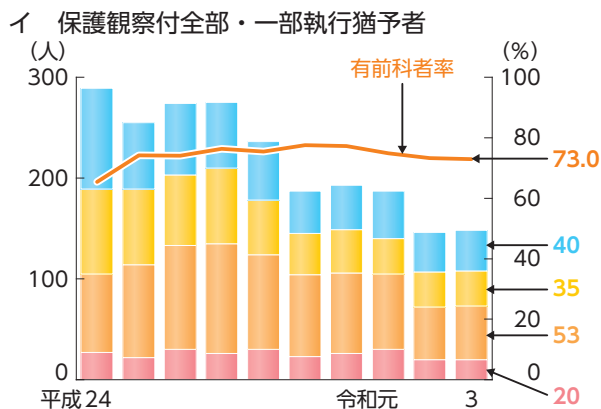
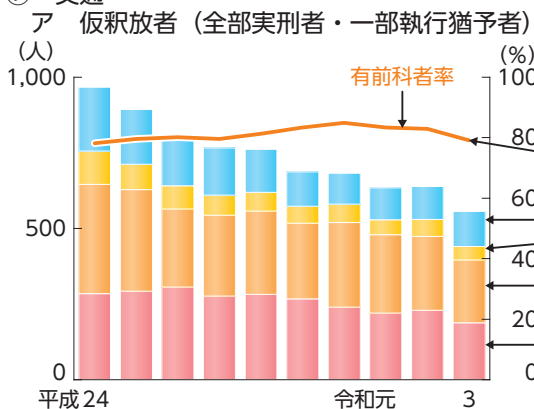
⑤ 性



⑥ 薬物



⑦ 交通



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 法務省大臣官房司法法制部の資料から算出した。
 3 「有前科者」は、今回の保護観察開始前に罰金以上の刑に処せられたことがある者をいう。
 4 「有前科者率」は、保護観察開始人員に占める有前科者の人員の比率をいう。
 5 前科の有無が不詳の者を除く。
 6 複数の前科を有する場合、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科あり」に、懲役・禁錮（全部実刑・一部執行猶予）の前科がなく、かつ懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科がある者は「懲役・禁錮（全部執行猶予）の前科あり」に、罰金の前科のみがある者は「罰金前科あり」に、それぞれ計上している。
 7 犯罪類型は、8-1-1表の分類による。

コラム10 周囲の支援等を受け、対象者の意識に変化が認められた事例

このコラムでは、対象者の意識の変化に着目し、矯正施設職員、保護観察所保護観察官及び関係機関の働き掛けや支援等を経て、今後の生活に対する意識や態度が前向きに変化した事例について、受刑者、刑事施設出所者及び少年院在院者に分けて紹介する。なお、事例の内容は、個人の特定ができないようにする限度で修正を加えている。

(1) 受刑者に対する福祉的支援及び就労支援により、出所後の生活に対する意識に変化が認められた事例

本人（刑事施設出所時30歳代・男性）は、殺人や窃盗等の罪により受刑しており、受刑期間中に間欠性爆発性障害の診断を受け、服薬していた。帰住先も定まらず、出所後も治療継続の必要性が認められたため、刑期満了まで約1年半の段階で、福祉専門官による面接を実施し、特別調整（第2編第4章第3節5項参照）の候補者として選定することを検討したものの、本人は、親族の下への帰住を希望し、特別調整に係る支援を受けることを望まなかったため、同対象者の要件に該当しなかったことから、候補者には選定されなかった。

その後、出所が切迫した時点で、親族の下に帰住することができないこととなり、本人が生活拠点のない遠方の土地への帰住や同地での就労を希望したものの、特別調整の希望まではなかったため、まずは一般的な福祉的支援及び就労支援を開始した。

福祉的支援においては、福祉専門官による面接を継続的に実施したが、面接開始当初は、自身の有する精神障害に対する病識に乏しい面が認められた。そこで、治療の必要性の自覚を促し、円滑な社会復帰につなげるために、精神保健福祉法における矯正施設の長の通報、いわゆる26条通報（矯正施設の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、本人の帰住地、氏名、性別、生年月日及び症状の概要等を本人の帰住地の都道府県知事に通報しなければならない。）を行うこととし、その通報実施に伴う事前面接や支援に関する動機付けを目的とした個別面接等において、自身の精神障害の正しい理解に向け話し合いを繰り返した。

本人は、そうした支援を受ける中で、自身の精神障害を理解し、福祉的支援を受けることに前向きな変化が認められ、当初は消極的であった精神障害者保健福祉手帳（以下このコラムにおいて「障害者手帳」という。）の取得に積極的な姿勢を見せるようになった。また、本人は、福祉専門官との個別面接の中で、釈放日の刑事施設から帰住先への旅程や出所後の生活に関する相談をしたり、居室担当職員（本人が生活している居室において、受刑者の生活上の指導や悩み事の相談など、生活全般について指導・監督を行う刑務官）に対し、障害者手帳の取得・受領が出所までに間に合わないのではないかという不安を口にしたり、出所後の生活に関する詳細な質問をしたりするようになり、出所後の生活を意識し始めている様子が見られた。

その後、福祉専門官と居室担当職員が連携しながら、週1回程度のペースで、事前に本人の質問内容を取りまとめ、福祉専門官が面接するなどして、本人のニーズや意向を把握し、それらを踏まえた綿密な福祉的支援及び協力雇用主による採用面接などの就労支援を継続した結果、出所後の生活への自覚が高まるとともに、不安が軽減し、心情の安定が図られた。出所後の就労についても、住込みで働くことができる就労先に内定を得ることができ、受刑中から行ってきた市役所と連携した障害者手帳の申請支援により、満期出所後、円滑に障害者手帳を受領することができた。

(2) 特別調整を実施し、知的障害のある刑事施設出所者の立ち直りを支援する中で、自立に向けた生活設計や意識に変化が認められた事例

建設作業員をしていた本人（刑事施設出所時40歳代・男性）は、ギャンブル等で所持金を浪費し、金銭欲しさから店舗への侵入盗を行い、実刑判決を受けて受刑した。本人は、親族等とも疎遠であり、適当な帰住先がなかった。また、前刑で仮釈放となり、更生保護施設に入所した際に、同施設の職員の支援で療育手帳を取得していた。そこで、本人を収容している刑事施設と、同刑事施設の所在地を管轄する保護観察所において、知的障害があることなどの本人の特性を踏まえた円滑な社会復帰を図るべく協議を行い、本人の同意を得て、本人を特別調整の対象者として選定した。そして、地域生活定着支援センター（各都道府県が設置し、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者及び少年院在院者について、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、帰住地調整支援等を行う機関。第2編第4章第3節5項参照）に対し、本人が刑事施設を出所した後、これまで長年生活してきたA県で障害福祉サービス等を円滑に受けられるよう調整を依頼した。刑事施設出所後の本人の住居の確保については、A県を管轄する保護観察所において、本人が刑事施設を出所した後、新たな住居が確保されるまでの間の当面の受入れ先として、県内の更生保護施設との調整を行った。これらの事情等を踏まえて、地域生活定着支援センターは、保護観察所、生活保護を所管する福祉事務所、最終的な居住地と想定される地を管轄する指定相談支援事業者、更生保護施設等の担当者との間で、本人の刑事施設出所後の支援方針について協議した。その結果、住居については、更生保護施設に入所後に、障害者向けのグループホームの体験利用を経て、同グループホームへの入所を目指すこととした。就労については、これまで、本人が就労先に適切な自己主張ができずに不利益を受けることがあったことなどから、更生保護施設を退所した後は、当面の間、生活保護を受給しながら、就労移行支援を受け、最終的には、本人の希望を踏まえて、再び建設作業員として働いて経済的に自立することを目指すこと、ギャンブルによる金銭の浪費については、社会福祉協議会が行う金銭管理サービスを受けて対応することなどの支援方針案を決めた。

本人は、刑事施設を満期出所し、保護観察所に更生緊急保護の申出を行って、更生保護施設に入所したものの、地域生活定着支援センター、保護観察所、福祉事務所、指定相談支援事業者、就労移行支援事業所、更生保護施設、グループホーム等の担当者で構成する会議等において、本人は、当初、「刑務所を出所したら、もっと自由にできるものだと思っていた。」と述べた上、「障害者として就労移行支援を受けると、手取りが少なくなる。できるだけ早く故郷を訪ねて、児童福祉施設にいる姪に会いたいので、早くハローワークで仕事を見つけて建設作業員として就労したい。」「早く一人暮らしがしたい。」などと述べ、現実には根ざした生活設計を立てることができずにおり、更なる福祉的な支援を受けることに対して後ろ向きであった。これには、本人の知的な制約等もあると考えられたため、更生保護施設での生活の中で、支援者が、本人の特性を踏まえて話し合いを重ねた結果、本人は、これまでの生活歴を振り返り、今まで自分が計画的に金銭管理することができず、借金を作るなどして金銭に困り、侵入盗を繰り返していたこと、拙速に離職を決め、不利益を受けることがあったことなどを再認識するようになっていった。そして、建設作業員として就労するまでのプロセスを具体化できたことなどから、就労移行支援等を受けて、段階的に経済的自立を目指していくことを決意するに至った。

その後、本人は、更生保護施設に居住しながら、就労移行支援事業所やグループホームの体験利用を重ねることで、今後受けることとなる支援の具体的なイメージを更につかんで

いった。最終的には、グループホーム側に受け入れてもらえることになり、刑事施設出所から約1か月後に同グループホームに転居し、堅実に新たな生活をスタートさせることができた。

(3) 少年院在院者への就労支援により、就労意欲や意識に変化が認められた事例

本人（少年院在院当時18歳・男子）は、幼少期から家庭での虐待や学校でのいじめの被害体験を有し、中学校3年生頃から家出を繰り返していた。中学卒業後は、飲食店や工場でのアルバイト等をしてきたが、仕事に行くのが面倒になったという理由で遊びを優先して仕事を辞めることを繰り返しており、保護者から厳しく指導されるものの、そのような生活態度を改善できず、野宿をするなどして保護者と距離を置き、家出が長期化する中で、食料や生活資金獲得のための万引きに及び、少年院送致となった。

本人は、少年院入院当初、生活環境調整担当の保護観察官との面接では、出院後の生活について、保護者の下を離れ、職場の寮などで生活しながら働きたいという意向を示していたが、保護者の許可が得られないとして、実家から通える範囲での職場を探すこととなった。

少年院の法務教官は、在院中に本人の能力に適した就職先を決定して、円滑に社会内処遇に移行させることを目指し、本人の意思を尊重して就労支援対象者に選定し、求人情報の提供をハローワークに依頼するとともに、就労支援スタッフ（第2編第4章第3節4項参照）による面接を開始した。しかし、本人は、内心では、親元を離れて仕事をしたいという気持ちを持ち続けており、自立することばかりに目が向きがちで、就労希望先の選定が難航した。また、保護観察所からの助言により、更生保護就労支援事業の利用も提案したが、本人は、「面倒だし、利用方法もよく分からない。」と言って、消極的な態度を示し、利用には至らなかった。

そうした中、本人は、実母が断固として引受けを主張したこともあり、保護者の下への帰住にはほぼ同意し、一旦はそのとおりに決まったが、本人の個別担任（コラム2参照）の法務教官から、「出院後の進路も定まらない現状のまま保護者の下に帰住しても、本人が保護者の過干渉を避けて自宅から出奔し、再非行に至る可能性が高い。」との意見が出された。それを受けて、就労支援スタッフとの面接の中で、基本的なキャリア教育を実施し、自身の職業に対する興味や志向性についての理解を深めさせたり、履歴書の書き方やハローワークの活用方法等を指導したりした。面接では、当初、「本当は動物と関わる仕事がしたかった。」「提示されているハローワーク求人票以外に運輸関係を追加してほしい。」と述べる一方で、給与以外の労働条件に興味がない様子で、働く自覚と意欲に乏しい面が見られたものの、継続的な面接や指導を経る中で、過去の職場で厳しいノルマを達成して先輩から褒められたことなどを振り返って自分の長所に目を向けたり、採用面接に関する具体的な事柄について自ら質問をして対策を立てたりするようになるなど、徐々に、就職活動に対する意欲を高めている様子が見られるようになった。

その後も、少年院では、本人が出院後に直面することが想定される課題等に対して必要な対応や支援をきめ細かく継続した。最終的には、本人が主体的にハローワークの求人情報から食品加工と小売を手がける会社を就労希望先として選択し、「就労できたら、貯金して独立したい。」と述べるなど、就労への意欲を見せるとともに、自立に向け、計画的に行動しようとする態度の変化も認められるようになった。その後、少年院において採用面接が実施され、就労を希望していた会社の内定を得ることができた。

第1節 調査の概要

法務総合研究所では、犯罪者・非行少年の特性を明らかにするため、平成2年から生活意識や価値観等に関する調査を定期的実施してきた。通算5回目となる今回の特別調査は、前回までの調査における非行少年及び若年犯罪者の生活意識や価値観からの変化を把握するだけでなく、犯罪者・非行少年の特性をより多角的に分析するために、調査対象者の年齢層を限定せず、また、社会内処遇を受けている者（保護観察を受けている犯罪者及び非行少年）まで調査対象を拡大し、年齢層の違いによる比較（本章第2節参照）、犯罪・非行類型の違いによる比較（本章第3節参照）、犯罪・非行の進捗の違いによる比較（本章第4節参照）、前回までの調査との比較（本章第5節参照）を通じて、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識、犯罪・非行に対する意識を分析し、犯罪・非行に至った原因や改善更生のためのニーズ等を明らかにすることなどを目的として、それらの者の生活意識と価値観を調査したものである。

1 調査の対象者

今回の生活意識と価値観の調査対象者は、以下のとおりであり、**8-4-1-1表**は、調査対象者の属性等を示したものである。

(1) 刑事施設入所者

令和3年1月1日から同月29日までの間に全国の拘置所（一部の拘置支所を含む。）において刑が確定し、新たに刑執行開始時調査を実施した者（処遇施設を確定するに足りる処遇指標を仮に判定するために必要な調査を行い、処遇施設へ移送する対象となった者を含む。）857人のうち、調査協力に同意した者595人（回収率69.4%）とした。性別は、男性539人、女性49人、不詳（性別に関する質問に対する選択肢は「男」、「女」及び「答えたくない」であり、「答えたくない」と回答した者及び同質問に無回答であった者を「不詳」とした。性別についての「不詳」につき、以下この章において同じ。）7人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体44.7歳、男性44.5歳、女性46.6歳であった。

(2) 保護観察対象者

令和3年1月1日から同月29日までの間に、全国の保護観察所において、新たに保護観察を開始した者1,437人（保護観察処分少年（交通短期保護観察を含む。）、少年院仮退院者、仮釈放者及び保護観察付全部・一部執行猶予者）のうち、調査協力に同意した者640人（回収率44.5%）とした。調査時年齢が20歳以上の者は388人であったところ、その性別は、男性335人、女性49人、不詳4人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体43.2歳、男性42.9歳、女性45.4歳であった。また、調査時、年齢が20歳未満の者は252人であったところ、その性別は、男子209人、女子39人、不詳4人であり、平均年齢（不詳の者を除く。）は、全体17.9歳、男子17.8歳、女子18.0歳であった。

(3) 少年鑑別所入所者

令和3年1月1日から同月29日までの間に、全国の少年鑑別所に観護措置により入所した少年

(観護令状により入所し、同期間に事件が家庭裁判所に受理された者を含む。) 219人のうち、調査協力に同意した者184人(回収率84.0%)とした。性別は、男子164人、女子16人、不詳4人であり、平均年齢(不詳の者を除く。)は、全体17.2歳、男子17.3歳、女子16.4歳であった。

8-4-1-1表 調査対象者の属性等

① 属性等

| 属性等 | 総数 [1,419] | 犯罪者 | | 非行少年 | |
|-------------|---------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 刑事施設入所者 [595] | 保護観察対象者 [388] | 少年鑑別所入所者 [184] | 保護観察対象者 [252] |
| 性別 | | | | | |
| 男性(男子) | 1,247 (89.1) | 539 (91.7) | 335 (87.2) | 164 (91.1) | 209 (84.3) |
| 女性(女子) | 153 (10.9) | 49 (8.3) | 49 (12.8) | 16 (8.9) | 39 (15.7) |
| 年齢層 | | | | | |
| 年少少年 | 42 (3.0) | … | … | 24 (13.3) | 18 (7.5) |
| 中間少年 | 127 (9.2) | … | … | 66 (36.7) | 61 (25.3) |
| 年長少年 | 252 (18.2) | … | … | 90 (50.0) | 162 (67.2) |
| 20～29歳 | 165 (11.9) | 87 (14.9) | 78 (20.5) | … | … |
| 30～39歳 | 218 (15.7) | 136 (23.3) | 82 (21.6) | … | … |
| 40～49歳 | 258 (18.6) | 160 (27.4) | 98 (25.8) | … | … |
| 50～64歳 | 238 (17.2) | 146 (25.0) | 92 (24.2) | … | … |
| 65歳以上 | 85 (6.1) | 55 (9.4) | 30 (7.9) | … | … |
| 刑事施設への入所度数 | | | | | |
| なし | 81 (8.2) | … | 81 (20.9) | … | … |
| 初入者 | 421 (42.9) | 249 (41.8) | 172 (44.4) | … | … |
| 再入者 | 480 (48.9) | 346 (58.2) | 134 (34.6) | … | … |
| 保護処分歴 | | | | | |
| なし | 1,009 (72.5) | 455 (76.6) | 262 (69.7) | 108 (59.0) | 184 (77.3) |
| 児童自立支援施設等送致 | 12 (0.9) | 3 (0.5) | 3 (0.8) | 4 (2.2) | 2 (0.8) |
| 保護観察 | 189 (13.6) | 62 (10.4) | 38 (10.1) | 54 (29.5) | 35 (14.7) |
| 少年院送致 | 181 (13.0) | 74 (12.5) | 73 (19.4) | 17 (9.3) | 17 (7.1) |

② 犯罪・非行類型

| 犯罪・非行類型 | 総数 [1,419] | 犯罪者 | | 非行少年 | |
|---------|---------------|------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | 刑事施設入所者 [595] | 保護観察対象者 [388] | 少年鑑別所入所者 [184] | 保護観察対象者 [252] |
| 重 | 83 (100.0) | 37 (44.6) | 27 (32.5) | 15 (18.1) | 4 (4.8) |
| 粗 | 110 (100.0) | 31 (28.2) | 17 (15.5) | 35 (31.8) | 27 (24.5) |
| 窃 | 415 (100.0) | 190 (45.8) | 143 (34.5) | 44 (10.6) | 38 (9.2) |
| 詐 | 117 (100.0) | 56 (47.9) | 42 (35.9) | 11 (9.4) | 8 (6.8) |
| 性 | 56 (100.0) | 17 (30.4) | 21 (37.5) | 11 (19.6) | 7 (12.5) |
| 薬 | 256 (100.0) | 177 (69.1) | 72 (28.1) | 2 (0.8) | 5 (2.0) |
| 交 | 199 (100.0) | 28 (14.1) | 22 (11.1) | 27 (13.6) | 122 (61.3) |
| その | 177 (100.0) | 59 (33.3) | 41 (23.2) | 37 (20.9) | 40 (22.6) |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ①は、各属性等が不詳の者、②は、犯罪・非行類型が不詳の者を除く。ただし、[]内の人員にはそれぞれ不詳の者を含む。
 3 「年齢層」は、調査時の年齢による。ただし、「年少少年」は、14歳未満の者を含む。
 4 「刑事施設への入所度数」は、今回入所を含む。
 5 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
 6 複数の保護処分歴を有する場合、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち保護観察歴がある者は「保護観察」に、児童自立支援施設等送致歴のみがある者は「児童自立支援施設等送致」に計上している。ただし、刑事施設入所者及び少年鑑別所入所者は、少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
 7 複数の罪名又は非行名を有する場合は、法定刑の最も重いもの(ぐ犯については、最も法定刑の軽いものとして扱う。)により各犯罪・非行類型に分類している。
 8 「犯罪・非行類型」は、8-1-1表による。
 9 []内は、実人員であり、()内は、①は、総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比、②は、犯罪・非行類型別の人員における構成比である。

2 調査の概要

今回の特別調査に使用した調査票は、法務総合研究所が、平成2年、10年、17年及び23年に非行少年及び若年犯罪者を対象に実施した調査の質問項目をベースに、居住状況や就労状況等の質問事項を新たに追加した合計39の質問から成る自記式の質問紙（「生活意識と価値観に関する調査」）である。調査は、調査対象者の協力意思を確認後、無記名で実施し、別途、調査対象者の罪名・非行名、刑事施設への入所回数・保護処分歴等の基本的情報を前記各施設の職員の回答により確認した。

本章第2節では、年齢層の違いによる比較をするため、調査対象者を年少少年、中間少年、年長少年、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～64歳及び65歳以上の年齢層に分けて比較を行った。本章第3節では、犯罪・非行類型の違いによる比較をするため、法務総合研究所において類型化した重大事犯類型、粗暴犯類型、窃盗事犯類型、詐欺事犯類型、性犯類型、薬物事犯類型及び交通事犯類型で比較を行った（8-1-1表参照）。本章第4節では、犯罪・非行の進度の違いによる比較をするため、初入者・再入者及び保護処分歴の有無別で比較を行った。本章第5節では、調査対象者や質問項目等に相違があるため、全ての項目についてはないものの、前記のこれまでに実施した調査の結果と今回の調査の結果の比較を行った。

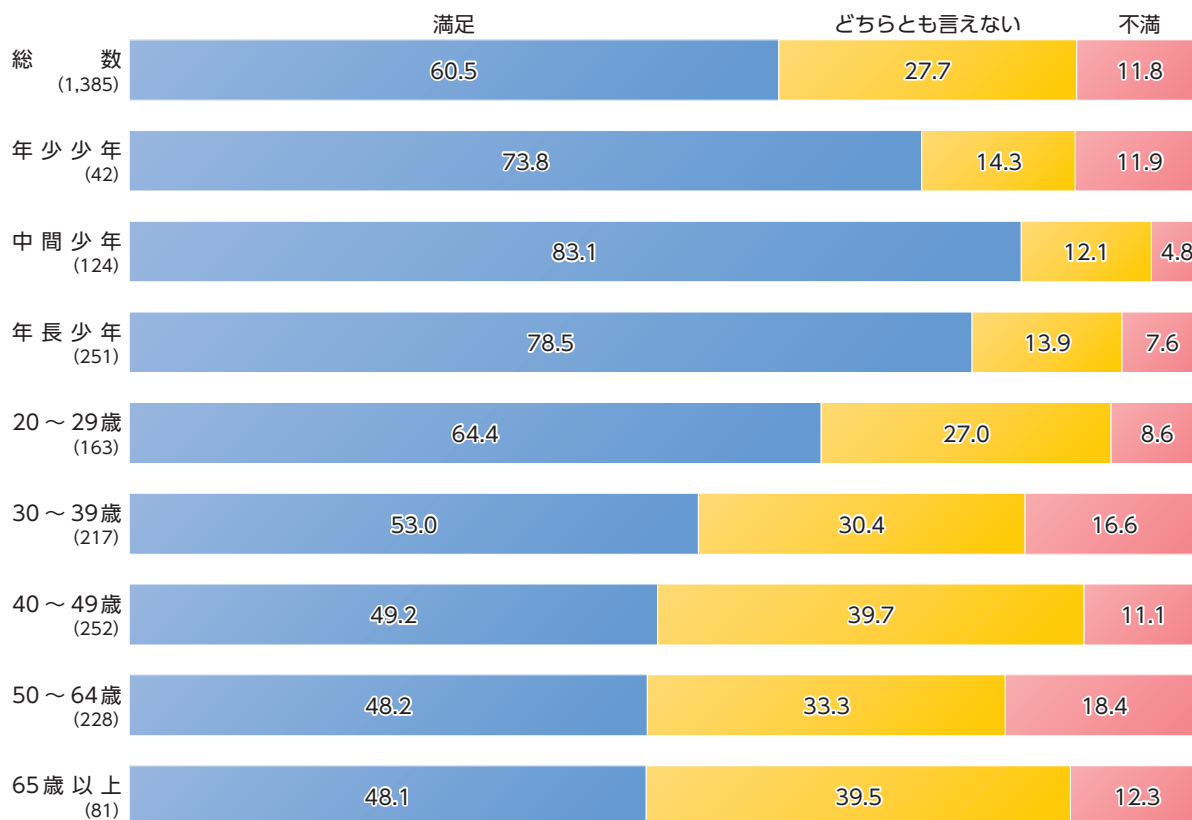
第2節 年齢層の違いによる比較

この節では、今回の調査の結果のうち、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識について、対象者の年齢層の違いによる比較を行う。

1 周囲の環境に対する意識

家庭生活に対する満足度を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-1図のとおりである。対象者全体では、「満足」（「満足」及び「やや満足」の合計。以下この章において同じ。）の構成比が60.5%であったが、若年層の満足度が高い傾向が見られ、中間少年（83.1%）が最も高く、65歳以上の者（48.1%）が最も低かった。「不満」（「不満」及び「やや不満」の合計。以下この章において同じ。）の構成比は、50～64歳の者（18.4%）が最も高く、次いで、30歳代の者（16.6%）、65歳以上の者（12.3%）の順であった。

8-4-2-1 図 全対象者 家庭生活に対する満足度（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 () 内は、実人員である。

家庭生活を「不満」とする者の主要な理由（*1）についての該当率（重複計上による。以下この章において同じ。）を見ると、対象者全体では、「家庭に収入が少ない」（39.9%）が最も高く、次いで、「親が自分を理解してくれない」（22.1%）、「家庭内に争いごとがある」（20.9%）の順であった。年齢層別に見ると、「家庭に収入が少ない」の該当率は、30歳以上の年齢層において高い傾向が見られた一方、「親が自分を理解してくれない」及び「家庭内に争いごとがある」の該当率は、20歳代以下の年齢層において高い傾向が見られた。

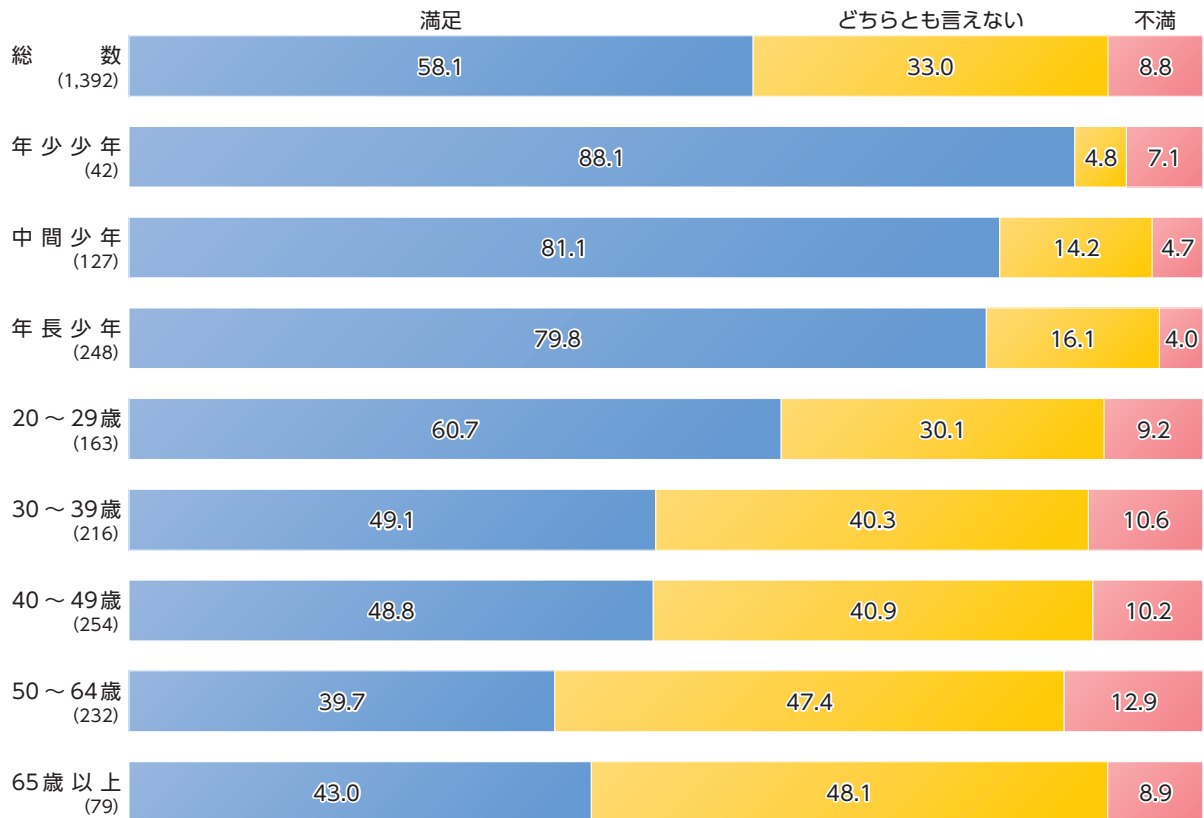
*1 次の選択肢から不満の理由を複数回答させた。

「家庭に収入が少ない」、「家庭内に争いごとがある」、「親の愛情が足りない」、「親が自分を理解してくれない」、「配偶者（内縁関係、事実婚のパートナーを含む。以下この章において同じ。）の愛情が足りない」、「配偶者が自分を理解してくれない」、「子供（内縁関係、事実婚のパートナーの子供を含む。以下この章において同じ。）がなつかない」、「子供がいうことを聞かない」、「同居者との関係がよくない」、「家族と同居したい」、「兄弟姉妹と気が合わない」、「家の周囲の環境が悪い」、「家が狭すぎる」、「ただなんとなく」及び「その他」

友人関係に対する満足度を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-2図のとおりである。対象者全体では、「満足」の構成比が58.1%であったが、若年層の満足度が高い傾向が見られ、年少少年（88.1%）が最も高かった。「不満」の構成比は、50～64歳の者（12.9%）が最も高く、次いで、30歳代の者（10.6%）、40歳代の者（10.2%）の順であった。

8-4-2-2 図

全対象者 友人関係に対する満足度（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 友人関係に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 () 内は、実人員である。

友人関係を「不満」とする者の主要な理由（* 2）についての該当率を見ると、対象者全体では、「気の合う友達がない」（61.8%）が最も高く、次いで、「お互いに心を打ち明けあうことができない」（44.7%）、「好きでもないのにつき合わなければならない」（18.7%）の順であった。少年と20歳以上の者を比べると、少年の該当率は、いずれの項目においても20歳以上の者より低かった。

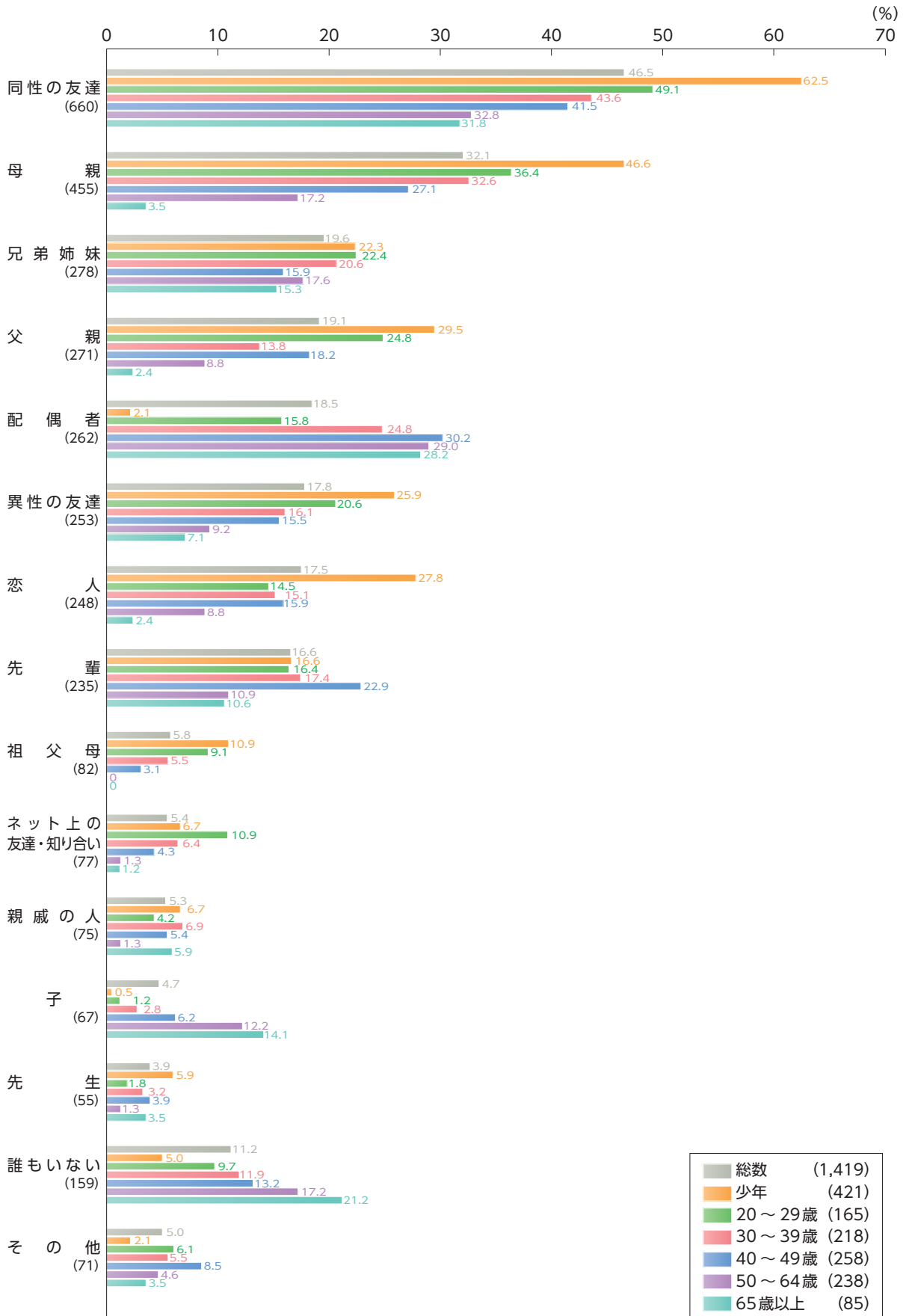
* 2 次の選択肢から不満の理由を複数回答させた。

「気の合う友達がない」、「お互いに心を打ち明けあうことができない」、「自分よりも他の人と仲良くする」、「仲間はずれにされる」、「自分のすることに口出ししてくる」、「グループの中のまとまりが悪い」、「自分のことを分かってくれない」、「自分のいうことが通らない」、「つき合っても張り合いがなく自分が向上しない」、「自分に冷たい」、「好きでもないのにつき合わなければならない」及び「その他」

対象者が日常的に接している家族や友達等を含む周囲の人々をどのように評価しているかなど周囲の人々との関係を見るため、「悩みを打ち明けられる人」の該当率を年齢層別に見ると、8-4-2-3 図のとおりである。対象者全体では、同性の友達（46.5%）の該当率が最も高く、次いで、母親（32.1%）、兄弟姉妹（19.6%）の順であった。各項目につき、少年と20歳以上の者を比べると、少年は、「配偶者」、「子」、「誰もいない」及び「その他」以外の項目の該当率が、20歳以上の者よりも高かった。また、「誰もいない」の該当率を見ると、年長少年が最も低く（4.0%）、65歳以上の者（21.2%）が最も高かった（CD-ROM参照）。

8-4-2-3 図

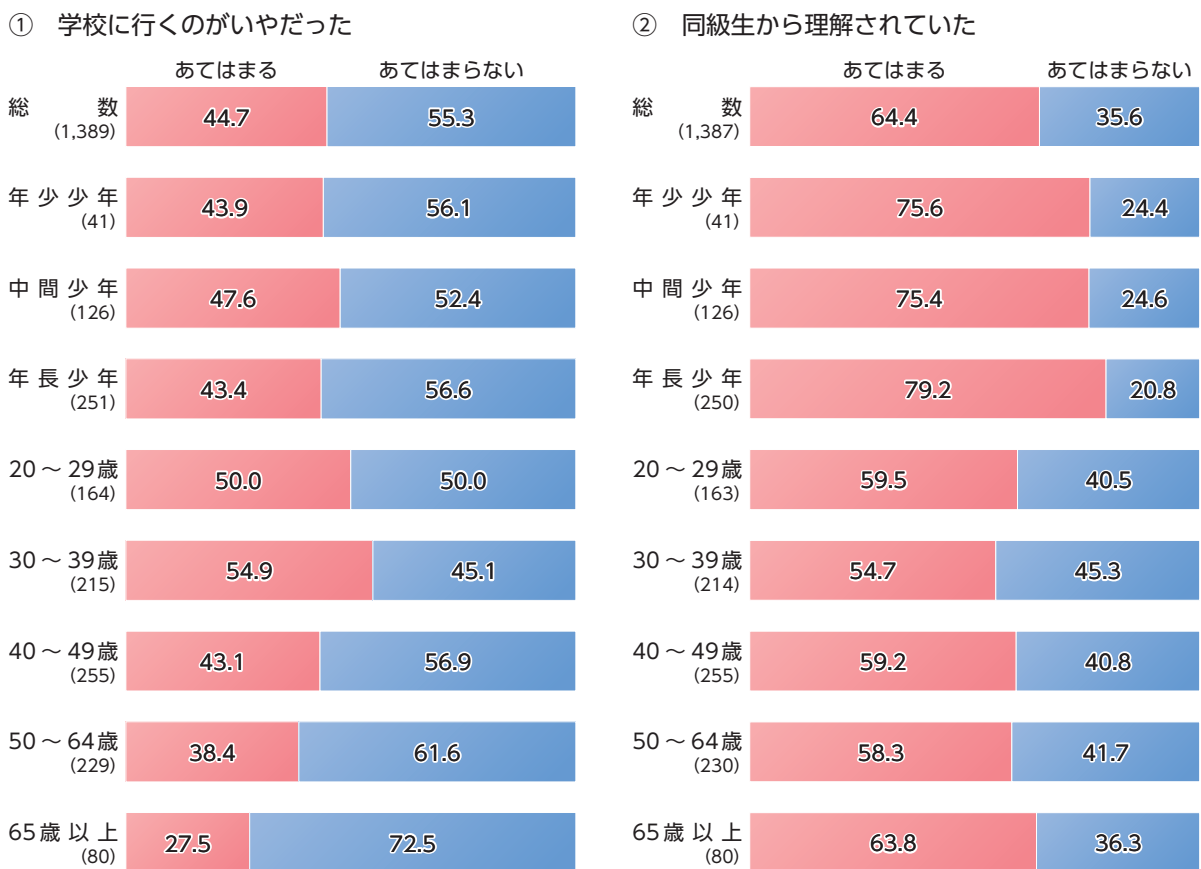
全対象者 悩みを打ち明けられる人 (年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 調査時の年齢による。
 4 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 5 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 6 凡例の（ ）内は、年齢層別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

対象者の学校生活（原則として、高校生活。ただし、高校に入ったことのない者については中学校生活。以下この章において同じ。）に対する意識を見るため、「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目について、「あてはまる」（「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」の合計。以下この章において同じ。）及び「あてはまらない」（「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」の合計。以下この章において同じ。）の構成比を年齢層別に見ると、**8-4-2-4図**のとおりである。「学校に行くのがいやだった」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では44.7%であった。年齢層別では、30歳代の者（54.9%）が最も高く、65歳以上の者（27.5%）が最も低かった。「同級生から理解されていた」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では64.4%であり、少年は、20歳以上の年齢層に比べ「あてはまる」の構成比が高く、最も高い年長少年は79.2%であった。

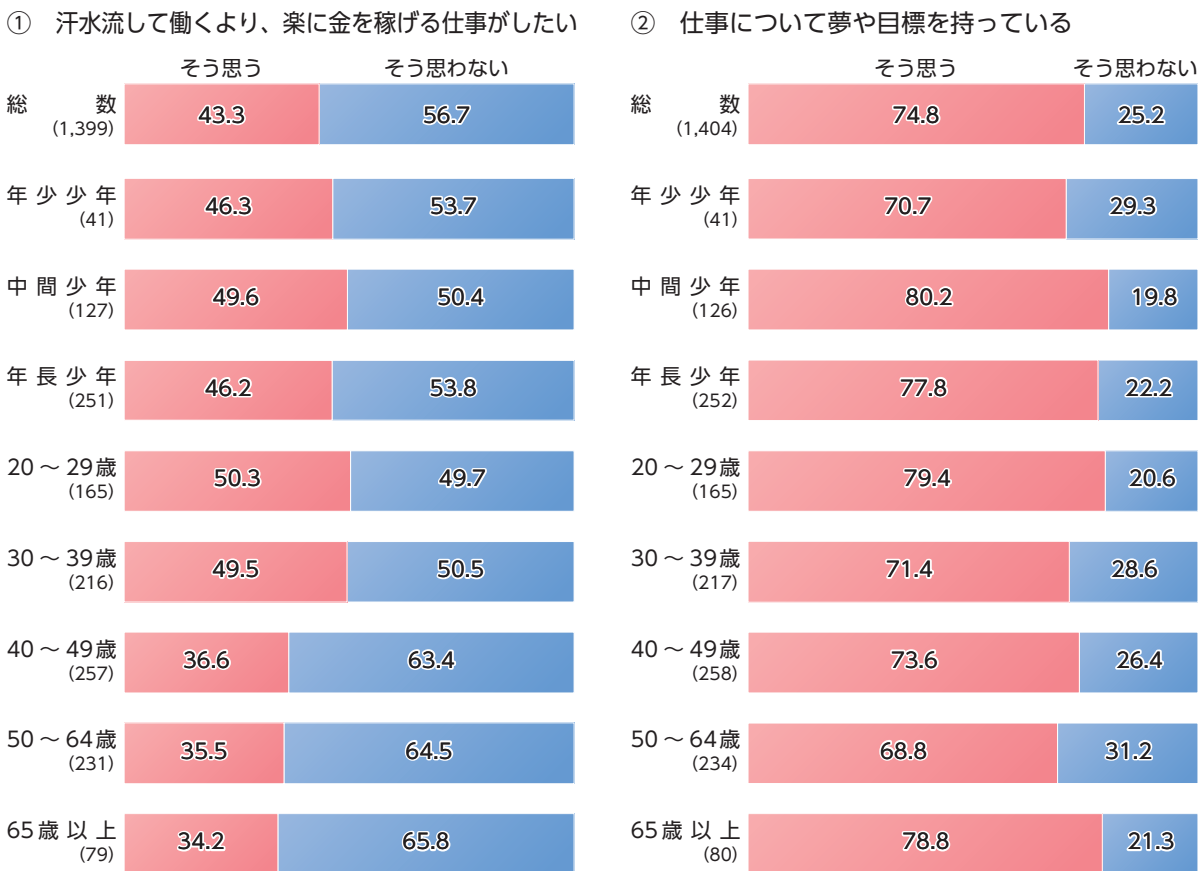
8-4-2-4図 全対象者 学校生活に対する意識（年齢層別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 学校生活に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「あてはまる」は、「あてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」を合計した構成比である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

対象者の就労に対する意識を見るため、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」及び「仕事について夢や目標を持っている」の項目について、「そう思う」（「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」の合計。以下この章において同じ。）及び「そう思わない」（「どちらかといえばそう思わない」及び「ぜんぜんそう思わない」の合計。以下この章において同じ。）の構成比を年齢層別に見ると、8-4-2-5図のとおりである。「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では43.3%であったが、若年層において構成比が高い傾向が見られ、20歳代の者（50.3%）が最も高かった。「仕事について夢や目標を持っている」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では74.8%であった。中間少年（80.2%）が最も高く、次いで、20歳代の者（79.4%）、65歳以上の者（78.8%）の順であった。

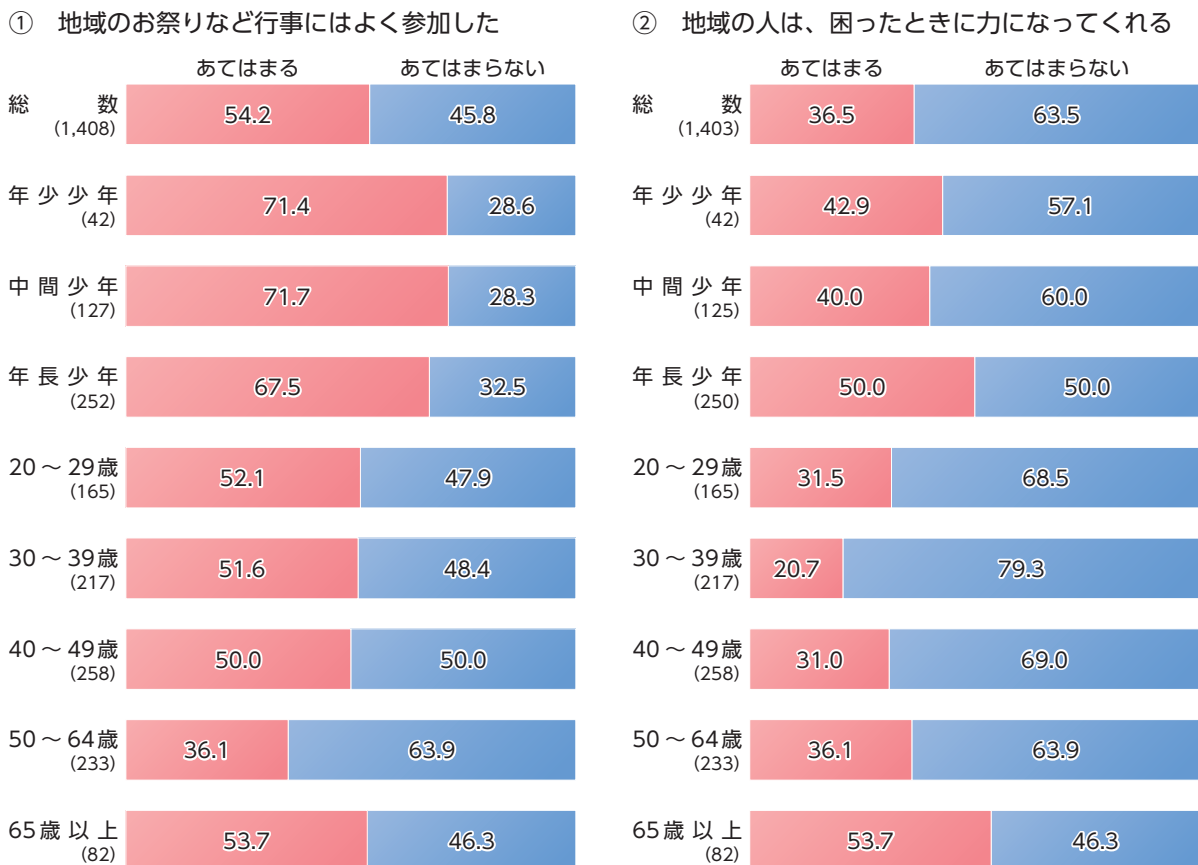
8-4-2-5図 全対象者 就労に対する意識（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 就労に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「そう思う」は、「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」及び「ぜんぜんそう思わない」を合計した構成比である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 () 内は、実人員である。

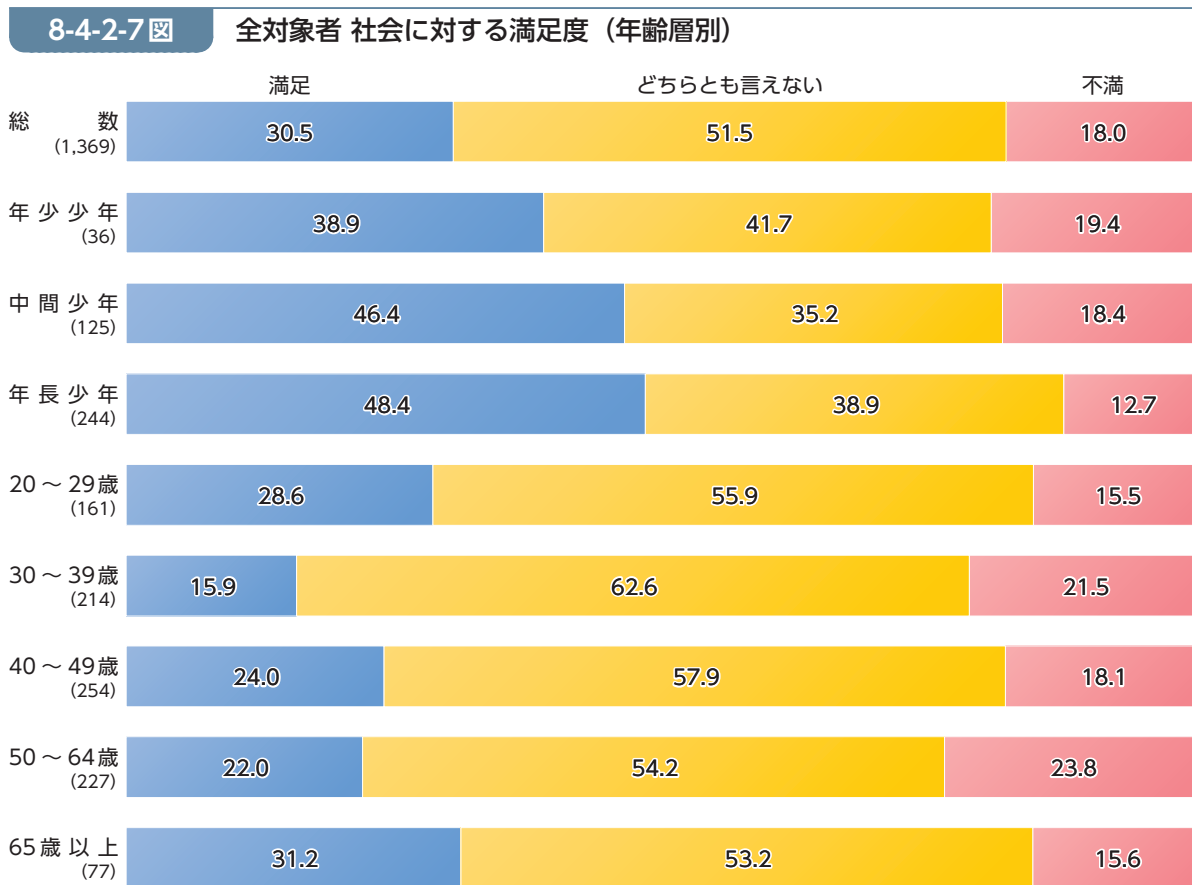
対象者の地域社会に対する意識を見るため、「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」及び「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を年齢層別に見ると、8-4-2-6図のとおりである。「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では54.2%であったが、少年において構成比が高い傾向が見られ、中間少年（71.7%）が最も高く、50～64歳の者（36.1%）が最も低かった。「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では36.5%であり、65歳以上の者（53.7%）が最も高く、30歳代の者（20.7%）が最も低かった。

8-4-2-6図 全対象者 地域社会に対する意識（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 地域社会に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」を合計した構成比である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

社会に対する満足度を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-7図のとおりである。対象者全体では、「満足」の構成比が30.5%であったが、少年の満足度が高い傾向が見られ、年長少年（48.4%）が最も高く、30歳代の者（15.9%）が最も低かった。「不満」の構成比は、50～64歳の者（23.8%）が最も高く、次いで、30歳代の者（21.5%）、年少少年（19.4%）の順であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 社会に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

社会を「不満」とする者の主要な理由（*3）についての該当率を見ると、対象者全体では、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」（54.7%）が最も高く、次いで、「正しいと思うことが通らない」（41.3%）、「まじめな人がむくわれない」（40.9%）の順であった。年齢層別に見ると、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」の該当率は30歳代の者（78.3%）が、「正しいと思うことが通らない」の該当率は50～64歳の者（50.0%）が、「まじめな人がむくわれない」は30歳代の者（52.2%）が、それぞれ最も高かった。

*3 次の選択肢から不満の理由を複数回答させた。

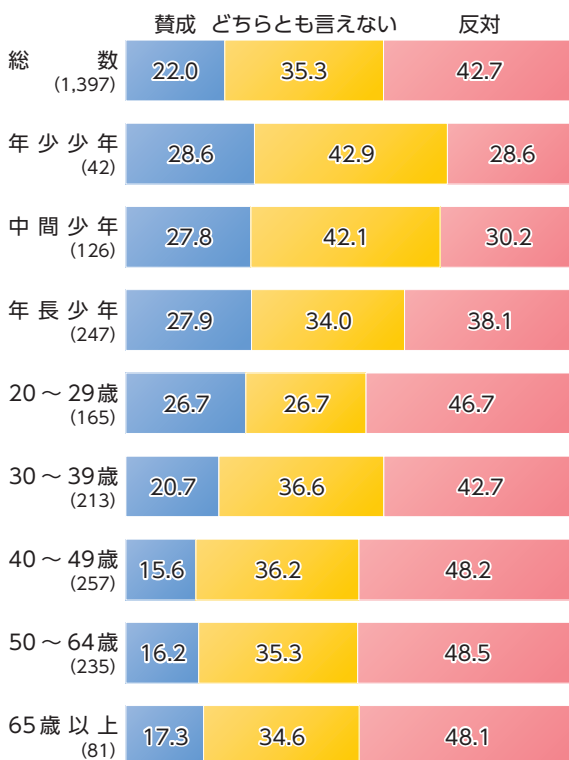
「社会のしくみがきまりきっている」、「自分と同世代の意見が反映されない」（非行少年の調査票では、「若者の意見が反映されない」）、「正しいと思うことが通らない」、「国民の意見がまとまっていない」、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」、「まじめな人がむくわれない」、「人々の考え方や行動が乱れている」及び「その他」

2 自分に関する意識

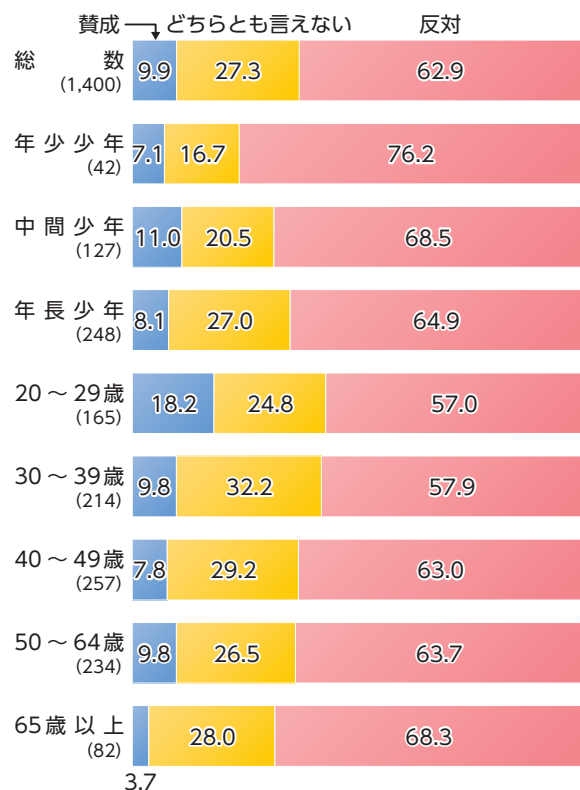
対象者の態度・価値観を見るため、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」、「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」及び「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、「賛成」（「賛成」及び「やや賛成」の合計。以下この章において同じ。）、「どちらとも言えない」及び「反対」（「やや反対」及び「反対」の合計。以下この章において同じ。）の構成比を年齢層別に見ると、**8-4-2-8図**のとおりである。「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では22.0%であったが、若年層における構成比が高い傾向が見られ、年少少年（28.6%）が最も高かった。「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では9.9%であった。年齢層別では、20歳代の者（18.2%）が最も高く、次いで中間少年（11.0%）、50～64歳の者（9.8%）の順であった。「義理人情を大切にすべきだ」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では73.7%であり、30歳代の者（84.5%）が最も高く、中間少年（51.2%）が最も低かった。

8-4-2-8図 全対象者 態度・価値観（年齢層別）

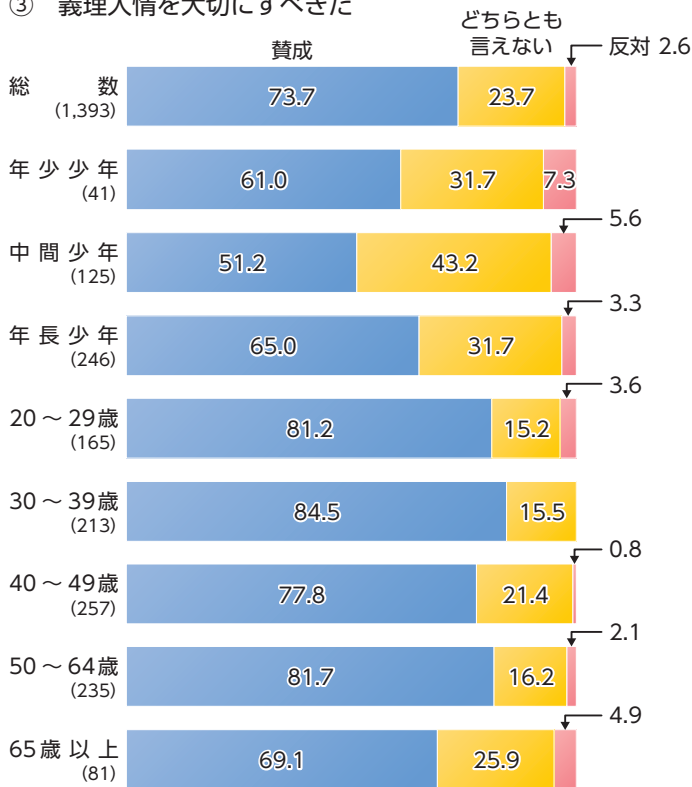
① 悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい



② 自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ



③ 義理人情を大切にすべきだ

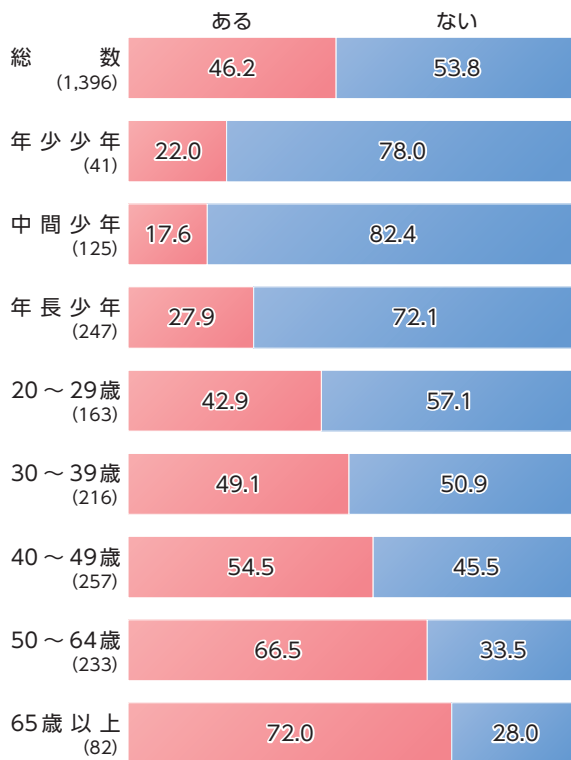


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 態度・価値観の各項目が不詳の者を除く。
 3 「賛成」は、「賛成」及び「やや賛成」を合計した構成比であり、「反対」は、「やや反対」及び「反対」を合計した構成比である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 () 内は、実人員である。

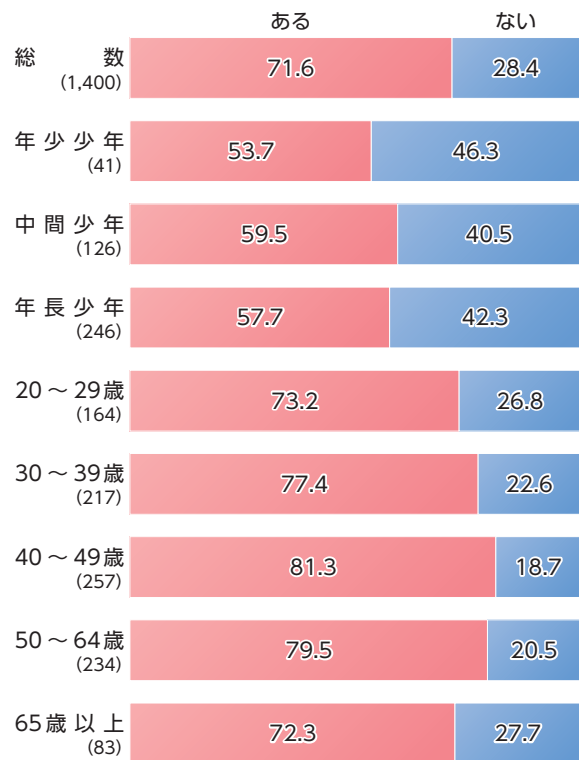
対象者の自己意識を見るため、「心のあたたま思いが少ないという感じ」、「自分は意志が弱いという感じ」及び「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ある」（「よくある」及び「ときどきある」の合計。以下この章において同じ。）及び「ない」（「あまりない」及び「まったくない」の合計。以下この章において同じ。）の構成比を年齢層別に見ると、8-4-2-9図のとおりである。「心のあたたま思いが少ないという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では46.2%であったが、年齢層別では、若年層において低い傾向が見られ、中間少年（17.6%）が最も低く、65歳以上の者（72.0%）が最も高かった。「自分は意志が弱いという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では71.6%であった。年齢層別では、40歳代の者（81.3%）が最も高く、年少少年（53.7%）が最も低かった。「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では61.5%であった。年齢層別では、65歳以上の者（71.1%）が最も高く、30歳代の者（52.5%）が最も低かった。

8-4-2-9図 全対象者 自己意識（年齢層別）

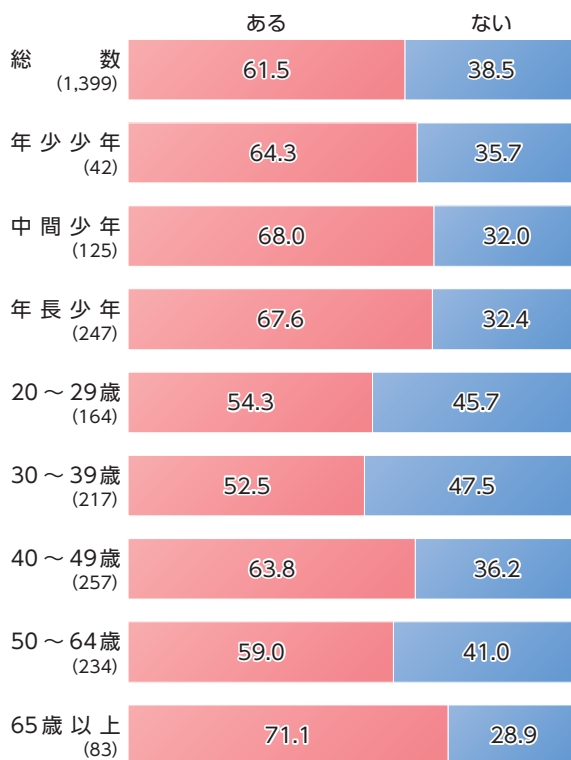
① 心のあたたまる思いが少ないという感じ



② 自分は意志が弱いという感じ

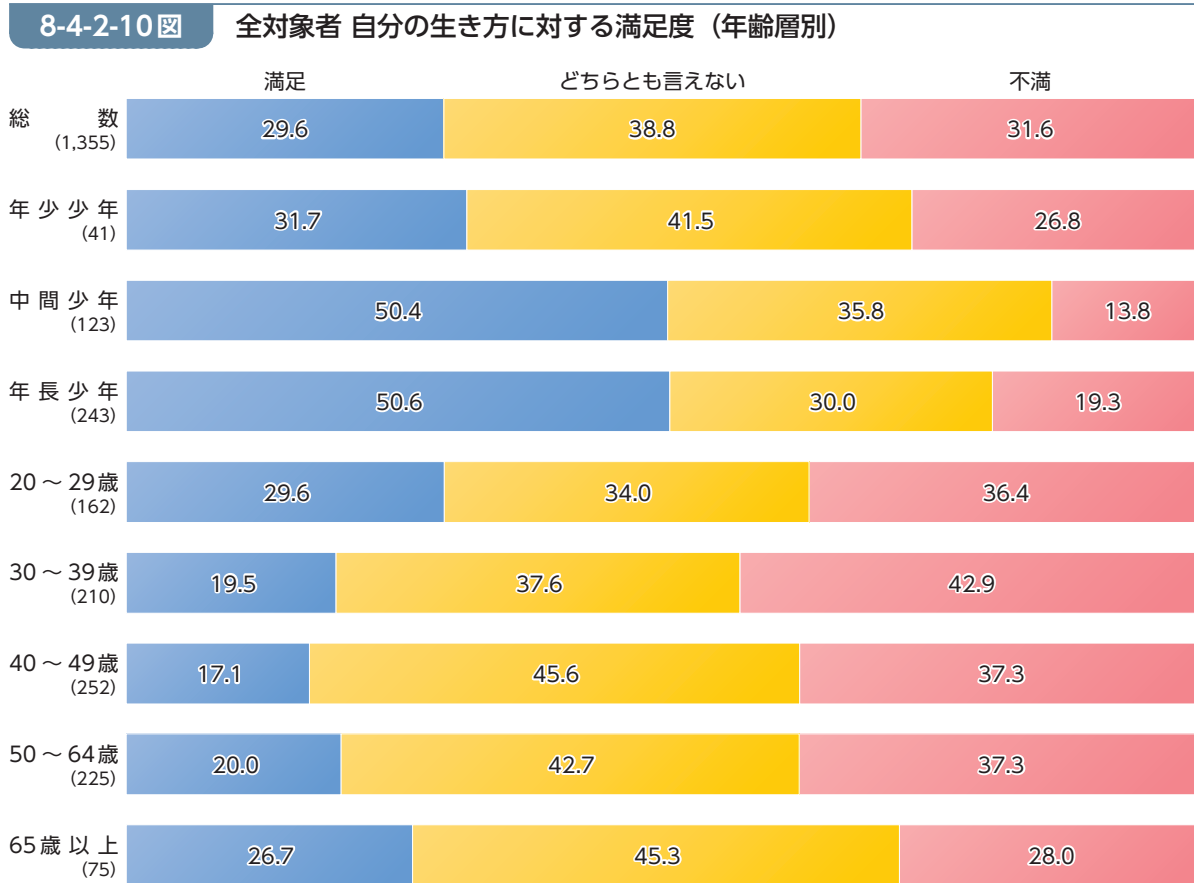


③ 世の中の人々は互いに助け合っているという感じ



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自己意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「ある」は、「よくある」及び「ときどきある」を合計した構成比であり、「ない」は、「あまりない」及び「まったくない」を合計した構成比である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

自分の生き方に対する満足度を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-10図のとおりである。対象者全体では、「満足」の構成比が29.6%であった。年齢層別では、年長少年（50.6%）が最も高く、40歳代の者（17.1%）が最も低かった。「不満」の構成比は、30歳代の者（42.9%）が最も高く、次いで、50～64歳の者（37.3%）、40歳代の者（37.3%）の順であった。

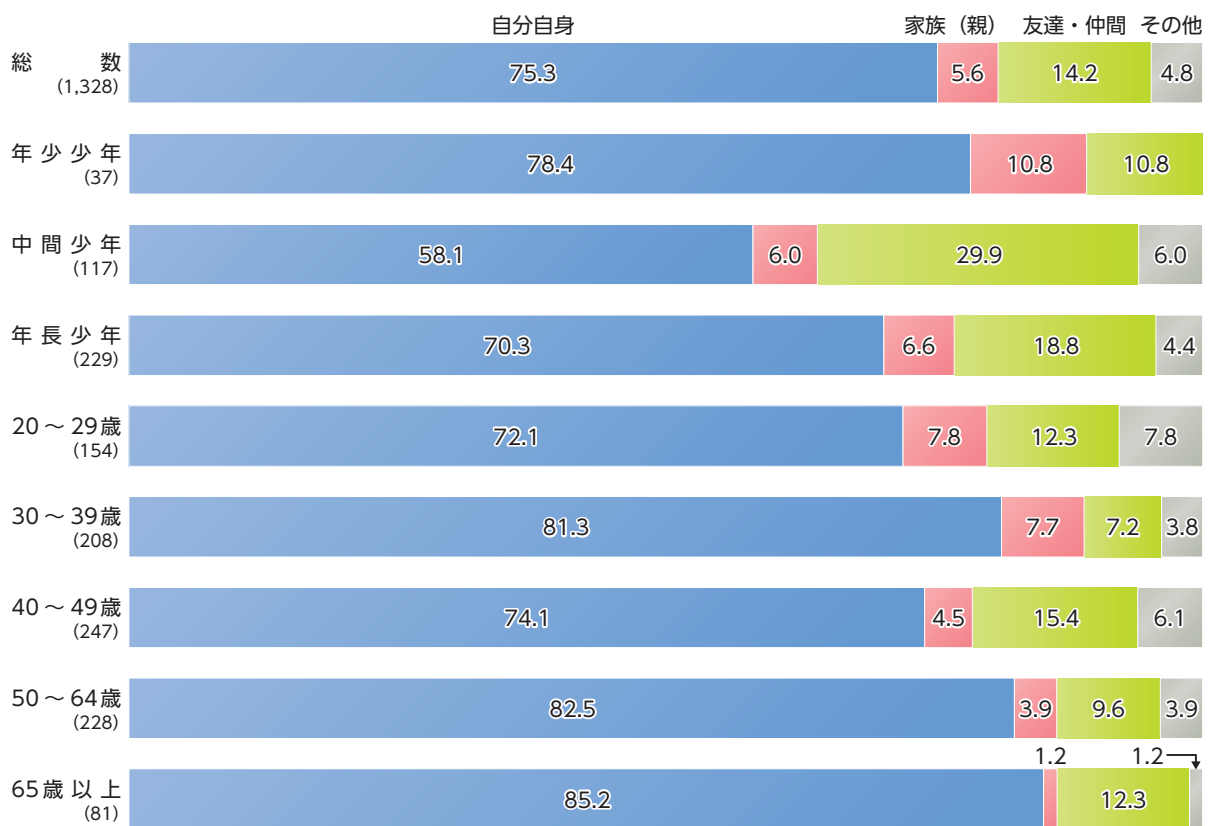


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

3 犯罪・非行に対する意識

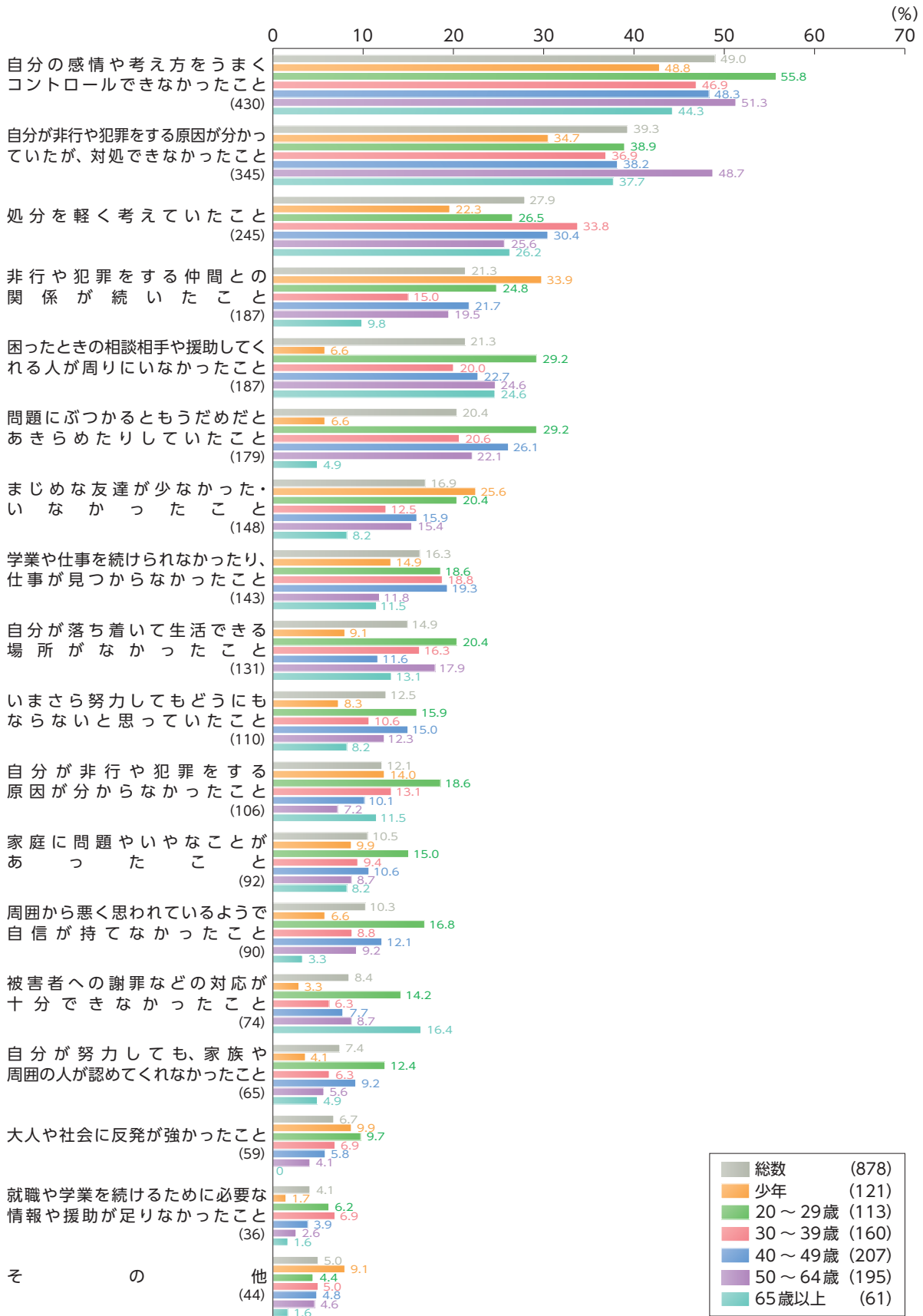
人々が犯罪・非行に走る原因に対する意識を対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-11図のとおりである。対象者全体では、「自分自身」(75.3%)の構成比が最も高く、次いで、「友達・仲間」(14.2%)、「家族(親)」(5.6%)の順であった。年齢層別では、年少少年は、「家族(親)」(10.8%)の構成比が顕著に高かった。中間少年は、「自分自身」(58.1%)の構成比が顕著に低く、「友達・仲間」(29.9%)の構成比が顕著に高かった。年長少年は、「自分自身」(70.3%)の構成比がやや低く、「友達・仲間」(18.8%)の構成比がやや高かった。50～64歳の者と65歳以上の者は、「自分自身」の構成比(それぞれ82.5%、85.2%)がやや高かった。「その他」とした者の具体的な記述を見ると、「育ってきた環境」や「社会の仕組み」など環境や社会を原因として挙げる者や「全て当てはまると思う」など「自分自身」、「家族(親)」及び「友達・仲間」の全てを原因として挙げる者が多く、年齢層ごとに大きな差は見られなかった。

8-4-2-11図 全対象者 人々が犯罪・非行に走る原因(年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 人々が犯罪・非行に走る原因が不詳の者を除く。
 3 調査時の年齢による。
 4 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

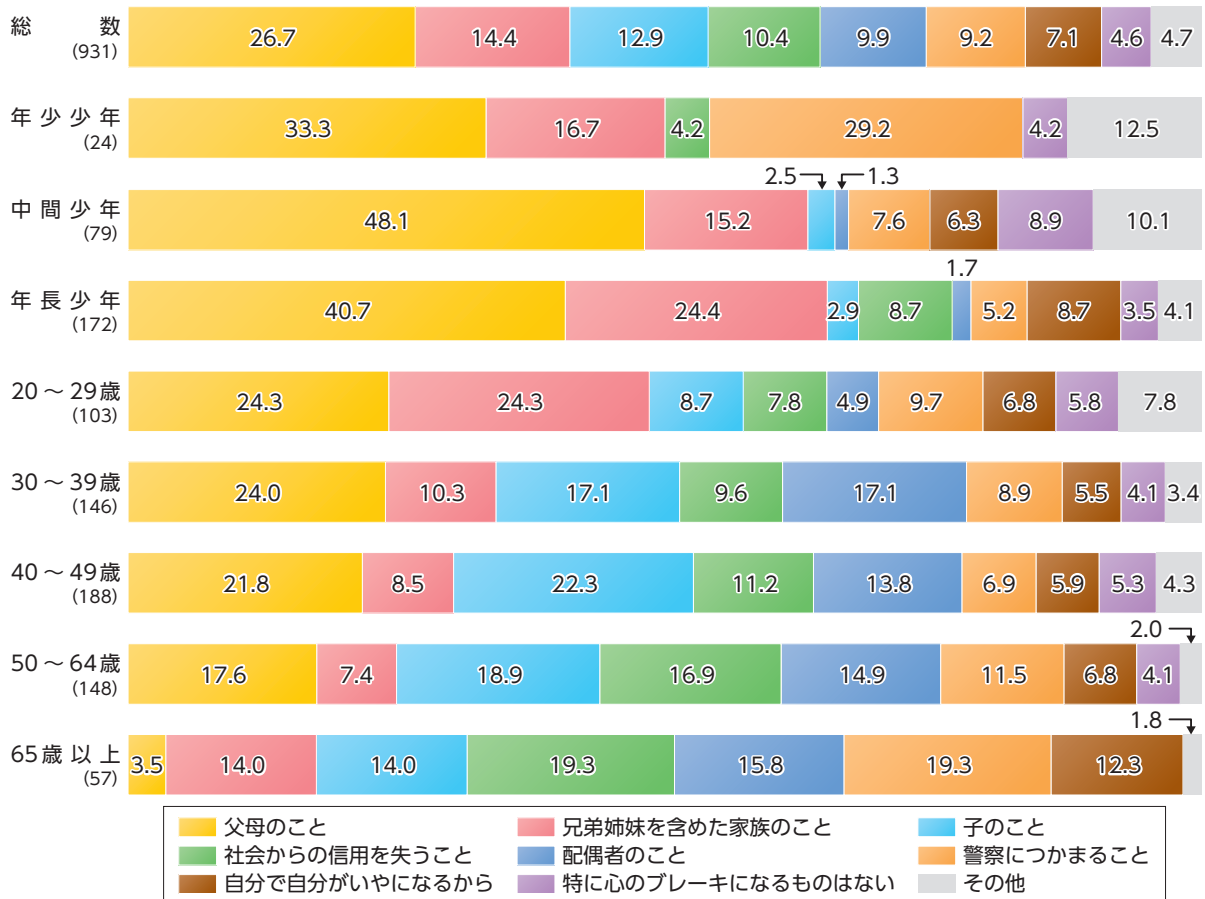
対象者のうち、保護処分歴(児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。以下この章において同じ。)又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を年齢層別に見ると、8-4-2-12図のとおりである。対象者全体では、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(49.0%)の該当率が最も高く、次いで、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(39.3%)、「処分を軽く考えていたこと」(27.9%)の順であった。少年と20歳以上の者を比べると、少年の「処分を軽く考えていたこと」の該当率は、20歳以上の者より低かった。



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 調査時の年齢による。
 5 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 6 凡例の（ ）内は、年齢層別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものを対象者の年齢層別に見ると、8-4-2-13図のとおりである。対象者全体では、「父母のこと」(26.7%)の構成比が最も高く、次いで「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(14.4%)、「子のこと」(12.9%)の順であった。年齢層別では、年少少年(33.3%)、中間少年(48.1%)及び年長少年(40.7%)は、「父母のこと」の構成比が顕著に高く、30歳以上の年齢層は、「配偶者のこと」や「子のこと」の構成比が顕著に高かった。また、「警察につかまること」の構成比は、年少少年(29.2%)が最も高く、年長少年(5.2%)が最も低かった。

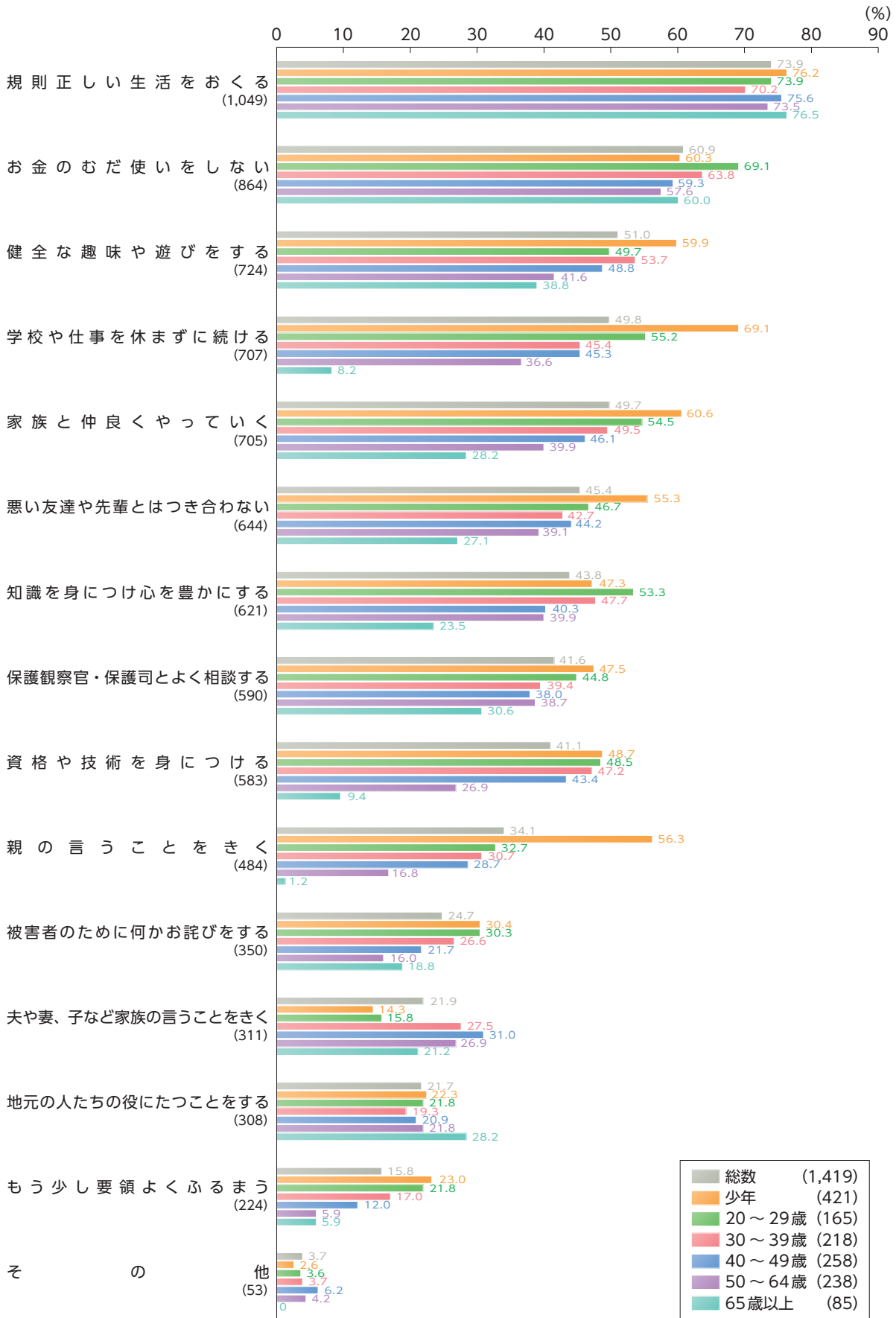
8-4-2-13図 全対象者心のブレーキ(年齢層別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。
 3 調査時の年齢による。
 4 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 5 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 6 ()内は、実人員である。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を年齢層別に見ると、8-4-2-14図のとおりである。対象者全体では、「規則正しい生活をおくる」(73.9%)が最も高く、次いで「お金のむだ使いをしない」(60.9%)、「健全な趣味や遊びをする」(51.0%)の順であった。年齢層別で見ると、全ての年齢層において、「規則正しい生活をおくる」の該当率が最も高く、「健全な趣味や遊びをする」、「悪い友達や先輩とはつき合わない」、「保護観察官・保護司とよく相談する」、「親の言うことをきく」、「被害者のために何かお詫びをする」などの項目については、若年層の該当率が高かった。

8-4-2-14図 全対象者 これからの生活で大切なもの（年齢層別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 調査時の年齢による。
 4 「総数」は、年齢が不詳の者を含む。
 5 凡例の（ ）内は、年齢層別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

コラム11 男女の違いによる比較

このコラムでは、特別調査の結果のうち、男女の比較によって明らかな違いが見られた結果について紹介する。

1 周囲の環境に対する意識

家庭生活に対する満足度を男女別に見ると、男性は「満足」の構成比が60.9%、女性は57.0%であり、大きな差は見られなかった。一方、家庭生活を「不満」とする者の主要な理由（第2節1の*1参照）についての該当率を男女別に見ると、「家庭内に争いがある」（男性16.9%、女性50.0%）、「親が自分を理解してくれない」（男性19.0%、女性45.0%）、「配偶者の愛情が足りない」（男性0.7%、女性25.0%）及び「配偶者が自分を理解してくれない」（男性2.8%、女性25.0%）につき、女性の方が明らかに高かった。

友人関係に対する満足度を男女別に見ると、男性は「満足」の構成比が57.9%、女性は58.9%であり、大きな差は見られなかった。一方、友人関係を「不満」とする者の主要な理由（第2節1の*2参照）についての該当率を男女別に見ると、「自分のことを分かってくれない」（男性11.1%、女性35.7%）につき、女性の方が明らかに高かった。

「悩みを打ち明けられる人」の該当率を男女別に見ると、「子」（男性3.3%、女性17.0%）は女性が顕著に高く、「先輩」（男性17.6%、女性9.8%）は男性が明らかに高かった。「誰もいない」（男性11.9%、女性5.9%）も、男性が明らかに高かった。

「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目を男女別に見ると、「あてはまる」とした者の構成比は、「学校に行くのがいやだった」（男性43.7%、女性53.7%）は女性が高く、「同級生から理解されていた」（男性65.0%、女性59.5%）は男性が高かった。

就労に対する意識、地域社会に対する意識及び社会に対する満足度については、男女別で大きな差は見られなかった。

2 自分に関する意識

態度・価値観の各項目を男女別に見ると、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」に「賛成」とした者の構成比（男性23.2%、女性12.7%）は、男性の方が明らかに高かった。

自己意識の各項目を男女別に見ると、「心のあたたまる思いが少ないという感じ」が「ある」とした者の構成比（男性47.1%、女性37.8%）は、男性の方が明らかに高かった。

自分の生き方に対する満足度については、男女別で大きな差は見られなかった。

3 犯罪・非行に対する意識

人々が犯罪・非行に走る原因に対する意識の構成比を男女別に見ると、「家族（親）」（男性5.5%、女性8.0%）は女性が高く、「友達・仲間」（男性14.7%、女性9.4%）は男性が高かった。

対象者のうち、保護処分歴又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を男女別に見ると、「大人や社会に反発が強かったこと」は、男性が7.1%であったのに対し、女性で該当する者はいなかった。「家庭に問題やいやなことがあったこと」（男性9.7%、女性16.4%）は、女性が高かった。

心のブレーキとなるものを男女別に見ると、全体では「父母のこと」（26.7%）の構成比が最も高かったが、女性では「子のこと」（27.3%）が最も高かった。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を男女別にみると、「健全な趣味や遊びをする」(男性52.6%、女性41.8%)、「悪い友達や先輩とはつき合わない」(男性46.7%、女性36.6%)、「被害者のために何かお詫びをする」(男性26.0%、女性15.7%)などは男性が明らかに高く、「家族と仲良くやっていく」(男性48.5%、女性60.1%)及び「夫や妻、子など家族の言うことをきく」(男性21.1%、女性29.4%)は女性が明らかに高かった。

4 男女の比較の結果から

男性は、「悩みを打ち明けられる人」を「誰もいない」とした者の該当率が女性の約2倍であり、また、「心のあたたまる思いが少ないという感じ」を「ある」とした者の構成比が女性より明らかに高く、孤独やさびしさを感じている者の割合が女性よりも高かった。周囲との関係については、人々が犯罪・非行に走る原因を「友達・仲間」とした者の該当比が高く、これからの生活で大切なものとして「悪い友達や先輩とはつき合わない」の該当率も明らかに高いことから、不良交友関係を犯罪・非行の原因として認識している傾向が見られた。

女性は、家庭生活を「不満」とした者の理由について、男性に比べて、対人関係に関する項目の該当率が高い傾向が見られた。また、自らが再犯・再非行に及んだ要因につき、「家庭に問題やいやなことがあったこと」の該当率が明らかに高い一方、心のブレーキとなるものとして「子」の構成比が高いほか、これからの生活で大切なものとして「家族と仲良くやっていく」や「夫や妻、子など家族の言うことをきく」の該当率も明らかに高かった。このことから、女性は、男性に比べ、親や配偶者などの家族との関係の問題を犯罪・非行の要因として認識し、家族の存在や家族との良好な関係を犯罪・非行の抑止力と捉えている傾向が見られた。

第3節

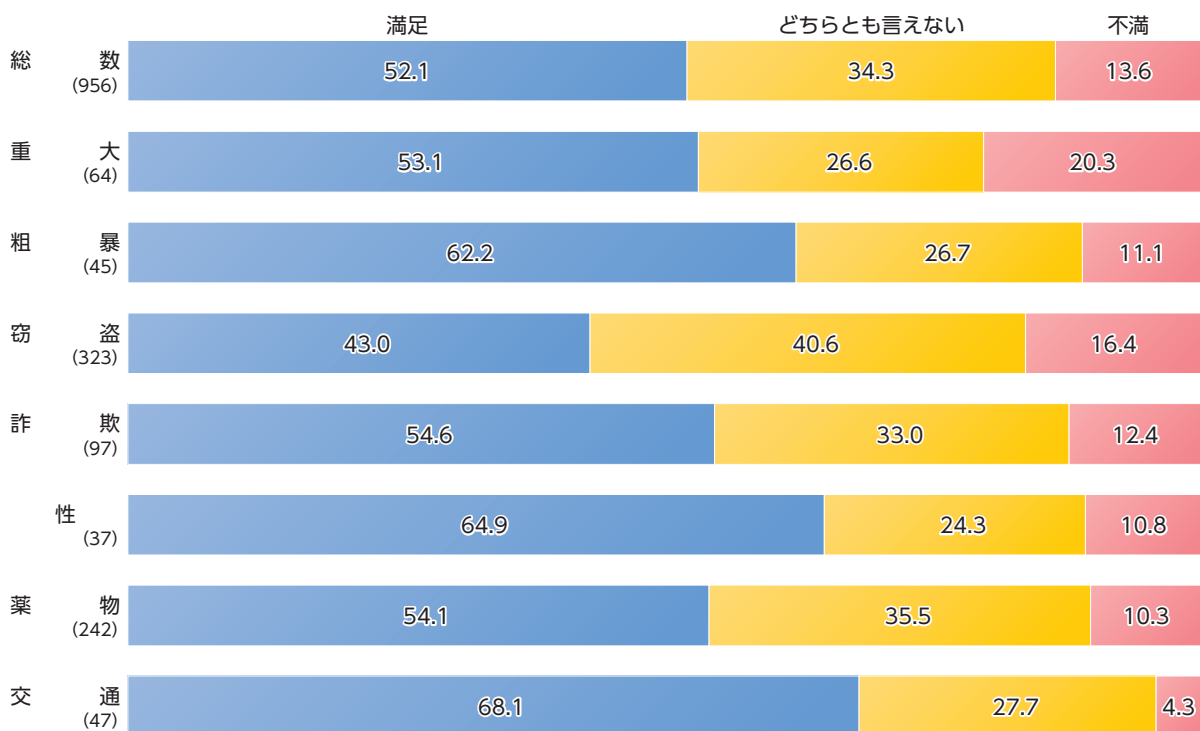
犯罪・非行類型の違いによる比較

この節では、犯罪者と非行少年を分け、犯罪・非行類型別に分析することとし、1～3項において、刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）について、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識を分析した後、4項において、少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年）について、特徴的な点を紹介する。

1 周囲の環境に対する意識

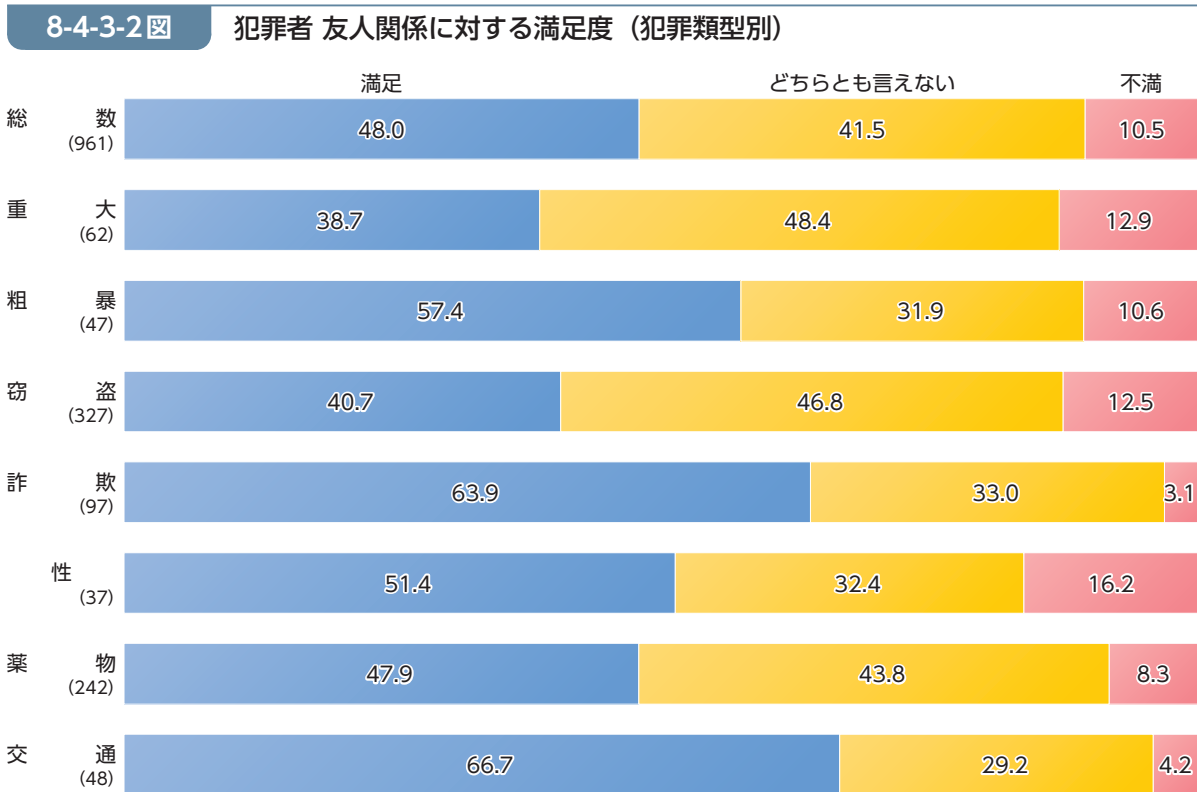
対象者（刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）をいう。以下この節において同じ。）の家庭生活に対する満足度を犯罪類型別に見ると、8-4-3-1図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では52.1%であり、犯罪類型別では、交通事故類型（68.1%）が最も高く、次いで、性犯類型（64.9%）、粗暴犯類型（62.2%）の順であった。「不満」の構成比は、対象者全体では13.6%であり、犯罪類型別では、重大事犯類型（20.3%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（16.4%）、詐欺事犯類型（12.4%）の順であった。

8-4-3-1図 犯罪者 家庭生活に対する満足度（犯罪類型別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

友人関係に対する満足度を犯罪類型別に見ると、8-4-3-2図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では48.0%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（66.7%）が最も高く、次いで、詐欺事犯類型（63.9%）、粗暴犯類型（57.4%）の順であった。「不満」の構成比は、対象者全体では10.5%であり、犯罪類型別では、性犯類型（16.2%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（12.9%）、窃盗事犯類型（12.5%）の順であった。

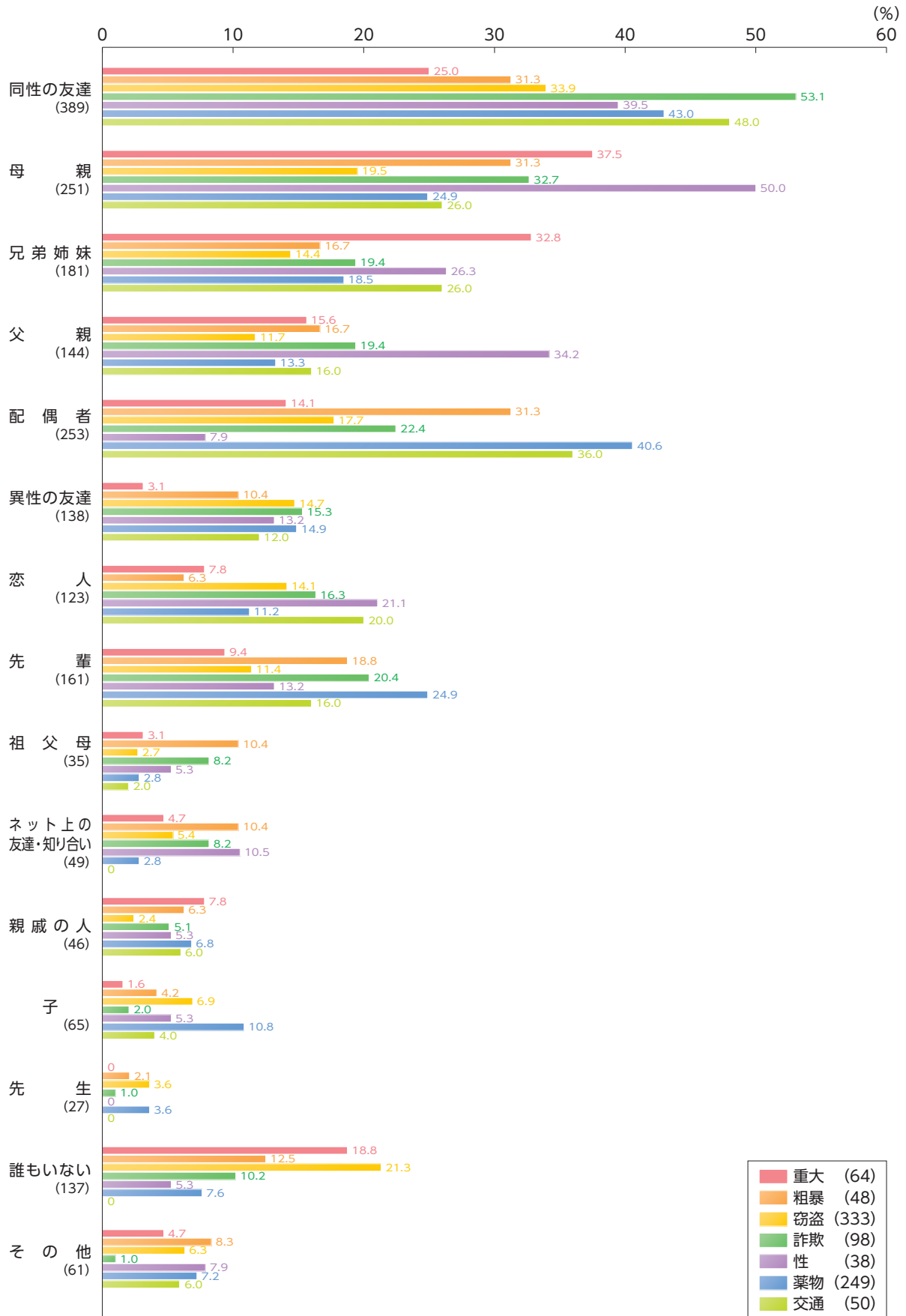


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 友人関係に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

対象者が日常的に接している家族や友達等を含む周囲の人々をどのように評価しているかなど周囲の人々との関係を見るため、「悩みを打ち明けられる人」の該当率を犯罪類型別に見ると、8-4-3-3図のとおりである。いずれの犯罪類型においても、「同性の友達」及び「母親」が上位3項目に入っていた。犯罪類型別では、重大事犯類型は、「母親」(37.5%)、「兄弟姉妹」(32.8%)、「同性の友達」(25.0%)、粗暴犯類型は、「同性の友達」、「母親」及び「配偶者」(それぞれ31.3%)、窃盗事犯類型は、「同性の友達」(33.9%)、「誰もいない」(21.3%)、「母親」(19.5%)、詐欺事犯類型は、「同性の友達」(53.1%)、「母親」(32.7%)、「配偶者」(22.4%)、性犯類型は、「母親」(50.0%)、「同性の友達」(39.5%)、「父親」(34.2%)、薬物事犯類型は、「同性の友達」(43.0%)、「配偶者」(40.6%)、「母親」及び「先輩」(それぞれ24.9%)、交通事犯類型は、「同性の友達」(48.0%)、「配偶者」(36.0%)、「母親」及び「兄弟姉妹」(それぞれ26.0%)の順であった。また、「誰もいない」の該当率を見ると、窃盗事犯類型(21.3%)が最も高く、次いで、重大事犯類型(18.8%)、粗暴犯類型(12.5%)の順であった(総数及び総数における各項目の該当率については、CD-ROM参照)。

8-4-3-3 図

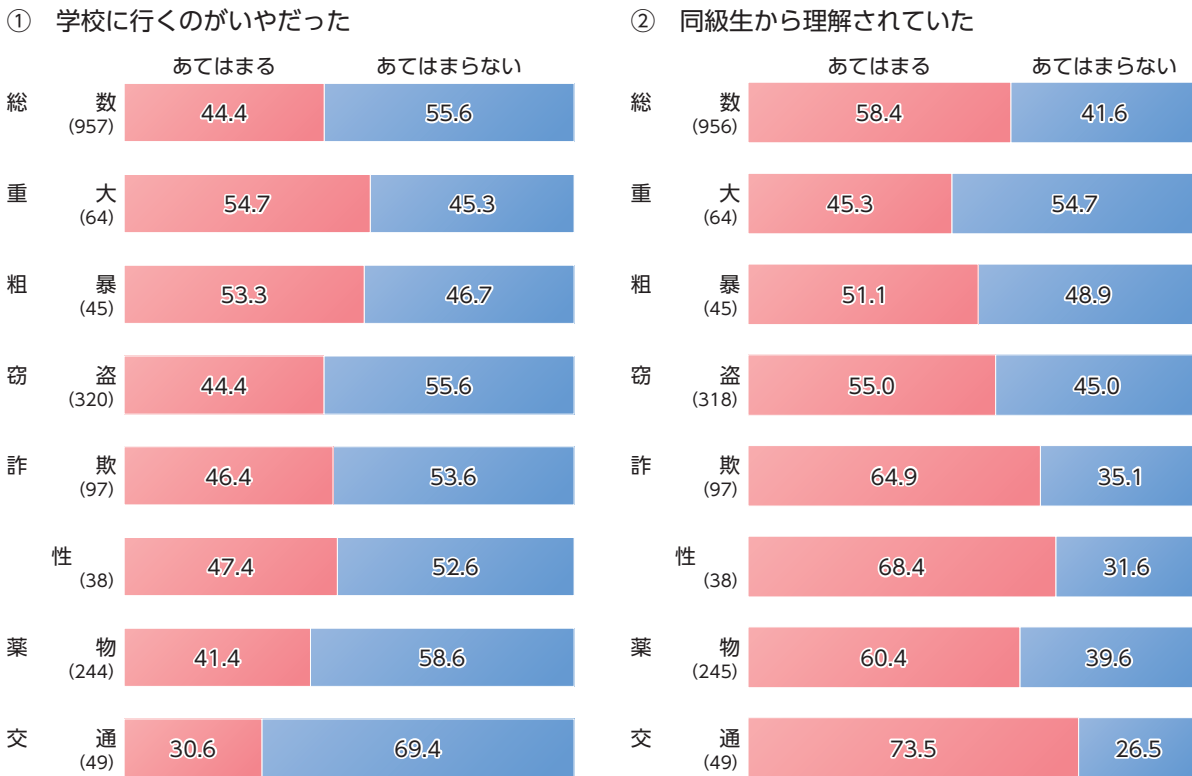
犯罪者 悩みを打ち明けられる人 (犯罪類型別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 3 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 凡例の()内は、犯罪類型別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

対象者の学校生活に対する意識を見るため、「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-4図のとおりである。「学校に行くのがいやだった」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では44.4%であり、犯罪類型別では、重大事犯類型（54.7%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（53.3%）、性犯類型（47.4%）の順であった。「同級生から理解されていた」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では58.4%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（73.5%）が最も高く、次いで、性犯類型（68.4%）、詐欺事犯類型（64.9%）の順であった。

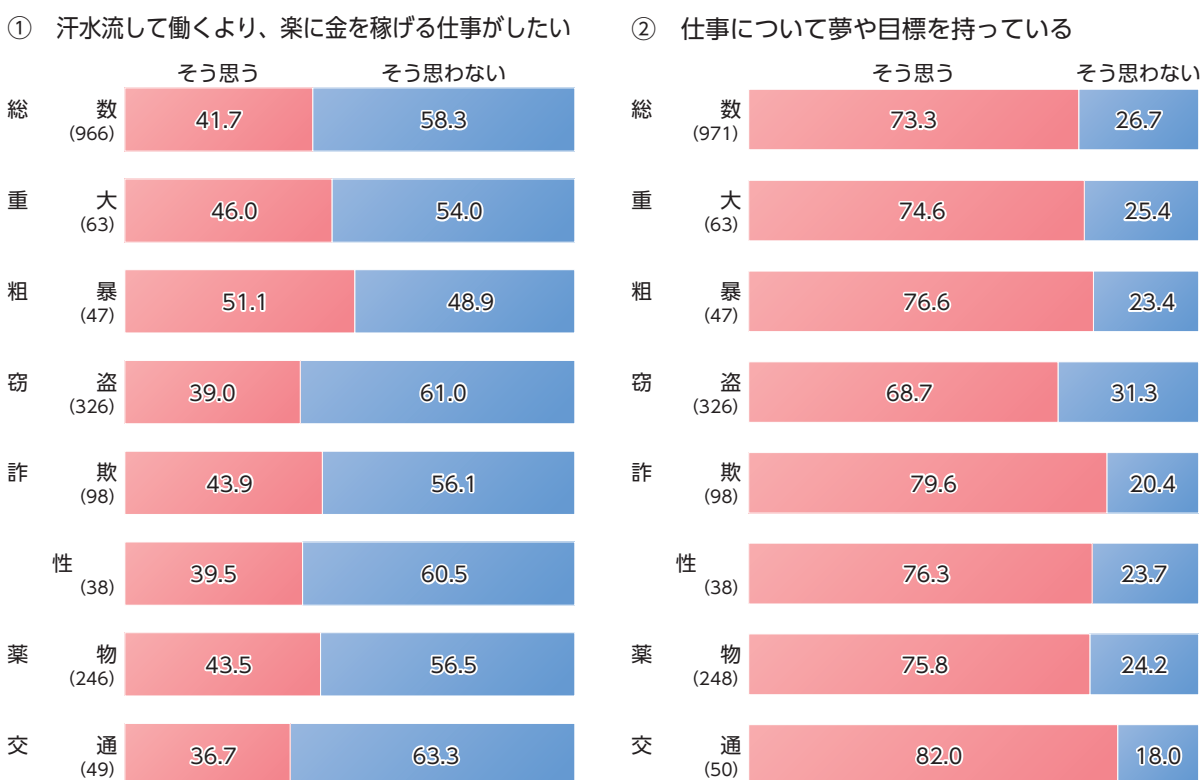
8-4-3-4図 犯罪者 学校生活に対する意識（犯罪類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 学校生活に対する意識が不詳の者を除く。
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」を合計した構成比である。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

対象者の就労に対する意識を見るため、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」及び「仕事について夢や目標を持っている」の項目について、「そう思う」及び「そう思わない」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-5図のとおりである。「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では41.7%であり、犯罪類型別では、粗暴犯類型（51.1%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（46.0%）、詐欺事犯類型（43.9%）の順であった。「仕事について夢や目標を持っている」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では73.3%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（82.0%）が最も高く、次いで、詐欺事犯類型（79.6%）、粗暴犯類型（76.6%）の順であった。

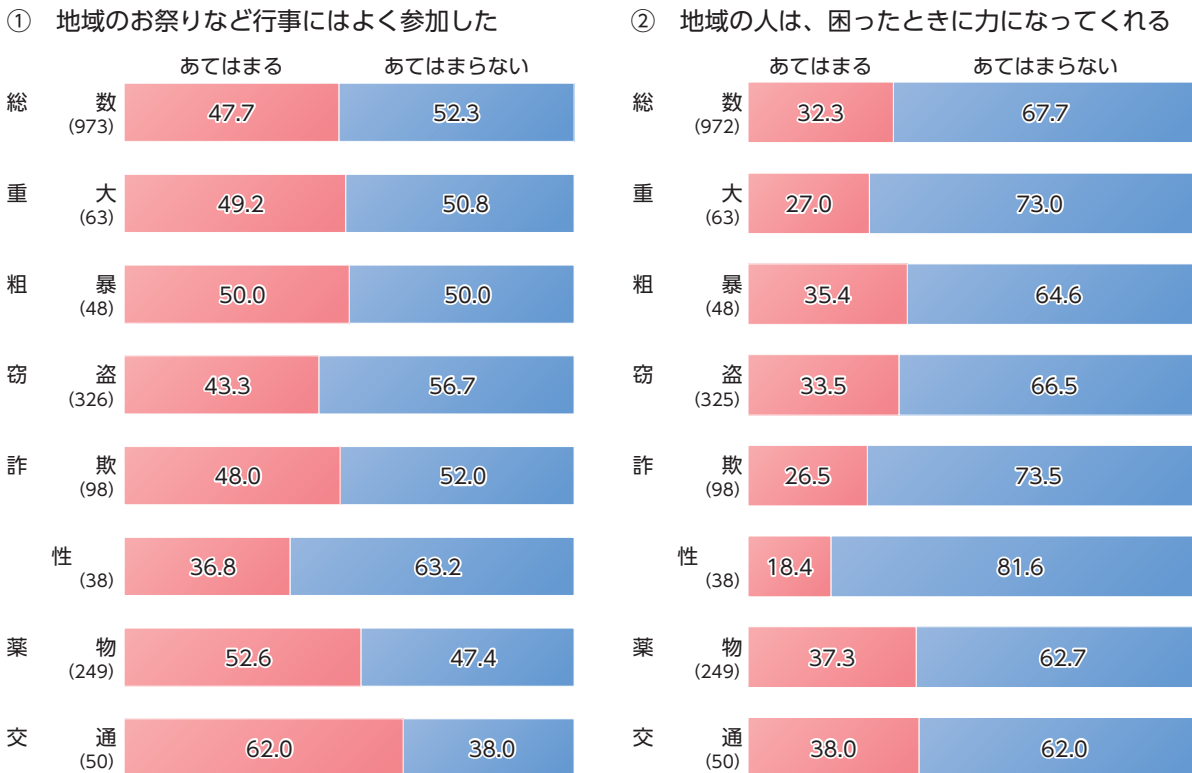
8-4-3-5図 犯罪者 就労に対する意識（犯罪類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 就労に対する意識が不詳の者を除く。
 3 「そう思う」は、「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「どちらかといえばそう思わない」及び「ぜんぜんそう思わない」を合計した構成比である。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

対象者の地域社会に対する意識を見るため、「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」及び「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-6図のとおりである。「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では47.7%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（62.0%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（52.6%）、粗暴犯類型（50.0%）の順であった。「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では32.3%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（38.0%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（37.3%）、粗暴犯類型（35.4%）の順であった。

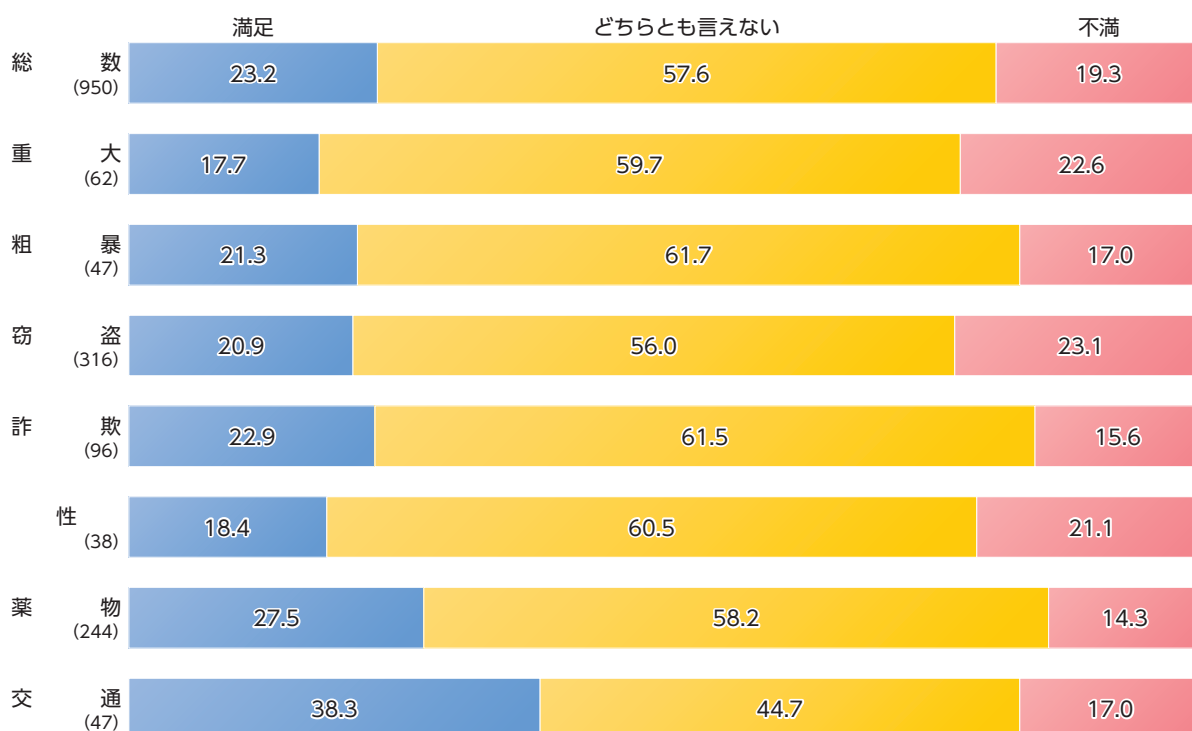
8-4-3-6図 犯罪者 地域社会に対する意識（犯罪類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 地域社会に対する意識が不詳の者を除く。
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「あまりあてはまらない」及び「まったくあてはまらない」を合計した構成比である。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

社会に対する満足度を犯罪類型別に見ると、8-4-3-7図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では23.2%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（38.3%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（27.5%）、詐欺事犯類型（22.9%）の順であった。「不満」の構成比は、対象者全体では19.3%であり、犯罪類型別では、窃盗事犯類型（23.1%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（22.6%）、性犯類型（21.1%）の順であった。

8-4-3-7図 犯罪者 社会に対する満足度（犯罪類型別）



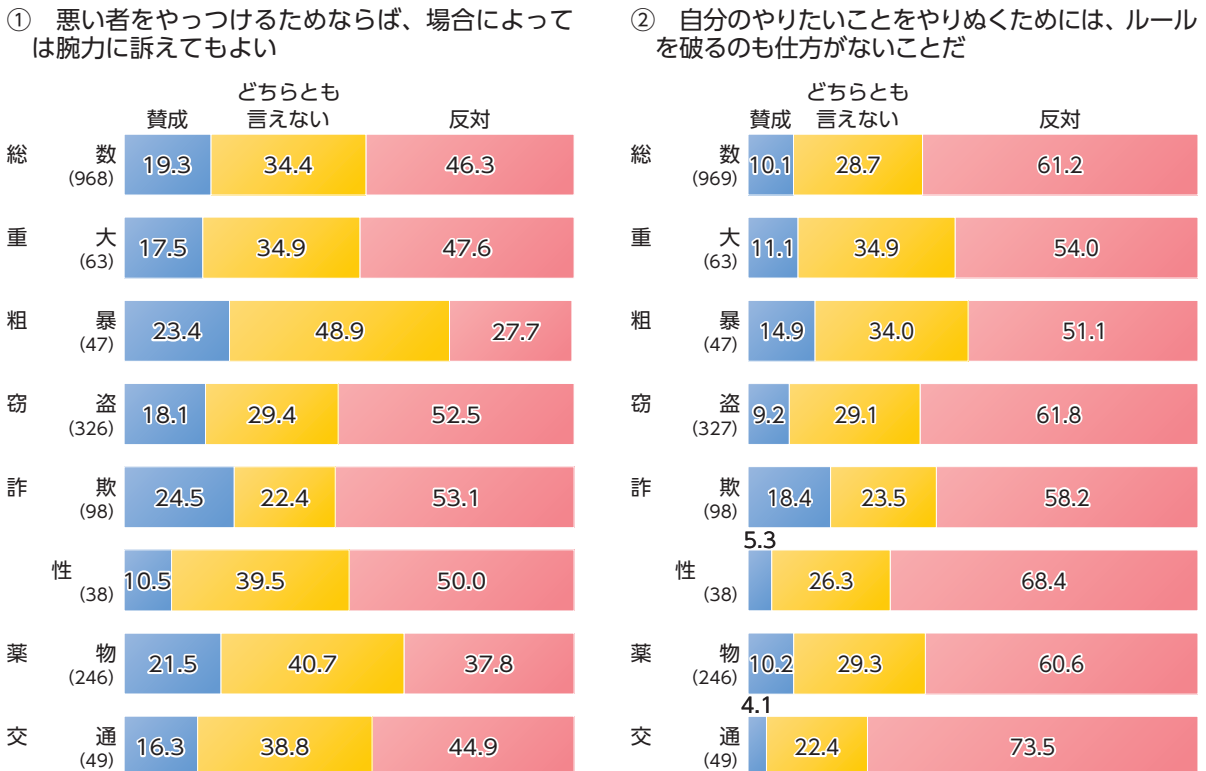
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 社会に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

社会を「不満」とする者の主要な理由（本章第2節1項の*3参照）についての該当率を見ると、対象者全体では、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」（58.5%）が最も高く、次いで、「まじめな人がむくわれない」（45.9%）、「正しいと思うことが通らない」（41.5%）の順であった。犯罪類型別に見ると、「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」は、交通事犯類型（87.5%）が最も高く、薬物事犯類型（45.7%）が最も低かった。「まじめな人がむくわれない」は、性犯類型（87.5%）が最も高く、詐欺事犯類型（26.7%）が最も低かった。「正しいと思うことが通らない」は、性犯類型（62.5%）が最も高く、交通事犯類型（25.0%）が最も低かった。

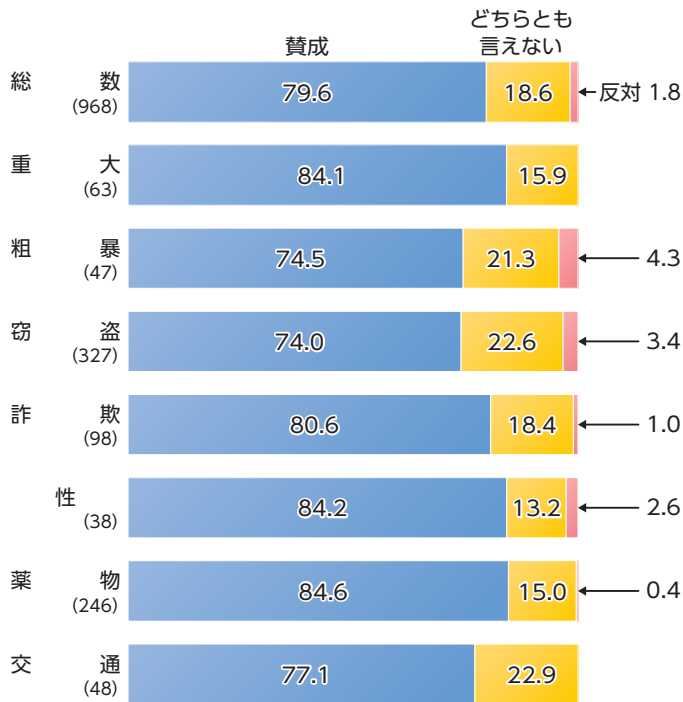
2 自分に関する意識

対象者の態度・価値観を見るため、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」、「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」及び「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、「賛成」、「どちらとも言えない」及び「反対」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-8図のとおりである。「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では19.3%であり、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（24.5%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（23.4%）、薬物事犯類型（21.5%）の順であった。「反対」に該当する者の構成比は、対象者全体では46.3%であり、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（53.1%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（52.5%）、性犯類型（50.0%）の順であった。「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では10.1%であり、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（18.4%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（14.9%）、重大事犯類型（11.1%）の順であった。「反対」に該当する者の構成比は、対象者全体では61.2%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（73.5%）が最も高く、次いで、性犯類型（68.4%）、窃盗事犯類型（61.8%）の順であった。「義理人情を大切にすべきだ」の項目について「賛成」に該当する者の構成比は、対象者全体では79.6%であり、犯罪類型別では、薬物事犯類型（84.6%）が最も高く、次いで、性犯類型（84.2%）、重大事犯類型（84.1%）の順であった。「反対」に該当する者の構成比は、対象者全体では1.8%であり、犯罪類型別では、粗暴犯類型（4.3%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（3.4%）、性犯類型（2.6%）の順であった。

8-4-3-8図 犯罪者 態度・価値観（犯罪類型別）



③ 義理人情を大切にすべきだ

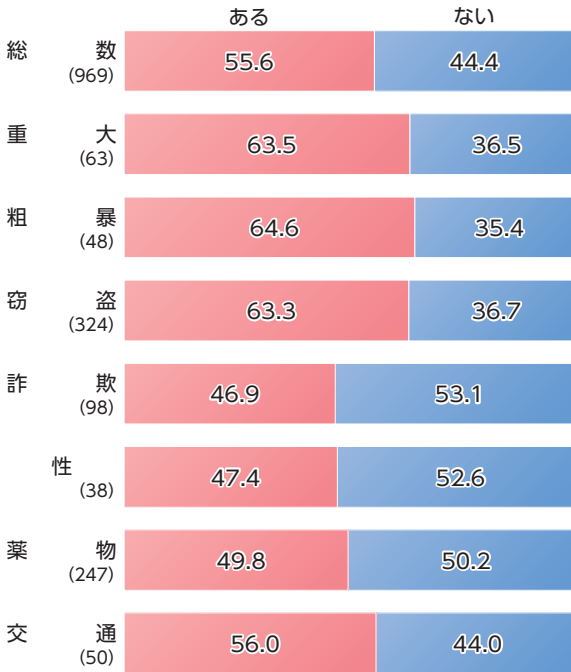


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 態度・価値観が不詳の者を除く。
 3 「賛成」は、「賛成」及び「やや賛成」を合計した構成比であり、「反対」は、「反対」及び「やや反対」を合計した構成比である。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

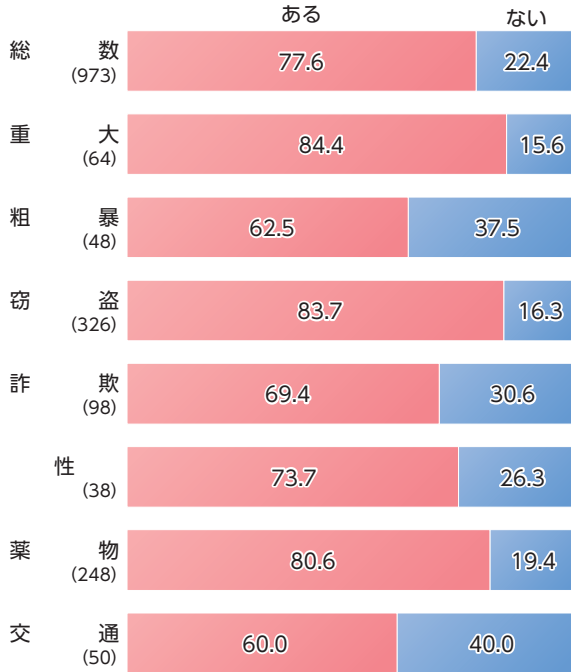
対象者の自己意識を見るため、「心のあたたま思いが少ないという感じ」、「自分は意志が弱いという感じ」及び「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ある」及び「ない」の構成比を犯罪類型別に見ると、8-4-3-9図のとおりである。「心のあたたま思いが少ないという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では55.6%であり、犯罪類型別では、粗暴犯類型（64.6%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（63.5%）、窃盗事犯類型（63.3%）の順であった。「自分は意志が弱いという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では77.6%であり、犯罪類型別では、重大事犯類型（84.4%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（83.7%）、薬物事犯類型（80.6%）の順であった。「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では59.1%であり、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（63.9%）が最も高く、次いで、薬物事犯類型（62.5%）、交通事犯類型（60.0%）の順であった。

8-4-3-9 図 犯罪者 自己意識 (犯罪類型別)

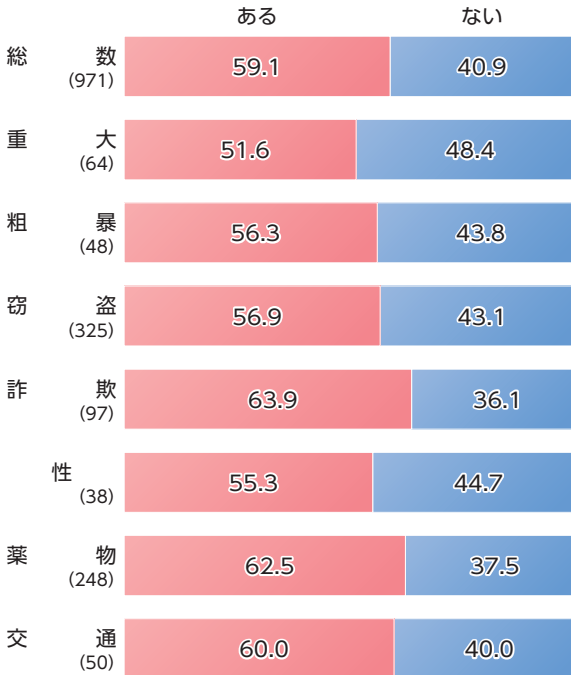
① 心のあたたまる思いが少ないという感じ



② 自分は意志が弱いという感じ



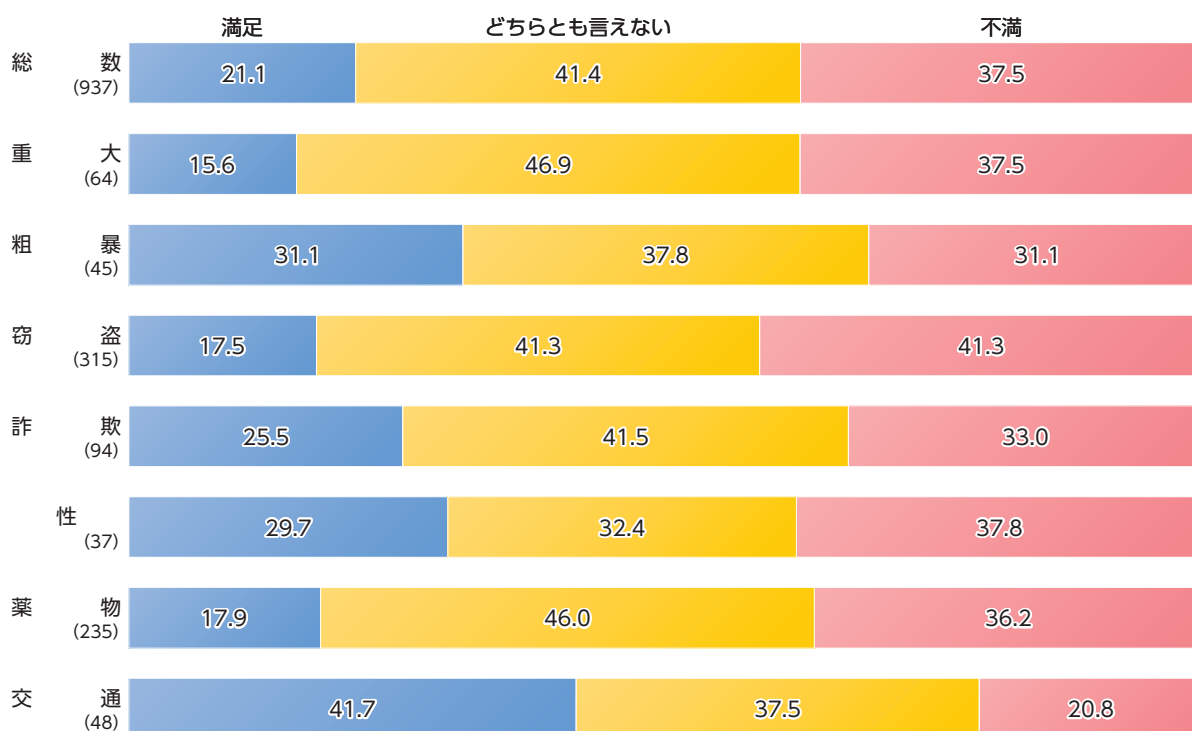
③ 世の中の人々は互いに助け合っているという感じ



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自己意識が不詳の者を除く。
 3 「ある」は、「よくある」及び「ときどきある」を合計した構成比であり、「ない」は、「まったくない」及び「あまりない」を合計した構成比である。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 6 () 内は、実人員である。

自分の生き方に対する満足度を犯罪類型別に見ると、8-4-3-10図のとおりである。対象者全体では、「満足」の構成比が21.1%であり、犯罪類型別では、交通事犯類型（41.7%）が最も高く、次いで、粗暴犯類型（31.1%）、性犯類型（29.7%）の順であった。「不満」の構成比は、対象者全体では37.5%であり、犯罪類型別では、窃盗事犯類型（41.3%）が最も高く、次いで、性犯類型（37.8%）、重大事犯類型（37.5%）の順であった。

8-4-3-10図 犯罪者 自分の生き方に対する満足度（犯罪類型別）



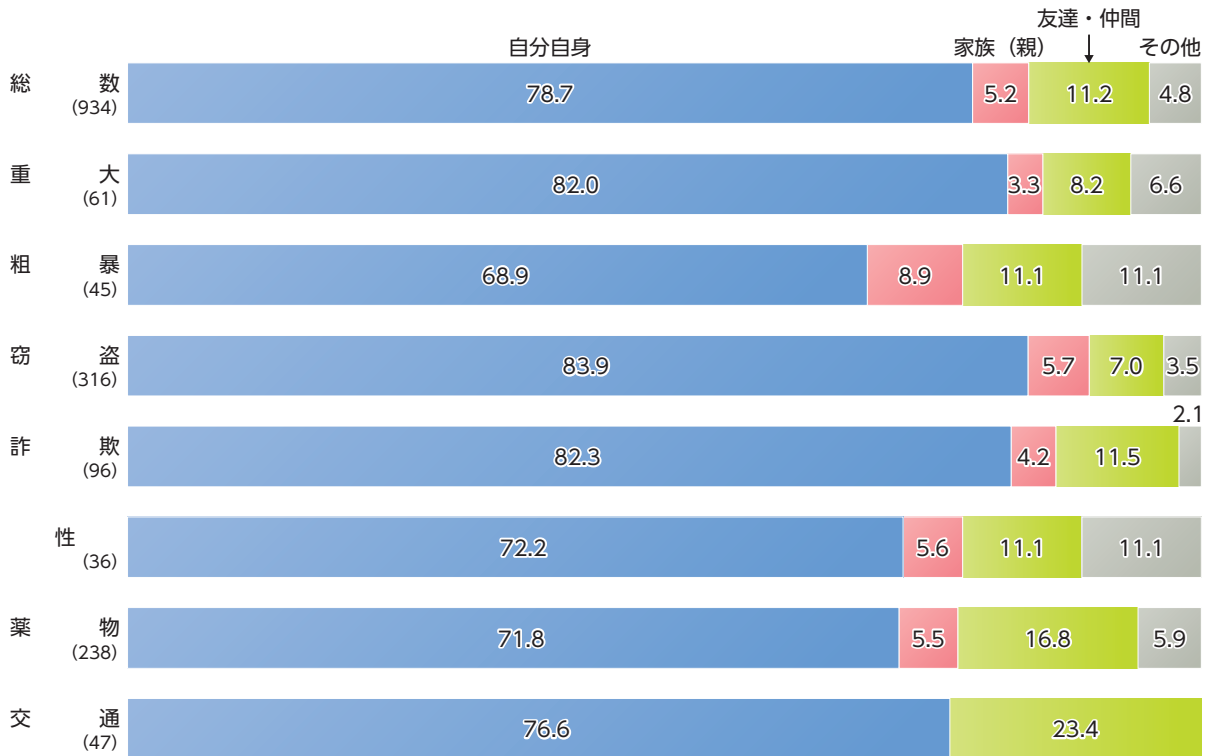
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 5 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 6 ()内は、実人員である。

3 犯罪・非行に対する意識

人々が犯罪・非行に走る原因に対する意識を犯罪類型別に見ると、8-4-3-11図のとおりである。対象者全体では、「自分自身」(78.7%)の構成比が最も高く、次いで、「友達・仲間」(11.2%)、「家族(親)」(5.2%)、「その他」(4.8%)の順であった。犯罪類型別では、「自分自身」とした者の構成比は、窃盗事犯類型(83.9%)が最も高く、次いで、詐欺事犯類型(82.3%)、重大事犯類型(82.0%)の順であり、粗暴犯類型(68.9%)が最も低かった。「友達・仲間」とした者の構成比は、交通事犯類型(23.4%)が最も高く、次いで、薬物事犯類型(16.8%)、詐欺事犯類型(11.5%)の順であり、窃盗事犯類型(7.0%)が最も低かった。「家族(親)」とした者の構成比は、粗暴犯類型(8.9%)が最も高く、次いで、窃盗事犯類型(5.7%)、性犯類型(5.6%)の順であり、交通事犯類型では該当者はいなかった。

なお、「その他」とした者の具体的な記述を見ると、犯罪類型にかかわらず、「育ってきた環境」や「社会の仕組み」など環境や社会を原因として挙げる者や、「全て当てはまらぬと思う」など「自分自身」、「家族(親)」及び「友達・仲間」の全てを原因として挙げる者が多かった一方、窃盗事犯類型及び薬物事犯類型では、「ストレス」、「欲求」、「快楽」などの人々の心理的要因に関する内容に原因があるとする認識を有している者もいた。

8-4-3-11 図 犯罪者 人々が犯罪・非行に走る原因（犯罪類型別）

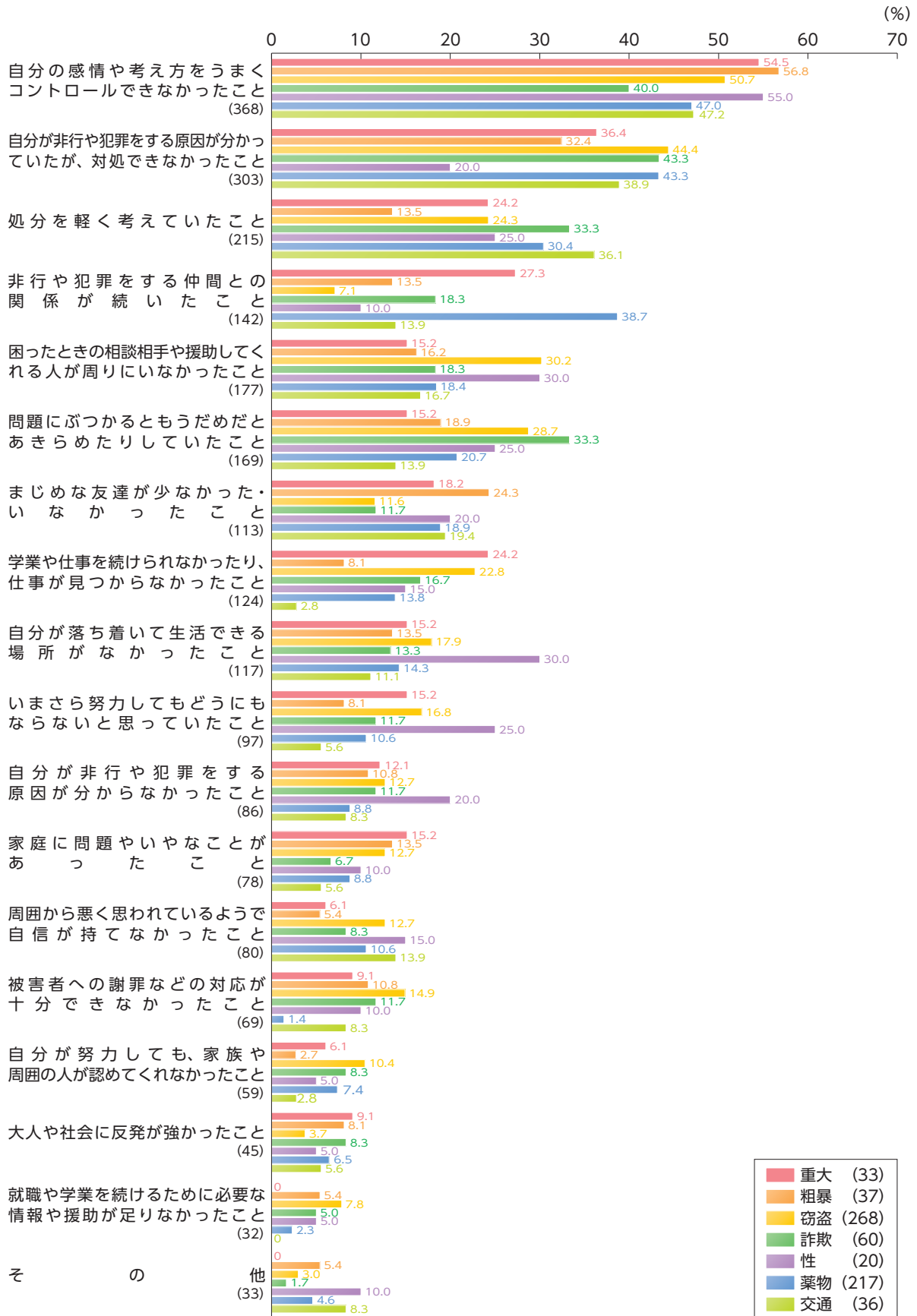


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 人々が犯罪・非行に走る原因が不詳の者を除く。
 3 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 4 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

対象者のうち、保護処分歴又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を犯罪類型別に見ると、8-4-3-12図のとおりである。重大事犯類型、粗暴犯類型、窃盗事犯類型、薬物事犯類型及び交通事犯類型は、いずれも「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」（それぞれ54.5%、56.8%、50.7%、47.0%、47.2%）が最も高く、次いで、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」（それぞれ36.4%、32.4%、44.4%、43.3%、38.9%）の順であった。詐欺事犯類型は、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」（43.3%）が最も高く、次いで、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」（40.0%）の順であり、性犯類型は、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」（55.0%）が最も高く、次いで、「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」及び「自分が落ち着いて生活できる場所がなかったこと」（それぞれ30.0%）の順であった。また、詐欺事犯類型は「処分を軽く考えていたこと」及び「問題にぶつかるともうだめだとあきらめたりしていたこと」（それぞれ33.3%）、薬物事犯類型は「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」（38.7%）、交通事犯類型は「処分を軽く考えていたこと」（36.1%）が、それぞれ3番目に高かった（総数及び総数における各項目の該当率については、CD-ROM参照）。

8-4-3-12図

犯罪者 自らの再犯・再非行の原因（犯罪類型別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

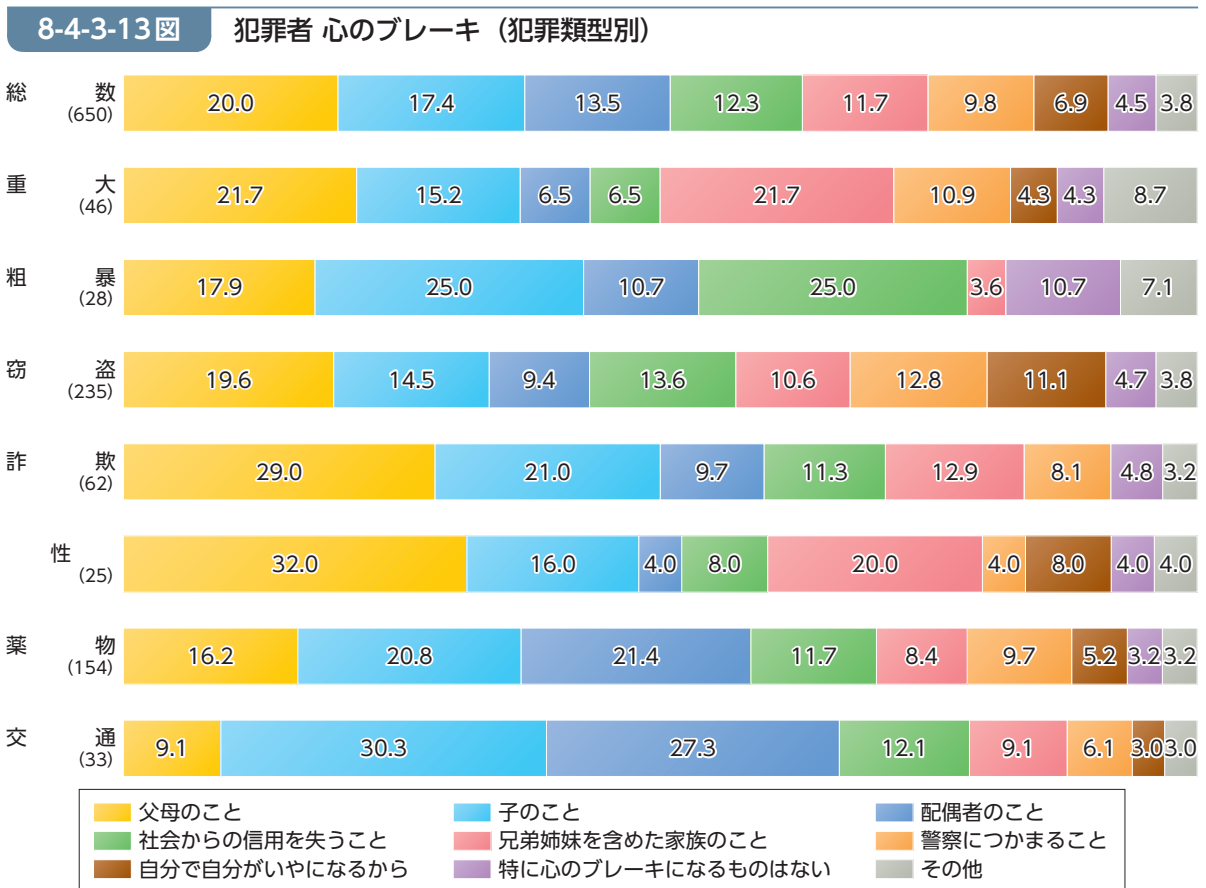
2 保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に限る。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。

5 凡例の（ ）内は、犯罪類型別の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものを犯罪類型別に見ると、**8-4-3-13図**のとおりである。対象者全体では、「父母のこと」(20.0%)の構成比が最も高く、次いで、「子のこと」(17.4%)、「配偶者のこと」(13.5%)の順であった。犯罪類型別では、重大事犯類型は、「父母のこと」及び「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(それぞれ21.7%)が最も高く、次いで、「子のこと」(15.2%)、「警察につかまること」(10.9%)の順であった。粗暴犯類型は、「子のこと」及び「社会からの信頼を失うこと」(それぞれ25.0%)が最も高く、次いで、「父母のこと」(17.9%)、「配偶者のこと」及び「特に心のブレーキになるものはない」(それぞれ10.7%)の順であった。窃盗事犯類型は、「父母のこと」(19.6%)が最も高く、次いで、「子のこと」(14.5%)、「社会からの信頼を失うこと」(13.6%)の順であった。詐欺事犯類型は、「父母のこと」(29.0%)が最も高く、次いで、「子のこと」(21.0%)、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(12.9%)の順であった。性犯類型は、「父母のこと」(32.0%)が最も高く、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(20.0%)、「子のこと」(16.0%)の順であった。薬物事犯類型は、「配偶者のこと」(21.4%)が最も高く、次いで、「子のこと」(20.8%)、「父母のこと」(16.2%)の順であった。交通事犯類型は、「子のこと」(30.3%)が最も高く、次いで、「配偶者のこと」(27.3%)、「社会からの信頼を失うこと」(12.1%)の順であった。

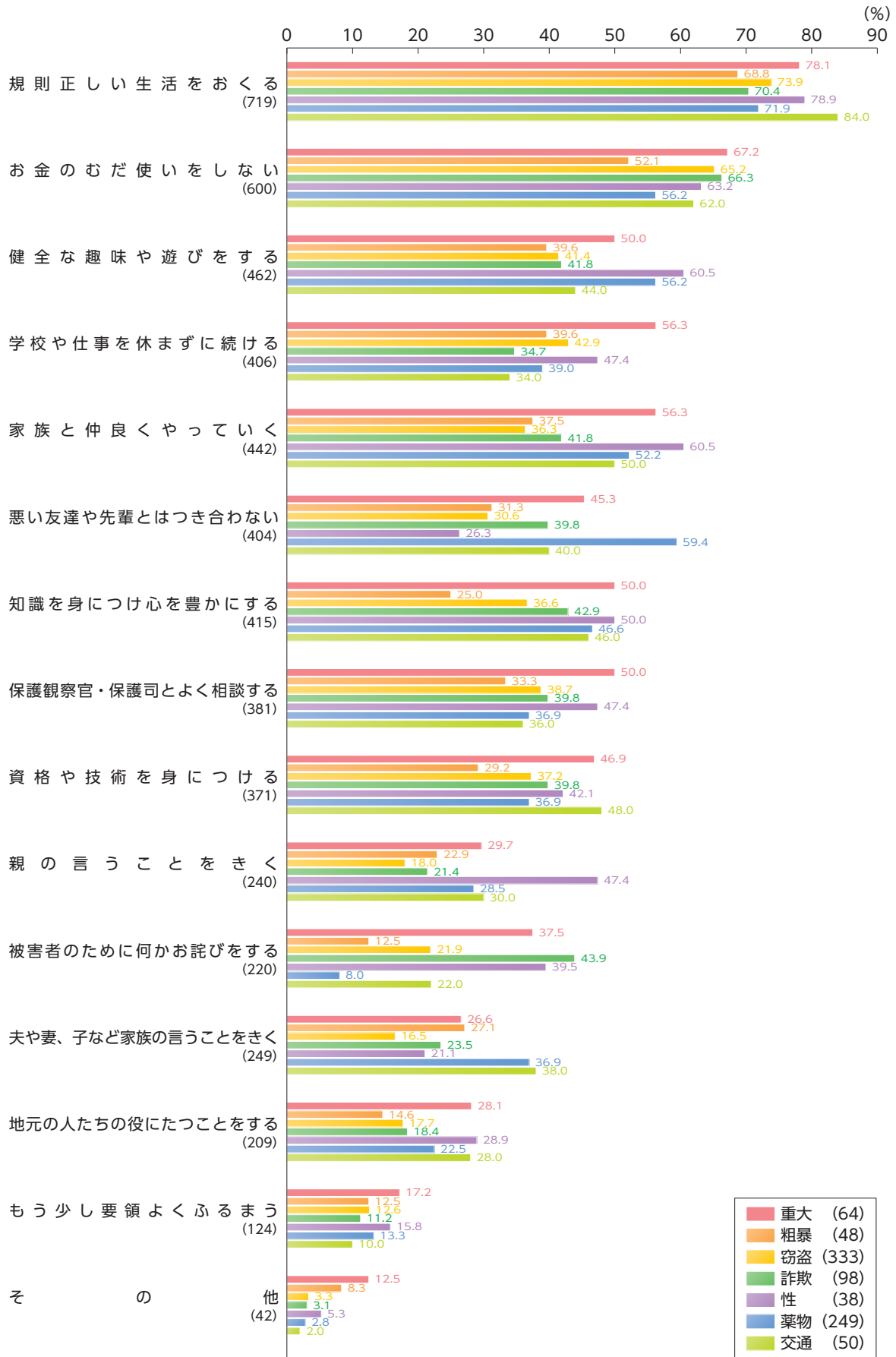


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。
 3 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 4 「総数」は、犯罪類型が7類型に含まれない者及び不詳の者を含む。
 5 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 6 ()内は、実人員である。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を犯罪類型別に見ると、**8-4-3-14図**のとおりである。全ての犯罪類型において、「規則正しい生活をおくる」が最も高かった。次いで高い項目は、薬物事犯類型では、「悪い友達や先輩とはつき合わない」(59.4%)であり、それ以外の犯罪類型では、「お金のむだ使いをしない」であった(総数及び総数における該当率を含め、CD-ROM参照)。

8-4-3-14 図

犯罪者 これからの生活で大切なもの (犯罪類型別)



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者(重複計上による。)の比率である。
 3 「犯罪類型」の分類は、8-1-1表による。
 4 凡例の()内は、犯罪類型別の実人員であり、縦軸の()内は、各項目に該当した者の人員である。

4 非行少年について

少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年）について、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識に関し、非行類型別の比較を行ったことにより判明した特徴的な点は、以下のとおりであった。

周囲の環境に対する意識では、「悩みを打ち明けられる人」のうち「ネット上の友達・知り合い」の該当率は、詐欺事犯類型（21.1%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（11.0%）の順であった。社会に対する満足度について、「満足」の構成比は、交通事犯類型（59.0%）が最も高かった（犯罪者については、[8-4-3-3図](#)及び[8-4-3-7図](#)参照）。

自分に関する意識では、「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ない」に該当する者の構成比は、重大事犯類型（55.6%）が最も高く、次いで、窃盗事犯類型（40.2%）が高かった（犯罪者については、[8-4-3-9図](#)参照）。

犯罪・非行に対する意識では、これからの生活で大切なものに関する項目のうち、「学校や仕事を休まずに続ける」の該当率は、窃盗事犯類型（82.9%）が最も高かった。「被害者のために何かお詫びをする」の該当率は、性犯類型（66.7%）が最も高く、次いで、重大事犯類型（52.6%）の順であった。「保護観察官・保護司とよく相談する」の該当率は、窃盗事犯類型（67.1%）が最も高かった一方、重大事犯類型（21.1%）が最も低く、次いで、交通事犯類型（34.2%）が低かった（犯罪者については、[8-4-3-14図](#)参照）。

第4節 犯罪・非行の進度の違いによる比較

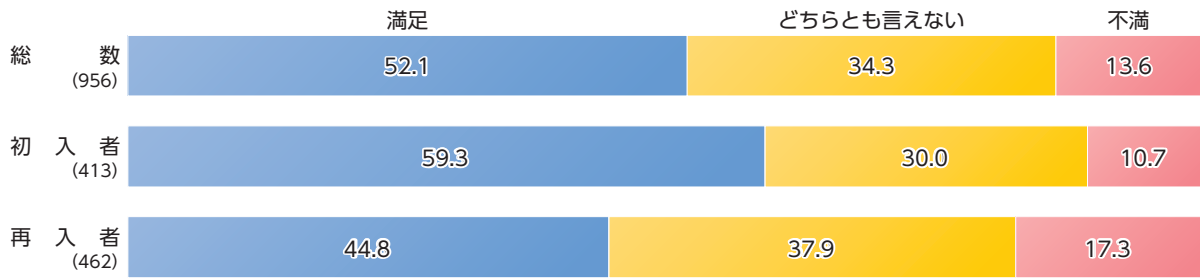
この節では、犯罪者と非行少年を分け、犯罪・非行の進度別に分析することとし、1～3項において、刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）について、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識を分析した後、4項において、少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年）について、特徴的な点を紹介する。

犯罪の進度については、[8-4-1-1表](#)の刑事施設への入所度数における「初入者」と「再入者」を比較することを中心に行い、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者（20歳以上の者）については特徴的な結果のみを紹介する。非行の進度については、過去に少年院送致歴、保護観察又は児童自立支援施設等送致歴がある者を「保護処分歴ありの者」、過去に少年院送致歴、保護観察又は児童自立支援施設等送致歴がいずれもない者を「保護処分歴なしの者」とし、それらの違いによる比較を行った。

1 周囲の環境に対する意識

家庭生活に対する満足度を対象者（刑事施設入所者及び保護観察対象者（20歳以上の者）をいう。以下この節において同じ。）の犯罪の進度別に見ると、[8-4-4-1図](#)のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では52.1%であり、初入者（59.3%）が再入者（44.8%）より高かった。また、「不満」の構成比は、対象者全体では13.6%であり、再入者（17.3%）が初入者（10.7%）より高かった。

8-4-4-1 図 犯罪者 家庭生活に対する満足度（初入者・再入者別）

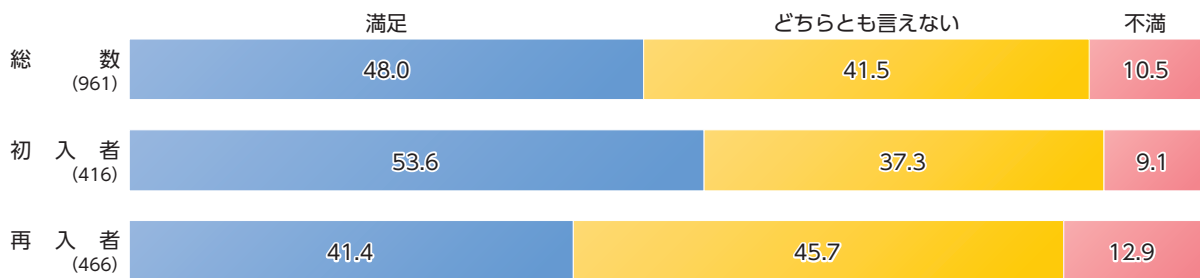


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

家庭生活を「不満」とする者の理由（本章第2節1項の*1参照）のうち、上位3項目を見ると、対象者全体では、「家庭に収入が少ない」（46.2%）の該当率が最も高く、次いで、「親が自分を理解してくれない」（16.9%）、「家庭内に争いごとがある」及び「家の周囲の環境が悪い」（それぞれ15.4%）の順であった。犯罪の進度別に見ると、「親が自分を理解してくれない」、「家庭内に争いごとがある」及び「家の周囲の環境が悪い」の該当率は、初入者（それぞれ20.5%、20.5%、18.2%）が再入者（それぞれ13.8%、12.5%、13.8%）より高かった。

友人関係に対する満足度を犯罪の進度別に見ると、8-4-4-2図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では48.0%であり、初入者（53.6%）が再入者（41.4%）より高かった。「不満」の構成比は、対象者全体では10.5%であり、再入者（12.9%）が初入者（9.1%）より高かった。

8-4-4-2 図 犯罪者 友人関係に対する満足度（初入者・再入者別）

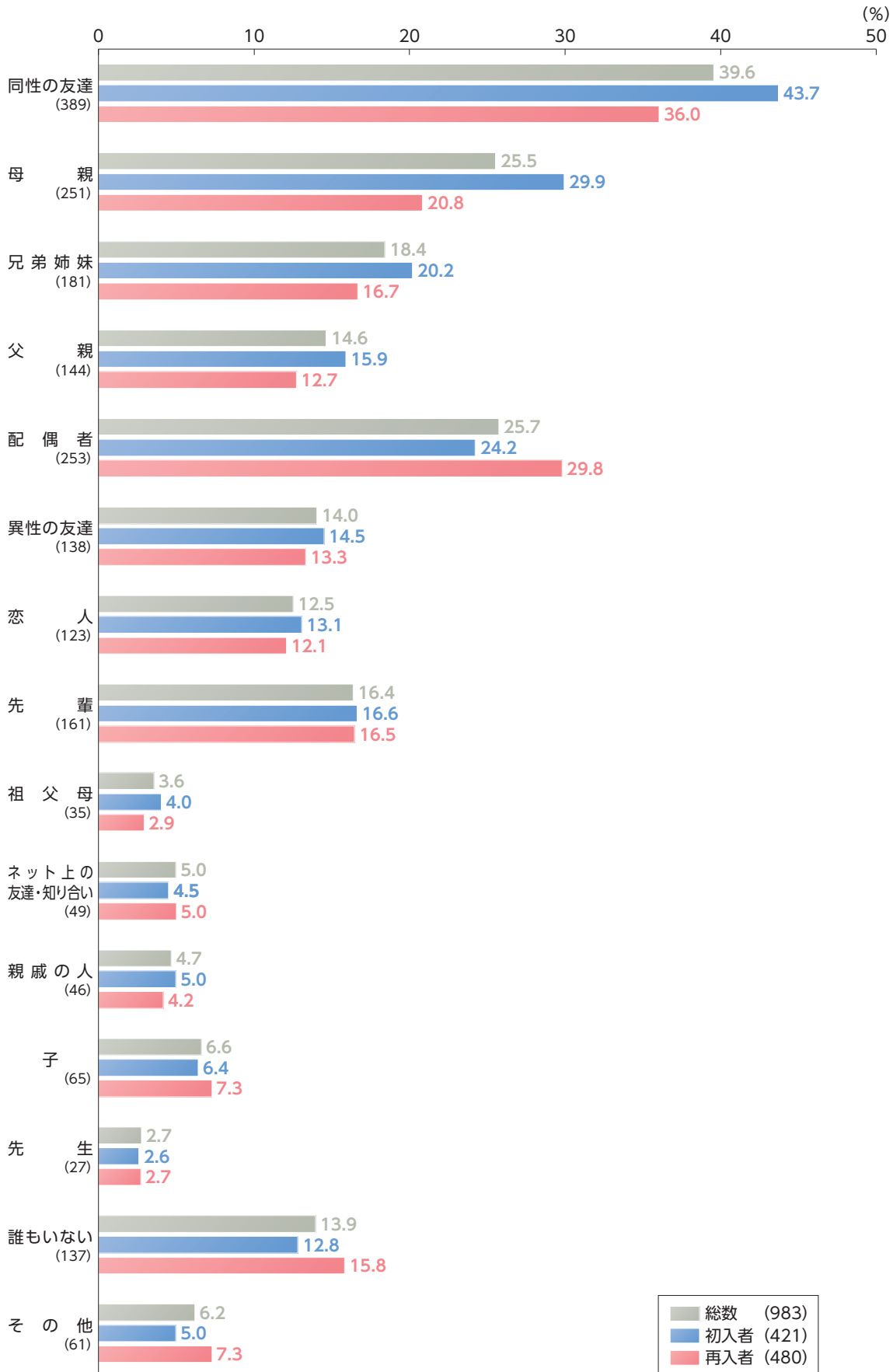


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 友人関係に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

対象者が日常的に接している家族や友達等を含む周囲の人々をどのように評価しているかなど周囲の人々との関係を見るため、「悩みを打ち明けられる人」の該当率を犯罪の進度別に見ると、8-4-4-3図のとおりである。対象者全体では、「同性の友達」（39.6%）の該当率が最も高く、次いで、「配偶者」（25.7%）、「母親」（25.5%）の順であった。初入者は、「同性の友達」（43.7%）の該当率が最も高く、次いで、「母親」（29.9%）、「配偶者」（24.2%）の順であった。再入者は、「同性の友達」（36.0%）が最も高く、次いで、「配偶者」（29.8%）、「母親」（20.8%）の順であった。

8-4-4-3 図

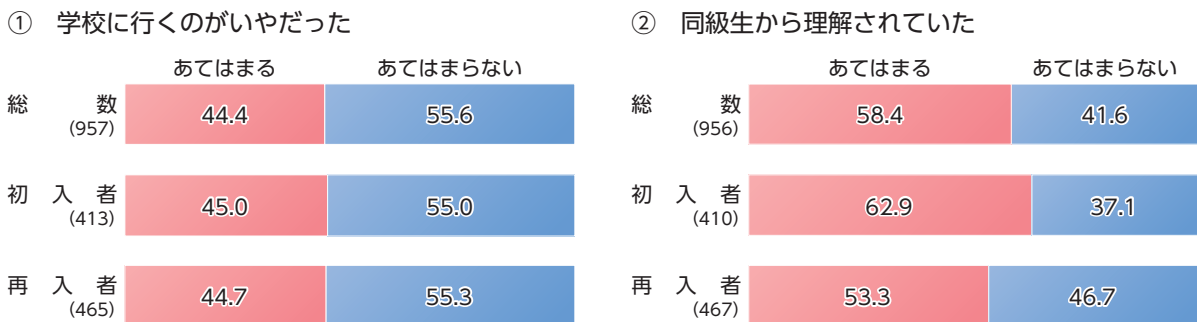
犯罪者 悩みを打ち明けられる人 (初入者・再入者別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 4 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 5 凡例の（ ）内は、総数及び初入者・再入者の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

対象者の学校生活に対する意識を見るため、「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-4図**のとおりである。「学校に行くのがいやだった」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では44.4%であった。犯罪の進捗別では、初入者（45.0%）と再入者（44.7%）で顕著な差が見られなかった。一方、「同級生から理解されていた」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では58.4%であり、初入者（62.9%）が再入者（53.3%）より高かった。

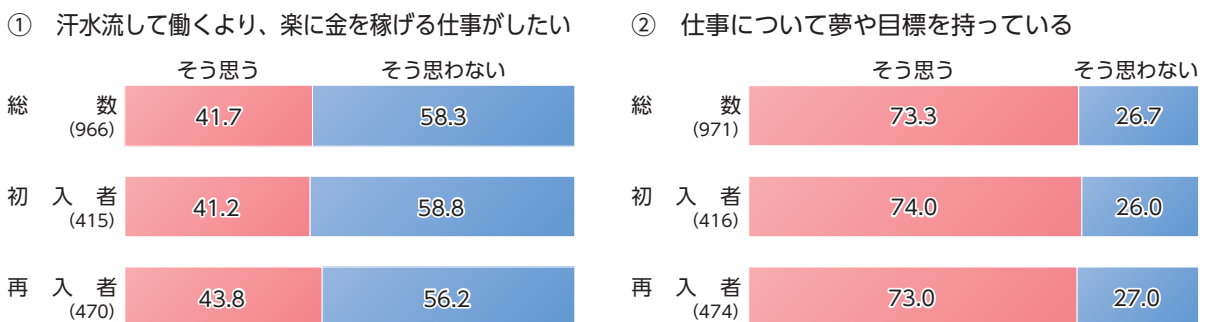
8-4-4-4図 犯罪者 学校生活に対する意識（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 学校生活に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「まったくあてはまらない」及び「あまりあてはまらない」を合計した構成比である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

対象者の就労に対する意識を見るため、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」及び「仕事について夢や目標を持っている」の項目について、「そう思う」及び「そう思わない」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-5図**のとおりである。「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では41.7%であり、初入者（41.2%）と再入者（43.8%）で顕著な差が見られなかった。なお、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者（20歳以上の者）は、初入者及び再入者と比較して「そう思う」に該当する者の構成比（31.3%）が顕著に低かった（CD-ROM参照）。「仕事について夢や目標を持っている」の項目について「そう思う」に該当する者の構成比は、対象者全体では73.3%であり、初入者（74.0%）と再入者（73.0%）で顕著な差が見られなかった。

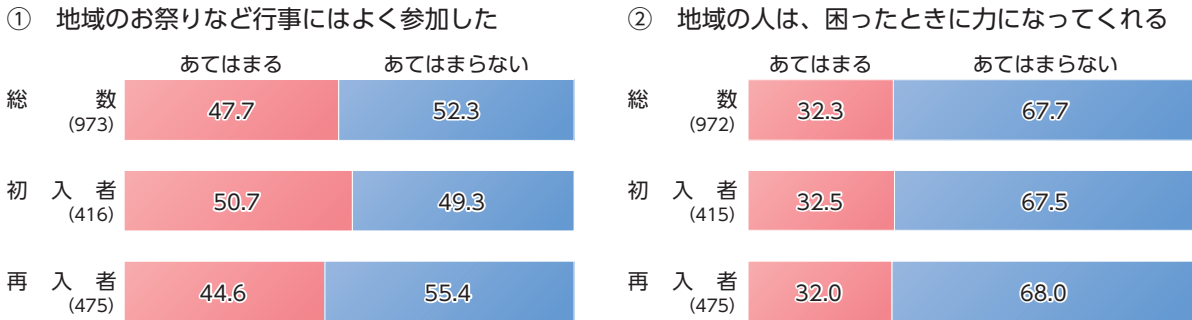
8-4-4-5図 犯罪者 就労に対する意識（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 就労に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「そう思う」は、「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「ぜんぜんそう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」を合計した構成比である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

対象者の地域社会に対する意識を見るため、「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」及び「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-6図のとおりである。「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では47.7%であり、初入者（50.7%）が再入者（44.6%）より高かった。「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、対象者全体では32.3%であり、初入者（32.5%）と再入者（32.0%）で顕著な差が見られなかった。

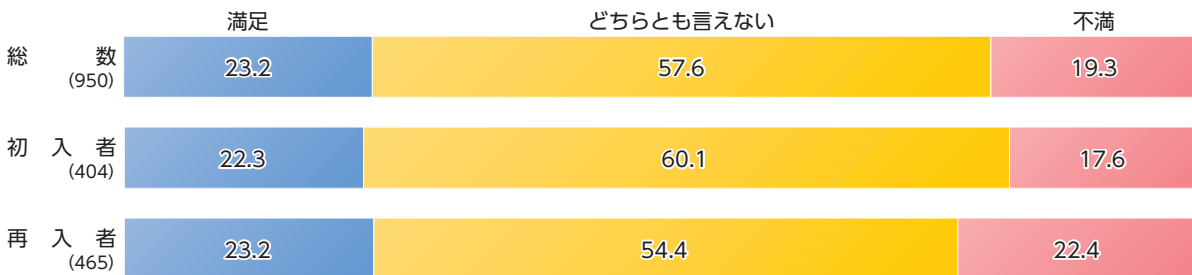
8-4-4-6図 犯罪者 地域社会に対する意識（初入者・再入者別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 地域社会に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「まったくあてはまらない」及び「あまりあてはまらない」を合計した構成比である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

社会に対する満足度を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-7図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では23.2%であり、初入者（22.3%）と再入者（23.2%）で顕著な差が見られなかった。一方、「不満」の構成比は、対象者全体では19.3%であり、再入者（22.4%）が初入者（17.6%）より高かった。

8-4-4-7図 犯罪者 社会に対する満足度（初入者・再入者別）



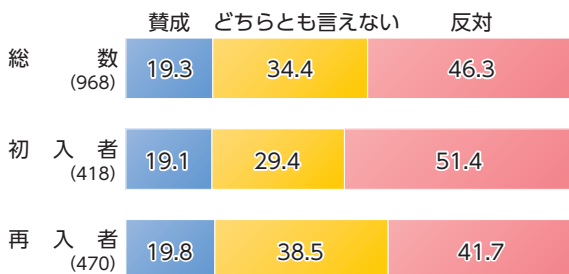
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 社会に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

2 自分に関する意識

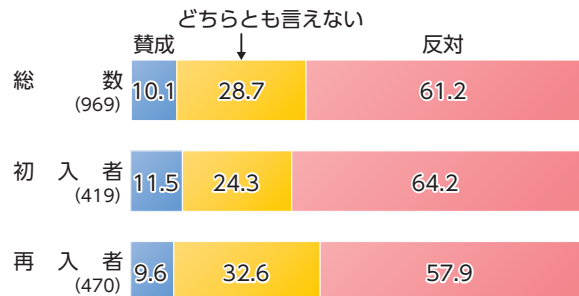
対象者の態度・価値観を見るため、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」、「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」及び「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、「賛成」、「どちらとも言えない」及び「反対」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-8図**のとおりである。「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」の項目について、対象者全体における「賛成」に該当する者の構成比は19.3%、「反対」に該当する者の構成比は46.3%であった。犯罪の進捗別では、「賛成」に該当する者の構成比は、初入者（19.1%）と再入者（19.8%）で顕著な差が見られず、「反対」に該当する者の構成比は初入者（51.4%）が再入者（41.7%）より高かった。「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」の項目について、対象者全体における「賛成」に該当する者の構成比は10.1%、「反対」に該当する者の構成比は61.2%であった。犯罪の進捗別では、「賛成」に該当する者の構成比は、初入者（11.5%）と再入者（9.6%）で顕著な差が見られず、「反対」に該当する者の構成比は、初入者（64.2%）が再入者（57.9%）より高かった。「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、対象者全体における「賛成」に該当する者の構成比は79.6%、「反対」に該当する者の構成比は1.8%であった。犯罪の進捗別では、「賛成」に該当する者の構成比は、初入者（83.0%）が再入者（77.7%）より高く、「反対」に該当する者の構成比は、初入者（1.4%）と再入者（1.5%）で顕著な差が見られなかった。

8-4-4-8図 犯罪者 態度・価値観（初入者・再入者別）

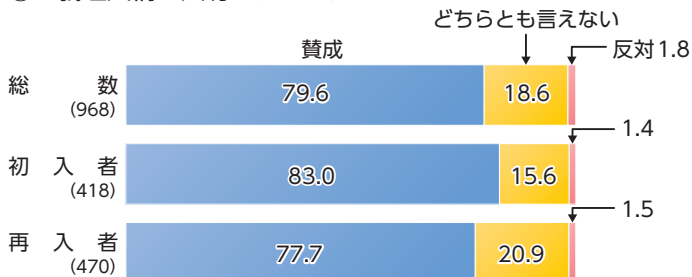
① 悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい



② 自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ



③ 義理人情を大切にすべきだ

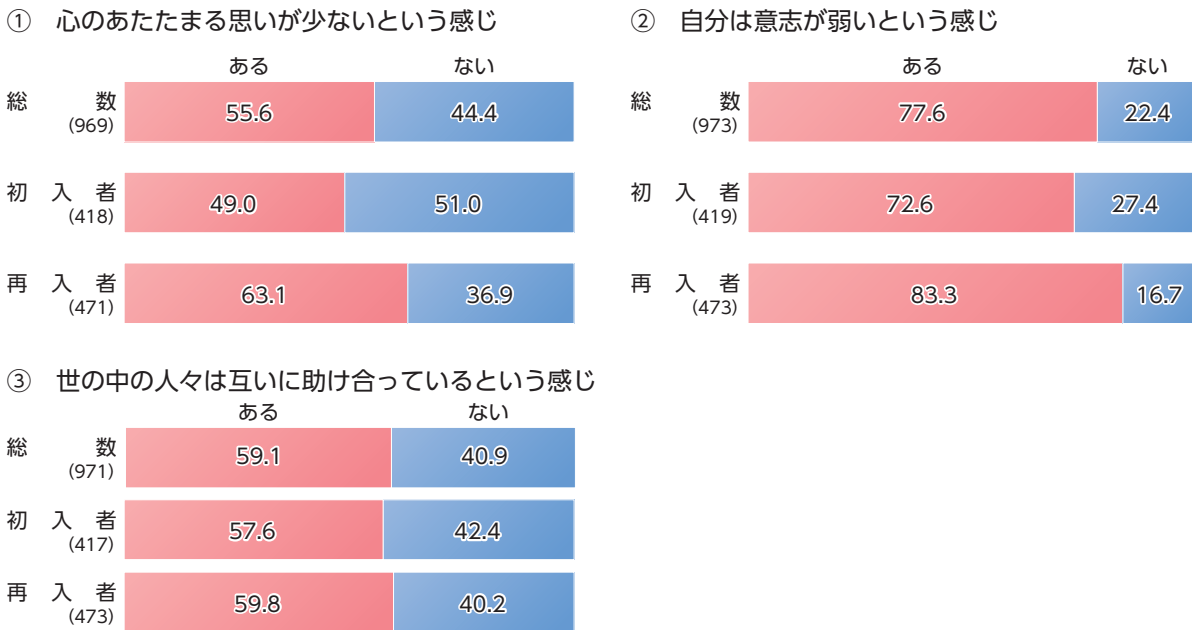


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 態度・価値観の各項目が不詳の者を除く。
 3 「賛成」は、「賛成」及び「やや賛成」を合計した構成比であり、「反対」は、「反対」及び「やや反対」を合計した構成比である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 ()内は、実人員である。

対象者の自己意識を見るため、「心のあたたま思いが少ないという感じ」、「自分は意志が弱いという感じ」及び「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ある」及び「ない」の構成比を犯罪の進捗別に見ると、**8-4-4-9図**のとおりである。「心のあたたま思いが少な

いという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では55.6%であり、犯罪の進捗別では、再入者（63.1%）が初入者（49.0%）より高かった。「自分は意志が弱いという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では77.6%であり、再入者（83.3%）が初入者（72.6%）より高かった。「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について「ある」に該当する者の構成比は、対象者全体では59.1%であり、初入者（57.6%）と再入者（59.8%）で顕著な差が見られなかった。

8-4-4-9図 犯罪者 自己意識（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自己意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「ある」は、「よくある」及び「ときどきある」を合計した構成比であり、「ない」は、「まったくない」及び「あまりない」を合計した構成比である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 () 内は、実人員である。

自分の生き方に対する満足度を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-10図のとおりである。「満足」の構成比は、対象者全体では21.1%であり、初入者（23.9%）が再入者（16.6%）より高かった。「不満」の構成比は、対象者全体では37.5%であり、再入者（41.1%）が初入者（35.3%）より高かった。なお、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者（20歳以上の者）は、初入者及び再入者と比較して「満足」の構成比（33.3%）が顕著に高く、「不満」の構成比（28.4%）が顕著に低かった（CD-ROM参照）。

8-4-4-10図 犯罪者 自分の生き方に対する満足度（初入者・再入者別）

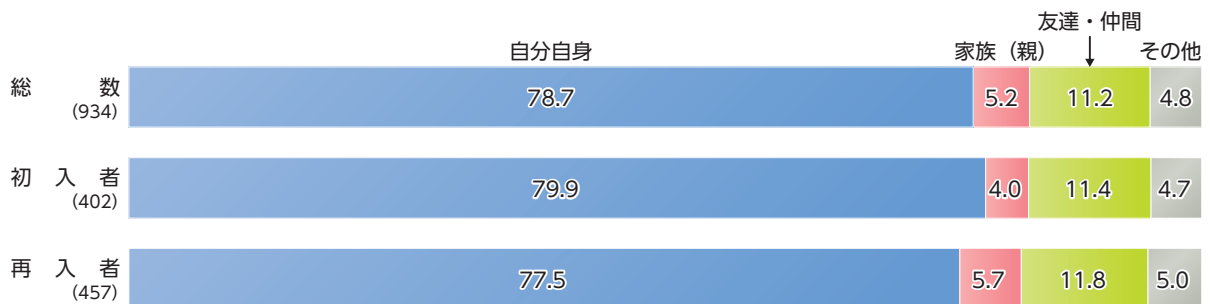


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 5 () 内は、実人員である。

3 犯罪・非行に対する意識

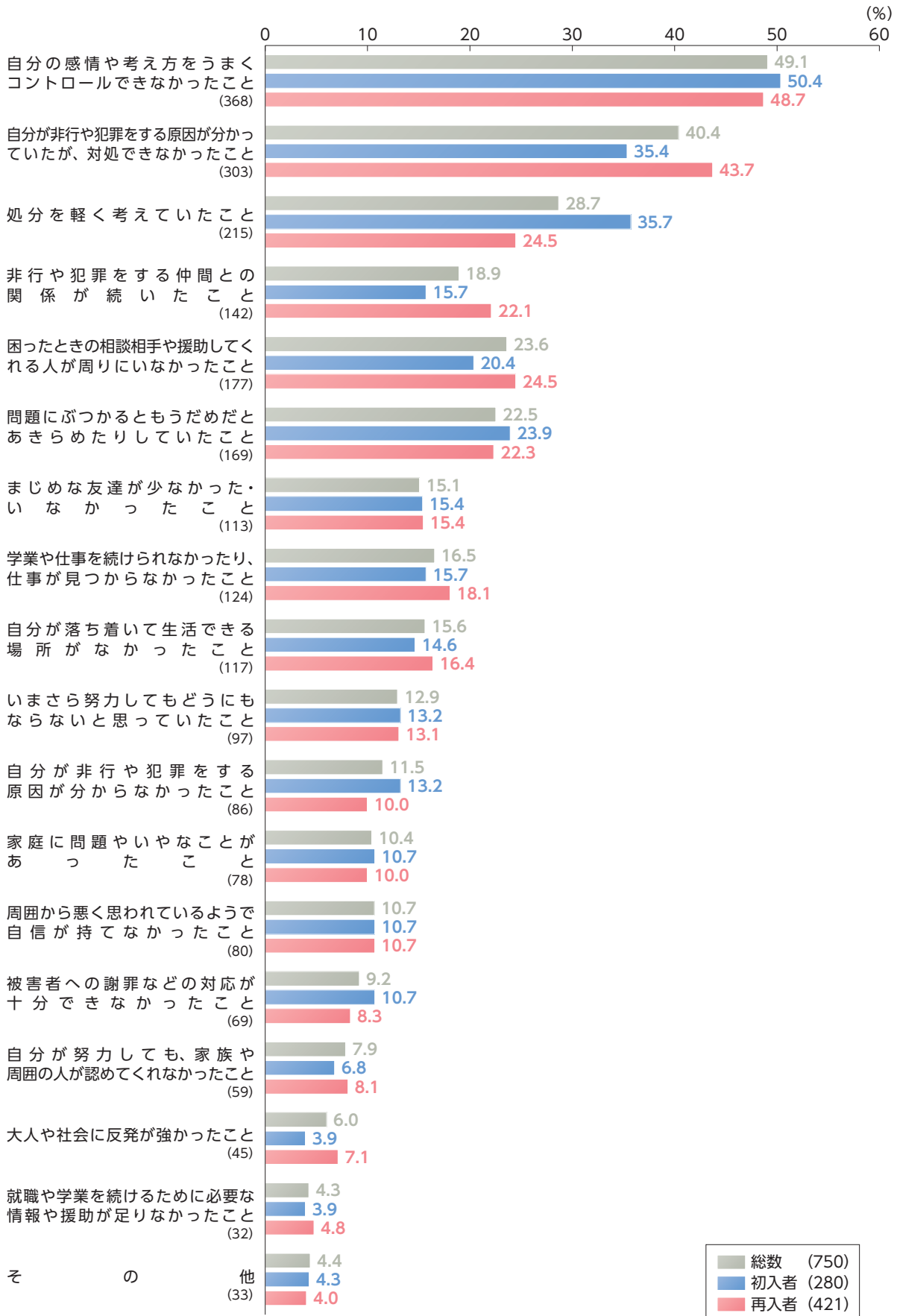
人々が犯罪や非行に走る原因に対する意識を犯罪の進度別に見ると、**8-4-4-11図**のとおりである。対象者全体では、「自分自身」(78.7%)の構成比が最も高く、次いで、「友達・仲間」(11.2%)、「家族(親)」(5.2%)、「その他」(4.8%)の順であった。犯罪の進度別では、初入者は、「自分自身」(79.9%)が最も高く、次いで、「友達・仲間」(11.4%)、「その他」(4.7%)、「家族(親)」(4.0%)の順であり、再入者は、「自分自身」(77.5%)が最も高く、次いで、「友達・仲間」(11.8%)、「家族(親)」(5.7%)、「その他」(5.0%)の順であった。

8-4-4-11図 犯罪者 人々が犯罪・非行に走る原因(初入者・再入者別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 人々が犯罪・非行に走る原因が不詳の者を除く。
 3 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者(20歳以上の者)及び不詳の者を含む。
 4 ()内は、実人員である。

対象者のうち、保護処分歴又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を犯罪の進度別に見ると、**8-4-4-12図**のとおりである。対象者全体では、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(49.1%)の該当率が最も高く、次いで、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(40.4%)、「処分を軽く考えていたこと」(28.7%)の順であった。犯罪の進度別では、初入者は、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(50.4%)が最も高く、次いで、「処分を軽く考えていたこと」(35.7%)、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(35.4%)の順であり、再入者は、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(48.7%)が最も高く、次いで、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(43.7%)、「処分を軽く考えていたこと」及び「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」(それぞれ24.5%)の順であった。なお、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者(20歳以上の者)は、初入者及び再入者と比較して「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」(33.3%)が顕著に高かった(CD-ROM参照)。



注 1 法務総合研究所の調査による。

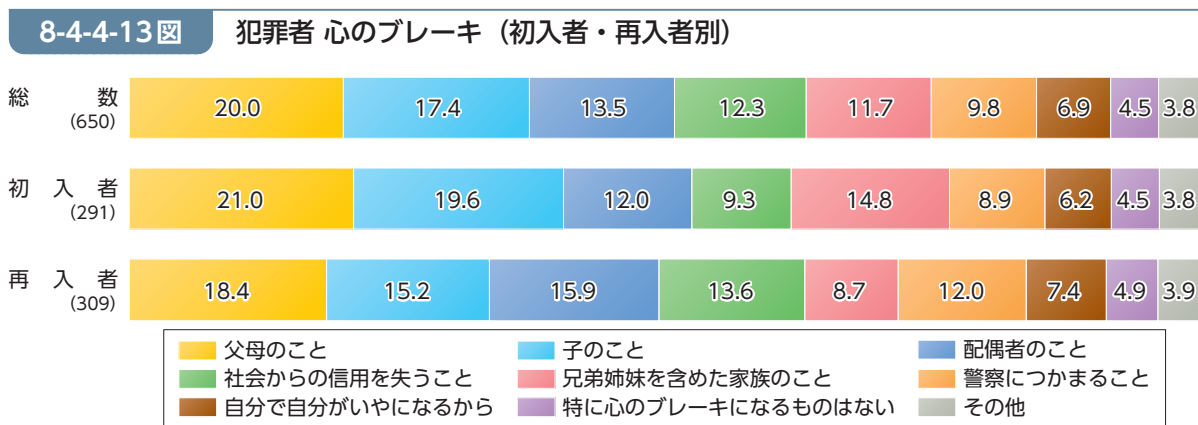
2 保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に限る。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。

5 凡例の（ ）内は、総数及び初入者・再入者の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

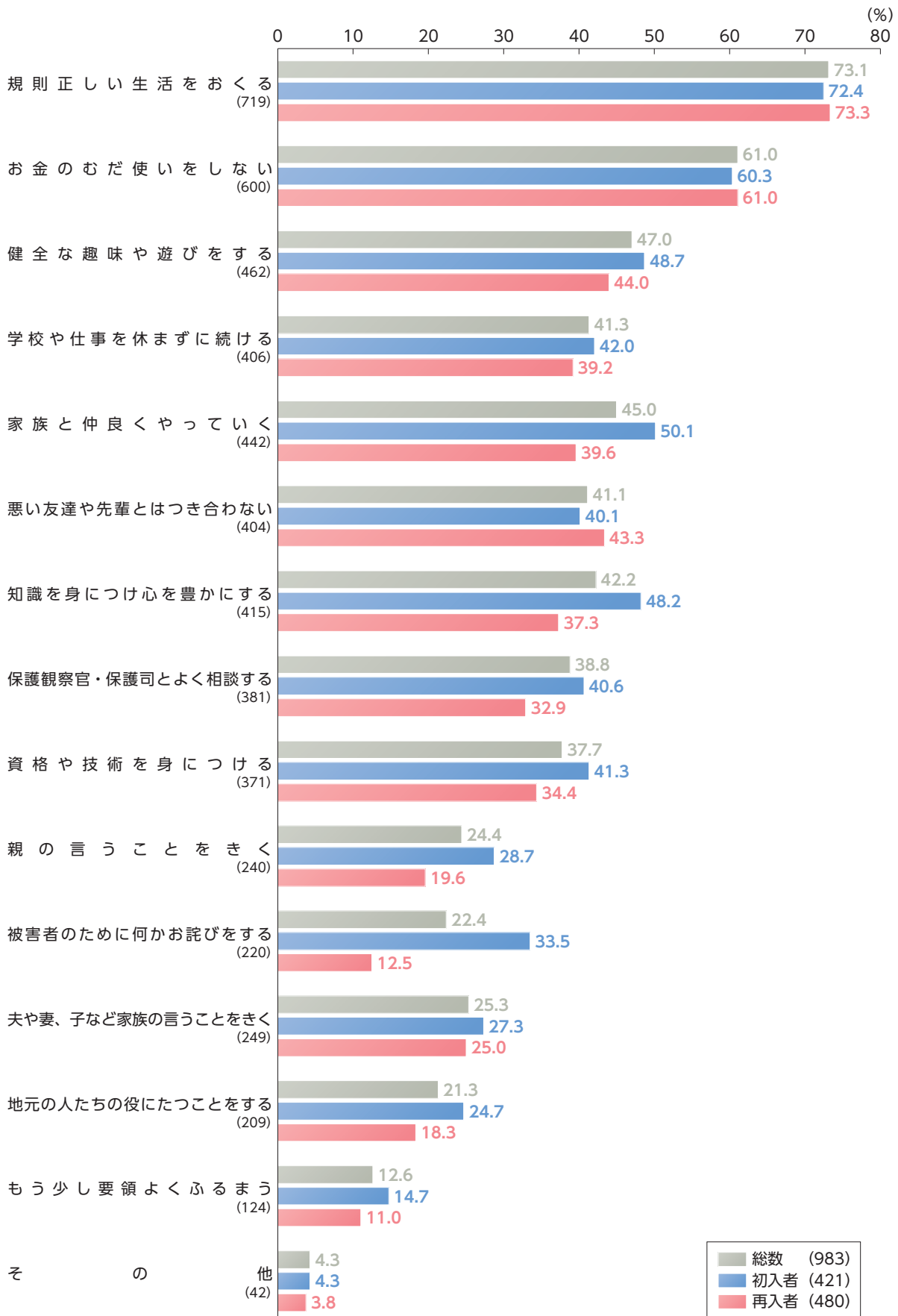
法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものを犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-13図のとおりである。対象者全体では、「父母のこと」(20.0%)の構成比が最も高く、次いで、「子のこと」(17.4%)、「配偶者のこと」(13.5%)の順であった。犯罪の進捗別では、初入者は、「父母のこと」(21.0%)が最も高く、次いで、「子のこと」(19.6%)、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」(14.8%)の順であり、再入者は、「父母のこと」(18.4%)が最も高く、次いで、「配偶者のこと」(15.9%)、「子のこと」(15.2%)の順であった。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。
 3 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 4 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 5 ()内は、実人員である。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を犯罪の進捗別に見ると、8-4-4-14図のとおりである。対象者全体では、「規則正しい生活をおくる」(73.1%)が最も高く、次いで、「お金のむだ使いをしない」(61.0%)、「健全な趣味や遊びをする」(47.0%)の順であった。犯罪の進捗別では、初入者は、「規則正しい生活をおくる」(72.4%)が最も高く、次いで、「お金のむだ使いをしない」(60.3%)、「家族と仲良くやっていく」(50.1%)の順であり、再入者は、「規則正しい生活をおくる」(73.3%)が最も高く、次いで、「お金のむだ使いをしない」(61.0%)、「健全な趣味や遊びをする」(44.0%)の順であった。「被害者のために何かお詫びをする」を見ると、初入者(33.5%)が再入者(12.5%)より顕著に高かった。なお、刑事施設への入所度数なしの保護観察対象者(20歳以上の者)は、初入者及び再入者と比較して「保護観察官・保護司とよく相談する」(63.0%)が顕著に高かった(CD-ROM参照)。

8-4-4-14 図 犯罪者 これからの生活で大切なもの（初入者・再入者別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 「総数」は、刑事施設への入所度数がなしの保護観察対象者（20歳以上の者）及び不詳の者を含む。
 4 凡例の（ ）内は、総数及び初入者・再入者の実人員であり、縦軸の（ ）内は、各項目に該当した者の人員である。

4 非行少年について

少年鑑別所入所者及び保護観察対象者（少年）について、周囲の環境に対する意識、自分に関する意識及び犯罪・非行に対する意識に関し、非行進度別の比較を行ったことにより判明した特徴的な点は、以下のとおりであった。

周囲の環境に対する意識では、友人関係に対する満足度について、「不満」の構成比は、保護処分歴ありの者（10.1%）が、保護処分歴なしの者（3.1%）より高かった。悩みを打ち明けられる人のうち「異性の友達」の該当率は、保護処分歴ありの者（34.9%）が、保護処分歴なしの者（22.6%）より高かった。学校生活に対する意識について、「学校に行くのがいやだった」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、保護処分歴ありの者（57.8%）が、保護処分歴なしの者（40.5%）より高かった。「同級生から理解されていた」の項目について「あてはまる」に該当する者の構成比は、保護処分歴なしの者（81.0%）が、保護処分歴ありの者（68.5%）より高かった（犯罪者については、[8-4-4-2図](#)、[8-4-4-3図](#)及び[8-4-4-4図](#)参照）。

自分に関する意識では、「心のあたたまる思いが少ないという感じ」の項目について、「ある」に該当する者の構成比は、保護処分歴ありの者（31.7%）が、保護処分歴なしの者（22.0%）より高かった。自分の生き方に対する満足度について、「不満」の構成比は、保護処分歴ありの者（24.4%）が、保護処分歴なしの者（16.4%）より高かった（犯罪者については、[8-4-4-9図](#)及び[8-4-4-10図](#)参照）。

犯罪・非行に対する意識では、人々が犯罪や非行に走る原因に対する意識について、「自分自身」とした者の構成比は、保護処分歴なしの者（71.1%）が、保護処分歴ありの者（58.5%）より高かった。これからの生活で大切なものに関する項目のうち、「保護観察官・保護司とよく相談する」の該当率は、保護処分歴ありの者（64.3%）が、保護処分歴なしの者（40.4%）より高かった（犯罪者については、[8-4-4-11図](#)及び[8-4-4-14図](#)参照）。

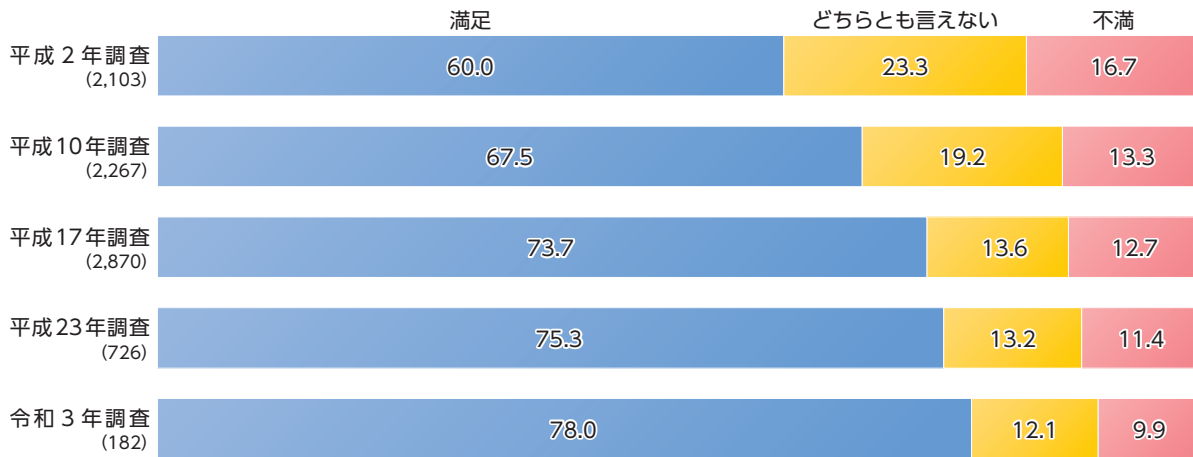
第5節 前回までの調査との比較

この節では、今回の調査対象者（本章第1節参照）のうち、少年鑑別所入所者について、調査年別に前回までの調査（平成2年調査、10年調査、17年調査及び23年調査。ただし、質問項目によって新設・削除項目があり、全ての調査年と比較できない場合がある。以下この節において同じ。）との比較を行う。

1 周囲の環境に対する意識

家庭生活に対する満足度を調査年別に見ると、[8-4-5-1図](#)のとおりである。「満足」の構成比は、平成10年調査以降一貫して上昇しており、今回の調査では、8割近くに達した。「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比は、いずれも一貫して低下した。

8-4-5-1 図 少年鑑別所入所者 家庭生活に対する満足度（調査年別）



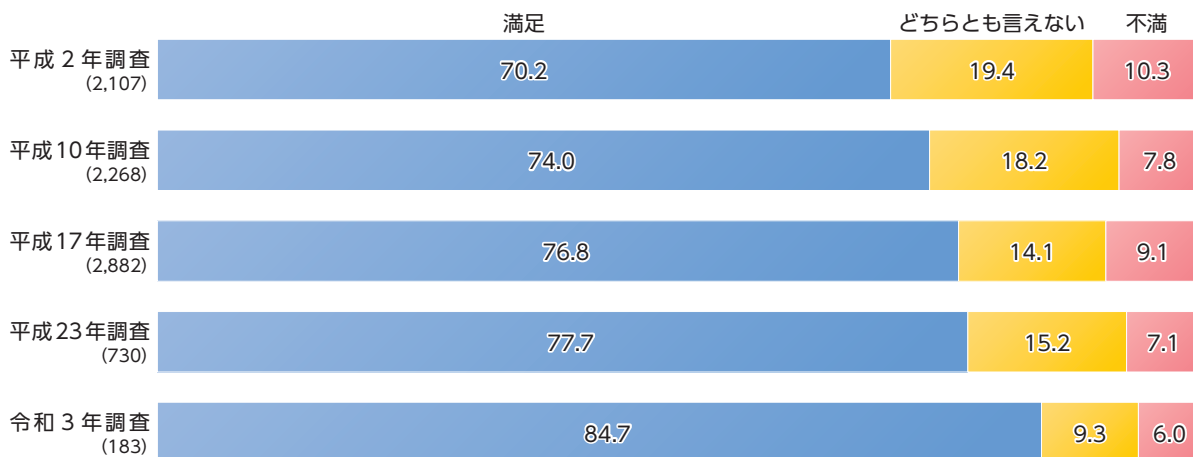
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 家庭生活に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

家庭生活を「不満」とする者の主要な理由（*）についての該当率を見ると、「家庭に収入が少ない」の該当率は、平成10年調査以降上昇し、23年調査（以下この節において「前回の調査」という。）では47.0%であったが、今回の調査では11.1%に低下した。一方、「親が自分を理解してくれない」は、10年調査以降低下し続け、前回の調査では42.2%であったが、今回の調査では55.6%に上昇した。

* 本章第2節1項の*1の選択肢から、「配偶者の愛情が足りない」、「配偶者が自分を理解してくれない」、「子供がなつかない」、「子供がいうことを聞かない」及び「同居者との関係がよくない」、「家族と同居したい」を除いた選択肢について、前回までの調査との比較を行った。

友人関係に対する満足度を調査年別に見ると、8-4-5-2 図のとおりである。「満足」の構成比は、平成10年調査以降一貫して上昇しており、今回の調査では8割を超えた。

8-4-5-2 図 少年鑑別所入所者 友人関係に対する満足度（調査年別）



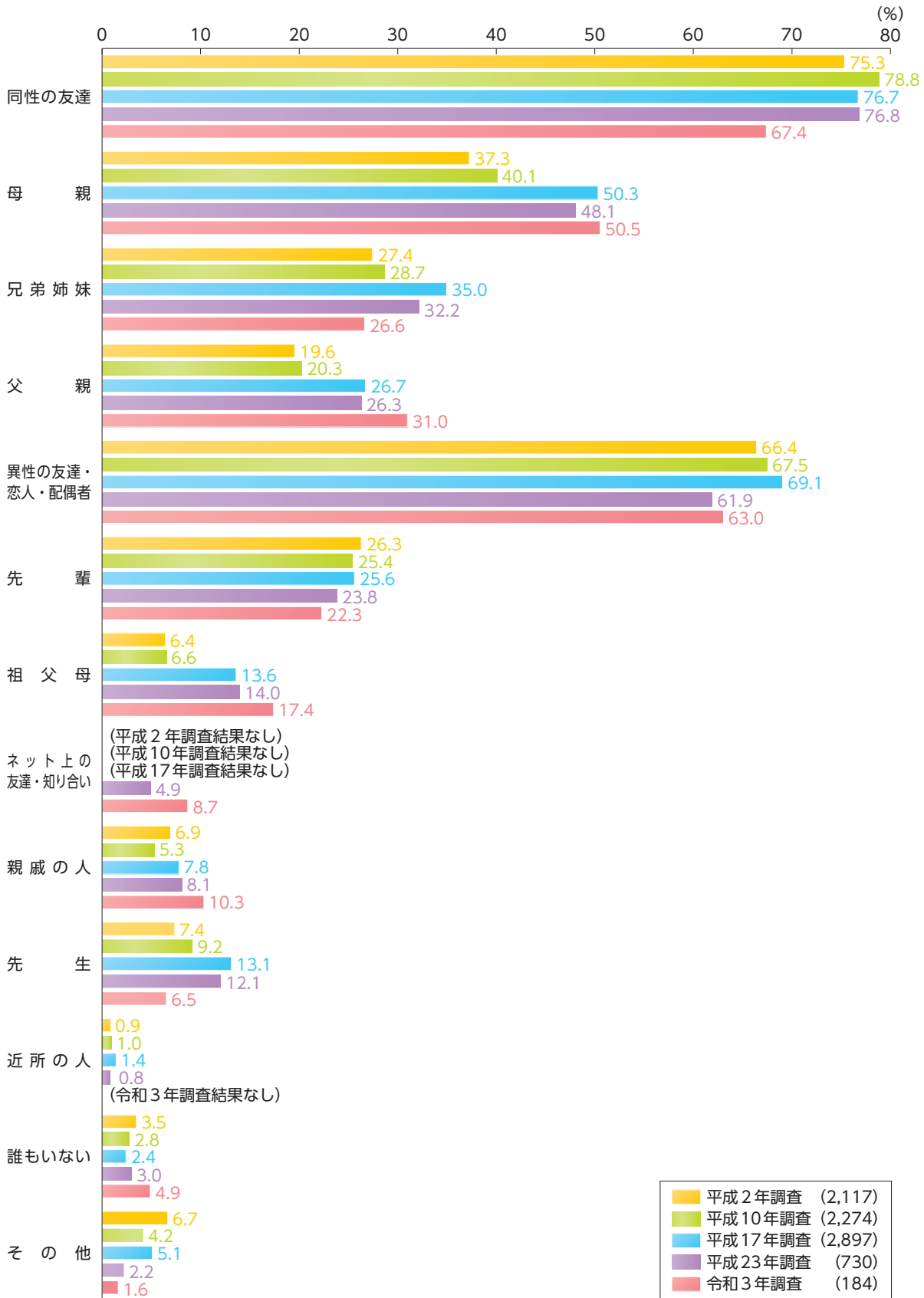
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 友人関係に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

友人関係を「不満」とする者の主要な理由（本章第2節1項の*2参照）についての該当率を見ると、今回の調査では、「気の合う友達がない」が最も高かった（54.5%。前回の調査から10.3pt上昇）。一方、前回の調査で最も高かった「お互いに心を打ち明け合うことができない」（55.8%）は、今回の調査では27.3%に半減した。

対象者が日常的に接している家族や友達等を含む周囲の人々をどのように評価しているかなど周囲の人々との関係を見るため、「悩みを打ち明けられる人」の該当率を調査年別に見ると、**8-4-5-3図**のとおりである。前回の調査から「ネット上の友達・知り合い」の項目が新設されたこと、今回の調査では、「近所の人」の項目が削除され、「子」の項目が新設されたことに留意を要するが、今回の調査においても、上位3項目は、前回までの調査と同じであり、「同性の友達」（67.4%）が最も高く、次いで、「異性の友達・恋人・配偶者」（63.0%）、「母親」（50.5%）の順であった。また、「父親」、「祖父母」及び「親戚の人」の該当率は、いずれも上昇傾向が見られた。

8-4-5-3 図

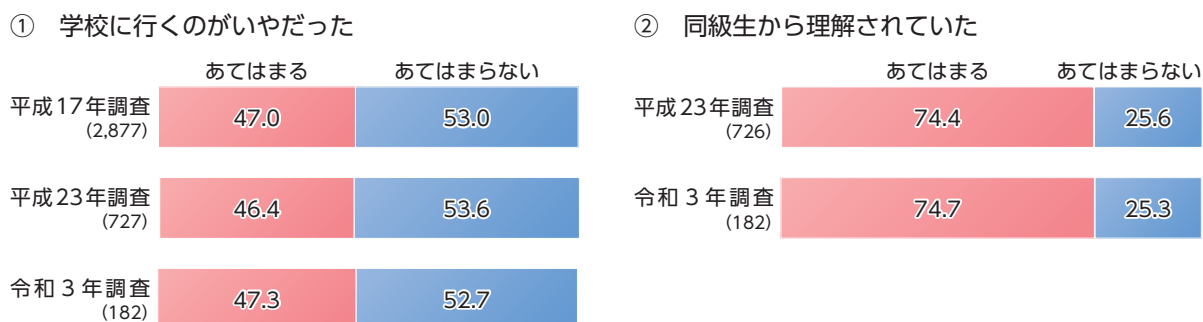
少年鑑別所入所者 悩みを打ち明けられる人 (調査年別)



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 「異性の友達・恋人・配偶者」は、令和3年調査では「異性の友達」、「恋人」又は「配偶者」のいずれかに該当した者の合計である。
 4 「配偶者」は、内縁関係及び事実婚を含む。
 5 「ネット上の友達・知り合い」は、平成23年調査から新設した項目である。
 6 「近所の人」は、令和3年調査から削除した項目である。
 7 令和3年調査からの新設項目である「子」については、該当した者はいなかった。
 8 () 内は、調査年別の実人員である。

対象者の学校生活に対する意識を見るため、「学校に行くのがいやだった」及び「同級生から理解されていた」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を調査年別に見ると、**8-4-5-4図**のとおりである。いずれの調査年においても、「学校に行くのがいやだった」は、「あてはまる」が半数近くを占め、「同級生から理解されていた」は、「あてはまる」が7割を超えた。

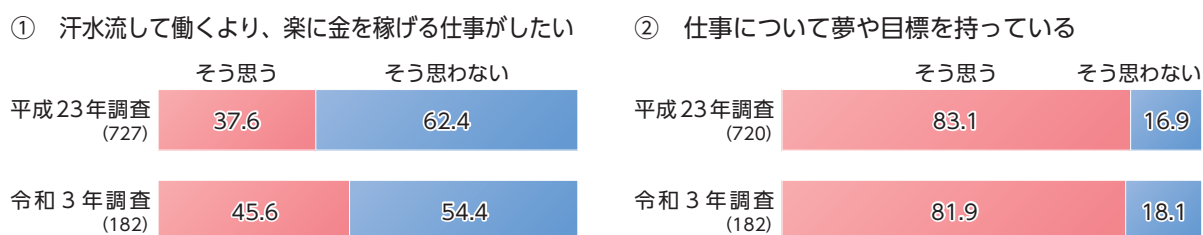
8-4-5-4図 少年鑑別所入所者 学校生活に対する意識（調査年別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 学校生活に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「まったくあてはまらない」及び「あまりあてはまらない」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

対象者の就労に対する意識を見るため、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」及び「仕事について夢や目標を持っている」の項目について、「そう思う」及び「そう思わない」の構成比を調査年別に見ると、**8-4-5-5図**のとおりである。「仕事について夢や目標を持っている」は、「そう思う」の構成比が前回の調査及び今回の調査共に8割を超える水準を維持している一方、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」は、「そう思う」の構成比が、前回の調査（37.6%）より上昇し、今回の調査では45.6%であった。

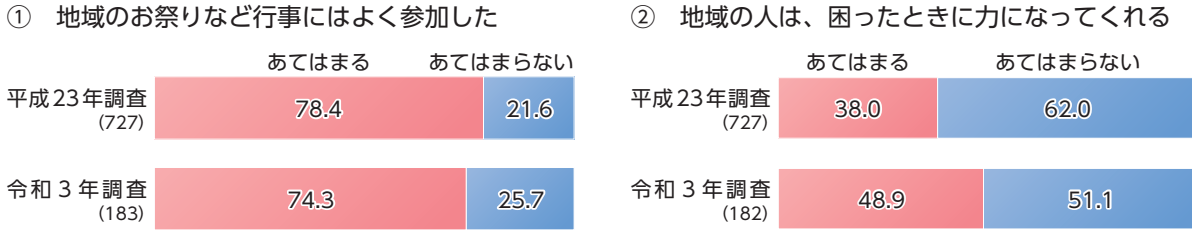
8-4-5-5図 少年鑑別所入所者 就労に対する意識（調査年別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 就労に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「そう思う」は、「とてもそう思う」及び「どちらかといえばそう思う」を合計した構成比であり、「そう思わない」は、「ぜんぜんそう思わない」及び「どちらかといえばそう思わない」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

対象者の地域社会に対する意識を見るため、「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」及び「地域の人は、困ったときに力になってくれる」の項目について、「あてはまる」及び「あてはまらない」の構成比を調査年別に見ると、**8-4-5-6図**のとおりである。「地域のお祭りなど行事にはよく参加した」は、今回の調査（74.3%）においても、「あてはまる」の構成比が7割を超えたものの、前回の調査（78.4%）に比べてやや低下した。一方、「地域の人は、困ったときに力になってくれる」は、「あてはまる」の構成比が、前回の調査（38.0%）より上昇し、今回の調査では48.9%であった。

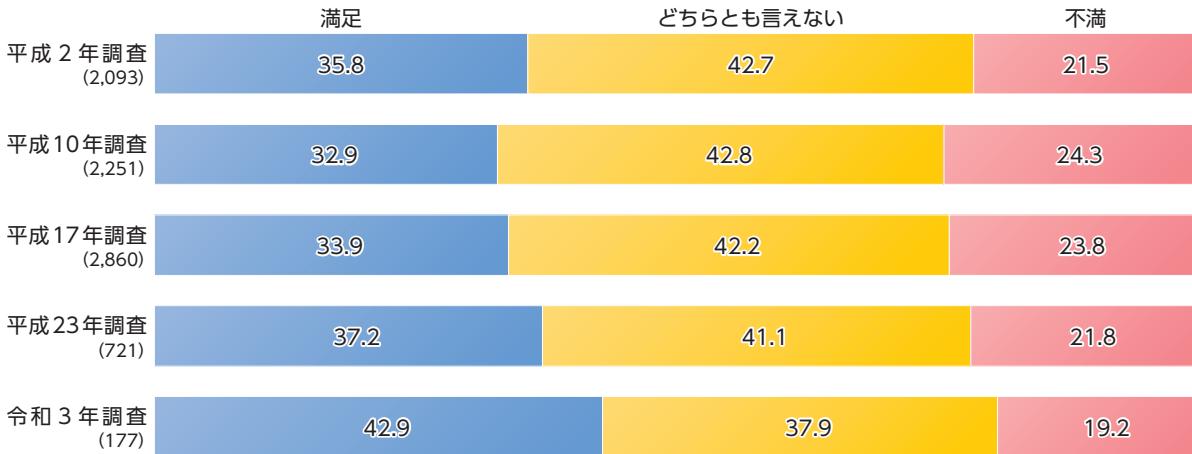
8-4-5-6図 少年鑑別所入所者 地域社会に対する意識（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 地域社会に対する意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「あてはまる」は、「とてもあてはまる」及び「ややあてはまる」を合計した構成比であり、「あてはまらない」は、「まったくあてはまらない」及び「あまりあてはまらない」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

社会に対する満足度を調査年別に見ると、8-4-5-7図のとおりである。平成10年調査では「満足」の構成比が低下し、「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比がいずれも上昇したが、その後の調査においては、「満足」の構成比が一貫して上昇し（今回の調査では42.9%）、「どちらとも言えない」及び「不満」の構成比がいずれも一貫して低下した。

8-4-5-7図 少年鑑別所入所者 社会に対する満足度（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 社会に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

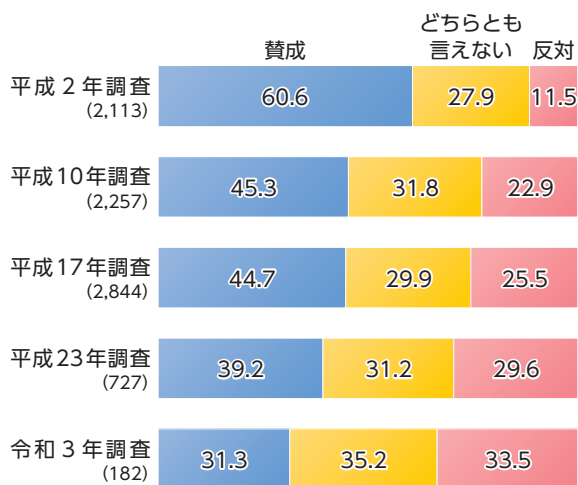
社会を「不満」とする者の主要な理由（本章2節1項の*3参照）についての該当率を見ると、今回の調査では、「若者の意見が反映されない」及び「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」の該当率（それぞれ55.9%）が最も高かったが、前回の調査と比べると、「若者の意見が反映されない」を除く全ての項目で該当率が低下した。

2 自分に関する意識

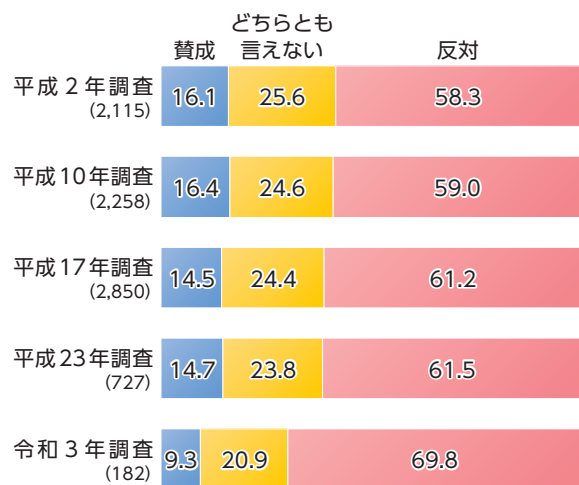
対象者の態度・価値観を見るため、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」、「自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ」及び「義理人情を大切にすべきだ」の項目について、「賛成」、「どちらとも言えない」及び「反対」の構成比を調査年別に見ると、8-4-5-8図のとおりである。いずれの項目についても「賛成」の構成比が低下傾向にあるが、特に「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」の項目における「賛成」の構成比は、著しく低下し続け、今回の調査（31.3%）では、平成2年調査（60.6%）から半減した。

8-4-5-8図 少年鑑別所入所者 態度・価値観（調査年別）

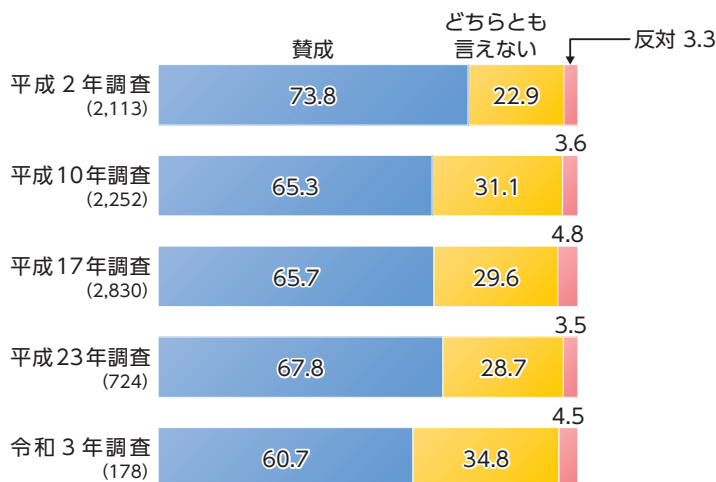
① 悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい



② 自分のやりたいことをやりぬくためには、ルールを破るのも仕方がないことだ



③ 義理人情を大切にすべきだ

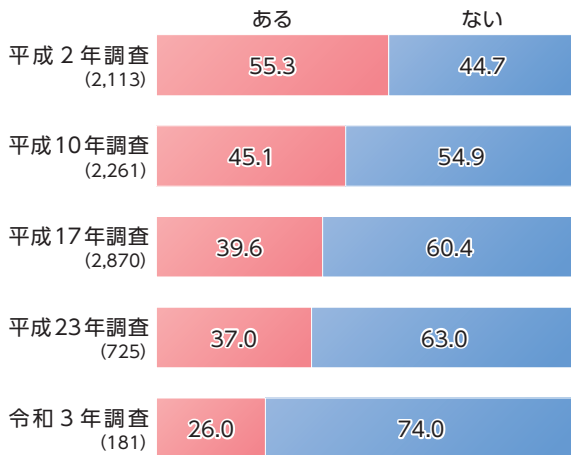


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 態度・価値観の各項目が不詳の者を除く。
 3 「賛成」は、「賛成」及び「やや賛成」を合計した構成比であり、「反対」は、「反対」及び「やや反対」を合計した構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

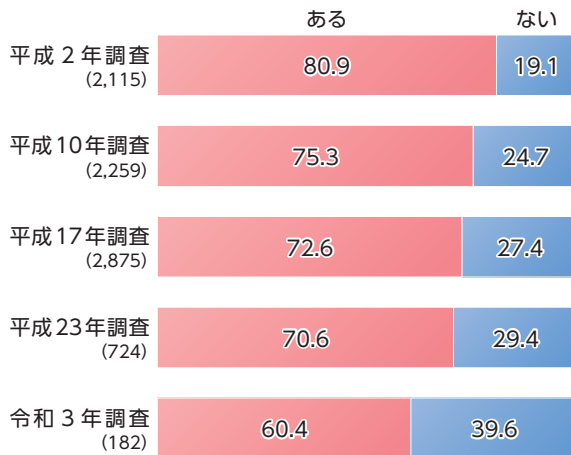
対象者の自己意識を見るため、「心のあたたまる思いが少ないという感じ」、「自分は意志が弱いという感じ」及び「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」の項目について、「ある」及び「ない」の構成比を調査年別に見ると、8-4-5-9図のとおりである。「心のあたたまる思いが少ないという感じ」及び「自分は意志が弱いという感じ」は、「ある」の構成比がいずれも一貫して低下したが、「世の中の人々は互いに助け合っているという感じ」は、「ある」の構成比が上昇傾向にあり、平成17年調査以降は60%台後半で推移している。

8-4-5-9図 少年鑑別所入所者 自己意識（調査年別）

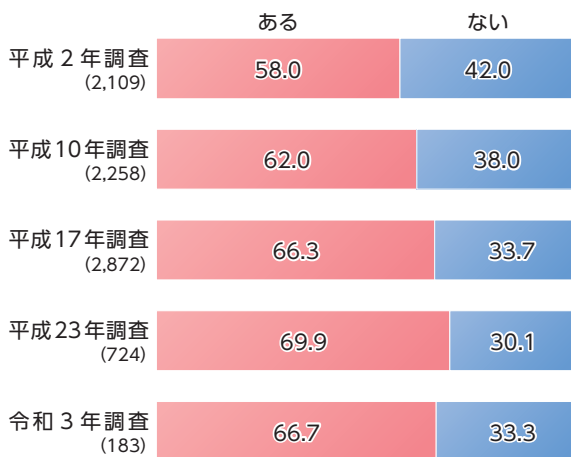
① 心のあたたまる思いが少ないという感じ



② 自分は意志が弱いという感じ



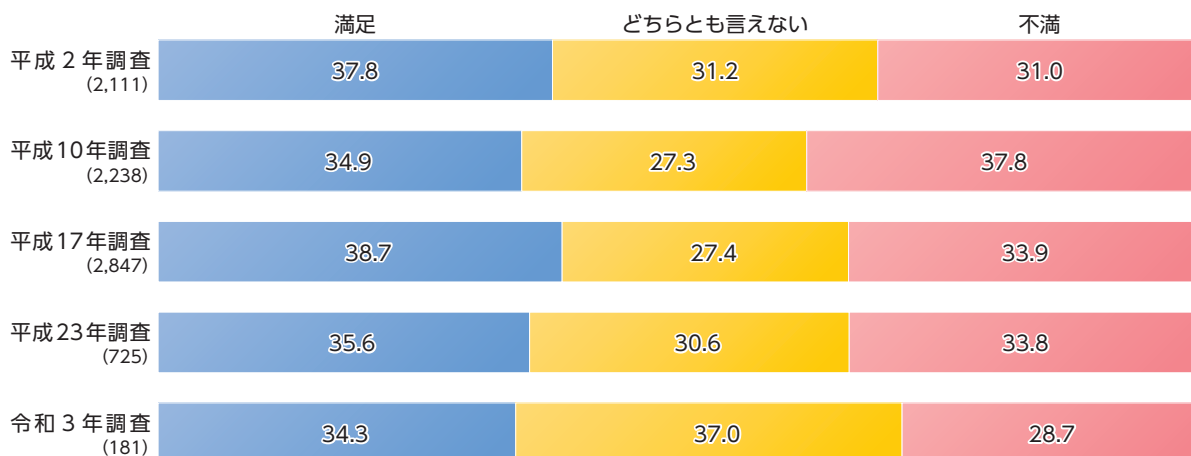
③ 世の中の人々は互いに助け合っているという感じ



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自己意識の各項目が不詳の者を除く。
 3 「ある」は、「よくある」及び「ときどきある」を合計した構成比であり、「ない」は、「まったくない」及び「あまりない」を合計した構成比である。
 4 ()内は、実人員である。

自分の生き方に対する満足度を調査年別に見ると、8-4-5-10図のとおりである。「満足」の構成比はおおむね35%前後で、「不満」の構成比はおおむね30%前後で推移しているが、「どちらとも言えない」の構成比が上昇傾向にあり、今回の調査で初めて三者の中で最も高くなり、37.0%であった。

8-4-5-10 図 少年鑑別所入所者 自分の生き方に対する満足度（調査年別）

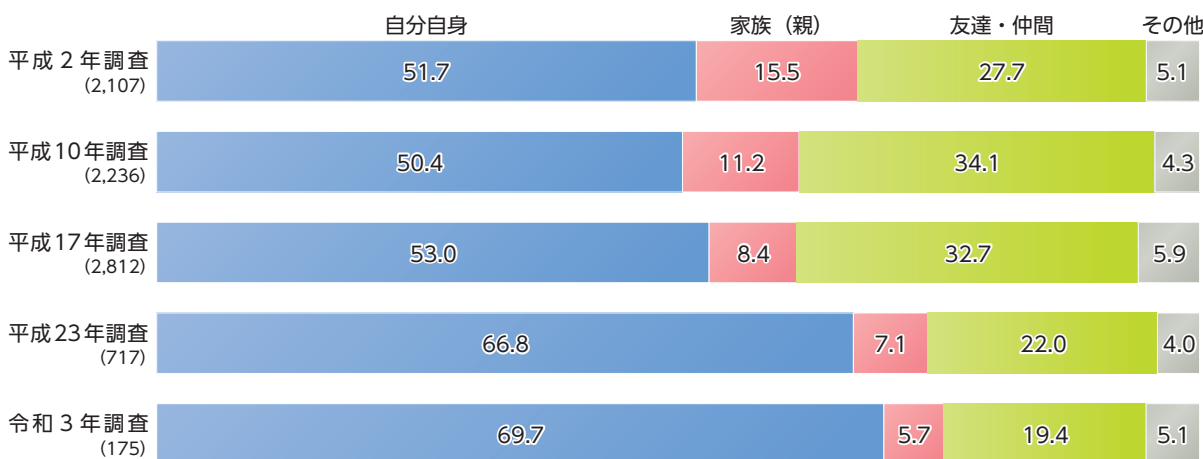


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自分の生き方に対する満足度が不詳の者を除く。
 3 「満足」は、「満足」及び「やや満足」を合計した構成比であり、「不満」は、「不満」及び「やや不満」を合計した構成比である。
 4 () 内は、実人員である。

3 犯罪・非行に対する意識

人々が犯罪・非行に走る原因に対する意識を調査年別に見ると、8-4-5-11 図のとおりである。いずれの調査年においても、「自分自身」の構成比が最も高く、次いで、「友達・仲間」、「家族（親）」の順であった。「自分自身」の構成比は、上昇傾向にあり、今回の調査では約7割に達したのに対し、「友達・仲間」及び「家族（親）」の構成比は、いずれも低下傾向にあり、特に「友達・仲間」の構成比は、今回の調査で初めて2割を下回った。

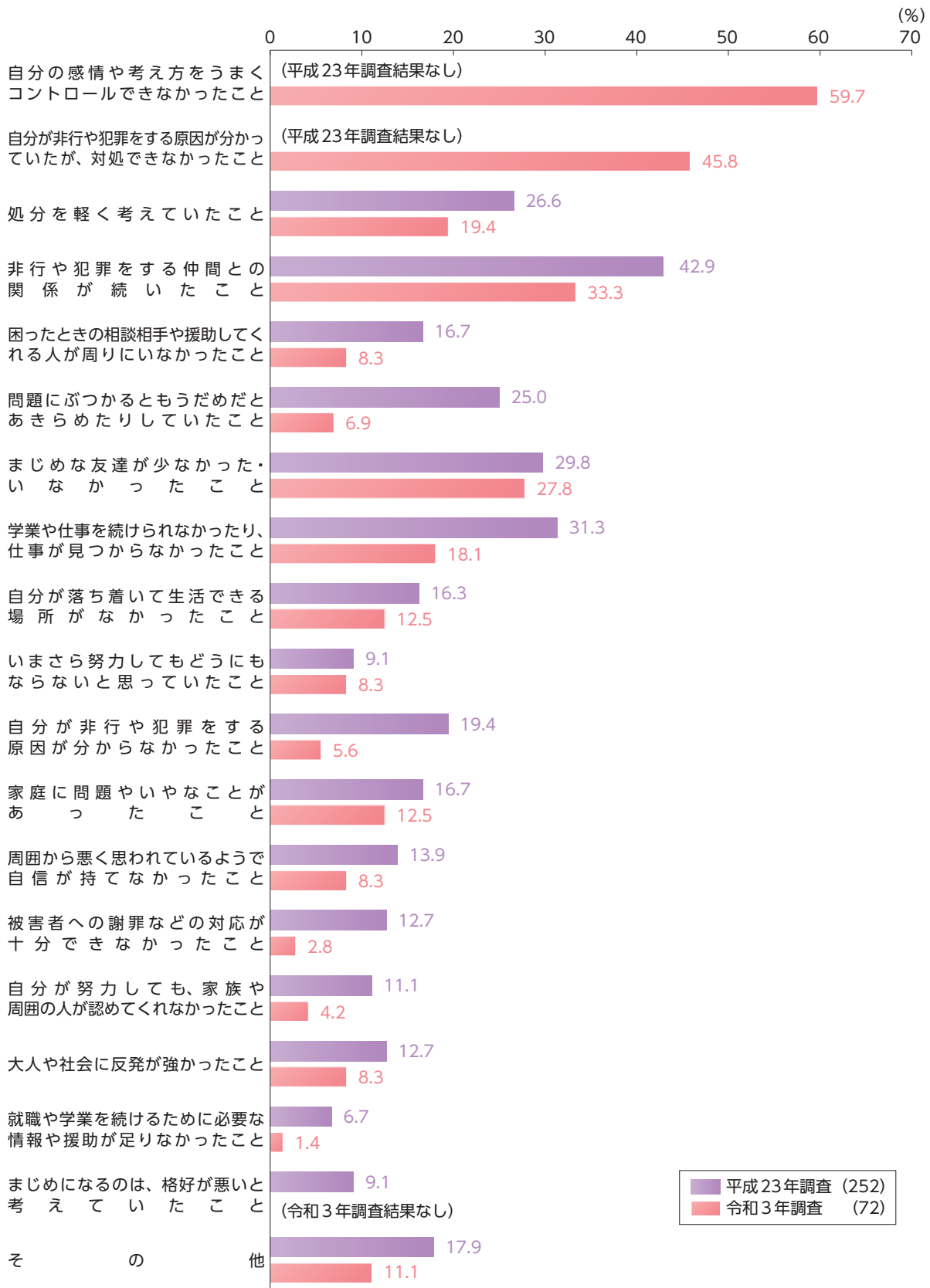
8-4-5-11 図 少年鑑別所入所者 人々が犯罪・非行に走る原因（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 人々が犯罪・非行に走る原因が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

対象者のうち、保護処分歴を有すると回答した者について、自らが再犯・再非行に及んだ要因に関する項目の該当率を調査年別に見ると、8-4-5-12 図のとおりである。今回の調査では、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」及び「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」の項目が新設された一方、「まじめになるのは、格好が悪いと考えていたこと」の項目が削除されており、項目が完全に同一でないことに留意を要するが、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」(59.7%) 及び「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」(45.8%) の該当率が高く、それら以外の項目は、いずれも前回の調査より低下した。

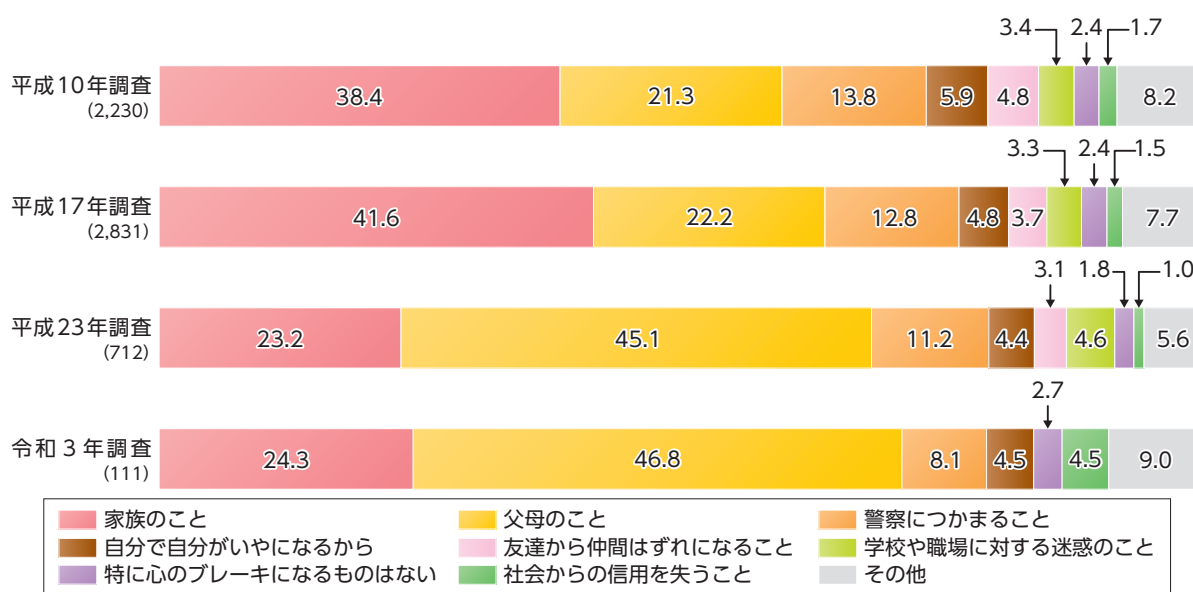
8-4-5-12図 少年鑑別所入所者 自らの再犯・再非行の原因（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 保護処分歴（児童自立支援施設・児童養護施設送致歴のみを有する者を除く。）又は罰金以上の刑事処分歴を有すると回答した者に限る。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」及び「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」は、令和3年調査から新設した項目である。
 5 「まじめになるのは、格好が悪いと考えていたこと」は、令和3年調査から削除した項目である。
 6 凡例の（ ）内は、調査年別の実人員である。

法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったときに、それを思いとどまらせる心のブレーキとなるものを調査年別に見ると、**8-4-5-13図**のとおりである。今回の調査では、「友達から仲間はずれになること」及び「学校や職場に対する迷惑のこと」の項目が削除されたこと等に留意する必要があるが、平成10年調査及び17年調査では、「父母のこと」の構成比が2割程度であったのに対し、前回の調査及び今回の調査では4割を超えた。一方、「警察につかまること」の構成比は、一貫して低下し、今回の調査で初めて10%を下回った。

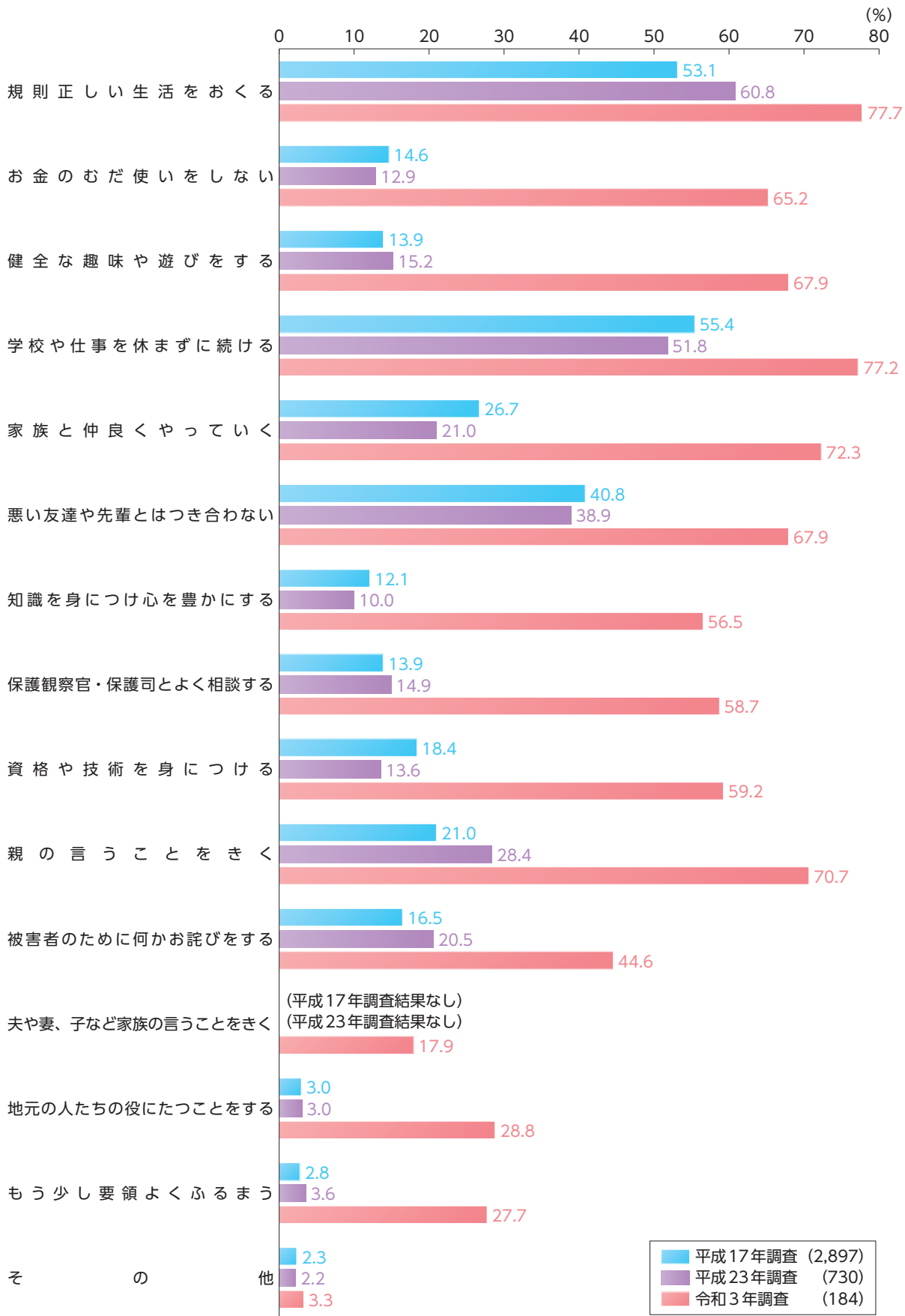
8-4-5-13図 少年鑑別所入所者 心のブレーキ（調査年別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 心のブレーキとなるものが不詳の者を除く。
 3 「家族のこと」は、平成23年以前の調査では「兄弟（妻子）を含めた家族全体のこと」に、令和3年調査では「配偶者（夫や妻、内縁関係、事実婚を含む）のこと」、「子のこと」及び「兄弟姉妹を含めた家族のこと」のいずれかに該当した者の合計である。
 4 「社会からの信用を失うこと」は、平成23年以前の調査では「社会から白い目で見られること」に該当した者である。
 5 「友達から仲間はずれになること」及び「学校や職場に対する迷惑のこと」は、令和3年調査から削除した項目である。
 6 ()内は、実人員である。

これからの生活で大切なものに関する項目の該当率を調査年別に見ると、**8-4-5-14図**のとおりである。今回の調査では、「夫や妻、子など家族の言うことをきく」の項目が新設され、項目の選択方法がいくつでも選択可能（前回の調査までは三つ選択）となった点に留意する必要があるが、全ての項目において、今回の調査の該当率が前回の調査よりも上昇した。

8-4-5-14図 少年鑑別所入所者 これからの生活で大切なもの（調査年別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 3 各項目について、平成23年以前の調査では三つ選択させ、令和3年調査ではいくつでも選択可能となっている。
 4 「夫や妻、子など家族の言うことをきく」は、令和3年調査から新設した項目である。
 5 () 内は、調査年別の実人員である。

本章では、犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する各種統計や特別調査により明らかになった傾向・特徴と課題を整理し、今後の再犯防止対策等を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

第1節 近年の社会情勢や国民の意識の変化

1 人口、家庭生活、交友関係等の変化

平成元年以降の年齢層別の人口の推移は、少年を含む若年層の人口の割合が減少する一方、65歳以上の高齢者の人口が約2.5倍に増加するなど、少子高齢化が進んでいる。加えて、平均世帯人数が減少傾向にあるとともに（令和元年は2.39人）、ひとり親世帯数が増加傾向にあるほか、令和元年の共働き世帯数は、平成元年の約1.5倍に増加した一方、専業主婦世帯数は3分の2以下に減少しており、家族の形態が大きく変化してきている（8-2-4図CD-ROM参照）。

他方で、近時、携帯電話、インターネット等の通信手段の普及・利用率が高まり、特に、スマートフォン保有率、若年者を中心としたSNS利用率は著しく上昇した。平成28年度及び令和元年度に内閣府が実施した「子供・若者の意識に関する調査」を見ても、学校で出会った友人との関わり方について、「会話やメール等をよくしている」の質問は、その他の質問と比べて、「そう思う」の該当率が大きく上昇しているなど、コミュニケーションの手段についての変化が見られる。

2 学校生活、就労等の変化

高等学校等、大学・短期大学への進学率はいずれも上昇傾向にあり、高等学校の中途退学率は、令和2年に1.1%まで低下した。中学校及び高等学校における問題行動（不登校、暴力行為及びいじめ）は、中学校における不登校を除き、おおむね減少傾向にある一方、小学校における問題行動が増加傾向にあり、特に、暴力行為やいじめの増加が顕著である。

我が国の経済情勢や完全失業率は、リーマンショックや新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等という特殊要因により一時的に低調になった時期はあるものの、基本的には、おおむね堅調に推移していると言える。教育程度別の就職率の推移を見ると、中学新卒者、高校新卒者及び大学新卒者は、令和3年にいずれも95%を超えるなど高い水準にある。一方、就職後1年間の離職率の推移を見ると、2年は、中学新卒者では31.0%と、高校新卒者の2倍以上、大学新卒者の約3倍も高く、就労が継続しにくい傾向もうかがえる。内閣府が実施した「国民生活に関する世論調査」の中の働く目的についての結果を見ると、「お金を得るために働く」の3年の構成比は、総数では6割を超えたが、年齢層が上がるほど低くなる傾向にあり、「社会の一員として、務めを果たすために働く」や「生きがいを見つけるために働く」といった目的の構成比が高くなる傾向がある。

第2節 犯罪者・非行少年の動向等

1 検挙状況等

刑法犯の検挙人員総数は、平成13年から増加し続け、16年に38万9,297人を記録した後、その

翌年から減少に転じ、25年からは毎年戦後最少を更新している（1-1-1-1 図CD-ROM参照）。犯罪・非行類型別に刑法犯の検挙人員を見ると、重大事犯類型及び窃盗事犯類型は、おおむね総数と同様の減少傾向を示す一方、粗暴犯類型、詐欺事犯類型及び性犯類型は、増減を繰り返して推移している。刑法犯の検挙人員について、年齢層別の人口比を見ると、重大事犯類型、粗暴犯類型及び窃盗事犯類型においては、非行少年（年少少年、中間少年及び年長少年）が顕著に低下しているのに対し、65歳以上の高齢者は、横ばいないし上昇傾向にある。特に、粗暴犯類型について、検挙人員総数に占める高齢者の割合を見ると、14年（2.5%）から大きく上昇しており（令和3年は14.5%）、少子高齢化を考慮しても、その上昇が目立つ。詐欺事犯類型は、年長少年及び20歳代の者の人口比の顕著な上昇が特徴的である。

刑法犯により検挙された者について、犯行の動機を犯罪・非行類型別に見ると、憤怒等の構成比が粗暴犯類型の大半を占め、重大事犯類型でも約3分の1を占めている。窃盗事犯類型と詐欺事犯類型は、共に財産犯であるが、窃盗事犯類型では、所有・消費目的が最も高い構成比であるのに対し、詐欺事犯類型では、生活困窮等、遊興費充当等の順に構成比が高く、いずれも窃盗事犯類型の構成比より、10pt以上高い。

2 処理状況等

検察官は、「犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる」（刑事訴訟法248条）ところ（起訴猶予）、起訴・起訴猶予別構成比は、年長少年から64歳までの各年齢層では大差がないが、年少少年・中間少年及び65歳以上の高齢者について、起訴猶予の構成比が高い。また、犯罪類型別の起訴の構成比は、薬物事犯類型（82.7%）と重大事犯類型（79.7%）が高く、粗暴犯類型（34.1%）が低いのが目立つ。

地方裁判所における有期刑（懲役・禁錮）の科刑状況を見ると、実刑（一部執行猶予を含む。）の構成比は、重大事犯類型（69.9%）及び窃盗事犯類型（52.0%）が50%を超える一方、交通事犯類型は12.0%と低い。

少年保護事件の終局処理区分を年齢層別に見ると、いずれの年齢層においても、保護観察処分の構成比が3割程度であり、審判不開始を除いて最も高く、少年院送致の構成比は1割を下回る。一方、非行類型別に見ると、少年院送致の構成比は、重大事犯類型では約5割を占める一方、窃盗事犯類型では1割を下回る。また、保護観察処分の構成比は、薬物事犯類型が62.7%と、他の非行類型と比べて顕著に高い。

3 矯正

入所受刑者について、年齢層別構成比（最近20年間）を見ると、50歳以上の各年齢層の構成比が上昇しており、特に、高齢者の構成比の上昇が顕著である。令和3年の入所受刑者における高齢者の構成比（13.8%）は、平成元年（1.3%）の10倍以上に上昇した。

入所受刑者について、入所度数別構成比（最近20年間）を見ると、初入者は、平成22年以降、おおむね横ばいで推移しており（40～43%台）、令和3年は、8年ぶりに初入者の構成比（43.0%）が3度以上の者の構成比（41.8%）を上回った。入所受刑者に占める住居不定の者の構成比は、年齢層別では、いずれの年齢層も2割弱であるのに対し、犯罪類型別では、詐欺事犯類型（27.5%）が最も高く、性犯類型（9.0%）及び交通事犯類型（3.9%）は1割を下回る。

少年鑑別所入所者について、非行類型別構成比（最近20年間）を見ると、中間少年及び年長少年は、詐欺事犯類型の構成比が特に大きく上昇したほか、年少少年は、性犯類型の構成比が特に大きく上昇した。

4 更生保護

出所受刑者について、仮釈放率（最近20年間）を見ると、全部実刑者は、年齢層が高くなるにつれ、仮釈放率が低くなり、高齢者は、全部執行猶予者も一部執行猶予者も一貫して仮釈放率が最も低い。

令和3年に保護観察が開始された者について、保護観察に付された年齢を見ると、仮釈放者（全部実刑者）では40歳代後半の者が、仮釈放者（一部執行猶予者）及び保護観察付一部執行猶予者では40歳代前半の者が、保護観察付全部執行猶予者では20歳代前半の者が多く、おおむね年齢が高くなるにつれ、保護観察開始人員が減少傾向にある。

第3節

犯罪者・非行少年の生活意識と価値観の特徴等を踏まえた処遇の在り方等

1 年齢層の違いによる特徴とそれを踏まえた処遇の在り方等

(1) 年齢層の違いによる特徴等

特別調査の結果、周囲の環境や自分に関する意識に関し、家庭生活及び友人関係に対する満足度を見ると、少年（年少少年、中間少年及び年長少年をいう。以下この項において同じ。）は、いずれについても7割以上が「満足」と回答し、満足度が高い傾向が見られたが、年齢層が上がるにつれて、低くなる傾向にあり、高齢者は、いずれについても5割を下回っている。一方、悩みを打ち明けられる人を見ると、「誰もいない」の該当率が、20歳以上で年齢層が上がるにつれて、高くなっている。社会に対する満足度は、年齢層によるばらつきが大きいところ、30歳代の者（15.9%）は、「満足」の構成比が顕著に低く、同年齢層の不満の理由を見ると、半数以上の者が「金持ちと貧乏な人との差が大きすぎる」や「まじめな人がむくわれない」を挙げている。自己意識のうち「心のあたたまる思いが少ないという感じ」では、少年は、いずれも7割以上が「ない」と回答しているのに対し、高齢者は、7割以上が「ある」と回答している。就労に対する意識は、年齢層が低いほど、「汗水流して働くより、楽に金を稼げる仕事がしたい」と考える者の構成比が高い傾向にあり、若年層の就労に対する安逸的な傾向がうかがえる。

犯罪・非行に対する意識では、人々が犯罪・非行に走る原因、自らの再犯・再非行の原因を見ると、少年は、いずれも交友関係を挙げる割合が高い。心のブレーキについては、年齢層が上がるにつれて、「社会からの信用を失うこと」の構成比が高くなり、高齢者（19.3%）は、総数（10.4%）の約2倍高い。

今回の調査を含め、少年鑑別所入所者を対象に行った5回の調査結果を比べると、家庭生活に対する満足度、友人関係に対する満足度及び社会に対する満足度は、いずれも上昇傾向にある。それに対し、一般国民の生活への満足度は、10年前より低くなっており、令和3年の内閣府の「国民生活に関する世論調査」の結果では、現在の生活に対して充実感、満足感を感じているのは5割強である（8-2-14図及び8-2-15図参照）。特別調査の結果では、同年における犯罪者・非行少年の生活に対する満足度（家庭生活、友人関係、社会及び自分の生き方に対する各満足度）を見ると、家庭生活と友人関係に対する満足度は6割程度であり、一般国民の満足度と同程度ないしやや高めと言える一方、社会や自分の生き方に対する満足度が3割程度と低くなっており、生活意識については、犯罪者・非行少年に特有の特徴が見られる。

少年鑑別所入所者は、人々が犯罪・非行に走る原因について、「自分自身」と考える者の構成比が上昇傾向にあり、自らの再犯・再非行の原因についても、「自分の感情や考え方をうまくコントロールできなかったこと」、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」等の自分に関わる項目の該当率が高い点が特徴的である。また、心のブレーキを「父母のこと」とする

者の構成比は、今回の調査（46.8%）では、平成10年調査（21.3%）の2倍以上になっている。これらの一連の調査を通じて浮かび上がった生活意識と価値観の変容にも、留意する必要がある。

（2）年齢層の違いによる特徴を踏まえた処遇の在り方等

前記（1）のとおり、非行少年や若年層の犯罪者は、家庭生活や友人関係に満足しており、心あたたまる思いを持っていながらも、就労に対して安逸的な姿勢のまま、不良な交友関係がきっかけとなって犯罪・非行に及ぶ特徴が見受けられる。一方、悩みを打ち明けられる人や心のブレーキとして家族を挙げる者の割合が高く、少年鑑別所入所者の家庭生活に対する満足度が、過去5回の調査で上昇し続けていることも踏まえれば、家族の存在が重要な社会資源であり、家族による監督・監護の重要性、必要性が大きくなっていると言える。もっとも、共働き世帯数及びひとり親世帯数の増加傾向等の家族関係の変化を踏まえると、家族による監督・監護を補完する支援の必要性も、より一層高まっていると考えられる。そこで、更生保護女性会、BBS会等のボランティア、協力雇用主等（第2編第5章第6節参照）による支援の輪を一層拡大・充実させることが望まれる。さらに、社会に対する満足度が顕著に低い30歳代の犯罪者等については、地域活動等への関わりによって社会に参加している感覚を得ることにより、社会に対する不満を解消することにつながると考えられ、地域貢献等を通じた地域社会との交わりによって、地域社会からより一層の支援を得ることにつながることが期待される。社会内処遇においては、地域におけるボランティア活動等への参加を促すことなども有用と考えられる。

若年層では、就労に対する安逸的な傾向も見られたため、できる限り早期に健全な就労意識を養わせつつ、就労を確保・維持することが必要と考えられる。加えて、不良な交友関係等の影響も大きいことが示唆されたことから、就労の確保と併せて、不良交友からの離脱に向けた指導・支援をより一層充実させることも必要である。この点、近年、我が国における進学率や就職率は、高水準にあるものの、就職後1年間の離職率も一定程度あることに留意が必要である。また、SNS利用率が大いに上昇しているなどオンライン上のコミュニケーションが発達しているところ、それらの通信手段は、その匿名性ゆえに犯罪・非行の契機や原因となるリスクも小さくない。そのため、そのリスク等の啓発活動を更に推進し、そのリスクに関する教育を徹底することも重要と考えられる。

高齢者では、若年層に比べて、家庭生活及び友人関係に対する満足度が低く、悩みを打ち明けられる人もいない割合が高いなど、身近にサポートしてくれる存在が得られにくいことがうかがえる。その一方で、社会からの信用を失うことを心のブレーキと考えている割合が高く、社会とのつながりが資源になることが考えられる。「国民生活に関する世論調査」からも、年齢層が上がるにつれて、働く目的として「お金を得る」よりも「社会の一員としての務め」、「生きがい」が重視されることがうかがえる。そのため、高齢者については、その家族も高齢である場合も少なくないことなども踏まえ、社会において孤立させることのないよう、福祉との連携や、地域における支援により一層配慮することが有用と考えられる。福祉的支援の必要性が高い高齢の犯罪者に対しては、刑事施設における特別調整等を活用し、堅実に新たな生活をスタートさせた事例（コラム10）も、一つの参考になると思われる。

2 犯罪・非行類型の違いによる特徴とそれを踏まえた処遇の在り方等

（1）重大事犯類型

特別調査の結果、重大事犯類型では、友人関係、社会、自分の生き方に対する満足度が低い。自らの再犯・再非行の原因については、半数以上の者が、自己統制の問題を挙げていたことに加え、学業や仕事の継続や就労の失敗にあるとする者の該当率が、他の類型と比べて高いという特徴が見受けられ、安定した社会生活を送るための指導・支援の重要性がうかがえる。悩みを打ち明けられる人とし

て、同性・異性の友達を挙げた者が少なく、学校生活で、「同級生から理解されていた」と感じた者も少ないなど、交友関係において、安定した交流を図りにくいことも考えられる。

そのため、重大事犯類型においては、施設内処遇の期間が長くなる傾向にあることを踏まえ、安定した就労の確保及び維持のために、職場における対人関係の築き方にも配慮しながら、指導・支援をしていくことが重要と考えられる。

(2) 粗暴犯類型

粗暴犯類型では、家庭生活や友人関係に対する満足度が他の類型より高く、身近な周囲の者との関係は悪くないことがうかがえる。一方、「悪い者をやっつけるためならば、場合によっては腕力に訴えてもよい」について、「反対」の構成比が低いなど、もともと暴力を許容する態度・価値観を有しているところに、憤怒等の動機によって犯行に至る者が多いという特徴が見受けられる。加えて、人々が犯罪・非行に走る原因について、「自分自身」以外と捉える者が他の類型より多く、自らの再犯・再非行の原因について、「まじめな友達が少なかった・いなかったこと」とする者の該当率が他の類型より高いなど、他責的な傾向も見られる。

そのため、粗暴犯類型においては、暴力防止プログラム（第2編第5章第3節2項（3）参照）等により、怒りや暴力につながりやすい考え方の変容や暴力の防止に必要な知識の習得に努めさせることなどが有用と考えられる。

(3) 窃盗事犯類型

窃盗事犯類型では、全ての類型の中で検挙人員が最も多い上、年齢層が上がるにつれて、検挙人員が多くなっている。家庭生活や友人関係に対する満足度は、他の類型に比べて低い傾向にあり、自らの再犯・再非行の原因について、困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったことを挙げる者も多い。また、学業や仕事の継続や就労の失敗、被害者への謝罪等の対応が十分できなかったことの該当率が、他の類型と比べて高いという特徴も見受けられる。

そのため、窃盗事犯類型においては、就労支援等により安定した就労につなげることが重要であるとともに、場合によっては、相談・支援機関につなげることも必要であると考えられる。また、保護観察官や保護司等の適切な指導監督・補導援護の下、社会復帰後の就労により得た賃金等を原資とする被害弁償等の誠意をもった対応に取り組ませることも有用と考えられる。

(4) 詐欺事犯類型

詐欺事犯類型では、検挙人員については、増減を繰り返して推移しているところ、人口比で見ると、年長少年及び20歳代の者が高くなっている（8-3-1-1 図CD-ROM参照）。一方、犯行の動機として生活困窮を挙げる者が多く、入所受刑者において住居不定の者の割合が高いという特徴も見られた。家庭生活や友人関係に対する満足度は比較的高い一方、態度・価値観に関しては、自分の欲望のためには、ルールを破るのも仕方ないとする者が多いなど、自分本位な特徴が見受けられる。また、自らの再犯・再非行の原因について、問題にぶつかると諦めたりしたことや処分を軽く考えていたこと等の該当率が高いなど安易な態度・価値観もうかがえる。

そのため、詐欺事犯類型においては、不安定な生活に起因した無銭飲食等の者も多いと思われることから、まずは生活を安定させるための指導・支援が必要と言える。一方、近時、若年者の関与が社会問題となっている特殊詐欺（第1編第1章第2節3項（4）参照）の者も相当数いると考えられるため、令和3年1月から新たに「特殊詐欺」の類型が加えられた、保護観察対象者に対する類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）参照）等を通じて、自分本位な態度等を改めさせるための処遇を実施することが望まれる。

(5) 性犯類型

性犯類型では、家庭生活に対する満足度は高く、悩みを打ち明けられる人では母親や父親を挙げる者の割合が顕著に高い。一方、友人関係に対する不満度が高いことから、家族など身近な存在とは良好な関係を築きながら、特定の他者との関係においては、不満を抱きやすい面も浮かがる。また、自分の犯罪の原因が分からないとする者の割合も他の類型に比べて高く、落ち着いて生活できる場所を見いだせないことを再犯・再非行の原因として挙げる者の割合も、他の類型に比べて顕著に高いという特徴が見受けられる。

そのため、性犯類型においては、対人スキルの向上を念頭に置いた処遇を実施するとともに、刑事施設における特別改善指導として性犯罪再犯防止指導（第2編第4章第3節3項（2）参照）、保護観察中における専門的処遇プログラムとして性犯罪者処遇プログラム（同編第5章第3節2項（3））等により、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力不足等の問題点を認識させるための処遇が有効であると考えられ、こうした指導・支援のより一層の充実が期待される。

(6) 薬物事犯類型

薬物事犯類型では、「自分は意志が弱い」と回答した者の割合が高く、不良交友関係の継続を再犯・再非行の原因として挙げている者の割合が、他の類型と比べて顕著に高いという特徴が見受けられる。

そのため、薬物事犯類型においては、薬物使用に係る自己の問題性やその責任の重さを理解させた上で、薬物との関係断絶の意思を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることなどが必要であり、刑事施設における薬物依存離脱指導（第2編4章第3節3項（2）参照）の重要性が改めて確認された。また、更生保護の段階においても、薬物事犯の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を受けること等を特別遵守事項として定めるなどし（同編5章3節参照）、徹底した再犯・再非行の防止を図ることが重要と考えられる。

(7) 交通事犯類型

交通事犯類型では、家庭生活、友人関係、社会及び自分の生き方に対する満足度が、いずれも他の類型と比べて高く、社会生活に対して肯定的な回答をしている者の割合が高い。自らの再犯・再非行の原因については、処分を軽く考えていたことを挙げる者の割合が高いという特徴が見受けられる。

そのため、交通事犯類型においては、刑事施設における交通安全指導（第2編4章第3節3項（2）参照）等を通じて、運転者の責任と義務を自覚させ、罪の重さを認識させることなどが必要であり、処分を真摯に受け止めるよう働き掛けることが重要と考えられる。

3 犯罪・非行の進度の違いによる特徴とそれを踏まえた処遇の在り方等

(1) 犯罪・非行の進度の違いによる特徴等

特別調査の結果、周囲の環境や自分に関する意識では、家庭生活、友人関係及び自分の生き方に対する満足度は、いずれも初入者が再入者を上回り、「不満」の構成比は、いずれも再入者が初入者を上回っている。また、悩みを打ち明けられる人について「誰もいない」の該当率は、再入者が初入者を上回っている。

自らの再犯・再非行の原因を見ると、初入者は、「処分を軽く考えていたこと」の該当率が高く、再入者は、「自分が非行や犯罪をする原因が分かっていたが、対処できなかったこと」のほか、「困ったときの相談相手や援助してくれる人が周りにいなかったこと」及び「非行や犯罪をする仲間との関係が続いたこと」の該当率が高い。心のブレーキについては、初入者は、再入者と比べて、「父母のこと」、「子のこと」、「兄弟姉妹を含めた家族のこと」の構成比が再入者より高い一方、「社会からの信用を失うこと」の構成比が低い。これからの生活で大切なものについては、初入者は、再入者と比

べて、「被害者のために何かお詫びをする」の該当率が顕著に高く、「家族と仲良くやっていく」、「知識を身につけ心を豊かにする」、「保護観察官・保護司とよく相談する」及び「親の言うことを聞く」の該当率も高い。

(2) 犯罪・非行の進捗の違による特徴を踏まえた処遇の在り方等

初入者は、処分を軽く考えていたことが犯罪・非行のリスクとなったとうかがえる一方、家庭生活を通じた家族の指導や保護観察官・保護司等の指導に従おうとする姿勢も見受けられる。そのため、初入者に対しては、他人からの助言・指導に応じようとする姿勢を支持し、保護観察官・保護司等の監督の下、家庭生活や社会生活を通じて、犯罪・非行が被害者だけでなく自らに対しても重大な結果をもたらすことを認識させることが重要と考えられる。その際、家族等による監督・指導を補完するものとして、更生保護女性会、BBS会等のボランティア、協力雇用主等（第2編第5章第6節参照）の活用が望まれるほか、被害者への慰謝の措置を促すことも重要である。

他方、再入者は、初入者と比べて、家庭生活、友人関係及び自分の生き方に対する満足度が低く、周囲に悩みを打ち明けられる人がおらず、再犯・再非行の原因として、対処スキルの不足、相談相手等の不存在及び不良交友関係の継続を挙げている者の割合が多いことから、支援機関につなげて不良交友からの離脱支援を含めた環境の調整を行うことが重要である。加えて、再入者は、被害者への慰謝の措置を講じる意識が低いという特徴も見受けられることから、刑事司法の各段階を通じて、被害者の視点を考慮した指導・支援を行うことも重要と考えられる。

4 まとめ

本編では、社会情勢等の変化、犯罪者・非行少年の動向、生活意識と価値観に関する特別調査の結果等を踏まえた分析・検討を進め、その傾向・特徴を踏まえた処遇の在り方についても考察を加えた。

我が国では、刑法犯認知件数や少年による刑法犯検挙人員は、近年、大幅に減少し、2年以内再入率も着実に低下してきている。一方、満期釈放等による出所受刑者の再入率が仮釈放による出所受刑者よりも相当高い状態で推移しているなど、再犯・再非行防止対策の更なる充実強化が求められている。そのような中で、令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設され、同刑に処せられた者の改善更生を図るため、必要な指導を行うことができるとされた（第2編第1章1項（1）参照）。本特集では、犯罪者・非行少年は、年齢の違い、犯罪・非行類型の違い及び犯罪・非行の進捗の違いによって異なる動向が見られること、特別調査の結果、それらの違いによって生活意識や価値観にも違いがあることが明らかとなり、特性を踏まえた指導及び支援の必要性、重要性が裏付けられたと考える。

近時、我が国は、少子高齢化、共働き世帯数やひとり親世帯数の増加等の家族関係の変化、SNS等の通信手段の普及・利用の促進など、国民生活の変化が進んでいることに伴い、犯罪・非行のリスクアセスメントや、再犯・再非行防止のための指導・支援の在り方も、少なからぬ影響を受けているものと考えられる。そのため、再犯・再非行防止対策の更なる充実強化を図るためには、犯罪者・非行少年を取り巻く環境の変化を踏まえながら、犯罪・非行に至る原因、経緯、処遇の必要性について、最新の統計や犯罪・非行の動向等を分析するとともに、生活意識や価値観といった主観面を含めた多角的な検討を行うことにより、様々な特性ごとの特徴を把握することが不可欠と考えられる。今回の特集が、新たに創設された拘禁刑においても、犯罪者・非行少年の個々の特性を踏まえたきめ細やかな犯罪・非行のリスクアセスメント（Gツール（第2編第4章第3節1項（1）参照）、MJCA（第3編第2章第3節3項（1）参照）、CFP（第2編第5章第3節2項（1）参照）等）や指導・支援（特別改善指導（同編第4章第3節3項（2）参照）、専門的処遇プログラム（同編第5章第3節2項（3）及び第3編第2章第5節3項（3）参照）、類型別処遇（第2編第5章第3節2項（2）

及び第3編第2章第5節3項(1)参照)等)をはじめ、犯罪者・非行少年の個々の特性を踏まえたより一層効果的な処遇を実現するための一助となることを期待するものである。

今後も、法務総合研究所においては、犯罪者・非行少年の特性に応じた効果的な処遇の実施に資するため、本人の生活意識や価値観という主観面を含めた実証的調査・研究を継続的に積み重ねていくこととしている。

事項索引

ア

| | |
|--------------------------|-----|
| ICD（国際協力部） | 102 |
| ICPO（国際刑事警察機構） | 99 |
| ICT技術科 | 139 |
| IOM（国際移住機関） | 282 |
| あおり運転 | 158 |
| アジア矯正建築会議（ACCFA） | 102 |
| アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA） | 101 |
| アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP） | 93 |
| アセスメントに基づく保護観察 | 78 |

イ

| | |
|-------------|-------------------|
| 意見等聴取制度 | 277 |
| 医師法 | 292 |
| いじめ | 116, 351 |
| 一時解除 | 148 |
| 一部執行猶予受刑者 | 51, 155, 178, 251 |
| 一般改善指導 | 63, 210 |
| 一般遵守事項 | 74 |
| 医薬品医療機器等法 | 173, 292 |
| 飲酒運転防止プログラム | 79 |

エ

| | |
|------------------------|-----|
| F指標受刑者 | 227 |
| MJCA（法務省式ケースアセスメントツール） | 127 |
| SDGs（持続可能な開発目標） | 102 |

オ

| | |
|-------|----|
| 応急の救護 | 85 |
| 横領 | 20 |
| 恩赦 | 87 |

カ

| | |
|--------|-----|
| 会社法・商法 | 191 |
| 外出・外泊 | 61 |
| 解除 | 148 |
| 改善指導 | 63 |

| | |
|----------------|------------------------|
| 外部通勤作業 | 62 |
| 覚醒剤取締法 | 21, 170, 242 |
| 貸金業法 | 192, 292 |
| 過失運転致死傷等 | i, 2, 161 |
| 家族関係指導 | 136 |
| 家庭内暴力 | 115 |
| 仮解除 | 84 |
| 仮釈放（者） | 70, 74, 152, 380 |
| 仮釈放の取消し | 84 |
| 仮釈放率 | iii, 71, 211, 219, 379 |
| 仮退院（少年院） | 120 |
| 仮退院の取消し（少年院） | 148 |
| 仮退院の取消し（婦人補導院） | 84 |
| 簡易薬物検出検査 | 80, 82 |
| 監護者わいせつ・監護者性交等 | 12 |
| 観護処遇 | 128 |
| 鑑別 | 127 |

キ

| | |
|-----------------------|-----------------------------|
| 危険運転致死傷 | i, 2, 161 |
| 危険ドラッグ | 173 |
| 期日間整理手続 | 47 |
| 起訴猶予者等に係る更生緊急保護の重点実施等 | 86 |
| 起訴猶予率 | iii, 38, 166, 177, 206, 216 |
| 起訴率 | iii, 37, 166, 177, 186, 225 |
| 器物損壊 | 20 |
| 逆送事件 | 123, 153 |
| 教誨（師） | 67, 140 |
| 教科指導 | 64, 136 |
| 恐喝 | 20 |
| 矯正教育 | 59, 136 |
| 矯正教育課程 | 134 |
| 強制執行妨害 | 190 |
| 矯正指導 | 63 |
| 矯正就労支援情報センター室（コレワーク） | 65 |
| 矯正処遇 | 51, 59, 155 |
| 強制性交等 | 12, 269 |
| 強制わいせつ | 12, 269 |
| 京都コンgres | 93 |
| 京都コンgres・ユースフォーラム | 94 |
| 京都宣言 | 93 |

| | |
|----------------|--------------|
| 脅迫 | 16 |
| 協力雇用主 | 91, 150, 335 |
| 禁止命令等 | 200 |
| 金融活動作業部会（FATF） | 96 |
| 金融商品取引法 | 191 |

ク

| | |
|------|-------------------|
| ぐ犯少年 | iv, 104, 113, 118 |
|------|-------------------|

ケ

| | |
|--|-----------------------|
| 警告（ストーカー規制法） | 200 |
| 警告（保護観察） | 148 |
| 刑事施設 | 51, 368 |
| 刑事施設視察委員会 | 66 |
| 刑事和解 | 276 |
| 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等 及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に 関する法律（携帯電話不正利用防止法） | 292 |
| 刑の一部執行猶予制度 | 73, 180 |
| 刑の執行猶予の言渡しの取消し | 84 |
| 刑の執行率 | 71 |
| 刑法犯 | i, 2, 104 |
| 刑務所 | 51 |
| 刑務所出所者等就労奨励金 | 92 |
| 刑務所出所者等総合的就労支援対策 | 65, 83, 140, 147 |
| 刑を言い渡された者の移送に関する条約 | 100 |
| 検挙人員 | iii, 5, 104, 110, 360 |
| 検挙率 | iii, 6 |
| 検察審査会 | 273 |
| 原則逆送 | 119, 123 |

コ

| | |
|--------------|-------------------|
| 合意制度 | 33 |
| 公契約関係競売入札妨害 | 190 |
| 講習会 | 139, 147 |
| 公職選挙法 | 24 |
| 更生緊急保護 | 85, 334, 393 |
| 更生指導 | 147 |
| 公正取引委員会 | 191 |
| 更生保護サポートセンター | 88 |
| 更生保護施設 | 88, 333, 334, 393 |
| 更生保護就労支援事業 | 83, 147, 150 |
| 更生保護女性会（員） | 91, 140, 335 |
| 拘置所 | 51 |

| | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 交通安全指導 | 63 |
| 交通犯罪 | 112, 158 |
| 強盗 | 16, 26 |
| 校内暴力 | 116 |
| 公判請求率 | iii, 36 |
| 公判前整理手続 | 47, 327 |
| 公務員犯罪 | 235 |
| 公務執行妨害 | 20 |
| 交友関係指導 | 136 |
| 勾留 | 35, 48 |
| 勾留請求（却下）率 | 35 |
| 高齢者 | iv, 213 |
| 国外犯罪被害障害見舞金 | 281 |
| 国外犯罪被害弔慰金 | 281 |
| 国際移住機関（IOM） | 282 |
| 国際協力部（ICD） | 102 |
| 国際刑事警察機構（ICPO） | 99 |
| 国際刑事裁判所 | 97 |
| 国際刑事裁判所に関するローマ規程 | 97 |
| 国際受刑者移送法 | 100 |
| 国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防 止に関する条約 | 96 |
| 国際捜査共助等に関する法律 | 99 |
| 国際組織犯罪 | 95 |
| 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約 （国際組織犯罪防止条約） | 95 |
| 国選付添人 | 32, 119 |
| 国選弁護人 | 32 |
| 国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI） | 101 |
| 国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES） | 93 |
| 国連薬物・犯罪事務所（UNODC） | 25, 93, 101, 311, 330 |
| 個別処遇の原則 | 57 |
| コミッション（犯罪防止刑事司法委員会） | 93 |
| コレワーク（矯正就労支援情報センター室） | 65 |
| コンGRES（国連犯罪防止刑事司法会議） | 93 |

サ

| | |
|-------------|-------------------|
| 再処分率 | 255, 263 |
| 在宅審判鑑別 | 128 |
| 再入院・刑事施設入所率 | 261 |
| 再入院率 | 261 |
| 再入者 | iii, 246, 373 |
| 再入者率 | 246 |
| 再入率 | 248, 251 |
| サイバー犯罪 | 97, 194, 292, 316 |

| | |
|--------------|----------|
| サイバー犯罪に関する条約 | 97 |
| 裁判員裁判 | 44, 325 |
| 再犯期間 | 253, 373 |
| 再犯者率 | 239 |
| 再犯防止啓発月間 | 92 |
| 再犯防止推進計画 | 238, 344 |
| 再犯防止推進法 | 238, 344 |
| 再非行少年率 | 259 |
| 作業報奨金 | 62 |
| 殺人 | 16, 25 |

シ

| | |
|--|-------------------|
| CFP | 78, 150 |
| JICA (独立行政法人国際協力機構) | 102 |
| 歯科医師法 | 292 |
| 死刑 | 39, 42, 68, 277 |
| 私事性的画像被害防止法 | 203 |
| 施設送致申請 | 148 |
| 持続可能な開発目標 (SDGs) | 102 |
| (刑の) 執行猶予の (言渡しの) 取消し | 84, 245, 277 |
| 指定更生保護施設 | 89 |
| 指定暴力団 | 182 |
| 指導監督 (保護観察) | 74 |
| 児童買春・児童ポルノ禁止法 | 23, 196 |
| 児童虐待 | 82, 197, 280, 317 |
| 児童虐待防止法 | 197, 280 |
| 自動車運転死傷処罰法 | 158 |
| 自動車損害賠償保障制度 | 281 |
| 児童自立支援施設 (送致) | iv, 120 |
| 児童養護施設 (送致) | iv, 120 |
| (刑事) 司法共助 | 99 |
| 社会貢献活動 (保護観察) | 83, 147, 333, 335 |
| 社会貢献作業 (矯正処遇) | 62 |
| 社会復帰支援 | 63, 140 |
| 社会復帰促進センター | 51, 59, 69 |
| 社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ～ | 92, 335 |
| 修学支援デスク | 140 |
| 修学支援ハンドブック | 140 |
| 就業支援センター | 83, 147 |
| 住居侵入 | 20 |
| 住居特定審理 | 73 |
| 重点指導施設 | 136 |
| 銃刀法 | 23 |
| 収容決定 | 148 |
| 収容審判鑑別 | 127, 375 |

| | |
|-------------------|------------------------------------|
| 収容率 | 52, 207 |
| 就労支援 (指導) | 63, 65, 83, 86, 140, 147, 150, 392 |
| 宿泊面会 | 139 |
| 受刑者等専用求人 | 65 |
| 受刑者の釈放等に関する情報の提供 | 66 |
| 出資法 | 192, 292 |
| 出所受刑者 | 55, 71, 248, 251 |
| 遵守事項 | 74 |
| 傷害 | 16 |
| 障害 | 230 |
| 証券取引等監視委員会 | 191 |
| 証人等特定事項秘匿決定 | 276 |
| 少年院 | 130, 210, 377 |
| 少年院仮退院者 | 74, 143, 211, 379 |
| 少年院視察委員会 | 141 |
| 少年鑑別所 | 124, 374 |
| 少年刑務所 | 51 |
| 少年法等の一部を改正する法律 | 31, 118 |
| 商標法 | 193 |
| 処遇鑑別 | 127, 128 |
| 処遇指標 | 57 |
| 処遇調査 | 57 |
| 処遇要領 | 57 |
| 職業訓練 | 62 |
| 職業指導 | 136, 138 |
| しよく罪指導プログラム | 81, 146 |
| 職親プロジェクト | 65 |
| 食品衛生法 | 292 |
| 触法少年 | iv, 104, 118 |
| 女子依存症回復支援モデル | 210 |
| 女子施設地域連携事業 | 65, 210 |
| 女性 (犯罪・非行) | 204 |
| 初入者 | iii, 247, 248, 430 |
| 自立更生促進センター | 83 |
| 自立準備ホーム | 90 |
| 新型インフルエンザ等対策特別措置法 | 288 |
| 心情等伝達制度 | 277 |
| 心神喪失者等医療観察制度 | 232 |
| 人身取引 | 95, 282 |
| 人身取引対策行動計画2014 | 282 |
| 審判鑑別 | 127, 128 |

ス

| | |
|-------------|----------|
| ストーカー (規制法) | 200, 280 |
|-------------|----------|

セ

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 生活環境の調査（心神喪失者等医療観察法） | 232 |
| 生活環境の調整（更生保護法）..... | 73, 332 |
| 生活環境の調整（心神喪失者等医療観察法） | 233 |
| 生活行動指針..... | 74, 146 |
| 精神障害..... | 230 |
| 精神保健観察..... | 234 |
| 成年社会参画指導..... | 136, 137 |
| 性犯罪再犯防止指導..... | 63 |
| 性犯罪者処遇プログラム..... | 79 |
| 性犯罪被害..... | 269 |
| 性非行防止指導..... | 136 |
| 税法違反..... | 189 |
| 製品企画科..... | 139 |
| 性暴力..... | 28 |
| 世界保護観察会議..... | 101 |
| 窃盗..... | 10, 26 |
| 窃盗事犯者指導ワークブック..... | 83, 212 |
| 全部執行猶予者の保護観察率..... | 74 |
| 専門的処遇プログラム..... | 79, 146, 333 |

ソ

| | |
|--------------------------------|--------------|
| 総合建設科..... | 139 |
| 捜査共助..... | 99 |
| 相談・支援（更生保護における被害者の関与） | 277 |
| 組織的犯罪処罰法..... | 95, 181, 281 |
| 即決裁判手続..... | 39, 47 |
| 損害賠償命令制度..... | 276 |

タ

| | |
|------------|---------------|
| 退去強制..... | 220 |
| 大麻取締法..... | 111, 172, 242 |
| 談合..... | 190 |

チ

| | |
|--------------------------------|--------|
| 地域援助（非行及び犯罪の防止に関する援助） | 129 |
| 地域生活定着支援センター..... | 65, 73 |
| 地方更生保護委員会..... | 70 |
| 中央更生保護審査会..... | 70 |
| 中間処遇..... | 83 |

| | |
|-------------|-----|
| 調査センター..... | 57 |
| 著作権法..... | 193 |

ツ

| | |
|------------------|-----|
| 通院等指示（保護観察）..... | 82 |
| 通告（保護観察）..... | 148 |

テ

| | |
|---------|--------------|
| テロ..... | 95, 181, 271 |
|---------|--------------|

ト

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| 道交違反..... | i, 21, 164 |
| 逃亡犯罪人引渡条約..... | 98 |
| 逃亡犯罪人引渡法..... | 98 |
| 道路交通法..... | 158 |
| 篤志面接（委員）..... | 67, 139 |
| 特殊詐欺..... | 10, 17, 108, 292, 315 |
| 独占禁止法..... | 191 |
| 特定少年..... | 118, 137, 152 |
| 特定生活指導..... | 136, 137 |
| 特定暴力対象者..... | 82 |
| 特別改善指導..... | 63 |
| 特別活動指導..... | 137 |
| 特別機動警備隊..... | 327, 328 |
| 特別遵守事項..... | 74 |
| 特別処遇..... | 89 |
| 特別調整..... | 65, 73, 140, 392 |
| 特別法犯..... | i, 21, 110 |
| 独立行政法人国際協力機構（JICA）..... | 102 |
| 取消・再処分率..... | 255 |
| 取消率..... | 255 |

ニ

| | |
|---------------------------|------------------|
| 2年以内再入率..... | 248, 251 |
| 日本司法支援センター（法テラス） | 32, 81, 275, 279 |
| 入札談合等関与行為防止法..... | 190 |
| 入所受刑者..... | iii, 53 |
| 認知件数..... | iii, 3 |

ハ

| | |
|---------------|----------|
| 廃棄物処理法..... | 23 |
| 配偶者暴力防止法..... | 198, 280 |

| | |
|------------------------------------|--------------|
| 破産法 | 190 |
| 罰金 | 44 |
| 発生率 | iii, 3 |
| 犯罪収益移転防止法 | 96 |
| 犯罪少年 | iv, 104, 118 |
| 犯罪対策閣僚会議 | 282, 344 |
| 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律 | 281 |
| (第4次)犯罪被害者等基本計画 | 272 |
| 犯罪被害者等基本法 | 272 |
| 犯罪被害者等給付金 | 281 |
| 犯罪防止刑事司法委員会(コミッション) | 93 |
| 犯罪予防活動 | 87, 335 |
| 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 | 281 |

ヒ

| | |
|-----------------------|----------|
| BBS会(員) | 91, 140 |
| PFI | 69 |
| 被害回復給付金 | 281 |
| 被害回復分配金 | 281 |
| 被害者参加制度 | 275 |
| 被害者等通知制度 | 272, 277 |
| 被害者特定事項秘匿決定 | 275 |
| 被害者の視点を取り入れた教育 | 63, 136 |
| ひき逃げ事件(事故) | 163, 282 |
| 被虐待経験 | 134, 210 |
| 非行及び犯罪の防止に関する援助(地域援助) | 129 |
| 非行少年率 | 106 |
| 微罪処分 | 33 |

フ

| | |
|-----------------|----------|
| FATF(金融活動作業部会) | 96 |
| 風営適正化法 | 23 |
| フォローアップ事業 | 89 |
| 福祉専門官 | 65, 392 |
| 福祉の支援 | 65, 392 |
| 付審判請求 | 274 |
| 婦人補導院 | 51 |
| 婦人補導院仮退院者 | 74 |
| 不正アクセス行為 | 195 |
| 不定期刑 | 118, 152 |
| 不定期刑終了 | 84 |
| 腐敗の防止に関する国際連合条約 | 97 |
| 不服申立制度(矯正施設) | 68, 142 |

| | |
|---------|---------------|
| 不法残留(者) | 220, 282, 320 |
| 不良行為少年 | 114 |

ホ

| | |
|-------------------------|------------------------|
| 放火 | 20 |
| 暴行 | 16 |
| 法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム | 94 |
| 法制度整備支援 | 102 |
| 暴走族 | 112 |
| 法テラス(日本司法支援センター) | 32, 81, 275, 279 |
| 法務省式ケースアセスメントツール(MJCA) | 127 |
| 法務少年支援センター | 129 |
| 訪問支援事業 | 90 |
| 暴力団 | 181 |
| 暴力団離脱指導 | 63 |
| 暴力防止指導 | 136 |
| 暴力防止プログラム | 79 |
| 保護観察 | 74 |
| 保護観察所 | 70 |
| 保護観察処分少年 | 74, 143, 211, 260, 379 |
| 保護観察付一部執行猶予者 | 74, 180, 211, 253, 381 |
| 保護観察付全部執行猶予者 | 74, 180, 211, 253, 381 |
| 保護観察の停止 | 84 |
| 保護観察復帰プログラム | 138 |
| (全部・一部執行猶予者の)保護観察率 | iii, 74 |
| 保護司 | 87, 333 |
| 保護司会 | 88, 334 |
| 保護者会 | 139, 147 |
| 保護者参加型プログラム | 139 |
| 保護処分 | 119, 120 |
| 保釈 | 48 |
| 補導援護 | 74 |

マ

| | |
|----------------------------|-----|
| マネー・ローンダリング | 96 |
| 麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約 | 95 |
| 麻薬特例法 | 176 |

ミ

| | |
|---------|--------|
| 密輸入（薬物） | 175 |
| 民間協力（者） | 67, 91 |

ム

| | |
|-----------|-----------------|
| 無期刑（無期懲役） | 70, 72, 83, 152 |
|-----------|-----------------|

モ

| | |
|------|-----|
| 戻し収容 | 148 |
|------|-----|

ヤ

| | |
|----------------|------------------------|
| 薬剤師法 | 292 |
| 薬物依存回復訓練 | 82 |
| 薬物依存離脱指導 | 63 |
| 薬物再乱用防止プログラム | 79 |
| 薬物処遇重点実施更生保護施設 | 89 |
| 薬物処遇ユニット | 82 |
| 薬物中間処遇 | 90 |
| 薬物犯罪 | 95, 111, 170, 242, 319 |
| 薬物非行防止指導 | 136 |

ユ

| | |
|------------------------|-----------------------|
| UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所） | 101 |
| UNODC（国連薬物・犯罪事務所） | 25, 93, 101, 311, 330 |
| 有前科者（率） | 240, 243, 253 |

ラ

| | |
|---------|----------|
| ランサムウェア | 194, 316 |
|---------|----------|

リ

| | |
|------|--------|
| 略式手続 | 39, 44 |
|------|--------|

ル

| | |
|-------|---------|
| 類型別処遇 | 78, 146 |
|-------|---------|